販売所一覧

■政府刊行物サービス・センター（大蔵省印刷局直営）

(名称)	(郵便番号)	(所在地)	(電話)
霞が関	100	東京都千代田区霞が関1-2-1（農林水産省別館前）	03(3504) 3885㈹
大手町	100	東京都千代田区大手町1-3-2（大手町合同庁舎第2号館内）	03(3211) 7786㈹
大阪	540	大阪市中央区大手前1-5-63（大阪合同庁舎第3号館内）	06(942)1681・1682
名古屋	460	名古屋市中区三の丸2-5-1（名古屋合同庁舎第2号館内）	052(951)9205・9341
福岡	812	福岡市博多区博多駅東2-11-1（福岡合同庁舎内）	092(411)6201・6204
札幌	060	札幌市北区北八条西2-1-1（札幌第1合同庁舎内）	011(709)2401・2402
広島	730	広島市中区上八丁堀6-30（広島合同庁舎2号館内）	082(222) 6012㈹
仙台	980	仙台市青葉区本町3-2-23（仙台第2合同庁舎内）	022(261)8320・8321
金沢	920	金沢市広坂2-2-60（金沢広坂合同庁舎内）	0762(23)7303・7304
沖縄	900	那覇市久米2-30-1（久米庁舎内）	098(866)7506・7508

■官報販売所（大蔵省印刷局指定）

名称	郵便番号	所在地	電話	
北海道	060	札幌市中央区南二条西9丁目 サンケン札幌ビル1階（北海道官書普及㈱）	011(231)	0975
青森県	030	青森市本町2-7-16（今泉書店）	0177(76)	3611
岩手県	020	盛岡市南大通り1-16-2	0196(22)	2984
宮城県	980	仙台市青葉区宮町3-8-12	022(222)	6486
秋田県	010	秋田市大町2-2-2（石川書店）	0188(62)	2129
山形県	990	山形市本町2-4-11（㈱八文字屋）	0236(22)	2150
福島県	960	福島市大町7-20（㈱西沢書店）	0245(22)	0161
茨城県	310	水戸市宮町2-2-31（川又書店駅前店）	0292(31)	0102
栃木県	320	宇都宮市馬場通り2-1-6（㈲うちやま集英堂）	0286(33)	4094
群馬県	371	前橋市本町1-2-33（㈱煥乎堂）	0272(35)	8111
埼玉県	336	浦和市高砂1-3-4（㈲岩渕書店）	048(822)	7633
千葉県	260	千葉市中央区市場町6—14	043(222)	7635
神奈川県	231	横浜市中区相生町4-75（㈱横浜日経社）	045(681)	2661
東京都	101	東京都千代田区神田錦町1-2（東京官書普及㈱）	03(3292)	2671
新潟県	950	新潟市東大通り1-5-24（㈱北越書館）	025(244)	5297
富山県	939	富山市大泉東町1-3-7（中田図書販売㈱）	0762(34)	8111
石川県	920	金沢市広坂1—1—30〈宇都宮広坂ビル〉（㈱うつのみや）	0776(24)	0428
福井県	910	福井市中央1-4-18（㈱勝木書店）	0776(24)	0428
山梨県	400	甲府市中央4-2-18（㈱柳正堂書店）	0552(35)	2201
長野県	380	長野市大門町66-1（㈱長野西沢書店）	0262(33)	3187
岐阜県	500	岐阜市泉町5（㈲郁文堂書店）	0582(62)	9897
静岡県	420	静岡市追手町10-121 新中町ビル（㈱静岡県官報販売所）	054(253)	2661
愛知県第一	460	名古屋市中区栄3-27-30（㈲愛知県第一官報販売所）	052(264)	9155
愛知県第二	450	名古屋市中村区名駅3-25-5（共同新聞販売㈱）	052(561)	3578
三重県	514	津市中央12-12	0592(28)	4812
滋賀県	520	大津市中央1-5-2（㈲澤五車堂）	0775(24)	2683
京都府	604	京都市中京区河原町通六角下ル東入（㈲京都官書普及会）	075(221)	4444
大阪府	550	大阪市西区江戸堀1-2-14（㈱かんぽう）	06(443)	2171
兵庫県	650	神戸市中央区北長狭通5-4-3（㈱兵庫県官報販売所）	078(341)	0637
奈良県	630	奈良市大宮町6-1-9（㈱啓林堂書店奈良店）	0742(33)	8001
和歌山県	640	和歌山市本町1-18（㈱宮井平安堂）	0734(31)	1331
鳥取県	680	鳥取市末広温泉町164（㈱富士書店）	0857(23)	7271
島根県	690	松江市殿町63（㈴松江今井書店）	0852(24)	2230
岡山県	700	岡山市幸町3-22（㈲有文堂）	086(222)	2646
広島県	730	広島市中区国泰寺町2-2-17（㈱広島県官報販売所）	082(242)	4680
山口県	753	山口市道場門前1-3-11（㈱文栄堂）	0839(22)	5611
徳島県	770	徳島市一番町3-22（㈲小山助学館）	0886(54)	2135
香川県	760	高松市香町1-9-16（㈲香川県官報販売所）	0878(51)	6055
愛媛県	790	松山市三番町4-6-13（㈲愛媛県官報販売所）	0899(41)	7879
高知県	780	高知市本町5-2-21 城寶ビル1階	0888(72)	5866
福岡県	810	福岡市中央区天神4-5-17（政府刊行物普及㈱）	092(761)	1151
佐賀県	640	佐賀市白山1-2-18	0952(23)	3722
長崎県	850	長崎市出島町5-15（㈲長崎県官報販売所）	0958(22)	1413
熊本県	860	熊本市新町4-1-19（長崎次郎㈱）	096(352)	5069
大分県	870	大分市中春日町5-22	0975(32)	4308
宮崎県	880	宮崎市橘通東3-6-19（㈱田中書店）	0985(24)	0386
鹿児島県	890	鹿児島市上之園町33-14	0992(85)	0015
沖縄県	900	那覇市久茂地1-1-1 パレット久茂地ビル7階（㈱文教図書）	098(863)	5288

定価5,800円（送料実費）
（本体5,631円・税169円）

平成7年2月号

平成7年3月27日印刷発行

編集及び印刷・発行 **大蔵省印刷局**

東京都港区虎ノ門2—2—4 〒105

官報課ダイヤルイン 03（3587）4302

ページ	段	行	誤	正
一九七一	上	終りから一七	もしくは	若しくは
〃	〃	〃一六	網	綱
一九七二	〃	六	テリ織物	テリー織物
一九七三頁下段終りから四行目を一字下げる。				
一九七八	下	一五	部分品	その部分品
〃	〃	〃	その付属品	附属品
二〇〇六	下	表中	冷　蔵 D	冷　凍 D
二二七七	二	終りから一〇	鳥取県	島根県
二二七八	四	〃 一二	一三八―一五―三一	一三八―一五―四七
二二九一	〃	六	地方郵便局長	地方郵政局長
二三四一	下	七	二百三十一号	三百三十一号
二三五四	上	六行目中	「官　報	「官　署等
〃	下	一～三	(178) 「(178) 「	「(178) 「(178)
平成七年一月 一六	下	九	Partiea	Parties
二三三六	一	〃	ビクトリアで	ヴィクトリアで
二四六	三	三〇	富山市	富士市
三〇七	一	九	赤	恋
三八二	〃	終りから六	(R八灯)	(P八灯)
三八四	四	〃 二五	(縦掲)付黒	(縦掲)付　黒
三八九	一	〃 八	南H灯標	南H灯
三九二	〃	一九	統制通信通信所	統制通信事務所
三九三	二	一四	地方海上予報	地方海上警報
〃	〃	終りから二三	時時	時時分分
〃	〃	〃 一一	時時	時時分分
三九四	下	八	RJTD」	RJTD
四八八	一	終りから二一	「(商品名)」を削除する。	
〃	〃	〃 一	C三〇〇一	G三〇〇一
〃	二	八	「(商品名)」を削除する。	
四八九	〃	二〇	G三一三〇	C三一三〇
〃	四	二一	不燃接一〇四一	不燃第一〇四一
五〇〇	二	終りから一九	う小斑	う小斑
五一九	下	二	あっては、	あっては
五二二	上	一六	とおり	ように
〃	下	終りから一六	警器付	警器付のもの

ページ	段	行	誤	正
四四五	三	九	公的年等	公的年金等
四四九	〃	終りから一三	改正する	改正する
四八五	四	一	的において	内において

一六〇一頁上段終りから四行目の後及び一六〇二頁上段一二行目の後のそれぞれの縦仕切り罫線を取り後の表とつなげる。

ページ	段	行	誤	正
一六一五	一	二〇	価格	価額
〃	四	二三	信託施行規則	信託法施行規則
一六三〇	〃	一〇	以上	以内
〃	〃	一一	上	以上
〃	〃	一七〜二四	打ち出し	打出し
一六三二	〃	六	第一五条	第十五条
一六三四	上	二五	第五項、	、第五項、
一六三九	〃	終りから一	㈠	（一）
一六五五	一	〃 六	検査旅費相当額	審査旅費相当額
一六八四	上	〃 二一	漁業活動	漁業活動
一六八五	〃	〃 二五	「また」以下は改行し、行頭は六字目からとする。	
一六八六	〃	〃 一〇	確保する。	確保する
一六八七	〃	五	回顧といった。	回顧といった
〃	下	終りから二三	行頭は罫線より四字目からとする。	
一六八八	上	六	「都市ガス」以下は改行し、行頭は九字目からとする。	
一六九一	下	終りから八	野菜、果実	野菜果実
一六九二	〃	八	66%	60%
一六九三	上	九	用いられていが	用いられているが
一六九四	下	一六	実施等	実施時
一六九六	〃	終りから六	住宅者	消費者
〃	〃	〃 四	「一方」以下は改行し、行頭は六字目からとする。	
一六九九	上	一三	公共的施設	公共的施設
一七〇四	〃	終りから二	通じて	通じ
一七四八	一	〃 一七	金融機関	金融機関
〃	二	二四	山本吉成	山本吉成
一七四九	一	六	有栄達	有栄達
〃	二	終りから五	讃礼花	讃礼花
一七五〇	四	五	昭和62年	昭和63年
一七五五	一	終りから一五	伊二	伊藤二
一七七一	四	〃 八	平成六年十二月十三日に国際連合事務局長	平成六年十二月二十日に国際連合事務総長
〃	〃	〃 五	平成七年三月十三日	平成七年三月二十日
一七七五	一	〃 一三	四月一日	四月十日
〃	二	〃 二〇	付し、	対し、
一七七六	一	二	次の諸国	次の諸項
一七七七	一	一五	(b)の決定は、	(b)の規定は、
一七八七	四	終りから一〇	木来適用される	本来適用される
一七八九	三	〃 二一	当たり、	当り、
〃	四	〃 一三	場合は、	場合に、
一七九〇	二	〃 一六	採用の結果	援用の結果
一七九二	一	五	除く。)	除く。)。
一八三〇	四	終りから八	ウウポポ	ゥウポポ
一八三一	下	〃 一七	一般	一級
一八三二	全	一八	町三六八八番一	町読書三六六八番一
〃	〃	終りから五	三七番一の一	三七番一の二
一八三三	〃	〃 一一	一七・六六メートル	一七・六六平方メートル

一八三四頁「下欄・名称」の表中「八代家住宅」と「主屋」の間に「(山梨県北巨摩郡明野村)」を加える。

同頁「下欄・名称」の表中「矢部家住宅」の後に「(鳥取県八頭郡八東町)」を加える。

同頁「下欄・所有者住所及び所在地」の表中「番地」は「番」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
一八三五	「中欄」表中		広間附玄関	広間附表玄関
一八四〇	一	終りから一	渋一丁目	渋谷一丁目
〃	四	〃 一四	行頭を一字上げる。	
一八四一	二	一〇	次の一号	次の二号
〃	三	二一	第百五十四	第百五十四号
一八五七	一	一〇	六〇九の六〇	六〇九の九〇
一八五八	〃	二二	字東葛根田	字東葛根田
〃	〃	三一	字御陣長根	字御陣長根
〃	〃	三二	葛巻町	葛巻町
〃	二	九	字東葛根田	字東葛根田
一八六一	三	終りから一六	捉伐	択伐
一八六六	二	〃 九	一五の一九	一五から一九
一八六九	一	〃 一	三二四の一	三二四の二
〃	四	五	六、上	六・上
一八七五	下	二三	木曽福島村	木曽福島町
一八七六	上	終りから二五〜二六	「「大分県 日田郡 中津江村（大字合瀬字野尻、渡神岳、合瀬字笠、大字栃野字三ッ頭国有林ヲ除ク）」上江津村」を削り、「」を削る。	前津江村、中津江村ノ内大字合瀬字野尻、渡神岳、合瀬字笠、大字栃野字三ッ頭国有林、大山町、天瀬町
〃	〃	〃 一七	一円	

一八七六頁下段「宮崎」の項中三行目「南那珂郡」の次に次の一行を加える。
「東諸県郡　高岡町」

ページ	段	行	誤	正
一八七六	下	終りから一二	同表	同条
一八八〇	上	四	その他の制限事項	含有を許される有害成分の最大量
一九六六	〃	終りから九	成るもので	成るもので、
一九七〇	下	〃 三	その他のこれに	その他これに

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成六年十月				
三四八	三	終りから四	（次の図に示す部分に限る。）	（国有林。次の図に示す部分に限る。）
四二四	下	表中	1 b10	1 b1
〃	〃	〃	YY b7	YY b1
平成六年十一月				
二九三	三	終りから九	の二第六項	第七項
二九四	四	〃 一三	ときは、	ときは
二九六	上	四	昭和二十二	昭和二十二年
二九七	〃	二三 二四	候補者の	候補者の推薦届出書
〃	〃	〃	候補者届」	候補者推薦届」
二九九	下	表中	「二三四」を「三四五」とし、「一」の次に「二　団体所属に関する文書」を加える。	
三〇〇	上	〃	「二三四五六」を「三四五六七」とし、「一」の次に「二　団体所属に関する文書」を加える。	
三一一	〃	二	第二十号様式（候補者の選定手続等に関する届出書の様式）（第十二条の九関係）	第二十号様式（候補者の選定手続等に関する届出書の様式）（第十二条の九関係）
三一六	下	一一	何人	何人に
〃	〃	〃	いずれ	いずれに
三一八	全	表中	各出数	各出数
			(5)	(6)
三一〇	上	一一	その四中	その四中「同条第三項」を「同条第四項」に、「何人に」を「いずれに」に、
三一三	全	一	備考1中	中「同条第三項」を「同条第四項」に、「何人に」を「いずれに」に改め、同様式その三備考1中
三二一	下	二七	所属[illegible]	所属党派
三三七	〃	終りから八行目の行頭を一字上げる。		
三三九	〃	一七	に、	に、「9に」を「10に」に、
〃	〃	終りから一六	に、	に、「15に」を「14に」に、
〃	〃	〃 一三	加え、	加え、同記載要領17(2)オ中「支部交付金」を「当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金」に改め、

ページ	段	行	誤	正
三四一	上	終りから四〜五	平成六年十二月二十五日	政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号。以下「改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日
〃	〃	〃 四	平成六年十二月二十五日	同日
〃	〃	〃 三	法律による	法律（平成六年法律第二号）による
〃	下		四行目を「2　改正法附則第四」とし、五行目以降に続ける。	
三七七	四	終りから四	届出	届出をするときに併せてする届出
三七八	上	〃 三	を超えた	以上である
五九四	一	一一	一四七二	イ一四七二
五九七	四	二一	円山川地域	加古川又は円山川地域
六〇八	一	終りから二三	大潮町	大朝町
平成六年十二月				
三	下	一七	支払った金額	支払った金額
四	上	一八	一月一日から	一月一日から、
一〇	下	終りから一六	必要とするの者	必要とする者
一六	三	〃 五	その協定	この協定
〃	四	二〇		
〃	〃	終りから二	企業を	企業が
六五	〃	〃 一五	従業員	従業者
六六	二	〃 一一	ものとする	ものとする。
六七	〃	〃 二三	又はそこれを	又はこれを
八五	三	四	正する	正する。
八七	四	一七	前条第二号	前項第二号
八八	三	五	当該生産	当該年度
〃	四	終りから五	取扱業者者	取扱業者
九五	二	二二	業者を	業務を
〃	三	二七	規定を	指定を
九六	四	終りから三	「輸入生糸」	「、輸入生糸」
一〇二	一	一九	「国際特許出願	「国際特許出願」
〃	二	二五	第百八十五条	第百八十五条中
〃	〃	二六	含む。）	含む。）」
〃	四	一一	補正すること	補正をすること
一〇六	三	一九	までに	まで
一一〇	四	一〇	につき一発明	に一発明
一一三	一	二一	医療	医療費
一一六	〃	終りから一六	従前に例	従前の例
四四三	三	〃 一一	第百十一号	第百十号
四四四	一	二	する。）	とする。）
〃	二	終りから一七	第百四十一	第百四十

○福岡県公安委員会告示第十七号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により告示する。

平成七年二月十五日

福岡県公安委員会委員長　喜多村禎勇

指定暴力団

平成五年三月四日福岡県公安委員会告示第二十四号に係る指定番号九〇九三一一の指定暴力団（二代目太州会）

変更前

㈠　名称　二代目太州会

㈡　代表する者に代わるべき者の氏名　松岡正勝

㈢　代表する者に代わるべき者の住所　福岡県田川郡川崎町大字田原百二十九番地

変更後

㈠　名称　三代目太州会

㈡　代表する者の氏名　大馬雷太郎

㈢　代表する者の住所　福岡県田川郡大任町大字今任原四千百三十九番地の十二

別記様式第14　　　　非常警報器具及び設備（その2）

機能点検						
非常電源（内蔵型）	端子電圧		V			
	切替装置					
	充電装置					
	結線接続					
非常ベル・自動式サイレン	起動装置					
	操作部等	スイッチ類				
		ヒューズ類	A			
		継電器				
		表示灯				
		結線接続				
		接地				
	ベル・サイレン	音量等				
		鳴動方式	一斉　区分　相互			
放送設備	起動装置等	押しボタン等				
		非常電話				
		自動火災報知設備連動				
	増幅器等	スイッチ類				
		ヒューズ類	A			
		継電器				
		計器類				
		表示灯				
		結線接続				
		接地				
		回路選択				
		二以上の操作部等				
		遠隔操作器連動				
		非常用放送切替				
		回路短絡				
		火災音信号				
		音声警報音				
	スピーカー	音量等				
		鳴動方式	一斉　区分　相互			
		音量調整器				
警鐘・ゴング等						

備考
1 この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第14　　　　非常警報器具及び設備（その3）

総合点検						
音響装置・スピーカーの音量						
総合作動						
配線	絶縁抵抗	電源回路	常用　MΩ非常　MΩ			
		操作回路	MΩ			
		表示灯回路	MΩ			
		警報回路	MΩ			
		附属装置回路	MΩ			
	耐熱保護	電源回路				
		操作回路・表示灯回路等				
	専用回路					
	開閉器・遮断器					
備考						

測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名

備考
1 この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第五号

昭和五十年消防庁告示第三号に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成七年二月七日

消防庁長官　滝　　実

別表第十四　一中「操作装置」を「操作部」に、「スピーカ」を「スピーカー」に改める。

別表第十四　二(2)イ中「操作装置」を「操作部」に改める。

別表第十四　二(3)ア(イ)中「非常電話」を「自動火災報知設備の発信機又は非常電話」に改め、「かつ」の下に「、非常電話にあっては」を加え、(イ)の次に次のように加える。

(ウ)　自動火災報知設備との連動（連動するものに限る。）

自動火災報知設備から起動のための信号が送信された際、自動的に作動し、かつ、相互の機能障害がないかどうかを確認すること。

別表第十四　二(3)イ中「操作装置」を「操作部」に、同(ク)中「作動表示灯」を「階別作動表示灯」に、同(ケ)中「操作装置」を「操作部又は遠隔操作器」に改める。

別表第十四　二(3)イ中(コ)を削り、(サ)を(コ)とし、(シ)を(サ)とし、(ス)中「しや断」を「遮断」に改める。

別表第十四　二(3)イ中(ス)を(シ)として、(シ)の次に次のように加える。

(ス)　音声警報音

音声警報音を発するものにあっては、起動装置試験を行い、感知器発報放送、火災放送及び非火災報放送が正常であるかどうかを確認すること。

別表第十四　二(3)イに次のように加える。

(ソ)　マイクロホン（音声警報音を発するものに限る。）

マイクロホンによる放送を行い、自動的に音声警報音が停止するかどうかを確認すること。

別表第十四　二(3)ウ中「スピーカ」を「スピーカー」に改める。

別表第十四　三中「スピーカ」を「スピーカー」に改め、同(2)中「音量」を「音圧」に改め、同(2)中「又は操作装置等」を「若しくは操作部又は遠隔操作器」に改め、同(2)中「場合」の下に「又は自動火災報知設備から起動のための信号を受信した場合」を加える。

別記様式第十四を次のように改める。

別記様式第14　（その１）

非常警報器具及び設備点検票

名称		防火管理者	㊞
所在		立会者	㊞
点検種別	外観・機能・総合	点検年月日	年　月　日～　年　月　日
点検者	資格　番号	点検者所属会社	社名　TEL
	氏名　㊞		住所
点検設備名	操作部・複合装置	製造者名	増幅器　製造者名
		型式等	型式等

点検項目			点検結果			措置内容
			種別・容量等の内容	判定	不良内容	
外観点検						
非常電源（内蔵型）		外形				
		表示				
非常ベル・自動式サイレン	起動装置	周囲の状況				
		外形				
	操作部等	外形				
		電圧計	V			
		スイッチ類				
		表示				
		予備品等				
	ベル・サイレン	外形				
		取付状態				
	表示灯					
放送設備	起動装置	周囲の状況				
		外形				
	増幅器等	周囲の状況				
		外形				
		電圧計	V			
		スイッチ類				
		保護板				
		表示				
		予備品等				
	スピーカー	外形				
		取付状態				
	表示灯					
警鐘・ゴング等		周囲の状況				
		外形				

備考
1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

以上の内容物を満たした最大収容重量の荷重状態において、次の表の上欄に掲げる収納する危険物の危険等級に応じ、同表の下欄に掲げる高さから、硬く、弾力性のない平滑な水平面に引き落として試験を行うこと。

危険等級	引き落とし高さ（単位　m）
Ⅰ	一・八
Ⅱ	一・二
Ⅲ	〇・八

二　引き落とし試験における基準は、運搬容器からの漏えいがないこと。

10　引き起こし試験及び引き起こし試験における基準は、次のとおりとする。

一　引き起こし試験は、次に定めるところによること。

イ　引き起こし試験は、頂部又は側部からつり上げられるように設計されたフレキシブルの運搬容器について実施すること。

ロ　運搬容器は、内容積の九十五パーセント以上の内容物を満たした最大収容重量の荷重状態において横倒しにし、一のつり具（つり具の数が四以上である場合は二のつり具）により〇・一メートル毎秒以上の速度で鉛直方向に床から離れるまで引き上げて試験を行うこと。

二　引き起こし試験の基準は、運搬容器に運搬中の安全性に影響を与えるような損傷がないこと。

（試験基準が適用されない機械により荷役する構造を有する運搬容器）

第六十八条の六の三　規則第四十三条第四項第二号ただし書の告示で定める運搬容器は、第四類の危険物のうち第二石油類（引火点が六十一度以上のものに限る。）、第三石油類、第四石油類又は動植物油類を収納するものとする。

（機械により荷役する構造を有する運搬容器への収納）

第六十八条の六の四　規則第四十三条の三第二項第七号に規定する運搬容器への収納に関し必要な事項は、次に定めるとおりとする。

一　金属製の運搬容器には、危険等級Ⅰの固体の自然発火性物質を収納しないこと。

二　織布で造られたフレキシブルの運搬容器（内部にコーティング又はライナーが施されたものを除く。）には、第一類の危険物を収納しないこと。

三　硬質プラスチック製の運搬容器又はプラスチック内容器付きの運搬容器には、五十五度の温度における運搬容器内のゲージ圧力が内圧試験における試験圧力に三分の二を乗じた値を超える液体の危険物又は第四類の危険物（引火点が〇度未満のものに限る。）を収納しないこと。

四　軟質のプラスチック内容器付きの運搬容器には、液体の危険物（第四類の危険物のうち第二石油類（引火点が六十一度以上のものに限る。）、第三石油類、第四石油類及び動植物油類を除く。）又は危険等級Ⅰの固体の危険物を収納しないこと。

五　プラスチック内容器付きの運搬容器（内容器が硬質プラスチック製で、外装が鋼製のものを除く。）又は木製の運搬容器には、有機過酸化物を収納しないこと。

（機械により荷役する構造を有する運搬容器の表示）

第六十八条の六の五　規則第四十四条第六項第四号に規定する運搬容器の外部に行う表示に関し必要な事項は、次の各号に掲げる運搬容器の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　金属製の運搬容器

イ　二十度の温度における内容積（単位　ℓ）

ロ　運搬容器の自重（単位　kg）

ハ　直近の気密試験実施年月

ニ　直近の点検実施年月

ホ　収納又は排出時に当該容器に加わる最大圧力（単位　kPa又はbar）

ヘ　本体の材料及び最小厚さ（単位　mm）

二　フレキシブルの運搬容器　つり上げ方法

三　硬質プラスチック製の運搬容器又はプラスチック内容器付きの運搬容器

イ　二十度の温度における内容積（単位　ℓ）

ロ　運搬容器の自重（単位　kg）

ハ　内圧試験における試験圧力（単位　kPa又はbar）

ニ　収納又は排出時に当該容器に加わる最大圧力（単位　kPa又はbar）

ホ　直近の気密試験実施年月

ヘ　直近の点検実施年月

四　ファイバ板製の運搬容器又は木製の運搬容器　運搬容器の自重（単位　kg）

附　則

この告示は、平成七年四月一日から施行する。

危険等級	落下高さ（単位　m）
I	一・八
II	一・二
III	〇・八

二　落下試験における基準は、運搬容器からの漏えいがないこと。

3　気密試験及び気密試験における基準は、次のとおりとする。

一　気密試験は、次に定めるところによること。

イ　気密試験は、液体の危険物又は〇・一重量キログラム毎平方センチメートル以上の圧力を加えて収納し、若しくは排出する固体の危険物を収納するすべての種類の運搬容器につ て実施すること。

ロ　運搬容器は、〇・二重量キログラム毎平方センチメートルの空気圧力を十分間加えて試験を行うこと。

二　気密試験における基準は、運搬容器からの漏えいがないこと。

4　内圧試験及び内圧試験における基準は、次のとおりとする。

一　内圧試験は、次に定めるところによること。

イ　内圧試験は、液体の危険物又は〇　一重量キログラム毎平方センチメートル以上の圧力を加えて収納し、若しくは排出する固体の危険物を収納するすべての種類の運搬容器について実施すること。

ロ　運搬容器は、次の表の上欄に掲げる運搬容器の種類及び同表の中欄に掲げる収納する危険物の危険等級等に応じ、同表の下欄に掲げる圧力の水圧力を十分間加えて試験を行うこと。

運搬容器の種類	収納する危険物の危険等級等	圧力（単位　kgf／㎠）
金属製の運搬容器	危険等級Iの固体の危険物	二・五
	危険等級II又はIIIの固体の危険物	二・〇
	液体の危険物	〇・六六及び二・〇
硬質プラスチック製の運搬容器又はプラスチック内容器付きの運搬容器	固体の危険物	〇・七六
	液体の危険物	次に掲げる圧力のうちいずれか高い方の圧力 (1)　五十五度の温度における運搬容器内のゲージ圧力の一・五倍の圧力 (2)　一・〇

二　内圧試験における基準は、次に定めるところによること。

イ　運搬容器からの漏えいがないこと。

ロ　運搬容器（液体の危険物を収納する金属製の運搬容器にあつては、〇・六六重量キログラム毎平方センチメートルの水圧力を加えたものに限る。）には、運搬中の安全性に影響を与えるような変形がないこと。

5　積み重ね試験及び積み重ね試験における基準は、次のとおりとする。

一　積み重ね試験は、次に定めるところによること。

イ　積み重ね試験は、フレキシブルの運搬容器又はフレキシブルの運搬容器以外の運搬容器であつて、積み重ねられるように設計されたすべての種類の運搬容器について実施すること。

ロ　運搬容器は、最大総重量（最大収容重量の危険物を収納した場合の運搬容器の全重量をいう。以下この条にお て同じ。）の荷重状態（フレキシブルの運搬容器にあつては、内容積の九十五パ セント以上の内容物を満たした最大収容重量の荷重状態）にお て試験を実施すること。

ハ　運搬の際に積み重ねられる同種の運搬容器（最大収容重量の内容物を収納したもの以下この項にお て同じ。の全重量の ・八倍の荷重を容器の上部に加えた状態において、次の表の上欄に掲げる運搬容器の種類に応じ 同表の下欄に掲げる期間存置して試験を行うこと。

運搬容器の種類	期間
金属製	五分
フレキシブル	二十四時間
硬質プラスチック製（自立型以外のもの）	
硬質のプラスチック内容器付き	
ファイバ板製	
木製	
硬質プラスチック製（自立型のもの）	四十度以上の温度で二十八日間
軟質のプラスチック内容器付き	

二　積み重ね試験における基準は、次に定めるところによる こと。

イ　運搬容器からの漏えいがないこと。

ロ　運搬容器には、運搬中の安全性に影響を与えるような変形（フレキシブルの運搬容器にあつては、劣化）がないこと。

6　底部持ち上げ試験及び底部持ち上げ試験における基準は、次のとおりとする。

一　底部持ち上げ試験は、次に定めるところによる と。

イ　底部持ち上げ試験は、フレキシブルの運搬容器以外の運搬容器であつて、底部から持ち上げられるように設計されたすべての種類の運搬容器につ て実施すること。

ロ　運搬容器は、最大総重量の 一五倍の荷重状態において底部から二回持ち上げて試験を行うこと。

二　底部持ち上げ試験における基準は、次に定めるところによること。

イ　運搬容器からの漏えいがないこと。

ロ　運搬容器には、運搬中の安全性に影響を与えるような変形がないこと。

7　頂部つり上げ試験及び頂部つり上げ試験における基準は、次のとおりとする。

一　頂部つり上げ試験は、次に定めるところによること。

イ　頂部つり上げ試験は、ファイバ板製の運搬容器又は木製の運搬容器以外の運搬容器であつて、頂部（フレキシブルの運搬容器にあつては、頂部又は側部）からつり上げられるように設計されたすべての種類の運搬容器について実施すること。

ロ　運搬容器は、最大総重量の二倍（フレキシブルの運搬容器にあつては、最大収容重量の六倍）の荷重状態においてつり上げ、五分間保持して試験を行うこと。

二　頂部つり上げ試験における基準は、次に定めるところによること。

イ　運搬容器からの漏えいがないこと。

ロ　運搬容器には、運搬中の安全性に影響を与えるような変形（フレキシブルの運搬容器にあつては、損傷）がないこと。

8　裂け伝播試験及び裂け伝播試験における基準は、次のとおりとする。

一　裂け伝播試験は、次に定めるところによること。

イ　裂け伝播試験は、フレキシブルの運搬容器について実施すること。

ロ　運搬容器は、内容積の九十五パーセント以上の内容物を満たした最大収容重量の荷重状態において試験を実施すること。

ハ　地面に置いた運搬容器の底面と内容物の頂部との中間位置に完全に側面材を貫き通す長さ十センチメートルの切傷をつけ、次に運搬容器に最大収容重量の二倍の重量の荷重を均一に加え五分間保持した後、付加荷重を取り除いてからつり上げ、五分間保持して試験を行うこと。

二　裂け伝播試験における基準は、裂け目の伝播が二・五センチメートル以下であること。

9　引き落とし試験及び引き落とし試験における基準は、次のとおりとする。

一　引き落とし試験は、次に定めるところによること。

イ　引き落とし試験は、フレキシブルの運搬容器について実施すること。

ロ　運搬容器は、内容積の九十五パーセント

ロ　使用する材料の最小厚さは、次によること。

(1)　基準鋼（規格最小伸びと規格引張強さとの積が一万であるものをいう。このロにおいて同じ。）　次の表の上欄に掲げる運搬容器の容積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値

容積（単位　㎥）	最小厚さ（単位　㎜）			
	固体の危険物を重力で収納し、又は排出する運搬容器		液体の危険物を収納する運搬容器又は固体の危険物を圧力を加えて収納し、若しくは排出する運搬容器	
	容器本体が保護されていないもの	容器本体が保護されているもの	容器本体が保護されていないもの	容器本体が保護されているもの
〇・二五を超え一・〇以下	二・〇	一・五	二・五	二・〇
一・〇を超え二・〇以下	二・五	二・〇	三・〇	二・五
二・〇を超え三・〇以下	三・〇	二・五	四・〇	三・〇

(2)　基準鋼以外の金属　次の式により求めた値

$$t_1 = \frac{21.4 \cdot t_0}{\sqrt[3]{Rm_1 \cdot A_1}}$$ （ただし、$t_1 \geq 1.5$）

t_1は、当該材料における最小厚さ（単位　㎜）

t_0は、基準鋼を使用した場合の最小厚さ（単位　㎜）

Rm_1は、当該材料の規格引張強さ（単位　N／㎟）

A_1は、当該材料の規格最小伸び（パーセント）

ハ　液体の危険物を収納するものにあっては、五十五度の温度における運搬容器内の圧力を超え〇・六六重量キログラム毎平方センチメートル以下の圧力で作動し、火災時に本体の破損が生じないように十分な量の蒸気を放出することができる安全装置を設けること。

二　フレキシブルの運搬容器の構造は、次に掲げるところによること。

イ　紙袋は、二十四時間以上水に完全に浸せきした後においても、相対湿度六十七パーセント以下の平衡状態におかれた場合の引張強さの八十五パーセント以上の強度を有するものであること。

ロ　収納時の高さの幅に対する割合は、二以下であること。

三　硬質プラスチック製の運搬容器のうち液体の危険物を収納するものにあっては、内圧試験における試験圧力を超える内圧が生じる場合に本体の破損が生じないように十分な量の蒸気を放出することができる安全装置を設けること。

四　プラスチック内容器付きの運搬容器の構造は、次に掲げるところによること。

イ　液体の危険物を収納するものにあっては、内圧試験における試験圧力を超える内圧が生じる場合に内容器の破損が生じないように十分な量の蒸気を放出することができる安全装置を設けること。

ロ　ファイバ板製の外装（プラスチック内容器、附属設備等を囲む構造の剛性を持つ補強枠を構成する外部構造物をいう。第六十八条の六の二において同じ。）の外表面の耐水性にあっては、日本工業規格P八一四〇「紙及び板紙の吸水度試験方法」に規定するコッブ法により水と三十分以上接触させた場合において質量の増加が一平方メートル当たり百五十五グラムを超えないものであること。

五　ファイバ板製の運搬容器の構造は、次に掲げるところによること。

イ　頂部つり上げ装置を有しないこと。

ロ　外表面の耐水性にあっては、日本工業規格P八一四〇「紙及び板紙の吸水度試験方法」に規定するコッブ法により水と三十分以上接触させた場合において質量の増加が一平方メートル当たり百五十五グラムを超えないものであること。

ハ　外表面の衝撃あなあけ強さにあっては、日本工業規格P八一三四「板紙の衝撃あなあけ強さ試験方法」に規定する衝撃あなあけ強さ試験において、最小衝撃あなあけ強さが百五十三重量キログラムセンチメートル以上であること。

六　木製の運搬容器の構造は、次に掲げるところによること。

イ　頂部つり上げ装置を有しないこと。

ロ　容器本体に使用する合板にあっては、三層以上のものであること。

（機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例）

第六十八条の三の三　規則第四十三条第一項第二号ただし書の規定に基づき、第四類の危険物のうち第三石油類（引火点が百三十度以上のものに限る。）、第四石油類又は動植物油類を収納する最大容積千リットル以下の液体フレキシブルコンテナ（内袋をポリエチレン系の積層フィルム、外袋をポリプロピレン繊維で造られた補枠付き構造の容器をいう。以下この条において同じ。）で、次に掲げる性能を有するものは、規則別表第三の四の基準及び規則第四十三条第一項第二号イからへまでの基準に適合する運搬容器と安全上同等以上であると認める。

一　内容物を内容積の九十八パーセント以上満たした最大収容重量の荷重状態において、〇・八メートルの高さから、硬く、弾力性のない平滑な水平面に落下させた場合に内容物の漏えいがないこと。

二　〇・二重量キログラム毎平方センチメートルの空気圧力を加えた場合に空気の漏えいがないこと。

三　一・〇重量キログラム毎平方センチメートルの水圧力を十分間加えた場合に漏えいがないこと。

四　運搬の際に積み重ねられる同種の容器（最大収容重量の内容物を収納したもの）の全重量の一・八倍の重量の荷重を液体用フレキシブルコンテナの上部に均一に加えた状態で二十四時間存置した場合に容器の損傷又は補枠の変形を生じないこと。

五　最大収容重量の一・二五倍の荷重状態において、底部から二回持ち上げた場合に補枠の変形を生じないこと。

六　規則第四十三条第一項第二号イからへまでに定める基準に適合すること。

第六十八条の五第一項中「第四十三条第四項」を「第四十三条第四項第一号」に改める。

第六十八条の六中「第四十三条第四項」を「第四十三条第四項第一号」に改め、第三号を削り、同条の次に次の四条を加える。

（機械により荷役する構造を有する運搬容器の試験）

第六十八条の六の二　規則第四十三条第四項第二号の告示で定める落下試験、気密試験、内圧試験、積み重ね試験、底部持ち上げ試験、頂部つり上げ試験、裂け伝播試験、引き落とし試験及び引き起こし試験並びに告示で定める基準は、この条の定めるところによる。

2　落下試験及び落下試験における基準は、次のとおりとする。

一　落下試験は、次に定めるところによること。

イ　落下試験は、すべての種類の運搬容器について実施すること。

ロ　運搬容器は、固体の危険物を収納するものにあっては内容積の九十五パーセント以上の内容物を満たした状態（フレキシブルの運搬容器にあっては、内容積の九十五パーセント以上の内容物を満たした最大収容重量の荷重状態）において、液体の危険物を収納するものにあっては内容積の九十八パーセント以上の内容物を満たした状態において、試験を実施すること。

ハ　運搬容器のうち、硬質プラスチック製のもの又はプラスチック内容器付きのものにあっては、運搬容器及び内容物をマイナス十八度以下に冷却した状態において試験を実施すること。

ニ　運搬容器は、次の表の上欄に掲げる収納する危険物の危険等級に応じ、同表の下欄に掲げる高さから、硬く、弾力性のない平滑な水平面に落下させて試験を行うこと。

睦沢町との境界を次のとおり変更する旨、千葉県知事から届出があった。
右の境界変更は、平成七年三月一日からその効力を生ずるものとする。
平成七年二月二十二日　　自治大臣　野中　広務

茂原市に編入する区域
長生郡睦沢町大字川島字目黒一九六〇の一から一九六〇の一一まで、一九六一の一から一九六一の一二まで、一九六二の一から一九六二の二九まで、一九六三、一九六四の一、一九六四の二及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

○自治省告示第二十四号
市町の境界変更
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、兵庫県豊岡市と出石郡出石町との境界を次のとおり変更する旨、兵庫県知事から届出があった。
右の境界変更は、平成七年三月一日からその効力を生ずるものとする。
平成七年二月二十三日　　自治大臣　野中　広務

豊岡市に編入する区域
出石郡出石町大字伊豆字大保恵一〇八四の二、字手ヶ坪一七七四及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部並びに豊岡市大字倉見字渕田七二二の一、七二三の一、七二三の四に隣接する出石町の道路である国有地の一部

出石郡出石町に編入する区域
豊岡市大字倉見字渕田七二二の四から七二二の六まで、七二三の五、七二四の四、七二五の四、七二六の七、七二六の八、七二七の四、七二八の四、七二九の七、七二九の八、七三〇の四、七三一の四、七三三の二、七三三の三、字地蔵田八八六及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに出石町大字伊豆字万燈縄手八四一、八四二、八五一の一、字大保恵一〇八四の一、一〇八五から一〇九三に隣接する豊岡市の道路、水路である国有地の一部

○自治省告示第二十五号
市町村の境界変更
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、埼玉県熊谷市、大里郡大里村及び同郡江南町の境界を次のとおり変更する旨、埼玉県知事から届出があった。
右の境界変更は、平成七年三月一日からその効力を生ずるものとする。
平成七年二月二十四日　　自治大臣　野中　広務

熊谷市に編入する区域
大里郡大里村大字上恩田字前原四五の一部、字西浦四七七の一、四七七の二の一部、四七九の一の一部、四八〇の一の一部、四八一の三、四八二の一の一部、四八二の二、四八三の一、四八三の二、四八四の一の一部、四八四の二の一部、四九九の一の一部、四九九の二の一部、四九九の三、五〇〇、五〇一の一部、五〇二の一部、一五〇〇の一部、字上通五二一の一部、五二二、五二三の一部、五二四の一部、五二五、五三二の二の一部、五七二の三の一部、一五〇二の一部、一五〇三の一部、一五〇六の一部
大里郡江南町大字御正新田字万吉前九三六の三

大里郡大里村に編入する区域
熊谷市大字村岡字前原一の一部、一の二の一部、一二三の一部、二四の一部、二五の一の一部、字下出口七八一の三の一部、七八一の四の一部、七八一の九の一部、大字万吉字観明一九九六の一部、一九九七の一から一九九七の三までの各一部、大字平塚新田字下九九、一〇〇の一、一〇六から一〇八まで、一一五、一一六、一一七の一、一一八の一、一一九の一、一二〇の一、字村岡前二五七の一部、字上通五七三の一、五九四の六及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに大里郡大里村大字上恩田字西浦四八〇の一に隣接する熊谷市の道路である国有地の一部

○自治省告示第二十六号
町の境界変更
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、香川県三豊郡山本町と同郡豊中町との境界を次のとおり変更する旨、香川県知事から届出があった。
右の境界変更は、平成七年三月一日からその効力を生ずるものとする。
平成七年二月二十四日　　自治大臣　野中　広務

三豊郡山本町に編入する区域
三豊郡豊中町大字本山乙字四ッ足中一の一の一部、一の二の一部、三六の一部、三七の二、三八の一部、字四ッ足東二六九の一部、二七六の二、二七六の一一、大字上高野字田井二三の三、二六の五、二六の七、二六の八及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部並びに山本町大字大野字中西下二二六五の一に隣接する豊中町の水路である国有地の一部

三豊郡豊中町に編入する区域
三豊郡山本町大字大野字中西下二二二九の一部、二二三〇の一の一部、二二三〇の三、二二三二の一部、二二三三の一部、二二五二の一部、二二五五の一部、二二六二、二二六五の一の一部、二二六五の二の一部、二二八〇から二二八四までの各一部、二二八六の一部、二二八七の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに二二二五、二二三三、二二五二の地先の道路である国有地の一部

○自治省告示第二十七号
町村の境界変更
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、新潟県刈羽郡刈羽村と同郡西山町との境界を次のとおり変更する旨、新潟県知事から届出があった。
右の境界変更は、平成七年三月一日からその効力を生ずるものとする。
平成七年二月二十四日　　自治大臣　野中　広務

刈羽郡西山町に編入する区域
刈羽郡刈羽村大字十日市字東浦一の一、大字西元寺字沖三五の三、三七の三、三八の三、三八の六、三九の三、二〇五の乙、二〇八の乙、二〇九の乙、二一〇の乙、二一三、大字滝谷字春日田五一一の一、五一一の四及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

刈羽郡刈羽村に編入する区域
刈羽郡西山町大字新保字鴨島四五の二、四七の二、四八の一から四八の六まで、四九の二、五〇の二、五一の二、五二の二、五三の一、五三の三、五三の四、五四の二、五五の二、五六の二、五七の二、五九の二及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

○自治省告示第二十八号
危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第三十九条の三第一項第一号、第四十三条第一項及び第四項、第四十三条の三第二項第七号並びに第四十四条第六項第四号の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。
平成七年二月二十四日　　自治大臣　野中　広務

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。
第六十八条の二の二の見出し中「危険物の」を削り、同条中「第三十九条の三第一項」を「第三十九条の三第一項第一号」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号中「メートル」を「センチメートル」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とする。
第六十八条の三中「第四十三条第一項」を「第四十三条第一項第一号」に改め、同条第二号中「前条第二号」を「前条第一号」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「前条第三号」を「前条第二号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「前条第四号」を「前条第三号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「前条第五号」を「前条第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を削り、同条第七号中「前条第七号」を「前条第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同条の次に次の二条を加える。
（機械により荷役する構造を有する運搬容器の構造）
第六十八条の三の二　規則第四十三条第一項第二号へに規定する運搬容器の構造に関し必要な事項は、次に定めるとおりとする。
一　金属製の運搬容器の構造は、次に定めるところによること。
イ　使用する材料の破断時の伸びは、次によること。
(1)　鋼　次の式により求めた値
$A \geqq \frac{10000}{Rm}$（ただし、A≧20）
Aは、破断時の伸び（パーセント）
Rmは、規格引張強さ（単位　N／㎟）
(2)　アルミニウム　次の式により求めた値
$A \geqq \frac{10000}{6Rm}$（ただし、A≧8）
Aは、破断時の伸び（パーセント）
Rmは、規格引張強さ（単位　N／㎟）

得票総数

平成四年七月二六日執行通常選挙	選挙区選挙	四、三九九、六八四・四〇四票
平成元年七月二三日執行通常選挙	選挙区選挙	三、八七八、七八三　票

支部の数　一〇　うち法第十四条第二項に規定する支部の数　一〇

政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成元年六月八日

政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成六年一二月二六日

○自治省告示第十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十四条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十一日　自治大臣　野中　広務

新設政党の名称	届出年月日
新進党	平成七年一月一三日

合併解散政党の名称	解散年月日
公明新党	平成六年一二月九日
新生党	平成六年一二月九日
日本新党	平成六年一二月九日
民社党	平成六年一二月九日
新党「自由党」	平成六年一二月九日
新党・みらい	平成六年一二月九日

合併解散政党の得票総数

公明新党

〔政党助成法施行令第五条第二項の規定により得票総数とみなされる数

平成五年七月一八日執行総選挙		四、二九九、〇一九・八九一票
平成四年七月二六日執行通常選挙	比例代表選挙	五、三九二、七四一・六五二票
	選挙区選挙	二、九八四、一〇八・四〇五票
平成元年七月二三日執行通常選挙	比例代表選挙	五、一二五、八三〇・六九五票
	選挙区選挙	二、四三八、四七七・一八八票〕

新生党

平成五年七月一八日執行総選挙		六、三四一、三六四・八二一票

日本新党

平成五年七月一八日執行総選挙		五、〇五三、九八一・一二四票
平成四年七月二六日執行通常選挙	比例代表選挙	三、六一七、二四六・六六二票

民社党

平成五年七月一八日執行総選挙		二、二〇五、六八二・六三六票
平成四年七月二六日執行通常選挙	比例代表選挙	二、二五五、四二三　票
	選挙区選挙	一、〇三九、九七九・九二二票
平成元年七月二三日執行通常選挙	比例代表選挙	二、七二六、四一九　票
	選挙区選挙	二、〇六六、五三三　票

○自治省告示第二十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十一日　自治大臣　野中　広務

分割政党の名称	届出年月日
公明	平成七年一月一一日

分割解散政党の名称	解散年月日
公明党	平成六年一二月五日

分割解散政党の得票総数

公明党

平成五年七月一八日執行総選挙		五、一一四、三五一・二五〇票
平成四年七月二六日執行通常選挙	比例代表選挙	六、四一五、五〇三票
	選挙区選挙	三、五五〇、〇六〇票
平成元年七月二三日執行通常選挙	比例代表選挙	六、〇九七、九七一票
	選挙区選挙	二、九〇〇、九四七票

分割政党の所属議員数	一二人
当該分割に係る各分割政党の所属議員数を合算した数	七六人
分割政党の選挙時所属議員数	一一人
当該分割に係る各分割政党の選挙時所属議員数を合算した数	六九人

○自治省告示第二十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十一日　自治大臣　野中　広務

政党の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
スポーツ平和党	主たる事務所の所在地	東京都港区六本木六―三―八	東京都渋谷区円山町五―二	平成七年一月一七日
	会計責任者	内村　義徳	猪木　快守	平成七年一月一七日
	会計責任者の職務代行者	澤野慎太郎	佐藤久美子	平成七年一月一七日
新党さきがけ	支部の数	九九	九四	平成七年一月二〇日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	九〇	八五	
自由民主党	会計監査を行うべき者	塚原　俊平	佐藤　信二	平成七年一月二五日

○自治省告示第二十二号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、茨城県水戸市と那珂郡那珂町との境界を次のとおり変更する旨、茨城県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年三月一日からその効力を生ずるものとする。

平成七年二月二十二日　自治大臣　野中　広務

水戸市に編入する区域

那珂郡那珂町大字戸字二本松下二九〇二の一部、二九〇七の一部、二九一〇の一部、字道口三一七〇の一部、三一七二の一部、三一七九の一部、三一八〇の一部、三一八五の一部、三一八六の一部、三一九四の一部、三一九七の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

那珂郡那珂町に編入する区域

水戸市上国井町字竹ノ越二二〇三の一部、二二二〇の一の一部、字竹越二二二六の一部、字阿川下二二二七の一部、二二二八の一部、二二三一から二二三三までの各一部、二二四三から二二四六までの各一部、二二四八の一部、二二五〇の一の一部、二二五〇の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

○自治省告示第二十三号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、千葉県茂原市と長生郡

肥田美代子	大阪府大阪市生野区勝山北二—四—八	参議院議員 比例代表	平成元年七月二三日	○
庄司　中	千葉県長生郡一宮町一宮一四一九—一	参議院議員 比例代表	平成元年七月二三日	○
村田誠醇	東京都杉並区本天沼二—八—一五	参議院議員 比例代表	平成元年七月二三日	○
堀　利和	東京都品川区東品川一—一—九	参議院議員 比例代表	平成元年七月二三日	○
三重野栄子	福岡県筑紫野市大字紫一六七—三〇	参議院議員 福岡県	平成二年六月一〇日	
岩崎昭弥	岐阜県岐阜市近島二—六—一五	参議院議員 岐阜県	平成五年七月一八日	
峰崎直樹	北海道札幌市南区澄川六条三—四—八	参議院議員 北海道	平成四年七月二六日	○
矢田部　理	茨城県水戸市見川一—一—九一—一	参議院議員 茨城県	平成四年七月二六日	○
瀬谷英行	埼玉県熊谷市本石二—一二四	参議院議員 埼玉県	平成四年七月二六日	○
赤桐　操	千葉県千葉市若葉区都賀の台四—九—一三	参議院議員 千葉県	平成四年七月二六日	○
千葉景子	神奈川県横浜市保土ケ谷区霞台四六—四	参議院議員 神奈川県	平成四年七月二六日	○
大渕絹子	新潟県小千谷市真人町丁八七五—一	参議院議員 新潟県	平成四年七月二六日	○
今井　澄	長野県茅野市宮川一一一二—三	参議院議員 長野県	平成四年七月二六日	○
青木薪次	静岡県静岡市富士見台一—一〇—五	参議院議員 静岡県	平成四年七月二六日	○
本岡昭次	兵庫県三田市南が丘一—三四—一四	参議院議員 兵庫県	平成四年七月二六日	○
一井淳治	岡山県岡山市番町一—一—六	参議院議員 岡山県	平成四年七月二六日	○
栗原君子	広島県安芸郡熊野町神田一〇六	参議院議員 広島県	平成四年七月二六日	○
渡辺四郎	福岡県太宰府市五条二—五—一八	参議院議員 福岡県	平成四年七月二六日	○
上山和人	鹿児島県鹿児島市吉野町三〇七三—八七	参議院議員 鹿児島県	平成四年七月二六日	○
藁科満治	神奈川県川崎市中原区中丸子二六三	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○
大脇雅子	愛知県名古屋市千草区田代町四観音道一一六—一〇—二八	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	
鈴木和美	東京都大田区久が原四—三五—一五	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○
川橋幸子	東京都板橋区加賀二—三—一	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○
山本正和	三重県松阪市宝塚町八三〇—一一五	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○
及川一夫	千葉県船橋市習志野台五—一一—一二	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○
山口哲夫	東京都千代田区麹町四—七	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○
渕上貞雄	福岡県浮羽郡浮羽町流川七〇一	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○
志苫　裕	新潟県新潟市女池二二二三八—二	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○
萱野　茂	北海道沙流郡平取町字二風谷七九—一	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	

得票総数

平成五年七月一八日執行総選挙　九、六八七、五八八・九五八票

平成四年七月二六日執行通常選挙
　比例代表選挙　七、九八一、七二六票
　選挙区選挙　五、八四六、二三八票

平成元年七月二三日執行通常選挙
　比例代表選挙　一九、六八八、二五二票
　選挙区選挙　一五、〇〇九、四五一票

支部の数　二八八　うち法第十四条第二項に規定する支部の数　二八八

政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　昭和三〇年一〇月一四日

政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成六年一二月二八日

政党の名称	略称	主たる事務所の所在地	届出年月日
民主改革連合（みんしゅかいかくれんごう）		東京都港区元赤坂一—一—七	平成七年一月一七日

	氏名	住所	生年月日	選任年月日
代表者	磯村　修	山梨県中巨摩郡敷島町牛句二七四〇—二〇	昭和六年一月三日	平成六年一一月二五日
会計責任者	池田　治	東京都目黒区柿の木坂二—一二—四	昭和六年一二月一五日	平成六年五月二五日
会計責任者の職務代行者	維崎亮平	東京都小平市学園東町二九—七七	昭和九年三月一四日	平成五年六月二五日
会計監査を行うべき者	荻野浩基	宮城県仙台市青葉区西勝山一九—一六	昭和一五年七月二〇日	平成六年五月二五日

所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	総選挙・通常選挙において所属していた者は○
粟森　喬	石川県金沢市末町九—一七	参議院議員 石川県	平成元年七月二三日	○
池田　治	東京都目黒区柿の木坂二—一二—四	参議院議員 愛媛県	平成元年七月二三日	○
磯村　修	山梨県中巨摩郡敷島町牛句二七四〇—二〇	参議院議員 山梨県	平成元年七月二三日	○
乾　晴美	徳島県徳島市上吉野町三—二四—三	参議院議員 徳島県	平成元年七月二三日	○
井上哲夫	三重県四日市市松本町四—五—一三	参議院議員 三重県	平成元年七月二三日	○
笹野貞子	京都府向日市寺戸町二枚田一二—二六	参議院議員 京都府	平成元年七月二三日	○
荻野浩基	宮城県仙台市青葉区西勝山一九—一六	参議院議員 宮城県	平成四年三月八日	
古川太三郎	福井県福井市宝永二—一二—一四	参議院議員 福井県	平成元年七月二三日	○
星川保松	山形県尾花沢市大字尾花沢三五六二—二	参議院議員 山形県	平成元年七月二三日	○

森井　忠良	広島県呉市吉浦岩神町七―三六	衆議院議員　広島県第二区	平成五年七月一八日	○
三野　優美	香川県高松市中野町三四―六	衆議院議員　香川県第一区	平成五年七月一八日	○
田中　恒利	愛媛県東宇和郡明浜町大字俵津二番耕地四八〇	衆議院議員　愛媛県第三区	平成五年七月一八日	○
五島　正規	高知県高知市東秦泉寺八三四―一	衆議院議員　高知県	平成五年七月一八日	○
松本　龍	福岡県福岡市東区馬出一―三―三	衆議院議員　福岡県第一区	平成五年七月一八日	○
岩田　順介	福岡県嘉穂郡穂波町大字小正四二二	衆議院議員　福岡県第二区	平成五年七月一八日	○
細谷　治通	福岡県大牟田市不知火町二―一六〇―二	衆議院議員　福岡県第三区	平成五年七月一八日	○
中西　績介	福岡県田川郡香春町大字採銅所三三二八―三	衆議院議員　福岡県第四区	平成五年七月一八日	○
緒方　克陽	佐賀県鳥栖市鎗田町四二〇―二	衆議院議員　佐賀県	平成五年七月一八日	○
田口　健二	長崎県長崎市中小島二―九―三	衆議院議員　長崎県第一区	平成五年七月一八日	○
山崎　泉	長崎県佐世保市須田尾町九―三四	衆議院議員　長崎県第二区	平成五年七月一八日	○
田中　昭一	熊本県熊本市御幸笛田町一〇一七―三	衆議院議員　熊本県第一区	平成五年七月一八日	○
村山　富市	大分県大分市千代町三―二―二	衆議院議員　大分県第一区	平成五年七月一八日	○
武藤　勝彦（横光　克彦）	大分県別府市浜町九―一	衆議院議員　大分県第二区	平成五年七月一八日	
浜田　健一	鹿児島県姶良郡姶良町平松二六六三―八三	衆議院議員　鹿児島県第二区	平成五年七月一八日	○
上原　康助	沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良八一七	衆議院議員　沖縄県	平成五年七月一八日	○
竹村　泰子	北海道札幌市中央区円山西町五―五―二二	参議院議員　北海道	平成元年七月二三日	
菅野　久光	北海道札幌市厚別区厚別北一条三―一―一	参議院議員　北海道	平成元年七月二三日	○
小川　仁一	岩手県盛岡市上田一―一四―六	参議院議員　岩手県	平成元年七月二三日	○
細谷　昭雄	秋田県仙北郡神岡町神宮寺字中瀬古川敷一〇一三	参議院議員　秋田県	平成元年七月二三日	○
会田　長栄	福島県石川郡石川町字当町九二―二	参議院議員　福島県	平成元年七月二三日	○
種田　誠	茨城県水戸市東赤塚二二三三―三	参議院議員　茨城県	平成元年七月二三日	○
上野　雄文	栃木県宇都宮市清住三―二―七	参議院議員　栃木県	平成元年七月二三日	○
角田　義一	群馬県前橋市下石倉町一一―五	参議院議員　群馬県	平成元年七月二三日	○
深田　肇	埼玉県浦和市神明二―一三―一	参議院議員　埼玉県	平成元年七月二三日	○
糸久八重子	千葉県勝浦市墨名二九三―六	参議院議員　千葉県	平成元年七月二三日	○
稲村　稔夫	新潟県三条市西大崎一―五―二〇―七	参議院議員　新潟県	平成元年七月二三日	○
村沢　牧	長野県下伊那郡豊丘村神稲三四六〇―一	参議院議員　長野県	平成元年七月二三日	○
桜井　規順	静岡県静岡市内牧一八二四―二六二	参議院議員　静岡県	平成元年七月二三日	
前畑　幸子	愛知県名古屋市名東区上社二―四五―一	参議院議員　愛知県	平成元年七月二三日	○
谷畑　孝	大阪府八尾市南太子堂三―三―四	参議院議員　大阪府	平成元年七月二三日	○
吉田　達男	鳥取県岩美郡岩美町太田一六九	参議院議員　鳥取県	平成元年七月二三日	
岩本　久人	島根県松江市比津が丘三―一二―二〇	参議院議員　島根県	平成元年七月二三日	
森　暢子	岡山県岡山市富原七一八―二	参議院議員　岡山県	平成元年七月二三日	○
浜本　万三	広島県広島市東区牛田旭二―一二―三六	参議院議員　広島県	平成元年七月二三日	○
山田　健一	山口県熊毛郡平生町大野南五八九―四	参議院議員　山口県	平成元年七月二三日	○
喜岡　淳	香川県高松市屋島西町六七五―八	参議院議員　香川県	平成元年七月二三日	○
篠崎　年子	長崎県佐世保市小島町四四五―一八	参議院議員　長崎県	平成元年七月二三日	○
梶原　敬義	大分県大分市明野西一―一九―三	参議院議員　大分県	平成元年七月二三日	○
野別　隆俊	宮崎県宮崎市吉村町引戸甲六二九―二四	参議院議員　宮崎県	平成元年七月二三日	○
久保　亘	鹿児島県鹿児島市城山一―二七―五	参議院議員　鹿児島県	平成元年七月二三日	○
松前　達郎	東京都武蔵野市西久保一―一四―一	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	○
久保田真苗	神奈川県横浜市青葉区市が尾町一一五二―一八	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	○
日下部禧代子	神奈川県横浜市保土ケ谷区峰岡町三―三八―一	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	○
大森　昭	東京都江戸川区南小岩四―九―二六	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	○
佐藤　三吾	東京都武蔵野市吉祥寺本町二―一五―二	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	○
安永　英雄	福岡県鞍手郡宮田町大字宮田四七八四―二	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	○
谷本　巍	東京都板橋区仲宿八一―一	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	○
穐山　篤	山梨県甲府市緑が岡一―一五―四	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	○
清水　澄子	埼玉県大宮市東大成町一―六二四―一	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	○
北村　哲男	東京都千代田区一番町一五―六	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	○
菅野　寿	埼玉県和光市本町二八―五	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	○

鉢呂　吉雄	北海道瀬棚郡今金町字今金四一五―一六	衆議院議員 北海道第三区	平成五年七月一八日	○
金田　誠一	北海道函館市亀田本町一―一五	衆議院議員 北海道第三区	平成五年七月一八日	
池端　清一	北海道室蘭市舟見町二―七―一九	衆議院議員 北海道第四区	平成五年七月一八日	○
永井　哲男	北海道北見市北七条西一―一―四―一	衆議院議員 北海道第五区	平成五年七月一八日	
今村　修	青森県青森市青柳一―六―一	衆議院議員 青森県第一区	平成五年七月一八日	○
沢藤礼次郎	岩手県北上市川岸四―一三―二七	衆議院議員 岩手県第二区	平成五年七月一八日	○
岡崎トミ子	宮城県仙台市青葉区二日町一八―二五	衆議院議員 宮城県第一区	平成五年七月一八日	○
日野　市朗	宮城県石巻市日和が丘三―三―一六	衆議院議員 宮城県第二区	平成五年七月一八日	○
畠山健治郎	秋田県大館市松峰字西松峰一五六	衆議院議員 秋田県第一区	平成五年七月一八日	○
遠藤　登	山形県天童市大字貫津九〇四―一	衆議院議員 山形県第一区	平成五年七月一八日	○
大畠　章宏	茨城県日立市西成沢町四―一六―九	衆議院議員 茨城県第二区	平成五年七月一八日	○
竹内　猛	茨城県土浦市下高津四―八―四	衆議院議員 茨城県第三区	平成五年七月一八日	○
小林　守	栃木県鹿沼市加園一〇〇五―二	衆議院議員 栃木県第一区	平成五年七月一八日	○
田辺　誠	群馬県前橋市石倉町五―七―六	衆議院議員 群馬県第一区	平成五年七月一八日	○
山口　鶴男	群馬県吾妻郡草津町大字草津二九三	衆議院議員 群馬県第三区	平成五年七月一八日	○
細川　律夫	埼玉県越谷市弥栄町四―一―一〇五	衆議院議員 埼玉県第四区	平成五年七月一八日	○
大木　正吾	千葉県茂原市緑が丘四―一四―一〇	衆議院議員 千葉県第三区	平成五年七月一八日	○
山花　貞夫	東京都調布市西つつじケ丘一―三七―二	衆議院議員 東京都第十一区	平成五年七月一八日	○
伊藤　茂	神奈川県横浜市青葉区青葉台一―三二―三〇	衆議院議員 神奈川県第一区	平成五年七月一八日	○
岩垂寿喜男	神奈川県川崎市中原区宮内二―二―一	衆議院議員 神奈川県第二区	平成五年七月一八日	○
加藤　万吉	神奈川県茅ケ崎市共恵二―五―五	衆議院議員 神奈川県第三区	平成五年七月一八日	○
大出　俊	神奈川県横浜市南区井戸ケ谷下町一八	衆議院議員 神奈川県第四区	平成五年七月一八日	○
関山　信之	新潟県新潟市松和町八―三五	衆議院議員 新潟県第一区	平成五年七月一八日	○
坂上　富男	新潟県三条市一ノ門二―一―一一	衆議院議員 新潟県第三区	平成五年七月一八日	○
嶋崎　譲（島崎　譲）	石川県金沢市窪三―四〇二―四	衆議院議員 石川県第一区	平成五年七月一八日	○
辻　一彦	福井県福井市松本一―二八―一	衆議院議員 福井県	平成五年七月一八日	○
輿石　東	山梨県甲府市相生一―二―一六	衆議院議員 山梨県	平成五年七月一八日	○
堀込　征雄	長野県上田市大字蒼久保一八五―一	衆議院議員 長野県第二区	平成五年七月一八日	○
北沢　清功	長野県南安曇郡穂高町大字穂高六六五一―二	衆議院議員 長野県第四区	平成五年七月一八日	○
渡辺　力三（渡辺　嘉蔵）	岐阜県岐阜市養老町一―一六	衆議院議員 岐阜県第一区	平成五年七月一八日	○
山下八洲夫	岐阜県中津川市千旦林一五一一―八五	衆議院議員 岐阜県第二区	平成五年七月一八日	○
松前　仰	静岡県清水市村松一―四―二五	衆議院議員 静岡県第一区	平成五年七月一八日	○
前島　秀行	静岡県富士宮市若の宮町八三一―二	衆議院議員 静岡県第二区	平成五年七月一八日	○
佐藤　泰介	愛知県名古屋市北区柳原一―六―一	衆議院議員 愛知県第一区	平成五年七月一八日	○
網岡　雄	愛知県春日井市高座台五―三―四四	衆議院議員 愛知県第二区	平成五年七月一八日	○
佐藤　観樹	愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字丸之内八通二二	衆議院議員 愛知県第三区	平成五年七月一八日	○
早川　勝	愛知県豊橋市牟呂町字水神一五	衆議院議員 愛知県第五区	平成五年七月一八日	○
赤松　広隆	愛知県名古屋市中川区福住町五―一一	衆議院議員 愛知県第六区	平成五年七月一八日	○
石井　智	三重県伊勢市中須町一〇二五	衆議院議員 三重県第二区	平成五年七月一八日	○
山元　勉	滋賀県大津市膳所一―二五―七	衆議院議員 滋賀県	平成五年七月一八日	○
左近　正男	大阪府大阪市東淀川区豊里一―一一―五	衆議院議員 大阪府第二区	平成五年七月一八日	○
井上　一成	大阪府摂津市鳥飼本町五―一四―一〇	衆議院議員 大阪府第三区	平成五年七月一八日	○
和田　貞夫	大阪府堺市東浅香山町二―三〇二	衆議院議員 大阪府第五区	平成五年七月一八日	○
中村　正男	大阪府枚方市東香里元町三―二二	衆議院議員 大阪府第七区	平成五年七月一八日	○
土肥　隆一	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町二―一五―一一	衆議院議員 兵庫県第一区	平成五年七月一八日	○
土井多賀子（土井たか子）	兵庫県西宮市津門稲荷町一一―二	衆議院議員 兵庫県第二区	平成五年七月一八日	○
永井　孝信	兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口二五八―五	衆議院議員 兵庫県第三区	平成五年七月一八日	○
後藤　茂	兵庫県相生市青葉台五―一三	衆議院議員 兵庫県第四区	平成五年七月一八日	○
吉岡　賢治	兵庫県豊岡市若松町六―八	衆議院議員 兵庫県第五区	平成五年七月一八日	○
野坂　浩賢	鳥取県西伯郡岸本町吉良二七―六	衆議院議員 鳥取県	平成五年七月一八日	○
石橋　操（石橋　大吉）	島根県松江市南平台二六―二〇	衆議院議員 島根県	平成五年七月一八日	○
秋葉　忠利	広島県広島市西区南観音二―二―四三	衆議院議員 広島県第一区	平成五年七月一八日	○

前原　誠司	京都府京都市左京区山端壱町田町一—七	衆議院議員 京都府第一区	平成五年七月一八日	
三原　朝彦	福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡一八一九	衆議院議員 福岡県第二区	平成五年七月一八日	○
簗瀬　進	栃木県宇都宮市一条四—三—一五	衆議院議員 栃木県第一区	平成五年七月一八日	○
堂本　暁子	東京都文京区本郷五—二九—一三	参議院議員 比例代表	平成元年七月二三日	

得票総数
　平成五年七月一八日執行総選挙　一、六五八、〇九七・六〇五票

支部の数　九四　うち法第十四条第二項に規定する支部の数　八五

政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成五年六月二一日

政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成六年一二月二八日

政党の名称	略称	主たる事務所の所在地	届出年月日
スポーツ平和党	スポーツ	東京都渋谷区円山町五—二	平成七年一月一七日

	氏名	住所	生年月日	選任年月日
代表者	猪木　寛至	東京都世田谷区野毛一—三—二	昭和一八年二月二〇日	平成元年八月五日
会計責任者	猪木　快守	東京都台東区池ノ端四—二三—二	昭和一三年八月六日	平成元年六月一九日
会計責任者の職務代行者	佐藤久美子	東京都新宿区上落合一—一六—一四	昭和三一年一二月一〇日	平成元年八月五日
会計監査を行うべき者	富澤信太郎	東京都練馬区富士見台二—三—八—七	大正一三年一一月九日	平成元年八月五日

所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	総選挙・通常選挙において所属していた者は○
猪木　寛至	東京都世田谷区野毛一—三—二	参議院議員 比例代表	平成元年七月二三日	○

得票総数
　平成四年七月二六日執行通常選挙　比例代表選挙　一、三七五、七九一票
　平成元年七月二三日執行通常選挙　比例代表選挙　九九三、九八九票

政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成元年六月一九日

政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成七年一月四日

政党の名称	略称	主たる事務所の所在地	届出年月日
第二院クラブ	二院クラブ	東京都中野区中野五—五二—一五	平成七年一月一三日

	氏名	住所	生年月日	選任年月日
代表者	青島　幸男	東京都中野区中野五—五二—一五	昭和七年七月一七日	昭和五八年五月二五日
会計責任者	中村　道彦	神奈川県横須賀市ハイランド一—二三—一一	昭和一五年五月二一日	平成五年三月二二日
会計責任者の職務代行者	下村　友二	神奈川県横浜市港北区綱島西四—一五—七	昭和三一年九月六日	昭和六一年二月三日
会計監査を行うべき者	山科　裕紀	神奈川県横浜市泉区緑園四—三—一	昭和二六年五月二六日	平成七年一月九日

所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	総選挙・通常選挙において所属していた者は○
青島　幸男	東京都中野区中野五—五二—一五	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○
下村　泰	東京都目黒区碑文谷四—四—二〇	参議院議員 比例代表	平成元年七月二三日	○

得票総数
　平成四年七月二六日執行通常選挙　比例代表選挙　一、三二一、六三九票
　平成元年七月二三日執行通常選挙　比例代表選挙　一、二五〇、〇二二票

政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　昭和五八年五月二五日

政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成六年一二月二八日

政党の名称	略称	主たる事務所の所在地	届出年月日
日本社会党	社会党	東京都千代田区永田町一—八—一	平成七年一月一二日

	氏名	住所	生年月日	選任年月日
代表者	村山　富市	大分県大分市千代町三—二—二	大正一三年三月三日	平成五年九月二五日
会計責任者	山本　正和	三重県松阪市宝塚町八三〇—一一五	昭和二年一〇月八日	平成五年九月二五日
会計責任者の職務代行者	尾里　紀彦	埼玉県浦和市大原二—一八—四	昭和一七年二月一一日	平成四年二月一日
会計監査を行うべき者	西本　美嗣	北海道札幌市西区西町北一—四—一三	昭和一一年一二月二四日	平成二年四月五日
	西川　進	東京都板橋区清水町七—一	昭和二〇年九月一日	昭和六三年二月一三日
	森　正幸	大阪府東大阪市小阪三—四	昭和一八年六月一日	平成三年二月一九日
	井上　普方	徳島県徳島市大原町余慶三八—二七	大正一四年一月一四日	平成五年九月二五日
	竹島　勇	熊本県八代市築添町一六六四—四	昭和二年一〇月三一日	平成三年二月一九日

所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	総選挙・通常選挙において所属していた者は○
池田　隆一	北海道小樽市稲穂四—一—九	衆議院議員 北海道第一区	平成五年七月一八日	○
五十嵐広三	北海道旭川市宮下通一三—左一	衆議院議員 北海道第二区	平成五年七月一八日	○
佐々木秀典	北海道旭川市神楽岡六条五—六—八	衆議院議員 北海道第二区	平成五年七月一八日	○

山崎　順子	東京都千代田区麹町四―七	参議院議員　比例代表	平成四年七月二六日
吉田　之久	奈良県磯城郡田原本町一一五	参議院議員　奈良県	平成四年二月九日
和田　教美	神奈川県鎌倉市七里ヶ浜東四―二一―一	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日

得票総数（法第二十四条第四項の規定により得票総数とみなされる数）

平成五年七月一八日執行総選挙		一七、九〇〇、〇四八・四七二票
平成四年七月二六日執行通常選挙	比例代表選挙	一一、二六五、四一一・三一四票
	選挙区選挙	四、〇二四、〇八八・三二七票
平成元年七月二三日執行通常選挙	比例代表選挙	七、八五二、二四九・六九五票
	選挙区選挙	四、五〇五、〇一〇・一八八票

支部の数　五〇　うち法第十四条第二項に規定する支部の数　五〇

政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成六年一二月一〇日

政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成六年一二月二六日

政党の名称	略称	主たる事務所の所在地	届出年月日
新党（しんとう）・護憲（ごけん）リベラル	護憲（ごけん）	東京都千代田区麹町四―五	平成七年一月一三日

	氏名	住所	生年月日	選任年月日
代表者	田　英夫	東京都港区元麻布二―七―二一	大正一二年六月九日	平成六年一二月二六日
会計責任者	國弘　正雄	東京都世田谷区南烏山三―四―一〇	昭和五年八月一八日	平成六年一二月二六日
会計責任者の職務代行者	大久保青志	東京都目黒区中央町二―二八―一五	昭和二六年四月二五日	平成六年一二月二六日
会計監査を行うべき者	三石　久江	静岡県小笠郡浜岡町佐倉三五八四―一	昭和二年九月二一日	平成六年一二月二六日

所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	総選挙・通常選挙において所属していた者は○
田　英夫	東京都港区元麻布二―七―二一	参議院議員　東京都	平成元年七月二三日	
國弘　正雄	東京都世田谷区南烏山三―四―一〇	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	
三石　久江	静岡県小笠郡浜岡町佐倉三五八四―一	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	
翫　正敏	石川県小松市上牧町二一―九	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	
西野　康雄	兵庫県西宮市和上町五―二九	参議院議員　兵庫県	平成元年七月二三日	

支部の数　八　うち法第十四条第二項に規定する支部の数　八

政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成六年四月一日

政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成六年一二月二八日

政党の名称	略称	主たる事務所の所在地	届出年月日
新党（しんとう）さきがけ	さきがけ	東京都港区赤坂二―一七―四二	平成七年一月一三日

	氏名	住所	生年月日	選任年月日
代表者	武村　正義	滋賀県八日市市西中野三―二	昭和九年八月二六日	平成五年六月二一日
会計責任者	鳩山由紀夫	北海道室蘭市高砂町三―一一―一一八	昭和二二年二月一一日	平成五年六月二一日
会計責任者の職務代行者	勝場　啓二	埼玉県浦和市根岸四―七―一	昭和二五年一〇月九日	平成五年六月二一日
会計監査を行うべき者	簗瀬　進	栃木県宇都宮市一条四―三―一五	昭和二五年四月二三日	平成五年六月二一日

所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	総選挙・通常選挙において所属していた者は○
荒井　聰	北海道札幌市中央区南八条西二五―二―一二	衆議院議員　北海道第一区	平成五年七月一八日	
五十嵐ふみひこ	埼玉県所沢市小手指三―四	衆議院議員　埼玉県第二区	平成五年七月一八日	
井出　正一	長野県南佐久郡臼田町大字臼田六五四―一	衆議院議員　長野県第二区	平成五年七月一八日	○
宇佐美　登	東京都大田区東雪谷二―二〇―三	衆議院議員　東京都第二区	平成五年七月一八日	○
枝野　幸男	埼玉県大宮市大成町一―一七二―一	衆議院議員　埼玉県第五区	平成五年七月一八日	
小沢　鋭仁	山梨県中巨摩郡竜王町富竹新田四五	衆議院議員　山梨県	平成五年七月一八日	
菅　直人	東京都武蔵野市境一―一七―六	衆議院議員　東京都第七区	平成五年七月一八日	
玄葉光一郎	福島県田村郡船引町北町通り四一	衆議院議員　福島県第二区	平成五年七月一八日	
佐藤謙一郎	神奈川県横浜市栄区公田町一一八〇―一一七	衆議院議員　神奈川県第四区	平成五年七月一八日	○
園田　博之	熊本県本渡市古川町一一―一三	衆議院議員　熊本県第二区	平成五年七月一八日	○
田中　甲	千葉県市川市末広一―八―一六	衆議院議員　千葉県第四区	平成五年七月一八日	○
田中　秀征	長野県長野市篠の井石川二二五三	衆議院議員　長野県第一区	平成五年七月一八日	○
高見　裕一	兵庫県神戸市東灘区住吉山手三―九―三二	衆議院議員　兵庫県第一区	平成五年七月一八日	
武村　正義	滋賀県八日市市西中野三―二	衆議院議員　滋賀県	平成五年七月一八日	○
渡海紀三朗	兵庫県高砂市曽根町二二四八	衆議院議員　兵庫県第三区	平成五年七月一八日	○
中島　章夫	神奈川県鎌倉市梶原三―三二―九	衆議院議員　神奈川県第三区	平成五年七月一八日	
錦織　淳	島根県出雲市姫原町四―二―二	衆議院議員　島根県	平成五年七月一八日	○
鳩山由紀夫	北海道室蘭市高砂町三―一一―一一八	衆議院議員　北海道第四区	平成五年七月一八日	○

矢上　雅義　熊本県人吉市五日町一七　衆議院議員　熊本県第二区　平成五年七月一八日

保岡　興治　鹿児島県名瀬市真名津町一三―一四　衆議院議員　鹿児島県第一区　平成五年七月一八日

柳田　稔　広島県福山市北吉津町三―七―三　衆議院議員　広島県第三区　平成五年七月一八日

山岡　賢次　栃木県足利市山川町九七八　衆議院議員　栃木県第二区　平成五年七月一八日

山口　敏夫　埼玉県東松山市箭弓町二―六―四〇　衆議院議員　埼玉県第二区　平成五年七月一八日

山口那津男　東京都葛飾区西亀有一―一四―四　衆議院議員　東京都第十区　平成五年七月一八日

山崎広太郎　福岡県福岡市南区長住四―四―七　衆議院議員　福岡県第一区　平成五年七月一八日

山田　英介　埼玉県越谷市大字大林五七二―三　衆議院議員　埼玉県第四区　平成五年七月一八日

山田　宏　東京都杉並区南荻窪四―四一―一四　衆議院議員　東京都第四区　平成五年七月一八日

山田　正彦　長崎県佐世保市須佐町七―七　衆議院議員　長崎県第二区　平成五年七月一八日

山名　靖英　京都府京都市伏見区桃山与五郎町一―五四三　衆議院議員　京都府第二区　平成五年七月一八日

山本　幸三　福岡県行橋市行事五―一〇―五　衆議院議員　福岡県第四区　平成五年七月一八日

山本　孝史　大阪府八尾市刑部二―一八三　衆議院議員　大阪府第四区　平成五年七月一八日

山本　拓　福井県鯖江市水落一―五―三一　衆議院議員　福井県　平成五年七月一八日

吉田　治　大阪府大阪市城東区森之宮二―三―四一　衆議院議員　大阪府第二区　平成五年七月一八日

吉田　公一　東京都練馬区貫井二―一六―三一　衆議院議員　東京都第五区　平成五年七月一八日

米沢　隆　宮崎県宮崎市江南四―一六―一五　衆議院議員　宮崎県第一区　平成五年七月一八日

米田　建三　神奈川県横浜市戸塚区深山町一六六五―一五〇　衆議院議員　神奈川県第四区　平成五年七月一八日

若松　謙維　埼玉県大宮市プラザ九〇―四　衆議院議員　埼玉県第五区　平成五年七月一八日

渡部　恒三　福島県南会津郡田島町永田字赤鰭一一〇五　衆議院議員　福島県第二区　平成五年七月一八日

渡辺浩一郎　東京都文京区本駒込四―三七―七　衆議院議員　東京都第七区　平成五年七月一八日

足立　良平　兵庫県明石市西朝霧六―一六　参議院議員　比例代表　平成元年七月二三日

井上　計　愛知県名古屋市東区東桜二―一八―三　参議院議員　愛知県　平成元年七月二三日

石井　一二　兵庫県神戸市兵庫区山王町一―五―八　参議院議員　兵庫県　平成元年七月二三日

泉　信也　東京都品川区西大井一―四―一五　参議院議員　比例代表　平成四年七月二六日

牛嶋　正　愛知県犬山市塔野地東屋敷二九―三八　参議院議員　比例代表　平成四年七月二六日

勝木　健司　大阪府茨木市若園町一七―一　参議院議員　比例代表　平成四年七月二六日

刈田　貞子　東京都国立市中二―二〇―三〇　参議院議員　比例代表　平成元年七月二三日

北澤　俊美　長野県長野市中島町八〇七―六　参議院議員　長野県　平成四年七月二六日

釘宮　磐　大分県大分市錦町一―四―三　参議院議員　大分県　平成四年七月二六日

黒柳　明　東京都豊島区東池袋四―二七―五　参議院議員　東京都　平成元年七月二三日

小林　正　神奈川県横浜市青葉区千草台三二―一七　参議院議員　神奈川県　平成元年七月二三日

木暮　山人　新潟県新発田市大手町一―一〇―四　参議院議員　比例代表　平成元年七月二三日

木庭健太郎　福岡県福岡市南区長住三―五三―二〇五　参議院議員　福岡県　平成元年七月二三日

白浜　一良　大阪府大阪市都島区南通二―一―四　参議院議員　大阪府　平成元年七月二三日

田村　秀昭　東京都世田谷区駒沢三―一四―一二　参議院議員　比例代表　平成元年七月二三日

高桑　栄松　北海道札幌市中央区南一八条西一一　参議院議員　比例代表　平成元年七月二三日

続　訓弘　東京都港区南青山一―一五―三三　参議院議員　比例代表　平成四年七月二六日

都築　譲　愛知県幡豆郡一色町下乾地三六―一　参議院議員　愛知県　平成六年九月一一日

常松　克安　三重県松阪市船江町四四四　参議院議員　比例代表　平成元年七月二三日

寺崎　昭久　千葉県柏市逆井二一―一二　参議院議員　比例代表　平成元年七月二三日

寺澤　芳男　東京都武蔵野市吉祥寺北町一―二五―九　参議院議員　比例代表　平成四年七月二六日

直嶋　正行　東京都渋谷区神宮前六―三一―七　参議院議員　比例代表　平成四年七月二六日

中川　嘉美　東京都台東区根岸五―八―二五　参議院議員　比例代表　平成元年七月二三日

中村　鋭一　大阪府吹田市桃山台三―三七―六　参議院議員　滋賀県　平成元年七月二三日

永野　茂門　東京都大田区南雪ヶ谷三―二〇―一〇　参議院議員　比例代表　平成四年七月二六日

野末　陳平　東京都練馬区大泉町六―一六―九　参議院議員　東京都　平成元年七月二三日

長谷川　清　埼玉県狭山市入曽三六一―一一　参議院議員　比例代表　平成四年七月二六日

林　寛子　東京都渋谷区松濤一―一四―五　参議院議員　比例代表　平成元年七月二三日

平野　貞夫　高知県高知市稲荷町一七〇―一　参議院議員　高知県　平成四年七月二六日

広中和歌子　京都府京都市左京区高野竹屋町五〇―一　参議院議員　比例代表　平成四年七月二六日

星野　朋市　千葉県市川市北国分一―一一―一六　参議院議員　比例代表　平成元年七月二三日

松尾　官平　青森県三戸郡三戸町大字八日町一二　参議院議員　青森県　平成四年七月二六日

矢原　秀男　兵庫県尼崎市東難波町二―一―三〇　参議院議員　兵庫県　平成元年七月二三日

塚田 延充 茨城県水戸市堀町一一九二—六 衆議院議員 茨城県第一区 平成五年七月一八日

月原 茂皓 香川県観音寺市観音寺町甲六一九 衆議院議員 香川県第二区 平成五年七月一八日

土田 龍司 神奈川県横浜市旭区川島町二九五〇—二四 衆議院議員 神奈川県第四区 平成五年七月一八日

富田 茂之 千葉県習志野市本大久保四—二—一〇 衆議院議員 千葉県第四区 平成五年七月一八日

豊田潤多郎 京都府京都市右京区嵯峨二尊院門前北中院町二—九 衆議院議員 京都府第二区 平成五年七月一八日

鳥居 一雄 千葉県千葉市美浜区磯部七—一五—四 衆議院議員 千葉県第一区 平成五年七月一八日

中井 洽 三重県上野市忍町二四三一 衆議院議員 三重県第一区 平成五年七月一八日

中島 衛 長野県飯田市今宮町二—一七 衆議院議員 長野県第三区 平成五年七月一八日

中田 宏 神奈川県横浜市青葉区あざみ野一—一八—一 衆議院議員 神奈川県第一区 平成五年七月一八日

中西 啓介 和歌山県和歌山市西浜一—三—一 衆議院議員 和歌山県第一区 平成五年七月一八日

中野 寛成 大阪府豊中市新千里西町二—二—二 衆議院議員 大阪府第三区 平成五年七月一八日

中村 時広 愛媛県松山市北久米町四九九 衆議院議員 愛媛県第一区 平成五年七月一八日

仲村 正治 沖縄県那覇市宇栄原三—七—一 衆議院議員 沖縄県 平成五年七月一八日

永井 英慈 神奈川県川崎市多摩区南生田一—一七—九 衆議院議員 神奈川県第二区 平成五年七月一八日

長浜 博行 千葉県浦安市美浜四—一二—四 衆議院議員 千葉県第四区 平成五年七月一八日

二階 俊博 和歌山県御坊市島一〇三一 衆議院議員 和歌山県第二区 平成五年七月一八日

西 博義 和歌山県和歌山市岩橋一六九〇—四七 衆議院議員 和歌山県第一区 平成五年七月一八日

西岡 武夫 長崎県長崎市館内町五—一六 衆議院議員 長崎県第一区 平成五年七月一八日

西川太一郎 東京都荒川区町屋六—二四—一二 衆議院議員 東京都第六区 平成五年七月一八日

西村 眞悟 大阪府堺市北丸保園三—一 衆議院議員 大阪府第五区 平成五年七月一八日

野田 毅 熊本県熊本市戸坂町一—五二 衆議院議員 熊本県第一区 平成五年七月一八日

野田 佳彦 千葉県船橋市薬円台六—二—一〇 衆議院議員 千葉県第一区 平成五年七月一八日

野呂 昭彦 三重県松阪市春日町一—一六九 衆議院議員 三重県第二区 平成五年七月一八日

羽田 孜 東京都千代田区富士見二—一四—三 衆議院議員 長野県第二区 平成五年七月一八日

畑 英次郎 大分県日田市丸ノ内八—四一 衆議院議員 大分県第一区 平成五年七月一八日

初村謙一郎 長崎県諫早市栄田町五九—五三 衆議院議員 長崎県第一区 平成五年七月一八日

鳩山 邦夫 東京都文京区本駒込六—二三—一 衆議院議員 東京都第八区 平成五年七月一八日

日笠 勝之 岡山県岡山市倉富一一七 衆議院議員 岡山県第一区 平成五年七月一八日

東 順治 福岡県北九州市八幡西区京良城町一〇—三六 衆議院議員 福岡県第二区 平成五年七月一八日

平田 米男 愛知県名古屋市西区上名古屋三—二五—五八 衆議院議員 愛知県第一区 平成五年七月一八日

広野 允士（広野ただし） 富山県富山市安養坊一七一—五 衆議院議員 富山県第一区 平成五年七月一八日

弘友 和夫 福岡県北九州市小倉南区下石田二—三—一二 衆議院議員 福岡県第四区 平成五年七月一八日

吹田 愰 山口県山口市中央一—五—一 衆議院議員 山口県第二区 平成五年七月一八日

福島 豊 大阪府枚方市山之上北町三四—一三 衆議院議員 大阪府第七区 平成五年七月一八日

福留 泰蔵 埼玉県川口市北原台三—八—一一 衆議院議員 埼玉県第一区 平成五年七月一八日

藤井 裕久 神奈川県藤沢市藤沢一〇一五 衆議院議員 神奈川県第三区 平成五年七月一八日

藤村 修 東京都江東区東陽二—三—六 衆議院議員 大阪府第三区 平成五年七月一八日

二見 伸明 茨城県土浦市中高津三—一二—一五 衆議院議員 茨城県第三区 平成五年七月一八日

船田 元 栃木県宇都宮市一ノ沢町五〇一 衆議院議員 栃木県第一区 平成五年七月一八日

冬柴 鐵三 兵庫県尼崎市武庫之荘六—五—一〇 衆議院議員 兵庫県第二区 平成五年七月一八日

星野 行男 新潟県小千谷市上ノ山五—一二—四 衆議院議員 新潟県第三区 平成五年七月一八日

細川 護熙 熊本県熊本市黒髪四—六一〇 衆議院議員 熊本県第一区 平成五年七月一八日

前田 武志 奈良県橿原市見瀬町三八—四〇四 衆議院議員 奈良県 平成五年七月一八日

増子 輝彦 福島県郡山市赤木町二〇—一一 衆議院議員 福島県第一区 平成五年七月一八日

増田 敏男 埼玉県熊谷市末広一—五七 衆議院議員 埼玉県第三区 平成五年七月一八日

桝屋 敬悟 山口県山口市大字吉敷九八〇—一 衆議院議員 山口県第二区 平成五年七月一八日

松岡満寿男 山口県光市大字室積村三八九四 衆議院議員 山口県第二区 平成五年七月一八日

松沢 成文 神奈川県川崎市麻生区上麻生三—一五—一 衆議院議員 神奈川県第二区 平成五年七月一八日

松田 岩夫 岐阜県岐阜市五坪町二五—八七 衆議院議員 岐阜県第一区 平成五年七月一八日

宮地 正介 埼玉県上福岡市元福岡三—九—一〇 衆議院議員 埼玉県第二区 平成五年七月一八日

宮本 一三 兵庫県西宮市甲陽園山王町四—五 衆議院議員 兵庫県第二区 平成五年七月一八日

村井 仁 長野県松本市大字芳川小屋五二八—一三 衆議院議員 長野県第四区 平成五年七月一八日

森本 晃司 奈良県橿原市西池尻町二四—三二 衆議院議員 奈良県 平成五年七月一八日

氏名	住所	職	年月日
鴨下　一郎	東京都足立区青井六―九―一八	衆議院議員東京都第十区	平成五年七月一八日
川島　實	愛知県岡崎市竜美北二―一	衆議院議員愛知県第四区	平成五年七月一八日
川端　達夫	滋賀県大津市一里山一―五―八	衆議院議員滋賀県	平成五年七月一八日
河合　正智	岐阜県岐阜市中鶉四―一二八	衆議院議員岐阜県第一区	平成五年七月一八日
河上　覃雄	神奈川県相模原市上鶴間四―二四―一一	衆議院議員神奈川県第三区	平成五年七月一八日
河村たかし	愛知県名古屋市東区古出来二―五―一一	衆議院議員愛知県第一区	平成五年七月一八日
神崎　武法	福岡県福岡市南区高宮五―八―八	衆議院議員福岡県第一区	平成五年七月一八日
神田　厚	栃木県芳賀郡益子町大字益子一〇二〇―二	衆議院議員栃木県第二区	平成五年七月一八日
木村　守男	青森県南津軽郡藤崎町藤越字西一本木四七	衆議院議員青森県第二区	平成五年七月一八日
北川　正恭	三重県鈴鹿市下大久保町六八六	衆議院議員三重県第一区	平成五年七月一八日
北側　一雄	大阪府堺市御池台三―一七―七	衆議院議員大阪府第五区	平成五年七月一八日
北橋　健治	福岡県北九州市八幡西区則松七―一八	衆議院議員福岡県第二区	平成五年七月一八日
北村　直人	北海道釧路市浦見二―一―一三四	衆議院議員北海道第五区	平成五年七月一八日
久保　哲司	大阪府東大阪市四条町五―一一	衆議院議員大阪府第四区	平成五年七月一八日
工藤堅太郎	岩手県九戸郡種市町二三―八七―二	衆議院議員岩手県第一区	平成五年七月一八日
草川　昭三	愛知県名古屋市緑区相川三―一二七	衆議院議員愛知県第二区	平成五年七月一八日
熊谷　弘	静岡県浜松市富塚町二二二七	衆議院議員静岡県第三区	平成五年七月一八日
倉田　栄喜	熊本県熊本市新町三―八―一〇	衆議院議員熊本県第一区	平成五年七月一八日
小池百合子	兵庫県宝塚市栄町二―一〇―二六	衆議院議員兵庫県第二区	平成五年七月一八日
小坂　憲次	長野県長野市村山二八七	衆議院議員長野県第一区	平成五年七月一八日
小平　忠正	北海道岩見沢市幌向南一条二	衆議院議員北海道第四区	平成五年七月一八日
木幡　弘道	福島県相馬郡小高町泉沢字前田九〇	衆議院議員福島県第三区	平成五年七月一八日
古賀　一成	東京都港区高輪三―一三―五七	衆議院議員福岡県第三区	平成五年七月一八日
古賀　敬章	山口県下関市三河町三―三六	衆議院議員山口県第一区	平成五年七月一八日
古賀　正浩	福岡県久留米市櫛原町三九―五	衆議院議員福岡県第三区	平成五年七月一八日
権藤　恒夫	福岡県久留米市高良内町三八〇二―五三	衆議院議員福岡県第三区	平成五年七月一八日

氏名	住所	職	年月日
左藤　恵	大阪府大阪市阿倍野区阪南町一―三二―一八	衆議院議員大阪府第六区	平成五年七月一八日
佐藤　茂樹	大阪府大阪市東住吉区東田辺二―一七―六	衆議院議員大阪府第六区	平成五年七月一八日
佐藤　敬夫	秋田県秋田市牛島東四―五―一七	衆議院議員秋田県第一区	平成五年七月一八日
佐藤　守良	広島県尾道市久保二―二六―二	衆議院議員広島県第三区	平成五年七月一八日
斉藤　鉄夫	広島県広島市東区戸坂くるめ木一―二六―一	衆議院議員広島県第一区	平成五年七月一八日
坂口　力	三重県久居市野村町三七二―一九	衆議院議員三重県第一区	平成五年七月一八日
坂本　剛二	福島県いわき市植田町本町一―六―三	衆議院議員福島県第三区	平成五年七月一八日
笹川　尭	群馬県桐生市相生町二―四八九―四	衆議院議員群馬県第二区	平成五年七月一八日
笹木　竜三	福井県福井市春山二―三―一六	衆議院議員福井県	平成五年七月一八日
笹山　登生	東京都杉並区阿佐ヶ谷北一―一―七	衆議院議員秋田県第二区	平成五年七月一八日
鮫島　宗明	東京都豊島区要町三―四四―六	衆議院議員東京都第五区	平成五年七月一八日
実川　幸夫	千葉県印旛郡富里町日吉台三―二九―一二	衆議院議員千葉県第二区	平成五年七月一八日
柴野　実 （柴野たいぞう）	東京都新宿区新宿一―九―一	衆議院議員東京都第一区	平成五年七月一八日
白沢　三郎	新潟県新発田市大手町四―五―一七	衆議院議員新潟県第二区	平成五年七月一八日
須藤　浩	千葉県四街道市大日七六一	衆議院議員千葉県第二区	平成五年七月一八日
杉山　憲夫	静岡県駿東郡清水町堂庭一四七―一	衆議院議員静岡県第二区	平成五年七月一八日
田名部匡省	青森県八戸市岩泉町四―七	衆議院議員青森県第一区	平成五年七月一八日
田端　正広	大阪府大阪市西成区岸里東二―一五―一四	衆議院議員大阪府第一区	平成五年七月一八日
高市　早苗	奈良県奈良市あやめ池南七―五六四―二九	衆議院議員奈良県	平成五年七月一八日
高木　陽介	東京都八王子市北野町一五九―一五	衆議院議員東京都第十一区	平成五年七月一八日
高木　義明	長崎県長崎市葉山二―二五―一五	衆議院議員長崎県第一区	平成五年七月一八日
高橋　一郎	東京都中野区本町二―二九―五	衆議院議員東京都第四区	平成五年七月一八日
竹内　譲	京都府京都市中京区麩屋町通二条下ル尾張町二三一	衆議院議員京都府第一区	平成五年七月一八日
武山百合子	埼玉県春日部市中央一―八―四	衆議院議員埼玉県第四区	平成五年七月一八日
谷口　隆義	大阪府大阪市城東区鴫野西二―二〇―一	衆議院議員大阪府第二区	平成五年七月一八日
樽床　伸二	大阪府寝屋川市香里南之町三〇―二五	衆議院議員大阪府第七区	平成五年七月一八日
千葉　国男	宮城県仙台市若林区中倉二―一一三	衆議院議員宮城県第一区	平成五年七月一八日

所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	総選挙・通常選挙において所属していた者は○
安倍　基雄	静岡県浜松市佐鳴台四—二二—二八	衆議院議員 静岡県第三区	平成五年七月一八日	
阿部　昭吾	山形県酒田市東大町二—一—六	衆議院議員 山形県第二区	平成五年七月一八日	
愛知　和男	宮城県仙台市青葉区米ケ袋一—五—一五	衆議院議員 宮城県第一区	平成五年七月一八日	
愛野興一郎	佐賀県鹿島市大字中村二六一	衆議院議員 佐賀県	平成五年七月一八日	
青木　宏之	愛知県名古屋市守山区小幡中二—一—八—九	衆議院議員 愛知県第一区	平成五年七月一八日	
青山　丘	愛知県瀬戸市熊野町九二	衆議院議員 愛知県第二区	平成五年七月一八日	
青山　二三	栃木県足利市山川町一〇二三	衆議院議員 栃木県第二区	平成五年七月一八日	
赤羽　一嘉	兵庫県神戸市東灘区甲南町二—四—一二	衆議院議員 兵庫県第一区	平成五年七月一八日	
赤松　正雄	兵庫県姫路市野里七二三	衆議院議員 兵庫県第四区	平成五年七月一八日	
東　祥三	東京都江東区東砂八—四—一二	衆議院議員 東京都第六区	平成五年七月一八日	
新井　将敬	東京都大田区久ケ原六—四—一五	衆議院議員 東京都第二区	平成五年七月一八日	
粟屋　敏信	広島県広島市中区大手町四—一—二七	衆議院議員 広島県第一区	平成五年七月一八日	
井上　喜一	兵庫県加西市北条町古坂一—二八	衆議院議員 兵庫県第三区	平成五年七月一八日	
井奥　貞雄	千葉県松戸市松戸新田一七—六〇	衆議院議員 千葉県第四区	平成五年七月一八日	
伊藤　英成	愛知県豊田市下林町四—三七—八	衆議院議員 愛知県第四区	平成五年七月一八日	
伊藤　達也	東京都調布市布田一—三—一	衆議院議員 東京都第十一区	平成五年七月一八日	
石井　啓一	東京都練馬区大泉学園町一—三一—八	衆議院議員 東京都第五区	平成五年七月一八日	
石井　一	兵庫県神戸市中央区山本通四—二四—一五	衆議院議員 兵庫県第一区	平成五年七月一八日	
石田　勝之	埼玉県鳩ケ谷市里三四二	衆議院議員 埼玉県第一区	平成五年七月一八日	
石田幸四郎	愛知県名古屋市瑞穂区八勝通二—二—九—二	衆議院議員 愛知県第六区	平成五年七月一八日	
石田　祝稔	高知県高知市枡形四—二八	衆議院議員 高知県	平成五年七月一八日	
石田　美栄	岡山県岡山市庭瀬二一六—一〇	衆議院議員 岡山県第二区	平成五年七月一八日	
石破　茂	鳥取県鳥取市上町三六	衆議院議員 鳥取県	平成五年七月一八日	
市川　雄一	神奈川県川崎市高津区子母口三八	衆議院議員 神奈川県第二区	平成五年七月一八日	
今井　宏	埼玉県草加市高砂二—一九—七	衆議院議員 埼玉県第一区	平成五年七月一八日	
今津　寛	北海道旭川市秋月二条一	衆議院議員 北海道第二区	平成五年七月一八日	
岩浅　嘉仁	徳島県阿南市日開野町西居内四二六—二	衆議院議員 徳島県	平成五年七月一八日	
上田　晃弘	神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷三—二—七	衆議院議員 神奈川県第四区	平成五年七月一八日	
上田　勇	神奈川県横浜市中区山手町一三	衆議院議員 神奈川県第一区	平成五年七月一八日	
上田　清司	埼玉県志木市館二—四—四	衆議院議員 埼玉県第五区	平成五年七月一八日	
江崎　鐵磨	愛知県一宮市大字時之島字下奈良西二	衆議院議員 愛知県第三区	平成五年七月一八日	
江田　五月	岡山県岡山市山崎一四三—七	衆議院議員 岡山県第一区	平成五年七月一八日	
遠藤　乙彦	東京都大田区南蒲田二—六—一	衆議院議員 東京都第二区	平成五年七月一八日	
遠藤　和良	徳島県板野郡藍住町勝端字幸島一二—一四	衆議院議員 徳島県	平成五年七月一八日	
小沢　一郎	岩手県水沢市袋町二—三八	衆議院議員 岩手県第二区	平成五年七月一八日	
小沢　辰男	新潟県新潟市上大川前一二	衆議院議員 新潟県第一区	平成五年七月一八日	
大石　正光	宮城県登米郡中田町石森字前田六〇	衆議院議員 宮城県第二区	平成五年七月一八日	
大口　善徳	静岡県静岡市本通三—二三—一	衆議院議員 静岡県第一区	平成五年七月一八日	
大野由利子	東京都東村山市栄町三—三七—二二	衆議院議員 東京都第七区	平成五年七月一八日	
太田　昭宏	東京都板橋区成増三—二〇—四	衆議院議員 東京都第九区	平成五年七月一八日	
太田　誠一	福岡県福岡市早良区城西一—五—一一	衆議院議員 福岡県第一区	平成五年七月一八日	
近江巳記夫	大阪府豊中市本町六—一四—一八	衆議院議員 大阪府第三区	平成五年七月一八日	
岡島　正之	千葉県市原市姉崎三九五	衆議院議員 千葉県第一区	平成五年七月一八日	
岡田　克也	三重県四日市市鵜の森二—九—一二	衆議院議員 三重県第一区	平成五年七月一八日	
奥田　敬和	石川県金沢市笠舞二—五—一〇	衆議院議員 石川県第一区	平成五年七月一八日	
長内　順一	北海道札幌市東区北三六条東二三—二—一七	衆議院議員 北海道第一区	平成五年七月一八日	
加藤　六月	岡山県倉敷市五日市九一三—三四	衆議院議員 岡山県第二区	平成五年七月一八日	
鹿野　道彦	山形県山形市西田四—六—一二	衆議院議員 山形県第一区	平成五年七月一八日	
貝沼　次郎	岡山県倉敷市沖四三—七	衆議院議員 岡山県第二区	平成五年七月一八日	
海部　俊樹	愛知県一宮市平和一—一—一一	衆議院議員 愛知県第三区	平成五年七月一八日	
金子徳之介	福島県伊達郡保原町字旭町九一	衆議院議員 福島県第一区	平成五年七月一八日	

氏名	住所	選出区分	選挙期日	
前田　勲男	東京都文京区小日向二—一三—一三	参議院議員 和歌山県	平成四年七月二六日	○
真島　一男	東京都目黒区下目黒五—三〇—一〇	参議院議員 新潟県	平成四年七月二六日	○
増岡　康治	千葉県市川市中国分五—二七—一九	参議院議員 比例代表	平成元年七月二三日	○
松浦　功	東京都杉並区清水一—一六—一三	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○
松浦　孝治	徳島県那賀郡那賀川町大字江野島六二〇	参議院議員 徳島県	平成四年七月二六日	○
松谷蒼一郎	長崎県長崎市城山台一—二五—六	参議院議員 長崎県	平成四年七月二六日	○
溝手　顕正	広島県三原市本町甲一八七四—三	参議院議員 広島県	平成五年一二月五日	
宮崎　秀樹	愛知県稲沢市西町三—大—六	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○
宮澤　弘	東京都渋谷区神宮前六—三三—七	参議院議員 広島県	平成四年七月二六日	○
村上　正邦	埼玉県志木市柏町二—一二—一四	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○
守住　有信	熊本県熊本市水道町九—二〇	参議院議員 熊本県	平成四年七月二六日	○
森山　眞弓	東京都世田谷区羽根木一—一三—二	参議院議員 栃木県	平成四年七月二六日	○
柳川　覺治	神奈川県横浜市青葉区田奈町一八—一六	参議院議員 比例代表	平成元年七月二三日	○
矢野　哲朗	栃木県宇都宮市富士見が丘三—二一—八	参議院議員 栃木県	平成四年七月二六日	○
山崎　正昭	福井県大野市国時町一二〇五	参議院議員 福井県	平成四年七月二六日	○
山本　富雄	群馬県吾妻郡草津町大字草津四六四—一	参議院議員 群馬県	平成元年七月二三日	○
吉川　博	愛知県海部郡十四山村大字亀ヶ地新田字内法一〇	参議院議員 愛知県	平成元年七月二三日	○
吉川　芳男	新潟県新潟市川端町五—三一—一	参議院議員 新潟県	平成元年七月二三日	○
吉村剛太郎	福岡県福岡市早良区原六—五—一一	参議院議員 福岡県	平成四年七月二六日	○

得票総数

平成五年七月一八日執行総選挙		二二、九九九、六四六・一六一票
平成四年七月二六日執行通常選挙	比例代表選挙	一四、九六一、一九九票
	選挙区選挙	一九、七一一、〇四七・二三三票
平成元年七月二三日執行通常選挙	比例代表選挙	一五、三四三、四五五票
	選挙区選挙	一七、四六六、四〇六票

支部の数　四、六九五　うち法第十四条第二項に規定する支部の数　四、六九五

政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　昭和三〇年一一月一五日

政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成六年一二月二六日

政党の名称	略称	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由連合（じゆうれんごう）		東京都千代田区永田町二—九—六	平成七年一月一七日

	氏名	住所	生年月日	選任年月日
代表者	石井　紘基	東京都世田谷区代沢一—一四—六	昭和一五年一一月六日	平成六年一二月一一日
会計責任者	能来　克行	神奈川県川崎市麻生区白山四—五—一二	昭和三一年九月二三日	平成六年一二月一一日
会計責任者の職務代行者	作井　繁樹	北海道蛇田郡倶知安町字寒別五六	昭和四三年四月二七日	平成六年一二月一一日
会計監査を行うべき者	古川　隆雄	東京都渋谷区恵比寿南二—九—二	昭和三七年九月三日	平成六年一二月一一日

所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	
石井　紘基	東京都世田谷区代沢一—一四—六	衆議院議員 東京都第三区	平成五年七月一八日	
神澤　弘治	東京都江東区富岡一—一二—一二	衆議院議員 東京都第六区	平成五年七月一八日	
大内　啓伍	東京都大田区中央六—二一—一〇	衆議院議員 東京都第二区	平成五年七月一八日	
栗本慎一郎	東京都世田谷区弦巻二—五—一五	衆議院議員 東京都第三区	平成五年七月一八日	
佐藤　静雄	北海道札幌市中央区南一八条一五—二—二五	衆議院議員 北海道第一区	平成五年七月一八日	
小泉　晨一	神奈川県秦野市菩提一八五	衆議院議員 神奈川県第五区	平成五年七月一八日	
徳田　虎雄	鹿児島県鹿児島市下福元町三五六—五	衆議院議員 鹿児島県第一区	平成五年七月一八日	
楢崎弥之助	福岡県福岡市東区名島三—二八—一八	衆議院議員 福岡県第一区	平成五年七月一八日	

○総選挙・通常選挙において所属していた者はしていた者は

支部の数　七　うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七

政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成六年一二月一一日

政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成六年一二月二七日

政党の名称	略称	主たる事務所の所在地	届出年月日
新進党（しんしんとう）	新進（しんしん）	東京都港区虎ノ門二—三—一三	平成七年一月一三日

	氏名	住所	生年月日	選任年月日
代表者	海部　俊樹	愛知県一宮市平和一—一—一	昭和六年一月二日	平成六年一二月一〇日
会計責任者	小沢　一郎	岩手県水沢市袋町二—三八	昭和一七年五月二四日	平成六年一二月一〇日
会計責任者の職務代行者	西村　章三	大阪府堺市鴨谷台三—三—一	昭和八年一二月一八日	平成六年一二月一〇日
会計監査を行うべき者	佐藤　守良	広島県尾道市久保二—二六—二	大正一一年三月二八日	平成六年一二月二八日

尾辻　秀久	東京都千代田区麹町四ー七	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	〇
小野　清子	東京都大田区仲池上一ー一四ー一三	参議院議員　東京都	平成四年七月二六日	〇
鹿熊　安正	富山県下新川郡朝日町殿町一四九五	参議院議員　富山県	平成元年七月二三日	〇
笠原　潤一	岐阜県岐阜市長良二七六六ー一	参議院議員　岐阜県	平成五年七月一八日	〇
片山虎之助	東京都新宿区住吉町四ー一	参議院議員　岡山県	平成元年七月二三日	〇
加藤　紀文	岡山県岡山市海吉一八一八ー一	参議院議員　岡山県	平成四年七月二六日	〇
狩野　安	茨城県水戸市元吉田町三三六	参議院議員　茨城県	平成四年四月一二日	
鎌田　要人	鹿児島県鹿児島市上之園町二五ー一五	参議院議員　鹿児島県	平成元年七月二三日	〇
北　修二	北海道空知郡奈井江町字奈井江二〇八	参議院議員　北海道	平成元年七月二三日	〇
木宮　和彦	静岡県静岡市瀬名一〇〇〇	参議院議員　静岡県	平成四年七月二六日	〇
久世　公堯	東京都世田谷区松原五ー二二ー八	参議院議員　比例代表	平成四年七月二六日	〇
沓掛　哲男	石川県金沢市弥生一ー一〇ー六	参議院議員　石川県	平成四年七月二六日	〇
倉田　寛之	千葉県松戸市三矢小台三ー一二ー四	参議院議員　千葉県	平成元年七月二三日	〇
河本　三郎	兵庫県相生市那波野三ー一〇ー一四	参議院議員　兵庫県	平成四年七月二六日	〇
斎藤　十朗	三重県津市西丸之内六ー一七	参議院議員　三重県	平成四年七月二六日	〇
斎藤　文夫	神奈川県川崎市川崎区砂子一ー四ー一〇	参議院議員　神奈川県	平成四年七月二六日	〇
坂野　重信	東京都杉並区永福三ー二一ー三	参議院議員　鳥取県	平成四年七月二六日	〇
佐々木　満	秋田県秋田市保戸野八丁五ー一九	参議院議員　秋田県	平成四年七月二六日	〇
佐藤　静雄	福島県福島市野田町字高野一ー一八	参議院議員　福島県	平成四年七月二六日	〇
佐藤　泰三	埼玉県川口市並木一ー一〇ー一八	参議院議員　埼玉県	平成四年七月二六日	
沢田　一精	熊本県熊本市神水二ー六ー一四	参議院議員　熊本県	平成元年七月二三日	
清水嘉与子	東京都練馬区旭丘二ー四ー一ー二	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	〇
清水　達雄	神奈川県横浜市神奈川区神大寺三ー六ー一五	参議院議員　比例代表	平成四年七月二六日	〇
志村　哲良	山梨県大月市大月町花咲一二三八ー四五	参議院議員　山梨県	平成四年七月二六日	〇
下稲葉耕吉	東京都練馬区春日町二ー一八ー三	参議院議員　比例代表	平成四年七月二六日	〇
下条進一郎	東京都新宿区市谷鷹匠町二一	参議院議員　長野県	平成元年七月二三日	〇
陣内　孝雄	東京都千代田区麹町四ー七	参議院議員　佐賀県	平成元年七月二三日	〇
鈴木　栄治	東京都新宿区余丁町八ー二	参議院議員　東京都	平成四年七月二六日	
鈴木　省吾	福島県岩瀬郡鏡石町大字久来石字大町一七〇	参議院議員　福島県	平成四年七月二六日	〇
鈴木　貞敏	山形県山形市旅篭町三ー三ー四九	参議院議員　山形県	平成四年七月二六日	〇
須藤良太郎	埼玉県和光市本町三一ー二	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	〇
関根　則之	埼玉県志木市柏町二ー二五ー七	参議院議員　埼玉県	平成四年七月二六日	〇
世耕　政隆	東京都豊島区東池袋二ー五七ー四	参議院議員　和歌山県	平成元年七月二三日	〇
高木　正明	北海道札幌市西区西町南一ー三ー五	参議院議員　北海道	平成四年七月二六日	〇
竹山　裕	静岡県磐田市中泉西町三六四ー一	参議院議員　静岡県	平成元年七月二三日	〇
田沢　智治	東京都豊島区高田一ー三六ー一二	参議院議員　比例代表	平成四年七月二六日	〇
田辺　哲夫	東京都新宿区市谷台町二〇	参議院議員　比例代表	平成四年七月二六日	〇
坪井　一宇	大阪府大阪市鶴見区今津北四ー一三ー三〇	参議院議員　大阪府	平成四年七月二六日	〇
中曽根弘文	群馬県前橋市南町一ー一八ー一六	参議院議員　群馬県	平成四年七月二六日	〇
永田　良雄	富山県新湊市三日曽根九ー二一	参議院議員　富山県	平成四年七月二六日	〇
楢崎　泰昌	東京都渋谷区大山町三六ー三五	参議院議員　比例代表	平成四年七月二六日	〇
成瀬　守重	神奈川県小田原市南鴨宮三ー三二ー六	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	〇
西田　吉宏	京都府京都市南区西九条高畠町二〇	参議院議員　京都府	平成元年七月二三日	〇
南野知恵子	東京都千代田区紀尾井町一ー一五	参議院議員　比例代表	平成四年七月二六日	〇
野沢　太三	東京都足立区千住東二ー二〇ー一二	参議院議員　比例代表	平成四年七月二六日	〇
野間　赳	愛媛県今治市東門町二ー二ー二四	参議院議員　愛媛県	平成四年七月二六日	〇
野村　五男	茨城県結城郡石下町新石下三六五八	参議院議員　茨城県	平成四年七月二六日	〇
服部三男雄	奈良県奈良市西大寺本町三ー二九	参議院議員　奈良県	平成四年七月二六日	〇
林田悠紀夫	東京都世田谷区若林一ー九ー一八	参議院議員　京都府	平成四年七月二六日	〇
平井　卓志	香川県高松市錦町二ー二ー八	参議院議員　香川県	平成四年七月二六日	〇
二木　秀夫	山口県宇部市東新川町三ー五	参議院議員　山口県	平成四年七月二六日	〇
前島英三郎	東京都板橋区板橋三ー五七ー五	参議院議員　比例代表	平成元年七月二三日	〇

宮崎　茂一	鹿児島県鹿児島市上福元町四八五〇	衆議院議員 鹿児島県第一区	平成五年七月一八日	○
宮澤　喜一	東京都渋谷区神宮前六—三四—一	衆議院議員 広島県第三区	平成五年七月一八日	○
宮下　創平	東京都世田谷区深沢五—三—二	衆議院議員 長野県第三区	平成五年七月一八日	○
宮路　和明	鹿児島県串木野市下名一二一八二—一	衆議院議員 鹿児島県第一区	平成五年七月一八日	○
武藤　嘉文	東京都渋谷区代官山町一〇—一八	衆議院議員 岐阜県第一区	平成五年七月一八日	○
村岡　兼造	秋田県本荘市脊町一二	衆議院議員 秋田県第二区	平成五年七月一八日	○
村上誠一郎	愛媛県今治市山方町一—甲一四一〇—五	衆議院議員 愛媛県第二区	平成五年七月一八日	○
村田敬次郎	愛知県豊橋市大橋通り二—一五三	衆議院議員 愛知県第五区	平成五年七月一八日	○
村田　吉隆	岡山県倉敷市老松町四—九—一〇	衆議院議員 岡山県第二区	平成五年七月一八日	○
村山　達雄	東京都武蔵野市吉祥寺北町五—一—九	衆議院議員 新潟県第三区	平成五年七月一八日	○
持永　和見	東京都渋谷区広尾四—一—一二	衆議院議員 宮崎県第二区	平成五年七月一八日	○
森　英介	東京都目黒区中町二—一五—三	衆議院議員 千葉県第三区	平成五年七月一八日	○
森田　一	香川県観音寺市観音寺町松尾甲九七六—二	衆議院議員 香川県第二区	平成五年七月一八日	○
森　喜朗	石川県小松市西町八五	衆議院議員 石川県第一区	平成五年七月一八日	○
谷津　義男	群馬県館林市新宿二—一—九	衆議院議員 群馬県第二区	平成五年七月一八日	○
柳沢　伯夫	静岡県浜松市鴨江四—二〇—一二	衆議院議員 静岡県第三区	平成五年七月一八日	○
山口　俊一	徳島県三好郡池田町字ウエノ二七八二—二九	衆議院議員 徳島県	平成五年七月一八日	○
山崎　拓	福岡県福岡市南区高宮三—二—三	衆議院議員 福岡県第一区	平成五年七月一八日	○
山下　徳夫	佐賀県伊万里市松島町三〇五	衆議院議員 佐賀県	平成五年七月一八日	○
山中　貞則	東京都世田谷区東玉川一—三—一五	衆議院議員 鹿児島県第三区	平成五年七月一八日	○
山本　公一	東京都港区赤坂二—一七—一〇	衆議院議員 愛媛県第三区	平成五年七月一八日	○
山本　有二	高知県高知市永国寺町一—三三	衆議院議員 高知県	平成五年七月一八日	○
横内　正明	山梨県韮崎市本町一—一—二〇	衆議院議員 山梨県	平成五年七月一八日	
与謝野　馨	東京都新宿区市谷甲良町二—三	衆議院議員 東京都第一区	平成五年七月一八日	○
若林　正俊	長野県長野市青木島町大塚五六七—四	衆議院議員 長野県第一区	平成五年七月一八日	○
渡瀬　憲明	熊本県八代市古閑中町五五六	衆議院議員 熊本県第二区	平成五年七月一八日	○
渡辺　省一	北海道美唄市西三条北二	衆議院議員 北海道第四区	平成五年七月一八日	○
渡辺美智雄	栃木県那須郡西那須野町朝日町一五—一—二	衆議院議員 栃木県第一区	平成五年七月一八日	○
綿貫　民輔	東京都世田谷区深沢七—二二—一〇	衆議院議員 富山県第二区	平成五年七月一八日	○
青木　幹雄	島根県簸川郡大社町杵築北二六六八—一	参議院議員 島根県	平成四年七月二六日	○
伊江　朝雄	東京都世田谷区用賀一—六—一九	参議院議員 比例代表	平成元年七月二三日	○
石井　道子	埼玉県飯能市稲荷町一三—七	参議院議員 比例代表	平成元年七月二三日	○
石渡　清元	神奈川県横浜市南区三春台一六	参議院議員 神奈川県	平成元年七月二三日	○
板垣　正	東京都世田谷区喜多見五—一六—一五	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○
井上　吉夫	鹿児島県出水市向江町七—一八	参議院議員 鹿児島県	平成四年七月二六日	○
井上　章平	神奈川県川崎市宮前区宮崎四—一—四八	参議院議員 比例代表	平成元年七月二三日	○
井上　孝	神奈川県川崎市麻生区百合丘二—一—九—一七	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○
井上　裕	千葉県佐倉市王子台四—二二—三	参議院議員 千葉県	平成四年七月二六日	○
岩崎　純三	栃木県真岡市荒町一〇七九—二	参議院議員 栃木県	平成元年七月二三日	○
上杉　光弘	宮崎県西都市大字平郡三三三七	参議院議員 宮崎県	平成四年七月二六日	○
上野　公成	群馬県高崎市鞘町六三—一	参議院議員 群馬県	平成四年七月二六日	○
浦田　勝	熊本県玉名郡岱明町野口二〇七七—二	参議院議員 熊本県	平成四年七月二六日	
遠藤　要	宮城県白石市字本町一四—二	参議院議員 宮城県	平成四年七月二六日	○
大河原太一郎	東京都世田谷区祖師谷五—一一—七	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○
大木　浩	愛知県西春日井郡西枇杷島町南六軒町八	参議院議員 愛知県	平成四年七月二六日	○
大島　慶久	愛知県名古屋市南区六条町四—八〇	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○
太田　豊秋	東京都渋谷区神宮前六—三一—七	参議院議員 福島県	平成五年七月一八日	
大塚清次郎	佐賀県鹿島市浜町一二〇四	参議院議員 佐賀県	平成四年七月二六日	○
大浜　方栄	沖縄県那覇市安里一—七—三	参議院議員 比例代表	平成元年七月二三日	○
合馬　敬	福岡県北九州市小倉北区堺町二—二—二	参議院議員 福岡県	平成元年七月二三日	○
岡　利定	千葉県習志野市秋津五—一—一—九	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○
岡野　裕	東京都調布市西つつじヶ丘二—一—一—二	参議院議員 比例代表	平成元年七月二三日	○
岡部　三郎	神奈川県横浜市神奈川区松ヶ丘一四	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	○

中川　秀直　広島県東広島市西条朝日町一一―一二七　衆議院議員　広島県第二区　平成五年七月一八日　〇
中島洋次郎　東京都港区赤坂二―一七―一〇　衆議院議員　群馬県第二区　平成五年七月一八日　〇
中曽根康弘　群馬県高崎市末広町四四　衆議院議員　群馬県第三区　平成五年七月一八日　〇
中谷　元　高知県高知市介良乙二〇七九―二八　衆議院議員　高知県　平成五年七月一八日　〇
中村正三郎　千葉県館山市八幡八二二　衆議院議員　千葉県第三区　平成五年七月一八日　〇
中山　太郎　大阪府堺市浜寺昭和町二―一二八九　衆議院議員　大阪府第五区　平成五年七月一八日　〇
中山　利生　茨城県竜ヶ崎市新町四五三一　衆議院議員　茨城県第一区　平成五年七月一八日　〇
中山　正暉　大阪府大阪市東淀川区豊里六―三―一　衆議院議員　大阪府第二区　平成五年七月一八日　〇
長勢　甚遠　富山県魚津市石垣九四　衆議院議員　富山県第一区　平成五年七月一八日　〇
二階堂　進　鹿児島県肝属郡高山町新富五五九五　衆議院議員　鹿児島県第三区　平成五年七月一八日　〇
西田　司　東京都港区高輪三―一三―五七　衆議院議員　愛媛県第三区　平成五年七月一八日　〇
西銘　順治　沖縄県那覇市字識名一―一六―二七　衆議院議員　沖縄県　平成五年七月一八日　〇
丹羽　雄哉　茨城県石岡市茨城三―一四―三　衆議院議員　茨城県第三区　平成五年七月一八日　〇
額賀福志郎　茨城県行方郡麻生町麻生一一八八―一　衆議院議員　茨城県第一区　平成五年七月一八日　〇
根本　匠　福島県郡山市咲田二―二〇―二　衆議院議員　福島県第一区　平成五年七月一八日　〇
野田　聖子　岐阜県岐阜市加納新本町二―二三　衆議院議員　岐阜県第一区　平成五年七月一八日　〇
野田　実　和歌山県有田郡吉備町水尻七〇八　衆議院議員　和歌山県第二区　平成五年七月一八日　〇
野中　広務　京都府船井郡園部町美園町六―三　衆議院議員　京都府第二区　平成五年七月一八日　〇
野呂田芳成　神奈川県横浜市青葉区美しが丘四―三六―一二　衆議院議員　秋田県第一区　平成五年七月一八日　〇
萩山　教嚴　富山県氷見市鞍川一七八　衆議院議員　富山県第二区　平成五年七月一八日　〇
橋本龍太郎　東京都港区六本木五―一〇―三三　衆議院議員　岡山県第二区　平成五年七月一八日　〇
蓮実　進　栃木県黒磯市大原間一九三―三―三〇七　衆議院議員　栃木県第一区　平成五年七月一八日　〇
葉梨　信行　茨城県取手市新町四―二二―三三　衆議院議員　茨城県第一区　平成五年七月一八日　〇
浜田　靖一　千葉県富津市大堀二〇〇二―一　衆議院議員　千葉県第三区　平成五年七月一八日　〇
浜野　剛　東京都北区赤羽西二―一三―一　衆議院議員　東京都第九区　平成五年七月一八日　〇
林　幹雄　千葉県銚子市清川町四―一〇四三　衆議院議員　千葉県第二区　平成五年七月一八日　〇
林　義郎　山口県下関市貴船町四―七―一　衆議院議員　山口県第一区　平成五年七月一八日　〇
原　健三郎　東京都渋谷区広尾二―一一―一　衆議院議員　兵庫県第二区　平成五年七月一八日　〇

原田　憲　大阪府池田市満寿美町九―二―五　衆議院議員　大阪府第三区　平成五年七月一八日　〇
原田昇左右　静岡県焼津市浜当目一―一四―一四　衆議院議員　静岡県第一区　平成五年七月一八日　〇
平泉　渉　東京都新宿区払方町九―一五　衆議院議員　福井県　平成五年七月一八日　〇
平沼　赳夫　岡山県岡山市伊福町二―二七―一六　衆議院議員　岡山県第一区　平成五年七月一八日　〇
平林　鴻三　鳥取県鳥取市馬場町三二―一　衆議院議員　鳥取県　平成五年七月一八日　〇
深谷　隆司　東京都台東区日本堤二―二三―一二　衆議院議員　東京都第八区　平成五年七月一八日　〇
福田　康夫　群馬県高崎市貝沢町九二〇―二　衆議院議員　群馬県第三区　平成五年七月一八日　〇
福永　信彦　埼玉県大宮市吉敷町三―一二四　衆議院議員　埼玉県第五区　平成五年七月一八日　〇
藤井　孝男　岐阜県加茂郡白川町黒川二六九四　衆議院議員　岐阜県第二区　平成五年七月一八日　〇
藤尾　正行　神奈川県横浜市青葉区荏田北一―一九―六　衆議院議員　栃木県第二区　平成五年七月一八日　〇
藤本　孝雄　香川県高松市中央町八―一五　衆議院議員　香川県第一区　平成五年七月一八日　〇
二田　孝治　秋田県秋田市将軍野南五―一一―七　衆議院議員　秋田県第一区　平成五年七月一八日　〇
古屋　圭司　岐阜県恵那市大井町一〇一　衆議院議員　岐阜県第二区　平成五年七月一八日　〇
細田　博之　島根県松江市堂形町七三八　衆議院議員　島根県　平成五年七月一八日　〇
穂積　良行　福島県白河市新白河三―一五八　衆議院議員　福島県第二区　平成五年七月一八日　〇
堀内　光雄　東京都渋谷区神宮前五―六―一一　衆議院議員　山梨県　平成五年七月一八日　〇
保利　耕輔　佐賀県唐津市東城内六―四七　衆議院議員　佐賀県　平成五年七月一八日　〇
堀之内久男　宮崎県都城市安久町四七一三　衆議院議員　宮崎県第二区　平成五年七月一八日
町村　信孝　北海道札幌市豊平区福住三条一―五―一七　衆議院議員　北海道第一区　平成五年七月一八日　〇
松岡　利勝　熊本県阿蘇郡阿蘇町大字三久保二五四　衆議院議員　熊本県第一区　平成五年七月一八日　〇
松下　忠洋　鹿児島県川内市高城町一九七〇―三　衆議院議員　鹿児島県第二区　平成五年七月一八日　〇
松永　光　埼玉県浦和市岸町四―二―六　衆議院議員　埼玉県第一区　平成五年七月一八日　〇
水野　清　千葉県成田市東町一三三　衆議院議員　千葉県第二区　平成五年七月一八日　〇
三塚　博　宮城県仙台市宮城野区東九番丁九一―三　衆議院議員　宮城県第一区　平成五年七月一八日　〇
三ッ林弥太郎　埼玉県幸手市大字千塚四九〇　衆議院議員　埼玉県第四区　平成五年七月一八日　〇
御法川英文　秋田県仙北郡田沢湖町卒田字大荒田一二一―一　衆議院議員　秋田県第二区　平成五年七月一八日　〇
宮里　松正　沖縄県那覇市松川三二五―二　衆議院議員　沖縄県　平成五年七月一八日　〇

氏名	住所	職	年月日
小泉純一郎	神奈川県横須賀市三春町一－一	衆議院議員 神奈川県第二区	平成五年七月一八日
河野洋平	神奈川県平塚市八重咲町二六－七	衆議院議員 神奈川県第五区	平成五年七月一八日
高村正彦	東京都武蔵野市吉祥寺本町二－三三－四	衆議院議員 山口県第二区	平成五年七月一八日
河本敏夫	東京都港区三田二－三－三四	衆議院議員 兵庫県第四区	平成五年七月一八日
古賀誠	福岡県大牟田市浜町一－一一－四〇五	衆議院議員 福岡県第三区	平成五年七月一八日
小杉隆	東京都目黒区鷹番一－一二－二	衆議院議員 東京都第三区	平成五年七月一八日
近藤鉄雄	東京都千代田区富士見二－一四－三	衆議院議員 山形県第一区	平成五年七月一八日
後藤田正晴	東京都渋谷区広尾四－一－七	衆議院議員 徳島県	平成五年七月一八日
斉藤斗志二	静岡県富士市吉原五－二－二	衆議院議員 静岡県第二区	平成五年七月一八日
斉藤文昭	福島県会津若松市本町七－五	衆議院議員 福島県第二区	平成五年七月一八日
坂井隆憲	東京都港区高輪三－一三－五七	衆議院議員 佐賀県	平成五年七月一八日
坂本三十次	石川県鳳至郡穴水町曽福ト四九	衆議院議員 石川県第二区	平成五年七月一八日
桜井新	新潟県南魚沼郡六日町八幡三三－一	衆議院議員 新潟県第三区	平成五年七月一八日
櫻内義雄	東京都港区東麻布二－一七－一一	衆議院議員 島根県	平成五年七月一八日
佐田玄一郎	群馬県前橋市三俣町一－一八－二	衆議院議員 群馬県第一区	平成五年七月一八日
佐藤信二	東京都目黒区平町一－一九－一八	衆議院議員 山口県第二区	平成五年七月一八日
佐藤孝行	東京都世田谷区宮坂一－一九－三	衆議院議員 北海道第三区	平成五年七月一八日
佐藤剛男	福島県福島市上野寺字竹ノ内七六	衆議院議員 福島県第一区	平成五年七月一八日
塩川正十郎	大阪府東大阪市足代一－一四－一六	衆議院議員 大阪府第四区	平成五年七月一八日
塩崎恭久	愛媛県松山市上市一－二－四九	衆議院議員 愛媛県第一区	平成五年七月一八日
塩谷立	静岡県浜松市蜆塚二－二四－五一	衆議院議員 静岡県第三区	平成五年七月一八日
志賀節	岩手県一関市磐井町六－一九	衆議院議員 岩手県第二区	平成五年七月一八日
七条明	徳島県板野郡上板町七条字元原一一	衆議院議員 徳島県	平成五年七月一八日
島村宜伸	東京都江戸川区平井五－三七－一六	衆議院議員 東京都第十区	平成五年七月一八日
白川勝彦	新潟県上越市北城町四－一五－一〇	衆議院議員 新潟県第四区	平成五年七月一八日
自見庄三郎	福岡県北九州市小倉北区常盤町五－八	衆議院議員 福岡県第四区	平成五年七月一八日
鈴木俊一	岩手県盛岡市高松二－一三－一六	衆議院議員 岩手県第一区	平成五年七月一八日
鈴木宗男	北海道足寄郡足寄町大誉地一一九－一	衆議院議員 北海道第五区	平成五年七月一八日
住博司	富山県魚津市釈迦堂一－一－二五	衆議院議員 富山県第一区	平成五年七月一八日
関谷勝嗣	愛媛県松山市住吉二－一〇－四一	衆議院議員 愛媛県第一区	平成五年七月一八日
高鳥修	新潟県西頸城郡能生町大字能生七〇〇六	衆議院議員 新潟県第四区	平成五年七月一八日
高橋辰夫	北海道苫小牧市日新町六－九－二四	衆議院議員 北海道第四区	平成五年七月一八日
竹内黎一	青森県弘前市和徳町二九－一	衆議院議員 青森県第二区	平成五年七月一八日
竹下登	東京都世田谷区代沢三－一七－一〇	衆議院議員 島根県	平成五年七月一八日
武部勤	北海道北見市高栄西町一－一〇－五	衆議院議員 北海道第五区	平成五年七月一八日
田澤吉郎	青森県南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川口七八	衆議院議員 青森県第二区	平成五年七月一八日
橘康太郎	富山県高岡市守山二四一	衆議院議員 富山県第二区	平成五年七月一八日
田中直紀	福島県いわき市郷ヶ丘三－二二－五	衆議院議員 福島県第三区	平成五年七月一八日
田中眞紀子	新潟県刈羽郡西山町大字坂田一五四〇	衆議院議員 新潟県第三区	平成五年七月一八日
谷川和穂	東京都港区高輪三－一三－五七	衆議院議員 広島県第二区	平成五年七月一八日
谷垣禎一	京都府福知山市菱屋二五	衆議院議員 京都府第二区	平成五年七月一八日
谷洋一	兵庫県美方郡村岡町川会一三三	衆議院議員 兵庫県第五区	平成五年七月一八日
田野瀬良太郎	奈良県五條市二見四－三－六〇	衆議院議員 奈良県	平成五年七月一八日
田原隆	大分県中津市大字下宮永字野田一〇六	衆議院議員 大分県第二区	平成五年七月一八日
玉沢徳一郎	岩手県盛岡市青山町二－一二－一七	衆議院議員 岩手県第一区	平成五年七月一八日
田村元	東京都渋谷区松濤一－一六－一〇	衆議院議員 三重県第二区	平成五年七月一八日
近岡理一郎	山形県最上郡真室川町大字新町一三九－八	衆議院議員 山形県第二区	平成五年七月一八日
中馬弘毅	大阪府大阪市阿倍野区北畠一－一四－一二	衆議院議員 大阪府第六区	平成五年七月一八日
塚原俊平	茨城県日立市諏訪町三－一－二	衆議院議員 茨城県第二区	平成五年七月一八日
戸井田三郎	兵庫県飾磨郡夢前町杉之内三五八	衆議院議員 兵庫県第四区	平成五年七月一八日
東家嘉幸	熊本県熊本市神水本町六－一	衆議院議員 熊本県第二区	平成五年七月一八日
虎島和夫	長崎県福江市大荒町二四〇	衆議院議員 長崎県第二区	平成五年七月一八日
中尾栄一	山梨県甲府市緑ヶ丘一－一七－一	衆議院議員 山梨県	平成五年七月一八日
中川昭一	北海道帯広市東二条南一三	衆議院議員 北海道第五区	平成五年七月一八日

氏名	住所	議員の別	日付	
石橋 一弥	千葉県東金市道庭二九三	衆議院議員 千葉県第三区	平成五年七月一八日	○
伊藤 公介	東京都町田市鶴川四―三九―一三	衆議院議員 東京都第十一区	平成五年七月一八日	○
伊藤宗一郎	東京都港区六本木七―一七―二七	衆議院議員 宮城県第一区	平成五年七月一八日	○
稲垣 実男	愛知県幡豆郡一色町大字一色字上屋敷七一	衆議院議員 愛知県第四区	平成五年七月一八日	○
稲葉 大和	新潟県村上市堀片二―六三	衆議院議員 新潟県第二区	平成五年七月一八日	○
伊吹 文明	京都府京都市下京区仏光寺御幸町西入大黒町二五一	衆議院議員 京都府第一区	平成五年七月一八日	○
臼井日出男	千葉県千葉市花見川区検見川町三―三二五―一七	衆議院議員 千葉県第一区	平成五年七月一八日	○
宇野 宗佑	滋賀県守山市守山町一〇一三	衆議院議員 滋賀県	平成五年七月一八日	○
浦野 烋興	愛知県豊田市四郷町下古屋三二	衆議院議員 愛知県第四区	平成五年七月一八日	○
衛藤 晟一	大分県大分市豊町一―二―二	衆議院議員 大分県第一区	平成五年七月一八日	○
衛藤征士郎	大分県大分市高崎四―一五―六	衆議院議員 大分県第一区	平成五年七月一八日	○
江藤 隆美	宮崎県宮崎市大橋三―一三九	衆議院議員 宮崎県第一区	平成五年七月一八日	○
大石 千八	静岡県榛原郡吉田町神戸一四七〇	衆議院議員 静岡県第一区	平成五年七月一八日	
大島 理森	青森県八戸市尻内町下根市二五	衆議院議員 青森県第一区	平成五年七月一八日	○
大野 功統	香川県坂出市駒止町二―三―三二	衆議院議員 香川県第二区	平成五年七月一八日	○
大原 一三	宮崎県宮崎市千草町九―七―一	衆議院議員 宮崎県第一区	平成五年七月一八日	○
小川 元	長野県諏訪市湖岸通り五―一五―九	衆議院議員 長野県第三区	平成五年七月一八日	○
奥田 幹生	京都府京都市山科区西野岸ノ下町五五	衆議院議員 京都府第一区	平成五年七月一八日	○
奥野 誠亮	東京都渋谷区神宮前五―七―一〇	衆議院議員 奈良県	平成五年七月一八日	○
小此木八郎	神奈川県横浜市鶴見区北寺尾一―一五―二二	衆議院議員 神奈川県第一区	平成五年七月一八日	○
小里 貞利	鹿児島県姶良郡霧島町大窪相尾四八五―三	衆議院議員 鹿児島県第二区	平成五年七月一八日	○
小澤 潔	東京都国立市谷保七二〇一	衆議院議員 東京都第七区	平成五年七月一八日	○
越智 伊平	愛媛県今治市南大門町一―一―一五	衆議院議員 愛媛県第二区	平成五年七月一八日	○
越智 通雄	東京都目黒区東が丘二―二―五	衆議院議員 東京都第三区	平成五年七月一八日	○
小野 晋也	愛媛県新居浜市沢津町一―四―一三一	衆議院議員 愛媛県第二区	平成五年七月一八日	○
小渕 恵三	群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町九一〇	衆議院議員 群馬県第三区	平成五年七月一八日	○
尾身 幸次	群馬県前橋市元総社町一四三―四二二	衆議院議員 群馬県第一区	平成五年七月一八日	○
梶山 静六	茨城県常陸太田市山下町一一八七―三	衆議院議員 茨城県第二区	平成五年七月一八日	○
粕谷 茂	東京都渋谷区本町六―一―一九	衆議院議員 東京都第四区	平成五年七月一八日	○
片岡 武司	愛知県名古屋市昭和区広路町隼人五―一一三〇八	衆議院議員 愛知県第六区	平成五年七月一八日	○
加藤 紘一	山形県鶴岡市大東町一七―二三	衆議院議員 山形県第二区	平成五年七月一八日	○
加藤 卓二	埼玉県秩父市本町三―一	衆議院議員 埼玉県第三区	平成五年七月一八日	○
金子 一義	岐阜県高山市馬場町二―三三	衆議院議員 岐阜県第二区	平成五年七月一八日	○
金子原二郎	長崎県佐世保市稲荷町二四―三	衆議院議員 長崎県第二区	平成五年七月一八日	○
金田 英行	北海道旭川市四条四	衆議院議員 北海道第二区	平成五年七月一八日	○
狩野 勝	千葉県市川市市川南二―八―三三	衆議院議員 千葉県第四区	平成五年七月一八日	○
亀井 静香	広島県庄原市東本町二―二五―一一	衆議院議員 広島県第三区	平成五年七月一八日	○
亀井 善之	神奈川県伊勢原市下落合六〇五―一二	衆議院議員 神奈川県第五区	平成五年七月一八日	○
唐沢俊二郎	東京都千代田区富士見二―一四―三	衆議院議員 長野県第四区	平成五年七月一八日	○
川崎 二郎	三重県上野市車坂町八二一	衆議院議員 三重県第一区	平成五年七月一八日	○
河村 建夫	山口県萩市今古萩三五	衆議院議員 山口県第一区	平成五年七月一八日	○
瓦 力	石川県七尾市南藤橋町子部六五―一	衆議院議員 石川県第二区	平成五年七月一八日	○
菊池福治郎	神奈川県逗子市池子三―九―一二	衆議院議員 宮城県第二区	平成五年七月一八日	○
岸田 文雄	広島県広島市南区比治山町六―二九	衆議院議員 広島県第一区	平成五年七月一八日	○
岸本 光造	和歌山県那賀郡粉河町荒見一〇八	衆議院議員 和歌山県第二区	平成五年七月一八日	○
木部 佳昭	静岡県伊東市宇佐見二二九七―一	衆議院議員 静岡県第二区	平成五年七月一八日	○
木村 義雄	香川県高松市松島町三―二二―四	衆議院議員 香川県第一区	平成五年七月一八日	○
久間 章生	長崎県南高来郡加津佐町戊五二〇五	衆議院議員 長崎県第一区	平成五年七月一八日	○
久野統一郎	愛知県知多市つつじが丘四―九―一	衆議院議員 愛知県第二区	平成五年七月一八日	○
熊代 昭彦	岡山県岡山市一宮一五四―五三	衆議院議員 岡山県第一区	平成五年七月一八日	○
栗原 博久	新潟県新津市出戸二八	衆議院議員 新潟県第二区	平成五年七月一八日	
栗原 裕康	静岡県沼津市上香貫槇島町一三六六	衆議院議員 静岡県第二区	平成五年七月一八日	○

○自治省告示第十八号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定に基づき、政党交付金の交付を受けようとする政党の平成七年一月一日現在における届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十一日

自治大臣　野中　広務

政党の名称	略称	主たる事務所の所在地	届出年月日
公明		東京都新宿区南元町一七	平成七年一月一一日

	氏名	住所	生年月日	選任年月日
代表者	藤井　富雄	東京都新宿区中落合二―五―二五	大正一三年八月一七日	平成六年一二月五日
会計責任者	笠間　肇	東京都世田谷区岡本一―一七―二一	昭和一二年一月一日	平成六年一二月五日
会計責任者の職務代行者	岡田　克司	千葉県市川市市川二―一九―一五	昭和一二年一二月一七日	平成六年一二月五日
会計監査を行うべき者	五十嵐　正	東京都足立区西新井本町四―一二―一八	昭和一三年一月九日	平成六年一二月五日

所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	総選挙・通常選挙において所属していた者は○
荒木　清寛	愛知県名古屋市中区丸の内一―六―一二	参議院議員 愛知県	平成四年七月二六日	
猪熊　重二	神奈川県横浜市保土ヶ谷区峰沢町一六七	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	
及川　順郎	山梨県甲府市和田町二七四七―一一	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	
大久保直彦	東京都杉並区方南二―一―二〇	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	
風間　昶	北海道札幌市豊平区福住二条五―八―八	参議院議員 北海道	平成四年七月二六日	
片上　公人	兵庫県神戸市兵庫区矢部町三四―五	参議院議員 兵庫県	平成四年七月二六日	
武田　節子	東京都世田谷区代田一―三三―一二	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	
鶴岡　洋	千葉県印旛郡酒々井町酒々井一八二六―八	参議院議員 比例代表	平成四年七月二六日	
中西　珠子	千葉県千葉市稲毛区稲毛東四―一―六	参議院議員 比例代表	平成元年七月二三日	
浜四津敏子	東京都三鷹市上連雀一―六―五	参議院議員 東京都	平成四年七月二六日	
山下　栄一	大阪府枚方市茄子作四―二五―九	参議院議員 大阪府	平成四年七月二六日	
横尾　和伸	福岡県福岡市東区千早三―一―二三	参議院議員 福岡県	平成四年七月二六日	

得票総数（政党助成法（以下「法」という。）第二十五条第四項の規定により得票総数とみなされる数）

平成五年七月一八日執行総選挙	比例代表選挙	八一五、三三一・三五八票
平成四年七月二六日執行通常選挙	選挙区選挙	一、〇二二、七六一・三四七票
	比例代表選挙	五六五、九五一・五九四票
平成元年七月二三日執行通常選挙	選挙区選挙	九七二、一四〇・三〇四票
		四六二、四六九・八一一票

支部の数　二七九　うち法第十四条第二項に規定する支部の数　二七九

政党が組織された年月日又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成六年一二月五日

政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成六年一二月二七日

政党の名称	略称	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党	自民党	東京都千代田区永田町一―一一―二三	平成七年一月一三日

	氏名	住所	生年月日	選任年月日
代表者	河野　洋平	神奈川県平塚市八重咲町二六―七	昭和一二年一月一五日	平成五年七月三〇日
会計責任者	森　喜朗	石川県小松市西町八五	昭和一二年七月一四日	平成五年八月二日
会計責任者の職務代行者	村口　勝哉	千葉県千葉市美浜区幕張西一―一九―二五	昭和八年七月二六日	平成六年一二月一三日
会計監査を行うべき者	佐藤　信二	東京都目黒区平町一―一九―一八	昭和七年二月八日	平成五年八月一〇日

所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	総選挙・通常選挙において所属していた者は○
逢沢　一郎	岡山県岡山市住吉町一―一―四	衆議院議員 岡山県第一区	平成五年七月一八日	○
相沢　英之	東京都世田谷区成城七―一〇―三	衆議院議員 鳥取県	平成五年七月一八日	○
赤城　徳彦	茨城県真壁郡明野町赤浜六二二	衆議院議員 茨城県第三区	平成五年七月一八日	○
麻生　太郎	福岡県飯塚市大字柏の森二一四	衆議院議員 福岡県第二区	平成五年七月一八日	○
安倍　晋三	山口県下関市上田中町二―一六―一一	衆議院議員 山口県第一区	平成五年七月一八日	○
甘利　明	神奈川県相模原市下溝四四六―三	衆議院議員 神奈川県第三区	平成五年七月一八日	○
荒井　広幸	福島県田村郡船引町大字船引字原田一一六―一	衆議院議員 福島県第二区	平成五年七月一八日	○
池田　行彦	広島県竹原市吉名町五二四三	衆議院議員 広島県第二区	平成五年七月一八日	○
石原慎太郎	東京都大田区田園調布一―四四―二	衆議院議員 東京都第二区	平成五年七月一八日	○
石原　伸晃	東京都杉並区高井戸東四―一―三二	衆議院議員 東京都第四区	平成五年七月一八日	○

○自治省告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条の二第二項後段の規定による政治資金団体になるべき団体としての指定の取消しの届出があったので、同法第七条の二第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成七年二月七日

自治大臣　野中　広務

政党の名称	政治資金団体の名称	政治資金団体の代表者の氏名	取消しの届出のあった年月日
新生党	改革国民会議	紳田桃太郎	六、一二、八
民社党	政和協会	塚本　三郎	六、一二、一二
新党「自由党」	自由経済会議	岡谷　繁	六、一二、一三
日本新党	民主政治協会	河野　龍巳	六、一二、一三

○自治省告示第十四号

町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、三重県員弁郡北勢町と同郡藤原町との境界を次のとおり変更する旨、三重県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年二月十日からその効力を生ずるものとする。

平成七年二月七日

自治大臣　野中　広務

員弁郡北勢町に編入する区域

員弁郡藤原町大字東禅寺字下荒田一一から一四まで、字上荒田七八の二から七八の四まで、七九の一、七九の二、八〇、八三、九一、九七、九八、九九の一、九九の二、一〇九の一、一一〇の一、一一一、一一二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

員弁郡藤原町に編入する区域

員弁郡北勢町大字別名字薮下四七二、四七五から四七八まで、大字垣内字市之坂八八九の三及び藤原町大字東禅寺字上荒田八九に隣接する北勢町の水路である国有地の全部

○自治省告示第十五号

町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、熊本県玉名郡玉東町と鹿本郡植木町との境界を次のとおり変更する旨、熊本県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年三月一日からその効力を生ずるものとする。

平成七年二月七日

自治大臣　野中　広務

玉名郡玉東町に編入する区域

鹿本郡植木町大字豊岡字弁福六九の一、七〇の四、七一の三、七二、七三の二から七三の四まで、七四の二、八六の三、八七の一、字清水一二八の二、一三六の二、一三七の二、一三八、一三九、一四〇の二、一四二から一四四まで、一四五の四、一五四の一、一五五の二、一五五の三、一五六の二、一五七の二、一五八の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

鹿本郡植木町に編入する区域

玉名郡玉東町大字二俣字松ヶ尾五〇〇の二、字東五八二の二、五八二の三、六〇九の三、六一〇の二、六一一の三、六一二の三、六一二の四、六四二の五、六四三の六、字弁福六七五の三、六七六の二、六八七の二、六八八の二、六八九の二、六九〇の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに字東五八二の一の地先の水路である国有地の一部

○自治省告示第十六号

町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、熊本県鹿本郡鹿本町、同郡鹿央町及び同郡植木町の境界を次のとおり変更する旨、熊本県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年三月一日からその効力を生ずるものとする。

平成七年二月七日

自治大臣　野中　広務

鹿本郡鹿本町に編入する区域

鹿本郡鹿央町大字千田字上奥永二二七八、二二八一の一、二二八一の二、二二八二の一の地先の道路である国有地の一部

鹿本郡植木町大字田底字野入一九四〇の二、一九四一の二、一九四七の二、一九四九の二、一九五〇の二、一九五二の二、一九五三の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部

鹿本郡鹿央町に編入する区域

鹿本郡鹿本町大字分田字奥永一一八、一二〇、一二一の地先の水路である国有地の一部

鹿本郡植木町大字正清字九反坪七三九の二、七四〇の二、七四三の二、七四四の二、七五五の二、七五六の二、七五九の二、七六〇の二、七六三の二、七六四の二、七六五の一八、大字田底字野入一九一二の二、一九一三の二、一九一四の二、一九一七の二、一九一八の二、一九一九の二、一九二二の二、一九二三の二、一九二四の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部並びに大字正清字九反坪七六五の四の地先の水路である国有地の一部

鹿本郡植木町に編入する区域

鹿本郡鹿本町大字分田字前田八九の二、九〇、九一の三、九二の三、九三の三、九四の三、字上町一〇五九の二、一〇六六の二、一〇六八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

鹿本郡鹿央町大字千田字南奥永一八二三の二、一八二四の二、一八二五の二、一八二六の二、一八二七の二、字鉾田二二四九の二、二二五〇の三、二二五〇の四、二二六〇の三、二二六〇の四、二二六八の二、二二七〇の三、二二七二の三、二二七二の四、二二七三の二、二二七三の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに字南奥永一八四二に隣接する道路、水路である国有地の一部、一八四三から一八四六までの地先の道路、水路である国有地の一部

○自治省告示第十七号

多極分散型国土形成促進法第十四条の地方公共団体等を定める省令（平成元年自治省令第十九号）第二条第二項の規定に基づき、多極分散型国土形成促進法第十四条の地方公共団体等を定める省令第二条第二項に規定する施設を告示（平成三年自治省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成七年二月七日

自治大臣　野中　広務

別表に次のように加える。

福島県の作成した「いわき『海洋&エネルギー』交流拠点構想」	いわき市中央台に位置する「いわきニュータウンセンタービル」	インテリジェントビル（令第四条第八号施設）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

関西経済活性化研究会
報告年月日　6. 3.31
1　収入総額　150,000
　本年収入額　150,000
2　支出総額　0
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費（15人）　150,000
民社青年連盟千葉県本部
報告年月日　6. 3.29
1　収入総額　0
2　支出総額　0
コミュニティー326関西道地方行政調査機構
報告年月日　6. 3.30
1　収入総額　2,513,748
　本年収入額　2,513,748
2　支出総額　2,512,621
3　本年収入の内訳
寄附　1,813,647
個人分　1,113,647
団体分　700,000
借入金　700,000
内川建設工業(株)　700,000
その他の収入　101
一件十万円未満のもの　101
4　支出の内訳
経常経費　1,263,541
人件費　508,250
備品・消耗品費　20,701
事務所費　734,590
政治活動費　1,249,080
機関紙誌の発行その他の事業費　608,875
宣伝事業費　608,875
調査研究費　90,000
その他の経費　550,205
5　寄附の内訳
（個人分）
森本　純三　1,016,900　西宮市
年間五万円以下のもの　96,747
（団体分）
年間五万円以下のもの　700,000
平成[illegible]研究会
報告年月日　6. 3.16
1　収入総額　7,698,926
前年繰越額　4,780,276
本年収入額　2,918,650
2　支出総額　4,789,796
3　本年収入の内訳
寄附　2,909,000
個人分　1,289,000
団体分　1,620,000
その他の収入　9,650
一件十万円未満のもの　9,650
4　支出の内訳
経常経費　3,123,592
人件費　1,680,000
備品・消耗品費　481,368
事務所費　962,224
政治活動費　1,666,204
組織活動費　1,071,736
機関紙誌の発行その他の事業費　546,518
機関紙誌の発行事業費　546,518
調査研究費　47,950
5　寄附の内訳
（個人分）
年間五万円以下のもの　1,289,000
（団体分）
年間五万円以下のもの　1,620,000
日本政治連合
報告年月日　6. 3.30
1　収入総額　0
2　支出総額　0
日本[illegible]関西推進本部
報告年月日　6. 3. 8
1　収入総額　0
2　支出総額　0
Born Again Statesman's Club（略称　BASC）
報告年月日　6. 6.17
1　収入総額　0
2　支出総額　0
政治結社大日本新政會兵庫県本部
報告年月日　6. 4. 1
1　収入総額　0
2　支出総額　0
二　保有金の収支報告書の要旨（単位　円）
平成5年分
［参議院議員］
（補欠選挙等）
泉　正広
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0
大河原裕志
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0
太田　宏
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0
小野里　博
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0
影山　祥二
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0
木下　洋一
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0
小林由可里
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0
佐藤　幸夫
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0
塩原　幸光
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0
田所　健治
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0
田中　文明
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0
藤田　立身
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0
星野　敦子
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0
星野　吉男
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0
富川　和男
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0
吉本　順男
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0
吉本　洋美
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0

〇自治省告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成七年二月七日

自治大臣　野中　広務

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
政治資金団体				
改革国民会議	政治団体の区分	その他の政治団体	政治資金団体	六、一二、八
改革国民会議	政治団体の区分	政治資金団体	その他の政治団体	六、一二、一二
政和協会	政治団体の区分	その他の政治団体	政治資金団体	六、一二、一二
自由経済会議	政治団体の区分	その他の政治団体	政治資金団体	六、一二、一三

物流問題研究会
報告年月日　6. 9. 5
1　収入総額　800,000
　本年収入額　800,000
2　支出総額　42,000
3　本年収入の内訳
寄附　800,000
　団体分　800,000
4　支出の内訳
政治活動費　42,000
　組織活動費　39,000
　調査研究費　3,000
5　寄附の内訳
（団体分）
年間百万円以下のもの　800,000

文教政策懇話会
報告年月日　6. 7.21
1　収入総額　33,911
　前年繰越額　33,911
2　支出総額　33,911
3　支出の内訳
経常経費　33,911
　事務所費　33,911

平成政治経済研究所
報告年月日　6. 1. 4
1　収入総額　0
2　支出総額　0

朋友会
報告年月日　6. 7.13
1　収入総額　10,737,742
　前年繰越額　318,378
　本年収入額　10,419,364
2　支出総額　10,393,030
3　本年収入の内訳
寄附　10,419,364
　団体分　5,690,0000
　政治団体分　4,729,364
4　支出の内訳
経常経費　9,519,100
　光熱水費　117,515
　備品・消耗品費　2,215,828
　事務所費　7,185,757
政治活動費　873,930
　組織活動費　701,854
　機関紙誌の発行その他の事業費　136,076
　　宣伝事業費　136,076
　寄附・交付金　36,000

5　寄附の内訳
（団体分）
実業興業㈱　1,300,000　新宿区
年間百万円以下のもの　4,390,000
（政治団体分）
日本柔道整復師連盟　1,725,000　台東区
重友会　3,004,364　千代田区

重友会（寺田　一夫）
報告年月日　6. 6.30
1　収入総額　193
　前年繰越額　193
2　支出総額　0

重友会（高橋　龍一）
報告年月日　6. 7. 1
1　収入総額　43,776
　前年繰越額　43,776
2　支出総額　0

武蔵経済研究会
報告年月日　6. 9. 8
1　収入総額　21,750,911
　前年繰越額　7,539,901
　本年収入額　14,211,010
2　支出総額　17,707,320
3　本年収入の内訳
寄附　14,000,000
　政治団体分　14,000,000
その他の収入　211,010
　一件十万円未満のもの　211,010
4　支出の内訳
経常経費　9,019,847
　人件費　4,440,000
　光熱水費　185,052
　備品・消耗品費　215,225
　事務所費　4,179,570
政治活動費　8,687,473
　組織活動費　8,361,853
　機関紙誌の発行その他の事業費　233,810
　　宣伝事業費　233,810
　調査研究費　91,810
5　寄附の内訳
（政治団体分）
新日本政経懇話会　8,000,000　墨田区
育成会　6,000,000　千代田区

武蔵野会（東郷　泰明）
報告年月日　6. 7. 7
1　収入総額　0
2　支出総額　0

全国事業振興会
報告年月日　6. 9.19
1　収入総額　29,162
　前年繰越額　29,162
2　支出総額　0

木星会
報告年月日　6. 7. 8
1　収入総額　17,791,490
　前年繰越額　4,191,490
　本年収入額　13,600,000
2　支出総額　15,251,900
3　本年収入の内訳
寄附　6,100,000
　個人分　1,500,000
　団体分　4,600,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入　7,500,000
　厚生政務次官就任を祝う会　7,500,000
4　支出の内訳
経常経費　5,275,300
　人件費　4,856,000
　備品・消耗品費　419,300
政治活動費　9,976,600
　組織活動費　1,983,800
　調査研究費　492,800
　寄附・交付金　7,500,000
5　寄附の内訳
（個人分）
木村武千代　1,500,000　世田谷区
（団体分）
年間百万円以下のもの　4,600,000

新国日本連盟
報告年月日　6. 3.31
1　収入総額　12,317,300
　前年繰越額　252,000
　本年収入額　12,065,300
2　支出総額　12,304,300
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費（11人）　55,000
寄附　7,175,300
　個人分　7,175,300
機関紙誌の発行その他の事業による収入　4,835,000
　機関紙誌発行　4,835,000
4　支出の内訳
経常経費　7,456,899
　人件費　5,745,000
　光熱水費　312,513
　備品・消耗品費　220,756
　事務所費　1,178,630
政治活動費　4,847,401
　組織活動費　3,125,766
　機関紙誌の発行その他の事業費　1,221,635
　　機関紙誌の発行事業費　257,000
　　宣伝事業費　964,635
　調査研究費　500,000
5　寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの　7,175,300

UDI政治連盟
報告年月日　6. 7.12
1　収入総額　0
2　支出総額　0

総懇会（青木　盛平）
報告年月日　6. 7.21
1　収入総額　20,554
　前年繰越額　20,554
2　支出総額　20,554
3　支出の内訳
経常経費　20,554
　事務所費　20,554

流通サービス政治連合
報告年月日　6.12. 2
1　収入総額　27,889
　前年繰越額　27,889
2　支出総額　27,889
3　支出の内訳
経常経費　27,889
　備品・消耗品費　27,889

渡辺誠三政治経済研究所
報告年月日　6. 7. 8
1　収入総額　0
2　支出総額

4　支出の内訳
経常経費　1,420,394
事務所費　1,420,394
政治活動費　2,044,800
組織活動費　2,044,800
日本皇道同志社大分県本部
報告年月日　6. 7. 20
1　収入総額　0
2　支出総額　0
日本国民権利擁護連盟
報告年月日　6. 7. 4
1　収入総額　0
2　支出総額　0
日本コンサルタント政治連盟
報告年月日　6. 11. 10
1　収入総額　0
2　支出総額　0
日本自由連合
報告年月日　6. 7. 1
1　収入総額　8,000,000
本年収入額　8,000,000
2　支出総額　8,000,000
3　本年収入の内訳
機関紙誌の発行その他の事業による収入　8,000,000
機関紙発行　8,000,000
4　支出の内訳
経常経費　4,500,000
人件費　1,500,000
光熱水費　350,000
備品・消耗品費　150,000
事務所費　2,500,00
政治活動費　3,500,000
組織活動費　700,000
機関紙誌の発行その他の事業費　1,600,000
宣伝事業費　1,600,000
調査研究費　1,200,000
日本身体障害者政治連盟
報告年月日　6. 8. 4
1　収入総額　0
2　支出総額　0
日本政経調査会（濱崎　敏雄）
報告年月日　6. 7. 5
1　収入総額　7,928,779
前年繰越額　5,928,779
本年収入額　2,000,000
2　支出総額　7,418,521
3　本年収入の内訳
借入金　2,000,000
濱崎　敏雄　2,000,000
4　支出の内訳
経常経費　5,731,933
人件費　3,601,980
光熱水費　50,237
備品・消耗品費　150,251
事務所費　1,929,465
政治活動費　1,686,588
組織活動費　1,620,715
調査研究費　65,873
日本鉄心青年同盟
報告年月日　6. 7. 15
1　収入総額　0
2　支出総額　0
日本同志社
報告年月日　6. 11. 8
1　収入総額　2,637,000
本年収入額　2,637,000
2　支出総額　2,637,000
3　本年収入の内訳
寄附　2,637,000
個人分　2,637,000
4　支出の内訳
経常経費　1,963,530
人件費　1,800,000
光熱水費　24,000
事務所費　139,530
政治活動費　673,470
組織活動費　633,470
その他の経費　40,000
5　寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの　2,637,000
日本武士道会
報告年月日　6. 7. 13
1　収入総額　0
2　支出総額　0
日本民族青年同盟
報告年月日　6. 7. 15
1　収入総額　7,080,000
前年繰越額　604,005
本年収入額　6,475,995
2　支出総額　7,050,000
3　本年収入の内訳
機関紙誌の発行その他の事業による収入　6,475,995
機関紙誌発行　6,475,995
4　支出の内訳
政治活動費　7,050,000
組織活動費　7,050,000
日本料理政治連盟
報告年月日　6. 7. 26
1　収入総額　1,804,238
前年繰越額　446,673
本年収入額　1,357,565
2　支出総額　1,188,130
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費（5,700人）　1,357,200
その他の収入　365
一件十万円未満のもの　365
4　支出の内訳
政治活動費　1,188,130
組織活動費　888,130
寄附・交付金　300,000
日本を守る会
報告年月日　6. 9. 16
1　収入総額　19,030
前年繰越額　19,030
2　支出総額　0
東日本同和会
報告年月日　6. 10. 5
1　収入総額　16,855,270
前年繰越額　473,270
本年収入額　16,382,000
2　支出総額　16,264,777
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費（30人）　6,200,000
寄附　1,000,000
個人分　1,000,000
借入金　9,182,000
㈱誠商　1,300,000
㈱仲興産業　3,491,000
中島　文男　4,391,000
4　支出の内訳
経常経費　9,052,206
人件費　4,355,000
光熱水費　282,170
備品・消耗品費　263,057
事務所費　4,151,979
政治活動費　7,212,571
組織活動費　2,935,091
機関紙誌の発行その他の事業費　4,277,480
機関紙誌の発行事業費　4,277,480
5　資産等の内訳
（借入金）
中島　文男　4,391,000
㈱仲興産業　3,491,000
㈱誠商　1,300,000
1st会
報告年月日　6. 6. 30
1　収入総額　0
2　支出総額　0
福田宏一東京後援会
報告年月日　6. 7. 12
1　収入総額　2,548,566
前年繰越額　1,714,528
本年収入額　834,038
2　支出総額　1,895,759
3　本年収入の内訳
寄附　830,000
個人分　10,000
団体分　700,000
政治団体分　120,000
その他の収入　4,038
一件十万円未満のもの　4,038
4　支出の内訳
経常経費　1,051,825
備品・消耗品費　449,026
事務所費　602,799
政治活動費　843,934
組織活動費　820,861
調査研究費　23,073
5　寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの　10,000
（団体分）
年間百万円以下のもの　700,000
（政治団体分）
年間百万円以下のもの　120,000

3 本年収入の内訳
個人の党費・会費（1人） 25,000
寄附 5,820,000
個人分 1,000,000
団体分 4,820,000
4 支出の内訳
経常経費 4,643,440
人件費 960,000
光熱水費 75,190
備品・消耗品費 781,250
事務所費 2,827,000
政治活動費 1,195,484
組織活動費 803,863
機関紙誌の発行その他の事業費 324,121
機関紙誌の発行事業費 113,200
宣伝事業費 210,921
調査研究費 67,500
5 寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの 1,000,000
（団体分）
年間百万円以下のもの 4,820,000

真友会
報告年月日 6. 8.17
1 収入総額 295,841
前年繰越額 35,841
本年収入額 260,000
2 支出総額 277,273
3 本年収入の内訳
寄附 260,000
団体分 260,000
4 支出の内訳
経常経費 161,238
備品・消耗品費 161,238
政治活動費 116,035
組織活動費 116,035
5 寄附の内訳
（団体分）
年間百万円以下のもの 260,000

東京島津会
報告年月日 6.10.19
1 収入総額 1,700,000
本年収入額 1,700,000
2 支出総額 91,809
3 本年収入の内訳
寄附 1,700,000
団体分 1,700,000
4 支出の内訳
経常経費 15,759
備品・消耗品費 15,759
政治活動費 76,050
組織活動費 76,050
5 寄附の内訳
（団体分）
年間百万円以下のもの 1,700,000

[illegible]会
報告年月日 6. 8.10
1 収入総額 15,523,405
前年繰越額 1,284,859
本年収入額 14,238,546
2 支出総額 14,513,392
3 本年収入の内訳
寄附 14,200,000
個人分 5,200,000
（うち指定団体に対する寄附） 700,000
団体分 5,500,000
政治団体分 3,500,000
その他の収入 38,546
一件十万円未満のもの 38,546
4 支出の内訳
経常経費 6,385,125
人件費 5,538,527
光熱水費 243,811
備品・消耗品費 192,971
事務所費 409,816
政治活動費 8,128,267
組織活動費 1,378,765
調査研究費 399,502
寄附・交付金 6,350,000
5 寄附の内訳
（個人分）
中野 良次 1,500,000 佐賀市
年間百万円以下のもの 3,700,000
（団体分）
㈱中野建設 1,500,000 佐賀市
年間百万円以下のもの 4,000,000
（政治団体分）
新政策研究会 2,000,000 千代田区
年間百万円以下のもの 1,500,000
6 指定団体に対する寄附の内訳
候補者に対し年間百万円以下のもの 700,000

豊友会
報告年月日 6. 7.13
1 収入総額 3,121,623
前年繰越額 321,623
本年収入額 2,800,000
2 支出総額 3,004,364
3 本年収入の内訳
寄附 2,800,000
団体分 2,800,000
4 支出の内訳
政治活動費 3,004,364
寄附・交付金 3,004,364
5 寄附の内訳
（団体分）
中本商事㈱ 1,200,000 神戸市
日本製缶㈱ 1,100,000 〃
年間百万円以下のもの 500,000

名古屋税理士政治連盟高山支部
報告年月日 6. 3.30
1 収入総額 369,000
本年収入額 369,000
2 支出総額 313,132
3 本年収入の内訳
個人の党費・会費（23人） 69,000
寄附 300,000
政治団体分 300,000
4 支出の内訳
政治活動費 313,132
組織活動費 313,132
5 寄附の内訳
（政治団体分）
年間百万円以下のもの 300,000

21世紀政治経済研究会（鈴木 修治）
報告年月日 6. 7.25
1 収入総額 3,480,000
本年収入額 3,480,000
2 支出総額 3,480,000
3 本年収入の内訳
寄附 3,480,000
個人分 3,480,000
4 支出の内訳
政治活動費 3,480,000
機関紙誌の発行その他の事業費 3,480,000
機関紙誌の発行事業費 3,480,000
5 寄附の内訳
（個人分）
鈴木 修治 1,480,000 千代田区
年間百万円以下のもの 2,000,000

日米かけはしの会
報告年月日 6. 2.10
1 収入総額 448,037
前年繰越額 37
本年収入額 448,000
2 支出総額 438,037
3 本年収入の内訳
個人の党費・会費（12人） 348,000
寄附 100,000
政治団体分 100,000
4 支出の内訳
経常経費 188,037
備品・消耗品費 88,037
事務所費 100,000
政治活動費 250,000
組織活動費 150,000
調査研究費 100,000
5 寄附の内訳
（政治団体分）
年間百万円以下のもの 100,000

日本維新党
報告年月日 6. 8.19
1 収入総額 0
2 支出総額 0

日本経営企画
報告年月日 6. 6.21
1 収入総額 3,565,751
前年繰越額 16,710
本年収入額 3,549,041
2 支出総額 3,465,194
3 本年収入の内訳
個人の党費・会費（2,366人） 3,549,000
その他の収入 41
一件十万円未満のもの 41

政治活動費　848,152
組織活動費　744,378
機関紙誌の発行その他の事業費　21,000
宣伝事業費　21,000
調査研究費　82,774
5　寄附の内訳
（団体分）
年間百万円以下のもの　50,000
6　資産等の内訳
（借入金）
黒田　敦　10,200,000

大日本維政会
報告年月日　6. 7. 8
1　収入総額　0
2　支出総額　0

大日本玉政会国政愛国同志会
報告年月日　6. 8.10
1　収入総額　0
2　支出総額　0

大日本皇政同志会
報告年月日　6. 7.18
1　収入総額　8,563
前年繰越額　8,563
2　支出総額　0

大日本皇道社
報告年月日　6.10. 7
1　収入総額　4,410,000
本年収入額　4,410,000
2　支出総額　4,410,000
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費（33人）　3,960,000
寄附　450,000
個人分　450,000
4　支出の内訳
経常経費　3,401,575
人件費　600,000
光熱水費　229,151
備品・消耗品費　643,526
事務所費　1,928,898
政治活動費　1,008,425
組織活動費　1,008,425
5　寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの　450,000

大日本櫻会
報告年月日　6. 9. 8
1　収入総額　546,200
本年収入額　546,200
2　支出総額　546,200
3　本年収入の内訳
寄附　546,200
個人分　546,200
4　支出の内訳
経常経費　200,000
備品・消耗品費　100,000
事務所費　100,000
政治活動費　346,200
組織活動費　65,000
機関紙誌の発行その他の事業費　281,200
機関紙誌の発行事業費　50,000
宣伝事業費　231,200
5　寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの　546,200

大日本誠志会
報告年月日　6. 3.30
1　収入総額　1,824,097
本年収入額　1,824,097
2　支出総額　1,824,097
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費（64人）　768,000
団体分　500,000
寄附　500,000
借入金　556,097
伊藤　雄一　556,097
4　支出の内訳
経常経費　1,234,163
備品・消耗品費　286,163
事務所費　948,000
政治活動費　589,934
組織活動費　446,213
機関紙誌の発行その他の事業費　135,721
宣伝事業費　135,721
その他の経費　8,000
5　寄附の内訳
（団体分）
年間百万円以下のもの　500,000

大日本青年皇志会
報告年月日　6. 8.22
1　収入総額　0
2　支出総額　0

大日本同志会
報告年月日　6.11.16
1　収入総額　35,110,000
本年収入額　35,110,000
2　支出総額　35,110,000
3　本年収入の内訳
機関紙誌の発行その他の事業による収入　23,110,000
機関紙発行　23,110,000
借入金　12,000,000
新貝　幸　12,000,000
4　支出の内訳
経常経費　25,168,000
人件費　19,000,000
光熱水費　250,000
備品・消耗品費　360,000
事務所費　5,558,000
政治活動費　9,942,000
機関紙誌の発行その他の事業費　7,242,000
機関紙誌の発行事業費　4,080,000
宣伝事業費　2,822,200
その他の事業費　339,800
調査研究費　2,500,000
寄附・交付金　200,000
5　資産等の内訳
（借入金）
新貝　幸　12,000,000

大日本同胞社
報告年月日　6. 3.24
1　収入総額　0
2　支出総額　0

大日本憂国同志会
報告年月日　6. 3.31
1　収入総額　2,431,030
前年繰越額　2,431,030
2　支出総額　0

卓成会
報告年月日　6. 8.10
1　収入総額　256,667,301
前年繰越額　84,205,568
本年収入額　172,461,733
2　支出総額　127,182,689
3　本年収入の内訳
寄附　10,730,000
個人分　500,000
団体分　7,230,000
政治団体分　3,000,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入　158,452,267
旅行会開催事業　96,889,200
パーティー開催事業　61,563,067
その他の収入　3,279,466
一件十万円未満のもの　3,279,466
4　支出の内訳
経常経費　78,467
備品・消耗品費　47,550
事務所費　30,917
政治活動費　127,104,222
組織活動費　5,643,911
機関紙誌の発行その他の事業費　98,018,971
宣伝事業費　174,070
政治資金パーティー開催事業費　4,038,401
その他の事業費　93,806,500
調査研究費　3,441,340
寄附・交付金　20,000,000
5　寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの　500,000
（団体分）
年間百万円以下のもの　7,230,000
（政治団体分）
自由民主党　3,000,000　千代田区
6　特定パーティーの概要
今後の日本経済の動向セミナー　61,563,067 (0)　2,756　都・港区

千明会
報告年月日　6. 7. 4
1　収入総額　5,873,306
前年繰越額　28,306
本年収入額　5,845,000
2　支出総額　5,838,924

4　支出の内訳
経常経費　5,348,822
人件費　3,990,280
光熱水費　284,812
備品・消耗品費　98,281
事務所費　975,449
政治活動費　1,895,439
機関紙誌の発行その他の事業費　1,383,276
機関紙誌の発行事業費　775,110
宣伝事業費　608,166
調査研究費　212,163
その他の経費　300,000
5　寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの　515,300
（団体分）
年間百万円以下のもの　5,371,000

政治結社反共同志会大阪総本部
報告年月日　6. 6.30
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社民声会
報告年月日　6. 9.28
1　収入総額　60,000
前年繰越額　60,000
2　支出総額　0

政治結社憲国日本青年連合会
報告年月日　6.10. 4
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社勤皇社
報告年月日　6. 7.19
1　収入総額　33,425,501
前年繰越額　1,040,336
本年収入額　32,385,165
2　支出総額　31,847,535
3　本年収入の内訳
寄附　500,000
団体分　500,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入　31,860,000
機関紙発行　31,860,000
その他の収入　25,165
一件十万円未満のもの　25,165
4　支出の内訳
経常経費　662,488
光熱水費　367,362
備品・消耗品費　63,700
事務所費　231,426
政治活動費　31,185,047
組織活動費　20,384,317
機関紙誌の発行その他の事業費　10,800,730
機関紙誌の発行事業費　10,800,730
5　寄附の内訳
（団体分）
年間百万円以下のもの　500,000

政治交友会事務局
報告年月日　6.11.22
1　収入総額　259,920
前年繰越額　259,920
2　支出総額　0

政治団体新政経同志会
報告年月日　6. 7. 7
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社友愛塾
報告年月日　6. 3. 1
1　収入総額　0
2　支出総額　0

世界政治経済研究所正友会
報告年月日　6. 3.23
1　収入総額　4,217,236
前年繰越額　236
本年収入額　4,217,000
2　支出総額　4,216,264
3　本年収入の内訳
寄附　1,500,000
団体分　1,500,000
借入金　2,717,000
正木　孝征　2,717,000
4　支出の内訳
経常経費　3,920,064
人件費　2,160,000
光熱水費　102,720
備品・消耗品費　601,344
事務所費　1,056,000
政治活動費　296,200
組織活動費　61,700
調査研究費　205,000
その他の経費　29,500
5　寄附の内訳
（団体分）
㈱アイチイコーポレーション　1,500,000　大阪市

世界政府協会
報告年月日　6. 3.31
1　収入総額　0
2　支出総額　0

全国食肉事業連合会政治連盟
報告年月日　6. 4. 1
1　収入総額　4,205,863
前年繰越額　1,633,701
本年収入額　2,572,162
2　支出総額　1,714,808
3　本年収入の内訳
寄附　2,568,000
団体分　2,568,000
その他の収入　4,162
一件十万円未満のもの　4,162
4　支出の内訳
経常経費　31,787
事務所費　31,787
政治活動費　1,683,021
組織活動費　815,471
選挙関係費　350,000
調査研究費　17,550
寄附・交付金　500,000
5　寄附の内訳
（団体分）
年間百万円以下のもの　2,568,000

全日本愛国者団体会議政治結社大日本国守会
報告年月日　6. 7. 1
1　収入総額　3,950,000
前年繰越額　3,500,000
本年収入額　450,000
2　支出総額　750,000
3　本年収入の内訳
寄附　150,000
個人分　150,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入　300,000
機関紙発行　300,000
4　支出の内訳
経常経費　250,000
備品・消耗品費　250,000
政治活動費　500,000
機関紙誌の発行その他の事業費　500,000
宣伝事業費　500,000
5　寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの　150,000

全抑協政治連盟
報告年月日　6. 3.25
1　収入総額　0
2　支出総額　0

総合産業研究会
報告年月日　6. 7.21
1　収入総額　7,686
前年繰越額　7,686
2　支出総額　7,686
3　支出の内訳
経常経費　7,686
事務所費　7,686

蒼洋社
報告年月日　6. 6.27
1　収入総額　3,985
前年繰越額　3,985
2　支出総額　0

泰山会（黒田　寛）
報告年月日　6. 5.27
1　収入総額　3,259,521
前年繰越額　9,521
本年収入額　3,250,000
2　支出総額　3,013,520
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費（100人）　1,200,000
寄附　50,000
団体分　50,000
借入金　2,000,000
黒田　寛　2,000,000
4　支出の内訳
経常経費　2,165,368
人件費　34,600
光熱水費　113,919
備品・消耗品費　303,979
事務所費　1,712,870

政治結社蒼風社雄心塾
報告年月日　6. 3.17
1　収入総額　4,220,500
　前年繰越額　500
　本年収入額　4,220,000
2　支出総額　4,201,710
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費（24人）　240,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入　3,500,000
　機関紙発行　3,500,000
その他の収入　480,000
　広告料　480,000
4　支出の内訳
経常経費　2,995,630
　光熱水費　422,900
　備品・消耗品費　2,572,730
政治活動費　1,206,080
　機関紙誌の発行その他の事業費　1,206,080
　　宣伝事業費　1,206,080

政治結社大行社愛国挺身隊
報告年月日　6. 5.24
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社大心会
報告年月日　6. 7.22
1　収入総額　15,000,000
　本年収入額　15,000,000
2　支出総額　15,000,000
3　本年収入の内訳
寄附　15,000,000
　個人分　15,000,000
4　支出の内訳
経常経費　6,500,000
　人件費　5,000,000
　光熱水費　250,000
　備品・消耗品費　250,000
　事務所費　1,000,000
政治活動費　8,500,000
　組織活動費　5,000,000
　機関紙誌の発行その他の事業費　500,000
　　その他の事業費　500,000
　調査研究費　2,500,000
　その他の経費　500,000
5　寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの　15,000,000

政治結社大東亜雄心塾
報告年月日　6. 6.29
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社大道義塾
報告年月日　6. 7.27
1　収入総額　5,280,000
　本年収入額　5,280,000
2　支出総額　5,280,000
3　本年収入の内訳
機関紙誌の発行その他の事業による収入　1,200,000
　機関紙発行　1,200,000
借入金　4,080,000
　大島　信由　4,080,000
4　支出の内訳
経常経費　4,920,000
　人件費　3,600,000
　光熱水費　120,000
　事務所費　1,200,000
政治活動費　360,000
　機関紙誌の発行その他の事業費　360,000
　　機関紙誌の発行事業費　360,000
5　資産等の内訳
（借入金）
大島　信由　4,080,000

政治結社大日本玉政会誠諫護国同志会
報告年月日　6. 8.10
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社大日本皇道会
報告年月日　6. 4. 7
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社大日本国道会
報告年月日　6. 8. 8
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社大日本昇龍会
報告年月日　6. 3.15
1　収入総額　5,477,214
　前年繰越額　2,121,465
　本年収入額　3,355,749
2　支出総額　3,525,000
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費（48人）　102,700
寄附　3,253,049
　個人分　3,253,049
4　支出の内訳
経常経費　1,904,175
　光熱水費　68,598
　備品・消耗品費　1,420,075
　事務所費　415,502
政治活動費　1,620,825
　組織活動費　1,348,874
　その他の経費　271,951
5　寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの　3,253,049

政治結社大日本心誠塾
報告年月日　6. 7. 8
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社大日本信誠会
報告年月日　6. 7.21
1　収入総額　6,433,166
　本年収入額　6,433,166
2　支出総額　6,433,166
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費（30人）　90,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入　144,000
　機関紙発行　144,000
借入金　6,199,166
　浜野　義則　6,199,166
4　支出の内訳
政治活動費　6,433,166
　組織活動費　3,461,475
　機関紙誌の発行その他の事業費　2,713,023
　　機関紙誌の発行事業費　261,336
　　宣伝事業費　2,451,687
　その他の経費　258,668
5　資産等の内訳
（借入金）
浜野　義則　6,199,166

政治結社帝[illegible]会
報告年月日　6. 7. 8
1　収入総額　7,015,278
　前年繰越額　110,278
　本年収入額　6,905,000
2　支出総額　6,887,710
3　本年収入の内訳
寄附　6,905,000
　個人分　2,655,000
　団体分　4,250,000
4　支出の内訳
経常経費　4,813,677
　人件費　3,000,000
　光熱水費　834,561
　備品・消耗品費　583,466
　事務所費　395,650
政治活動費　2,074,033
　組織活動費　1,414,027
　機関紙誌の発行その他の事業費　534,506
　　宣伝事業費　534,506
　調査研究費　125,500
5　寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの　2,655,000
（団体分）
年間百万円以下のもの　4,250,000

政治結社天[illegible]塾
報告年月日　6. 3.31
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社日本皇道同志社総本部
報告年月日　6. 3. 4
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社日本防災協力会
報告年月日　6.10.26
1　収入総額　7,835,175
　前年繰越額　342,238
　本年収入額　7,492,937
2　支出総額　7,244,261
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費（186人）　372,000
寄附　5,886,300
　個人分　515,300
　団体分　5,371,000
その他の収入　1,234,637
　広告掲載料　1,234,637

政治結社義心会
報告年月日 6. 3. 3
1 収入総額 9,822,952
前年繰越額 15,402
本年収入額 9,807,550
2 支出総額 9,798,104
3 本年収入の内訳
個人の党費・会費（5人） 500,000
寄附 896,000
団体分 896,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入 8,411,550
機関紙発行 4,283,000
防災機材販売 4,128,550
4 支出の内訳
経常経費 5,848,796
人件費 4,185,000
光熱水費 84,308
備品・消耗品費 441,823
事務所費 1,137,665
政治活動費 3,949,308
組織活動費 910,628
機関紙誌の発行その他の事業費 3,038,680
機関紙誌の発行事業費 1,339,387
宣伝事業費 528,209
政治資金パーティー開催事業費 1,171,084
5 寄附の内訳
（団体分）
年間百万円以下のもの 896,000

政治結社大横公同志会
報告年月日 6. 3.23
1 収入総額 0
2 支出総額 0

政治結社国士会鏑矢塾
報告年月日 6. 7.28
1 収入総額 200,000
本年収入額 200,000
2 支出総額 200,000
3 本年収入の内訳
寄附 200,000
個人分 200,000
4 支出の内訳
政治活動費 200,000
機関紙誌の発行その他の事業費 200,000
宣伝事業費 200,000
5 寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの 200,000

政治結社国士会大日本曙同志会
報告年月日 6. 7.19
1 収入総額 0
2 支出総額 0

政治結社曙心同志会
報告年月日 6. 3.30
1 収入総額 0
2 支出総額 0

政治結社曙翔社
報告年月日 6. 7. 6
1 収入総額 3,000,000
本年収入額 3,000,000
2 支出総額 3,000,000
3 本年収入の内訳
個人の党費・会費（20人） 3,000,000
4 支出の内訳
経常経費 3,000,000
人件費 3,000,000
5 資産等の内訳
（動産）
自動車 3,500,000 1.11. 5 1台
〃 20,000,000 3.12.10 1台

政治結社主誠会
報告年月日 6.11. 1
1 収入総額 1,203,488
前年繰越額 1,203,488
2 支出総額 140,000
3 支出の内訳
経常経費 140,000
事務所費 140,000

政治結社昇龍会
報告年月日 6.11.21
1 収入総額 21,664,580
前年繰越額 364,580
本年収入額 21,300,000
2 支出総額 21,567,400
3 本年収入の内訳
機関紙誌の発行その他の事業による収入 8,300,000
機関紙発行 8,300,000
その他の収入 13,000,000
不動産仲介料 13,000,000
4 支出の内訳
経常経費 9,307,400
人件費 7,800,000
光熱水費 454,400
備品・消耗品費 213,000
事務所費 840,000
政治活動費 12,260,000
組織活動費 6,280,000
機関紙誌の発行その他の事業費 5,980,000
機関紙誌の発行事業費 3,135,000
宣伝事業費 2,845,000

政治結社新玄洋社
報告年月日 6. 3.25
1 収入総額 0
2 支出総額 0

政治結社皇会
報告年月日 6. 3.18
1 収入総額 114,000
本年収入額 114,000
2 支出総額 114,000
3 本年収入の内訳
寄附 114,000
個人分 114,000
4 支出の内訳
政治活動費 114,000
組織活動費 114,000
5 寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの 114,000

政治結社清心塾
報告年月日 6. 3.31
1 収入総額 1,260,000
本年収入額 1,260,000
2 支出総額 1,259,400
3 本年収入の内訳
寄附 1,260,000
個人分 1,260,000
4 支出の内訳
経常経費 788,510
光熱水費 136,410
備品・消耗品費 152,100
事務所費 500,000
政治活動費 470,890
組織活動費 470,890
5 寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの 1,260,000

政治結社誠神塾
報告年月日 6. 7.10
1 収入総額 300,000
本年収入額 300,000
2 支出総額 300,000
3 本年収入の内訳
借入金 300,000
森田 敏和 300,000
4 支出の内訳
経常経費 147,208
備品・消耗品費 116,508
事務所費 30,700
政治活動費 152,792
組織活動費 52,792
機関紙誌の発行その他の事業費 100,000
宣伝事業費 100,000

政治結社正道義塾
報告年月日 6. 7.11
1 収入総額 0
2 支出総額 0

政治結社敢竜会総本部
報告年月日 6. 7.26
1 収入総額 587,000
本年収入額 587,000
2 支出総額 587,000
3 本年収入の内訳
寄附 587,000
団体分 587,000
4 支出の内訳
政治活動費 587,000
組織活動費 587,000
5 寄附の内訳
（団体分）
年間百万円以下のもの 587,000

政治結社全日本自由同志会総本部
報告年月日 6. 6.22
1 収入総額 0
2 支出総額 0

2 支出総額 13,511,244
3 本年収入の内訳
個人の党費・会費（8人） 1,920,000
寄附 12,400,000
個人分 3,500,000
団体分 6,800,000
政治団体分 2,100,000
その他の収入 34,141
一件十万円未満のもの 34,141
4 支出の内訳
経常経費 4,738,515
人件費 4,150,236
光熱水費 198,413
備品・消耗品費 201,778
事務所費 188,088
政治活動費 8,772,729
組織活動費 2,198,614
調査研究費 254,115
寄附・交付金 6,320,000
5 寄附の内訳
（個人分）
中野 良次 1,500,000 佐賀市
年間百万円以下のもの 2,000,000
（団体分）
㈱中野建設 1,500,000 佐賀市
日本建物㈱ 1,500,000 千代田区
年間百万円以下のもの 3,800,000
（政治団体分）
年間百万円以下のもの 2,100,000

スポーツ振興協議会
報告年月日 6. 3.30
1 収入総額 1,000,045
本年収入額 1,000,045
2 支出総額 990,000
3 本年収入の内訳
寄附 1,000,000
団体分 1,000,000
その他の収入 45
一件十万円未満のもの 45
4 支出の内訳
経常経費 990,000
人件費 990,000
5 寄附の内訳
（団体分）
年間百万円以下のもの 1,000,000

政経倶楽部
報告年月日 6. 9. 1
1 収入総額 0
2 支出総額 0

政経懇話会（川口 勲）
報告年月日 6. 8.10
1 収入総額 49,191,404
前年繰越額 1,214,955
本年収入額 47,976,499
2 支出総額 46,765,904
3 本年収入の内訳
個人の党費・会費（71人） 8,520,000
寄附 39,420,000
個人分 9,620,000
（うち指定団体に対する寄附） 1,300,000
団体分 9,300,000
政治団体分 20,500,000
その他の収入 36,449
一件十万円未満のもの 36,449
4 支出の内訳
経常経費 13,485,612
人件費 10,256,812
光熱水費 485,899
備品・消耗品費 1,457,186
事務所費 1,285,715
政治活動費 33,280,292
組織活動費 8,380,244
選挙関係費 10,000,000
機関紙誌の発行その他の事業費 669,126
機関紙誌の発行事業費 669,126
調査研究費 1,476,922
寄附・交付金 12,754,000
5 寄附の内訳
（個人分）
●山下 徳夫 1,300,000 伊万里市
佐藤 亮蔵 1,500,000 札幌市
中野 良次 1,500,000 佐賀市
年間百万円以下のもの 5,320,000
（団体分）
㈱京王閣 1,500,000 調布市
㈱中野建設 1,500,000 佐賀市
年間百万円以下のもの 6,300,000
（政治団体分）
日本医師連盟 8,000,000 文京区
新政策研究会 10,000,000 千代田区
年間百万円以下のもの 2,500,000
6 指定団体に対する寄附の内訳
候補者に対し年間百万円以下のもの 1,300,000

政治経済研究会（山下八洲夫）
報告年月日 6. 9.12
1 収入総額 2,510,730
前年繰越額 10,730
本年収入額 2,500,000
2 支出総額 2,400,930
3 本年収入の内訳
借入金 2,500,000
大江 司之 2,500,000
4 支出の内訳
経常経費 2,400,930
人件費 1,200,000
光熱水費 103,703
備品・消耗品費 195,845
事務所費 901,382
5 資産等の内訳
（借入金）
大江 司之 2,500,000

政治経済同友会
報告年月日 6. 7.12
1 収入総額 120,000
本年収入額 120,000
2 支出総額 120,000
3 本年収入の内訳
寄附 120,000
団体分 120,000
4 支出の内訳
政治活動費 120,000
寄附・交付金 120,000
5 寄附の内訳
（団体分）
年間百万円以下のもの 120,000

政治結社愛[illegible]皇[illegible]会
報告年月日 6. 9.14
1 収入総額 3,202,947
前年繰越額 93,008
本年収入額 3,109,939
2 支出総額 3,202,947
3 本年収入の内訳
個人の党費・会費（8人） 120,000
寄附 2,989,939
個人分 2,989,939
4 支出の内訳
経常経費 1,415,176
人件費 180,000
光熱水費 257,706
備品・消耗品費 124,630
事務所費 852,840
政治活動費 1,787,771
組織活動費 1,454,360
機関紙誌の発行その他の事業費 333,411
宣伝事業費 333,411
5 寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの 2,989,939

政治結社一誠会
報告年月日 6. 3.18
1 収入総額 4,401,064
前年繰越額 21,064
本年収入額 4,380,000
2 支出総額 4,367,178
3 本年収入の内訳
個人の党費・会費（11人） 1,080,000
借入金 3,300,000
門脇 [illegible] 3,300,000
4 支出の内訳
経常経費 1,505,909
人件費 1,200,000
光熱水費 174,138
備品・消耗品費 23,615
事務所費 108,156
政治活動費 2,861,269
組織活動費 428,660
機関紙誌の発行その他の事業費 2,082,609
機関紙誌の発行事業費 425,812
宣伝事業費 1,184,856
その他の事業費 471,941
寄附・交付金 350,000
5 資産等の内訳
（借入金）
門脇 [illegible] 3,300,000

4 支出の内訳
経常経費 651,200
備品・消耗品費 141,200
事務所費 510,000
政治活動費 5,000,000
その他の経費 5,000,000
5 寄附の内訳
（個人分）
清水 綾子 1,500,000 長岡京市
清水 三雄 1,500,000 〃
清水 一良 1,500,000 向日市
年間百万円以下のもの 1,010,000

新政経グループ
報告年月日 6. 6.27
1 収入総額 48,584,749
前年繰越額 30,021,312
本年収入額 18,563,437
2 支出総額 28,463,168
3 本年収入の内訳
寄附 18,560,000
個人分 2,550,000
団体分 14,810,000
政治団体分 1,200,000
その他の収入 3,437
一件十万円未満のもの 3,437
4 支出の内訳
経常経費 26,463,168
人件費 7,069,330
光熱水費 654,177
備品・消耗品費 2,127,547
事務所費 16,612,114
政治活動費 2,000,000
組織活動費 2,000,000
5 寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの 2,550,000
（団体分）
年間百万円以下のもの 14,810,000
（政治団体分）
年間百万円以下のもの 1,200,000
6 資産等の内訳
（土地）
鳥取市 48,000,000 4.12.18 154.77㎡

伸誠政治ときわ会
報告年月日 6. 7.25
1 収入総額 23,956,758
前年繰越額 15,596,758
本年収入額 8,360,000
2 支出総額 16,027,218
3 本年収入の内訳
寄附 8,150,000
個人分 5,750,000
団体分 2,400,000
その他の収入 210,000
一件十万円未満のもの 210,000
4 支出の内訳
経常経費 12,514,000
人件費 5,880,000
光熱水費 64,000
備品・消耗品費 1,770,000
事務所費 4,800,000
政治活動費 3,513,218
組織活動費 2,114,280
調査研究費 409,868
寄附・交付金 312,000
その他の経費 677,070
5 寄附の内訳
（個人分）
佐藤 粂蔵 1,500,000 足立区
佐藤 公春 1,500,000 〃
佐藤 静枝 1,500,000 〃
年間百万円以下のもの 1,250,000
（団体分）
年間百万円以下のもの 2,400,000

しんせい党
報告年月日 6. 7.12
1 収入総額 4,338,271
本年収入額 4,338,271
2 支出総額 4,336,366
3 本年収入の内訳
個人の党費・会費（56人） 272,000
寄附 2,630,000
団体分 2,630,000
借入金 1,436,271
㈱菅原 522,971
原 明 300,000
㈱東京健保センター 613,300

4 支出の内訳
経常経費 2,523,009
人件費 2,468,060
備品・消耗品費 4,840
事務所費 50,109
政治活動費 1,813,357
組織活動費 21,000
機関紙誌の発行その他の事業費 1,792,357
宣伝事業費 1,453,921
その他の事業費 338,436
5 寄附の内訳
（団体分）
年間百万円以下のもの 2,630,000
6 資産等の内訳
（借入金）
㈱東京健保センター 1,853,845

新日本農農塾
報告年月日 6. 6.28
1 収入総額 8,598,938
前年繰越額 3,798,938
本年収入額 4,800,000
2 支出総額 5,976,000
3 本年収入の内訳
借入金 4,800,000
大幕 義之 4,800,000
4 支出の内訳
経常経費 5,976,000
人件費 4,500,000
光熱水費 360,000
備品・消耗品費 240,000
事務所費 876,000
5 資産等の内訳
（借入金）
大幕 義之 4,800,000

神農会
報告年月日 6. 6.28
1 収入総額 0
2 支出総額 0

新・民主主義連合
報告年月日 6. 7.29
1 収入総額 3,858,198
前年繰越額 258,198
本年収入額 3,600,000
2 支出総額 3,418,936
3 本年収入の内訳
個人の党費・会費（250人） 2,400,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入 1,200,000
機関紙発行 1,200,000
4 支出の内訳
経常経費 2,520,000
人件費 1,200,000
光熱水費 200,000
備品・消耗品費 120,000
事務所費 1,000,000
政治活動費 898,936
機関紙誌の発行その他の事業費 898,936
機関紙誌の発行事業費 839,936

基動会
報告年月日 6. 9.20
1 収入総額 9,380,000
前年繰越額 1,300,000
本年収入額 8,080,000
2 支出総額 139,000
3 本年収入の内訳
寄附 8,080,000
個人分 3,980,000
団体分 2,600,000
政治団体分 1,500,000
4 支出の内訳
経常経費 139,000
備品・消耗品費 35,000
事務所費 104,000
5 寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの 3,980,000
（団体分）
年間百万円以下のもの 2,600,000
（政治団体分）
21世紀を創る代議士21名と語る会 1,500,000 千代田区

観和会（笹原 浩光）
報告年月日 6. 8.10
1 収入総額 15,492,169
前年繰越額 1,138,028
本年収入額 14,354,141

（政治団体分）
香雄会　7,500,000　世田谷区
木星会　7,500,000　〃
香志会　7,500,000　〃
香洋会　7,500,000　〃
木村義雄後援会　7,500,000　〃
運輸事業研究会　7,500,000　〃
年間百万円以下のもの　10,000,000

黒祥塾
報告年月日　6. 7.29
1　収入総額　0
2　支出総額　0

黒粋同和会
報告年月日　6. 7. 6
1　収入総額　467,688
前年繰越額　467,688
2　支出総額　0

国防情報研究所
報告年月日　6.10. 3
1　収入総額　0
2　支出総額　0

国防政治連盟
報告年月日　6.10.21
1　収入総額　0
2　支出総額　0

国防青年隊総本部
報告年月日　6.11.14
1　収入総額　3,594,820
前年繰越額　94,820
本年収入額　3,500,000
2　支出総額　3,548,848
3　本年収入の内訳
借入金　3,500,000
渡邉　淳　1,000,000
渡邉　康司　1,500,000
倉持　次雄　1,000,000
4　支出の内訳
経常経費　2,008,848
光熱水費　316,328
備品・消耗品費　216,520
事務所費　1,476,000
政治活動費　1,540,000
組織活動費　1,540,000
5　資産等の内訳
（借入金）
渡邉　康司　1,500,000

小林千晴後援会
報告年月日　6. 7. 4
1　収入総額　0
2　支出総額　0

小山善次郎政治研究会
報告年月日　6. 6.30
1　収入総額　458,364
前年繰越額　77,293
本年収入額　381,071
2　支出総額　380,000
3　本年収入内訳
寄附　380,000
団体分　380,000
その他の収入　1,071
一件十万円未満のもの　1,071
4　支出の内訳
経常経費　315,600
人件費　270,000
事務所費　45,600
政治活動費　64,400
組織活動費　42,800
調査研究費　21,600
5　寄附の内訳
（団体分）
年間百万円以下のもの　380,000

七生社葦牙塾
報告年月日　6. 7.25
1　収入総額　11,200,000
前年繰越額　200,000
本年収入額　11,000,000
2　支出総額　11,000,000
3　本年収入の内訳
寄附　11,000,000
個人分　1,000,000
団体分　10,000,000
4　支出の内訳
経常経費　4,800,000
人件費　3,500,000
光熱水費　240,000
備品・消耗品費　260,000
事務所費　800,000
政治活動費　6,200,000
機関紙誌の発行その他の事業費　5,500,000
機関紙誌の発行事業費　600,000
宣伝事業費　1,300,000
その他の事業費　3,600,000
調査研究費　700,000

5　寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの　1,000,000
（団体分）
年間百万円以下のもの　10,000,000

社交政治連盟
報告年月日　6. 9.12
1　収入総額　3,065,523
前年繰越額　15,523
本年収入額　3,050,000
2　支出総額　3,060,000
3　本年収入の内訳
寄附　3,050,000
団体分　3,050,000
4　支出の内訳
政治活動費　3,060,000
組織活動費　360,000
選挙関係費　2,100,000
寄附・交付金　600,000
5　寄附の内訳
（団体分）
年間百万円以下のもの　3,050,000

自由クラブ
報告年月日　6. 8.29
1　収入総額　0
2　支出総額　0

住宅党
報告年月日　6. 9. 2
1　収入総額　0
2　支出総額　0

尚友会
報告年月日　6.10.19
1　収入総額　1,550,000
本年収入額　1,550,000
2　支出総額　185,250
3　本年収入の内訳
寄附　1,550,000
団体分　1,550,000
4　支出の内訳
経常経費　46,772
備品・消耗品費　40,572
事務所費　6,200

政治活動費　138,478
組織活動費　138,478
5　寄附の内訳
（団体分）
年間百万円以下のもの　1,550,000

昭和政経懇話会
報告年月日　6. 7.14
1　収入総額　6,340,000
前年繰越額　10,000
本年収入額　6,330,000
2　支出総額　5,854,958
3　本年収入の内訳
寄附　6,330,000
団体分　5,130,000
政治団体分　1,200,000
4　支出の内訳
経常経費　5,154,958
人件費　2,800,000
光熱水費　120,000
備品・消耗品費　1,634,958
事務所費　600,000
政治活動費　700,000
組織活動費　500,000
調査研究費　200,000
5　寄附の内訳
（団体分）
年間百万円以下のもの　5,130,000
（政治団体分）
東海政経研究会　1,200,000　静岡市

新国民主義運動
報告年月日　6. 7. 5
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新自由クラブ
報告年月日　6. 3.30
1　収入総額　8,538,798
前年繰越額　3,028,798
本年収入額　5,510,000
2　支出総額　5,651,200
3　本年収入の内訳
寄附　5,510,000
個人分　5,510,000

2 支出総額 12,785,000
3 本年収入の内訳
寄附 6,300,000
個人分 1,200,000
団体分 4,100,000
政治団体分 1,000,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入 7,500,000
厚生政務次官就任を祝う会 7,500,000
4 支出の内訳
経常経費 5,285,000
人件費 4,671,000
備品・消耗品費 614,000
政治活動費 7,500,000
寄附・交付金 7,500,000
5 寄附の内訳
（個人分）
木村武千代 1,200,000 世田谷区
（団体分）
年間百万円以下のもの 4,100,000
（政治団体分）
年間百万円以下のもの 1,000,000

孝盛会
報告年月日 6. 2. 7
1 収入総額 21,200,000
本年収入額 21,200,000
2 支出総額 21,200,000
3 本年収入の内訳
寄附 21,200,000
団体分 1,200,000
政治団体分 20,000,000
4 支出の内訳
経常経費 8,020,000
人件費 6,700,000
光熱水費 200,000
備品・消耗品費 520,000
事務所費 600,000
政治活動費 13,180,000
組織活動費 7,000,000
選挙関係費 6,000,000
調査研究費 180,000
5 寄附の内訳
（団体分）
年間百万円以下のもの 1,200,000
（政治団体分）
新財政研究会 20,000,000 港区

皇道維新連盟
報告年月日 6. 7. 26
1 収入総額 0
2 支出総額 0

弘友会（井上留太郎）
報告年月日 6. 1. 26
1 収入総額 2,669,432
前年繰越額 225,286
本年収入額 2,444,146
2 支出総額 2,669,432
3 本年収入の内訳
個人の党費・会費（4人） 16,000
寄附 2,428,146
個人分 2,428,146
4 支出の内訳
経常経費 1,689,715
人件費 600,000
光熱水費 74,108
備品・消耗品費 448,139
事務所費 567,468
政治活動費 979,717
組織活動費 123,684
機関紙誌の発行その他の事業費 856,033
宣伝事業費 856,033
5 寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの 2,428,146

香雄会
報告年月日 6. 7. 8
1 収入総額 25,028,133
前年繰越額 9,128,133
本年収入額 15,900,000
2 支出総額 22,955,900
3 本年収入の内訳
寄附 8,400,000
個人分 2,500,000
団体分 4,400,000
政治団体分 1,500,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入 7,500,000
厚生政務次官就任を祝う会 7,500,000
4 支出の内訳
経常経費 6,935,700
人件費 5,726,000
備品・消耗品費 849,700
事務所費 360,000
政治活動費 16,020,200
組織活動費 7,569,000
調査研究費 951,200
寄附・交付金 7,500,000
5 寄附の内訳
（個人分）
木村武千代 1,500,000 世田谷区
年間百万円以下のもの 1,000,000
（団体分）
年間百万円以下のもの 4,400,000
（政治団体分）
年間百万円以下のもの 1,500,000

香洋会
報告年月日 6. 7. 8
1 収入総額 17,526,940
前年繰越額 2,926,940
本年収入額 14,600,000
2 支出総額 16,922,400
3 本年収入の内訳
寄附 7,100,000
個人分 2,500,000
団体分 3,600,000
政治団体分 1,000,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入 7,500,000
厚生政務次官就任を祝う会 7,500,000
4 支出の内訳
経常経費 6,459,500
人件費 5,735,000
備品・消耗品費 724,500
政治活動費 10,462,900
組織活動費 2,962,900
寄附・交付金 7,500,000
5 寄附の内訳
（個人分）
持田 毅 1,500,000 杉並区
年間百万円以下のもの 1,000,000
（団体分）
年間百万円以下のもの 3,600,000
（政治団体分）
年間百万円以下のもの 1,000,000

国際政経研究会（木村 義雄）
報告年月日 6. 7. 8
1 収入総額 174,448,348
前年繰越額 24,909,687
本年収入額 149,538,661
2 支出総額 134,361,236
3 本年収入の内訳
寄附 139,978,661
個人分 10,340,000
団体分 74,638,661
政治団体分 55,000,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入 9,560,000
厚生政務次官就任を祝う会 9,560,000
4 支出の内訳
経常経費 44,377,745
人件費 30,440,000
備品・消耗品費 5,224,600
事務所費 8,713,145
政治活動費 89,983,491
組織活動費 26,086,892
機関紙誌の発行その他の事業費 10,705,589
宣伝事業費 695,399
政治資金パーティー開催事業費 10,010,190
調査研究費 3,191,010
寄附・交付金 50,000,000
5 寄附の内訳
（個人分）
年間百万円以下のもの 10,340,000
（団体分）
東京メガネ商事㈱ 1,500,000 世田谷区
東京メガネ関西㈱ 1,500,000 〃
㈱東京メガネ 1,500,000 〃
太平ビルサービス㈱ 1,360,000 渋谷区
松下鈴木㈱ 1,240,000 大阪市
㈱まつや 1,240,000 〃
㈱尾崎商店 1,260,000 〃
三幸宝石㈱ 1,500,000 〃
年間百万円以下のもの 63,538,661

3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費（41人）　5,260,000
　機関紙誌の発行その他の事業による収入　5,768,466
　　新年互礼会　3,560,000
　　ゴルフコンペ等　2,208,466
　その他の収入　1,874
　　一件十万円未満のもの　1,874
4　支出の内訳
　経常経費　2,796,404
　　人件費　154,500
　　備品・消耗品費　93,681
　　事務所費　2,548,223
　政治活動費　8,453,816
　　組織活動費　3,322,377
　　機関紙誌の発行その他の事業費　2,396,859
　　　その他の事業費　2,396,859
　　その他の経費　2,734,580

近代政策懇話会
報告年月日　6. 7. 1
1　収入総額　57,502
　　前年繰越額　57,502
2　支出総額　0

鹿野道政治経済研究会
報告年月日　6. 3. 9
1　収入総額　1,852,000
　　前年繰越額　2,000
　　本年収入額　1,850,000
2　支出総額　1,851,350
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費（37人）　1,850,000
4　支出の内訳
　経常経費　1,831,350
　　光熱水費　114,980
　　備品・消耗品費　396,370
　　事務所費　1,320,000
　政治活動費　20,000
　　組織活動費　2,000
　　その他の経費　18,000

藤内修治西日本統轄本部
報告年月日　6. 1.19
1　収入総額　0
2　支出総額　0

経済政策研究会（橋口　隆）
報告年月日　6. 7.22
1　収入総額　3,508,602
　　前年繰越額　248,602
　　本年収入額　3,260,000
2　支出総額　2,470,000
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費（76人）　760,000
　寄附　2,500,000
　　個人分　800,000
　　団体分　1,700,000
4　支出の内訳
　経常経費　2,042,000
　　人件費　1,200,000
　　備品・消耗品費　242,000
　事務所費　600,000
　政治活動費　428,000
　　組織活動費　264,000
　　調査研究費　164,000
5　寄附の内訳
　（個人分）
　年間百万円以下のもの　800,000
　（団体分）
　年間百万円以下のもの　1,700,000

晋輝会
報告年月日　6. 8.15
1　収入総額　0
2　支出総額　0

建国青年同志会
報告年月日　6. 7.13
1　収入総額　24,443,512
　　本年収入額　24,443,512
2　支出総額　24,443,512
3　本年収入の内訳
　機関紙誌の発行その他の事業による収入　20,335,400
　　機関紙発行　8,635,400
　　調査コンサルタント料　11,700,000
　借入金　4,108,112
　　辻　保幸　4,108,112
4　支出の内訳
　経常経費　17,281,799
　　人件費　12,000,000
　　光熱水費　384,321
　　備品・消耗品費　1,438,735
　　事務所費　3,458,743
　政治活動費　7,161,713
　　組織活動費　3,824,351
　　機関紙誌の発行その他の事業費　2,373,537
　　　機関紙誌の発行事業費　1,376,783
　　　宣伝事業費　996,754
　　調査研究費　963,825

建政会（坪川　家恒）
報告年月日　6. 7.12
1　収入総額　21,632,223
　　前年繰越額　6,663,827
　　本年収入額　14,968,396
2　支出総額　15,883,586
3　本年収入の内訳
　寄附　14,949,140
　　個人分　1,730,000
　　団体分　13,219,140
　その他の収入　19,256
　　一件十万円未満のもの　19,256
4　支出の内訳
　経常経費　3,981,860
　　光熱水費　25,956
　　備品・消耗品費　398,241
　　事務所費　3,557,663
　政治活動費　11,901,726
　　組織活動費　6,727,729
　　機関紙誌の発行その他の事業費　520,047
　　　宣伝事業費　520,047
　　調査研究費　7,900
　　寄附・交付金　4,646,050
5　寄附の内訳
　（個人分）
　年間百万円以下のもの　1,730,000
　（団体分）
　年間百万円以下のもの　13,219,140

元友会
報告年月日　6. 4. 4
1　収入総額　28,202,270
　　前年繰越額　8,178,901
　　本年収入額　20,023,369
2　支出総額　15,389,436
3　本年収入の内訳
　寄附　20,000,000
　　個人分　4,000,000
　　（うち指定団体に対する寄附）　4,000,000
　　団体分　16,000,000
　その他の収入　23,369
　　一件十万円未満のもの　23,369
4　支出の内訳
　経常経費　7,145,383
　　人件費　3,705,500
　　光熱水費　43,620
　　備品・消耗品費　1,330,954
　　事務所費　2,065,309
　政治活動費　8,244,053
　　組織活動費　8,071,633
　　機関紙誌の発行その他の事業費　130,600
　　　機関紙誌の発行事業費　130,600
　　調査研究費　41,820
5　寄附の内訳
　（個人分）
　㊞近藤　元次　4,000,000　新潟市
　（団体分）
　年間百万円以下のもの　16,000,000
6　指定団体に対する寄附の内訳
　候補者に対し年間百万円以下のもの　4,000,000

玄洋社（大場　秀樹）
報告年月日　6. 3.31
1　収入総額　24,899,765
　　前年繰越額　21,599,765
　　本年収入額　3,300,000
2　支出総額　24,743,215
3　本年収入の内訳
　機関紙誌の発行その他の事業による収入　3,300,000
　　コンサルタルト料　3,300,000
4　支出の内訳
　経常経費　23,297,415
　　人件費　12,850,000
　　光熱水費　1,056,112
　　備品・消耗品費　828,916
　　事務所費　8,562,387
　政治活動費　1,445,800
　　組織活動費　1,445,800

香恵会
報告年月日　6. 7. 8
1　収入総額　15,564,388
　　前年繰越額　1,764,388
　　本年収入額　13,800,000

運輸政策研究会（小渕　恵彦）
報告年月日　6. 9. 5
1　収入総額　4,729,517
　　前年繰越額　4,721,885
　　本年収入額　7,632
2　支出総額　217,583
3　本年収入の内訳
　その他の収入　7,632
　　一件十万円未満のもの　7,632
4　支出の内訳
　政治活動費　217,583
　　組織活動費　117,583
　　機関紙誌の発行その他の事業費　100,000
　　　宣伝事業費　100,000

ABLE VOLUNTEER新党
報告年月日　6. 8. 8
1　収入総額　36,000
　　本年収入額　36,000
2　支出総額　0
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費（3人）　36,000

大阪麻生太郎後援会
報告年月日　6. 3. 4
1　収入総額　25,184,712
　　前年繰越額　19,004,862
　　本年収入額　6,179,850
2　支出総額　23,775,701
3　本年収入の内訳
　寄附　6,000,000
　　団体分　6,000,000
　その他の収入　179,850
　　一件十万円未満のもの　179,850
4　支出の内訳
　経常経費　69,102
　　事務所費　69,102
　政治活動費　23,706,599
　　組織活動費　1,706,599
　　寄附・交付金　22,000,000
5　寄附の内訳
　（団体分）
　年間百万円以下のもの　6,000,000

大原一三財政経済研究会
報告年月日　6. 5. 6
1　収入総額　38,813,996
　　前年繰越額　17,013
　　本年収入額　38,796,983
2　支出総額　38,225,760
3　本年収入の内訳
　寄附　38,796,983
　　個人分　4,000,000
　　（うち指定団体に対する寄附）　4,000,000
　　団体分　21,796,983
　　政治団体分　13,000,000
4　支出の内訳
　経常経費　14,442,347
　　人件費　4,260,000
　　光熱水費　353,350
　　備品・消耗品費　5,711,654
　　事務所費　4,117,343
　政治活動費　23,783,413
　　組織活動費　3,252,863
　　機関紙誌の発行その他の事業費　219,810
　　　機関紙誌の発行事業費　219,810
　　調査研究費　410,740
　　寄附・交付金　19,900,000
5　寄附の内訳
　（個人分）
　大原　一三　4,000,000　渋谷区
　（団体分）
　年間百万円以下のもの　21,796,983
　（政治団体分）
　経世会　10,000,000　千代田区
　年間百万円以下のもの　3,000,000
6　指定団体に対する寄附の内訳
　候補者に対し年間百万円以下のもの　4,000,000

オズ・コーポレーションズ
報告年月日　6. 10. 18
1　収入総額　0
2　支出総額　0

関西啓友会
報告年月日　6. 1. 18
1　収入総額　52,115
　　前年繰越額　52,115
2　支出総額　52,115
3　支出の内訳
　政治活動費　52,115
　　組織活動費　52,115

関西中小企業育成協会
報告年月日　6. 7. 8
1　収入総額　3,308
　　前年繰越額　3,308
2　支出総額　0

菊守青年同盟日本義勇学會
報告年月日　6. 9. 22
1　収入総額　0
2　支出総額　0

菊誠連合菊誠会
報告年月日　6. 6. 30
1　収入総額　901,280
　　前年繰越額　26,280
　　本年収入額　875,000
2　支出総額　863,800
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費（175人）　875,000
4　支出の内訳
　政治活動費　863,800
　　機関紙誌の発行その他の事業費　863,800
　　　宣伝事業費　863,800

義心国防研究会
報告年月日　6. 3. 3
1　収入総額　1,342,243
　　前年繰越額　40,243
　　本年収入額　1,302,000
2　支出総額　1,324,299
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費（3人）　150,000
　機関紙誌の発行その他の事業による収入　1,152,000
　　機関紙発行　1,152,000
4　支出の内訳
　経常経費　316,676
　　光熱水費　46,037
　　備品・消耗品費　77,139
　　事務所費　193,500
　政治活動費　1,007,623
　　組織活動費　490,623
　　機関紙誌の発行その他の事業費　517,000
　　　機関紙誌の発行事業費　517,000

木村義雄後援会
報告年月日　6. 7. 6
1　収入総額　92,264,660
　　前年繰越額　1,464,660
　　本年収入額　90,800,000
2　支出総額　70,615,215
3　本年収入の内訳
　寄附　83,300,000
　　個人分　8,620,000
　　団体分　13,680,000
　　政治団体分　61,000,000
　機関紙誌の発行その他の事業による収入　7,500,000
　　厚生政務次官就任を祝う会　7,500,000
4　支出の内訳
　経常経費　15,675,042
　　人件費　10,510,000
　　光熱水費　897,411
　　備品・消耗品費　750,205
　　事務所費　3,517,426
　政治活動費　54,940,173
　　組織活動費　35,716,067
　　機関紙誌の発行その他の事業費　11,127,455
　　　機関紙誌の発行事業費　9,229,625
　　　宣伝事業費　1,897,830
　　調査研究費　596,651
　　寄附・交付金　7,500,000
5　寄附の内訳
　（個人分）
　吉峰　史博　1,500,000　高松市
　吉峰アヤ子　1,500,000　〃
　阿部　富雄　1,500,000　日野市
　年間百万円以下のもの　4,120,000
　（団体分）
　㈱駿河屋　1,480,000　大阪市
　年間百万円以下のもの　12,200,000
　（政治団体分）
　国際政経研究会　50,000,000　世田谷区
　新政治調査会　10,000,000　千代田区
　年間百万円以下のもの　1,000,000

九州青山会
報告年月日　6. 9. 2
1　収入総額　11,494,911
　　前年繰越額　464,571
　　本年収入額　11,030,340
2　支出総額　11,250,220

破邪顕正日本通信会
報告年月日　5. 4. 2
1　収入総額　5,041,822
　　前年繰越額　330,582
　　本年収入額　4,711,240
2　支出総額　4,709,106
3　本年収入の内訳
　機関紙誌の発行その他の事業による収入　4,705,629
　　機関紙発行　4,705,629
　その他の収入　5,611
　　一件十万円未満のもの　5,611
4　支出の内訳
　経常経費　2,413,379
　　人件費　1,800,000
　　光熱水費　234,166
　　事務所費　379,213
　政治活動費　2,295,727
　　機関紙誌の発行その他の事業費　2,295,727
　　　機関紙誌の発行事業費　2,295,727

平成政治経済研究所
報告年月日　6. 1. 4
1　収入総額　0
2　支出総額　0

平和と社会主義
報告年月日　5. 7. 9
1　収入総額　9,236,560
　　前年繰越額　766,770
　　本年収入額　8,469,790
2　支出総額　8,635,080
3　本年収入の内訳
　寄附　1,950,600
　　個人分　764,300
　　団体分　1,186,300
　機関紙誌の発行その他の事業による収入　6,519,190
　　機関紙発行　6,519,190
4　支出の内訳
　経常経費　2,631,847
　　人件費　1,250,000
　　光熱水費　142,400
　　備品・消耗品費　95,945
　　事務所費　1,143,502
　政治活動費　6,003,233
　　組織活動費　410,500
　　機関紙誌の発行その他の事業費　5,512,633
　　　機関紙誌の発行事業費　5,512,633
　　調査研究費　80,100
5　寄附の内訳
　（個人分）
　年間百万円以下のもの　764,300
　（団体分）
　年間百万円以下のもの　1,186,300

皇友会（高橋　健一）
報告年月日　5.10.14
1　収入総額　43,776
　　前年繰越額　43,776
2　支出総額　0

北皇会
報告年月日　6. 4. 8
1　収入総額　53,324,486
　　前年繰越額　27,984,486
　　本年収入額　25,340,000
2　支出総額　26,477,074
3　本年収入の内訳
　寄附　25,340,000
　　団体分　25,340,000
4　支出の内訳
　経常経費　10,742,820
　　備品・消耗品費　3,586,585
　　事務所費　7,156,235
　政治活動費　15,734,254
　　組織活動費　15,734,254
5　寄附の内訳
　（団体分）
　年間百万円以下のもの　25,340,000

離島問題研究会
報告年月日　5.10.19
1　収入総額　4,900,000
　　前年繰越額　2,400,000
　　本年収入額　2,500,000
2　支出総額　4,900,000
3　本年収入の内訳
　寄附　2,500,000
　　個人分　2,500,000
4　支出の内訳
　政治活動費　4,900,000
　　寄附・交付金　4,900,000
5　寄附の内訳
　（個人分）
　年間百万円以下のもの　2,500,000

平成5年分
［政党・政治資金団体以外の政治団体］

アジヤ友好政治連盟
報告年月日　6. 8.24
1　収入総額　0
2　支出総額　0

亜洲情勢調査会
報告年月日　6. 7. 6
1　収入総額　0
2　支出総額　0

維新道志会
報告年月日　6. 8.17
1　収入総額　0
2　支出総額　0

維新報知社
報告年月日　6. 7.19
1　収入総額　0
2　支出総額　0

医療行政研究会
報告年月日　6. 8. 5
1　収入総額　173,726
　　前年繰越額　173,255
　　本年収入額　471
2　支出総額　0
3　本年収入の内訳
　その他の収入　471
　　一件十万円未満のもの　471

運輸経済研究会（川口　勲）
報告年月日　6. 8.10
1　収入総額　8,379,768
　　前年繰越額　1,436,668
　　本年収入額　6,943,100
2　支出総額　6,615,776
3　本年収入の内訳
　寄附　6,900,000
　　個人分　1,500,000
　　団体分　4,400,000
　　政治団体分　1,000,000
　その他の収入　43,100
　　一件十万円未満のもの　43,100
4　支出の内訳
　経常経費　3,435,875
　　人件費　2,981,480
　　備品・消耗品費　454,395
　政治活動費　3,179,901
　　組織活動費　2,285,643
　　調査研究費　143,963
　　寄附・交付金　750,295
5　寄附の内訳
　（個人分）
　中野　良次　1,500,000　佐賀市
　（団体分）
　日本建物㈱　1,500,000　千代田区
　中野建設㈱　1,500,000　佐賀市
　年間百万円以下のもの　1,400,000
　（政治団体分）
　年間百万円以下のもの　1,000,000

運輸事業研究会
報告年月日　6. 7. 8
1　収入総額　15,071,673
　　前年繰越額　3,371,673
　　本年収入額　11,700,000
2　支出総額　10,691,700
3　本年収入の内訳
　寄附　4,200,000
　　個人分　1,000,000
　　団体分　3,200,000
　機関紙誌の発行その他の事業による収入　7,500,000
　　厚生政務次官就任を祝う会　7,500,000
4　支出の内訳
　経常経費　980,000
　　人件費　960,000
　　備品・消耗品費　20,000
　政治活動費　9,711,700
　　組織活動費　1,895,900
　　調査研究費　315,800
　　寄附・交付金　7,500,000
5　寄附の内訳
　（個人分）
　年間百万円以下のもの　1,000,000
　（団体分）
　年間百万円以下のもの　3,200,000

4 支出の内訳
経常経費 5,487,882
人件費 3,600,000
光熱水費 862,693
備品・消耗品費 642,534
事務所費 382,655
政治活動費 1,356,191
組織活動費 789,540
機関紙誌の発行その他の事業費 432,651
宣伝事業費 432,651
調査研究費 134,000
5 寄附の内訳
(個人分)
年間百万円以下のもの 3,755,000
(団体分)
年間百万円以下のもの 3,000,000

政治結社天渕塾
報告年月日 6. 3.31
1 収入総額 0
2 支出総額 0

政治結社日本皇道同志社総本部
報告年月日 6. 3. 4
1 収入総額 0
2 支出総額 0

政治結社日本千治会
報告年月日 5.10. 5
1 収入総額 0
2 支出総額 0

政治結社日本政財界情報
報告年月日 6. 3.31
1 収入総額 14,535,220
前年繰越額 182,300
本年収入額 14,352,920
2 支出総額 14,504,833
3 本年収入の内訳
寄附 10,617,000
個人分 2,247,000
団体分 8,370,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入 3,735,920
東亜リサーチ 3,735,920
4 支出の内訳
経常経費 5,583,301
人件費 4,100,000
光熱水費 701,348
備品・消耗品費 352,113
事務所費 429,840
政治活動費 8,921,532
組織活動費 3,110,240
機関紙誌の発行その他の事業費 4,667,192
機関紙誌の発行事業費 1,816,250
宣伝事業費 2,850,942
調査研究費 644,100
寄附・交付金 500,000
5 寄附の内訳
(個人分)
年間百万円以下のもの 2,247,000
(団体分)
年間百万円以下のもの 8,370,000

政治団体全国行政を正す会
報告年月日 5. 9. 1
1 収入総額 0
2 支出総額 0

政治団体大衆塾聯合社
報告年月日 6. 1. 7
1 収入総額 150,000
本年収入額 150,000
2 支出総額 150,000
3 本年収入の内訳
個人の党費・会費(4人) 150,000
4 支出の内訳
経常経費 50,000
光熱水費 30,000
備品・消耗品費 10,000
事務所費 10,000
政治活動費 100,000
組織活動費 100,000

政治団体日本政経同盟
報告年月日 6. 1.13
1 収入総額 0
2 支出総額 0

世界政府協会
報告年月日 6. 4. 4
1 収入総額 0
2 支出総額 0

全国郷連合
報告年月日 5. 8. 2
1 収入総額 0
2 支出総額 0

全抑協政治連盟
報告年月日 6. 3.25
1 収入総額 0
2 支出総額 0

大日本皇政同志会
報告年月日 5.10.22
1 収入総額 8,563
前年繰越額 8,563
2 支出総額 0

大日本晃友会
報告年月日 6. 1. 7
1 収入総額 0
2 支出総額 0

大日本朱光会
報告年月日 6. 1. 5
1 収入総額 98,329,191
前年繰越額 152,855
本年収入額 98,176,336
2 支出総額 97,359,520
3 本年収入の内訳
機関紙誌の発行その他の事業による収入 98,173,000
機関紙発行 25,173,000
不動産管理業務謝礼金 73,000,000
その他の収入 3,336
一件十万円未満のもの 3,336
4 支出の内訳
経常経費 58,012,794
人件費 29,605,199
光熱水費 213,554
備品・消耗品費 12,082,281
事務所費 16,111,760
政治活動費 39,346,726
機関紙誌の発行その他の事業費 32,557,965
機関紙誌の発行事業費 24,484,538
宣伝事業費 8,073,427
調査研究費 6,388,761
寄附・交付金 400,000

大日本憂国同志会
報告年月日 6. 3.31
1 収入総額 2,431,030
前年繰越額 2,431,030
2 支出総額 0

東海情報通信懇話会
報告年月日 5. 3.12
1 収入総額 15,693,041
前年繰越額 908,211
本年収入額 14,784,830
2 支出総額 9,266,535
3 本年収入の内訳
個人の党費・会費(4,711人) 11,743,000
寄附 3,030,000
団体分 3,030,000
その他の収入 11,830
一件十万円未満のもの 11,830
4 支出の内訳
経常経費 1,501,423
人件費 214,000
備品・消耗品費 766,351
事務所費 521,072
政治活動費 7,765,112
組織活動費 7,283,072
調査研究費 32,040
その他の経費 450,000
5 寄附の内訳
(団体分)
年間百万円以下のもの 3,030,000

二十一世紀国民政治懇話会
報告年月日 5. 8. 9
1 収入総額 951,191
前年繰越額 951,191
2 支出総額 908,778
3 支出の内訳
経常経費 637,266
人件費 350,000
光熱水費 167,125
備品・消耗品費 9,533
事務所費 110,608
政治活動費 271,512
組織活動費 271,512

21世紀政治経済研究会(鈴木 修治)
報告年月日 6. 7.25
1 収入総額 0
2 支出総額 0

日本国民権利擁護連盟
報告年月日 6. 7. 4
1 収入総額 0
2 支出総額 0

農林漁業調査会
報告年月日 6. 3.28
1 収入総額 0
2 支出総額 0

政治結社九州青年行動隊
報告年月日　5.10.19
1　収入総額　6,406,400
　本年収入額　6,406,400
2　支出総額　5,001,800
3　本年収入の内訳
　機関紙誌の発行その他の事業による収入　6,406,400
　　機関紙発行　6,406,400
4　支出の内訳
　経常経費　1,869,800
　　人件費　1,440,000
　　光熱水費　327,000
　　備品・消耗品費　36,800
　　事務所費　66,000
　政治活動費　3,132,000
　　組織活動費　2,424,000
　　機関紙誌の発行その他の事業費　608,000
　　　機関紙誌の発行事業費　381,000
　　　宣伝事業費　160,000
　　　その他の事業費　67,000
　　寄附・交付金　100,000

政治結社玄洋社滋賀支部
報告年月日　6.1.12
1　収入総額　10,000
　前年繰越額　10,000
2　支出総額　0

政治結社興亜民族協商会議
報告年月日　5.10.25
1　収入総額　56,450,000
　本年収入額　56,450,000
2　支出総額　56,450,000
3　本年収入の内訳
　寄附　36,450,000
　　個人分　26,450,000
　　団体分　10,000,000
　借入金　20,000,000
　　森　洋　20,000,000
4　支出の内訳
　経常経費　19,180,000
　　人件費　14,150,000
　　光熱水費　580,000
　　備品・消耗品費　1,950,000
　　事務所費　2,500,000
　政治活動費　37,270,000
　　組織活動費　20,400,000
　　機関紙誌の発行その他の事業費　8,490,000
　　　宣伝事業費　8,490,000
　　調査研究費　2,780,000
　　寄附・交付金　5,600,000
5　寄附の内訳
　(個人分)
　年間百万円以下のもの　26,450,000
　(団体分)
　年間百万円以下のもの　10,000,000

政治結社関心同志会
報告年月日　6.3.30
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社国民協議会
報告年月日　6.1.5
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社闘龍社
報告年月日　5.3.11
1　収入総額　11,000,000
　本年収入額　11,000,000
2　支出総額　11,000,000
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費（35人）　11,000,000
4　支出の内訳
　経常経費　11,000,000
　　人件費　6,000,000
　　事務所費　5,000,000

政治結社桜同志会
報告年月日　6.4.1
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社新日本志誠会
報告年月日　5.3.11
1　収入総額　6,623,976
　前年繰越額　81,608
　本年収入額　6,542,368
2　支出総額　6,623,976
3　本年収入の内訳
　寄附　6,542,368
　　個人分　6,542,368
4　支出の内訳
　経常経費　2,612,016
　　光熱水費　620,544
　　備品・消耗品費　407,472
　　事務所費　1,584,000
　政治活動費　4,011,960
　　組織活動費　3,095,760
　　機関紙誌の発行その他の事業費　484,200
　　　宣伝事業費　484,200
　　調査研究費　196,800
　　寄附・交付金　235,200
5　寄附の内訳
　(個人分)
　年間百万円以下のもの　6,542,368

政治結社蒼風社雄心塾
報告年月日　6.3.17
1　収入総額　3,670,000
　本年収入額　3,670,000
2　支出総額　3,669,500
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費（24人）　240,000
　機関紙誌の発行その他の事業による収入　3,200,000
　　機関紙発行　3,200,000
　その他の収入　230,000
　　広告料　230,000
4　支出の内訳
　経常経費　2,834,100
　　光熱水費　336,600
　　備品・消耗品費　2,497,500
　政治活動費　835,400
　　機関紙誌の発行その他の事業費　835,400
　　　宣伝事業費　835,400

政治結社大行社愛国挺身隊
報告年月日　5.9.16
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社大日本皇武同盟総本部
報告年月日　5.9.22
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社大日本躍進会
報告年月日　5.11.5
1　収入総額　3,820,000
　本年収入額　3,820,000
2　支出総額　3,820,000
3　本年収入の内訳
　寄附　3,820,000
　　団体分　3,820,000
4　支出の内訳
　経常経費　3,820,000
　　人件費　2,470,000
　　光熱水費　1,350,000
5　寄附の内訳
　(団体分)
　年間百万円以下のもの　3,820,000

政治結社大日本仁政会
報告年月日　6.1.12
1　収入総額　7,695,577
　前年繰越額　135,577
　本年収入額　7,560,000
2　支出総額　7,602,572
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費（15人）　1,800,000
　寄附　5,760,000
　　個人分　5,760,000
4　支出の内訳
　経常経費　6,017,110
　　人件費　3,600,000
　　光熱水費　272,692
　　事務所費　2,144,418
　政治活動費　1,585,462
　　組織活動費　592,680
　　機関紙誌の発行その他の事業費　806,328
　　　宣伝事業費　806,328
　　調査研究費　186,454
5　寄附の内訳
　(個人分)
　年間百万円以下のもの　5,760,000

政治結社帝邑会
報告年月日　6.7.8
1　収入総額　6,954,351
　前年繰越額　199,351
　本年収入額　6,755,000
2　支出総額　6,844,073
3　本年収入の内訳
　寄附　6,755,000
　　個人分　3,755,000
　　団体分　3,000,000

政治活動費 223,758
機関紙誌の発行その他の事業費 34,600
機関紙誌の発行事業費 34,600
調査研究費 13,144
その他の経費 176,014

春日塾
報告年月日 5.10.20
1 収入総額 147,022
前年繰越額 147,022
2 支出総額 0

國人會田園の侠勇派
報告年月日 5. 9.29
1 収入総額 1,193,088
本年収入額 1,193,088
2 支出総額 1,193,088
3 本年収入の内訳
借入金 1,193,088
阿部 勉 1,193,088
4 支出の内訳
経常経費 822,058
人件費 220,000
光熱水費 23,523
備品・消耗品費 428,535
事務所費 150,000
政治活動費 371,030
組織活動費 327,504
調査研究費 43,526

靖守青年同盟日本義勇学會
報告年月日 6. 9.22
1 収入総額 0
2 支出総額 0

近代政経懇話会
報告年月日 5. 9. 3
1 収入総額 1,900,607
前年繰越額 100,607
本年収入額 1,800,000
2 支出総額 1,900,607
3 本年収入の内訳
寄附 1,800,000
個人分 1,000,000
団体分 800,000
4 支出の内訳
経常経費 1,900,607
人件費 1,900,607
5 寄附の内訳
(個人分)
年間百万円以下のもの 1,000,000
(団体分)
年間百万円以下のもの 800,000

近代政策懇話会
報告年月日 5.10.14
1 収入総額 57,502
前年繰越額 57,502
2 支出総額 0

玄洋社
報告年月日 5. 3.31
1 収入総額 365,816,231
前年繰越額 316,231
本年収入額 365,500,000
2 支出総額 344,216,466
3 本年収入の内訳
機関紙誌の発行その他の事業による収入 365,500,000
土地売買益 290,500,000
コンサルタント料 62,000,000
あっせん料 13,000,000
4 支出の内訳
経常経費 66,469,328
人件費 55,440,000
光熱水費 1,126,432
備品・消耗品費 1,120,000
事務所費 8,782,896
政治活動費 277,747,138
組織活動費 13,255,216
機関紙誌の発行その他の事業費 34,988,267
宣伝事業費 34,988,267
その他の経費 229,503,655

興彩会
報告年月日 6. 3.31
1 収入総額 782,000
本年収入額 782,000
2 支出総額 4,403
3 本年収入の内訳
寄付 282,000
個人分 2,000
団体分 280,000
借入金 500,000
山形しあわせ銀行 500,000
4 支出の内訳
政治活動費 4,403
その他の経費 4,403
5 寄附の内訳
(個人分)
年間百万円以下のもの 2,000
(団体分)
年間百万円以下のもの 280,000

興国青年連盟千葉県本部
報告年月日 6. 3.29
1 収入総額 0
2 支出総額 0

国際政経文化研究会亜細亜経済文化倶楽部環太平洋構想研究会
報告年月日 5. 7.30
1 収入総額 4,208,931
前年繰越額 8,931
本年収入額 4,200,000
2 支出総額 4,191,098
3 本年収入の内訳
寄附 4,200,000
個人分 4,200,000
4 支出の内訳
経常経費 3,870,000
人件費 3,870,000
政治活動費 321,098
組織活動費 321,098
5 寄附の内訳
(個人分)
嗣 安次郎 1,500,000 大阪市
大坪辰五郎 1,200,000 〃
年間百万円以下のもの 1,500,000

国防情報研究所
報告年月日 5.10. 4
1 収入総額 0
2 支出総額 0

宗教政治研究会
報告年月日 6. 3.31
1 収入総額 0
2 支出総額 0

新自由クラブ
報告年月日 6. 3.30
1 収入総額 3,028,798
前年繰越額 3,028,798
2 支出総額 0

新政経フォーラム
報告年月日 6. 3.31
1 収入総額 0
2 支出総額 0

新生日本協議会
報告年月日 5.10.25
1 収入総額 31,440,000
本年収入額 31,440,000
2 支出総額 31,440,000
3 本年収入の内訳
寄附 12,480,000
個人分 12,480,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入 18,960,000
機関紙発行 18,960,000
4 支出の内訳
経常経費 12,760,000
人件費 8,010,000
光熱水費 690,000
備品・消耗品費 460,000
事務所費 3,600,000
政治活動費 18,680,000
組織活動費 2,050,000
機関紙誌の発行その他の事業費 14,800,000
機関紙誌の発行事業費 3,060,000
宣伝事業費 11,740,000
調査研究費 1,050,000
寄附・交付金 780,000
5 寄附の内訳
(個人分)
年間百万円以下のもの 12,480,000

新日本同和清光会
報告年月日 6. 3.31
1 収入総額 0
2 支出総額 0

政経同友会
報告年月日 6. 3.31
1 収入総額 0
2 支出総額 0

○自治省告示第十号

町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、福島県大沼郡会津高田町と同郡会津本郷町との境界を次のとおり変更する旨、福島県知事から届出があった。

平成七年二月一日

自治大臣　野中　広務

大沼郡会津高田町に編入する区域

大沼郡会津本郷町字西中一〇九、一三二

○自治省告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書及び政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）附則第六条の規定による保有金の収支に関する報告書の提出があったので、政治資金規正法第二十条第一項及び政治資金規正法施行規則の一部を改正する規則（平成六年自治省令第四十二号）附則第三項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成七年二月二日

自治大臣　野中　広務

一　政治団体の収支報告書の要旨（単位　円）

平成３年分

［政党・政治資金団体以外の政治団体］

明日の日本を創る会

報告年月日　5. 10. 8

1　収入総額　0
2　支出総額　0

近代政経懇話会

報告年月日　5. 9. 3

1　収入総額　5,651,916
　前年繰越額　114,176
　本年収入額　5,537,740
2　支出総額　5,551,309
3　本年収入の内訳
　寄附　5,530,000
　　団体分　5,530,000
　その他の収入　7,740
　　一件十万円未満のもの　7,740
4　支出の内訳
　経常経費　3,928,284
　　人件費　3,928,284
　政治活動費　1,623,025
　　組織活動費　1,623,025
5　寄附の内訳
　（団体分）
　年間百万円以下のもの　5,530,000

政治結社新岡志会

報告年月日　6. 4. 1

1　収入総額　0
2　支出総額　0

平成４年分

［政党］

国民新党

報告年月日　6. 3. 31

1　収入総額　176,542,000
　本年収入額　176,542,000
2　支出総額　175,440,000
3　本年収入の内訳
　寄附　176,542,000
　　寄附（政党匿名寄附を除く）　176,542,000
　　　個人分　115,542,000
　　　団体分　11,000,000
　　　政治団体分　50,000,000
4　支出の内訳
　政治活動費　175,440,000
　　選挙関係費　175,440,000
5　寄附の内訳
　（個人分）
　年間十万円未満のもの　115,542,000
　（団体分）
　年間十万円未満のもの　11,000,000
　（政治団体分）
　年間十万円未満のもの　50,000,000

大日本誠流社

報告年月日　5. 3. 29

1　収入総額　143,325,580
　前年繰越額　90,325,580
　本年収入額　53,000,000
2　支出総額　143,325,580
3　本年収入の内訳
　機関紙誌の発行その他の事業による収入　15,000,000
　　月刊ジャパン・ジャーナル　15,000,000
　借入金　38,000,000
　　救国党　38,000,000
4　支出の内訳
　経常経費　8,325,580
　　人件費　3,400,000
　　光熱水費　1,000,000
　　備品・消耗品費　1,125,580
　　事務所費　2,800,000
　政治活動費　135,000,000
　　組織活動費　7,000,000
　　選挙関係費　41,000,000
　　機関紙誌の発行その他の事業費　27,000,000
　　　機関紙誌の発行事業費　5,000,000
　　　宣伝事業費　22,000,000
　　寄附・交付金　60,000,000

平成４年分

［政党・政治資金団体以外の政治団体］

愛国日本党牛久総本部

報告年月日　6. 3. 31

1　収入総額　894,000
　前年繰越額　44,000
　本年収入額　850,000
2　支出総額　871,000
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費（15人）　150,000
　寄附　700,000
　　団体分　700,000
4　支出の内訳
　経常経費　703,000
　　人件費　300,000
　　光熱水費　213,000
　　備品・消耗品費　70,000
　　事務所費　120,000
　政治活動費　168,000
　　組織活動費　168,000
5　寄附の内訳
　（団体分）
　年間百万円以下のもの　700,000

明日の日本を創る会

報告年月日　5. 10. 8

1　収入総額　0
2　支出総額　0

有栖川宮記念事業団

報告年月日　6. 3. 31

1　収入総額　835,000
　前年繰越額　80,000
　本年収入額　755,000
2　支出総額　749,249
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費（４人）　35,000
　借入金　720,000
　　村上　賢隆　720,000
4　支出の内訳
　経常経費　525,491
　　光熱水費　100,529
　　備品・消耗品費　52,385
　　事務所費　372,577

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	酒田市大字宮海字新林国有林一二七林班に小班から同市大字宮海字新林五七二番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方建設局及び同局酒田工事事務所
〃	弘前市大字堅田字神田三八四番四から同市大字堅田字神田四七五番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方建設局及び同局青森工事事務所
四十五号	八戸市大字新井田字小久保頭八番一から同市大字新井田字松山下野場七番八〇まで	〃
四十六号	秋田県仙北郡田沢湖町生保内字武蔵野四九番一一から同町生保内字武蔵野一二番一まで	東北地方建設局及び同局秋田工事事務所

供用開始の期日　平成七年二月二十八日

○建設省告示第三百五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月二十八日　　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	大宮市大字西遊馬二〇八〇番八から同市大字西遊馬二一六八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方建設局及び同局大宮国道工事事務所
十七号	東京都板橋区赤塚七丁目一一九七番三から同区赤塚八丁目二六七八番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成七年二月二十八日

○建設省告示第三百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月二十八日　　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	高知市北高見町字浄眼寺谷一九四番一から同市小石木町字旧称名寺山三一番三まで	四国地方建設局及び同局土佐国道工事事務所
〃	宇和島市弁天町一丁目四〇二番一から同市住吉町一丁目一一六番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方建設局及び同局大洲工事事務所

供用開始の期日　平成七年二月二十八日

(三)　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	備考
岩手県下閉伊郡山田町船越第二地割三〇番一から同町山田第一地割三三番一まで	前　A	八・三〇～一二八・〇〇メートル	六・八七一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	八・三〇～一二八・〇〇	六・八七一	
	後　B	一三・〇〇～二八五・〇〇	九・五六七	

(四)　図面縦覧場所　東北地方建設局及び同局三陸国道工事事務所

三(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
八戸市大字新井田字小久保頭八番一から同市大字新井田字松山下野場七番八〇まで	前	一九・二〇～三二・八〇メートル	〇・七一〇キロメートル
	後	二八・〇〇～三三・五〇	〇・七一〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方建設局及び同局青森工事事務所

四(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
秋田県仙北郡田沢湖町生保内字武蔵野四九番一一一から同町生保内字武蔵野一二番一まで	前	一七・四〇～八七・五〇メートル	〇・一九四キロメートル
	後	一八・〇〇～九〇・六〇	〇・一九四

(四)　図面縦覧場所　東北地方建設局及び同局秋田工事事務所

五(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
山形県西置賜郡小国町大字沼沢字宇津嶺一二七八番一から同郡飯豊町大字手ノ子字日陰二三八二番一七まで	前	一一・〇〇～一三五・〇〇メートル	二・五九六キロメートル
	後	一一・〇〇～一三五・〇〇	二・五九六

(四)　図面縦覧場所　東北地方建設局及び同局山形工事事務所

○建設省告示第三百五十一号

関東地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月二十八日　　建設大臣　野坂　浩賢

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
塩尻市大字広丘吉田一〇四五番三から松本市大字芳川村井町五八二番九まで	前	八・九〇～四八・〇〇メートル	一・三〇五キロメートル
	後	九・六〇～四八・〇〇	一・三〇五

(四)　図面縦覧場所　関東地方建設局及び同局長野国道工事事務所

○建設省告示第三百五十二号

日本道路公団が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月二十八日　　建設大臣　野坂　浩賢

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字大小丸五番の一一四から同町大字長倉字大小丸五番の一五四まで	前	九五・〇〇～一〇五・〇〇メートル	〇・〇一六キロメートル
	後	四〇・〇〇～四五・〇〇	〇・〇一六

(四)　図面縦覧場所　建設省関東地方建設局、同局長野国道工事事務所及び日本道路公団東京第二管理局

二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
横浜市都筑区早渕三丁目四八九四番二から同市都筑区早渕一丁目神隠六〇〇六番一まで	前	三四・九〇～七〇・〇〇メートル	〇・九〇〇キロメートル
	後	四一・〇〇～二九〇・〇〇	〇・九〇〇

(四)　図面縦覧場所　建設省関東地方建設局、同局横浜国道工事事務所及び日本道路公団東京第一建設局

○建設省告示第三百五十三号

建設省四国地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月二十八日　　建設大臣　野坂　浩賢

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	備考
高知市本町五丁目一四四番から同市朝倉字所林戊一四八〇番四一まで	前　A	七・五〇～三六・〇〇メートル	七・七九二キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前　B	二四・〇〇～九一・五〇	六・七五四	
	後　A	七・五〇～三六・〇〇	七・七九二	
	後　B・C	二四・〇〇～九一・五〇	六・七八一	

(四)　図面縦覧場所　四国地方建設局及び同局高知工事事務所

二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	備考
宇和島市保田字大井手甲一三二八番一から同市下高串字屋敷田一番耕地一〇二四番二まで	前　A	六・八〇～二〇・六〇メートル	五・四五六キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前　B・C	一一・五〇～一五四・〇〇	六・四五七	
	後　A	六・八〇～二〇・六〇	五・四五六	
	後　B・C	一一・五〇～一五七・〇〇	六・四五七	

(四)　図面縦覧場所　四国地方建設局及び同局大洲工事事務所

○建設省告示第三百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月二十八日　　建設大臣　野坂　浩賢

三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第千二百九十四号小山栃木都市計画道路事業三・五・百二号粟の宮喜沢線

三　事業施行期間　自昭和六十三年六月一日至平成十二年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第三十九号塩原都市計画道路事業三・五・一号青葉通り

三　事業施行期間　自平成二年一月十七日至平成八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第千七百四十号多治見都市計画道路事業三・四・十七号音羽明和線及び三・三・一号国道十九号線

三　事業施行期間　自昭和六十三年八月九日至平成九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　衣浦西部都市計画道路事業三・四・一号知多東部線

三　事業施行期間　自平成七年二月二十八日至平成十一年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　愛知県知多郡阿久比町大字阿久比字千還、字真向塚、字宮前及び字五葉下地内

○建設省告示第三百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第千八百六十三号大分都市計画道路事業三・四・二十八号庄の原佐野線

三　事業施行期間　自昭和六十三年九月八日至平成八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百四十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　起業者の名称　建設大臣

一　事業の種類　一般国道三号改築工事（川尻バイパス・熊本県下益城郡富合町大字小岩瀬字川原田地内から同県同郡同町大字清藤字壱町田地内まで）

一　起業地

イ　収用の部分　熊本県下益城郡富合町大字小岩瀬字川原田及び字柳下、大字廻江字外平並びに大字清藤字壱町田地内

ロ　使用の部分　なし

一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　熊本県下益城郡富合町役場

○建設省告示第三百四十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　起業者の名称　近畿日本鉄道株式会社

一　事業の種類　大阪線青山町車庫新設工事

一　起業地

イ　収用の部分　三重県名賀郡青山町阿保字沢代及び字模ヶ森並びに別府字柳地内

ロ　使用の部分　なし

一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　三重県名賀郡青山町役場

○建設省告示第三百四十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　起業者の名称　島根県

一　事業の種類　県道御津東生馬線道路改築工事（東生馬工区）及び東生馬交差点改良工事

一　起業地

イ　収用の部分　島根県松江市東生馬町地内

ロ　使用の部分　島根県松江市東生馬町地内

一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　島根県松江市役所

○建設省告示第三百四十九号

日本道路公団において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月二十八日から三十日間建設省中国地方建設局において一般の縦覧に供する。

平成七年二月二十八日　　建設大臣　野坂　浩賢

路線名　中国縦貫自動車道

道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岡山県英田郡作東町田原字井ノヲク二一八番一から同県英田郡作東町田原字丸山四五番一まで（ただし、関係図面表示のとおり。）	前	最大　六九 最小　二九	八九七
	後	最大　三〇 最小　三一	

○建設省告示第三百五十号

東北地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月二十八日　　建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　十三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
湯沢市関口字除柳無番から横手市安田字越廻四〇番まで	前	A	八・七〇〜一九三・一〇	二〇・八二六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	二三・五〇〜六一三・五〇	一六・〇六一	
	後	A	八・七〇〜一九三・一〇	二〇・八二六	
		B	一一・五〇〜五九〇・〇〇	一六・〇六一	

㈣　図面縦覧場所　東北地方建設局及び同局湯沢工事事務所

二㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十五号

き、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千二百八十号相模原都市計画道路事業三・四・九号相模原愛川線及び三・三・二号国道一二九号線
三　事業施行期間　自平成二年七月二日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第七百九十二号藤沢都市計画道路事業三・三・二号横浜藤沢線
三　事業施行期間　自昭和四十八年三月三十一日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　昭和四十八年建設省告示第七百九十二号及び昭和六十二年建設省告示第三百九十八号の事業地より鍋巻を削除し、弥勒寺二丁目を加え、小塚字弥勒寺谷及び弥勒寺字弥勒寺谷地内において事業地を変更する。

○建設省告示第三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　鎌倉都市計画道路事業三・二・一号横浜藤沢線
三　事業施行期間　自平成七年二月二十八日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　神奈川県鎌倉市関谷字島ノ神及び字長者久保並びに城廻字清水小路地内

○建設省告示第三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　小田原都市計画道路事業三・五・十号城山曽比線
三　事業施行期間　自平成七年二月二十八日至平成十三年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　神奈川県小田原市荻窪字反町、字宮窪、字下馬下及び字下馬道上並びに大字久野字川端地内

○建設省告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　大分県
二　都市計画事業の種類及び名称　大分都市計画道路事業三・四・二十八号庄の原佐野線
三　事業施行期間　自平成七年二月二十八日至平成十七年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　大分県大分市大道五丁目並びに東大道二丁目並びに東大道三丁目並びに大字三芳字深迫及び字九反田地内

○建設省告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第千四百七号今市都市計画道路事業三・四・一号瀬川森友線及び日光都市計画道路事業三・四・三号大谷川右岸線
三　事業施行期間　自平成五年六月十八日至平成十三年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　平成五年建設省告示第千四百七号の事業地のうち日光市野口地内において事業地を変更する。

○建設省告示第三百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第七百四十一号宇都宮都市計画道路事業三・二・百一号大通り
三　事業施行期間　自昭和六十年四月一日至平成十一年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第千六百三十一号宇都宮都市計画道路事業三・二・百一号大通り
三　事業施行期間　自昭和六十三年七月二十六日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千四百四十九号宇都宮都市計画道路事業三・二・百一号大通り
三　事業施行期間　自平成四年八月十三日至平成八年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第百十七号宇都宮都市計画道路事業三・四・百三号宇都宮白沢線
三　事業施行期間　自昭和六十年一月三十一日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第千五百六十三号宇都宮都市計画道路事業三・四・二百二号古峯原宮通り
三　事業施行期間　自昭和六十年十一月十九日至平成八年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第千七百四十九号小山栃木都市計画道路事業三・三・百一号小山駅前通り
三　事業施行期間　自平成五年八月二十六日至平成八年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十

三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十七日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　大分県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十八年建設省告示第九十六号臼杵都市計画道路事業三・四・一号臼杵駅前末広線
三　事業施行期間　自昭和五十八年二月五日至平成八年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十七日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　大分県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第千八百十九号中津都市計画道路事業三・一・一号小祝鍋島線
三　事業施行期間　自昭和四十七年十月二十六日至平成八年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十七日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　大分県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第十九号臼杵都市計画道路事業三・五・四号祇園洲竹場線
三　事業施行期間　自平成三年一月八日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十七日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　山口県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第四百六十一号下関都市計画道路事業三・二・二号唐戸筋川線
三　事業施行期間　自平成五年三月一日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十七日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　山口県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第七十三号山口都市計画道路事業三・四・七号白石小鯖線
三　事業施行期間　自平成三年一月十八日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　岐阜県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第千八百九十六号中津川都市計画道路事業三・四・十三号中津苗木線及び三・五・八号三五沢松源寺線
三　事業施行期間　自昭和六十三年九月二十九日至平成十年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　岐阜県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第百七十一号岐阜都市計画道路事業三・四・三十四号左兵衛新田米野線
三　事業施行期間　自昭和六十二年二月五日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　小山栃木都市計画道路事業三・四・二百一号沼和田川原田線
三　事業施行期間　自平成七年二月二十八日至平成十三年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　栃木県栃木市大町字鑑田及び字高瀬並びに箱森町字高瀬及び字雷電前並びに川原田町字下妻及び字六反田地内

○建設省告示第三百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第千二百四十六号南足柄都市計画道路事業三・五・一号関本開成大井線
三　事業施行期間　自昭和六十二年六月十八日至平成八年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第二千百七十九号藤沢都市計画道路事業三・五・五号辻堂停車場辻堂線及び三・五・六号辻堂停車場線
三　事業施行期間　自平成元年十二月二十八日至平成八年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第千三百十六号茅ケ崎都市計画道路事業三・四・五号東海岸寒川線
三　事業施行期間　自昭和五十六年七月二十二日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第千二百四十二号横須賀都市計画道路事業三・六・十六号佐島環状線及び三・四・三号林秋谷線
三　事業施行期間　自昭和六十二年六月十八日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づ

平成七年二月二十四日　　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十一号	大津市下阪本二丁目字南川原九八四番二から同市南志賀一丁目字南樫木原九四七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方建設局及び同局滋賀国道工事事務所

供用開始の期日　平成七年二月二十五日

○建設省告示第三百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月二十四日　　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十一号	沖縄県島尻郡玉城村字百名波サヘ原一一四三番一から同村字百名長堂原八三九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成七年二月二十四日

○建設省告示第三百七号

次のとおり自動車専用道路を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月二十七日から二週間建設省東北地方建設局及び同局青森工事事務所において一般の縦覧に供する。

平成七年二月二十七日　　建設大臣　野坂　浩賢

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般国道	四十五号	八戸市大字市川町字田ノ沢頭一番三十六から青森県上北郡下田町字菜飯四十五番一まで	平成七年二月二十八日

○建設省告示第三百八号

次のとおり共同溝を整備すべき道路を指定したので、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第四項の規定に基づき、告示する。

平成七年二月二十七日　　建設大臣　野坂　浩賢

道路の種類	路線名	区間
市道	福島桜島線	大阪市此花区島屋二丁目一番から同市此花区島屋一丁目一番まで

○建設省告示第三百九号

次のとおり共同溝を整備すべき道路を指定したので、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第四項の規定に基づき、告示する。

平成七年二月二十七日　　建設大臣　野坂　浩賢

道路の種類	路線名	区間
一般国道	二十号	国立市大字谷保字上ノ下二千五百五十八番から日野市大字上田三十四番二まで

○建設省告示第三百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十七日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　福岡都市計画道路事業三・三・二十五号那珂川宇美線

三　事業施行期間　自平成七年二月二十七日至平成十三年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　福岡県春日市昇町三丁目、大字下白水、昇町四丁目、昇町一丁目、昇町五丁目及び小倉三丁目地内

○建設省告示第三百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十七日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第百三十号中間都市計画道路事業三・四・一号犬王古月線

三　事業施行期間　自平成三年一月三十日至平成九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十七日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第二千二百四十九号中間都市計画道路事業三・四・一号犬王古月線

三　事業施行期間　自昭和六十三年十一月二十四日至平成九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十七日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第十七号中間都市計画道路事業三・四・一号犬王古月線

三　事業施行期間　自平成三年一月八日至平成九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十七日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千四百三十一号福岡都市計画道路事業三・三・二十一号長浜太宰府線及び三・四・百三十八号大土居下の原線

三　事業施行期間　自平成二年八月六日至平成八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十七日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第七十四号筑後都市計画道路事業三・三・一号前津久富線

三　事業施行期間　自平成三年一月十八日至平成八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十七日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第三十五号久留米都市計画道路事業三・四・十四号本町津福本町線及び三・四・十一号東櫛原町本町線

三　事業施行期間　自平成三年一月十日至平成九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第三百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十

○建設省告示第二百九十七号
住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第四十一条第十四項の規定により、住宅・都市整備公団の施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。
平成七年二月二十四日
建設大臣　野坂　浩賢
一　施行者の名称　住宅・都市整備公団
二　事業施行期間　昭和五十八年十一月八日から平成十六年三月三十一日まで
三　施行地区　横浜市西区高島一丁目、緑町及び桜木町七丁目の各一部並びに中区内田町二丁目の全部並びに内田町五丁目、桜木町一丁目、花咲町一丁目及び花咲町二丁目の各一部並びに公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条に規定する免許（昭和五十八年十一月五日横浜市港湾指令第三百四十九号）にかかる区域の一部
四　土地区画整理事業の名称　横浜国際港都建設事業みなとみらい21中央地区土地区画整理事業
五　事務所の所在地　横浜市西区緑町一番二号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　昭和五十八年十一月七日
七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成七年二月二十四日

○建設省告示第二百九十八号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成七年二月二十四日
建設大臣　野坂　浩賢
一　起業者の名称　山梨県
一　事業の種類　山梨県峡中農業改良普及センター櫛形支所整備事業
一　起業地
イ　収用の部分　山梨県中巨摩郡櫛形町大字沢登字嵐作地内
ロ　使用の部分　なし
一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　山梨県中巨摩郡櫛形町役場

○建設省告示第二百九十九号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成七年二月二十四日
建設大臣　野坂　浩賢
一　起業者の名称　徳島県
一　事業の種類　県道日和佐牟岐線改築工事
一　起業地
イ　収用の部分　徳島県海部郡牟岐町大字橘字西の山、大字牟岐浦字八幡山及び大字川長字市宇谷地内
ロ　使用の部分　なし
一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　徳島県海部郡牟岐町役場

○建設省告示第三百号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成七年二月二十四日
建設大臣　野坂　浩賢
一　起業者の名称　鹿児島県
一　事業の種類　鹿児島県鹿屋合同庁舎駐車場整備事業
一　起業地
イ　収用の部分　鹿児島県鹿屋市王子町地内
ロ　使用の部分　なし
一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　鹿児島県鹿屋市役所

○建設省告示第三百一号
住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第五条第二項で準用する同条第一項の規定により事業計画の変更の認可をしたので、同法第八条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成七年二月二十四日
建設大臣　野坂　浩賢
一　住宅地区改良事業の名称　芦原　住宅地区改良事業
一　事業計画の認可年月日　平成五年二月三日
一　事業計画の変更認可年月日　平成六年三月十四日

○建設省告示第三百二号
関東地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成七年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成七年二月二十四日
建設大臣　野坂　浩賢
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高崎市上豊岡町字関口二〇五番一一から同市上豊岡町字関口二〇六番八まで	前	二四・〇〇～五六・〇〇メートル	〇・〇二〇キロメートル
	後	五〇・〇〇～五六・〇〇	〇・〇二〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方建設局及び同局高崎工事事務所

○建設省告示第三百三号
建設省近畿地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成七年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成七年二月二十四日
建設大臣　野坂　浩賢
一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十五号及び百六十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
柏原市大字高井田五九七番二から同市大字高井田五九六番二まで	前	一五・〇〇～一九・五〇メートル	〇・〇四〇キロメートル
	後	一五・〇〇～一九・五〇	〇・〇四〇

(四)　図面縦覧場所　近畿地方建設局及び同局大阪国道工事事務所
二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百六十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
滋賀県高島郡高島町大字鴨字北石松三〇六九番から同町大字鴨字塚町九八四番まで	前	一五・八〇～三一・〇〇メートル	〇・一二八キロメートル
	後	一〇・八〇～二五・六〇	〇・一二八

(四)　図面縦覧場所　近畿地方建設局及び同局滋賀国道工事事務所

○建設省告示第三百四号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成七年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成七年二月二十四日
建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十五号	柏原市大字高井田五九七番二から同市大字高井田五九六番二まで	近畿地方建設局及び同局大阪国道工事事務所
百六十一号	滋賀県高島郡高島町大字鴨字北石松三〇六九番から同町大字鴨字塚町九八四番まで	近畿地方建設局及び同局滋賀国道工事事務所

供用開始の期日　平成七年二月二十四日

○建設省告示第三百五号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成七年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

〇建設省告示第二百八十七号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成七年二月二十三日　建設大臣　野坂　浩賢
一　施行者の名称　首都高速道路公団
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第八百五十三号東京都市計画河川事業第五号石神井川
三　事業施行期間　自昭和六十三年三月十九日至平成十年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

〇建設省告示第二百八十八号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成七年二月二十三日　建設大臣　野坂　浩賢
一　施行者の名称　首都高速道路公団
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十一年建設省告示第千七百四十九号東京都市計画道路事業都市高速道路王子線
三　事業施行期間　自昭和六十一年十一月四日至平成十年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

〇建設省告示第二百八十九号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成七年二月二十三日　建設大臣　野坂　浩賢
一　施行者の名称　首都高速道路公団
二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第五百二号浦和都市計画道路事業一・四・二号高速埼玉中央道路、与野都市計画道路事業一・四・一号高速埼玉中央道路、与野都市計画道路事業一・四・二号高速埼玉東西連絡道路、大宮都市計画道路事業一・三・二号高速埼玉東西連絡道路、与野都市計画道路事業一・三・三号高速埼玉東西連絡道路、大宮都市計画道路事業一・五・三号高速埼玉東西連絡道路、与野都市計画道路事業一・三・四号高速埼玉東西連絡道路、大宮都市計画道路事業一・三・四号高速埼玉東西連絡道路、浦和都市計画道路事業一・二・三号高速埼玉東西連絡道路、大宮都市計画道路事業一・三・五号高速埼玉東西連絡道路及び浦和都市計画道路事業一・二・四号高速埼玉東西連絡道路
三　事業施行期間　自平成三年三月十一日至平成十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

〇建設省告示第二百九十号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成七年二月二十三日　建設大臣　野坂　浩賢
一　施行者の名称　首都高速道路公団
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第百三十三号和光都市計画道路事業一・四・一号都市高速道路戸田線及び戸田都市計画道路事業一・四・一号都市高速道路戸田線
三　事業施行期間　自昭和五十六年二月五日至平成十一年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

〇建設省告示第二百九十一号
次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成七年二月二十三日から三十日間建設省北陸地方建設局において一般の縦覧に供する。
平成七年二月二十三日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
関越自動車道新潟線	新潟県南魚沼郡塩沢町大字蛇島新田字切石二二二一番三一から同県南魚沼郡塩沢町大字蛇島新田字切石二二二一番四一まで	平成七年二月二十三日十二時
〃	新潟県北魚沼郡堀之内町大字根小屋字川山五五八一番七から同県北魚沼郡堀之内町大字根小屋字川山六一五五番二まで	平成七年二月二十三日〇時

〇建設省告示第二百九十二号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成七年二月二十四日　建設大臣　野坂　浩賢
一　施行者の名称　奈良県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千百七十九号大和都市計画公園事業九・六・一号馬見丘陵広域公園
三　事業施行期間　自平成五年十一月十九日至平成十二年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　平成五年建設省告示第二千百七十九号の事業地のうち河合町大字佐味田並びに広陵町大字大野字イカベ及び字狐谷並びに大字三吉元赤部方字ス山南地内において事業地を変更する
使用の部分　変更なし

〇建設省告示第二百九十三号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成七年二月二十四日　建設大臣　野坂　浩賢
一　施行者の名称　奈良県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千八百八十六号大和都市計画公園事業九・六・一号馬見丘陵広域公園
三　事業施行期間　自平成元年十一月九日至平成十一年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　平成元年建設省告示第千八百八十六号の事業地のうち河合町大字佐味田並びに広陵町大字山坊を加え、河合町大字佐味田並びに広陵町大字大野字馬山及び字イカベ並びに大字三吉元赤部方字タジヲシ及び字ス山南並びに大字寺戸字高サ地内において事業地を変更する
使用の部分　変更なし

〇建設省告示第二百九十四号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成七年二月二十四日　建設大臣　野坂　浩賢
一　施行者の名称　奈良県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十年建設省告示第千六百四十一号大和都市計画公園事業五・五・四号大和民俗公園
三　事業施行期間　自昭和五十年十二月二十五日至平成十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

〇建設省告示第二百九十五号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成七年二月二十四日　建設大臣　野坂　浩賢
一　施行者の名称　奈良県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十八年建設省告示第千五百三十七号大和都市計画緑地事業九号竜田川緑地
三　事業施行期間　自昭和五十八年九月十二日至平成十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

〇建設省告示第二百九十六号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成七年二月二十四日　建設大臣　野坂　浩賢
一　施行者の名称　奈良県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第千四百八十五号大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園事業八・八・一号奈良公園
三　事業施行期間　自昭和六十年十一月十一日至平成十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県阿武郡むつみ村大字吉部下
字二反田　二七五六番一　一号から三号まで
　二七五四番一　四号
字谷平　四一一番二　五号
字馬地　四八九番　六号
　四八三番一　七号及び八号
　四八二番一　九号
字二反田　一一八九番二　十号
　一一八九番一　十一号

十七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　持世寺川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県宇部市大字吉見
字梨ノ木　二八四八番／二八四九番　一号
　一〇三六番　二号及び三号
　一〇三七番五　四号及び五号
　一〇三七番四　六号
字山田ヶ浴　一〇三七番一　七号から九号まで
字城ノ腰　一〇二一番一　十号及び十一号
字岡山　一〇八八番一　十二号から十四号まで
字西梨ノ木　一〇三八番一　十五号及び十六号
字梨ノ木　二八四六番　十七号

十八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　砂地西川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県美祢市於福町大字下字野迫
五九九番一　一号
五九四番一　二号及び三号
五八九番四　四号
一五五九番　五号
一五六〇番　六号
五六二番二　七号
五六二番一　八号
一九六五番一　九号
一九六五番二　十号
一五四三番　十一号

十九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　横道川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成元年建設省告示第二百三十五号で指定した土地の区域を除く。）
山口県豊浦郡菊川町大字貴飯
字歌野　七〇番　一号
字水神山　二八三番　二号から五号まで
字岩ヶ淵　二七九番四　六号及び七号
字高鳥居　二七九番八　八号
字岩ヶ淵　七三番二　九号
字高鳥居　二七九番五　十号
字岩ヶ淵　七二番　十一号
　七六八番　十二号

二十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　大谷本浴川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十三年建設省告示第七百九十号で指定した土地の区域を除く。）
山口県長門市大字真木
字下ノ河内　九五六番一　一号
字大谷川平　一四三三番六　二号
　一四三三番一一　三号
　一四三三番九　四号
　一四三三番八　五号
　一四三三番九　六号

二十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　上小木原川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線及び標柱一号と二号を昭和五十四年建設省告示第百五十六号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県阿武郡旭村大字佐々波字小木原
九三八番地先道路敷　一号
九〇一番地先道路敷　二号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線及び標柱一号と二号を昭和五十四年建設省告示第百五十六号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県阿武郡旭村大字佐々波字小木原
五二一番地先道路敷　一号
五一九番三　二号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和五十四年建設省告示第百五十六号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県阿武郡旭村大字佐々波字小木原
五一九番三　一号
四九五番地先道路敷　二号
四九四番一　三号
四九七番二　四号
四九七番一　五号
四九九番　六号
ニ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線及び標柱一号と二号を昭和五十四年建設省告示第百五十六号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県阿武郡旭村大字佐々波字小木原
五二一番地先道路敷　一号
五一九番三　二号

○建設省告示第二百八十一号
　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
　平成七年二月二十三日
建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　北勝川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県神戸市北区山田町下谷上字芝床ノ上
三番二　一号から五号まで
五番二　六号から九号まで
七番　十号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　小北川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県川辺郡猪名川町柏原
字小北　二九番　一号
　二七番　二号
字上ノ山　二番　三号
　一番　四号
字蜂ヶ岡　四番　五号
字北山　七番一　六号及び七号
字石船　一三番　八号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　戸谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県赤穂郡上郡町金出地
字戸谷　九五一番一　一号
　九四九番　二号
　九四八番二　三号及び四号
字戸谷奥　一七九五番二二　五号及び六号
　一七九五番一七　七号及び八号
　一七九五番一三　九号及び十号
　一七九五番一〇　十一号から十三号まで
　一七九四番　十四号
　一七九三番　十五号
　一七七二番三二　十六号
　一七七二番一六　十七号
　一七七二番一九　十八号
　一七八七番　十九号
　一七八六番　二十号
　一七八五番　二十一号
　一七八四番　二十二号
　一七七二番六　二十三号
　一七七二番四　二十四号
　一七七八番　二十五号
　一七七六番　二十六号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　小山東谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十二年建設省告示第六百六十八号並びに平成四年建設省告示第千三百十二号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県赤穂市砂子
字才崎　二〇番一地先河川敷　一号
　一九番三　二号
　一九番一　三号
　一七番一　四号
字後山　四〇一番二一　五号
　四〇一番二四　六号
　四〇一番二八　七号

山口県玖珂郡周東町大字川上
字古畑　一一番二　一号
　九一二番一　二号
字蓮華　五二一番八　三号
　五二一番七　四号
字古畑　三四番一　五号及び六号
　三三番一　七号及び八号
　八番一　九号

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　戸
津東川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号
までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結
んだ線に囲まれた土地の区域
山口県熊毛郡上関町大字長島字下小路
四四八六番四四　一号から三号まで
四四八六番七　四号
四四八六番六　五号
四四八六番四二　六号
四四八六番五四　七号
四四八六番一三　八号

七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　戸
津西川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号
までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結
んだ線に囲まれた土地の区域
山口県熊毛郡上関町大字長島字下小路
四四八六番一七　一号から三号まで
一六四四番一三　四号
四四八六番一六　五号及び六号
四四八六番一九　七号及び八号
四四八六番五三　九号

八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　戸
津中川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号
までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結
んだ線に囲まれた土地の区域
山口県熊毛郡上関町大字長島字下小路
四四八八番　一号
四四八六番五四　二号
四四八六番八　三号
四四八六番六　四号
一六四四番六　五号
一六四四番一〇　六号
一六四四番二一　七号
四四八六番二四　八号
四四八七番　九号

九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　戸
津南川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号
までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結
んだ線に囲まれた土地の区域
山口県熊毛郡上関町大字長島
字寺村　一六四九番三　一号
字郷中　四五四〇番一　二号
　四五四〇番三　三号
　四五四〇番二　四号
字下小路　一六四四番四　五号
字郷中　四五三九番　六号

十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　地
下室三条志垣川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四
号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号
を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県大島郡東和町大字地下室
字中原北　一〇五四番一　一号
字三条志垣　一〇五八番三　二号
　一〇五九番三　三号
字中原北　一〇六二番一　四号
　一五七八番一　五号及び六号
字三条志垣　一五七七番二　七号
　一五六六番五　八号
　一五六二番一　九号
　九五一番一　十号
　九五二番一　十一号
　九五四番一　十二号
　九五六番一　十三号
　九六〇番　十四号

十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
和田中小川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号
までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結
んだ線に囲まれた土地の区域
山口県大島郡東和町大字和田
字長尾下　九〇四番一　一号
　八九九番四　二号
　八九九番二　三号
　八九一番一　四号
字長尾上　八九九番二　五号
字清水　八七五番　六号
字山口上　九一〇番一　七号
字山口　五一五番一　八号
　九〇五番五　九号
　九〇五番四　十号

十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
樽見東川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二
号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号
を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県大島郡橘町大字浮島字大樽見
五七八番の一　一号
五七九番　二号及び三号
二七一番二七　四号
二七一番三六　五号
二七一番二七　六号
五八三番一　七号
五八二番　八号
二五八番四　九号及び十号
五七六番一　十一号
二五一番　十二号

十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
江川及び江川支川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十
九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十
九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県防府市大字東佐波令
字寺山　一五七番一〇〇　一号
山口県防府市国分寺町
　一五七番九〇　二号
山口県防府市大字東佐波令
字寺山　一五七番八四　三号
　一五七番四　四号及び五号
字奥ノ院　二六四一番一　六号
字寺山　一五七番四　七号及び八号
　一五七番三八　九号及び十号
　一五七番四　十一号から十七号
　まで
山口県防府市国分寺町
　一五七番九〇　十八号
　一五七番九一　十九号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十
五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十
五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県防府市大字東佐波令字寺山
一五七番四　一号及び二号
一五七番一〇二　三号
一五七番四　四号から十一号まで
一五七番一〇二　十二号から十五号まで

十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上代川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十九
号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号
を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県防府市大字台道
字竹ノ下　一九六二番　一号
字上水ヶ田　二四〇番二　二号及び三号
　二三八番二　四号
　二三八番一　五号
　二三八番二　六号
　二三八番一　七号から九号まで
字梅松山　二一五番五　十号
　二一三番一五　十一号
　二一三番二一　十二号
　二一三番一九　十三号及び十四号
　二一三番一八　十五号
字上水ヶ谷　二三七番一　十六号
　一九七〇番
　一九七一番 〕　十七号
　一九七四番　十八号
　一九七五番　十九号

十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
天神川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二
号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号
を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県吉敷郡秋穂町大字東字浜の上山村
一〇八番　一号
一〇七番一　二号
一〇八番　三号
一〇七番一　四号及び五号
一〇六番一　六号
一〇九番一　七号から九号まで
一〇四番一　十号から十二号まで

十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
谷迫川

福岡県田川郡添田町大字落合
字深倉山　一六六八番一二　一号から五号まで
　一六六八番五　六号から十二号まで
字善城ヶ嶽　二三九五番二　十三号から二十四号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県田川郡添田町大字落合
字深倉山　一六六八番六　一号
字岩ノ下　一六八〇番　二号
字深倉山　一六七六番一　三号から五号まで
　一六六八番一一　六号から八号まで
字上ノ原　二三四八番一　九号
字川久保　二三三七番一　十号
字前田ノ下　二三二六番一一　十一号及び十二号
字尻田　二三二〇番　十三号
字立ヤ子　二三一二番二　十四号
二十七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　松瀬川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県八女郡黒木町大字北大渕
字岩ノ迫　九六七〇番　一号
字松瀬谷　一一八七番　二号
　一一八〇番二　三号
字桑ノ迫　四一八〇番一　四号
字岩ノ迫　四二五二番一　五号
　四二四三番一　六号
二十八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　中村川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第千六百七十四号及び平成四年建設省告示第二千三十七号で指定した土地の区域を除く。）

福岡県糸島郡二丈町大字吉井
字館　一九五四番一　一号
　一九五六番　二号
　一九七一番　三号
　一九七〇番　四号
　二〇一五番一　五号
　二〇二一番一　六号
字西ノ峰　二二七四番一　七号
　二〇一六番一　八号
字館　一九七三番　九号及び十号
　一九七二番　十一号
字館　一九五四番一　十二号から十四号まで
二十九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　坂根川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線及び標柱一号と二号を昭和三十七年建設省告示第三千二百十四号で指定した土地の右岸境界線と昭和四十一年建設省告示第二千八百十七号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県朝倉郡夜須町大字曽根田字内川
二番一　一号及び二号
三十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　西上の原川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県福岡市西区大字今宿上ノ原
字上ノ原　二七一番一　一号
　二七〇番　二号
　二六九番三　三号
　二六六番一　四号
　二六六番五　五号
　二四八番一　六号
　二四七番一六　七号
　二二三番二三　八号
　二二三番五　九号
　九三一番一二　十号
　九三一番一一　十一号
　九三一番二四　十二号
　九三一番六　十三号及び十四号
字トウトク　九三一番一　十五号
　九三一番五　十六号
　九三一番七二　十七号

字上ノ原　九三一番一二　十八号
　二二三番六　十九号
　二四七番五地先道路敷　二十号
　二四七番五　二十一号
　九三一番一四　二十二号
　二六六番一　二十三号及び二十四号
　二七二番　二十五号
　二七九番二　二十六号
三十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　荒谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の荒谷川の中心線から左右各岸七メートルまでの土地の区域
福岡県福岡市早良区椎原
字東田　一七一番地先河川敷　一号
字竹ノ尾　五二二番地先河川敷　二号
字東田　一五八番一地先河川敷　三号
字梅津ヶ原　六三七番地先河川敷　四号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号をイで指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県福岡市早良区椎原
字竹ノ尾　五二三番地先河川敷　一号
字梅津ヶ原　六三四番　二号
　六三四番地先河川敷　三号

○建設省告示第二百八十号
　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
　平成七年二月二十三日
建設大臣　野坂　浩賢
一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　西氏川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県岩国市大字柱野字火矢ヶ迫
一四二三番一　一号から五号まで
一四二四番　六号
一四五〇番一　七号
一四五五番　八号及び九号
一四五六番　十号
四三三番九地先道路敷　十一号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　廿木北川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県岩国市大字廿木字地吉
一二三七番　一号
一〇一八番　二号から四号まで
一〇一六番　五号から七号まで
一〇〇九番　八号から十二号まで
三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　広瀬川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県玖珂郡錦町大字広瀬
字井ノ谷　六六七番一　一号から四号まで
　六六六番　五号
　六六五番　六号
　六六四番　七号
字下井ノ谷　六八二八番　八号
字井ノ谷　六八三〇番　九号
　五八二番一　十号
　五七五番　十一号
字畔高　六八一三番　十二号
四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　上原西川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県玖珂郡大島町大字大島
字城庵　一三四三番一　一号から三号まで
字大平　四三〇番一　四号から七号まで
字城庵　四一二番一　八号及び九号
　一三二八番一　十号
　一三四一番一　十一号から十三号まで
五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　畑川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県田川郡添田町大字落合
字障屋谷　二四三六番一　一号及び二号
二四三六番三　三号から七号まで
二四三六番二　八号
字餅實場　二四三六番二地先河川敷　九号
二三九八番二地先河川敷　十号から十五号まで
二四四五番一地先河川敷　十六号から十八号まで
二五四〇番一〇地先河川敷　十九号及び二十号
二四四八番地先河川敷　二十一号及び二十二号
二四四八番　二十三号及び二十四号
字長谷山　二五四〇番九　二十五号
字餅實場　二四四九番　二十六号
字長谷山　二五四〇番五　二十七号
二五四〇番六　二十八号及び二十九号
字ナパノ木　二四五二番一　三十号
字蓑木　二四五三番二　三十一号

十七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鶴川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の鶴川の中心線から左右各岸十三メートルまでの土地の区域及び標柱三号から五号までを順次結んだ線から標柱六号と七号を結んだ線までの区間の鶴川の中心線から左岸三十メートル右岸十三メートルまでの土地の区域（昭和二十三年建設省告示第九十三号で指定した土地の区域を除く。）

福岡県朝倉郡小石原村大字鼓字湯ノ谷
二二七七番二　一号
二二四八番　二号
二二七七番四　三号
二二四八番　四号及び五号
二二七五番二　六号
二二七二番一　七号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号イで指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県朝倉郡小石原村大字鼓字湯ノ谷
二二七八番四　一号
二二七八番一　二号
二二七八番四　三号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号イで指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県朝倉郡小石原村大字鼓字湯ノ谷
二二六四番三　一号から三号まで

十八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東本谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第千四百十九号で指定した土地の区域を除く。）

福岡県八女郡立花町大字白木
字野地　四〇四六番一　一号
四〇六八番二　二号
四〇七六番　三号
字本谷　四一二二番一　四号
四一三八番一　五号
四一五三番　六号
四一五五番三　七号

十九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
川付川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年建設省告示第七百五十八号で指定した土地の区域を除く。）

福岡県前原市
大字長野字多々良　七九一番　一号
七八四番　二号
八四二番　三号
大字白糸字小蔵頭　八三六番　四号から六号まで
八三七番　七号
大字白糸字榎田　七七二番　八号
大字川付字荒平　七一番一　九号
七〇番　十号
大字川付　一一一〇番　十一号
大字川付字荒平　五四番一　十二号
大字川付　一一七五番　十三号

二十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上品川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県福岡市西区大字小田
字小別当　三五六〇番一　一号
三五六二番　二号
字上品　三五五七番　三号
三五五五番　四号
三五五〇番　五号
三五三七番　六号
三五三九番一　七号
字柳尺　三四九三番一　八号
三四九二番　九号
三四六七番　十号

二十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
早口川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県筑紫郡那珂川町大字後野
五九七番四　一号及び二号
五九七番三　三号
五九七番二　四号及び五号
五六六番　六号及び七号
五六四番一　八号及び九号
五六〇番二　十号

二十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
蔵柱川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女郡黒木町大字笠原字蔵柱
一〇九六七番　一号
一〇九二八番一　二号
一五三九五番　三号及び四号
一〇九二八番一　五号
一〇九五四番　六号から八号まで
一〇九五七番　九号及び十号

二十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
筒丸川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県田川郡川崎町大字安真木
字山ノ神　二六八番四　一号及び二号
字丈門　二六六番　三号
二六四番一　四号
字浦河内　二五六番　五号
字丈門　二五四番　六号

二十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
柏原川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成六年建設省告示第百四十号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県福岡市南区大字柏原字山田
七一五番三　一号
七一四番一　二号から六号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を平成六年建設省告示第百四十号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県福岡市南区大字柏原字山田
七一四番一　一号及び二号
七一三番一　三号から五号まで
七一二番一　六号及び七号

二十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
駒啼川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県田川郡添田町大字落合
字ホトケリ下り　二七六一番二　一号
字七曲り　二七六二番一　二号及び三号
字林ノ塚ノ上　二七六五番三　四号
字坂　二八五九番一　五号から七号まで
字木浦坂上川畑　二九八七番　八号から十号まで

二十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
深倉川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女郡星野村
字二ノ渡瀬　七八七二番一　一号から三号まで

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　土の谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の土の谷川の中心線から左右各岸二十五メートルまでの土地の区域

福岡県八女郡星野村
字藤山　三七八四番四　一号
字ゴウト　三九六八番六　二号
字丸山　三七九二番一　三号
字藤山　三七七九番　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号をイで指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女郡星野村
字藤山　三七八七番　一号から三号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号をイで指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女郡星野村
字藤山　三七七八番一　一号
字古塚　三九五八番　二号
　三九五九番　三号

七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　長野川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の長野川の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域

福岡県福岡市早良区大字椎原
字竹の尾　五三六番一　一号
字長野　六一四番一　二号
字梅津ケ原　五三二番一　三号
字竹の尾　六二三番一地先道路敷　四号

八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　桑取藪川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成元年建設省告示第千七百八十一号で指定した土地の区域を除く。）

福岡県八女郡矢部村大字北矢部
字秋伐駒坪　一九八九番　一号
　一九七七番一　二号
　一九七五番　三号
字楢田坂　二〇四九番　四号
字芝山　三〇九八番一　五号
　三〇九三番　六号
　三一〇六番　七号及び八号

九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　吉ノ迫川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女郡黒木町大字大渕
字日向　九六三八番一　一号
　九五七九番一　二号から四号まで
　九五七九番二　五号及び六号
　九五七九番四　七号
　九五八一番九　八号から十号まで
字吉野迫　九六四二番三　十一号

十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　網川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和三十一年建設省告示第七百二十四号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県北九州市門司区
大字小森江字外記殿山　一〇六八番二　一号
　一〇六八番三　二号
　一〇四五番九　三号
　一〇四五番五　四号
片上町　一〇四四番一　五号
　一番二　六号

十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　高良川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県久留米市高良内町高良内
一八八一番八　一号から四号まで
一八八三番三　五号及び六号
一八八三番一　七号から九号まで

十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　第二平榎谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成元年建設省告示第七十八号で指定した土地の区域を除く。）

福岡県朝倉郡杷木町大字志波
字榎　三六八三番二　一号
　三六八三番一　二号
　三六八一番　三号
　三六六九番　四号
　三六四三番　五号
　三六三九番　六号
　三六四〇番　七号
　三六七五番　八号
字平　三三七一番四　九号
　三三七〇番二　十号
　三三七〇番五　十一号及び十二号

十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　千代久川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第二千六百八十六号で指定した土地の区域を除く。）

福岡県浮羽郡吉井町大字富永字猿ケ口
二二七七番三　一号及び二号
二二七七番八　三号
二二七七番九　四号
二二七六番　五号及び六号

十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　青井手川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号から五号までを順次結んだ線までの区間の青井手川の中心線から左岸十メートル右岸十二メートルまでの土地の区域、標柱三号と四号を結んだ線から標柱六号と七号を結んだ線までの区間の青井手川の中心線から左岸二メートル右岸十三メートルまでの土地の区域並びに標柱六号から十五号までを順次結んだ線及び標柱六号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十三年建設省告示第二千二百十四号で指定した土地の区域を除く。）

福岡県嘉穂郡嘉穂町大字桑野字普門寺
二九二二番一　一号
二九〇一番一　二号
二七九四番一　三号
二七九七番二　四号
二七九七番三　五号
二六七三番二　六号
二六一三番一　七号
二六三八番五　八号
二六三一番五　九号
二六七一番一　十号
二六七二番一　十一号
二六二六番一　十二号及び十三号
二六二六番四　十四号
二六三〇番一　十五号

十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　鳴渕川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和三十二年建設省告示第千十号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県粕屋郡篠栗町
大字篠栗字鳴渕　三一三五番一地先河川敷　一号
大字金出字釜ケ谷　三三一一番一　二号
　三三一一番二三　三号
大字金出字荒平　三三〇三番一　四号
大字金出字釜ケ谷　三三一一番一　五号
大字篠栗字鳴渕　三一四四番二地先河川敷　六号

十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　長谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

六七七番　二十号
六七七番乙　二十一号
六七八番　二十二号及び二十三号
字大園
九一八番　二十四号
九四一番　二十五号及び二十六号
九四二番　二十七号
九四三番　二十八号から三十号まで
九四六番　三十一号
九四五番　三十二号及び三十三号

十八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　折田代川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県都城市吉之元町
五三一一七番二〇地先道路敷　一号
五三一一七番二〇　二号から三号まで
五二四八番七　四号
五三四七番九六　五号から八号まで
五三三三番一　九号
五三二二番一　十号及び十一号
五三二一番一　十二号及び十三号
五三二一番四　十四号及び十五号
五三二一番九　十六号
五三一九番一　十七号
五三一九番　十八号
五三一八番七　十九号
五三一八番六　二十号
五三一八番六地先道路敷　二十一号

十九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　中島谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折
字箱石
一一六一番四　一号
一一六〇番三　二号
一一六〇番二　三号から六号まで
一一五一番　七号
一一六四番　八号及び九号
字南
一一一〇番一　十号及び十一号
一一三八番二　十二号

一一三七番二　十三号
一一三八番一　十四号
一一四三番二　十五号
一一五二番二　十六号及び十七号
一一五九番一地先河川敷　十八号

二十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　鷹の巣谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十二年建設省告示第千四十九号で指定した土地の区域を除く。）

宮崎県西諸県郡須木村大字下田字軍谷
一四七三番三地先道路敷　一号
一四四六番一二　二号及び三号
一四四六番一七　四号及び五号
一四四六番二　六号及び七号
一四四六番五　八号
一四八七番一　九号
一四八七番　十号
一四四六番六　十一号
一四七六番四　十二号
一四七六番五地先道路敷　十三号
一四三二番一　十四号

二十一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　小河内川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号を順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を昭和四十四年建設省告示第六百二号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県宮崎市大字鏡洲
字小河内　二四六七番　一号から四号まで
二四六八番　五号から七号まで
二四七三番　八号
二四七七番　九号
字小谷　二六三六番一　十号
字小河内　二四五五番　十一号
二四六二番　十二号
二四五五番　十三号から十九号まで
二四五五番六　二十号
二四五三番　二十一号

〇建設省告示第二百七十九号
　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
　平成七年二月二十二日
　　建設大臣　野坂　浩賢

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　汐井谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の汐井谷川の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域

福岡県朝倉郡杷木町大字松末字汐井谷
七〇四番一　一号
七二四番　二号
七一四番　三号
七三二番二　四号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　八升崎川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の八升崎川の中心線から左右各岸三十メートルまでの土地の区域

福岡県八女郡黒木町大字北大淵字小谷
二四八二番四　一号
二四六七番四　二号
二四八三番八　三号
二四六四番七　四号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　石子柳川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の石子柳川の中心線から左右各岸三十メートルまでの土地の区域

福岡県八女郡矢部村大字矢部
字石子柳　五五九六番三　一号
字山口　五五六九番三　二号
字石子柳　五六〇〇番一　三号
字山口　五五〇一番　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号をイで指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女郡矢部村大字矢部
字山口　五五六八番　一号
五五六二番　二号
五五〇一番　三号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　月足川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の月足川の中心線から左右各岸三十メートルまでの土地の区域

福岡県八女郡黒木町大字大淵
字薮取石　四九六番　一号
字牛ケ迫　四五八番二地先道路敷　二号
字薮取石　五一八番　三号
字材木　八四七番　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号をイで指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女郡黒木町大字大淵
字牛ケ迫　四五七番一　一号
四四八番　二号
四五三番一　三号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　上原川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の上原川の中心線から左右各岸二十五メートルまでの土地の区域（昭和六十一年建設省告示第七百六十二号で指定した土地の区域を除く。）

福岡県八女郡星野村
字渋柿　七八五三番三　一号
字二ノ渡瀬　七八七一番二　二号
字渋柿　七八五三番一　三号
字下子安原　七八四一番　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号をイで指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女郡星野村
字渋柿　七八五三番一　一号から三号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号をイで指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県えびの市大字末永字梨木
一五九七番二　一号及び二号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和二十二年内務省告示第三百九十九号で指定した右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県えびの市大字末永字梨木
一五九一番　一号
一五九〇番　二号及び三号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二号を昭和二十二年内務省告示第三百九十九号で指定した左岸境界線に沿って結んだ線で囲まれた土地の区域

宮崎県えびの市大字末永字梨木
一一九三番三　一号
一五九六番二　二号

九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　伊原谷川右支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県延岡市上三輪町
二八九三番　一号
二八九四番　二号から四号まで
二八九五番四　五号
二八九五番一　六号
二九〇七番　七号及び八号
二九〇六番　九号及び十号

十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　樋渡川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県南那珂郡北郷町大字郷之原
字中之谷尻　乙四一七五番三　一号
地先道路敷
乙四一四七番四　二号及び三号
乙四一四七番二　四号
乙四一三七番二　五号
乙四一三七番一　六号
乙四一三八番　七号
乙四一四一番一　八号
字樋渡　乙四一九七番一　九号
乙四二〇二番三　十号
乙四二〇二番二　十一号
乙四二一二番　十二号
乙四三一三番　十三号
乙四三一九番　十四号
乙四三一六番　十五号
字妙満寺　乙四五一六番　十六号
乙四五三九番一　十七号
乙四五五九番二　十八号

十一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　石瀬戸川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十三号を昭和三十四年建設省告示第百二十号で指定した境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県西諸県郡野尻町大字東麓
字勝負　五五〇三番三四　一号
庄府国有林　七八林班よ小班　二号及び三号
七八林班い小班　四号
字庄府　五四四八番四　五号及び六号
庄府国有林　七八林班い小班　七号から十三号まで
七八林班ぬ小班　十四号から三十九号まで
七八林班た小班　四十号
字勝負　五五〇三番五四　四十一号及び四十二号
五五〇三番四六　四十三号

十二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　金山谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県都城市
高野町
三五四七番二　一号
三五三六番一　二号から六号まで
吉之元町
三九二六番一　七号から十七号まで
霧島国有林
二五四林班は造小班　十八号から三十一号まで
二五二林班ち造小班　三十二号から四十三号まで
二五二林班た小班　四十四号から四十六号まで
吉之元町
三九二六番一　四十七号から四十九号まで
高野町
三五三六番一　五十号から五十四号まで

十三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　くえ内谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県西諸県郡野尻町大字東麓字勝負
五五〇一番三三　一号
五五〇二番七四　二号
五五〇二番三三　三号から五号まで
五五〇一番一九　六号及び七号
五五〇一番三七　八号から十一号まで
五五〇一番八　十二号から十五号まで
五五〇一番二四　十六号及び十七号
五五〇一番三三　十八号

十四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　小椎山谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県都城市美川町
五二六番二地先道路敷　一号
五二八番　二号
五二六番二　三号から五号まで
七〇六番六八　六号及び七号
五四〇番　八号
七〇六番一五二　九号及び十号
五四〇番一　十一号
五四一番　十二号
五二六番二　十三号
五三九番七　十四号
五二六番一　十五号
五二六番一地先道路敷　十六号

十五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　重間谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋重間
七四八二番　一号
七四八八番　二号から九号まで
七四八三番　十号から十三号まで

十六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　本濃野谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県日向市大字日知屋字本濃野
一四五八八番　一号
一四五八九番　二号
一四五九〇番一　三号
一四五九四番一　四号
一四五九五番一　五号から七号まで
一四五九七番一　八号
一四五六九番二　九号
一四五六九番一　十号から十二号まで
一四六一八番一　十三号
一四六一九番一　十四号
一四六二〇番一　十五号から十七号まで
一四六二二番四　十八号
一四六二四番一　十九号から二十二号まで
一四六五三番一　二十三号及び二十四号
一四六五四番一　二十五号
一四六五七番　二十六号

十七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　堂地谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県日南市大字上方
字尾上　六五〇番ロ　一号
六五二番　二号から四号まで
六五四番　五号及び六号
六五五番　七号
六六五番　八号及び九号
六六九番　十号及び十一号
六七一番　十二号から十四号まで
六五五番　十五号
六五六番　十六号
六七二番　十七号及び十八号
六七四番　十九号

二五六二番一七八　二十四号
二五六二番八六　二十五号及び二十六号
二五六二番一八二　二十七号及び二十八号
二五六二番二二一　二十九号
二五六二番二二〇　三十号
二五六二番二二〇　三十一号及び三十二号
字駒返　二二三一番六　三十三号
二二三一番八　三十四号及び三十五号
二二三一番八地先河川敷　三十六号
二二三一番九　三十七号
二二三一番一一　三十八号
二二三一番一二　三十九号及び四十号
二二三一番一三　四十一号
二二三四番一　四十二号

十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大平川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和四十二年建設省告示第千百六十二号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県球磨郡水上村大字湯山字横手
二四五五番二　一号
二四五五番一　二号から五号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和四十二年建設省告示第千百六十二号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県球磨郡水上村大字湯山字上笠振
五四六番五　一号から五号まで

十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　牧向谷
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県天草郡御所浦町
字鳥岩　一四九二番一　一号及び二号
一四九一番一　三号及び四号
字牧向　一四八三番一　五号及び六号
一四六四番一　七号
一四七九番　八号

○建設省告示第二百七十八号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
平成七年二月二十二日
建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　千谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県西諸県郡高原町大字広原字大迫
七三五五番四　一号
宮崎県小林市大字細野字千谷原
五四一〇番乙　二号から八号まで
五四一三番四〇九　九号から十六号まで
五三八九番二　十七号
五三八九番四　十八号から二十号まで
五三八九番乙　二十一号
五三九七番乙ハ　二十二号及び二十三号
五三九七番乙ホ　二十四号
五三九七番乙ヘ　二十五号及び二十六号
五四〇六番乙　二十七号から二十九号まで
宮崎県西諸県郡高原町大字広原字大迫
七三五五番四　三十号及び三十一号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　山ノ木浦谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県東臼杵郡北郷村大字黒木字タゴ田
一〇四一番一二　一号
一〇四一番一〇　二号から五号まで
一〇四一番九　六号から八号まで
一〇四一番八　九号及び十号
一〇四一番一三　十一号及び十二号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　千東口谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を平成四年建設省告示第六百三十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県日向市大字塩見字千束口
一二四〇番　一号及び二号
一二四一番　三号
一二四三番　四号
一二四二番　五号から七号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二号を平成四年建設省告示第六百三十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県日向市大字塩見字千束口
一二一五番乙　一号及び二号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　中屋敷谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県北諸県郡山之口町大字山之口
字中屋敷　二五四五番　一号
二五三四番五　二号
二五三四番八　三号から五号まで
二五三四番一五　六号
二五三四番二九　七号
二五三二番一　八号
字日当瀬　二五一四番一四　九号及び十号
字中屋敷　二五三三番二　十一号及び十二号

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　坂元小谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県南那珂郡北郷町大字北河内字日平
一〇六九番一　一号
一〇三二番　二号
一〇六九番一　三号
一〇九三番二　四号及び五号
一〇四八番一　六号
一〇四九番一　七号
一〇六三番　八号
一〇六五番　九号
一〇六七番　十号
一〇七三番　十一号
一〇七二番一　十二号
一〇七二番二　十三号及び十四号

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　平山谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県児湯郡都農町大字川北
字中尾立
二二七六七番三　一号
二二七七〇番　二号及び三号
尾鈴国有林
一〇林班は小班　四号から六号まで
字中尾立
二二七一七番　七号及び八号
尾鈴国有林
一〇林班に小班　九号
字中尾立
二二七一九番一　十号及び十一号
尾鈴国有林
一〇林班に小班　十二号から十四号まで
字平山尾立
二二六九二番三　十五号から十八号まで
二二七一四番　十九号及び二十号
字神山
二二七七三番　二十一号
二二七七二番一　二十二号から二十四号まで
二二七七一番一　二十五号から二十七号まで
二二八二七番二　二十八号

七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　石堂谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県児湯郡西米良村大字上米良
字松之尾　三九〇番二　一号から五号まで
字猪滓久呂　三九七番イ　六号から九号まで

八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　白鳥川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二号を昭和二十二年内務省告示第三百九十九号で指定した右岸境界線に沿って結んだ線で囲まれた土地の区域

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　網迫川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇郡蘇陽町大字長谷
字八十谷　一七四一番一　一号
一七四五番二　二号及び三号
一七四三番一　四号
字切木　一七五二番二　五号
一七五二番四　六号
一七五二番三　七号及び八号
一七五六番一　九号及び十号
一七五六番六　十一号及び十二号
字八十谷　一七四二番一　十三号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　三坂川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県八代郡坂本村大字中津道
字中尾　一〇四六番二地先道路敷　一号
一〇七四番地先道路敷　二号
字渡瀬　一二七六番一一　三号
一二七六番二　四号
一二七八番　五号
字三坂山　一六九二番　六号
字中尾　一〇六七番　七号及び八号
一〇六一番地先道路敷　九号
一〇六五番　十号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　永谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県葦北郡芦北町大字黒岩字永谷
三五四番一地先道路敷　一号
三五五番一　二号
四三九番　三号から十一号まで
四五五番　十二号及び十三号
四四〇番一　十四号から十六号まで
四四一番一　十七号
四四二番　十八号
三五五番一　十九号及び二十号
三五七番地先道路敷　二十一号
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　湯治川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県葦北郡芦北町大字花岡
字金山　一三七三番　一号
一三七〇番二　二号
一三八四番　三号
字下登保　一三九六番一　四号及び五号
一三九五番　六号
字浦田　一四二五番四　七号
字下登保　一三九一番　八号
字浦田　一四二五番二二三　九号
一四二五番五二四　十号
一四二五番四二六　十一号
一四二五番六　十二号
字百段畝町　一四二六番四　十三号
十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　旧山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県水俣市湯出字樋之口
一五七四番三　一号
一五五七番六　二号から五号まで
一五五七番七　六号
一五八四番二地先河川敷　七号
一五八四番二　八号から十三号まで
一五八四番三　十四号
一五八三番　十五号
一五八一番　十六号
一五六〇番　十七号
十一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　下払川支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県球磨郡山江村字東下払
一三四〇番　一号
一三四〇番一二　二号及び三号
一三三一番一二　四号
一三三一番一〇　五号及び六号
一三三一番九　七号から十号まで
一三三一番一八　十一号から十三号まで
十二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　鳥越川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和四十三年建設省告示第二千七百十一号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁字大阪間
八一九番　一号
八二〇番一　二号及び三号
八二四番二　四号
八二四番一　五号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十三年建設省告示第二千七百十一号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁字鳥越
八三一番五　一号及び二号
八三一番四　三号及び四号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和四十三年建設省告示第二千七百十一号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁字家川内
九四九番　一号
九五九番二　二号及び三号
九六〇番一　四号から六号まで
十三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　久米川内川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線及び標柱一号と二号を昭和四十一年建設省告示第七百五十二号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県球磨郡湯前町字久米川内白木川内
五七〇六番一二　一号及び二号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線及び標柱一号と二号を昭和四十一年建設省告示第七百五十二号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県球磨郡多良木町大字久米字杢男瀬
一五二七番一　一号及び二号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十一年建設省告示第七百五十二号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県球磨郡多良木町大字久米字杢男瀬
一五二七番一　一号から三号まで
十四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　駒帰川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第二千七百十一号で指定した土地の区域を除く。）
熊本県人吉市木地屋町
字成石　二五六二番一　一号
字駒返　二一三一番二八　二号
二一三一番二四　三号
二一三一番二〇　四号
字成石　二五六二番一六四　五号
二五六二番二一七地先道路敷　六号
二五六二番一六三　七号
二五六二番二一九　八号
二五六二番九七地先道路敷　九号
二五六二番一八四　十号
二五六二番一七七　十一号
二五六二番一九一　十二号
二五六二番一八九　十三号から十六号まで
二五六二番八五　十七号
二五六二番七九　十八号
二五六二番一六九　十九号及び二十号
二五六二番一九七　二十一号及び二十二号
二五六二番一〇二　二十三号

字西原　四〇〇九番二　六号
　三九九二番二　七号
　三九九四番一　八号
字光合岩　三九九四番一　九号
字西原　四〇〇三番　十号
字光合岩　三九四〇番　十一号
　三九三九番　十二号
字井手ノ上　四〇四八番　十三号
　四〇五一番　十四号
字光合岩　三九三九番　十五号
字山ノ内前　三九〇五番一　十六号
　三九〇〇番一　十七号

八十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　岩下川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の岩下川の中心線から左岸五十メートル、右岸四十メートルまでの土地の区域及び標柱五号と六号を結んだ線から跡田川の中心線までの区間の岩下川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域

大分県下毛郡本耶馬渓町大字東谷
字岡ノ上　四八七五番一　一号
字岡ノ奥　四八九一番　二号
字岡ノ上　四八七四番　三号
字土居　四九〇一番　四号
　四九二〇番　五号
　四九一三番一　六号

八十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　黒谷川及びフケ原川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十八年建設省告示第五百十号で指定した土地を除く。）

大分県日田郡中津江村大字栃野
字ホシナ所　一七二四番六　一号
　一七二七番一　二号
字平井　一七〇九番三　三号
字子ムリ渕　一五四三番四　四号
　一五四三番三　五号
字小松塚　一五〇一番一　六号
　一四八九番一　七号及び八号
字落合　一四八一番一　九号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イと重複する土地の区域を除く。）

大分県日田郡中津江村大字栃野
字平井　一七〇九番三　一号
　一七〇九番一　二号
字ワハネ　一七〇五番　三号及び四号
字天神ノ神　一五四七番一　五号
字子ムリ渕　一五四三番四　六号

八十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　井ノ迫川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成元年建設省告示第千七百三十三号で指定した土地の区域を除く。）

大分県大野郡犬飼町大字柚野木字初保尾
七三九番　一号
八二七番　二号
八一五番　三号
八一二番　四号及び五号
八〇二番一　六号及び七号
二一一三二七番　八号
八〇九番一　九号及び十号
八一三番三　十一号
八六〇番三　十二号
八三七番　十三号

八十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　白谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の白谷川の中心線から左右各岸五十メートルまでの土地の区域及び標柱五号ろ六号を結んだ線から風連川の中心線までの区間の白谷川の中心線から左右各岸三メートルまでの土地の区域（昭和二十二年建設省告示第二百九号で指定した土地の区域を除く。）

大分県大野郡野津町大字泊
字大岩　一四二二番　一号
　一四三一番　二号
字谷久保　一四〇七番一　三号
　一四三三番　四号
字大岩　一四一七番　五号
　一四四一番　六号

○建設省告示第二百七十七号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
平成七年二月二十二日
建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　金山川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇郡西原村大字河原
字猿帰　三八六六番一　一号
　三八六六番三　二号
　三八六六番二二　三号
　三八三八番一三　四号
　三八三八番一二　五号
　三八七三番　六号
字南原　四三二三番二六　七号
　四三二三番二四　八号
　四三二三番二一　九号
　四三二七番　十号から二十三号まで

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　長迫川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から鳥子川合流点までの区間の長迫川の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域

熊本県阿蘇郡西原村大字小森字畑鶴
二六八三番　一号
二六八四番一　二号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　下園川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県下益城郡富合町大字平原字下園
一四〇一番　一号
一四三五番　二号
一四二七番　三号及び四号
一五三八番　五号
一四六六番　六号
一四六八番一　七号
一四六八番二　八号
一四七八番　九号
一四八五番　十号
一五一五番　十一号
一四九四番一六　十二号
一五四六番　十三号
一四五九番　十四号
一四四〇番　十五号
一四四六番　十六号
一五九九番　十七号及び十八号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　上北向川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県下益城郡豊野村大字中間字下北向
一九二四番一　一号
一九二四番二　二号
一九二六番　三号及び四号
二〇五四番　五号
二〇五三番二　六号
一九八五番　七号及び八号
一九三〇番一　九号及び十号
一九三〇番三　十一号

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　出野川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県上益城郡矢部町大字目丸
字寺道　一九三二番二　一号
　一九二八番一　二号
字井出の原　一八五九番三　三号
　一八六〇番一　四号
　一八四七番　五号及び六号
　一八四八番一　七号
　一八四五番　八号
　又一八四〇番一　九号及び十号
　一八二八番　十一号から十四号まで
　一八二七番　十五号
　一八六一番一　十六号
　一八六二番二　十七号
字寺道　一九二三番
　一九二四番　合併　十八号

七十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山袋川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十二年建設省告示第四千百四十九号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県宇佐市大字山袋字高山
五一六番一　一号
五一七番一　二号及び三号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十二年建設省告示第四千百四十九号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県宇佐市大字山袋字大平良
六〇二番一　一号から三号

七十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
広連川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県宇佐郡安心院町大字広連
字石原野　二五八番　一号及び二号
二五三番一　三号及び四号
二五二番一　五号
字平林　二三五番　六号
二三九番　七号
二二六番一　八号及び九号
字坂口　二二三番　十号

七十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
男ヶ畑川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成元年建設省告示第千七百三十三号で指定した土地の区域を除く。）
大分県宇佐郡安心院町大字男ヶ畑
字前田　一番　一号
字田平　一〇二番一　二号
字畑　一一一番　三号
一〇八番　四号
一三三番一　五号
一四一番　六号
一六三番二　七号
一四九番　八号
一三〇番　九号
一二四番　十号
一一七番　十一号
一一六番一　十二号
一一二番　十三号

七十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
広谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱　号から四号を昭和四十二年建設省告示第四千百四十九号で指定した土地の右岸側境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県宇佐郡安心院町大字ロノ坪
字六尾　四八五番　一号
四七八番　二号
字榎田　四五三番　三号
四四八番　四号

七十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
黒川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の黒川の中心線から左右各岸三十メートルまでの土地の区域（昭和四十二年建設省告示第九百七十八号で指定した土地の区域を除く。）
大分県大分郡挾間町
大字向原
字上ノ原　八〇六番四から八〇六番六まで、八一三番から八一七番まで、八一九番、八二一番から八二四番二まで、八二五番一、八二五番二、八二六番、八二七番、八二八番二、八二九番、八三〇番、八三二番二から八三二一番五まで、八三三番から八三七番二まで、八三八番、八三九番一、八四〇番、八四一番、八四三番から八四五番二まで、八四六番、八四七番一、八四八番一、八四八番三から八四八番五まで、八四九番、八五〇番　一号
字池ヶ谷　八五一番から八六三番一まで、八六三番三から八六三番七まで、八六三番九から八六三番一四まで、八六四番一、八六四番四から八六四番七まで、八六五番一、八六六番から八七六番一まで、八七七番から八七九番三まで、八八〇番から八八六番二まで、八八七番一、八八七番二、八八八番から八九二番三まで、八九三番一から八九三番五まで、八九四番から八九六番まで
大字赤野
字鳳ヶ元　一一七三番　二号
大字向野原
字上ノ原　七八三番二　三号
大字赤野
字地獄ツル　一一二六番一　四号

七十七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大久保川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県大分市大字八幡字六平
一九五五番二　一号
一九五六番一　二号
一九四八番二　三号
一九四八番一　四号
一九五一番　五号
一九四三番　六号
一九九四番　七号
一九九二番　八号
一九五八番　九号
一九六〇番一　十号
一九六一番一　十一号

七十八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
水ヶ迫川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県速見郡山香町大字立石
字水ヶ迫　七六八番一　一号
七五八番　二号
七五九番一　三号
七五六番　四号
字猪ノ頭　七〇六番三　五号
七〇六番一　六号
字尾迫　七〇二番三　七号
字水ヶ迫　七六一番　八号

七十九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
第二院内川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第三千七百八十号で指定した土地の区域を除く。）
大分県宇佐郡院内町大字定別当
字岩屋　九八一番　一号
字堂ノ下　九四〇番　二号
九三六番　三号
九三四番一　四号
字山ノ口　八一七番一　五号
八一三番一　六号
字田城　八〇八番一　七号
七七〇番　八号

八十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ややま川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡三光村大字田口字八面山
三五七二番二　一号及び二号
三五七二番一九　三号
三五七二番九　四号から八号まで
三五七二番五　九号
三五七二番一九　十号
三五七二番八　十一号から十三号まで

八十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山ノ内川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十九年建設省告示第千七百三十五号で指定した土地の区域を除く。）
大分県下毛郡本耶馬渓町大字西谷
字山ノ内前　三九〇二番　一号
字迫　四〇六三番二　二号
四〇六一番六　三号
字井手ノ上　四〇五四番　四号
四〇四五番　五号

六十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
草本川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を昭和二十五年建設省告示第九百十三号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十三年建設省告示第千九百七十四号で指定した土地の区域を除く。）
大分県下毛郡山国町大字草本
字高橋　五八〇番一　一号
　五九六番一　二号
字高橋山　六一七番　三号
　六〇〇番　四号及び五号
　六〇三番　六号
　六一一番二　七号
　六二八番　八号
字古池　六五三番一　九号
　六四二番一　十号
字迫　三八八番一　十一号
字古池　六四一番　十二号
字迫　三九〇番　十三号
字出口　四九一番　十四号
字高橋　五九九番　十五号
　五九八番　十六号
　五七二番二　十七号
　五七三番一　十八号
　五七八番　十九号

六十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
市平上川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡山国町大字宇曽
字迫　二四五五番一　一号
字シノギヤイ　二四六三番　二号
　二五二八番　三号
字高尾　二四九六番一　四号及び五号
字迫　二四七一番　六号
　二四六九番　七号

六十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
白地川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡山国町大字中摩
字末廣　五四五四番　一号及び二号
　五四七一番　三号
字兜山　五四七五番　四号
　五四七六番　五号
字片田前　五三八一番　六号
　五三八八番　七号
　五三八七番　八号

六十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
草木川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡山国町大字守実
字西ッル　一四七一番　一号
字西　一四九四番一　二号
字田代　一五一五番　三号
字三角　一五五一番　四号
　一五五五番　五号

六十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
八木蒔川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡耶馬渓町大字山移
字上ノ山　四〇七二番一　一号
字迫ノ奥　四〇六〇番　二号及び三号
　四〇五五番　四号
字堂ノ上　四〇五八番一　五号
字迫ノ奥　四〇六〇番　六号

六十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
一ッ戸川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡耶馬渓町大字宮園
字山ノ神　一一七二番　一号及び二号
　一一八二番　三号
　一一八一番　四号
　一一七五番　五号
字乙高平　一五七四番　六号
字城平　一一七〇番　七号

六十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
稲垣川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県佐伯市大字稲垣
字山ノ神　一二〇九番二　一号
　一二〇六番　二号
　一二〇五番　三号
字長尾旧ヶ谷　一二〇四番　四号
字長尾　一二〇三号　五号
　一一九七号　六号
字山ノ神　一二一一番一　七号

六十七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
観喜川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県佐伯市大字長谷
字クワンギ　六三一一番　一号
字歓喜　六三一二番　二号
　六三一九番　三号
　六三一八番　四号
　六三一七番　五号
　六三一四番　六号
字クワンギ　六三一〇番　七号

六十八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大凪川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県南海部郡蒲江町大字波當津浦字大井谷
二四五番二二〇　一号から三号まで
二四五番一六二　四号
二四五番一六一　五号
二四五番一五六　六号
二四五番一三四　七号
二四五番一三九　八号
二四五番一三八　九号及び十号
二四五番一二七　十一号

六十九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
暁嵐川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県南海部郡上浦町大字浅海井浦字暁嵐
一一六四番　一号
一一六一番　二号から四号まで
一一五六番　五号
一一三二番一　六号から八号まで
一一五三番　九号

七十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
神ノ木川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県宇佐市大字麻生
字北迫　二七五番　一号及び二号
　二六九番一　三号及び四号
　二五八番　五号及び六号
　二三八番　七号
　二三三番　八号
　二二三番　九号
字杖立　二〇七番　十号
　二〇六番　十一号
　二〇五番　十二号
字瀬戸　二〇二番　十三号
字北迫　二七六番　十四号及び十五号

七十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
内尾川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県宇佐市大字下麻生
字新貝　五七一二番二　一号
字枇杷ノ木　五六一六番　二号
　五六一二番　三号
　五六〇二番　四号
　五五七一番　五号
　五五六一番　六号
　五四六一番　七号
字前　五四五八番　八号
　五四五七番　九号
　五四四五番　十号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和三十六年建設省告示第二百二十号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡天瀬町大字本城
字二川　一一八九番　一号
　一一九三番一　二号
　一一九四番二　三号
　一一九四番一　四号
字正福寺　一一三八番一　五号

四十七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
向尾川第二
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡本耶馬渓町大字西谷
字猪ノ迫　二一〇五番一　一号
　二〇八七番二　二号
　二〇八一番　三号
　二〇九三番　四号
　二〇六八番一　五号

四十八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
枌川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡本耶馬渓町大字今行
字桐ノ木　六三三番一〇　一号から三号まで
字宮ノ平　六七七番　四号から六号まで

四十九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
要川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡本耶馬渓町大字西谷
字後迫　五〇八九番　一号
字高岩　五三〇二番一　二号
字後迫　五〇八五番　三号
字高岩　五三一七番　四号
　五三一五番二　五号
字後迫　五〇七六番　六号

五十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
屋形川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡本耶馬渓町大字西屋形
字柳迫　二七二九番三　一号
　二七三六番　二号
字大山　二七七九番　三号
字小田畑　二七〇四番　四号
字遠三畑　二六七六番　五号

五十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮ノ前川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡本耶馬渓町大字落合
字道ノ上　九三四番一　一号及び二号
　九三三番　三号
字浦山　一〇六九番　四号
字正ブアン　一〇五九番　五号及び六号
字菖蒲庵　九一八番　七号
字宮代畑　九一五番　八号
　九一二番一　九号

五十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
手月川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡本耶馬渓町大字東谷
字迫　二五〇〇番　一号
　二四九九番　二号
　二四九七番　三号
字平原　二五〇八番　四号
　二五〇九番　五号
字迫　二四八六番　六号

五十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
両午川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡本耶馬渓町大字川原口
字カニヶ谷　三七〇番　一号
字笹ヶ本　三六六番二　二号
　三六五番　三号
字土岩　一九二〇番　四号
字笹ヶ本　三五一番　五号及び六号

五十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上ノ迫
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡耶馬渓町大字大島
字上ノ迫　一五一八番　一号
　一五五四番　二号及び三号
　一五二〇番　四号及び五号
字乙屋敷　一四九七番　六号

五十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鳴良川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡耶馬渓町大字深耶馬
字宮谷　二九五九番二　一号
　二九五九番三　二号
字宮谷　二九五九番一　三号
　二九六四番　四号
字鳴良　二九七九番　五号及び六号
　二九八一番　七号
　二九八二番　八号
　二九八四番　九号
　二九八八番一　十号
字宮谷　二九六六番一　十一号から十三号まで
　二九五六番二　十四号

五十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大持川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡耶馬渓町大字山移
字臺持下　一八四二番一　一号
字臺持　一七四七番　二号
　一七四八番　三号
　一七四二番　四号及び五号
　一七四一番　六号

五十七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小川内川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十五年建設省告示第九百八十三号で指定した土地の区域を除く。）
大分県下毛郡耶馬渓町大字福土
字城平　一三八二番一　一号及び二号
字角ヶ渕　一三八三番　三号及び四号
字田代　一四〇二番　五号
字塔ノ廻　一四〇三番　六号から八号まで

五十八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
高内川第二
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡山国町大字槻木
字彌太ヶ迫　三四五四番　一号及び二号
字鳥居迫　三四五二番　三号
　三四四三番　四号
　三四三七番　五号
字高内　四八五番　六号

五十九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小豆野川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡山国町大字吉野
字下タツル　一三三一番　一号
字峯畑ヶ　一三五九番　二号
　一三六〇番　三号
　一三六七番　四号
　一三八〇番　五号
　一三七七番一　六号
字城山　一三八五番二　七号
字大平　一一三九番　八号
字永見　一一四七番　九号
　一一六五番二　十号
　一一六九番一　十一号
字宇土屋根　一一八八番二　十二号
　一二一五番　十三号
　一二一六番　十四号
　一二二八番　十五号

八五〇七番一　九号
八五〇七番八　十号
八五〇七番七地先河川敷　十一号

三十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　安楽谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡大山町大字西大山
字上野　七二四六番二　一号
　七二五四番　二号
　七二五八番　三号
　七二五七番　四号
字石川内ノ上　六九八四番　五号
字尾迎　七一九〇番　六号
　七一九五番二　七号

三十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　上野川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和三十六年建設省告示第二百二十号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡大山町大字西大山字ヨク畑
六二〇〇番　一号
六二〇一番　二号及び三号
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和三十六年建設省告示第二百二十号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡大山町大字西大山
五六七四番　一号
五六七七番　二号
五六七四番　三号

三十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　二号田ノ頭川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡前津江村大字赤石
字タチノ上　二五〇四番一　一号
字フムレ　二五〇二番一　二号
　二五〇一番一　三号及び四号
字タチノ上　二五〇五番　五号から八号まで

三十七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　桑木川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡前津江村大字赤石
字頭合　一九九四番一　一号
　一九九二番　二号から四号まで
字桑木　二〇六八番二　五号及び六号
　二〇六八番一　七号

三十八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　曽家川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡前津江村大字赤石字上曽家
二九六六番　一号
二九八一番一〇　二号
二九八二番一　三号
二九八二番一　四号
二九八一番九　五号
二九七二番　六号
二九七四番一　七号
二九六九番地先道路敷　八号

三十九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　黒谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡中津江村大字栃野
字子ムリ渕　一五四三番四　一号
　一五四三番一　二号
字龍飯　一五四一番六　三号及び四号
字小松塚　一五〇一番一　五号から九号まで

四十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　黒谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡中津江村大字栃野
字龍飯　一五四一番六　一号
　一五四一番三　二号
　一五四一番五　三号から五号まで
字ウッキ飯　一五一一番一　六号及び七号
　一五一四番一　八号
四枚田　一五〇五番　九号
　一五〇八番一　十号及び十一号

四十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　フケ原川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡中津江村大字栃野
字合宿　一六八〇番一　一号
字上宿　一六七四番一　二号
字焼ノ　一五七九番一　三号及び四号
字中野　一六〇四番一三　五号
字ウドンガクラ　一五九二番二　六号
字焼ノ　一五八七番一　七号及び八号
　一五八六番一　九号
　一五七三番二　十号
　一五五七番二　十一号

四十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　フケ原川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡中津江村大字栃野
字中野　一六〇二番六　一号から四号まで
字ウドンガクラ　一五九九番三　五号から七号まで

四十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　中西川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第一四七号で指定した土地の区域を除く。）

大分県日田郡中津江村大字合瀬
字フロノモト　四九九番一　一号
　四九五番三　二号
字タキノロ　四九二番　三号
　四八四番一　四号
字原高　四二四番　五号
　四一九番一　六号
字小谷　三七四番一　七号
　三八〇番　八号

四十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　上谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡上津江村大字上野田字高畑
九一番一　一号から十号まで
三五〇二番二　十一号
十五番　十二号及び十三号
二三番一　十四号

四十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　柚ノ木川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡天瀬町大字合田
字穴ノ谷　四六四番　一号
字経塚　四八三番一　二号及び三号
字穴ノ谷　四五八番一　四号及び五号
　四五六番　六号
　四五五番　七号
　四四二番　八号
字穴ノ谷平　四三五番　九号及び十号
字穴ノ谷　四六七番一　十一号及び十二号
　四六七番三　十三号

四十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　赤岩川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和三十六年建設省告示第二百二十号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡天瀬町大字本城
字二川台　一一六一番一　一号
　一一六七番　二号から五号まで
　一一八六番　六号

字ニガキ迫　四〇三八番一　三号
四〇三六番　四号
四〇三八番一　五号
字落ヶ迫　三九〇七番　六号
三九〇八番　七号
三九二三番　八号及び九号
三九三三番　十号

二十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
第二小河内川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県臼杵市大字福良
字赤持場　一二五九番　一号
一二三一番　二号
一二二一番　三号
字柚ノ木谷　一二一八番　四号
一二一二番　五号
一二〇八番一　六号
一二一〇番一　七号
字入ヶ久保　一三四九番一　八号
一三四九番四　九号
胡麻石　一二九九番一　十号
一三〇三番一　十一号

二十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西ノ内川第六
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県津久見市大字津久見
字大村　八三二八番　一号
八三三一番　二号
字樫ノ木山　八三〇九番五　三号
字大村　八三三九番　四号
字向ノ迫　八三四〇番二　五号
八三五九番　六号
八三六六番　七号
八三七九番　八号
八三八二番　九号
八三六二番　十号
八三九三番　十一号

二十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
二ッ尾川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田市大字羽田字二ッ尾
一一〇六番一　一号
一〇九八番一　二号及び三号
一一六〇番一　四号及び五号
一一五九番二　六号

二十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
入奥川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田市大字羽田字入奥
三〇七二番一　一号
三〇七七番　二号
三一一六番　三号
三〇九三番二　四号及び五号
三〇九四番　六号
三〇九五番　七号
三〇八七番二　八号

二十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山口川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田市鶴川内
字梨峠　五〇一五番三　一号
五〇二四番　二号
五〇四五番二〇　三号
五〇二九番　四号
五〇三五番一　五号
五〇四五番六三　六号
五〇三七番　七号
字駄鍋　六二八番二　八号
字中蹉　六三〇番一　九号
字石丸　五〇一七番一　十号

二十七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
新谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田市大字夜明
字中蹉　五二二番　一号
五一九番二　二号及び三号
五一三番一　四号
五一四番　五号
字今竹　五〇三番一　六号
四九四番　七号から九号まで
四九五番　十号

二十八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小鶴川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田市大字夜明字小鶴
一一六一番二　一号
一二四四番二　二号
一一六一番六　三号
一一五五番一　四号
一一五九番二　五号及び六号

二十九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西山川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田市大字大肥字堂迫
二三九一番一　一号
二四四六番一九　二号
二四四六番一二　三号
二四四六番三七　四号
二四四三番一　五号
二四四一番二　六号
二四四一番三　七号
二四〇四番　八号
二四二二番二　九号

三十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上中村川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田市大字鶴河内
字通路迫　二四二九番　一号
二四二八番　二号
字ナイ五郎　二四三七番　三号
二四三八番一　四号
二四六六番一　五号及び六号
字梨ノ木平　二四七五番一　七号及び八号
字中村　二四二四番　九号

三十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中山川及び同支川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田市大字小野
字中山　五五一五番　一号
五五一二番　二号
五四九六番　三号
五四八七番　四号及び五号
字原ノ上　五八一一番一　六号から八号まで
字馬返　五四八〇番一　九号
五四八四番一　十号
字庖丁　五四二五番　十一号
字立目　五一一九番　十二号

三十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
市木川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田市大字小野
字麦野　五三四四番二　一号
五三四四番一　二号
字中ノ畑　五三七六番一　三号
五三七八番二　四号
字ブク山付　五三六六番　五号から七号まで
五三六五番一　八号から十号まで

三十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
スダノ谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第四二三号で指定した土地を除く。）
大分県日田郡大山町大字西大山
字スタ野　八五〇七番七地先河川敷　一号
字駄鍋ノ上　八五九八番一　二号
八五九五番一　三号
字スタ野　八五一二番二　四号
八五〇六番一　五号
八五〇七番三　六号
八五〇七番一〇　七号
八五〇七番三　八号

十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
高並川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千三百九十八号で指定した土地の区域を除く。）

大分県宇佐郡院内町大字小野川内
字北平　八五七番一　一号
八四六番一　二号
八四九番二　三号
八四三番二　四号
字鹿嵐　八〇四番二　五号及び六号
字十田　七九〇番　七号
字田ノ平　七八二番　八号及び九号
七七八番　十号

十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
響地川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と九号を結んだ線から標柱十号と十一号を結んだ線までの区間の響地川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域、標柱十号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県下毛郡本耶馬渓町大字折元
字神野　一六六〇番　一号
字奥山　一七一四番三　二号及び三号
字別レ　一五九九番　四号
一六二三番　五号
一六一九番　六号
字中野　一六二七番　七号
一六四六番　八号
一六五〇番　九号
字奥山　一七一〇番　十号
字上神野　一六九二番　十一号
一六九四番　十二号
一六九五番　十三号及び十四号
一六九九番　十五号
字奥山　一七一〇番　十六号

十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大元川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県津久見市大字四浦
字大元　六八九六番一　一号
六九〇四番二　二号
六九一〇番　三号
字中鼻　六九〇九番一　四号
六八四九番一　五号
六八四九番二　六号
字ヘラ　六八五三番一　七号

十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下河内川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十九年建設省告示第二百二十号で指定した土地の区域を除く。）

大分県玖珠郡玖珠町大字古後字下河内
五〇一番　一号
四九二番一　二号
四八五番二　三号
四八五番一　四号
四八五番五　五号
四八二番二　六号
四八〇番　七号から十号まで
四八七番一　十一号
四八八番一　十二号
四九四番一　十三号
四九五番一　十四号

十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
乙村川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県宇佐市大字山口
字道祖　二三二二番　一号
字東千房　二一六四番　二号及び三号
字坂元　一七〇六番　四号
一七〇四番　五号
字弓打　一六九六番二　六号
一六八八番　七号
字井山　一六七四番　八号

十七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
前田川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十二年建設省告示第千二百五十号で指定した土地の区域を除く。）

大分県西国東郡香々地町大字夷
字中ノ坊　四〇五〇番一　一号
四〇二七番一　二号
四〇二四番一　三号
四〇二一番　四号
字川瀬　三九九四番　五号
字山際　三九七九番　六号及び七号
字板井中塚　三七四一番　八号
三七四二番　九号及び十号
字湯船尻　四一六四番一　十一号
三九六六番　十二号
三九五五番二　十三号
三九六三番五　十四号
三九六三番二　十五号
字塚迫　四一七一番　十六号
四一六六番　十七号
四一六二番　十八号から二十号まで
四一五五番　二十一号
四一四八番一　二十二号
字西　四〇六八番　二十三号
四〇六五番　二十四号
四〇六二番二　二十五号及び二十六号
四〇六〇番一　二十七号及び二十八号
四〇五八番二　二十九号
四〇五一番　三十号

十八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
浜川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成四年建設省告示第千九百十五号で指定した土地の区域を除く。）

大分県東国東郡国見町大字櫛来字宮道
三五三八番七　一号
三五三四番地先道路敷　二号
三五三四番　三号
三五三三番　四号
三五二四番一　五号
三四九五番一　六号
三四九三番　七号
三四九一番　八号
三四九〇番三　九号
四四六七番　十号

十九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
双子川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第二百九号で指定した土地の区域を除く。）

大分県東国東郡国東町大字成仏
字西原　二三一五番　一号
二三一六番　二号
字両子川　二四九三番二　三号
二五二三番　四号
二五二八番　五号
二五三一番　六号
二五二〇番　七号
字芋尾　二七二八番　八号

二十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
定野尾川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の定野尾川の中心線から左右各岸二十メートルまでの区域（昭和五十九年建設省告示第千七百三十五号で指定した土地の区域を除く。）

大分県速見郡山香町大字山浦字定野尾
一三六八番　一号
一五八八番　二号
一五二二番　三号
一六一七番　四号

二十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
仏供川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県速見郡山香町大字向野
字合歴ケ尾　四〇二六番　一号
四〇三〇番二　二号

山梨県南巨摩郡中富町大字大塩
字山口　一〇二四番　一号
一〇二三番　二号及び三号
一〇一六番　四号
字矢下　一一八七番　五号
字荻ノ沢　一一一六番　六号及び七号
一一二四番　八号
一一二七番　九号
一一〇八番　十号

○建設省告示第二百七十六号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
平成七年二月二十二日
建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　向尾川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の向尾川の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域
大分県下毛郡本耶馬渓町大字西谷
字駄場　二二五二番　一号
字須垣戸　二二〇三番　二号
字下芝原　二八二五番一　三号
字八ヶ　一五六四番　四号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　桧塚川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡本耶馬渓町大字東谷
字宮ノ上　一二五六番　一号
一二五七番　二号及び三号
一二六三番　四号
字下迫　一二六六番　五号
一二七五番　六号
一二七四番　七号
一二八〇番　八号
一二七八番　九号
一二八五番　十号
字若藪　一三〇四番　十一号
一三〇五番　十二号
字桧塚　一三五八番　十三号及び十四号
一三六〇番　十五号
字後山　一三六八番　十六号及び十七号
字下迫　一二九一番　十八号
一二八二番　十九号
字後山　一三六八番　二十号
字橋ノ本　一四二七番　二十一号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　落合川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第四百二十三号で指定した土地の区域を除く。）
大分県下毛郡本耶馬渓町大字東屋形
字峠ノ下　二九五七番　一号
字人中木　三〇五一番　二号
三〇五二番九　三号
三〇八三番　四号
字カマデ　三一二一番　五号
三一二三番二　六号
三一二三番三　七号
字ハヤマ　二七九五番　八号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　上川原上川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡本耶馬渓町大字東屋形字上川原
二〇九八番　一号
二〇九一番　二号
二一一九番　三号
二一一七番　四号
二一二七番　五号
二一三六番　六号
二一三九番　七号

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　平原川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡本耶馬渓町大字西屋形
字大平原　一一一四番　一号
一〇六四番　二号
字大迫　一〇三八番　三号及び四号
字大平原　一〇五七番　五号
一〇七九番　六号
一一〇七番　七号

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　貝返川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡本耶馬渓町大字西屋形
字貝返上ノ迫　二三七六番　一号から三号まで
二三七五番　四号
字貝返　二四六〇番　五号
二四五六番　六号
二四三四番　七号

七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　兎洞川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡本耶馬渓町大字西屋形字イラノコエ
二三七四番　一号
二三六三番　二号
二三五四番　三号
二二九五番　四号
二二八六番　五号
二二七二番二　六号

八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　内川野川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第百七十四号で指定した土地の区域を除く。）
大分県下毛郡耶馬渓町大字山移
字手月　一〇九四番　一号
一〇九五番二　二号
一一一三番　三号
一一〇七番二　四号
字立平　一一六八番　五号及び六号
字宮司古名　一〇三七番七　七号
一〇三七番六　八号
一〇三八番　九号
字無田　一〇九二番三　十号

九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　馬場下川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡耶馬渓町大字山移
字立平　三四五〇番二　一号
字ミウト石　三四一五番一　二号から四号まで
字ケ迫　三三八八番　五号
三三八七番二　六号及び七号
字直山奥　三四五七番二　八号

十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　朝小野川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と五号を結んだ線から昭和三十二年建設省告示第千十二号で指定した土地の上流端までの区間の朝小野川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域（平成五年建設省告示第二千二百八十三号で指定した土地の区域を除く。）
大分県下毛郡山国町大字中摩
字ヌメリ石　四五九二番　一号
四五九一番　二号
字末ヶ原　四五七八番一　三号及び四号
字日平　四五七七番一　五号

十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　高内川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県下毛郡山国町大字槻木
字高内　四六七番二　一号
字屋彌太ヶ迫　三四五七番　二号から四号まで
三四六一番　五号
三四五三番四　六号
字高内　五〇八番　七号
四七一番　八号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示第五百四十三号で指定した土地の区域を除く。）

山梨県南都留郡道志村字椿沢

六七五七番丙　一号
六七五六番八　二号及び三号
六七五六番の二　四号
六七五五番四六　五号
六七五四番　六号及び七号
六七五一番戌　八号
六七五一番の一　九号
六七五一番の六　十号

七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　足和田川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県南都留郡足和田村長浜

字足和田　一九五六番一　一号
一九五七番一　二号
一九六五番二　三号
二〇二四番　四号
二〇二二番　五号
二〇一〇番　六号
二〇〇九番　七号
字上足和田　二〇九四番　八号
二〇九〇番　九号
二〇七四番　十号
二〇六六番　十一号及び十二号
二〇五九番　十三号及び十四号
二〇五七番　十五号から十七号まで
二〇五二番　十八号
二〇四五番　十九号
二〇三九番一　二十号
字足和田　二〇三七番一　二十一号及び二十二号
二〇三五番　二十三号
二〇三一番　二十四号
二〇三〇番　二十五号
二〇二六番　二十六号
字平浜　一九五三番一　二十七号
一九五五番一　二十八号
一九五〇番二　二十九号

八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　要沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第二百三十一号で指定した土地の区域を除く。）

山梨県富士吉田市下吉田

字尾垂不動前　六五五五番　一号及び二号
字尾垂　七五二八番一一　三号
七五二八番一三　四号から八号まで
七五二八番一二　九号から十三号まで
字尾垂不動前　七五二六番　十四号から十六号まで

九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大石久保沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を昭和四十三年建設省告示第二百三十一号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県富士吉田市下吉田字尾垂大石久保

七二一一番　一号
七一九七番乙　二号
七一八四番乙　三号
七一七四番　四号
七一五五番　五号
七一五二番　六号
七〇八六番　七号

十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　切沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県東山梨郡牧丘町大字柚口

字桜沢　二六二九番　一号
字大室山　二七七八番　二号
二七八四番　三号
字水梨　二七八六番　四号
二七八八番　五号
二七九〇番　六号
字桜沢　二六三八番　七号
字切沢　二六四〇番　八号
二六四八番　九号
字天狗山　二八五八番　十号
二八五九番　十一号から十三号まで
字桜沢　二六三一番　十四号

十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　燕沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十二年建設省告示第二百九十八号で指定した土地の区域を除く。）

山梨県韮崎市穂坂町大字上今井

字下梨木　六九三番　一号
六八八番　二号
七八三番　三号
八〇二番一　四号
字上梨木　八三〇番一　五号
八五九番　六号
八六六番一　七号
字梅の久保　二二九六番二　八号
二二九七番一　九号
二二九八番　十号
二三〇〇番　十一号
二三一八番一　十二号及び十三号
二三二八番　十四号
字経塚　六七八番一　十五号
六六四番一　十六号

十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　京戸川支川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県東八代郡一宮町石字城平

二二二三番一　一号
二二二三番　二号から五号まで
二二二四番　六号から九号まで
二二二八番　十号及び十一号
二二三六番一　十二号
二二三七番一　十三号から十八号まで

十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　矢沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十四年建設省告示第五百四十三号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県南巨摩郡身延町下山

字炭焼　二九五四番　一号
字大道　三七三〇番　二号
三七二四番　三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十四年建設省告示第五百四十三号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県南巨摩郡身延町下山字矢沢日向

三六一五番一　一号
三六一六番　二号
三五四四番一　三号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十四年建設省告示第五百四十三号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県南巨摩郡身延町下山字大道

三六八五番二　一号
三六八五番一　二号
三六七六番一　三号

ニ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十四年建設省告示第五百四十三号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県南巨摩郡身延町下山字矢沢日向

三六五六番　一号
三六二一番内一　二号
三六二七番　三号

十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　荻の沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と十号を結んだ線から南沢川合流点までの区間の荻の沢川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域（昭和七年内務省告示第三百九号で指定した土地の区域を除く。）

神奈川県南足柄市矢倉沢
字高杉　二六九八番一　一号
字中尾　二一四〇番イ二四　二号
字黒ヶ畑　二一〇七番一　三号
字川入　二〇七四番　四号
字黒ヶ畑　二一〇七番一　五号
字川入　二〇七四番　六号
字向山　一六三六番一　七号
字銭窪　一六四六番　八号

九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　香平沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の香平沢の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域

神奈川県南足柄市
塚原字山下　三八一七番　一号
狩野字八旬沢　五八四番　二号
塚原字山下　三八〇七番一　三号
狩野字八旬沢　五八二番一　四号

十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　分沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県南足柄市三竹
字向山　八八七番　一号
八八九番一　二号
八八八番　三号
九〇五番ロ　四号
九〇五番イ　五号
字東上久保　三五五番　六号
三七二番　七号
三七五番二　八号及び九号
字北海道　四〇〇番三　十号
四〇〇番一　十一号
四〇二番　十二号
四〇一番　十三号

十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　滝沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を昭和十四年内務省告示第四百二十九号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県足柄上郡山北町向原
字石坂　三六五二番三　一号及び二号
三六五一番九　三号
字柳沢　三六六二番　四号から六号まで
三六五五番　七号

十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　小泣沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の小泣沢の中心線から左右各岸十五メートルまでの区域

神奈川県足柄上郡山北町神縄
字日向　三五二番三　一号
字日影　五九番七　二号
字日向　三六七番　三号
字日陰　三九番一　四号

○建設省告示第二百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成七年二月二十二日　建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　上條川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県塩山市大字下小田原
字雲平　一一九六番の一　一号及び二号
字金山　一七六四番　三号から六号まで
一七六八番の一　七号から十号まで
一七七二番　十一号
一七七三番　十二号
一七七六番　十三号
一七七八番　十四号
一七八十番の一　十五号
字雲平　一二二七番　十六号
字金山　一七六三番　十七号から十九号まで
字雲平　一二二七番　二十号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　北沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県塩山市大字下柚木
字山神沢　九二六番　一号
字朝日　一五七三番　二号
一五八六番　三号
一五七九番　四号
一五八一番　五号
字山帰所　一七八六番の四六　六号
一七八六番の二六　七号
一七八六番の二五　八号
字大石田　一五七二番　九号
字山帰所　一七八六番の一六　十号
字大石田　一七八二番の二　十一号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　木綿沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県北巨摩郡武川村黒澤
字仲曽理　二六五番　一号
二五二番　二号
二四六番　三号
字向原　一八〇四番一　四号
字松王　一九八六番一　五号から七号まで
字小森　二三八番　八号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　深沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線、標柱十二号と十三号を昭和二十三年総理府告示第九十四号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線、標柱十三号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十三年総理府告示第九十四号で指定した土地の区域を除く。）

山梨県中巨摩郡櫛形町
上宮地
字牧野　七二五番二　一号から三号まで
七二五番一五　四号
平岡
字東原　二六一二番五　五号
二六一二番一　六号
二六二三番二　七号及び八号
二六三〇番一　九号
上宮地
字牧野　七三四番三　十号から十一号まで
七三三番一　十二号
字曽根　七三六番二　十三号
字牧野　七〇四番三　十四号
七〇四番七八　十五号
七〇四番一　十六号から十八号まで

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　心経寺川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十八年建設省告示第　千五百五十四号及び昭和四十七年建設省告示第百三十七号で指定した土地の区域を除く。）

山梨県東八代郡中道町心経寺
居村　八四二番　一号及び二号
八三二番　三号及び四号
東作　一一七一番　五号及び六号
横手　一一六二番一　七号及び八号
一一〇九番一　九号
清水　九二六番一　十号
九二三番　十一号
八五二番　十二号
八四五番　十三号
八四三番　十四号
八五六番　十五号
八五九番　十六号

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　檜沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示第五百四十三号で指定した土地の区域を除く。）

山梨県南都留郡道志村字檜沢
六七五七番丁　一号
六七五七番　二号及び三号
六七四七番　四号
六七四二番の一　五号及び六号

東京都八丈島八丈町大字末吉
二三一一番一　一号から八号まで
二三〇七番　九号及び十号
二三〇五番　十一号及び十二号
二二九六番一　十三号
二二九六番二　十四号から十八号まで

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　三原川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都八丈島八丈町大字中之郷
三一九一番三　一号から四号まで
三一八九番二　五号から八号まで
三一八九番一　九号から十二号まで
三一六五番一　十三号から十五号まで
三一九〇番　十六号から二十号まで
三一六五番一　二十一号
三一五九番　二十二号及び二十三号
三一六一番　二十四号から二十八号まで
三一六三番一　二十九号から三十一号まで
三一九一番一　三十二号
三一九一番二　三十三号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　間川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都三宅島三宅村神着
五九七番　一号及び二号
五九六番　三号
七二一番　四号
七二〇番　五号
七一九番　六号
七一八番　七号及び八号
七一七番　九号及び十号
七一三番　十一号
七七四番　十二号
七七五番　十三号及び十四号
七七五番地先河川敷　十五号から二十二号まで
七〇六番　二十三号及び二十四号
七〇五番　二十五号
七〇四番　二十六号
七〇三番　二十七号
六一一番　二十八号
六一〇番　二十九号から三十一号まで

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　平溝川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都青梅市二俣尾五丁目
一六五六番地先道路敷　一号
一六五六番　二号
一六五七番　三号から五号まで
一六五七番地先道路敷　六号及び七号
一六五三番　八号
一六五二番　九号及び十号
一六五二番地先河川敷　十一号及び十二号
一六四八番　十三号から十七号まで
一六四八番地先河川敷　十八号

○建設省告示第二百七十四号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
平成七年二月二十二日
建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　南矢名沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示
平成五年建設省告示第二千百四号で指定した土地の下流端から次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線までの区間の南矢名沢の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域
神奈川県秦野市北矢名字中入
一〇五一番　一号
一〇五二番四　二号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　蛇久保沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の蛇久保沢の中心線から左右各岸十メートルまでの区域
神奈川県秦野市北矢名
字蛇窪入　六五五番　一号
六三八番　二号
字南蛇久保　五三一番一　三号
五三〇番一　四号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大音沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
神奈川県秦野市菩提
字花川戸　二〇九一番一　一号
二〇九五番　二号
二〇九四番　三号及び四号
二一〇八番一　五号
二一〇八番二　六号
二一一一番　七号
字細尾　二一一四番一　八号
二一一五番　九号
二一一六番　十号
二一二〇番　十一号から十三号まで

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　与次ケ谷戸沢及び松葉沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から花島沢合流点までの区間の与次ケ谷戸沢の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域並びに標柱三号と四号を結んだ線から与次ケ谷戸沢合流点までの区間の松葉沢の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域（昭和六十三年建設省告示第八百号で指定した土地の区域を除く。）
神奈川県秦野市菩提
字奥治ケ谷戸　一八一四番二　一号
一七四六番一　二号
字入沢　七四六　三号
一九一二　四号

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　天沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十六年建設省告示第千二百十五号で指定した土地の区域を除く。）
神奈川県愛甲郡愛川町半原
字野中　三〇一五番　一号
三一六四番　二号及び三号
字高取　三三〇七番　四号及び五号
三三〇五番　六号
三三一二番一八　七号及び八号
三三一〇番　九号及び十号
字野中　三三三番　十一号及び十二号
二九八八番六　十三号

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　洗頭川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第二千二百九号で指定した土地の区域を除く。）
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜
字前栗場　二〇一二番一　一号及び二号
二〇一二番二　三号
字隅石　二〇二一番六五　四号
二〇二一番一一九　五号
二〇二一番六一　六号
一九九一番九　七号から九号まで

七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　椿沢支川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と六号を結んだ線から椿沢合流点までの区間の椿沢支川の中心線から左右各岸三十五メートルまでの土地の区域（昭和四年内務省告示二百十五号で指定した土地の区域を除く。）
神奈川県足柄下郡箱根町畑宿
字狮天山　四一八番一　一号から三号まで
字塚原　四〇〇番一　四号及び五号
字狮天山　四一八番一　六号

八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　狩川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の狩川の中心線から左右各岸五十メートルまでの土地の区域及び標柱五号と六号を結んだ線から標柱七号と八号を結んだ線までの区間の狩川の中心線から左右各岸七十メートルまでの土地の区域（昭和二十三年建設省告示第百七十九号で指定した土地の区域を除く。）

山形県山形市大字下宝沢
字小塩沢　三九番　八号
一三四六番　九号
字源吾　一三四一番　十号及び十一号
一三四〇番　十二号及び十三号
一三三八番乙　十四号
字小塩沢　六三番　十五号
一二六四番　十六号
一二六〇番　十七号
一二五九番　十八号
一二五七番　十九号
一二五五番　二十号及び二十一号
七〇番乙　二十二号
字字作　二〇四五番一　二十三号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　糸目沢
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県上山市仙石
字糸目前　一九七六番　一号
一九七七番　二号
五五三番二　三号
字糸目　三七六番三　四号
三七六番一　五号及び六号
三七七番一　七号
字屋敷裏　三五〇番　八号及び九号
字糸目　三七九番一地先道路敷　十号
三七九番一　十一号及び十二号
三八六番　十三号
字屋敷裏　一三九一番三　十四号
一三九一番二　十五号
字北平　一五九一番六　十六号
一六一〇番三　十七号
一五九一番四　十八号
一六一〇番二　十九号
一六〇四番一　二十号
字ヘカ尻山　一六一八番一　二十一号及び二十二号
一六二一番　二十三号
字屋敷裏　一三九〇番　二十四号及び二十五号
字糸目　三七八番二　二十六号及び二十七号
三七八番一　二十八号
字大学清水　三五九番　二十九号
三六〇番　三十号
字屋敷裏　三六一番　三十一号
三六三番　三十二号
山形県上山市金生
字庁田　一〇一番一　三十三号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　徳沢川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を平成四年建設省告示第七百六十四号で指定した土地の上流端に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西村山郡大江町大字柳川
字大下口　一一〇一番四　一号
字サイホノ　一五〇八番一　二号及び三号
字南又　八五三番　四号
一四五九番三　五号
字北野　一五〇一番二一　六号
一五〇一番一六　七号
一五〇一番六　八号
一五〇一番三　九号
字道知畑　一四八〇番三　十号
字鳥谷澤　一五一七番一八　十一号から十五号まで
字桁倉　一四二四番三　十六号

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　上野沢
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線、標柱九号と十号を平成四年建設省告示第百四十号で指定した土地の下流端に沿って結んだ線、標柱十号と十一号を結んだ線、標柱十一号と十二号を平成四年建設省告示第百四十号で指定した土地の下流端に沿って結んだ線、標柱十二号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西村山郡朝日町大字下芦沢
字上野　二七八番地先道路敷　一号
二八六番　二号
二九二番　三号及び四号
字西山　一一二三番一地先道路敷　五号
一一二三番一　六号
字上野　三〇六番地先水路敷　七号
三〇七番二　八号
三〇七番一地先道路敷　九号及び十号
三〇七番一　十一号
三〇三番三地先水路敷　十二号及び十三号
三〇三番二　十四号
三〇二番一　十五号
二九一番三　十六号
二八六番一地先水路敷　十七号
字大天山　一一一二番八地先道路敷　十八号

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　船見沢
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県酒田市飛島字勝浦甲
二七二番九　一号
一一四番一〇〇　二号及び三号
一一四番一〇三　四号
一一四番三　五号から九号まで
一一四番一〇三　十号
一一四番一〇四　十一号
一一四番一〇〇　十二号
二七二番七　十三号

七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　山口沢
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県鶴岡市大字高坂
字鉢ケ森　五番一　一号及び二号
字大台　一番　三号及び四号
二九番　五号及び六号
三〇番　七号
三一番　八号から十号まで
五三番　十一号及び十二号
五四番　十三号から十五号まで
五五番　十六号から十八号まで

八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　カヤ平沢
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県鶴岡市大字高坂
字大台　五九番　一号
六〇番　二号
六一番　三号
六二番一　四号
六六番　五号
字平沢　八番　六号
九番　七号から十号まで

九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　前沢川及び真悟沢
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線、標柱三十二号と三十三号を平成二年建設省告示第二百一号で指定した土地の下流端に沿って結んだ線、標柱三十三号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十三年建設省告示第二千百五十八号で指定した土地の区域を除く。）
山形県鶴岡市大字上山谷
字村尻　一三番一　一号
一二番一　二号
一二番二　三号
字前沢　九六番一　四号
四六番一地先水路敷　五号
四六番一　六号
四五番一　七号
一三〇番一　八号
一三四番一　九号
一三番一　十号
九番　十一号
五番　十二号
四番　十三号及び十四号
三番　十五号
字小母狩前山　一〇六番　十六号
七番五　十七号から十九号まで
一六番一　二十号
一七番一　二十一号から二十三号まで
一七番三　二十四号
一八番二　二十五号
一八番五　二十六号
一八番八　二十七号
一八番九　二十八号及び二十九号
字前沢　七番　三十号
一三五番一　三十一号

二九番一　四号から八号まで
二九番三　九号から十四号まで
二二番一　十五号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　菅生沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
秋田県北秋田郡上小阿仁村
福館字菅生沢　三番一　一号
九番一　二号
九番二　三号及び四号
六番　五号
四番一　六号
二番　七号
一番一　八号
一二四番一　九号から十三号まで
福館字上岱
福館字菅生沢　一三番　十四号
小沢田字上ノ岱　一番七　十五号及び十六号
一番六　十七号及び十八号
一一五番　十九号
一番六　二十号から二十六号まで
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　栃ノ木沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第二百号で指定した土地の区域を除く。）
秋田県山本郡二ッ井町田代字日脇
一三〇番　一号
一五五番三　二号
一五四番　三号
一四九番二　四号
一四七番一四　五号
一四七番八　六号
一四七番一　七号及び八号
一四四番　九号及び十号
一三八番六　十一号及び十二号
一三八番七　十三号
一三八番八　十四号
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　寺沢沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
秋田県雄勝郡雄勝町桑崎字寺沢
二二番　一号
六〇番　二号
五九番　三号及び四号
五二番　五号
五〇番　六号及び七号
三八番二五　八号
三八番二六　九号
三七番一二　十号
三七番一一　十一号
三七番八　十二号
三七番一六　十三号
三七番一　十四号
十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　吉沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の吉沢川の中心線から左右各岸二十七メートルまでの区域（昭和三十九年建設省告示第千五百四十二号で指定した土地の区域を除く。）
秋田県横手市睦成
字ヤセ長根　一番一　一号
字寒沢　一番六　二号
字桐台　一番一　三号
字寒沢　一番四　四号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第千五百四十二号で指定した土地の区域を除く。）
秋田県横手市睦成
字一ノ坂　一二一番一　一号
字桐台　一番一　二号から十号まで
一番四　十一号
字寒沢　一番三　十二号から十四号まで
一番二　十五号から十九号まで
十一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　前郷沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第千三百六号及び昭和六十三年建設省告示第六百二十七号で指定した土地の区域を除く。）
秋田県仙北郡田沢湖町田沢字前郷沢
八三番一　一号
八四番一　二号及び三号
八三番一　四号
八四番一　五号から九号まで
八五番一　十号
八七番一　十一号から十三号まで
九一番　十四号から二十号まで
六番一　二十一号から二十三号まで
四番一　二十四号
十二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　嶋田沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
秋田県山本郡峰浜村塙
字島田沢　二二番　一号
二一番　二号
八二番　三号
八一番　四号
字狐館　九四番　五号
字島田沢　八一番　六号及び七号
七九番　八号から十号まで
字狐館　八四番　十一号及び十二号
字伊勢堂台　七九番二九　十三号
七九番二七　十四号
七九番二三　十五号
七九番二〇　十六号
七九番一九　十七号及び十八号
七九番一二　十九号
七九番七　二十号
七七番　二十一号及び二十二号
字島田沢　七七番　二十三号から二十八号まで

○建設省告示第二百七十号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
平成七年二月二十二日
建設大臣　野坂　浩賢
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　西海枝川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線、標柱九号と十号を平成四年建設省告示第七百六十四号で指定した土地の下流端に沿って結んだ線、標柱十号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県米沢市大字李山
字上屋敷　三四五番　一号
三五二番　二号
字笹沢口　二六六番一　三号
二六四番　四号
二七四番　五号
字へノ字沢　二八九番　六号
二九七番二　七号
字笹沢六山　一二〇〇五番六　八号
一二〇一二番一　九号及び十号
字ボナリ沢口　二八〇番地先水路敷　十一号
二八二番乙　十二号
字笹沢壱山　一一九五二番　十三号
一一九六〇番　十四号
字神屋敷弐山　一一九四八番二　十五号
一一九四三番　十六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　小塩沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を昭和五十七年建設省告示第千八百六十四号で指定した土地の上流端に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県山形市大字下宝沢
字小塩沢　一六一八番一　一号
一六一三番丙　二号
三一番　三号
山形県山形市大字上宝沢
字上ノ山　一五六〇番　四号から六号まで
一五六三番　七号

一　事業の種類　岡山県立美作高等技術専門校施設再編整備事業及びこれに伴う附帯事業
一　起業地
イ　収用の部分　岡山県英田郡美作町大字安蘇字シフトサン及び字植の木地内
ロ　使用の部分　なし
一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　岡山県英田郡美作町役場

○建設省告示第二百六十六号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成七年二月二十二日　建設大臣　野坂　浩賢
一　起業者の名称　京都府
一　事業の種類　京都府京北総合庁舎駐車場増設事業
一　起業地
イ　収用の部分　京都府北桑田郡京北町字周山字経塚地内
ロ　使用の部分　なし
一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　京都府北桑田郡京北町役場

○建設省告示第二百六十七号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成七年二月二十二日　建設大臣　野坂　浩賢
一　起業者の名称　社会保険庁長官
一　事業の種類　社会保険勝山病院移転新築事業及びこれに伴う附帯事業
一　起業地
イ　収用の部分　福井県勝山市村岡町郡五十二字中向河原、郡五十三字上向河原、猿倉三字南境、猿倉四字上猿倉、猿倉五字上河原、猿倉六字下河原、猿倉七字浄蓮坊、猿倉八字村ノ上及び猿倉十八字下芳野地内
ロ　使用の部分　なし
一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　福井県勝山市役所

○建設省告示第二百六十八号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、あわせて告示する。
平成七年二月二十二日　建設大臣　野坂　浩賢
一　起業者の名称　建設大臣
一　事業の種類　一般国道十一号改築工事（高松東道路・香川県大川郡津田町鶴羽字東良谷地内から同県木田郡三木町大字池戸字六田地内まで）並びにこれに伴う県道、町道、二級河川、農業用道路及び農業用水路付替工事
一　起業地
（一）　土地
イ　収用の部分　香川県大川郡津田町鶴羽字東良谷、字中谷、字明後谷、字東代、字西代、字大池、字相地及び字西山並びに津田字御座田、字雨滝、字西畑、字南比与田及び北比与田地内
同県同郡寒川町神崎字寺尾地内
同県同郡志度町大字鴨部字南山田、字猿楠、字川田、字秋友及び字坂子、大字末字東内間及び字西内間並びに大字志度字午ノ背、字稲荷越、字宗林堂、字小坂、字大縣、字堀切、字渕田、字鬼山、字藤井、字茶臼山、字雨乞山及び字峰堂地内
同県木田郡三木町大字井上字下々所、字藤東山田、字北地及び字池上並びに大字池戸字香蓮寺、字深谷、字西浦谷及び字六田地内
ロ　使用の部分　香川県大川郡津田町鶴羽字東良谷、字中谷、字明後谷、字東代、字西代、字大池、字相地及び字西山並びに津田字御座田、字雨滝、字西畑、字南比与田及び北比与田地内
同県同郡寒川町神崎字寺尾地内
同県同郡志度町大字鴨部字南山田、字猿楠、字川田、字秋友及び字坂子、大字末字東内間及び字西内間並びに大字志度字午ノ背、字稲荷越、字宗林堂、字小坂、字大縣、字堀切、字渕田、字鬼山、字藤井、字茶臼山、字雨乞山及び字峰堂地内
同県木田郡三木町大字井上字下々所、字藤東山田、字北地及び字池上並びに大字池戸字香蓮寺、字深谷及び字西浦谷地内
（二）　水利権
イ　収用の部分　香川県大川郡津田町鶴羽字東代及び字相地並びに津田字御座田地内
同県同郡寒川町神崎字寺尾地内
同県同郡志度町大字末字西内間並びに大字志度字午ノ背、字稲荷越及び字宗林堂地内
同県木田郡三木町大字井上字藤東山田及び大字池戸字香蓮寺地内
ロ　使用の部分　香川県大川郡津田町鶴羽字相地及び津田字御座田地内
同県同郡寒川町神崎字寺尾地内
同県同郡志度町大字末字西内間並びに大字志度字午ノ背、字稲荷越及び字宗林堂地内
同県木田郡三木町大字井上字藤東山田地内
一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　香川県大川郡津田町役場、同県同郡寒川町役場、同県同郡志度町役場及び同県木田郡三木町役場
一　収用又は使用の手続を保留する起業地
（一）　土地　香川県大川郡津田町鶴羽字相地及び字西山並びに津田字御座田及び字雨滝地内
同県同郡志度町大字志度字大縣及び字堀切地内
（二）　水利権　香川県大川郡津田町鶴羽字相地及び津田字御座田地内

○建設省告示第二百六十九号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
平成七年二月二十二日　建設大臣　野坂　浩賢
一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　塚ノ岱沢川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地
秋田県山本郡琴丘町上岩川字塚ノ岱
八二番一及び八二番二
一〇三番から一〇五番まで
二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大方寺川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路及び河川のうちその接している区間の道路敷及び河川敷
秋田県大曲市蛭川
字大方寺　五四番から五六番まで
字雄大方寺　一番から四番まで
五番一
六番
三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　太平山の沢川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路及び河川のうちその接している区間の道路敷及び河川敷
秋田県由利郡東由利町蔵
字下横渡　三九番
四一番
四三番及び四四番
四六番
一〇一番
一四六番から一四八番まで
字坊主ヶ沢　六八番
六八番一
六九番から七五番まで
七五番一及び七五番二
七六番及び七七番
八二番
八四番から九〇番まで
一六四番
一六六番から一七〇番まで
四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　倉沢川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地（平成元年建設省告示第千六百九十二号で指定した土地の区域を除く。）
秋田県由利郡東由利町法内字倉沢
八一番
八三番一
八三番三
五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　余路米沢川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
秋田県鹿角郡小坂町小坂
字余路米沢　一三四番二　一号から三号まで
一三四番三　四号から七号まで
字錠　二八番一　八号
二八番二　九号から十二号まで
六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　山手小沢川及び成森小沢川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樹部
二二番一　一号
二九番一二　二号及び三号

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県安芸郡安田町中ノ川

字ニヲギ　一二一八番二　一号から五号まで
字カトコロ　九六六番ト　六号
シデノ木ノカゲ　一二一九番　七号から九号まで
　七七五番　十号

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　西谷川及び同左第一支川、同左第二支川、同右支川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県土佐郡土佐町地蔵寺

字自然石　五三九番二　一号
　五三八番一　二号から四号まで
　五三七番一　五号
字仁井田林　四二〇三番三　六号及び七号
字砂ウケ　五三一番一　八号
　五三〇番五　九号
　五三〇番一　十号
　五三五番一　十一号
　五二八番　十二号
　五二七番二　十三号
　五二四番　十四号
字惣次谷　五二三番三　十五号

相川

字鼠木ヤブ　二六番一　十六号
字研石谷　二二番二　十七号及び十八号
　二二番イ　十九号及び二十号
字松ヶ畝　一六二番　二十一号及び二十二号
字麦山　一四番　二十三号
　一一番　二十四号

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　中谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県吾川郡伊野町加田

字奥ノ谷　二八五六番一　一号から三号まで
　二八五三番一　四号
　二八五二番一　五号
　二八五一番一　六号及び七号
字西谷　二八四九番イ　八号
　二四一八番一　九号
字中谷　二八四五番　十号
字西谷　二四一九番一　十一号
字中谷　二八四八番　十二号
字奥ノ谷　二四三一番一　十三号
　二四三〇番一　十四号

七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　長畑谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県高岡郡日高村長畑

字新改　一二四番　一号
　一八三〇番二　二号
　一八二九番　三号
　一八二八番　四号
　一八二二番　五号
　一八〇〇番　六号
字三久保　三八一番一　七号
　三八〇番　八号
　一八六四番一　九号
　三七〇番　十号
　三六九番　十一号
字菖蒲　三〇八番　十二号
　二七一番二　十三号

八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　竹ノ瀬川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県吾川郡吾北村下八川

字アカダキ　丁四八番　一号
字赤瀧　丁四五一三番　二号
字アカダキ　丁五六番　三号
　丁六五番　四号
　丁七〇番　五号
字ヲパナ　丁四五七六番　六号
字大ヤブ　丁一〇七二番三　七号
　丁一〇八八番　八号
字竹ノ瀬　丁一一五六番一　九号
　丁一一五〇番・丁一一五一番　合併　十号及び十一号
　丁一一四九番　十二号

九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　臨川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県吾川郡吾北村清水下分

字陰屋式　九四五番　一号
　二六九九番イ　二号
字平松　二五四八番イ　三号
字陰屋式　九四七番　四号
字平松　八六七番　五号
　八六六番三　六号
　八六五番　七号

十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　清浜谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県土佐市宇佐町宇佐

字清浜　二二二四番　一号及び二号
　二二二五番ロ　三号
字馬詰　二九〇七番一　四号から十三号まで
字清浜　二二三〇番一　十四号及び十五号
　二二三三番　十六号

十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　日比原谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県高岡郡仁淀村別枝

字ヤカラメ　二七四九番三　一号及び二号
　二七四九番三五　三号
　二七四九番九　四号及び五号
　二七四九番三七　六号
　二七四九番四〇　七号及び八号
字日比原山　二七五五番一三　九号
　二七五五番一二　十号から十六号まで

十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　赤藪谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県高岡郡檮原町富永

五五番　一号
五六番　二号
六〇番　三号
六三番　四号
六八番　五号
一二七番　六号及び七号
一三〇番　八号
一三五番　九号及び十号

十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　南大平山谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県土佐清水市爪白

字清水屋式　一九九番　一号及び二号
字仲間ヤシキ　三〇九番　三号
　五〇一番　四号
　三一〇番　五号から七号まで
　三一一番　八号
　三一七番一　九号及び十号
　五一三番　十一号
　五一二番一　十二号
　五一一番一　十三号
　五〇七番一　十四号
　五〇七番二　十五号
　五〇三番一　十六号及び十七号
　三一七番二　十八号
　五〇二番　十九号及び二十号
　三一〇番　二十一号及び二十二号
　三〇八番　二十三号
字清水屋式　一九九番　二十四号及び二十五号

○建設省告示第二百六十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年二月二十二日

建設大臣　野坂　浩賢

一　起業者の名称　岡山県

七七○番　十八号

十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　前谷川左支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から前谷川合流点までの区間の前谷川左支川の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域（平成三年建設省告示第百二十一号で指定した土地の区域を除く。）

愛媛県越智郡朝倉村大字朝倉上

乙一四一番一　一号

乙一四二番　二号

○建設省告示第二百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成七年二月二十二日

建設大臣　野坂　浩賢

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　黒川谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県三好郡山城町平野

字カリクラ　二四五番二　一号

二四三番　二号

二四二番　三号

二四一番　四号

字西中ラキ　二○三番　五号

二○一番二　六号

二○一番一　七号及び八号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　さがい谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と八号を結んだ線から標柱九号と十号を結んだ線までの区間のさがい谷の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域

徳島県三好郡山城町信正

字オゴエ　八八六番　一号

八八五番　二号

九一五番　三号及び四号

字東谷　八四三番　五号

八四五番　六号

字オゴエ　八四七番　七号及び八号

八七五番　九号

字東谷　八四八番　十号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る土地の名称　露の谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県三好郡池田町白地字本名

三六○番一　一号

三六二番二　二号

一二五七番　三号

一二四二番　四号

一三一二番一○　五号

三四九番　六号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　柚野谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県美馬郡一宇村

字奥大野　一四五六番　一号

六七九五番　二号及び三号

六七六四番　四号

六七六一番　五号

字實平　六七三八番　六号から八号まで

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　竜王西谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県麻植郡山川町

字坂口　四六番　一号

五一番　二号

五二番　三号

五四番一　四号及び五号

字野宮谷　二四番　六号

三一番　七号

二三番二　八号及び九号

二二番一　十号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　どんど谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十八年建設省告示第二百七十七号及び平成五年建設省告示第百一号で指定した土地の区域を除く。）

徳島県麻植郡山川町字東麓

一八七番一　一号

一九○番一　二号

一六八番一　三号及び四号

一八五番一　五号

一七九番二　六号

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　中央谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十九年建設省告示第六百十三号で指定した土地の区域を除く。）

徳島県板野郡板野町吹田字奥宮

一一番五　一号

八九番一　二号

三三番　三号

三四番一　四号

七九番五　五号

九四番一　六号

一一番五　七号

○建設省告示第二百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成七年二月二十二日

建設大臣　野坂　浩賢

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　ピヤ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路及び河川のうちその接している区間の道路敷及び河川敷

高知県中村市横瀬字ピヤ谷

一二四六番、一二四八番、一二四九番、一二五○番、二五八九番、二五九○番、二五九一番、二五九二番、二五九三番、二五九四番、二五九五番、二五九六番一、二五九六番二、二五九七番、二五九八番、二五九九番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イと重複する土地の区域を除く。）

高知県中村市横瀬

字ピヤ谷　一二四七番　一号

二五九九番　二号

二五八九番　三号

二五八八番　四号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　火ロヶ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年三月二十五日建設省告示第七百五十一号で指定した土地の区域を除く。）

高知県安芸郡東洋町野根

字伊勢ヶ谷　甲一六三番四　一号

甲一七四番三　二号

甲一七一番二　三号

字龍王ノ谷　甲九三三番一三　四号

甲九三八番　五号

甲九三三番一二　六号

甲九三三番九　七号

字火口谷　甲二○○番ロ　八号

甲一八八番一　九号及び十号

甲一八七番　十一号及び十二号

字伊勢ヶ谷　甲一八○番三　十三号

甲一七四番一　十四号

甲一七六番二　十五号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　五軒丁谷川及び同左支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県安芸郡奈半利町

字サデ　甲二六二番　一号

字東平　甲三○一○番　二号から六号まで

字植松　甲三八四番　七号

甲三○一九番　八号

字露の谷　甲四○九番一　九号から十三号まで

甲四一二番一　十四号

字名原　甲三一一番一　十五号

甲三○○七番　十六号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　中ノ川川及び同左支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

新潟県北魚沼郡川口町大字西川口字沢入四四二二番から同県北魚沼郡川口町大字西川口字沢入四四一七番二まで（ただし、関係図面表示のとおり。）　前　最大　二七五　最小　一六三　後　最大　二七二　最小　一六三　一〇七

○建設省告示第二百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月二十二日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十八号	沖縄県国頭郡国頭村字与那与那坂四三六番から同村字伊地田平原九八〇番まで	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所
〃	沖縄県国頭郡国頭村字伊地田平原九八〇番から同村字伊地田平原九四九番一まで	〃

供用開始の期日　平成七年二月二十二日

○建設省告示第二百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成七年二月二十二日　建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　木地川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線の区間の木地川の中心線から左岸十五メートル右岸二十五メートルまでの土地の区域（昭和二十八年建設省告示第千三百三十号で指定した土地の区域を除く。）

愛媛県越智郡玉川町大字鈍川
字大サコ　庚六五五番一　一号
字コウゲ　甲二二〇番六　二号
字ユノノ　庚八六三番三　三号
字コウゲ　甲二一八番二　四号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　落ケ坂川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二号を結んだ線から西夢永川合流点までの区間の落ケ坂川の中心線から左右岸十メートルまでの土地の区域（平成六年建設省告示第二千二百六十六号で指定した土地の区域を除く。）

愛媛県西宇和郡保内町磯崎
二三六五番　一号
二三五二番　二号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　桑谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県大洲市平野町平地
乙二六九番一　一号及び二号
三九三二番　三号
三九四二番　四号
三九四〇番二　五号
三九四一番　六号
乙三四六番二　七号
三九三三番　八号
乙三五二番二　九号及び十号
乙三五二番一　十一号
乙三五四番一　十二号から十四号まで
乙三五五番　十五号
乙三六三番一　十六号
乙二六九番二　十七号及び十八号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　とくもと川及び同左支川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県喜多郡肱川町大字宇和川
一四四三番　一号及び二号
一四五二番　三号
一四五三番　四号
二六五三番一　五号
二六五七番　六号
二六五六番　七号
二六六一番一　八号
一四四四番　九号及び十号

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　加茂川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県東宇和郡宇和町大字加茂
字堂尻　八六〇番　一号
字甘四文　九一四番二　二号
字中塚　九一六番　三号
　九一八番　四号
　九一九番　五号
　九三六番　六号
字客ノ上　一〇九八番　七号
字水ケ谷　一〇九五番　八号
　一〇九二番　九号
字保木原　一一二一番　十号
　一一一二番　十一号及び十二号
字中塚　九七三番　十三号
　九六三番　十四号
　九五〇番二　十五号
　九四七番一　十六号
　九四三番一　十七号

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　下大成川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県喜多郡河辺村大字山鳥坂
一二二六番　一号
一二三一番　二号
一二三〇番　三号
一二四二番　四号
一二四三番　五号
一二四四番　六号
一二四五番　七号
一二二五番　八号
一二二四番　九号

七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　今坊川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第三百五十九号で指定した土地の区域を除く。）

愛媛県喜多郡長浜町大字今坊
字坂本　乙一八二四番三　一号
字弁天山　乙一八二六番一　二号及び三号
字ウハ田　乙一八四七番三　四号
字大谷　乙一八四六番二　五号
字カキウラハシ　乙一九一五番　六号
字ウハ田　乙一八四八番　七号から九号まで
字畑山　乙一九〇八番　十号
字大谷　乙一八五〇番　十一号

八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　灘川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成六年建設省告示第百三十八号で指定した土地の区域を除く。）

愛媛県南宇和郡内海村大字須ノ川
一〇二四番　一号及び二号
一〇二五番　三号
一〇一九番　四号から六号まで

九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第千九百五十七号で指定した土地の区域を除く。）

愛媛県喜多郡肱川町大字大谷
九二三番　一号から三号まで
八五二番　四号
九二二番　五号
八五四番　六号及び七号
八五五番二　八号
八四六番　九号及び十号
五〇九番　十一号
八四二番　十二号
八四四番　十三号
八四七番　十四号及び十五号
八四八番一　十六号及び十七号

福島県双葉郡浪江町大字川房字矢具野
一〇三番　一号
一〇四番　二号及び三号
一〇七番一　四号
一〇二番二　五号及び六号
一〇二番一　七号
二一番二　八号

○建設省告示第二百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十日

建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第二千八十四号阪神間都市計画新住宅市街地開発事業北摂地区新住宅市街地開発事業
三　事業施行期間　自昭和四十六年十二月二十三日至平成十二年三月三十一日
四　事業地　変更なし

○建設省告示第二百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十日

建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　日本下水道事業団
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第三百二十九号枚方都市計画及び交野都市計画下水道事業淀川左岸流域下水道
三　事業施行期間　自昭和六十三年三月五日至平成十二年三月三十一日
四　事業地　変更なし

○建設省告示第二百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年二月二十日

建設大臣　野坂　浩賢

一　起業者の名称　山形県
一　事業の種類　山形県立保健医療短期大学（仮称）建設工事
一　起業地
イ　収用の部分　山形県山形市上柳地内
ロ　使用の部分　なし
一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　山形県山形市役所

○建設省告示第二百五十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号ハの規定に基づき、平成元年建設省告示第百二十八号の一部を次のように改正する。

平成七年二月二十日

建設大臣　野坂　浩賢

本則に次のように加える。

四　許可を受けようとする建設業が電気工事業又は造園工事業である場合において、次のすべてに該当する者で建設大臣が建設業法第十五条第二号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めるもの

㈠　建設業法施行令の一部を改正する政令（平成六年政令第三百九十一号。以下「改正令」という。）の公布の日から改正令附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日までの間（以下「特定期間」という。）に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者（建設業法第十五条第二号の規定により営業所ごとに置くべき専任の者をいう。）として当該建設業に関しその営業所に置かれた者又は特定期間若しくは改正令の公布前一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれた経験のある者であること。

㈡　当該建設業に係る平成六年度、平成七年度又は平成八年度の一級技術検定を受検した者であること。

㈢　当該建設業が次表の上欄に掲げる建設業である場合においては、それぞれ同表の下欄に掲げる講習の効果評定に合格した者であること。

電気工事業	財団法人建設業振興基金の行う平成七年度又は平成八年度の電気工事技術者特別認定講習
造園工事業	財団法人全国建設研修センターの行う平成七年度又は平成八年度の造園技術者特別認定講習

附則第二項中「第一号」の次に「又は第四号」を加える。

○建設省告示第二百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二十一日

建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　山梨県
二　都市計画事業の種類及び名称
昭和六十二年　建設省告示第二百二十一号甲府都市計画、韮崎都市計画、市川大門都市計画、増穂都市計画及び峡西都市計画下水道事業釜無川流域下水道
三　事業施行期間
自　昭和六十二年二月二十二日
至　平成十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成五年一月二十二日建設省告示第九十九号の事業地のうち、山梨県韮崎市栄一丁目を削り、韮崎市富士見一丁目、本町二丁目、本町三丁目及び本町四丁目、並びに中巨摩郡櫛形町大字小笠原字西畑、字下町西、字下町東及び大字下宮地字八幡回、並びに中巨摩郡玉穂町大字成島字町東、大字下成島字村添、大字乙黒字今川、大字町之田字天満、大字一町畑字川久保及び字西ノ神、並びに中巨摩郡昭和町大字西条字長登路、大字押越字鍛田川端、字大窪、字新田前、字飽乃、字村前、字殿屋敷、大字紙漉阿原字佐津平、字押越前、大字河東中島字熊之宮、字川代、字村下、字仕作、字十二枚及び字西国田、並びに中巨摩郡白根町大字在家塚字柳原及び字細道、並びに中巨摩郡櫛形町大字小笠原字枇杷、字立畑、字保上及び字八田畑、並びに西八代郡三珠町大字上野字竈鼻を加える。
使用の部分　なし

○建設省告示第二百五十九号

住宅・都市整備公団法施行令（昭和五十六年政令第二百六十七号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和六十二年建設省告示第千六百四十四号の一部を次のように改正する。

平成七年二月二十一日

建設大臣　野坂　浩賢

据置期間中の利率の項及び据置期間終了後の利率の項中「四・七五パーセント」を「四・六五パーセント」に改める。

附　則

この告示は、平成七年二月十五日から適用する。

○建設省告示第二百六十号

日本道路公団において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月二十二日から三十日間建設省北陸地方建設局において一般の縦覧に供する。

平成七年二月二十二日

建設大臣　野坂　浩賢

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
新潟県南魚沼郡塩沢町大字姥島新田字切石二二二一番三一から同県南魚沼郡塩沢町大字姥島新田字切石二二二一番四一まで（ただし、関係図面表示のとおり。）	前	最大　六八 最小　一八	一六七
	後	最大　六八 最小　二一	
新潟県北魚沼郡堀之内町大字根小屋字川山五五八一番七から同県北魚沼郡堀之内町大字根小屋字川山六一五五番二まで（ただし、関係図面表示のとおり。）	前	最大　七一 最小　五四	一二三
	後	最大　七五 最小　五四	

青野欠ノ上　一三番二　十七号から十九号まで
百々田　三一番　二十号
青野欠ノ上　一七番　二十一号
一八番一　二十二号
一七番　二十三号
一八番一　二十四号
二五番　二十五号及び二十六号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　石倉川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成元年建設省告示第五百三十四号で指定した土地の区域を除く。）

宮城県仙台市青葉区
下愛子字西風蕃山　七八番一　一号
下愛子字中野　一番　二号から四号まで
下愛子字西風蕃山　七八番四　五号
七九番二　六号から十号まで
錦ケ丘　七八番五　十一号及び十二号
下愛子字西風蕃山　七九番二　十三号及び十四号
下愛子字中原　七九番一　十五号
一三番　十六号
一番　十七号から十九号まで
下愛子字田中　一五番　二十号及び二十一号
二〇番　二十二号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　水上沢
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県刈田郡七ケ宿町
字保之台　四番一　一号から九号まで
字保の上　一五九番　十号及び十一号
一五三番　十二号及び十三号
字保之台　四番二〇　十四号

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　右藤沢
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千五百七十九号で指定した土地の区域を除く。）

宮城県白石市大平中目
字榛木後　一番　一号
三番　二号
一番　三号
字鍛田山　二四番　四号
二三番　五号
二二番二　六号
二一番　七号
字三ッ石　七番　八号及び九号
一五番三　十号
一六番一　十一号

○建設省告示第二百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成七年二月二十日　建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　湯沢
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県南会津郡南郷村大字山口
字湯沢　三六六一番　一号
字飯橋山　三六五八番　二号
字湯沢　三六七〇番一　三号
三六八二番　四号
字飯橋山　甲三六五八番　五号
字上飯橋山　三七三一番二一　六号から九号まで
三七一七番　十号及び十一号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　観音川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県南会津郡下郷町大字南倉沢
字大睍沼　八四九番一　一号から四号まで
字新田　六七一番一　五号
字大睍沼　八四九番三二　六号
八四九番一　七号から十一号まで
八四九番五六　十二号及び十三号
八四九番五七　十四号
八四九番五八　十五号及び十六号
八四九番四　十七号から二十二号まで

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　滝原沢
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県大沼郡三島町大字早戸字滝原居平
一七五八番　一号
一五〇二番五　二号
一七六三番　三号
一七六六番　四号
一五〇二番五　五号
二七一一番　六号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　一の沢川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県耶麻郡北塩原村大字関屋
字一盃清水　六七八番　一号及び二号
字坪家舘　七六三番　三号
七六一番の七　四号
七六一番の一四　五号
字甘清水　七三五番　六号
国有林八四林班て小班　七号から十四号まで
字五蔵ケ下　七二三番　十五号

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大倉川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二年建設省告示第七百八十三号で指定した土地の区域を除く。）

福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮
字吾妻山国有林
一七六林班に3小班　一号及び二号
一七六林班に4小班　三号から九号まで
一七六林班へ小班　十号から十四号まで
一七六林班は小班　十五号から十九号まで
一七六林班へ小班　二十号
一七六林班ち1小班　二十一号から二十三号まで
一七六林班ち2小班　二十四号から三十三号まで
一八三林班は小班　三十四号から四十一号まで
一八三林班い小班　四十二号から五十二号まで
字吾妻山　甲二九九八番六　五十三号から五十五号まで

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　山田川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県耶麻郡西会津町奥川大字高陽根
字百目貫上　六八九番　一号
七〇三番一　二号
七〇一番一　三号
七〇八番　四号
七〇九番　五号
七一二番　六号
七一〇番　七号
字杉の上　八五五番三　八号
八四五番　九号
八四〇番　十号
八五五番二　十一号
八九五番　十二号から十六号まで
八〇八番　十七号
八〇二番一　十八号

七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　くるみ沢
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県福島市渡利
字名郷津　一五番　一号
字小倉　二四番　二号
五番　三号
九番　四号
字十万劫　一番の四　五号及び六号
字枯松部　二番の一〇　七号及び八号
字滝ノ入　一六番のイ五　九号

八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　矢具野沢
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
各務原市三井町二丁目一一番から同市三井町二丁目五番まで	前	三五・九〇～三六・三〇	〇・〇四〇
	後	三五・九〇～五七・一〇	〇・〇四〇

(四) 図面縦覧場所　中部地方建設局及び同局岐阜国道工事事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
瀬戸市山口町二八八番一から同市山口町七六番まで	前	九・五〇～二八・〇〇メートル	〇・三二〇キロメートル
	後	一三・五〇～七八・六〇	〇・三二〇

(四) 図面縦覧場所　中部地方建設局及び同局名古屋国道工事事務所

○建設省告示第二百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月二十日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	新井市大字柳井田字西沖六二〇番から上越市大字寺町字三正町五五番まで	北陸地方建設局及び同局高田工事事務所

供用開始の期日　平成七年二月二十日

○建設省告示第二百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月二十日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号	各務原市三井町二丁目一二番から岐阜市東中島三丁目一四番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方建設局及び同局岐阜国道工事事務所
〃	大垣市笠縫町字奥屋敷四七二番一から同市荒尾町字田畑六〇八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
百五十三号	愛知県東加茂郡足助町大字足助字成瀬二二番二から同町大字足助字狭石二八番一まで	中部地方建設局及び同局名四国道工事事務所

供用開始の期日　平成七年二月二十日

○建設省告示第二百五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月二十日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十六号	松山市谷町七六番二地先から同市谷町七六番二まで	四国地方建設局及び同局松山工事事務所

供用開始の期日　平成七年二月二十日

○建設省告示第二百五十一号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条第一項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、建設省中国地方建設局及び同局江の川総合開発工事事務所において一般の縦覧に供する。

平成七年二月二十日　建設大臣　野坂　浩賢

次の（一）の河川に係る（二）の大字の区域の土地のうち、別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地（河川区域内の土地を除く。）

（一）河川

河川	岸	起点		終点	
上下川	左岸	広島県双三郡吉舎町大字安田字八幡迫千五百五十六番地先	から	広島県双三郡三良坂町大字仁賀字手木千八百九十八番の二地先の町道橋上流端	まで
	右岸	同町大字安田字安永百十四番一地先			
杉谷川	左岸	広島県双三郡三良坂町大字灰塚字花ノ木二千二百十九番十七地先	から	上下川への合流点	まで
	右岸	同町同大字同字二千二百十九番二十一地先			
大谷川	左岸	広島県双三郡三良坂町大字大谷字大谷六十四番地先	から	上下川への合流点	まで
	右岸	同町同大字同字三十七番地先			
田総川	左岸	広島県甲奴郡総領町大字稲草字五萬六百九十六番一地先	から	上下川への合流点	まで
	右岸	同町同大字字門前千二十四番一地先			
木屋川	左岸	広島県甲奴郡総領町大字木屋字朝日四百九十七番の二地先	から	田総川への合流点	まで
	右岸	同町同大字字和田沖八百十二番地先			

（二）大字（大字のない地区については字）

広島県双三郡吉舎町大字知和・大字安田・大字上安田

広島県双三郡三良坂町大字仁賀・大字桑原・大字灰塚・大字大谷

広島県甲奴郡総領町大字木屋・大字稲草

（「図面」省略）

○建設省告示第二百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成七年二月二十日　建設大臣　野坂　浩賢

一(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称　金山東沢

(二) 砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県登米郡東和町米川字東綱木

三八二番一九　一号から十三号まで

三五六番二　十四号から十六号まで

二(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称　青野川

(二) 砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県加美郡小野田町字鹿原

百刈田　四一番　一号

四二番一　二号から四号まで

四四番　五号及び六号

四五番　七号及び八号

四七番　九号及び十号

五〇番　十一号

五一番　十二号

二二番五　十三号

屋敷　四四番一　十四号

四七番　十五号

百刈田　二二番七　十六号

字小坂	六六八番二	九号及び十号
	六六七番一	十一号
	六六〇番	十二号及び十三号
字長谷口	六六一番	十四号
字奥ノ土井	六五四番	十五号
	四〇五番	十六号

二十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十五年内務省告示第五百六十六号で指定した土地の区域を除く。）

岡山県赤磐郡瀬戸町弓削

字大谷山	四八一番一	一号
	四九六番一	二号及び三号
字大古畝下	五〇四番	四号
字大谷山	五〇六番一	五号
	五〇七番	六号
	五〇八番一	七号から十号まで
字大阪	一〇六五番二	十一号及び十二号
字金山	五〇九番	十三号
	五一三番一	十四号及び十五号
	五二六番	十六号
	四九五番	十七号
	四八八番三	十八号

○建設省告示第二百四十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき、本大臣において施行中の海岸保全施設に関する工事について、その一部を完了したので、次のとおり公示する。

平成七年二月十六日　建設大臣　野坂　浩賢

工事を完了した区域	工事の種類	工事完了の日
高知県南国市久枝字射朶崎西一七二番二地先に設けた点（基準杭）をAとし、Aから一八〇度五〇〇・〇〇〇メートルの点をBとし、Aから三六〇度八・八〇〇メートルの点をCとし、高知県南国市十市字東井流四七八五番二地先に設けた点（基準杭）をDとし、Dから一七四度五〇〇・〇〇〇メートルの点をEとし、Dから三五四度八・八四八メートルの点をFとし、AからBまで引いた線及びAからCまで引いた線とDからEまで引いた線及びDからFまで引いた線の間の海岸に係る海岸保全区域の区域	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成六年十一月十五日

○建設省告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十六日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第二千三百七号東予広域都市計画道路事業三・四・二十八号西条駅前朔日市線

三　事業施行期間　自昭和六十三年十二月三日至平成九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同条第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十六日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　今治広域都市計画道路事業三・四・十七号中堀樋口前線、三・五・三十七号波止浜停車場蛭子町線及び三・五・四十号波止浜五番浜線

三　事業施行期間　自平成七年二月十六日至平成十三年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　愛媛県今治市内堀一丁目、内堀二丁目、内堀三丁目、中堀　丁目、中堀二丁目、中堀三丁目及び中堀四丁目地内

○建設省告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十六日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　松山広域都市計画道路事業三・三　十　号三津南吉田線

三　事業施行期間　自平成七年二月十六日至平成九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　愛媛県松山市大可賀二丁目及び大可賀三丁目地内

○建設省告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第　項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十七日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千五百四十三号小松能美都市計画道路事業三・二・八号空港軽海線及び三・五・十八号丸の内向本折線

三　事業施行期間　自平成元年九月十四日至平成十一年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成元年建設省告示第千五百四十三号の事業地のうち地子町、浜田町及び京町地内において事業地を変更する。

○建設省告示第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により　都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十七日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千九百号小松能美都市計画道路事業三・二・八号空港軽海線及び三・五・十八号丸の内向本折線

三　事業施行期間　自平成四年十二月八日至平成十一年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成四年建設省告示第千九百号の事業地に芦田町　丁目を加え、浜田町地内において事業地を変更する。

○建設省告示第二百四十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年二月十七日　建設大臣　野坂　浩賢

一　起業者の名称　文部大臣

一　事業の種類　信州大学教育学部附属長野小学校移転整備事業

一　起業地

イ　収用の部分　長野県長野市大字北堀字中堰南及び字池田並びに大字南堀字中堰北及び字中堰南地内

ロ　使用の部分　なし

一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　長野県長野市役所

○建設省告示第二百四十七号

建設省中部地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第　項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月二十日　建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二十一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員	延長
美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三二四番一から各務原市鵜沼西町一丁目六五六番一まで	前	A	八・三〇〜三六・八〇メートル	一二・三六三キロメートル
	後	A	八・三〇〜三六・八〇	一二・三六三
		B	三〇・〇〇〜九四・四〇	四・六九六

十八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮部川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地（区域（昭和二十七年建設省告示第千二百二十六号で指定した土地の区域を除く。）

岡山県久米郡久米町宮部上
字長畑　六二八番四　一号
　六二九番一地先道路敷　二号
字三平山　六三一番一三　三号
　六三一番四　四号
　六三一番一　五号及び六号
字長畑　六二四番三　七号から九号まで
字炭屋河内　一二五七番二　十号から十二号まで
　一二五七番一　十三号から二十二号まで
字角屋河内　一二五六番一　二十三号
字長畑ヶ　一二五五番一　二十四号
字小林ヶ浴　一二五一番一　二十五号及び二十六号
字長畑ヶ　一二五五番一　二十七号から二十九号まで

十九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
明石谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県新見市千屋
字堂ノ向　一七三二番　一号
字明石北向　一七四六番一　二号から四号まで
　一七四八番一　五号及び六号
　一七四九番　七号
字奥田　一七七〇番　八号
字シノガヘラ　一七七六番一　九号
字小黒見　一七八六番　十号
　一七九四番　十一号
字宮ノ上　一八〇八番一　十二号及び十三号
字横路　一八一一番　十四号

二十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
天神川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県英田郡英田町奥
字寺尾　一一〇番二　一号
　八四番　二号及び三号
字石生谷　一一三番二　四号
　一一三番四　五号及び六号
字石生坂　一一八番　七号から九号まで
字城ヶ尾　一一九番一　十号から十三号まで
字石生谷　一三一番　十四号及び十五号

二十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大河原川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和五十二年建設省告示第七百四十七号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県玉野市山田
字荒神山　一八九二番二　一号
　一八九二番一　二号及び三号
　一八八六番一　四号
　一八三五番一　五号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線及び標柱一号と二号を昭和五十二年建設省告示第七百四十七号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県玉野市山田
字荒神山　一八三四番一　一号
　一八三二番一　二号

ヘ　次に掲げる土地に存する標注一号から三号までを順次結んだ線及び標注一号と三号を昭和五十二年建設省告示第七百四十七号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県玉野市山田
字荒神山　一八二五番　一号
　一八二一番　二号
字王子谷　一七六八番　三号

ニ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和五十二年建設省告示第七百四十七号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県玉野市山田
字北ノ坊　一七〇四番一　一号
　一七〇一番一　二号
　一七〇〇番一　三号

ホ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和五十二年建設省告示第七百四十七号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県玉野市山田
字北ノ坊　一六九八番　一号
　一六九六番一　二号及び三号

ヘ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和五十二年建設省告示第七百四十七号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（平成四年建設省告示第七百六十六号で指定した土地の区域を除く。）

岡山県玉野市山田
字北ノ坊　一六四八番二　一号
字徳乗寺　一六四九番七　二号
字北ノ坊　一六四六番一　三号
　一六四一番　四号

ト　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和五十二年建設省告示第七百四十七号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県玉野市山田
字北ノ坊　一七四六番一　一号
　一七四五番　二号
　一七五三番一　三号
　一七五九番一　四号

チ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和五十二年建設省告示第七百四十七号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県玉野市山田
字高門田　一五八五番　一号及び二号
　一五八三番一　三号
　一五八〇番　四号

リ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和五十二年建設省告示第七百四十七号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県玉野市山田
字高門田　一五七六番一　一号
　一五七三番　二号
　一五七〇番一　三号
　一五七〇番二　四号

二十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中の谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十二年内務省告示第四百八十一号及び昭和六十三年建設省告示第千八百九号で指定した土地の区域を除く。）

岡山県苫田郡加茂町大字公郷
字アイメン　二四四一番二　一号
字中井手下　二四四七番一　二号
字カジヤ　二四四八番一　三号
字中井手下　二四六九番一　四号
字清水　二四六〇番二　五号
字横[illegible]　二三一五番一　六号及び七号
字ヒナタワ　二三〇八番一　八号及び九号
字フゴヤシキ　二五〇二番二　十号及び十一号
字砂田　二五一六番　十二号
字下砂田　二四九二番一　十三号
字清水　二四八九番　十四号
　二四七一番一　十五号
　二四三五番一　十六号
　二四三五番二　十七号

二十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
清水谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十四年建設省告示第七百八十六号で指定した土地の区域を除く。）

岡山県和気郡和気町大字清水
字狐岩　七〇三番一　一号
字長谷口　七〇一番二　二号及び三号
　七〇一番一　四号及び五号
字長谷　六九九番　六号から八号まで

字黒見　一四四五番　五号及び六号
一四三四番　七号
一四三五番　八号及び九号
一四三六番　十号から十二号まで
一四三七番一　十三号

十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県小田郡矢掛町東三成
字西谷　一五五七番一地先道路敷　一号
字吉野　一五二七番二地先道路敷　二号
一五三〇番一地先道路敷　三号
一五〇二番一　四号
一四一二番　五号
字山田　一三五九番四　六号
一三六〇番二　七号
一三四六番　八号
一二八五番地先道路敷　九号
一三二六番三　十号
一三二六番三地先道路敷　十一号
一三二二番一　十二号
一三一五番一　十三号
一三一二番一　十四号
一三一二番二　十五号
字大里　三六九五番二　十六号
三六九五番二七　十七号
字東山　三六九八番四九　十八号
三八八八番一〇三地先道路敷　十九号
字山田　一三〇六番　二十号
一三〇〇番　二十一号及び二十二号
一三一〇番　二十三号
一二九一番　二十四号及び二十五号
一三六七番三　二十六号
一三六八番　二十七号
一三六九番　二十八号
一三七九番　二十九号
一二四四番一　三十号
字市場　九八五番一　三十一号
一〇三〇番　三十二号
字吉野　一五三一番一　三十三号
字市場　一〇四六番一地先道路敷　三十四号

十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
金原川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県小田郡矢掛町宇内
字今石　一七六三番一　一号
一七六四番　二号
字山鳥　一七六七番一　三号及び四号
一七六七番三　五号から九号まで
字女子ヶ谷　九〇五番　十号及び十一号
九〇一番　十二号から十四号まで
字金原　九六七番地先道路敷　十五号
九七〇番　十六号

十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
内神川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県小田郡矢掛町矢掛
字内神　二五〇五番一地先道路敷　一号
二五〇四番四地先道路敷　二号
二五〇二番一地先道路敷　三号
二四九二番二地先道路敷　四号
二二八九番　五号及び六号
二二九〇番地先道路敷　七号
二二九五番　八号
二二九七番　九号
二三〇二番一　十号及び十一号
二三〇四番一　十二号
二三〇七番　十三号
二三二七番　十四号及び十五号
二三二六番　十六号
二三三六番一　十七号
二三三五番　十八号
二三三〇番一　十九号及び二十号
二二九八番　二十一号及び二十二号
二二八六番　二十三号
二二八八番地先道路敷　二十四号から二十六号まで
二二九〇番　二十七号及び二十八号
二二六六番一　二十九号及び三十号
二二六四番　三十一号
二二六一番　三十二号及び三十三号
二二五九番一　三十四号

十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鯨川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県井原市笹賀町
字鯨　一七三八番　一号
一七一二番　二号
一七〇六番　三号
一七〇四番　四号
一七〇一番　五号及び六号
一六九一番一　七号
一六九二番一　八号から十号まで
一六九九番一　十一号
一七五四番　十二号
一七五二番　十三号
一七五〇番　十四号

十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
谷藪川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を昭和四十七年建設省告示第三百五号で指定した土地の上流端に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（大正十二年内務省告示第百十五号で指定した土地の区域を除く。）

岡山県上房郡賀陽町大字吉川
字川向　七五六四番一　一号
七五六四番七　二号
字四平　七五六六番　三号及び四号
七五六八番　五号
字八反分　七五五六番一七　六号
七五五六番四七　七号
七五五六番七　八号
七五五六番四六　九号
七五五六番一六　十号
七五五六番四一　十一号
七五三九番一　十二号
字四平ノ西　七五五五番　十三号
字八反分　七五五六番四四　十四号
七五五六番四六　十五号
七五五六番四七　十六号
字四平　七五七〇番　十七号及び十八号
七五六八番　十九号
七五六七番　二十号
七五六六番　二十一号
字サヨ田　七五七二番一　二十二号
字八反分　七五五九番二　二十三号

十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
寺下谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県新見市新見
字梶屋ヶ市　五四三番　一号及び二号
五四〇番　三号
字中谷　五四七番　四号
字迫田　二四五番　五号
字柿原　二三七番　六号及び七号
字迫田　二五一番　八号

十七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
浅尾田川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県阿哲郡哲西町大字上神代
字水口中田　二二〇九番　一号
字水口　二二四二番　二号
字家ノ上ヱ　一九〇七番　三号
字家ノ上ミ　一九〇五番　四号から六号まで
字セト　二二九三番　七号
二二八六番一　八号
字荒堀　二二八八番　九号
字大山田　二二六六番一　十号
字平垣内　二二五六番五　十一号
二二五三番四　十二号
字道ノ上ヱ　二二〇五番地先道路敷　十三号

岡山県英田郡美作町巨勢
字池真　六三一番、六四〇番及び六四一番
字本林　六三二番
字黒見　六三三番一から六三三番三、六三四番、六三六番一から六三六番三まで、六三七番、六四二番一及び六四二番二
字池内　六三八番
字父祖畑　六三九番一から六三九番三まで
字才ノ谷　六五六番一から六五六番二七まで、六五六番四六から六五六番五二まで、六五六番五四及び六五六番五五、六五六番五九から六五六番九〇まで
字首亂　一四一七番、一四一八番一及び一四一八番二、一四二一番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イと重複する土地の区域を除く。）
岡山県英田郡美作町巨勢
字日向　六五五番　一号及び二号
字才ノ谷　六五六番二　三号
字黒見　六四二番二　四号
字本林　六三二番　五号
字大山坂　六二六番一　六号
字池内　六四七番　七号
三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　荒神谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
岡山県岡山市阿津
字入道　二五二八番から二五三二番まで、二五三四番、二五三六番から二五四〇番まで、二五四二番から二五五九番まで、二五六一番から二五六八番まで
字蒲蒲　二五四一番
字海清寺　二五七〇番
字向　二六一一番及び二六一二番、二六一五番
字荒神　二六一三番及び二六一四番、二六一六番から二六一八番まで、二六三三番から二六三九番まで、二六四一番から二六四三番まで、二六四五番から二六四八番まで
字荒神口　二六四〇番
字寺山　二六四四番一及び二六四四番二
字御座上　二六四九番から二六五四番まで、二六六七番、二六八〇番及び二六八一番、二七三七番
字竹之宮　二六五五番及び二六五六番、二六五七番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イと重複する土地の区域を除く。）
岡山県岡山市阿津
字荒神口　二六二四番　一号
字竹之宮　二六二二番　二号から五号まで
字荒神　二六二〇番　六号から八号まで
字荒神口　二六一九番　九号及び十号
字荒神　二六一八番　十一号及び十二号
字御座上　二六八一番　十三号
字竹之宮　二六五七番二　十四号
字荒神　二六三一番　十五号及び十六号
　　　二六三〇番　十七号から二十号まで
　　　二六二九番　二十一号から二十三号まで
字荒神口　二六二一番　二十四号
　　　二六二四番　二十五号
字荒神　二六二九番地　二十六号
　　先堤防敷
四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大梅井川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岡山県御津郡建部町大田
字大梅井　二八五番　一号
字安清　二三二番　二号及び三号
　　　二三〇番　四号及び五号
　　　二九一番　六号
字猪之谷　二九三番二　七号及び八号
　　　二九四番二　九号から十一号まで
　　　二九八番　十二号
五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　小屋ケ谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千二十号で指定した土地の区域を除く。）
岡山県御津郡建部町下神目
字吉坂　六〇二番　一号
　　　七五五番四　二号
　　　七五五番三　三号
　　　七五一番二　四号
　　　七五二番　五号
　　　七五三番一　六号
字稲干　七四三番一　七号
字吉坂　七四九番　八号
字小屋ケ谷　七四五番一　九号
　　　七六一番一　十号及び十一号
字堂の上　七六〇番　十二号
字吉坂　七五六番　十三号及び十四号
　　　七五五番一　十五号
　　　六〇二番　十六号及び十七号
六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　百谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の百谷川の中心線から左右各岸十メートルまでの区域（昭和六十二年建設省告示第千八百十三号で指定した土地の区域を除く。）
岡山県御津郡御津町大字虎倉
字百谷　三三四三番二　一号
　　　三三二九番一　二号
字保木根　三三五〇番一　三号
字市場　三四〇九番　四号
七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　田土川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の田土川の中心線から左岸八メートル右岸十二メートルまでの区域（平成二年建設省告示第百二十一号で指定した土地の区域を除く。）
岡山県御津郡御津町大字芳谷
字家ノ下　七三〇番　一号
字大鳥場谷　七〇一番一地先道路敷　二号
字札場　七五四番一　三号
字谷尻　六五六番一　四号
八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岡山県久米郡久米南町全間
字奥日南　五〇六番三　一号
　　地先道路敷
字東日南　五二二番一　二号及び三号
字寺坂　五二六番一　四号
字中田　九五九番　五号
字定国　五〇一番　六号
字細尾　五〇二番一　七号から九号まで
字陰地　四九九番　十号及び十一号
字東奥　四八八番　十二号
字陰地　四九〇番二　十三号
九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　城谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と十六号を結んだ線から標柱十七号と十八号を結んだ線までの区間の城谷川の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域
岡山県久米郡旭町里
字城谷　五七九番　一号
　　　五七八番　二号
字稲井上　五八二番　三号から八号まで
　　　五八一番二　九号
　　　五七五番　十号
字七九　三〇二番一　十一号及び十二号
　　　三〇〇番　十三号及び十四号
　　　三〇六番　十五号
　　　三〇七番二　十六号
岡山県久米郡旭町西川
字清水　二五三番三　十七号
岡山県久米郡旭町里
字道ノ下　三一〇番五　十八号
十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　臼井谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岡山県御津郡加茂川町上加茂
字横ノ鼻　一四四〇番　一号
字巣　一四四七番一　二号
　　　一四四六番　三号及び四号

区間	変更前後の別		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
日南市大字宮浦字中津隈一九七番一二から同市大字宮浦字宮浦五六八番六まで	前	A	一一・五〇〜三四・〇〇	〇・九七〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一三・〇〇〜四一・〇〇	〇・四六〇	
	後	A	一一・五〇〜三四・〇〇	〇・九七〇	
		B	一三・〇〇〜四八・〇〇	〇・四六〇	

(四)　図面縦覧場所　九州地方建設局及び同局宮崎工事事務所

○建設省告示第二百三十七号

日本道路公団において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月十四日から三十日間建設省東北地方建設局において一般の縦覧に供する。

平成七年二月十四日

建設大臣　野坂　浩賢

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
仙台市泉区桂二丁目六四五番一から同市泉区桂四丁目三八八番一まで（ただし、関係図面表示のとおり。）	前	最大　七六 最小　三二	一、三二六
	後	最大　七六 最小　三二	

○建設省告示第二百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月十四日

建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十八号	沖縄県国頭郡国頭村字謝敷猪鹿原九〇六番一から同村字与那大袋一四一〇番まで	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成七年二月十四日

○建設省告示第二百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成七年二月十四日

建設大臣　野坂　浩賢

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　宗吉川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

岡山県真庭郡勝山町大字上

字ヲフウ子　九四六番、九四八番から九六〇番まで

字スゲ　九二二番から九二四番まで、九二五番一から九二五番三まで、九二九番一及び九二九番二、九三〇番一及び九三〇番二、九三一番一及び九三一番二、九三四番から九三七番まで、九四〇番一及び九四〇番二、九四一番、九四三番一、九四三番三、九四五番二、九七四番、九八八番

字グイビガサコ　九七六番、九八一番、九八二番一及び九八二番二、九八三番一、九八四番、九四二番

字音　九二一番一及び九二一番二、九二七番一及び九二七番二、九二八番、九三二番、九三八番、九七五番、九七八番、九八五番

字スゲ田ベリ　九三三番

字一条ケ乢　九八六番一及び九八六番二、九八七番三

字スケ　九二六番一から九二六番九まで

字ロンケ　九〇七番一及び九〇七番二、九〇八番、九一六番、九一八番及び九一九番、九二〇番一、九二〇番三

字ロンデン畑　八一九番、八二一番、九一一番一及び九一一番二

字月平　九〇一番一から九〇一番三まで、九〇二番、九〇二番二、九〇三番一及び九〇三番二、九〇六番

字奥ノ前　八二九番、九〇五番一及び九〇五番二

字奥畑ベリ　九〇〇番

字横山　八九八番一及び八九八番二

字山ノ神　八三一番、八七〇番、八七二番

字川ノ後　八三二番及び八三三番、八三四番一及び八三四番二

字赤羽　八三五番一から八三五番三まで、八七三番、八七五番及び八七六番、八八四番一及び八八四番二、八八六番、八八八番一及び八八八番二、八八九番、八九〇番一から八九〇番三まで、八九一番一から八九一番三まで、八九二番から八九四番まで、八九六番

字山ノ神赤羽根　八八一番

字赤畑ケ　八八五番

字谷河内　八五二番

八六八番一から八六八番三まで

字上河内　八六二番三、八六七番

字ズリコ　七八五番、七八七番、七九〇番一及び七九〇番二、七九三番、七九五番、七九八番及び七九九番、八〇〇番三、八〇一番、八〇三番一及び八〇三番二、八〇四番一から八〇四番五まで、八〇五番、八〇七番一から八〇七番五まで、八〇八番一から八〇八番四まで、八〇九番一、八〇九番三、八一一番から八一三番まで、八一五番、八一七番及び八一八番

字すりこ　七九四番、七九七番

八〇二番一及び八〇二番二、八〇六番

字ズリ子　七九六番

字池谷　七一六番三、七一七番三

字ズドコ　七九一番

字ロンゲ　九一〇番

九一二番一及び九一二番二、九一三番、九一五番

字栗木峪　七六九番一、七七〇番

七七二番から七七四番まで、七七七番、七七八番一及び七七八番二、七七九番及び七八〇番

字奥畑　八二二番、八二七番一から八二七番三まで、八二八番一及び八二八番二

字昼草　七五五番、七五八番、七六二番及び七六三番

字両河内　七六七番一から七六七番三まで、七六八番

字木ノ子峪向河内　八三〇番一から八三〇番三まで

字昼草実なし　七六四番

字堂ケ乢　七六五番

字赤羽根向　八三七番一及び八三七番二、八三九番、八四一番

字土地ノ木　八四三番から八四五番まで、八四七番、八五四番及び八五五番

字野口畝　八五六番

字上河内川ノ上　八五七番

字森下　八五八番

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　黒見川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

次のとおり告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　奈良県
二　都市計画事業の種類及び名称　大和都市計画道路事業三・六・八五〇号平田阿部山線
三　事業施行期間　自平成七年二月十三日至平成十三年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　奈良県高市郡明日香村大字御園小字久保、小字フロノ前、小字宮ノ下及び小字アレタ地内

○建設省告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　奈良県
二　都市計画事業の種類及び名称　大和都市計画道路事業三・三・一号中和幹線
三　事業施行期間　自平成七年二月十三日至平成十三年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　奈良県香芝市西真美一丁目、西真美二丁目、下田東五丁目、下田東一丁目及び北今市地内

○建設省告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第七号東予広域都市計画道路事業三・二・三十八号壬生川北条線
三　事業施行期間　自平成二年一月八日至平成八年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第二百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第八号保内都市計画道路事業三・五・三号和田町楠町線及び三・五・一名坂川之石線
三　事業施行期間　自平成二年一月八日至平成八年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第二百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　今治広域都市計画道路事業三・五・三十六号丸田馬越線
三　事業施行期間　自平成七年二月十三日至平成十三年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　愛媛県今治市片山二丁目、常盤町八丁目、馬越町一丁目、馬越町三丁目及び馬越町四丁目地内

○建設省告示第二百三十一号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第五条第二項で準用する同条第一項の規定により事業計画の変更の認可をしたので、同法第八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

一　住宅地区改良事業の名称　北町　住宅地区改良事業
一　事業計画の認可年月日　平成五年十二月九日
一　施行区域に含まれる除かれた地区外地域の名称の変更　北海道十勝郡浦幌町字帯富の一部
一　事業計画の変更認可年月日　平成七年二月十三日

○建設省告示第二百三十二号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第五条第二項で準用する同条第一項の規定により事業計画の変更の認可をしたので、同法第八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

一　住宅地区改良事業の名称　加島第二　住宅地区改良事業
一　事業計画の認可年月日　平成三年三月三十日
一　事業計画の変更認可年月日　平成六年三月三十日

○建設省告示第二百三十三号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第五条第二項で準用する同条第一項の規定により事業計画の変更の認可をしたので、同法第八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

一　住宅地区改良事業の名称　平野　住宅地区改良事業
一　事業計画の認可年月日　平成四年三月三十一日
一　事業計画の変更認可年月日　平成六年三月三十日

○建設省告示第二百三十四号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第五条第二項で準用する同条第一項の規定により事業計画の変更の認可をしたので、同法第八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

一　住宅地区改良事業の名称　西成　住宅地区改良事業
一　事業計画の認可年月日　平成五年一月四日
一　施行区域に含まれる除かれた地区外地域の名称の変更　大阪府大阪市西成区南開、中開の一部
一　事業計画の変更認可年月日　平成六年四月一日

○建設省告示第二百三十五号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第五条第二項で準用する同条第一項の規定により事業計画の変更の認可をしたので、同法第八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

一　住宅地区改良事業の名称　鶴西旭町　住宅地区改良事業
一　事業計画の認可年月日　平成六年二月十七日
一　事業計画の変更認可年月日　平成六年九月二十一日

○建設省告示第二百三十六号

建設省九州地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	備考
宮崎県児湯郡新富町大字三納代字畑中一七三七番一から同町大字三納代字辻二四三八番二まで	前　A	二五・〇〇〜二八・〇〇メートル	〇・二〇九キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前　B	一一・〇〇〜一四・〇〇	〇・一一八	
	後　A	二五・〇〇〜二八・〇〇	〇・二〇九	

(四)　図面縦覧場所　九州地方建設局及び同局宮崎工事事務所

二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十号
(三)　道路の区域

三〇番五　十三号から十六号まで

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　山岸の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県下閉伊郡岩泉町門字山岸

七九番二七　一号
七九番三四　二号
四六番一　三号
七九番三四　四号及び五号
七九番二六　六号から八号まで
七九番二三　九号
七九番三一　十号及び十一号
七九番二四　十二号
四二番　十三号
四三番のイ　十四号
八二番　十五号
四九番　十六号

○建設省告示第二百十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　W一一八二
二　申請者住所氏名　東京都港区芝大門二丁目一二番一〇号　浅野スレート株式会社　代表取締役社長　吉村　隆
三　品目名（商品名）　両面せっこうボード（九■）リブ付繊維混入石膏押出成形板（八■）張グラスウール挿入間仕切壁（浅野スタッドレスパネルNE耐火六〇（SLP－NE耐火六〇））
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　リブ付繊維混入石膏押出成形板（不燃（個）第一一二六七号）、せっこうボード（準不燃第二〇一五号、第二〇二七号）、（不燃第一〇〇三号、第一〇二七号）、グラスウール保温板（不燃第一〇三一号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第二百十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　W二二九七
二　申請者住所氏名　東京都港区芝大門二丁目一二番一〇号　浅野スレート株式会社　代表取締役社長　吉村　隆
三　品目名（商品名）　両面せっこうボード（一二■）リブ付繊維混入石膏押出成形板（八■）張グラスウール挿入間仕切壁（浅野スタッドレスパネルNE耐火一二〇（SLP－NE耐火一二〇））
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　リブ付繊維混入石膏押出成形板（不燃（個）第一一二六七号）、せっこうボード（不燃第一〇〇三号、第一〇二七号）、グラスウール保温板（不燃第一〇三一号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第二百二十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有するはりの構造として指定したので告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　G二一六〇
二　申請者住所氏名　大阪府大阪市中央区伏見町三丁目二番六号　スチライト工業株式会社　代表取締役　金井正巳
三　品目名（商品名）　エトリンガイト系吹付材（二五■）被覆鉄骨はり（タイカアロックG－一二〇）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　エトリンガイト系吹付材（スチライト工業株式会社滋賀工場）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第二百二十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　C三一三一
二　申請者住所氏名　大阪府大阪市中央区伏見町三丁目二番六号　スチライト工業株式会社　代表取締役　金井正巳
三　品目名（商品名）　エトリンガイト系吹付材（二五■）被覆鉄骨柱（タイカアロックC－一八〇）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　エトリンガイト系吹付材（スチライト工業株式会社滋賀工場）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第二百二十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する床の構造として指定したので告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　F一〇五七
二　申請者住所氏名　東京都千代田区内幸町一丁目一番一号　旭化成建材株式会社　代表取締役社長　鈴木基之
三　品目名（商品名）　軽量気泡コンクリートパネル（一二五■）セメント系セルフレベリング材（一〇■）床（ヘーベルシステムスラブ一三五）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　軽量気泡コンクリートパネル（JIS A 五四一六）、セメント系セルフレベリング材（JASS一五 M一〇三）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第二百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　長岡都市計画道路事業三・四・一〇一号新潟市谷線
三　事業施行期間　自平成七年二月十三日至平成十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　新潟県見附市元町一丁目及び二丁目並びに学校町二丁目地内
使用の部分　なし

○建設省告示第二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　新潟都市計画道路事業三・一・五七二号鳥屋野潟公園線
三　事業施行期間　自平成七年二月十三日至平成十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　新潟県新潟市清五郎字川東並びに長潟字宮谷内及び字新田前地内
使用の部分　なし

○建設省告示第二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　奈良県
二　都市計画事業の種類及び名称　大和都市計画道路事業三・四・五二号天理王寺線
三　事業施行期間　自昭和四十七年五月十二日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、

五一七番地先国有地　三号
四九一番地先国有地　四号及び五号
四八八番地先国有地　六号
四八七番地先国有地　七号
青森県中津軽郡岩木町大字百沢字裾野
四八七番　八号及び九号
四八八番　十号
四八九番　十一号
四八六番　十二号
五〇三番　十三号及び十四号
五〇七番　十五号
五一七番　十六号
五〇九番　十七号
五一八番　十八号及び十九号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大近川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線、標柱十号と十一号を平成元年建設省告示第千三百八十四号で指定した土地の下流端に沿って結んだ線、標柱十一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県むつ市大字大湊
字釜臥山　二番一　一号から十号まで
字大川守　四四番一　十一号から十八号まで

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　宇田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成元年建設省告示第千三百八十四号で指定した土地の区域を除く。）
青森県むつ市大字大湊
字宇田町　四三七番　一号
字大近川　五四番地先国有地　二号から六号まで
字宇田町　三九七番一　七号
字水上ノ内チエトリ　五六番一二　八号
五六番一三　九号

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　蛸田沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を昭和六十二年建設省告示第千七百六十四号で指定した土地の下流端に沿って結んだ線、標柱七号から九号までを平成二年建設省告示第千五百四十七号で指定した土地の下流端に沿って順次結んだ線、標柱九号から十七号までを順次結んだ線及び標柱　号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県下北郡脇野沢村大字脇野沢
字蛸田　五番一地先道路敷　一号
一三四番　二号及び三号
一二〇番一　四号及び五号
一四六番六〇　六号
字源藤城国有林　二八一林班と小班　七号
字蛸田　一四六番五　八号
一四六番三六　九号及び十号
一二三番　十一号
一二四番・一二五番・一二六番・一二八番・一四三番九　十二号及び十三号
一二九番　十四号
一四三番一四　十五号
一四三番三　十六号
三番一地先道路敷　十七号

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　鳴沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字建石町
字大平　三五番一　一号
二〇三番一　二号
二〇二番一　三号から六号まで
二〇五番　七号から十一号まで
字成沢　一七五番二　十二号
一七五番一　十三号
一七四番四　十四号
一七二番一　十五号
一六八番一　十六号及び十七号
一六六番一　十八号
一六一番　十九号
一五七番一　二十号
一五五番　二十一号
一五一番一　二十二号及び二十三号

九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　上岡崎川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県西津軽郡深浦町
大字月屋　字裸森　九番五　一号
大字横磯　字上岡崎　七〇番二　二号から六号まで
大字月屋　字裸森　七八番一　七号から十一号まで
九番四　十二号及び十三号
七八番一　十四号
九番三　十五号
九番七　十六号

○建設省告示第二百十七号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
平成七年二月十三日
建設大臣　野坂　浩賢

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　長崎川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岩手県稗貫郡大迫町外川目畑第　八地割
七〇番六　一号から七号まで
七〇番三　八号
七〇番二　九号から十一号まで
岩手県上閉伊郡宮守村字達曽部一地割
二番一　十二号
二番二　十三号及び十四号
二番三　十五号から十八号まで
五番一地先道路敷　十九号及び二十号
一番四　二十一号
一番三地先水路敷　二十二号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　山本川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十四年建設省告示第二十七号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
岩手県江刺市米里字山本
一二七番地先道路敷　一号及び二号
一三二番地先道路敷　三号及び四号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和四十四年建設省告示第二十七号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
岩手県江刺市米里字大畑
七番　一号及び二号
四番内イ　三号
五番内一　四号
二番一　五号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線及び標柱一号と二号を昭和四十四年建設省告示第二十七号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
岩手県江刺市米里字中屋敷
一二五番イ　一号
一二四番二　二号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　沢山沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成二年建設省告示第千九百九十三号で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岩手県釜石市甲子町第一四地割
一番四六　一号及び二号
一番五〇五　三号
一番五〇六　四号
一番六　五号から七号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　石畑沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岩手県下閉伊郡岩泉町門字道の上
一二番二　一号
三〇番二九　二号及び三号
三〇番二八　四号
三〇番二七　五号から七号まで
三〇番六　八号から十二号まで

指定番号	イ	ロ
遮音（個）第二五二号	両面石膏ボード（一二・五㎜）二枚重ね張りスペーサー千鳥取付グラスウール（五〇㎜）挿入木造下地間仕切壁（一八〇～二一〇㎜）（アドラ防火遮音壁）	東京都港区三田三ノ九ノ一一　日本生命三田ビル　アドラ建材株式会社　代表取締役社長　志村　靖雄

○建設省告示第二百十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十二条の二第二項第三号の規定に基づき、次の表のロ欄に掲げる者の申請に係るイ欄の構造を、長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造として指定したので告示する。

平成七年二月十日　建設大臣　野坂　浩賢

指定番号	イ	ロ
遮音（個）第二五三号	両面石膏ボード（九・五㎜＋一二・五㎜）重ね張り軽量気泡コンクリートパネル（七五㎜）千鳥配置グラスウール（二五㎜）挿入間仕切壁（一四四～一五六㎜）（セラミック遮音ウォールD四〇）	東京都千代田区内幸町一丁目一番一号　旭化成建材株式会社　代表取締役社長　鈴木　基之

○建設省告示第二百十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第四項の規定により、宮崎広域都市計画事業希望ケ丘西土地区画整理事業の施行規程及び事業計画を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年二月十日　建設大臣　野坂　浩賢

一　縦覧開始の日

平成七年二月十一日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所

宮崎県宮崎市橘通東二丁目七番十八号

宮崎県住宅供給公社

三　縦覧時間

午前九時から午後五時まで

○建設省告示第二百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　落合3の沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道空知郡南富良野町字落合

三九七番地先河川敷　一号
四〇三番地先道路敷　二号
四〇五番　三号から八号まで
三九八番　九号
三九八番地先河川敷　十号
四〇二番地先河川敷　十一号
四〇五番　十二号から十四号まで
三九七番地先河川敷　十五号
三九七番　十六号から十八号まで

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　第一沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道勇払郡占冠村

字トマム
一七〇五番一　一号から十二号まで
国有林幾寅事業区
二二六林班　ほ小班　十三号から十五号まで
字トマム
一七〇五番一　十六号から十八号まで
国有林幾寅事業区
二二六林班　る小班　十九号から二十三号まで
字トマム
一七〇五番一　二十四号から三十九号まで

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　渡辺沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道留萌郡小平町

字滝下　四四番一　一号
国有林達布事業区
六七林班　い小班　二号から七号まで
六六林班　ほ小班　八号から十八号まで

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　別々川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道

白老郡白老町字社台
三七四番六地先河川敷　一号
三七四番一九地先国有地　二号
三七五番三九　三号
三七五番四〇　四号
三七四番一三　五号及び六号
三七四番一三地先河川敷　七号
三七四番九地先河川敷　八号
苫小牧市字樽前
四九三番地先道路敷　九号
四九〇番一　十号
四九〇番一地先河川敷　十一号
四九〇番一　十二号から十四号まで
四九二番　十五号及び十六号
四九一番　十七号
四九〇番三地先河川敷　十八号

○建設省告示第二百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成七年二月十三日　建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　横内川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県青森市大字横内

字八重菊　三九番　一号から三号まで
五三番四　四号から十号まで
五三番六　十一号
五〇番　十二号
五三番三　十三号から十六号まで
四三番二　十七号及び十八号
字鏡山　四三番三　十九号
四三番二　二十号から二十二号まで
字八重菊　二九番　二十三号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　茂浦沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を平成三年建設省告示第四十二号で指定した土地の下流端に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県東津軽郡平内町大字茂浦

字家ノ上　六番一　一号
三九番　二号
六番一　三号
二八番一　四号及び五号
三一番　六号から九号まで
六番二　十号
字浦田越　二番三　十一号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　湯の沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を昭和三十二年建設省告示第千四百十一号及び平成四年建設省告示第千八百八十号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県東津軽郡平舘村大字根岸

字長屋形国有林
一六林班　は3小班　一号から七号まで

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　湯ノ沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県中津軽郡西目屋村大字白沢字山内
岩木町大字百沢字裾野
五一八番地先国有地　一号及び二号

○建設省告示第二百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第二千九十二号那覇広域都市計画道路事業三・三・三号真地久茂地線及び三・五・十号識名真地線
三　事業施行期間　自昭和六十三年十月二十五日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第二百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千二百七十三号那覇広域都市計画道路事業三・四・五号県道五号線
三　事業施行期間　自平成元年七月四日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第二百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第千百五十号那覇広域都市計画道路事業三・四・四号県道七号線バイパス
三　事業施行期間　自昭和五十九年七月十九日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第二百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第百六十七号那覇広域都市計画道路事業三・四・四号県道七号線バイパス及び三・五・一号豊見城線
三　事業施行期間　自昭和六十二年二月五日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第二百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十一年建設省告示第千五百十一号那覇広域都市計画道路事業三・四・二十三号壺辺国場線
三　事業施行期間　自昭和六十一年九月十一日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第二百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第二千三百十一号コザ広域都市計画道路事業三・二・一号沖縄環状線
三　事業施行期間　自昭和六十三年十二月三日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第二百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千八百五十五号コザ広域都市計画道路事業三・二・一号沖縄環状線
三　事業施行期間　自平成二年十一月十四日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第二百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第二千三百十号石垣都市計画道路事業三・五・二十三号真栄里新川線
三　事業施行期間　自昭和六十三年十二月三日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第三百四十四号平良都市計画道路事業三・五・九号久松線
三　事業施行期間　自昭和六十三年六月七日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第二百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千六百六十一号那覇広域都市計画道路事業三・五・一号豊見城線
三　事業施行期間　自平成元年十月六日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第二百十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十二条の二第二項第三号の規定に基づき、次の表のロ欄に掲げる者の申請に係るイ欄の構造を、長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造として指定したので告示する。

平成七年二月十日　建設大臣　野坂　浩賢

指定番号	イ	ロ
遮音（個）第二五一号	空洞コンクリートブロック間仕切壁（一二〇型）（耐火ブロック厚一二〇）	大阪府大阪市福島区吉野四丁目二二番九号　太陽セメント工業株式会社　代表取締役　石井　尚文

○建設省告示第二百十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十二条の二第二項第三号の規定に基づき、次の表のロ欄に掲げる者の申請に係るイ欄の構造を、長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造として指定したので告示する。

平成七年二月十日　建設大臣　野坂　浩賢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を昭和四十三年建設省告示第千四百五十五号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県更級郡大岡村

字安賀南　甲五四二七番一　一号

甲五四二九番　二号

甲五四二二番一　三号

字梨木南　甲五八〇〇番　四号から六号まで

甲五八〇二番・甲五八〇三番　合併　七号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を昭和四十三年建設省告示第千四百五十五号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県更級郡大岡村

字村西　乙一八一〇番　一号及び二号

乙一八一四番一　三号及び四号

字安賀南　甲五四二〇番一　五号及び六号

甲五四一七番一　七号

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　白地沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から宮之入沢合流点までの区間の白地沢の中心線から左右各岸三十メートルまでの土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千二百七十四号及び平成元年建設省告示第千八百四十二号で指定した土地の区域を除く。）

長野県上水内郡小川村大字瀬戸川

字西ノ神　一六七三八番五　一号

字持京坂　一六四八八番一　二号

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　屋敷平沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と九号を結んだ線から金熊川合流点までの区間の屋敷平沢の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千二百三十一号で指定した土地の区域を除く。）

長野県北安曇郡美麻村

字ミット　六一七五番六　一号

字ナロ　六一七四番一　二号

字大久保　六一六九番一　三号

字中島　六一二四番一　四号

字家ノ向　五八六一番ロ　五号

字栗ノ木立　五八二一番一〇　六号

字下山　五八一七番三　七号及び八号

五八一九番一　九号

九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　角井沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を昭和十年内務省告示第二百八十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱八号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県上水内郡中条村大字住良木

字上川原　九一八九番一　一号

字寒澤　九一九三番　二号

字向川原　一六九五番二　三号

一六九八番一　四号

一六九九番一　五号

一六九四番一　六号

一七〇一番一　七号

字角井平　二二三一番一　八号

字向川原　一六九三番一　九号

一六九二番一　十号

一六九五番二　十一号及び十二号

九一八九番ロ　十三号

九一八九番一　十四号

十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　小滝沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和四十六年建設省告示第千二百九十七号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県東筑摩郡坂北村

字畦岩　九七八三番一　一号及び二号

字穂契　一二八四五番　三号

一二八五二番　四号

字一ノ沢　一二八七〇番イ　五号

字小滝　一二八七二番　六号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十六年建設省告示第千二百九十七号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県東筑摩郡坂北村

字立川　一二八三三番二　一号

字北山　一一三三二番一六八　二号

一一三三二番一一〇　三号及び四号

十一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　北野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県下水内郡栄村大字堺字極野

一二四九三番九五　一号及び二号

一二四九三番二七一　三号

一二四九三番九八　四号

一二四九三番九九　五号及び六号

一二四九三番七九　七号

一二四九三番八〇　八号

一二四九三番八三　九号

一二四九三番八四　十号及び十一号

一二七四七番一九　十二号

一二七四七番一八　十三号及び十四号

一二七五〇番七　十五号から十八号まで

一二七五〇番六七　十九号

一二四九三番二〇三　二十号

一二四九三番二一四　二十一号及び二十二号

一二四九三番二一三　二十三号

十二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　金峰山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千二百八十三号で指定した土地の区域を除く。）

長野県南佐久郡川上村

大字秋山　三一八番一　一号

三〇九番一　二号

三〇九番二　三号及び四号

三〇九番四　五号

二一二番　六号から十一号まで

二一五番　十二号

二一四番　十三号

二二〇番

二一八番

二二〇番

二一一番

大字川端下　五七番四

五七番三

五七番一

大字居倉　四九番一

四九番二

四九番三三

十三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　三郎川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第三千九百三十六号で指定した土地の区域を除く。）

長野県上田市大字下之郷

字宮原　八一二番一　一号

八一二番二五　二号

八一二番二六　三号及び四号

字浅間原　八一三番六六　五号

八一三番六三　六号

十四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　切久保沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和三十九年建設省告示第三千六百二十二号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県北佐久郡北御牧村大字下之城

字道上　八六四番二　一号

字前ノ山　一八二六番三地先道路敷　二号

一八二六番一一地先道路敷　三号

字道上　八六五番三　四号

字前ノ山　一八二七番五　五号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和三十九年建設省告示第三千六百二十二号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県北佐久郡北御牧村大字下之城

字松林　一七八五番一　一号及び二号

一七八五番三地先道路敷　三号

〃	002―6	〃	[illegible]
〃	002―6	〃	[illegible]
〃	002―7	〃	[illegible]
〃	002―8	〃	[illegible]
〃	002―9	〃	HK[illegible]

告示第8：回分式活性汚泥方式に付着濾過方式を組み合わせた方式

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番4号 [illegible]㈱ 代表取締役社長　渡辺　[illegible]一
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691―2　東日本フジ化工㈱那須工場 福岡県遠賀郡庄内町大字綱分1471―7　西日本フジ化工㈱庄内工場 北海道赤平市字赤平651番地2　赤平技術サービス㈱ 北海道白老郡白老町字石山7番地37　㈲ダイワ化成 宮城県桃生郡河北町福地字塩手105番地　㈱コバヤシ製作所 宮城県黒川郡大和町宮床字仁田87　㈲宮城レジン工業 兵庫県小野市浄谷町字北野1545　日本化成工業㈱小野工場

認定番号	浄化槽の名称
94―6H―003	フジクリーンプラントPK―VXII―A型（51～183）
〃　003―1	〃　B型（51～400）
〃　003―2	〃　C型（69～400）
〃　003―3	〃　D型（57～533）
〃　003―4	〃　E型（69～800）
〃　003―5	〃　F型（115～800）
〃　003―6	〃　G型（156～800）
〃　003―7	〃　H型（175～800）
〃　003―8	〃　I型（175～800）
〃　003―9	〃　J型（248～800）

○建設省告示第百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成七年二月九日

建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　中沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の中沢川の中心線から左右各岸三十メートルまでの土地の区域（昭和二年内務省告示第三百四十二号で指定した土地の区域を除く。）

長野県木曽郡木曽福島町

字上明ヶ沢シノハチ　七七三五番三　一号

字出口　七七二六番二〇　二号

字大平ヨリ梅兵衛久保マデ　七七三二番一　三号

字尾倉渡　七七二一番ロ　四号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　栃木沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と五号を結んだ線から谷地川合流点までの区間の栃木沢の中心線から左右各岸十メートル[illegible]

三㈠　[illegible]

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号[illegible]を結んだ線から標柱三号と四号を[illegible]までの区間の大楢川の中心線から[illegible]五十メートルまでの土地の区域

長野県北安曇郡白馬村大字北城字西山

四四八七番一二　一号及び二号

四四八七番一六　三号

四四八七番一二　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を大楢川の中心線から左岸五十メートルの線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県北安曇郡白馬村大字北城字西山

四四八七番一二　一号から四号まで

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　夜間瀬川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の夜間瀬川の中心線から左右各岸九十メートルまでの土地の区域並びに標柱三号から三十号までを順次結んだ線及び標柱三号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和九年内務省告示第二百号で指定した土地の区域を除く。）

長野県下高井郡山ノ内町

大字夜間瀬字中島　二六九六番七　一号

中川原

大字戸狩字松崎　一二〇四番一　二号

長野県中野市

大字竹原字松崎　一八九八番地先河川敷　三号

大字竹原字北川原　一七二七番一地先河川敷　四号

一六八四番一　五号

[illegible]

大字笠原字ひどろ

大字笠原字向と原

大字越字川原

一三六七番

一一九六番

一二二番二

大字竹原字松崎

五㈠　砂防法第二条の土地[illegible]渕沢

㈡　砂防法第二条の土地[illegible]

次に掲げる土地に存[illegible]までを順次結んだ線及[illegible]治三十三年内務省告示[illegible]地の境界線に沿って結[illegible]の区域

長野県長野市大字塩生乙字[illegible]

三四番ヘ　一号

三四番二　二号

三三番　三号

六㈠　砂防法第二条の土地[illegible]ノロ沢

	栃木県下都賀郡都賀町大柿301番地　㈱ニッコークリエート大柿工場 静岡県袋井市大谷1243番地の1　㈱ニシムラ工業所

認定番号	浄化槽の名称
94－1E－022	ゼオン小規模合併処理浄化槽GPZ1－5型
〃　022－1	〃　6型
〃　022－2	〃　7型
〃　022－3	〃　8型
〃　022－4	〃　10型

告示第8：固液分離・回分接触ばっ気方式（合併処理）

製造者の住所・氏名	群馬県前橋市古市町118番地　大和設備工事㈱ 代表取締役社長　小田川眞也
工場の所在地及び名称	群馬県前橋市古市町118番地　大和設備工事㈱総合設備工場

認定番号	浄化槽の名称
94－1H－001	ヤマト回分式小型合併処理浄化槽ゼロスYS－20－5型
〃　001－1	〃　6型
〃　001－2	〃　7型
〃　001－3	〃　8型
〃　001－4	〃　10型

告示第8：流量調整・嫌気濾床及び生物濾過を組み合わせた方式（合併処理）

製造者の住所・氏名	東京都新宿区西新宿2－1－1　日立化成工業㈱ 代表取締役社長　丹野　穀
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地　日立化成工業㈱結城工場 大阪府岸和田市今木町101番地　池田化成工業㈱本社工場 兵庫県佐用郡上月町久崎580番地　池田化成工業㈱上月工場 栃木県芳賀郡茂木町大字上後郷字森前610番地　㈲栄信工業九石工場 岩手県北上市飯豊町字村崎野第8地割92番地5　ハイプラ化成㈱北上工場 宮崎県延岡市行縢町640番地3　㈲光洋化成工業 茨城県下館市大字下江連1250番地日立化成工業㈱結城工場内日化プラスチック㈱

認定番号	浄化槽の名称
94－1H－002	KBF－5型
〃　002－1	〃　6型
〃　002－2	〃　7型
〃　002－3	〃　8型
〃　002－4	〃　10型

告示第6第2号：接触ばっ気方式（沈殿分離槽）

製造者の住所・氏名	広島県福山市御幸町森脇230　㈱テラルキョクトウ 代表取締役　菅田　博文
工場の所在地及び名称	東京都西多摩郡瑞穂町高根271－1　㈱五十鈴化工 宮城県栗原郡金成町字畑大平13－38　ホーマー㈱宮城金成工場

認定番号	浄化槽の名称
94－6BT－011	BITEX浄化槽BTS2T－A型（51～138）
〃　011－1	〃　B型（51～230）
〃　011－2	〃　C型（51～231）
〃　011－3	〃　D型（58～310）
〃　011－4	〃　E型（61～500）
〃　011－5	〃　F型（61～500）

告示第6第2号：接触ばっ気方式（流量調整槽）

製造者の住所・氏名	広島県福山市御幸町森脇230　㈱テラルキョクトウ 代表取締役　菅田　博文
工場の所在地及び名称	東京都西多摩郡瑞穂町高根271－1　㈱五十鈴化工 宮城県栗原郡金成町字畑大平13－38　ホーマー㈱宮城金成工場

認定番号	浄化槽の名称
94－6BR－010	BITEX浄化槽BTS2R－A型（201～500）
〃　010－1	〃　B型（201～500）
〃　010－2	〃　C型（201～500）
〃　010－3	〃　D型（201～500）
〃　010－4	〃　E型（201～500）
〃　010－5	〃　F型（201～500）
〃　010－6	〃　G型（201～500）
〃　010－7	〃　H型（201～500）

告示第8：回分式活性汚泥方式

製造者の住所・氏名	山梨県大月市初狩町下初狩462　山正産業㈱ 代表取締役　相馬　英一
工場の所在地及び名称	山梨県東八代郡八代町南4724　山梨ニューマテリアル協業組合 鹿児島県川内市勝目町字山口田6314－1　共和通信建設㈱

認定番号	浄化槽の名称
94－6H－002	ハイスタープラントHKA1型（51～500）
〃　002－1	〃　HKB1型（51～500）
〃　002－2	〃　HKB2型（51～500）
〃　002－3	〃　HKB3型（51～500）
〃　002－4	〃　HKB4型（51～500）

製造者の住所・氏名	大阪府大阪市北区西天満二丁目4番4号 積水化学工業㈱ 代表取締役社長 西澤 進
工場の所在地及び名称	栃木県真岡市清水143 協和工業㈱ 愛知県知多郡南知多町大字大井字和田ヶ丘38－2 大栄産業㈱南知多工場 福岡県鞍手郡宮田町大字鶴田字池田1896 ㈱エコン 愛知県知多郡東浦町藤江字前新田3－16 ㈲三貴工業所 岐阜県瑞浪市日吉町字柴平1290－42 朝日濾過材㈱瑞浪工場
認定番号	浄化槽の名称
94－1E－019	セキスイ小型合併処理浄化槽SGS－5型
〃 019－1	〃 6型
〃 019－2	〃 7型
94－1E－020	セキスイ小型合併処理浄化槽SGS－8型
〃 020－1	〃 10型

告示第2第2号：接触ばっ気方式（沈殿分離槽）

製造者の住所・氏名	東京都新宿区西新宿2－1－1 日立化成工業㈱ 代表取締役社長 丹野 毅
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地 日立化成工業㈱結城工場 兵庫県佐用郡上月町久崎580番地 池田化成工業㈱上月工場
認定番号	浄化槽の名称
94－2BT－005	JT6－AX2型（70～210）
〃 005－1	〃 BX2型（90～250）
〃 005－2	〃 AX3型（80～220）

告示第3第2号：接触ばっ気方式（沈殿分離槽）

製造者の住所・氏名	東京都新宿区西新宿2－1－1 日立化成工業㈱ 代表取締役社長 丹野 毅
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地 日立化成工業㈱結城工場 兵庫県佐用郡上月町久崎580番地 池田化成工業㈱上月工場
認定番号	浄化槽の名称
94－3BT－005	JT3－AX2型（70～210）
〃 005－1	〃 BX2型（110～250）
〃 005－2	〃 AX3型（80～250）

告示第6第2号：接触ばっ気方式（沈殿分離槽）

製造者の住所・氏名	東京都新宿区西新宿2－1－1 日立化成工業㈱ 代表取締役社長 丹野 毅
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地 日立化成工業㈱結城工場 兵庫県佐用郡上月町久崎580番地 池田化成工業㈱上月工場
認定番号	浄化槽の名称
94－6BT－010	JTY2－AX3型（80～250）

○建設省告示第百九十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第1項の規定に基づき、平成六年十二月六日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成七年二月九日　　　建設大臣　野坂　浩賢

（次のように別記）

昭和55年建設省告示第1292号（以下「告示」という。）第1第5号：嫌気濾床接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	静岡県浜松市新橋町103番地 ㈱ハマネツ 代表取締役社長 初澤 明博
工場の所在地及び名称	静岡県浜北市尾野836番地 ㈱ハマネツ浜北工場 岐阜県恵那郡岩村町飯羽間2501番地 三洋技研㈱恵那工場 栃木県鹿沼市栃窪1261番地 ㈲荒川工業 三重県北牟婁郡海山町引本942番地 モリヨシ㈱ 長野県飯田市上久堅6292番地の1 ㈱南信ハマネツ 長野県小県郡青木村大字田沢38番地の1 ㈲上田レジン工業 栃木県下都賀郡都賀町大柿301番地 ㈱ニッコークリエート大柿工場 静岡県袋井市大谷1243番地の1 ㈱ニシムラ工業所 岡山県倉敷市児島塩生字新浜2767番地の22 ゼオンリム㈱
認定番号	浄化槽の名称
94－1E－021	ハマネツ小規模合併処理浄化槽KGN3－5型
〃 021－1	〃 6型
〃 021－2	〃 7型
〃 021－3	〃 8型
〃 021－4	〃 10型

製造者の住所・氏名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 日本ゼオン㈱ 代表取締役社長 中野 克彦
工場の所在地及び名称	岡山県倉敷市児島塩生字新浜2767番地の22 ゼオンリム㈱ 静岡県浜北市尾野836番地 ㈱ハマネツ浜北工場 岐阜県恵那郡岩村町飯羽間2501番地 三洋技研㈱恵那工場 栃木県鹿沼市栃窪1261番地 ㈲荒川工業 三重県北牟婁郡海山町引本942番地 モリヨシ㈱ 長野県飯田市上久堅6292番地の1 ㈱南信ハマネツ 長野県小県郡青木村大字田沢38番地の1 ㈲上田レジン工業

亀岸字上木野　一五三〇番　十八号から二十一号まで
亀徳字山　一三〇五番一　二十二号から二十七号まで

○建設省告示第百八十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年二月七日　建設大臣　野坂　浩賢

一　起業者の名称　大分県知事
一　事業の種類　一般国道二百十号改築工事（木の上IIバイパス・大分県大分市大字木上地内から同県同市大字田尻地内まで）並びにこれに伴う市道及び河川管理施設付替工事
一　起業地
イ　収用の部分　大分県大分市大字木上字小柳及び字鉾手、大字口戸字田島、字伽藍地及び字野伐田、大字市字川田、字垣ノ内、字界ノ坪、字石橋及び字大坪、大字玉沢字小柳、字垣添、字楠本、字西反田、字小野田、字四月田、字平石、字忍田及び字宮ノ本並びに大字田尻字高見、字表、字向表及び字妻生田地内
ロ　使用の部分　なし
一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　大分市役所

○建設省告示第百八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年二月七日　建設大臣　野坂　浩賢

一　起業者の名称　関西電力株式会社
一　事業の種類　特別高圧送電線東大阪新生駒線増強工事及びこれに伴う附帯工事
一　起業地
イ　収用の部分
奈良県生駒市北田原町地内
大阪府交野市大字私市地内
同府四條畷市大字下田原、大字逢阪並びに大字南野地内
同府大東市大字龍間並びに大字寺川地内
ロ　使用の部分
奈良県生駒市北田原町地内
大阪府交野市大字私市地内
同府四條畷市大字下田原、大字逢阪並びに大字南野地内
同府大東市大字龍間、大字寺川、大字野崎並びに寺川5丁目地内
一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　奈良県生駒市役所、大阪府交野市役所、同府四條畷市役所、同府大東市役所

○建設省告示第百九十号

建設省近畿地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月八日　建設大臣　野坂　浩賢

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　百七十一号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
茨木市下井町七八番六から同市下井町一九番三まで	前	三五・〇〇～四六・八〇メートル	〇・〇六〇キロメートル
	後	三五・〇〇～四六・〇〇	〇・〇六〇

㈣　図面縦覧場所　近畿地方建設局及び同局大阪国道工事事務所

○建設省告示第百九十一号

建設省九州地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月八日　建設大臣　野坂　浩賢

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　三十四号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐賀県神埼郡千代田町大字境原字二ノ坪二〇一一番一から佐賀市兵庫町大字若宮字三本黒木一一二二番一まで	前	九・〇〇～六六・〇〇メートル	一・七四九キロメートル
	後	二六・八〇～九二・〇〇	一・七四九
佐賀市兵庫町大字渕字三本杉一五五九番一から同市兵庫町大字西渕字四本柳一九六二番一まで	前	二六・〇〇～二九・八〇	〇・五七四
	後	二七・〇〇～五六・五〇	〇・五七四

㈣　図面縦覧場所　九州地方建設局及び同局佐賀国道工事事務所

○建設省告示第百九十二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成六年十一月十五日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成七年二月九日　建設大臣　野坂　浩賢

（次のように別記）

昭和55年建設省告示第1292号（以下「告示」という。）第1第5号：嫌気濾床接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	岐阜県岐阜市早田本町四丁目11番地　田代工業㈱　代表取締役　田中　健資
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡美浜町大字北方字稲道11　大栄産業㈱東海樹脂工場 愛知県知多郡南知多町大字大井字和田ヶ丘38－2　大栄産業㈱南知多工場

認定番号	浄化槽の名称
94－1E－017	タシロTK－F－5型
〃　017－1	〃　6型
〃　017－2	〃　7型
〃　017－3	〃　8型
94－1E－018	〃　10型

鹿児島県薩摩郡入来町浦之名
字坂出前　八六一九番地先　一号
道路敷
鹿児島県薩摩郡入来町副田
字坂出　六六六九番一　二号
六六六七番二　三号
六六六七番一　四号
六六七四番一　五号及び六号
六六一一番　七号
六六一〇番二　八号及び九号
字桜ヶ丸　六六二三番一　十号及び十一号
六六六六番　十二号
六六六二番　十三号
六六五三番　十四号
六六五一番　十五号
六六五〇番　十六号
鹿児島県薩摩郡入来町浦之名
字五右ェ門堀　八六八〇番　十七号
八六七〇番乙一　十八号
八六六七番　十九号
八六六二番　二十号
八六五九番　二十一号
鹿児島県薩摩郡入来町副田
字坂出前　八六一九番　二十二号及び二十三号

ロ　次に掲げる土地に存する標注一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の坂出川の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域

鹿児島県薩摩郡入来町
副田字桜ヶ丸　六六四二番　一号
浦之名字向桜ヶ丸　八六八三番　二号
副田字桜ヶ丸　六六五〇番　三号
浦之名字五右ェ門堀　八六八〇番　四号

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　城瀬川二
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線並びに標柱一号と八号を結んだ線から標柱九号と十号を結んだ線までの区間の城瀬川二の中心線から左岸十メートル右岸十五メートルまでの土地の区域

鹿児島県姶良郡姶良町平松
字城瀬　三九七八番　一号
三九七五番一　二号及び三号
三九七四番二　四号及び五号
三九七四番一　六号及び七号
三九七三番二　八号
字城瀬山下　三九一六番一　九号
字城瀬　三九三四番一　十号

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　荒平川谷
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線並びに標柱一号と八号を結んだ線から標柱九号と十号を結んだ線までの区間の荒平川谷の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域

鹿児島県曽於郡輝北町上百引
字福谷　五〇一七番　一号
五〇一二番　二号
五〇一七番　三号から五号まで
五〇一八番　六号から八号まで
字輿市木場　四九八九番二　九号
四九八二番一　十号

七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　田代ヶ谷
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の田代ヶ谷の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域（平成三年建設省告示第六百五十号で指定した土地の区域を除く。）

鹿児島県曽於郡大隅町
恒吉字竹ノ元　三〇〇三番七　一号
二九九四番一　二号
須田木字春山　一九一三番　三号
恒吉字上新開　二一五六番三　四号

八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　第二入佐谷
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の第二入佐谷の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域並びに標柱三号から九号までを順次結んだ線及び標柱三号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第六百七十六号で指定した土地の区域を除く。）

鹿児島県曽於郡末吉町諏訪方
字年ノ神　四〇四五番三　一号
字小井手　三八六一番二　二号
字入佐西　四〇一〇番二　三号
字村ノ下　三八八六番二　四号
字鳥波見　三八九一番　五号
字ヤシャノ下　三九〇一番二　六号
三九〇一番三　七号
字入佐ノ前　三九四〇番一　八号
字村ノ下　三八八七番二　九号

九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　山神川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を昭和三十九年建設省告示第二百五十七号で指定した土地の上流端に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県熊毛郡南種子町中之下字上勧入山
二一六〇番一　一号から十二号まで

十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　久保田川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県西之表市国上
字上崎　八三八番五〇　一号
八三八番五一　二号
八三八番二六　三号
八三八番二四　四号
八三八番四九　五号
八三八番四八　六号
八四三番一七八　七号
八三八番一〇　八号
八三八番一　九号
字長山　八一〇番六三　十号
八一〇番三五　十一号
八一〇番二一　十二号
字上崎　八四〇番一　十三号
八四〇番三　十四号
八四〇番一　十五号
八四〇番二　十六号
字久保田　八三二番七五　十七号
八三二番一一　十八号
八三二番一五三　十九号
八三二番一六　二十号及び二十一号
八三二番一五一　二十二号

十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　矢之脇小川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県名瀬市矢之脇町
二一八〇番　一号から九号まで
二一七八番一　十号

十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　第二坂元川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県名瀬市知名瀬字坂元
二四五七番　一号
二四五八番　二号
二四四六番　三号及び四号
二四五五番　五号
二四五六番　六号

十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　二股川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県大島郡徳之島町
亀津字上木野　一五一二番六　一号及び二号
一五一二番七　三号
一五一二番一九　四号
一五一二番四　五号から八号まで
一五一三番　九号から十一号まで
一五一四番一　十二号及び十三号
一五一二番一三　十四号及び十五号
亀徳字山　一三〇五番一　十六号及び十七号

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡上川町字大函国有林上川営林署三二一林班と小班から同町字大函国有林上川営林署三二一林班み小班まで	前	五一・〇〇～七六・〇〇メートル	〇・一七七キロメートル
	後	五一・〇〇～八七・〇〇	〇・一七七

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

四㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　三百三十四号
㈢　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
北海道斜里郡斜里町大字遠音別村字岩宇別五八五番地内	前	二四・〇〇メートル	〇・〇〇八キロメートル
	後	三〇・〇〇	〇・〇〇八

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○建設省告示第百八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月七日　　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十六号及び二百三十五号	苫小牧市字柳前三七番地先から北海道白老郡白老町字社台一番六まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道白老郡白老町字萩野三番一から同町字萩野六番二まで	〃
二百三十一号及び四百五十一号	北海道浜益郡浜益村大字群別村字雄冬国有林岩見沢営林署五〇二林班ろ小班から同村大字群別村字雄冬国有林岩見沢営林署五〇一林班イ小班まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百七十三号	北海道上川郡上川町字大函国有林上川営林署三二一林班と小班から同町字大函国有林上川営林署三二一林班み小班まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
三百三十四号	北海道斜里郡斜里町大字遠音別村字岩宇別五八五番地内	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成七年二月七日

○建設省告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月七日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　長野県
二　都市計画事業の種類及び名称　佐久都市計画道路事業三・三・二号小諸佐久臼田線
三　事業施行期間　自平成七年二月七日至平成十三年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　長野県佐久市大字根々井字才の神及び字南原並びに大字中込字堰端、字中原、字大日、字梨の木、字坂下及び字久保地内

○建設省告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月七日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　長野県
二　都市計画事業の種類及び名称　佐久都市計画道路事業三・四・五号堰端線
三　事業施行期間　自平成七年二月七日至平成十二年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　長野県佐久市大字猿久保字前原及び大字中込字西裏神地内

○建設省告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月七日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　住宅・都市整備公団
二　都市計画事業の種類及び名称　印西都市計画公園事業五・六・一号印西総合公園
三　事業施行期間　自平成七年二月七日至平成十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　千葉県印旛郡印西町大字船尾字白幡、中峠、神明作、馬坂、バラ作、西ケ作、内野、四五衛門及び割地、大字戸神字入和田及び中峠、大字多々羅田字高根及び大字泉字南西ケ作地内
使用の部分　なし

○建設省告示第百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成七年二月七日　　建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　鹿児松川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県鹿児島市高免町
字丸塚　四〇〇番二五〇　一号
字茅埜　五三三三番一四　二号から四号まで
　　五三三三番一八　五号から八号まで
鹿児島県鹿児島市黒神町
字赤生塚　二七二八番一　九号
字鹿児松　二七三四番　十号及び十一号
鹿児島県鹿児島市高免町
字茅埜　五三三二番一　十二号から十六号まで
　　五三三三番二　十七号
　　五三三三番六　十八号及び十九号
字丸塚　四〇二番一　二十号
　　四〇〇番二五〇　二十一号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　前園谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県指宿郡山川町成川
字大坪　一〇二三番　一号
　　一〇二四番一　二号
字枇杷木　六〇三〇番　三号
　　六〇四五番　四号
字城ノ尾　六〇六八番　五号
　　六〇八四番　六号
　　六一〇一番　七号
字大坪　一〇一五番三　八号
　　一〇一六番　九号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　長迫川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成三年建設省告示第六百五十号で指定した土地の下流端に沿って結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の長迫川の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域

鹿児島県薩摩郡下甑村片野浦
字春田　三六七番二　一号
字長迫　三二〇番三　二号
字峯　三七八番一　三号
字前田　二八六番一　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号をイで指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県薩摩郡下甑村片野浦
字長迫　三一九番　一号
字平　三一五番七　二号
　　三一八番二　三号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　坂出川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標注一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市大字湯元
二五四九番六　一号から十四号まで
栃木県日光市大字日光字奥日光国有林
一〇六五林班　へ小班　十五号
チ1小班　十六号から二十一号まで
い1小班　二十二号から三十七号まで
い10小班　三十八号から四十四号まで
一〇六七林班　い小班　四十五号から五十一号まで
一〇六五林班　い1小班　五十二号から六十二号まで
栃木県日光市大字湯元
二五四九番三　六十三号から六十五号まで
栃木県日光市大字日光字奥日光国有林
一〇六八林班　ニ1小班　六十六号
一〇六五林班　チ1小班　六十七号から七十一号まで
一〇六八林班　ニ1小班　七十二号及び七十三号
栃木県日光市大字湯元
二五四九番四　七十四号及び七十五号
二五四九番一〇　七十六号から七十八号まで
栃木県日光市大字日光字奥日光国有林
一〇六八林班　ニ6小班　七十九号
栃木県日光市大字湯元
二五四九番一一　八十号から八十三号まで
二五四九番五　八十四号から八十九号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　ヒガシ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第七百五十二号で指定した土地の区域を除く。）

栃木県今市市大字小林

字八尺道	三五二五番六	一号
	三五二五番一	二号
	三五二二番	三号
字小畑	三四六八番	四号及び五号
字向山北	三四六四番	六号
	三四六三番	七号
	三四六五番地先道路敷	八号
字長武	三五六八番地先道路敷	九号
	三五六八番	十号から十二号まで
	三五六八番地先道路敷	十三号
	三五六九番地先道路敷	十四号及び十五号
	三五六九番	十六号から十八号まで
	三五六九番地先道路敷	十九号
字八尺道	三五二五番五地先道路敷	二十号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　内宿川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百六十号で指定した土地の区域を除く。）

栃木県栃木市尻内町

字高石	九七七番三	一号
字後沢	一一六七番地先道路敷	二号
	一一六九番一	三号
	一五九一番	四号
字柳沢	一二二五番	五号
字後沢	一五九四番	六号
字初音山若林	一二六二番	七号
字初音山大林	一二七六番	八号
字中水沢	一六一一番	九号
	一六一一番地先水路敷	十号
字初音山大林	一二三〇四番	十一号
	一二八〇番	十二号
	一二七四番一	十三号
字初音山若林	一二六四番	十四号
	一二六九番三地先道路敷	十五号
字蜂ケ入	一三六一番一	十六号
字京ケ入	一六六三番一	十七号
	一六六五番二	十八号
字蜂ケ入	一三八七番	十九号
	一三八八番	二十号
字水無沢	一六六八番四	二十一号
字蜂ケ入	一三八九番	二十二号
字雨ケ入	一七〇三番	二十三号
字蜂ケ入	一三八二番	二十四号
	一三八四番	二十五号
	一三六一番一地先水路敷	二十六号
字坂向	一三五七番地先河川敷	二十七号
字初音山若林	一二六九番一	二十八号
	一二六一番地先河川敷	二十九号
	一二五九番イ	三十号
字柳沢	一二二七番一	三十一号
字後沢	一一七一番	三十二号
	一一七九番地先道路敷	三十三号
	一一六五番地先水路敷	三十四号
字戸井越	九八三番一	三十五号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　御沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成三年建設省告示第千二百六十六号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市大字日光字奥日光国有林
一一〇二林班　と小班　一号から六号まで

○建設省告示第百八十二号

北海道開発局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月七日

建設大臣　野坂　浩賢

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十六号及び二百三十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
苫小牧市字樽前三七番地先から北海道白老郡白老町字社台一番六まで	前	二七・二七メートル	〇〇・〇六四キロメートル
	後	二七・二七～四八・六七	〇〇・〇六四
北海道白老郡白老町字石山二七番三五から同町字萩野六番二まで	前	二七・二八	〇〇・五六七
	後	二七・二八～二九・五四	〇〇・五六七

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十一号及び四百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道浜益郡浜益村大字群別村字雄冬国有林岩見沢営林署五〇二林班ろ小班から同村大字群別村字雄冬国有林岩見沢営林署五〇一林班イ小班まで	前	一二・〇〇～六五・〇〇メートル	〇〇・六一〇キロメートル
	後	四五・五〇～一五〇・五〇	〇〇・六一〇

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十三号

(三)　道路の区域

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を昭和四十三年建設省告示第千四百五十五号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県更級郡大岡村
字安賀南　甲五四二七番一　一号
　　甲五四二九番　二号
　　甲五四二二番一　三号
字梨木南　甲五八〇〇番　四号から六号まで
　　甲五八〇二番
　　甲五八〇三番　合併　七号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を昭和四十三年建設省告示第千四百五十五号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県更級郡大岡村
字村西　乙一八一〇番　一号及び二号
　　乙一八一四番一　三号及び四号
字安賀南　甲五四二〇番一　五号及び六号
　　甲五四一七番一　七号

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　白地沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から宮之入沢合流点までの区間の白地沢の中心線から左右各岸三十メートルまでの土地の区域（昭和四十二年建設省告示第二百七十四号及び平成元年建設省告示第千八百四十二号で指定した土地の区域を除く。）

長野県上水内郡小川村大字瀬戸川
字西ノ神　一六七三八番五　一号
字持京坂　一六四八八番一　二号

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　屋敷平沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と九号を結んだ線から金熊川合流点までの区間の屋敷平沢の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千二百三十一号で指定した土地の区域を除く。）

長野県北安曇郡美麻村
字ミツト　六一七五番六　一号
字ナロ　六一七四番一　二号
字大久保　六一六九番一　三号
字中島　六一二四番一　四号
字家ノ向　五八六一番ロ　五号
字栗ノ木立　五八二一番一〇　六号
字下山　五八一七番三　七号及び八号
　　五八一九番一　九号

九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　角井沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を昭和十年内務省告示第二百八十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱八号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県上水内郡中条村大字住良木
字上川原　九一八九番一　一号
字寒澤　九一九三番　二号
字向川原　一六九五番二　三号
　　一六九八番一　四号
　　一六九九番一　五号
　　一六九四番一　六号
　　一七〇一番一　七号
字角井平　二二三一番一　八号
字向川原　一六九三番一　九号
　　一六九二番一　十号
　　一六九五番二　十一号及び十二号
　　九一八九番ロ　十三号
　　九一八九番一　十四号

十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　小滝沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和四十六年建設省告示第千二百九十七号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県東筑摩郡坂北村
字畦岩　九七八三番一　一号及び二号
字穂契　一二八四五番　三号
　　一二八五二番　四号
字一ノ沢　一二八七〇番イ　五号
字小滝　一二八七二番　六号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十六年建設省告示第千二百九十七号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県東筑摩郡坂北村
字立川　一二八三三番二　一号
字北山　一一三三二番一六八　二号
　　一一三三二番一一〇　三号及び四号

十一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　北野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県下水内郡栄村大字堺字極野
一二四九三番九五　一号及び二号
一二四九三番二七一　三号
一二四九三番九八　四号
一二四九三番九九　五号及び六号
一二四九三番七九　七号
一二四九三番八〇　八号
一二四九三番八三　九号
一二四九三番八四　十号及び十一号
一二七四七番一九　十二号
一二七四七番一八　十三号及び十四号
一二七五〇番七　十五号から十八号まで
一二七五〇番六七　十九号
一二四九三番二〇三　二十号
一二四九三番二一四　二十一号及び二十二号
一二四九三番二一三　二十三号

十二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　金峰山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千二百八十三号で指定した土地の区域を除く。）

長野県南佐久郡川上村
大字秋山　三一八番一　一号
　　三〇九番一　二号
　　三〇九番二　三号及び四号
　　三〇九番四　五号
　　二一二番　六号から十一号まで
　　二二五番　十二号
　　二二四番　十三号
　　二二〇番　十四号
　　二一八番　十五号
　　二二〇番　十六号
　　二一二番　十七号及び十八号
大字川端下　五七番四　十九号
　　五七番三　二十号及び二十一号
　　五七番一　二十二号
大字居倉　四九番一　二十三号から二十九号まで
　　四九番二　三十号及び三十一号
　　四九番三三　三十二号

十三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　三郎川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第三千九百三十六号で指定した土地の区域を除く。）

長野県上田市大字下之郷
字宮原　八一二番一　一号
　　八一二番二五　二号
　　八一二番二六　三号及び四号
字浅間原　八一三番六六　五号
　　八一三番六三　六号

十四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　切久保沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和三十九年建設省告示第三千六百二十二号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県北佐久郡北御牧村大字下之城
字道上　八六四番二　一号
字前ノ山　一八二六番三地先道路敷　二号
　　一八二六番一一地先道路敷　三号
字道上　八六五番三　四号
字前ノ山　一八二七番五　五号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和三十九年建設省告示第三千六百二十二号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県北佐久郡北御牧村大字下之城
字松林　一七八五番一　一号及び二号
　　一七八五番三地先道路敷　三号

〃	002—5	〃	HKC1型（51～500）
〃	002—6	〃	HKC2型（51～500）
〃	002—7	〃	HKC3型（51～500）
〃	002—8	〃	HKC4型（51～500）
〃	002—9	〃	HKD1型（501～895）

告示第8：回分式活性汚泥方式に付着濾過方式を組み合わせた方式

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番4号　フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長　渡辺　嘉一
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691—2　東日本フジ化工㈱那須工場 福岡県嘉穂郡庄内町大字綱分1471—7　西日本フジ化工㈱庄内工場 北海道赤平市字赤平651番地2　赤平技術サービス㈱ 北海道白老郡白老町字石山7番地37　㈱ダイワ化成 宮城県桃生郡河北町福地字塩手105番地　㈱コバヤシ製作所 宮城県黒川郡大和町吉床字仁田87　㈲宮城レジン工業 兵庫県小野市浄谷町字北野1545　日本化成工業㈱小野工場

認定番号	浄化槽の名称
94—6H—003	フジクリーンプラントPK—VXII—A型（51～183）
〃　003—1	〃　B型（51～400）
〃　003—2	〃　C型（69～400）
〃　003—3	〃　D型（57～533）
〃　003—4	〃　E型（69～800）
〃　003—5	〃　F型（115～800）
〃　003—6	〃　G型（156～800）
〃　003—7	〃　H型（175～800）
〃　003—8	〃　I型（175～800）
〃　003—9	〃　J型（248～800）

〇建設省告示第百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成七年二月九日

建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　中沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の中沢川の中心線から左右各岸三十メートルまでの土地の区域（昭和二年内務省告示第三百四十二号で指定した土地の区域を除く。）

長野県木曽郡木曽福島町
字上明ヶ沢シノハチ　七七三五番三　一号
字出口　七七二六番二〇　二号
字大平ヨリ梅兵衛久保マデ　七七三二番一　三号
字尾倉渡　七七二一番ロ　四号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　栃木沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と五号を結んだ線から谷地川合流点までの区間の栃木沢の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域（昭和二十二年内務省告示第三百五十号で指定した土地の区域を除く。）

長野県北安曇郡白馬村大字神城
字沢　一六六五三番　一号
　一六六五七番　二号
字井戸ノ入　一六八二一番、一六八二二番、一六八二三番二　三号
字イドノ入　一六六六一番　四号
字沢　一五五四九番、一五五五〇番　五号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大楡川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の大楡川の中心線から左右各岸五十メートルまでの土地の区域

長野県北安曇郡白馬村大字北城字西山
四四八七番一二　一号及び二号
四四八七番一六　三号
四四八七番一二　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を大楡川の中心線から左岸五十メートルの線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県北安曇郡白馬村大字北城字西山
四四八七番一二　一号から四号まで

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　夜間瀬川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の夜間瀬川の中心線から左右各岸九十メートルまでの土地の区域並びに標柱三号から三十号までを順次結んだ線及び標柱三号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和九年内務省告示第二百号で指定した土地の区域を除く。）

長野県下高井郡山ノ内町
大字夜間瀬字中島　二六九六番七　一号
中川原
大字戸狩字松崎　一二〇四番一　二号
長野県中野市
大字竹原字松崎　一八九八番地先河川敷　三号
大字竹原字北川原　一七二七番一地先河川敷　四号
　一六八四番一　五号
　一六二九番二　六号
　一五八二番一　七号
大字金井字大河原　六六九番二地先道路敷　八号
　七〇七番四　九号
　七二二番二　十号
　七四四番一地先道路敷　十一号
大字越字川原　一五六七番　十二号
　一五六七番地先河川敷　十三号
　一五四四番一地先河川敷　十四号
大字笠原字的場　九七番一地先河川敷　十五号
大字笠原字天神前　五八番一地先道路敷　十六号
大字笠原字下河原　三三六番二地先河川敷　十七号
　三三四番二　十八号
　三六九番二　十九号
大字笠原字ひどろ　九五五番四地先河川敷　二十号
大字笠原字向ヒ原　一五番二地先河川敷　二十一号
　二二番二　二十二号
大字越字川原　一一九六番　二十三号
　一三六七番　二十四号
　一四二六番　二十五号
　一四四七番　二十六号
　一四五四番　二十七号
　一四七五番地先道路敷　二十八号
大字竹原字松崎　一九〇三番地先河川敷　二十九号
　一九〇〇番　三十号

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　小渕沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を明治三十三年内務省告示第八十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県長野市大字塩生乙字飯米場
三四番ハ　一号
三四番二　二号
三三番　三号

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　樋ノ口沢

	栃木県下都賀郡都賀町大柿301番地 ㈱ニッコークリエート大柿工場 静岡県袋井市大谷1243番地の1 ㈱ニシムラ工業所

認定番号	浄化槽の名称
94－1E－022	ゼオン小規模合併処理浄化槽GPZ1－5型
〃 022－1	〃 6型
〃 022－2	〃 7型
〃 022－3	〃 8型
〃 022－4	〃 10型

告示第8：固液分離・回分接触ばっ気方式（合併処理）

製造者の住所・氏名	群馬県前橋市古市町118番地 大和設備工事㈱ 代表取締役社長 小田川眞也
工場の所在地及び名称	群馬県前橋市古市町118番地 大和設備工事㈱総合設備工場

認定番号	浄化槽の名称
94－1H－001	ヤマト回分式小型合併処理浄化槽ゼロスYS－20－5型
〃 001－1	〃 6型
〃 001－2	〃 7型
〃 001－3	〃 8型
〃 001－4	〃 10型

告示第8：流量調整・嫌気濾床及び生物濾過を組み合わせた方式（合併処理）

製造者の住所・氏名	東京都新宿区西新宿2－1－1 日立化成工業㈱ 代表取締役社長 丹野 穀
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地 日立化成工業㈱結城工場 大阪府岸和田市今木町101番地 池田化成工業㈱本社工場 兵庫県佐用郡上月町久崎580番地 池田化成工業㈱上月工場 栃木県芳賀郡茂木町大字上後郷字森前610番地 ㈲栄信工業九石工場 岩手県北上市飯豊町字村崎野第8地割92番地5 ハイプラ化成㈱北上工場 宮崎県延岡市行縢町640番地3 ㈲光洋化成工業 茨城県下館市大字下江連1250番地日立化成工業㈱結城工場内日化プラスチック㈱

認定番号	浄化槽の名称
94－1H－002	KBF－5型
〃 002－1	〃 6型
〃 002－2	〃 7型
〃 002－3	〃 8型
〃 002－4	〃 10型

告示第6第2号：接触ばっ気方式（沈殿分離槽）

製造者の住所・氏名	広島県福山市御幸町森脇230 ㈱テラルキョクトウ 代表取締役 菅田 博文
工場の所在地及び名称	東京都西多摩郡瑞穂町高根271－1 ㈱五十鈴化工 宮城県栗原郡金成町字畑大平13－38 ホーマー㈱宮城金成工場

認定番号	浄化槽の名称
94－6BT－011	BITEX浄化槽BTS2T－A型（51～138）
〃 011－1	〃 B型（51～230）
〃 011－2	〃 C型（51～231）
〃 011－3	〃 D型（58～310）
〃 011－4	〃 E型（61～500）
〃 011－5	〃 F型（61～500）

告示第6第2号：接触ばっ気方式（流量調整槽）

製造者の住所・氏名	広島県福山市御幸町森脇230 ㈱テラルキョクトウ 代表取締役 菅田 博文
工場の所在地及び名称	東京都西多摩郡瑞穂町高根271－1 ㈱五十鈴化工 宮城県栗原郡金成町字畑大平13－38 ホーマー㈱宮城金成工場

認定番号	浄化槽の名称
94－6BR－010	BITEX浄化槽BTS2R－A型（201～500）
〃 010－1	〃 B型（201～500）
〃 010－2	〃 C型（201～500）
〃 010－3	〃 D型（201～500）
〃 010－4	〃 E型（201～500）
〃 010－5	〃 F型（201～500）
〃 010－6	〃 G型（201～500）
〃 010－7	〃 H型（201～500）

告示第8：回分式活性汚泥方式

製造者の住所・氏名	山梨県大月市初狩町下初狩462 山正産業㈱ 代表取締役 相馬 英一
工場の所在地及び名称	山梨県東八代郡八代町南4724 山梨ニューマテリアル協業組合 鹿児島県川内市勝目町字山口田6314－1 共和通信建設㈱

認定番号	浄化槽の名称
94－6H－002	ハイスタープラントHKA1型（51～500）
〃 002－1	〃 HKB1型（51～500）
〃 002－2	〃 HKB2型（51～500）
〃 002－3	〃 HKB3型（51～500）
〃 002－4	〃 HKB4型（51～500）

製造者の住所・氏名	大阪府大阪市北区西天満二丁目４番４号　積水化学工業㈱ 代表取締役社長　西澤　進
工場の所在地及び名称	栃木県真岡市清水143　協和工業㈱ 愛知県知多郡南知多町大字大井字和田ヶ丘38－２　大栄産業㈱南知多工場 福岡県鞍手郡宮田町大字鶴田字池田1896　㈱エコン 愛知県知多郡東浦町藤江字前新田３－16　㈲三貴工業所 岐阜県瑞浪市日吉町字柴平1290－42　朝日濾過材㈱瑞浪工場

認定番号	浄化槽の名称
94－1Ｅ－019	セキスイ小型合併処理浄化槽ＳＧＳ－５型
〃　019－1	〃　６型
〃　019－2	〃　７型
94－1Ｅ－020	セキスイ小型合併処理浄化槽ＳＧＳ－８型
〃　020－1	〃　10型

告示第２第２号：接触ばっ気方式（沈殿分離槽）

製造者の住所・氏名	東京都新宿区西新宿２－１－１　日立化成工業㈱ 代表取締役社長　丹野　穀
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地　日立化成工業㈱結城工場 兵庫県佐用郡上月町久崎580番地　池田化成工業㈱上月工場

認定番号	浄化槽の名称
94－2ＢＴ－005	ＪＴ６－ＡＸ２型（70～210）
〃　005－1	〃　ＢＸ２型（90～250）
〃　005－2	〃　ＡＸ３型（80～220）

告示第３第２号：接触ばっ気方式（沈殿分離槽）

製造者の住所・氏名	東京都新宿区西新宿２－１－１　日立化成工業㈱ 代表取締役社長　丹野　穀
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地　日立化成工業㈱結城工場 兵庫県佐用郡上月町久崎580番地　池田化成工業㈱上月工場

認定番号	浄化槽の名称
94－3ＢＴ－005	ＪＴ３－ＡＸ２型（70～210）
〃　005－1	〃　ＢＸ２型（110～250）
〃　005－2	〃　ＡＸ３型（80～250）

告示第６第２号：接触ばっ気方式（沈殿分離槽）

製造者の住所・氏名	東京都新宿区西新宿２－１－１　日立化成工業㈱ 代表取締役社長　丹野　穀
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地　日立化成工業㈱結城工場 兵庫県佐用郡上月町久崎580番地　池田化成工業㈱上月工場

認定番号	浄化槽の名称
94－6ＢＴ－010	ＪＴＹ２－ＡＸ３型（80～250）

○建設省告示第百九十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第１項の規定に基づき、平成六年十二月六日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成七年二月九日　　建設大臣　野坂　浩賢

（次のように別記）

昭和55年建設省告示第1292号（以下「告示」という。）第１第５号：嫌気濾床接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	静岡県浜松市新橋町103番地　㈱ハマネツ 代表取締役社長　初澤　明博
工場の所在地及び名称	静岡県浜北市尾野836番地　㈱ハマネツ浜北工場 岐阜県恵那郡岩村町飯羽間2501番地　三洋技研㈱恵那工場 栃木県鹿沼市栃窪1261番地　㈲荒川工業 三重県北牟婁郡海山町引本942番地　モリヨシ㈱ 長野県飯田市上久堅6292番地の１　㈱南信ハマネツ 長野県小県郡青木村大字田沢38番地の１　㈲上田レジン工業 栃木県下都賀郡都賀町大柿 301 番地　㈱ニッコークリエート大柿工場 静岡県袋井市大谷1243番地の１　㈱ニシムラ工業所 岡山県倉敷市児島塩生字新浜2767番地の22　ゼオンリム㈱

認定番号	浄化槽の名称
94－1Ｅ－021	ハマネツ小規模合併処理浄化槽ＫＧＮ３－５型
〃　021－1	〃　６型
〃　021－2	〃　７型
〃　021－3	〃　８型
〃　021－4	〃　10型

製造者の住所・氏名	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　日本ゼオン㈱ 代表取締役社長　中野　克彦
工場の所在地及び名称	岡山県倉敷市児島塩生字新浜2767番地の22　ゼオンリム㈱ 静岡県浜北市尾野836番地　㈱ハマネツ浜北工場 岐阜県恵那郡岩村町飯羽間2501番地　三洋技研㈱恵那工場 栃木県鹿沼市栃窪1261番地　㈲荒川工業 三重県北牟婁郡海山町引本942番地　モリヨシ㈱ 長野県飯田市上久堅6292番地の１　㈱南信ハマネツ 長野県小県郡青木村大字田沢38番地の１　㈲上田レジン工業

亀津字上木野　一五三〇番　十八号から二十一号まで

亀徳字山　一三〇五番一　二十二号から二十七号まで

○建設省告示第百八十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年二月七日

建設大臣　野坂　浩賢

一　起業者の名称　大分県知事

一　事業の種類　一般国道二百十号改築工事（木の上IIバイパス・大分県大分市大字木上地内から同県同市大字田尻地内まで）並びにこれに伴う市道及び河川管理施設付替工事

一　起業地

イ　収用の部分　大分県大分市大字木上字小柳及び字鉾手、大字口戸字田島、字伽藍地及び字野伐田、大字市字川田、字垣ノ内、字界ノ坪、字石橋及び字大坪、大字玉沢字小柳、字垣添、字楠本、字四反田、字小野田、字四月田、字平石、字忍田及び字宮ノ本並びに大字田尻字高見、字鼓、字向鼓及び字麦生田地内

ロ　使用の部分　なし

一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　大分市役所

○建設省告示第百八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年二月七日

建設大臣　野坂　浩賢

一　起業者の名称　関西電力株式会社

一　事業の種類　特別高圧送電線東大阪新生駒線増強工事及びこれに伴う附帯工事

一　起業地

イ　収用の部分

奈良県生駒市北田原町地内

大阪府交野市大字私市地内

同府四條畷市大字下田原、大字逢阪並びに大字南野地内

同府大東市大字龍間並びに大字寺川地内

ロ　使用の部分

奈良県生駒市北田原町地内

大阪府交野市大字私市地内

同府四條畷市大字下田原、大字逢阪並びに大字南野地内

同府大東市大字龍間、大字寺川、大字野崎並びに寺川5丁目地内

一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　奈良県生駒市役所、大阪府交野市役所、同府四條畷市役所、同府大東市役所

○建設省告示第百九十号

建設省近畿地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月八日

建設大臣　野坂　浩賢

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　百七十一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
茨木市下井町七八番六から同市下井町一九番三まで	前	三五・〇〇～四六・八〇メートル	〇・〇六〇キロメートル
	後	三五・〇〇～四六・〇〇	〇・〇六〇

㈣　図面縦覧場所　近畿地方建設局及び同局大阪国道工事事務所

○建設省告示第百九十一号

建設省九州地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月八日

建設大臣　野坂　浩賢

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三十四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐賀県神埼郡千代田町大字境原字二ノ坪二〇一一番一から佐賀市兵庫町大字若宮字三本黒木一一二二番一まで	前	九・〇〇～六六・〇〇メートル	一・七四九キロメートル
	後	二六・八〇～九二・〇〇	一・七四九
佐賀市兵庫町大字渕字三本杉一五五九番一から同市兵庫町大字西渕字四本柳一九六二番一まで	前	二六・〇〇～二九・八〇	〇・五七四
	後	二七・〇〇～五六・五〇	〇・五七四

㈣　図面縦覧場所　九州地方建設局及び同局佐賀国道工事事務所

○建設省告示第百九十二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成六年十一月十五日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成七年二月九日

建設大臣　野坂　浩賢

（次のように別記）

昭和55年建設省告示第1292号（以下「告示」という。）第1第5号：嫌気濾床接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	岐阜県岐阜市早田本町四丁目11番地　田代工業㈱ 代表取締役　田中　健資
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡美浜町大字北方字稲道11　大栄産業㈱東海樹脂工場 愛知県知多郡南知多町大字大井字和田ヶ丘38－2　大栄産業㈱南知多工場
認定番号	浄化槽の名称
94－1E－017	タシロTK－F－5型
〃　017－1	〃　6型
〃　017－2	〃　7型
〃　017－3	〃　8型
94－1E－018	〃　10型

鹿児島県薩摩郡入来町浦之名
字坂出前　八六一九番地先　一号
　　道路敷
鹿児島県薩摩郡入来町副田
字坂出　六六六九番一　二号
六六六七番二　三号
六六六七番一　四号
六六七四番一　五号及び六号
六六一一番　七号
六六一〇番二　八号及び九号
六六二三番一　十号及び十一号
字桜ヶ丸　六六六六番　十二号
六六六二番　十三号
六六五三番　十四号
六六五一番　十五号
六六五〇番　十六号
鹿児島県薩摩郡入来町浦之名
字五右ェ門堀　八六八〇番　十七号
八六七〇番乙一　十八号
八六六七番　十九号
八六六二番　二十号
八六五九番　二十一号
鹿児島県薩摩郡入来町副田
字坂出前　八六一九番　二十二号及び二十三号

ロ　次に掲げる土地に存する標注一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の坂出川の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域

鹿児島県薩摩郡入来町
副田字桜ヶ丸　六六四二番　一号
浦之名字向桜ヶ丸　八六八三番　二号
副田字桜ヶ丸　六六五〇番　三号
浦之名字五右ェ門堀　八六八〇番　四号

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　城瀬川二

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線並びに標柱一号と八号を結んだ線から標柱九号と十号を結んだ線までの区間の城瀬川二の中心線から左岸十メートル右岸十五メートルまでの土地の区域

鹿児島県姶良郡姶良町平松
字城瀬　三九七八番　一号
三九七五番一　二号及び三号
字城瀬山下　三九七四番二　四号及び五号
三九七四番一　六号及び七号
三九七三番二　八号
三九一六番一　九号
字城瀬　三九三四番一　十号

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　荒平川谷

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線から標柱九号と十号を結んだ線までの区間の荒平川谷の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域

鹿児島県曽於郡輝北町上百引
字福谷　五〇一七番　一号
五〇一二番　二号
五〇一七番　三号から五号まで
五〇一八番　六号から八号まで
字興市木場　四九八九番二　九号
四九八二番一　十号

七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　田代ヶ谷

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の田代ヶ谷の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域（平成三年建設省告示第六百五十号で指定した土地の区域を除く。）

鹿児島県曽於郡大隅町
恒吉字竹ノ元　三〇〇三番七　一号
二九九四番一　二号
須田木字春山　一九一三番　三号
恒吉字上新開　二一五六番三　四号

八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　第二入佐谷

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の第二入佐谷の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域並びに標柱三号から九号までを順次結んだ線及び標柱三号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第六百七十六号で指定した土地の区域を除く。）

鹿児島県曽於郡末吉町諏訪方
字年ノ神　四〇四五番三　一号
字小井手　三八六一番二　二号
字入佐西　四〇一〇番二　三号
字村ノ下　三八八六番二　四号
字鳥波見　三八九一番　五号
字ヤシャノ下　三九〇一番二　六号
三九〇一番三　七号
字入佐ノ前　三九四〇番一　八号
字村ノ下　三八八七番二　九号

九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　山神川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を昭和三十九年建設省告示第二百五十七号で指定した土地の上流端に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県熊毛郡南種子町中之下字上勘八山
二一六〇番一　一号から十二号まで

十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　久保田川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県西之表市国上
字上崎　八三八番五〇　一号
八三八番五一　二号
八三八番二六　三号
八三八番二四　四号
八三八番四九　五号
八三八番四八　六号
八四三番一七八　七号
八三八番一〇　八号
八三八番一　九号
字長山　八一〇番六三　十号
八一〇番三五　十一号
八一〇番二一　十二号
字上崎　八四〇番一　十三号
八四〇番三　十四号
八四〇番一　十五号
八四〇番二　十六号
字久保田　八三二番七五　十七号
八三二番一一　十八号
八三二番一五三　十九号
八三二番一六　二十号及び二十一号
八三二番一五一　二十二号

十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　矢之脇小川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県名瀬市矢之脇町
二一八〇番　一号から九号まで
二一七八番一　十号

十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　第二坂元川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県名瀬市知名瀬字坂元
二四五七番　一号
二四五八番　二号
二四四六番　三号及び四号
二四五五番　五号
二四五六番　六号

十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　二股川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県大島郡徳之島町
亀津字上木野　一五一二番六　一号及び二号
一五一二番七　三号
一五一二番一九　四号
一五一二番四　五号から八号まで
一五一三番　九号から十一号まで
一五一四番一　十二号及び十三号
一五一二番一三　十四号及び十五号
亀徳字山　一三〇五番一　十六号及び十七号

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡上川町字大函国有林上川営林署三三一林班と小班から同町字大函国有林上川営林署三三一林班み小班まで	前	メートル 五一・〇〇〜七六・〇〇	キロメートル 〇・一七七
	後	五一・〇〇〜八七・〇〇	〇・一七七

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

四㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三百三十四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道斜里郡斜里町大字遠音別村字岩宇別五八五番地内	前	メートル 二四・〇〇	キロメートル 〇・〇八八
	後	三〇・〇〇	〇・〇八八

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○建設省告示第百八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月七日　　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十六号及び二百三十五号	苫小牧市字錦前三七番地先から北海道白老郡白老町字社台一番六まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道白老郡白老町字萩野三番一から同町字萩野六番二まで	〃
二百三十一号及び四百五十一号	北海道浜益郡浜益村大字群別村字雄冬国有林岩見沢営林署五〇二林班ろ小班から同村大字群別村字雄冬国有林岩見沢営林署五〇一林班イ小班まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百七十三号	北海道上川郡上川町字大函国有林上川営林署三三一林班と小班から同町字大函国有林上川営林署三三一林班み小班まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
三百三十四号	北海道斜里郡斜里町大字遠音別村字岩宇別五八五番地内	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成七年二月七日

○建設省告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月七日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　佐久都市計画道路事業三・三・二号小諸佐久臼田線

三　事業施行期間　自平成七年二月七日至平成十三年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　長野県佐久市大字根々井字才の神及び字南原並びに大字中込字堰端、字中原、字大日、字梨の木、字坂下及び字久保地内

○建設省告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月七日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　佐久都市計画道路事業三・四・五号堰端線

三　事業施行期間　自平成七年二月七日至平成十二年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　長野県佐久市大字猿久保字前原及び大字中込字西妻神地内

○建設省告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月七日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　住宅・都市整備公団

二　都市計画事業の種類及び名称　印西都市計画公園事業五・六・一号印西総合公園

三　事業施行期間　自平成七年二月七日至平成十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　千葉県印旛郡印西町大字船尾字白幡、中峠、神明作、馬坂、パラ作、西ヶ作、内野、四五衛門及び割地、大字戸神字入和田及び中峠、大字多々羅田字高根及び大字泉字南西ヶ作地内

使用の部分　なし

○建設省告示第百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成七年二月七日　　建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　鹿児松川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県鹿児島市高免町

字丸塚	四〇〇番二五〇	一号
字茅埜	五三三三番一四	二号から四号まで
	五三三三番一八	五号から八号まで

鹿児島県鹿児島市黒神町

字赤生塚	二七二八番一	九号
字鹿児松	二七三四番	十号及び十一号

鹿児島県鹿児島市高免町

字茅埜	五三三二番一	十二号から十六号まで
	五三三三番二	十七号
	五三三三番六	十八号及び十九号
字丸塚	四〇二番一	二十号
	四〇〇番二五〇	二十一号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　前園谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県指宿郡山川町成川

字大坪	一〇二三番	一号
	一〇二四番一	二号
字枇杷木	六〇三〇番	三号
	六〇四五番	四号
字城ノ尾	六〇六八番	五号
	六〇八四番	六号
	六一〇一番	七号
字大坪	一〇一五番三	八号
	一〇一六番	九号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　長迫川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成三年建設省告示第六百五十号で指定した土地の下流端に沿って結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の長迫川の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域

鹿児島県薩摩郡下甑村片野浦

字春田	三六七番二	一号
字長迫	三二〇番三	二号
字峯	三七八番一	三号
字前田	二八六番一	四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号をイで指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県薩摩郡下甑村片野浦

字長迫	三一九番	一号
字平	三一五番七	二号
	三一八番二	三号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　坂出川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標注一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市大字湯元
二五四九番六　一号から十四号まで
栃木県日光市大字日光字奥日光国有林
一〇六五林班　へ小班　十五号
チ1小班　十六号から二十一号まで
い1小班　二十二号から三十七号まで
い10小班　三十八号から四十四号まで
一〇六七林班　い小班　四十五号から五十一号まで
一〇六五林班　い1小班　五十二号から六十二号まで
栃木県日光市大字湯元
二五四九番三　六十三号から六十五号まで
栃木県日光市大字日光字奥日光国有林
一〇六八林班　ニ1小班　六十六号
一〇六五林班　チ1小班　六十七号から七十一号まで
一〇六八林班　ニ1小班　七十二号及び七十三号
栃木県日光市大字湯元
二五四九番四　七十四号及び七十五号
二五四九番一〇　七十六号から七十八号まで
栃木県日光市大字日光字奥日光国有林
一〇六八林班　ニ6小班　七十九号
栃木県日光市大字湯元
二五四九番一一　八十号から八十三号まで
二五四九番五　八十四号から八十九号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　ヒガシ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第七百五十二号で指定した土地の区域を除く。）

栃木県今市市大字小林
字八尺道　三五二五番六　一号
三五二五番一　二号
三五二二番　三号
字小畑　三四六八番　四号及び五号
三四六四番　六号
字向山北　三四六三番　七号
三四六五番地先道路敷　八号
字長武　三五六八番地先道路敷　九号
三五六八番　十号から十二号まで
三五六八番地先道路敷　十三号
三五六九番地先道路敷　十四号及び十五号
三五六九番　十六号から十八号まで
三五六九番地先道路敷　十九号
字八尺道　三五二五番五地先道路敷　二十号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　内宿川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百六十号で指定した土地の区域を除く。）

栃木県栃木市尻内町
字高石　九七七番三　一号
字後沢　一一六七番地先道路敷　二号
一一六九番一　三号
一五九一番　四号
字柳沢　一二二五番　五号
字後沢　一五九四番　六号
字初音山若林　一二六二番　七号
字初音山大林　一二七六番　八号
字中水沢　一六一一番　九号
一六一一番地先水路敷　十号
字初音山大林　一三〇四番　十一号
一二八〇番　十二号
一二七四番一　十三号
字初音山若林　一二六四番　十四号
一二六九番三地先道路敷　十五号
字蜂ヶ入　一三六一番一　十六号
字京ヶ入　一六六三番一　十七号
一六六五番二　十八号
字蜂ヶ入　一三八七番　十九号
一三八八番　二十号
字水無沢　一六六八番四　二十一号
字蜂ヶ入　一三八九番　二十二号
字雨ヶ入　一七〇三番　二十三号
字蜂ヶ入　一三八二番　二十四号
一三八四番　二十五号
一三六一番一地先水路敷　二十六号
字坂向　一三五七番地先河川敷　二十七号
字初音山若林　一二六九番一　二十八号
一二六一番地先河川敷　二十九号
一二五九番イ　三十号
字柳沢　一二二七番一　三十一号
字後沢　一一七一番　三十二号
一一七九番地先道路敷　三十三号
一一六五番地先水路敷　三十四号
字戸井越　九八三番一　三十五号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　御沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成三年建設省告示第千二百六十六号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市大字日光字奥日光国有林
一一〇二林班　と小班　一号から六号まで

○建設省告示第百八十二号

北海道開発局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月七日　建設大臣　野坂　浩賢

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十六号及び二百三十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
苫小牧市字樽前三七番地先から北海道白老郡白老町字社台一番六まで	前	二七・二七メートル	〇・〇六四キロメートル
	後	二七・二七〜四八・六七	〇・〇六四
北海道白老郡白老町字石山二七番三五から同町字萩野六番二まで	前	二七・二八	〇・五六七
	後	二七・二八〜二九・五四	〇・五六七

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十一号及び四百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
北海道浜益郡浜益村大字群別村字雄冬国有林岩見沢営林署五〇二林班ろ小班から同村大字群別村字雄冬国有林岩見沢営林署五〇一林班イ小班まで	前	一二・〇〇〜六五・〇〇メートル	〇・六一〇キロメートル
	後	四五・五〇〜一五〇・五〇	〇・六一〇

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十三号

(三)　道路の区域

を昭和四十七年建設省告示第百五十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市大字長浜
字みよご平　三〇五五番一　一号
三〇五〇番　二号
三〇四八番　三号
字南原宮　三一五七番　四号
三一五八番　五号
字砂川　四八二番　六号及び七号
字いさご川　四八四番　八号

〇建設省告示第百八十号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
平成七年二月六日　建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　堀山北川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県香川郡塩江町上西字堀山
甲八九〇番一　一号
甲二一二〇番一　二号
甲二一二五番二一　三号
甲二一二〇番一　四号
甲二一二〇番五六　五号
甲八八七番五　六号
甲八八七番一　七号
甲二一二三番　八号
甲七九五番　九号
甲七九四番　十号
甲七八七番二　十一号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　追上川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県仲多度郡仲南町十郷
字追上北側　四五二番　一号及び二号
字追上竹の尾　七四九番一　三号から六号まで
字追上順袖　四四二番五三　七号
字追上北側　四五一番一　八号から十号まで

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　本谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標注一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県仲多度郡仲南町佐文字本谷
一二六二番一　一号から四号まで
一二六三番　五号から七号まで
一二六七番一　八号
一二六八番　九号
一二七二番一　十号
一二七三番一　十一号から十四号まで

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　赤砂川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標注一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県三豊郡豊浜町和田
字赤坂　甲三三五八番地先道路敷　一号
甲三三六〇番一　二号
甲三三六四番　三号
甲三四二四番　四号
甲三四二一番　五号
甲三四一〇番　六号
甲三四〇八番　七号
字高尾　丙一五番四　八号
丙一五番八　九号
丙一六番一一　十号
字赤坂　甲三四五一番一　十一号
甲三四四九番一　十二号
甲三四四六番一　十三号
甲三四四二番一　十四号及び十五号
甲三四三七番一　十六号
甲三四三二番　十七号
甲三四二八番　十八号及び十九号
甲三三五八番　二十号

〇建設省告示第百八十一号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
平成七年二月六日　建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　赤坂沢
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県塩谷郡栗山村大字日陰
字歩道り　六一三番一　一号及び二号
六一四番一　三号及び四号
六一五番　五号及び六号
字ビャ沢　六二三番　七号
六一八番　八号から十一号まで
九三三番　十二号及び十三号
字歩道り　六一七番　十四号から十六号まで
六一六番　十七号及び十八号
五六六番二地先国有地　十九号及び二十号
五五五番地先国有地　二十一号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　余州川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第千七百五十三号で指定した土地の区域を除く。）

栃木県芳賀郡茂木町大字鮎田
字久保田　四八二番地先水路敷　一号
字余州下　四七八番二地先　二号
四六三番地先水路敷　三号
字余州外山下　四五三番地先水路敷　四号
四五四番　五号
四五六番地先水路敷　六号
字堂ノ前　二四二八番　七号
五七一番　八号
五六九番　九号
五六九番地先道路敷　十号
字吹上　二四九一番地先道路敷　十一号
字瀬渕　五八一番地先水路敷　十二号
字加尾須渕　五八四番　十三号
字山祇前　二四九四番　十四号
五八七番地先水路敷　十五号
五九一番　十六号
字上新田　五九二番　十七号
六〇七番　十八号及び十九号
字芋畑　六一九番二地先水路敷　二十号
六二二番　二十一号
六二二番地先水路敷　二十二号
字新田　六二五番地先水路敷　二十三号
字新田前　六三一番一地先水路敷　二十四号
字余州新田　六〇五番三　二十五号
字柳木谷　六二四番　二十六号
字余州新田　六〇五番五　二十七号
五三六番五二地先水路敷　二十八号
五三六番五二　二十九号
五三六番三六　三十号
五三六番三五　三十一号から三十三号まで
五三六番一九四　三十四号及び三十五号
字吹上　五七八番地先水路敷　三十六号
二四九一番　三十七号
五七六番　三十八号
五七四番地先水路敷　三十九号
五七二番地先水路敷　四十号
字チンチウ田　五一八番六　四十一号から四十三号まで
五一八番六地先水路敷　四十四号
字余州外山下　四五八番地先水路敷　四十五号
二四二九番・二四三〇番　四十六号及び四十七号
四五九番一　四十八号
四五九番二地先道路敷　四十九号
字尾入　五一一番一　五十号
五〇七番　五十一号
字向山　四八〇番一地先水路敷　五十二号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　湯川
㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県北高来郡飯盛町中山名

字通山　七八〇番五　一号及び二号
七七四番一　三号及び四号
七八〇番一　五号
七四七番　六号
字笹原　四四二番一　七号
四三四番　八号
四四五番　九号から十二号まで
四四七番　十三号
四五二番　十四号
四四五番　十五号
四三七番　十六号及び十七号
四四〇番一　十八号
四三七番　十九号及び二十号
字通山　七四四番二　二十一号
七七一番二　二十二号及び二十三号
七六一番　二十四号及び二十五号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　真崎川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線まで真崎川の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域、並びに標柱五号から十八号までを順次結んだ線及び標柱五号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十四年建設省告示第八百八十六号で指定した土地の区域を除く。）

長崎県諫早市

大字真崎破籠井名

字弥太郎　七一九番一　一号
七二六番イ　二号

大字真崎破籠井名

字立田　四九五番　三号
五一八番一　四号
四九五番　五号
四九四番　六号
四九二番イ　七号及び八号
又五〇〇番　九号
五〇一番　十号

大字真崎破籠井名

字高尾　八三六番　十一号
八三九番　十二号

大字真崎破籠井名

字岩下　四六五番　十三号
四七八番　十四号
四九〇番　十五号

大字真崎破籠井名

字立田　四九四番　十六号

大字真崎破籠井名

字野田　五二〇番三　十七号

大字真崎破籠井名

字立田　五一八番一　十八号

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　釘山川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県南高来郡北有馬町

大字坂上下名

字上椎ヶ倉　三三三〇七番　一号
三三三三番第一　二号
三三〇〇番第二　三号
字千本木　三三二九九番第一　四号
三三二九四番　五号

大字西正寺名

字茅伏谷　四七四七番　六号
四七四八番第二　七号
四七五一番　八号
字椎ヶ倉頭　四七五二番第四　九号
四七五二番一　十号
四七七二番第一　十一号から十三号まで
四七五四番　十四号
四七五五番　十五号

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　北川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第七百十一号及び平成六年建設省告示第九十五号で指定した土地の区域を除く。）

長崎県島原市

下折橋町　三四八八番一　一号
三四九一番　二号
三四九七番二　三号
三五一七番二　四号
三五一九番一　五号
三五二九番一　六号
上折橋町　甲一五六〇番一　七号
甲一五六三番第一　八号
甲一五四三番二　九号
甲一五四三番一　十号
甲一五二六番五　十一号
六ッ木町　甲一一九五番一　十二号
下折橋町　甲一一九二番一　十三号
六ッ木町　甲一一九一番一　十四号
甲一一八九番一　十五号
甲一一八六番　十六号
甲一一七八番六　十七号
甲一一五五番　十八号
甲一一三二番　十九号
甲一一二八番　二十号
甲一一二九番一　二十一号

○建設省告示第百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成七年二月六日

建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　城の沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を昭和五十年建設省告示第五十八号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱四号と五号を結んだ線から標柱十号と十一号を結んだ線までの区間の城の沢の中心線から左岸三十五メートル右岸四十五メートルまでの土地の区域

新潟県岩船郡粟島浦村

字熊ノ下　二七五番一　一号
字熊ノ山　二七一番四　二号
二六九番一　三号
字長窪　一四四八番一　四号
字堂ノ平　二五九番　五号
二五三番　六号
二五二番　七号
字内浦　二三〇番　八号
字熊ノ下　二八〇番　九号
字ヨウカイ　一四八九番一　十号及び十一号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　粟畑沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第二千七百六十七号及び昭和六十三年建設省告示第二千百九十号で指定した土地の区域を除く。）

新潟県北魚沼郡広神村

大字泉沢新田

字森　三九番一地先道路敷　一号
三八番四　二号
四二番　三号

大字東中

字三峯山　七三〇番五　四号

大字泉沢新田

字粟畑澤　一六九番一　五号
一五九番　六号及び七号
一五七番一　八号
一五五番二　九号
字粟畑沢　一五二番一地先道路敷　十号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　鳥道沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十九年建設省告示第百十一号で指定した土地の区域を除く。）

新潟県北魚沼郡守門村大字松川

字下瀬　二五〇番一　一号
字松川山　九九六番八　二号から四号まで
九九六番六　五号
字下瀬　二七五番二　六号
字松川山　九九六番一　七号から十三号まで

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　いさざ川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十七年建設省告示第百五十号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市大字長浜字鈔川

五二六番一　一号
五二九番一　二号及び三号
五三四番一　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号

○建設省告示第百七十二号

東北地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第　項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は　平成七年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年　月六日　　建設大臣　野坂　浩賢

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
湯沢市字田町裏六七番の二から同市字田町裏一五八番の八まで	前	二〇・〇〇〜二六・〇〇メートル	〇・〇三五キロメートル
	後	二〇・〇〇〜二八・〇〇	〇・〇三五
横手市横手町字下飛瀬一六八から同市横手町字梅ノ木後一七九まで	前	二八・一〇〜二八・九〇	〇・三一三
	後	二八・一〇〜四一・〇〇	〇・三一三

(四) 図面縦覧の場所　東北地方建設局及び同局湯沢工事事務所

○建設省告示第百七十三号

建設省九州地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第　項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年　月六日　　建設大臣　野坂　浩賢

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百号及び二百十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
直方市大字頓野字縄手下三八七三番六から同市大字頓野字西ヶ崎三八一一番一まで	前	八・八〇〜三九・八〇メートル	〇・四六七キロメートル
	後	一五・六〇〜四八・四〇	〇・四六七

(四) 図面縦覧の場所　九州地方建設局及び同局北九州国道工事事務所

○建設省告示第百七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月六日　　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	岩手県紫波郡矢巾町大字間野々第五地割字田中九十二番から同町大字間野々第三地割字新田四十四番二まで	東北地方建設局及び同局岩手工事事務所

供用開始の期日　平成七年二月六日

○建設省告示第百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月六日　　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百号及び二百十一号	直方市大字頓野字縄手下三八七三番六から同市大字頓野字西ヶ崎三八一〇番二まで	九州地方建設局及び同局北九州国道工事事務所

供用開始の期日　平成七年二月六日

○建設省告示第百七十六号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条第一項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、建設省関東地方建設局及び同局湯西川ダム工事事務所において、一般の縦覧に供する。

平成七年二月六日　　建設大臣　野坂　浩賢

次の(一)の河川に係る(二)の大字の地域内の土地のうち、別紙図面（第一号図から第六号図まで）に赤色で着色した部分の区域内の土地（河川区域内の土地を除く。）

(一) 河川

河川	岸	区域
湯西川	左岸	栃木県塩谷郡栗山村大字湯西川字山越六〇四番
	右岸	栃木県塩谷郡栗山村大字湯西川字山越六〇七番二
		から
	左岸	栃木県塩谷郡栗山村大字西川字高瀬五〇二番三
	右岸	栃木県塩谷郡栗山村大字西川字六田四一六番二五
		まで

(二) 大字

栃木県塩谷郡栗山村大字湯西川及び西川（「別紙図面」省略）

○建設省告示第百七十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年二月六日　　建設大臣　野坂　浩賢

一 起業者の名称　長野県知事

一 事業の種類　一般国道二百九十二号改築工事（上林〜夜間瀬バイパス・長野県下高井郡山ノ内町大字佐野字北田地内から同県同郡同町大字戸狩字裏川原地内間）

一 起業地

イ 収用の部分　長野県下高井郡山ノ内町大字佐野字北田、字境及び字下川原並びに大字戸狩字北原及び字裏川原地内

ロ 使用の部分　なし

一 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　長野県下高井郡山ノ内町役場

○建設省告示第百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成七年二月六日　　建設大臣　野坂　浩賢

一(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称　鳥加川

(二) 砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県西彼杵郡西彼町鳥加郷

字	番	標柱
字梶ヶ坂	一二一〇番一	一号
	一二三五番三	二号から四号まで
	一二〇六番四	五号から八号まで
	一二〇四番	九号及び十号
	一二〇三番一	十一号
字野々岩	一一四〇番一	十二号及び十三号
	一一一七番	十四号
	一一一〇番二	十五号
	一一一二番二	十六号
	一一〇五番	十七号及び十八号

二(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称　香田川

(二) 砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県北高来郡飯盛町久保名

字	番	標柱
字大平	一〇五六番	一号
	一〇七六番	二号
	一〇七九番一	三号
字香田坂	一〇八九番一	四号
	一〇八九番四	五号
	一一二三番	六号
字香田	一一三四番	七号
	一一三七番一	八号から十号まで
	一一四一番	十一号
	一一五八番	十二号
字愛宕平	六九四番	十三号
	七二五番一	十四号

三(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称　笹原川

(二) 砂防法第二条の土地の表示

○建設省告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月三日

建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第千九百九十号岐阜都市計画道路事業三・六・五十号金園町大手線

三　事業施行期間　自昭和五十六年十二月十六日至平成十一年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月三日

建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千百四十九号岐阜都市計画道路事業三・三・七十四号水野町線

三　事業施行期間　自平成四年五月二十二日至平成十年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月三日

建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第千九百九十一号岐阜都市計画道路事業三・六・五十五号愛宕町線

三　事業施行期間　自昭和五十六年十二月十六日至平成十年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月三日

建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第七百三十五号岐阜都市計画道路事業三・三・二十一号徹明西部線及び三・四・三十六号岐阜駅坂井町線

三　事業施行期間　自平成三年三月二十五日至平成十一年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月三日

建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第千九百九十二号岐阜都市計画道路事業七・七・一号高架側道一号線

三　事業施行期間　自昭和五十六年十二月十六日至平成十一年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月三日

建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第千九百九十五号岐阜都市計画道路事業七・六・四号高架側道四号線

三　事業施行期間　自昭和五十六年十二月十六日至平成十年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月三日

建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第千九百九十六号岐阜都市計画道路事業七・六・五号高架側道五号線

三　事業施行期間　自昭和五十六年十二月十六日至平成八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月三日

建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　岡山県

二　都市計画事業の種類及び名称　岡山県南広域都市計画道路事業三・三・二十六号金光船穂倉敷線

三　事業施行期間　自平成七年二月三日至平成十一年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　岡山県倉敷市八王寺町、酒津及び水江地内

○建設省告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月三日

建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平生都市計画道路事業三・四・四号中央線

三　事業施行期間　自平成七年二月三日至平成十一年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　山口県熊毛郡平生町大字平生町字東浜及び字西浜並びに大字平生村字西浜、字上西浜、字坂ノ下弐ノ割及び坂ノ下三ノ割地内

○建設省告示第百七十号

地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）第二十一条の二において準用する住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第四十一条第十五項において準用する同条第五項の規定により、八戸都市計画事業八戸新都市土地区画整理事業の事業計画の変更（第五回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため地域振興整備公団法施行令（昭和三十七年政令第二百六十一号）第四条において準用する住宅・都市整備公団法施行令（昭和五十六年政令第二百六十七号）第十五条の規定により次のとおり告示する。

平成七年二月三日

建設大臣　野坂　浩賢

一　縦覧開始の日　平成七年二月四日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　青森県八戸市大字根城字丹後平四四番地　地域振興整備公団　八戸都市開発事務所

三　縦覧時間　午前九時から午後五時まで

○建設省告示第百七十一号

地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）第二十一条の二において準用する住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第四十一条第十五項において準用する同条第五項の規定により、鳥栖基山都市計画事業鳥栖北部丘陵土地区画整理事業の事業計画の変更（第一回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため地域振興整備公団法施行令（昭和三十七年政令第二百六十一号）第四条において準用する住宅・都市整備公団法施行令（昭和五十六年政令第二百六十七号）第十五条の規定により次のとおり告示する。

平成七年二月三日

建設大臣　野坂　浩賢

一　縦覧開始の日　平成七年二月四日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　佐賀県鳥栖市京町字森園七一八番地一　地域振興整備公団　鳥栖都市開発事務所

三　縦覧時間　午前九時から午後五時まで

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千百九十四号苫小牧圏都市計画道路事業三・四・四百三号厚真中央通及び三・四・四百五号表町本郷通
三　事業施行期間　自平成元年六月十六日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千三百四十二号帯広圏都市計画道路事業三・三・百二号国見通
三　事業施行期間　自平成元年七月二十六日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千六百九十六号帯広圏都市計画道路事業三・四・二百二十二号みずほ通
三　事業施行期間　自平成四年十月九日至平成八年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百五十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、平成六年二月七日建設省告示第百九十七号（土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件）の一部を次のように改正する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

「一　起業地　イ　収用の部分　京都府福知山市字梅谷」中「小字向山、」の次に「小字三谷サヽ」及び小字向山米山、」を加える。
「一　起業地　ロ　使用の部分　京都府福知山市字梅谷」中「小字向山、」の次に「小字三谷サヽ、小字向山嫁尾、小字向山米山、」を加える。
「一　起業地　ロ　使用の部分　京都府福知山市字猪野々」中「小字高坪、」を「小字高岬、」に改める。

○建設省告示第百五十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　起業者の名称　広島県
一　事業の種類　県道府中松永線改築工事（広島県福山市芦田町地内）
一　起業地
イ　収用の部分　広島県福山市芦田町大字作廊、大字作廊字土井端、字大人、字鎗山、字日比ヶ谷、字峠高平、字林タワ及び字久美、大字上有地並びに大字上有地字帯地内
ロ　使用の部分　なし
一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　広島県福山市役所

○建設省告示第百五十六号

建設省四国地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成七年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
小松島市赤石町勢合二番一一から同市赤石町入船一二四番四まで	前	A	一〇・一〇～一五・〇〇（メートル）	〇・三四〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A	一〇・一〇～一五・〇〇	〇・三四〇	
		B	一二・二〇～四五・〇〇	〇・二八六	

(四)　図面縦覧場所　四国地方建設局及び同局徳島工事事務所

○建設省告示第百五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成七年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号	小松島市赤石町勢合二番一一から同市赤石町入船一二四番四まで	四国地方建設局及び同局徳島工事事務所

供用開始の期日　平成七年二月一日

○建設省告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　名古屋高速道路公社
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第三百七十号名古屋都市計画道路事業一・四・二号高速二号線
三　事業施行期間　自平成五年二月二十二日至平成九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　名古屋高速道路公社
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第千九十九号名古屋都市計画道路事業一・五・二号高速分岐二号線
三　事業施行期間　自昭和六十三年四月四日至平成十二年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　昭和六十三年四月四日告示第千九十九号の事業地の内愛知県名古屋市中区丸の内二丁目及び三の丸一丁目地内において事業地を変更する

○建設省告示第百六十号

建設省九州地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成七年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年二月三日　　建設大臣　野坂　浩賢

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
鹿屋市古里町五八一番二から垂水市新城字梶ヶ平四三四六番一まで	前	A	七・五〇～一一・〇〇（メートル）	五・二五〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A	七・五〇～一一・〇〇	五・二五〇	
		B	二五・〇〇～一三七・〇〇	二・四六〇	

(四)　図面縦覧の場所　九州地方建設局及び同局大隅工事事務所

○建設省告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千八十二号旭川圏都市計画道路事業三・三・三号一条通線

三　事業施行期間　自平成二年五月十七日至平成八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第九百四十七号釧路圏都市計画道路事業三・四・四十五号旭橋通

三　事業施行期間　自昭和六十年六月二十一日至平成八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千二百六号苫小牧圏都市計画道路事業三・一・三号臨海北通

三　事業施行期間　自平成三年五月二十九日至平成八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千二百四十号千歳恵庭圏都市計画道路事業三・三・百四号東一線大通

三　事業施行期間　自平成二年六月二十八日至平成八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千六百八十六号網走都市計画道路事業三・三・二号南中央通

三　事業施行期間　自平成元年十月六日至平成十年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千二百十一号留萌都市計画道路事業三・四・十七号春日通

三　事業施行期間　自平成三年五月二十九日至平成八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千八十四号名寄都市計画道路事業三・四・二号アカシヤ通及び三・二・一号中央通

三　事業施行期間　自平成二年五月十七日至平成九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千二百二号長沼都市計画道路事業三・四・三号札栗通

三　事業施行期間　自平成元年六月十六日至平成九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千九十三号新十津川都市計画道路事業三・四・百四号学園通及び三・三・百一号札沼通

三　事業施行期間　自平成二年五月十七日至平成九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千四百五号江差都市計画道路事業三・五・一号江差駅前通

三　事業施行期間　自平成二年七月三十一日至平成八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千八十七号北檜山都市計画道路事業三・四・七号公園通

三　事業施行期間　自平成二年五月十七日至平成九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千八十六号函館圏都市計画道路事業三・四・四百八号七飯駅前通及び三・四・四百六号本町下通

三　事業施行期間　自平成二年五月十七日至平成八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○建設省告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月一日　　建設大臣　野坂　浩賢

三 実技試験の問題の公表は、一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

二 基礎一級及び基礎二級

項目＼期	全期
実施公示	平成七年三月一日(水)

注一 実施公示は、都道府県知事が行う。

二 試験の実施に係る事項については、都道府県職業能力開発協会が指定する。

金属熱処理、金属プレス加工、光学機器製造（光学ガラス研磨に係るものに限る。）、染色（型紙なせん、スクリーンなせん及び染色補正に係るものに限る。）、布はく縫製、プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、とび、築炉、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、セメント系防水工事及びシーリング防水工事に係るものに限る。）、サッシ施工、化学分析、漆器製造（沈金、蒔絵及び螺鈿に係るものに限る。）及び塗装（木工塗装、建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）

ロ　三級

金属熱処理及び和裁

ハ　単一等級

製麺（機械生麺製造及び手延べそうめん類製造に係るものに限る。）、コンクリート積みブロック施工及び産業洗浄（高圧洗浄に係るものに限る。）

(三)　平成七年九月三日(日)に実施する職種

イ　一級及び二級

粉末冶金（成形・再圧縮に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、タレット旋盤、フライス盤、立削り盤、平削り盤、ボール盤、横中ぐり盤、ジグ中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、心無し研削盤、ホブ盤、歯車形削り盤、ラップ盤、ホーニング盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤、数値制御ボール盤、マシニングセンタ、精密器具製作及びけがきに係るものに限る。）、鉄工（製缶、構造物鉄工及び曲げ成形・矯正に係るものに限る。）、めっき（電気めっきに係るものに限る。）、アルミニウム陽極酸化処理、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、複写機組立て、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、紳士服製造（紳士注文服製作に係るものに限る。）、木型製作、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具製作に係るものに限る。）、印刷（オフセット印刷に係るものに限る。）、左官、畳製作、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限

ンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。）、機械検査、光学機器製造（光学機器組立てに係るものに限る。）、ニット製品製造（靴下製造、横編みニット縫製及び丸編みニット・たて編みニット縫製に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメーキング及び婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、紳士服製造（紳士既製服型紙製作及び紳士既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、帆布製品製造、家具製作（いす張りに係るものに限る。）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、スレート施工及び自動ドア施工

ロ　三級

機械検査及びプラスチック成形

ハ　単一等級

浴槽設備施工

(三)　平成八年二月七日(水)に実施する職種

イ　一級及び二級

舞台機構調整

ロ　三級

舞台機構調整

(四)　平成八年二月十一日(日)に実施する職種

イ　特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

ロ　一級及び二級

さく井、金型製作、鉄工（構造物現図に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、めっき（溶融亜鉛めっきに係るものに限る。）、ロープ加工、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備（走行装置整備及び原動機整備に係るものに限る。）、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、機械木工、ほうろう加工、石材施工（石材加工に係るものに限る。）、パン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム

合格発表	
	る。）、貴金属装身具製作及び広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。） ロ　単一等級 金属研磨仕上げ (四)　平成七年九月六日(水)に実施する職種 イ　一級及び二級 写真 (五)　平成七年九月十日(日)に実施する職種 イ　一級及び二級 園芸装飾、造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造、銅合金鋳物鋳造及び軽合金鋳物鋳造に係るものに限る。）、放電加工、建築板金、工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。）、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備（機器ぎ装、内部ぎ装、配管ぎ装、電気ぎ装及び鉄道車両現図に係るものに限る。）、製版（写真植字、電算写真植字、単色写真製版、プロセス製版カラースキャナ、プロセス製版焼付け及びプロセス製版校正に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、陶磁器製造（手ろくろ成形、機械ろくろ成形及び鋳込み成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、ウォールポイント施工、建築図面製作（建築透視図製作に係るものに限る。）、表装及びフラワー装飾 ロ　三級 園芸装飾及び造園 ハ　単一等級 路面標示施工及び塗料調色
平成七年十月五日(木)（調理（すし料理調理、中国料理調理及び給食用特殊料理調理に係るものに限る。）については、平成七年十月二日(月)）	
	系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及びコンクリートプレハブ建築防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、建築図面製作（建築製図に係るものに限る。）、機械・プラント製図、印章彫刻（木口彫刻に係るものに限る。）、塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）及び商品装飾展示 ハ　三級 時計修理 ニ　単一等級 樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工 (五)　平成八年二月十八日(日)に実施する職種 イ　一級及び二級 金属ばね製造、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、家庭用電気治療器調整、内燃機関組立て、眼鏡レンズ加工、縫製機械整備、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造に係るものに限る。）、ファインセラミックス製品製造、菓子製造、厨房設備施工、内装仕上げ施工（カーテン工事に係るものに限る。）、ガラス施工、テクニカルイラストレーション（立体図作成及び立体図仕上げに係るものに限る。）、電気製図、金属材料試験、義肢・装具製作及び工業包装 ロ　三級 プリント配線板製造、内燃機関組立て、とび及びテクニカルイラストレーション ハ　単一等級 溶射、電子回路接続、製麺（機械乾麺製造に係るものに限る。）、枠組壁建築、エーエルシーパネル施工、ビルクリーニング及び産業洗浄（化学洗浄に係るものに限る。）
平成八年三月二十九日(金)	

注一　実施公示は、都道府県知事（調理及びビルクリーニングにあっては、労働大臣）が行う。

二　職種ごとの実技試験の実施期日は都道府県職業能力開発協会（調理にあっては社団法人調理技術技能センター、ビルクリーニングにあっては社団法人全国ビルメンテナンス協会）が指定する。

床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、建築図面製作（建築透視図製作に係るものに限る。）、化学分析、漆器製造（沈金、蒔絵及び螺鈿に係るものに限る。）、貴金属装身具製作、表装、塗装（木工塗装、建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、写真及びフラワー装飾

ロ 三級

園芸装飾、造園、金属熱処理及び和裁

ハ 単一等級

金属研磨仕上げ、製麺（機械生麺製造及び手延べそうめん類製造に係るものに限る。）、コンクリート積みブロック施工、路面標示施工、塗料調色、調理（すし料理調理、中国料理調理及び給食用特殊料理調理に係るものに限る。）及び産業洗浄（高圧洗浄に係るものに限る。）

(二) 後期

イ 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

ロ 一級及び二級

さく井、金属溶解（鋳鉄キュポラ溶解、軽合金るつぼ炉溶解及び軽合金反射炉溶解に係るものに限る。）、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。）、金型製作、鉄工（構造物現図に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、めっき（溶融亜鉛めっきに係るものに限る。）、金属ばね製造、ロープ加工、機械検査、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、家庭用電気治療器調整、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備（走行装置整備及び原動機整備に係るものに限る。）、時計修理、眼鏡レンズ加工、光学機器製造（光学機器組立てに係るものに限る。）、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、ニット製品製造（靴下製造、横編みニット縫製及び丸編みニット・たて編みニット縫製に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメーキング及び婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、紳士服製造（紳士既製服型紙製作及び紳士既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、帆布製品製造、機械木工、家具製作（いす張りに係るものに限る。）、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造に係るものに限る。）、ほうろう加工、ファインセラミックス製品製造、石材施工（石材加工に係るものに限る。）、パン製造、菓子製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及びコンクリートプレハブ建築防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（カーテン工事に係るものに限る。）、スレート施工、カーテンウォール施工、自動ドア施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション（立体図作成及び立体図仕上げに係るものに限る。）、建築図面製作（建築製図に係るものに限る。）、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験、印章彫刻（木口彫刻に係るものに限る。）、塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装及び商品装飾展示

ハ 三級

機械検査、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、プラスチック成形、とび、テクニカルイラストレーション及び舞台機構調整

ニ 単一等級

溶射、電子回路接続、製麺（機械乾麺製造に係るものに限る。）、枠組壁建築、エーエルシーパネル施工、浴槽設備施工、樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工、調理（日本料理調理、西洋料理調理及び麺料理調理に係るものに限る。）、ビルクリーニング及び産業洗浄（化学洗浄に係るものに限る。）

(三) 全期

イ 基礎一級及び基礎二級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程

(一) 特級、一級、二級、三級及び単一等級

項目＼期		前期	後期
実施公示		平成七年三月一日(水)	平成七年九月一日(金)（調理及びビルクリーニングについては、平成七年七月二十日(木)）
受検申請書の受付け		平成七年四月三日(月)から平成七年四月十四日(金)まで（調理（すし料理調理、中国料理調理及び給食用特殊料理調理に係るものに限る。）については、平成七年四月十七日(月)から平成七年五月十二日(金)まで）	平成七年十月二日(月)から平成七年十月十三日(金)まで（調理（日本料理調理、西洋料理調理及び麺料理調理に係るものに限る。）については、平成七年九月十八日(月)から平成七年十月十三日(金)まで、ビルクリーニングについては、平成七年十月二日(月)から平成七年十月十四日(土)まで）
実技試験	問題の公表	平成七年五月三十一日(水)（調理（すし料理調理、中国料理調理及び給食用特殊料理調理に係るものに限る。）については、平成七年六月二十一日(水)）	平成七年十一月三十日(木)（調理（日本料理調理、西洋料理調理及び麺料理調理に係るものに限る。）については、平成七年十二月一日(金)）
	実施	平成七年六月九日(金)から平成七年九月十日(日)まで（調理（すし料理調理、中国料理調理及び給食用特殊料理調理に係るものに限る。）については、平成七年七月二十四日(月)から平成七年八月二十七日(日)まで）	平成七年十二月八日(金)から平成八年二月二十五日(日)まで（調理（日本料理調理、西洋料理調理及び麺料理調理に係るものに限る。）については、平成八年一月二十二日(月)から平成八年二月二十五日(日)まで、ビルクリーニングについては、平成七年十二月一日(金)から平成八年二月二十六日(月)まで）
学科試験		(一) 平成七年七月二十八日(金)に実施する職種 イ 単一等級 調理（すし料理調理、中国料理調理及び給食用特殊料理調理に係るものに限る。） (二) 平成七年八月二十七日(日)に実施する職種 イ 一級及び二級 金属溶解（銅合金るつぼ炉溶解、銅合金反射炉溶解及び銅合金誘導炉溶解に係るものに限る。）、	(一) 平成八年一月二十一日(日)に実施する職種 イ 単一等級 調理（日本料理調理、西洋料理調理及び麺料理調理に係るものに限る。） (二) 平成八年二月四日(日)に実施する職種 イ 一級及び二級 金属溶解（鋳鉄キュポラ溶解、軽合金るつぼ炉溶解及び軽合金反射炉溶解に係るものに限る。）、鍛造（ハ

○労働省告示第四号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百二条の二第一項第一号イ及び第二号イ(1)(i)の規定に基づき、労働大臣が指定する業種及び当該業種ごとに労働大臣が定める期間を次のように定める。

平成七年二月一日

労働大臣　浜本　万三

次の表に掲げる業種を雇用保険法施行規則第百二条の三第一項第一号イに規定する労働大臣が指定する業種とし、当該業種に係る同項第二号イ(1)(i)に規定する労働大臣が定める期間は、平成七年二月一日から平成八年一月三十一日までとする。

織物手加工染色整理業（友禅の染色及び整理を行うものに限る。）
フェルト製造業
ポリウレタンフォーム製造・同製品加工業
革製履物製造業
かばん製造業（セカンドバッグを含む。）
研削と石製造業
石灰製造業
亜鉛鉄板製造業
タングステン・モリブデン圧延業
金属製仮設機材製造業
金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く。）
溶接棒製造業
ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
金属工作機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く。）
工具保持器・治具製造業
木工機械製造業
印刷・製本・紙工機械製造業
動力伝導用鎖製造業
開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業
電気溶接機製造業
磁性材部品製造業（粉末や金によるものに限る。）
永久磁石製造業
自動車車体・附随車製造業（乗用車ボデー及び小型トラック運転台を除く。）
ピアノ・同部分品・同附属品製造業
洋傘・同部分品製造業
ディスプレイ業

備考　この表に掲げる業種のうち、革製履物製造業、研削と石製造業、石灰製造業、亜鉛鉄板製造業、金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く。）、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、木工機械製造業、印刷・製本・紙工機械製造業、開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業、電気溶接機製造業及びディスプレイ業は、日本標準産業分類（平成五年総務庁告示第六十号）において分類された業種区分によるものとする。

○労働省告示第五号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百二十五条第三項第一号イ(1)(v)の規定に基づき、労働大臣が指定する教育訓練を次のように定める。

平成七年二月六日

労働大臣　浜本　万三

教育訓練の実施機関の名称	研修・講習等の名称	教育訓練の実施期間	教育訓練実施施設の所在地
愛知県職業能力開発協会	社員教育の仕方講習	平成七年二月七日及び九日	愛知県名古屋市
	セカンドライフセミナー	平成七年二月十四日から同月十六日まで	
	接遇訓練3日コース	平成七年三月十四日から同月十六日まで	
	女性中堅社員講習会	平成七年二月二十一日及び二十二日	

○労働省告示第六号

雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第二十条第三項及び雇用促進事業団法施行規則（昭和三十六年労働省令第十九号）第二条の規定に基づき、平成七年二月十五日付けで認可した雇用促進事業団一般業務方法書の変更を次のとおり告示する。

平成七年二月十五日

労働大臣　浜本　万三

雇用促進事業団一般業務方法書（昭和36年業務方法書第1号）の一部を次のように改正する。

第104条の6第1項中「年4.75パーセント」を「年4.65パーセント」に、同条第2項中「年4.15パーセント」を「年4.25パーセント」に改める。

附　則

1　この改正は、平成7年2月15日から施行する。

2　平成7年2月14日以前に貸付けが決定された福祉施設設置資金、通年雇用設備設置資金及び高年齢者雇用環境改善資金の利率については、改正後の第104条の6第1項（第104条の18において準用する場合を含む。）及び第104条の6第2項（第104条の24において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○労働省告示第七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第六十四条第一項の規定に基づき、平成七年度技能検定実施計画を次のように定めたので、告示する。

平成七年二月二十二日

労働大臣　浜本　万三

平成七年度技能検定実施計画

一　時期及び等級別職種

(一)　前期

イ　一級及び二級

園芸装飾、造園、金属溶解（銅合金るつぼ炉溶解、銅合金反射炉溶解及び銅合金誘導炉溶解に係るものに限る。）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造、銅合金鋳物鋳造及び軽合金鋳物鋳造に係るものに限る。）、金属熱処理、粉末冶金（成形・再圧縮に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、タレット旋盤、フライス盤、立削り盤、平削り盤、ボール盤、横中ぐり盤、ジグ中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、心無し研削盤、ホブ盤、歯車形削り盤、ラップ盤、ホーニング盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤、数値制御ボール盤、マシニングセンタ、精密器具製作及びけがきに係るものに限る。）、放電加工、金属プレス加工、鉄工（製缶、構造物鉄工及び曲げ成形・矯正に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。）、めっき（電気めっきに係るものに限る。）、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備（機器ぎ装、内部ぎ装、配管ぎ装、電気ぎ装及び鉄道車両現図に係るものに限る。）、光学機器製造（光学ガラス研磨に係るものに限る。）、複写機組立て、建設機械整備、染色（型紙なせん、スクリーンなせん及び染色補正に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、紳士服製造（紳士注文服製作に係るものに限る。）、布はく縫製、木型製作、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具製作に係るものに限る。）、製版（写真植字、電算写真植字、単色写真製版、プロセス製版カラースキャナ、プロセス製版焼付け及びプロセス製版校正に係るものに限る。）、印刷（オフセット印刷に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、陶磁器製造（手ろくろ成形、機械ろくろ成形及び鋳込み成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、セメント系防水工事及びシーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系

別表第二号　端末設備の接続のための技術

問題の内容		養成課程種別の問題数					
		アナログ第三種	アナログ第二種	アナログ第一種	デジタル第二種	デジタル第一種	アナログ・デジタル総合種
端末設備の技術	電話機、モデム、網制御装置、ファクシミリ端末装置、ビデオテックス端末装置等電気通信回線1回線に接続する端末機器（以下「電話機等」という。）の技術	3	1	1			1
	電話機の回路動作	1					
	ボタン電話装置の技術及び回路動作		2				
	構内交換設備の技術及び回路動作			2			2
接続工事の技術	電話機等の取付工法、工事試験方法	1					
	ボタン電話装置の取付工法、工事試験方法		1				
	構内交換設備の建設工法、工事試験方法			1			1
	回線交換方式による端末設備の取付工法、工事試験の方法				1		
	パケット交換方式による端末設備の取付工法、工事試験の方法					1	1
トラヒック理論	呼量、呼損率、中継線能率、完全群、不完全群等		1	1			1
事業用電気通信設備の概要	交換局設備及び線路設備の概要			1			1
電力設備の概要	給電電池の原理、蓄電池の充放電と容量等						
データ通信の技術	データ伝送技術、データ交換技術等				1	1	1
回線交換方式の技術	回線交換方式の概要				3		
	インターフェースの技術						
パケット交換方式の技術	パケット交換方式の概要					3	3
	データ伝送手順						
	インターフェースの技術						

別表第三号　端末設備に関する法規

問題の内容		養成課程種別の問題数			
		アナログ第一種 アナログ第二種 アナログ第三種	デジタル第二種	デジタル第一種	アナログ・デジタル総合種
電気通信事業法及びこれに基づく命令	電気通信事業法、施行令、施行規則	4	1	1	2
	工事担任者規則				
	端末機器の技術基準適合認定に関する規則				
	端末設備規則				
	回線交換方式に関する技術的条件		3		
	パケット交換方式に関する技術的条件			3	2
有線電気通信法及びこれに基づく命令	有線電気通信法、施行規則	1	1	1	1
	有線電気通信設備令、施行規則				

別表第四号を削る。

別表第二号　端末設備の接続のための技術

授業内容		養成課程別の授業の要否及び程度（注）					
		アナログ第三種	アナログ第二種	アナログ第一種	デジタル第二種	デジタル第一種	アナログ・デジタル総合種
端末設備の技術	電話機、モデム、網制御装置、ファクシミリ端末装置、ビデオテックス端末装置等電気通信回線1回線に接続する端末機器（以下「電話機等」という。）の技術	B	B	B			B
	電話機の回路動作	A	A	A			A
	ボタン電話装置の技術及び回路動作		A	A			A
	構内交換設備の技術及び回路動作			A			A
接続工事の技術（実習を含む）	電話機等の取付工法、工事試験方法	A	A	A			A
	ボタン電話装置の取付工法、工事試験方法		A	A			A
	構内交換設備の建設工法、工事試験方法			A			A
	回線交換方式による端末設備の取付工法、工事試験の方法				A		
	パケット交換方式による端末設備の取付工法、工事試験の方法					A	A
トラヒック理論	呼量、呼損率、中継線能率、完全群、不完全群等		C	B			B
事業用電気通信設備の概要	交換局設備及び線路設備の概要			B			B
電力設備の概要	鉛蓄電池の原理、蓄電池の充放電と容量等			B			B
データ通信の技術	データ伝送技術、データ交換技術等				B	B	B
回線交換方式の技術	回線交換方式の概要				A		
	インターフェースの技術				A		
パケット交換方式の技術	パケット交換方式の概要					A	A
	データ伝送手順					A	A
	インターフェースの技術					A	A

別表第三号　端末設備に関する法規

授業内容		養成課程別の授業の要否及び程度（注）					
		アナログ第三種	アナログ第二種	アナログ第一種	デジタル第二種	デジタル第一種	アナログ・デジタル総合種
電気通信事業法及びこれに基づく命令	電気通信事業法、施行令、施行規則	C	B	B	B	B	B
	工事担任者規則	C	B	B	B	B	B
	端末機器の技術基準適合認定に関する規則	C	B	B	B	B	B
	端末設備規則	C	B	A	C	C	A
	回線交換方式に関する技術的条件				A		
	パケット交換方式に関する技術的条件					A	A
有線電気通信法及びこれに基づく命令	有線電気通信法、施行規則	C	B	B	B	B	B
	有線電気通信設備令、施行規則	C	B	A	B	A	A

注　養成課程別の授業の要否及び程度の欄中、空欄は、その養成課程において該当の項目の授業を要しないことを示し、「A」、「B」及び「C」の表示は、その養成課程において授業を行うことを要する授業内容の程度について、次のことを示す。
　　A　重点的、　B　普通、　C　簡単
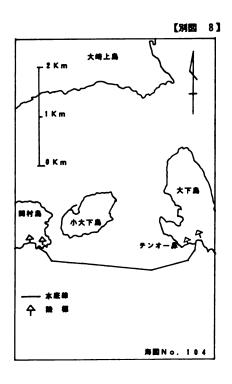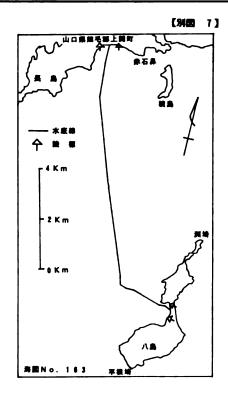
別表第四号を削る。

○郵政省告示第百十一号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第二十五条第七号の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十六号（工事担任者規則第二十五条第七号の規定に基づく養成課程の終了の際行う試験の実施について）の一部を次のように改正する。

平成七年二月二十八日　　　　郵政大臣　大出　俊

三の3に次のただし書きを加える。

ただし、アナログ・デジタル総合種の端末設備の接続のための技術の試験については、二時間とする。

三の5中「第四号」を「第三号」に改める。

別表第二号及び別表第三号を次のように改める。

【別図　8】

【別図　7】

○郵政省告示第百十号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第二十五条第五号の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十五号（工事担任者規則第二十五条第五号の規定に基づく養成課程の実施要目）の一部を次のように改正する。

平成七年二月二十八日

郵政大臣　大出　俊

四中「第四号」を「第三号」に改める。

別表第二号及び別表第三号を次のように改める。

【別図　10】

【別図　9】

【別図 4】

【別図 3】

【別図 6】

【別図 5】

第六号

一　敷設区間

徳山～大津島間

（徳　山　側）　山口県徳山市戸田字蛯石五二七二一八番地先

（大津島側）　山口県徳山市大字大津島字田ノ浦八一二番地

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条　別図六のとおり

第七号

一　敷設区間

上関～八島間

（上関側）　山口県熊毛郡上関町大字長島一〇三八番地の一

（八島側）　山口県熊毛郡上関町大字八島一一七番地の二

二　保護区域

線条の左右各一〇〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条　別図七のとおり

第八号

一　敷設区間

岡村島～大下島間

（岡村島側）　愛媛県越智郡関前村大字中の作乙九五七番地地先

（大下島側）　愛媛県越智郡関前村大字大下甲八〇二番地地先

二　保護区域

線条の左右各一〇〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条　別図八のとおり

第九号

一　敷設区間

新長崎～伊王島間

（新長崎側）　長崎県西彼杵郡香焼町辰の口二八四五の二地先

（伊王島側）　長崎県西彼杵郡伊王島町大字沖之島字屋敷五番地地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条　別図九のとおり

第一〇号

一　敷設区間

新長崎～高島間

（新長崎側）　長崎県長崎市深堀町伊良坂一六八〇－二地先

（高　島　側）　長崎県西彼杵郡高島町字金堀地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条　別図一〇のとおり

【別図　1】

【別図　2】

日立電子株式会社	EUM−10CS／AUT形400MHz／FM無線電話装置	FS3SD367.45／367.45／385.7375T／367.7375R−10F2D・F3E10−1 注　用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F94062	平成6.11.21
日立電子株式会社	EUM−03CS／T形400MHz／FM無線電話装置	FS2SD367.45／367.45／385.7375T／367.7375R−3F2D・F3E16−1 注　用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F94063	平成6.11.21
日立電子株式会社	EMF−10HF／AVT形150MHz／FM無線電話装置	FF2SD150−10F2D・F3E1−1	F94064	平成6.11.21
日立電子株式会社	EMF−05HF／AVT形150MHz／FM無線電話装置	FF2SD150−5F2D・F3E1−1	F94065	平成6.11.21
日立電子株式会社	EMF−01HF／AVT形150MHz／FM無線電話装置	FF2SD150−1F2D・F3E1−1	F94066	平成6.11.21
アイコム株式会社	VHF MARINE TRANSCEIVER IC−M125J	FS2ED156.025／156.025／157.425T／162.025R25F3E58−1 注　用途の記号「S」は、海上移動業務に使用できるものであることを示す。	F94067	平成6.11.21
日立電子株式会社	EUF−10HF／AUT形400MHz／FM無線電話装置	FF2SD335.4／400−10F2D・F3E1−1	F94068	平成6.11.28
日立電子株式会社	EUF−05HF／AUT形400MHz／FM無線電話装置	FF2SD335.4／400−5F2D・F3E1−1	F94069	平成6.11.28
日立電子株式会社	EUF−01HF／AUT形400MHz／FM無線電話装置	FF2SD335.4／400−1F2D・F3E1−1	F94070	平成6.11.28

○郵政省告示第百八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第二項の規定に基づき、昭和二十　年郵政省告示第七百八号（免許を要しない無線局の用途並びに電波の型式及び周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成七年二月二十八日

郵政大臣　大出　俊

第二項第2号の表A一D、A二D、F一D、F二D、F三Dの項の次に次のように加える。

F一D、F二D、F三D	七三・二二MHz、七三・二四MHz、七三・二六MHz、七三・二八MHz、七三・三〇MHz、七三・三二MHz

○郵政省告示第百九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十六条第一項の規定に基づき、次のとおり水底線路の保護区域を指定する。

平成七年二月二十八日

郵政大臣　大出　俊

第一号

一　敷設区間

大島～見島間

（大島側）　山口県萩市大島字沖手一五六番地先

（見島側）　山口県萩市見島字片尻三八五番地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条　別図一のとおり

第二号

一　敷設区間

萩～相島間

（萩　側）　山口県萩市大字堀内字西ノ浜五二〇番八地先

（相島側）　山口県萩市相島字常井六一一地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条　別図二のとおり

第三号

一　敷設区間

今帰仁～伊江島

（今帰仁側）　沖縄県国頭郡本部町字備瀬九八九の一地先

（伊江島側）　沖縄県国頭郡伊江村字東江前イシャラ原二八七九の二番地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条　別図三のとおり

第四号

一　敷設区間

座間味～渡嘉敷間

（座間味側）　沖縄県島尻郡座間味村字座間味小字牧治原一二九四番地

（渡嘉敷側）　沖縄県島尻郡渡嘉敷村リルカワ原二〇九四番地

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条　別図四のとおり

第五号

一　敷設区間

福江～黄島間

（福江側）　長崎県福江市野々切町一一七の五地先

（黄島側）　長崎県福江市黄島町三八四地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条　別図五のとおり

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
日本電気無線電子株式会社	REB—23—01型ホーミング信号付加406MHz帯衛星非常用位置指示無線標識	SES5AE3—406—5—2	SE94008	平成6.11.4
日本電気無線電子株式会社	REB—23—02型ホーミング信号付加406MHz帯衛星非常用位置指示無線標識	SES5AE4—406—5—1	SE94009	平成6.11.4
日本電気無線電子株式会社	REB—24型小型船舶用のホーミング信号付加406MHz帯衛星非常用位置指示無線標識	SSS5AE4—406—5—1	SE94010	平成6.11.4
アンリツ株式会社	RJ302A 衛星EPIRB	SES5AR3—406—5—1	SE94011	平成6.11.4
株式会社鈴屋アルミニウム製作所	ゼニコールEP2型 衛星非常用位置指示無線標識	SES5ZA3—406—5—1	SE94012	平成6.11.4
株式会社緯星社	RSO KANNAD 406FHA 衛星非常用位置指示無線標識	SES5RS3—406—5—1	SE94013	平成6.11.16

4 簡易無線局の用に供する無線設備の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
信和通信機株式会社	SC5505CDT型 VHF簡易無線機	CS1SW150—5F3E1—6	C94027	平成6.11.2
信和通信機株式会社	SC5405CDT型 UHF簡易無線機	CS1SW400—5F3E1—12	C94028	平成6.11.2
日本マランツ株式会社	HX480VCA1T 無線電話装置	CS1SE150—1F3E1—4	C94029	平成6.11.11
日本マランツ株式会社	HX540UCA1T 無線電話装置	CS1SE400—1F3E1—10	C94030	平成6.11.11

5 MCA陸上移動通信を行う陸上移動局及び指令局の用に供する送受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
日本電気株式会社	DC6E1C2—3A型 MCA無線電話装置	MCS2NE1,400—5—957—5	MC94024	平成6.11.4

6 800MHz帯携帯・自動車無線電話通信を行う陸上移動局の用に供する送受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
シャープ株式会社	JN—A200—B型携帯電話無線機	JKS1HDA925.0125／939.9875—0.6—2397—2	J94092	平成6.11.2
京セラ株式会社	MT211形TACS方式自動車電話移動機	JKS1KRB898.0125／900.9875—915.0125／924.9875—0.63—1038—12	J94093	平成6.11.21

7 1,500MHz帯携帯・自動車無線電話通信を行う陸上移動局の用に供する送受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
ノキア・モービルホン・ジャパン株式会社	DP—151携帯電話無線機	JES1NJD1,429.050／1,452.950—0.8—957—2	J94094	平成6.11.30

8 F2A電波、F2B電波、F2D電波、F2N電波、F2X電波又はF3E電波を使用する無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
日本マランツ株式会社	GX5400UFT無線電話装置	FS2SE365.60／470—5F2D・F3E1—1 注 用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F94052	平成6.11.2
日本電気株式会社	DC3C3A1—4A型超短波無線電話装置	FFM3NE150—10F2D・F3E3—1	F94053	平成6.11.4
日本電気株式会社	DC3C3A1—4A型超短波無線電話装置	FFM3NE150—5F2D・F3E3—1	F94054	平成6.11.4
日本電気株式会社	DP3C2A1—3A型超短波無線電話装置	FFM2NE150—5F2D・F3E10—1	F94055	平成6.11.4
松下通信工業株式会社	EF—3118NAT形極超短波無線電話装置	FS2MS400—2F2D・F3E1—2 注 用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F94056	平成6.11.10
日本電気株式会社	DP3C3B1—2A型超短波無線電話装置	FS2NE150—1F2D・F3E6—2 注 用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F94057	平成6.11.10
日本電気株式会社	DC4C3A1—4A型極超短波無線電話装置	FFM3NE400—10F2D・F3E3—1	F94058	平成6.11.10
日本電気株式会社	DC4C3A1—3A型極超短波無線電話装置	FFM3NE400—5F2D・F3E3—1	F94059	平成6.11.10
日本電気株式会社	DP4C3B1—2A型極超短波無線電話装置	FS2NE400—1F2D・F3E6—2 注 用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F94060	平成6.11.10
日本電気株式会社	DC2C2A1—5A型業務無線電話装置	FS2NE54／56—25F3E1—1 注 用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F94061	平成6.11.10

松下通信工業株式会社	ＴＺ－823型Ｂ号携帯電話無線機	ＪＤＳ１ＭＳＤ940.050／955.950－0.8／２－637－４	Ｊ94097	平成6.12.14
松下通信工業株式会社	ＥＢ－ＰＤ333　携帯電話機	ＪＤＳ１ＭＳＤ940.050／955.950－0.8／２－637－５	Ｊ94098	平成6.12.14
日本電装株式会社	ＯＮＭＤ03　携帯電話無線機	ＪＤＳ１ＤＥＤ940.050／955.950－0.8－637－１	Ｊ94099	平成6.12.20
日本電気株式会社	ＭＴ203形ＴＡＣＳ方式自動車電話移動機	ＪＫＳ１ＮＥＢ898.0125／900.9875－915.0125／924.9875－0.631038－３	Ｊ94100	平成6.12.26

○郵政省告示第百二号

特定の預金者に係る定期郵便貯金の預入等に関する郵便貯金規則の特例を定める省令（平成六年郵政省令第十一号）第二条第二項の規定に基づき、平成六年郵政省告示第百十五号（福祉定期郵便貯金の預入を取り扱う期間を定める件）の一部を次のように改正する。

平成七年二月二十七日

郵政大臣臨時代理　国務大臣　野中　広務

「平成七年二月二十八日」を「平成八年二月二十九日」に改める。

○郵政省告示第百三号

次の特定郵便局長を長とする郵便局を設置する。なお、郵便物の集配事務は取り扱わない。

平成七年二月二十七日

郵政大臣臨時代理　国務大臣　野中　広務

名称	位置	設置年月日
松江（まつえ）合同庁舎内（ごうどうちょうしゃない）郵便局	郵便番号六九〇　島根県松江市東津田町	平成七年三月一日
西高屋（にしたかや）駅前（えきまえ）郵便局	郵便番号七三九－二一　広島県東広島市高屋町	平成七年三月二十日

○郵政省告示第百四号

次の簡易郵便局を設置した。

平成七年二月二十七日

郵政大臣臨時代理　国務大臣　野中　広務

名称	位置	委託事務	設置年月日
石見別府簡易郵便局	郵便番号六九六－一一　島根県邑智郡邑智町別府	簡易郵便局規則第四条各号に掲げる事務。	平成七年二月一日

○郵政省告示第百五号

一時閉鎖中の次の簡易郵便局を廃止した。

平成七年二月二十七日

郵政大臣臨時代理　国務大臣　野中　広務

名称	位置	廃止年月日	事務引継局
花立簡易郵便局	郵便番号九五九－三一　新潟県岩船郡荒川町花立	平成七年二月一日	坂町郵便局（郵便番号九五九－三一　新潟県岩船郡荒川町坂町）

○郵政省告示第百六号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第十三条の規定により、卒業者に対して無線従事者国家試験の一部を免除する学校等として認定した宮城県気仙沼水産高等学校の学校名の名称は、次のとおり変更された。

平成七年二月二十七日

郵政大臣　大出　俊

告示番号	部科等の名称		変更年月日
	変更後の名称	変更前の名称	
昭和三十六年郵政省告示第六百八十一号	宮城県気仙沼向洋高等学校無線専攻科	宮城県気仙沼水産高等学校無線専攻科	平成六年四月一日
昭和四十四年郵政省告示第二百六十一号	宮城県気仙沼向洋高等学校無線通信科	宮城県気仙沼水産高等学校無線通信科	平成六年四月一日

○郵政省告示第百七号

次の無線設備の機器は、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第九条の規定による検定に合格した。

平成七年二月二十七日

郵政大臣　大出　俊

1　双方向無線電話の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
株式会社光電製作所	双方向無線電話装置　ＡＸＩＳ　150　Ｊ　ＧＭＤＳＳ	ＬＰＳ５ＫＥ150－0.8－16－１	Ｌ94001	平成6.11.21

2　船舶に設置する無線航行のためのレーダー

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
古野電気株式会社	船舶用レーダー　ＦＲ－1525　ＭＡＲＫ－２－４Ａ	ＲＡＳＳ４ＦＤ９－25ｋＰ０Ｎ－７	Ｒ94025	平成6.11.11
株式会社光電製作所	船舶用レーダ　ＭＤ－3920	ＲＤＳ２ＫＥ９－25ｋＰ０Ｎ－３	Ｒ94026	平成6.11.11
古野電気株式会社	船舶用レーダー　ＦＲ－1525　ＭＡＲＫ－２－２	ＲＤＳ２ＦＤ９－25ｋＰ０Ｎ－46	Ｒ94027	平成6.11.30
古野電気株式会社	船舶用レーダー　ＦＲ－1525　ＭＡＲＫ－２－３	ＲＤＳ２ＦＤ９－25ｋＰ０Ｎ－47	Ｒ94028	平成6.11.30
古野電気株式会社	船舶用レーダー　ＦＲ－1525　ＭＡＲＫ－２－３Ａ	ＲＤＳ２ＦＤ９－25ｋＰ０Ｎ－48	Ｒ94029	平成6.11.30
古野電気株式会社	船舶用レーダー　ＦＲ－1525　ＭＡＲＫ－２－４Ａ	ＲＤＳ２ＦＤ９－25ｋＰ０Ｎ－49	Ｒ94030	平成6.11.30
古野電気株式会社	船舶用レーダー　ＦＲ－1510　ＭＡＲＫ－２－２	ＲＡＳＳ４ＦＤ９－10ｋＰ０Ｎ－７	Ｒ94031	平成6.11.30
古野電気株式会社	船舶用レーダー　ＦＲ－1510　ＭＡＲＫ－２－４Ａ	ＲＡＳＳ４ＦＤ９－10ｋＰ０Ｎ－８	Ｒ94032	平成6.11.30

3　衛星非常用位置指示無線標識の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
日本無線株式会社	ＪＱＥ－３Ａ　ホーミング信号付加　406MHz帯衛星非常用位置指示無線標識	ＳＥＳ５ＮＭ３－406－５－１	ＳＥ94004	平成6.11.4
東洋通信機株式会社	Ｃ－2277Ｖ型衛星非常用位置指示無線標識装置	ＳＥＳ５ＴＴ３－406－５－１	ＳＥ94005	平成6.11.4
古野電気株式会社	ＦＳＯ－401型　衛星非常用位置指示無線標識装置	ＳＥＳ５ＦＤ３－406－５－１	ＳＥ94006	平成6.11.4
日本電気無線電子株式会社	ＲＥＢ－22Ａ型衛星非常用位置指示無線標識（121.5MHzホーミング信号付加）	ＳＥＳ５ＡＥ３－406－５－１	ＳＥ94007	平成6.11.4

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
株式会社韓星社	RSO KANNAD 406SA 衛星非常用位置指示無線標識	SSS5RS4—406—5—1	SE94014	平成6.12.15
SERPE—IESM	KANNAD 406FHA	SES5SI3—406—5—1	SE94015	平成6.12.15
SERPE—IESM	KANNAD 406SA	SSS5SI4—406—5—1	SE94016	平成6.12.15

4　ナブテックス受信機の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
古野電気株式会社	NX—600型 日本語ナブテックス受信機	NRNS1FD424—1	NR94001	平成6.12.16
アンリツ株式会社	RR108A ナブテックス受信機	NRNS1AR424—1	NR94002	平成6.12.16
日本無線株式会社	NCR—700A日本語ナブテックス受信機	NRNS1NM424—1	NR94003	平成6.12.16

5　A3E電波を使用する海上移動業務の無線局の用に供する送受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
アイコム株式会社	27MHz 1W DSB 送受信機 IC—M28J	FDS1ED27—1—55—1	FD94004	平成6.12.26

6　地域防災無線通信を行う陸上移動局の用に供する送受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
日立電子株式会社	EHM—05DP／A形800MHz／地域防災無線電話装置	TBS2SD900—5—142—3	TB94004	平成6.12.20
日立電子株式会社	EHM—05DP形 800MHz／地域防災無線電話装置	TBS2SD900—5—142—4	TB94005	平成6.12.20

7　MCA陸上移動通信を行う陸上移動局及び指令局の用に供する送受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
株式会社富士通ゼネラル	極超短波携帯無線電話装置CP—812	MCS2YO900—3—2234—1	MC94025	平成6.12.14

8　デジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局及びデジタル指令局の用に供する送受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
株式会社東芝	無線電話装置15MD21A	MES2TS1,400—1～2—479—1	MC94026	平成6.12.20

9　F2A電波、F2B電波、F2D電波、F2N電波、F2X電波又はF3E電波を使用する無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
日立電子株式会社	EMM—10HF／ADDT—1形150MHz／FM無線電話装置	FS3SD150—10F2D・F3E16—2 注　用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F94071	平成6.12.5
沖電気工業株式会社	UM1127MT 400MHz／FM極超短波無線電話装置	FS2OK400—10F2D・F3E8—2 注　用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F94072	平成6.12.9
沖電気工業株式会社	UM1127LT 400MHz／FM極超短波無線電話装置	FS2OK400—5F2D・F3E8—2 注　用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F94073	平成6.12.9
沖電気工業株式会社	VM1127MT 150MHz／FM超短波無線電話装置	FS2OK150—10F2D・F3E8—5 注　用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F94074	平成6.12.9
沖電気工業株式会社	VM1127LT 150MHz／FM超短波無線電話装置	FS2OK150—5F2D・F3E8—3 注　用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F94075	平成6.12.9
松下通信工業株式会社	EK—2250RAT形超短波無線電話装置	FS2MS150—5F2D・F3E16—1 注　用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F94076	平成6.12.9
松下通信工業株式会社	EK—3250NAT形極超短波無線電話装置	FS2MS400—5F2D・F3E16—2 注　用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F94077	平成6.12.9
アイコム株式会社	VHF MARINE TRANSCEIVER IC—M10J	FS2ED156.025／156.025／157.425T162.025R5F3／E58—1 注　用途の記号「S」は、海上移動業務に使用できるものであることを示す。	F94078	平成6.12.26

10　800MHz帯携帯・自動車無線電話通信を行う陸上移動局の用に供する送受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
株式会社日立製作所	CRN—H80形ハンディーホン装置	JKS1HTA925.0125／939.9875—0.6—2397—1	J94095	平成6.12.5
三菱電機株式会社	TZ—823型B号携帯電話無線機	JDS1MBD940.050／955.950—0.8／2—637—2	J94096	平成6.12.13

4 申請援助事業に要する費用の額等	(1) 申請援助事業に要する費用の額 (2) 上記(1)の資金調達方法
5 配分希望金額等	(1) 配分希望金額 (2) 配分希望金額の算出の基礎 使途、積算根拠
6 配分金の交付希望時期等	希望時期、金額、使途 希望時期、金額、使途
7 添付書類	(1) 申請団体の定款・寄附行為・規約・その他（　　） (2) 申請団体の申請する援助事業年度の着手の日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに過去2年間の収支決算書 (3) 法人その他の団体に対し資金助成を行った実績がある場合は、過去2年間の法人その他の団体ごとの助成年月日、金額及び目的 (4) 申請団体の代表者及び会計責任者の住所氏名 (5) 申請団体の従事者名簿（専従、非専従別） (6) 国外事務所の住所及び従事者名簿 (7) 会員数（会員制の場合） (8) 申請援助事業の実施地域において協力関係にある現地NGOの名称、住所及び事業概要 (9) 過去の援助事業の実績の概要 (10) その他（　　）

記入上の注意

1 書式は、A4判とし、申請援助事業が2以上ある場合は、申請援助事業ごとに作成する。

2 記号番号は、申請団体の文書番号である。

3 記の1—(2)の設立年月日（登記・届出の有無（有・無））欄は、申請団体の設立、組織等が行われた日付を記載するとともに、申請団体が、法令により設立、組織等に当たって登記又は行政庁への届出が義務付けられている法人その他の団体であるかどうかに応じ、「有」又は「無」のいずれかを○で囲む。

なお、「有」である場合は、登記又は届出の年月日、団体の種別、主務官庁及び根拠法令名を併せて記載する。

4 記の1—(3)の住所欄は、複数の事務所を有する場合、主たる事務所の住所を記載する。

5 記の1—(5)の担当者の氏名欄は、申請援助事業の担当者が複数いる場合、複数の氏名を記入する。

6 記の2の申請団体の事業概要欄は、援助事業及び援助事業以外の事業の別に、申請団体の行うすべての事業の概要が分かるように記入する。

なお、事業報告書等申請団体の行うすべての事業の概要が分かる資料を添付すれば、記載を省略して差し支えない。

7 記の3—(1)ア(ア)の対象地域の状況及び援助に対するニーズ欄は、援助を必要とする地域の状況が具体的に分かるように詳細に記入する。

8 記の3—(1)ア(イ)の事前の実地調査の有無（有・無）並びに対象地域の状況把握の時期及び方法欄は、援助を必要とする地域の状況について事前の実地調査を行ったかどうかに応じ、「有」又は「無」のいずれかを○で囲む。

「有」である場合は、いつ、どのような方法で実地調査を実施したか、具体的に分かるように詳細に記入する。また、「無」である場合は、記の3—(1)ア(ア)の状況をどのような方法で把握したか、具体的に分かるように記入する。

9 記の3—(1)イの事業概要欄は、申請援助事業の概要が分かるように簡単に記入する。

10 記の3—(1)ウの対象地域欄は、国名及び対象地域を記入し、申請援助事業の対象地域が分かる地図を添付する。

11 記の3—(1)エの実施方法及びスケジュール欄は、スタッフ等の派遣人数・派遣期間・活動方法、現地スタッフの人数、物資・機材等の調達・輸送方法、申請援助事業の進ちょく状況の管理方法、申請援助事業完了後の評価・フォローアップの方法など申請援助事業の実施方法が具体的に分かるように、スケジュールも含めて詳細に記入する。

12 記の3—(1)オの期待される事業の効果欄は、申請援助事業を実施することによって見込まれる効果について具体的に分かるように詳細に記入する。

13 記の3—(1)カのその他欄は、申請援助事業の内容を具体的に説明する上で参考となる事項を記載する。

14 記の4—(1)の申請援助事業に要する費用の額欄は、費目別・具体的に記載する。

15 記の4—(2)の資金調達方法欄は、申請団体が募集した寄附金、会費、他の団体からの助成金等の別に金額を記載する。

16 記の5—(2)の配分希望金額の算出の基礎欄は、配分金の使用予定内訳を使途、積算根拠を示して詳細に記載する。

17 記の6の配分金の交付希望時期等欄は、配分決定の目途を平成7年6月下旬に予定しているので、これを考慮し、使途により必要とする希望時期別に記載する。

なお、配分金は、原則として申請団体の交付希望時期、事業の進ちょく状況等をしんしゃくして必要とする都度交付するものである。

18 記の7の添付書類欄に記載した書類は、原則としてすべて添付すること。ただし、当該書類がない場合は、その旨記入すること。

なお、(9)の過去の援助事業の概要を添付する場合は、過去3年以内のものとする。

19 申請援助事業の実施予定期間が1年を超える場合は、記の4、5及び6について年別計画を明らかにした資料を添付する。

20 各記入欄に記入できない場合は、別紙として添付する。

21 申請書提出後、記の1から6までの記載内容及び記の7—(1)の定款又は寄附行為（法人格のない団体にあっては、これらに準じた規約等）に変更がある場合は、速やかに郵政省貯金局総務課国際ボランティア貯金推進室あて連絡し、その指示を受ける。

○郵政省告示第百一号

次の無線設備の機器は、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第九条の規定による検定に合格した。

平成七年二月二十四日　　郵政大臣　大出　俊

1 双方向無線電話の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
海外技術株式会社	双方向無線電話 SAILOR SP—3110	LPS5KG150—1,85—3—1	L94002	平成6.12.13

2 船舶に設置する無線航行のためのレーダー

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
古野電気株式会社	船舶用レーダー FR—1510 MARK—2—2	RDS2FD9—10kP0N—30	R94033	平成6.12.5
古野電気株式会社	船舶用レーダー FR—1510 MARK—2—3	RDS2FD9—10kP0N—31	R94034	平成6.12.5
古野電気株式会社	船舶用レーダー FR—1510 MARK—2—3A	RDS2FD9—10kP0N—32	R94035	平成6.12.5
株式会社トキメック	マリンレーダ BR—3440MA—X59	RAAS4TC9—50kP0N—8	R94036	平成6.12.19
株式会社トキメック	マリンレーダ BR—3440M—S314	RALS4TC3—30kP0N—1	R94037	平成6.12.19
株式会社トキメック	マリンレーダ BR—3440MA—X29	RAAS4TC9—25kP0N—3	R94038	平成6.12.28
株式会社トキメック	マリンレーダ BR—3440CA—X59	RAAS4TC9—50kP0N—9	R94039	平成6.12.28
株式会社トキメック	マリンレーダ BR—3440M—S614	RALS4TC3—60kP0N—1	R94040	平成6.12.28

3 衛星非常用位置指示無線標識の機器

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行の際現に使用されている接続番号のうち、改正後の電気通信設備規則の細目（以下「新告示」という。）第二条第八号及び第九号に該当するものを使用する第一種電気通信事業者は、この告示の施行の日に新告示第二条第八号又は第九号の規定による指定を受けたものとみなす。

○郵政省告示第九十八号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第九条の二第二項の規定に基づき、昭和四十三年郵政省告示第百九十五号（郵便法等の規定に基づき郵便番号を定める件）の表の一部を次のように改正し、平成七年三月一日から施行する。

平成七年二月二十四日

郵政大臣　大出　俊

静岡県磐田市の項を次のように改める。

磐　田　市	438

株式会社　クリーン　アップ　438—70

○郵政省告示第九十九号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第九条の二第二項の規定に基づき、昭和四十三年郵政省告示第百九十五号（郵便法等の規定に基づき郵便番号を定める件）の表の一部を次のように改正し、平成七年四月一日から施行する。

平成七年二月二十四日

郵政大臣　大出　俊

新潟県新潟市の項中

「新潟中央局私書箱　950—91　」を

「新潟中央局私書箱　950—91
新　　潟　　県　　庁　950—70　」に改める。

富山県富山市の項中

「富山中央局私書箱　930—91　」を

「富山中央局私書箱　930—91
富　　山　　県　　庁　930—80　」に改める。

石川県金沢市の項中

「金沢中央局私書箱　920—91　」を

「金沢中央局私書箱　920—91
石　　川　　県　　庁　920—80　」に改める。

福井県福井市の項中

「福井中央局私書箱　910—91　」を

「福井中央局私書箱　910—91
福　　井　　県　　庁　910—80　」に改める。

○郵政省告示第百号

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律施行規則（平成二年郵政省令第五十八号）第六条の規定に基づき、平成七年度において寄附金の配分を希望する民間海外援助団体を次の要領により公募する。

平成七年二月二十四日

郵政大臣　大出　俊

第一　寄附金の配分を受けることができる民間海外援助団体

次の条件を具備するものであること。

一　日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確なものであること。

二　海外援助に関する事業（以下「援助事業」という。）を実施する営利を目的としない民間の団体であること。

第二　寄附金の配分を受けることができる援助事業の範囲

民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助（天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。）に関する事業であること。

第三　寄附金の配分を受けるための申請の受付期間

平成七年三月一日から同年三月三十一日まで

第四　寄附金の配分を受けるための申請の手続

一　寄附金の配分を受けようとする民間海外援助団体（以下「申請団体」という。）の代表者は、一の援助事業ごとに別記様式による申請書に次の事項を記載して郵政大臣あて二部提出すること。

㈠　申請団体の名称、設立年月日、主たる事務所の住所、電話番号、FAX番号及び担当者の氏名

㈡　申請団体の事業概要

㈢　寄附金の配分を受けて行おうとする援助事業（以下「申請援助事業」という。）の実施計画並びにその事業の着手及び完了の予定時期

㈣　申請援助事業に要する費用の額及びその調達方法

㈤　配分を受けようとする寄附金の額及びその算出の基礎

㈥　配分に係る寄附金の交付を必要とする時期及びその使途

二　申請書一部について次の書類をそれぞれ一部添付すること。ただし、一の申請団体が二以上の援助事業について申請書を提出する場合にあっては、これらの書類は、一の援助事業に係る申請書のみに添付すること。

㈠　申請団体の定款又は寄附行為（法人格のない団体にあっては、これらに準じた規約等）

㈡　申請援助事業の着手の日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに過去二年間の収支決算書

㈢　法人その他の団体に対し資金助成を行った実績がある場合は、過去二年間の法人その他の団体ごとの助成年月日、金額及び目的

㈣　申請団体の代表者及び会計責任者の住所氏名

㈤　申請団体の専従、非専従別の従事者名簿

㈥　国外に事務所を有する場合は、その住所及び従事者名簿

㈦　会員制をとっている場合は、その会員数

㈧　申請援助事業について協力関係にある法人その他の団体（当該事業が行われる海外の地域の法人その他の団体に限る。）がある場合は、その名称、住所及び事業概要

㈨　過去に援助事業の実績を有する場合は、その概要

三　前記二に掲げる書類のほか、別に書類の提出を求めることがあること。

第五　申請書等の提出先

申請団体の所在地の郵便物の配達を受け持つ郵便局の長に提出すること。

第六　公募に関する問い合わせ先

郵政省貯金局総務課国際ボランティア貯金推進室　（一〇〇—九〇）　東京都千代田区霞が関一—三—二　電話番号　〇三（三五〇四）四一三七

別記様式

記　号　番　号
平成　年　月　日

郵政大臣　殿

団　　体　　名
代 表 者 役 職 名
代表者氏名 [印]

国際ボランティア貯金に係る寄附金の配分申請書

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律施行規則第6条の規定に基づき、国際ボランティア貯金に係る寄附金の配分を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事　項	内　容
1　申請団体の名称等	(1)　名称 （英訳名　　　　） (2)　設立年月日（登記・届出の有無（有・無）） (3)　住所 〒 (4)　電話番号及びFAX番号 (5)　担当者の氏名
2　申請団体の事業概要	(1)　援助事業の概要 (2)　援助事業以外の事業の概要
3　申請援助事業の実施計画等	(1)　申請援助事業の実施計画 ア　計画立案の背景 (ア)　対象地域の状況及び援助に対するニーズ (イ)　事前の実地調査の有無（有・無）並びに対象地域の状況把握の時期及び方法 イ　事業概要 ウ　対象地域 エ　実施方法及びスケジュール（派遣人数、派遣期間等を含む。） オ　期待される事業の効果 カ　その他 (2)　申請援助事業の着手・完了予定時期 平成　年　月～ 平成　年　月

711	鹿児島県薩摩郡（鹿島村、上甑村、里村及び下甑村に限る。）	9969EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
712	鹿児島県名瀬市、大島郡（宇検村、笠利町、喜界町、住用村、龍郷町及び大和村に限る。）	997DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
713	鹿児島県大島郡（宇検村、笠利町、喜界町、住用村、瀬戸内町、龍郷町及び大和村を除く。）	997DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
714	鹿児島県西之表市、熊毛郡（中種子町及び南種子町に限る。）	9972EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
715	鹿児島県熊毛郡（上屋久町及び屋久町に限る。）	9974EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
716	鹿児島県大島郡瀬戸内町	9977EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

注

1　天売相影、天売富磯、天売弁天、天売前浜、天売和浦、天売富磯、焼尻白浜、焼尻西浦、焼尻東浜、焼尻緑陽

2　西島町、生田上山町、生田河戸町、生田郷前町、生田西道根町、生田東道根町、生田横西町、横野町

3　二島、江崎、嘉川、佐山、陶、鋳銭司、名田島、深溝、四辻

4　内野山、杳掛、栗山新田、佐平太新田、孫兵衛新田

5　入間町、国領町八丁目、仙川町、西つつじヶ丘二丁目、東つつじヶ丘、緑ヶ丘二丁目、若葉町

6　高木町（一丁目及び二丁目）、内藤、西町、光町、日吉町二丁目、富士本

7　小豆曽根、入軽井、岩方、木島、北曽根、五分一、下柵、新長、高内、竹森、田尻、敷ヶ曽根、当新田、中曽根、裕田、万善寺、平野新村新田、蛇塚、町軽井、求草、矢田、鍔口、有信、下中条

8　赤沼、大沼新田、小沼新田、下沼新田、中条新田、西野、西野新田、真野代新田

9　牛瀬、小沢、倉沢、倉沢六本松、沢水加

10　霞ヶ丘町、庄南町、東名西町、西山町、東山町、吉岡町

11　大田町、加木屋町、高横須賀町、元浜町、養父町、横須賀町、中ノ池、中央町

12　今津町、金江町、上村町、高西町、東村町、藤江町、本郷町、松永町、南松永町、宮前町、柳津町

13　石原町、泉町、一番町、大倉町、垣内町、門真、桑才新町、幸福町、寿町、栄町、小路町、新橋町、末広町、月出町、堂山町、殿島町、中町、浜町、速見町、東田町、深田町、古川町、本町、松生町、松葉町、御堂町、向島町、元町、柳田町、柳町

14　学園町二丁目、北別府町、新在家、正雀、正雀本町、庄屋、千里丘一丁目から七丁目、千里丘東四丁目から五丁目、鳥飼和道一丁目、浜町、東正雀、東一津屋、東別府、一津屋、別府一丁目から三丁目、三島、南千里丘、南別府町

15　旭町、池島町、池之端町、出雲井町、出雲井本町、稲葉一丁目から四丁目、今米一丁目から二丁目、岩田町（三丁目を除く。）、瓜生堂（二丁目及び三丁目を除く。）、加納一丁目から四丁目、上石切町、上四条町、上六万寺町、川中、川田一丁目から四丁目、河内町、神田町、喜里川町、北石切町、客坊町、日下町、五条町、鴻池、桜町、四条町、下六万寺町、昭和町、新池島町、新町、末広町、善根寺町、鷹殿町、宝町、立花町、玉串町西、玉串町東、玉串元町、豊浦町、鳥居町、中石切町、中新開、中野、南荘町、西石切町、西岩田一丁目、額田町、布市町、箱殿町、花園西町、花園東町、花園本町、東石切町、東鴻池町一丁目から五丁目、東豊浦町、東山町、菱江、菱屋東一丁目から二丁目、瓢箪山町、本庄中一丁目、本庄東、本町、松原、松原南、水走、南四条町、箕輪、御幸町、元町、山手町、弥生町、横小路町、横枕、横枕西、横枕東、吉田、吉田本町一丁目から三丁目、吉田下島、吉原、六万寺町、若草町

16　青葉丘、池尻、加太、廿山、五軒家一丁目から二丁目、新青葉丘町

17　長尾台一丁目から二丁目、花屋敷荘園一丁目から四丁目、花屋敷つつじガ丘、花屋敷松ガ丘、雲雀丘一丁目から四丁目、雲雀丘山手一丁目から二丁目、ふじガ丘

18　大輪田、城内、高塚台、中山台、広瀬台、薬井、昼和台

19　安部、大塚、笠、百済、南郷、疋田、平尾、三吉、馬見北、馬見中、馬見南、みささぎ台

20　梅室、忍海、新町、新村、西辻、笛吹、薑、山口、脇田

21　新野、馬佐、北野、北六田、出口、中増、西増、比曽、増口

22　北本庄、大中、新島、宮西、古田、本庄

23　池の浦、今川内、埋立、浦場、塩間、浦ノ内下中山、浦ノ内出見、灰方、福良

24　鹿塩一丁目及び二丁目、駒の町、新明和町、仁川旭ガ丘、仁川うぐいす台、仁川北一丁目から三丁目、仁川台、仁川高台一丁目及び二丁目、仁川高丸一丁目から三丁目、仁川団地、仁川月見ガ丘、仁川宮西町

25　清瀬台、塩瀬町、名塩ガーデン、名塩山荘、名塩新町、名塩茶園町、名塩南台、生瀬高台、花の峯、東山台、宝生ヶ丘、青葉台

26　与原、新津、下新津、二崎、下片島、稲光、法正寺、葛川、上片島、谷、八田山区、尾倉、鳴崎、山口区、白石区、木之元区、岡崎、浄土院区、黒部、猪熊区

687	沖縄県名護市、国頭郡（伊江村、大宜味村、国頭村、今帰仁村、東村及び本部町に限る。）、島尻郡（伊是名村及び伊平屋村に限る。）	980DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
688	沖縄県島尻郡（北大東村及び南大東村に限る。）	9802EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
689	沖縄県平良市、宮古郡	9807EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
690	沖縄県石垣市、八重山郡	9808EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
691	宮崎県延岡市、児湯郡木城町中之又、東臼杵郡（北浦町、北方町及び北川町に限る。）	982DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
692	宮崎県日向市、東臼杵郡（北浦町、北方町及び北川町、椎葉村大河内を除く。）	982DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
693	宮崎県西臼杵郡	982DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
694	宮崎県西都市（現王島を除く。）、児湯郡（木城町中之又を除く。）、東臼杵郡椎葉村大河内	983DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
695	宮崎県えびの市、小林市、西諸県郡	984DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
696	宮崎県西都市現王島、宮崎市、東諸県郡、宮崎郡	985DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
697	宮崎県都城市、北諸県郡、鹿児島県曽於郡（末吉町及び財部町に限る。）	986DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
698	宮崎県串間市、日南市、南那珂郡	987DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
699	鹿児島県鹿児島郡十島村	9912EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
700	鹿児島県鹿児島郡三島村	9913EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
701	鹿児島県鹿児島市、鹿児島郡（桜島町及び吉田町に限る。）、日置郡（市来町及び金峰町を除く。）	992DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
702	鹿児島県指宿市、揖宿郡	993DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
703	鹿児島県加世田市、枕崎市、川辺郡、日置郡金峰町	993DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
704	鹿児島県曽於郡（有明町、大崎町、大隅町、輝北町、志布志町及び松山町に限る。）	994DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
705	鹿児島県鹿屋市、垂水市、肝属郡（吾平町、内之浦町、串良町、高山町及び東串良町に限る。）	994DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
706	鹿児島県肝属郡（大根占町、佐多町、田代町及び根占町に限る。）	9942EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
707	鹿児島県国分市、姶良郡	995DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
708	鹿児島県大口市、伊佐郡	9952EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
709	鹿児島県阿久根市、出水市、出水郡	996DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
710	鹿児島県串木野市、川内市、薩摩郡（入来町、祁答院町、薩摩町、鶴田町、東郷町、樋脇町及び宮之城町に限る。）、日置郡市来町	996DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

663	熊本県宇土市、天草郡大矢野町、宇土郡、下益城郡（小川町、城南町、中央町、砥用町、豊野村及び松橋町に限る。）、八代郡竜北町（吉本及び高塚に限る。）	964DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
664	熊本県八代市、八代郡（竜北町（吉本及び高塚に限る。）を除く。）	965DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
665	熊本県人吉市、球磨郡	966DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
666	熊本県水俣市、芦北郡	966DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
667	熊本県阿蘇郡（阿蘇町、一の宮町、産山村、小国町、波野村及び南小国町に限る。）	967DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
668	熊本県阿蘇郡蘇陽町、上益城郡（矢部町及び清和村に限る。）	967DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
669	熊本県阿蘇郡（久木野村、高森町、長陽村及び白水村に限る。）	9676EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
670	熊本県菊池市、山鹿市、鹿本郡（植木町を除く。）、菊池郡（旭志村、泗水町及び七城町に限る。）、玉名郡三加和町	968DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
671	熊本県荒尾市（上井手及び下井手を除く。）、玉名市、玉名郡（三加和町を除く。）	968DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
672	熊本県本渡市、天草郡（大矢野町及び河浦町を除く。）	969DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
673	熊本県牛深市、天草郡河浦町	9697EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
674	大分県佐伯市、南海部郡	972DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
675	大分県臼杵市、津久見市	972DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
676	大分県日田市、日田郡	973DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
677	大分県玖珠郡	9737EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
678	大分県大野郡（犬飼町及び朝地町を除く。）	974DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
679	大分県竹田市、大野郡朝地町、直入郡	974DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
680	大分県大分市、大分郡（湯布院町を除く。）、大野郡犬飼町、北海部郡	975DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
681	大分県別府市、大分郡湯布院町、速見郡	977DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
682	大分県東国東郡（国東町、国見町及び姫島村に限る。）	978DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
683	大分県宇佐市、豊後高田市、宇佐郡、西国東郡	978DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
684	大分県杵築市、東国東郡（安岐町及び武蔵町に限る。）	9786EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
685	大分県中津市、下毛郡、福岡県豊前市、築上郡（新吉富村、大平村及び吉富町に限る。）	979DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
686	沖縄県石川市、糸満市、浦添市、沖縄市、宜野湾市、具志川市、那覇市、国頭郡（恩納村、宜野座村及び金武町に限る。）、島尻郡（伊是名村、伊平屋村、北大東村及び南大東村を除く。）、中頭郡	98CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

639	福岡県浮羽郡	9437EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
640	熊本県荒尾市（上井手及び下井手に限る。）、福岡県大川市、大牟田市、筑後市（下妻、富安及び馬間田に限る。）、柳川市、三池郡、三潴郡大木町、山門郡（瀬高町長田を除く。）	944DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
641	福岡県甘木市、朝倉郡	946DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
642	福岡県田川市、田川郡	947DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
643	福岡県飯塚市（日尾を除く。）、山田市、嘉穂郡（頴田町を除く。）	948DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
644	福岡県直方市	9492EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
645	福岡県鞍手郡宮田町	9493EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
646	福岡県鞍手郡鞍手町	9494EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
647	福岡県鞍手郡若宮町	9495EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
648	福岡県飯塚市日尾、嘉穂郡頴田町、鞍手郡小竹町	9496EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
649	長崎県平戸市、北松浦郡（生月町、大島村及び田平町に限る。）	950DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
650	佐賀県佐賀市、多久市、小城郡、神埼郡、杵島郡（大町町、江北町、白石町及び福富町に限る。）、佐賀郡、三養基郡上峰町	952DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
651	佐賀県武雄市、杵島郡（北方町及び山内町に限る。）、藤津郡嬉野町	954DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
652	佐賀県鹿島市、杵島郡有明町、藤津郡（塩田町及び太良町に限る。）	9546EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
653	佐賀県唐津市、東松浦郡	955DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
654	佐賀県伊万里市、西松浦郡、長崎県北松浦郡（鷹島町及び福島町に限る。）	955DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
655	長崎県佐世保市、松浦市、北松浦郡（江迎町、小佐々町、佐々町、鹿町町、世知原町及び吉井町に限る。）、東彼杵郡（東彼杵町を除く。）	956DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
656	長崎県諫早市、大村市、北高来郡、西彼杵郡多良見町、東彼杵郡東彼杵町、南高来郡（愛野町、吾妻町及び千々石町に限る。）	957DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
657	長崎県島原市、南高来郡（愛野町、吾妻町及び千々石町を除く。）	957DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
658	長崎県長崎市、西彼杵郡（伊王島町、琴海町、香焼町、三和町、高島町、時津町、長与町及び野母崎町に限る。）	958DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
659	長崎県西彼杵郡（大島町、大瀬戸町、西海町、崎戸町、西彼町及び外海町に限る。）	959DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
660	長崎県福江市、南松浦郡（岐宿町、玉之浦町、富江町、奈留町及び三井楽町に限る。）	959DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
661	長崎県北松浦郡（宇久町及び小値賀町に限る。）、南松浦郡（岐宿町、玉之浦町、富江町、奈留町及び三井楽町を除く。）	959DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
662	熊本県熊本市、阿蘇郡西原村、上益城郡（清和村及び矢部町を除く。）、鹿本郡植木町、菊池郡（大津町、菊陽町、合志町及び西合志町に限る。）、下益城郡富合町	96CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

615	愛媛県大洲市、喜多郡	893DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
616	愛媛県八幡浜市、西宇和郡	894DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
617	愛媛県東宇和郡	894DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
618	愛媛県宇和島市、北宇和郡	895DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
619	愛媛県南宇和郡	895DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
620	愛媛県伊予三島市、川之江市、宇摩郡（新宮村及び土居町に限る。）、香川県三豊郡豊浜町箕浦	896DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
621	愛媛県越智郡（生名村、岩城村、魚島村、大三島町、上浦町、関前村、伯方町、宮窪町、弓削町及び吉海町に限る。）	897DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
622	愛媛県西条市、新居浜市、宇摩郡別子山村	897DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
623	愛媛県今治市、東予市、越智郡（朝倉村、大西町、菊間町、玉川町及び波方町に限る。）、周桑郡	898DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
624	愛媛県伊予市、北条市、松山市、伊予郡、温泉郡	899DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
625	福岡県前原市、糸島郡	92CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
626	福岡県大野城市、春日市、太宰府市、筑紫野市、福岡市、粕谷郡、筑紫郡	92CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
627	長崎県壱岐郡	9204EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
628	長崎県下県郡	9205EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
629	長崎県上県郡	9208EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
630	福岡県北九州市、中間市、遠賀郡、京都郡苅田町（注２６を除く。）	93CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
631	福岡県行橋市、京都郡苅田町（注２６に限る。）	9302EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
632	福岡県京都郡（勝山町に限る。）	93032FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
633	福岡県京都郡（豊津町に限る。）	93033FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
634	福岡県京都郡（犀川町に限る。）	9304EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
635	福岡県築上郡（椎田町及び築城町に限る。）	9305EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
636	福岡県宗像市、宗像郡	940DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
637	佐賀県鳥栖市、三養基郡（上峰町を除く。）、福岡県小郡市、久留米市、筑後市（下妻、富安及び馬間田を除く。）、三井郡、三潴郡（城島町及び三潴町に限る。）、山門郡瀬高町（長田に限る。）、八女郡広川町（広川及び藤田に限る。）	942DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
638	福岡県八女市、八女郡（広川町（広川及び藤田に限る。）を除く。）	943DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

591	香川県大川郡（志度町を除く。）	879DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
592	香川県小豆郡	879DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
593	高知県中村市、幡多郡（大月町、大正町及び十和村を除く。）	880DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
594	高知県宿毛市、幡多郡大月町	880DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
595	高知県高岡郡窪川町、幡多郡（大正町及び十和村に限る。）	8802EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
596	高知県土佐清水市	8808EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
597	徳島県阿波郡、麻植郡	883DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
598	徳島県美馬郡	883DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
599	徳島県三好郡	883DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
600	徳島県阿南市、那賀郡（那賀川町及び羽ノ浦町に限る。）	884DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
601	徳島県那賀郡（相生町、上那賀町、木沢村、木頭村及び鷲敷町に限る。）	8846EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
602	徳島県海部郡	8847EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

603	徳島県小松島市	8853EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
604	徳島県勝浦郡	8854EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
605	徳島県徳島市、鳴門市、板野郡、名西郡、名東郡	886DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
606	高知県土佐郡（大川村及び土佐町に限る。）、長岡郡（大豊町（馬瀬、角茂谷、戸手野、本村及び峯に限る。）を除く。）	887DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
607	高知県室戸市、安芸郡東洋町	8872EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
608	高知県安芸市、安芸郡（東洋町及び馬路村を除く。）	8873EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
609	高知県安芸郡馬路村	8874EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
610	高知県香美郡（野市町十善寺を除く。）、長岡郡大豊町（馬瀬、角茂谷、戸手野、本村及び峯に限る。）	8875EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
611	高知県高知市、須崎市（注２３に限る。）、土佐市、南国市、吾川郡（伊野町、吾北村及び春野町に限る。）、香美郡野市町十善寺、土佐郡（鏡村、土佐山村及び本川村に限る。）	888DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
612	高知県吾川郡（吾川村及び池川町に限る。）、高岡郡（越知町、佐川町、仁淀村及び日高村に限る。）	889DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
613	高知県須崎市（注２３を除く。）、高岡郡（窪川町、佐川町、仁淀村及び日高村を除く。）	889DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
614	愛媛県上浮穴郡	892DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

565	鳥取県日野郡（溝口町を除く。）	859DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
566	岡山県岡山市（箕島及び西畦に限る。）、倉敷市、浅口郡船穂町、児島郡灘崎町植松、都窪郡早島町	86CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
567	岡山県岡山市（箕島及び西畦を除く。）、赤磐郡山陽町（馬屋及び穂崎に限る。）	86CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
568	岡山県玉野市	863DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
569	岡山県児島郡（灘崎町植松を除く。）	8636EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
570	岡山県浅口郡（鴨方町及び金光町遙照山に限る。）	8654EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
571	岡山県浅口郡金光町（遙照山を除く。）	86542FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
572	岡山県浅口郡寄島町	86554FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
573	岡山県笠岡市、浅口郡里庄町	865DEFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
574	岡山県高梁市、川上郡、上房郡	866DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
575	岡山県井原市、小田郡、後月郡	866DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
576	岡山県総社市、吉備郡、都窪郡（清音村及び山手村に限る。）	866DEFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
577	岡山県新見市、阿哲郡	867DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
578	岡山県苫田郡富村、真庭郡	867DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
579	岡山県久米郡（旭町及び久米南町に限る。）、御津郡（加茂川町、建部町及び御津町に限る。）	867DEFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
580	岡山県津山市、勝田郡（勝田町を除く。）、久米郡（久米町、中央町及び柵原町（飯岡及び高下を除く。）に限る。）、苫田郡（富村を除く。）	868DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
581	岡山県英田郡、勝田郡勝田町	8687EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
582	岡山県備前市、邑久郡長船町（天王及び長船に限る。）、和気郡	869DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
583	岡山県邑久郡邑久町	8692EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
584	岡山県邑久郡長船町（天王及び長船を除く。）	86926FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
585	岡山県邑久郡牛窓町	86934FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
586	岡山県赤磐郡（赤坂町、山陽町（馬屋及び穂崎を除く。）、瀬戸町及び吉井町に限る。）、久米郡柵原町（飯岡及び高下に限る。）	8695EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
587	岡山県赤磐郡熊山町	8699EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
588	香川県観音寺市、三豊郡（豊浜町箕浦を除く。）	875DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
589	香川県坂出市、善通寺市、丸亀市、綾歌郡（綾歌町、宇多津町及び飯山町に限る。）、仲多度郡	877DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
590	香川県高松市、綾歌郡（綾上町、国分寺町及び綾南町に限る。）、大川郡志度町、香川郡、木田郡	878DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

489	兵庫県芦屋市、宝塚市（注１７及び注２４を除く。）、西宮市（注２５に限る。）	797DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
490	兵庫県宝塚市（注２４に限る。）、西宮市（北六甲台、すみれ台、山口町及び注２５を除く。）	798DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
491	兵庫県洲本市、津名郡五色町、三原郡	799DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
492	兵庫県津名郡（五色町を除く。）	799DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
493	広島県広島市（佐伯区を除く。）、安芸郡（海田町、熊野町、坂町及び府中町に限る。）	82CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
494	山口県柳井市、玖珂郡大畠町、熊毛郡（熊毛町を除く。）	820DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
495	山口県大島郡	8207EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
496	広島県呉市、安芸郡（江田島町、音戸町、蒲刈町、倉橋町及び下蒲刈町に限る。）、賀茂郡黒瀬町、佐伯郡（大柿町、沖美町及び能美町に限る。）、豊田郡（川尻町及び安浦町に限る。）	823DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
497	広島県三次市、双三郡	824DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
498	広島県東広島市、賀茂郡（河内町、豊栄町及び福富町に限る。）	824DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
499	広島県庄原市（峯田町を除く。）	8247EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
500	広島県比婆郡（口和町及び西城町に限る。）	8248EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

501	広島県比婆郡比和町	82485FGHJ又はFGHJ（利用者…から利用するときに限る。）
502	広島県比婆郡高野町	82486FGHJ又はFGHJ（利用者…から利用するときに限る。）
503	広島県庄原市峯田町、甲奴郡総領町	82488FGHJ又はFGHJ（利用者…から利用するときに限る。）
504	広島県山県郡（大朝町、千代田町及び豊平町に限る。）	826DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
505	広島県高田郡	826DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
506	広島県山県郡（加計町、戸河内町に限る。）	8262EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
507	広島県山県郡（芸北町、筒賀村に限る。）	8263EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
508	山口県岩国市（小瀬を除く。）、玖珂郡（大畠町、和木町及び美和町（釜ヶ原及び大三郎に限る。）を除く。）	827DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
509	広島県大竹市、佐伯郡大野町（下瀬及び鳴川に限る。）、山口県岩国市小瀬、玖珂郡（美和町（釜ヶ原及び大三郎に限る。）及び和木町に限る。）	8275EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
510	広島県廿日市市、広島市佐伯区、佐伯郡（大野町（下瀬及び鳴川を除く。）、佐伯町、宮島町、湯来町及び吉和村に限る。）	829DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
511	山口県下関市、豊浦郡菊川町	832DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
512	山口県下松市、光市、熊毛郡熊毛町	833DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
513	山口県新南陽市、徳山市、都濃郡	834DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

465	京都府宇治市、城陽市、久世郡久御山町（市田、栄、佐古、佐山、下津屋、田井及び林に限る。）、相楽郡（加茂町、木津町、精華町、山城町及び和束町に限る。）、綴喜郡	774DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
466	京都府京都市伏見区醍醐（一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切町に限る。）、滋賀県大津市、草津市、守山市、蒲生郡竜王町薬師、栗太郡、滋賀郡、野洲郡	775DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
467	福井県福井市、坂井郡、丹生郡（越廼村及び清水町に限る。）、吉田郡	776DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
468	福井県鯖江市、武生市、今立郡、南条郡、丹生郡（朝日町、越前町、織田町及び宮崎村に限る。）	778DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
469	福井県大野市、勝山市、大野郡	779DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
470	福井県足羽郡	7797EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
471	兵庫県明石市、加古川市平岡町土山、神戸市、西宮市（北六甲台、すみれ台及び山口町に限る。）、加古郡播磨町（注２２に限る。）	78CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
472	兵庫県佐用郡、宍粟郡	790DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
473	兵庫県加西市、神崎郡（香寺町を除く。）	790DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
474	兵庫県竜野市、揖保郡（揖保川町及び新宮町に限る。）	791DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
475	兵庫県相生市	7912EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
476	兵庫県赤穂市	7914EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

477	兵庫県赤穂郡	7915EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
478	兵庫県高砂市北浜、姫路市、揖保郡太子町、神崎郡香寺町	792DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
479	兵庫県揖保郡御津町、飾磨郡家島町	7932EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
480	兵庫県飾磨郡夢前町	7933EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
481	兵庫県加古川市（平岡町土山を除く。）、高砂市（北浜を除く。）、加古郡（播磨町（注２２に限る。）を除く。）	794DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
482	兵庫県小野市、三木市、美嚢郡	794DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大[illegible]する。
483	兵庫県西脇市、加東郡、多可郡	795DE[illegible]
484	兵庫県三田市、多紀郡	795DE[illegible]
485	兵庫県氷上郡	[illegible]
486	兵庫県豊岡市、出石郡、城崎郡	79[illegible]する。
487	兵庫県美方郡	796DEFGHJ又[illegible]域から利[illegible]は事業者[illegible]する。
488	兵庫県朝来郡、養父郡	796DEFGHJ又[illegible]域から利用す[illegible]は事業者ごとに[illegible]する。

441	滋賀県甲賀郡	748DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
442	滋賀県彦根市、犬上郡、愛知郡	749DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
443	滋賀県長浜市、伊香郡、坂田郡、東浅井郡	749DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
444	大阪府三島郡、京都府京都市（伏見区醍醐（一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切町に限る。）を除く。）、長岡京市、向日市、八幡市、乙訓郡、久世郡（久御山町（市田、栄、佐古、佐山、下津屋、田井及び林に限る。）を除く。）	75CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
445	石川県小松市、能美郡（辰口町、寺井町及び根上町に限る。）	761DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
446	石川県加賀市、江沼郡	7617EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
447	石川県石川郡（尾口村、河内村、白峰村、鶴来村、鳥越村及び吉野谷村に限る。）	7619EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
448	石川県金沢市、松任市、石川郡（野々市町及び美川町に限る。）、河北郡、能美郡川北町	762DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
449	富山県砺波市、西砺波郡福光町、東砺波郡	763DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
450	富山県富山市、滑川市、上新川郡、中新川郡、婦負郡	764DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
451	富山県魚津市、黒部市、下新川郡	765DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
452	富山県小矢部市、新湊市、高岡市、氷見市、射水郡、西砺波郡福岡町	766DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
453	石川県七尾市、鹿島郡	767DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
454	石川県羽咋市、羽咋郡	767DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
455	石川県輪島市、鳳至郡（穴水町及び門前町に限る。）	768DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
456	石川県珠洲市、珠洲郡、鳳至郡（能都町及び柳田村に限る。）	768DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
457	福井県敦賀市、三方郡	770DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
458	福井県小浜市、大飯郡、遠敷郡	770DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
459	京都府亀岡市、北桑田郡京北町、船井郡八木町	771DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
460	京都府北桑田郡美山町、船井郡（八木町を除く。）	771DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
461	京都府宮津市、与謝郡	772DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
462	京都府熊野郡、竹野郡、中郡	772DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
463	京都府綾部市、福知山市、天田郡、加佐郡	773DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
464	京都府舞鶴市	773DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

414	奈良県橿原市	7442EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
415	奈良県磯城郡田原本町	7443EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
416	奈良県桜井市	7444EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
417	奈良県高市郡高取町（越知、車木及び丹生谷を除く。）	74452FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
418	奈良県高市郡明日香村	74454FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
419	奈良県大和高田市、生駒郡（三郷町及び平群町（信貴山及び信貴畑に限る。）に限る。）、北葛城郡（王寺町、河合町（注18に限る。）、上牧町（片岡台、桜ヶ丘、下牧）、広陵町（注19に限る。）	745DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
420	奈良県生駒郡平群町（信貴山及び信貴畑を除く。）、磯城郡川西町（下永を除く。）、磯城郡三宅町（上但馬及び但馬を除く。）	7454EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
421	奈良県北葛城郡当麻町（加守を除く。）	74548FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
422	奈良県北葛城郡河合町（注18を除く。）、広陵町（注19を除く。）、磯城郡三宅町（上但馬及び但馬に限る。）	7455EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
423	奈良県御所市、北葛城郡新庄町（注20に限る。）、高市郡高取町（越知、車木及び丹生谷に限る。）、吉野郡大淀町（今木、大岩及び鉾立に限る。）	7456EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
424	奈良県北葛城郡新庄町（注20を除く。）	74569FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
425	奈良県香芝市、生駒郡（斑鳩町及び平群町白石畑に限る。）、北葛城郡（上牧町（片岡台、桜ヶ丘及び下牧を除く。）及び当麻町加守に限る。）	7457EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
426	奈良県宇陀郡（大宇陀町及び榛原町に限る。）	7458EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
427	奈良県宇陀郡菟田野町	74584FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
428	奈良県宇陀郡曽爾村、宇陀郡室生村（小原、染田、多田及び無山を除く。）	7459EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
429	奈良県宇陀郡御杖村	74595FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
430	奈良県吉野郡（大淀町（注21に限る。）及び吉野町に限る。）	7463EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
431	奈良県吉野郡東吉野村	7464EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
432	奈良県吉野郡川上村	7465EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
433	奈良県吉野郡十津川村	7466EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
434	奈良県吉野郡（上北山村及び下北山村に限る。）	7468EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
435	奈良県五条市	7472EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
436	奈良県吉野郡（大塔村、西吉野村及び野迫川村に限る。）	7473EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
437	奈良県吉野郡（大淀町（今木、大岩、鉾立及び注21を除く。）及び下市町に限る。）	7475EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
438	奈良県吉野郡天川村	7476EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
439	奈良県吉野郡黒滝村	74762FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
440	滋賀県近江八幡市、八日市市、蒲生郡（竜王町薬師を除く。）、神崎郡	748DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

388	大阪府大阪市（東住吉区矢田七丁目及び平野区長吉川辺四丁目に限る。）、大阪狭山市、富田林市（注１６に限る。）、羽曳野市河原城、松原市、南河内郡美原町	723DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
389	大阪府泉佐野市、貝塚市、岸和田市、泉南市、阪南市、泉南郡、泉北郡忠岡町新浜	724DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
390	大阪府和泉市、泉大津市、泉北郡（忠岡町新浜を除く。）	725DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
391	大阪府茨木市（小坪井を除く。）、摂津市（注１４を除く。）、高槻市	726DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
392	大阪府池田市（空港一丁目から二丁目を除く。）、箕面市、豊能郡、兵庫県伊丹市、川西市、宝塚市（注１７に限る。）、川辺郡	727DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
393	大阪府柏原市、羽曳野市（河原城を除く。）、東大阪市（注１５に限る。）、藤井寺市、八尾市（竹渕を除く。）	729DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
394	和歌山県海南市、和歌山市、海草郡	734DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
395	三重県南牟婁郡（鵜殿村及び紀宝町に限る。）、和歌山県新宮市	735DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
396	奈良県東牟婁郡（熊野川町及び本宮町に限る。）	7354EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
397	和歌山県東牟婁郡北山村	73549FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
398	和歌山県東牟婁郡（太地町及び那智勝浦町に限る。）	7355EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
399	和歌山県西牟婁郡串本町	7356EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
400	和歌山県東牟婁郡（古座町及び古座川町に限る。）	7357EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
401	和歌山県那賀郡	736DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
402	和歌山県橋本市、伊都郡（かつらぎ町、九度山町、高野町及び高野口町に限る。）	736DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
403	和歌山県有田市、有田郡、伊都郡花園村	737DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
404	和歌山県御坊市、日高郡（印南町、川辺町、中津村、日高町、美浜町、美山村及び由良町に限る。）	738DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
405	和歌山県田辺市、西牟婁郡（串本町を除く。）、日高郡（南部町、南部川村及び竜神村に限る。）	739DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
406	滋賀県高島郡	740DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
407	奈良県奈良市	742DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
408	奈良県大和郡山市、生駒郡安堵町	7435EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
409	奈良県天理市、磯城郡川西町下永	7436EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
410	大阪府四條畷市（上田原、下田原及び田原台に限る。）、奈良県生駒市	7437EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
411	奈良県宇陀郡室生村（小原、染田、多田及び無山に限る。）、山辺郡	7438EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
412	京都府相楽郡南山城村、奈良県添上郡	7439EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
413	京都府相楽郡笠置町	74395FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）

364	三重県度会郡南島町	5967EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
365	三重県尾鷲市	5972EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
366	三重県北牟婁郡海山町	5973EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
367	三重県北牟婁郡紀伊長島町	5974EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
368	三重県熊野市	5978EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
369	三重県南牟婁郡（紀和町及び御浜町に限る。）	5979EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
370	三重県松坂市、一志郡嬉野町（岩倉、小原及び上小川に限る。）	598DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
371	三重県多気郡多気町	5983EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
372	三重県飯南郡飯南町	59832FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
373	三重県飯南郡飯高町、一志郡嬉野町（岩倉、小原及び上小川を除く。）	5984EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
374	三重県多気郡勢和村	59849FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
375	三重県一志郡三雲町	59856FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
376	三重県多気郡宮川村、度会郡（大内山村及び紀勢町に限る。）	5987EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
377	三重県多気郡大台町、度会郡大宮町	5988EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
378	三重県鳥羽市	599DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
379	三重県志摩郡阿児町（神明及び立神を除く。）	5994EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
380	三重県志摩郡（磯部町、浜島町及び阿児町（神明に限る。）に限る。）	5995EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
381	三重県度会郡南勢町	5996EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
382	三重県志摩郡大王町	5997EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
383	三重県志摩郡（阿児町立神及び志摩町に限る。）	5998EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
384	大阪府池田市空港一丁目から二丁目、茨木市小坪井、大阪市（東住吉区矢田七丁目および平野区長吉川辺四丁目を除く。）、門真市（注１３に限る。）、吹田市、摂津市（注１４に限る。）、豊中市、東大阪市（加納五丁目から八丁目及び注１５を除く。）、守口市、八尾市竹渕、兵庫県尼崎市	6BCDEFGH又はBCDEFGH（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、BCDは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
385	大阪府交野市、門真市（注１３を除く。）、四條畷市（上田原、下田原及び田原台を除く。）、大東市、寝屋川市、東大阪市（加納五丁目から八丁目に限る。）、枚方市	720DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
386	大阪府河内長野市、富田林市（注１６を除く。）、南河内郡（河南町、太子町及び千早赤阪村に限る。）	721DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
387	大阪府堺市、高石市	722DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

337	岐阜県吉城郡（神岡町、上宝村に限る。）	578DEFGH又はDEFGH（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Dは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
338	岐阜県岐阜市、羽島市、羽島郡（川島町を除く。）、本巣郡（巣南町呂久、根尾村及び本巣町を除く。）	58CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
339	岐阜県本巣郡本巣町、山県郡	581DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
340	岐阜県本巣郡根尾村	58138FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
341	岐阜県揖斐郡藤橋村徳山	58139FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
342	岐阜県武儀郡板取村	58157FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
343	岐阜県武儀郡洞戸村	58158FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
344	岐阜県各務原市	583DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
345	岐阜県大垣市、安八郡、揖斐郡池田町市橋、海津郡、不破郡、本巣郡巣南町呂久、養老郡	584DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
346	岐阜県揖斐郡（池田町市橋及び藤橋村徳山を除く。）	585DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
347	愛知県一宮市、稲沢市（注２に限る。）、尾西市、葉栗郡	586DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
348	岐阜県羽島郡川島町	58689FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
349	愛知県稲沢市（注２を除く。）、岩倉市、江南市、中島郡祖父江町、丹羽郡	587DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
350	三重県津市、久居市、安芸郡	592DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
351	三重県一志郡（白山町及び美杉村（竹原及び八手俣に限る。）に限る。）	5926EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
352	三重県一志郡美杉村（竹原及び八手俣を除く。）	5927EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
353	三重県一志郡（一志町及び香良洲町に限る。）	5929EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
354	三重県鈴鹿市、四日市市、三重郡	593DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
355	三重県桑名市、員弁郡、桑名郡（木曽岬町を除く。）	594DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
356	三重県上野市、名張市、阿山郡、名賀郡	595DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
357	三重県亀山市	5958EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
358	三重県鈴鹿郡	5959EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
359	三重県伊勢市、度会郡（小俣町、玉城町（久保、世古、中楽及び長更に限る。）及び御薗村に限る。）	596DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
360	三重県度会郡二見町	5964EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
361	三重県多気郡明和町	5965EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
362	三重県度会郡玉城町（久保、世古、中楽及び長更を除く。）	59658FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
363	三重県度会郡度会町	5966EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

311	愛知県大府市、知多市（大草、神田、新広見、旭南、金沢、新舞子及び南粕谷を除く。）、東海市（注１１に限る。）、豊明市、知多郡東浦町	562DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
312	愛知県西尾市、幡豆郡	563DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
313	愛知県岡崎市、額田郡、東加茂郡下山村	564DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
314	愛知県豊田市、西加茂郡（小原村及び藤岡町に限る。）、東加茂郡（旭町及び足助町に限る。）	565DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
315	愛知県安城市、刈谷市、高浜市、知立市、碧南市	566DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
316	愛知県津島市、海部郡（佐織町、佐屋町、立田村、八開村及び弥富町に限る。）、中島郡平和町、三重県桑名郡木曽岬町	567DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
317	愛知県海部郡（十四山村及び飛島村に限る。）	5675EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
318	愛知県海部郡蟹江町	5679EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
319	愛知県犬山市、春日井市、小牧市、西春日井郡（師勝町、豊山町（豊場八反を除く。）及び西春町に限る。）	568DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
320	愛知県知多市（大草、神田、新広見、旭南、金沢、新舞子及び南粕谷に限る。）、常滑市、半田市、知多郡（東浦町を除く。）	569DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
321	岐阜県多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那郡明智町吉良見、土岐郡	572DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
322	岐阜県恵那市、恵那郡（明智町（吉良見を除く。）、岩村町、上矢作町、串原村、蛭川村、山岡村に限る。）	573DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
323	岐阜県中津川市、恵那郡（加子母村、川上村、坂下町、付知町及び福岡町に限る。）、長野県木曽郡（南木曽町田立及び山口村山口に限る。）	573DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
324	岐阜県可児市、美濃加茂市、可児郡、加茂郡（川辺町、坂祝町、七宗町、富加町及び八百津町に限る。）	574DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
325	岐阜県加茂郡（白川町及び東白川村に限る。）	5747EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
326	岐阜県関市、美濃市、武儀郡（上之保村、武儀町及び武芸川町に限る。）	575DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
327	岐阜県郡上郡八幡町	5756EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
328	岐阜県郡上郡高鷲村	5757EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
329	岐阜県郡上郡和良村	57577FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
330	岐阜県郡上郡美並村	57579FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
331	岐阜県郡上郡白鳥町	5758EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
332	岐阜県郡上郡明宝村	57587FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
333	岐阜県郡上郡大和町	57588FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
334	岐阜県益田郡	576DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
335	岐阜県大野郡（荘川村及び白川村に限る。）	5769EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
336	岐阜県高山市、大野郡（朝日村、清見村、久々野町、高根村、丹生川村及び宮村に限る。）、吉城郡（河合村、国府町、古川町及び宮川村に限る。）	577DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

441	滋賀県甲賀郡	748DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
442	滋賀県彦根市、犬上郡、愛知郡	749DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
443	滋賀県長浜市、伊香郡、坂田郡、東浅井郡	749DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
444	大阪府三島郡、京都府京都市（伏見区醍醐（一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切町に限る。）を除く。）、長岡京市、向日市、八幡市、乙訓郡、久世郡（久御山町（市田、栄、佐古、佐山、下津屋、田井及び林に限る。）を除く。）	75CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
445	石川県小松市、能美郡（辰口町、寺井町及び根上町に限る。）	761DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
446	石川県加賀市、江沼郡	7617EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
447	石川県石川郡（尾口村、河内村、白峰村、鶴来村、鳥越村及び吉野谷村に限る。）	7619EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
448	石川県金沢市、松任市、石川郡（野々市町及び美川町に限る。）、河北郡、能美郡川北町	762DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
449	富山県砺波市、西砺波郡福光町、東砺波郡	763DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
450	富山県富山市、滑川市、上新川郡、中新川郡、婦負郡	764DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
451	富山県魚津市、黒部市、下新川郡	765DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
452	富山県小矢部市、新湊市、高岡市、氷見市、射水郡、西砺波郡福岡町	766DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
453	石川県七尾市、鹿島郡	767DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
454	石川県羽咋市、羽咋郡	767DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
455	石川県輪島市、鳳至郡（穴水町及び門前町に限る。）	768DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
456	石川県珠洲市、珠洲郡、鳳至郡（能都町及び柳田村に限る。）	768DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
457	福井県敦賀市、三方郡	770DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
458	福井県小浜市、大飯郡、遠敷郡	770DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
459	京都府亀岡市、北桑田郡京北町、船井郡八木町	771DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
460	京都府北桑田郡美山町、船井郡（八木町を除く。）	771DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
461	京都府宮津市、与謝郡	772DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
462	京都府熊野郡、竹野郡、中郡	772DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
463	京都府綾部市、福知山市、天田郡、加佐郡	773DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
464	京都府舞鶴市	773DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

414	奈良県橿原市	7442EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
415	奈良県磯城郡田原本町	7443EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
416	奈良県桜井市	7444EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
417	奈良県高市郡高取町（越知、車木及び丹生谷を除く。）	74452FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
418	奈良県高市郡明日香村	74454FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
419	奈良県大和高田市、生駒郡（三郷町及び平群町（信貴山及び信貴畑に限る。）に限る。）、北葛城郡（王寺町、河合町（注18に限る。）、上牧町（片岡台、桜ヶ丘、下牧）、広陵町（注19に限る。）	745DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
420	奈良県生駒郡平群町（信貴山及び信貴畑を除く。）、磯城郡川西町（下永を除く。）、磯城郡三宅町（上但馬及び但馬を除く。）	7454EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
421	奈良県北葛城郡当麻町（加守を除く。）	74548FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
422	奈良県北葛城郡河合町（注18を除く。）、広陵町（注19を除く。）、磯城郡三宅町（上但馬及び但馬に限る。）	7455EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
423	奈良県御所市、北葛城郡新庄町（注20に限る。）、高市郡高取町（越知、車木及び丹生谷に限る。）、吉野郡大淀町（今木、大岩及び鉾立に限る。）	7456EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
424	奈良県北葛城郡新庄町（注20を除く。）	74569FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
425	奈良県香芝市、生駒郡（斑鳩町及び平群町白石畑に限る。）、北葛城郡（上牧町（片岡台、桜ヶ丘及び下牧を除く。）及び当麻町加守に限る。）	7457EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
426	奈良県宇陀郡（大宇陀町及び榛原町に限る。）	7458EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
427	奈良県宇陀郡菟田野町	74584FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
428	奈良県宇陀郡曽爾村、宇陀郡室生村（小原、染田、多田及び無山を除く。）	7459EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
429	奈良県宇陀郡御杖村	74595FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
430	奈良県吉野郡（大淀町（注21に限る。）及び吉野町に限る。）	7463EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
431	奈良県吉野郡東吉野村	7464EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
432	奈良県吉野郡川上村	7465EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
433	奈良県吉野郡十津川村	7466EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
434	奈良県吉野郡（上北山村及び下北山村に限る。）	7468EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
435	奈良県五条市	7472EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
436	奈良県吉野郡（大塔村、西吉野村及び野迫川村に限る。）	7473EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
437	奈良県吉野郡（大淀町（今木、大岩、鉾立及び注21を除く。）及び下市町に限る。）	7475EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
438	奈良県吉野郡天川村	7476EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
439	奈良県吉野郡黒滝村	74762FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
440	滋賀県近江八幡市、八日市市、蒲生郡（竜王町薬師を除く。）、神崎郡	748DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

388	大阪府大阪市（東住吉区矢田七丁目及び平野区長吉川辺四丁目に限る。）、大阪狭山市、富田林市（注１６に限る。）、羽曳野市河原城、松原市、南河内郡美原町	723DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
389	大阪府泉佐野市、貝塚市、岸和田市、泉南市、阪南市、泉南郡、泉北郡忠岡町新浜	724DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
390	大阪府和泉市、泉大津市、泉北郡（忠岡町新浜を除く。）	725DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
391	大阪府茨木市（小坪井を除く。）、摂津市（注１４を除く。）、高槻市	726DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
392	大阪府池田市（空港一丁目から二丁目を除く。）、箕面市、豊能郡、兵庫県伊丹市、川西市、宝塚市（注１７に限る。）、川辺郡	727DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
393	大阪府柏原市、羽曳野市（河原城を除く。）、東大阪市（注１５に限る。）、藤井寺市、八尾市（竹渕を除く。）	729DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
394	和歌山県海南市、和歌山市、海草郡	734DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
395	三重県南牟婁郡（鵜殿村及び紀宝町に限る。）、和歌山県新宮市	735DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
396	奈良県東牟婁郡（熊野川町及び本宮町に限る。）	7354EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
397	和歌山県東牟婁郡北山村	73549FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
398	和歌山県東牟婁郡（太地町及び那智勝浦町に限る。）	7355EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
399	和歌山県西牟婁郡串本町	7356EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
400	和歌山県東牟婁郡（古座町及び古座川町に限る。）	7357EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
401	和歌山県那賀郡	736DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
402	和歌山県橋本市、伊都郡（かつらぎ町、九度山町、高野町及び高野口町に限る。）	736DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
403	和歌山県有田市、有田郡、伊都郡花園村	737DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
404	和歌山県御坊市、日高郡（印南町、川辺町、中津村、日高町、美浜町、美山村及び由良町に限る。）	738DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
405	和歌山県田辺市、西牟婁郡（串本町を除く。）、日高郡（南部町、南部川村及び竜神村に限る。）	739DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
406	滋賀県高島郡	740DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
407	奈良県奈良市	742DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
408	奈良県大和郡山市、生駒郡安堵町	7435EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
409	奈良県天理市、磯城郡川西町下永	7436EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
410	大阪府四條畷市（上田原、下田原及び田原台に限る。）、奈良県生駒市	7437EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
411	奈良県宇陀郡室生村（小原、染田、多田及び無山に限る。）、山辺郡	7438EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
412	京都府相楽郡南山城村、奈良県添上郡	7439EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
413	京都府相楽郡笠置町	74395FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）

364	三重県度会郡南島町	5967EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
365	三重県尾鷲市	5972EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
366	三重県北牟婁郡海山町	5973EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
367	三重県北牟婁郡紀伊長島町	5974EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
368	三重県熊野市	5978EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
369	三重県南牟婁郡（紀和町及び御浜町に限る。）	5979EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
370	三重県松坂市、一志郡嬉野町（岩倉、小原及び上小川に限る。）	598DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
371	三重県多気郡多気町	5983EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
372	三重県飯南郡飯南町	59832FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
373	三重県飯南郡飯高町、一志郡嬉野町（岩倉、小原及び上小川を除く。）	5984EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
374	三重県多気郡勢和村	59849FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
375	三重県一志郡三雲町	59856FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
376	三重県多気郡宮川村、度会郡（大内山村及び紀勢町に限る。）	5987EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
377	三重県多気郡大台町、度会郡大宮町	5988EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
378	三重県鳥羽市	599DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
379	三重県志摩郡阿児町（神明及び立神を除く。）	5994EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
380	三重県志摩郡（磯部町、浜島町及び阿児町（神明に限る。）に限る。）	5995EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
381	三重県度会郡南勢町	5996EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
382	三重県志摩郡大王町	5997EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
383	三重県志摩郡（阿児町立神及び志摩町に限る。）	5998EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
384	大阪府池田市空港一丁目から二丁目、茨木市小坪井、大阪市（東住吉区矢田七丁目および平野区長吉川辺四丁目を除く。）、門真市（注１３に限る。）、吹田市、摂津市（注１４に限る。）、豊中市、東大阪市（加納五丁目から八丁目及び注１５を除く。）、守口市、八尾市竹渕、兵庫県尼崎市	6BCDEFGH又はBCDEFGH（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、BCDは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
385	大阪府交野市、門真市（注１３を除く。）、四條畷市（上田原、下田原及び田原台を除く。）、大東市、寝屋川市、東大阪市（加納五丁目から八丁目に限る。）、枚方市	720DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
386	大阪府河内長野市、富田林市（注１６を除く。）、南河内郡（河南町、太子町及び千早赤阪村に限る。）	721DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
387	大阪府堺市、高石市	722DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

337	岐阜県吉城郡（神岡町、上宝村に限る。）	578DEFGH又はDEFGH（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Dは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
338	岐阜県岐阜市、羽島市、羽島郡（川島町を除く。）、本巣郡（巣南町呂久、根尾村及び本巣町を除く。）	58CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
339	岐阜県本巣郡本巣町、山県郡	581DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
340	岐阜県本巣郡根尾村	58138FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
341	岐阜県揖斐郡藤橋村徳山	58139FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
342	岐阜県武儀郡板取村	58157FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
343	岐阜県武儀郡洞戸村	58158FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
344	岐阜県各務原市	583DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
345	岐阜県大垣市、安八郡、揖斐郡池田町市橋、海津郡、不破郡、本巣郡巣南町呂久、養老郡	584DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
346	岐阜県揖斐郡（池田町市橋及び藤橋村徳山を除く。）	585DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
347	愛知県一宮市、稲沢市（注２に限る。）、尾西市、葉栗郡	586DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
348	岐阜県羽島郡川島町	58689FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
349	愛知県稲沢市（注２を除く。）、岩倉市、江南市、中島郡祖父江町、丹羽郡	587DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
350	三重県津市、久居市、安芸郡	592DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

351	三重県一志郡（白山町及び美杉村（竹原及び八手俣に限る。）に限る。）	5926EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
352	三重県一志郡美杉村（竹原及び八手俣を除く。）	5927EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
353	三重県一志郡（一志町及び香良洲町に限る。）	5929EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
354	三重県鈴鹿市、四日市市、三重郡	593DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
355	三重県桑名市、員弁郡、桑名郡（木曽岬町を除く。）	594DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
356	三重県上野市、名張市、阿山郡、名賀郡	595DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
357	三重県亀山市	5958EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
358	三重県鈴鹿郡	5959EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
359	三重県伊勢市、度会郡（小俣町、玉城町（久保、世古、中楽及び長更に限る。）及び御薗村に限る。）	596DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
360	三重県度会郡二見町	5964EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
361	三重県多気郡明和町	5965EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
362	三重県度会郡玉城町（久保、世古、中楽及び長更を除く。）	59658FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
363	三重県度会郡度会町	5966EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

311	愛知県大府市、知多市（大草、神田、新広見、旭南、金沢、新舞子及び南粕谷を除く。）、東海市（注１１に限る。）、豊明市、知多郡東浦町	562DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
312	愛知県西尾市、幡豆郡	563DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
313	愛知県岡崎市、額田郡、東加茂郡下山村	564DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
314	愛知県豊田市、西加茂郡（小原村及び藤岡町に限る。）、東加茂郡（旭町及び足助町に限る。）	565DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
315	愛知県安城市、刈谷市、高浜市、知立市、碧南市	566DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
316	愛知県津島市、海部郡（佐織町、佐屋町、立田村、八開村及び弥富町に限る。）、中島郡平和町、三重県桑名郡木曽岬町	567DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
317	愛知県海部郡（十四山村及び飛島村に限る。）	5675EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
318	愛知県海部郡蟹江町	5679EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
319	愛知県犬山市、春日井市、小牧市、西春日井郡（師勝町、豊山町（豊場八反を除く。）及び西春町に限る。）	568DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
320	愛知県知多市（大草、神田、新広見、旭南、金沢、新舞子及び南粕谷に限る。）、常滑市、半田市、知多郡（東浦町を除く。）	569DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
321	岐阜県多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那郡明智町吉良見、土岐郡	572DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
322	岐阜県恵那市、恵那郡（明智町（吉良見を除く。）、岩村町、上矢作町、串原村、蛭川村、山岡村に限る。）	573DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

323	岐阜県中津川市、恵那郡（加子母村、川上村、坂下町、付知町及び福岡町に限る。）、長野県木曽郡（南木曽町田立及び山口村山口に限る。）	573DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
324	岐阜県可児市、美濃加茂市、可児郡、加茂郡（川辺町、坂祝町、七宗町、富加町及び八百津町に限る。）	574DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
325	岐阜県加茂郡（白川町及び東白川村に限る。）	5747EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
326	岐阜県関市、美濃市、武儀郡（上之保村、武儀町及び武芸川町に限る。）	575DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
327	岐阜県郡上郡八幡町	5756EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
328	岐阜県郡上郡高鷲村	5757EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
329	岐阜県郡上郡和良村	57577FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
330	岐阜県郡上郡美並村	57579FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
331	岐阜県郡上郡白鳥町	5758EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
332	岐阜県郡上郡明宝村	57587FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
333	岐阜県郡上郡大和町	57588FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
334	岐阜県益田郡	576DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
335	岐阜県大野郡（荘川村及び白川村に限る。）	5769EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
336	岐阜県高山市、大野郡（朝日村、清見村、久々野町、高根村、丹生川村及び宮村に限る。）、吉城郡（河合村、国府町、古川町及び宮川村に限る。）	577DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

287	静岡県掛川市、小笠郡（菊川町（注９に限る。）を除く。）	537DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
288	静岡県磐田市、袋井市、磐田郡（浅羽町、豊田町、福田町及び竜洋町に限る。）、周智郡森町	538DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
289	静岡県天竜市、磐田郡（佐久間町、竜山村、豊岡村及び水窪町に限る。）、周智郡春野町	539DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
290	静岡県静岡市、藤枝市、焼津市、志太郡	54CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
291	静岡県清水市、庵原郡（蒲原町及び由比町に限る。）	543DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
292	静岡県富士宮市、富士郡	544DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
293	静岡県富士市、庵原郡富士川町	545DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
294	静岡県島田市、榛原郡（金谷町、川根町、中川根町及び本川根町に限る。）	547DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
295	静岡県小笠郡菊川町（注９に限る。）、榛原郡（御前崎町、相良町、榛原町及び吉田町に限る。）	548DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
296	静岡県御殿場市、駿東郡小山町	550DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
297	山梨県韮崎市、北巨摩郡	551DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
298	山梨県甲府市、中巨摩郡、西八代郡（市川大門町及び三珠町に限る。）、東八代郡（一宮町を除く。）	552DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
299	山梨県塩山市、山梨市、東八代郡一宮町、東山梨郡	553DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
300	山梨県大月市、都留市、北都留郡上野原町、南都留郡（秋山村及び道志村に限る。）	554DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
301	山梨県富士吉田市、西八代郡上九一色村、南都留郡（足和田村、忍野村、勝山村、河口湖町、鳴沢村、西桂町及び山中湖村に限る。）	555DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
302	山梨県西八代郡（下部町及び六郷町に限る。）、南巨摩郡（鰍沢町、中富町、早川町及び増穂町に限る。）	556DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
303	山梨県南巨摩郡（富沢町、南部町及び身延町に限る。）	5566EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
304	静岡県熱海市（泉を除く。）、伊東市、賀茂郡東伊豆町、田方郡中伊豆町（冷川に限る。）	557DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
305	静岡県田方郡（天城湯ヶ島町、大仁町、修善寺町、土肥町、中伊豆町（冷川を除く。）及び戸田村に限る。）	558DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
306	静岡県下田市、賀茂郡（東伊豆町を除く。）	558DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
307	静岡県裾野市（茶畑を除く。）、沼津市、三島市、駿東郡（小山町除く。）、田方郡（伊豆長岡町、函南町及び韮山町に限る。）	559DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
308	愛知県尾張旭市（注１０を除く。）、瀬戸市、愛知郡長久手町	561DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
309	愛知県西加茂郡三好町（黒笹三ヶ峰を除く。）	5613EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
310	愛知県西加茂郡三好町黒笹三ヶ峰	5617EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

263	埼玉県上福岡市、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、富士見市（水谷東二丁目から三丁目を除く。）、入間郡（名栗村を除く。）、比企郡（川島町及び鳩山町に限る。）	492DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
264	埼玉県東松山市、大里郡大里村（上恩田、下恩田、手島、小泉、屈戸、中曽根及び中恩田を除く。）、秩父郡東秩父村、比企郡（小川町、玉川村、都幾川村、滑川町、吉見町及び嵐山町に限る。）	493DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
265	埼玉県秩父市、秩父郡（東秩父村を除く。）	494DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
266	埼玉県本庄市、児玉郡（神川町（渡世を除く。）、上里町、児玉町及び美里町に限る。）	495DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
267	東京都大島町、神津島村、利島村、新島本村	4992EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
268	東京都御蔵島村、三宅村	4994EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
269	東京都青ヶ島村、八丈町	4996EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
270	東京都小笠原村	4998EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
271	愛知県尾張旭市（注１０に限る。）、東海市（注１１を除く。）、名古屋市、愛知郡東郷町、愛知郡日進町、海部郡（大治町、七宝町、甚目寺町及び美和町に限る。）、西春日井郡（清洲町、新川町、豊山町豊場八反、西枇杷島町及び春日町に限る。）	52CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
272	静岡県湖西市、浜北市、浜松市、引佐郡、浜名郡	53CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
273	愛知県渥美郡田原町	5312EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

274	愛知県渥美郡渥美町	5313EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
275	愛知県渥美郡赤羽根町	53145FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
276	愛知県豊川市（三上町に限る。）、豊橋市	532DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
277	愛知県蒲郡市	533DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
278	愛知県豊川市為当町、宝飯郡（小坂井町及び御津町に限る。）	5337EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
279	愛知県豊川市（三上町及び為当町を除く。）、宝飯郡音羽町	5338EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
280	愛知県宝飯郡一宮町	5339EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
281	愛知県新城市	5362EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
282	愛知県南設楽郡	5363EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
283	愛知県北設楽郡設楽町	5366EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
284	愛知県北設楽郡東栄町	5367EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
285	愛知県北設楽郡（稲武町、富山村及び豊根村に限る。）	5368EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
286	愛知県北設楽郡津具村	53683FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）

241	神奈川県伊勢原市、秦野市、平塚市、中郡	463DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
242	神奈川県小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡（真鶴町、湯河原町に限る。）、静岡県熱海市泉	465DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
243	神奈川県藤沢市	466DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
244	神奈川県綾瀬市、鎌倉市、逗子市小坪、茅ヶ崎市、高座郡	467DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
245	神奈川県逗子市（小坪を除く。）、三浦市、横須賀市、三浦郡	468DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
246	千葉県館山市、安房郡（天津小湊町を除く。）	470DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
247	千葉県勝浦市、夷隅郡	470DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
248	千葉県鴨川市、安房郡天津小湊町	4709EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
249	千葉県我孫子市、柏市、流山市、野田市、東葛飾郡	471DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
250	千葉県市川市、浦安市、鎌ヶ谷市くぬぎ山、船橋市（上山町一丁目、西船橋五丁目から七丁目、東中山一丁目から二丁目、藤原一丁目から二丁目、二子町、本郷町及び本中山に限る。）、松戸市	473DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
251	千葉県鎌ヶ谷市（くぬぎ山を除く。）、習志野市、船橋市（上山町一丁目、西船橋五丁目から七丁目、東中山一丁目から二丁目、藤原一丁目から二丁目、二子町、本郷町及び本中山を除く。）、八千代市、印旛郡白井町	474DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
252	千葉県東金市、山武郡（大網白里町、九十九里町、山武町、成東町及び蓮沼村に限る。）	475DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
253	千葉県茂原市、長生郡	475DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
254	千葉県成田市、印旛郡（印西町、印旛村、栄町、富里町及び本埜村に限る。）、香取郡下総町	476DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
255	千葉県佐原市、香取郡（小見川町、栗源町、神崎町、大栄町、東庄町及び山田町に限る。）	478DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
256	茨城県鹿島郡波崎町、千葉県銚子市	479DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
257	千葉県旭市、八日市場市、海上郡、香取郡（多古町及び干潟町に限る。）、山武郡（芝山町、松尾町及び横芝町に限る。）、匝瑳郡、	479DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
258	埼玉県上尾市、岩槻市、浦和市、大宮市、桶川市、春日部市、蓮田市与野市、北足立郡伊奈町、北葛飾郡庄和町	48CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
259	埼玉県朝霞市、川口市、志木市、戸田市、新座市（石神三丁目から五丁目、栗原、新堀、西堀及び野寺（一丁目及び五丁目に限る。）を除く。）、鳩ヶ谷市、富士見市水谷東二丁目から三丁目、和光市、蕨市	48CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
260	埼玉県加須市、久喜市、幸手市、北葛飾郡（栗橋町、杉戸町及び鷲宮町に限る。）、北埼玉郡（大利根町及び騎西町に限る。）、南埼玉郡	480DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
261	埼玉県北本市、行田市、熊谷市、鴻巣市、羽生市、深谷市、大里郡（岡部町、川本町、江南町、花園町、妻沼町、寄居町及び大里村（上恩田、下恩田、手島、小泉、屈戸、中曽根及び中恩田に限る。）に限る。）、北足立郡吹上町、北埼玉郡（川里村及び南河原村に限る。）	485DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
262	埼玉県越谷市、草加市、三郷市、八潮市、北葛飾郡（松伏町及び吉川町に限る。）	489DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

219	茨城県岩井市、水海道市、北相馬郡守谷町、筑波郡、結城郡石下町、猿島郡猿島町（注４に限る。）	297DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
220	茨城県牛久市、つくば市、土浦市、稲敷郡（阿見町、江戸崎町、茎崎町、桜川村及び美浦村に限る。）、新治郡（出島村、及び新治村に限る。）	298DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
221	茨城県石岡市、行方郡玉造町、新治郡（玉里村、千代田町及び八郷町に限る。）、西茨城郡岩間町、東茨城郡（小川町及び美野里町に限る。）	299DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
222	茨城県稲敷郡東村、鹿島郡（大野村、鹿島町及び神栖町に限る。）、行方郡（麻生町、潮来町及び牛堀町に限る。）	299DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
223	東京都２３区、狛江市（西和泉を除く。）、調布市（注５に限る。）、三鷹市中原一丁目	3BCDEFGHJ又はBCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、BCDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
224	東京都小金井市（梶野一丁目から四丁目及び東町二丁目、三丁目に限る。）、調布市（野水に限る。）、保谷市（新町二丁目から六丁目に限る。）、三鷹市（中原一丁目を除く。）、武蔵野市	422DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
225	東京都稲城市、小金井市（梶野一丁目から四丁目及び東町二丁目、三丁目を除く。）、国分寺市（注６を除く。）、小平市（鈴木町、花小金井及び花小金井南町を除く。）、多摩市、東村山市、府中市（押立町五丁目、北山町、西原町三丁目、四丁目を除く。）	423DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
226	埼玉県新座市（石神三丁目から五丁目、栗原、新堀、西堀、野寺（一丁目及び五丁目に限る。）に限る。）、東京都清瀬市、小平市（注7に限る。）、狛江市（西和泉に限る。）、田無市、調布市（注５及び野水を除く。）、東久留米市、府中市押立町五丁目、保谷市（新町二丁目から六丁目を除く。）	424DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
227	東京都秋川市、昭島市、国立市、国分寺市（注６に限る。）、立川市、羽村市、東大和市、日野市、府中市（北山町、西原町三丁目、四丁目に限る。）、福生市、武蔵村山市、西多摩郡（奥多摩町を除く。）	425DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
228	神奈川県津久井郡（相模湖町及び藤野町に限る。）、東京都八王子市	426DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
229	東京都町田市（三輪町及び三輪緑山を除く。）、神奈川県相模原市（磯部、新磯野、相模台、相武台を除く。）、座間市相模が丘五丁目、津久井郡（津久井町及び城山町に限る。）	427DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
230	東京都青梅市、西多摩郡奥多摩町、山梨県北都留郡（小菅村及び丹波山村に限る。）	428DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
231	埼玉県入間市、狭山市、所沢市	429DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
232	埼玉県飯能市、日高市、入間郡名栗村	429DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
233	千葉県佐倉市、千葉市、八街市、四街道市、印旛郡酒々井町	43CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
234	千葉県市原市	436DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
235	千葉県木更津市、袖ヶ浦市	438DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
236	千葉県君津市、富津市	439DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
237	神奈川県川崎市、東京都町田市（三輪町及び三輪緑山に限る。）	44CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
238	神奈川県横浜市	45CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
239	神奈川県足柄下郡箱根町、静岡県裾野市茶畑	460DEFGH又はDEFGH（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Dは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
240	神奈川県厚木市、海老名市、相模原市（磯野、新磯野、新戸、相武台に限る。）、座間市（相模が丘五丁目を除く。）、大和市、愛甲郡	462DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

195	群馬県吾妻郡（草津町、六合村、嬬恋村及び長野原町に限る。）	279DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
196	茨城県古河市、猿島郡（猿島町（注４に限る。）を除く。）、埼玉県北埼玉郡北川辺町、栃木県小山市下生井、下都賀郡野木町	280DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
197	栃木県小山市（上生井及び白鳥に限る。）、栃木市、上都賀郡西方村、下都賀郡（岩舟町、大平町、都賀町、藤岡町及び壬生町に限る。）	282DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
198	栃木県佐野市、安蘇郡	283DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
199	群馬県太田市市場町、栃木県足利市	284DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
200	栃木県真岡市、芳賀郡（芳賀町を除く。）	285DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
201	栃木県小山市（上生井、中河原、中島、白鳥、福良及び梁を除く。）、河内郡（上三川町及び南河内に限る。）、下都賀郡（石橋町及び国分寺町に限る。）	285DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
202	栃木県宇都宮市、河内郡（上河内村及び河内町に限る。）、塩谷郡（氏家町、喜連川町及び高根沢町に限る。）、芳賀郡芳賀町	286DEFGHJただし、6DEは無線呼出し事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
203	栃木県宇都宮市、河内郡、塩谷郡（氏家町、喜連川町及び高根沢町に限る。）、芳賀郡芳賀町	286DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
204	栃木県黒磯市（笹沼を除く。）、那須郡那須町	287DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
205	栃木県大田原市、黒磯市笹沼、矢板市、塩谷郡塩谷町、那須郡（黒羽町、塩原町、西那須野町及び湯津上村（小舟渡及び狭原に限る。）に限る。）	287DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
206	栃木県那須郡（小川町、烏山町、馬頭町、南那須町及び湯津上村（小舟渡及び狭原を除く。）に限る。）	287DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
207	栃木県今市市、日光市、上都賀郡足尾町、塩谷郡（栗山村及び藤原町に限る。）	288DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
208	栃木県鹿沼市、上都賀郡粟野町	289DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
209	茨城県鹿島郡（旭村、大洋村及び鉾田町に限る。）、行方郡北浦村	291DEFGH又はDEFGH（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Dは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
210	茨城県ひたちなか市、水戸市、那珂郡（瓜連町、東海村及び那珂町に限る。）、東茨城郡（茨城町、内原町、大洗町、桂村及び常北町に限る。）	292DEFGHJただし、2DEは無線呼出し事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
211	茨城県ひたちなか市、水戸市、那珂郡（瓜連町、東海村及び那珂町に限る。）、東茨城郡（茨城町、内原町、大洗町、桂村及び常北町に限る。）	292DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
212	茨城県北茨城市、高萩市、多賀郡	293DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
213	茨城県日立市、常陸太田市、久慈郡（太子町を除く。）	294DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
214	茨城県那珂郡（大宮町、緒川村、美和村及び山方町に限る。）、東茨城郡御前山村	2955EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
215	茨城県久慈郡太子町	2957EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
216	茨城県笠間市、西茨城郡（岩間町を除く。）	296DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
217	茨城県下館市、下妻市、結城市、真壁郡、結城郡（石下町を除く。）、栃木県小山市（中河原、中島、福良及び梁に限る。）	296DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
218	茨城県取手市、竜ヶ崎市、稲敷郡（河内村及び新利根村に限る。）、北相馬郡（守谷町を除く。）	297DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

171	新潟県佐渡郡（新穂村を除く。）	259DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
172	長野県下伊那郡（阿南町、売木村、上村、下条村、天竜村、南信濃村及び泰阜村に限る。）	260DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
173	長野県大町市、北安曇郡	261DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
174	長野県更埴市、須坂市（仁礼峰の原高原を除く。）、長野市、上高井郡、上水内郡、更級郡（上山田町力石を除く。）、埴科郡戸倉町	262DEFGHJただし、2DEは無線呼出し事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
175	長野県更埴市、須坂市（仁礼峰の原高原を除く。）、長野市、上高井郡、上水内郡、更級郡（上山田町力石を除く。）、埴科郡戸倉町	262DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
176	長野県塩尻市、松本市、東筑摩郡、南安曇郡	263DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
177	長野県木曽郡（南木曽町田立及び山口村山口を除く。）	264DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
178	長野県伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡（辰野町を除く。）	265DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
179	長野県飯田市、下伊那郡（阿智村、大鹿村、清内路村、高森町、喬木村、豊丘村、浪合村、根羽村、平谷村及び松川町に限る。）	265DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
180	長野県岡谷市、諏訪市、茅野市、上伊那郡辰野町、諏訪郡	266DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
181	長野県小諸市、北佐久郡（北御牧村を除く。）	267DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
182	長野県佐久市、南佐久郡	267DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
183	長野県上田市、須坂市仁礼峰の原高原、北佐久郡北御牧村、更級郡上山田町力石、小県郡、埴科郡坂城町	268DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
184	長野県中野市、下高井郡山之内町、下水内郡豊田村	269DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
185	長野県飯山市、下高井郡（木島平村及び野沢温泉村に限る。）、下水内郡栄村（小赤沢、上ノ原、切明、五宝木、屋敷及び和山を除く。）、	269DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
186	群馬県伊勢崎市、佐波郡	270DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
187	群馬県前橋市、勢多郡（大胡町、粕川村、富士見村及び宮城村に限る。）	272DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
188	群馬県安中市、高崎市、碓氷郡、北群馬郡榛東村新井笹熊、群馬郡、多野郡吉井町	273DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
189	群馬県富岡市、甘楽郡	274DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
190	群馬県藤岡市、多野郡（吉井町を除く。）、埼玉県児玉郡（神泉村及び神川町渡瀬に限る。）	274DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
191	群馬県太田市（市場町を除く。）、館林市、邑楽郡、新田郡（尾島町及び新田町に限る。）、埼玉県大里郡妻沼町小島	276DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
192	群馬県桐生市、勢多郡（東村、黒保根村及び新里村に限る。）、新田郡（笠懸町及び藪塚本町に限る。）、山田郡	277DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
193	群馬県沼田市、利根郡	278DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
194	群馬県渋川市、吾妻郡（吾妻町、東村、高山村及び中之条町に限る。）、北群馬郡（榛東村新井笹熊を除く。）、勢多郡（赤城村、北橘村に限る。）	279DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

148	福島県いわき市	246DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
149	福島県石川郡、東白川郡	247DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
150	福島県田村郡（三春町（上舞木、斎藤、下舞木及び沼沢に限る。）を除く。）	247DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
151	福島県須賀川市、岩瀬郡	248DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
152	福島県白河市、西白河郡	248DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
153	福島県郡山市、田村郡三春町（上舞木、斎藤、下舞木及び沼沢に限る。）	249DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
154	新潟県白根市、豊栄市、新潟市、新津市覚路津、北蒲原郡聖籠町（位守町、亀塚浜、蓮潟、蓮野、東港及び別行に限る。）、中蒲原郡（亀田町及び横越村に限る。）、西蒲原郡（味方村、黒崎町、月潟村、中之口村及び巻町（大原新田及び四ツ郷屋に限る。）に限る。）	25CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
155	新潟県五泉市、新津市（覚路津を除く。）、北蒲原郡（京ヶ瀬村、笹神村、水原町及び安田町に限る。）、中蒲原郡（小須戸町及び村松町に限る。）	250DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
156	新潟県新発田市、北蒲原郡（加治川村、黒川村、紫雲寺町、聖籠町（位守町、亀塚浜、蓮潟、蓮野、東港及び別行を除く。）、豊浦町及び中条町に限る。）	254DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
157	新潟県村上市、岩船郡	254DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
158	新潟県東蒲原郡	2549EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
159	新潟県上越市、中頸城郡（大潟町、柿崎町、清里村、頸城村、三和村及び吉川町に限る。）、西頸城郡名立町、東頸城郡牧村	255DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
160	新潟県新井市、中頸城郡（板倉町、中郷村、妙高高原町及び妙高村に限る。）	255DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
161	新潟県糸魚川市、西頸城郡（青海町及び能生町に限る。）	255DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
162	新潟県東頸城郡（牧村を除く。）	2559EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
163	新潟県三島郡寺泊町（注７に限る。）、西蒲原郡（岩室村、潟東村、西川町、分水町、巻町（大原新田及び四ツ郷屋を除く。）、弥彦村及び吉田町に限る。）、南蒲原郡中之島町（注８に限る。）	256DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
164	新潟県加茂市、燕市、三条市、南蒲原郡（栄町、下田村及び田上町に限る。）	256DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
165	長野県下水内郡栄村（小赤沢、上ノ原、切明、五宝木、屋敷及び和山に限る。）、新潟県十日町市、中魚沼郡、	257DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
166	新潟県柏崎市、刈羽郡（刈羽村、高柳町及び西山町に限る。）	257DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
167	新潟県南魚沼郡	257DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
168	新潟県北魚沼郡（入広瀬村、小出町、守門村、広神村、堀之内町及び湯之谷村に限る。）	2579EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
169	新潟県小千谷市、栃尾市、長岡市、見附市、刈羽郡小国町、北魚沼郡川口町、古志郡、三島郡（寺泊町（注７に限る。）を除く。）、南蒲原郡中之島町（注８を除く。）	258DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
170	新潟県両津市、佐渡郡新穂村	259DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

124	宮城県岩沼市、名取市堀内、亘理郡	223DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
125	宮城県角田市、伊具郡、柴田郡	224DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
126	宮城県白石市、刈田郡	224DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
127	宮城県石巻市、牡鹿郡、登米郡豊里町、本吉郡津山町、桃生郡	225DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
128	宮城県気仙沼市、本吉郡（歌津町、唐桑町、志津川町及び本吉町に限る。）	226DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
129	宮城県栗原郡、登米郡石越町	228DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
130	宮城県古川市、加美郡、志田郡、玉造郡、遠田郡	229DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
131	山形県新庄市、最上郡	233DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
132	山形県酒田市、飽海郡、東田川郡（余目町及び立川町に限る。）	234DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
133	山形県鶴岡市、西田川郡、東田川郡（朝日村、櫛引町、羽黒町、藤島町及び三川町に限る。）	235DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
134	山形県上山市、天童市、山形市、東村山郡	236DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
135	山形県寒河江市、西村山郡	237DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
136	山形県尾花沢市、東根市、村山市、北村山郡	237DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
137	山形県南陽市、米沢市、東置賜郡	238DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
138	山形県長井市、西置賜郡	238DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
139	福島県双葉郡	240DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
140	福島県喜多方市、河沼郡湯川村、耶麻郡（熱塩加納村、北塩原村、塩川町及び山都町に限る。）	241DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
141	福島県南会津郡（下郷町及び田島町に限る。）	241DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
142	福島県南会津郡（下郷町及び田島町を除く。）、耶麻郡高郷村	241DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
143	福島県大沼郡（金山町、昭和村及び三島町に限る。）、河沼郡柳津町、耶麻郡西会津町	241DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
144	福島県会津若松市、大沼郡（会津高田町、会津本郷町及び新鶴村に限る。）、河沼郡（会津坂下町及び河東町に限る。）、、北会津郡、耶麻郡（猪苗代町及び磐梯町に限る。）	242DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
145	福島県二本松市、福島市（松川町及び下川崎に限る。）、安達郡	243DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
146	福島県相馬市、原町市、相馬郡、	244DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
147	福島県福島市（松川町及び下川崎を除く。）、伊達郡	245DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

100	秋田県本荘市、由利郡	184DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
101	秋田県男鹿市、南秋田郡（大潟村及び若美町に限る。）	185DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
102	秋田県能代市、山本郡	185DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
103	秋田県鹿角市、鹿角郡小坂町	186DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
104	秋田県大館市、北秋田郡（田代町及び比内町に限る。）	186DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
105	秋田県北秋田郡（田代町及び比内町を除く。）	186DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
106	秋田県大曲市、仙北郡（太田町、神岡町、仙南村（金沢、野荒、金沢本を除く。）、千畑町、仙北町、南外村、西仙北町及び六郷町に限る。）	187DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
107	秋田県仙北郡（角館町、田沢湖町、中仙町及び西木村に限る。）	187DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
108	秋田県秋田市、河辺郡、仙北郡協和町、南秋田郡（飯田川町、井川町、五城目町、昭和町、天王町及び八郎潟町に限る。）	188DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
109	岩手県一関市、西磐井郡、東磐井郡	191DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
110	岩手県大船渡市、陸前高田市、気仙郡	192DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
111	岩手県宮古市、下閉伊郡（川井村、田老町、新里村及び山田町に限る。）	193DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
112	岩手県釜石市、上閉伊郡大槌町	193DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
113	岩手県久慈市、九戸郡（大野村、種市町、野田村及び山形村に限る。）	194DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
114	岩手県下閉伊郡（岩泉町、田野畑村及び普代村に限る。）	194DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
115	岩手県岩手郡（岩手町、葛巻町、西根町及び松尾村に限る。）、二戸郡安代町	195DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
116	岩手県二戸市、二戸郡（安代町を除く。）、九戸郡（軽米町及び九戸村に限る。）	195DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
117	岩手県盛岡市、岩手郡（雫石町、滝沢村及び玉山村）、紫波郡	196DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
118	岩手県江刺市、水沢市、胆沢郡	197DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
119	岩手県北上市、和賀郡（沢内村及び湯田町に限る。）	197DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
120	岩手県花巻市、稗貫郡、和賀郡東和町	198DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
121	岩手県遠野市、上閉伊郡宮守村	198DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
122	宮城県塩釜市、仙台市、多賀城市、名取市（堀内を除く。）、黒川郡、宮城郡	22CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
123	宮城県登米郡（東和町、登米町、中田町、迫町、南方町及び米山町に限る。）	220DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

75	北海道苫前郡（初山別村、苫前町及び羽幌町（注1を除く。）に限る。）	1646EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
76	北海道苫前郡羽幌町（注1に限る。）	1648EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
77	北海道士別市	1652EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
78	北海道上川郡朝日町	16528FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
79	北海道雨竜郡幌加内町	1653EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
80	北海道上川郡和寒町	16532FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
81	北海道上川郡剣淵町	16534FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
82	北海道名寄市	1654EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
83	北海道上川郡（下川町及び風連町に限る。）	1655EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
84	北海道中川郡（音威子府村、中川町及び美深町に限る。）	1656EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
85	北海道上川郡（愛別町及び上川町に限る。）	1658EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
86	北海道旭川市、上川郡（鷹栖町、当麻町、美瑛町、東神楽町、東川町及び比布町に限る。）	166DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
87	北海道富良野市、空知郡（上富良野町、中富良野町及び南富良野町に限る。）、勇払郡占冠村	167DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
88	青森県黒石市、弘前市、北津軽郡板柳町、中津軽郡、南津軽郡	172DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
89	青森県五所川原市、北津軽郡（金木町、小泊村、市浦村、鶴田町及び中里町に限る。）、西津軽郡（鰺ヶ沢町、岩崎村及び深浦町を除く。）	173DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
90	青森県西津軽郡（鰺ヶ沢町、岩崎村及び深浦町に限る。）	173DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
91	青森県東津軽郡（今別町、蟹田町、平舘村、三厩村及び蓬田村に限る。）	174DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
92	青森県むつ市、下北郡	175DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
93	青森県上北郡（東北町、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村に限る。）	175DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
94	青森県十和田市、三沢市、上北郡（上北町、七戸町、天間林村、十和田湖町及び六戸町に限る。）	176DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
95	青森県青森市、東津軽郡平内町	177DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
96	青森県八戸市、上北郡（下田町及び百石町に限る。）、三戸郡（倉石村、五戸町、新郷村、名川町、南郷村、階上町及び福地村に限る。）	178DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
97	青森県三戸郡（三戸町、田子町及び南部町に限る。）	179DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
98	秋田県横手市、雄勝郡東成瀬村、仙北郡仙南村（金沢、野荒及び金沢本に限る。）、平鹿郡	182DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
99	秋田県湯沢市、雄勝郡（稲川町、羽後町、雄勝町及び皆瀬村に限る。）	183DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

50	北海道標津郡標津町、野付郡別海町（尾岱沼、尾岱沼港町、尾岱沼岬町、尾岱沼潮町及び床丹に限る。）、目梨郡	1538EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
51	北海道釧路市、阿寒郡、釧路郡	154DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
52	北海道白糠郡	1547EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
53	北海道川上郡	1548EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
54	北海道帯広市、河西郡、河東郡音更町、中川郡幕別町	155DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
55	北海道十勝郡、中川郡（池田町及び豊頃町に限る。）	1557EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
56	北海道広尾郡	1558EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
57	北海道足寄郡、中川郡本別町	1562EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
58	北海道河東郡（上士幌町及び士幌町に限る。）	1564EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
59	北海道河東郡鹿追町、上川郡（清水町及び新得町に限る。）	1566EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
60	北海道北見市、常呂郡（置戸町、訓子府町、端野町及び留辺蘂町に限る。）	157DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
61	北海道紋別市	1582EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
62	北海道紋別郡滝上町	15829FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
63	紋別郡（生田原町、遠軽町、白滝村及び丸瀬布町に限る。）	1584EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
64	北海道紋別郡（上湧別町及び湧別町に限る。）	1586EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
65	北海道常呂郡佐呂間町	1587EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
66	北海道紋別郡（雄武町、興部町及び西興部村に限る。）	1588EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
67	北海道稚内市、天塩郡豊富町	162DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
68	北海道天塩郡（遠別町、天塩町及び幌延町に限る。）	1632EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
69	北海道枝幸郡（中頓別町及び浜頓別町に限る。）	1634EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
70	北海道宗谷郡	1635EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
71	北海道枝幸郡（歌登町及び枝幸町に限る。）	1636EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
72	北海道利尻郡、礼文郡	1638EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
73	北海道留萌市、増毛郡、留萌郡	164DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
74	北海道深川市、雨竜郡（秩父別町、沼田町、北竜町及び妹背牛町に限る。）	164DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

25	北海道函館市、上磯郡上磯町、亀田郡	138DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
26	北海道上磯郡（木古内町及び知内町に限る。）	1392EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
27	北海道松前郡	1394EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
28	北海道檜山郡厚沢部町赤沼町字美和、江差町、上ノ国町	1395EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
29	北海道爾志郡乙部町、檜山郡厚沢部町（赤沼町字美和を除く。）	1396EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
30	北海道奥尻郡	1397EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
31	北海道久遠郡、爾志郡熊石町	1398EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
32	北海道伊達市、虻田郡（虻田町、洞爺村及び豊浦町に限る。）、有珠郡（大滝村及び壮瞥町に限る。）	142DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
33	北海道登別市、室蘭市	143DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
34	北海道苫小牧市、白老郡	144DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
35	北海道勇払郡（厚真町、追分町及び早来町に限る。）	1452EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
36	北海道勇払郡（穂別町及び鵡川町に限る。）	1454EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
37	北海道沙流郡門別町（三和を除く。）、新冠郡新冠町（大狩部、共栄、里平及び新和に限る。）	1456EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
38	北海道沙流郡（平取町及び門別町三和に限る。）	1457EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
39	北海道沙流郡日高町	14576FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
40	北海道浦河郡（浦河町字東幌別を除く。）	1462EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
41	北海道浦河郡（浦河町字東幌別に限る。）、様似郡、三石郡	1463EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
42	北海道静内郡、新冠郡新冠町（大狩部、共栄、里平及び新和を除く。）	1464EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
43	北海道幌泉郡	1466EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
44	北海道網走市、網走郡東藻琴村、斜里郡小清水町、常呂郡常呂町	152DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
45	北海道斜里郡（清里町及び斜里町に限る。）	1522EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
46	北海道網走郡（津別町、美幌町及び女満別町に限る。）	1527EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
47	北海道厚岸郡	153DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
48	北海道根室市	1532EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
49	北海道標津郡中標津町、野付郡別海町（尾岱沼、尾岱沼港町、尾岱沼岬町、尾岱沼潮町及び床丹を除く。）	1537EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

別表第四号 接続番号（第二条第八号、第二条第九号関係）

	第二条第八号における電気通信設備と端末設備との分界点若しくは事業用電気通信端末設備の場所又は第二条第九号における接続の分界点	接続番号
1	北海道江別市、札幌市、札幌郡、空知郡南幌町	11CDEFGHJ又はCDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、CDEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
2	北海道恵庭市、千歳市	123DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
3	北海道夕張市（富野を除く。）	1235EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
4	北海道夕張市富野、夕張郡栗山町	1237EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
5	北海道夕張郡長沼町、由仁町	1238EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
6	北海道芦別市	1242EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
7	北海道赤平市、歌志内市、砂川市、滝川市、雨竜郡雨竜町、樺戸郡（浦臼町及び新十津川町に限る。）、空知郡（上砂川町及び奈井江町に限る。）	125DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
8	北海道岩見沢市（宝水町を除く。）、石狩郡新篠津村、樺戸郡月形町、空知郡（北村及び栗沢町に限る。）	126DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
9	北海道美唄市	1266EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
10	北海道岩見沢市宝水町、三笠市	1267EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
11	北海道厚田郡厚田村大字聚富村、石狩郡石狩町	133DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
12	北海道石狩郡当別町	1332EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
13	北海道厚田郡（厚田村大字聚富村を除く。）	1337EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
14	北海道浜益郡	13379FGHJ又はFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）
15	北海道小樽市	134DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
16	北海道積丹郡、古平郡、余市郡	135DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
17	北海道岩内郡、古宇郡	135DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
18	北海道虻田郡（喜茂別町、京極町、倶知安町、ニセコ町、真狩村及び留寿都村に限る。）、磯谷郡	136DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
19	北海道島牧郡、寿都郡	136DEFGHJ又はDEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、DEは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
20	北海道茅部郡（鹿部町及び南茅部町に限る。）	1372EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
21	北海道茅部郡（砂原町及び森町に限る。）	1374EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
22	北海道山越郡八雲町	1376EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
23	北海道山越郡長万部町	1377EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。
24	北海道瀬棚郡	1378EFGHJ又はEFGHJ（利用者が左欄の地域から利用するときに限る。）ただし、Eは事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した財団法人日本データ通信協会から工事担任者試験の実施に関する事務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年二月二十二日　　郵政大臣　大出　俊

一　変更される事務所の名称及び変更後の所在地

事務所の名称	変更後の事務所の所在地
財団法人日本データ通信協会　電気通信国家試験センター	〒一一四　東京都北区田端一丁目二一番八号

二　変更の日　平成七年四月十二日

○郵政省告示第九十一号

次の特定郵便局長を長とする郵便局を設置する。

なお、郵便物の集配事務は取り扱わない。

平成七年二月二十二日　　郵政大臣　大出　俊

名　称	位　置	設置年月日
八戸湊高台郵便局	郵便番号〇三一　青森県八戸市湊高台二丁目	平成七年二月二十七日

○郵政省告示第九十二号

一時閉鎖中の次の簡易郵便局を再開した。

平成七年二月二十二日　　郵政大臣　大出　俊

名　称	位　置	再開年月日
杉沢簡易郵便局	郵便番号〇一八－一七　秋田県南秋田郡五城目町馬場目	平成七年二月十三日

○郵政省告示第九十三号

次の簡易郵便局を設置した。

平成七年二月二十二日　　郵政大臣　大出　俊

名　称	位　置	委託事務	設置年月日
加古川升田簡易郵便局	郵便番号六七五　兵庫県加古川市東神吉町	簡易郵便局規則第四条各号に掲げる事務。	平成七年二月十三日

○郵政省告示第九十四号

次の簡易郵便局を廃止した。

平成七年二月二十二日　　郵政大臣　大出　俊

名　称	位　置	廃止年月日	事務引継局
嶋簡易郵便局	郵便番号九九一　山形県寒河江市島	平成七年二月十二日	寒河江郵便局（郵便番号九九一　山形県寒河江市丸内一丁目）

○郵政省告示第九十五号

次の簡易郵便局を廃止する。

平成七年二月二十二日　　郵政大臣　大出　俊

名　称	位　置	廃止年月日	事務引継局
上熊本駅通簡易郵便局	郵便番号八六〇　熊本県熊本市上熊本三丁目	平成七年三月二十四日	熊本中央郵便局（郵便番号八六〇　熊本県熊本市新町二丁目）

○郵政省告示第九十六号

次に掲げる郵便局において郵便振替の小切手払の取扱いを開始する。

平成七年二月二十三日　　郵政大臣　大出　俊

	郵便局	取扱開始年月日
東京都	新宿アイランド郵便局	平成七年二月二十七日
熊本県	熊本江津郵便局	平成七年三月一日

○郵政省告示第九十七号

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第二十五条の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を次のように改正する。

平成七年二月二十三日　　郵政大臣　大出　俊

第二条第四号中「第七号」を「第十号」に改め、同条第五号中「電気通信事業法第九条第一項に基づき」を削り、「携帯又は自動車の態様に限る。」を「端末系伝送路設備に無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第一項若しくは第三項又は第四十九条の六の二第一項の規定により無線設備の条件が定められている基地局を開設して提供するものに限る。」に、「提供することの許可を受けた電気通信事業者」を「提供する第一種電気通信事業者」に、「電気通信設備を指定して」を「当該役務に係る電気通信設備を指定して」に、「第一けた目」を「その第一けた目」に改め、同条中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七　利用者が、電話役務（端末系伝送路設備に無線設備規則第四十九条の八の三第一項又は第三項の規定により無線設備の条件が定められている基地局を開設して提供するものに限る。）を提供する第一種電気通信事業者（以下「簡易型携帯電話事業者」という。）の当該役務に係る電気通信設備を指定して利用する場合の接続番号は、その第一けた目から第四けた目までが「A〇CD」であることとする。ただし、Aは五とし、CDは当該簡易型携帯電話事業者ごとに郵政大臣が指定する番号とする。

八　利用者が、電話役務又はその他役務（いずれもその態様の区分が国内固定電気通信であって、端末系伝送路設備を設置して提供するものに限る。）を提供する第一種電気通信事業者の当該役務（その他役務については、総合デジタル通信サービスに限る。）に係る電気通信設備を指定して利用する場合（利用者が当該第一種電気通信事業者の電気通信設備の総体を指定して利用する場合を除く。）の接続番号は、別表第四号の定めるところによる。ただし、同表によることが著しく困難な場合は、郵政大臣の承認を受けて、他の接続番号を使用することができる。

九　利用者が、電話役務（端末系伝送路設備に無線設備規則第四十九条の十一第一項の規定により無線設備の条件が定められている携帯基地局又は無線設備規則第四十九条の十二の規定により無線設備の条件が定められている基地局を開設して提供するものに限る。）又は無線呼出し役務を提供する第一種電気通信事業者の当該役務に係る電気通信設備を指定して利用する場合の接続番号は、別表第四号の定めるところによる。

別表第三号の次に次の一表を加える。

○郵政省告示第八十一号

郵便規則（昭和二十二年通信省令第三十四号）第四十条の規定に基づき、平成七年三月三日に発行する日本ブラジル修好百周年を記念した八十円郵便切手二種の様式を次のとおり告示する。

平成七年二月二十一日　郵政大臣　大出　俊

様式

意　匠　シンボルマークと国の花
刷　色　黄色、紫味赤、青、金、銀、黒
印面寸法　（縦三三・〇〇ミリメートル／横三三・〇〇ミリメートル）

意　匠　サッカーとシンボルマーク
刷　色　黄色、紫味赤、青、金、銀、黒
印面寸法　（縦三三・〇〇ミリメートル／横三三・〇〇ミリメートル）

○郵政省告示第八十二号

日本ブラジル修好百周年を記念して昭和六十一年郵政省告示第五百八十七号による特殊通信日付印を次のとおり使用する。

平成七年二月二十一日　郵政大臣　大出　俊

一　手押し用
㈠　使用局　昭和六十一年郵政省告示第五百八十七号の二の3による使用局
㈡　使用期間　平成七年三月三日から同月九日まで
㈢　意　匠

二　特別日付印用郵便切手記念自動押印機用
㈠　使用局　東京中央郵便局及び大阪中央郵便局
㈡　使用期日　平成七年三月三日
㈢　意　匠

○郵政省告示第八十三号

情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程（昭和六十二年郵政省告示第七十四号）第十号の規定により、次のとおり登録を更新した。

平成七年二月二十一日　郵政大臣　大出　俊

登録番号及び登録年月日　第A—十一号　平成元年二月十五日
名称及び住所並びに代表者の氏名　スターネット株式会社　大阪市中央区今橋四丁目三番十八号　代表取締役　大橋　明
情報通信ネットワークの名称　STAR—NET
登録の種類　A種

○郵政省告示第八十四号

次に掲げる郵便局において郵便振替の小切手払の取扱いを開始する。

平成七年二月二十一日　郵政大臣　大出　俊

郵便局		取扱開始年月日
兵庫県	加古川船頭郵便局	平成七年二月二十七日
東京都	新宿アイタウン郵便局	平成七年二月二十八日

○郵政省告示第八十五号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正し、平成七年三月一日から施行する。

平成七年二月二十二日　郵政大臣　大出　俊

第二項中第五号を第七号とし、第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

1　電波法第四条第三号に規定する無線局であって、電波法施行規則第六条第四項第六号に規定する簡易型携帯電話の陸上移動局（無線設備規則第七条第十五項に規定する簡易型携帯電話の基地局を通信の相手の無線局とするものに限る。）の無線設備を使用する端末設備

2　無線設備規則第四十九条の五に規定する無線呼出局を通信の相手の無線局とする無線設備を使用する端末設備

○郵政省告示第八十六号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同規則第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成七年二月二十二日　郵政大臣　大出　俊

五中「第三十四条」を「第三十六条」に改める。

○郵政省告示第八十七号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した財団法人日本データ通信協会から住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年二月二十二日　郵政大臣　大出　俊

一　変更後の指定機関の住所
〒一一四　東京都北区田端一丁目二一番八号

二　変更の日
平成七年三月二十三日

○郵政省告示第八十八号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した財団法人日本データ通信協会から住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年二月二十二日　郵政大臣　大出　俊

一　変更後の指定機関の住所
〒一一四　東京都北区田端一丁目二一番八号

二　変更の日
平成七年三月二十三日

○郵政省告示第八十九号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した財団法人日本データ通信協会から電気通信主任技術者試験の実施に関する事務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年二月二十二日　郵政大臣　大出　俊

一　変更される事務所の名称及び変更後の所在地

事務所の名称	変更後の事務所の所在地
財団法人日本データ通信協会　電気通信国家試験センター	〒一一四　東京都北区田端一丁目二一番八号

二　変更の日
平成七年四月十二日

○郵政省告示第九十号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八

		区域及び遠洋区域	未満			注12					注3			注12		
			100トン未満			1台 注12	2台	1台	1台 注6	1台	3台			1台 注12		1台
			その他の船舶	1台		1台	2台	1台	1台 注6	1台	3台	1台		1台	1台	1台
漁船 注16	施行規則第28条第1項第1号及び第2号の船舶		20トン未満				1台 注17	1台 注17								1台
			100トン未満				1台	1台	1台 注6	1台	1台					1台
			300トン未満	1台			1台	1台	1台 注6	1台	1台	1台				1台
			1.600トン未満	1台			1台	1台	1台 注6	1台	2台	1台				1台
			その他の船舶	1台			1台	1台	1台 注6	1台	2台	1台			1台	1台
	施行規則第28条第1項第3号の船舶		20トン未満			1台 注12	1台 注17	1台 注17						1台 注12		1台
			100トン未満			1台 注12	1台	1台	1台 注6	1台	1台			1台 注12		1台
			300トン未満	1台		1台	1台	1台	1台 注6	1台	1台	1台		1台		1台
			1.600トン未満	1台		1台	1台	1台	1台 注6	1台	2台	1台		1台		1台
			その他の船舶	1台		1台	1台	1台	1台 注6	1台	2台	1台		1台	1台	1台
その他の船舶	施行規則第28条第1項第1号及び第2号の船舶	沿海区域	20トン未満 注2				1台 注3 注4	1台 注3 注4								1台 注5
			100トン未満				1台 注10	1台 注10	1台 注6	1台						1台
			300トン未満	1台			1台 注10	1台 注10	1台 注6	1台		1台				1台
			その他の船舶	1台			1台 注10	1台 注10	1台 注6	1台	2台 注10	1台				1台
		近海区域及び遠洋区域	20トン未満				1台	1台			1台 注3					1台
			100トン未満				1台	1台	1台 注6	1台	2台					1台
			500トン未満	1台			1台	1台	1台 注6	1台	2台	1台				1台
			1.600トン未満	1台			2台	1台	1台 注6	1台	2台	1台				1台
			その他の船舶	1台			2台	1台	1台 注6	1台	2台	1台			1台	1台
	施行規則第28条第1項第3号の船舶	沿海区域	20トン未満 注2				1台 注3 注4	1台 注3 注4								1台 注5
			100トン未満			1台 注12	1台 注10	1台 注10	1台 注6	1台				1台 注12		1台
			300トン未満	1台		1台 注12	1台 注10	1台 注10	1台 注6	1台		1台		1台 注12		1台
			その他の船舶	1台		1台 注12	1台 注10	1台 注10	1台 注6	1台	2台 注10	1台		1台 注12		1台
		近海区域及び遠洋区域	20トン未満			1台 注12	1台	1台			1台 注3			1台 注12		1台
			100トン未満			1台 注12	1台	1台	1台 注6	1台	2台			1台 注12		1台
			500トン未満	1台		1台	1台	1台	1台 注6	1台	2台	1台		1台		1台
			1.600トン未満	1台		1台	2台	1台	1台 注6	1台	2台	1台		1台		1台
			その他の船舶	1台		1台	2台	1台	1台 注6	1台	2台	1台		1台	1台	1台

注1　小型遊漁兼用船にあっては、漁ろうに従事する場合には国際航海に従事しない漁船、旅客定員が１２人を超えるものが遊漁に従事する場合には旅客船、旅客定員が１２人以下のものが遊漁に従事する場合にはその他の船舶とみなし、それぞれの船舶に関する規定を適用する。
注2　航行区域が当該船舶の最強速力で平水区域から２時間以内に限定されているものを除く。
注3　船体の長さが１２メートル未満の船舶（平成６年１１月４日前に建造され、又は建造に着手された船舶に限る。）は、備えることを要しない。
注4　船体の長さが１２メートル未満の船舶（平成６年１１月４日以降に建造に着手された船舶に限る。）は、別に定めるまでは備えることを要しない。
注5　船体の長さが１２メートル未満の船舶は、備えることを要しない。
注6　ＦＩＢ電波４２４ｋＨｚを受信する機器をもって代えることができる。
注7　施行規則第２８条第１項第３号の(1)の(ロ)の無線設備の機器には中短波帯の送信及び受信の機能並びに狭帯域直接印刷電信装置による通信の機能を、同号の(4)の(ロ)の受信機には中短波帯の受信の機能を備えることを要しない。また、同条第３項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の無線電信による通信及び印字の機能を要しないものとし、同条第４項の規定による同条第１項の機器は備えることを要しないものとする。
注8　施行規則第２８条第１項第３号の(1)の(ロ)の無線設備の機器には狭帯域直接印刷電信装置による通信の機能を備えることを要しない。また、同条第３項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の無線電信による通信及び印字の機能を要しないものとする。
注9　沿海区域を航行区域とするものにあっては、航行区域が当該船舶の最強速力で平水区域から２時間以内に限定されているものに限る。
注10　当該義務船舶局のある船舶の航行する海域が瀬戸内（和歌山県田倉埼から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島門埼から徳島県大磯埼まで引いた線、愛媛県佐田岬から大分県関埼まで引いた線、福岡県門司埼から山口県甲山まで引いた線及び陸岸に囲まれた海域をいう。）のみの場合には、備えることを要しない。
注11　外洋を片道３００キロメートル以上航行する旅客船の義務船舶局（法第３５条の措置をとらなければならないものに限る。）の場合に限る。
注12　施行規則第２８条第１項第３号の(1)の(ロ)の無線設備の機器には中短波帯の送信及び受信の機能を、同号の(4)の(ロ)の受信機には中短波帯の受信の機能を備えることを要しない。また、同条第３項の規定の適用を受ける場合にあっては、同条第４項の規定による同条第１項の機器は備えることを要しないものとする。
注13　外洋を片道３００キロメートル以上航行する旅客船（法第３５条の措置をとらなければならない義務船舶局のあるものに限る。）以外のものに限る。
注14　外洋を片道３００キロメートル以上航行する旅客船（法第３５条の措置をとらなければならない義務船舶局のあるものに限る。）に限る。
注15　施行規則第２８条第１項第３号の(4)の(ロ)の受信機には中短波帯の受信の機能を備えることを要しない。また、同条第３項の規定の適用を受ける場合にあっては、同条第４項の規定による同条第１項第２号の(4)の(ロ)の機器は備えることを要しないものとする。
注16　専ら漁ろうに従事するものに限る。
注17　当該義務船舶局のある船舶が小型第２種漁船の場合に限る。

当該無線設備のある船舶の区分					無線設備の機器												
					施行規則第28条第1項の無線設備の機器												施行規則第28条第2項の無線設備の機器
国際航海従事の有無	船舶の種別 注1	施行規則第28条第1項各号の航行する海域に応じた船舶の区分	航行区域	総トン数	同項第1号の(1)の無線設備の機器	同項第2号の(1)の(二)の無線設備の機器	同項第3号の(1)の(二)の無線設備の機器	同項第1号の(2)の(一)の遭難自動通報設備の機器	同項第1号の(2)の(二)の遭難自動通報設備の機器	同項第1号の(3)の(一)の受信機	同項第1号の(3)の(二)の受信機	同項第1号の(4)の(一)の双方向無線電話	同項第1号の(4)の(二)の受信機	同項第2号の(4)の(三)の受信機	同項第3号の(4)の(三)の受信機	同項第1号の(4)の(三)の受信機	
国際航海に従事する船舶	旅客船以外の船舶	施行規則第28条第1項第1号の船舶	沿海区域	20トン未満 注2				1台 注3 注4	1台 注3 注4			1台 注3 注4					1台 注5
				100トン未満				1台	1台	1台 注6	1台	1台					1台
				300トン未満	1台			1台	1台	1台 注6	1台	1台	1台				1台
			近海区域及び遠洋区域	20トン未満				1台	1台			1台 注3					1台
				100トン未満				1台	1台	1台 注6	1台	2台					1台
				300トン未満	1台			1台	1台	1台 注6	1台	2台	1台				1台
		施行規則第28条第1項第2号の船舶	沿海区域	20トン未満 注2				1台 注3 注4	1台 注3 注4			1台 注3 注4					1台 注5
				100トン未満				1台	1台	1台 注6	1台	1台					1台
				300トン未満	1台			1台	1台	1台 注6	1台	1台	1台				1台
			近海区域及び遠洋区域	20トン未満				1台	1台			1台 注3					1台
				100トン未満				1台	1台	1台 注6	1台	2台					1台
				300トン未満	1台	1台		1台	1台	1台 注6	1台	2台	1台	1台			1台
		施行規則第28条第1項第3号の船舶	沿海区域	20トン未満 注2				1台 注3 注4	1台 注3 注4			1台 注3 注4					1台 注5
				100トン未満			1台 注7	1台	1台	1台 注6	1台	1台			1台 注7		1台
				300トン未満	1台		1台 注8	1台	1台	1台 注6	1台	1台	1台		1台 注8		1台
			近海区域及び遠洋区域	20トン未満			1台 注7	1台	1台			1台 注3			1台 注7		1台
				100トン未満			1台 注7	1台	1台	1台 注6	1台	2台			1台 注7		1台
				300トン未満	1台		1台 注8	1台	1台	1台 注6	1台	2台	1台		1台 注8		1台
国際航海に従事しない船舶	旅客船	施行規則第28条第1項第1号の船舶	平水区域及び沿海区域 注9	全ての船舶													1台
			沿海区域 注2	20トン未満				1台 注3 注10	1台 注3 注10			1台 注3 注10					1台
				100トン未満				1台 注10	1台 注10	1台 注6	1台	2台 注10					1台
				その他の船舶	1台			1台 注10	1台 注10	1台 注6	1台	2台 注10	1台				1台
			近海区域及び遠洋区域	20トン未満				1台	1台			2台 注3					1台
				100トン未満				2台	1台	1台 注6	1台	3台					1台
				その他の船舶	1台			2台	1台	1台 注6	1台	3台	1台			1台	1台
		施行規則第28条第1項第2号の船舶	平水区域及び沿海区域 注9	全ての船舶													1台
			沿海区域 注2	20トン未満				1台 注3 注10	1台 注3 注10			1台 注3 注10					1台
				100トン未満				1台 注10	1台 注10	1台 注6	1台	2台 注10					1台
				その他の船舶	1台	1台 注11		1台 注10	1台 注10	1台 注6	1台	2台 注10	1台				1台
			近海区域及び遠洋区域	20トン未満				1台	1台			2台 注3					1台
				100トン未満				2台	1台	1台 注6	1台	3台					1台
				その他の船舶	1台	1台		2台	1台	1台 注6	1台	3台	1台	1台		1台	1台
		施行規則第28条第1項第3号の船舶	平水区域及び沿海区域 注9	全ての船舶			1台 注12								1台 注12		1台
			沿海区域 注2	20トン未満			1台 注12	1台 注3 注10	1台 注3 注10			1台 注3 注10			1台 注12		1台
				100トン未満			1台 注12	1台 注10	1台 注10	1台 注6	1台	2台 注10			1台 注12		1台
				その他の船舶 注13	1台		1台 注12	1台 注10	1台 注10	1台 注6	1台	2台 注10	1台		1台 注12		1台
				その他の船舶 注14	1台		1台 注15	1台 注10	1台 注10	1台 注6	1台	2台 注10	1台		1台 注15		1台
			近海	20トン			1台	1台	1台			2台			1台		1台

五　昭和四十四年郵政省告示第九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表の二の項を次のように改める。

二	削除

六　昭和五十四年郵政省告示第八百十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表の五の項を次のように改める。

五	削除

七　昭和六十二年郵政省告示第二百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表の一の項及び五の項を次のように改める。

一	削除
五	削除

八　昭和六十二年郵政省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表の一三の項を次のように改める。

一三	削除

九　昭和六十三年郵政省告示第二百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表の一二〇の項を次のように改める。

一二〇	削除

○郵政省告示第七十八号

国際郵便為替規則（昭和三十四年郵政省令第四号）第二条及び第六条第一項の規定に基づき、平成二年郵政省告示第七百七十号（本邦と国際郵便為替を交換する国等に関する件）の一部を次のように改正し、平成七年三月一日から施行する。

平成七年二月二十日

郵政大臣　大出　俊

1の表フィンランド共和国の項の次に次の一項を加える。

ブラジル連邦共和国	連合	ー	カード式	通常為替	米貨ドル	米貨ドル	1,000ドル	1,000ドル	有	ー	振出しの日から1年	

○郵政省告示第七十九号

国際郵便振替規則（昭和四十年郵政省令第四十五号）第二条及び第六条の規定に基づき、平成二年郵政省告示第七百七十一号（本邦と国際郵便振替を交換する国等に関する件）の一部を次のように改正し、平成七年三月一日から施行する。

平成七年二月二十日

郵政大臣　大出　俊

表スペインの項の次に次の一項を加える。

大韓民国	ソウル（Seoul）	通常振替 電信振替	通常払込 電信払込	米貨ドル	米貨ドル	10,000ドル	ー	10,000ドル	無	無	

○郵政省告示第八十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条第六項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第百八号（電波法施行規則第二十八条第六項の規定により、小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局が同条第一項及び第二項の規定により備えなければならない機器に代えることができる機器を定める件）の一部を次のように改正する。

平成七年二月二十日

郵政大臣　大出　俊

表を次のように改める。

九	電気供給業務用	㈠群馬県前橋市本町一の八の一六（一六三・〇）	三・六〇	五〇	群馬県 前橋市 本町、大手町、表町、紅雲町、南町、下石倉町、古市町、小相木町、箱田町、江田町
		㈡群馬県高崎市宮元町一の二（一五一・一）	五・三 九・〇五	五〇	群馬県 高崎市 貝沢町、天神町、稲荷町、飯玉町、芝塚町、高砂町、江木町、弓町、九蔵町、北通町、下田町、寄合町、中紺屋町、鞘町、宮元町
一〇	同右	㈠千葉県野田市西三ケ尾二八一（九四・五） ㈡千葉県千葉市花見川区畑町二〇五二（一〇四・七）	一二・三〇	五〇	千葉県 野田市 西三ケ尾、下三ケ尾、上三ケ尾、山崎 流山市 東深井、こうのす台、青田、駒木 柏市 みどり台、伊勢原、柏の葉、十余二、大青田、高田、篠籠田、豊四季、豊上町、旭町、豊平町、新富町、吉野沢、豊町、豊住、新柏、中原、つくしが丘、加賀
			一五・五 一七・二	五〇	千葉県 松戸市 六高台、五香六実
			一九・七 三〇・四	五〇	千葉県 鎌ケ谷市 南初富、東初富、鎌ケ谷、東鎌ケ谷 船橋市 二和西、二和東、三咲、南三咲、大穴南、三咲町、咲が丘、大穴町、高根台、習志野台、飯山満町、七林町、西習志野、薬円台、田喜野井、三山 習志野市 泉町、新栄、実籾町
一一	同右	㈠千葉県野田市西三ケ尾二八一（一〇四・五） ㈡茨城県猿島郡境町大字大歩字苅豆東一二九二（九六・〇）	一〇・六〇	五〇	千葉県 野田市 西三ケ尾、二ツ塚
一二	同右	㈠千葉県野田市西三ケ尾二八一（八四・五） ㈡千葉県船橋市小室町一〇二四（一〇〇・〇）	一〇・三〇	五〇	千葉県 野田市 西三ケ尾、上三ケ尾、下三ケ尾 柏市 青田新田、中十余二、柏の葉、新十余二、正蓮寺、若柴、十余二、松ケ崎、高田、柏
			一三・〇 一五・一	五〇	千葉県 東葛飾郡 沼南町 大津ケ丘、大島田、岩井、若白毛、鷲野台
			二〇・四 二〇・七	五〇	千葉県 印旛郡 白井町 復
一三	同右	㈠千葉県佐原市片野大林一六七の八（一二七・〇） ㈡千葉県船橋市小室町一〇二四（一二〇・〇）	二六・〇 三三・〇	五〇	千葉県 印旛郡 本埜村 滝 印西町 草深、高花、原山、多々羅田、内野、船尾、戸神、武西、武西学園台
一四	同右	㈠千葉県千葉市中央区蘇我町二の一三六七（一六五・五） ㈡千葉県千葉市花見川区畑町二〇五二（一一四・七）	七・五〇	五〇	千葉県 千葉市 中央区 蘇我町、川崎町、中央港 美浜区 新港、幸町 稲毛区 緑町、黒砂
			八・四 九・六	五〇	千葉県 千葉市 稲毛区 稲毛東、稲毛、稲毛町
			一〇・六 一〇・七	五〇	千葉県 千葉市 花見川区 花園町、朝日ケ丘

○郵政省告示第七十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法による伝搬障害防止区域の指定に関する政令（昭和三十九年政令第二百八十六号）第一条第三項の規定に基づき、昭和四十年郵政省告示第九百十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

平成七年二月十七日　郵政大臣　大出　俊

一　昭和四十年郵政省告示第九百十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表の一の項を次のように改める。

一	削除

二　昭和四十一年郵政省告示第六百四十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表の九の項を次のように改める。

九	削除

三　昭和四十二年郵政省告示第六百三十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表の五の項を次のように改める。

五	削除

四　昭和四十三年郵政省告示第三百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表の三の項を次のように改める。

三	削除

尼崎市　武庫川町、大庄西町、大庄中通、水明町、逢川町、崇徳院、神田南通、神田中通、神田北通、昭和南通、昭和通、西難波町、東難波町、西長洲町、金楽寺町、長洲西通、長洲本通、長洲中通、長洲東通、常光寺、西川
大阪府
豊中市　二葉町、大島町、神洲町
大阪市
淀川区　加島、新高、西三国、三国本町、西宮原、東三国
東淀川区　西淡路、下新庄

二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

区分	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲：電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の(一)に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲：上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称
一	放送業務用	(一) 東京都千代田区二番町一四番地（一一六・五） (二) 東京都新宿区西新宿二丁目二五番（二六三・六）	三・七五〇	五〇	東京都 千代田区　四番町、二番町、六番町 新宿区　本塩町、四谷、三栄町、荒木町、舟町、愛住町、新宿、西新宿
二	同右	(一) 広島県広島市中区中町八番四号（九一・二五） (二) 広島県広島市南区黄金山町一二番地（一二五・一七）	二・〇〇	五〇	広島県 広島市 中区　中町、富士見町、宝町、鶴見町 南区　比治山本町、出汐
三	人命・財産の保護用	(一) 東京都千代田区霞ヶ関一丁目二番二号（一一八・〇） (二) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号（二五八・五）	五・八四〇	五〇	東京都 千代田区　霞ヶ関、永田町 港区　赤坂、元赤坂 新宿区　南元町、信濃町、大京町、内藤町、西新宿 渋谷区　千駄ヶ谷、代々木
四	同右	(一) 佐賀県佐賀市松原一丁目一番二六号（五二・〇） (二) 佐賀県東松浦郡相知町大字平山上字池三九四の七七（七六七・九）	四・〇〇	五〇	佐賀県 佐賀市　松原、堀川町、中の小路、川原町、伊勢町、六座町、長瀬町、多布施、中折町、新生町、鍋島町、嘉瀬町
五	同右	(一) 大分県大分市大手町三丁目一番一号（七五・一） (二) 大分県北海部郡佐賀関町大字関字大黒二の四〇五七の四（一九一・五）	一五・六〇	五〇	大分県 大分市　大手町、城崎町、長浜町、舞鶴町、今津留、南津留、東津留、牧、高城新町、高城西町、高城南町、高城本町、仲西町、山津町、寺崎町、三川上、乙津港町、鶴崎、小中島、志村、角子原、北、横田、浜、大在公共埠頭、日吉原七号埋立地、日吉原工業団地
六	同右	(一) 大分県大分市大手町三丁目一番一号（八二・六） (二) 大分県玖珠郡九重町飯田区田野字崩平二三八五番地（一二九三・〇）	四・〇〇	五〇	大分県 大分市　大手町、府内町、中央町、高砂町、末広町、新町、田室町、南春日町、新春日町、王子新町、駄ノ原、高崎、金谷迫
七	同右	(一) 大分県大分市大手町三丁目一番一号（八二・六） (二) 大分県南海部郡本匠村大字因尾字戸ノ上一三五二―四番地（六二六・六）	六・五〇	五〇	大分県 大分市　大手町、金池町、顕徳町、大分、上野町、上野丘西、上野丘東、元町、富岡、津守、曲、敷戸北町、敷戸東町、敷戸南町、日野原
八	同右	(一) 大分県大分市大手町三丁目一番一号（八五・六） (二) 大分県別府市大字南立石字石垣鶴見国有林八林班上小班（一三七七・四）	一・一五〇	五〇	大分県 大分市　大手町、荷揚町、府内町、都町、寿町、東春日町

○郵政省告示第七十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第一項及び第二項並びに電波法による伝搬障害防止区域の指定に関する政令（昭和三十九年政令第二百八十六号）第一条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成七年二月十七日

郵政大臣　大出　俊

一　電気通信業務障害防止区域

区分	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲		当該区域に係る地域の名称
		電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上欄の(一)に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	
一	(一) 兵庫県洲本市本町四丁目四番二四号（五〇・五） (二) 兵庫県津名郡東浦町釜口字野田三四六五—三七（四九八・五）	〇・四〇	五〇	兵庫県 洲本市　本町、栄町、海岸通
二	(一) 兵庫県龍野市龍野町堂本一〇（六九・五） (二) 兵庫県宍粟郡山崎町大字川戸駒の尾一三一一の三五（一二三一・五）	三・〇〇	五〇	兵庫県 龍野市　龍野町、神岡町
三	(一) 奈良県五條市須恵二丁目三番二七号（一五六・〇） (二) 和歌山県橋本市大字賢堂字念仏尾五七二（一三三一・〇）	二・〇〇	五〇	奈良県 五條市　須恵、岡口、本町、新町、下之町、二見
四	(一) 和歌山県新宮市田鶴原町二丁目六番一号（五五・七） (二) 三重県尾鷲市早田町二三九外（四七九・六）	一・〇〇	五〇	和歌山県 新宮市　田鶴原町、熊野地、あけぼの
五	(一) 和歌山県田辺市上屋敷町三一—一（五〇・三） (二) 和歌山県西牟婁郡日置川町大字久木字塩津谷七〇七番地（五四九・五）	四・〇〇	五〇	和歌山県 田辺市　上屋敷町、中屋敷町、新屋敷町、湊、神子浜、新庄町
六	(一) 大阪府大阪市北区芝田二丁目四番二四号（七五・二五） (二) 兵庫県神戸市灘区六甲山町北六甲四五一二（八六八・五）	三・〇〇	五〇	大阪府 大阪市 北区　芝田、大深町 大淀区　中津、大淀中、大淀北 淀川区　新北野、塚本 西淀川区　柏里、歌島
七	(一) 兵庫県神戸市兵庫区大開通三丁目一（一〇七・五） (二) 大阪府大阪市東淀川区下新庄六—七—二六（八二・八）	三・四〇	五〇	兵庫県 神戸市 兵庫区　大開通、永沢町、湊町、新開地 中央区　相生町、東川崎町、海岸通、新港町
		八・〇　二・〇	五〇	兵庫県 神戸市 東灘区　向洋町
		一七・七　三三・九	五〇	兵庫県 西宮市　甲子園浜、浜甲子園、枝川町、甲子園九番町、古川町、鳴尾町、笠屋町、池開町、武庫川町

○郵政省告示第七十四号

国際郵便規則（昭和三十四年郵政省令第三号）第十五条第三項、第十七条第三項、同条第四項及び同条第五項、第二十七条第三項、第五十六条及び第五十七条の規定に基づき、平成五年郵政省告示第二百十九号（外国あて小包郵便物の送達等に関し外国郵政庁で定める条件に関する件）の一部を次のように改正する。

平成七年二月十七日

郵政大臣　大出　俊

23　ベナンの項1.5を次のように改める。

1.5その他の条件……小包郵便物は、次の地域にあてるものに限る。

Abomey, Abomey Calavi, Adiohon, Allada, Aplahoué, Athiéme, Attogon, Bimbéréké, Bohicon, Cotnou, Cov059, Dassa-Z oumé, Djougou, Grand-Popo, Kandi, Natitingou, Nikki, Ouidah, Parakou, Pobé Porto-Novo PR Porto-Nove P.A.R., Sakéte, Savalou及びSavé

23　ベナンの項3.3を削る。

51　エジプトの項1.3.1中「2枚」を「3枚」に改める。

○郵政省告示第七十五号

国際郵便規則（昭和三十四年郵政省令第三号）第五十五条の規定に基づき、昭和三十七年郵政省告示第八百四十一号（郵便に関する条約により外国へ郵送することを許されない物品）の一部を次のように改正する。

平成七年二月十七日　郵政大臣　大出　俊

49の2　エストニアの項を次のように改める。

49の2　エストニア

Estonie

1　通常郵便物	
1.1　輸入を禁止される物品及び条件付きで輸入を許される物品	
1.1.1　禁止物品	
○　印刷物、印刷用原版、フィルム、写真、テープ、映画、ビデオセット、ビデオディスク、原稿及びレコード並びにその他の録音物、図画及び美術品であって、名あて国に政治的若しくは経済的損害を与え又は同国の公序良俗に害を及ぼすおそれのあるもの	有害な物品
○　マイクロコンピュータ、いかなる種類の情報又は思想が入力されている周辺機器及び情報送信装置	マイクロコンピュータ等
○　名あて国又は名あて国以外の銀行券、通貨、国債証券、富くじ券、個人あての小切手その他の有価証券	有価証券等
○　消印した又は消印していない郵便切手、名あて国の郵趣機関にあてるものを除く。通用力を有しない小切手及び通貨	郵便切手
○　麻薬及び向精神剤並びにあへん又は大麻の吸煙用の器具（名あて国の関係当局（Comité permanent du contrôle des narcotiques）の特別の許可のある場合を除く。）	麻薬
○　病原菌又は植物につく細菌の駆除の用に供される科学製品で人畜に有害なもの	科学製品
○　青酸塩酸	青酸塩酸
1.1.2　条件付許容物品	
○　科学的又は技術的な内容の刊行物は、図書館又は商社から名あて国の図書館、国営施設、科学団体又は労働組合にあてて帯封で発送される場合に限り許される。	科学出版物
○　写真、鉛板、フィルム、写本、絵画、鋳型、自動録音盤及びこれらの製造用材料は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。	雑件
○　書籍、新聞、雑誌、原稿その他の印刷物は、一部に限り許される（ただし、修正字句その他の印をつけたものは許されない。）	新聞、雑誌
○　モードの下図は、衣服の制作又は販売を行う名あて国の国立の施設又は個人にあてて一部のみを送付する場合に限り許される。	モードの下図
○　版画、地図及び楽譜は、一部に限り許される。	版画、地図
○　蚕は、名あて国において検疫に付され、その結果によっては、返送されることがある。	蚕
○　各種類の小さな図表（カード、付せん等）は各1部で、かつ、全体として10部を超えない場合に限り許される。	小さな図表
2　小包郵便物	
2.1　輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品	
2.1.1　公安上の理由によるもの	
2.1.1.1　禁止物品	
○　1.1.1に掲げる物品	雑件
2.1.2　公衆衛生上の理由によるもの	
2.1.2.1　禁止物品	
○　かん詰を個人にあてて発送することは、許されない。	かん詰
○　生肉及び肉製品を発送することは許されない。それらを包有する郵便物は、差出人に返送されず、名あて国の関係当局に指示に従って処分される。	生肉、肉製品
○　めん類	めん類
2.1.3　動植物保護の理由によるもの	
2.1.3.1　禁止物品	
○　生卵	生卵
○　植物については、昭和25年8月農林省告示第231号（輸出植物検疫規定）に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。	植物
○　生きた動物、鳥、みつばち、魚、精液、ふ化用の卵、は虫類、昆虫	生きた動物
○　脂肪、牛乳、乳児食品、バター、チーズ、魚製品	動物製品
○　はちみつ、花粉、みつろう、みつぶさ	はちみつ等
○　ワクチン、血清、興奮剤、培養菌、毒素、動植物の毒素その他生物学上の材料	生物学上の材料
○　綿花及び綿繊維	綿花
2.1.4　銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの	
2.1.4.1　禁止物品	
○　武器（猟銃を除く。）、武器の部分品、弾薬	武器、弾薬
2.1.4.2　条件付許容物品	
○　猟銃は、名あて国の海外貿易者（Ministère du Commerce extérieur）の許可を得ている場合に限り許される。	猟銃
2.1.6　その他の理由によるもの	
2.1.6.1　禁止物品	
○・チューインガム	チューインガム
○　その他の物品については、1.1.1参照	雑件
2.1.6.2　条件付許容物品	
○　名あて国の通貨で振り出された小切手、振替証書、手形、信用状その他の支払手段は、次のいずれかに該当する場合に限り許される。	支払手段
一名あて国の大蔵省（Ministère des financees）の許可を得ているもの	
一名あて国の海外貿易相当機関により振り出された手形	
一名あて国の在外機関が名あて国の銀行及び貯蓄銀行の特別勘定に基づいて振り出した記名小切手及び支払指図書	
○　その他の物品については、1.1.2参照	雑件

○郵政省告示第六十四号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第十三条の規定により、卒業者に対して無線従事者国家試験の一部を免除する学校等を次のとおり認定した。

平成七年二月七日　郵政大臣　大出　俊

学校等の所在地	学校等及び部科の名称	免除する無線従事者国家試験	認定年月日
札幌市豊平区中の島二条七丁目一の一	北海道総合電子専門学校通信工学科	第二級陸上無線技術士の予備試験	平成六年十二月二十一日

○郵政省告示第六十五号

次の特定郵便局長を長とする郵便局を設置する。

なお、郵便物の集配事務は取り扱わない。

平成七年二月十三日　郵政大臣　大出　俊

名称	位置	設置年月日
盛岡東安庭郵便局	郵便番号〇二〇 岩手県盛岡市東安庭三丁目	平成七年二月十三日
寒河江島郵便局	郵便番号九九一 山形県寒河江市島	同
宜野湾上原郵便局	郵便番号九〇一―二二 沖縄県宜野湾市上原	平成七年二月二十七日

○郵政省告示第六十六号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第四十条の規定に基づき、平成七年一月二十二日に発行する世界遺産を題材とした八十円郵便切手及び百十円郵便切手の様式を次のとおり告示する。

平成七年二月十三日　郵政大臣　大出　俊

様式

八十円郵便切手

意匠　法隆寺・金堂壁画

刷色　灰色、うすピンク、うす黄茶、赤茶、暗い青緑

印面寸法　縦三十五・五ミリメートル　横二十五・〇ミリメートル

百十円郵便切手

意匠　法隆寺・金堂

刷色　黄色、紫味赤、青、茶黒、金

印面寸法　縦三十・〇ミリメートル　横四十二・〇ミリメートル

○郵政省告示第六十七号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第四十条の規定に基づき、平成七年三月三日に発行する八十円郵便切手の様式を次のとおり告示する。

なお、この郵便切手は、北海道郵政局の管轄区域内の各郵便局並びに東京中央郵便局、名古屋中央郵便局、京都中央郵便局及び大阪中央郵便局で販売する。

平成七年二月十三日　郵政大臣　大出　俊

様式

意匠　エゾシマリス

刷色　黄緑、にぶ緑、黄味だいだい、茶色、青味灰

印面寸法　縦三十三・〇ミリメートル　横二十二・五ミリメートル

○郵政省告示第六十八号

国際郵便規則（昭和三十四年郵政省令第三号）第十七条第三項及び同条第五項、第二十七条第三項、第五十六条及び第六十五条の規定に基づき、平成五年郵政省告示第二百十八号（外国あて通常郵便物の送達等に関し外国郵政庁で定める条件に関する件）の一部を次のように改正する。

平成七年二月十三日　郵政大臣　大出　俊

56　エストニアの項5.1中「否」を「可（航空路に限る。）」に改め、同項5.1の次に5.2として次のように加える。

5.2　保険金額の最高限……100SDR

○郵政省告示第六十九号

次の郵便局を改称した。

平成七年二月十六日　郵政大臣　大出　俊

旧名称	改称	位置	改称年月日
葉鹿郵便局	足利葉鹿郵便局	郵便番号三二九―四一 栃木県足利市葉鹿町	平成七年一月二十三日

○郵政省告示第七十号

次の郵便局を移転する。

平成七年二月十六日　郵政大臣　大出　俊

名称	現位置	移転位置	移転年月日
長信田郵便局	郵便番号〇一九―一六 秋田県仙北郡太田町斉内	郵便番号〇一九―一六 秋田県仙北郡太田町小神成	平成七年二月二十七日
名古屋押切郵便局	郵便番号四五一 愛知県名古屋市西区押切町六丁目	郵便番号四五一 愛知県名古屋市西区浅間二丁目	平成七年三月六日

○郵政省告示第七十一号

次の郵便局を移転・改称する。

平成七年二月十六日　郵政大臣　大出　俊

現名称	改称	現位置	移転位置	実施年月日
飯塚本町郵便局	飯塚川津郵便局	郵便番号八二〇 福岡県飯塚市本町	郵便番号八二〇 福岡県飯塚市川津	平成七年三月六日

○郵政省告示第七十二号

次の特定郵便局長を長とする郵便局を設置する。

なお、郵便物の集配事務は取り扱わない。

平成七年二月十六日　郵政大臣　大出　俊

名称	位置	設置年月日
司法研修所内郵便局	郵便番号三五一―〇一 埼玉県和光市南二丁目	平成七年二月十六日
柏中新宿郵便局	郵便番号二七七 千葉県柏市中新宿三丁目	同
神奈川中小企業センター内郵便局	郵便番号二三一 神奈川県横浜市中区尾上町	平成七年二月十七日
足利小俣郵便局	郵便番号三二九―四一 栃木県足利市小俣町	平成七年二月二十七日

○郵政省告示第七十三号

国際郵便規則（昭和三十四年郵政省令第三号）第十七条第三項及び同条第五項、第二十七条第三項、第五十六条及び第六十五条の規定に基づき、平成五年郵政省告示第二百十八号（外国あて通常郵便物の送達等に関し外国郵政庁で定める条件に関する件）の一部を次のように改正する。

平成七年二月十七日　郵政大臣　大出　俊

143　セント・ルシアの項5.3を削る。

山口県の部宇部市立図書館点字図書分室の項の次に次のように加える。

音訳サークル「ゆう」	郵便番号七五八 萩市江向三五六番地の三 萩総合福祉センター内

愛媛県の部えひめ録音友の会の項の次に次のように加える。

大洲市社会福祉協議会	郵便番号七九五 大洲市大洲六九〇番地の一

福岡県の部戸畑区視覚障害者の会の項の次に次のように加える。

那珂川町図書館	郵便番号八一一—一二 福岡県筑紫郡那珂川町大字仲二九四番地の一 ミリカローデン那珂川内

○郵政省告示第五十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定証明機関を指定したので、同法第三十八条の四第一項の規定に基づき、告示する。

平成七年二月三日　郵政大臣　大出　俊

一　指定証明機関の名称及び住所

財団法人　無線設備検査検定協会

東京都品川区八潮五丁目七番二号

二　指定に係る区分

1　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第一項においてその無線設備の条件が定められている八〇〇MHz帯携帯・自動車無線電話通信を行う基地局又は八〇〇MHz帯携帯・自動車無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局（無線設備規則第七条第十項第一号に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備であって、その空中線電力が五〇ワット以下のもの

2　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第三項においてその無線設備の条件が定められている八〇〇MHz帯携帯・自動車無線電話通信を行う基地局又は八〇〇MHz帯携帯・自動車無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が五〇ワット以下のもの

3　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の二第一項においてその無線設備の条件が定められている一、五〇〇MHz帯携帯・自動車無線電話通信を行う基地局又は一、五〇〇MHz帯携帯・自動車無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局（無線設備規則第七条第十項第二号に規定する無線局をいう。）に使用するための無線設備であって、その空中線電力が五〇ワット以下のもの

三　証明の業務を行う事務所の所在地

事務所の名称	事務所の所在地
財団法人 無線設備検査検定協会 本部	東京都品川区八潮五丁目七番二号
同　大阪支所	大阪市北区西天満一丁目七番四号

四　証明の業務の開始日

平成七年一月二十三日

○郵政省告示第五十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、平成七年一月二十日付けで、放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成七年二月三日　郵政大臣　大出　俊

第2の1の(2)の表中

「| 津山津 | 津山 | 684 | 5 | 佐用津 | 819 | 1 |」を

「| 津山津 | 津山 | 684 | 5 | 佐用津 | 981 | 1 |」に

改める。

第8の表中

「| 全国 | 東経162度（SUPERBIRD—B） | S1 S3 S5 S7 S9 S11 | 0.022 |」を

「| 全国 | 東経162度（SUPERBIRD—B） | S1 S3 S5 S7 S9 S11 | 0.045 |」に

改める。

○郵政省告示第五十八号

次に掲げる郵便局において郵便振替の小切手払の取扱いを開始した。

平成七年二月七日　郵政大臣　大出　俊

	郵便局	取扱開始年月日
新潟県	新潟県庁内郵便局	平成七年一月二十日

○郵政省告示第五十九号

次に掲げる郵便局において郵便振替の小切手払の取扱いを開始する。

平成七年二月七日　郵政大臣　大出　俊

	郵便局	取扱開始年月日
大阪府	東住吉杭全郵便局	平成七年二月九日

○郵政省告示第六十号

次の簡易郵便局を改称した。

平成七年二月七日　郵政大臣　大出　俊

旧名称	改称	位置	改称年月日
白水簡易郵便局	菊陽白水簡易郵便局	郵便番号八六九—一一 熊本県菊池郡菊陽町曲手	平成七年二月一日

○郵政省告示第六十一号

次の簡易郵便局を移転・改称した。

平成七年二月七日　郵政大臣　大出　俊

旧名称	改称	旧位置	移転位置	実施年月日
宮山簡易郵便局	榴原安井簡易郵便局	郵便番号七〇八—一五 岡山県久米郡榴原町宮山	郵便番号七〇八—一五 岡山県久米郡榴原町安井	平成七年一月九日

○郵政省告示第六十二号

次の簡易郵便局を一時閉鎖した。

平成七年二月七日　郵政大臣　大出　俊

名称	位置	一時閉鎖年月日	事務引継局
花園簡易郵便局	郵便番号六四三—〇六 和歌山県伊都郡花園村新子	平成六年十二月十日	押手郵便局（郵便番号六四三—〇六 和歌山県有田郡清水町押出）

○郵政省告示第六十三号

次の簡易郵便局を一時閉鎖する。

平成七年二月七日　郵政大臣　大出　俊

名称	位置	一時閉鎖年月日	事務引継局
有楽町西武簡易郵便局	郵便番号一〇〇 東京都千代田区有楽町二丁目	平成七年二月七日	東京交通会館内郵便局（郵便番号一〇〇 東京都千代田区有楽町二丁目）

○郵政省告示第五十五号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十六条第一項第三号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第四百二号（盲人用の録音物及び点字用紙を発受することができる点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設を指定する件）の表の一部を次のように改正する。

平成七年二月三日

郵政大臣　大出　俊

北海道の部岩見沢視力障害者福祉協会の項の次に次のように加える。

歌志内市社会福祉協議会	郵便番号〇七三―〇四 歌志内市本町一番地一七

北海道の部視力障害者小規模共同授産所光と緑の会の項の次に次のように加える。

シロアム会	郵便番号〇六四 札幌市中央区南一六条西一二丁目三番三七号佐々木英慈方

北海道の部函館点字図書館の項中「堀川町一一―二青い鳥ハウス内」を「若松町三三番六号函館総合福祉センター内」に改める。

岩手県の部大東町社会福祉協議会の項の次に次のように加える。

東和町社会福祉協議会	郵便番号〇二八―〇一 岩手県和賀郡東和町安俵六区七一番地

宮城県の部仙台市身体障害者福祉協会の項中「国分町三丁目一〇番一〇号仙台市国分町分庁舎内三階」を「五橋二丁目一二番二号」に改める。

栃木県の部佐野市立図書館の項の次に次のように加える。

塩原町社会福祉協議会	郵便番号三二九―二九 栃木県那須郡塩原町大字下塩原二四〇四番地

栃木県の部栃木市社会福祉協議会の項の次に次のように加える。

栃木盲導犬センター	郵便番号三二一―〇三 宇都宮市福岡町一二八五番地

群馬県の部高崎市立図書館の項の次に次のように加える。

高崎鍼灸按摩マッサージ師会	郵便番号三七〇 高崎市田町一四九番四号

埼玉県の部上尾市図書館の項の次に次のように加える。

上尾にじの会	郵便番号三六二 上尾市仲町一丁目五番地二七号リッシェル上尾五〇四号室

埼玉県の部幸手市朗読奉仕者の会の項の次に次のように加える。

狭山市社会福祉協議会	郵便番号三五〇―一三 狭山市入間川二丁目四番一三号狭山市社会福祉会館内

埼玉県の部三芳町社会福祉協議会の項の次に次のように加える。

むさしの文化福祉協会	郵便番号三六五 鴻巣市逆川一丁目五番二号

東京都の部おとわ会の項の次に次のように加える。

音声訳集団・一歩の会	郵便番号一七九 練馬区高松二丁目一六番一二号岩野方

東京都の部失明女子を考える会の項中「一一八〇」を「一八五」に、「武蔵野市吉祥寺東町三丁目一二番二〇号」を「国分寺市本多三丁目二二番一号」に改め、同部つつじ点訳友の会の項の次に次のように加える。

つつじ点訳友の会足立支部	郵便番号一二一 足立区島根四丁目七番一五号東建ニューハイツ西新井三〇五号室

東京都の部点訳サークルはりねずみの会の項の次に次のように加える。

てんやく仲間いぷ	郵便番号一八七 小平市津田町二丁目六番二号

東京都の部福生いとでんわの項中「二一一二七番地の九」を「一七四二番地三号シティハイムイースト二〇五号室」に改める。

千葉県の部市川市視覚障害者福祉会録音物発受所の項の次に次のように加える。

市川市中央図書館	郵便番号二七二 市川市鬼高一丁目一番四号

千葉県の部市川点訳朗読友の会の項中「八幡四丁目二番一号市川市立図書館内」を「鬼高一丁目一番四号市川市中央図書館内」に改める。

千葉県の部しおさいの項の次に次のように加える。

視覚障害者情報文化センター	郵便番号二七四 船橋市大穴北二丁目二八番九号阿部方

静岡県の部大井川町社会福祉協議会の項の次に次のように加える。

小笠町社会福祉協議会	郵便番号四三七―一五 静岡県小笠郡小笠町赤土一〇五五の一番地

静岡県の部清水市立図書館の項の次に次のように加える。

下田市社会福祉協議会	郵便番号四一五 下田市四丁目一番一号

静岡県の部浜松市立中央図書館の項の次に次のように加える。

春野町社会福祉協議会	郵便番号四三七―〇六 静岡県周智郡春野町宮川一四八一番地

静岡県の部東伊豆町社会福祉協議会の項の次に次のように加える。

福田町社会福祉協議会	郵便番号四三七―一二 静岡県磐田郡福田町福田四〇〇番地

愛知県の部瀬戸声のボランティアの会の項の次に次のように加える。

ちぐさ朗読の会	郵便番号四六四 名古屋市千種区田代町四観音道西一三番地の一四観音住宅三〇一号

三重県の部桑名鍼灸マッサージ師会録音部の項の次に次のように加える。

国立神戸視力障害センター同窓会三重県支部	郵便番号五一〇 四日市市久保田町二丁目一一番八号伊藤方

三重県の部志摩視覚障害者福祉会の項の次に次のように加える。

志摩朗読グループ（いそぶえ）	郵便番号五一七―〇五 三重県志摩郡阿児町二〇一四番五号阿児町社会福祉協議会内

三重県の部三重県立盲学校の項の次に次のように加える。

明和鈴の音会	郵便番号五一五―〇三 三重県多気郡明和町斎宮二九九六番地

石川県の部加賀市社会福祉協議会の項の次に次のように加える。

加賀市立図書館	郵便番号九二二 加賀市大聖寺地方町一字一〇番地四

滋賀県の部滋賀県盲人福祉協会大津支部の項の次に次のように加える。

滋賀県盲人福祉協会志賀支部	郵便番号五二〇―〇五 滋賀県滋賀郡志賀町大字高城一九二番地の一三九

奈良県の部平群町社会福祉協議会の項の次に次のように加える。

ボランティアグループ「野いちご」	郵便番号六三九―一一 大和郡山市小泉町三五四五番地の一〇柿本点字出版所内

大阪府の部堺盲人福祉協会の項の次に次のように加える。

「ささゆり声の会」事務局	郵便番号五六二 箕面市船場西一丁目一〇番八ニューセンバハイツ五一三号

兵庫県の部市島町社会福祉協議会の項の次に次のように加える。

猪名川町社会福祉協議会	郵便番号六六六―〇二 兵庫県川辺郡猪名川町紫合字火燈山八番地

兵庫県の部クローバの会の項及びグループ旅のメモリーの項を削り、同部関西視障者メイトの項の次に次のように加える。

グループ潮騒	郵便番号六五六―一三 兵庫県津名郡五色町下堺四八六番地
グループ旅のメモリー	郵便番号六五九 芦屋市川西町一五番二〇号
ぐるーぷ燈台	郵便番号六五一 神戸市中央区磯上通三丁目一番三二号こうべ市民福祉交流センター一階市民福祉人材センター内
クローバの会	郵便番号六五二 神戸市兵庫区御崎本町三丁目三―二九―一〇八
神戸市視力障害者福祉協会	郵便番号六五〇 神戸市中央区橘通三丁目四番一号市立総合福祉センター内

兵庫県の部西播磨録音福祉研究所の項の次に次のように加える。

西脇市ボランティアセンター	郵便番号六七七 西脇市和布町二七七番地の一

兵庫県の部日本赤十字社兵庫県支部の項の次に次のように加える。

ねこの目グループ尼崎支部	郵便番号六六一 尼崎市尾浜町一丁目三二番二号八〇五

岡山県の部岡山県井原後月視覚障害者協会の項の次に次のように加える。

岡山県視覚障害者鴨方町同友会	郵便番号七一九―〇二 岡山県浅口郡鴨方町六条院東六〇六番地の二

岡山県の部岡山市立図書館の項を次のように改める。

岡山市立中央図書館	郵便番号七〇〇 岡山市二日市町五六番地

広島県の部尾道市立図書館の項の次に次のように加える。

音訳サービスハローテープの会	郵便番号七三三 広島市西区打越町一〇番一二号コープ野村三〇三号西本方

○郵政省告示第五十号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第四項の規定に基づき、平成七年一月二十日付けで、放送普及基本計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成七年二月二日　郵政大臣　大出　俊

第1の1の(1)のアの(ウ)を次のように改める。

(ウ)　超短波放送

協会の放送については、総合放送1系統の放送、学園の放送については、大学教育放送1系統の放送及び県域放送を行う一般放送事業者の放送については、1系統の放送が全国各地域（学園の放送にあっては学園の設置する大学の授業の実施予定地域（以下「授業実施予定地域」という。））においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において県域放送を行う一般放送事業者の放送については、2系統の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。

コミュニティ放送を行う一般放送事業者の放送については、放送に関する需要動向、周波数に関する事情等を勘案しつつ、商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること。

また、外国語放送を行う一般放送事業者の放送については、外国語放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、1系統の放送の普及を図ること。

第2の2の(1)のウの表中

一般放送事業者の放送	県域放送	北海道、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県の各区域	放送対象地域ごとに2
		茨城県、愛知県、滋賀県、大阪府及び福岡県を除く府県の各区域（鳥取県及び島根県については、両県の区域を併せた区域）	放送対象地域ごとに1

を

一般放送事業者の放送	県域放送	北海道、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県の各区域	放送対象地域ごとに2
		茨城県、愛知県、滋賀県、大阪府及び福岡県を除く府県の各区域（鳥取県及び島根県については、両県の区域を併せた区域）	放送対象地域ごとに1
	外国語放送	東京都の特別区の存する区域及び大阪市をそれぞれ中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として郵政大臣が別に定める区域	放送対象地域ごとに1

に改める。

○郵政省告示第五十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、平成七年一月二十日付けで、放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成七年二月二日　郵政大臣　大出　俊

第4中「3　一般放送事業者の放送」を「3　一般放送事業者の放送 (1) 県域放送」に改め、(1)県域放送の表の次に次の一表を加える。

(2)　外国語放送

放送対象地域	送信場所	周波数（MHz）	空中線電力（kW）
東京都の特別区の存する区域を中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として郵政大臣が別に定める区域	東京	76.1	10
大阪市を中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として郵政大臣が別に定める区域	大阪	76.5	10

○郵政省告示第五十二号

放送普及基本計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）第2の2の(1)のウの規定により、次の地域を一般放送事業者の行う超短波放送のうちの外国語放送を行う放送局の放送対象地域として定めたので告示する。

平成七年二月二日　郵政大臣　大出　俊

一　東京都の特別区の存する区域を中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域

東京都の特別区の存する区域、埼玉県浦和市、千葉県千葉市、神奈川県横浜市及び川崎市並びに新東京国際空港

二　大阪市を中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域

大阪府大阪市、堺市及び東大阪市、京都府京都市、兵庫県神戸市及び尼崎市並びに奈良県奈良市並びに関西国際空港

○郵政省告示第五十三号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した財団法人日本データ通信協会から電気通信主任技術者試験の実施に関する事務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年二月二日　郵政大臣　大出　俊

一　変更される事務所の名称及び変更後の所在地

事務所の名称	変更後の事務所の所在地
財団法人日本データ通信協会信越支部	〒三八〇　長野県長野市大字南長野字宮東四二六番地一

二　変更の日

平成七年一月二十七日

○郵政省告示第五十四号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第四十四条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した財団法人日本データ通信協会から工事担任者試験の実施に関する事務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年二月二日　郵政大臣　大出　俊

一　変更される事務所の名称及び変更後の所在地

事務所の名称	変更後の事務所の所在地
財団法人日本データ通信協会信越支部	〒三八〇　長野県長野市大字南長野字宮東四二六番地一

二　変更の日

平成七年一月二十七日

○気象庁告示第二号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（昭和二十七年運輸省令第百二号）第二十五条の十第一号の規定に基づき、告示する。

平成七年二月一日

気象庁長官　二宮　洸三

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第94007号	風杯型風速計N－30	東京都目黒区自由が丘1丁目22番3号	株式会社日本エレクトリック・インスルメント	平成6年12月9日

○気象庁告示第三号

気象測器の検定の一部を一時停止したので、気象測器検定規則（昭和二十七年運輸省令第百二号）第三条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月三日

気象庁長官　二宮　洸三

一　検定を一時停止した検定所の名称及び所在地

大阪管区気象台　大阪府大阪市中央区大手前四丁目

神戸海洋気象台　兵庫県神戸市中央区中山手通七丁目

二　検定を一時停止した気象測器の種類

前号に掲げる検定所において取り扱う全ての気象測器

三　検定を一時停止した期日

平成七年一月十七日

四　検定を停止した事由

平成七年の兵庫県南部地震による災害のため

一基設置されていて、四基の灯火は同期している。

二　大阪府管理

名　　　　　称　塩釜港仙台南防波堤A仮設灯浮標
位置　所在地　宮城県塩釜港仙台区内（塩釜港仙台南防波堤灯台の南西方約一二〇メートル）
　　　北　　緯　三八—一五—三九
　　　東　　経　一四一—〇二—五八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯　　　　　質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光　　　　　度　八〇カンデラ
光　達　距　離　六・〇海里
点灯年月日　平成六年十二月二十六日
記　　　　　事　第二港湾建設局塩釜港工事事務所管理

名　　　　　称　塩釜港仙台南防波堤B仮設灯浮標
位置　所在地　宮城県塩釜港仙台区内（塩釜港仙台南防波堤灯台の南東方約二二〇メートル）
　　　北　　緯　三八—一五—三八
　　　東　　経　一四一—〇三—〇八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯　　　　　質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光　　　　　度　八〇カンデラ
光　達　距　離　六・〇海里
点灯年月日　平成六年十二月二十六日
記　　　　　事　第二港湾建設局塩釜港工事事務所管理

名　　　　　称　塩釜港仙台南防波堤C仮設灯浮標
位置　所在地　宮城県塩釜港仙台区内（塩釜港仙台南防波堤灯台の東北東方約二二〇メートル）
　　　北　　緯　三八—一五—四五
　　　東　　経　一四一—〇三—〇九
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯　　　　　質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光　　　　　度　八〇カンデラ
光　達　距　離　六・〇海里
点灯年月日　平成六年十二月二十六日
記　　　　　事　第二港湾建設局塩釜港工事事務所管理

名　　　　　称　塩釜港仙台南防波堤D仮設灯浮標
位置　所在地　宮城県塩釜港仙台区内（塩釜港仙台南防波堤灯台の西北西方約二二〇メートル）
　　　北　　緯　三八—一五—四六
　　　東　　経　一四一—〇二—五三
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯　　　　　質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光　　　　　度　八〇カンデラ
光　達　距　離　六・〇海里
点灯年月日　平成六年十二月二十六日
記　　　　　事　第二港湾建設局塩釜港工事事務所管理

名　　　　　称　角島港南防波堤灯台
位置　所在地　山口県角島港（南防波堤外端）
　　　北　　緯　三四—二〇—三八
　　　東　　経　一三〇—五一—三三
塗色及び構造　白色　塔形
灯　　　　　質　単閃緑光　毎五秒に一閃光
光　　　　　度　四〇カンデラ
光　達　距　離　五・〇海里
明　　　　　弧　全度
高　　　　　さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで九・〇メートル
点灯年月日　平成六年十二月二十六日

名　　　　　称　網代港第二防波堤灯台
位置　所在地　鳥取県網代港（第二防波堤外端）
　　　北　　緯　三五—三四—四〇
　　　東　　経　一三四—一七—二四
塗色及び構造　赤色　塔形
灯　　　　　質　単明暗赤光　明三秒暗一秒
光　　　　　度　一三〇カンデラ
光　達　距　離　七・〇海里
明　　　　　弧　全度
高　　　　　さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで九・七メートル
点灯年月日　平成六年十二月二十六日

名　　　　　称　首都高川崎東扇島E灯標
位置　所在地　京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の西北西方約六〇〇メートル）
　　　北　　緯　三五—三〇—一一
　　　東　　経　一三九—四六—二六
廃止年月日　平成六年十二月二十六日

○海上保安庁告示第二十三号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十四条の規定に基づき、航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正し、平成七年三月十日から施行する。

平成七年二月二十一日

海上保安庁長官　秦野　裕

表一三二の項中「昭和六十一年五月十六日」を「平成七年三月二日」に改める。

名称　大瀬戸第三号導灯（前灯）
位置
所在地　福岡県北九州市門司区
北緯　三三―五四―四七
東経　一三〇―五六―三四
変更した事項
位置
所在地　福岡県北九州市門司区（山底ノ鼻灯台の東方約一・五キロメートル）
北緯　三三―五四―四五
東経　一三〇―五六―三〇
塗色及び構造　白色三角形頭標付　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　不動黄光
光達距離　一五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一九メートル　平均水面上から灯火まで二六メートル
記事　本灯は、昼間も点灯している。
変更年月日　平成六年十二月十七日

名称　大瀬戸第三号導灯（後灯）
位置
所在地　福岡県北九州市門司区（前灯の東北東方約二〇〇メートル）
北緯　三三―五四―五〇
東経　一三〇―五六―四一
変更した事項
位置
所在地　福岡県北九州市門司区（前灯の東北東方約三四〇メートル）
北緯　三三―五四―五〇
東経　一三〇―五六―四一
塗色及び構造　白色三角形頭標付　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　不動黄光
高さ　地上から構造物の頂部まで一三メートル　平均水面上から灯火まで四二メートル
記事　本灯は、昼間も点灯している。
変更年月日　平成六年十二月十七日

○海上保安庁告示第二十二号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成七年二月二十一日

海上保安庁長官　秦野　裕

名称　御前崎港西防波堤東灯台
位置
所在地　静岡県御前崎港（西防波堤東端）
北緯　三四―三七―四二
東経　一三八―一三―五二
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
光度　三〇〇カンデラ
光達距離　九・五海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
点灯年月日　平成六年十二月二十日

名称　西宮防波堤西灯台
位置
所在地　兵庫県尼崎西宮芦屋港（西宮防波堤西端）
北緯　三四―四〇―二八
東経　一三五―一八―五八
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　二、四〇〇カンデラ
光達距離　一三・五海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで一七メートル　平均水面上から灯火まで一八メートル
点灯年月日　平成六年十二月二十日

名称　片島港口灯台
位置
所在地　高知県宿毛市（大島北西端）
北緯　三二―五四―五四
東経　一三二―四一―二五
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
光度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
点灯年月日　平成六年十二月二十日

名称　山下港南防波堤灯台
位置
所在地　長崎県南松浦郡富江町（山下港南防波堤外端）
北緯　三二―三五―〇七
東経　一二八―四四―五九
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　単閃赤光　毎五秒に一閃光
光度　二〇カンデラ
光達距離　三・五海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
点灯年月日　平成六年十二月二十日

名称　紀伊田ノ浦港沖防波堤A東灯台
位置
所在地　和歌山県和歌山下津港（田ノ浦沖防波堤A東端）
北緯　三四―一〇―四四
東経　一三五―〇九―二三
塗色及び構造　白色　塔形
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　二〇カンデラ
光達距離　三・五海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
点灯年月日　平成六年十二月二十一日

名称　相浦港四港建第四号仮設灯浮標
位置
所在地　長崎県相浦港内（笠松鼻の北北西方約二五〇メートル）
北緯　三三―一〇―四七
東経　一二九―三八―四一
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　三〇カンデラ
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成六年十二月二十一日
記事　第四港湾建設局長崎港工事事務所管理

名称　瀬崎港北防波堤灯台
位置
所在地　島根県八束郡島根町（瀬崎港北防波堤外端）
北緯　三五―三五―一四
東経　一三三―〇六―五八
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　単閃赤光　毎四秒に一閃光
光度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで六・七メートル　平均水面上から灯火まで九・一メートル
点灯年月日　平成六年十二月二十一日

名称　大阪府淡輪港北測量台灯
位置
所在地　大阪府淡輪港内（淡輪港西防波堤灯台の東方約四七〇メートル）
北緯　三四―二〇―〇七
東経　一三五―一一―一三
灯質　モールス符号白光　毎八秒にU（・・―）
光度　八〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から灯火まで三・五メートル
点灯年月日　平成六年十二月二十五日
記事　一　本灯は、測量台の四隅に各一基設置されていて、四基の灯火は同期している。
二　大阪府管理

名称　大阪府淡輪港南測量台灯
位置
所在地　大阪府淡輪港内（淡輪港西防波堤灯台の東方約四四〇メートル）
北緯　三四―二〇―〇六
東経　一三五―一一―一二
灯質　モールス符号白光　毎八秒にU（・・―）
光度　八〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から灯火まで三・五メートル
点灯年月日　平成六年十二月二十五日
記事　一　本灯は、測量台の四隅に各

名称　沓形港東防波堤灯台
位置
所在地　北海道沓形港（東防波堤西端）
北緯　四五−一一−一一
東経　一四一−〇八−二二
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成六年十二月十三日

名称　牛滝港西防波堤灯台
位置
所在地　青森県下北郡佐井村（牛滝港西防波堤外端）
北緯　四一−一七−二二
東経　一四〇−四八−一四
変更した事項
位置
所在地　青森県下北郡佐井村（牛滝港西防波堤外端）
北緯　四一−一七−二二
東経　一四〇−四八−一四
等級及び灯質　削除
灯質　等明暗赤光　明三秒暗三秒
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成六年十二月十三日

名称　有田鍋磯灯浮標
位置
所在地　和歌山県和歌山下津港有田区内（紀伊宮崎ノ鼻灯台の北北東方約三・八キロメートル）
北緯　三四−〇五−五八
東経　一三五−〇六−一七
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　群閃白光　毎五秒に二閃光
光度　一九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
変更年月日　平成六年十二月十三日

名称　梶取埼灯台
位置
所在地　和歌山県東牟婁郡太地町（梶取埼）
北緯　三三−三四−四五
東経　一三五−五七−四一
変更した事項
塗色及び構造　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　単閃白光　毎八秒に一閃光
光達距離　一八・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一六メートル　平均水面上から灯火まで四一メートル
変更年月日　平成六年十二月十三日
記事　一時光度等変更中のところ塗色及び構造等変更のうえ復旧

名称　日立港東防波堤灯台
位置
所在地　茨城県日立港（東防波堤外端）
北緯　三六−二八−四二
東経　一四〇−三八−一二
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　連成不動単閃赤光　毎四秒に一閃光
変更年月日　平成六年十二月十四日
記事　一時等級及び灯質等変更中のところ等級及び灯質変更のうえ復旧

名称　石廊埼指向灯
位置
所在地　静岡県賀茂郡南伊豆町（石廊埼）
北緯　三四−三五−五九
東経　一三八−五〇−五二
変更した事項
塗色及び構造　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　不動白光（可航水路表示）　不動緑光（左げん側表示）　不動赤光（右げん側表示）
光度　白光一、四〇〇カンデラ　緑光四、二〇〇カンデラ　赤光二、八〇〇カンデラ
光達距離　白光二一・〇海里　緑光一八・〇海里　赤光一六・五海里
記事　白光は、二四八・五度を中心として幅約一・一度でサタ根、後藤根等の険礁群を避ける水路を示す。緑光（幅約四度）及び赤光（幅約四度）は、それぞれ白光の左げん側及び右げん側を示す。
変更年月日　平成六年十二月十四日

名称　耶良埼灯台
位置
所在地　長崎県下県郡厳原町（耶良埼）
北緯　三四−一一−二七
東経　一二九−一八−〇二
変更した事項
塗色及び構造　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　単明暗白光　明六秒暗二秒
変更年月日　平成六年十二月十四日

名称　伊良湖岬灯台
位置
所在地　愛知県渥美郡渥美町（伊良湖岬）
北緯　三四−三四−三四
東経　一三七−〇一−〇九
変更した事項
塗色及び構造　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　等明暗白光　明三秒暗三秒
変更年月日　平成六年十二月十五日

名称　土庄東港第一号灯浮標
位置
所在地　象ヶ鼻（香川県小豆郡土庄町（余島））の西北西方約三三五〇メートル
北緯　三四−二七−五三
東経　一三四−一一−〇三
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成六年十二月十五日

名称　白浜港沖防波堤南方照射灯
位置
所在地　福井県福井市（白浜港沖防波堤）
北緯　三六−〇四−四七
東経　一三六−〇一−五四
変更した事項
名称　白浜港沖防波堤西方照射灯
位置
所在地　福井県福井市（白浜港沖防波堤灯台）
北緯　三六−〇四−四六
東経　一三六−〇一−五二
塗色及び構造　削除
等級及び灯質　削除
灯質　不動白光
光度　三〇、〇〇〇カンデラ
高さ　平均水面上から灯火まで一一メートル
記事　この照射灯は、本灯の西方約一二〇メートルの白浜防波堤北西端を照らす。
変更年月日　平成六年十二月十五日

名称　多古小平島照射灯
位置
所在地　島根県八束郡島根町（多古鼻灯台から南方約五〇〇メートル）
北緯　三五−三五−四二
東経　一三三−〇五−三三
変更した事項
名称　多古港南西方照射灯
位置
所在地　島根県八束郡島根町（多古鼻灯台の南方約五〇〇メートル）
北緯　三五−三五−四二
東経　一三三−〇五−三三
塗色及び構造　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　不動白光
光度　一、六〇〇、〇〇〇カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで六二メートル
記事　この照射灯は、本灯の南南西方約四七〇メートルの岩礁上の標柱（塗装しない柱形　平均水面上から頂部までの高さ三・一メートル）を照らす。
変更年月日　平成六年十二月十五日
記事　一時塗色及び構造等変更中のところ塗色及び構造等変更のうえ復旧

名称　古江港阿蘇防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県東臼杵郡北浦町（古江港阿蘇防波堤外端）
北緯　三二−四〇−五五
東経　一三一−四八−四一
変更した事項
塗色及び構造　赤色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　連成不動単閃赤光　毎三秒に一閃光
記事　削除
変更年月日　平成六年十二月十六日

○海上保安庁告示第十九号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成七年二月十三日

海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁水路部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三五度四分四〇秒東経一三九度三九分五〇秒の地点、北緯三五度一五分一〇秒東経一三九度三九分五〇秒の地点、北緯三五度一五分一〇秒東経一三九度四六分八秒の地点、北緯三五度一二分三〇秒東経一三九度四六分八秒の地点、北緯三五度一一分五三秒東経一三九度四五分三〇秒の地点、北緯三五度一〇分東経一三九度四三分一〇秒の地点、北緯三五度八分四〇秒東経一三九度四三分一〇秒の地点、北緯三五度七分四五秒東経一三九度四五分の地点、北緯三五度四分四〇秒東経一三九度四五分の地点及び北緯三五度四分四〇秒東経一三九度三九分五〇秒の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三五度二分一〇秒東経一三九度四七分八秒の地点、北緯三五度四分四〇秒東経一三九度四七分八秒の地点、北緯三五度五分五〇秒東経一三九度四七分五七秒の地点、北緯三五度七分三八秒東経一三九度四七分五七秒の地点、北緯三五度七分五〇秒東経一三九度四七分二六秒の地点、北緯三五度一五分一〇秒東経一三九度四七分二六秒の地点、北緯三五度一五分一〇秒東経一三九度五三分六秒の地点、北緯三五度二分一〇秒東経一三九度五三分六秒の地点及び北緯三五度二分一〇秒東経一三九度四七分八秒の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成七年二月二十日から平成七年三月二十日まで

三　水路測量の実施方法　電磁波測位装置、衛星航行測位装置、音響測深機、地質探査装置等による海底地形、海底地質構造の調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第六号（平成七年二月十日発行）により通報

ハ　三管区水路通報第五号（平成七年二月一日発行）により通報

○海上保安庁告示第二十号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成七年二月十七日

海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁水路部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三五度一五分東経一三九度四〇分の地点、北緯三五度一五分東経一三九度五三分の地点、北緯三五度二分東経一三九度五三分の地点、北緯三五度二分東経一三九度四〇分の地点及び北緯三五度一五分東経一三九度四〇分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成七年二月二十四日から平成七年三月十日まで

三　水路測量の実施方法　電磁波測位装置、衛星航行測位装置、ナローマルチビーム測深機、音響測深機等による海底地形等の調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第六号（平成七年二月十日発行）により通報

ハ　三管区水路通報第六号（平成七年二月八日発行）により通報

○海上保安庁告示第二十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成七年二月二十日

海上保安庁長官　秦野　裕

名称　由比港西防波堤灯台
位置
　所在地　静岡県庵原郡由比町（由比港西防波堤外端）
　北緯　三五－〇五－四五
　東経　一三八－三三－三七
変更した事項
　塗色及び構造　白色　塔形
　等級及び灯質　削除
　灯質　連成不動単閃緑光　毎六秒に一閃光
　光度　閃光八七〇カンデラ　不動光四〇カンデラ
　記事　削除
変更年月日　平成六年十二月八日

名称　直江津港西防波堤灯台
位置
　所在地　新潟県直江津港（西防波堤外端）
　北緯　三七－一二－一四
　東経　一三八－一五－三一
変更した事項
　位置
　　所在地　新潟県直江津港（西防波堤外端）
　　北緯　三七－一二－一九
　　東経　一三八－一五－三六
　等級及び灯質　削除
　灯質　連成不動群閃赤光　毎八秒に二閃光
　光達距離　閃光一四・〇海里　不動光九・〇海里
　高さ　地上から構造物の頂部まで一九メートル　平均水面上から灯火まで二二メートル
変更年月日　平成六年十二月八日

名称　内之浦港甲防波堤灯台
位置
　所在地　鹿児島県内之浦港（甲防波堤外端）
　北緯　三一－一六－三一
　東経　一三一－〇五－〇六
変更した事項
　等級及び灯質　削除
　灯質　等明暗緑光　明二秒暗二秒
　光度　八七〇カンデラ
変更年月日　平成六年十二月八日

名称　和泊港導灯（前灯）
位置
　所在地　鹿児島県大島郡和泊町
　北緯　二七－二三－三八
　東経　一二八－三九－四五
変更した事項
　塗色及び構造　白色三角形頭標付　白色　塔形
　等級及び灯質　削除
　灯質　不動赤光
　記事　削除
変更年月日　平成六年十二月九日

名称　和泊港導灯（後灯）
位置
　所在地　鹿児島県大島郡和泊町（前灯の西北西方約五〇メートル）
　北緯　二七－二三－三九
　東経　一二八－三九－四四
変更した事項
　塗色及び構造　白色三角形頭標付　白色　塔形
　等級及び灯質　削除
　灯質　不動赤光
　記事　削除
変更年月日　平成六年十二月九日

名称　金武中城港沖縄石油基地シーバースA灯浮標
位置
　所在地　沖縄県金武中城港内（伊計島灯台の西南西方約一・二キロメートル）
　北緯　二六－二二－二四
　東経　一二七－五九－一六
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　平成六年十二月九日

名称　金武中城港沖縄石油基地シーバースB灯浮標
位置
　所在地　沖縄県金武中城港内（伊計島灯台の南西方約二・八キロメートル）
　北緯　二六－二二－三九
　東経　一二七－五八－四二
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　平成六年十二月九日

名称　呼子港波戸沖海洋牧場浮標灯
位置
　所在地　佐賀県呼子港内（波戸岬灯台の東南東方約一・四キロメートル）
　北緯　三三－三二－五七
　東経　一二九－五一－四八
変更した事項
　等級及び灯質　削除
　灯質　モールス符号白光　毎八秒にU（・・－）
　光達距離　七・〇海里
変更年月日　平成六年十二月十二日

別図(三)（第二条関係）
シコルスキー式S-76C型
備考
(1)塗色区分は次のとおりとする。
紺青色
青　色
白　色
(2)国籍記号、登録記号、庁名、番号及びコンパス章は紺青色とする。
(3)日の丸章は紺青色で囲み、白色地に赤丸のものとする。
（前面図）
JA6733
海上保安庁
（左側面図）
JA6733
海上保安庁
（右側面図）
海上保安庁
JA6733
（下面図）

○海上保安庁告示第十八号

昭和二十八年海上保安庁告示第十二号（海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件）の一部を次のように改正し、平成七年二月十日から施行する。

平成七年二月二日

海上保安庁長官　秦野　裕

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「

MH516	ベル式212型	JA9516
MH517	同	JA9517

」を「

MH517	ベル式212型	JA9517

」に改め、「

MH931	同	JA9931

」を「

MH931	同	JA9931
MH733	シコルスキー式S—76C型	JA6733

」に改める。

別図（八）を別図（十）とし、別図（三）から別図（七）までを二図ずつ繰り下げ、別図（二）の二を別図（四）とし、別図（二）の次に次の一図を加える。

○運輸省告示第百二十五号

運輸審議会から、平成七年二月十六日付け運審第六号により、全日本空輸株式会社の定期航空運送事業の免許申請事案（事案番号平七第九〇〇三号及び平七第九〇〇四号）については、免許することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申文は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成七年二月二十八日

運輸大臣　亀井　静香

○運輸省告示第百二十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年二月十四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年二月二十八日

運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8013	ボルボＥ－９Ｂ 6304E	ボルボ・カーズ・ジャパン株式会社	東京都港区赤坂１丁目11番30号

○運輸省告示第百二十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年二月十四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年二月二十八日

運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8014	オペルＥ－ＸＧ 140	株式会社　ヤナセ	東京都港区芝浦一丁目６番38号

○運輸省告示第百二十八号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第三条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成七年二月二十八日

運輸大臣　亀井　静香

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第一二五九号	北島　大陸	北海道	平成六年十一月二十四日	函館水先区
第一二六〇号	上田　明信	福島県	平成六年十一月二十四日	小樽水先区
第一二六一号	市村　惇	長野県	平成六年十二月十二日	小松島水先区
第一二六二号	森　憲一郎	長崎県	平成六年十二月十二日	島原海湾水先区
第一二六三号	遠藤　正毅	宮城県	平成六年十二月十三日	横須賀水先区
第一二六四号	粟島　俊幸	東京都	平成六年十二月十三日	横須賀水先区
第一二六五号	佐藤　克弘	神奈川県	平成六年十二月十三日	横須賀水先区
第一二六六号	吉田　浩治	大阪府	平成六年十二月十三日	横須賀水先区
第一二六七号	内田　正伸	岩手県	平成六年十二月十三日	東京湾水先区
第一二六八号	鈴木　文幾	静岡県	平成六年十二月十三日	東京湾水先区
第一二六九号	田中　章正	兵庫県	平成六年十二月十三日	東京湾水先区
第一二七〇号	本田　憲治	神奈川県	平成六年十二月十三日	東京湾水先区
第一二七一号	村松　三郎	東京都	平成六年十二月十三日	東京湾水先区
第一二七二号	大野　一夫	福島県	平成六年十二月二十日	小名浜水先区
第一二七三号	越前　精一	富山県	平成六年十二月二十日	伏木水先区
第一二七四号	伊藤　勝弘	神奈川県	平成六年十二月二十日	田子の浦水先区
第一二七五号	中山　惇雄	東京都	平成六年十二月二十日	伊良湖三河湾水先区
第一二七六号	神田鉄次郎	東京都	平成六年十二月二十日	伊良湖三河湾水先区
第一二七七号	野田　則之	三重県	平成六年十二月二十日	伊良湖三河湾水先区
第一二七八号	出口　彰男	石川県	平成六年十二月二十日	伊良湖三河湾水先区
第一二七九号	笠　治雄	北海道	平成六年十二月二十日	伊勢湾水先区
第一二八〇号	北村　恒	神奈川県	平成六年十二月二十日	伊勢湾水先区
第一二八一号	鈴木　臣和	長野県	平成六年十二月二十日	伊勢湾水先区
第一二八二号	菅原　昌男	兵庫県	平成七年一月十一日	大阪湾水先区
第一二八三号	葛西　亮次	青森県	平成七年一月十一日	大阪湾水先区
第一二八四号	濱中　利之	北海道	平成七年一月十一日	大阪湾水先区
第一二八五号	星加　昭	福岡県	平成七年一月十一日	大阪湾水先区
第一二八六号	三井　英三	兵庫県	平成七年一月十一日	阪神水先区
第一二八七号	大橋　一晴	岡山県	平成七年一月十一日	阪神水先区
第一二八八号	田村　好弘	埼玉県	平成七年一月十一日	阪神水先区
第一二八九号	吉良　信	兵庫県	平成七年一月十一日	阪神水先区
第一二九〇号	藤井　淳史	兵庫県	平成七年一月十一日	阪神水先区
第一二九一号	赤岡　隆夫	山梨県	平成七年二月十四日	内海水先区
第一二九二号	桑島　修弘	香川県	平成七年二月十四日	内海水先区
第一二九三号	長谷川隆昭	東京都	平成七年二月十四日	内海水先区
第一二九四号	岡田　輝幸	兵庫県	平成七年二月十四日	内海水先区
第一二九五号	熊谷　昭治	神奈川県	平成七年二月十四日	内海水先区
第一二九六号	宮田　恭二	神奈川県	平成七年二月十四日	内海水先区
第一二九七号	高見　正樹	徳島県	平成七年二月十四日	内海水先区
第一二九八号	和田　優	神奈川県	平成七年二月十四日	内海水先区

大分県立海洋科学高等学校全日制課程海洋技術科（機関コース）	大分県臼杵市大字諏訪字諏ノ迫二五四の一の二

〇運輸省告示第百十五号

船舶職員法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第六十条の二第3項の規定に基づき、昭和五十九年運輸省告示第百六十四号（船舶職員養成施設の指定をした件）、平成二年運輸省告示第二百二十七号（船舶職員養成施設の指定をした件）及び平成六年運輸省告示第二百五十九号（船舶職員養成施設を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成七年二月二十二日　　運輸大臣　亀井　静香

昭和五十九年運輸省告示第百六十四号（船舶職員養成施設の指定をした件）第一号及び第三号の表所在地の欄中、平成二年運輸省告示第二百二十七号（船舶職員養成施設の指定をした件）第一号及び三号の表所在地の欄中及び平成六年運輸省告示第二百五十九号（船舶職員養成施設の指定をした件）第一号及び四号の表所在地の欄中「茨城県那珂湊市和田町三丁目一番二十六号」を「茨城県ひたちなか市和田町三丁目一番二十六号」に改める。

〇運輸省告示第百十六号

船舶職員法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第三十八条の二第二項の臨時試験を次のように指定する。

平成七年二月二十二日　　運輸大臣　亀井　静香

船舶職員法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第三十八条の二第二項の臨時試験を指定する件

船舶職員法施行規則第三十八条の二第二項の四級海技士（航海）及び内燃機関四級海技士（機関）を同時に申請することができる臨時試験（以下「臨時試験」という。）を次のように指定する。

一　臨時試験の期日、場所及び試験申請書の提出期限は、次のとおりとする。

試験開始期日　平成七年三月十五日

試験場所　清水市及び越智郡波方町

試験申請書の提出期限　平成七年三月六日までとする。

二　学科試験は、当該試験者に通知した日時に行う。

三　身体検査は、口述試験日に行う。

四　前各号に掲げるもののほか臨時試験の期日及び場所並びにその他必要な事項は、地方運輸局に掲示する。

〇運輸省告示第百十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成六年十二月二十六日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成七年二月二十七日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(l)	製作者の名称及び住所
第1941	ヰセキT60F	農業トラクタ	ヰセキE3CE	1.429	井関農機株式会社　愛媛県松山市馬木町700番地
第1942	ヰセキT61F	〃	ヰセキE3CF	1.463	〃
第1943	ヰセキT62F	〃	ヰセキE3CF	1.463	〃
第1944	ヰセキT63F	〃	ヰセキE3CD	1.498	〃
第1945	ヰセキT64F	〃	ヰセキE3CD	1.498	〃
第1946	ヰセキT65F	〃	ヰセキE3CD	1.498	〃

〇運輸省告示第百十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成六年十二月二十六日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成七年二月二十七日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(l)	製作者の名称及び住所
第1947	三菱MT24D	農業トラクタ	三菱S3L2	1.318	三菱農機株式会社　島根県八束郡東出雲町大字揖屋町667番地1
第1948	三菱MT19A	〃	三菱S3L	1.125	〃

〇運輸省告示第百十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成七年二月九日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成七年二月二十七日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
第—1534	シトロエンE—N2LFW	西武自動車販売株式会社	東京都豊島区南池袋一丁目18番21号
第—1535	〃	マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地3番1号

〇運輸省告示第百二十号

運輸審議会から、平成七年二月十六日付け運審第一号により、東京都の鉄道及び軌道の旅客運賃変更認可申請事案（事案番号平六第四〇〇六号及び平六第四〇〇七号）については、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申文は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成七年二月二十八日　　運輸大臣　亀井　静香

〇運輸省告示第百二十一号

運輸審議会から、平成七年二月十六日付け運審第二号により、北大阪急行電鉄株式会社の鉄道の旅客運賃変更認可申請事案（事案番号平七第四〇一六号）については、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申文は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成七年二月二十八日　　運輸大臣　亀井　静香

〇運輸省告示第百二十二号

運輸審議会から、平成七年二月十六日付け運審第三号により、東京都の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可申請事案（事案番号平六第五〇〇五号）については、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申文は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成七年二月二十八日　　運輸大臣　亀井　静香

〇運輸省告示第百二十三号

運輸審議会から、平成七年二月十六日付け運審第四号により、株式会社日本エアシステムの定期航空運送事業の免許申請事案（事案番号平七第九〇〇一号）については、免許することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申文は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成七年二月二十八日　　運輸大臣　亀井　静香

〇運輸省告示第百二十四号

運輸審議会から、平成七年二月十六日付け運審第五号により、株式会社日本エアシステムの定期航空運送事業の免許申請事案（事案番号平七第九〇〇二号）については、免許することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申文は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成七年二月二十八日　　運輸大臣　亀井　静香

		211HN、ニッサンディーゼルKC—MK211KN		
自公KC069	NKC—FE6B	ニッサンディーゼルKC—MK211BND、ニッサンディーゼルKC—MK211BN、ニッサンディーゼルKC—MK211EN、ニッサンディーゼルKC—MK211FN、ニッサンディーゼルKC—MK211HN、ニッサンディーゼルKC—MK211KN、ニッサンディーゼルKC—MK211LN、ニッサンディーゼルKC—MK211NN、ニッサンディーゼルKC—MK211TN、ニッサンディーゼルKC—MK211VN、ニッサンディーゼルKC—MK211FA、ニッサンディーゼルKC—MK211HA、ニッサンディーゼルKC—MK211KA	〃	〃
自公KC070	NKC—FE6TA	ニッサンディーゼルKC—MK251FN、ニッサンディーゼルKC—MK251HN、ニッサンディーゼルKC—MK251KN、ニッサンディーゼルKC—MK251LN、ニッサンディーゼルKC—MK251NN、ニッサンディーゼルKC—MK251TN	〃	〃
自公KC071	NKC—FE6TB	ニッサンディーゼルKC—MK251FN、ニッサンディーゼルKC—MK251HN、ニッサンディーゼルKC—MK251KN、ニッサンディーゼルKC—MK251LN、ニッサンディーゼルKC—MK251NN、ニッサンディーゼルKC—MK251TN	〃	〃

○運輸省告示第百十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成七年二月二日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成七年二月二十一日

運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公KC075	M—8DC9T2KC	三菱KC—FP415DR、三菱KC—FP445DR、三菱KC—FV415JR、三菱KC—FT415TP、三菱KC—FT4415VP	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝5丁目33番8号
自公KC076	M—10M20KC	三菱KC—FP424DR、三菱KC—FP444DR、三菱KC—FV424JR	〃	〃

○運輸省告示第百十四号

船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十三条の二第一項の規定に基づく船舶職員養成施設として、平成七年一月十七日付けで次のとおり指定したので告示する。

平成七年二月二十二日

運輸大臣　亀井　静香

一　三級海技士（航海）第一種養成施設

名称	所在地
海技大学校海技士科三級海技士航海科第四	兵庫県芦屋市西蔵町一二番二四号

二　五級海技士（航海）第一種養成施設

名称	所在地
静岡県立焼津水産高等学校全日制課程マリン技術科マリンコース	静岡県焼津市焼津五丁目五番二号
静岡県立焼津水産高等学校全日制課程海洋科マスターコース	静岡県焼津市焼津五丁目五番二号
愛媛県立宇和島水産高等学校全日制課程海洋漁業科	愛媛県宇和島市明倫町一番三九号
福岡県立水産高等学校全日制課程海洋科航海コース	福岡県宗像郡津屋崎町大字津屋崎二五〇七一一
大分県立海洋科学高等学校全日制課程海洋技術科（航海コース）	大分県臼杵市大字諏訪字源ヶ迫二五四の一の二

三　三級海技士（機関）第一種養成施設

名称	所在地
海技大学校海技士科三級海技士機関科第四	兵庫県芦屋市西蔵町一二番二四号

四　内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設

名称	所在地
千葉県立安房水産高等学校全日制課程海洋技術科機関コース・専攻科機関コース	千葉県館山市長須賀一五五

五　機関当直三級海技士（機関）第一種養成施設

名称	所在地
東京水産大学水産学部海洋生産学科・水産専攻科	東京都港区港南四丁目五番七号

六　内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設

名称	所在地
静岡県立焼津水産高等学校全日制課程マリン技術科エンジニアコース	静岡県焼津市焼津五丁目五番二号
静岡県立焼津水産高等学校全日制課程海洋科マスターコース	静岡県焼津市焼津五丁目五番二号
愛媛県立宇和島水産高等学校全日制課程海洋工学科	愛媛県宇和島市明倫町一番三九号
福岡県立水産高等学校全日制課程海洋科機関コース	福岡県宗像郡津屋崎町大字津屋崎二五〇七一一

○運輸省告示第百六号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成七年二月二十日

運輸大臣　亀井　静香

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平7 第4017号	鉄道の旅客運賃変更及び設定認可	大阪府都市開発株式会社	1　普通旅客運賃 現行の2キロメートルまで120円、2キロメートルを超え10キロメートルまでの部分2キロメートルまでを増すごとに20円加算、10キロメートルを超え13キロメートルまでの部分2キロメートルまでを増すごとに10円加算の対キロ区間制運賃を、2キロメートルまで140円、2キロメートルを超え12キロメートルまでの部分2キロメートルまでを増すごとに20円加算、12キロメートルを超え13キロメートルまで250円の対キロ区間制運賃に変更するとともに、13キロメートルを超え14キロメートルまで250円、14キロメートルを超え15キロメートルまで260円の対キロ区間制運賃を設定する。ただし、光明池・和泉中央間内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、20円を加算した額とする。 2　定期旅客運賃（1か月） 現行の運賃を、通勤定期旅客運賃については平均12.9パーセント、通学定期旅客運賃については平均12.8パーセント引き上げるとともに、13キロメートルを超え15キロメートルまでの各部分についての割引率を、通勤定期旅客運賃は35パーセント、通学定期旅客運賃は60パーセントとする。
平7 第4018号	鉄道の旅客運賃変更及び設定認可	北総開発鉄道株式会社	1　普通旅客運賃 現行の3キロメートルまで170円、3キロメートルを超え5キロメートルまで240円、5キロメートルを超え7キロメートルまで300円、7キロメートルを超え11キロメートルまでの部分2キロメートルまでを増すごとに50円加算、11キロメートルまでを増すごとに50円加算、17キロメートルまでの部分3キロメートルまでを増すごとに40円加算、23キロメートルを超え24キロメートルまで610円の対キロ区間制運賃を、3キロメートルまで180円、3キロメートルを超え5キロメートルまで260円、5キロメートルを超え7キロメートルまで330円、7キロメートルを超え11キロメートルまでの部分2キロメートルまでを増すごとに60円加算、11キロメートルを超え14キロメートルまで510円、14キロメートルを超え20キロメートルまでの部分3キロメートルまでを増すごとに50円加算、20キロメートルを超え23キロメートルまで650円、23キロメートルを超え24キロメートルまで680円の対キロ区間制運賃に変更するとともに、24キロメートルを超え26キロメートルまで680円、26キロメートルを超え29キロメートルまで710円の対キロ区間制運賃を設定する。 2　定期旅客運賃（1か月） 現行の運賃を、通勤定期旅客運賃については平均11.5パーセント引き上げ、通学定期旅客運賃については平均1.7パーセント引き下げるとともに、24キロメートルを超え29キロメートルまでの各部分についての割引率を、通勤定期旅客運賃は30パーセント、通学定期旅客運賃は56パーセントとする。

○運輸省告示第百七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年一月二十四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年二月二十一日

運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
9579	ニッサンディーゼルKC－MK211BND	日産ディーゼル工業株式会社及び新明和工業株式会社	埼玉県上尾市大字1丁目1番地1号（日産ディーゼル工業株式会社）及び兵庫県西宮市小曽根1丁目5番25号（新明和工業株式会社）
9580	ニッサンディーゼルKC－MK211BND	日産ディーゼル工業株式会社及び極東開発工業株式会社	埼玉県上尾市大字1丁目1番地1号（日産ディーゼル工業株式会社）及び兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号（極東開発工業株式会社）

○運輸省告示第百八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成七年一月三十日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成七年二月二十一日

運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
中－2423	ニッサンディーゼルKC－MK211BN	日産ディーゼル工業株式会社	埼玉県上尾市大字1丁目1番地
中－2424	ニッサンディーゼルKC－MK211EN	〃	〃
中－2425	ニッサンディーゼルKC－MK211FN	〃	〃
中－2426	ニッサンディーゼルKC－MK211HN	〃	〃
中－2427	ニッサンディーゼルKC－MK211KN	〃	〃
中－2428	ニッサンディーゼルKC－MK211LN	〃	〃
中－2429	ニッサンディーゼルKC－MK211NN	〃	〃
中－2430	ニッサンディーゼルKC－MK211TN	〃	〃
中－2431	ニッサンディーゼルKC－MK211VN	〃	〃
中－2432	ニッサンディーゼルKC－MK211FA	〃	〃
中－2433	ニッサンディーゼルKC－MK211HA	〃	〃
中－2434	ニッサンディーゼルKC－MK211KA	〃	〃
大－3719	ニッサンディーゼルKC－MK251FN	〃	〃
大－3720	ニッサンディーゼルKC－MK251HN	〃	〃
大－3721	ニッサンディーゼルKC－MK251KN	〃	〃
大－3722	ニッサンディーゼルKC－MK251LN	〃	〃
大－3723	ニッサンディーゼルKC－MK251NN	〃	〃

第二図　釧路空港
水平表面
進入表面
転移表面
標点
3500
3000
1200
0　1000　2000　3000 m

第三図　釧路空港
外側水平表面
円錐表面
標点
2500m

○運輸省告示第百五号

釧路空港の施設並びに同空港について指定した円すい表面及び外側水平表面に変更を加えるので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第二項及び第五十六条の三第二項において準用する同法第四十条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十七日

運輸大臣　亀井　静香

一　飛行場の名称及び位置　釧路空港　北海道釧路市

二　変更する事項　（変更前の事項については、昭和五十九年運輸省告示第五百八十七号、昭和五十九年運輸省告示第六百号及び平成元年運輸省告示第五百七十二号を参照）

イ　標点の位置　北緯四十三度二分十八秒　東経百四十四度十一分四十九秒　標高九十四・八メートル

ロ　飛行場の範囲

第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ハ　着陸帯

(一)　等級　B級

(二)　範囲　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ線で囲まれた区域（長さ二千六百二十メートル）

ニ　変更後の進入区域、進入表面、水平表面及び転移表面

(一)　進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

(二)　進入表面　第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ五十分の一のこう配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

(三)　水平表面　第二図のうち、飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径三千五百メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

(四)　転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

チ　変更後の円すい表面及び外側水平表面

(一)　円すい表面　水平表面の外縁に接続し、かつ、空港の標点を含む鉛直面との交線が水平面に対し外側上方へ五十分の一のこう配を有する円すい面であって、その投影面が当該標点を中心として一万六千五百メートルの半径で水平に描いた円周で囲まれるもののうち、第三図における線分ナラ、線分ラソ及び円弧ソッネナにより囲まれる部分

(二)　外側水平表面　前項の円すい面の上縁を含む水平面であって、その投影面が空港の標点を中心として二万四千メートルの半径で水平に描いた円周で囲まれるもの（投影面が水平表面又は円すい表面の投影面と一致する部分を除く。）のうち、第三図における線分ソム、円弧ムウ、線分ウッ及び円弧ッソ並びに線分ネノ、円弧ノオ、線分オナ及び用弧ナネにより囲まれる部分

三　変更する事項に係る施設の供用開始の予定期日　平成十三年三月三十一日

第一図　釧路空港

平7 第5013号	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可	常磐交通自動車株式会社	現行の基準賃率38円00銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃140円）を、基準賃率39円50銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃150円）に変更する。
平7 第5014号	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可	福島交通株式会社	現行の基準賃率40円30銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃140円）を、基準賃率42円00銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃150円）に変更する。
平7 第5015号	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可	会津乗合自動車株式会社	現行の基準賃率42円30銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃140円）を、基準賃率43円80銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃150円）に変更する。
平7 第5016号	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可	ジェイアールバス東北株式会社	現行の基準賃率40円30銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃130円）を、基準賃率42円30銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃140円）に変更する。
平7 第5017号	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可	茨城交通株式会社	現行の基準賃率36円20銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃140円）を、基準賃率38円40銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃150円）に変更する。
平7 第5018号	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可	関東鉄道株式会社	現行の基準賃率35円70銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃140円）を、基準賃率38円20銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃150円）に変更する。
平7 第5019号	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可	日立電鉄株式会社	現行の基準賃率33円70銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃140円）を、基準賃率36円00銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃150円）に変更する。

○運輸省告示第百二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年二月二日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年二月十七日　　運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8012	カワサキＺＸＴ10E	川崎重工業株式会社	兵庫県神戸市中央区東川崎町３丁目１番１号

○運輸省告示第百三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成七年二月二日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成七年二月十七日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(l)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－209	ホンダMD31	オートバイ	MD21E	0.249	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○運輸省告示第百四号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第十四条第二項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成七年二月十七日　　運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者の名称	製作者の住所
7037	トヨタX－CT190	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地
7149	トヨタY－CT195	〃	〃
6306	トヨタU－HZJ81V	〃	〃
6307	トヨタS－HDJ81V	〃	〃
6397	トヨタU－HZJ73HV	〃	〃
6450	トヨタU－HZJ77HV	〃	〃
6861	トヨタU－HZJ73V	〃	〃
7270	トヨタY－KZJ71G	〃	〃
7271	トヨタY－KZJ71W	〃	〃
7272	トヨタY－KZJ78G	〃	〃
7273	トヨタY－KZJ78W	〃	〃
7418	トヨタY－CXR11G	〃	〃
7419	トヨタY－CXR10G	〃	〃
7420	トヨタY－CXR21G	〃	〃
7421	トヨタY－CXR20G	〃	〃
7574	トヨタU－HZJ70V	〃	〃
7575	トヨタU－HZJ77V	〃	〃

ＪＧ4631	129777	第３こうかい	6.11.22
ＪＧ4834	131182	プリンセスレミナ	6.11.30
ＪＨ2248	90859	第五近海丸	6.11.17
ＪＨ2356	106777	大福丸	6.11.11
ＪＨ2398	109922	喜勢丸	6.11. 9
ＪＨ2475	116577	第十八栄喜丸	6.11.18
ＪＨ2556	115092	第六十六鯖島丸	6.11.18
ＪＨ2590	119876	第七十七鯖島丸	6.11.18
ＪＨ2797	124351	第十五松鵬丸	6.11.28
ＪＨ2905	125679	第七十八大師丸	6.11. 7
ＪＨ2909	125693	第二大師丸	6.11. 7
ＪＩ2281	102043	第三十一大成丸	6. 9.21
ＪＩ3106	125094	近祥丸	6.11.28
ＪＩ3139	119549	第十八結城丸	6.11.17
ＪＩ3473	119565	スワマリン号ＮＯ３	6.11. 1
ＪＪ2227	99918	ぶいえすびいやしま丸	6.11.17
ＪＪ2486	107603	第三住吉丸	6.11. 4
ＪＪ3297	112559	光栄丸	6.11.10
ＪＪ3390	125333	らん丸	6.11.14
ＪＫ3279	106003	第八のうみ	6.11.24
ＪＫ3468	110669	第二長栄丸	6.11. 2
ＪＬ2207	95494	広田丸	6.11.21
ＪＬ3033	104101	住宝丸	6.11.11
ＪＬ3154	113339	第31号天祐丸	6.11.11
ＪＬ3943	113531	宝興丸	6.11.14
ＪＬ4075	117422	第三十八天王丸	6.11.14
ＪＬ4106	117377	菱栄丸	6.11.10
ＪＬ4301	122492	第六十二手子后丸	6.11. 9
ＪＬ4582	122945	第七光新丸	6.11. 9
ＪＬ4610	122980	たかさご	6.11.22
ＪＬ4726	123073	興陽丸	6.11. 8
ＪＬ4797	123960	新栄丸	6.11.29
ＪＬ4868	125532	泉栄丸	6.11.29
ＪＬ5130	125508	第六金光丸	6.11. 7
ＪＭ2873	104237	第五海渡丸	6.11.24
ＪＭ3063	104397	第十五伸興丸	6.11.16
ＪＭ3178	106581	寿丸	6.11.30
ＪＭ3521	112095	第二ながさき	6.11.16
ＪＭ3906	118207	武宝丸	6.11.10
ＪＭ3931	118113	第二英和丸	6.11.14
ＪＭ4362	122728	第五報国丸	6.11. 4
ＪＭ4459	122767	第十八佐代丸	6.11. 8
ＪＭ4555	122871	青竜丸	6.11. 2
ＪＭ4826	124649	二宝丸	6.11.15
ＪＭ4953	124680	第三関福丸	6.11.18
ＪＭ5340	127051	第十八新昇丸	6.11.21

○運輸省告示第九十六号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十七条ノ四の規定により告示する。

平成七年二月十四日

運輸大臣　亀井　静香

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
ＪＧＱＢ	134975	日勝丸	平成 6.11.18
ＪＪＦＲ	131580	第八豊栄丸	6.11.10
ＪＱＲＪ	133314	第七十八昭福丸	6.11.22
ＪＧ5227	134028	三興丸	6.11. 1
ＪＧ5230	134936	菱英丸	6.11.25
ＪＧ5231	134937	伸興丸	6.11.14
ＪＧ5355	135003	第六正進丸	6.11.17
ＪＨ3290	134363	秀峰丸	6.11.14
ＪＨ3339	133253	千年丸	6.11.30
ＪＨ3356	133262	清見丸	6.11.16
ＪＨ3391	134378	第十八清福丸	6.11. 1
ＪＨ3392	134379	文栄丸	6.11.15
ＪＨ3394	134389	大福丸	6.11.21
ＪＪ3898	132430	第拾宝来丸	6.11. 4
ＪＫ5374	134683	栄吉丸108	6.11.15
ＪＫ5394	134747	第三高山丸	6.11.18
ＪＬ6165	133936	宝興丸	6.11.24
ＪＬ6203	133980	たかさご２	6.11.22
ＪＬ6264	134843	ひかり丸	6.11. 1
ＪＬ6267	134846	新住栄丸	6.11. 9
ＪＬ6300	134878	大栄丸	6.11.29
ＪＬ6324	134899	第二十三徳丸	6.11. 4
ＪＬ6326	134900	第十五吉丸	6.11. 7
ＪＬ6342	134911	第七福神丸	6.11.24
ＪＬ6343	134913	第五三鳳丸	6.11.28
ＪＭ6298	133577	クマゲ	6.11. 2
ＪＭ6373	134463	第三十一周宝丸	6.11. 2
ＪＭ6400	134473	第八神力丸	6.11.25
ＪＭ6423	134513	海星丸	6.11.24
ＪＭ6424	134514	幸洋丸	6.11.16
ＪＭ6425	134515	新日光丸	6.11.22

○運輸省告示第九十七号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成七年二月十四日

運輸大臣　亀井　静香

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
1625	平成 2. 7.31	118357	第一鳥羽丸
2606	1.11.15	120489	第十一萬龍丸
5432	1. 7. 3	113700	第五日光丸
8140	5. 4.26	113713	第十七富丸
23976	1. 6.20	115121	第五十八事代丸

○運輸省告示第九十八号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成七年二月十四日

運輸大臣　亀井　静香

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
1302	昭和 61. 8. 5	128605	第三十八松丸
1997	54.11. 5	95795	まるくに丸

○運輸省告示第九十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年一月三十日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年二月十五日

運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8008	ホンダＥ－ＵＡ１	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山２丁目１番１号
8009	ホンダＥ－ＵＡ２	〃	〃

○運輸省告示第百号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年一月三十日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年二月十五日

運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8010	ニッサンＫＤ－ＳＢ14	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
8011	ニッサンＫＤ－ＳＮＢ14	〃	〃

○運輸省告示第百一号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成七年二月十六日

運輸大臣　亀井　静香

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平７第5011号	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可	岩手県交通株式会社	現行の基準賃率44円10銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の２キロまではその２倍、５キロを超え10キロまではその0.8倍、10キロを超え20キロまではその0.7倍、20キロを超える部分はその0.55倍とし、最低運賃は130円とする。）を、基準賃率46円60銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の２キロまではその２倍、５キロを超え10キロまではその0.75倍、10キロを超え20キロまではその0.65倍、20キロを超える部分はその0.5倍とし、最低運賃は140円とする。）に変更する。
平７第5012号	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可	岩手県北自動車株式会社	現行の基準賃率28円40銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の２キロまではその２倍、10キロを超え20キロまではその0.8倍、20キロを超え30キロまではその0.7倍、30キロを超える部分はその0.6倍とし、最低運賃は100円とする。）を、基準賃率30円60銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の２キロまではその２倍、10キロを超え20キロまではその0.7倍、20キロを超え30キロまではその0.65倍、30キロを超える部分はその0.6倍とし、最低運賃は120円とする。）に変更する。

大―3438	いすゞKC―CXK81R1K	〃	〃
大―3439	いすゞKC―CVZ81V1	〃	〃
大―3440	いすゞKC―CXG82P1	〃	〃
大―3441	いすゞKC―CXG82U1	〃	〃
大―3442	いすゞKC―CXG82X1	〃	〃

○運輸省告示第九十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成七年一月二十日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成七年二月七日　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公KC067	KC―IDC―8PE1N	いすゞKC―LV380L、いすゞKC―LV380N、いすゞKC―LV380Q、いすゞKC―LV280L、いすゞKC―LV280N、いすゞKC―LV280Q、いすゞKC―LV880L	いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井6丁目26番1号

○運輸省告示第九十一号

船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百四十六条の十の二の規定に基づき、船舶設備規程第百四十六条の十の二の水域を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成七年二月七日　運輸大臣　亀井　静香

船舶設備規程第百四十六条の十の二の水域を定める告示の一部を改正する告示

船舶設備規程第百四十六条の十の二の水域を定める告示（平成四年運輸省告示第五十一号）の一部を次のように改正する。

第九号中「北緯三十三度四十九分五十秒」を「北緯三十三度四十九分五十一秒」に改める。

○運輸省告示第九十二号

次の水先免状を無効としたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省・経済安定本部令第一号）第八条の規定により告示する。

平成七年二月八日　運輸大臣　亀井　静香

免状の種類	免状の番号	氏名	交付年月日
伏木水先区水先免状	第二五一号	蓮沼　良三	昭和三十八年十二月二十一日

○運輸省告示第九十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届け出があったので、同法第七十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

平成七年二月十日　運輸大臣　亀井　静香

軽自動車の検査事務を行う事務所の名称及び変更後の所在地並びに検査事務を開始する日

名称	変更後の所在地	検査事務を開始する日
軽自動車検査協会　沖縄事務所	沖縄県浦添市字港川五〇〇番九	平成七年三月十三日

○運輸省告示第九十四号

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第三条の規定に基づき、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第二項の町村を指定したので、同令第四条の規定に基づき、昭和四十二年運輸省告示第三百四十八号（道路運送車両法施行令第三条の規定に基づき自動車の臨時運行の許可に関する町村を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成七年四月一日から適用する。

平成七年二月十三日　運輸大臣　亀井　静香

栃木県の部上都賀郡の項中「西方村　粟野町　足尾町」を「西方町　粟野町　足尾町」に改め、千葉県の部香取郡の項中「下総町　神崎町　大栄町　小見川町　多古町　干潟町」を「下総町　神崎町　大栄町　小見川町　多古町　干潟町　栗源町」に改め、愛知県の部中「愛知郡　日進町」を削り、高知県の部幡多郡の項中「大正町　十和村」を「大正町　十和村　佐賀町」に改める。

○運輸省告示第九十五号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十七条ノ四の規定により告示する。

平成七年二月十四日　運輸大臣　亀井　静香

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
7JUI	126743	筑波丸	平成6.11.25
7JXV	126758	安土丸	6.11. 8
7LEM	115463	第八鶴丸	6.11.22
7LPX	119715	第二十五不動丸	6.11. 8
8JTM	122296	第八龍昇丸	6.11. 7
8LDZ	125425	第十八海王丸	6.11.15
8LUM	125506	第五金光丸	6.11. 7
JAFJ	118412	第十八瑞寶丸	6.11. 4
JAVN	116141	利根丸	6.11.10
JBAI	124311	第二十八福一丸	6.11. 8
JCDF	107271	蒼鷹丸	6.11. 8
JCQE	115121	第五十八事代丸	6.10.31
JDGW	111000	第二十八八興丸	6.11.11
JETP	111238	第二十三八興丸	6.11. 4
JEVY	128807	第五十一伸興丸	6.11.18
JEXT	105807	第十三福丸	6.11. 4
JFPT	116869	第二十八大徳丸	6.11. 1
JFVL	100042	第1浜丸	6.11.11
JGDC	126645	第一福一丸	6.11.15
JHJJ	118379	第五十八永漁丸	6.10.31
JHQF	122727	第三報国丸	6.11. 4
JJMP	114771	天幸丸	6.10.31
JLYC	127004	公益丸	6.11.24
JNDQ	113333	昭恵丸	6.11. 1
JNPO	127440	新勢丸	6.11.21
JPVB	79380	清風丸	6.11.16
JQNV	128843	早鷹丸	6.11.11
JQWB	128064	豊洲丸	6.11. 4
JRSU	122766	第十五佐代丸	6.11. 8
JD2304	116714	ライラック	6.11.17
JD2693	102597	第三十八日東丸	6.11. 9
JE2229	117217	第二十八小袖丸	6.11.14
JE2408	121355	第七十八松尾丸	6.11.22
JE2410	121358	第八勝栄丸	6.10.31
JE2494	123082	第二月山	6.11.15
JE2541	123146	第一鳳寿丸	6.11.22
JE2720	109552	第六十二正一丸	6.11.21
JE2778	125008	第一寿和丸	6.11.11
JE2812	126650	第八松尾丸	6.11.22
JE2826	128160	第二十一寿和丸	6.11.11
JE3039	119987	第五宝得丸	6.11.30
JG2080	94696	酒田丸二号	6.11.29
JG2327	98639	第二文栄丸	6.11.15
JG2514	119238	第六十三手子后丸	6.11. 9
JG2539	103855	ぶいえすびいたけ丸	6.11.10
JG3556	119129	かちどき丸	6.11.21
JG3603	117830	第二十栄喜丸	6.11.18
JG3626	119195	第三十一伸興丸	6.11.18
JG3900	121766	第三十六稲荷丸	6.11.11
JG4092	121922	第一東廣丸	6.11. 8
JG4174	123753	エッソ日高丸	6.11. 4
JG4180	123783	第82たか丸	6.11.22
JG4312	126018	第五十三東廣丸	6.11. 8
JG4313	126019	第八十一手子后丸	6.11.10
JG4321	126030	第三十一稲荷丸	6.11. 8
JG4323	126032	第五十七東廣丸	6.11. 8
JG4465	126865	第七十一手子后丸	6.11. 4
JG4523	112751	きびかぜ	6.11.24
JG4570	128898	第二十七東廣丸	6.11. 8
JG4582	128934	第七新昇丸	6.11.22
JG4629	129775	第1こうかい	6.11.22
JG4630	129776	第2こうかい	6.11.22

8003	いすゞKC−NHR69EA	〃	〃
8004	いすゞKC−NKR69EA	〃	〃
8005	いすゞKC−NKR69LAR	〃	〃
8006	いすゞKC−NHS69EA	〃	〃

○運輸省告示第八十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成七年一月十八日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成七年二月六日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
中−2834	いすゞKC−NHR69CV	いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井６丁目26番１号
中−2835	いすゞKC−NHR69CAV	〃	〃
中−2836	いすゞKC−NHR69EV	〃	〃
中−2837	いすゞKC−NHR69EAV	〃	〃
中−2838	いすゞKC−NKR69CAE	〃	〃
中−2839	いすゞKC−NKR69EAV	〃	〃
中−2840	いすゞKC−NKR69LAV	〃	〃
中−2841	いすゞKC−NHS69EAV	〃	〃
小−082	いすゞKC−NHR69CV	〃	〃
小−083	いすゞKC−NHR69CAV	〃	〃
小−084	いすゞKC−NHR69EV	〃	〃
小−085	いすゞKC−NHR69EAV	〃	〃

○運輸省告示第八十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成七年一月十八日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成七年二月六日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公ＫＣ066	ＫＣ−ＩＤＣ−４ＪＧ２	いすゞKC−NHR69CV、いすゞKC−NHR69CAV、いすゞKC−NHR69EV、いすゞKC−NHR69EAV、いすゞKC−NKR69CAE、いすゞKC−NKR69EAV、いすゞKC−NKR69LAV、いすゞKC−NHS69EAV	いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井６丁目26番１号

○運輸省告示第八十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年一月二十四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年二月七日　　運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8007	ダイヤモンドスターE−D32A	DIAMOND−STAR MOTORS CORPORATION	100−N DIAMOND−STAR PARKWAY NORMAL, ILLINOIS 61761 U. S. A.

○運輸省告示第八十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成七年一月二十日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成七年二月七日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
大−3417	いすゞKC−LV380L	いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井６丁目26番１号
大−3418	いすゞKC−LV380N	〃	〃
大−3419	いすゞKC−LV380Q	〃	〃
大−3420	いすゞKC−LV280L	〃	〃
大−3421	いすゞKC−LV280N	〃	〃
大−3422	いすゞKC−LV280Q	〃	〃
大−3423	いすゞKC−LV280H	〃	〃
大−3424	いすゞKC−LV880L	〃	〃
大−3425	いすゞKC−CXK23P1	〃	〃
大−3426	いすゞKC−CXK23S1	〃	〃
大−3427	いすゞKC−CXK23U1	〃	〃
大−3428	いすゞKC−CXK23U1K	〃	〃
大−3429	いすゞKC−CXK23V1	〃	〃
大−3430	いすゞKC−CXK50S1	〃	〃
大−3431	いすゞKC−CXK50U1	〃	〃
大−3432	いすゞKC−CXK50V1	〃	〃
大−3433	いすゞKC−CXL50V1	〃	〃
大−3434	いすゞKC−CVZ80Q1	〃	〃
大−3435	いすゞKC−CVZ80S1	〃	〃
大−3436	いすゞKC−CVZ80V1	〃	〃
大−3437	いすゞKC−CXK81P1	〃	〃

第三図　群馬県警察ヘリポート

○運輸省告示第八十号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成七年二月六日　　運輸大臣　亀井　静香

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平7第9005号	定期航空運送事業の免許	株式会社日本エアシステム	申請路線　大阪－那覇
平7第9006号	定期航空運送事業の免許	株式会社日本エアシステム	申請路線　広島－松本
平7第9007号	定期航空運送事業の免許	株式会社日本エアシステム	申請路線　福岡－旭川
平7第9008号	定期航空運送事業の免許	株式会社日本エアシステム	申請路線　福岡－女満別

○運輸省告示第八十一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成七年一月十七日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成七年二月六日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
⑪R－1142	反射器（後部）　ＳＴＡＮＬＥＹ　ＲＲ1267	スタンレー電気株式会社	東京都目黒区中目黒２丁目９番13号

○運輸省告示第八十二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成七年一月十七日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成七年二月六日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
⑪R－1143	反射器（後部）　ＩＣＨＩＫＯＨ　7402	市光工業株式会社	東京都品川区東五反田５丁目10番18号

○運輸省告示第八十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成七年一月十七日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成七年二月六日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
⑪R－1144	反射器（後部）　ＩＣＨＩＫＯＨ　7405	市光工業株式会社	東京都品川区東五反田５丁目10番18号

○運輸省告示第八十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成七年一月十七日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成七年二月六日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
⑪R－1145	反射器（後部）　ＩＣＨＩＫＯＨ　7407	市光工業株式会社	東京都品川区東五反田５丁目10番18号

○運輸省告示第八十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年一月十八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年二月六日　　運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8000	いすゞＫＣ－ＮＨＲ69Ｃ	いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井６丁目26番１号
8001	いすゞＫＣ－ＮＨＲ69ＣＡ	〃	〃
8002	いすゞＫＣ－ＮＨＲ69Ｅ	〃	〃

平面に対し上方へ八分の一のこう配を有する平面であって、それぞれの投影面が進入区域と一致するもの

ロ　着陸帯Bの進入表面　第三図のうち、着陸帯の短辺（ホヘ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ二分の一のこう配を有する平面及び着陸帯の短辺（トチ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ八分の一のこう配を有する平面であって、それぞれの投影面が進入区域と一致するもの

十　水平表面　第二図及び第三図のうち、飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径二百メートルで描いた円周（マの線）で囲まれた部分

十一　転移表面

イ　着陸帯Aの転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イリ及びニヲ並びにロヌ及びハル）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ二分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イラ及びニナ並びにロレ及びハソ）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（リラ、ラナ及びナネ並びにヌレ、レソ及びソツ）及び進入表面の斜辺（イリ及びニネ並びにロヌ及びハツ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

ロ　着陸帯Bの転移表面　第三図のうち、進入表面の斜辺（ホワ及びチタ並びにヘカ及びトヨ）を含む平面及び着陸帯の長辺（ホチ及びヘト）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ二分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（ホヤ及びチク並びにヘム及びトウ）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（ワヤ、ヤク及びクオ並びにカム、ムウ及びウノ）及び進入表面の斜辺（ホワ及びチオ並びにヘカ及びトノ）又は着陸帯の長辺（ホチ及びヘト）により囲まれる部分

十二　飛行場の施設の概要

イ　滑走路

(1)　滑走路A

a　長さ　十七メートル

b　幅　十五メートル

c　方位　北二百六十九度三十二分三十八秒東（真方位）

d　舗装の種類　セメントコンクリート舗装

(2)　滑走路B

a　長さ　十七メートル

b　幅　十五メートル

c　方位　北三百五十九度三十二分三十八秒東（真方位）

d　舗装の種類　セメントコンクリート舗装

ロ　その他

(1)　飛行場標識施設　一式

(2)　航空機の脱落防止施設　一式

(3)　燃料の流出防止施設　一式

十三　設置予定の航空保安施設の概要　航空灯火一式

十四　供用開始の予定期日　平成九年四月一日

第一図　群馬県警察ヘリポート

○運輸省告示第七十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年一月十日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年二月三日　運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
9575	三菱ＫＣ－ＦＨ217ＣＤ	三菱自動車工業株式会社及び新明和工業株式会社	東京都港区芝５丁目33番８号（三菱自動車工業株式会社）及び兵庫県西宮市小曽根１丁目５番25号（新明和工業株式会社）
9576	三菱ＫＣ－ＦＨ218ＣＤ	〃	〃
9577	三菱ＫＣ－ＦＨ217ＣＤ	三菱自動車工業株式会社及び極東開発工業株式会社	東京都港区芝５丁目33番８号（三菱自動車工業株式会社）及び兵庫県西宮市甲子園口６丁目１番45号（極東開発工業株式会社）
9578	三菱ＫＣ－ＦＨ218ＣＤ	〃	〃
7968	三菱ＫＣ－ＦＨ217Ｇ	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝５丁目33番８号
7969	三菱ＫＣ－ＦＨ217Ｈ	〃	〃
7970	三菱ＫＣ－ＦＨ217Ｊ	〃	〃
7971	三菱ＫＣ－ＦＨ218Ｇ	〃	〃
7972	三菱ＫＣ－ＦＨ218Ｈ	〃	〃
7973	三菱ＫＣ－ＦＨ218Ｊ	〃	〃

○運輸省告示第七十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成七年一月十日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成七年二月三日　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(l)	製作者の名称及び住所
農1949	ホンダＴＺＡＧ	農耕トラクタ	ホンダＧＡＡＤ	0.635	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山二丁目１番１号

○運輸省告示第七十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年一月十八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年二月三日　運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
7999	トヨタＴＭＭ　Ｅ－ＭＣＸ10	TOYOTA MOTOR MANUFACTURING. U.S.A., INC.	1001 CHERRY BLOSSOM WAY GEORGETOWN. KENTUCKY. U.S.A.

○運輸省告示第七十八号

上五島空港について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月三日　運輸大臣　亀井　静香

一　設置者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市江戸町二番十三号

二　飛行場の名称及び位置　上五島空港　長崎県南松浦郡有川町

三　変更した事項（変更前の事項については、昭和五十二年運輸省告示第百四十五号及び昭和五十六年運輸省告示第百四十四号を参照）

イ　飛行場の範囲　別図のうち一点鎖線で囲まれた部分

ロ　飛行場の総面積　二十六万六千二百八十一平方メートル

別図　上五島空港

○運輸省告示第七十九号

群馬県から群馬県警察ヘリポートの設置許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月六日　運輸大臣　亀井　静香

一　設置の目的　事件、事故及び災害時等における警察活動の高速性及び機動性を促進するため（非公共用）

二　申請者の氏名及び住所　群馬県　群馬県前橋市大手町一丁目一番一号

三　飛行場の名称及び位置並びに標点の位置　群馬県警察ヘリポート　群馬県前橋市　北緯三十六度二十三分二十秒　東経百三十九度三分五十二秒（標高百五十七・二メートル）

四　飛行場予定地並びにその所有者の氏名及び住所

イ　飛行場予定地　群馬県前橋市大手町一丁目六十六番一ほか一筆

ロ　飛行場予定地の所有者の氏名及び住所　群馬県　群馬県前橋市大手町一丁目一番一号

五　飛行場の種類及び滑走路の強度

イ　飛行場の種類　陸上ヘリポート

ロ　滑走路の強度

(1)　滑走路A　全備重量七トンに耐える強度

(2)　滑走路B　全備重量七トンに耐える強度

六　飛行場の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分（総面積五百七十六平方メートル）

七　着陸帯

イ　着陸帯A　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ十七メートル　幅十五メートル）

ロ　着陸帯B　第一図及び第三図のうち、ホ、ヘ、ト、チ及びホの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ十七メートル　幅十五メートル）

八　進入区域

イ　着陸帯Aの進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヌ、リ及びイ並びにハ、ニ、ワ、ル及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

ロ　着陸帯Bの進入区域　第三図のうち、ホ、ヘ、カ、ワ及びホ並びにト、チ、タ、ヨ及びトの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

九　進入表面

イ　着陸帯Aの進入表面　第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ二十分の一の勾配を有する平面及び着陸帯の短辺（ハニ）に接続し、かつ、水

大ー3713	ニッサンディーゼルK C－CK551BNT	〃	〃
大ー3714	ニッサンディーゼルK C－CK551BAT	〃	〃
大ー3715	ニッサンディーゼルK C－CK631BNT	〃	〃
大ー3716	ニッサンディーゼルK C－CK631BAT	〃	〃
大ー3717	ニッサンディーゼルK C－KG530TN	〃	〃
大ー3718	ニッサンディーゼルK C－KG530VN	〃	〃

○運輸省告示第七十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成七年一月十日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成七年二月三日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
中ー3091	三菱KC－FH217C	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝5丁目33番8号
中ー3092	三菱KC－FH217D	〃	〃
中ー3093	三菱KC－FH217E	〃	〃
中ー3094	三菱KC－FH217K	〃	〃
中ー3095	三菱KC－FH218C	〃	〃
中ー3096	三菱KC－FH218D	〃	〃
中ー3097	三菱KC－FH218E	〃	〃
中ー3098	三菱KC－FH218K	〃	〃

○運輸省告示第七十一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成七年一月十日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成七年二月三日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
中ー1720	トヨタKC－BU100A	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地

○運輸省告示第七十二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成七年一月十日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成七年二月三日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公KC065	T－3B－KC	トヨタKC－BU100A	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地

○運輸省告示第七十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成七年一月十日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成七年二月三日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公KC063	NKC－RF8TA	ニッサンディーゼルKC－CK541BNT、ニッサンディーゼルKC－CK541BAT	日産ディーゼル工業株式会社	埼玉県上尾市大字1丁目1番地
自公KC064	NKC－RH10B	ニッサンディーゼルKC－CK631BNT、ニッサンディーゼルKC－CK631BAT	〃	〃

○運輸省告示第七十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年一月十日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年二月三日　　運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
7974	トヨタKC－BU100	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地
7975	トヨタKC－BU120V	〃	〃
7976	トヨタKC－BU140	〃	〃
7977	トヨタKC－BU162	〃	〃
7978	トヨタKC－BU162D	〃	〃
7979	トヨタKC－BU162A	〃	〃
7980	トヨタKC－BU172	〃	〃
7981	トヨタKC－BU182	〃	〃
7982	トヨタKC－BU202	〃	〃
7983	トヨタKC－BU212	〃	〃
7984	トヨタKC－BU222	〃	〃
7985	日野KC－BU100M	〃	〃
7986	日野KC－BU162M	〃	〃
7987	日野KC－BU162T	〃	〃
7988	日野KC－BU162X	〃	〃
7989	日野KC－BU172M	〃	〃
7990	日野KC－BU212M	〃	〃
7991	ダイハツKC－BU100N	〃	〃
7992	ダイハツKC－BU162N	〃	〃
7993	ダイハツKC－BU162U	〃	〃
7994	ダイハツKC－BU162J	〃	〃
7995	ダイハツKC－BU172N	〃	〃
7996	ダイハツKC－BU212N	〃	〃

○運輸省告示第六十四号

船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成三年運輸省令第三十三号）附則第二条第二項の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第二条第二項の日を定める告示を次のとおり定める。

平成七年二月一日

運輸大臣　亀井　静香

船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第二条第二項の日を定める告示

船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第二条第二項の告示で定める日は、平成八年一月三十一日とする。

○運輸省告示第六十五号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成七年二月一日

運輸大臣　亀井　静香

事業番号	事業の種類	申請者	事業の内容
平7第4016号	鉄道の旅客運賃変更認可	北大阪急行電鉄株式会社	1　普通旅客運賃 現行の2キロメートルまで60円、2キロメートルを超え4キロメートルまで80円、4キロメートルを超え6キロメートルまで110円の対キロ区間制運賃を、2キロメートルまで80円、2キロメートルを超え4キロメートルまで100円、4キロメートルを超え6キロメートルまで120円の対キロ区間制運賃に変更する。 2　定期旅客運賃（1か月） 現行の運賃を、通勤定期旅客運賃については平均15.6パーセント、通学定期旅客運賃については平均16.6パーセント引き上げる。

○運輸省告示第六十六号

高松空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第二項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二日

運輸大臣　亀井　静香

一　設置者の氏名及び住所　運輸大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　高松空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　高松空港内及びその周辺　香川県高松市

四　変更した事項（本事項に関しては、平成七年二月二日付け航空路誌改訂版を参照）

旋回灯の項を進入角指示灯の項の次に次のとおり追加した。

航空灯火	灯質	光度	配置等
旋回灯	ナトリウム放電灯、航空可変白の不動光	最大九十八万カンデラ	滑走路08側末端から九百七メートルまで左側滑走路灯列の外側

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成七年三月二十四日

○運輸省告示第六十七号

宮崎空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第二項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二日

運輸大臣　亀井　静香

一　設置者の氏名及び住所　運輸大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　宮崎空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　宮崎空港内及びその周辺　宮崎県宮崎市

四　変更した事項（本事項に関しては、平成七年二月二日付け航空路誌改訂版を参照。なお、変更前の事項については、平成二年運輸省告示第七十六号を参照）

イ　飛行場灯台及び風向灯の項を次のとおり変更した。

航空灯火	灯質	光度	配置等
飛行場灯台	白熱電灯、航空白と航空緑の閃交光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二十三万カンデラ、航空緑実効光度四万カンデラ	北緯三十一度五十二分十二秒、東経百三十一度二十六分三十秒
風向灯	白熱電灯、不動光		飛行場灯台の北約四百七十メートルの位置及び東北東約二千二百七十メートルの位置

ロ　旋回灯の項を進入角指示灯の項の次に次のとおり追加した。

航空灯火	灯質	光度	配置等
旋回灯	ナトリウム放電灯、航空可変白の不動光	最大九十八万カンデラ	滑走路09側末端から九百メートルまで左側滑走路灯列の外側

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成七年三月二十八日

○運輸省告示第六十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第二項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成七年二月二日

運輸大臣　亀井　静香

第二項の表出雲VORの項を次のように改める。

出雲VOR	上欄に同じ	N35°25′ E132°54′ 島根県簸川郡斐川町	108.85	100	なし	XZE	8時から19時30分まで	昭和56年9月3日（平成7年3月11日から供用再開）	出雲DMEと組合せVOR/DMEとして運用

第五項の表出雲DMEの項を次のように改める。

出雲DME	上欄に同じ	N35°25′ E132°54′ 島根県簸川郡斐川町	1,112	1.5	なし	XZE	8時から19時30分まで	昭和56年9月3日（平成7年3月11日から供用再開）	出雲VORと組合せVOR/DMEとして運用

○運輸省告示第六十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成七年一月十日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成七年二月三日

運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
大―3706	ニッサンディーゼルK　C―CK451BAT	日産ディーゼル工業株式会社	埼玉県上尾市大字1丁目1番地
大―3707	ニッサンディーゼルK　C―CK531BNT	〃	〃
大―3708	ニッサンディーゼルK　C―CK531BAT	〃	〃
大―3709	ニッサンディーゼルK　C―CK531ENT	〃	〃
大―3710	ニッサンディーゼルK　C―CK531KNT	〃	〃
大―3711	ニッサンディーゼルK　C―CK541BNT	〃	〃
大―3712	ニッサンディーゼルK　C―CK541BAT	〃	〃

提出部数、提出期日及び申告義務者

調査票の種類	提出部数	提出期日	申告義務者
様式1	2部	翌月10日	一般ガス事業者又は大口ガス事業者に属する工場（事業場を含む。）の管理責任者
様式2	2部	翌月10日	簡易ガス事業者

○通商産業省告示第九十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成七年二月十日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成七年二月二十八日

通商産業大臣　橋本龍太郎

一、型式承認番号　第SAC九五一号
二、名称　株式会社　堀場製作所
三、住所　京都市南区吉祥院宮の東町二番地
四、特定計量器の種類　非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計

○通商産業省告示第九十八号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（昭和四十三年通商産業省令第十四号）第二十条第一号ただし書の規定に基づき、容器を屋外に置くことが著しく困難な場合を次のとおり定めたので告示する。

平成七年二月二十八日

通商産業大臣　橋本龍太郎

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第二十条第一号ただし書の告示で定める場合は、次の地域に置く場合（内容積が二十五リットル未満の容器を置く場合に限る。）とする。

兵庫県のうち、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、川辺郡、津名郡、三原郡

附　則

1　この告示は、平成七年三月一日から施行する。
2　この告示は、平成七年四月十五日限り、その効果を失う。

指定統計第４３号

平成　　年　　月分

ガス事業生産動態統計調査票

様式　2

㊙

I 供給地点群

項目 ＼ 供給地点群	1	2	3	合計
供給地点群の名称				
供給地点群の所在地				
供給地点の数				

II 原料

	1			2			3			合計		
種類	液化石油ガス（キログラム）		圧縮天然ガス（立方メートル）	液化石油ガス（キログラム）		圧縮天然ガス（立方メートル）	液化石油ガス（キログラム）		圧縮天然ガス（立方メートル）	液化石油ガス（キログラム）		圧縮天然ガス（立方メートル）
規格	い号	ろ号		い号	ろ号		い号	ろ号		い号	ろ号	
月初在庫量												
受入量												
消費量												
過欠補正												
月末在庫量												

III 需要家メーター数（単位：個）

	1		2		3		合計	
用途別 ＼ 項目	取付数	調定数	取付数	調定数	取付数	調定数	取付数	調定数
家庭用								
商業用								
その他								
計								

IV 生産品（単位：立方メートル）

		1	2	3	合計
生産量（販売量）	家庭用				
	商業用				
	その他				
	計				

V 労務（単位：人）

月末在籍従業者数		

事業者名		提出年月日	
所在地		申告義務者の職名	
		記名	

（注）1．II原料の表の「規格」は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第30条第２項に定める規格をいう。
2．この調査票は、１枚について、供給地点群を３つまで記入することができるので、それぞれの供給地点群について、IIからVまでを対応して記入すること。

通商産業省

平成　　年　　月分　　　　指定統計第４３号

(標準カロリー　　　キロカロリー)

ガス事業生産動態統計調査票

様式　1　　㊙

事業者の区分		一般ガス事業者	大口供給の有無　：　有・無
		大口ガス事業者	

I 原料

種別＼項目		石炭 (トン)	コークス (トン)	石油 (キロリットル) 灯・揮発油	石油 (キロリットル) その他( )	液化石油ガス (トン)	天然ガス (立方メートル)	液化天然ガス (トン)	その他(品種名) ( )	その他(品種名) ( )
月始在庫量										
受入量	購入分									
	自家生産分									
	計									
振替用	受入れ									
	払出し									
消費量	ガス化用									
	加熱用									
	その他用									
	計									
過欠補正										
月末在庫量										

II ガス在庫量及び送出量　(単位：1,000キロカロリー)

項目			
月始在庫量			
生産量			
購入量			
振替え受入れ			
加熱用			
送出量	振替え支払い		
	自家消費量		
	販売量	家庭用	
		商業用	(　　)
		工業用	(　　)
		その他用	(　　)
		計	(　　)
	勘定外ガス		
	合計		
月末在庫量			

III ガス生産量及び購入量内訳　(単位：1,000キロカロリー)

種別＼項目	生産量	購入量	計
石炭ガス			
その他石炭系ガス			
灯・揮発油ガス			
液化石油ガス			
その他石油系ガス			
天然ガス			
液化天然ガス			
その他(　　)			
(　　)			
計			

IV 副産物　(単位：トン)

項目＼品目		コークス	コールタール	その他( )
月始在庫量				
生産量				
振替え	受入れ			
	払出し			
自家消費量				
出荷量				
過欠補正				
月末在庫量				
歩留り %				

V 需要家メーター数　(単位：個)

用途＼項目	取付数	調定数
家庭用		
商業用	(　　)	(　　)
工業用	(　　)	(　　)
その他用	(　　)	(　　)
計	(　　)	(　　)

VI 労務　(単位：人、千円)

種別＼項目	在籍者数	実働者数	現金給与総額
従業者			
臨時従業者		延	

VII 電力

契約電力（常時）(kW)		
自家発電電力認可出力 (kW)		
消費電力量 (kWh)	受電分	
	自家発電分	
	計	

事業者名	
所在地	

工場・事業場名	
所在地	

提出年月日	平成　年　月　日
申告義務者の職名	
記名	

通商産業省

○通商産業省告示第九十五号

工業標準化法施行規則（昭和二十四年通商産業省、総理府、文部省、厚生省、農林省、郵政省、運輸省、電気通信省、労働省、建設省令第一号）第六十七条（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和四十五年通商産業省告示第八十八号（工業標準化法施行規則に基づき報告に際しての様式等を指定）の一部を次のように改正し、平成七年三月一日から施行する。

平成七年二月二十七日

通商産業大臣臨時代理

国務大臣　前田　勲男

別表中日本工業規格表示許可（承認）商品生産状況等報告書の項及び日本工業規格表示許可（承認）加工技術加工状況等報告書の項を削り、同表日本工業規格表示許可（承認）商品生産状況等変更報告書の項中「様式第三」を「様式第一」に、「法」を「工業標準化法（以下「法」という。）」に、同表日本工業規格表示許可（承認）加工技術加工条件等変更報告書の項中「様式第四」を「様式第二」に改める。

別表の備考一を削り、備考二中「通商産業局長」の下に「（沖縄県にあっては沖縄総合事務局の長、外国にあっては通商産業大臣）」を加え、同備考を備考とする。

様式第一及び様式第二を削る。

様式第三の1の備考3中「(1)」を「(7)」に改め、備考7中「(2)」の次に「、(4)」を加え、備考8中「(3)」の次に「、(4)」を加え、備考9の様式(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、備考9の様式注（ニ）を削り、注（ホ）中「(6)及び(7)」を「(5)及び(6)」に改め、同注を注（ニ）とし、注（ヘ）中「(8)」を「(7)」に改め、同注を注（ホ）とし、注（ト）中「(8)」を「(7)」に改め、同注を注（ヘ）とし、様式第三を様式第一とする。

様式第四の1の備考3中「(6)」を「(7)」に改め、備考7中「(2)」の次に「、(4)」を加え、備考9の様式中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、備考9の様式の注（ニ）を削り、注（ホ）中「(6)及び(7)」を「(5)及び(6)」に改め、同注を注（ニ）とし、注（ヘ）中「(8)」を「(7)」に改め、同注を注（ホ）とし、注（ト）中「(8)」を「(7)」に改め、同注を注（ヘ）とし、様式第四を様式第二とする。

○通商産業省告示第九十六号

ガス事業生産動態調査規則（昭和二十六年総理府令第十一号）第五条第三項の規定に基づき、ガス生産動態統計調査の調査票用紙の様式、提出部数、提出期日及び申告義務者を次のように定め、平成七年三月一日から適用する。なお、昭和三十六年通商産業省告示第十三号（ガス生産動態統計調査の調査票用紙の様式等を定める件）は、平成七年二月二十八日限りで廃止する。

平成七年二月二十七日

通商産業大臣　橋本龍太郎

チオベンカルブ（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
ベンゼン（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
セレン及びその化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
水素イオン濃度（水素指数）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
生物化学的酸素要求量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
化学的酸素要求量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
浮遊物質量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
フェノール類含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
銅含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
亜鉛含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
溶解性鉄含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
溶解性マンガン含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
クロム含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
弗素含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
大腸菌群数（個／cm³）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
窒素含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
燐含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			

備考　1　申請に係る指定公害防止用設備の種類に応じて事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備と事業の用に供する指定公害防止用設備の両方について記入のこと。
　　　2　ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
　　　3　※印のある欄は、記入しないこと。

2．汚水処理装置

	処理前の数値及び処理後の数値（事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備）		処理前の数値及び処理後の数値（事業の用に供する指定公害防止用設備）		規制基準により定められた許容限度としての数値及び規制根拠法令（条例を含む。）	※備　考
カドミウム及びその化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
シアン化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
有機燐化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
鉛及びその化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
六価クロム化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
砒素及びその化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
アルキル水銀化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
PCB（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
トリクロロエチレン（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
テトラクロロエチレン（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
ジクロロメタン（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
四塩化炭素（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
1・2-ジクロロエタン（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
1・1-ジクロロエチレン（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
シス-1・2-ジクロロエチレン（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
1・1・1-トリクロロエタン（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
1・1・2-トリクロロエタン（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
1・3-ジクロロプロペン（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
チウラム（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
シマジン（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			

様式（第１条関係）

地方税法施行令附則第１１条第１４項に規定する公共の危害防止に資する効果が著しく高いものであることの証明申請書

通商産業大臣　　　　　　殿

申請年月日	
※証明年月日	
※証 明 番 号	

申請者名（署名又は記名押印）
住　　所

地方税法施行令附則第１１条第１４項に規定する公共の危害防止に資する効果が著しく高いものであることにつき、地方税法施行規則附則第６条第１２項の規定による通商産業大臣の証明を受けたいので、下記により申請します。

記

1．申請に係る指定公害防止用設備の名称、位置及び供用開始年月日
2．事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備の名称、位置及び事業の用に供しなくなった年月日
3．原因物質の量、濃度及び汚染状態の指標に関する申請に係る指定公害防止用設備による処理前の数値、処理後の数値及び規制基準により定められた許容限度としての数値（別紙のとおり）

上記の申請について、地方税法施行規則附則第６条第１２項の規定により証明します。

通商産業大臣
記名押印

（備考）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　※印のある欄は、記入しないこと。

別紙

1．ばい煙処理装置又は窒素酸化物抑制装置

		処理前の数値及び処理後の数値（事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備）		処理前の数値及び処理後の数値（事業の用に供する指定公害防止用設備）		規制基準により定められた許容限度としての数値及び規制根拠法令（条例を含む。）	※備　考
ばい煙の濃度	ばいじん（g/N㎥）	処理前の数値		処理前の数値			
		処理後の数値		処理後の数値			
	カドミウム及びその化合物（mg/N㎥）	処理前の数値		処理前の数値			
		処理後の数値		処理後の数値			
	塩素（mg/N㎥）	処理前の数値		処理前の数値			
		処理後の数値		処理後の数値			
	塩化水素（mg/N㎥）	処理前の数値		処理前の数値			
		処理後の数値		処理後の数値			
	弗素、弗化水素及び弗化珪素（mg/N㎥）	処理前の数値		処理前の数値			
		処理後の数値		処理後の数値			
	鉛及びその化合物（mg/N㎥）	処理前の数値		処理前の数値			
		処理後の数値		処理後の数値			
	窒素酸化物（容量比ppm）	処理前の数値		処理前の数値			
		処理後の数値		処理後の数値			
ばい煙量	いおう酸化物（N㎥/h）	最大　処理前の数値		最大　処理前の数値			
		最大　処理後の数値		最大　処理後の数値			
		通常　処理前の数値		通常　処理前の数値			
		通常　処理後の数値		通常　処理後の数値			

○通商産業省告示第九十四号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第十二項に規定する通商産業大臣の行う証明に関する手続きを次のように定め、平成六年四月一日から適用する。

なお、平成四年通商産業省告示第四百二号は、廃止する。

平成七年二月二十四日

通商産業大臣　橋本龍太郎

（証明申請書の提出）

第一条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第十四項に規定する施設等（以下「指定公害防止用設備」という。）につき、地方税法施行規則（以下「規則」という。）附則第六条第十二項の規定による通商産業大臣の証明を受けようとする者は、様式による証明申請書二通に、別表第一欄に掲げる当該申請に係る指定防止用設備の種類ごとに同表第二欄に定める書類を添付して、通商産業大臣に提出しなければならない。（提出先は、当該指定公害防止用設備を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する通商産業局商工部。（関東通商産業局にあっては総務企画部。沖縄県にあっては沖縄開発庁沖縄総合事務局通商産業部商工課。））

（証明）

第二条　通商産業大臣は、前条の規定による証明申請書の提出があった場合において、別表第一欄に掲げる当該申請に係る指定公害防止用設備の種類ごとに、同表第三欄に定める処理前の数値及び処理後の数値並びに同表第四欄に定める規制基準を勘案して、当該指定公害防止用設備が規則附則第六条第十一項各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、その証明を行うものとする。

（証明書の交付）

第三条　通商産業大臣は、前条の証明を行ったときは、当該証明に係る証明申請書一通にその旨を記入し、証明書として当該証明を受けた者に対し交付するものとする。

（証明の取消し）

第四条　通商産業大臣は、第二条の証明を受けた者が第一条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったときは、当該証明を取り消すことができる。

別表（第一条、第二条関係）

指定公害防止用設備の種類	添付書類	処理前の数値及び処理後の数値	規制基準
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十四条第一号に規定する施設（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第四条第二号に規定する鉱煙の処理に係る施設に限る。）、地方税法附則第十四条第三号に規定する設備及び同条第四号に規定する処理施設（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設に限る。）	事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備及びこれに代えて事業の用に供される指定公害防止用設備の設置に係る大気汚染防止法第六条第一項又は第八条第一項の規定に基づく届出に係る届出書（同法第二十七条第二項の規定により、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）若しくはガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定の適用を受ける者の申請又は鉱山保安法第八条第一項の認可を受けた者の申請にあっては、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところにより通商産業大臣、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に提出すべきこれらの指定公害防止用設備の設置に係る申請書等）	事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備及びこれに代えて事業の用に供される指定公害防止用設備によるそれぞれの処理前及び処理後の大気汚染防止法第二条第一項に規定するばい煙の濃度（ただし、いおう酸化物に関しては、処理前及び処理後のばい煙量。）	大気汚染防止法第三条第一項に規定する排出基準及び同法第四条第一項の規定に基づき都道府県の定める排出基準
地方税法附則第十四条第一号に規定する施設（鉱山保安法第四条第二号に規定する坑水又は廃水の処理に係る施設に限る。）、地方税法附則第十四条第二号に規定する処理施設及び除害施設	事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備及びこれに代えて事業の用に供される指定公害防止用設備の設置に係る水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第五条若しくは第七条の規定に基づく届出に係る届出書又は瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項若しくは第八条第一項の規定に基づく許可に係る申請書（水質汚濁防止法第二十三条第二項の規定により、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の適用を受ける者の申請にあっては、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の相当規定の定めるところにより通商産業大臣又は運輸大臣に提出すべきこれらの指定公害防止用設備の設置に係る申請書等）	事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備及びこれに代えて事業の用に供される指定公害防止用設備によるそれぞれの処理前及び処理後の水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排出水の汚染状態	水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排出基準及び同条第三項の規定に基づき都道府県の定める排出基準

○通商産業省告示第八十九号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成七年二月七日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年二月二十二日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第61－5261号～第61－5264号	株式会社アイ・ライティング・システム	東京都港区芝3－12－4	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
第81－13302号	株式会社東海工業所	愛知県名古屋市北区大野町2－1	電気こたつ
第81－18230号	〃	〃	〃
第91－53471号～第91－53476号	サン・エス工業株式会社	岐阜県中津川市千旦林1386－4	換気扇
第81－22448号～第81－22449号	有限会社横田漆器店	香川県仲多度郡満濃町大字東高篠516－1	電気こたつ
第81－22450号	丸高医療器株式会社	静岡県藤枝市八幡字広道550－1	家庭用温熱治療器
第91－53477号～第91－53478号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2－5－5	電気冷房機
第91－53479号	三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2－2－3	電気冷蔵庫
第91－53480号	山田電器工業株式会社	東京都墨田区八広1－30－11	直流電源装置
第91－53481号～第91－53482号	桑井電業株式会社	東京都港区三田2－19－12	空気清浄機
第91－53483号	株式会社アイホー	愛知県豊川市白鳥町防入60	電気食器洗い機
第91－53484号	旭電機化成株式会社	大阪府大阪市東成区神路4－3－18	直流電源装置
第91－53485号	富士電機冷機製造株式会社	岐阜県可児市下切姫ヶ丘1－23	自動販売機
第91－53486号	マイト工業株式会社	大阪府大阪市平野区加美正覚寺4－7－23	直流電源装置
第91－53487号～第91－53489号	多久電機株式会社	佐賀県多久市南多久町大字長尾3898	電気井戸ポンプ
第91－53490号～第91－53491号	三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2－2－3	電気冷房機
第41－18368号	綿元洋	大阪府東大阪市衣摺4－27－25	蛍光灯用ソケット
第61－5269号～第61－5272号	株式会社アイ・ライティング・システム	東京都港区芝3－12－4	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
第91－39781号	昭和鉄工株式会社	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭3－1－35	空気清浄機
第41－23452号～第41－23454号	村上電機株式会社	新潟県村上市大字天神岡字山太600	漏電遮断器
第41－23455号	東洋レックス株式会社	新潟県長岡市関原町1－1041	器具用差込プラグ
第41－23456号	スター電器製造株式会社	東京都千代田区神田小川町3－11－2	コンセント
第81－22451号	株式会社日本抵抗器製作所	富山県東砺波郡城端町北野2315	電気温水器
第91－53499号	株式会社ニットー冷熱製作所	埼玉県飯能市大字双柳1264	電気冷蔵庫
第91－53500号	富士電機株式会社	神奈川県川崎市川崎区田辺新田1－1	自動販売機
第91－53501号	三菱重工業株式会社	東京都千代田区丸の内2－5－1	電気冷房機
第91－53502号～第91－53503号	三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2－2－3	換気扇

○通商産業省告示第九十号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成七年二月七日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年二月二十二日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41－23457号	国領株式会社	東京都板橋区徳丸1－5－7	差込みプラグ
第91－53492号	富士商株式会社	山口県小野田市稲荷町10－23	自動販売機
第91－53493号	三星電子ジャパン株式会社	東京都中央区日本橋浜町2－31－1	電気冷蔵庫
第91－53494号	株式会社星和電機	埼玉県北足立郡吹上町鎌戸2－2－3	電気冷房機
第91－53495号	金子産業株式会社	長野県長野市大字南長池字村前5	ディスポーザー
第91－53496号	株式会社えむ．しー．じゃぱん	大阪府堺市鳳北町7丁33	毛髪乾燥機
第81－22452号	東栄産業株式会社	東京都荒川区西日暮里1－61－18	電気アイロン
第81－22453号	ブルーマチックジャパン株式会社	神奈川県横浜市中区元浜町4－35第三吉尾ビル	電気コーヒー沸かし器

○通商産業省告示第九十一号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成七年二月七日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成七年二月二十二日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第91－53497号	オルト　インコーポレイテッド	米国　ミネソタ州　ミネアポリス市　ブーン街　ノース7300番地	直流電源装置
第91－53498号	ミツオカ　エレクトロニクス　マレーシア　センディリアン　バーハード	2571　ティングカット　ペルサハーン　4A　13600　プライ　エスピーティービー　ペナン　マレーシア	〃

○通商産業省告示第九十二号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十四条第二号の規定に基づき、昭和三十八年通商産業省告示第百六十六号（甲種電気用品の試験を行う者を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成七年二月二十二日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

表中「関東事業所」を「総合製品安全試験検査センター」に、「北関西事業所」を「北関西試験センター」に改める。

○通商産業省告示第九十三号

発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第三条第一項の規定に基づき、次のように地点を指定したので、告示する。

平成七年二月二十二日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

1　北海道沙流郡日高町字日高、同町字富岡及び同町字三岩
2　群馬県吾妻郡長野原町大字応桑
3　岡山県苫田郡鏡野町岩屋及び同町大町
4　大分県大分郡庄内町大字野畑及び同町大字阿蘇野
5　大分県玖珠郡九重町大字野上
6　福井県南条郡今庄町広野

第91—53458号～第91—53459号	東京[illegible]電線株式会社	東京都大田区多摩川2—4—3	直流電源装置
第91—53460号	菱和株式会社	和歌山県和歌山市上三毛58	電気送風機
第91—53461号～第91—53462号	アライ空調機株式会社	和歌山県和歌山市塩ノ谷156	電気冷房機
第91—53463号～第91—53464号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	電気冷凍庫
第91—53465号	富士電機冷機製造株式会社	岐阜県可児市下切姫ヶ丘1—23	電気冷水機
第91—53466号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4—6	電気冷房機
第94—6670号～第94—6671号	東電プラスチック株式会社	新潟県加茂市大字後須田428	家庭用つり下げ型蛍光灯器具
第32—1195号～第32—1196号	エス・オー・シー株式会社	東京都港区三田3—11—36	管形ヒューズ
第32—1387号	株式会社オリエント	大分県大分市大字羽屋110—4	〃
第61—14321号	株式会社チック	静岡県田方郡大仁町大仁570	蛍光灯用安定器
第61—14329号～第61—14330号	株式会社アイ・ライティング・システム	東京都港区芝3—12—4	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
第41—23445号	ひさご電材株式会社	東京都板橋区小茂根4—18—14	差込みプラグ
第41—23446号～第41—23447号	甲神電機株式会社	岡山県笠岡市茂平西吉原1606—10	配線用遮断器
第41—23448号	株式会社デジット	大阪府松原市阿保2—301—3	防水ソケット
第81—22439号	株式会社ヘア・クリエイト	島根県大原郡木次町大字里方1093—25	電気髪ごて
第81—22440号	株式会社リヒトラブ	大阪府大阪市中央区農人橋1—1—22	電気接着器
第81—22441号	株式会社日本抵抗器製作所	富山県東砺波郡城端町北野2315	電気便座
第81—22442号	三ッ谷電機株式会社	新潟県燕市大字燕510—1	電気なべ
第81—22443号	坂口電熱株式会社	東京都千代田区外神田1—12—2	電気こんろ
第81—22444号	株式会社日立ホームテック	千葉県柏市新十余二3—1	電気カーペット
第81—22445号～第81—22446号	有限会社國領電機製作所	東京都板橋区若木1—5—7	電熱シート
第41—18254号	行田サンナック株式会社	大阪府大阪市城東区関目5—9—14	蛍光灯用ソケット
第91—41838号	近東化学工業株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2—6—22	電気乾燥機
第91—41925号～第91—41926号	株式会社岩谷電機製作所	愛知県幡豆郡幡豆町大字東幡豆字鳥山1—2	電気ポンプ
第91—53467号	金澤工業株式会社	茨城県猿島郡総和町女沼1663	電気加湿機
第91—53468号	三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2—2—3	換気扇
第81—22447号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	電気コーヒー沸かし器
第91—53469号	株式会社会津タムラ製作所	福島県大沼郡会津本郷町字上村北27—2	直流電源装置
第95—5266号	伊藤超短波株式会社	東京都文京区白山1—23—15	家庭用低周波治療器
第95—5263号	福島アビオニクス株式会社	福島県郡山市片平町字湊戸山1	テレビジョン受信機
第95—5264号	日本ビクター株式会社	神奈川県横浜市神奈川区守屋町3—12	〃
第94—4013号	株式会社エル・ピー・エル	東京都東村山市秋津町3—54—7	ムービーライト
第94—6669号	株式会社オーツカ光学	東京都品川区小山1—1—4	ビューワー

○通商産業省告示第八十六号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成七年二月三日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年二月二十日　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—23449号	株式会社ユアナィ	東京都新宿区高田馬場1—26—12高田馬場ビル805号	アダプター
第95—5265号	愛明電子株式会社	東京都台東区駒形2—7—5	テレビジョン受信機

○通商産業省告示第八十七号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成七年二月三日付けをもって次のように甲種電気用品の型式の認可とみなす確認を行ったので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年二月二十日　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第61—16095—A1号	日本コンポーネンツ株式会社	東京都品川区西五反田5—3—5	その他の家庭機器用変圧器

○通商産業省告示第八十八号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成七年二月三日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成七年二月二十日　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第12—7133号～第12—7134号	日立パンコクケーブル株式会社	173 ムウ 12, KM. 43, パンナトラッドロード, パンワ アンパア パンパコン, チャチュンサオ タイ	その他のビニルコード
第12—8440号～第12—8441号	日立ケーブルジョホール株式会社	19F, パングナン アラブ マレーシアン, 55 ジャラン ラジャ チュラン, 50200 クアラルンプール マレーシア	単心ビニルコード
第12—8442号	〃	〃	キャブタイヤコード
第91—53470号	厦門台和電子有限公司	中華人民共和国福建省厦門市湖里工業区31号厰房	直流電源装置
第41—23450号	上海行田电产有限公司	中華人民共和国上海市上海县華松路151号	コードコネクターボディ
第41—23451号	〃	〃	器具用差込プラグ

第91—53436号～第91—53437号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4—6	〃
第91—53438号	株式会社フジコーポレーション	静岡県浜松市泉4—12—1	電気もちつき機
第91—53439号～第91—53444号	東京精工株式会社	福島県石川郡玉川村大字川辺字宮ノ前393—1	電気ポンプ
第81—22435号	サンライズ工業株式会社	新潟県糸魚川市寺島2—24—6	その他の採暖用電熱器具
第81—22436号	サンフロア工業株式会社	北海道岩見沢市大和3条3—38	電熱マット
第81—22437号～第81—22438号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	電気コーヒー沸かし器
第94—6665号～第94—6666号	東電プラスチック株式会社	新潟県加茂市大字後須田428	家庭用つり下げ型蛍光灯器具
第91—41841号～第91—41842号	株式会社双葉工業所	埼玉県与野市本町西4—12—10	直流電源装置
第95—5255号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	テレビジョン受信機
第95—5256号	株式会社エナ	岐阜県恵那市大井町字観音寺2695—733	その他の電子応用遊戯器具
第95—5257号～第95—5259号	シャープ株式会社	大阪府大阪市阿倍野区長池町22—22	テレビジョン受信機
第95—5260号	株式会社丸和製作所	大阪府大阪市東住吉区矢田4—7—1	〃
第95—5261号	株式会社大永製作所	神奈川県横浜市鶴見区駒岡町719—1	その他の電子応用遊戯器具
第95—5262号	大平技研工業株式会社	岐阜県岐阜市岩井万場44	〃

○通商産業省告示第八十三号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第１項の規定に基づき、平成七年１月三十１日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第１号の規定に基づき告示する。

平成七年二月十六日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第91—53445号	アイ・ビー・シー・マーケティング株式会社	東京都新宿区西新宿1—25—1新宿センタービル34Ｆ	空気清浄機
第91—53446号	大宇ジャパン株式会社	東京都千代田区霞が関3—8—1	電気冷蔵庫

○通商産業省告示第八十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第三項第１号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成七年二月十六日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

番号	名称	住所	指定の期間
2695	株式会社フタバ	東京都足立区入谷一丁目十三番三号	平成六年十二月二十九日から平成七年十二月二十八日まで
2696	北海道炭礦汽船株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号	平成七年二月五日から平成八年二月四日まで
2697	北炭機械工業株式会社	北海道札幌市中央区北二条西二丁目十五番地	平成七年二月三日から平成八年二月二日まで
2698	株式会社永和製作所	北海道札幌市中央区北四条西十二丁目一番二十八号	同右
2699	空知炭礦株式会社	北海道歌志内市字東光二十七番地	同右
2700	株式会社信和製作所	北海道夕張市清水沢百二十九番地	同右
2701	夕張興産株式会社	北海道札幌市中央区北二条西二丁目十三番地	同右

○通商産業省告示第八十五号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成七年二月三日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第１号の規定に基づき告示する。

平成七年二月二十日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第91—53447号～第91—53449号	信幸金属工業株式会社	長野県長野市稲里町中氷鉋字九反1	換気扇
第91—53450号	株式会社ヒノデ	静岡県沼津市足高396—55	〃
第91—53451号～第91—53452号	松下精工株式会社	大阪府大阪市城東区今福西6—2—61	〃
第11—4366号	日立電線株式会社	東京都千代田区丸の内2—1—2	キャブタイヤコード
第12—5681号	タツタ電線株式会社	大阪府東大阪市岩田町2—3—1	合成樹脂絶縁電線
第91—53453号～第91—53454号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4—6	電気冷房機
第91—53455号	株式会社ニットー冷熱製作所	埼玉県飯能市大字双柳1264	空気清浄機
第91—53456号	株式会社名口製作所	愛知県春日井市上野町3—3—11	換気扇
第41—13309号	旭電器工業株式会社	三重県津市白塚町2856	中間スイッチ
第41—13318号	平河ヒューテック株式会社	東京都品川区南大井3—28—10	差込みプラグ
第41—18536号	マツヤマ電機株式会社	大阪府摂津市南別府町15—8	コンセント
第41—23443号	神保電器株式会社	東京都大田区大森西1—19—4	プルスイッチ
第94—6667号	三田工業株式会社	大阪府大阪市中央区玉造1—2—28	複写機
第94—6668号	全日本電機産業株式会社	大阪府大阪市平野区長吉長原4—14—22	充電式携帯電灯
第41—23444号	スター電器製造株式会社	東京都千代田区神田小川町3—11—2	差込みプラグ
第51—416号～第51—420号	北海道計器工業株式会社	北海道札幌市中央区北5条西17—13	アンペア制用電流制限器
第12—3721号～第12—3722号	ヒエン電工株式会社	大阪府大阪市住之江区北加賀屋2—11—8	ケーブル
第12—5642号	〃	〃	〃
第12—8439号	川崎電線株式会社	神奈川県川崎市高津区坂戸1—13—3	ビニルキャブタイヤケーブル
第32—873号	エス・オー・シー株式会社	東京都港区三田3—11—36	管形ヒューズ
第32—1393号	富士端子工業株式会社	大阪府大阪市淀川区十八条2—18—98	〃
第12—7095号～第12—7097号	タツタ電線株式会社	大阪府東大阪市岩田町2—3—1	ケーブル
第12—7103号～第12—7105号	〃	〃	〃
第61—11703号～第61—11708号	ヘルメス電機株式会社	大阪府大阪市北区中津5—4—8	蛍光灯用安定器
第91—53457号	株式会社ナガイ	新潟県柏崎市大字安田7551	電気乾燥機

第91—53424号〜第91—53430号	日立多賀エンジニアリング株式会社	茨城県日立市東多賀町1—1—1	換気扇
第41—18457号	朝日ナショナル照明株式会社	大阪府東大阪市吉田下島1—55	タイムスイッチ
第91—46386号	株式会社ニッソー	東京都足立区島根3—2—5	観賞魚用電気気泡発生器
第94—6663号	株式会社エルモ社	愛知県名古屋市瑞穂区明前町6—14	反射投影機
第94—6664号	プラス工業株式会社	埼玉県入間市狭山ヶ原108	〃

○通商産業省告示第七十七号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成七年一月二十七日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年二月九日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第81—22432号	株式会社内田洋行	東京都中央区新川2—4—7	その他の工作・工芸用電熱器具
第91—53431号	サンデンインターナショナル株式会社	東京都台東区台東1—31—7	冷凍用のショーケース

○通商産業省告示第七十八号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成七年一月二十七日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成七年二月九日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第11—4818号	東莞永泰电线电器有限公司	中華人民共和国廣東省東莞市虎門鎮北柵管理区	その他のゴムコード
第41—18248号	上慶企業株式會社	大韓民国慶尚南道梁山郡梁山邑由山里476—68	器具用差込プラグ
第91—53432号	元山科技工業股份有限公司	台湾高雄県仁武郷竹後村鳳仁路329號	電気乾燥機
第91—53433号	オルト インコーポレイテッド	米国 ミネソタ州 ミネアポリス市 ブーン街 ノース 7300番地	直流電源装置

○通商産業省告示第七十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成七年一月二十七日付けをもって次のように計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成七年二月十日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

一、型式承認番号　第E—九号
二、名称　株式会社トプコン
三、住所　東京都板橋区蓮沼町七五—一
四、計量器の種類　照度計

○通商産業省告示第八十号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第四条第二項の規定に基づき、平成七年三月二十日から平成七年十二月三十一日までの期間におけるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書EのグループⅠに掲げる物質についての製造数量許可申請書の提出期間を平成七年二月二十二日から平成七年二月二十八日までと定める。

平成七年二月十五日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

○通商産業省告示第八十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件）の一部を次のように改正する。

平成七年二月十五日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

第一号の表の第2の3中「掲げる物質」の次に「並びに同議定書附属書Eに掲げる物質（貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるものを除く。）」を加える。

第三号の1から27まで以外の部分中「20の3」を「20の4」に改め、同号の20の3の次に次のように加える。

20の4　貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Eに掲げる物質を輸入しようとする者は、貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるものであることについての通商産業大臣の確認を受けなければならない。

第三号の25の(1)中「コロンビア」の下に「、コモロ」を、「コスタ・リカ」の下に「、象牙海岸共和国」を、「シンガポール」の下に「、シエラ・レオーネ」を加え、同(2)中「、象牙海岸共和国」を削り、「オランダ領アンチル」の下に「、オマーン」を加え、「、シエラ・レオーネ」を削り、同号の26中「ベナン」の下に「、ボリヴィア」を、「中央アフリカ」の下に「、チャード」を、「コロンビア」の下に「、コモロ」を、「エル・サルヴァドル」の下に「、エティオピア」を、「モルディブ」の下に「、マリ」を、「マーシャル」の下に「、モーリタニア」を、「モンテネグロ」の下に「、モザンビーク」を、「ナミビア」の下に「、ネパール」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三号の25の(1)及び(2)の改正規定中象牙海岸共和国に係る部分　平成七年二月十九日
二　第三号の25の(1)の改正規定中コモロに係る部分　平成七年二月二十一日
三　第一号の表の第2の3の改正規定、第三号の1から27以外の部分の改正規定及び第三号の20の4を加える改正規定に係る部分　平成七年三月二十日

○通商産業省告示第八十二号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成七年一月三十一日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年二月十六日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—13303号	河村電線工業株式会社	大阪府大阪市生野区桃谷1—10—22—211	アダプター
第41—13521号	アメリカン電線株式会社	東京都大田区北嶺町41—16	マルチタップ
第41—23439号〜第41—23441号	尾張松下電工株式会社	愛知県瀬戸市穴田町737—12	押しボタンスイッチ
第41—23442号	共和電器株式会社	東京都品川区荏原2—2—14	蛍光灯用ソケット
第11—2520号〜第11—2521号	石川特殊電線株式会社	東京都大田区蒲田5—30—15	ゴム絶縁電線
第32—1388号	エス・オー・シー株式会社	東京都港区三田3—11—36	管形ヒューズ
第41—18354号	河村電線工業株式会社	大阪府大阪市生野区桃谷1—10—22—211	差込みプラグ
第81—22433号	株式会社湘南和興製作所	東京都大田区西六郷4—18—11	サウナバス用電熱器
第81—22434号	テクノエレメント株式会社	静岡県浜松市小池町1532	電熱マット
第91—42206号	長野日本無線株式会社	長野県長野市稲里町下氷鉋1163	直流電源装置
第91—53434号〜第91—53435号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	電気冷房機

規定に基づき告示する。

平成七年二月八日　　　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—23423号～第41—23424号	有限会社龍電社	愛知県名古屋市東区芳野1—19—15	差込みプラグ
第41—23425号	青山電陶株式会社	愛知県瀬戸市效範町2—13	ランプレセプタクル
第41—23426号～第41—23428号	寺崎電気産業株式会社	大阪府大阪市阿倍野区阪南町7—2—10	配線用遮断器
第41—23429号	インタコンポ株式会社	東京都渋谷区渋谷1—6—7	アダプター
第91—53400号	株式会社ウエンズ	北海道札幌市中央区南8条西12—1—20	換気扇
第95—5253号	テクノエース株式会社	愛知県名古屋市千種区大久手町7—1	テレビジョン受信機

○通商産業省告示第七十五号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成七年一月二十四日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成七年二月八日　　　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第95—5254号	アイワ　シンガポール　プライベート　リミテッド	1094　ローア　デルタ　ロード　シンガポール　0316　リパブリック　オブ　シンガポール	テレビジョン受信機

○通商産業省告示第七十六号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成七年一月二十七日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年二月九日　　　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—23430号	トーソー株式会社	東京都中央区新川1—4—9	その他の点滅器
第41—23431号	株式会社畠山製作所	静岡県富士市久沢173	タイムスイッチ
第41—23432号	株式会社グレックス	神奈川県横浜市金沢区福浦2—11—1	ライティングダクト
第41—23433号	株式会社大明	大阪府大阪市東成区中道3—17—15	ランプレセプタクル
第61—16775号～第61—16776号	四変テック株式会社	香川県仲多度郡多度津町桜川2—1—97	蛍光灯用安定器
第12—7071号	吉見工業株式会社	東京都三鷹市大沢3　2—37	その他のビニルコード
第12—7128号	第一電線工業株式会社	奈良県生駒郡安堵町東安堵72	キャブタイヤコード
第32—1193号～第32—1194号	エス・オー・シー株式会社	東京都港区三田3—11—36	管形ヒューズ
第32—1197号	〃	〃	〃
第41—13337号	張相徳	東京都大田区千鳥2—37—14	差込みプラグ
第81—16710号	株式会社ワータ	長野県南安曇郡豊科町大字南穂高4957	水道凍結防止器
第81—22426号	東陶機器株式会社	福岡県北九州市小倉北区中島2—1—1	電気温水器
第81—22427号	愛知電機株式会社	愛知県春日井市愛知町1	〃
第91—53401号	リンナイ株式会社	愛知県名古屋市中川区福住町2—26	電気冷房機
第91—53402号	多久電機株式会社	佐賀県多久市南多久町大字長尾3898	電気ポンプ
第91—53403号	越生サンケン株式会社	埼玉県入間郡越生町大字成瀬7	直流電源装置
第91—53404号	ヤギシタ電機株式会社	神奈川県小田原市寿町1—3—27	直流電源装置
第91—53405号	東陶機器株式会社	福岡県北九州市小倉北区中島2—1—1	自動洗浄乾燥式便器
第91—53406号	株式会社新井コロナ	新潟県新井市大字上百々100	電気冷房機
第91—53407号	株式会社コロナ	新潟県三条市東新保7—7	〃
第91—53408号～第91—53409号	丸高医療機株式会社	静岡県藤枝市八幡字広通550—1	電気マッサージ器
第71—2795号～第71—2796号	株式会社ワイ・イー・ドライブ	福岡県北九州市八幡西区黒崎城石2—1	かご形3相誘導電動機
第91—53410号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	電気冷房機
第91—53411号～第91—53412号	松下精工株式会社	大阪府大阪市城東区今福西6—2—61	換気扇
第91—53413号	大垣精工株式会社	岐阜県大垣市浅西3—92—1	電気乾燥機
第32—1198号	エス・オー・シー株式会社	東京都港区三田3—11—36	管形ヒューズ
第41—23434号	大和電器株式会社	東京都品川区小山3—2—14	マルチタップ
第41—23435号～第41—23437号	尾張松下電工株式会社	愛知県瀬戸市穴田町737—12	箱開閉器
第41—23438号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	配線用遮断器
第91—53414号	ジーエーシー株式会社	長野県南安曇郡豊科町大字豊科1000	電気冷房機
第91—53415号	株式会社タイトー	東京都千代田区平河町2—5—3	電気遊戯盤
第91—53416号～第91—53417号	日本ビーマック株式会社	神奈川県厚木市飯山3150	電気冷房機
第94—5590号～第94—5591号	コピア株式会社	東京都三鷹市下連雀6—3—3	複写機
第91—53418号～第91—53419号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4—6	電気冷房機
第91—53420号	日本建鐵株式会社	東京都千代田区大手町2—6—2	電気洗濯機
第91—53421号	〃	〃	電気脱水機
第91—53422号～第91—53423号	三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2—2—3	電気冷房機
第81—22428号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	その他の調理用電熱器具
第81—22429号	ニラサワ製販株式会社	新潟県三条市大野畑16—38	電気ホットプレート
第81—22430号	松下電工株式会社	大阪府門真市大字門真1048	電気カーペット
第81—22431号	長山機器電機株式会社	兵庫県神戸市兵庫区東出町2—2—23	電気ストーブ
第91—6920—1号	谷口工機株式会社	兵庫県津名郡北淡町浅野南1165	電気かみそり

○通商産業省告示第六十八号
　電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成七年一月二十日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。
　　平成七年二月七日　　　　　　　　　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第95—5252号	ユピテル工業株式会社	東京都港区芝浦3—19—18	テレビジョン受信機
第81—22417号	ブルーマチックジャパン株式会社	神奈川県横浜市中区元浜町4—35第三若尾ビル	電気瞬間湯沸かし器
第81—22418号	株式会社アグレックス	東京都港区北青山3—6—19三和実業表参道ビル4F	その他の理容用電熱器具
第91—53991号	株式会社加納製作所	愛知県豊川市美幸町1—60	ディスポーザー
第91—53992号	株式会社服部セイコー	東京都中央区銀座4—5—11	電気かみそり

○通商産業省告示第六十九号
　電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成七年一月二十日付けをもって次のように甲種電気用品の型式の認可とみなす確認を行ったので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。
　　平成七年二月七日　　　　　　　　　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第91—52451—A1号	株式会社ミスミ	東京都江東区東陽2—4—43	直流電源装置
第91—43258—A3号	株式会社ヘリマエンタープライズ	兵庫県三木市大塚2—1—51	ディスポーザー

○通商産業省告示第七十号
　電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成七年一月二十日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。
　　平成七年二月七日　　　　　　　　　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—23412号～第41—23415号	富士电机大连有限公司	中华人民共和国辽宁省大连开发区工业团地	配線用遮断器
第81—22419号～第81—22420号	上海夏普電器有限公司	中国上海市浦東金橋出口加工区24号地	電気がま
第91—53393号	アスティック エレクトロニクス カンパニー リミテッド	中華人民共和国広東省深圳市 宝安縣城26区	直流電源装置

○通商産業省告示第七十一号
　中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令（昭和三十八年通商産業省令第百二十三号）第四条第五項の規定に基づき、同条第一項の認定申請の手続について、平成七年の兵庫県南部地震により被害を受けた大阪府及び兵庫県の区域内の申請者が昭和三十八年通商産業省告示第四百六十七号（中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令第四条第一項の認定の期日等を指定）第一項の規定に基づき平成七年四月一日に認定を受けようとする場合の申請書の提出期限及び申請書に添付すべき書類についての同告示第二項及び第三項の特例措置を次のように定める。
　　平成七年二月八日　　　　　　　　　　通商産業大臣　橋本龍太郎

（第二項の特例措置）
一　申請書の提出期限は平成七年二月二十四日とする。

（第三項の特例措置）
二　中小企業診断士登録証を申請書に添付すべきものとされている場合においてこれが滅失したときは申請に際してこのことを申告することにより添付にかえるものとする。

○通商産業省告示第七十二号
　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十九条第一号から第三号までの規定に基づき、平成七年の兵庫県南部地震についての激甚災害に関し、次のように定めたので、告示する。
　　平成七年二月八日　　　　　　　　　　通商産業大臣　橋本龍太郎

　平成七年の兵庫県南部地震についての激甚災害に関し、令第二十九条第一号の通商産業大臣が定める金額は、千万円とし、同条第二号の通商産業大臣が定める金額は、三千万円とし、同条第三号の通商産業大臣が定める金額は、千万円とする。

○通商産業省告示第七十三号
　電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成七年一月二十四日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。
　　平成七年二月八日　　　　　　　　　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—23416号～第41—23418号	甲神電機株式会社	岡山県笠岡市茂平西吉原1608—10	配線用遮断器
第41—23419号	松下電工株式会社	大阪府大阪市城東区今福西6—2—61	タイムスイッチ
第41—23420号	杉本電器株式会社	東京都品川区戸越1—17—8	マルチタップ
第41—23421号	株式会社福屋製作所	愛知県名古屋市瑞穂区洋島町12—24	差込みプラグ
第61—16769号～第61—16770号	生野池田電機株式会社	兵庫県朝来郡生野町口銀谷2185	蛍光灯用安定器
第61—16771号～第61—16774号	池田電機株式会社	兵庫県姫路市西延末404—1	〃
第91—53394号～第91—53395号	ダイキン工業株式会社	大阪府大阪市北区中崎西2—4—12梅田センタービル	電気冷房機
第91—53396号	世晃産業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字麻郷966	空気圧縮機
第91—53397号～第91—53398号	九州松下電器株式会社	福岡県福岡市博多区美野島4—1—62	電気ポンプ
第91—53399号	株式会社ピーアイ	栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち4—2—20	電気遊戯盤
第41—23422号	リーダーテクニクス株式会社	群馬県邑楽郡千代田町大字新福寺670—1	フロートスイッチ
第61—5247号～第61—5248号	池田電機株式会社	兵庫県姫路市西延末404—1	蛍光灯用安定器
第81—22421号～第81—22422号	積水化学工業株式会社	大阪府大阪市北区西天満2—4—4	電気温水器
第81—22423号	ホシザキ冷器株式会社	島根県仁多郡横田町大字中村2525—1	その他の調理用電熱器具
第81—22424号	東芝ホームテクノ株式会社	新潟県加茂市大字後須田2570—1	電気がま
第81—22425号	アイシン精機株式会社	愛知県刈谷市朝日町2—1	電気便座

○通商産業省告示第七十四号
　電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成七年一月二十四日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第95—5247号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	電子レンジ
第95—5248号	東芝映像機器株式会社	埼玉県深谷市上柴町東２—29—８	テレビジョン受信機
第95—5249号	ソニー一宮株式会社	愛知県一宮市大字高田字池尻６	〃

○通商産業省告示第六十五号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成七年一月十九日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成七年二月三日

通商産業大臣　橋本龍太郎

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第91—53356号	エクストラクターコーポレーション	米国イリノイ州サウスエルジン市マーチン通り705番地	電気脱水機
第91—53370号	ＥＯＳ　コーポレーション	アメリカ合衆国カリフォルニア州カマリロ市ヴィアアロンドラ通り906番地	直流電源装置
第91—53371号〜第91—53372号	〃	〃	〃
第91—53373号	世晃産業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字麻郷966	空気圧縮機
第91—53374号	日東電工株式会社	福島県いわき市平中神谷字十二所河原50	送風機
第91—53375号	日立多賀テクノロジー株式会社	茨城県日立市東多賀町１—１—１	換気扇
第11—3572号〜第11—3573号	石川特殊電線株式会社	東京都大田区蒲田５—30—15	ゴム絶縁電線
第91—53376号	サンデン株式会社	群馬県伊勢崎市寿町20	自動販売機
第91—53377号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通２—５—５	電気冷水機
第91—53378号	九州日立マクセル株式会社	福岡県田川郡方城町大字伊方4680	電気かみそり
第91—53379号〜第91—53380号	三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内２—２—３	電気冷房機
第91—53381号〜第91—53385号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台４—６	〃
第12—8438号	古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内２—６—１	合成樹脂絶縁電線
第41—18244号	杉本電器株式会社	東京都品川区戸越１—17—８	マルチタップ
第41—23409号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通２—５—５	その他の点滅器
第41—23410号	日新電工株式会社	兵庫県尼崎市久々知３—24—１	配線用遮断器
第91—41735号	長野日本無線株式会社	長野県長野市稲里町下氷鉋1163	直流電源装置
第91—42199号	中日本鋳工株式会社	愛知県西尾市高畠町７—53	電気乾燥機
第61—16767号〜第61—16768号	ニッポ電工株式会社	秋田県南秋田郡天王町天王字塩口北野81—１	蛍光灯用安定器
第81—22412号〜第81—22413号	東芝ホームテクノ株式会社	新潟県加茂市大字後須田2570—１	電気コーヒー沸かし器
第81—22414号	株式会社大陽工業所	兵庫県尼崎市小中島３—15—11	電気がま
第81—22415号	積水化学工業株式会社	大阪府大阪市北区西天満２—４—４	電気温水器
第41—3278号	杉本電器株式会社	東京都品川区戸越１—17—８	差込みプラグ
第41—3283号	〃	〃	ランプレセプタクル
第41—7771号	大和電器株式会社	東京都品川区小山３—２—14	ペンダントスイッチ
第41—13368号	〃	〃	器具用差込プラグ
第41—13399号	〃	〃	差込みプラグ
第41—23411号	有限会社植原合成樹脂製作所	神奈川県平塚市河内449	〃
第81—22416号	日熱産業株式会社	千葉県柏市新十余二３—１	電気こんろ
第91—53386号	松下精工株式会社	大阪府大阪市城東区今福西６—２—61	電気乾燥機
第91—53387号	金澤工業株式会社	茨城県猿島郡総和町女沼1663	〃
第91—53388号	富士工業株式会社	神奈川県相模原市渕野辺２—１—９	換気扇
第91—53389号	十和田オーディオ株式会社	秋田県鹿角郡小坂町小坂字大稲坪98	直流電源装置
第91—53390号	日本高分子株式会社	東京都足立区西新井栄町１—20—２	電気除湿機

○通商産業省告示第六十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成七年一月二十日付けをもって次のように計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成七年二月六日

通商産業大臣　橋本龍太郎

一、型式承認番号　第E—七号
二、名称　横河インスツルメンツ株式会社
三、住所　長野県更埴市鋳物師屋七二二—一
四、計量器の種類　照度計

一、型式承認番号　第E—八号
二、名称　横河インスツルメンツ株式会社
三、住所　長野県更埴市鋳物師屋七二二—一
四、計量器の種類　照度計

○通商産業省告示第六十七号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成七年一月二十日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年二月七日

通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第94—5584号	株式会社エルモ社	愛知県名古屋市瑞穂区明前町６—14	スライド映写機
第41—23405号〜第41—23406号	株式会社畑屋製作所	愛知県名古屋市瑞穂区浮島町12—24	マルチタップ
第41—23407号	株式会社耶馬溪製作所	大阪府大阪市阿倍野区阪南町７—２—10	配線用遮断器
第41—23408号	春日電機株式会社	東京都三鷹市下連雀８—３—11	電磁開閉器
第61—16765号〜第61—16766号	株式会社共進電機製作所	大阪府大阪市淀川区三津屋南２—６—16	蛍光灯用安定器
第81—22406号	気高電機株式会社	鳥取県気高郡気高町大字宝木1561—８	その他の調理用電熱器具
第81—22407号〜第81—22408号	埼玉電機株式会社	埼玉県大里郡花園町大字小前田1728—１	電気がま
第81—22409号〜第81—22410号	日熱産業株式会社	千葉県柏市新十余二３—１	電気ホットプレート
第81—22411号	〃	〃	電気こんろ
第91—47135号	ダイキン工業株式会社	大阪府大阪市北区中崎西２—４—12梅田センタービル	電気冷房機

番号	名称	住所	品目
第81—5683号	日光株式会社	大阪府大阪市浪速区塩草2—4—5	電気はんだごて
第81—18486号	〃	〃	〃
第91—42003号	サンエー電機株式会社	京都府京都市南区久世殿城町295	直流電源装置
第91—53338号〜第91—53339号	山口照明株式会社	大阪府大阪市中央区島之内2—1—5	庭園灯器具
第91—53340号〜第91—53343号	新明和工業株式会社	兵庫県西宮市小曽根町1—5—25	電気ポンプ
第91—53344号	株式会社長府製作所	山口県下関市長府扇町2—1	電気冷房機
第91—53345号	有限会社ヤマト技研	大阪府八尾市高砂町3—3—30	空気圧縮機
第91—53346号	三国機電工業株式会社	大阪府大阪市福島区福島2—10—19	電撃殺虫器
第91—53347号	ダイキン工業株式会社	大阪府大阪市北区中崎西2—4—12梅田センタービル	電気冷房機
第91—53348号	松下住設機器株式会社	奈良県大和郡山市筒井町800	電気温風機
第91—53349号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	換気扇
第91—53350号〜第91—53351号	ファミリー株式会社	大阪府大阪市東淀川区東中島1—17—26	電気マッサージ器
第91—53352号〜第91—53353号	国新産業株式会社	東京都北区東田端1—12—25	毛髪乾燥機
第91—53354号	山形田瀬電子工業株式会社	山形県新庄市大字泉田字高台新田4102—9	直流電源装置
第91—53355号	和光電研株式会社	大阪府八尾市太田新町1—33	空気清浄機
第81—22390号	永見産業株式会社	大阪府門真市下馬伏183—1	電気温蔵庫
第81—22391号	ヒヨグリラー株式会社	大阪府大阪市平野区加美東6—15—41	その他の調理用電熱器具
第81—22392号	旭電機化成株式会社	大阪府大阪市東成区神路4—3—18	電気コーヒー沸かし器
第81—22393号	株式会社柿沼製作所	大阪府門真市柳町17—1	電気ジャー
第81—22394号	肥田電器株式会社	石川県鹿島郡鹿島町字春木ラ部55	電気酒かん器
第81—22395号	ツインバード工業株式会社	新潟県西蒲原郡吉田町大字西太田字潟向2084—2	電気ホットプレート
第12—7099号	第一電線工業株式会社	奈良県生駒郡安堵町東安堵72	その他のビニルコード
第12—7100号	〃	〃	単心ビニルコード
第41—3289号	株式会社明工社	東京都目黒区下目黒6—8—19	差込みプラグ
第41—13290号	株式会社ワコー	東京都目黒区目黒本町4—14—7	アダプター
第41—13321号	理研加工株式会社	千葉県市川市塩浜2—23	差込みプラグ
第41—13322号	松下産業機器株式会社	大阪府豊中市稲津町3—1—1	光電式自動点滅器
第41—7645号	富士電機株式会社	神奈川県川崎市川崎区田辺新田1—1	電磁開閉器
第41—18333号	杉本電器株式会社	東京都品川区戸越1—17—8	ランプレセプタクル
第41—18438号	アメリカン電機株式会社	東京都大田区北糀谷町41—16	差込みプラグ
第41—18442号〜第41—18443号	〃	〃	その他の差込接続器
第41—18469号	株式会社畑屋製作所	愛知県名古屋市瑞穂区洋島町12—24	差込みプラグ
第41—23398号	尾張松下電工株式会社	愛知県瀬戸市穴田町737—12	配線用遮断器
第41—23399号〜第41—23402号	株式会社日幸電機製作所	東京都世田谷区等々力7—4—9	分電盤ユニットスイッチ
第41—23403号	株式会社亀屋工業所	茨城県日立市神峰町4—11—12	圧力スイッチ
第91—53357号	三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2—2—3	電気冷房機
第91—53358号	谷村電気精機株式会社	岩手県北上市村崎野21地割26—18	自動販売機
第91—53359号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	電気冷凍庫
第91—53360号〜第91—53361号	東プレ岐阜株式会社	岐阜県加茂郡川辺町下川辺372—7	送風機
第91—53362号	〃	〃	換気扇
第61—16761号〜第61—16764号	チック田方電機株式会社	静岡県田方郡函南町塚本220—1	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
第94—6661号〜第94—6662号	有限会社佐野製作所	滋賀県栗太郡栗東町小柿98—1	電気スタンド
第81—22396号	ヒヨグリラー株式会社	大阪府大阪市平野区加美東6—15—41	その他の調理用電熱器具
第81—22397号	株式会社リヒトラブ	大阪府大阪市中央区農人橋1—1—22	電気接着器
第81—22398号〜第81—22399号	大阪電機工業株式会社	大阪府八尾市美園町1—71—1	電気アイロン
第81—22400号	中部総業株式会社	愛知県名古屋市守山区森孝1—801	電気接着器
第81—22401号	株式会社大和田製作所	東京都台東区日本堤2—2—2	電気たこ焼き器
第81—22402号	東芝ホームテクノ株式会社	新潟県加茂市大字後須田2570—1	電気コーヒー沸かし器
第91—41818号	日光精器株式会社	大阪府枚方市岡南町6—37	電気バリカン
第91—46240号	富士電子工業株式会社	東京都大田区仲池上2—12—2	医療用物質生成器
第91—53363号〜第91—53364号	日機装エイコー株式会社	東京都豊島区東池袋4—24—3協栄生命池袋ビル7階	電気ポンプ
第91—53365号	ユニバーサル販売株式会社	東京都港区高輪3—22—9	電気遊戯盤
第81—22403号	株式会社マルマ	静岡県引佐郡三ヶ日町釣145	サウナバス用電熱器
第81—22404号	株式会社コメットカトウ	愛知県名古屋市中川区西日置町9—109	その他の調理用電熱器具
第91—53366号	三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2—2—3	換気扇
第91—53367号〜第91—53369号	〃	〃	送風機
第41—18816号	株式会社サンコーシャ	東京都品川区大崎4—3—8	その他の差込接続器
第41—23404号	株式会社緑井チャンバール	広島県広島市安佐南区緑井6—1050—1	漏電遮断器
第95—5245号	松下電器産業株式会社	大阪府門真市大字門真1006	テレビジョン受信機

平成七年二月二日　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第95—5242号	テクノエース株式会社	愛知県名古屋市千種区大久手町7—1	テレビジョン受信機
第95—5244号	ゴールドスター・ジャパン株式会社	東京都港区赤坂2—17—22赤坂ツインタワー本館9階	〃
第41—23396号	有限会社パシーン産業	大阪府吹田市豊津町2—22—301	コードリール
第61—16757号	株式会社海外電貿	東京都足立区綾瀬2—27—5	その他の家庭用機器用変圧器
第81—22386号	株式会社三洋産業	大分県別府市富士見町6—25	電気コーヒー沸かし器
第81—22387号	フジマル工業株式会社	東京都世田谷区経堂5—32—8	電気ホットプレート
第81—22388号	東京ガス・エンジニアリング株式会社	東京都新宿区西新宿3—7—1	電気こんろ
第81—22389号	株式会社ドウシシャ	大阪府大阪市浪速区稲荷2—7—28	電気コーヒー沸かし器
第91—53334号	株式会社仲佐	大阪府大東市灰塚3—8—22	直流電源装置
第91—53335号	株式会社ホーム電機	東京都豊島区東池袋1—28—7	毛髪乾燥機
第91—53336号	聖洋商行株式会社	東京都新宿区新小川町7—7	直流電源装置
第94—6660号	ヤマギワ株式会社	東京都千代田区外神田4—1—1	電気スタンド

○通商産業省告示第五十九号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成七年一月十三日付けをもって次のように甲種電気用品の型式の認可とみなす確認を行ったので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年二月二日　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第95—5191—A1号	株式会社マルマン	東京都港区虎ノ門2—6—4	電子レンジ
第95—5192—A1号	〃	〃	〃
第61—16720—A1号	株式会社トランスワールド	東京都世田谷区南烏山1—10—25	その他の家庭用機器用変圧器
第81—21431—A1号	リフォジュール株式会社	東京都品川区大井1—23—3	その他の採暖用電熱器具
第81—21613—A1号	〃	〃	〃
第81—21614—A1号	〃	〃	〃

○通商産業省告示第六十号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成七年一月十三日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成七年二月二日　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—23397号	横崗荷坳信華电线厰	中華人民共和国広東省宝安縣横崗鎮荷坳村迎賓路668工業區信華工業大厦	差込みプラグ
第91—53337号	台湾電熱工業股份有限公司	台湾台北市中山区南京東路3段200号4F	電気乾燥機

○通商産業省告示第六十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成七年一月十九日付けをもって次のように計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成七年二月三日　通商産業大臣　橋本龍太郎

一、型式承認番号　第E—四号
二、名称　ミノルタ株式会社
三、住所　大阪市中央区安土町二丁目三番十三号　大阪国際ビル
四、計量器の種類　照度計

一、型式承認番号　第E—五号
二、名称　ミノルタ株式会社
三、住所　大阪市中央区安土町二丁目三番十三号　大阪国際ビル
四、計量器の種類　照度計

一、型式承認番号　第E—六号
二、名称　ミノルタ株式会社
三、住所　大阪市中央区安土町二丁目三番十三号　大阪国際ビル
四、計量器の種類　照度計

○通商産業省告示第六十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成七年二月三日　通商産業大臣　橋本龍太郎

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
022501	平成六年十二月二十二日	質量計第一類	株式会社イシダ	株式会社イシダ　滋賀事業所　滋賀県栗太郡栗東町下鈎九五九番地ノ一
282201	平成六年十二月二十二日	血圧計第一類	テルモ株式会社	テルモ株式会社　駿河工場　静岡県富士市大淵二千六百五十六番地の一

○通商産業省告示第六十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第三項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成七年二月三日　通商産業大臣　橋本龍太郎

番号	名称	住所	指定の期間
2693	株式会社丸清渡辺製作所	北海道釧路郡釧路町桂二丁目二十八番地	平成六年十一月二十八日から平成七年十一月二十七日まで
2694	株式会社北創建設	北海道旭川市錦町十八丁目二千百五十二番地七	平成六年十二月二十八日から平成七年十二月二十七日まで

○通商産業省告示第六十四号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成七年一月十七日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年二月三日　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第61—16758号〜第61—16759号	杉岡電機工業株式会社	兵庫県氷上郡春日町小多利48	蛍光灯用安定器
第61—16760号	朝日ナショナル照明株式会社	大阪府東大阪市吉田下島1—55	〃

第81—22378号	大阪電機工業株式会社	東京都羽村市神明台2—4—25	電気ストーブ
第91—41687号	日東工器株式会社	東京都大田区仲池上2—9—4	空気圧縮機
第91—41760号～第91—41763号	株式会社工進	京都府長岡京市神足上八ノ坪12	電気ポンプ
第94—6659号	株式会社サンライト	大阪府大阪市中央区玉造1—2—28	複写機
第91—53303号	株式会社櫛井	東京都足立区千住緑町3—10—20	浴槽用電気気泡発生器
第91—53304号	日栄電機産業株式会社	東京都葛飾区東新小岩6—26—16	毛髪乾燥機
第91—53305号	株式会社三岡電機製作所	大阪府富田林市昭和町1—9—27	直流電源装置
第91—53306号	ジーエーシー株式会社	長野県南安曇郡豊科町大字豊科1000	電気冷房機
第91—53307号	株式会社コロナ	新潟県三条市東新保7—7	空気清浄機
第91—53308号	三菱重工業株式会社	東京都千代田区丸の内2—5—1	電気冷房機
第41—23387号	株式会社畑屋製作所	愛知県名古屋市瑞穂区浮島町12—24	コードリール
第41—23388号～第41—23390号	株式会社日幸電機製作所	東京都世田谷区等々力7—4—9	配線用遮断器
第61—16752号～第61—16753号	松浦電機株式会社	神奈川県鎌倉市大船5—12—8	蛍光灯用安定器
第91—53309号～第91—53313号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	換気扇
第91—53314号	島根三洋工業株式会社	島根県大原郡木次町大字山方320—1	直流電源装置
第12—8433号～第12—8434号	株式会社アサヒ	神奈川県相模原市田名5994—1	ビニルキャブタイヤケーブル
第12—8435号	〃	〃	キャブタイヤコード
第12—8436号～第12—8437号	〃	〃	単心ビニルコード
第81—22379号	東芝ホームテクノ株式会社	新潟県加茂市大字後須田2570—1	電気コーヒー沸かし器
第91—41704号	福島工業株式会社	大阪府大阪市西淀川区御幣島3—16—11	電気冷蔵庫
第91—53315号～第91—53316号	ダイキン工業株式会社	大阪府大阪市北区中崎西2—4—12梅田センタービル	換気扇
第91—53317号	大洋電機産業株式会社	広島県福山市山手町2—30	調光器
第91—53318号	有限会社アサイ電機	愛知県安城市上条町横崎43	電気乾燥機
第91—53319号	ジーエーシー株式会社	長野県南安曇郡豊科町大字豊科1000	電気冷房機
第91—53320号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	電気冷蔵庫
第91—53321号～第91—53322号	三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2—2—3	電気冷房機
第91—53323号	株式会社泉精器製作所	長野県松本市大字笹賀3039	毛髪乾燥機
第91—53324号	株式会社マツバラ	大阪府羽曳野市河原城806—1	電気乾燥機
第91—53325号	ホシザキ冷器株式会社	島根県仁多郡横田町大字中村2525—1	電気冷凍庫
第41—23391号	株式会社畑屋製作所	愛知県名古屋市瑞穂区浮島町12—24	コードリール
第81—18132号	ヘクトロニクス株式会社	東京都新宿区新宿1—1—13	電熱シート
第81—22380号	ヒヨダリラー株式会社	大阪府大阪市平野区加美東6—15—41	その他の調理用電熱器具
第81—22381号	株式会社大陽製作所	大阪府門真市東田町12—10	電気がま
第81—22382号	志紀産業株式会社	大阪府柏原市本郷1—1—21	電気湯沸かし器
第91—31260号	日栄電機産業株式会社	東京都葛飾区東新小岩6—26—16	毛髪乾燥機
第61—11620号～第61—11625号	株式会社アイ・ライティング・システム	東京都港区芝3—12—4	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
第41—23392号～第41—23393号	株式会社アサヒ	神奈川県相模原市田名5994—1	差込みプラグ
第41—23394号	株式会社寛宮製作所	東京都中野区若宮2—55—5	その他の点滅器
第41—23395号	明京電機株式会社	東京都荒川区西尾久7—19—4	タイムスイッチ
第61—16754号～第61—16755号	株式会社アイ・ライティング・システム	東京都港区芝3—12—4	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
第91—53326号	東陶機器株式会社	福岡県北九州市小倉北区中島2—1—1	電気乾燥機
第91—53327号	多久電機株式会社	佐賀県多久市南多久町大字長尾3898	電気ポンプ
第91—53328号～第91—53329号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4—6	電気冷房機
第91—53330号	株式会社コロナ	新潟県三条市東新保7—7	〃
第91—53331号	三菱重工業株式会社	東京都千代田区丸の内2—5—1	〃
第41—18249号～第41—18252号	富士電機株式会社	神奈川県川崎市川崎区田辺新田1—1	漏電遮断器
第41—18256号～第41—18260号	〃	〃	〃
第41—18294号～第41—18296号	〃	〃	〃
第32—870号	エス・オー・シー株式会社	東京都港区三田3—11—36	管形ヒューズ
第32—1383号	〃	〃	〃
第61—16756号	スズデン株式会社	東京都練馬区氷川台2—15—4	その他の家庭機器用変圧器
第81—22383号～第81—22384号	株式会社山崎	群馬県藤岡市西平井31—1	電熱ボード
第81—22385号	木幡工業株式会社	茨城県日立市石名坂町1—39—6	〃
第32—1386号	浜井電子工業株式会社	東京都台東区池之端2—5—45	管形ヒューズ
第91—53333号	愛知電機株式会社	愛知県春日井市愛知町1	自動洗浄乾燥式便器

○通商産業省告示第五十八号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成七年一月十三日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

○通商産業省告示第五十四号

工業標準化法施行規則（昭和二十四年通商産業省令、総理府令、文部省令、厚生省令、農林省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令第一号）第六十四条又は第六十五条及び第六十五条の二（同規則第七十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和三十六年通商産業省告示第六十一号（工業標準化法施行規則に基づく指定商品の公表ならびにこれらに係る日本工業規格に該当する旨の表示許可（承認）申請書および表示の様式等を指定）の一部を次のように改正する。

平成七年二月一日

通商産業大臣　橋本龍太郎

別表第二ころがり軸受用プランマブロックの項を、次のように改める。

転がり軸受用プランマブロック軸受箱	B一五五一	一製品ごと	表面	刻印し、浮き出しし、又は銘板を付ける。	直径八ミリメートル以上のJISマーク 製造業者名（又は略号）
		一包装又は一容器ごと	外面	証紙を付ける。	直径一〇ミリメートル以上のJISマーク 日本工業規格番号 許可番号 製造年月（又は略号） 製造業者名（又は略号）

別表第二ころがり軸受ユニットの項を、次のように改める。

転がり軸受ユニット	B一五五七	一包装又は一容器ごと	外面	封かん紙を付ける。	直径三ミリメートル以上のJISマーク 許可番号又は工場名（又は略号）若しくは事業場名（又は略号） 製造業者名（又は略号）
				印刷し、又は押印する。	日本工業規格による種類（呼び番号） 製造年月（又は略号）

○通商産業省告示第五十五号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条（令第二十八条において準用する場合を含む。）及び第二十九条第一号から第三号までの規定に基づき、平成六年の三陸はるか沖地震による青森県八戸市の区域に係る災害についての激甚災害に関し、次のように定めたので、告示する。

平成七年二月一日

通商産業大臣　橋本龍太郎

一　平成六年の三陸はるか沖地震による青森県八戸市の区域に係る災害についての激甚災害に関し、令第二十四条（令第二十八条において準用する場合を含む。）の通商産業大臣が定める日は、平成七年六月二十日とする。

二　平成六年の三陸はるか沖地震による青森県八戸市の区域に係る災害についての激甚災害に関し、令第二十九条第一号の通商産業大臣が定める金額は、千万円とし、同条第二号の通商産業大臣が定める金額は、三千万円とし、同条第三号の通商産業大臣が定める金額は、千万円とする。

○通商産業省告示第五十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成七年一月十九日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成七年二月一日

通商産業大臣　橋本龍太郎

一、型式承認番号　第S九五一号
二、名称　東亜電波工業株式会社
三、住所　東京都新宿区高田馬場一丁目二十九番十号
四、特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度検出器

一、型式承認番号　第SS九五一号
二、名称　セントラル科学株式会社
三、住所　東京都文京区本郷三丁目二十三番十四号
四、特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度指示計

○通商産業省告示第五十七号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成七年一月十三日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年二月二日

通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第95—5243号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4—6	テレビジョン受信機
第95—3750号	ソニー一宮株式会社	愛知県一宮市大字高田字池尻6	〃
第95—4494号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	〃
第41—18240号	株式会社寺田電機製作所	東京都目黒区中根1—3—12	コンセント
第41—23386号	株式会社アサヒ	神奈川県相模原市田名5994—1	差込みプラグ
第81—22374号	株式会社日本抵抗器製作所	富山県東砺波郡城端町北野2315	電気便座
第81—22375号	株式会社アイ・トワニー	大阪府大阪市中央区本町3—4—8	電気乾燥器
第91—53295号	三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2—2—3	電気冷房機
第91—53296号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4—6	〃
第91—53297号～第91—53298号	平尾電装株式会社	兵庫県尼崎市瀬江5—4—66	庭園灯器具
第91—53299号	ミツワ電機工業株式会社	大阪府羽曳野市誉田7—720	空気清浄機
第91—53300号	田淵電子工業株式会社	栃木県大田原市若草1—14—75	直流電源装置
第91—53301号	山形田淵電子工業株式会社	山形県新庄市大字泉田字高台新田4102—9	〃
第91—53302号	田淵電機株式会社	大阪府大阪市西淀川区御幣島1—12—22	〃
第11—4363号～第11—4365号	株式会社三ツ星	大阪府大阪市天王寺区上本町5—3—16	ゴム絶縁電線
第81—22376号	ニチワ電機株式会社	兵庫県三田市テクノパーク12—5	電気温蔵庫
第81—22377号	松下寿電子工業株式会社	香川県高松市古新町8—1	電気こたつ

生物系特定産業技術研究推進機構が実施する研究開発等の業務についての基本方針

平成五年十二月のウルグァイ・ラウンド農業合意に伴い、本合意が我が国農業・農村に及ぼす影響を極力緩和するとともに、農業・農村を二十一世紀に向けて持続的に発展させ、将来にわたって我が国経済社会における基幹的な産業及び地域としていくために必要な対策を、重点的、計画的に実施していくことが求められている。この一環として、農業に関する技術の研究開発の分野についても、国、都道府県及び民間の研究勢力を結集し、生産現場に直結した新技術の研究開発を強力に推進することが、喫緊の課題となっている。

一方、近年の民間における研究開発能力の向上に伴い、農業に関する技術の研究開発においても民間の有する知見、人材、研究施設等の研究開発能力を活用することにより、効率的な研究開発を推進することが期待されている。特に、ウルグァイ・ラウンド農業合意に対応する農業に関する技術の研究開発は、緊急かつ計画的に行う必要があることから、民間の研究開発能力の積極的な活用によりその推進を図ることが大きく期待されているところである。

このような状況にかんがみ、この度、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）が制定され、最近における農業を取り巻く国際経済環境にかんがみ緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発を促進するため、生物系特定産業技術研究推進機構（以下「機構」という。）に当該研究開発の業務を行わせることにより民間の研究開発能力を活用するための特別の措置を講ずることとした。

以上の考え方に基づき、機構は、法第三条第一号及び第二号に掲げる業務を、計画的かつ効率的に行うものとする。

一　機構の行う農業に関する技術の研究開発の業務について

（一）機構は、最近における我が国農業を取り巻く国際経済環境の変化にかんがみ緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発であって、民間の研究開発能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができるものを行うこととし、具体的には、次の研究開発の推進を図るものとする。

効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ることを目的として行う、次に掲げる農業の部門における生産性向上、高付加価値化、労働快適化又は環境保全型農業の確立のための研究開発

イ　稲作

ロ　畑作

ハ　畜産

ニ　果樹

ホ　野菜

（二）機構は、研究開発業務を行うに当たり、平地農業地域、中山間地域など、地域の抱えている問題が様々であることから、特色ある農業生産の展開に資するために地域に対応した技術の研究開発が強く求められていることに留意するとともに、生産者の代表、民間事業者、地方公共団体、学識経験者等の意見を聴取することとし、これらの意見を十分に踏まえるものとする。

（三）機構は、法が平成十二年三月三十一日までに廃止するものとされていることを踏まえ、できる限り早期に成果が得られるよう研究開発を実施するものとする。

（四）機構は、民間の研究開発能力を活用することにより計画的かつ効率的な研究開発を促進するため、研究開発を実施するにふさわしいと認められる者に対して研究開発の実施を委託することにより業務を行うものとする。

二　機構の行う研究開発の成果の普及の業務について

機構は、一の業務により得られる農業に関する技術の研究開発の成果の早期の普及に資するよう、当該研究成果の内容に関する情報提供、当該研究成果の企業化に当たり利用可能な各種支援措置に関する情報提供等を幅広く行うものとする。

〇四〇三・九〇	ヨーグルト以外のもの						
	一　滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。）						
	(一)　脂肪分が全重量の一・五パーセント以下のもの	三百四十九円	三百四十円	三百三十一円	三百二十二円	三百十三円	三百四円
	(二)　脂肪分が全重量の一・五パーセントを超え二十六パーセント以下のもの	五百二十九円	五百十五円	五百一円	四百八十七円	四百七十三円	四百五十九円
	(三)　脂肪分が全重量の二十六パーセントを超えるもの	九百五十九円	九百三十四円	九百九円	八百八十四円	八百五十九円	八百三十四円
〇四・〇四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）						
〇四〇四・一〇	ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）						
	一　滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの						
	(一)　脂肪分が全重量の五パーセント以下のもの	三百七十六円	三百六十六円	三百五十六円	三百四十六円	三百三十六円	三百二十六円
	(二)　その他のもの	六百三十二円	六百十六円	六百円	五百八十四円	五百六十八円	五百五十二円
〇四・〇五 〇四〇五・〇〇	ミルクから得たバターその他の油脂						
	一　脂肪分が全重量の八十五パーセント以下のもの	九百二十六円	九百二円	八百七十八円	八百五十四円	八百三十円	八百六円
	二　その他のもの	千八十九円	千六十一円	千三十三円	千五円	九百七十七円	九百四十九円

○農林水産省告示第三百三号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）第六条の二の規定に基づき、農林水産大臣が指定する者を次のように定め、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第三十一号）の施行に伴い、昭和四十七年五月十五日農林省告示第七百五十二号（沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第五十一条第二号の農林水産大臣が指定する者を定める件）は、廃止する。

平成七年二月二十四日

農林水産大臣　大河原太一郎

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第六条の二の表のバター及びバターオイル並びに脱脂粉乳の項及び調製ホエイの項の農林水産大臣が指定する者は、次に掲げる者とする。

一　乳児（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第六条第二項に規定する乳児をいう。）

二　妊産婦（母子保健法第六条第一項に規定する妊産婦をいう。）

三　幼児（母子保健法第六条第三項に規定する幼児をいう。）

附　則

この告示は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第百十九号）の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

○農林水産省告示第三百四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、当該各号に規定する市場として次のとおり認定したので、告示する。

平成七年二月二十七日

農林水産大臣　大河原太一郎

市場の名称　全国開拓農業協同組合連合会和光販売事業所

市場の位置　埼玉県和光市大字下新倉四二〇一番地

○農林水産省告示第三百五号

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法（平成七年法律第五号）第二条の規定に基づき、生物系特定産業技術研究推進機構に行わせる同法第三条第一号及び第二号に掲げる業務について、その計画的かつ効率的な実施のための基本方針を定めたので、同法第二条の規定に基づき、公表する。

平成七年二月二十八日

農林水産大臣　大河原太一郎

○農林水産省告示第三百二号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を次のように定め、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第百十九号）の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

平成七年二月二十四日

農林水産大臣 大河原太一郎

一 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「法」という。）第十四条の四第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める金額は、別表に掲げる指定乳製品等について、同表に定める期間内に輸入申告がされるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める金額とする。

二 法第十四条の五において準用する法第十四条の四第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める金額は、前号に定める金額に同項の規定に基づく畜産振興事業団の売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額に、消費税の額に相当する金額を加えて得た額を、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量で除して得た額とする。この場合において、前号及び別表中「輸入申告がされる」とあるのは、「輸入申告がされた」とする。

別表

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の番号	品名	一キログラム当たりの金額					
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までに輸入申告がされるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までに輸入申告がされるもの	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までに輸入申告がされるもの	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までに輸入申告がされるもの	平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までに輸入申告がされるもの	平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までに輸入申告がされるもの
〇四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）						
〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五パーセント以下のものに限る。）	三百四十九円	三百四十円	三百三十一円	三百二十二円	三百十三円	三百四円
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五パーセントを超えるものに限る。）						
〇四〇二・二一	砂糖その他の甘味料を加えてないもの						
	一 脂肪分が全重量の五パーセントを超えるもの						
	(一) 脂肪分が全重量の三十パーセント以下のもの	五百五十九円	五百四十五円	五百三十一円	五百十七円	五百三円	四百八十九円
	(二) その他のもの	九百五十九円	九百三十四円	九百九円	八百八十四円	八百五十九円	八百三十四円
	二 その他のもの	三百七十六円	三百六十六円	三百五十六円	三百四十六円	三百三十六円	三百二十六円
〇四〇二・二九	その他のもの						
	一 脂肪分が全重量の五パーセントを超えるもの						
	(一) 脂肪分が全重量の三十パーセント以下のもの	五百五十九円	五百四十五円	五百三十一円	五百十七円	五百三円	四百八十九円
	(二) その他のもの	九百五十九円	九百三十四円	九百九円	八百八十四円	八百五十九円	八百三十四円
	二 その他のもの	三百七十六円	三百六十六円	三百五十六円	三百四十六円	三百三十六円	三百二十六円
	その他のもの						
〇四〇二・九九	砂糖その他の甘味料を加えてないもの以外のもの						
	一 脂肪分が全重量の八パーセントを超えるもの	四百六十五円	四百五十三円	四百四十一円	四百二十九円	四百十七円	四百五円
	二 その他のもの	二百二十九円	二百二十三円	二百十七円	二百十一円	二百五円	百九十九円
〇四・〇三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）						

に改め、同表かきの項二類中「島根県　松江市の区域
益田市の区域
平田市の区域」を「島根県　松江市の区域
浜田市の区域
益田市の区域
平田市の区域
八束郡のうち
鹿島町の区域」に改める。

○農林水産省告示第二百九十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第三項の規定に基づき、平成六年二月二十五日農林水産省告示第四百三十号（農業災害補償法第百二十条の六第三項の主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める件）の一部を次のように改正し、平成九年産のかんきつ類の果樹に係る共済関係から適用する。

平成七年二月二十四日　農林水産大臣　大河原太一郎

表うんしゅうみかんの項中「佐賀県　唐津市の区域（旧鎮村の区域に限る。）
杵島郡の区域（山内町及び福富町の区域を除く。）
熊本県　熊本市の区域（旧河内町の区域に限る。）」を「佐賀県　唐津市の区域（旧鎮村の区域に限る。）
鹿島市の区域
杵島郡の区域（山内町及び福富町の区域を除く。）
藤津郡の区域
長崎県　西彼杵郡のうち
琴海町、西彼町、西海町及び大瀬戸町の区域
熊本県　熊本市の区域（旧河内町の区域に限る。）
山鹿市の区域
宇土郡のうち
三角町の区域
玉名郡のうち
天水町の区域
鹿本郡の区域」に改め、同表かんきつ類の果樹の項中「熊本県　宇土郡のうち
不知火町の区域」を「熊本県　水俣市の区域
宇土郡のうち
不知火町の区域
葦北郡の区域」に改め、同表キウイフルーツの項中「和歌山県　那賀郡の区域」を「和歌山県　橋本市の区域
那賀郡の区域
伊都郡の区域」に改める。

」に改める。

○農林水産省告示第二百九十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第三項の規定に基づき、平成六年二月二十五日農林水産省告示第四百三十一号（農業災害補償法第百二十条の六第三項の主務大臣が特定の地域における特定の共済目的の種類につき、同法第八十五条第十一項の規定により定められた区分のうちから指定する区分を定める件）の一部を次のように改正し、平成八年産のうんしゅうみかんに係る共済関係から適用する。

平成七年二月二十四日　農林水産大臣　大河原太一郎

表中「佐賀県の区域　うんしゅうみかん　三類」を「佐賀県の区域　うんしゅうみかん　三類
長崎県の区域　うんしゅうみかん　三類」に改める。

○農林水産省告示第二百九十七号

砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第七条第一項及び砂糖の価格安定等に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）第十条の規定に基づき、粗糖の平均輸入価格を定めたので、同法第七条第二項の規定により当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成七年二月二十四日　農林水産大臣　大河原太一郎

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき三八、八八〇円
適用期間　平成七年三月一日から三月十五日まで

○農林水産省告示第二百九十八号

砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十八条の二第一項の規定に基づき、同項の異性化糖標準価格を定めたので、同条第六項において準用する同法第七条第二項の規定により当該異性化糖標準価格及びその適用期間を告示する。

平成七年二月二十四日　農林水産大臣　大河原太一郎

異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二四、一八七円
うち消費税額分　三、六一七円
適用期間　平成七年三月一日から三月十五日まで

○農林水産省告示第二百九十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき次のように生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第　項の規定に基づき告示する。

平成七年二月二十四日　農林水産大臣　大河原太一郎

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第三百号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、平成七年二月九日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成七年二月二十四日　農林水産大臣　大河原太一郎

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第三百　号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定に基づき、平成七年二月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成七年　月　十四日　農林水産大臣　大河原太一郎

内容省略（官報参照）

柱一二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

広島県御調郡御調町大字大塔字則清二八四の一、字宇山一〇四、一一八、一一九の一

4　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

広島県世羅郡甲山町大字伊尾字神田二二八四の一、字広岡山二五五〇、二五九四

5　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

広島県世羅郡甲山町大字伊尾字砂原二四八六、字広岡山二六〇五、二六〇八の一

6　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一〇号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一〇号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

広島県三原市幸崎町能地字城山二〇一九、二〇七九、字古城谷五三〇一、五三〇二

7　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

広島県豊田郡本郷町大字上北方字天田奥二八八四、字天田三四三、三四六の二

8　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱八号から標柱一五号までを順次結んだ線及び標柱八号と標柱一五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

広島県三原市須波町三二九、三五四、一八七四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件　立木の伐採を禁止する。

四　指定の有効期間　七年

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁並びに三原市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成七年二月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎

一 (一)　保安施設地区の所在場所

1　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

茨城県久慈郡大子町大字袋田字大北向一八七の一、一八七の三

2　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。

茨城県那珂郡美和村大字高部字向沢二一八二三の二

3　次に掲げる土地に存する標柱　号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。

茨城県那珂郡緒川村大字国長字山岸二〇一九

4　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

茨城県那珂郡緒川村大字吉丸字柿下八〇〇

5　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。

茨城県那珂郡山方町大字北富田字長崎七九一の　七九二、七九一の一地先（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字向沢二八二三の二

(2)　その他の森林については、主伐は択伐による。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、八溝多賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(四)　指定の有効期間　七年

二 (一)　保安施設地区の所在場所

1　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

茨城県東茨城郡常北町大字上古内字中島四八　の

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、水戸那珂地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(四)　指定の有効期間　七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第　百九十二号

農業災害補償法（昭和　十二年法律第百八十五号）第百　十条の七第三項、第四項第　号及び第　一号並びに第百二十三条第　項第　号の　ロの規定に基づき、平成六年　月三十　日農林水産省告示第二百　号（収穫基準共済掛金率等並びに収穫責任保険歩合及び樹体基準共済掛金率等及び樹体責任保険歩合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成七年二月二十四日　農林水産大臣　大河原太一郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を北海道庁、福井県庁、山梨県庁、島根県庁、広島県庁及び愛媛県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示は、なつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん及びなつみかんを除く。以下同じ。）以外の果樹（以下「　般果樹」という。）に係る収穫共済にあっては平成八年産の果実（農業災害補償法第百　十条の三の　第　項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済（以下「事故除外方式による収穫共済」という。）にあっては平成七年産の果実）に係る共済関係から、なつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済にあっては平成九年産の果実に係る共済関係から適用するものとし、平成七年産以前の　般果樹に係る収穫共済に係る果樹（事故除外方式による収穫共済に係る果樹を除く。）、平成六年産以前の一般果樹に係る事故除外方式による収穫共済に係る果樹、平成八年産以前のなつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済に係る果樹に係る共済関係については、なお、従前の例による。

○農林水産省告示第二百九十三号

漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条第二項の規定に基づき、昭和二十八年三月二十五日農林省告示第百四十三号（漁港を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成七年二月二十四日　農林水産大臣　大河原太一郎

大分県の部の護江漁港の項の漁港の区域の欄を次のように改める。

佐伯市大字護江字間口九百四十七番に設置された標柱（イ点）から二百八度八十メートルの地点（ロ点）に引いた線（イ線）、同市大字護江字網ノ浦二百十八番に設置された標柱（ハ点）から九十度五十メートルの地点（ニ点）に引いた線（ロ線）、ロ点からニ点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにイ点から三百五十六度六百九十メートルの地点をホ点とし、ホ点から二百二十九度十三メートルの地点（ヘ点）に引いた線（ヘ線）から下流の狩生川河川水面

水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するハ線、同欄に規定するイ点から二百八十九度百九十七メートルの地点（ト点）に引いた線、ト点から二百六十七度七十メートルの地点（チ点）に引いた線、同欄に規定するホ点からチ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域並びに同欄に規定するロ線、当該ハ線、同欄に規定するニ点から三百三十四度六百四メートルの地点（リ点）に引いた線、リ点から三百五十四度百四十九メートルの地点（ヌ点）に引いた線、ヌ点から四十三度三百十一メートルの地点（ル点）に引いた線、同欄に規定するヘ点からル点に引いた線及び水際線により囲まれた地域

○農林水産省告示第　百九十四号

農業災害補償法（昭和二十　年法律第百八十五号）第百二十条の六第二項の規定に基づき、昭和五十六年八月四日農林水産省告示第千百四十八号（農業災害補償法第百二十条の六第二項の主務大臣が都道府県知事の意見を聴　て指定する地域を定める件）の一部を次のように改正し、平成八年産のなし及びかきに係る共済関係から適用する。

平成七年二月二十四日　農林水産大臣　大河原太一郎

表なしの項一類及び二類中「石川県　松任市の区域」を

「石川県　松任市の区域
福井県　坂井郡のうち三国町の区域」

に改め、同項三類中「兵庫県　美方郡のうち」を

「福井県　坂井郡のうち三国町の区域
兵庫県　美方郡のうち

字七条ロ四七八、ロ四七九の内一、ロ四七九の四、ロ四八〇の一、ロ四八〇の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字七条ロ四七九の内一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、江の川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百八十四号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎
一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町大字吹野字嘉年坂大薮一八〇八、字大薮一八〇九から一八一一まで、字嘉年坂一八一二、一八一三
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、高津川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百八十五号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎
一　保安林の所在場所　島根県大原郡木次町大字西日登四三九の四、四三九の六、二五一〇の九、二五一一の三、大字里方二一五、一二四三の八、一二四三の一〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び木次町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百八十六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎
一　保安林の所在場所　島根県大田市鳥井町鳥井字志田代九八の二
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百八十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎
一　保安林の所在場所　島根県那賀郡三隅町大字井野ホ三四六の四、ホ一二一五の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、江の川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び三隅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百八十八号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。
平成七年二月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎
一　保安施設地区の所在場所
1　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一四号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
広島県豊田郡安芸津町大字三津字大丸目八〇八、八〇六の三地先
2　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
広島県竹原市新庄町字イカヶ甲八九一の三
3　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一七号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
広島県佐伯郡吉和村字石原茅谷清ヶ休一一九二の三六から一一九二の三八まで
4　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
広島県世羅郡甲山町大字伊尾字神田二二八四の一、字広岡山二五五〇、二五九四
5　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
広島県世羅郡甲山町大字伊尾字砂原二四八六、字広岡山二六〇五、二六〇八の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件　立木の伐採を禁止する。
四　指定の有効期間　七年
(「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁並びに竹原市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百八十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。
平成七年二月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎
一　保安施設地区の所在場所
(一)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一四号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
広島県三原市鷺浦町須波字内宮山一二七の一、一三三の三
(二)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
広島県尾道市百島町字池ノ上一四四、一〇六〇、一〇六一の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件　立木の伐採を禁止する。
四　指定の有効期間　七年
(「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百九十号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。
平成七年二月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎
一　保安施設地区の所在場所
1　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一〇号から標柱一七号までを順次結んだ線及び標柱一〇号と標柱一七号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一八号から標柱二五号までを順次結んだ線及び標柱一八号と標柱二五号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱二六号から標柱三三号までを順次結んだ線及び標柱二六号と標柱三三号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
広島県三原市幸崎町能地字四目谷五一〇一、五一〇二、五一〇五、五一一六、五一一九、五一二〇の一、五一二三
2　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一〇号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一〇号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
広島県三原市鷺浦町須波字割谷三八、四〇
3　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
三(一) 保安林の所在場所 広島県呉市吉浦町字猪山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、瀬戸内地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び湯来町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎
一(一) 保安林の所在場所 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地字後藤山三四三四の二、三四三四の三
(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、太田川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
二(一) 保安林の所在場所 広島県佐伯郡沖美町三吉字大池乙一九八、一九九、二〇〇の一、二〇一、二〇三から二〇五まで、二〇六の一、二〇六の二、二〇七、二一〇、二一二の一、二一三の一、二一四、字大附一〇七五、一〇七六、一〇七九
(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、瀬戸内地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに広島市役所及び沖美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎
一 保安林の所在場所 広島県広島市安佐北区狩留家町字西山一一六、一一七の二、一一八、一三二、一三三
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、太田川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎
一 保安林の所在場所 島根県那賀郡三隅町大字向野田二七六、一七六七の一、一七六八の二、大字岡見三二〇〇の一、三二〇〇の二、五四四三の一、五四四四の一
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、江の川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び三隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎
一 保安林の所在場所 島根県大原郡大東町大字川井字小林一八三〇の一、一八三〇の内一の二から一八三〇の内一の四まで、一八三〇の内一の七から一八三〇の内一の九まで、一八三〇の二から一八三〇の四まで、字榎原一八三〇の続一、一八三一の一、一八三一の二、一八三一の内二、一八三一の三、一八三三の一、一八三三の二、字大内谷家ノ上一八四三の一、大字刈畑字金石一五二三の一、字添谷一六六二、字瀬谷一六七九の一
二 指定の目的 水源のかん養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎
一 保安林の所在場所 島根県邑智郡大和村大字宮内一〇五四、一〇五四の一、一〇五六の一、羽須美村大字雪田二六一の二、一二七一の一、一二七二の一、一二八一、瑞穂町大字鱒淵三四四二の二、三四四二の四、三四四二の九、桜江町大字大貫八三八の二、八四二の六、石見町大字矢上五三三三、五三二四、五三二九、九〇二七の一
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、江の川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎
一 保安林の所在場所 島根県邑智郡石見町大字日和二六七四、二六七四の一、二六八八、二六九〇の一、二六九〇の二、二六九一、二六九二、二六九三の一
二 指定の目的 水源のかん養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、江の川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び石見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎
一(一) 保安林の所在場所 島根県那賀郡弥栄村大字程原一一六七の七、一一六七の一〇、一一六八の一から一一六八の三まで、一一六八の一一、一一七〇、金城町大字七条イ八〇九、イ八一〇の七
(二) 指定の目的 水源のかん養
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、江の川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
二(一) 保安林の所在場所 島根県那賀郡金城町大

一〇号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一〇号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

(二) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県小豆郡内海町片城字大谷乙一九の一

(三) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一〇号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一〇号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県小豆郡内海町片城字大谷乙五二、乙七一の二

(四) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県小豆郡内海町片城字大谷乙五二、乙五三の一

(五) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県小豆郡内海町片城字大谷乙五五の一

(六) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県小豆郡内海町神懸通字明神乙六四二から乙六四四まで

(七) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県小豆郡内海町神懸通字明神乙六六四の一、乙六六五の二、字若宮乙八〇三の二

(八) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県小豆郡内海町神懸通字荻尾甲一一六四の一、甲一一六五の一

(九) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県小豆郡内海町神懸通字荻尾甲一一大三、甲一一六四の一

(十) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県小豆郡内海町西村字東大久保乙三三八七、乙三八八、字西大久保乙一〇の二

(十一) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県小豆郡内海町西村字東大久保乙三七〇、乙四〇〇

(十二) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県小豆郡内海町西村字小見山乙三三八

(十三) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県小豆郡内海町西村字下図乙一六四五の一

(十四) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県小豆郡内海町西村字下図乙一六四五の一、乙一六四六の一

(十五) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県小豆郡内海町西村字竹生乙一九三六の一、乙一九五九

(十六) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県小豆郡内海町苗羽字長頭尾甲一五七一

香川県小豆郡内海町安田字坂ノ山乙一〇の一、乙一一の一

二 指定の目的　土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、香川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四 指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び内海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一) 保安林の所在場所　広島県広島市安芸区矢野西三丁目一二八一の一、南区似島町字家下六五〇の一、六五四、佐伯郡湯来町大字麦谷字西ノ上六五、六六、大字伏谷字日ノ浦八八四の一、八八五の一、八九一の三、山県郡加計町下殿河内字橘ヶ谷六三〇、字城山六六六の一、字据一一三二、津浪字桑山一の四から一の八まで、下筒賀字上西平二五六の二、二五七、二五八の一、二五九、二六一、豊平町中原字水越一〇八の一

(二) 指定の目的　土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字家下六五〇の一、六五四、字西ノ上六五、六六、字日ノ浦八八四の一、八八五の一、八九一の三、字桑山一の四から一の八まで

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、太田川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一) 保安林の所在場所　広島県三原市沼田町字堂床甲四〇三の一、字東別所四〇八、豊田郡本郷町大字本郷字塔ノ岡四九三の一、字上片山六三二、字下片山七六〇の六

(二) 指定の目的　土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字上片山六三二、字下片山七六〇の六

(2) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、瀬戸内地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一) 保安林の所在場所　広島県佐伯郡湯来町大字伏谷字角ヶ原七一八から七二二まで、字高尾七二五、七二六の二

(二) 指定の目的　水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、太田川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二(一) 保安林の所在場所　広島県三次市上田町字吉之口山七二二、七二三の一、七二五の一、七二六の一、三若町字掛田甲一〇

(二) 指定の目的　水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、江の川上流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)(1)　主伐は、択伐による。

　主伐として伐採をすることができる立木は、筑後・矢部川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに大牟田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

　平成七年二月二十日

農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　保安施設地区の所在場所

1　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

　福岡県福岡市西区大字飯氏字大谷二の一一、二の一四

2　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

　福岡県粕屋郡篠栗町二〇〇九四、大字篠栗字郷ノ原九三、一〇一の一

3　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

　福岡県糸島郡二丈町大字一貴山字上山口三一九の一、三一九の五、三二〇の一、字樋ノ口三一〇、三一五

4　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

　福岡県前原市大字神在字湯屋一一〇二

5　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

　福岡県粕屋郡篠栗町大字若杉字タカヲ七五一の一、七五二の一、字大谷七五三、七五四

6　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

　福岡県宗像郡福間町大字本木字小鶴二の三三から二の三五まで、三の一

7　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

　福岡県粕屋郡須恵町大字佐谷字観音谷七一八、七二四の一

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福岡地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

㈣　指定の有効期間　三年

二㈠　保安施設地区の所在場所

1　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

　福岡県豊前市大字上川底六三五、六三八、六七三

2　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

　福岡県豊前市大字上川底七二〇の一、七二二、八九三、八九七、八九八の二、九〇二

3　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

　福岡県豊前市六三〇六、大字上川底一一一〇の一、一一一一の二、一一三三の一

4　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

　福岡県豊前市大字上川底一三五二、一三五九の一

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、遠賀川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

㈣　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

　平成七年二月二十日

農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安施設地区の所在場所

㈠　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

　佐賀県西松浦郡有田町中部字椎谷丙一一二七二、丙一一二七四の一、丙一一二七五

㈡　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

　佐賀県伊万里市大川町東田代字筒江二二五五のイ、二二五五の口、二二五五の八、二二五六、二五九の二、二二六〇、二二六〇の口、二二六一・二六二（以上二筆合併。次の図に示す部分に限る。）、二二六三、二二六八・二二七四（以上二筆合併。次の図に示す部分に限る。）、二二七五の一、二二七五の二、二二七六の一、二二七七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、佐賀西部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁並びに伊万里市役所及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

　平成七年二月二十日

農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安施設地区の所在場所

㈠　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

　佐賀県西松浦郡有田町字大絵本一六一八

㈡　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

　佐賀県西松浦郡有田町中部字松山丙三七三九の一、丙三七四一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、佐賀西部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十四号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

　平成七年二月二十日

農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安施設地区の所在場所

㈠　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(四) 指定の有効期間　三年

二

(一) 保安施設地区の所在場所

1 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県福岡市西区大字今宿上ノ原字相原八八二の五、八八五の一

2 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県福岡市西区大字今宿上ノ原字相原八八二の二、八八三

3 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県筑紫野市大字山家一四二〇、一四三三の八二、一四三四の一、一四三四の五

4 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県粕屋郡篠栗町大字篠栗字二股松二五六四の一、二五六四の三、二五六四の四、二五七五、二五九〇の一七、二五六四の一地先（次の図に示す部分に限る。）

5 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県宗像郡玄海町大字田島字上殿二二二〇

6 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県糸島郡二丈町九一八七、大字福井字瀬石谷九七四の一、九七六の一、一〇七二の一、字寺床一二一九の四、一二二〇、一二二三の三、一二二五の一、一三〇五、一三〇六

(二) 指定の目的　土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福岡地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(四) 指定の有効期間　三年

三

(一) 保安施設地区の所在場所

1 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県嘉穂郡桂川町大字土師字徳力二九六三の八、二九六三の九、二九六三の一一、二九六九の一

2 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡添田町大字野田字喉口一四二、字ウソロ一四四の一、一〇七

3 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県飯塚市大字大日寺字ハチヒタイ一五七四の一

4 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県北九州市小倉南区大字徳吉字渕ノ上一二〇七、一二二四の二、一二二七、字加用一二〇八

5 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県北九州市門司区大字畑字片宗二四四七、二四五〇の一

6 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡添田町大字津野字吝ノ本六三七〇、六三七三の一、字芳ノ本六三七一

(二) 指定の目的　土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、遠賀川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(四) 指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成七年二月二十日　農林水産大臣　大河原太一郎

一 保安施設地区の所在場所

1 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県八女郡星野村字中ノ尾二六一の一、字荒花二八二

2 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県八女郡広川町大字水原字玉洗二二二六三、二二六四の一、二二七三

3 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県八女郡立花町大字上辺春字梅谷七〇九一の三、七一一六

4 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県山門郡瀬高町大字小田字西谷二〇二五の一五

5 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県山門郡瀬高町大字小田字西谷二〇二五の一五

6 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一〇号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一〇号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県山門郡山川町大字甲田字和田二四八一の一、二四八一の二、二四八一の四

7 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県三池郡高田町大字上楠田字道徳一九六、一九七、二〇〇

8 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県八女郡上陽町大字上横山字杠葉一九五五の一、一九七八、一九八一、一九八二

9 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県八女郡立花町大字上辺春字大坪七一九七、七二五九、七二六九、七二七〇

10 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県八女郡星野村字坂根ノ上二一六三、二一六七

11 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県八女郡広川町大字水原字蛇ヶ山二三四九、二三五五

12 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県山門郡瀬高町大字小田字西谷二〇二五の一五

13 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県大牟田市大字四箇字堂山一三九二、二七〇九

二 指定の目的　土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月二十日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一 ㈠ 保安林の所在場所　福井県南条郡今庄町八飯七一字蒔原二五から二七まで、二八の一から二八の三まで、二九から三一まで、七九字野暦一八から二〇まで、八一字野谷一の一から一の五まで、二の一から二の五まで、三から八まで、九の一、九の二、一〇の一、一〇の二、一一から一四まで、一五の一、一五の二、一六の一、一六の二、一七の一、一七の二、一八の一、一八の二、一九の一、一九の二、二〇の一、二〇の二、二一の一、二一の二、二二

㈡ 指定の目的　水源のかん養

㈢ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、越前地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二 ㈠ 保安林の所在場所　福井県丹生郡越前町血ケ平一三八字新河尻二七、二八の一

㈡ 指定の目的　土砂の流出の防備

㈢ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、越前地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三 ㈠ 保安林の所在場所　福井県丹生郡越前町厨七一字北布山三一七、三一八、三二〇、三二一

㈡ 指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈢ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、越前地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年二月二十日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　静岡県榛原郡本川根町千頭字大ナマレ二四四の六

㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢ 解除の理由　送電施設用地とするため

二 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市坪井町字稲荷浜五二〇〇の一地先・五二〇〇の三地先・五二〇〇の四地先・篠原町字浜表二七五〇一の一地先・字長浜浦二七五〇〇の二地先・二七五〇〇の三地先・小沢渡町字浜芝地二九三七の一地先・二九三七の二地先・二九四八の一地先（以上九筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡ 保安林として指定された目的　飛砂の防備

㈢ 解除の理由　道路用地とするため

三 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　静岡県湖西市白須賀字蓑池八五八の二四・八五八の三三・八五八の三四・八五八の四六・八五八の四九・字宿南一八二五の一九（以上六筆国有林）

㈡ 保安林として指定された目的　潮害の防備

㈢ 解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年二月二十日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　神奈川県津久井郡藤野町名倉字中村原二四〇〇の一・二四〇一の一・字井戸川二六七九の一・二六八五の一・二七〇一の四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二六八一の五、二六八二の三、二六八三の三、二六八四の四、二六八五の五

㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢ 解除の理由　道路用地とするため

二 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町皆瀬川字白井平二一七五（次の図に示す部分に限る。）

㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢ 解除の理由　林道用地とするため

三 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町玄倉字向沢五三二の八・五三二の九・五三四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢ 解除の理由　林道用地とするため

四 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　神奈川県厚木市中荻野字一ノ尾一五〇〇

㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢ 解除の理由　公共施設用地とするため

五 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　神奈川県厚木市中荻野字一ノ尾一四九六の二、字鶴坂口一五〇七

㈡ 保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢ 解除の理由　公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年二月二十日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一 解除に係る保安林の所在場所　熊本県八代郡坂本村大字中谷い字走水（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的　水源のかん養

三 解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び坂本村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年二月二十日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一 解除に係る保安林の所在場所　徳島県板野郡上板町神宅字宮ヶ谷七の五三から七の五五まで、八の九、八の一〇

二 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三 解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成七年二月二十日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一 ㈠ 保安施設地区の所在場所

1 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県八女郡矢部村大字北矢部字宮ノ尾一〇五七、字西迫一〇四四の一

2 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一三号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県八女郡矢部村大字矢部字小侭瀬三四六一、字塔ノ本三四五九の二

3 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県八女郡矢部村一〇二八〇、大字矢部字ヒララ石六〇〇〇の二、字屋敷向六一〇五の二、六一〇六、字滝ノ上六〇八一の一

4 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県八女郡立花町大字上辺春字下長瀬九七八、九八四

㈡ 指定の目的　土砂の流出の防備

㈢ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、筑後・矢部川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

一 (一) 保安林の所在場所　島根県那賀郡弥栄村大字小坂七九一、七九一の一、一一五一の五、大字田野原二八、二八の一、六五四の内一、六五四の内二、六五四の五
(二) 指定の目的　水源のかん養
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、江の川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二 (一) 保安林の所在場所　島根県那賀郡金城町大字小国イ九八五の二、弥栄村大字栃木一〇〇の三、一〇一、一〇二、八八五の一、八八五の二、八八五の内一、八八五の内二、八八六、八八六の一
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、江の川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三 (一) 保安林の所在場所　島根県那賀郡三隅町大字井野へ一九三〇
(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、江の川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月二十日
農林水産大臣　大河原太一郎

一 (一) 保安林の所在場所　秋田県仙北郡六郷町六郷東根字潟尻（国有林。次の図に示す部分に限る。）、雄勝郡雄勝町上院内字赤坂二、七、下院内字水上二
(二) 指定の目的　水源のかん養
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。
字潟尻（次の図に示す部分に限る。）
(2) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字潟尻（次の図に示す部分に限る。）
(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、雄物川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二 (一) 保安林の所在場所　秋田県由利郡象潟町西中野沢字焼山二の六
(二) 指定の目的　水源のかん養
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、子吉川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三 (一) 保安林の所在場所　秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字堀切四の一から四の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、北秋田郡比内町大葛字小棚沢二一、二六、三〇の一、三三、三五の一、三五の三、三七の二、四〇、四一、四三から四五まで、四七の一、四七の二、四九、五一から五三まで、五五、五六、五七の三、六四の一
(二) 指定の目的　水源のかん養
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四 (一) 保安林の所在場所　秋田県由利郡矢島町立石字沢ノ内二七、二一の一、二三、二四、二四の一、二五、二六、二八、二一の二、二二、荒沢字雁川原七（次の図に示す部分に限る。）、新荘字上ノ山五、六、一一から一三まで、二〇、二一、一七から一九まで（以上三筆については次の図に示す部分に限る。）、鳥海町上川内字伊勢鉢二五の二、上笹子字赤館九、一三、一五から一八まで、字色田四三、四五、五五
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、子吉川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

五 (一) 保安林の所在場所　秋田県湯沢市山田字上ノ宿一七三、一七九、一八〇、雄勝郡東成瀬村椿川字松ケ沢三一、五三、五四
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字松ケ沢五三
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、雄物川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

六 (一) 保安林の所在場所　秋田県大館市長根山二、三、北秋田郡比内町中野字籾内澤口三二の一・三二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三八
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

七 (一) 保安林の所在場所　秋田県秋田市上北手荒巻字荒巻九七・九八・九九の一・九九の二・一一一の二・一一二・一一二の一・一一九から一二一まで・一二一の一・一三六・一四四（以上一三筆について次の図に示す部分に限る。）、上北手百崎字石川二九の一・三五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、雄物川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

八 (一) 保安林の所在場所　秋田県南秋田郡五城目町内川小倉字樋ノ口三の一、二一の三、二六の二、三八、八二の一から八二の六まで、二六の一（次の図に示す部分に限る。）、字十二ノ前七一
(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第

(2)(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一) 保安林の所在場所　秋田県南秋田郡五城目町内川浅見内字堂ノ下一五
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字堂ノ下一五（次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、米代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一) 保安林の所在場所　秋田県河辺郡河辺町岩見字財ノ神七〇の一、七〇の三から七〇の八まで
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、雄物川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四(一) 保安林の所在場所　秋田県南秋田郡五城目町馬場目字門前三五（次の図に示す部分に限る。）、若美町角間崎字志藤沢三六の一、字岡見沢一九、鵜木字松木境一一四の二、福米沢字福米一の一、三の三、二二二の三
(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

五(一) 保安林の所在場所　秋田県秋田市下新城笠岡字堰根七三の一
(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、雄物川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁並びに秋田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月二十日　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一) 保安林の所在場所　石川県珠洲市大谷町ウ九の甲、大谷町オ一六の乙、一八の甲、二一、二二の甲、二二の乙、大谷町ノ一九の一四
(二) 指定の目的　水源のかん養
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採できる立木は、能登地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一) 保安林の所在場所　石川県金沢市田島町を三の乙（次の図に示す部分に限る。）、田島町タ七六の甲の五
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採できる立木は、加賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一) 保安林の所在場所　石川県河北郡津幡町字浅谷ノ二七の一・三一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採できる立木は、能登地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県庁並びに関係市役所及び津幡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月二十日　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一) 保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡柳谷村大字柳井川字川下六二六九、六二八一から六二八四まで、六二八六から六二八八まで
(二) 指定の目的　水源のかん養
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字川下六二六九・六二八一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、中予山岳地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一) 保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万町大字直瀬字蛭ノ岡乙一三六五、乙一三六六、乙一三六八の一、乙一三七〇の五、乙一三七〇の六、美川村七鳥五二二から五二五まで、五三四、五三七から五四〇まで、五四四、大川六六一、六六四の一、六七七、六七八、三七二九、三七三〇、三七三一の一、三七三九の一から三七三九の三まで、三七四〇、三七六一、三七六二の一、三七六二の二、三七六三から三七六九まで、三七八四から三七八六まで、柳谷村大字西谷字猪伏九〇九三、九〇九四、九〇九七から九一〇〇まで、九一五三から九一六一まで（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、九一六六、九一六七、九一六九、九一七二、九一七四の一、九一七四の二、九一八〇から九一八二まで
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字蛭ノ岡乙一三六五、乙一三七〇の六・七鳥五二二・五三九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五二三、大川六六四の一、六六一・三七八六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七二九、字猪伏九〇九三・九〇九四・九〇九八・九〇九九・九一六六・九一六七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、九一五三から九一六一まで
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、中予山岳地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月二十日　農林水産大臣　大河原太一郎

期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　青森県黒石市大字大川原字大鉄森二の一、二の三三、字大鉄沢三二、大字浅瀬石字浅瀬石山一の二一二、一の二三〇、中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢一一一の二・一三七の二二・一四八の一・一四八の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、西津軽郡深浦町大字岩坂字長谷野一六三・大字関字豊田九二から九四まで・一八三の五三・一八三の七八・一八三の七九・一八三の三八四・一八六の四（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、一三一、字小童子山一の二、一の八九、一の九〇、字小島崎二一五、二一六、大字上長慶平字旭ケ丘一二の一・一八の一・二〇・二六・二七・岩崎村大字黒崎字樋の平一三の一・一三の三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、津軽地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三(一)　保安林の所在場所　青森県十和田市大字洞内字山崎八三の一、九二、上北郡六戸町大字鶴喰字日向山一二二、一三一、一三四の七八、一三四の八〇から一三四の八四まで、一三四の八七から一三四の九〇まで、一三四の九二、一三四の九三、一三四の九五、一三四の一九五、一三四の二〇二、一三四の二〇四、東北町字滝沢平二の一八四九、三戸郡三戸町大字梅内字雷平二六三、二七〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六一、二七七の一、三〇六の一、字響木山二八・九八・一〇〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三の一、八九から九五まで、九六の一、九七、一〇一、一〇四の一
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字山崎八三の一・九二・字日向山一三四の七八・一三四の八〇から一三四の八二まで・一三四の八四・一三四の九〇・一三四の九二・一三四の九三・一三四の一九五（以上一一筆について次の図に示す部分に限る。）、一二二、字滝沢平二の一八四九
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、三八上北地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四(一)　保安林の所在場所　青森県南津軽郡平賀町大字葛川字大川添一八の一・三七の三九・三七の四〇・三七の四四から三七の五〇まで（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、津軽地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

五(一)　保安林の所在場所　青森県東津軽郡平内町大字稲生字稲生二九の三
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、東青地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成七年二月二十日
農林水産大臣　大河原太一郎
一(一)　解除に係る保安林の所在場所　香川県香川郡塩江町大字上西字鷹山甲二五五六の二
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　香川県大川郡引田町小海字北谷一六〇八の一・一六一三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
三(一)　解除に係る保安林の所在場所　香川県綾歌郡綾上町東分字吉谷乙五二八の二五、乙五二八の一（次の図に示す部分に限る。）、西分字東開乙五八〇の一〇
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　農道用地とするため
四(一)　解除に係る保安林の所在場所　香川県大川郡引田町小海字南谷七一四の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成七年二月二十日
農林水産大臣　大河原太一郎
一(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛知県日進市折戸町梨子ノ木二八の一〇九、二八の五九九・二八の六〇〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛知県額田郡幸田町大字野場字石荒二二の二（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　社会福祉施設用地とするため
三(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市大内町瀧坂一二の二、山ノ田六の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁並びに日進市役所及び幸田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成七年二月二十日
農林水産大臣　大河原太一郎
一(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県玉造郡鳴子町字軍沢岳一の内（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　解除の理由　国定公園事業用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県玉造郡鳴子町字軍沢岳一の内（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　国定公園事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び鳴子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月二十日
農林水産大臣　大河原太一郎
一(一)　保安林の所在場所　秋田県南秋田郡五城目町馬場目字寺庭四四の三、四四の五
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法

三三二九、三三三〇、三三三三、三三三七、三三四七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、筑後・矢部川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び宝珠山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月十七日　　　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　保安林の所在場所　山梨県東山梨郡牧丘町大字倉科字丸山七〇〇五の一、七〇〇五内

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、富士川上流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡増穂町平林南平二四七〇の一、中富町大字久成字向田一二七八、一二七九、字シラゴ一三一五、字大畑一四七八、字地蔵前三三九五の一、身延町身延字西塩澤一三七八の一、一三八一、一三八五、字西塩沢一三七八の三、字南谷四一五六の一、四一六三の二、四一六九の一、梅平字堰畑二八三七、二八四二、二八四四、相又字榎畑一二三三の一、一二三四の一、字漆久保下一三三五、字漆久保一四〇九の一、清子字丸山八三三、富沢町大字万沢字川戸一五〇七六、一五〇七七、字瓜麗一五二三五、一五二三九、南部町大字本郷字矢下七六二九の一、字上杉尾七八三九の一、七八三九の二、西八代郡市川大門町八之尻字上差山三一一三の一、三一二五、三一三八、字中差山三一四〇

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

南平二四七〇の一・字向田一二七八・一二七九・字シラゴ一三一五・字大畑一四七八・字地蔵前三三九五の一・字西塩澤一三七八の一・一三八五・字南谷四一六三の二・四一六九の一・字堰畑二八三七・字榎畑一二三三の一・一二三四の一・字漆久保下一三三五・字漆久保一四〇九の一・字丸山八三三・字川戸一五〇七六・字瓜麗一五二三五・字矢下七六二九の一・字上杉尾七八三九の一・七八三九の二・字上差山三一一三の一・三一二五・三一三八・字中差山三一四〇（以上二五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、富士川中流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三㈠　保安林の所在場所　山梨県韮崎市穂坂町大字三之蔵字八丁五八二一の二、字中沢五九一四の一・神山町大字北宮地字破場二七六・二九八・三〇一の二・大字武田字南反保四〇七・四一七の二・四四五の一・四四五の二・四六五・四七三・四七四・旭町大字上條北割字鎌倉四一六三・北巨摩郡白州町鳥原字城ノ沢四〇五一・四〇五三・横手字宮沢三七八二の一・字前山四三三の九三・字大日向四〇九三（以上一七筆について次の図に示す部分に限る。）、四〇九一の一四、四〇九一の一五、四〇九一の三三、武川村山高字城山三五六九の二七、明野村大字小笠原字桜平六五三〇・六五三六・六五三八の二・六五五二の二・六五五三・字入ノ沢六五七九の一・六五八四・六五八六・東八代郡中道町心経寺猪山一四〇一の一・境川村大黒坂字春日山一四二四の一・豊富村肉原日陰山二四七八・中巨摩郡芦安村大字芦倉字御勅使川入一六八一（以上一三筆について次の図に示す部分に限る。）、字上梅ス沢一二二二

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字八丁五八二一の二・字中沢五九一四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字破場二七六、二九八、三〇一の二、字南反保四〇七、四一七の二、四四五の一、四四五の二、四六五、四七三、四七四、字鎌倉四一六三・字城ノ沢四〇五一・四〇五三・字大日向四〇九一の一四・四〇九一の一五・四〇九三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四〇九一の三三、字前山四三三の九三、字城山三五六九の二七・字桜平六五三〇・字入ノ沢六五八六・猪山一四〇一の一・字春山日山一四二四の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字名所山七〇一八の一、日陰山二四七八・字御勅使川入一六八一・字上梅ス沢一二二二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、富士川上流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁並びに韮崎市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月十七日　　　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　保安林の所在場所　宮城県玉造郡鳴子町鬼首字峠五六の一、五六の五から五六の七まで

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、宮城北部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　宮城県桃生郡雄勝町大字立浜字天神三九、五五・五七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、宮城北部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月十七日　　　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　保安林の所在場所　青森県南津軽郡平賀町大字葛川字砂子沢三三・大字小国字深沢二一一の三七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字尾崎字木戸口一七五の八七

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、津軽地域森林計画で定める標準

一　平成七年産の水稲に適用するキログラム当たり共済金額の範囲
次の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

地域	キログラム当たり共済金額の範囲
北海道の区域	二五一円　二四六円　二三六円　二二六円　二一六円　二〇六円　一九六円　一八六円　一七六円
青森県（弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市（昭和二十八年十月一日現在の大深内村及び四和村の区域を除く。）、西津軽郡鰺ヶ沢町、木造町、深浦町、森田村、岩崎村、柏村及び稲垣村、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡板柳町、金木町及び鶴田町、上北郡十和田湖町並びに三戸郡三戸町、田子町（昭和二十八年十月一日現在の上郷村の区域を除く。）、名川町、南部町及び福地村を除く。）の区域	二五九円　二五四円　二四四円　二三四円　二二四円　二一四円　二〇四円　一九四円　一八四円
沖縄県の区域	二六〇円　二五五円　二四五円　二三五円　二二五円　二一五円　二〇五円　一九五円　一八五円
東京都の区域	二六一円　二五六円　二四六円　二三六円　二二六円　二一六円　二〇六円　一九六円　一八六円
熊本県の区域	二六二円　二五七円　二四七円　二三七円　二二七円　二一七円　二〇七円　一九七円　一八七円
青森県のうち弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市（昭和二十八年十月一日現在の大深内村及び四和村の区域を除く。）、西津軽郡鰺ヶ沢町、木造町、深浦町、森田村、岩崎村、柏村及び稲垣村、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡板柳町、金木町及び鶴田町、上北郡十和田湖町並びに三戸郡三戸町、田子町（昭和二十八年十月一日現在の上郷村の区域を除く。）、名川町、南部町及び福地村並びに福岡県の区域	二六三円　二五八円　二四八円　二三八円　二二八円　二一八円　二〇八円　一九八円　一八八円
群馬県、埼玉県、静岡県及び佐賀県の区域	二六四円　二五九円　二四九円　二三九円　二二九円　二一九円　二〇九円　一九九円　一八九円
山梨県、愛知県、奈良県、香川県、長崎県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	二六五円　二六〇円　二五〇円　二四〇円　二三〇円　二二〇円　二一〇円　二〇〇円　一九〇円
岩手県、神奈川県、大阪府、兵庫県、和歌山県及び愛媛県の区域	二六六円　二六一円　二五一円　二四一円　二三一円　二二一円　二一一円　二〇一円　一九一円
宮城県、山形県、福島県、新潟県、福井県及び長野県の区域	二六七円　二六二円　二五二円　二四二円　二三二円　二二二円　二一二円　二〇二円　一九二円
茨城県、栃木県、千葉県、三重県、鳥取県、岡山県及び広島県の区域	二六八円　二六三円　二五三円　二四三円　二三三円　二二三円　二一三円　二〇三円　一九三円
富山県、石川県、岐阜県、滋賀県、京都府、島根県及び山口県の区域	二六九円　二六四円　二五四円　二四四円　二三四円　二二四円　二一四円　二〇四円　一九四円
秋田県、徳島県及び高知県の区域	二七〇円　二六五円　二五五円　二四五円　二三五円　二二五円　二一五円　二〇五円　一九五円

ただし、水稲で飼料の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、十一円、十円、九円、八円、七円及び六円とする。

二　平成七年産の陸稲に適用するキログラム当たり共済金額の範囲
二五四円　二四九円　二三九円　二二九円　二一九円　二〇九円　一九九円　一八九円　一七九円

○農林水産省告示第二百五十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月十七日
農林水産大臣　大河原太一郎
一　保安林の所在場所　福岡県八女郡立花町大字上辺春字屋敷谷一一八六、一二一一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、筑後・矢部川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び立花町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月十七日
農林水産大臣　大河原太一郎
一　保安林の所在場所　福岡県朝倉郡宝珠山村大字宝珠山字ナラヲ一六三〇・一六七六・一六七九から一六八一まで（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）、一六一〇、一六一一の一、一六一一の二、一六一五、一六一六、一六一八、一六一九、一六二七の一、一六二九の一、一六二九の二、一六三二、一六三三、一六六五、一六六六、一六六八の一から一六六八の三まで、一六六九、一六七〇、一六七一の一、一六七二の一、一六七四、一六七五の一、一六七五の二の一、一六七五の二の二、一六七五の三、一六七五の四、一六八二から一六八七まで、一六八八の一、一六八八の二、一六九一、一六九二、一六九三の三、一六九七、一七〇〇、一七〇一の一、一七〇一の二、一七〇二、一七〇七、一七一〇の一、一七一〇の二、一七一三、一七一五、一七一六、一七二二から一七二六まで、一七二九、一七三二から一七三三まで、一七三五、一七三七、一七三八、一七四二から一七四五まで、一七四六の一、一七四六の二、一七四七から一七四九まで、一七五三の一、一七五三の三、一七五九の一、一七六〇の一、一七六〇の三、一七六一の一、一七六一の二、一七六一の四、一七六一の六、一七六二の一、一七六二の三、一七六三の一、一七六三の二、一七六四、一七六七、一七六九の一、一七六九の三、一七七〇の一、一七八一の一、一七九三、一八〇五の一、一八〇五の三、一八一三、一八二二、一八二四、一八三二、一八三三の一、一八三三の二、一八三四、一八四三から一八四五まで、一八六一、一八六三、一八六四、一八六八、一九三一の一、一九三六の一、一九三六の二、一九三七の一、字古庄屋三〇七三の一、三〇七八の一、三〇七八の二、三〇八一、三〇八二、三〇八三の二、三〇八七、三〇九二の一、三〇九七の二、三〇九七の三、三一〇九の一、字金剛ノ三二七二・三二七五・三二八二の一・三二九五・三三〇一・三三六五の二（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）、三一九五の一、三二〇〇の一、三二〇一の一、三二〇一の二、三二〇三の二、三二〇三の三、三二一〇、三二一一、三二一六、三二一八の一、三二一九の一、三二三八、三二五八、三二六一、三二六三、三二六六から三二六八まで、三二六九の二、三二七三、三二七九、三二八一、三二八二の二、三二八七、三二九二、三二九四、三三〇二から三三〇五まで、三三〇七、三三一一の一、三三一四、三三一八、三三二〇から三三二二まで、三三二四、

町一九二一の一・明和二丁目二五〇〇の三六五・大迫町六三一三の一・六三一四の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南薩地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

五(一) 保安林の所在場所　鹿児島県垂水市高城字船渡瀬一三二八の乙、一三六五の一、一三六五のイ号、一三六六の一、一三六六の乙、一三六七のイ号、一三六七の丙、一三六七の乙、一三六八、一三六八の乙、市木字馬上ノ下二三九七、二三九八、二三九九、二四一五、字新原二二九九、二三〇〇、字宮田二三三六、二三三六の乙、二三三八・二三三九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、肝属郡大根占町神川字向平七三、字鳥馬場四七二

(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、大隅地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月十六日

農林水産大臣　大河原太一郎

一(一) 保安林の所在場所　鹿児島県鹿児島市田上町五二一六、五二一七、川辺郡川辺町野崎字下浦一一八四、字池比良一二二二から一二二五まで、一二二七、字高通野下一二七九の一、一二七九の二、一二八九の一、一二九〇、日置郡市来町湊町字北ノ原二〇三九の一、二〇三九の二、二〇四〇の一、二〇四〇の二、二〇四一、二〇四二の二、二〇四四、字永山平二三五五の三、二三五六、二三五七、二三五八の四、二三七六の一（次の図に示す部分に限る。）、二三七八の一、二三八七、二三八八、字穀中小堀二三八九、二四一五、二四一八の三、二四一八の四、二四二〇の一、二四二〇の二、字善左衛門ヶ原二四二一の一、日吉町山田字外戸口一九四二の三、一九四三の二、一九四四の二、一九五〇の二、一九五二、一九五六、一九五七、字小谷一九五九、一九六九の二、一九六六・一九七五・一九七七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字出羽山二〇四八、字中尾立二二九一の二

(二) 指定の目的　土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南薩地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二(一) 保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市上高隈町二五八六から二五八八まで、肝属郡吾平町上名字篠ヶ迫原四五八一の二、字吉田下四五八二の一、四五八二の二

(二) 指定の目的　土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、大隅地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三(一) 保安林の所在場所　鹿児島県加世田市内山田字宇都口一二〇〇一から一二〇〇三まで、字宇都一二〇八五の一から一二〇八五の三まで、川辺郡川辺町大字高田字サルコロシ二六七六の二、二六七七の二から二六七七の四まで、字五段田三一一四の一、三一一四の二、字下町堀四八九七の二、四八九八の二、四九〇三の二、四九〇五、四九〇七の二、四九〇八、日置郡金峰町池辺字鍛迫二〇三七の六、二〇五五の一、伊集院町徳重字前牟田七五〇の一、七五〇の二、字野中八二一の七、郡山町油須木字賦合三八四、三八五の一、川田字宮田一〇八六から一〇八八まで、一〇九八、一〇九九の二、一一〇二、一一〇五、一一〇六、一一一〇

(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南薩地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四(一) 保安林の所在場所　鹿児島県名瀬市伊津部字佐大熊二四四八の二、二四四九の二、小宿字城二七五一の一、二七五四、大島郡龍郷町浦字角子一八八四の一、瀬戸内町嘉徳字市道三六〇の一

(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、奄美大島地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年二月十六日

農林水産大臣　大河原太一郎

一(一) 解除に係る保安林の所在場所　北海道芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的　水源のかん養

(三) 解除の理由　道路用地とするため

二(一) 解除に係る保安林の所在場所　北海道千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的　風害の防備

(三) 解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係市役所に備えおいて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十九号

次に掲げる外国製造業者に係る農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の三第一項の承認を平成七年二月二日付けで取り消し、これに伴い同条第三項の認定が同法第十九条の六第三項の規定により失効したので、告示する。

平成七年二月十七日

農林水産大臣　大河原太一郎

一 外国製造業者の名称及び住所

ジョージア・パシフィック・コーポレーション　アメリカ合衆国ジョージア州シーダースプリング市ジョージア・ハイウェイ二七三番

二 格付の表示を付することができる農林物資の種類

合板

三 当該農林物資の製造を行う工場の名称及び所在地

ジョージア・パシフィック・コーポレーション・シーダースプリング合板工場　アメリカ合衆国ジョージア州シーダースプリング市ジョージア・ハイウェイ二七三番

○農林水産省告示第二百五十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条第六項の規定に基づき、平成七年産の水稲及び陸稲に適用するキログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成七年二月十七日

農林水産大臣　大河原太一郎

二　保安林として指定された目的　公衆の保健
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成七年二月十四日
農林水産大臣　大河原太一郎
一　解除に係る保安林の所在場所　山口県宇部市大字善和字上瀬戸原一八九の三（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び宇部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成七年二月十四日
農林水産大臣　大河原太一郎
一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀郡信楽町大字田代字井カキ三五三の一・三五三の一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び信楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成七年二月十四日
農林水産大臣　大河原太一郎
一　解除に係る保安林の所在場所　京都府舞鶴市大字平小字赤崎三三四・大字大波下小字匿長谷二〇（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十三号
青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第八条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が指定する地域を次のように指定する。
平成七年二月十五日
農林水産大臣　大河原太一郎
次に掲げる地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村の区域
一　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島
三　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村
四　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島
五　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第二条第一項に規定する沖縄
六　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
七　過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二条第二項に規定する過疎地域
八　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

○農林水産省告示第二百四十四号
農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第二条第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が指定する地域を次のように指定する。
平成七年二月十五日
農林水産大臣　大河原太一郎
次に掲げる地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村の区域
一　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島
三　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村
四　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島
五　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第二条第一項に規定する沖縄
六　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
七　過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二条第二項に規定する過疎地域
八　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

○農林水産省告示第二百四十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月十六日
農林水産大臣　大河原太一郎
一　保安林の所在場所　栃木県日光市所野一五三五の二・一五三五の二〇五・一五三五の二二二（次の図に示す部分に限る。）（以上三筆国有林）
二　指定の目的　公衆の保健
三　指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、鬼怒川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月十六日
農林水産大臣　大河原太一郎
一（一）保安林の所在場所　鹿児島県鹿児島市岡之原町二五〇八の一・二五一〇の二・二五二二・二五二九の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二五一四、日置郡市来町湊町字北ノ原坂ノ上二〇〇七、二〇〇八、二〇一〇、字迫ノ頭二四八二（次の図に示す部分に限る。）、二四八三の一
（二）指定の目的　土砂の流出の防備
（三）指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、南薩地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二（一）保安林の所在場所　鹿児島県出水市武本字粟毛野一五六三六、字漆谷一五七四四の一
（二）指定の目的　土砂の流出の防備
（三）指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、北薩地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三（一）保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市上高隈町二三七三の一、垂水市中俣字寺山北三八四五・三八四六（以上二筆合併）、三八四七、三八四八・三八四九（以上二筆合併）、三八五〇、三八五二、三八五二の乙、三八五三から三八五五まで、三八五一・三八六一（以上二筆合併）
（二）指定の目的　土砂の流出の防備
（三）指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、大隅地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四（一）保安林の所在場所　鹿児島県鹿児島市宇宿

○農林水産省告示第二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月十日

農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　保安林の所在場所　福島県相馬郡新地町大戸浜字北中磯塩入一二七・一三〇・一三一（以上三筆国有林）・原町市大字北泉字地蔵堂四八六・大字金沢字浦一一五（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　指定の目的　潮害の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、磐城地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　福島県双葉郡楢葉町大字井出字上ノ原九七・九八の一・九九の一・一〇〇から一〇二まで（以上六筆国有林）・大字大谷字郭公一・原町市大字北泉字地蔵堂四八六・大字金沢字浦一一五（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　指定の目的　公衆の保健

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、磐城地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁並びに原町市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年二月十日

農林水産大臣　大河原太一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の二十三第二項及び第百三十六条第九項の規定に基づき、同法第百二十条の二十三第一項第一号の共済掛金標準率甲及び同項第二号の共済掛金標準率乙並びに同法第百三十六条第八項第一号の園芸施設再保険料基礎率を次のように定める。

平成七年二月十三日

農林水産大臣　大河原太一郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、平成七年四月一日から施行する。

2　平成六年二月一日農林水産省告示第二百二十五号（農業災害補償法第百二十条の二十三第一項第一号の共済掛金標準率甲及び同項第二号の共済掛金標準率乙並びに同法第百三十六条第八項第一号の園芸施設再保険料基礎率を定める件）は、廃止する。

3　平成七年四月一日以前に共済責任期間が開始した園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百三十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十五第二項、第四項及び第五項、第百三十五条第五号並びに第百三十六条第七項の規定に基づき、畑作物基準共済掛金率等を次のように定める。

平成七年二月十三日

農林水産大臣　大河原太一郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を関係道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、平成七年産の畑作物共済に係る共済関係から適用する。

2　平成四年二月十四日農林水産省告示第二百四十一号（畑作物基準共済掛金率等を定める件）は、廃止する。

3　平成六年産以前の畑作物共済に係る共済関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百三十三号

砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第七条第一項及び砂糖の価格安定等に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）第十条の規定に基づき、粗糖の平均輸入価格を定めたので、同法第七条第二項の規定により当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成七年二月十三日

農林水産大臣　大河原太一郎

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき三八、六七〇円

適用期間　平成七年二月十六日から二月二十八日まで

○農林水産省告示第二百三十四号

砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十八条の二第一項の規定に基づき、同項の異性化糖標準価格を定めたので、同条第六項において準用する同法第七条第二項の規定により当該異性化糖標準価格及びその適用期間を告示する。

平成七年二月十三日

農林水産大臣　大河原太一郎

異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二四、〇五三円

うち消費税額分　三、六一三円

適用期間　平成七年二月十六日から二月二十八日まで

○農林水産省告示第二百三十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、平成七年一月二十四日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成七年二月十三日

農林水産大臣　大河原太一郎

内容省略(官報参照)

○農林水産省告示第二百三十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成七年二月十三日

農林水産大臣　大河原太一郎

内容省略(官報参照)

○農林水産省告示第二百三十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定に基づき、平成七年一月二十五日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成七年二月十三日

農林水産大臣　大河原太一郎

内容省略(官報参照)

○農林水産省告示第二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年二月十四日

農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字福手字三枚坂一六三の三

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　指定理由の消滅

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　栃木県那須郡塩原町大字下塩原字畑下一六四七の五、一六四七の六

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年二月十四日

農林水産大臣　大河原太一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県幡多郡大月町柏島字東大戸山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び東津野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月九日

農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　三重県南牟婁郡紀和町湯の口字峯一〇の一二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、尾鷲熊野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年二月九日

農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛知県西加茂郡藤岡町大字三箇字下山四の三〇、大字白川字川平一二八三の一二（次の図に示す部分に限る。）、大字石畳字キヒソレ二七九の二、二八三の四、字高根三八七の二、大字北曽木字片平二五三の二（次の図に示す部分に限る。）、小原村大字北篠平字洞田七三二の四（次の図に示す部分に限る。）、七三二の五〇、大字大平字郷ケ根一の一（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　送電施設用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛知県西加茂郡小原村大字北篠平字洞田七三二の五〇

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　解除の理由　送電施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年二月九日

農林水産大臣　大河原太一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県幡豆郡幡豆町大字西幡豆字西見影五四の一八・五四の一九・五四の二一（以上三筆国有林）、五四の六（次の図に示す部分に限る。）、五四の二〇、字柿迫九三の二四、字東奥山一三の二一〇、一四の一三、一四の一五、一四の一七、一四の二〇、一四の二二から一四の二五まで、字黒松六二の二六〇、字北ノ入一四の二、大字東幡豆字裏山九の三四・九の三五（以上二筆国有林）、九の三一、九の三八、大字鳥羽字大入五一の二、五一の四、字笹頭八二の二、字奥山九一の二、九一の三、一〇二の八、一〇二の一二、一〇三の九、一〇三の一〇、一〇三の一二、字大迫四七の二、五二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び幡豆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年二月九日

農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市田代字上草利一一二五の八

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市小河内字金沢六九九（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　林道用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　静岡県田方郡函南町桑原字国見嶽一四〇〇の八・土肥町土肥字荻原下三一四〇の一・三一四四の一・三一四四の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、静岡市梅ケ島字五助地五三六五の三、五三六六の六、石部字石崎一一六〇の三・一一六一の一〇・一一六一の一一（以上三筆国有林）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁並びに静岡市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年二月九日

農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県宇摩郡別子山村字弟地乙五五三の四、温泉郡川内町大字河之内字三本松乙一六三六の一・乙一六三六の五・乙一六三六の九・乙一六三六の一〇・乙一六三六の七四・乙一六三六の一〇二・乙一六三六の一〇三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県北条市九川字津賀ノ尾乙二七四の一・乙二七六・温泉郡川内町大字河之内字三本松乙一六二〇の一〇三・乙一六二〇の一〇四・乙一六二〇の一二六・乙一六二〇の一三三・乙一六二〇の一三四・東宇和郡野村町大字栗木八五〇（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、喜多郡長浜町大字豊茂庚二の五、越智郡吉海町大字福田二の三、三の二、三四の二

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東宇和郡城川町大字窪野七二〇一の三

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁並びに北条市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年二月九日

農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　徳島県勝浦郡上勝町大字旭字古屋敷九六の二・那賀郡上那賀町丈ケ谷字六丁藤傍示三・一五・一六・海部郡海南町小川字皆ノ瀬六六の一四から六六の一六まで・六六の二二から六六の二四まで・宍喰町大字久尾字東谷二二の三八・二二の三九・三好郡山城町西宇字西向一四九二の九・一四九二の一五・一四九二の一六の二・一四九二の一七（以上一六筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　林道用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　徳島県海部郡海南町小川字皆ノ瀬六六の一七（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　林道用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　徳島県美馬郡美馬町字切久保一八三の二・四一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

㈡ 指定の目的　土砂の流出の防備
㈢ 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、遠賀川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに豊前市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第二百十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月九日　農林水産大臣　大河原太一郎
一 保安林の所在場所　福岡県鞍手郡若宮町大字山口字薬ノ口五〇三八、字浅ケ谷五〇七六の一
二 指定の目的　土砂の流出の防備
三 指定施業要件
㈠ 立木の伐採の方法
1 主伐は、伐採による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、遠賀川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び若宮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第二百二十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月九日　農林水産大臣　大河原太一郎
一 保安林の所在場所　兵庫県加古川市志方町西牧（国有林。次の図に示す部分に限る。）、氷上郡春日町東中字左中一三五の四、字池ノ谷四九、五〇、六四の一、野瀬八八七、八八八、字瀬ノ尻二五の一、二五の二、山南町下瀧字能田五の一、六、字鵰ノ谷四三、四四、四六、四七、字東谷四八、五五、字西ノ谷五八から六二まで、六四、六六、六七、字小谷六八から七四まで、七六、字若林七七、七九から八二まで、八六の一、字殿屋敷九一、九三から九五まで、字大黒丸一〇二、一〇六から一一二まで、字長谷一一三の一、一一四、一二三の一、一二三の二、一二四、一二五、字上ノ谷一三三の一、一三四、一三六、一三七、字イノヤ谷一五〇、一五一の一、一五一の二、一五二、一五三、字水コブチ一五四から一五七まで、阿草字フト谷一六九の一、一六九の三、一六九の八、一七一の二、一七一の三、一七四から一七八まで、青垣町遠阪字ケンナ四四、四四の一から四四の一四まで、四四の一七、四四の一八、加東郡社町馬瀬字北山五六四の二六から五六四の六二まで
二 指定の目的　土砂の流出の防備
三 指定施業要件
㈠ 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
志方町西牧（次の図に示す部分に限る。）、字左中一三五の四・字池ノ谷四九・六四の一・字瀬ノ尻二五の二・字能田五の一・六・字鵰ノ谷四三・四七・字東谷四八・五五・字西ノ谷五八・五九・六六・六七・字小谷六八・七一・七二・字殿屋敷九五・字上ノ谷一三三の一・一三四・一三七・字イノヤ谷一五二・一五三・字水コブチ一五四・一五六・一五七（以上二六筆について次の図に示す部分に限る。）、字大黒丸一一一、一一二、字長谷一一三の一、字フト谷一六九の一、一六九の三、一六九の八、一七一の二・一七一の三・字ケンナ四四の九から四四の一二まで・四四の一七・字北山五六四の二六・五六四の二七・五六四の六二（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、加古川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁並びに加古川市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第二百二十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月九日　農林水産大臣　大河原太一郎
一㈠ 保安林の所在場所　静岡県富士宮市猪之頭字西山二九二九の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡ 指定の目的　水源のかん養
㈢ 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、富士地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二㈠ 保安林の所在場所　静岡県富士郡芝川町上稲子字大田和二六〇一、字門野二八三二の三、字塩野二二五三から二二五六まで、二二五七の一の一（次の図に示す部分に限る。）、字境峰三五七、三六九、内房字峯山四三一七の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡ 指定の目的　土砂の流出の防備
㈢ 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字峯山四三一七の一（次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、富士地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
㈣ 指定施業要件を定めない森林の所在場所
字塩野二二五五（次の図に示す部分に限る。）、二二五六、二二五七の一の一（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに富士宮市役所及び芝川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第二百二十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月九日　農林水産大臣　大河原太一郎
一㈠ 保安林の所在場所　高知県土佐郡清水市足摺岬字足摺山二一四の二〇
㈡ 指定の目的　土砂の流出の防備
㈢ 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字足摺山二一四の二〇（次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、四万十川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二㈠ 保安林の所在場所　高知県高岡郡東津野村芳生野字狼甲二八一八、甲二八一九、字寺峯甲二八四九の一（次の図に示す部分に限る。）、中村市古津賀字南兵ブシ三七四〇の四、三七四〇の五、三七四〇の八、三七四〇の九、須崎市浦ノ内出見字柳谷一四一一（次の図に示す部分に限る。）
㈡ 指定の目的　土砂の流出の防備
㈢ 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字南兵ブシ三七四〇の四・三七四〇の五・字柳谷一四一一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、四万十川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、木屋平村字下名一三八、六三九、字三ッ木三三二の一、三三五の三、三三六、字今丸三八、四〇の二、美馬町字窓後二、六、一〇、脇町字平帽子一五三、六九八・九九一・九九二の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字神楽田六、二二の一、字那三方一六、一七、三八の一、字東俣名一九三三、一九三六、字東赤谷名一六九四、一七一三、一七一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字渕名一〇四八の二・一〇五一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字半平三一七、三一七の二、三三一、三三八、三三九、三四五から三四九まで、三四九の二から三四九の四まで、三五〇、三六六、字田方三五〇・三五三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字生子屋敷一八五の一・三七〇の一・六三九の六・七五五(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、九八の一、一六八の二、一七〇、二〇二の一、二〇七の一、三二九、三三一から三三三まで、三三七、三六九、三七〇の二、五八八、五九〇、五九七、六〇二、字日開野九九の二・一〇四・一〇六の二・一〇七・一〇八の一・一一二・一一五・一一六の一・五九三(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)、一一〇、一一七、五九五の一、字明宇五四五の一・字下名一三八・六三九・字三ッ木三三五の三(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、字今丸三八、四〇の二、字窓後二・六・一〇・字神楽田六・二二の一・字那三方一六・一七・三八の一・字東俣名一九三三・一九三六・字東赤谷名一六九四・一七一三・一七一七(以上一三筆について次の図に示す部分に限る。)、字平帽子一五三、六九八、九九一、九九二の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、吉野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月九日　農林水産大臣　大河原太一郎

一 (一)　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡高山村大字中山字二ッ石六八五二の四、六八五二の二五、字大原六八五三の一一、吾妻町大字岩下字岩下山二七二六の五

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、吾妻地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二 (一)　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字東野牧字奥山一三六五の三

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、西毛地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三 (一)　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字熊倉字日向二九一・字船久保九八一の一〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、九八一の七、大字大仁田字岩タケ谷甲一三七七、一三八〇、一三八九、字大屋乙一三九三の三、一三九四、大字大日向字川窪六二〇、六二六、甲六二七の一、甲六二七の二、乙六二七、甲六二八、乙六二八、甲六二九、乙六二九、甲六三〇の一、甲六三〇の二、甲六三一、字妻窪六三二、大字大塩沢字上ノ山甲九七五、乙九七五、下仁田町大字東野牧字小川原二六五六、二六五七、乙二六八二、二七一八の一、乙二七一八、二七一九の一、甲二七一九の二、乙二七二三、乙二七二六、二七二七、字山ノ神二九四九、大字青倉字清水二〇二五、乙二〇二六、字白倉二一七二、大字西野牧字足倉四二三〇の一、妙義町大字菅原字向菅原乙二三三五、乙二三四六の五、二二九八・富岡市南蛇井字瀧ノ平二〇三四の一八・安中市上後閑字堀ノ内八三五の二・西上秋間字般若沢二六一五の一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、字東般若沢二五八五の一、碓氷郡松井田町大字入山字三ッ谷一一一二・大字上増田字芦ノ和田九八一の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、群馬郡榛名町大字榛名山字滝ノ平五三三の三、大字中里見字猪ノ毛山一九四〇の一・一九四一の一・大字宮沢字平林七一二・字猪ノ沢一四六一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、一四五八、多野郡上野村大字楢原字小倉二七一、二七二の一、二七三、二七五、二二五五から二二五七まで、二二五八の一、二二五九の一、乙二二五九、二二六〇の二、二二六一の三、二二六二、二二六五の二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、西毛地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四 (一)　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町大字上沢渡字和多須一八二二の一・一八二四の二・一八二六の一・一八二七の二・一八二八(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、一八二四の三、一八二六の二、大字赤坂字貫坂一一三六・一一四一・字行沢一三五八(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、一三六一、大字四万字窪石戸一七二七の八(次の図に示す部分に限る。)、一七三一の一、字蛇場見一九八七の二、二〇五六、二〇五七、吾妻町大字泉沢字新浜一六三六の五九、一六三六の六〇、一六三六の六四、一六三六の六六から一六三六の六八まで、東村大字五町田字細畑一八一七の二・一八一九の二・一八二〇の一・一八二〇の二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、大字箱島字中尾一八四二の三、嬬恋村大字鎌原字大久保西六一の一七・大字芦生田字中反甲六四一の一・字野土六六八の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、吾妻地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月九日　農林水産大臣　大河原太一郎

一 (一)　保安林の所在場所　福岡県豊前市大字上川底六三五、六六六、七二〇の一、一一一一の二

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、遠賀川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二 (一)　保安林の所在場所　福岡県京都郡苅田町大字山口字サスハ九四七の一、字平原九六八の一〇、九七四の一、九七四の二、字トフサ谷九七六の一、九七六の二、九七七、字穂草谷一〇〇〇の一、築上郡築城町大字小山田一の三、一の三九から一の四六まで、一の五一から一の五五まで

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、太田川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四㈠ 保安林の所在場所　広島県三原市奥野山町三九一の一、三九七の一、沼田町字銀堀五二〇の九、一七六八、甲一七九六、乙一七九六、幸崎町能地字張迫乙二六九六、尾道市原田町大字梶山田字五反平一六五一の一から一六五一の三まで、一六五二の一、一六五二の二、大字小原字野ノ丸七四四、七四七、豊田郡本郷町大字上北方字栗森一一九四、一二〇二、大字船木字鷺谷一四六、字湯跡四七九四の一、四七九六、瀬戸田町大字林字来子迫一七三、一七四、一八四の一（次の図に示す部分に限る。）、世羅郡甲山町大字宇津戸字増岩一三〇の一、一三〇の二、一三四、大字小世良字乙川山三二一、三四一の二、三四三の三、字迫谷三五九、三六〇、三六二、三六三、字南谷五八五の八、五八五の一七、五八五の八七

㈡ 指定の目的　土砂の流出の防備

㈢ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字銀堀五二〇の九、一七六八、甲一七九六、乙一七九六、字張迫二六九六、字五反平一六五一の一から一六五一の三まで、一六五二の一、一六五二の二、字野ノ丸七四四、七四七、字増岩一三〇の一、一三〇の二、一三四

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、瀬戸内地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月九日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠ 保安林の所在場所　石川県鳳至郡門前町字栃木弐参一の二五、四、五

㈡ 指定の目的　水源のかん養

㈢ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、能登地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠ 保安林の所在場所　石川県金沢市直江野町ロ九四、国見町カ三の一一、国見町タ三の二、二日市町ノ二一、薬師町五、九四の一、榎尾町ム一三の乙、二日市町ク一の五、一〇六の一、不室町ッ二九、北方町ル一二の一、一二の二、一三の一、深谷町ソ七の二、七の六、上平町リ一八の一、一九の甲、琴町チ三、市瀬町ワ二〇の乙、岸川町ウ三四、岸川町ム四四の一、岸川町レ八二、二俣町八、一六の五、清水谷町ヌ六、土子原町ソ三七の甲、曲子原イ一四、千杉町ナ三の一、千杉町タ九、千杉町へ四、七二、正部町カ五八、七八、正部町リ八六、二日市町ッ三四の甲の三、三五の一、二日市町子一の三、一の四、堀切町ワ三四、堀切町ヤ一六、堀切町ウ一三、曲子原町チ七五・七七・七八・七九合併、河北郡津幡町字大窪リ二三の甲、字大窪ヌ二九の乙、四五の甲、四六、字笠池ケ原カ五〇の一、六三の二、字市谷七一一、字九折リ一〇九の甲、一〇九の乙、一一〇の甲、字九折チ六四の甲、一六四の己、字興津フ三六の二、字山森ロ二〇、五二、字山森ハ二三、四九、字常徳コ二五の甲、字常徳フ三三、字常徳ヘ六六、一六九、字常徳エ六

㈡ 指定の目的　土砂の流出の防備

㈢ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、能登地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県庁並びに金沢市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月九日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠ 保安林の所在場所　茨城県那珂郡美和村鷲子字鷲路二六二六の一、二六二六の一〇、二六二六の一一、二六二六の一四、二六二六の一五、二六二六の一七、二六二六の一八、二六二六の二二から二六二六の二四まで、二六二六の二七、二六二六の二八、二六二六の三〇、二六二六の三二、二六二六の三三、二六二六の三六から二六二六の四四まで、二六三一の一、二六三一の三、二六四一の一、字五舛内二六四二、二六四三の三、二六七〇、字和田向二六七一の一、二六八五の三、二六八五の五、字鳥居戸三一四二の一、三一四三の一、三一六五の一、三一六七の一、三一七一の二、三一七一の三、三一八一から三一八三まで、字関ノ沢三二〇五から三二〇八まで、三二一〇の一、字三川戸三二一九から三二二四まで、三二二四の一、三二二四の二、三二二四の四、三二二四の五、三二五二の一、大字鷲子字鳥居戸三一六七の二、字関ノ沢三二一〇の二

㈡ 指定の目的　水源のかん養

㈢ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八溝多賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠ 保安林の所在場所　茨城県西茨城郡七会村小勝字岡台一四六一の一

㈡ 指定の目的　土砂の流出の防備

㈢ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、水戸那珂地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三㈠ 保安林の所在場所　茨城県久慈郡水府村和田字間丁九五二の一・九八〇・九八一・九八一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、九八四

㈡ 指定の目的　土砂の流出の防備

㈢ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八溝多賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月九日　農林水産大臣　大河原太一郎

一 保安林の所在場所　徳島県美馬郡穴吹町口山字渕名一〇四八の二、一〇五一、字田方三五〇・三五三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三五一、三五二、古宮字半平三一七、三一七の二、三三一、三三八、三三九、三四五から三四九まで、三四九の二から三四九の四まで、三五〇、三六六、字生子屋敷九八の一、一六八の二、一七〇、一八五の一、二〇二の一、二〇七の一、三二九、三三一から三三三まで、三三七、三六七の二、三六九、三七〇の一、三七〇の二、四一一、五八〇の一、五八四、五八八、五九〇、五九七、五九九の一、六〇二、六三九の六、七五五、半田町字日開野九九の二、一〇四、一〇六の二、一〇七、一〇八の一、一一二、一一五、一一六の一、五九三、一一〇・一一七・五九五の一・一宇村字剪宇五四五の一

の九八、字トシヲ原一三一五の七八（次の図に示す部分に限る。）、一三一五の一三七、字ナガヘエ一三四五の一、一三四五の一六、一三四五の二一、字岸岳一三八五の二五八、一三八五の七一二、一三八五の七五〇、字明神一四三五の三、一四三五の九、一四三五の一一、一四三五の一九、一四三五の二五、一四三五の三二、一四三五の四八、一四三五の五一、一四三五の五九、一四三五の六七、一四五二の三、字ゴヲメキ三〇八五の一、三〇八五の三、字木場谷三一一六の一、字黒牟田三一二六の一六、三一二六の三一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、佐賀西部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び相知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月九日　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　保安林の所在場所　山形県山形市大字滝平字ホクメキ八三三、八三五、字黒滝八三一の一、八三二の一、一二二七、字行内八四八、八四八の一、八四九から八五一まで、字大持沢八五二の一、八五四の一、一一八三から一一八七まで、字七曲八五七、八六〇、八六一、字五歪八六三、一〇三〇、一二〇一、字上ノ山八六六の一、八六七の一、八七〇の一、八七一、八七二、八七二の一から八七二の四まで、八七三、八七四の一、八七四の二、八七五から八八〇まで、八八〇の一、八八一、八八一の一、八八六の一、八八六の二、八八七から八八九まで、八九〇の一、八九〇の三から八九〇の六まで、八九一の一から八九一の三まで、八九二、八九二の一、八九三から八九八まで、八九八の一から八九八の四まで、八九九から九〇一まで、九〇二の一、九二六の一、九四六の一、一〇四三、一一八八の一、一一八九の一、一一九〇から一一九二まで、字内ノ沢九〇四の一、九〇五、九〇七の二、一〇三三、字蔵畑九四七の一、一〇三一の二、一二一一の一、字辰目前一〇七八は六、字大平山一〇八七の一、一〇八七の一一、一〇八七の一二、一〇九二の二、一〇九一の四、一〇九一の六、一〇九一の八、一〇九一の九、一〇九一の一一から一〇九一の一五まで、一〇九三、一二二七、一二二八、上山市細谷字半天子一一一五の庚号、一一一五の辛号、一四八〇の一から一四八〇の一五まで、一四八一の一、一四八一の二、一四八二と一から一四八二の三まで、一四八二の七から一四八二の四〇まで、一四八二の四三から一四八二の五二まで、一四八三の一、一四八三の二、一四八三の内三から一四八三の内一一まで、一四八三の内一三から一四八三の内三二まで、一四八四の二、一四八四の一六から一四八四の三五まで、一四八五の六から一四八五の二七まで、一六七八、一六七九の三一から一六七九の四三まで、一六七九の四五から一六七九の六三まで、一六八〇の一から一六八〇の九まで、一六八〇の一一から一六八〇の四七まで、最上郡戸沢村大字古口字砂沢一七一〇、字砂子沢四二一一から四二一五まで、四二一七から四二二一まで、四二二二（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、最上村山地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　山形県西田川郡温海町大字小名部字鍋沢八三の二

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択採による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、庄内地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月九日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　広島県世羅郡甲山町大字小世良字迫谷四二四、四二八、四三四の二、四三五、大字別迫字猫屋六七一の一、六七三の四、大字東上原字高山一六五の一、世羅町大字東神崎字大久保二五二の二、大字戸張字大久保一九、二〇、字平迫四九〇、四九二から四九四まで、字中山甲二八五、二八六の二、二九三、二九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高山一六五の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、瀬戸内地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月九日　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　保安林の所在場所　広島県世羅郡世羅町大字東神崎字宇根山七一の五七、七一の五八

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、瀬戸内地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　広島県双三郡作木村大字香淀字川ヶ七五三、七五五、七五六の一から七五六の三まで、七五七から七六三まで、字滝之倉三二六の二、三三六、大字大山字高下一八六、一九一の一、一九一の二、二一三の一、二一四、二一五、甲二一六、乙二一六、大字森山東字七津谷五七の一から五七の三まで、六〇の一、六一、六二、一五〇の一、一五一、一五二、一五四の一から一五四の四まで、一五五、一五六の一

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、江の川上流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三(一)　保安林の所在場所　広島県広島市安芸区矢野西三丁目一二六六の一、一二七三の一、佐伯郡湯来町大字菅澤字櫛甲六〇一、六〇二の二、六〇三の一、六〇三の二、六〇四から六〇八まで、六一一の一、六一四、六一五、山県郡加計町穴字本郷九三〇の三、九三二、九三三、坪野字附地平五、奉浪字棄山一の一、下筒賀字上西平二六七の一、二六八、二七〇の一、二七二の一、字本谷二九七の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字櫛甲六〇一、六〇二の二、六〇三の一、六〇三の二、六〇四から六〇八まで、六一一の一、六一四、六一五

八四（以上一八筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字高舘山四一〇〇の四（国有林）
㈡ 指定の目的　土砂の流出の防備
㈢ 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字境ノ澤一〇五〇、字堂平四二八六（次の図に示す部分に限る。）、字惣山四〇二〇の一、字松曽根四〇六三、字上山口三〇五の一、字高森三六五二・字御神楽山五一四二・字下ノ原二六六四ロ・字戸板平五一五二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字一ノ原四五九八、字西入ノ沢二三三三、字大貝澤山四一九六・字鈴ヶ倉山一〇二八四・字白森山一七二六・字白澤山八六三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字館越八〇三、字御前岳四九〇一
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三㈠ 保安林の所在場所　福島県大沼郡金山町大字大栗山字上平二六五三（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡ 指定の目的　土砂の崩壊の防備
㈢ 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四㈠ 保安林の所在場所　福島県河沼郡柳津町大字胄中字境ノ澤一〇五〇・大沼郡金山町大字水沼字松曽根四〇六三（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡ 指定の目的　干害の防備
㈢ 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
五㈠ 保安林の所在場所　福島県大沼郡金山町大字越川字新入山九四二（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡ 指定の目的　なだれの危険の防止
㈢ 指定施業要件　立木の伐採を禁止する。
六㈠ 保安林の所在場所　福島県大沼郡金山町大字太郎布字惣山七六四（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡ 指定の目的　公衆の保健
㈢ 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
七㈠ 保安林の所在場所　福島県河沼郡柳津町大字四ッ谷字嶽山五九一・大字大成沢字畑ヶ澤甲一七〇一・大沼郡昭和村大字大芦字御前岳四九〇一（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡ 指定の目的　名所又は旧跡の風致の保存
㈢ 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字御前岳四九〇一（次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐は、択伐による。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月九日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠ 保安林の所在場所　富山県中新川郡立山町四谷尾字西大祖父ヶ原一の甲、一の乙、二の甲、二の乙、三の甲の一から三の甲の三まで、三の乙、虫谷字宇津露谷一三五の二・一三五の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、長倉字滝坂三の一から三の四まで、字小林六の甲、六の四（次の図に示す部分に限る。）、城前字ッブリ山一〇、一一、一三、一四の一から一四の三まで、一五の一から一五の三まで、座主坊字滝谷一七〇から一七五まで、上新川郡大山町原字風除割一四、二七から三一まで、三六、三七の一、三八、七八、瀬戸字千待谷割六の一、六の二、婦負郡八尾町下仁歩字西筋原一三四〇から一三四二まで、一三五五、一三七六、一三七九から一三八六まで、一三九四、一三九六から一三九八まで、上牧字草蓮二の八、二の一〇、二の三一（次の図に示す部分に限る。）、中島字明地谷一一の一、清水字焼山四六の七（次の図に示す部分に限る。）、字谷五三五の一、五三六、五三八、五三九、五四〇の一、五五四、五五五の一
㈡ 指定の目的　土砂の流出の防備
㈢ 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、神通川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二㈠ 保安林の所在場所　富山県中新川郡立山町伊勢屋字右近谷一九
㈡ 指定の目的　土砂の崩壊の防備
㈢ 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、神通川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月九日　農林水産大臣　大河原太一郎

一 保安林の所在場所　高知県香美郡物部村久保上久保字コソベ二八九、二九〇の一から二九〇の三まで、久保影字東井地五一五の二
二 指定の目的　土砂の流出の防備
三 指定施業要件
㈠ 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、高知地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び物部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月九日　農林水産大臣　大河原太一郎

一 保安林の所在場所　佐賀県東松浦郡相知町大字伊岐佐字大良乙五一〇の三九（次の図に示す部分に限る。）、字辻山乙五七一の二、乙五七一の一一、大字平山上字庵ノ谷甲一九七三の二、甲二〇四五の七、甲二〇四五の一〇、甲二〇四五の一四、甲二〇四五の一六、甲二〇四五の一七、甲二〇四五の二一、字大屋敷乙三一の八、乙三一の一五から乙三一の一八まで、乙三一の二四、大字田頭字辻一四〇五、字岸床一六〇三の二四、字白岩一六〇四の一八・一六〇四の三二・一六〇四の四二・一六〇四の六一・字宇土一六五〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、大字佐里字ハイノ平六〇七の一九、六〇七の三三、字イコノ平六二五の四六、六二五の四九、六二五の一五四、六二五の一五五、六二五の一七四、六二五の一七六、字白岩九九七の四、九九七の二五、九九七の七三、九九七の八七、九九七の八八、九九七の九三、九九七

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、渡良瀬川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁並びに足利市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月九日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　保安林の所在場所　長崎県平戸市高越町字走り坂二五二から二五五まで、又二五六、二六〇のイ、二六〇のロ、二六四、二六五の一、二六五の二、二六六、二六七、字針木五九九、六〇二、六〇四の二、六〇五（次の図に示す部分に限る。）、六〇六、六〇九、六一二のイ、字大平六九九の一、六九九の四

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、長崎北部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　長崎県西彼杵郡野母崎町高浜字惣九郎三六一四の二、三六二一、三六二四、三六三四、字中惣九郎三六四〇、字北惣九郎三六六一、字小金平四四九八の五、四四九八の一二

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、長崎南部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三㈠　保安林の所在場所　長崎県松浦市今福町木場免字柿平一九の二から一九の六まで、字門の本五四、五五、又五五、五六、五七、又五七、五八から六〇まで、六二、六六、八二、八三、字芹田一一五のイ、一一五のロ、字下川一四四、一四五の第一、一四五の第二、東免字大切一〇〇九から一〇一一まで、一〇一四の一、一〇一四の二、一〇一五の一、又一〇一五、一〇一六の一、字七百田一二〇三、一二〇六から一二〇八まで、一二〇九の一、一二〇九の二、又一二一二、一二二〇の第二、字スミヤマ一二六一、一二六二、一二六五、一二六七、一二六八、一二六九のニ、一二六九のホ、一二六九のヘ、一二六九のチ、字水口一二九八のロ、字東岳一三〇八、一三一一の一、一三一一の二、一三一一の一〇、一三一一の一二、一三一一の一三、一三一一のホ、又一三一一のニ、一三一三の第一、一三一三の第二、一三一六、一三一七、一三一八の一、一三一八の第二、一三一八の三、一三一九の一、一三一九の二、一三二〇の七、一三二〇の八、一三二〇の一三

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、長崎北部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四㈠　保安林の所在場所　長崎県下県郡厳原町大字椎根字塵敷原四二四の一、四二五の一、四二六、四二七の第一、四二八から四三二まで、四三二の一、四三三から四三五まで、四三六の第一、四三七、上県郡峰町大字櫛字トクエ二七〇のイ第五、二七〇のイ第六、二七〇のイ第七、二七〇のイ第八、二七〇の二五から二七〇の三六まで

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、対馬地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

五㈠　保安林の所在場所　長崎県南高来郡布津町大字坂下名字梅ノ木口一二三二の一、一二三四の一・一二三七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二三八の一、一二三八の六、一二三九から一二四一まで、一二四三、一二四五から一二五〇まで、字地蔵林四五五四の一、四五五五の又、四五六六、四五六七の一、四五六七の二、字上地蔵林四五八六の第一、四五八六の二、四五八七、四五八八、字西鯨山四六一二、字西天ヶ瀬四六二〇の三九から四六二〇の五一まで、四六二〇の五二（次の図に示す部分に限る。）

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、長崎南部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月九日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　保安林の所在場所　福島県河沼郡会津坂下町大字勝大字遠京山六八四六・大沼郡金山町大字山入字台山二三二六・三島町大字間方字大高森山二八七・大字浅岐字大清水一六九四（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字瀬尻八五八（国有林）

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字遠京山六八四六、字台山二三二六、字大清水一六九四、字瀬尻八五八・字大高森山二八七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、会津地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　福島県河沼郡柳津町大字貴中字境ノ澤一〇五〇・大沼郡会津高田町大字雀林字堂平四二八六・金山町大字水沼字惣山四〇二〇の一・字松曽根四〇六三・大字大栗山字上山口三〇〇五の一・大字玉梨字高森三六五二・大字本名字御神楽山五一四二・三島町大字早戸字下ノ原二六六四ロ・大字名入字戸板平五一五二の一・大字大石田字一ノ原四五九八・新鶴村大字上平字西入ノ沢二三二三・大字佐賀瀬川字大貝澤山四一九六・昭和村大字喰丸字館越八〇三・大字両原字白森山一七二六・大字大芦字御前岳四九〇一・大字野尻字戸中澤五一二五の一・大字松山字白澤山八六三・大字下中津川字鈴ケ倉山一〇二

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月八日　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　保安林の所在場所　愛知県西加茂郡小原村大字榑俣字入り七一八、七一九、字東一一二の一、七〇七（次の図に示す部分に限る。）、七〇七の一、字宮下一八六の一、字宮前六八五の一、六八七、字槙本五一三（次の図に示す部分に限る。）、大字東郷字檜貝戸二一の一、二二の二、二二の四・四九八の三・五〇二・五〇三の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字槙本五一三、字檜貝戸二一の一、二二の二、二二の四、四九八の三、五〇二、五〇三の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、尾張西三河地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　愛知県知多郡美浜町大字古布字九條一三の一五・一三の五五・一三の八六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、大字野間字内扇一六九・一七〇の一（以上二筆合併。次の図に示す部分に限る。）、一七〇の二・一八〇・一八一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、尾張西三河地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月八日　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　保安林の所在場所　長野県下伊那郡南信濃村大字八重河内字八重河内一四六一から一四六三まで

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、伊那谷地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　長野県下伊那郡天竜村大字神原字福作り六〇三九の二・字笹ノ平六一三四・六一三五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、伊那谷地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　保安林の所在場所　長野県上水内郡鬼無里村大字鬼無里字原八四〇七の五三、八四〇七の九二、字栃平九五二一の二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字原八四〇七の九二・字栃平九五二一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、千曲川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月八日　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　保安林の所在場所　福岡県福岡市城南区大字東油山字黒ノ原五〇二・南区大字桧原字夫婦石八五五の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福岡地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　福岡県遠賀郡岡垣町大字野間字尾高原三の一〇九

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、遠賀川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに福岡市役所及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年二月八日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　栃木県安蘇郡田沼町大字飛駒字塩田大白岩四六七七、字塩田北白岩四六七九、字塩田大久保四六八六、四六八七、字塩田結分四六九三、字乙ヶ沢口五二三二から五二三四まで、葛生町大字秋山字猫登先沢二〇四六（次の図に示す部分に限る。）、字森沢二〇四二、字森沢口七八六、七八九、七九〇、足利市松田町字矢竹二九七三の一、二九七三の二、粟谷町字西谷五九四、五九七、五九八、六〇四、六〇八、六〇九、六一〇の二、六一一、字西ノ谷六一〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇四二、一〇四三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

市・茅部郡森町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道河西郡中札内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　ダム用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道網走市字美岬（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
四㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道網走市字山里（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　風害の防備
㈢　解除の理由　排水路用地とするため
五㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道茅部郡森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健
㈢　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成七年二月八日
農林水産大臣　大河原太一郎
一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県北上市和賀町岩崎新田字畑入山一の一・岩崎新田一地割字畑一九・二〇（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び北上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成七年二月八日
農林水産大臣　大河原太一郎
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　新潟県北蒲原郡中条町大字関沢字関沢山九九一の一・加治川村大字小国谷字大沢四四八（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　無線施設用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　新潟県南蒲原郡下田村大字塩野渕字御所四一二の八（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成七年二月八日
農林水産大臣　大河原太一郎
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道恵庭市・芦別市・苫小牧市・空知郡南富良野町（以上三市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　無線施設用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道空知郡上富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　国立公園事業用地とするため
四㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道白老郡白老町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　公共施設用地とするため
五㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
六㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道斜里郡小清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　風害の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
七㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健
㈢　解除の理由　無線施設用地とするため
八㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道空知郡上富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健
㈢　解除の理由　国立公園事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成七年二月八日
農林水産大臣　大河原太一郎
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道古宇郡神恵内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道古宇郡神恵内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健
㈢　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成七年二月八日
農林水産大臣　大河原太一郎
一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県大津市国分二丁目字新田二四七の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年二月八日
農林水産大臣　大河原太一郎
一　保安林の所在場所　高知県安芸市畑山字ヤケヲ甲五五六、甲五六五、甲五六六、甲五六九の一、甲一三三九の三九、字ソヲツ谷乙一〇三九のホ、乙一〇三九のヘ、乙一〇三九のト、乙一〇三九のチ、乙一〇三九のリ、乙一〇四〇のイの一、乙一〇四〇のロの一、乙一〇四〇のロの二（次の図に示す部分に限る。）、乙一〇四〇の六、乙一〇四〇の七、乙一〇四〇の九、乙一〇四〇の一三、字大カゲ甲一三二六の一、別役字トベリヤ二七一の四、二七一の二九、安芸ノ川字平石乙二〇七、乙二一一、室戸市羽根町字井ノ谷東平山乙三七四〇の一、乙三七四〇の二、乙三七四〇の六から乙三七四〇の一六まで、乙三七四〇の一八、乙三七四〇の二〇から乙三七四〇の二二まで、乙三七四〇の二八から乙三七四〇の四一まで、字井ノ谷西畝山乙三七四一の一、乙三七四一の三五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、安芸地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

テクトン・ラミネイツ・コーポレイション工場　アメリカ合衆国オレゴン州ヘインズ市

四　承認の年月日
　平成七年一月二十日

○農林水産省告示第百七十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の三第三項の規定に基づき外国製造業者の認定を行ったので、同条第四項の規定により告示する。
　平成七年二月三日　　　農林水産大臣　大河原太一郎

一　外国製造業者の名称及び住所
　テクトン・ラミネイツ・コーポレイション
　アメリカ合衆国オレゴン州ヘインズ市
二　格付の表示を付することができる農林物資の種類
　単板積層材
三　当該農林物資の製造を行う工場の名称及び所在地
　テクトン・ラミネイツ・コーポレイション工場　アメリカ合衆国オレゴン州ヘインズ市
四　認定の年月日
　平成七年一月二十日

○農林水産省告示第百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成七年二月三日　　　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　滋賀県大津市伊香立途中町字後出八九八から九〇二まで、九〇五、九〇六、九〇六の一、九〇七から九一一まで、九一四から九一六まで、九一八から九二二まで、九三〇、九三二、九三三、字殿山九三一、字南谷九五〇、九五二から九五四まで、九五七、九五八、字花折一〇三五から一〇四三まで、一〇四四の四
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、湖南地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
　平成七年二月三日　　　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原郡栗駒町中野滝沢堤下三五の一・三五の七・三五の八・三五の一〇・三五の一一・三五の一三・文字細越六六（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　農道用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮城県玉造郡鳴子町字荒雄岳三の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字見手野原四八の一五、四八の一六
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　送電施設用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原郡栗駒町中野滝沢堤下三六の一・三六の二六・三六の二九・三六の八三・文字中山神一・二八・文字細越二六の一・六七（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　農道用地とするため
四㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮城県玉造郡鳴子町鬼首字久瀬一の三〇、二の三、字吹上一八の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　送電施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
　平成七年二月三日　　　農林水産大臣　大河原太一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県竹原市新庄町字松橋五八八、五八四・五八五の一・五八五の二・五八六・五八七・五八九・五九一から五九七まで・字北松橋五七八・五八一・五八二・小梨町字堂平二〇三四の一〇・二〇三四の一一・二〇三四の一三から二〇三四の一六まで・二〇三四の一八・二〇三四の二〇・二〇三四の二四・二〇三四の二五・二〇三四の二七から二〇三四の二九まで・豊田郡本郷町大字南方字興茂久郎二〇四三の一〇・二〇四三の一一・二〇四四の一・字立石一五一八の一・一五一八の四〇・一五一八の四一・一五一八の四三・一五一八の四四・一五一八の四六・一五一八の五〇・一五一八の五二・一五一八の五七から一五一八の六三まで・一五一八の七四・一五一八の七五（以上四九筆について次の図に示す部分に限る。）、一五一八の五一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁並びに竹原市役所及び本郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
　平成七年二月三日　　　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　香川県香川郡塩江町大字上西字焼堂甲一九七一の一一三・甲一九七一の一三二から甲一九七一の一三四まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　香川県香川郡塩江町大字上西字鷹山甲二五五三の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　公共施設用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　香川県高松市屋島中町字屋島（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大川郡寒川町石田東字下門入甲二六〇七の五、甲二六〇七の六、大内町水主四九〇二の二、三豊郡仁尾町大字仁尾字詫間越庚三七六の二、庚三七七の二、庚三七八の二
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
四㈠　解除に係る保安林の所在場所　香川県高松市屋島中町字屋島（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健
㈢　解除の理由　道路用地とするため
五㈠　解除に係る保安林の所在場所　香川県高松市屋島中町字屋島（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　名所又は旧跡の風致の保存
㈢　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁並びに高松市役所及び塩江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
　平成七年二月三日　　　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　香川県仲多度郡琴南町大字勝浦字天久保一五二五（国有林。次の図に示す部分に限る。）、仲南町大字塩入字北山七七七の一・七七七の二・七七八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　香川県仲多度郡満濃町大字炭所西字江畑奥三四五八の七・三四五八の八・仲南町大字塩入字中川原七九〇の一一七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　林道用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　香川県三豊郡仁尾町大字仁尾字南草木庚九七八の二〇
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○社会保険庁告示第三号

昭和六十一年四月社会保険庁告示第十五号、第十六号及び第十七号において、受給権者（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十八条の規定による遺族基礎年金の受給権者を除く。以下同じ。）又は受給者がその日までに届書を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日のうち、平成七年一月十七日において次に掲げる地域に住所を有する受給権者又は受給者であってその誕生日が一月一日から三月三十一日までの間にある者が平成七年において届書を提出すべき日は、これらの定めにかかわらず、四月三十日とする。

平成七年二月八日

社会保険庁長官　横尾　和子

都道府県名	指定地域
大阪府	豊中市
兵庫県	神戸市 明石市 西宮市 尼崎市 洲本市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 三木市 川西市 津名郡 三原郡西淡町

○社会保険庁告示第四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十項ただし書に規定する政府の管掌する健康保険の平成六年十月三十一日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬は、次のとおりであるので告示する。

平成七年二月十七日

社会保険庁長官　横尾　和子

標準報酬月額	標準報酬日額
二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円

○社会保険庁告示第五号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第六項ただし書に規定する平成六年十月三十一日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬は、次のとおりであるので告示する。

平成七年二月十七日

社会保険庁長官　横尾　和子

標準報酬月額	標準報酬日額
三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円

二　研究計画書の提出期限及び提出先
　研究計画書の提出期限は、平成七年三月二十四日までとし、研究計画書は、〒一〇〇―四五東京都千代田区霞が関一丁目二番二号厚生省大臣官房厚生科学課あてに提出すること。
　なお、研究計画書用紙は、返信用封筒（大きさ二十四センチメートル以上×三十三センチメートル以上であて名を明記の上、百九十円分の切手を添えたもの）を同封の上、同課あてに請求すること。

○厚生省告示第二十四号

厚生科学研究費補助金公募研究事業取扱規程（昭和五十四年五月厚生省告示第八十　号）第四条の規定に基づき、平成七年度における厚生科学研究費補助金（がん克服戦略研究事業）の交付の対象となる研究の課題及び研究計画書の提出期限を次のように定める。

平成七年二月二十七日　　厚生大臣　井出　正一

一　研究の課題
1　発がんの分子機構に関する研究
2　転移・浸潤及びがん細胞の特性に関する研究
3　がん体質と免疫に関する研究
4　がん予防に関する研究
5　新しい診断技術の開発に関する研究
6　新しい治療法の開発に関する研究
7　がん患者のQOLに関する研究

二　研究計画書の提出期限及び提出先
　研究計画書の提出期限は、平成七年三月二十四日までとし、研究計画書は、〒　〇〇―四五東京都千代田区霞が関　丁目二番二号厚生省保健医療局疾病対策課あてに提出すること。
　なお　研究計画書用紙は、返信用封筒（大きさ二十四センチメ　トル以上×三十三センチメ　ル以上であて名を明記の上、百九十円分の切手を添えたもの）を同封の上、同課あてに請求すること。

○厚生省告示第二十五号

身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）第三条第　項の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則第三条第　項の規定による医師の指定基準（昭和二十九年五月厚生省告示第百四十号）の　部を次のように改正し、平成七年四月　日から適用する。

平成七年二月二十七日　　厚生大臣　井出　正一

「指定都市」の下に「若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を加える。

○厚生省告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年四月厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成七年四月一日から適用する。

平成七年二月二十七日　　厚生大臣　井出　正一

別表第4第3欄中「指定都市」の次に「若しくは地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、同表第4欄中「指定都市」の次に「若しくは中核市」を加える。

○厚生省告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十二条第二項（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和三十四年五月厚生省告示第百二十五号）の一部を次のように改正し、平成七年四月一日から適用する。

平成七年二月二十七日　　厚生大臣　井出　正一

第六項中「いう。）」の下に「若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を、「若しくは指定都市」の下に「若しくは中核市」を加える。

○厚生省告示第二十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の規定に基づき、指定育成医療機関医療担当規程（昭和二十九年六月厚生省告示第百七十六号）の一部を次のように改正し、平成七年四月一日から適用する。

平成七年二月二十七日　　厚生大臣　井出　正一

第二条中「指定都市」の下に「又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を加える。

○厚生省告示第二十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の七の規定に基づき、補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和四十八年六月厚生省告示第百八十七号）の一部を次のように改正し、平成七年四月　日から適用する。

平成七年二月二十七日　　厚生大臣　井出　正一

第一項中「指定都市」の下に「若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を加える。

○厚生省告示第三十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の九第八項にお　て準用する同法第二十一条の規定に基づき、指定療育機関医療担当規程（昭和三十四年九月厚生省告示第二百六十号）の一部を次のように改正し、平成七年四月一日から適用する。

平成七年二月二十七日　　厚生大臣　井出　正一

第二条中「指定都市」の下に「又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を加える。

○厚生省告示第三十一号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十　号）第三十九条の三第一項の規定に基づき、厚生大臣の定める修業教科目を、次のように定める。

平成七年二月二十八日　　厚生大臣　井出　正一

児童福祉法施行規則第三十九条の三第二項に規定する厚生大臣の定める修業教科目
　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十　号）第三十九条の三第　項に規定する厚生大臣の定める修業教科目は、児童福祉法施行規則第三十九条の　第　項第三号の保母を養成する学校その他の施設の修業教科目及び履修方法（昭和三十七年九月厚生省告示第二百　十八号）別表第一の教科目の欄に掲げる教科目及び別表第二に掲げる全ての系列に係る教科目とする。

○厚生省告示第三十二号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）に基づき　特定保険医療材料及びその購入価格（材料価格基準）（平成六年三月厚生省告示第百十六号）の　部を次のように改正し、平成七年三月一日から適用する。

平成七年　月二十八日　　厚生大臣　井出　正一

第二項中「及び第10部」を「、第10部及び第11部」に、
「脈管造影用カテーテル　　上に同じ。」を
「血液ガス連続測定用血管内留置センサー　　60,000円
　脈管造影用カテーテル　　都道府県における購入価格による。」に、
「プラスチックカニューレ型静脈内留置針　　210円」を
「携帯型ディスポーザブルPCA用装置　　2,000円
　携帯型ディスポーザブルPCA用注入ポンプ　　5,000円
　プラスチックカニューレ型静脈内留置針　　210円」に、
「ディスポーザブル人工肺　　」を
「経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル　　240,000円
　ディスポーザブル人工肺　　」に
改める。

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
クラブコスメチックス健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市西区西本町二丁目六番十一号	大阪府大阪市西区靱本町二丁目九番十一号	平成六年十一月七日
保土谷化学健康保険組合	主たる事務所	東京都港区虎ノ門一丁目四番二号	神奈川県川崎市幸区堀川町六十六番二号	平成七年一月一日

○厚生省告示第十八号

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第五条第十三項の規定に基づき、昭和四十五年五月厚生省告示第百八十号（容器包装の面積により表示を省略することができる食品を定める件）の一部を次のように改正し、平成七年四月一日から適用する。

平成七年二月十七日　厚生大臣　井出　正一

「第五条第八項」を「第五条第十三項」に改める。

○厚生省告示第十九号

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第五条第一項第一号ロ及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）第七条第二項第二号ホの規定に基づき、厚生大臣が定める文字を次のように定め、平成七年四月一日から適用する。

平成七年二月十七日　厚生大臣　井出　正一

賞味期限

○厚生省告示第二十号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第一項第一号の規定に基づき、同号の講習会として、平成七年二月七日次のものを指定した。

平成七年二月二十四日　厚生大臣　井出　正一

一　講習会を行う者　財団法人ビル管理教育センター（東京都千代田区丸の内二丁目四番一号）

二　講習会の科目及び時間数

建築物衛生行政概論　十・五時間
建築構造の概要　九・五時間
室内環境の衛生　十二時間
室内環境の管理　二十七・五時間
給水及び排水の管理　二十一時間
清掃　十六時間
ねずみ、こん虫等の防除　八時間

三　講習会の会場

㈠　東京会場　山王グランドビル（東京都千代田区永田町二丁目十四番二号）

㈡　大阪会場　西阪急ビル（大阪府大阪市北区芝田二丁目一番十八号）

四　講習会の実施期間

㈠　東京会場　平成七年五月十日から同月三十一日まで

㈡　大阪会場　平成七年六月六日から同月二十七日まで

○厚生省告示第二十一号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第二十五条第二号、第二十六条第二号イ、第二十八条第四号イ、第二十九条第三号イ及び第三十条第二号の規定に基づく講習を行う講習会として、平成七年二月七日次のものを指定した。

平成七年二月二十四日　厚生大臣　井出　正一

一　講習会を行う者　財団法人ビル管理教育センター（東京都千代田区丸の内二丁目四番一号）

二　講習会の名称、実施場所及び期間

㈠　清掃作業監督者講習会（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二十五条第二号）

ア　東京会場　平成七年六月十九日及び同月二十日

イ　札幌会場　平成七年六月二十日及び同月二十一日

ウ　名古屋会場　平成七年六月二十七日及び同月二十八日

エ　大阪会場　平成七年六月二十九日及び同月三十日

㈡　空気環境測定実施者講習会（規則第二十六条第二号イ）

ア　大阪会場　平成七年五月十五日から同月十九日まで

イ　東京会場

(ア)　平成七年六月十二日から同月十六日まで

(イ)　平成七年六月二十六日から同月三十日まで

㈢　貯水槽清掃作業監督者講習会（規則第二十八条第四号イ）

ア　東京会場

(ア)　平成七年四月二十五日から同月二十八日まで

(イ)　平成七年六月五日から同月八日まで

イ　大阪会場　平成七年五月二十三日から同月二十六日まで

㈣　清掃作業監督者再講習会（規則第二十五条第二号）

ア　東京会場

(ア)　平成七年四月十一日

(イ)　平成七年四月二十四日

イ　札幌会場　平成七年四月十七日

ウ　福岡会場　平成七年五月十六日

エ　大阪会場

(ア)　平成七年五月三十日

(イ)　平成七年六月二十八日

オ　名古屋会場　平成七年六月六日

㈤　空気環境測定実施者再講習会（規則第二十六条第二号イ）

ア　東京会場

(ア)　平成七年四月六日及び同月七日

(イ)　平成七年四月十七日及び同月十八日

イ　札幌会場　平成七年四月十八日及び同月十九日

ウ　大阪会場　平成七年四月二十日及び同月二十一日

㈥　貯水槽清掃作業監督者再講習会（規則第二十八条第四号イ）

ア　東京会場

(ア)　平成七年四月四日及び同月五日

(イ)　平成七年四月十九日及び同月二十日

(ウ)　平成七年六月一日及び同月二日

(エ)　平成七年六月二十一日及び同月二十二日

イ　大阪会場　平成七年五月九日及び同月十日

ウ　名古屋会場　平成七年六月七日及び同月八日

㈦　防除作業監督者再講習会（規則第二十九条第三号イ）

ア　東京会場　平成七年四月十三日及び同月十四日

イ　大阪会場　平成七年四月二十四日及び同月二十五日

㈧　統括管理者再講習会（規則第三十条第二号）

ア　大阪会場

(ア)　平成七年四月二十六日及び同月二十七日

(イ)　平成七年五月十一日及び同月十二日

イ　東京会場　平成七年五月八日及び同月九日

三　講習会会場の所在地

㈠　札幌会場　北海道経済センター（北海道札幌市中央区北一条西二丁目二番）

㈡　東京会場　山王グランドビル（東京都千代田区永田町二丁目十四番二号）

㈢　名古屋会場　名古屋港湾会館（愛知県名古屋市港区入船二丁目一番十七号）

㈣　大阪会場　西阪急ビル（大阪府大阪市北区芝田二丁目一番十八号）

㈤　福岡会場　電気ビル（福岡県福岡市中央区渡辺通り二丁目一番八十二号）

○厚生省告示第二十二号

厚生科学研究費補助金公募研究事業取扱規程（昭和五十四年五月厚生省告示第八十一号）第四条の規定に基づき、平成七年度における厚生科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）の交付の対象となる研究の課題及び研究計画書の提出期限を次のように定める。

平成七年二月二十七日　厚生大臣　井出　正一

一　研究の課題

1　長寿科学の基礎分野に関する研究
2　老年病分野に関する研究
3　リハビリテーション、看護・介護分野に関する研究
4　支援機器開発分野に関する研究
5　社会科学分野に関する研究
6　東洋医学・漢方分野に関する研究
7　その他高齢者の心身の健康の確保及び生活の質的向上に資することを目的とする研究

二　研究計画書の提出期限及び提出先

研究計画書の提出期限は、平成七年三月二十四日までとし、研究計画書は、〒一〇〇－四五東京都千代田区霞が関一丁目二番二号厚生省大臣官房厚生科学課あてに提出すること。

なお、研究計画書用紙は、返信用封筒（大きさ二十四センチメートル以上×三十三センチメートル以上であて名を明記の上、百九十円分の切手を添えたもの）を同封の上、同課あてに請求すること。

○厚生省告示第二十三号

厚生科学研究費補助金公募研究事業取扱規程（昭和五十四年五月厚生省告示第八十一号）第四条の規定に基づき、平成七年度における厚生科学研究費補助金（高度先進医療研究事業）の交付の対象となる研究の課題及び研究計画書の提出期限を次のように定める。

平成七年二月二十七日　厚生大臣　井出　正一

一　研究の課題

遺伝子治療研究

GM等、家庭にはないリラクゼーション設備を整備するとともに、脱衣室の冷暖房化やハンガー付きロッカーの設置を推進し、カランやシャワーの配置にも十分配慮する等ゆとり感のある質の高い空間づくりに努める。

第二の一の(二)中「また、営業者は、消費税等の税制を考慮して経営の計画化に努めるものとする。」を削る。

第二の一の(三)中「このため」の下に「、営業者は」を加え、「等の福祉現場との連携」を「の利用者に入浴の機会を提供する等福祉入浴援助事業への積極的な協力」に改める。

第二の二の(二)中「浴槽」の下に「、シャワーの設置等の浴室」を加える。

第二の二の(三)を同二の(四)とし、同二の(二)の次に次のように加える。

(三) 高齢者、障害者のための施設・設備の整備

営業者は、都市部を中心とした高齢者世帯の増加等により今後一層の利用が見込まれる高齢者、障害者等が安全かつ容易に入浴できるよう、段差の解消のためのスロープの設置、浴槽、トイレ等への手すりの設置、蛇口等の改良、滑りにくい床への改良、入浴に便利なシャワーチェア等の福祉用具の整備等に努めるものとする。

第二の三の(一)中「図る。」を「図るとともに、利用者のニーズ等を踏まえ、番台方式に替わるフロント方式や浴室の入替方式の導入についても検討するものとする。」に改める。

第二の四の(一)中「浴場マップ」を「利用者向け浴場マップや情報誌」に、「柚子湯」を「柚子湯等」に、「積極的に掲載する等、」を「掲載し、また、マス・メディアを積極的に活用し」に改める。

第三の四の(二)中「係る」の下に「マニュアルの策定、講習会の開催等、」を加える。

第四の一を同一の(一)とし、同一に次のように加える。

(二) 組合及び連合会は、外国人向けの入浴マナー等に関するポスター、パンフレット等を作成、配布し、外国人に対する正しい入浴方法の啓発普及に努めるものとする。

第四の四中「苦情等の処理」を「利用者の信頼の確保」に改める。

第四の四の(一)中「営業者は」の下に「、利用者からの意見に対して適切に対応することが、利用者の信頼の確保、利用者ニーズの動向の把握に資することからも」を加え、「苦情や要望に懇切に対応し、」を「意見に対しては、誠意をもって対応し、問題の」に改める。

第四の四の(二)中「組合等は」を「また、組合等は」に改め、「組合等は」の前に次のように加える。

組合等は、利用者の意見の収集に努めるとともに、これをサービスに反映させるように努めるものとする。

第四の四の(三)中「連合会は」の下に「、意見処理マニュアル」を加え、「設定」を「策定」に改める。

第四の次に次のように加える。

第五 振興指針の有効活用の方策

この浴場業の振興指針は組合又は小組合が策定する振興計画の基本的考え方を定めたものであり、組合又は小組合は、当該振興指針に即し、地域の実態を踏まえた振興計画を策定するとともに、関係諸機関の協力等を得ながら、その確実な実施に努めるものとする。

なお、当該振興計画の策定に当たっては、組合員等の意見を集約するとともに、都道府県及び都道府県指導センターの指導、協力を得るものとする。

○厚生省告示第十六号

がん研究助成金取扱規程（昭和三十八年九月厚生省告示第四百二十二号）第二条及び第三条第一項の規定に基づき、平成七年度におけるがん研究助成金の交付の対象として研究を公募する課題及び同助成金に係る交付申請書の提出期限等について、次のとおり定めたので告示する。

平成七年二月十四日

厚生大臣　井出　正一

一 研究を公募する課題

1 がんの予後因子決定としての遺伝子診断に関する研究
2 肺臓がんの発生と特性の解析に関する研究
3 非血縁者間移植を中心とした同種造血幹細胞移植によるがん根治療法のシステムの確立と普及に関する研究
4 がんにおける体腔鏡手術の適応と手術手技の確立に関する研究
5 ヒトがんの環境要因と個体特性に関する分子疫学的研究
6 大都会における地域がん登録の開発に関する研究
7 喫煙関連がんの一次予防のための喫煙習慣への介入に関する研究
8 超高齢者がんの病態に関する研究
9 マンモグラフィー導入による乳がん検診の精度管理の確立に関する研究
10 肺がん集団検診及び個別検診の精度管理向上方法に関する研究
11 動物の遺伝的背景の特徴をいかした発がん機構の解析に関する研究
12 実験動物を用いた多段階発がんに関する研究
13 消化器がん発生に影響する食品中の要因に関する研究
14 ヘテロサイクリックアミンの生成阻害及び発がん阻止実験に関する研究
15 発がんプロモーターによる発がん機構とその抑制に関する研究
16 DNA修復と発がんに関する研究
17 発がん過程におけるがんと間質の相互作用に関する研究
18 発がん過程におけるApoptosisの役割とその治療への応用に関する研究
19 がんの骨転移の機序の解明とその治療に関する研究
20 糖転移酵素のがん性変化とその臨床応用に関する研究
21 臨床応用を目指した抗がん剤の生化学的機能修飾による効果増強に関する研究
22 がんに対する遺伝子治療の臨床応用を目指した基礎的研究
23 術前療法の併用による乳房温存療法の適応拡大に関する研究
24 高齢者の肺がんの病態に基づいた標準的治療の設定に関する研究
25 食道・頭頸部重複がんの実態と第二次がん発生機構の解析に関する研究
26 頭頸部がん治療後の機能評価に関する研究
27 がん治療におけるマイクロサージャリーの応用と術後の形態と機能向上に関する研究
28 非ポリープ性大腸腫瘍性病変の発育・進展に関する研究
29 成人の難治性白血病の分子生物学的機構の解明と薬物療法の確立に関する研究
30 難治性リンパ系腫瘍の分子生物学的機構の解明と治療開発に関する研究
31 適正ながん化学療法臨床試験を目指した基礎的・臨床的研究
32 小児がん治療における自家造血幹細胞移植とパージングに関する研究
33 ^{192}Ir線源を用いた高線量率密封小線源治療の標準的治療法の確立と、適応領域の拡大に関する研究
34 荷電粒子線の適応選択法の検討と照射技術開発に関する研究
35 がんに対する内視鏡的治療法の評価とその適応拡大に関する研究
36 がん治療の臨床試験におけるインフォームドコンセントの在り方とそれに関連する諸問題の検討
37 がん患者の症状緩和に関する研究
38 がん診療専門施設における修練医師に対する教育システムの確立とその評価に関する研究
39 網膜芽細胞腫患者の眼球保存療法の成績向上に関する研究
40 小児悪性脳腫瘍の治療体系の確立に関する研究
41 進行期悪性黒色腫の新しい治療の開発に関する研究
42 触知不能前立腺がんの治療方針に関する研究
43 四肢悪性骨腫瘍に対する標準的治療法の確立と予後向上に関する研究
44 神経膠腫の予後改善のための基礎的・臨床的研究
45 がんの診断治療用機械の開発に関する研究

二 交付申請書の提出期限等

この助成金の交付を受けようとする者は、がん研究助成金交付申請書を、平成七年三月十三日までに、〒一〇四 東京都中央区築地五丁目一番一号 国立がんセンター運営部企画室あて提出すること。

なお、申請書は、返信用封筒（大きさ二十四センチメートル以上×三十三センチメートル以上で、あて名を明記の上千百十円分の切手を添えたもの）並びに申請予定課題番号及び申請予定者名を記した書類を同封の上、同室あて請求すること。

○厚生省告示第十七号

次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の事務所の所在地を、同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、同表の第五欄に掲げる日をもって、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第十五条第二項の規定により告示する。

平成七年二月十四日

厚生大臣　井出　正一

税制を考慮して経営の計画化に努めるものとする。」を削る。

第二の一の㈣のウ中「図る」の下に「とともに、経営改善に役立つデータの整備及び提供に努める」を加える。

第二の二の㈢中「街並み、」を「温泉利用型健康増進施設、森林浴が可能な健康増進施設の整備や」に改める。

第二の二の㈣を同㈣のアとし、同㈣のア以外の部分中「省エネルギーの推進」を「省エネルギー及び省資源の推進」に改め、同㈣に次のように加える。

イ　営業者は、省資源の観点から節水に努め雨水等の有効な利用についても考慮するものとする。

第二の二の㈤に次のように加える。

ウ　施設形態及びその内部構造の改善に当たっては、今後、高齢化、国際化の進展が見込まれることから、高齢者や外国人等の利便に配慮した構造の改善を図るものとする。

第二の二の㈥のア中「拡大、」を「増大が期待される高齢者等の利用にも配慮しつつ」に改め、同㈥のイ中「利用者の」を「利用者特に高齢者等の利用にも配慮しつつ」に改める。

第二の四の㈠中「とどまらず、」の下に「高齢化、国際化の進展にも対応できる」を加える。

第二の四の㈣中「図り、」の下に「高齢者に配慮した料理等」を加える。

第二の六の㈠中「受験」を「受験、外国人接客のための語学研修」に改める。

第二の八の㈡を次のように改める。

㈡　また、営業者は、利用者の宿泊サービスに対するニーズの多様化に対応した業態への移行、施設の改装、接客技術の習得向上に努めることにより若年層及び高齢層のし好に配慮した営業を行い、また、外国人に、伝統的な日本旅館等の良さを訴えること等により、新たな需要の開拓を図るよう努めるものとする。

第二の八の㈢中「啓もう」を「啓発」に改め、「、旅行代理店のあっせん」を削る。

第二の八に次のように加える。

㈣　組合、連合会等は、利用者の利便を図る観点から、利用者に空室状況等の情報提供を行うため、パソコン通信等によるシステムを構築するよう努めるものとする。

第三の一の㈠中「改善に努めるものとする。」の次に次のように加える。

なお、労働条件の改善に資するため休業日の増加、労働時間の短縮等を実施するに当たっては、利用者の需要に配慮するものとする。

第三の一の㈡中「年金」を「年金基金」に改める。

第三の二の㈡中「啓もう」を「啓発」に改める。

第三の四の㈡中「公害の防止に係る啓もう普及活動を実施するとともに、必要に応じ、」を「環境の保全に係る啓発普及活動としてマニュアルの策定、講習会の開催及び」に、「共同処理事業を実施する」を「共同処理事業の実施」に改める。

第四の一を次のように改める。

一　啓発普及活動

営業者、組合等は、高齢者、外国人旅行者を始めとする利用者に対し、宿泊施設の利用に関するパンフレットの作成、配布等により、宿泊施設の利用に関する知識の啓発普及及び旅館業に対する理解と信頼の確保に努めるものとする。

第四の二の㈠中「消費者保護条例」を「消費者保護基本法」に改める。

第四の三を次のように改める。

三　シルバースター登録制度及びナイス・イン制度の推進

㈠　シルバースター登録制度の推進

営業者は、高齢者が安心して利用できる施設の整備及びサービスの提供に努めるものとする。その際、営業者は、高齢者に配慮したものであることが利用者に容易に分かるようシルバースターの認定登録を受けるよう努めるものとする。

㈡　ナイス・イン制度の推進

営業者は、適切なサービスを利用しやすい料金で提供し、利用者が安心して宿泊できる泊食分離の営業を行うナイス・イン制度の推進に努めるものとする。

㈢　利用者ニーズに対応した制度の改善

財団法人全国ホテル旅館振興センターは、利用者ニーズの変化に対応した経営の在り方を営業者に示すため、事業の改善、強化を積極的に図るものとする。

㈣　組合、連合会等は、シルバースター登録制度及びナイス・イン制度の普及活動を積極的に実施するとともに、利用者に親しまれる制度とするための改善策について、検討、提案を行い、積極的な利用の促進に努めるものとする。

第四の五中「苦情の処理」を「利用者の信頼の確保」に改める。

第四の五の㈠中「営業者は」の下に「、利用者からの意見に対して適切に対応することが、利用者の信頼の確保、利用者ニーズの動向の把握に資することからも」を加え、「苦情に対しては、懇切に対応し、苦情」を「意見に対しては、誠意をもって対応し、問題」に改める。

第四の五の㈡中「組合等は」を「また、組合等は」に改め、「組合等は」の前に次のように加える。

組合等は、利用者の意見の収集に努めるとともに、これをサービスに反映させるよう営業者に対する情報提供等に努めるものとする。

第四の五の㈢を次のように改める。

㈢　このため、連合会等は、意見処理マニュアル、クレーム対応マニュアルを策定し、普及させるとともに、新たに営業者の損害、賠償責任に係る総合補償制度を保険会社と共同開発し、その普及、促進に努めるものとする。

第四の次に次のように加える。

第五　振興指針の有効活用の方策

この旅館業の振興指針は組合又は小組合が策定する振興計画の基本的考え方を定めたものであり、組合又は小組合は、当該振興指針に即し、地域の実態を踏まえた振興計画を策定するとともに、関係諸機関の協力等を得ながら、その確実な実施に努めるものとする。

なお、当該振興計画の策定に当たっては、組合員等の意見を集約するとともに、都道府県及び都道府県指導センターの指導、協力を得るものとする。

○厚生省告示第十五号

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十六条の二第一項の規定に基づき、浴場業の振興指針（平成二年八月厚生省告示第百六十四号）の一部を次のように改正し、平成七年四月一日から適用する。

平成七年二月二日　厚生大臣　井出　正一

前文中「二百四十八万施設」を「二百四十七万施設」に、「後継者難、相続税の負担増等の経営環境の悪化や施設・設備の老朽化等に加えて、営業者の経営意欲の低下等」を「施設・設備の老朽化等による経営環境の悪化や相続税の負担増等による後継者難」に改める。

第一中「平成六年度末」を「平成十一年度末」に改める。

第一の一の㈠中「年間入浴回数」を「年間利用回数」に、「昭和六十三年の九・七回」を「平成四年の六・七回」に、「平成元年には一万二千二百二十八施設」を「平成五年には一万三百八十八施設」に、「施設の老朽化、後継者難等による経営環境の悪化」を「地価や営業費用の高騰、人手不足、後継者難等による経営環境の悪化」に改める。

第一の一の㈡中「平成六年度」を「平成十一年度」に、「二千億円」を「二千百億円」に改める。

第一の二を同二の㈠とし、同二に次のように加える。

㈡　近年の急速な高齢化の進行や家族の小規模化による家庭内介護力の低下等により、高齢者、障害者等の中には入浴機会が制約される者が増加している。これらの者は一般公衆浴場の潜在的利用者であることから、営業者は、健康保持はもとより公衆浴場確保の観点からも、地方自治体が行っている地域の虚弱老人及び寝たきり老人等に対する福祉入浴援助事業に積極的に協力する等いわゆる福祉浴場事業の推進に努めるものとする。

第一の三中「利用者数の増大を図り、利用者の利便及び快適性を確保する」を「利用者の利便及び快適性を確保し、ひいては、自家風呂保有者等の利用の増加を図る」に改め、「また、気泡風呂やジェット風呂、サウナ等、家庭では味わうことのできない浴室を整備するとともに、脱衣室の冷暖房化やハンガー付きロッカーの設置を推進し、カランやシャワーの配置にも十分配慮する等ゆとり感のある質の高い空間づくりに努める。」を削り、「談話室、」の下に「健康情報誌等の」を、「軽食コーナー」の下に「、健康機器」を加え、「努める。」の次に次のように加える。

さらに、自家風呂の普及を踏まえ、自家風呂保有者の利用の増加を図る観点から、気泡風呂やジェット風呂、露天風呂、大型浴槽、サウナ等を備えた浴室、マッサージ設備、B

○厚生省告示第十三号

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十六条の二第一項の規定に基づき、飲食店営業（めん類）の振興指針（昭和五十九年八月厚生省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、平成七年四月一日から適用する。

平成七年二月二日　厚生大臣　井出　正一

前文中「や新規参入の増大による供給過剰等」を削り、「旧態依然とした経営体質」を「小規模営業特有の経営体質のぜい弱性」に改める。

第一中「平成六年度末」を「平成十一年度末」に改める。

第一の一の㈠中「着実な伸展にもかかわらず、近年、下降ぎみで推移している」を「伸びに比して、低い伸びにとどまっている」に、「食生活の多様化、消費者のし好の変化等に伴い、消費者の飲食店利用の度合は、その種類や業態により差異が生じてくるものと予想されており、そのうえ、めん類飲食店営業については、人件費や原材料費の上昇等により販売価格が上昇傾向にあること等から、消費者の相対的な「めん類飲食店離れ」傾向が進行するとして憂慮されている」を「人件費や原材料費の上昇等、めん類飲食店営業を取り巻く環境は、一層厳しくなっていくことが予想される」に改め、「努め」の下に「、また、環境衛生同業組合（以下「組合」という。）等は、これら営業者の努力を支援するとともに」を加える。

第一の一の㈡中「平成六年度」を「平成十一年度」に、「九千七百億円」を「一兆三千億円」に改める。

第一の二中「味及び」の下に「ヘルシーメニュー等の各種の」を、「適正化」の下に「、低塩化」を加え、同二を同二の㈠とし、同二に次のように加える。

㈡　また、組合、全国麺類環境衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）等は、仕入費用と品質の安定のため、食材の品質を損なわない保存方法等の研究に努めるものとする。

第一の五を次のように改める。

五　施設・設備の近代化

営業者は、安全衛生、快適性の確保のみならず、若年層、高齢者、女性客及び家族客等が利用しやすいよう配慮した施設・設備の適正かつ適切な整備を図るものとする。

また、作業能率の向上、省エネルギーの推進、従業者の労働安全衛生、福利厚生の充実等近代的な経営のために必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

なお、施設・設備の整備に当たつては、地域の街づくりに対し、積極的に参加、協力するよう努めるものとする。

第二の一の㈠のウ中「環境衛生同業組合（以下「組合」という。）」を「組合」に改め、「特に」の下に「輸入食材の増加等、営業を取り巻く社会経済環境の変化への対応策を検討するとともに、これらに関する情報を提供するものとする。また、」を加える。

第二の一の㈡中「また、営業者は、消費税等の税制を考慮して経営の計画化に努めるものとする。」を削る。

第二の一の㈣のイ中「全国麺類環境衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）」を「連合会」に改める。

第二の二の㈡中「石油、」を削る。

第二の二の㈢中「営業者は」の下に「、今後、需要拡大に向けて取り組むべき若年層、女性客等の利用に配慮した施設・設備の整備を図るとともに」を加え、「顧客層、」を削り、同㈢に次のように加える。

また、一層の高齢化の進展が見込まれることから、営業者は、施設の新設又は増改築を行う場合には、段差の解消のためのスロープの設置等高齢者等の利用にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

第二の三の㈣中「また」を「さらに」に改め、「努めるものとする。」の次に次のように加える。

例えば、地方自治体、生産者団体等と共同して、その地域で生産された原料（小麦、そば等）をもとに、地域の特徴を生かした郷土食としての地場産業商品の開発、普及等が考えられる。

第二の四の㈡中「とする」を「とし、日本の伝統的食文化としてのめん類料理が外国人観光客等にも賞味されるための広報や外国語によるメニューの作成に努めるものとする」に改める。

第二の六の㈠中「接客能力、」の下に「多様化が進む消費者ニーズの把握等の」を加える。

第二の六の㈡中「導入（技能評価基準の確立を含む。）」を「活用及びより効果的な推進」に改める。

第二の八の㈢中「啓もう」を「啓発」に改める。

第三の一の㈢中「共済制度」の下に「（退職金、生命保険等）や年金基金等」を加える。

第三の二の㈠、第三の四の㈡及び第四の一中「啓もう」を「啓発」に改める。

第四の二の㈠中「消費者保護条例」を「消費者保護基本法」に改める。

第四の三中「苦情の処理」を「消費者の信頼の確保」に改める。

第四の三の㈠中「営業者は」の下に「、消費者からの意見に対して適切に対応することが、消費者の信頼の確保、消費者ニーズの動向の把握に資することからも」を加え、「苦情に対しては、懇切に対応し、苦情」を「意見に対しては、誠意をもつて対応し、問題」に改める。

第四の三の㈡中「組合等は」を「また、組合等は」に改め、「組合等は」の前に次のように加える。

組合等は、消費者の意見の収集に努めるとともに、これをサービスに反映させるよう営業者に対する情報提供等に努めるものとする。

第四の三の㈢中「連合会は」の下に「、意見処理マニュアル」を加え、「設定」を「策定」に改める。

第四の次に次のように加える。

第五　振興指針の有効活用の方策

この飲食店営業（めん類）の振興指針は組合又は小組合が策定する振興計画の基本的考え方を定めたものであり、組合又は小組合は、当該振興指針に即し、地域の実態を踏まえた振興計画を策定するとともに、関係諸機関の協力等を得ながら、その確実な実施に努めるものとする。

なお、当該振興計画の策定に当たつては、組合員等の意見を集約するとともに、都道府県及び都道府県指導センターの指導、協力を得るものとする。

○厚生省告示第十四号

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十六条の二第一項の規定に基づき、旅館業の振興指針（昭和五十九年八月厚生省告示第百四十一号）の一部を次のように改正し、平成七年四月一日から適用する。

平成七年二月二日　厚生大臣　井出　正一

前文中「のみならず、近年、大規模ホテルの進出等による過当競争」を「加えて、近年、宿泊施設の多様化等による競争」に、「営業者の旧態依然とした経営体質」を「経営の前近代的な体質の払しよく」に改める。

第一中「平成六年度末」を「平成十一年度末」に改める。

第一の一の㈠中「的確に」及び「一部」を削り、「顧客である」を「堅調に推移している」に、「営業者の旧態依然とした経営に対する考え方」を「経営改善の遅れ」に改める。

第一の一の㈡中「平成六年度」を「平成十一年度」に、「五兆一千億円」を「九兆円」に改める。

第一の三の㈠中「ニーズの要素には」を「ニーズには、高度化、多様化等の変化がみられ」に、「憩い、安らぎ、充実感、バラエティといった」を「清潔、安全、憩い、ゆとり、豊かさ、健康志向、快適性等多くの観点から」に改め、「予想される。」の次に次のように加える。

その他、高齢化、国際化の進展により新たな利用者層の拡大が見込まれる。

第一の三の㈡中「料理を自分で提供することの改善に制約のある」を「食事を提供しない」に改め、「一部の営業形態」を削る。

第一の四中「明確な企業的経営方針が確立されないまま生業的又は現状維持的な経営が行われ、企業収益性の向上や経営の近代化が遅れている営業者がなお多数を占めている」を「全体としては明確な経営方針が確立され経営が改善されつつあるものの、依然として企業収益性の向上や経営の近代化に向けた取組が遅れている営業者も多い」に改める。

第一の六を次のように改める。

六　施設・設備の近代化

営業者は、利用者特に今後利用の増加が見込まれる高齢者等が安心して利用できるよう安全衛生、利便、快適性、災害に対する安全性、利用者ニーズの充足等の確保のため、施設・設備の適正かつ適切な整備を図るとともに、従業者の労働安全衛生、作業能率の向上、福利厚生の充実及び省エネルギーの推進等経営の近代化のために必要な施設・設備の整備を図るものとする。

第一の八中「、環境衛生については」を削り、「提供」の下に「、適切な廃棄物処理及び廃水処理施設の設置、維持及び管理」を加える。

第二の一の㈠のア中「自覚し、」の下に「高齢化、国際化の進展等に伴う」を加える。

第二の一の㈡中「また、営業者は、消費税等の

所在地	地域
大阪府羽曳野市誉田三丁目	四五六番
同五丁目	五一九番ノ一

○文部省告示第十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡墓山古墳（昭和五十年二月二十二日文部省告示第十八号）に次に掲げる地域を追加して指定する。

平成七年二月二十一日

文部大臣　与謝野　馨

所在地	地域
大阪府藤井寺市野中三丁目	八五五番、八五六番、八五七番、九四九番

○文部省告示第十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、次に掲げる記念物を名勝に指定する。

平成七年二月二十一日

文部大臣　与謝野　馨

名称	所在地	地域
九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園	佐賀県神埼郡神埼町大字的字仁比山	一六九四番のうち実測四六九四・二〇五平方メートル、一六九六番

備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を佐賀県教育委員会及び神埼町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部省告示第二十号

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第十一条の規定に基づき、平成七年度において使用される高等学校の教科書の定価を、平成七年二月二十三日付けで、次のとおり認可した。

平成七年二月二十四日

文部大臣　与謝野　馨

高等学校用

新学習指導要領（平成元年3月15日文部省告示第26号）に基づく教科書

発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	定価（円）
家庭			
7 実教	家庭 529	被服管理	310
農業			
7 実教	農業 525	飼料	760
	農業 526	林業土木	1,090
	農業 527	林産加工	815
	農業 528	農業土木施工	1,040
	農業 529	農業水利	560
	農業 530	応用微生物	510
179 電機大	農業 531	造園施工・管理	535
7 実教	農業 532	農業経済	430
	農業 533	食品流通	325
工業			
179 電機大	工業 685	設備工業製図	2,400
174 コロナ	工業 686	インテリア製図（上）	680
	工業 687	インテリア製図（下）	1,225
	工業 688	デザイン製図	1,465
7 実教	工業 689	材料加工 1	1,095
	工業 690	材料加工 2	1,320
	工業 691	インテリア計画	875
174 コロナ	工業 692	インテリアエレメント生産	1,110
水産			
201 海文堂	水産 508	漁業	1,955
	水産 509	水産経済	2,210
7 実教	水産 510	水産食品製造 1	1,625
	水産 511	水産食品製造 2	1,395
看護			
174 コロナ	看護 504	成人看護 1	405
	看護 505	成人看護 2	415
	看護 506	成人看護 3	440

（注）上記の教科書の発行者は、次のとおりである。

発行者の番号・略称	発行者	住所
7 実教	実教出版株式会社	東京都千代田区五番町5
174 コロナ	株式会社コロナ社	東京都文京区千石4の46の10
179 電機大	学校法人東京電機大学	東京都千代田区神田錦町2の2
201 海文堂	海文堂出版株式会社	東京都文京区水道2の5の4

名称	所在地	地域
里浜貝塚	宮城県桃生郡鳴瀬町大字宮戸字宮田	二四番、二五番、二六番、二七番、二九番、三〇番、三一番、三二番ノ一
	同字細畑	一番
	同字畑中	一番ノ一、四番、五番、六番、七番、八番ノ一、八ノ二、九番、一〇番、一一番、一二番ノ一、一二番ノ二、一三番ノ一、一四番ノ一、一五番ノ一、一五番ノ二、一六番、一七番ノ一
	同字袖窪	一番ノ一、二番ノ一、三番ノ一、五番ノ一、七番、八番ノ一、九番ノ一、一〇番、一一番、一二番、一三番、一四番、一五番、一六番
	同字西畑	一番ノ一、一番ノ二、一番ノ三、一番ノ四、一番ノ五、二番、三番、四番ノ一、四番ノ二、五番、六番、七番、八番、九番、一〇番、一一番、一二番、一三番、一四番、一五番ノ一、一五番ノ二、一六番、一七番ノ一、一七番ノ二、一八番、一九番、二〇番、二一番、二二番、二三番、二四番、二五番、二六番、二七番、二八番、二九番ノ一、二九番ノ二
	同字台	一番、二番、三番ノ一、四番、五番、六番、七番、八番、九番、一〇番、一一番、一二番、一三番、一三番ノ一、一四番、一五番、一六番、一七番、一八番、二〇番、二一番、二三番、二四番、二五番、二六番ノ一、二六番ノ二、二七番、二八番、二九番、三〇番
	同字大畑	一七番、二一番
	同字風越	五番、八番、九番
	同字里	三番、四番、六六番、六七番、六八番ノ一、六八番ノ四、六八番ノ五、七二番ノ一、七二番ノ二、七三番、七四番ノ四
	同字寺下	三番ノ一、三番ノ二、五番、六番ノ一、六番ノ二、七番
	同字梨木	一番、三番ノ一、四番、五番、六番、七番、八番、九番ノ一、一〇番、一一番、一二番ノ一、一四番、一五番、二五番ノ一
	同字牛山崎	一番、三番、四番、五番、六番、七番、九番、九番ノ一、九番ノ二、九番ノ三、一〇番、一一番、一二番ノ一、一二番ノ二、一四番、一五番、一六番、一七番、一八番、二〇番、二一番、二二番、二三番

右の地域に介在する道路敷を含む。

○文部省告示第十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、次に掲げる記念物を天然記念物に指定する。

平成七年二月十四日　　文部大臣　与謝野　馨

名称	所在地	地域
千屋断層	秋田県仙北郡千畑町大字千屋字内沢、中小森、上小森、上両野	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第十座標系を基準とする三点 [illegible] ……を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲

備考　地域に関する実測図を秋田県教育委員会及び千畑町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部省告示第十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡応神天皇陵古墳外濠外堤（昭和五十三年十月三十日文部省告示第百九十一号、昭和六十年一月十三日文部省告示第十四号、平成元年一月九日文部省告示第十一号、平成四年十二月二十八日文部省告示第百十九号、平成六年三月二十三日文部省告示第三十二号）に次に掲げる地域を追加して指定する。

平成七年二月二十日　　文部大臣　与謝野　馨

150	修文	修文館出版株式会社	東京都千代田区神田神保町1の39
153	角川	株式会社角川書店	東京都千代田区富士見2の13の3
154	オーム	株式会社オーム社	東京都千代田区神田錦町3の1
161	農図	農業図書株式会社	神奈川県小田原市蓮正寺191の3
172	旺文社	株式会社旺文社	東京都新宿区横寺町55
174	コロナ	株式会社コロナ社	東京都文京区千石4の46の10
175	尚学	株式会社尚学図書	東京都千代田区神田神保町2の30　昭和ビル
177	増進堂	株式会社増進堂	大阪市西区新町2の19の15
178	農文協	社団法人農山漁村文化協会	東京都港区赤坂7の6の1
179	電機大	学校法人東京電機大学	東京都千代田区神田錦町2の2
181	東点	社会福祉法人東京点字出版所	東京都三鷹市下連雀3の32の10
182	ライト	社会福祉法人日本ライトハウス	大阪市鶴見区今津中2の4の37
183	第一	株式会社第一学習社	広島市西区横川新町7の14 （支）東京都千代田区一番町15の21
186	東学	株式会社東京学習出版社	東京都渋谷区千駄ケ谷3の30の9
189	教図出	教育図書出版社	東京都港区虎ノ門1の1の20
195	日栄社	株式会社日栄社	東京都千代田区神田錦町2の3
196	ヘレン	社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会	東京都新宿区大久保3の14の4毎日新聞社早稲田別館
197	学研	株式会社学習研究社	東京都大田区上池台4の40の5
198	秀出	株式会社秀文出版	東京都豊島区駒込4の12の7
199	現美	株式会社現代美術社	東京都新宿区下落合3の10の22
201	雄文堂	雄文堂出版株式会社	東京都文京区水道2の5の4
202	メヂカル	株式会社メヂカルフレンド社	東京都千代田区九段北3の2の4
205	三友	三友社出版株式会社	東京都文京区本郷1の19の23成美堂ビル
207	文教社	株式会社文教社	高松市本町6の22
208	光文	株式会社光文書院	東京都千代田区五番町14
209	医教研	社団法人大阪総合医学・教育研究会	大阪市西区土佐堀1の4の8日栄建設新興産ビル
210	大原	大原出版株式会社	東京都千代田区西神田1の2の15
211	知出	知研出版株式会社	京都市上京区小川通丸太町上ル上堀川町340番地
212	桐原	株式会社桐原書店	東京都杉並区高円寺南2の44の5
213	国書	株式会社国書刊行会	東京都板橋区志村2の10の5

○文部省告示第十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、次に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成七年二月十三日

文部大臣　与謝野　馨

名称	所在地	地域
矢出川遺跡	長野県南佐久郡南牧村大字野辺山字二ッ山	三九六番ノ八

○文部省告示第十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡小谷城跡（昭和十二年文部省告示第二百十二号）に次に掲げる地域を追加して指定する。

平成七年二月十四日

文部大臣　与謝野　馨

名称	所在地	地域
小谷城跡	滋賀県東浅井郡湖北町大字本町	二四番、二五番、二六番、二七番ノ一、二七番ノ二、二八番、二九番ノ一
	同郡上字東上字清水谷	三〇番、三一番ノ一、三二番ノ二、三二番ノ内（田）、三二番ノ内（畑）、三三番、

（注）上記の教科書の発行者は、次のとおりである。

発行者の番号・略称		発行者	住所
1	日書	日本書籍株式会社	東京都文京区小石川４の１４の２４
2	東書	東京書籍株式会社	東京都北区堀船２の１７の１
3	大書	大阪書籍株式会社	大阪市東成区深江北２の１の１ （支）東京都千代田区神田司町２の２１江原ビル
4	大日本	大日本図書株式会社	東京都中央区銀座１の９の１０
5	中教	中教出版株式会社	東京都文京区向丘１の５の２
6	教図	教育図書株式会社	東京都新宿区市谷船河原町６
7	実教	実教出版株式会社	東京都千代田区五番町５
9	開隆堂	開隆堂出版株式会社	東京都文京区向丘１の１３の１
１１	学図	学校図書株式会社	東京都品川区北品川１の１の１４
１５	三省堂	株式会社三省堂	東京都千代田区三崎町２の２２の１４
１７	教出	教育出版株式会社	東京都千代田区神田神保町２の１０
１９	開拓	株式会社開拓社	東京都千代田区神田神保町２の５
２６	信教	社団法人信濃教育会出版部	長野市旭町１０９８
２７	教芸	株式会社教育芸術社	東京都豊島区長崎１の１２の１５
３５	清水	株式会社清水書院	東京都新宿区東五軒町１の１１
３８	光村	光村図書出版株式会社	東京都品川区上大崎２の１９の９
４６	帝国	株式会社帝国書院	東京都千代田区神田神保町３の２９
５０	大修館	株式会社大修館書店	東京都千代田区神田錦町３の２４
６１	啓林館	株式会社新興出版社啓林館	大阪市天王寺区大道４の３の２５ （支）東京都文京区向丘２の３の１０
８１	山川	株式会社山川出版社	東京都千代田区内神田１の１３の１３
８５	教図研	株式会社教育図書研究会	東京都港区虎ノ門１の１の２０
８９	友社	株式会社音楽之友社	東京都新宿区神楽坂６の３０
１０４	数研	数研出版株式会社	東京都千代田区九段北１の１２の１１
１０８	研究社	研究社出版株式会社	東京都千代田区富士見２の１１の３
１０９	文英堂	株式会社文英堂	京都市南区上鳥羽大物町２８ （支）東京都新宿区岩戸町１７
１１１	池田	有限会社池田書店	東京都千代田区神田錦町３の６
１１２	一橋	一橋出版株式会社	東京都杉並区南荻窪４の３０の６
１１４	科書	科学書籍出版株式会社	大阪市北区梅田１の１の３
１１６	日文	日本文教出版株式会社	大阪市住吉区南住吉４の７の５ （支）東京都中野区新井１の２の１６
１１７	明治	株式会社明治書院	東京都千代田区神田錦町１の１６
１３０	二宮	株式会社二宮書店	東京都目黒区中目黒５の２６の１０
１３２	自由	株式会社自由書房	東京都千代田区富士見２の４の６
１４２	右文	株式会社右文書院	東京都千代田区神田神保町１の３７
１４３	筑摩	株式会社筑摩書房	東京都台東区蔵前２の５の３
１４４	暁	暁出版株式会社	東京都千代田区神田神保町２の２０

発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	定価(円)
	国語 B-201	こくご ことばのべんきょう 二ねん (上)	2,901
	国語 B-202	こくご ことばのべんきょう 二ねん (下)	2,580
	国語 B-301	こくご ことばのべんきょう 三ねん (上)	2,529
	国語 B-302	こくご ことばのべんきょう 三ねん (下)	2,506
	国語 B-401	国語 ことばのれんしゅう 四年	3,167
	国語 B-501	国語 ことばの練習 五年	3,003
	国語 B-601	国語 ことばの練習 六年	2,853
音楽	音楽		
17 教出	音楽 B-101	たのしいおんがく 1	2,822
	音楽 B-201	たのしい音楽 2	3,192
	音楽 B-301	音楽 3	4,095
	音楽 B-401	音楽 4	4,300
	音楽 B-501	音楽 5	4,040
	音楽 B-601	音楽 6	4,089

聾(ろう)学校用中学部

発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	定価(円)
国語	言語		
17 教出	国語 B-701	国語 言語編	7,764

養護学校用小学部 〔精神薄弱教育〕

発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	定価(円)
国語	国語		
2 東書	国語 C-111	こくご ☆	1,029
	国語 C-121	こくご ☆☆	1,399
	国語 C-131	こくご ☆☆☆	2,215
算数	算数		
2 東書	算数 C-111	さんすう ☆	780
	算数 C-121	さんすう ☆☆ (1)	1,156
	算数 C-122	さんすう ☆☆ (2)	1,058
	算数 C-131	さんすう ☆☆☆	3,473
音楽	音楽		
2 東書	音楽 C-111	おんがく ☆	1,595
	音楽 C-121	おんがく ☆☆	1,287
	音楽 C-131	おんがく ☆☆☆	1,259

養護学校用中学部 〔精神薄弱教育〕

発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	定価(円)
国語	国語		
2 東書	国語 C-741	国語 ☆☆☆☆	1,409
数学	数学		
2 東書	数学 C-741	数学 ☆☆☆☆	3,162
音楽	音楽		
2 東書	音楽 C-701	音楽 ☆☆☆	1,502

発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	定価
	公民 A-806	社会　（公民）　資料編	6,866
数学	数学		
182　ライト	数学 A-701	数学　1－1	8,787
	数学 A-702	数学　1－2	6,915
	数学 A-703	数学　1－3	5,126
	数学 A-704	数学　1－4	7,811
	数学 A-801	数学　2－1	4,719
	数学 A-802	数学　2－2	7,404
	数学 A-803	数学　2－3	8,137
	数学 A-804	数学　2－4	8,787
	数学 A-805	数学　2－5	6,671
	数学 A-901	数学　3－1	5,939
	数学 A-902	数学　3－2	5,939
	数学 A-903	数学　3－3	7,729
	数学 A-904	数学　3－4	6,590
	数学 A-905	数学　3－5	8,705
理科	理科（第一分野）		
181　東点	理一 A-701	理科　（第一分野）　1	11,792
	理一 A-702	理科　（第一分野）　2	5,530
	理一 A-703	理科　（第一分野）　3	5,774
	理一 A-704	理科　（第一分野）　4	7,563
	理一 A-705	理科　（第一分野）　5	7,238
	理一 A-706	理科　（第一分野）　6	5,692
	理一 A-707	理科　（第一分野）　7	7,644
	理一 A-708	理科　（第一分野）　8	13,256
理科	理科（第二分野）		
181　東点	理二 A-701	理科　（第二分野）　1	8,678
	理二 A-702	理科　（第二分野）　2	8,083
	理二 A-703	理科　（第二分野）　3	8,337
	理二 A-704	理科　（第二分野）　4	10,039
	理二 A-705	理科　（第二分野）　5	6,636
	理二 A-706	理科　（第二分野）　6	6,467
	理二 A-707	理科　（第二分野）　7	6,721
外国語	英語		
181　東点	英語 A-701	英語　1－1	6,456
	英語 A-702	英語　1－2	7,438
	英語 A-703	英語　1－3	6,538
	英語 A-704	英語　（資料編　1）	7,275
	英語 A-705	英語　（資料編　2）	7,111
	英語 A-706	英語　（資料編　3）	8,337
	英語 A-707	英語　（資料編　4）	9,072
	英語 A-801	英語　2－1	7,111
	英語 A-802	英語　2－2	4,250
	英語 A-803	英語　2－3	5,313
	英語 A-901	英語　3－1	6,375
	英語 A-902	英語　3－2	5,476
	英語 A-903	英語　3－3	6,375

ｲ)
聾学校用小学部

発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	定価（円）
国語	言語指導		
17　教出	国語 B-111	こくご　ことばのべんきょう　一ねん　（上）	4,427
	国語 B-112	こくご　ことばのべんきょう　一ねん　（下）	4,645

		算数 A-602	算数 6－2	10,230
		算数 A-603	算数 6－3	8,102
		算数 A-604	算数 6－4	8,920
理科		理科		
181	東点	理科 A-301	理科 3	10,734
		理科 A-401	理科 4－1	6,075
		理科 A-402	理科 4－2	6,159
		理科 A-501	理科 5－1	6,990
		理科 A-502	理科 5－2	8,738
		理科 A-601	理科 6－1	8,154
		理科 A-602	理科 6－2	6,823

盲学校用中学部　〔点字版〕

国語		国語		
181	東点	国語 A-701	国語 1－1	4,523
		国語 A-703	国語 1－2	7,153
		国語 A-703	国語 1－3	5,426
		国語 A-704	国語 1－4	4,932
		国語 A-705	国語 （資料編 1）	7,070
		国語 A-801	国語 2－1	8,386
		国語 A-802	国語 2－2	8,057
		国語 A-803	国語 2－3	6,413
		国語 A-804	国語 2－4	5,838
		国語 A-805	国語 （資料編 2）	5,920
		国語 A-901	国語 3－1	7,070
		国語 A-902	国語 3－2	7,153
		国語 A-903	国語 3－3	6,906
		国語 A-904	国語 3－4	4,276
		国語 A-905	国語 （資料編 3）	7,893
社会		社会（地理的分野）		
181	東点	地理 A-701	社会 （地理） 1	6,893
		地理 A-702	社会 （地理） 2	11,375
		地理 A-703	社会 （地理） 3	5,396
		地理 A-704	社会 （地理） 4	7,390
		地理 A-705	社会 （地理） 5	9,798
		地理 A-706	社会 （地理） 6	6,311
		地理 A-707	社会 （地理） 資料編 1	11,458
		地理 A-708	社会 （地理） 資料編 2	12,705
社会		社会（歴史的分野）		
196	ヘレン	歴史 A-701	社会 （歴史） 1	6,866
		歴史 A-702	社会 （歴史） 2	6,375
		歴史 A-703	社会 （歴史） 3	6,131
		歴史 A-704	社会 （歴史） 4	6,456
		歴史 A-705	社会 （歴史） 5	6,049
		歴史 A-706	社会 （歴史） 6	7,357
		歴史 A-707	社会 （歴史） 資料編 1	9,072
		歴史 A-708	社会 （歴史） 資料編 2	5,313
社会		社会（公民的分野）		
196	ヘレン	公民 A-801	社会 （公民） 1	7,601
		公民 A-802	社会 （公民） 2	7,846
		公民 A-803	社会 （公民） 3	8,501
		公民 A-804	社会 （公民） 4	6,866
		公民 A-805	社会 （公民） 5	6,375

盲学校用小学部　〔点字版〕

発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	定価(円)
国語	国語		
182　ライト	国語 A-101	こくご　1－1	7,315
	国語 A-102	こくご　1－2	2,712
	国語 A-201	こくご　2－1	3,451
	国語 A-202	こくご　2－2	3,699
	国語 A-301	国語　3－1	4,930
	国語 A-302	国語　3－2	4,848
	国語 A-401	国語　4－1	6,740
	国語 A-402	国語　4－2	6,328
	国語 A-501	国語　5－1	6,082
	国語 A-502	国語　5－2	6,740
	国語 A-601	国語　6－1	6,328
	国語 A-602	国語　6－2	5,919
社会	社会		
196　ヘレン	社会 A-301	社会　3－1	9,191
	社会 A-302	社会　3－2	8,775
	社会 A-401	社会　4－1	6,685
	社会 A-403	社会　4－2	6,267
	社会 A-403	社会　4－3	6,109
	社会 A-404	社会　4－4	8,775
	社会 A-501	社会　5－1	6,769
	社会 A-502	社会　5－2	7,020
	社会 A-503	社会　5－3	7,771
	社会 A-504	社会　5－4	7,269
	社会 A-605	社会　5－5	8,272
	社会 A-601	社会　6－1	7,520
	社会 A-602	社会　6－2	7,435
	社会 A-602	社会　6－3	7,604
	社会 A-604	社会　6－4	8,691
	社会 A-605	社会　6－5	7,435
算数	算数		
196　ヘレン	算数 A-101	さんすう　1－1	8,349
	算数 A-102	さんすう　1－2	7,203
	算数 A-103	さんすう　1－3	7,121
	算数 A-201	さんすう　2－1	7,612
	算数 A-203	さんすう　2－2	6,875
	算数 A-203	さんすう　2－3	7,775
	算数 A-204	さんすう　珠算編	8,184
	算数 A-301	さんすう　3－1	9,166
	算数 A-303	さんすう　3－2	9,411
	算数 A-303	さんすう　3－3	8,430
	算数 A-401	算数　4－1	6,793
	算数 A-403	算数　4－2	8,920
	算数 A-403	算数　4－3	6,957
	算数 A-404	算数　4－4	6,466
	算数 A-501	算数　5－1	8,021
	算数 A-502	算数　5－2	8,430
	算数 A-503	算数　5－3	8,349
	算数 A-504	算数　5－4	8,266
	算数 A-601	算数　6－1	9,248

112	一橋	商業 198	新文書事務	610
210	大原	商業 249	文書事務 新訂版	610
4	大日本	商業 176	新情報処理 II BASIC/COBOL	1,020
7	実教	商業 109	情報処理 II	1,080
112	一橋	商業 250	COBOLによる 情報処理 II 改訂版	1,080
		商業 257	パソコンによる 情報処理 II 改訂版	1,080
197	学研	商業 241	改訂 情報処理 II COBOL編	1,020
7	実教	商業 109	商業経済 II 新訂版	675
112	一橋	商業 194	例解 商業経済 II 改訂版	675
210	大原	商業 250	商業経済 II 新訂版	675
7	実教	商業 121	国際商業法規 新訂版	675
112	一橋	商業 203	商業法規 三訂版	675
		商業 207	商業法規 新訂版	675
144	暁	商業 203	新商業法規	675
210	大原	商業 203	例解 商業法規 再訂版	675
		商業 203	税務会計 再訂版	610
7	実教	商業 122	和文タイプライティング 新訂版	585
		商業 060	英文タイプライティング	585
		商業 061	かなタイプライティング	420

水産

201	海文堂	水産 003	航海	1,840
179	電機大	水産 003	漁船機関 1	935
		水産 004	漁船機関 2	785
7	実教	水産 007	機械設計工作	3,230
201	海文堂	水産 016	船用電機	2,585
179	電機大	水産 017	電気通信理論 1	3,315

		水産 018	電気通信理論 2	3,940
7	実教	水産 008	無線工学 1	3,405
		水産 009	無線工学 2	3,530
		水産 020	水産生物 2	4,525
201	海文堂	水産 021	漁場環境	3,580
7	実教	水産 023	水産製造 2	1,220
		水産 014	水産食品衛生	1,525
		水産 015	水産製造機器	2,095

看護

202	メヂカル	看護 011	母子看護 改訂版	245

		商業 131	図説商業経済 Ⅰ 三訂版	615
112	一橋	商業 227	新商業経済 Ⅰ 改訂版	615
4	大日本	商業 211	改訂 簿記会計 Ⅰ	715
7	実教	商業 215	新簿記会計 Ⅰ 新訂版	715
		商業 216	新高校 簿記会計 Ⅰ 新訂版	715
		商業 078	簿記会計 Ⅰ 新訂版	715
		商業 079	標準簿記会計 Ⅰ 新訂版	715
		商業 080	高校簿記会計 Ⅰ 新訂版	715
210	大原	商業 221	新・簿記会計 Ⅰ 新訂版	715
7	実教	商業 135	新計算事務 A	650
		商業 136	新計算事務 B	285
		商業 137	図説計算事務 上 三訂版	650
		商業 138	図説計算事務 下 三訂版	285
		商業 009	新編計算事務 A	545
		商業 010	新編計算事務 B	300
		商業 011	標準計算事務 1	545
		商業 012	標準計算事務 2	300
144	暁	商業 227	新計算事務 上 新訂版	560
		商業 238	新計算事務 下 新訂版	375
		商業 030	計算事務〔全〕	795
		商業 031	新計算事務 上	550
		商業 032	新計算事務 下	385
2	東書	商業 210	改訂 情報処理 Ⅰ	785
4	大日本	商業 212	最新 情報処理 Ⅰ BASIC	785
		商業 130	新情報処理 Ⅰ BASIC/COBOL	785
7	実教	商業 217	新情報処理 Ⅰ 新訂版	785
		商業 218	情報処理 Ⅰ BASIC 新訂版	785
112	一橋	商業 235	BASIC 情報処理 Ⅰ	785
		商業 236	パソコンによる 情報処理 Ⅰ 改訂版	785
197	学研	商業 238	新訂 情報処理 Ⅰ COBOL編	785
		商業 240	改訂 情報処理 Ⅰ BASIC編	785
210	大原	商業 151	新・情報処理 Ⅰ コンピュータの基礎	200
		商業 152	新・情報処理 Ⅰ COBOLプログラミング	190
		商業 153	新・情報処理 Ⅰ FORTRANプログラミング	190
		商業 154	新・情報処理 Ⅰ BASICプログラミング	205
7	実教	商業 177	マーケティング 三訂版	460
210	大原	商業 245	マーケティング 新訂版	460
7	実教	商業 056	商品	645
210	大原	商業 200	商品 再訂版	645
4	大日本	商業 242	改訂 簿記会計 Ⅱ	985
7	実教	商業 243	新簿記会計 Ⅱ 新訂版	985
		商業 244	新高校 簿記会計 Ⅱ 新訂版	985
		商業 104	簿記会計 Ⅱ 新訂版	985
		商業 105	標準簿記会計 Ⅱ 新訂版	985
		商業 106	高校簿記会計 Ⅱ 新訂版	985
112	一橋	商業 251	新版 簿記会計 Ⅱ	985
		商業 252	新簿記会計 Ⅱ 改訂版	985
210	大原	商業 247	新・簿記会計 Ⅱ 新訂版	985
7	実教	商業 246	新工業簿記 新訂版	500
		商業 057	工業簿記	500
112	一橋	商業 254	新版 工業簿記	500
7	実教	商業 107	新編文書事務 新訂版	610

		工業 103	電気技術 Ⅱ 下	1,080
7	実教	工業 068	電子技術 Ⅰ A	1,300
		工業 069	電子技術 Ⅰ B	1,035
174	コロナ	工業 185	改訂 電子技術 Ⅰ (上)	1,300
		工業 186	改訂 電子技術 Ⅰ (下)	1,035
7	実教	工業 166	電子技術 Ⅱ A	795
		工業 167	電子技術 Ⅱ B	870
174	コロナ	工業 187	改訂 電子技術 Ⅱ (上)	950
		工業 188	改訂 電子技術 Ⅱ (下)	715
7	実教	工業 118	自動制御	1,035
		工業 147	建築構造 改訂版	1,305
		工業 181	建築施工 改訂版	1,120
		工業 155	建築設計 改訂版	1,775
		工業 173	建築計画 改訂版	1,120
		工業 149	測量 2 改訂版	825
174	コロナ	工業 036	測量	1,545
7	実教	工業 150	土木施工 改訂版	1,775
		工業 156	土木設計 1 改訂版	1,185
		工業 157	土木設計 2 改訂版	1,240
		工業 077	水理・土質	1,455
		工業 182	土木計画 改訂版	930
174	コロナ	工業 098	土木計画	930
7	実教	工業 151	工業化学 1 改訂版	1,785
		工業 152	工業化学 2 改訂版	1,065
174	コロナ	工業 039	工業化学 (下)	1,275
7	実教	工業 079	化学工学	1,410
		工業 183	設備・管理 改訂版	930
174	コロナ	工業 122	設備・管理	930
7	実教	工業 158	化学工業安全	585
174	コロナ	工業 123	化学工業安全	585
7	実教	工業 137	工業経営	925
		工業 044	金属工業製図	2,095
		工業 060	インテリア製図 応用編	1,445
		工業 048	工業計測 Ⅰ (上)	1,855
		工業 049	工業計測 Ⅰ (下)	1,925
		工業 050	設備施工	3,035
174	コロナ	工業 107	空気調和設備	1,080
7	実教	工業 125	地質工学 1	3,425
		工業 126	地質工学 2	2,945
		工業 171	金属製錬 1 改訂版	910
		工業 172	金属製錬 2 改訂版	1,050
		工業 129	金属材料 1	1,135
		工業 130	金属材料 2	1,590
		工業 052	金属加工 1	920
		工業 053	金属加工 2	1,015
		工業 055	窯業 2	1,855
		工業 058	繊維・染色デザイン	1,355
		工業 131	デザイン史	2,300
179	電機大	工業 132	デザイン材料	2,140
商業				
7	実教	商業 213	新図説 商業経済 Ⅰ	615
		商業 214	商業経済 Ⅰ 四訂版 企業と消費者の調和を求めて	615

		工業 190	土木製図 改訂版	1,255
		工業 111	製 図	1,545
		工業 164	工業数理 三訂版	1,345
		工業 165	精選 工業数理 改訂版	1,345
174	コロナ	工業 025	工業数理	1,345
7	実教	工業 174	新機械工作 1	1,220
		工業 175	新機械工作 2	1,145
		工業 130	機械工作 1 改訂版	1,220
		工業 140	機械工作 2 改訂版	1,145
114	科書	工業 019	最新機械工作 上	1,065
		工業 020	最新機械工作 下	1,270
174	コロナ	工業 027	機械工作 (1)	1,290
		工業 028	機械工作 (2)	1,075
7	実教	工業 176	新機械設計 1	970
		工業 177	新機械設計 2	1,005
		工業 141	機械設計 1 改訂版	970
		工業 142	機械設計 2 改訂版	1,005
114	科書	工業 018	最新機械設計	1,975
7	実教	工業 153	原動機 改訂版	1,255
114	科書	工業 060	最新原動機	1,255
174	コロナ	工業 068	原動機	1,255
7	実教	工業 154	計測・制御 改訂版	1,120
114	科書	工業 081	最新計測・制御	1,120
174	コロナ	工業 080	計測・制御	1,120
7	実教	工業 112	機械材料	845
		工業 191	自動車工学 1 改訂版	975
		工業 192	自動車工学 2 改訂版	825
		工業 204	自動車整備 改訂版	1,800
		工業 193	新版 電気基礎 A 改訂版	1,200
		工業 194	新版 電気基礎 B 改訂版	880
		工業 178	精選 電気基礎	2,080
		工業 008	電気基礎 A	1,200
		工業 009	電気基礎 B	890
174	コロナ	工業 170	わかりやすい電気基礎	2,080
		工業 033	電気基礎 (上)	1,010
		工業 034	電気基礎 (下)	1,070
7	実教	工業 179	電気技術 I A 改訂版	890
		工業 180	電気技術 I B 改訂版	865
154	オーム	工業 161	要説 電気技術 I (上) -新訂版-	1,025
		工業 162	要説 電気技術 I (下) -新訂版-	830
174	コロナ	工業 200	改訂 電気技術 I (上)	980
		工業 201	改訂 電気技術 I (下)	875
179	電機大	工業 100	電気技術 I 上	865
		工業 101	電気技術 I 下	980
7	実教	工業 185	電気技術 II A 改訂版	770
		工業 186	電気技術 II B 改訂版	845
		工業 197	電気技術 II C 改訂版	845
154	オーム	工業 168	要説 電気技術 II (上) -新訂版-	1,085
		工業 169	要説 電気技術 II (下) -新訂版-	975
174	コロナ	工業 202	改訂 電気技術 II (上)	1,125
		工業 203	改訂 電気技術 II (下)	935
179	電機大	工業 102	電気技術 II 上	980

112	一橋	家庭 090	家庭一般 －生活をつくる－	495
		家庭 100	高等学校 家庭一般	495
6	教図	家庭 104	新版 被服	1,000
7	実教	家庭 059	新高校被服	1,000
		家庭 054	高校被服 改訂版	1,000
6	教図	家庭 100	新版 食物	785
		家庭 059	新訂 食物	785
7	実教	家庭 090	新高校食物	785
		家庭 065	高校食物 改訂版	785
6	教図	家庭 067	新版 保育	400
7	実教	家庭 100	高校 保育 三訂版	400
197	学研	家庭 107	新保育 改訂版	400
6	教図	家庭 063	新訂 家庭経営・住居	400
7	実教	家庭 059	高校家庭経営・住居 改訂版	400
197	学研	家庭 100	新家庭経営・住居 改訂版	400
7	実教	家庭 063	調理 （下） 改訂版	400
		家庭 064	栄養 改訂版	305
		家庭 066	食品 改訂版	255
		家庭 066	食品衛生 改訂版	335
		家庭 021	児童心理	580
6	教図	家庭 033	児童福祉	630
農業				
7	実教	農業 043	作物 新訂版	855
		農業 044	野菜 新訂版	845
		農業 045	畜産 新訂版	1,315
		農業 032	農業高校測量	1,135
161	農図	農業 060	測量	1,135
7	実教	農業 046	栽培環境 新訂版	870
178	農文協	農業 021	栽培環境	870
7	実教	農業 060	新農業機械	935
178	農文協	農業 052	新版 農業機械	935
7	実教	農業 052	農業経営 新訂版	795
178	農文協	農業 024	農業経営	795
7	実教	農業 047	果樹 新訂版	855
178	農文協	農業 025	果樹	855
7	実教	農業 048	草花 新訂版	755
178	農文協	農業 022	草花	755
7	実教	農業 041	家畜栄養・飼料	820
		農業 056	農業経営 新訂版	1,240
179	電機大	農業 012	養蚕	830
		農業 050	食品化学 改訂版	500
7	実教	農業 039	農地開発	1,075
174	コロナ	農業 030	林業経営	1,735
		農業 054	造園材料 改訂版	650
工業				
7	実教	工業 163	機械製図 改訂版	1,605
114	科書	工業 166	最新機械製図 改訂版	1,605
		工業 017	最新機械製図	1,605
7	実教	工業 007	電気製図	1,465
174	コロナ	工業 032	電気製図	1,465
7	実教	工業 010	電子製図	1,305
		工業 169	建築設計製図 改訂版	1,675

19	開拓	英B 280	GATEWAYS to Reading ⅡB	680
		英B 281	PIONEER ENGLISH Reader ⅡB	680
		英B 057	THE INTERNATIONAL ENGLISH Reading	680
		英B 058	A BETTER GUIDE TO ENGLISH Reading ⅡB	680
		英B 033	SENIOR SWAN English Course ⅡB Reading	680
61	啓林館	英B 390	REVISED MILESTONE English Readers ⅡB	680
109	文英堂	英B 408	REVISED UNICORN ADVANCED ENGLISH READERS ⅡB	680
		英B 391	FOURTH EDITION UNICORN ENGLISH READERS ⅡB	680
111	池田	英B 283	NEW STAGE ENGLISH READING ⅡB	680
		英B 284	Revised Edition DAILY ENGLISH READING ⅡB	680
		英B 285	Revised Edition PRACTICAL ENGLISH READING ⅡB	680
143	筑摩	英B 392	REVISED RACCOON ENGLISH READINGS ⅡB	680
172	旺文社	英B 409	Sunrise English Readers ⅡB (New Revised Edition)	680
		英B 393	The Senior English Readings ⅡB (New Edition)	680
		英B 288	My English Readers ⅡB (New Revised Edition)	680
177	増進堂	英B 289	MAINSTREAM ⅡB The New English Reading Course Second Edition	680
183	第一	英B 410	NEW CREATIVE readers	680
		英B 411	NEW CURRENT in English Readers	680
		英B 394	CREATIVE Reading Course	680
205	三友	英B 412	COSMOS ENGLISH COURSE 2B New Edition	680
外国語	英語ⅡC			
2	東書	英C 395	A NEW GUIDE to English Composition ⅡC SECOND EDITION	550
		英C 293	Speak & Write Better ⅡC	550
9	開隆堂	英C 396	REVISED EDITION SUNSHINE WRITING ⅡC	550
		英C 294	NEW WINGS ⅡC	550
		英C 166	REVISED EDITION NEW LIGHT Composition ⅡC	550
		英C 141	CHALLENGE ⅡC	550
15	三省堂	英C 413	THE NEW CENTURY ENGLISH SERIES ⅡC Revised Edition	550
		英C 414	THE CROWN ENGLISH COMPOSITION ⅡC NEW EDITION	550
		英C 296	HIGHROAD TO ENGLISH ⅡC	550
17	教出	英C 286	ENJOY ENGLISH ⅡC Writing (Revised Edition)	550
19	開拓	英C 144	NEW ACCESS to English Writing ⅡC	550
		英C 043	THE INTERNATIONAL ENGLISH Writing	550
61	啓林館	英C 398	REVISED MILESTONE English Composition ⅡC	550
109	文英堂	英C 399	FOURTH EDITION UNICORN ENGLISH COMPOSITION ⅡC	550
		英C 400	REVISED UNICORN GRAMMAR-BASED ENGLISH COMPOSITION ⅡC	550
111	池田	英C 298	DAILY ENGLISH COMPOSITION ⅡC	550
		英C 299	Revised Edition PRACTICAL ENGLISH COMPOSITION ⅡC	550
112	一橋	英C 300	PASSPORT TO ENGLISH WRITING ⅡC	550
172	旺文社	英C 415	Communicative English Composition ⅡC (Revised Edition)	550
		英C 401	My English Composition ⅡC (Third New Edition)	550
177	増進堂	英C 302	MAINSTREAM ⅡC The New English Writing Course Second Edition	550
183	第一	英C 416	NEW CREATIVE composition	550
		英C 417	CREATIVE Writing Course	550
		英C 402	NEW CURRENT in English Composition	550
195	日栄社	英C 173	Revised English Sentence Structure A Basic Guide	550
205	三友	英C 305	COSMOS ENGLISH COURSE 2C	550
家庭				
2	東書	家庭 099	改訂　家庭一般	495
7	実教	家庭 066	新版　家庭一般　改訂版　新しい家庭の創造をめざして	495
		家庭 067	高校　家庭一般　四訂版	495
		家庭 063	新家庭一般　改訂版	495

17	教出	書道 042	改訂 書道 Ⅱ	290
38	光村	書道 020	書道 三	285
85	教図研	書道 067	新版 書の美 Ⅱ	290
150	修文	書道 068	現代書道 Ⅱ 改訂版	285
153	角川	書道 022	書法 Ⅱ	290

外国語 英語Ⅱ

2	東書	英Ⅱ 347	NEW HORIZON English Course Ⅱ	680
		英Ⅱ 348	NEW SCOPE English Course Ⅱ SECOND EDITION	680
		英Ⅱ 349	Go, English! Ⅱ New Edition	680
		英Ⅱ 350	What's New? Ⅱ Second Edition	680
		英Ⅱ 214	Go, English! Ⅱ	680
9	開隆堂	英Ⅱ 351	REVISED EDITION SUNSHINE ENGLISH COURSE Ⅱ	680
		英Ⅱ 352	NEW WINGS Ⅱ Revised Edition	680
		英Ⅱ 353	NEW EDITION NEW LIGHT ENGLISH Ⅱ	680
		英Ⅱ 354	THIRD EDITION ENGLISH NOW Ⅱ	680
11	学図	英Ⅱ 355	HELLO ENGLISH Ⅱ NEW EDITION	680
15	三省堂	英Ⅱ 357	FIRST ENGLISH SERIES Ⅱ Revised Edition	680
		英Ⅱ 358	VISTA ENGLISH SERIES Ⅱ Step One Revised Edition	350
		英Ⅱ 359	VISTA ENGLISH SERIES Ⅱ Step Two Revised Edition	330
		英Ⅱ 360	THE NEW CENTURY ENGLISH SERIES Ⅱ NEW EDITION	680
		英Ⅱ 361	HIGHROAD TO ENGLISH Ⅱ New Edition	680
		英Ⅱ 362	THE CROWN ENGLISH SERIES Ⅱ NEW EDITION	680
17	教出	英Ⅱ 363	ENJOY ENGLISH Ⅱ (New Revised Edition)	680
		英Ⅱ 364	ENGLISH TODAY Ⅱ (Revised Edition)	680
61	桐林館	英Ⅱ 366	REVISED MILESTONE English Course Ⅱ	680
		英Ⅱ 367	OCEAN English Course Ⅱ	680
		英Ⅱ 232	MILESTONE English Course Ⅱ	680
111	池田	英Ⅱ 371	NEW EDITION PRACTICAL English Course Ⅱ	680
		英Ⅱ 236	DAILY ENGLISH COURSE Ⅱ	680
112	一橋	英Ⅱ 238	My Way to English Ⅱ REVISED EDITION	680
183	第一	英Ⅱ 378	FRESH English Ⅱ Revised Edition UNIT ONE	350
		英Ⅱ 379	FRESH English Ⅱ Revised Edition UNIT TWO	330
		英Ⅱ 380	NEW CREATIVE English Ⅱ	680
		英Ⅱ 381	Evergreen ENGLISH COURSE Ⅱ	680
		英Ⅱ 382	CREATIVE English Course Ⅱ	680
		英Ⅱ 248	Revised NEW CURRENT in English Ⅱ	680

外国語 英語ⅡA

9	開隆堂	英ⅡA 150	In English Please ⅡA Listening and Speaking Revised Edition	445
112	一橋	英ⅡA 131	Picture Lessons Let's Try!	445
183	第一	英ⅡA 403	NEW CREATIVE conversation	445

外国語 英語ⅡB

2	東書	英ⅡB 404	NEW WAVE English Readings ⅡB THIRD EDITION	680
		英ⅡB 387	NEW CRYSTAL English Readings ⅡB SECOND EDITION	680
9	開隆堂	英ⅡB 276	NEW WINGS ⅡB	680
		英ⅡB 253	SUNSHINE READINGS ⅡB	680
		英ⅡB 153	REVISED EDITION NEW LIGHT Readers ⅡB	680
		英ⅡB 133	TAKEOFF ⅡB	680
11	学図	英ⅡB 388	Read English ⅡB THIRD EDITION	680
15	三省堂	英ⅡB 405	THE NEW CENTURY ENGLISH SERIES ⅡB REVISED EDITION	680
		英ⅡB 406	HIGHROAD TO ENGLISH ⅡB New Edition	680
		英ⅡB 407	THE CROWN ENGLISH READER ⅡB NEW EDITION	680
17	教出	英ⅡB 389	ENJOY ENGLISH ⅡB Reading (New Revised Edition)	680

芸術		音楽Ⅱ		
17	教出	音楽 032	最新　音楽　Ⅱ	430
27	教芸	音楽 048	改訂　高校生の音楽　2	430
		音楽 047	改訂　高校音楽　2	430
89	友社	音楽 049	改訂　高校の音楽　2	430
		音楽 046	改訂　高校生の音楽　2	430
芸術		音楽Ⅲ		
17	教出	音楽 023	改訂　音楽　Ⅲ	270
27	教芸	音楽 050	改訂　高校生のための　音楽　3	270
		音楽 051	改訂　高校生のための　音楽鑑賞	270
89	友社	音楽 052	改訂　高校の音楽　3	270
		音楽 053	改訂　高校生の音楽　鑑賞を中心とした	270
芸術		美術Ⅰ		
116	日文	美術 029	高校美術　1	665
		美術 030	新高校美術　1	665
199	現美	美術 021	美術　自然から学ぶ　1	710
		美術 013	新訂　美術・その精神と表現　1	710
		美術 006	美術・その精神と表現　1	710
芸術		美術Ⅱ		
116	日文	美術 032	高校美術　2	865
199	現美	美術 024	美術　自然から学ぶ　2	865
		美術 016	新訂　美術・その精神と表現　2	865
		美術 008	美術・その精神と表現　2	865
芸術		美術Ⅲ		
38	光村	美術 033	美術　3	530
		美術 007	美術　3　世界の美の流れ	530
116	日文	美術 034	高校美術　3	525
199	現美	美術 027	美術　自然から学ぶ　3	525
		美術 009	美術・その精神と表現　3	525
芸術		工芸Ⅰ		
116	日文	工芸 007	高等学校　工芸　Ⅰ	565
芸術		工芸Ⅱ		
116	日文	工芸 008	高等学校　工芸　Ⅱ	615
芸術		書道Ⅰ		
2	東書	書道 069	新訂　書道　Ⅰ	355
		書道 023	改訂　書道　Ⅰ	355
6	教図	書道 072	新訂版　書　Ⅰ	355
17	教出	書道 073	最新　書道　Ⅰ　改訂版	355
芸術		書道Ⅱ		
2	東書	書道 077	新訂　書道Ⅱ	420
		書道 031	改訂　書道　Ⅱ	420
5	中教	書道 079	最新版　書道芸術　Ⅱ	420
6	教図	書道 080	新訂版　書　Ⅱ	420
17	教出	書道 058	最新　書道　Ⅱ	420
85	教図研	書道 082	新版　書の美　Ⅱ	420
153	角川	書道 063	書法　Ⅱ　四訂版	420
芸術		書道Ⅲ		
2	東書	書道 084	新訂　書道　Ⅲ	290
		書道 039	改訂　書道　Ⅲ	290
3	大書	書道 065	改訂　高校書道　Ⅲ	285
5	中教	書道 085	改訂新版　書道芸術　Ⅲ	290
6	教図	書道 086	新訂版　書　Ⅲ	290

7	実教	化学 047	新版 化学	815
		化学 046	新高校化学 改訂版	815
		化学 019	化学 改訂版	815
		化学 014	高校化学	815
		化学 003	化 学	815
15	三省堂	化学 054	化学 四訂版	815
		化学 048	詳説 化学	815
35	清水	化学 056	高等学校 化学 最新版	815
61	啓林館	化学 056	高等学校 化学 最新版	815
		化学 057	高等学校 新選 化学 新訂版	815
		化学 024	高等学校 化学 改訂版	815
104	数研	化学 060	四訂版 高等学校 化学	815
		化学 050	三訂版 高等学校 最新化学	815
183	第一	化学 062	高等学校 改訂 新化学	815
		化学 063	高等学校 改訂 化学	815
		化学 061	高等学校 新編 化学	815

理科　　生物

2	東書	生物 053	改訂 生物	920
		生物 047	新訂 精選 生物	920
4	大日本	生物 054	三訂 生物	920
7	実教	生物 053	生物 三訂版	920
		生物 048	新高校生物 改訂版	920
11	学図	生物 056	高等学校 生物 新訂版	920
15	三省堂	生物 057	図説 生物 四訂版	920
		生物 058	詳説 生物 改訂版	930
17	教出	生物 041	最新 生物 生命の探究	920
35	清水	生物 059	高等学校 生物 最新版	920
61	啓林館	生物 060	高等学校 生物 最新版	920
		生物 061	高等学校 新選 生物 新訂版	920
104	数研	生物 063	四訂版 高等学校 生物	920
		生物 051	改訂版 高等学校 体系生物	920
183	第一	生物 064	高等学校 改訂 生物	920

理科　　地学

2	東書	地学 022	改訂 地学	920
		地学 009	改訂 地学	920
4	大日本	地学 013	改訂 地学	920
7	実教	地学 014	地学 改訂版	920
17	教出	地学 015	改訂 地学 地球の探究	920
61	啓林館	地学 023	高等学校 地学 最新版	920
104	数研	地学 021	三訂版 高等学校 地学	920
183	第一	地学 024	高等学校 改訂 地学	920

保健体育　　保健体育

2	東書	保体 022	改訂 高校保健体育	525
50	大修館	保体 023	新高等保健体育 三訂版	540
		保体 024	現代高等保健体育 改訂版	540
		保体 002	高等保健体育	540

芸術　　音楽Ⅰ

17	教出	音楽 041	最新 音楽 Ⅰ 改訂版	350
27	教芸	音楽 042	改訂 高校生の音楽 1	350
		音楽 043	改訂 高校音楽 1	350
89	友社	音楽 044	改訂 高校の音楽 1	340
		音楽 045	改訂 高校生の音楽 1	340

		理I 127	新訂　高校理科　I	920
		理I 029	改訂　理科　I　〔力学・地球編〕	415
		理I 030	改訂　理科　I　〔生命・化学編〕	505
		理I 031	改訂　精選　理科　I　〔力学・地球編〕	405
		理I 032	改訂　精選　理科　I　〔生命・化学編〕	515
		理I 033	理科　I　〔総合編〕	920
		理I 034	精選　理科　I　〔総合編〕	920
4	大日本	理I 080	高等学校　理科　I　改訂版　生物・化学編	495
		理I 081	高等学校　理科　I　改訂版　地学・物理編	425
7	実教	理I 129	新理科　I　三訂版　物質・生命編	495
		理I 130	新理科　I　三訂版　運動・地球編	425
61	啓林館	理I 056	高等学校　新編　理科I　改訂版	900
		理I 143	高等学校　理科I　最新版	900
		理I 145	高等学校　新選　理科I　新訂版　運動と地球編	405
		理I 146	高等学校　新理科I　改訂版	900
104	数研	理I 153	改訂版　高等学校　理科　I　生物・化学編	495
		理I 154	改訂版　高等学校　理科　I　物理・地学編	425
		理I 110	三訂版　高等学校　理科　I　<生物・地学編>	495
		理I 111	三訂版　高等学校　理科　I　<化学・物理編>	425
183	第一	理I 155	高等学校　改訂　図解理科I　《生物・化学編》	435
		理I 156	高等学校　改訂　図解理科I　《物理・地学編》	435
		理I 159	高等学校　理科I　《化学・物理編》	425
		理I 160	高等学校　理科I　《生物・地学編》	495
		理I 161	高等学校　改訂　理科I　《生物・化学編》	495
		理I 162	高等学校　改訂　理科I　《物理・地学編》	425

理科　　理科II

7	実教	理II 028	高校理科　II	525

理科　　物理

2	東書	物理 049	改訂　物理	815
		物理 043	新訂　精選　物理	815
4	大日本	物理 050	改訂　高校　新物理	815
		物理 044	新訂　物理	815
7	実教	物理 051	新版　物理　改訂版	815
		物理 045	新高校物理　改訂版	815
		物理 018	物理　改訂版	815
		物理 013	高校物理	815
15	三省堂	物理 053	詳説　物理　改訂版	815
		物理 045	明解　物理	815
		物理 021	物理　改訂版	815
35	清水	物理 054	高等学校　物理　最新版	815
61	啓林館	物理 055	高等学校　物理　最新版	815
		物理 023	高等学校　物理　改訂版	815
104	数研	物理 056	四訂版　高等学校　物理	815
		物理 047	三訂版　高等学校　最新物理	815
183	第一	物理 060	高等学校　改訂　新物理	815
		物理 059	高等学校　改訂　物理	815

理科　　化学

2	東書	化学 053	改訂　化学	815
		化学 045	新訂　精選　化学	815
4	大日本	化学 046	新版　化学	815
		化学 031	高等学校　化学　改訂版	815
		化学 018	改訂　化学	815

15	三省堂	解析 059	高等学校の基礎解析 改訂版	545
17	教出	解析 042	最新 基礎解析	545
61	啓林館	解析 060	高等学校 基礎解析 最新版	545
		解析 061	高等学校 標準 基礎解析	545
		解析 045	高等学校 新選 基礎解析 改訂版	545
104	数研	解析 062	四訂版 高等学校 基礎解析	545
		解析 063	三訂版 高等学校 新編 基礎解析	545
		解析 048	改訂版 高等学校 新基礎解析	545
111	池田	解析 029	高等学校 基礎解析 改訂版	545
183	第一	解析 067	高等学校 改訂版 精選 基礎解析	545
		解析 068	高等学校 改訂版 基礎解析	545
197	学研	解析 070	新基礎解析 改訂版	545

数学 微分・積分

2	東書	微積 043	微分・積分 〔改訂版〕	545
4	大日本	微積 030	高等学校 微分・積分 改訂版	545
7	実教	微積 031	新版 微分・積分 改訂版	545
11	学図	微積 044	高等学校 微分・積分 三訂版	545
15	三省堂	微積 033	高等学校の微分・積分	545
		微積 034	微分・積分 改訂版	545
17	教出	微積 020	改訂 微分・積分	545
61	啓林館	微積 045	高等学校 微分・積分 最新版	545
104	数研	微積 046	四訂版 高等学校 微分・積分	545
		微積 036	改訂版 高等学校 新編 微分・積分	545
		微積 025	高等学校 新微分・積分	545
111	池田	微積 010	高等学校 微分・積分	545
172	旺文社	微積 047	高等学校 微分・積分 〔三訂版〕	545
		微積 048	微分・積分 〔改訂版〕	545
183	第一	微積 049	高等学校 改訂版 微分・積分	545
197	学研	微積 050	微分・積分 改訂版	545

数学 確率・統計

2	東書	確率 039	確率・統計 〔改訂版〕	545
4	大日本	確率 027	高等学校 確率・統計 改訂版	545
7	実教	確率 028	新版 確率・統計 改訂版	545
11	学図	確率 040	高等学校 確率・統計 三訂版	545
15	三省堂	確率 030	高等学校の確率・統計	545
		確率 031	確率・統計 改訂版	545
17	教出	確率 012	新版 確率・統計	545
61	啓林館	確率 041	高等学校 確率・統計 最新版	545
104	数研	確率 042	四訂版 高等学校 確率・統計	545
		確率 025	改訂版 高等学校 新編 確率・統計	545
111	池田	確率 022	高等学校 確率・統計	545
172	旺文社	確率 043	高等学校 確率・統計 〔三訂版〕	545
		確率 044	確率・統計 〔改訂版〕	545
183	第一	確率 045	高等学校 改訂版 確率・統計	545
197	学研	確率 046	確率・統計 改訂版	545

理科 理科 I

2	東書	理 I 121	新訂 理科 I 〔生命・地球編〕	505
		理 I 122	新訂 理科 I 〔化学・力学編〕	415
		理 I 123	新訂 理科 I 〔総合編〕	920
		理 I 124	新訂 新選理科 I 〔生命・化学編〕	510
		理 I 125	新訂 新選理科 I 〔地球・力学編〕	410
		理 I 126	新訂 新選理科 I 〔総合編〕	920

		地図 027	現代地図帳 四訂版	1,280
数学		数学Ⅱ		
2	東書	数Ⅱ 161	数学 Ⅱ [改訂版]	780
		数Ⅱ 162	高校数学 Ⅱ [改訂版]	780
4	大日本	数Ⅱ 113	高等学校 数学 Ⅱ 改訂版	780
		数Ⅱ 114	高校 新数学 Ⅱ	780
7	実教	数Ⅱ 115	新版 数学 Ⅱ 改訂版	780
		数Ⅱ 116	新高校数学 Ⅱ 改訂版	780
		数Ⅱ 028	高校数学 Ⅱ	780
11	学図	数Ⅱ 163	新編 数学 Ⅱ	780
15	三省堂	数Ⅱ 164	明解 数学 Ⅱ 改訂版	780
		数Ⅱ 069	高等学校の数学 Ⅱ 改訂版	780
17	教出	数Ⅱ 165	新数学 Ⅱ	780
		数Ⅱ 120	最新 数学 Ⅱ	780
61	啓林館	数Ⅱ 166	高等学校 数学 Ⅱ 最新版	780
		数Ⅱ 167	高等学校 新数学 Ⅱ	780
		数Ⅱ 072	高等学校 数学 Ⅱ 改訂版	780
104	数研	数Ⅱ 168	改訂版 高等学校 新編 数学 Ⅱ	780
		数Ⅱ 169	改訂版 高等学校 新数学 Ⅱ	780
		数Ⅱ 074	改訂版 高等学校 数学 Ⅱ	780
111	池田	数Ⅱ 035	高等学校 数学 Ⅱ	780
183	第一	数Ⅱ 172	高等学校 基礎数学Ⅱ	780
		数Ⅱ 173	高等学校 改訂版 新数学Ⅱ	780
		数Ⅱ 174	高等学校 改訂版 数学Ⅱ	780
197	学研	数Ⅱ 175	数学 Ⅱ 改訂版	780
		数Ⅱ 176	新数学 Ⅱ	780

数学		代数・幾何		
2	東書	代数 055	代数・幾何 [改訂版]	545
		代数 059	新選 代数・幾何 [改訂版]	545
4	大日本	代数 036	高等学校 代数・幾何 改訂版	545
7	実教	代数 037	新版 代数・幾何 改訂版	545
		代数 038	新高校代数・幾何 改訂版	545
11	学図	代数 057	高等学校 代数・幾何 改訂版	545
15	三省堂	代数 058	高等学校の代数・幾何 改訂版	545
17	教出	代数 054	最新 代数・幾何	545
61	啓林館	代数 059	高等学校 代数・幾何 最新版	545
		代数 066	高等学校 標準 代数・幾何	545
		代数 033	高等学校 新選 代数・幾何	545
104	数研	代数 061	四訂版 高等学校 代数・幾何	545
		代数 066	三訂版 高等学校 新編 代数・幾何	545
		代数 046	改訂版 高等学校 新代数・幾何	545
111	池田	代数 027	高等学校 代数・幾何 改訂版	545
183	第一	代数 066	高等学校 改訂版 精選 代数・幾何	545
		代数 067	高等学校 改訂版 代数・幾何	545
197	学研	代数 069	代数・幾何 改訂版	545
		代数 069	新代数・幾何 改訂版	545
数学		基礎解析		
2	東書	解析 056	基礎解析 [改訂版]	545
		解析 057	新選 基礎解析 [改訂版]	545
4	大日本	解析 036	高等学校 基礎解析 改訂版	545
7	実教	解析 037	新版 基礎解析 改訂版	545
		解析 038	新高校基礎解析 改訂版	545

		世史 075	詳説世界史 三訂版	690
		世史 079	標準世界史 改訂版	690
		世史 077	世界の歴史 三訂版	690
		世史 079	新世界史 再訂版	690
183	第一	世史 082	高等学校 改訂版 世界史	690
		世史 079	高等学校 改訂版 新世界史	690
社会		地理		
2	東書	地理 041	新訂 地理	650
		地理 036	地理 －自然と人間－	650
7	実教	地理 037	新高校地理 改訂版	650
17	教出	地理 038	最新 地理	650
35	清水	地理 043	高等学校 地理 最新版	650
		地理 039	詳解 現代地理	650
46	帝国	地理 043	高校生の地理 地域で学ぶ世界 初訂版	650
		地理 047	高等学校 新地理 四訂版	650
		地理 043	高等地理 四訂版	650
		地理 042	新詳地理 最新版	650
		地理 043	高校地理 世界の諸地域 初訂版	650
81	山川	地理 044	世界の地理 再訂版	650
130	二宮	地理 040	基本新地理 改訂版	650
		地理 034	詳説 新地理 三訂版	650
		地理 028	高校生の地理 世界のすがた	650
		地理 016	詳説 新地理 改訂新版	650
183	第一	地理 049	高等学校 改訂版 地理	650
社会		倫理		
2	東書	倫理 018	新訂 倫理	395
		倫理 010	改訂 倫理	395
7	実教	倫理 020	倫理 三訂版	395
17	教出	倫理 021	最新 倫理	395
35	清水	倫理 028	高等学校 倫理 最新版	395
		倫理 025	現代倫理 最新版	395
112	一橋	倫理 026	現代の倫理 四訂版	395
183	第一	倫理 029	高等学校 改訂版 倫理	395
186	東学	倫理 030	高等学校 倫理 改訂版	395
社会		政治・経済		
2	東書	政経 036	改訂 政治・経済	395
7	実教	政経 038	新版 高校政治・経済 改訂版	395
		政経 039	政治・経済 四訂版	395
15	三省堂	政経 040	三省堂 政治・経済 四訂版	395
17	教出	政経 035	改訂 政治・経済	395
35	清水	政経 041	現代 政治・経済 新訂版	395
		政経 034	高等学校 政治・経済 最新版	395
104	教研	政経 029	三訂版 高等学校 政治・経済	395
112	一橋	政経 035	政治・経済 改訂版	395
132	自由	政経 043	新政治経済 新訂版	395
183	第一	政経 043	高等学校 改訂版 政治・経済	395
186	東学	政経 044	高等学校 政治・経済 三訂版	395
社会		地図		
2	東書	地図 023	改訂 社会科新高等地図	1,200
46	帝国	地図 024	標準高等社会科地図 五訂版	1,200
		地図 025	新詳高等社会科地図 五訂版	1,200
130	二宮	地図 026	高等地図帳 四訂版	1,200

		漢文 002	論語・史記・唐代詩文抄　（古典）	525
15	三省堂	漢文 043	漢文　改訂版	525
50	大修館	漢文 036	高等学校　漢文　三訂版	525
		漢文 017	高等学校　詩文・史記・論語抄	525
117	明治	漢文 038	新編　漢文	525
		漢文 018	古典　漢文 －論語・史記・唐詩・寓話－	525
172	旺文社	漢文 040	高等学校　漢文　〔改訂版〕	525
175	尚学	漢文 041	新選　漢文（古典）　三訂版	525
		漢文 026	高等学校　新選　詩文　史伝　思想　（古典）	525
183	第一	漢文 045	高等学校　古典（漢文）　（四訂版）	525

社会　　現代社会

2	東書	現社 068	改訂　現代社会	660
		現社 069	改訂　新選　現代社会	660
7	実教	現社 070	新現代社会　改訂版	660
		現社 071	現代社会　四訂版	690
		現社 072	高校現代社会　四訂版	690
132	自由	現社 064	標準　現代社会　最新版	690
		現社 065	現代社会　最新版	690

社会　　日本史

2	東書	日史 061	改訂　日本史	690
7	実教	日史 046	高校日本史　三訂版	690
		日史 042	日本史　三訂版	690
15	三省堂	日史 062	詳解　日本史　改訂版	690
		日史 063	三省堂　日本史　四訂版	690
		日史 053	高校日本史　四訂版	690
		日史 054	新日本史　四訂版	690
35	清水	日史 064	高等学校　日本史　最新版	690
		日史 065	要解　日本の歴史　三訂版	690
81	山川	日史 056	新詳説日本史　改訂版	690
		日史 058	要説日本史　三訂版	690
		日史 055	詳説日本史　再訂版	690
		日史 056	標準日本史　改訂版	690
		日史 050	新日本の歴史	690
		日史 027	日本の歴史　改訂版	690
132	自由	日史 056	要説　日本の歴史　最新版	690
		日史 057	高等学校　新日本史　最新版	690
183	第一	日史 060	高等学校　改訂版　新日本史	690

社会　　世界史

2	東書	世史 067	世界史	690
		世史 056	改訂　新選　世界史	690
7	実教	世史 069	世界史　四訂版	690
		世史 046	高校世界史　改訂版	690
15	三省堂	世史 060	詳解　世界史　改訂版	690
		世史 073	三省堂　世界史　四訂版	690
		世史 070	高校世界史　四訂版	690
		世史 069	新世界史　三訂版	690
35	清水	世史 074	高等学校　世界史　最新版	690
		世史 061	要解　世界の歴史	690
46	帝国	世史 071	高等学校　新世界史　四訂版	690
		世史 072	基礎世界史　時代相の変遷　初訂版	690
		世史 065	明解世界史　最新版	690
81	山川	世史 061	要説世界史　三訂版	690

		古文 059	高等学校 源氏物語	320
175	尚学	古文 042	高等学校 新選 徒然草 （古典）	320
		古文 043	高等学校 新選 枕草子 （古典）	320
195	日栄社	古文 046	評論	320

国語　古典（古文・二単位用）

2	東書	古文 001	古文 （古典）	525
		古文 002	徒然草・枕草子・源氏物語抄 （古典）	525
15	三省堂	古文 073	古文 改訂版	525
		古文 064	古文 枕草子 大鏡 源氏物語	525
17	教出	古文 068	古典文学選 改訂版	525
35	清水	古文 050	大鏡・枕草子・源氏物語	525
		古文 014	源氏物語	525
50	大修館	古文 069	高等学校 古文 三訂版	525
117	明治	古文 065	新編 古文	525
		古文 018	古典 古文 —徒然草・枕草子・源氏物語・大鏡・平家物語—	525
		古文 019	古典 古文 —徒然草・枕草子・源氏物語抄—	525
142	右文	古文 074	徒然草 説話「古今著聞集 今昔物語集」 枕草子 十訓抄 宇治拾遺物語 古事談	525
		古文 053	高等学校 古文	525
		古文 024	源氏物語・大鏡・評論	525
		古文 025	徒然草 源氏物語 俳文・俳論	525
143	筑摩	古文 054	古典 （古文） 随筆・紀行・物語	525
		古文 055	古典 （古文） 説話・物語・軍記	525
		古文 031	古典 （古文） 平安文学選 （伊勢物語・源氏物語・大鏡）	525
		古文 032	古典 （古文） 源氏物語	525
153	角川	古文 035	古典文学選 つれづれ草・枕草子・源氏物語	525
		古文 036	古典文学選 更級日記・源氏物語・大鏡	525

172	旺文社	古文 075	高等学校 古文 〔再訂版〕	525
175	尚学	古文 070	新選 古文（古典） 三訂版	525
		古文 041	高等学校 新選 源氏物語 （古典）	525
		古文 044	高等学校 新選 徒然草 源氏物語 古今和歌集 （古典）	525
183	第一	古文 076	高等学校 古典（古文） （四訂版）	525
		古文 077	高等学校 新編 古典（古文） （三訂版）	525
195	日栄社	古文 067	新選 古文	525
		古文 047	源氏物語・古典評論	525
		古文 048	徒然草・枕草子・源氏物語・大鏡・古典評論抄	525

国語　古典（漢文・一単位用）

2	東書	漢文 003	十八史略・史記抄 （古典）	320
		漢文 004	論語・孟子抄 （古典）	320
		漢文 005	唐詩抄 （古典）	320
15	三省堂	漢文 028	孔子と論語	320
		漢文 009	李白と杜甫 —唐詩のこころ—	320
17	教出	漢文 010	中国名文選 1単位	320
35	清水	漢文 029	新漢文 史記の世界	320
		漢文 011	新漢文 唐詩と散文	320
50	大修館	漢文 044	高等学校 漢文選 三訂版	320
		漢文 013	高等学校 史記・十八史略抄	320
117	明治	漢文 031	古典 漢文 —論語・史記・唐詩・伝奇—	320
		漢文 019	古典 漢文 —中国史伝抄（十八史略・付史記）—	320
172	旺文社	漢文 033	高等学校 史記・十八史略	320
175	尚学	漢文 023	高等学校 新選 史記 （古典）	320

国語　古典（漢文・二単位用）

2	東書	漢文 001	漢文 （古典）	525

172	旺文社	表現015	高等学校 国語表現 〔改訂版〕	315
175	尚学	表現021	国語表現 改訂版	315
183	第一	表現024	高等学校 国語表現 （四訂版）	315

国語　現代文

2	東書	現文057	現代文 〔新訂版〕	650
		現文058	新編 現代文 〔新訂版〕	650
11	学図	現文049	高等学校 現代文 改訂版	650
15	三省堂	現文060	新現代文 三訂版	650
		現文051	現代文 四訂版	650
17	教出	現文043	最新 現代文	650
50	大修館	現文044	高等学校 新現代文	650
		現文035	高等学校 現代文 三訂版	650
117	明治	現文052	現代文 二訂版	650
		現文045	新編 現代文 改訂版	650
		現文013	現代文選	650
142	右文	現文014	高等学校 現代文	650
143	筑摩	現文049	新編 現代文	650
		現文037	高等学校用 現代文 二訂版	650
153	角川	現文053	高等学校 現代文 四訂版	650
172	旺文社	現文054	高等学校 現代文 〔再訂版〕	650
175	尚学	現文059	現代文 改訂版	650
		現文055	新選 現代文 四訂版	650
183	第一	現文060	高等学校 新現代文 （四訂版）	650
		現文056	高等学校 現代文 （四訂版）	650

国語　古典（総合）

2	東書	古総007	古典（総合）	765
15	三省堂	古総009	高校 古典総合 改訂版	765
143	筑摩	古総004	高等学校用 総合古典	765
153	角川	古総002	高等学校 古典総合	765
172	旺文社	古総005	高等学校 古典（総合） 〔改訂版〕	765
175	尚学	古総008	新選 古典 （総合）	765

国語　古典（古文・一単位用）

2	東書	古文003	徒然草抄 （古典）	320
		古文004	枕草子抄 （古典）	320
		古文005	源氏物語抄 （古典）	320
		古文006	万葉・古今・新古今抄 （古典）	320
		古文007	平家物語抄 （古典）	320
		古文008	奥の細道 （古典）	320
15	三省堂	古文010	万葉集 古今集 新古今集	320
		古文011	源氏物語	320
		古文012	枕草子	320
35	清水	古文049	徒然草・評論	320
117	明治	古文061	古典 古文 ―徒然草・枕草子・紫式部日記・更級日記―	320
		古文062	古典 古文 ―伊勢物語・大和物語・源氏物語・大鏡・源氏物語玉の小櫛―	320
142	右文	古文025	源氏物語	320
143	筑摩	古文026	古典 （古文） 百人一首	320
		古文027	古典 （古文） 芭蕉	320
		古文028	古典 （古文） 徒然草	320
		古文029	古典 （古文） 平家物語	320
153	角川	古文036	徒然草抄	320
172	旺文社	古文057	高等学校 徒然草	320
		古文058	高等学校 枕草子	320

7	実教	商業 547	高校 会計	860
		商業 548	新 会計	860
112	一橋	商業 550	会計	860
		商業 551	新会計	860
210	大原	商業 561	精選 会計	860
		商業 562	新・会計	860
4	大日本	商業 505	文書処理	995
7	実教	商業 515	文書処理	995
112	一橋	商業 525	文書処理	995
197	学研	商業 535	文書処理	995
4	大日本	商業 543	プログラミング	1,235
7	実教	商業 549	最新 プログラミング	1,235
112	一橋	商業 555	COBOLプログラミング	1,235
		商業 556	BASICプログラミング	1,235
197	学研	商業 559	プログラミング	1,235
210	大原	商業 563	プログラミング	1,235
水産				
201	海文堂	水産 501	水産一般	1,225
		水産 502	水産情報処理	1,615
7	実教	水産 503	漁船運用	1,785
201	海文堂	水産 504	栽培漁業	4,965
7	実教	水産 505	水産生物	3,945
		水産 506	水産食品化学1	1,065
		水産 507	水産食品化学2	1,240
看護				
6	教図	看護 501	看護基礎医学 1	350
		看護 502	看護基礎医学 2	370
202	メヂカル	看護 503	基礎看護	285

従来の学習指導要領（昭和53年8月30日文部省告示第163号）に基づく教科書

国語		国語Ⅱ		
2	東書	国Ⅱ 132	国語 Ⅱ 〔新訂版〕	765
		国Ⅱ 133	新編 国語 Ⅱ 〔新訂版〕	765
11	学図	国Ⅱ 134	高等学校 国語 Ⅱ 改訂版	765
15	三省堂	国Ⅱ 135	明解 国語 Ⅱ 改訂版	765
		国Ⅱ 136	高等学校 国語 Ⅱ 三訂版	765
		国Ⅱ 137	新国語 Ⅱ 四訂版	765
17	教出	国Ⅱ 138	改訂 国語 Ⅱ	765
50	大修館	国Ⅱ 139	高等学校 国語 Ⅱ 四訂版	765
		国Ⅱ 140	高等学校 新国語 Ⅱ 改訂版	765
117	明治	国Ⅱ 141	基本 国語 Ⅱ 最新版	765
142	右文	国Ⅱ 064	高等学校 国語 Ⅱ 改訂版	765
153	角川	国Ⅱ 144	高等学校 総合国語 Ⅱ 四訂版	765
		国Ⅱ 145	高等学校 精選国語 Ⅱ 四訂版	765
183	第一	国Ⅱ 150	高等学校新編国語二	765
		国Ⅱ 151	高等学校 新国語二 （四訂版）	765
		国Ⅱ 152	高等学校 国語二 （四訂版）	765
国語		国語表現		
2	東書	表現 020	国語表現 〔改訂版〕	315
15	三省堂	表現 022	国語表現 四訂版	315
50	大修館	表現 004	高等学校 国語表現	315
117	明治	表現 012	国語表現 新修版	315
143	筑摩	表現 013	高等学校用 表現 話すこと 書くこと 改訂版	315

		工業 656	セラミック工業　上	2,010
		工業 657	セラミック工業　下	2,405
		工業 658	インテリア装備	1,195
174	コロナ	工業 659	デザイン技術	1,740
商業				
7	実教	商業 506	流通経済	770
112	一橋	商業 521	新流通経済	770
		商業 522	流通経済	770
144	暁	商業 529	新流通経済	770
4	大日本	商業 502	簿記　上	820
		商業 503	簿記　下	675
7	実教	商業 507	高校　簿記	1,495
		商業 508	新簿記　〔1〕	1,010
		商業 509	新簿記　〔2〕	485
112	一橋	商業 516	簿記　上	1,045
		商業 517	簿記　下	450
		商業 518	新簿記	1,495
		商業 519	標準簿記　上	1,045
		商業 520	標準簿記　下	450
210	大原	商業 536	精選　簿記　上	870
		商業 537	精選　簿記　下	625
		商業 538	新・簿記	1,495
2	東書	商業 501	情報処理	845
4	大日本	商業 504	情報処理	845
7	実教	商業 510	最新　情報処理	845
		商業 511	PERSONAL COMPUTER 情報処理	845
112	一橋	商業 523	情報処理	845
		商業 524	新版情報処理	845
144	暁	商業 530	新情報処理	845
197	学研	商業 534	情報処理	845
210	大原	商業 535	情報処理	845
7	実教	商業 512	計算事務　上	810
		商業 513	計算事務　下	350
112	一橋	商業 527	演習計算事務　上	810
		商業 528	演習計算事務　下	350
144	暁	商業 531	新計算事務　上	760
		商業 532	新計算事務　下	400
		商業 533	計算事務〔全〕	990
210	大原	商業 540	計算事務　上	600
		商業 541	計算事務　下	560
7	実教	商業 544	マーケティング	510
112	一橋	商業 554	マーケティング	510
116	日文	商業 557	商業デザイン	675
7	実教	商業 545	商業経済	630
112	一橋	商業 553	商業法規	925
144	暁	商業 558	新商業法規	925
7	実教	商業 514	英語実務 Communication For Business	980
112	一橋	商業 539	英語実務	980
7	実教	商業 548	工業簿記	665
112	一橋	商業 552	工業簿記	665
210	大原	商業 560	工業簿記	665
4	大日本	商業 542	会　計	860

番号	略称	記号番号	書名	定価
154	オーム	工業 634	標準 電気基礎（上）	1,115
		工業 635	標準 電気基礎（下）	965
174	コロナ	工業 641	電気基礎（上）	1,210
		工業 642	電気基礎（下）	870
		工業 643	わかりやすい電気基礎	2,080
179	電機大	工業 647	電気基礎 上	1,100
		工業 648	電気基礎 下	980
7	実教	工業 655	電気機器	1,000
154	オーム	工業 673	標準 電気機器	1,000
174	コロナ	工業 676	電気機器	1,000
7	実教	工業 656	電力技術	985
154	オーム	工業 674	標準 電力技術	985
174	コロナ	工業 677	電力技術	985
7	実教	工業 657	電子技術	900
154	オーム	工業 675	標準 電子技術	900
174	コロナ	工業 678	電子技術	900
7	実教	工業 658	電子回路	1,375
174	コロナ	工業 679	電子回路	1,375
7	実教	工業 659	電子計測制御	1,020
174	コロナ	工業 680	電子計測制御	1,020
7	実教	工業 660	通信技術	800
		工業 661	電子情報技術	825
174	コロナ	工業 681	電子情報技術	825
		工業 645	プログラミング技術	1,335
		工業 682	ハードウェア技術	1,590
		工業 683	ソフトウェア技術	1,080
7	実教	工業 622	建築構造	1,305
		工業 662	建築施工	1,120
		工業 663	建築構造設計	1,775
		工業 664	建築計画	1,120
		工業 624	測量 1	890
		工業 625	測量 2	655
		工業 665	土木施工	1,775
		工業 666	土木設計 1	1,295
		工業 667	土木設計 2	1,140
		工業 668	水 理	790
		工業 669	土質力学	930
		工業 627	工業化学	2,405
		工業 628	化学工業	1,020
		工業 670	化学工学	1,410
		工業 671	化学システム技術	930
		工業 672	化学工業安全	585
		工業 629	電子基礎	1,250
114	科書	工業 633	最新 電子基礎	1,250
154	オーム	工業 637	標準 電子基礎	1,250
174	コロナ	工業 640	電子基礎	1,250
179	電機大	工業 649	電子基礎	1,250
174	コロナ	工業 651	造船製図	11,180
7	実教	工業 652	設備計画	1,630
		工業 653	衛生・防災設備	2,075
		工業 654	工業材料 1	1,440
		工業 655	工業材料 2	1,220

番号	発行者	教科書記号・番号	書名	定価
178	農文協	農業 521	草花	815
7	実教	農業 505	畜　産	1,315
178	農文協	農業 514	畜産	1,315
7	実教	農業 519	農業機械	935
178	農文協	農業 522	農業機械	935
7	実教	農業 506	農業測量	1,135
		農業 507	生物工学基礎 やさしいバイオテクノロジー	900
178	農文協	農業 510	生物工学基礎	900
		農業 511	農業会計	780
7	実教	農業 515	育　林	950
		農業 516	農業土木設計	1,300
		農業 517	食品製造	495
174	コロナ	農業 518	食品製造機器	1,205
		農業 519	造園計画	1,095

工業

番号	発行者	教科書記号・番号	書名	定価
7	実教	工業 601	工業基礎	1,460
		工業 605	機械製図	1,605
114	科書	工業 630	新版　機械製図	1,605
7	実教	工業 617	電気製図	1,465
		工業 620	電子製図	1,305
174	コロナ	工業 644	電子製図	1,305
7	実教	工業 621	建築設計製図	1,675
		工業 623	土木製図	1,255
		工業 626	製　図	1,545
		工業 602	工業数理	1,425
		工業 603	新工業数理	1,425
174	コロナ	工業 638	工業数理	1,425
7	実教	工業 604	情報技術基礎	1,210
154	オーム	工業 636	標準　情報技術基礎	1,210
174	コロナ	工業 639	情報技術基礎	1,210
179	電機大	工業 650	情報技術基礎	1,210
7	実教	工業 606	機械工作　1	1,480
		工業 607	機械工作　2	980
		工業 608	新機械工作　1	1,480
		工業 609	新機械工作　2	980
		工業 610	機械設計　1	1,045
		工業 611	機械設計　2	870
		工業 612	新機械設計　1	1,045
		工業 613	新機械設計　2	870
114	科書	工業 631	新版　機械設計	1,915
7	実教	工業 651	原動機　エネルギー機械	1,255
		工業 652	計測・制御	1,120
		工業 614	電子機械	1,415
114	科書	工業 632	最新　電子機械	1,415
174	コロナ	工業 649	電子機械	1,415
7	実教	工業 653	電子機械応用	1,385
174	コロナ	工業 684	電子機械応用	1,385
7	実教	工業 615	自動車工学　1	1,225
		工業 616	自動車工学　2	980
		工業 654	自動車整備	1,870
		工業 618	電気基礎　1	1,275
		工業 619	電気基礎　2	805

		英W 582	Evergreen English Composition	550
		英W 583	ENGLISH STREET Writing	550
205	三友	英W 584	NEW COSMOS WRITING	550
212	桐原	英W 585	SPECTRUM ENGLISH WRITING	550
家庭				
2	東書	家庭 501	家庭一般 －人間としての豊かな生活をめざして－	560
5	中教	家庭 505	新・家庭一般	560
6	教図	家庭 505	家庭一般	560
7	実教	家庭 506	家庭一般 新しい家庭の創造をもとめて	560
		家庭 508	図説 高校家庭一般	560
112	一橋	家庭 517	家庭一般－生活をつくる－	560
		家庭 518	新家庭一般	560
6	教図	家庭 508	生活技術	610
7	実教	家庭 510	生活技術 1 新しいくらしのデザイン	365
		家庭 511	生活技術 2 新しいくらしのデザイン	245
112	一橋	家庭 520	生活技術－生活をつくる－	610
2	東書	家庭 502	生活一般 －人間としての豊かな生活をめざして－	610
5	中教	家庭 504	生活一般	610
6	教図	家庭 507	生活一般	610
7	実教	家庭 512	生活一般 1 ゆたかな生活の創造をもとめて	365
		家庭 513	生活一般 2 ゆたかな生活の創造をもとめて	245
112	一橋	家庭 519	生活一般－生活をつくる－	610
197	学研	家庭 521	生活一般	610
7	実教	家庭 514	家庭情報処理	735
197	学研	家庭 522	家庭情報処理	735
7	実教	家庭 515	被 服	1,000
197	学研	家庭 523	被服	1,000
6	教図	家庭 525	食物	785
7	実教	家庭 518	食 物	785
197	学研	家庭 524	食物	785
6	教図	家庭 528	保育	400
7	実教	家庭 527	保 育	400
		家庭 526	家庭経営	400
		家庭 525	服飾デザイン	545
		家庭 526	保育原理・技術	1,020
179	電機大	家庭 527	小児保健	1,110
農業				
7	実教	農業 501	農業基礎	985
178	農文協	農業 508	農業基礎	985
7	実教	農業 502	農業情報処理	900
178	農文協	農業 503	農業情報処理	900
7	実教	農業 503	作 物	895
178	農文協	農業 513	作物	895
7	実教	農業 515	栽培環境	1,000
178	農文協	農業 520	栽培環境	1,000
7	実教	農業 516	農業経営	795
178	農文協	農業 523	農業経営	795
7	実教	農業 504	野 菜	845
178	農文協	農業 512	野菜	845
7	実教	農業 517	果 樹	855
178	農文協	農業 524	果樹	855
7	実教	農業 518	草 花	815

175	尚学	英B 531	PROGRESSIVE Oral Communication B	385
177	増進堂	英B 532	MAINSTREAM Oral Communication B	385
183	第一	英B 533	ENGLISH STREET Oral Communication B	385
		英B 534	Evergreen Communication B	385
198	秀出	英B 535	LIVING ENCOUNTER ORAL COMMUNICATION B	385
205	三友	英B 536	ECHO ENGLISH COURSE ORAL COMMUNICATION B	385
212	桐原	英B 537	ORAL COMMUNICATION COURSE B Listen	385

外国語　オーラル・コミュニケーションC

2	東書	英C 540	Hello, there! Oral Communication C	385
108	研究社	英C 541	THE NEW AGE COMMUNICATION	385
212	桐原	英C 542	ORAL COMMUNICATION COURSE C Speak Out	385

外国語　リーディング

2	東書	英R 543	NEW HORIZON English Reading	680
9	開隆堂	英R 544	PHOENIX Readings	680
11	学図	英R 545	WHY ENGLISH READING	680
15	三省堂	英R 546	Orbit English Reading	680
17	教出	英R 547	ONE WORLD English Course Reading	680
19	開拓	英R 548	LEGEND ENGLISH Reading	680
61	啓林館	英R 549	MILESTONE English Reading	680
104	数研	英R 550	POLESTAR Reading Course	680
108	研究社	英R 551	The New Age Readers	680
		英R 552	LIGHTHOUSE READING	680
109	文英堂	英R 553	UNICORN ENGLISH READING	680
		英R 554	POWWOW ENGLISH READING	680
111	池田	英R 555	DAILY ENGLISH READING	680
112	一橋	英R 556	ACTIVE ENGLISH READING	680
143	筑摩	英R 557	RACCOON ADVANCED ENGLISH READINGS	680
172	旺文社	英R 558	Sunrise English Readers (New Edition)	680
		英R 559	Royal English Readings	680
175	尚学	英R 560	PROGRESSIVE English Reading	680
183	第一	英R 561	CREATIVE Reading Course	680
		英R 562	Evergreen English Readers	680
		英R 563	ENGLISH STREET Reading	680
195	日栄社	英R 564	INTERFACE English Reader	680
205	三友	英R 565	New Atlas Reading	680
212	桐原	英R 566	SPECTRUM ENGLISH READING	680

外国語　ライティング

2	東書	英W 567	NEW HORIZON English Writing	550
9	開隆堂	英W 568	PHOENIX Writing	550
15	三省堂	英W 569	The CROWN English Writing	550
17	教出	英W 570	ONE WORLD English Course Writing	550
19	開拓	英W 571	Write into the Future	550
61	啓林館	英W 572	MILESTONE English Writing	550
104	数研	英W 573	POLESTAR Writing Course	550
108	研究社	英W 574	The New Age Writing	550
		英W 575	LIGHTHOUSE WRITING	550
109	文英堂	英W 576	UNICORN ENGLISH WRITING	550
		英W 577	POWWOW ENGLISH WRITING	550
111	池田	英W 578	DAILY ENGLISH WRITING	550
112	一橋	英W 579	ACTIVE ENGLISH WRITING	550
175	尚学	英W 580	PROGRESSIVE English Writing	550
183	第一	英W 581	CREATIVE Writing Course	550

		英Ⅱ 580	NEW STEP ENGLISH Ⅱ	520
143	筑摩	英Ⅱ 581	RACCOON ENGLISH COURSE Ⅱ	520
		英Ⅱ 582	WINDMILL ENGLISH COURSE Ⅱ	520
172	旺文社	英Ⅱ 583	Step English Ⅱ	520
		英Ⅱ 584	New Sunrise English Ⅱ	520
		英Ⅱ 585	Royal English Ⅱ	520
175	尚学	英Ⅱ 586	PROGRESSIVE English Course Ⅱ	520
		英Ⅱ 587	QUEST ENGLISH COURSE Ⅱ	520
177	増進堂	英Ⅱ 588	MAINSTREAM Ⅱ	520
		英Ⅱ 589	NEW STREAM Ⅱ	520
183	第一	英Ⅱ 590	CREATIVE English Course Ⅱ	520
		英Ⅱ 591	Evergreen English Course Ⅱ	520
		英Ⅱ 592	ENGLISH STREET Ⅱ	520
198	秀出	英Ⅱ 593	New SENIOR TOTAL ENGLISH Ⅱ	520
		英Ⅱ 594	NEW ENCOUNTER ENGLISH Ⅱ	520
205	三友	英Ⅱ 595	NEW WORLD ENGLISH COURSE Ⅱ	520
		英Ⅱ 596	NEW COSMOS ENGLISH COURSE Ⅱ	520
		英Ⅱ 597	New Atlas ENGLISH COURSE Ⅱ	520
212	桐原	英Ⅱ 598	SPECTRUM ENGLISH COURSE Ⅱ	520
		英Ⅱ 599	English PAL Ⅱ	520

外国語　オーラル・コミュニケーションA

2	東書	英A 501	Hello, there! Oral Communication A	385
9	開隆堂	英A 502	EXPRESSWAYS ORAL COMMUNICATION A	385
15	三省堂	英A 503	LAUREL Oral Communication A	385
		英A 504	SELECT ORAL COMMUNICATION A	385
17	教出	英A 505	Speak to the World Oral Communication A	385
61	啓林館	英A 506	Sailing Oral Communication A	385
108	研究社	英A 507	THE NEW AGE DIALOG	385
		英A 508	LIGHTHOUSE CONVERSATION	385
109	文英堂	英A 509	Birdland Oral Communication A	385
112	一橋	英A 510	ACTIVE ENGLISH COMMUNICATION A	385
172	旺文社	英A 511	New Start English Communication A	385
177	増進堂	英A 512	MAINSTREAM Oral Communication A	385
183	第一	英A 513	ENGLISH STREET Oral Communication A	385
		英A 514	Evergreen Communication A	385
198	秀出	英A 538	LIVING ENCOUNTER ORAL COMMUNICATION A	385
205	三友	英A 516	ECHO ENGLISH COURSE ORAL COMMUNICATION A	385
212	桐原	英A 517	ORAL COMMUNICATION COURSE A Interact	385

外国語　オーラル・コミュニケーションB

2	東書	英B 518	Hello, there! Oral Communication B	385
9	開隆堂	英B 519	EXPRESSWAYS ORAL COMMUNICATION B	385
15	三省堂	英B 520	LAUREL Oral Communication B	385
		英B 521	SELECT ORAL COMMUNICATION B	385
17	教出	英B 522	Listen to the World Oral Communication B	385
19	開拓	英B 523	On Air Communication B	385
61	啓林館	英B 524	Sailing Oral Communication B	385
108	研究社	英B 525	THE NEW AGE LISTENING	385
		英B 526	LIGHTHOUSE LISTENING	385
109	文英堂	英B 527	Birdland Oral Communication B	385
111	池田	英B 528	DAILY ENGLISH ORAL COMMUNICATION B	385
112	一橋	英B 529	ACTIVE ENGLISH COMMUNICATION B	385
172	旺文社	英B 530	Royal English Communication B	385

番号	発行者	記号・番号	書名	定価
112	一橋	英I 528	ACTIVE ENGLISH I	510
		英I 529	NEW STEP ENGLISH I	510
143	筑摩	英I 530	RACCOON ENGLISH COURSE I	510
		英I 531	WINDMILL ENGLISH COURSE I	510
172	旺文社	英I 532	Step English I	510
		英I 533	New Sunrise English I	510
		英I 534	Royal English I	510
175	尚学	英I 535	PROGRESSIVE English Course I	510
		英I 536	QUEST ENGLISH COURSE I	510
177	増進堂	英I 537	MAINSTREAM I	510
		英I 538	NEW STREAM I	510
183	第一	英I 539	CREATIVE English Course I	510
		英I 540	Evergreen English Course I	510
		英I 541	ENGLISH STREET I	510
198	秀出	英I 542	NEW SENIOR TOTAL ENGLISH I	510
		英I 543	New ENCOUNTER ENGLISH I	510
205	三友	英I 544	NEW WORLD ENGLISH COURSE I	510
		英I 545	NEW COSMOS ENGLISH COURSE I	510
		英I 546	New Atlas ENGLISH COURSE I	510
212	桐原	英I 547	SPECTRUM ENGLISH COURSE I	510
		英I 548	English PAL I	510
外国語		英語II		
2	東書	英II 550	NEW HORIZON English Course II	520
		英II 551	Go, English! II	520
5	中教	英II 552	AURORA II	520
9	開隆堂	英II 553	ENGLISH NOW II	520
		英II 554	PHOENIX English Course II	520
		英II 555	Sunshine ENGLISH COURSE II	520
11	学図	英II 556	WHY ENGLISH II	520
		英II 557	HELLO ENGLISH II	520
15	三省堂	英II 558	The CROWN English Series II	520
		英II 559	Dream-Maker ENGLISH SERIES II	520
		英II 560	VISTA English Series II Step One	260
		英II 561	VISTA English Series II Step Two	260
17	教出	英II 562	ONE WORLD English Course II	520
		英II 563	Lingua-Land English Course II	520
19	開拓	英II 564	LEGEND ENGLISH II	520
		英II 565	NEW HARMONY English Course II	520
		英II 566	ACCESS TO ENGLISH II	520
50	大修館	英II 567	Genius English Course II	520
		英II 568	CLIPPER ENGLISH COURSE 2	520
61	啓林館	英II 569	MILESTONE English Course II	520
		英II 570	OCEAN English Course II	520
104	数研	英II 571	POLESTAR English Course II	520
108	研究社	英II 572	The New Age English 2	520
		英II 573	LIGHTHOUSE ENGLISH 2	520
109	文英堂	英II 574	UNICORN ENGLISH COURSE II	520
		英II 575	POWWOW ENGLISH COURSE II	520
		英II 576	APRICOT ENGLISH COURSE II	520
111	池田	英II 577	DAILY ENGLISH COURSE II	520
		英II 578	NEW STAGE English Course II	520
112	一橋	英II 579	ACTIVE ENGLISH II	520

116	日文	工 I 501	高等学校 工芸 I	750
芸術		工芸 II		
116	日文	工 II 502	高等学校 工芸 II	605
芸術		書道 I		
2	東書	書 I 501	書道 I	415
3	大書	書 I 502	高校書道 I	415
5	中教	書 I 503	書道芸術 I	415
6	教図	書 I 508	新版 書 I	415
17	教出	書 I 504	書道 I	415
38	光村	書 I 505	書道 I	415
85	教図研	書 I 506	新版 書の美 I	415
150	修文	書 I 509	現代書道 I	415
153	角川	書 I 507	書法 I	415
芸術		書道 II		
2	東書	書 II 510	書道 II	350
3	大書	書 II 511	高校書道 II	350
5	中教	書 II 512	書道芸術 II	350
6	教図	書 II 513	新版 書 II	350
17	教出	書 II 514	書道 II	350
38	光村	書 II 515	書道 II	350
85	教図研	書 II 516	新版 書の美 II	350
150	修文	書 II 517	現代書道 II	350
153	角川	書 II 518	書法 II	350
外国語		英語 I		
2	東書	英 I 501	NEW HORIZON English Course I	510
		英 I 502	Go. English! I	510
5	中教	英 I 503	AURORA I	510
9	開隆堂	英 I 504	ENGLISH NOW I	510
		英 I 505	PHOENIX English Course I	510
		英 I 506	Sunshine ENGLISH COURSE I	510
11	学図	英 I 507	WHY ENGLISH I	510
		英 I 508	HELLO ENGLISH I	510
15	三省堂	英 I 509	The CROWN English Series I	510
		英 I 510	Dream-Maker ENGLISH SERIES I	510
		英 I 511	VISTA English Series I	510
17	教出	英 I 512	ONE WORLD English Course I	510
		英 I 513	Lingua-Land English Course I	510
19	開拓	英 I 514	LEGEND ENGLISH I	510
		英 I 515	NEW HARMONY English Course I	510
		英 I 516	ACCESS TO ENGLISH I	510
50	大修館	英 I 517	Genius English Course I	510
		英 I 518	CLIPPER ENGLISH COURSE I	510
61	啓林館	英 I 519	MILESTONE English Course I	510
		英 I 520	OCEAN English Course I	510
104	数研	英 I 521	POLESTAR English Course I	510
108	研究社	英 I 522	The New Age English I	510
		英 I 523	LIGHTHOUSE ENGLISH I	510
109	文英堂	英 I 524	UNICORN ENGLISH COURSE I	510
		英 I 525	POWWOW ENGLISH COURSE I	510
		英 I 526	APRICOT ENGLISH COURSE I	510
111	池田	英 I 549	NEW STAGE English Course I	510
		英 I 527	DAILY ENGLISH COURSE I	510

番号	発行者	記号・番号	書名	定価
理科		生物Ⅱ		
2	東書	生Ⅱ 575	生物Ⅱ	580
4	大日本	生Ⅱ 576	生　物　Ⅱ	580
7	実教	生Ⅱ 577	生物　Ⅱ	580
15	三省堂	生Ⅱ 578	詳説生物　Ⅱ	580
		生Ⅱ 579	生物　Ⅱ	580
17	教出	生Ⅱ 580	生物　Ⅱ	580
61	啓林館	生Ⅱ 581	高等学校　生物Ⅱ	580
104	数研	生Ⅱ 582	高等学校　生物Ⅱ	580
183	第一	生Ⅱ 583	高等学校　生物Ⅱ	580
理科		地学ⅠA		
183	第一	地A 547	高等学校　図解　地学ⅠA	780
理科		地学ⅠB		
2	東書	地B 548	地学ⅠB	970
7	実教	地B 584	地学　ⅠB	970
61	啓林館	地B 549	高等学校　地学ⅠB	970
104	数研	地B 550	高等学校　地学ⅠB	970
183	第一	地B 551	高等学校　地学ⅠB	970
理科		地学Ⅱ		
2	東書	地Ⅱ 585	地学Ⅱ	580
61	啓林館	地Ⅱ 586	高等学校　地学Ⅱ	580
保健体育		保健体育		
2	東書	保体 501	高校保健体育	540
50	大修館	保体 502	新高等保健体育	540
		保体 502	現代高等保健体育	540
112	一橋	保体 503	保健体育	540
		保体 504	新版保健体育	540
197	学研	保体 505	高校保健体育	540
芸術		音楽Ⅰ		
17	教出	音Ⅰ 501	音楽　Ⅰ	405
		音Ⅰ 502	高校音楽　Ⅰ	405
27	教芸	音Ⅰ 503	高校生の音楽　1	405
		音Ⅰ 504	高校音楽　1	405
89	友社	音Ⅰ 505	新編　高校の音楽　1	405
		音Ⅰ 506	新編　高校生の音楽　1	405
芸術		音楽Ⅱ		
17	教出	音Ⅱ 507	音楽　Ⅱ	270
		音Ⅱ 508	高校音楽　Ⅱ	270
27	教芸	音Ⅱ 509	高校生の音楽　2	270
		音Ⅱ 510	高校音楽　2	270
89	友社	音Ⅱ 511	新編　高校の音楽　2	270
		音Ⅱ 512	新編　高校生の音楽　2	270
芸術		美術Ⅰ		
38	光村	美Ⅰ 501	美術1	860
116	日文	美Ⅰ 502	高校美術　1	860
		美Ⅰ 503	美・創造へ　1	860
199	現美	美Ⅰ 504	美術・その精神と表現	860
		美Ⅰ 505	美術　自然から学ぶ　1	860
芸術		美術Ⅱ		
38	光村	美Ⅱ 506	美術2	700
116	日文	美Ⅱ 507	高校美術　2	700
芸術		工芸Ⅰ		

61	啓林館	物Ⅱ 557	高等学校 物理Ⅱ	525
104	数研	物Ⅱ 558	高等学校 物理Ⅱ	525
183	第一	物Ⅱ 559	高等学校 物理Ⅱ	525
理科		化学ⅠA		
2	東書	化A 518	化学の世界〔ⅠA〕	680
7	実教	化A 519	高校 化学 ⅠA	680
15	三省堂	化A 520	化学 ⅠA	680
61	啓林館	化A 521	高等学校 化学ⅠA	680
183	第一	化A 522	高等学校 図解 化学ⅠA	680
理科		化学ⅠB		
2	東書	化B 523	化学ⅠB	850
4	大日本	化B 524	化学ⅠB	850
7	実教	化B 525	化学 ⅠB	850
		化B 526	高校 化学 ⅠB	850
15	三省堂	化B 560	詳説化学 ⅠB	850
		化B 527	化学 ⅠB	850
61	啓林館	化B 528	高等学校 化学ⅠB	850
		化B 529	高等学校 標準 化学ⅠB	850
104	数研	化B 530	高等学校 化学ⅠB	850
		化B 531	新編化学ⅠB	850
183	第一	化B 532	高等学校 新化学ⅠB	850
		化B 533	高等学校 化学ⅠB	850
理科		化学Ⅱ		
2	東書	化Ⅱ 561	化学Ⅱ	525
4	大日本	化Ⅱ 562	化 学 Ⅱ	525
7	実教	化Ⅱ 563	化学 Ⅱ	525
15	三省堂	化Ⅱ 564	詳説化学 Ⅱ	525
		化Ⅱ 565	化学 Ⅱ	525
61	啓林館	化Ⅱ 566	高等学校 化学Ⅱ	525
104	数研	化Ⅱ 567	高等学校 化学Ⅱ	525
		化Ⅱ 568	新編化学Ⅱ	525
183	第一	化Ⅱ 569	高等学校 化学Ⅱ	525
理科		生物ⅠA		
2	東書	生A 534	生物の世界〔ⅠA〕	780
7	実教	生A 535	高校 生物 ⅠA	780
15	三省堂	生A 536	生物 ⅠA	780
61	啓林館	生A 537	高等学校 生物ⅠA	780
183	第一	生A 538	高等学校 図解 生物ⅠA －ヒトの生物学－	780
理科		生物ⅠB		
2	東書	生B 539	生物ⅠB	970
4	大日本	生B 540	生物ⅠB	970
7	実教	生B 541	生物 ⅠB	970
11	学図	生B 570	高等学校 生物 ⅠB	970
15	三省堂	生B 571	詳説生物 ⅠB	970
		生B 542	生物 ⅠB	970
17	教出	生B 572	生物 ⅠB	970
61	啓林館	生B 543	高等学校 生物ⅠB	970
		生B 544	高等学校 標準 生物ⅠB	970
104	数研	生B 545	高等学校 生物ⅠB	970
		生B 546	新編生物ⅠB	970
183	第一	生B 573	高等学校 生物ⅠB	970
		生B 574	高等学校 新生物ⅠB	970

2	東書	数B 570	数学B	655
		数B 571	新編 数学B	655
7	実教	数B 572	数学 B	655
		数B 573	高校 数学 B	655
11	学図	数B 574	高等学校 数学 B	655
		数B 575	基礎 数学 B	655
15	三省堂	数B 576	数学 B	655
61	啓林館	数B 577	高等学校 数学B	655
		数B 578	高等学校 標準 数学B	655
		数B 579	高等学校 新編 数学B	655
104	数研	数B 580	高等学校 数学B	655
		数B 581	高等学校 新編数学B	655
		数B 582	高等学校 探究数学B	655
109	文英堂	数B 583	新編 数学 B	655
111	池田	数B 584	説明 数学B	655
172	旺文社	数B 585	新編 高校数学B	655
		数B 586	高等学校 数学B	655
183	第一	数B 587	高等学校 新数学B	655
		数B 588	高等学校 新編 数学B	655
		数B 589	高等学校 数学B	655
197	学研	数B 590	数学B	655
		数B 591	高校数学B	655
211	知出	数B 592	高等学校 新 数学B	655
数学		数学C		
15	三省堂	数C 593	数学 C	655
61	啓林館	数C 594	高等学校 標準 数学C	655
183	第一	数C 595	高等学校 数学C	655
理科		物理ⅠA		
2	東書	物A 501	物理の世界〔ⅠA〕	690
7	実教	物A 502	高校 物理 ⅠA	690
61	啓林館	物A 503	高等学校 物理ⅠA	690
183	第一	物A 504	高等学校 図解 物理ⅠA	690
理科		物理ⅠB		
2	東書	物B 505	物理ⅠB	850
4	大日本	物B 506	物理ⅠB	850
7	実教	物B 507	物理 ⅠB	850
		物B 508	高校 物理 ⅠB	850
11	学図	物B 509	高等学校 物理 ⅠB	850
15	三省堂	物B 510	詳説物理 ⅠB	850
		物B 511	物理 ⅠB	850
61	啓林館	物B 512	高等学校 物理ⅠB	850
		物B 513	高等学校 標準 物理ⅠB	850
104	数研	物B 514	高等学校 物理ⅠB	850
		物B 515	新編物理ⅠB	850
183	第一	物B 516	高等学校 新物理ⅠB	850
		物B 517	高等学校 物理ⅠB	850
理科		物理Ⅱ		
2	東書	物Ⅱ 552	物理Ⅱ	525
7	実教	物Ⅱ 553	物理 Ⅱ	525
11	学図	物Ⅱ 554	高等学校 物理 Ⅱ	525
15	三省堂	物Ⅱ 555	詳説物理 Ⅱ	525
		物Ⅱ 556	物理 Ⅱ	525

197	学研	数Ⅰ 521	数学Ⅰ	650
		数Ⅰ 522	高校数学Ⅰ	650
211	知出	数Ⅰ 523	高等学校 新 数学Ⅰ	650

数学　数学Ⅱ

2	東書	数Ⅱ 547	数学Ⅱ	535
		数Ⅱ 548	新編 数学Ⅱ	535
7	実教	数Ⅱ 549	数学 Ⅱ	535
		数Ⅱ 550	高校 数学 Ⅱ	535
11	学図	数Ⅱ 551	高等学校 数学 Ⅱ	535
		数Ⅱ 552	基礎 数学 Ⅱ	535
15	三省堂	数Ⅱ 553	数学 Ⅱ	535
61	啓林館	数Ⅱ 554	高等学校 数学Ⅱ	535
		数Ⅱ 555	高等学校 標準 数学Ⅱ	535
		数Ⅱ 556	高等学校 新編 数学Ⅱ	535
104	数研	数Ⅱ 557	高等学校 数学Ⅱ	535
		数Ⅱ 558	高等学校 新編数学Ⅱ	535
		数Ⅱ 559	高等学校 探究数学Ⅱ	535
109	文英堂	数Ⅱ 560	新編 数学 Ⅱ	535
111	池田	数Ⅱ 561	簡明 数学Ⅱ	535
172	旺文社	数Ⅱ 562	新編 高校数学Ⅱ	535
		数Ⅱ 563	高等学校 数学Ⅱ	535
183	第一	数Ⅱ 564	高等学校 新数学Ⅱ	535
		数Ⅱ 565	高等学校 新編 数学Ⅱ	535
		数Ⅱ 566	高等学校 数学Ⅱ	535
197	学研	数Ⅱ 567	数学Ⅱ	535
		数Ⅱ 568	高校数学Ⅱ	535
211	知出	数Ⅱ 569	高等学校 新 数学Ⅱ	535

数学　数学A

2	東書	数A 524	数学A	655
		数A 525	新編 数学A	655
7	実教	数A 526	数学 A	655
		数A 527	高校 数学 A	655
11	学図	数A 528	高等学校 数学 A	655
		数A 529	基礎 数学 A	655
15	三省堂	数A 530	数学 A	655
61	啓林館	数A 531	高等学校 数学A	655
		数A 532	高等学校 標準 数学A	655
		数A 533	高等学校 新編 数学A	655
104	数研	数A 534	高等学校 数学A	655
		数A 535	高等学校 新編数学A	655
		数A 536	高等学校 探究数学A	655
109	文英堂	数A 537	新編 数学 A	655
111	池田	数A 538	簡明 数学A	655
172	旺文社	数A 539	新編 高校数学A	655
		数A 540	高等学校 数学A	655
183	第一	数A 541	高等学校 新数学A	655
		数A 542	高等学校 新編 数学A	655
		数A 543	高等学校 数学A	655
197	学研	数A 544	数学A	655
		数A 545	高校数学A	655
211	知出	数A 546	高等学校 新 数学A	655

数学　数学B

公民		倫理		
1	日書	倫理 501	新版　高校倫理	395
2	東書	倫理 502	倫理	395
5	中教	倫理 510	倫理	395
7	実教	倫理 511	倫　理	395
15	三省堂	倫理 503	評説倫理	395
17	教出	倫理 512	倫理	395
35	清水	倫理 513	現代　倫理	395
		倫理 504	新倫理	395
81	山川	倫理 505	現代の倫理	395
104	数研	倫理 506	高等学校　倫理	395
112	一橋	倫理 507	倫理	395
183	第一	倫理 508	高等学校　倫　理	395
186	東学	倫理 509	倫理	395

公民		政治・経済		
1	日書	政経 501	新版　高校政治・経済	395
2	東書	政経 509	政治・経済	395
7	実教	政経 510	高校　政治・経済	395
		政経 502	政治・経済	395
15	三省堂	政経 511	政治・経済	395
17	教出	政経 512	政治・経済	395
35	清水	政経 513	現代　政治・経済	395
		政経 503	新政治・経済	395
81	山川	政経 514	現代の政治・経済	395
104	数研	政経 504	高等学校　政治・経済	395
112	一橋	政経 505	政治・経済	395
132	自由	政経 515	新政治経済	395
183	第一	政経 516	高等学校　精選　政治・経済	395
		政経 506	高等学校　政治・経済	395
186	東学	政経 507	政治・経済	395
197	学研	政経 508	政治・経済	395

数学		数学 I		
2	東書	数 I 501	数学 I	650
		数 I 502	新編　数学 I	650
7	実教	数 I 503	数学　I	650
		数 I 504	高校　数学　I	650
11	学図	数 I 505	高等学校　数学　I	650
		数 I 506	基礎　数学　I	650
15	三省堂	数 I 507	数学　I	650
61	啓林館	数 I 508	高等学校　数学 I	650
		数 I 509	高等学校　標準　数学 I	650
		数 I 510	高等学校　新編　数学 I	650
104	数研	数 I 511	高等学校　数学 I	650
		数 I 512	高等学校　新編数学 I	650
		数 I 513	高等学校　探究数学 I	650
109	文英堂	数 I 514	新編　数学　I	650
111	池田	数 I 515	簡明　数学 I	650
172	旺文社	数 I 516	新編　高校数学 I	650
		数 I 517	高等学校　数学 I	650
183	第一	数 I 518	高等学校　新数学 I	650
		数 I 519	高等学校　新編　数学 I	650
		数 I 520	高等学校　数学 I	650

7	実教	日B 556	高校　日本史　B	730
		日B 518	日本史　B	730
15	三省堂	日B 557	詳解日本史　B	730
		日B 558	新日本史　B	730
35	清水	日B 559	詳解　日本史B	730
46	帝国	日B 560	新考日本史B　最新版	730
81	山川	日B 561	高校日本史	730
		日B 562	新日本史	730
		日B 519	詳説日本史	730
		日B 520	日本の歴史	730
132	自由	日B 563	ワイド　日本の歴史　B	730
		日B 521	高等学校　新日本史B	730
183	第一	日B 564	高等学校　日本史B	730
		日B 565	高等学校　精選　日本史B	730
		日B 522	高等学校　新日本史B	730
213	国書	日B 566	高等学校　最新日本史	730

地理歴史　地理A

2	東書	理A 523	環境と人間　－地理A－	550
17	教出	理A 524	地理　A	550
35	清水	理A 567	新地理A	550
46	帝国	理A 568	高等学校　新地理A　最新版	550
		理A 525	高校生の世界地理A　最新版	550
81	山川	理A 569	現代の地理	550
130	二宮	理A 526	現代世界のすがた　地理A	550

地理歴史　地理B

2	東書	理B 527	地理B	680
7	実教	理B 528	地理　B	680
15	三省堂	理B 529	詳解地理　B	680
17	教出	理B 530	地理　B	680
35	清水	理B 531	現代地理B	680
46	帝国	理B 570	高等世界地理B　最新版	680
		理B 532	新詳地理B　最新版	680
130	二宮	理B 533	詳説新地理	680
183	第一	理B 534	高等学校　新地理B	680

地理歴史　地図

2	東書	地図 535	新高等地図	1,200
46	帝国	地図 571	標準高等地図－現代世界とその歴史的背景－最新版	1,200
		地図 536	新詳高等地図　最新版	1,200
130	二宮	地図 537	高等地図帳　最新版	1,200
		地図 538	現代地図帳　最新版	1,200

公民　現代社会

2	東書	現社 501	現代社会　－未来を見つめて－	660
7	実教	現社 502	現代社会	660
15	三省堂	現社 503	現代社会	660
35	清水	現社 504	高等学校　新現代社会	660
46	帝国	現社 505	高校生の新現代社会　最新版	660
81	山川	現社 506	現代社会	660
104	数研	現社 507	高等学校　現代社会	660
112	一橋	現社 508	新高校現代社会	660
183	第一	現社 509	高等学校　現代社会	660
186	東学	現社 510	現代社会	660
197	学研	現社 511	高校生の現代社会	660

172	旺文社	古I 511	高等学校　古典I	570
175	尚学	古I 512	新選　古典　一	570
183	第一	古I 513	高等学校　古典一　古文編	340
		古I 514	高等学校　古典一　漢文編	230
		古I 515	高等学校　新古典一	570
国語		古典講読		
35	清水	講読 516	源氏物語	525
		講読 517	新撰文　史記の世界	525
50	大修館	講読 518	高等学校　史記・十八史略抄	525
117	明治	講読 519	物語・評論　古典講読（古文）	525
		講読 520	史記　古典講読（漢文）	525
143	筑摩	講読 521	新平安文学選	525
		講読 522	古典随筆選	525
195	日栄社	講読 523	物語文学選　―伊勢物語・大和物語・源氏物語・大鏡・今鏡―	525
地理歴史		世界史A		
2	東書	世A 539	世界史A　―歴史と現代―	560
7	実教	世A 540	世界史　A	580
15	三省堂	世A 501	明解世界史　A	580
35	清水	世A 502	新世界史A	580
46	帝国	世A 541	明解世界史A　最新版	580
81	山川	世A 542	要説世界史	580
		世A 503	現代の世界史	580
112	一橋	世A 504	世界史A	580
183	第一	世A 543	高等学校　世界史A	580
地理歴史		世界史B		
2	東書	世B 505	世界史B	730
		世B 506	新選世界史B	730
7	実教	世B 544	高校　世界史　B	730
		世B 507	世界史　B	730
15	三省堂	世B 545	詳解世界史　B	730
		世B 546	三省堂世界史　B	730
		世B 508	世界史　B	730
35	清水	世B 547	詳解　世界史B	730
		世B 548	新世界史B	730
46	帝国	世B 509	図説　世界史B　最新版	730
81	山川	世B 549	新世界史	730
		世B 550	高校世界史	730
		世B 510	詳説世界史	730
		世B 511	世界の歴史	730
112	一橋	世B 512	世界史B	730
183	第一	世B 551	高等学校　世界史B	730
		世B 552	高等学校　精選　世界史B	730
		世B 513	高等学校　新世界史B	730
地理歴史		日本史A		
2	東書	日A 553	日本史A　―現代からの歴史―	580
15	三省堂	日A 514	明解日本史　A	580
35	清水	日A 515	新日本史A	580
81	山川	日A 516	現代の日本史	580
地理歴史		日本史B		
1	日書	日B 517	新版　高校日本史	730
2	東書	日B 554	日本史B	730
		日B 555	新選　日本史B	730

発行者		記号番号	書名	定価
172	旺文社	国II 547	新国語II	765
		国II 548	高等学校 国語II	765
175	尚学	国II 549	新選 国語 二	765
		国II 550	標準 国語 二	765
		国II 551	新 国語 二	765
183	第一	国II 552	高等学校 新編国語二	765
		国II 553	高等学校 国語二	765
		国II 554	高等学校 新訂 国語二 現代文・表現編	470
		国II 555	高等学校 新訂 国語二 古典編	295

国語　国語表現

発行者		記号番号	書名	定価
2	東書	表現 501	国語表現	315
15	三省堂	表現 502	国語表現	315
117	明治	表現 503	国語表現	315
143	筑摩	表現 504	表現	315
153	角川	表現 505	高等学校 国語表現	315
172	旺文社	表現 506	高等学校 国語表現	315
175	尚学	表現 507	国語表現	315
183	第一	表現 508	高等学校 国語表現	315

国語　現代文

発行者		記号番号	書名	定価
2	東書	現文 507	精選 現代文	730
11	学図	現文 508	高等学校 現代文	730
15	三省堂	現文 509	現代文	730
17	教出	現文 510	新選 現代文	730
50	大修館	現文 511	高等学校 現代文	730
		現文 512	新編 現代文 I	370
		現文 513	新編 現代文 II	360
117	明治	現文 514	精選 現代文	730
142	右文	現文 515	新現代文（上）	375
		現文 516	新現代文（下）	355
143	筑摩	現文 517	現代文	730
153	角川	現文 518	高等学校 現代文	730
172	旺文社	現文 519	高等学校 現代文	730
175	尚学	現文 520	新選 現代文	730
183	第一	現文 521	高等学校 現代文I	730

国語　現代語

発行者		記号番号	書名	定価
2	東書	現語 501	現代語	325
15	三省堂	現語 502	現代語	325
117	明治	現語 503	現代語	325
153	角川	現語 504	高等学校 現代語	325
175	尚学	現語 505	現代語	325
183	第一	現語 506	高等学校 現代語	325

国語　古典I

発行者		記号番号	書名	定価
2	東書	古I 501	古典I	570
17	教出	古I 502	古典 I	570
50	大修館	古I 503	高等学校 古典I 総合	570
		古I 504	高等学校 古典I 古文	285
		古I 505	高等学校 古典I 漢文	285
117	明治	古I 506	精選 古典I 古文編	365
		古I 507	精選 古典I 漢文編	205
142	右文	古I 508	古典I	570
143	筑摩	古I 509	古典 I	570
153	角川	古I 510	高等学校 古典I	570

発行者の番号・略称		教科書の記号・番号	書名	定価(円)
		英語 807	NEW TOTAL English 2	271
		英語 807	NEW TOTAL English 3	271

高等学校用
新学習指導要領（平成元年3月15日文部省告示第26号）に基づく教科書

発行者の番号・略称		教科書の記号・番号	書名	定価(円)
国語		国語I		
1	日書	国I 501	新版 高校国語一	765
2	東書	国I 502	国語I	765
		国I 503	新編 国語I	765
11	学図	国I 504	高等学校 国語 I	765
		国I 505	基礎 国語 I	765
15	三省堂	国I 506	国語 I	765
		国I 507	明解国語 I	765
17	教出	国I 508	国語 I	765
50	大修館	国I 509	高等学校 国語I	765
		国I 510	高等学校 新国語I	765
		国I 511	現代の国語I	765
117	明治	国I 512	高校生の国語 I	765
		国I 513	精選 新国語 I 現代文編	485
		国I 514	精選 新国語 I 古典編	280
142	右文	国I 515	高等学校 新国語I	765
		国I 516	高等学校 国語I	765
143	筑摩	国I 517	国語 I	765
		国I 518	新編 国語 I	765
153	角川	国I 519	高等学校 国語I	765
172	旺文社	国I 520	新国語I	765
		国I 521	高等学校 国語I	765
175	尚学	国I 522	新選 国語 一	765
		国I 523	標準 国語 一	765
		国I 524	新 国語 一	765
183	第一	国I 525	高等学校 新編国語一	765
		国I 526	高等学校 国語一	765
		国I 527	高等学校 新訂 国語一 現代文・表現編	470
		国I 528	高等学校 新訂 国語一 古典編	295
国語		国語II		
1	日書	国II 529	新版 高校国語二	765
2	東書	国II 530	国語II	765
		国II 531	新編 国語II	765
11	学図	国II 532	高等学校 国語 II	765
		国II 533	基礎 国語 II	765
15	三省堂	国II 534	国語 II	765
		国II 535	明解国語 II	765
17	教出	国II 536	国語 II	765
50	大修館	国II 537	高等学校 国語II	765
		国II 538	高等学校 新国語II	765
		国II 539	現代の国語II	765
117	明治	国II 540	高校生の国語 II	765
		国II 541	精選 新国語 II 現代文編	485
		国II 542	精選 新国語 II 古典編	280
142	右文	国II 543	高等学校 総合国語II	765
143	筑摩	国II 544	国語 II	765
		国II 545	新編 国語 II	765
153	角川	国II 546	高等学校 国語II	765

27	教芸	音楽 703	中学生の音楽　1	205
		音楽 803	中学生の音楽　2・3　上	205
		音楽 804	中学生の音楽　2・3　下	204
89	友社	音楽 705	新編　中学生の音楽　1	205
		音楽 805	新編　中学生の音楽　2・3　上	205
		音楽 806	新編　中学生の音楽　2・3　下	204
音楽		音楽（器楽合奏）		
17	教出	器楽 751	新版　中学器楽	229
27	教芸	器楽 753	中学生の器楽	229
89	友社	器楽 753	新編　中学生の器楽　1～3	229
美術		美術		
9	開隆堂	美術 701	美術　1	271
		美術 801	美術　2・3　上	272
		美術 802	美術　2・3　下	271
38	光村	美術 703	美術　1	271
		美術 802	美術　2・3　上	272
		美術 804	美術　2・3　下	271
116	日文	美術 705	美術　1　つくり出す喜び	271
		美術 806	美術　2・3　上　可能性を求めて	272
		美術 806	美術　2・3　下　ひびきあう心	271
199	現美	美術 707	少年の美術　1	271
		美術 807	少年の美術　2・3／I	272
		美術 806	少年の美術　2・3／II	271
保健体育		保健体育		
2	東書	保体 701	新しい保健体育　（中学校全）	346
4	大日本	保体 702	中学校保健体育	346
197	学研	保体 703	中学保健体育	346
技術・家庭		技術・家庭		
2	東書	技家 701	新しい技術・家庭　上	563
		技家 702	新しい技術・家庭　下	525
9	開隆堂	技家 703	技術・家庭　上	548
		技家 704	技術・家庭　下	540
外国語		英語		
2	東書	英語 701	NEW HORIZON English Course 1	271
		英語 801	NEW HORIZON English Course 2	271
		英語 901	NEW HORIZON English Course 3	271
5	中教	英語 703	EVERYDAY ENGLISH 1	271
		英語 802	EVERYDAY ENGLISH 2	271
		英語 802	EVERYDAY ENGLISH 3	271
9	開隆堂	英語 703	SUNSHINE ENGLISH COURSE 1	271
		英語 803	SUNSHINE ENGLISH COURSE 2	271
		英語 903	SUNSHINE ENGLISH COURSE 3	271
15	三省堂	英語 704	NEW CROWN ENGLISH SERIES 1	271
		英語 804	NEW CROWN ENGLISH SERIES 2	271
		英語 904	NEW CROWN ENGLISH SERIES 3	271
17	教出	英語 705	ONE WORLD English Course 1	271
		英語 805	ONE WORLD English Course 2	271
		英語 905	ONE WORLD English Course 3	271
38	光村	英語 706	COLUMBUS ENGLISH COURSE 1	271
		英語 805	COLUMBUS ENGLISH COURSE 2	271
		英語 906	COLUMBUS ENGLISH COURSE 3	271
198	秀出	英語 707	NEW TOTAL English 1	271

11	学図	公民 805	中学校社会　公民	641
17	教出	公民 806	新版　中学社会　公民	641
35	清水	公民 807	日本の社会と世界　中学校社会科　公民的分野	641
46	帝国	公民 808	社会科中学生の公民　日本の社会のしくみと世界　最新版	641
社会		地図		
2	東書	地図 701	新しい社会科地図	910
46	帝国	地図 702	中学校社会科地図　最新版	910
数学		数学		
2	東書	数学 701	新しい数学　1	506
		数学 801	新しい数学　2	506
		数学 901	新しい数学　3	506
3	大書	数学 702	中学数学　1	506
		数学 802	中学数学　2	506
		数学 902	中学数学　3	506
4	大日本	数学 703	中学校数学　1	506
		数学 803	中学校数学　2	506
		数学 903	中学校数学　3	506
11	学図	数学 704	中学校数学　1	506
		数学 804	中学校数学　2	506
		数学 904	中学校数学　3	506
17	教出	数学 705	新版　中学数学　1	506
		数学 805	新版　中学数学　2	506
		数学 905	新版　中学数学　3	506
61	啓林館	数学 706	数学　1年	506
		数学 806	数学　2年	506
		数学 906	数学　3年	506
理科		理科（第一分野）		
2	東書	理一 701	新しい科学　1分野　上	461
		理一 702	新しい科学　1分野　下	459
4	大日本	理一 703	中学校理科　1分野　上	457
		理一 704	中学校理科　1分野　下	463
11	学図	理一 705	中学校理科　1分野・上	457
		理一 706	中学校理科　1分野・下	463
17	教出	理一 707	新版　中学理科　1分野　上	463
		理一 708	新版　中学理科　1分野　下	457
61	啓林館	理一 709	理科　1分野　上	429
		理一 710	理科　1分野　下	491
理科		理科（第二分野）		
2	東書	理二 751	新しい科学　2分野　上	440
		理二 752	新しい科学　2分野　下	480
4	大日本	理二 753	中学校理科　2分野　上	457
		理二 754	中学校理科　2分野　下	463
11	学図	理二 755	中学校理科　2分野・上	457
		理二 756	中学校理科　2分野・下	463
17	教出	理二 757	新版　中学理科　2分野　上	463
		理二 758	新版　中学理科　2分野　下	457
61	啓林館	理二 759	理科　2分野　上	463
		理二 760	理科　2分野　下	457
音楽		音楽（一般）		
17	教出	音楽 701	新版　中学音楽　1	205
		音楽 801	新版　中学音楽　2・3　上	205
		音楽 802	新版　中学音楽　2・3　下	204

11	学図	国語 702	中学校国語　1	661
		国語 802	中学校国語　2	661
		国語 802	中学校国語　3	687
15	三省堂	国語 703	現代の国語　1	661
		国語 803	現代の国語　2	661
		国語 903	現代の国語　3	687
17	教出	国語 704	新版　中学国語　1	661
		国語 804	新版　中学国語　2	661
		国語 904	新版　中学国語　3	687
38	光村	国語 705	国語　1	661
		国語 805	国語　2	661
		国語 805	国語　3	687

国語　　書写

1	日書	書写 701	中学書写　一	133
		書写 801	中学書写　二・三	229
2	東書	書写 702	新しい書写　一	133
		書写 802	新しい書写　二・三	229
3	大書	書写 703	中学書写　一年	133
		書写 803	中学書写　二・三年	229
5	中教	書写 704	中学新書写　一年用	133
		書写 804	中学新書写　二・三年用	229
11	学図	書写 705	中学校書写　一	133
		書写 805	中学校書写　二・三	229
17	教出	書写 706	新版　中学書写　1	133
		書写 806	新版　中学書写　2・3	229
38	光村	書写 707	中学書写　一年	133
		書写 807	中学書写　二・三年	229
189	教図出	書写 708	中学新習字　一年	133
		書写 808	中学新習字　二・三年	229

社会　　社会（地理的分野）

1	日書	地理 701	中学社会　地理的分野	641
2	東書	地理 702	新しい社会　地理	641
3	大書	地理 703	中学社会　地理的分野	641
5	中教	地理 704	中学生の社会科　世界と日本の国土　（地理）	641
11	学図	地理 705	中学校社会　地理	641
17	教出	地理 706	新版　中学社会　地理	641
35	清水	地理 707	日本の国土と世界　中学校社会科　地理的分野	641
46	帝国	地理 708	社会科中学生の地理　世界の人々と日本の国土　最新版	641

社会　　社会（歴史的分野）

1	日書	歴史 751	中学社会　歴史的分野	641
2	東書	歴史 752	新しい社会　歴史	641
3	大書	歴史 753	中学社会　歴史的分野	641
5	中教	歴史 754	中学生の社会科　日本の歩みと世界　（歴史）	641
11	学図	歴史 755	中学校社会　歴史	641
17	教出	歴史 756	新版　中学社会　歴史	641
35	清水	歴史 757	日本の歴史と世界　中学校社会科　歴史的分野	641
46	帝国	歴史 758	社会科中学生の歴史　日本の歩みと世界の動き　最新版	641

社会　　社会（公民的分野）

1	日書	公民 801	中学社会　公民的分野	641
2	東書	公民 802	新しい社会　公民	641
3	大書	公民 803	中学社会　公民的分野	641
5	中教	公民 804	中学生の社会科　現代の社会　（公民）	641

		音楽 403	小学生の音楽 4	180
		音楽 503	小学生の音楽 5	180
		音楽 603	小学生の音楽 6	180
89	友社	音楽 104	新編 しょうがくせいのおんがく 1	180
		音楽 204	新編 小学生の音楽 2	180
		音楽 304	新編 小学生の音楽 3	180
		音楽 404	新編 小学生の音楽 4	180
		音楽 504	新編 小学生の音楽 5	180
		音楽 604	新編 小学生の音楽 6	180
図画工作		図画工作		
2	東書	図工 101	あたらしいずがこうさく 1	180
		図工 201	新しい図画工作 2	180
		図工 301	新しい図画工作 3	180
		図工 401	新しい図画工作 4	180
		図工 501	新しい図画工作 5	180
		図工 601	新しい図画工作 6	180
9	開隆堂	図工 102	みんなおいでよ ずがこうさく 1	180
		図工 202	できたらいいな ずがこうさく 2	180
		図工 302	はずむ色で 図画工作 3	180
		図工 402	ゆめの中へ 図画工作 4	180
		図工 502	新しい力で 図画工作 5	180
		図工 602	心のとびらを 図画工作 6	180
116	日文	図工 103	ずがこうさく 1 だいすき	180
		図工 203	ずがこうさく 2 見せたいな	180
		図工 303	図画工作 3 すなおに	180
		図工 403	図画工作 4 自分らしく	180
		図工 503	図画工作 5 夢をひろげて	180
		図工 603	図画工作 6 心のメッセージ	180
199	現美	図工 104	子どもの美術 1	180
		図工 204	子どもの美術 2	180
		図工 304	子どもの美術 3	180
		図工 404	子どもの美術 4	180
		図工 504	子どもの美術 5	180
		図工 604	子どもの美術 6	180
家庭		家庭		
2	東書	家庭 501	新しい家庭 5	116
		家庭 601	新しい家庭 6	116
9	開隆堂	家庭 502	小学校 わたしたちの家庭科 5	116
		家庭 602	小学校 わたしたちの家庭科 6	116
体育		保健		
2	東書	保健 501	新しい保健	175
4	大日本	保健 502	たのしい保健 5・6年	175
197	学研	保健 502	みんなの保健	175
207	文教社	保健 504	わたしたちの保健	175
208	光文	保健 505	小学保健	175
209	医教研	保健 506	みんなの保健	175

中学校用

発行者の番号・略称		教科書の記号・番号	書名	定価(円)
国語		国語		
2	東書	国語 701	新しい国語 1	661
		国語 801	新しい国語 2	661
		国語 901	新しい国語 3	687

		理科 511	理科 5年 上	411
		理科 512	理科 5年 下	393
		理科 611	理科 6年 上	398
		理科 612	理科 6年 下	408
197	学研	理科 313	みんなの理科 3年	525
		理科 413	みんなの理科 4年 上	381
		理科 414	みんなの理科 4年 下	386
		理科 513	みんなの理科 5年 上	399
		理科 514	みんなの理科 5年 下	405
		理科 613	みんなの理科 6年 上	399
		理科 614	みんなの理科 6年 下	405
生活		生活		
1	日書	生活 101	わたしたちのせいかつ 1ねん	733
		生活 201	わたしたちの生活 2年	733
2	東書	生活 102	あたらしいせいかつ 1	733
		生活 202	新しい生活 2	733
3	大書	生活 103	わたしたちのせいかつ 1ねん	733
		生活 203	わたしたちのせいかつ 2年	733
4	大日本	生活 104	たのしいせいかつ 1ねん	733
		生活 204	たのしいせいかつ 2年	733
5	中教	生活 105	しょうがくせいのせいかつか みる しらべる つくる 1	733
		生活 205	しょうがくせいのせいかつか みる しらべる つくる 2	733
11	学図	生活 106	しょうがっこうせいかつ 1ねん	733
		生活 206	小学校せいかつ 2年	733
17	教出	生活 107	せいかつか なかよし 1ねん	733
		生活 207	せいかつか なかよし 2年	733
26	信教	生活 108	せいかつ 1 あおぞら	733
		生活 208	せいかつ 2 そよかぜ	733
38	光村	生活 109	せいかつ 1 みんないきている	733
		生活 209	せいかつ 2 みんなともだち	733
61	啓林館	生活 110	せいかつ 1ねん	733
		生活 210	せいかつ 2年	733
197	学研	生活 111	みんなのせいかつ 1ねん	733
		生活 211	みんなのせいかつ 2年	733
199	現美	生活 112	どうして そうなの こどもの せいかつ 1	733
		生活 212	ほんとうは どうなの こどもの せいかつ 2	733
音楽		音楽		
2	東書	音楽 101	あたらしいおんがく 1	180
		音楽 201	新しい音楽 2	180
		音楽 301	新しい音楽 3	180
		音楽 401	新しい音楽 4	180
		音楽 501	新しい音楽 5	180
		音楽 601	新しい音楽 6	180
17	教出	音楽 102	新版 おんがく 1	180
		音楽 202	新版 音楽 2	180
		音楽 302	新版 音楽 3	180
		音楽 402	新版 音楽 4	180
		音楽 502	新版 音楽 5	180
		音楽 602	新版 音楽 6	180
27	教芸	音楽 103	小学生のおんがく 1	180
		音楽 203	小学生の音楽 2	180
		音楽 303	小学生の音楽 3	180

		算数 609	新版 算数 6 上	277
		算数 610	新版 算数 6 下	271
61	啓林館	算数 111	さんすう 1ねん	271
		算数 211	さんすう 2年 上	277
		算数 212	さんすう 2年 下	271
		算数 311	算数 3年 上	329
		算数 312	算数 3年 下	312
		算数 411	算数 4年 上	265
		算数 412	算数 4年 下	241
		算数 511	算数 5年 上	265
		算数 512	算数 5年 下	263
		算数 611	算数 6年 上	265
		算数 612	算数 6年 下	263
理科		理科		
2	東書	理科 301	新しい理科 3	525
		理科 401	新しい理科 4 上	339
		理科 402	新しい理科 4 下	368
		理科 501	新しい理科 5 上	427
		理科 502	新しい理科 5 下	377
		理科 601	新しい理科 6 上	427
		理科 602	新しい理科 6 下	377
4	大日本	理科 303	たのしい理科 3年	525
		理科 403	たのしい理科 4年 上	365
		理科 404	たのしい理科 4年 下	362
		理科 503	たのしい理科 5年 上	427
		理科 504	たのしい理科 5年 下	377
		理科 603	たのしい理科 6年 上	403
		理科 604	たのしい理科 6年 下	401
11	学図	理科 305	小学校理科 3年	525
		理科 405	小学校理科 4年 上	390
		理科 406	小学校理科 4年 下	337
		理科 505	小学校理科 5年 上	429
		理科 506	小学校理科 5年 下	375
		理科 605	小学校理科 6年 上	467
		理科 606	小学校理科 6年 下	337
17	教出	理科 307	新版 理科 3	525
		理科 407	新版 理科 4 上	367
		理科 408	新版 理科 4 下	360
		理科 507	新版 理科 5 上	408
		理科 508	新版 理科 5 下	398
		理科 607	新版 理科 6 上	408
		理科 608	新版 理科 6 下	398
26	信教	理科 309	新しい理科 3年	525
		理科 409	新しい理科 4年 上	370
		理科 410	新しい理科 4年 下	357
		理科 509	新しい理科 5年 上	408
		理科 510	新しい理科 5年 下	398
		理科 609	新しい理科 6年 上	398
		理科 610	新しい理科 6年 下	408
61	啓林館	理科 311	理科 3年	525
		理科 411	理科 4年 上	367
		理科 412	理科 4年 下	360

		記号・番号	書名	頁
		算数 201	新しい算数 2 上	260
		算数 202	新しい算数 2 下	288
		算数 301	新しい算数 3 上	305
		算数 302	新しい算数 3 下	336
		算数 401	新しい算数 4 上	255
		算数 402	新しい算数 4 下	251
		算数 501	新しい算数 5 上	275
		算数 502	新しい算数 5 下	273
		算数 601	新しい算数 6 上	275
		算数 602	新しい算数 6 下	273
3	大書	算数 103	しょうがくさんすう 1ねん	271
		算数 203	しょうがくさんすう 2年 上	277
		算数 204	しょうがくさんすう 2年 下	271
		算数 303	小学算数 3年 上	333
		算数 304	小学算数 3年 下	308
		算数 403	小学算数 4年 上	261
		算数 404	小学算数 4年 下	245
		算数 503	小学算数 5年 上	285
		算数 504	小学算数 5年 下	263
		算数 603	小学算数 6年 上	277
		算数 604	小学算数 6年 下	271
4	大日本	算数 105	たのしいさんすう 1ねん	271
		算数 205	たのしいさんすう 2年 上	275
		算数 205	たのしいさんすう 2年 下	273
		算数 306	たのしい算数 3年 上	322
		算数 306	たのしい算数 3年 下	319
		算数 405	たのしい算数 4年 上	248
		算数 406	たのしい算数 4年 下	258
		算数 505	たのしい算数 5年 上	275
		算数 506	たのしい算数 5年 下	273
		算数 605	たのしい算数 6年 上	284
		算数 606	たのしい算数 6年 下	264
11	学図	算数 107	しょうがっこうさんすう 1ねん	271
		算数 307	小学校さんすう 2年 上	288
		算数 209	小学校さんすう 2年 下	260
		算数 307	小学校算数 3年 上	336
		算数 306	小学校算数 3年 下	305
		算数 407	小学校算数 4年 上	260
		算数 408	小学校算数 4年 下	246
		算数 507	小学校算数 5年 上	275
		算数 509	小学校算数 5年 下	273
		算数 607	小学校算数 6年 上	284
		算数 603	小学校算数 6年 下	264
17	教出	算数 109	新版 さんすう 1	271
		算数 209	新版 算数 2 上	271
		算数 210	新版 算数 2 下	277
		算数 509	新版 算数 3 上	325
		算数 310	新版 算数 3 下	316
		算数 403	新版 算数 4 上	257
		算数 410	新版 算数 4 下	249
		算数 509	新版 算数 5 上	277
		算数 510	新版 算数 5 下	271

		社会 306	小学社会　3　下	306
		社会 405	小学社会　4　上	261
		社会 406	小学社会　4　下	245
		社会 505	小学社会　5　上	307
		社会 506	小学社会　5　下	241
		社会 605	小学社会　6　上	333
		社会 606	小学社会　6　下	261
5	中教	社会 307	小学生の社会科　わたしたちのすむ土地　3　上	328
		社会 308	小学生の社会科　わたしたちのすむ土地　3　下	313
		社会 407	小学生の社会科　住みよいくらし　4　上	260
		社会 408	小学生の社会科　わたしたちと国土　4　下	246
		社会 507	小学生の社会科　国民生活と生産　5　上	313
		社会 508	小学生の社会科　生活の発展（はってん）と環境（かんきょう）　5　下	235
		社会 607	小学生の社会科　日本のあゆみ　6　上	413
		社会 608	小学生の社会科　世界の中の日本　6　下	181
11	学図	社会 309	小学校社会　3　上	365
		社会 310	小学校社会　3　下	256
		社会 409	小学校社会　4　上	301
		社会 410	小学校社会　4　下	205
		社会 509	小学校社会　5　上	317
		社会 510	小学校社会　5　下	231
		社会 609	小学校社会　6　上	363
		社会 610	小学校社会　6　下	231
17	教出	社会 311	新版　社会　3　上	335
		社会 312	新版　社会　3　下	308
		社会 411	新版　社会　4　上	249
		社会 412	新版　社会　4　下	257
		社会 511	新版　社会　5　上	271
		社会 512	新版　社会　5　下	277
		社会 611	新版　社会　6　上	333
		社会 612	新版　社会　6　下	261
38	光村	社会 313	社会　三　上	340
		社会 314	社会　三　下	301
		社会 413	社会　四　上	266
		社会 414	社会　四　下	240
		社会 513	社会　五　上	307
		社会 514	社会　五　下	241
		社会 613	社会　六　上	364
		社会 614	社会　六　下	210
46	帝国	社会 315	楽しく学ぶ社会　3　上	370
		社会 316	楽しく学ぶ社会　3　下	271
		社会 415	楽しく学ぶ社会　4　上	270
		社会 416	楽しく学ぶ社会　4　下	236
		社会 515	楽しく学ぶ社会　5　上	230
		社会 516	楽しく学ぶ社会　5　下	318
		社会 615	楽しく学ぶ社会　6　上	357
		社会 616	楽しく学ぶ社会　6　下	237
社会		地図		
2	東書	地図 401	新しい社会科地図	391
46	帝国	地図 402	楽しい　小学校社会科地図帳　最新版	391
算数		算数		
2	東書	算数 101	あたらしいさんすう　1	271

		書写 301	わたしたちの小学書写 三年	133
		書写 401	わたしたちの小学書写 四年	133
		書写 501	わたしたちの小学書写 五年	133
		書写 601	わたしたちの小学書写 六年	133
2	東書	書写 102	あたらしいかきかた 一	133
		書写 202	新しい書き方 二	133
		書写 302	新しい書き方 三	133
		書写 402	新しい書き方 四	133
		書写 502	新しい書き方 五	133
		書写 602	新しい書き方 六	133
3	大書	書写 103	しょうがくしょしゃ 一ねん	133
		書写 203	小学しょしゃ 二年	133
		書写 303	小学書写 三年	133
		書写 403	小学書写 四年	133
		書写 503	小学書写 五年	133
		書写 603	小学書写 六年	133
11	学図	書写 104	しょうがっこうかきかた 一ねん	133
		書写 204	小学校かきかた 二年	133
		書写 304	小学校書き方 三年	133
		書写 404	小学校書き方 四年	133
		書写 504	小学校書き方 五年	133
		書写 604	小学校書き方 六年	133
17	教出	書写 105	新版 しょしゃ 1	133
		書写 205	新版 しょしゃ 2	133
		書写 305	新版 書写 3	133
		書写 405	新版 書写 4	133
		書写 505	新版 書写 5	133
		書写 605	新版 書写 6	133
38	光村	書写 106	かきかた 一ねん	133
		書写 206	書き方 二年	133
		書写 306	書き方 三年	133
		書写 406	書き方 四年	133
		書写 506	書き方 五年	133
		書写 606	書き方 六年	133
社会	社会			
1	日書	社会 301	わたしたちの小学社会 3 上	335
		社会 303	わたしたちの小学社会 3 下	306
		社会 401	わたしたちの小学社会 4 上	261
		社会 402	わたしたちの小学社会 4 下	245
		社会 501	わたしたちの小学社会 5 上	267
		社会 502	わたしたちの小学社会 5 下	281
		社会 601	わたしたちの小学社会 6 上	333
		社会 602	わたしたちの小学社会 6 下	261
2	東書	社会 303	新しい社会 3 上	355
		社会 504	新しい社会 3 下	286
		社会 403	新しい社会 4 上	242
		社会 404	新しい社会 4 下	264
		社会 603	新しい社会 5 上	331
		社会 504	新しい社会 5 下	217
		社会 603	新しい社会 6 上	401
		社会 604	新しい社会 6 下	193
3	大書	社会 305	小学社会 3 上	335

		国語 604	新しい国語 六 下	278
3	大書	国語 105	しょうがくこくご 1 上	305
		国語 106	しょうがくこくご 1 下	289
		国語 205	小学こくご 2 上	334
		国語 306	小学こくご 2 下	353
		国語 306	小学国語 3 上	339
		国語 306	小学国語 3 下	348
		国語 405	小学国語 4 上	268
		国語 406	小学国語 4 下	280
		国語 505	小学国語 5 上	277
		国語 506	小学国語 5 下	271
		国語 605	小学国語 6 上	281
		国語 606	小学国語 6 下	267
11	学図	国語 107	しょうがっこうこくご 一ねん 上	287
		国語 106	しょうがっこうこくご 一ねん 下	307
		国語 207	小学校こくご 二年 上	323
		国語 208	小学校こくご 二年 下	364
		国語 307	小学校国語 三年 上	345
		国語 208	小学校国語 三年 下	342
		国語 407	小学校国語 四年 上	282
		国語 406	小学校国語 四年 下	266
		国語 607	小学校国語 五年 上	287
		国語 508	小学校国語 五年 下	261
		国語 607	小学校国語 六年 上	275
		国語 508	小学校国語 六年 下	273
17	教出	国語 109	新版 こくご 1 上	292
		国語 110	新版 こくご 1 下	302
		国語 208	新版 国語 2 上	346
		国語 210	新版 国語 2 下	341
		国語 509	新版 国語 3 上	341
		国語 310	新版 国語 3 下	346
		国語 409	新版 国語 4 上	281
		国語 410	新版 国語 4 下	267
		国語 509	新版 国語 5 上	279
		国語 510	新版 国語 5 下	269
		国語 609	新版 国語 6 上	281
		国語 610	新版 国語 6 下	267
38	光村	国語 111	こくご 一 上 かざぐるま	290
		国語 112	こくご 一 下 ともだち	304
		国語 211	こくご 二 上 たんぽぽ	338
		国語 212	こくご 二 下 赤とんぼ	349
		国語 311	国語 三 上 わかば	342
		国語 312	国語 三 下 あおぞら	345
		国語 411	国語 四 上 かがやき	279
		国語 412	国語 四 下 はばたき	269
		国語 511	国語 五 上 銀河	276
		国語 512	国語 五 下 大地	272
		国語 611	国語 六 上 創造	279
		国語 612	国語 六 下 希望	269

国語 書写

1	日書	書写 101	わたしたちのしょうがくしょしゃ 一ねん	133
		書写 201	わたしたちの小学しょしゃ 二年	133

○文部省告示第十二号

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第十一条の規定に基づき、平成七年度において使用される小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教科書の定価を、平成七年二月九日付けで、次のとおり認可した。

平成七年二月十日

文部大臣　与謝野　馨

小学校用

発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	定価（円）
国語	国語		
1　日書	国語 101	わたしたちのしょうがくこくご　1　上	302
	国語 102	わたしたちのしょうがくこくご　1　下	292
	国語 201	わたしたちの小学国語　2　上	339
	国語 302	わたしたちの小学国語　2　下	348
	国語 301	わたしたちの小学国語　3　上	346
	国語 302	わたしたちの小学国語　3　下	341
	国語 401	わたしたちの小学国語　4　上	269
	国語 402	わたしたちの小学国語　4　下	279
	国語 501	わたしたちの小学国語　5　上	269
	国語 502	わたしたちの小学国語　5　下	279
	国語 601	わたしたちの小学国語　6　上	277
	国語 602	わたしたちの小学国語　6　下	271
2　東書	国語 103	あたらしいこくご　一　上	309
	国語 104	あたらしいこくご　一　下	285
	国語 303	新しい国語　二　上	345
	国語 204	新しい国語　二　下	342
	国語 303	新しい国語　三　上	351
	国語 304	新しい国語　三　下	336
	国語 403	新しい国語　四　上	266
	国語 404	新しい国語　四　下	282
	国語 503	新しい国語　五　上	278
	国語 504	新しい国語　五　下	270
	国語 603	新しい国語　六　上	270

○大蔵省・農林水産省告示第一号

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）附則第二十五項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率の特例を次のように定める。

平成七年二月十日

大蔵大臣　武村　正義
農林水産大臣　大河原太一郎

農林漁業金融公庫法（以下「法」という。）別表第二の第三号(二)及び第六号に掲げる資金（同表第三号(二)に掲げる資金にあっては、法第十八条の四第二項に規定する地域において貸し付けられる場合に限る。）のうち、平成十三年三月三十一日までの間に貸し付けられるものの利率については、平成四年十二月二日大蔵省・農林水産省告示第十一号（農林漁業金融公庫法附則第二十五項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める件）の規定にかかわらず、法附則第二十五項の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年三分五厘とし、同項の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分五厘とし、同項の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年四分二厘五毛とし、同項の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分五厘とする。

附　則

この告示の施行前に農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○大蔵省・農林水産省告示第二号

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）別表第二第三号の規定に基づき、昭和六十年七月一日大蔵省・農林水産省告示第三号（農林漁業金融公庫法別表第二の第一号の主務大臣の定める要件を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成七年二月十日

大蔵大臣　武村　正義
農林水産大臣　大河原太一郎

四の1の(1)に次のように加える。

ホ　地域農業の発展に資することを目標として、経営体の育成強化のための地域農業の安定的な生産体制の確立、広域にわたる農業者等の連携の推進、地域資源の活用等により、一体として農業構造及び農業経営の改善を図ることが適当であると認められる一定の地域において、地域農業の発展のための活動の推進、土地基盤、農業近代化施設等農業生産条件の整備、都市住民との交流活動の振興のための条件の整備等農業構造及び農業経営の改善に関し必要な事業を地域の実情に応じて総合的かつ計画的に実施するための具体的な計画であること。

四の1の(2)中「(1)のニの事業にあってはおおむね二年間」の下に「、(1)のホの事業にあってはおおむね二年間又は三年間」を加える。

$$額面金額又は券面金額 \times \frac{4.6}{100} \times \frac{平成7年1月25日から平成7年3月20日までの日数}{365}$$

十　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十一　償還期限　平成十六年九月二十日
ただし、繰り上げて償還することがある。

十二　償還金額　額面金額百円につき百円

十三　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十四　払込期日　平成七年一月二十五日

○大蔵省告示第三十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第八項の規定に基づき、平成七年一月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年二月二十一日

大蔵大臣　武村　正義

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第百八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条ノ

三　発行方法　価格を競争に付して行われる入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）並びに利率及び発行価格を定めて行われる入札発行（以下「定率公募入札発行」という。）

四　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　定率公募入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

五　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で千三百四十六億円

ロ　定率公募入札発行　額面金額で百十億円

六　払込金額

イ　価格競争入札発行　千三百四十七億二千九百九十七万円

ロ　定率公募入札発行　百十億千百万円

七　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

八　発行日　平成七年一月二十五日

九　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円六銭以上のそれぞれの応募価格

ロ　定率公募入札発行　額面金額百円につき百円十銭

十　利率　年二・六パーセント

十一　初期利子　平成七年七月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額又は券面金額 \times \frac{2.6}{100} \times \frac{平成7年1月25日から平成7年7月20日までの日数}{365}$$

十二　第二期以後の利子　毎年一月二十日及び七月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十三　償還期限　平成九年一月二十日
ただし、繰り上げて償還することがある。

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十六　入札参加者　大蔵大臣から通知を受けた者

十七　払込期日　平成七年一月二十五日

○大蔵省告示第三十四号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成六年十二月大蔵省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正し、平成七年四月一日から適用する。

平成七年二月二十四日

大蔵大臣　武村　正義

七十四中「一〇、〇〇〇ズロティにつき本邦通貨四十二円」を「一ズロティにつき本邦通貨四十一円」に改める。

し、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額又は払込金額 \times \frac{4.1}{100} \times \left(\frac{1}{2}+\frac{1}{365}\right)$$

十一　第二期以後の利子　毎年二月二十日及び八月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十二　償還期限　平成十三年二月二十日
ただし、繰り上げて償還することがある。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十五　募集期間　平成七年二月十三日から平成七年二月十四日まで

十六　払込期日　平成七年二月二十日

○大蔵省告示第二十九号

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第一項の規定に基づき、阪神・淡路大震災により相当な損害を受けた地域として大蔵大臣の指定する地域は、次に掲げる地域とする。

平成七年二月二十日

大蔵大臣　武村　正義

都道府県名	指定地域
大阪府	豊中市
兵庫県	神戸市
	尼崎市
	明石市
	西宮市
	洲本市
	芦屋市
	伊丹市
	宝塚市
	三木市
	川西市
	津名郡
	三原郡西淡町

○大蔵省告示第三十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第八項の規定に基づき、平成七年一月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年二月二十一日

大蔵大臣　武村　正義

一　名称及び記号　割引短期国庫債券（第百十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律（平成六年法律第二十八号）第一条及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三　発行方法　価格を競争に付して行われる入札発行

四　募入決定の方法　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

五　発行額　額面金額で一兆四千九百九十八億千万円
うち、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律第一条の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で五千五十二億五千万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で九千九百四十五億六千万円

六　払込金額　一兆四千八百四十二億千四十八万五百円

七　額面金額の種類　千万円、五千万円、一億円及び十億円の四種

八　発行日　平成七年一月二十日

九　発行価格　額面金額百円につき九十八円九十五銭五厘以上のそれぞれの応募価格

十　募入平均価格　額面金額百円につき九十八円九十五銭九厘

十一　償還期限　平成七年七月十日
ただし、繰り上げて償還することがある。なお、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十二　償還金額　額面金額百円につき百円

十三　元金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十四　入札参加者　大蔵大臣から通知を受けた者

十五　払込期日　平成七年一月二十日

○大蔵省告示第三十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成七年一月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年二月二十一日

大蔵大臣　武村　正義

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第百七十四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三　発行方法　金融自由化対策資金による応募

四　発行額　額面金額で千九百億円

五　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

六　発行日　平成七年一月二十五日

七　発行価格　額面金額百円につき百円二十二銭

八　利率　年四・六パーセント

九　初期利子　平成七年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十一号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額又は払込金額 \times \frac{4.6}{100} \times \frac{\text{平成7年1月25日から平成7年3月20日までの日数}}{365}$$

十　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十一　償還期限　平成十六年九月二十日
ただし、繰り上げて償還することがある。

十二　償還金額　額面金額百円につき百円

十三　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十四　払込期日　平成七年一月二十五日

○大蔵省告示第三十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成七年一月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年二月二十一日

大蔵大臣　武村　正義

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第百七十四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三　発行方法　日本銀行による借換えのための引受け

四　発行額　額面金額で四千七百七億二千八百万円

五　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

六　発行日　平成七年一月二十五日

七　発行価格　額面金額百円につき百円二十二銭

八　利率　年四・六パーセント

九　初期利子　平成七年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十一号において規定する期日について同じ。）。

平成七年二月十六日

大蔵大臣 武村 正義

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第百七十七回）

二 発行の根拠法律及びその条項 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条ノ二

三 発行方法 国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する方法による発行

四 発行額 額面金額で一兆円

五 払込金額 一兆六十億七千百四十七万円

六 額面金額の種類 五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

七 発行日 平成七年二月二十日

八 募集の価格 額面金額百円につき百円六十一銭

九 利率 年四・六パーセント

十 初期利子 平成七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号、第十二号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{4.6}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{\text{平成7年2月20日から平成7年3月20日までの日数}}{365}\right)$$

十一 第二期以後の利子 毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十二 終期利子 平成十七年三月二十一日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{4.6}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{365}\right)$$

十三 償還期限 平成十七年三月二十一日 ただし、繰り上げて償還することがある。

十四 償還金額 額面金額百円につき百円

十五 元利金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十六 募集期間 平成七年二月二日から平成七年二月十四日まで

十七 払込期日 平成七年二月二十日

○大蔵省告示第二十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成七年二月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年二月十六日

大蔵大臣 武村 正義

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第百七十七回）

二 発行の根拠法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項

三 発行方法 郵政大臣による国債の募集の取扱い及び取得による発行

四 発行額 額面金額で三百五十億円

五 払込金額 三百五十二億千三百五十万円

六 額面金額の種類 五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

七 発行日 平成七年二月二十日

八 募集の価格 額面金額百円につき百円六十一銭

九 利率 年四・六パーセント

十 初期利子 平成七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号、第十二号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{4.6}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{\text{平成7年2月20日から平成7年3月20日までの日数}}{365}\right)$$

十一 第二期以後の利子 毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十二 終期利子 平成十七年三月二十一日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{4.6}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{365}\right)$$

十三 償還期限 平成十七年三月二十一日 ただし、繰り上げて償還することがある。

十四 償還金額 額面金額百円につき百円

十五 元利金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十六 募集期間 平成七年二月二日から平成七年二月十四日まで

十七 払込期日 平成七年二月二十日

○大蔵省告示第二十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成七年二月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年二月十六日

大蔵大臣 武村 正義

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第百九回）

二 発行の根拠法律及びその条項 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三 発行方法 郵政大臣による国債の募集の取扱い及び取得による発行

四 発行額 額面金額で七十五億円

五 払込金額 七十五億六百七十五万円

六 額面金額の種類 五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

七 発行日 平成七年二月二十日

八 募集の価格 額面金額百円につき百円九銭

九 利率 年二・六パーセント

十 初期利子 平成七年八月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{2.6}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{365}\right)$$

十一 第二期以後の利子 毎年二月二十日及び八月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十二 償還期限 平成九年二月二十日 ただし、繰り上げて償還することがある。

十三 償還金額 額面金額百円につき百円

十四 元利金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十五 募集期間 平成七年二月八日から平成七年二月十四日まで

十六 払込期日 平成七年二月二十日

○大蔵省告示第二十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成七年二月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年二月十六日

大蔵大臣 武村 正義

一 名称及び記号 利付国庫債券（六年）（第八回）

二 発行の根拠法律及びその条項 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三 発行方法 郵政大臣による国債の募集の取扱い及び取得による発行

四 発行額 額面金額で百五億円

五 払込金額 百五億二千五百二十万円

六 額面金額の種類 五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

七 発行日 平成七年二月二十日

八 募集の価額 額面金額百円につき百円二十四銭

九 利率 年四・一パーセント

十 初期利子 平成七年八月二十日を支払期と

○大蔵省告示第二十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成七年二月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年二月三日

大蔵大臣　武村　正義

一　名称及び記号　利付国庫債券（四年）（第三十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三　発行方法　郵政大臣による国債の募集の取扱い及び取得による発行

四　発行額　額面金額で百五億円

五　払込金額　百五億三千六百七十五万円

六　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

七　発行日　平成七年二月二十日

八　募集の価格　額面金額百円につき百円三十五銭

九　利率　年三・七パーセント

十　初期利子　平成七年八月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号、第十二号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{3.7}{100} \times \left(\frac{1}{2}+\frac{1}{365}\right)$$

十一　第二期以後の利子　毎年二月二十日及び八月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十二　終期利子　平成十一年二月二十二日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。

$$額面金額 \times \frac{3.7}{100} \times \left(\frac{1}{2}+\frac{2}{365}\right)$$

十三　償還期限　平成十一年二月二十二日　ただし、繰り上げて償還することがある。

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十六　募集期間　平成七年一月二十七日から平成七年二月十四日まで

十七　払込期日　平成七年二月二十日

○大蔵省告示第二十二号

財務局長又は財務支局長への権限委任に関する省令（平成四年大蔵省令第六十四号）第三条第一項ただし書及び第四条第一項ただし書の規定に基づき、本省監理証券会社及び本省監理金融機関を定める件（平成四年七月大蔵省告示第百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成七年二月八日

大蔵大臣　武村　正義

一中「千代田証券株式会社」を「千代田証券株式会社」に、「東海インターナショナル証券株式会社」を「東海インターナショナル証券株式会社」に改める。

○大蔵省告示第二十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第二項から第四項まで及び第三十九条の二十七第二項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等及び減価補てん金並びに同法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金を次のように指定し、個人にあっては平成六年分以後の所得税、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）にあっては平成六年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

平成七年二月十四日

大蔵大臣　武村　正義

（大中型まき網漁業の不要漁船・漁具処理対策事業に係る転廃業助成金等）

第一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、日本遠洋旋網漁業協同組合又は北部太平洋まき網漁業協同組合連合会（以下この項において「協同組合等」という。）が、水産庁長官の承認を受けた資源管理型漁業構造再編緊急対策事業計画に基づき、資源管理型漁業構造再編緊急対策事業費補助金の交付を受けて行う大中型まき網漁業の不要漁船・漁具処理対策事業（次項において「不要漁船・漁具処理対策事業」という。）を実施することに伴い、平成六年十二月十五日から同年十二月三十一日までの間において、協同組合等から交付される不要漁船・漁具処理対策助成金とする。

2　法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する減価補てん金は、前項に規定する不要漁船・漁具処理対策助成金のうち不要漁船・漁具処理対策事業により廃棄をした漁船及び漁具の当該廃棄の直前における償却後の取得価額又は帳簿価額に相当する部分の金額とする。

3　法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する不要漁船・漁具処理対策助成金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。

（沖合底びき網漁業の不要漁船・漁具処理対策事業に係る転廃業助成金等）

第二条　法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、宮城県沖合底びき網漁業協同組合又は銚子市漁業協同組合（以下この項において「協同組合」という。）が、水産庁長官の承認を受けた資源管理型漁業構造再編緊急対策事業計画に基づき、資源管理型漁業構造再編緊急対策事業費補助金の交付を受けて行う沖合底びき網漁業の不要漁船・漁具処理対策事業（次項において「不要漁船・漁具処理対策事業」という。）を実施することに伴い、平成六年十二月十六日から同年十二月二十一日までの間において、協同組合から交付される不要漁船・漁具処理対策助成金とする。

2　法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する減価補てん金は、前項に規定する不要漁船・漁具処理対策助成金のうち不要漁船・漁具処理対策事業により廃棄をした漁船及び漁具の当該廃棄の直前における償却後の取得価額又は帳簿価額に相当する部分の金額とする。

3　法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する不要漁船・漁具処理対策助成金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。

（沖合底びき網漁業の不要漁船処理対策事業に係る転廃業助成金等）

第三条　法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、山口県以東機船底曳網漁業協同組合が、水産庁長官の承認を受けた特定漁業生産構造再編推進事業計画に基づき、特定漁業生産構造再編推進事業費補助金の交付を受けて行う沖合底びき網漁業の不要漁船処理対策事業（次項において「不要漁船処理対策事業」という。）を実施することに伴い、平成六年十二月二十一日から同年十二月三十一日までの間において、山口県以東機船底曳網漁業協同組合から交付される不要漁船処理対策助成金とする。

2　法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する減価補てん金は、前項に規定する不要漁船処理対策助成金のうち不要漁船処理対策事業により廃棄をした漁船の当該廃棄の直前における償却後の取得価額又は帳簿価額に相当する部分の金額とする。

3　法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する不要漁船処理対策助成金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。

○大蔵省告示第二十四号

パキスタン・イスラム共和国産綿糸に係る関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査について、同条第六項ただし書の規定により調査の期間を延長することとしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月十四日

大蔵大臣　武村　正義

一　延長される調査の期間　二箇月

二　延長の理由

一部の利害関係者からの追加の証拠の提出が遅れたことその他の事情により、調査の透明性を確保しつつ証拠等の十分な検討を行うためには一層の時日を要することとなったこと

○大蔵省告示第二十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成七年二月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

十五条2の規定に従い、平成六年三月九日にセント・ルシアについて効力を生じた。
（平成六年一月十九日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年二月二十八日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百五十三号

ブラジル連邦共和国政府及びホンデュラス共和国政府は、昭和四十六年二月二日にラムサールで作成され、昭和五十七年十二月三日にパリで作成された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書」によって改正された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の加入書を、それぞれ、平成五年五月二十四日及び同年六月二十三日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第十条2の規定に従い、平成五年九月二十四日にブラジル連邦共和国について、また、同年十月二十三日にホンデュラス共和国について、それぞれ効力を生じた。
（平成五年八月二十日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

平成七年二月二十八日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百五十四号

一　次に掲げる各国の政府は、昭和四十六年七月二十四日にパリで作成された「千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。

セント・ルシア　平成五年五月二十一日
ナイジェリア連邦共和国　平成五年六月十日
ボリヴィア共和国　平成五年八月四日
ナミビア共和国　平成五年九月二十一日
ジャマイカ　平成五年九月二十八日
アルバニア共和国　平成五年十二月二日

よって、同条約は、その国名に対応する日に、それぞれの国について効力を生じた。

セント・ルシア　平成五年八月二十四日
ナイジェリア連邦共和国　平成五年九月十四日
ボリヴィア共和国　平成五年十一月四日
ナミビア共和国　平成五年十二月二十四日
ジャマイカ　平成六年一月一日
アルバニア共和国　平成六年三月六日

二　スイス連邦政府は、前記の条約の批准書を平成五年六月二十五日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成五年九月二十五日にスイス連邦について効力を生じた。
（平成五年五月二十四日付け、同年六月十四日付け、同年六月二十五日付け、同年八月四日付け、同年九月二十四日付け、同年十月一日付け及び同年十二月六日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成七年二月二十八日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百五十五号

ウクライナ政府及びベラルーシ共和国政府は、昭和二十七年九月六日にジュネーヴで作成された「万国著作権条約」を承継する旨を、それぞれ、平成六年一月十七日及び同年三月二十九日に国際連合教育科学文化機関事務局長に通告した。
（平成六年三月二十五日付け及び同年五月六日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

平成七年二月二十八日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百五十六号

サウディ・アラビア王国政府は、昭和四十六年七月二十四日にパリで作成された「千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約」の加入書を平成六年四月十三日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第九条2の規定に従い、平成六年七月十三日にサウディ・アラビア王国について効力を生じた。
（平成六年五月二十日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

平成七年二月二十八日　外務大臣　河野　洋平

次のとおり協定した。

第一条

協定は、千九百九十五年二月一日より五年間延長する。

第二条

この議定書は、千九百九十五年二月一日に効力を生ずる。

千九百九十五年一月十三日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

五十嵐広三

アメリカ合衆国政府のために

ジョン・H・ギボンズ

○外務省告示第百五十一号

コズイレフ・ロシア連邦外務大臣一行の訪日に際し、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成七年二月二十八日

外務大臣　河野　洋平

一、外務省周辺地域

期間	地域	
平成七年三月三日午前八時から平成七年三月四日午後四時まで	東京都千代田区	霞が関一丁目 霞が関二丁目 霞が関三丁目 内幸町二丁目
	東京都港区	西新橋一丁目（一番から十五番まで） 虎ノ門一丁目（一番から八番まで）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点	

二、外務省飯倉公館周辺地域

期間	地域	
平成七年三月三日午前八時から平成七年三月四日午後四時まで	東京都港区	麻布台一丁目 麻布台二丁目 麻布台三丁目 麻布狸穴町 麻布永坂町 東麻布一丁目（一番から二十九番まで） 東麻布二丁目（一番から三十三番まで） 東麻布三丁目（一番から八番まで） 芝公園三丁目（六番） 芝公園四丁目（一番から五番まで） 虎ノ門五丁目 麻布十番一丁目（一番から四番まで） 六本木一丁目 六本木三丁目 六本木五丁目（ただし、都道霞が関渋谷線（六本木通り）を除く。）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、都道霞が関渋谷線（六本木通り）、都道環状三号線及び都道三〇一号線（愛宕下通り）の部分を除く。	

三、内閣総理大臣官邸周辺地域

期間	地域	
平成七年三月三日午後四時から同日午後八時まで	東京都千代田区	霞が関三丁目 永田町一丁目（三番から七番まで） 永田町二丁目（一番から十三番まで、十六番、十七番及び二十番）
	東京都港区	赤坂一丁目（一番から六番まで、八番及び九番） 赤坂二丁目（一番から十番まで） 赤坂三丁目（一番から八番まで） 虎ノ門二丁目（一番及び二番）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点	

四、ホテルニューオータニ周辺地域

期間	地域	
平成七年三月二日午後九時から平成七年三月四日午後四時まで	東京都千代田区	紀尾井町 麹町四丁目 麹町五丁目 麹町六丁目
	東京都港区	元赤坂一丁目 元赤坂二丁目（都道環状二号線（外堀通り）の部分及び同線の東側部分に限る。） 赤坂三丁目
	東京都新宿区	四谷一丁目（都道環状二号線（外堀通り）の部分及び同線の東側部分に限る。）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点	

五、日本プレスセンター周辺地域

期間	地域	
平成七年三月四日午後零時から同日午後四時まで	東京都千代田区	内幸町一丁目 内幸町二丁目 日比谷公園 霞が関一丁目 有楽町一丁目（一番から六番まで）
	東京都港区	虎ノ門一丁目（一番） 西新橋一丁目（一番から六番まで） 新橋一丁目（一番、二番及び十四番から十八番まで）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点	

六、東京国際空港周辺地域

期間	地域	
平成七年三月二日午後八時から同日午後十一時まで 平成七年三月四日午後二時から同日午後五時まで	東京都大田区	羽田空港一丁目 羽田空港二丁目 羽田空港三丁目 羽田旭町 羽田三丁目 羽田四丁目 羽田五丁目 羽田六丁目
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点	

○外務省告示第百五十二号

セント・ルシア政府は、平成元年三月二十二日にバーゼルで作成された「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」の加入書を平成五年十二月九日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、その第二

○外務省告示第百四十六号
平成六年九月十九日にダレサラムで、食糧増産援助に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　八億五千万円
3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　江口轄在タンザニア大使
タンザニア側　キゴマ・A・マリマ大蔵大臣
平成七年二月二十七日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百四十七号
平成六年八月二十五日にダレサラムで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　千九百八十六年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　四億円
3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　江口轄在タンザニア大使
タンザニア側　キゴマ・A・マリマ大蔵大臣
平成七年二月二十七日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百四十八号
平成六年十　月　一十九日にマジュロで、マーシャル高校改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマーシャル諸島共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　マーシャル高校改善計画を実施するために必要な
(a)　マーシャル高校施設及び関連施設の建設及び改修に必要な役務の供与
(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　六億千七百万円
3　贈与の使用期限　平成七年十一月二十八日まで
4　署名者
日　本　側　特命全権大使に代わる井沢蓮象
在マーシャル大使館参事官
マーシャル側　エヴェリン・コノウ教育大臣
平成七年二月二十七日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百四十九号
平成六年十二月二十一日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文の附属書の再修正に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。
平成七年二月二十七日
外務大臣　河野　洋平

（日本側書簡）
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百八十八年一月八日付けの交換公文により修正された千九百八十三年十　月八日付けの日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文の附属書に言及するとともに　日本国政府の代表者とアメリカ合衆国政府の代表者との間で最近行われた前記附属書(2)の再修正に関する討議において到達した了解に基づき、同附属書(2)を次のとおり改めることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。
(2)(a)　(1)にいう「武器」は、前記方針において「輸出貿易管理令別表第　の項（一）から（十四）までに掲げる物品のうち軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」と定義されている。同方針は、「武器」製造関連設備は「武器」に準じて取り扱う旨明らかにしている。
(b)　輸出貿易管理令別表第　の関連部分

一
（一）　銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）又はこれらの部分品若しくは附属品（ライフルスコープを除く。）
（二）　爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置又はこれらの部分品若しくは附属品
（三）　火薬類（爆発物を除く。）又はジェット燃料（総発熱量が一グラム当たり一三、〇〇〇カロリー以上のものに限る。）
（四）　火薬又は爆薬の安定剤
（五）　指向性エネルギー兵器又はその部分品
（六）　運動エネルギー兵器（銃砲を除く。）若しくはその発射体又はこれらの部分品
（七）　軍用車両又はその部分品
（八）　軍用船舶若しくはその船体又はこれらの部分品
（九）　軍用航空機又はその部分品若しくは附属品
（十）　防潜網若しくは魚雷防御網又は磁気機雷掃海用の浮揚性電らん
（十一）　装甲板、軍用鉄かぶと又は防弾衣若しくはその部分品
（十二）　軍用探照灯又はその制御装置
（十三）　軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品
（十四）　軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウィルス若しくは細胞株

本大臣は、更に、前記の提案がアメリカ合衆国政府により受諾される場合には、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わって受諾する旨の貴官の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなすこと、並びにその合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。
千九百九十四年十二月二十二日に東京で
日本国外務大臣　河野洋平
アメリカ合衆国臨時代理大使
ラスト・M・デミング殿

（米国側書簡）
（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
（日本側書簡）
本官は、更に、アメリカ合衆国政府が閣下の書簡に述べられた提案を受諾することを同政府に代わって確認し、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなすこと、並びにその合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。
本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。
千九百九十四年十二月二十二日に東京で
アメリカ合衆国臨時代理大使
ラスト・M・デミング
日本国外務大臣　河野洋平閣下

○外務省告示第百五十号
平成七年一月十三日に東京で、エネルギー及びこれに関連する分野における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書の署名が行われ、同議定書は、平成七年二月一日に効力を生じた。
平成七年二月二十七日
外務大臣　河野　洋平

エネルギー及びこれに関連する分野における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書
日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
千九百七十九年五月二日にワシントンで署名され、千九百八十九年四月二十八日及び千九百八十九年十月三十一日に延長され、並びに千九百九十年二月一日に改正されたエネルギー及びこれに関連する分野における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）の有効期間が千九百九十五年二月一日に終了することを認識し、
協定第十一条2の規定に従って行動して、

ン市食肉加工施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ダルハン市食肉加工施設整備計画を実施するために必要な
(a)　冷凍冷蔵設備の建設に必要な生産物及び役務の供与
(b)　機材及びその調達に必要な役務の供与
(c)　前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　九億二千七百万円

3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで

4　署名者
日本側　蓮見義博在モンゴル大使
モンゴル側　ツェベグミドィン・ツォグト通商産業大臣

平成七年二月二十四日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百三十六号
平成六年八月五日にウランバートルで、ザミンウード駅貨物積替施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ザミンウード駅貨物積替施設整備計画を実施するために必要な
(a)　ザミンウード駅における貨物積替施設及び関連施設の改善に必要な生産物及び役務の供与
(b)　機材及びその据付けに必要な役務の供与
(c)　前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　十億七百万円

3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで

4　署名者
日本側　蓮見義博在モンゴル大使
モンゴル側　ツェベグミドィン・ツォグト通商産業大臣

平成七年二月二十四日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百三十七号
平成六年八月五日にウランバートルで、ウランバートル市乳製品加工施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ウランバートル市乳製品加工施設整備計画を実施するために必要な
(a)　機材及びその据付けに必要な役務の供与
(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　八億七千八百万円

3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで

4　署名者
日本側　蓮見義博在モンゴル大使
モンゴル側　ツェベグミドィン・ツォグト通商産業大臣

平成七年二月二十四日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百三十八号
平成六年九月十九日にサン・サルヴァドルで、食糧増産援助に関する次の概要の書簡の交換がエル・サルヴァドル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　五億円

3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで

4　署名者
日本側　石原重孝在エル・サルヴァドル大使
エル・サルヴァドル側　オスカル・アルフレド・サンタマリア外務大臣

平成七年二月二十四日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百三十九号
平成六年十二月二十日にサン・サルヴァドルで、エル・サルヴァドル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエル・サルヴァドル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　エル・サルヴァドルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むエル・サルヴァドルの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　十億円

3　署名者
日本側　石原重孝在エル・サルヴァドル大使
エル・サルヴァドル側　オスカル・アルフレド・サンタマリア外務大臣

平成七年二月二十四日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百四十号
平成六年九月十四日にニアメで、食糧増産援助に関する次の概要の書簡の交換がニジェール共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　五億五千万円

3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで

4　署名者
日本側　西村元彦在ニジェール大使
ニジェール側　アブドゥカリム・セイニ協力担当副大臣

平成七年二月二十四日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百四十一号
平成六年十二月二十六日にヴィエンチャンで、無償資金協力に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易開発会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、ラオスの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　九千三百八十万六千円

3　署名者
日本側　和田雅夫在ラオス大使
ラオス側　ポンサワット・ブーパー外務副大臣

平成七年二月二十七日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百四十二号
平成六年九月二十一日にアンタナナリヴォで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がマダガスカル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百八十六年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　二億五千万円

3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで

4　署名者
日本側　藤井柳太郎在マダガスカル臨時代理大使
マダガスカル側　ジャック・シラ外務大臣

平成七年二月二十七日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百四十三号
平成六年九月十四日にニアメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がニジェール共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百八十六年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　一億円

3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで

4　署名者
日本側　西村元彦在ニジェール大使
ニジェール側　アブドゥカリム・セイニ協力担当副大臣

平成七年二月二十七日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百四十四号
平成七年一月十二日にコロンボで、マハヴェリ道路橋梁建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マハヴェリ道路橋梁建設計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　七千六百万円

3　贈与の使用期限　平成八年一月十一日まで

4　署名者
日本側　野口昊男在スリ・ランカ大使
スリ・ランカ側　A・S・ジャヤワルダナ大蔵、計画、民族問題及び国家統合省次官

平成七年二月二十七日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百四十五号
平成七年一月十八日にサン・サルヴァドルで、東部主要国道橋梁架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエル・サルヴァドル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　東部主要国道橋梁架け替え計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　千八百万円

3　贈与の使用期限　平成八年一月十七日まで

4　署名者
日本側　石原重孝在エル・サルヴァドル大使
エル・サルヴァドル側　オスカル・アルフレド・サンタマリア外務大臣

平成七年二月二十七日
外務大臣　河野　洋平

定書」によって改正された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の加入書を、平成五年八月二十日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第十条2の規定に従い、平成五年十二月二十日にリトアニア共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成五年十一月二十六日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

平成七年二月二十二日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百二十八号

次に掲げる各国の政府は、昭和六十二年九月十六日にモントリオールで作成された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

ソロモン諸島　平成五年六月十七日
ベナン共和国　平成五年七月一日
トゥヴァル　平成五年七月十五日
セント・ルシア　平成五年七月二十八日
ホンデュラス共和国　平成五年十月十四日

よって、同議定書は、その第十六条3の規定に従い、それぞれ、その国名に対応する日に、その国について効力を生じた。

ソロモン諸島　平成五年九月十五日
ベナン共和国　平成五年九月二十九日
トゥヴァル　平成五年十月十三日
セント・ルシア　平成五年十月二十六日
ホンデュラス共和国　平成六年一月十二日

（平成五年九月十二日付け及び同年十一月二十九日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年二月二十二日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百二十九号

一　次に掲げる各国の政府は、平成二年六月二十九日にロンドンで採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正」の批准書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

アイスランド共和国　平成五年六月十六日
ヴェネズエラ共和国　平成五年七月二十九日
フィリピン共和国　平成五年八月九日
ベルギー王国　平成五年十月五日
クロアチア共和国　平成五年十月十五日

よって、同改正は、その第二条3の規定に従い、それぞれ、その国名に対応する日に、その国について効力を生じた。

アイスランド共和国　平成五年九月十四日
ヴェネズエラ共和国　平成五年十月二十七日
フィリピン共和国　平成五年十一月七日
ベルギー王国　平成六年一月三日
クロアチア共和国　平成六年一月十三日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の改正の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

マレイシア　平成五年六月十六日
スリ・ランカ民主社会主義共和国　平成五年六月十六日
チュニジア共和国　平成五年七月十五日

よって、同改正は、その第二条3の規定に従い、それぞれ、その国名に対応する日に、その国について効力を生じた。

マレイシア　平成五年九月十四日
スリ・ランカ民主社会主義共和国　平成五年九月十四日
チュニジア共和国　平成五年十月十三日

（平成五年九月十二日付け、同年十一月二十九日及び同年十二月十日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年二月二十二日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百三十号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成七年二月二十三日

外務大臣　河野　洋平

アメリカ合衆国大使館周辺地域

期間	平成七年二月二十四日から平成八年二月二十三日まで
地域	東京都港区 赤坂一丁目 赤坂二丁目（二番から四番まで、八番から十二番まで及び十五番から二十三番まで） 虎ノ門二丁目 虎ノ門三丁目（一番から七番まで） 虎ノ門四丁目（一番及び二番） 六本木一丁目（一番から三番及び十番）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する区交差点。

○外務省告示第百三十一号

一　モーリシャス共和国政府及びウルグァイ東方共和国政府は、昭和五十二年五月十八日にジュネーヴで署名のために開放された「環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約」の加入書を、それぞれ、平成四年十二月九日及び平成五年九月十六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、その第九条4の規定に従い、それぞれの寄託の日にモーリシャス共和国及びウルグァイ東方共和国について、効力を生じた。

二　ドミニカ国政府は、前記の条約を同国の独立の日である昭和五十三年十一月三日から承継する旨を平成四年十一月九日に国際連合事務総長に通告した。

（平成五年三月十八日付け及び同年十一月一日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年二月二十三日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百三十二号

次に掲げる各国の政府は、昭和六十年三月二十二日にウィーンで作成された「オゾン層の保護のためのウィーン条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

ソロモン諸島　平成五年六月十七日
ベナン共和国　平成五年七月一日
トゥヴァル　平成五年七月十五日
セント・ルシア　平成五年七月二十八日

よって、同条約は、その第十七条3の規定に従い、次のとおりその国名に対応する日に、それぞれの国について効力を生じた。

ソロモン諸島　平成五年九月十五日
ベナン共和国　平成五年九月二十九日
トゥヴァル　平成五年十月十三日
セント・ルシア　平成五年十月二十六日

（平成五年九月十日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年二月二十三日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百三十三号

一　バハマ国政府、ドミニカ共和国政府及びブルネイ・ダルサラーム国政府は、昭和六十二年九月十六日にモントリオールで作成された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の加入書を、それぞれ、平成五年五月四日、同年五月十八日及び同年五月二十七日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同議定書は、その第十六条3の規定に従い、平成五年八月二日にバハマ国について、同年八月十六日にドミニカ共和国について、また、同年八月二十五日にブルネイ・ダルサラーム共和国について、それぞれ効力を生じた。

二　セネガル共和国政府は、前記の議定書の批准書を、平成五年五月六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同議定書は、その第十六条3の規定に従い、平成五年八月四日にセネガル共和国について効力を生じた。

（平成五年九月十四日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年二月二十三日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百三十四号

一　バハマ国政府及びパプア・ニューギニア独立国政府は、平成二年六月二十九日にロンドンで採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正」の受諾書を、それぞれ、平成五年五月四日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同改正は、その第二条3の規定に従い、平成五年八月二日にバハマ国及びパプア・ニューギニア独立国について、それぞれ効力を生じた。

二　セネガル共和国政府及びギリシャ共和国政府は、前記の改正の批准書を、それぞれ、平成五年五月六日及び同年五月十一日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同改正は、その第二条3の規定に従い、平成五年八月四日にセネガル共和国について、また、同年八月九日にギリシャ共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成五年九月十四日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年二月二十三日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百三十五号

平成六年八月五日にウランバートルで、ダルハ

MP0629093	94.09.14	95.01.27
MP0643325	94.09.13	95.01.09
MP0675788	94.09.30	95.01.30
MP0686965	94.10.06	95.01.26
MP0703357	94.10.11	95.01.04
MP0706017	94.10.14	95.01.25
MP0722093	94.10.03	94.10.12
MP0730296	94.10.17	95.01.20
MP0737359	94.10.11	95.01.16
MP0738912	94.09.26	94.10.14
MP0745782	94.10.04	95.01.06
MP0746958	94.10.05	95.01.18
MP0759269	94.09.22	94.10.26
MP0773464	94.10.19	95.01.26
MP0778807	94.10.06	95.01.24
MP0803859	94.10.04	95.01.10
MP0811279	94.09.29	95.01.19
MP0812182	94.10.03	95.01.19
MP0824250	94.10.05	95.01.27
MP0844403	94.10.03	95.01.12
MP0847288	94.10.07	94.10.28
MP0852169	94.10.18	95.01.09
MP0867148	94.09.30	95.01.26
MP0873754	94.10.11	95.01.05
MP0887148	94.10.05	94.11.28
MP0888530	94.10.03	94.11.18
MP0907875	94.10.25	95.01.17
MP0910481	94.10.12	95.01.17
MP0938002	94.10.12	95.01.04
MP0950771	94.10.14	95.01.17
MP0958206	94.10.20	95.01.17
MP0976668	94.10.19	95.01.17
MP0991188	94.11.02	95.01.09
MP0998718	94.10.20	95.01.09
MP1019790	94.10.31	95.01.10
MP1027686	94.10.28	95.01.30
MP1034486	94.11.10	95.01.02
MP1050508	94.11.07	95.01.12
MP1057713	94.11.18	95.01.20
MP1082218	94.09.27	95.01.20
MP1101906	94.11.16	95.01.12
MP1120704	94.11.15	95.01.20
MP1124750	94.10.25	95.01.24
MP1144289	94.11.02	95.01.23
MP1172984	94.11.14	95.01.09
MP1181350	94.11.01	95.01.23
MP1182324	94.11.01	95.01.23
MP1183807	94.11.02	95.01.27
MP1187038	94.11.08	95.01.10
MP1187250	94.11.08	95.01.17
MP1188704	94.11.09	95.01.05
MP1193319	94.11.16	95.01.23
MP1195271	94.11.17	95.01.05
MP1211685	94.10.25	95.01.31
MP1222393	94.11.10	95.01.10
MP1223431	94.11.11	95.01.10
MP1228620	94.11.17	95.01.13
MP1251377	94.11.17	95.01.10
MP1261704	94.11.14	95.01.13
MP1266614	94.11.07	95.01.12
MP1287301	94.11.09	95.01.30
MP1291307	94.11.16	95.01.17
MP1307000	94.12.13	95.01.19
MP1316817	94.11.21	95.01.20
MP1320278	94.11.17	95.01.17
MP1331133	94.11.14	95.01.12
MP1334702	94.11.21	95.01.25
MP1338973	94.11.30	95.01.26
MP1347072	94.11.30	95.01.30
MP1348032	94.12.02	95.01.23
MP1358607	94.11.15	95.01.18
MP1358890	94.11.16	95.01.11
MP1383549	94.11.18	95.01.20
MP1384465	94.11.18	95.01.05
MP1387838	94.11.29	94.12.28
MP1389168	94.11.30	95.01.18
MP1390424	94.12.01	95.01.10
MP1401373	94.11.11	95.01.11
MP1403038	94.11.21	95.01.27
MP1415293	94.11.17	95.01.17
MP1461540	94.12.07	95.01.09
MP1463093	94.11.21	95.01.24
MP1464619	94.12.13	95.01.13
MP1470421	94.11.29	95.01.12
MP1473058	94.11.17	95.01.05
MP1478924	94.11.29	95.01.26
MP1483324	94.12.06	95.01.09
MP1484693	94.12.08	95.01.17
MP1489507	94.11.25	95.01.04
MP1491299	94.12.01	95.01.17
MP1493580	94.12.08	95.01.19
MP1493872	94.12.09	95.01.23
MP1514484	94.11.24	95.01.09
MP1527324	94.12.09	95.01.27
MP1539829	94.11.25	95.01.24
MP1543848	94.12.16	95.01.23
MP1550918	94.11.29	95.01.09
MP1552353	94.12.01	95.01.23
MP1583605	94.12.08	95.01.31
MP1584083	94.12.09	95.01.19
MP1588128	94.12.15	95.01.12
MP1589180	94.12.15	95.01.12
MP1605164	94.11.29	95.01.11
MP1607125	94.12.05	95.01.27
MP1621688	94.12.19	95.01.25
MP1624788	94.11.29	95.01.19
MP1627973	94.12.05	95.01.09
MP1629715	94.12.07	95.01.24
MP1654080	94.12.16	95.01.13
MP1665341	94.12.14	95.01.30
MP1677252	94.12.16	95.01.17
MP1695476	94.12.12	95.01.19
MP1697756	94.12.19	95.01.25
MP1698741	94.12.28	95.01.13
MP1701503	94.12.13	95.01.17
MP1711351	94.12.15	95.01.17
MP1720901	94.12.20	95.01.17
MP1725339	94.12.08	95.01.25
MP1728838	94.12.15	95.01.23
MP1743516	94.12.13	95.01.23
MP1743532	94.12.13	95.01.23
MP1769354	94.12.27	95.01.20
MP1774398	94.12.16	95.01.23
MP1778152	94.12.09	95.01.18
MP1778716	94.12.14	95.01.26
MP1778717	94.12.14	95.01.26
MP1804615	94.12.22	95.01.20
MP1816809	94.12.16	95.01.24
MP1823802	95.01.09	95.01.26
MP1837280	94.12.20	95.01.18
MP1845708	94.12.21	95.01.23
MP1858193	94.12.16	95.01.06
MP1866719	95.01.04	95.01.13
MP1868355	95.01.06	95.01.31
MP1876239	94.12.19	95.01.12
MP1968425	95.01.06	95.01.23
MP1973062	94.12.27	95.01.27
MP2082128	95.01.10	95.01.19

〇外務省告示第百二十四号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成七年二月二十二日

外務大臣　河野　洋平

中華人民共和国大使館周辺地域		
期間	平成七年二月二十三日から平成八年二月二十二日まで	
地域	東京都港区	西麻布三丁目 元麻布二丁目 同三丁目 南麻布五丁目（二番から十六番まで）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、都道霞が関渋谷線（六本木通り）及び都道北品川四谷線（外苑通り）の部分を除く。	

〇外務省告示第百二十五号

カザフスタン共和国政府は、昭和四十七年十一月十六日にパリで採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の受諾書を平成六年四月二十九日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第三十三条の規定に従い、平成六年七月二十九日にカザフスタン共和国について効力を生じた。

（平成六年七月四日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

平成七年二月二十二日

外務大臣　河野　洋平

〇外務省告示第百二十六号

一　パナマ共和国政府は、昭和六十三年十二月二十日にウィーンで作成された「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」の批准書を平成六年一月十三日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、その第二十九条2の規定に従い、平成六年四月十三日にパナマ共和国について効力を生じた。

二　フィンランド共和国政府は、前記の条約の受諾書を平成六年二月十五日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、その第二十九条2の規定に従い、平成六年五月十六日にフィンランド共和国について効力を生じた。

三　ラトヴィア共和国政府は、前記の条約の加入書を平成六年二月二十四日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、その第二十九条2の規定に従い、平成六年五月二十五日にラトヴィア共和国について効力を生じた。

（平成六年四月八日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年二月二十二日

外務大臣　河野　洋平

〇外務省告示第百二十七号

リトアニア共和国政府は、昭和四十六年二月二日にラムサールで作成され、昭和五十七年十二月三日にパリで作成された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議

MN7163182	94.04.19	95.01.18
MN7216747	94.04.25	95.01.04
MN7236256	94.04.15	95.01.23
MN7246419	94.04.14	95.01.24
MN7265531	94.04.14	95.01.30
MN7294240	94.04.20	95.01.18
MN7300546	94.05.11	94.09.05
MN7328212	94.05.06	95.01.13
MN7341564	94.05.10	95.01.31
MN7347230	94.05.18	95.01.17
MN7359236	94.05.06	95.01.26
MN7361539	94.05.09	95.01.17
MN7380345	94.05.06	95.01.30
MN7418085	94.04.22	95.01.04
MN7443467	94.05.02	95.01.13
MN7451342	94.05.13	94.09.08
MN7460509	94.05.09	94.10.31
MN7475023	94.05.09	94.10.25
MN7501625	94.05.09	95.01.30
MN7513230	94.05.02	95.01.17
MN7520914	94.05.23	95.01.20
MN7527905	94.05.13	95.01.23
MN7539203	94.05.13	95.01.23
MN7545132	94.05.20	95.01.26
MN7566405	94.05.10	95.01.27
MN7569486	94.05.12	95.01.20
MN7592948	94.05.25	95.01.06
MN7609658	94.05.18	94.10.07
MN7632315	94.05.16	94.11.03
MN7632316	94.05.16	94.11.03
MN7632331	94.05.16	94.11.03
MN7635962	94.05.20	95.01.12
MN7644834	94.05.16	95.01.10
MN7657584	94.05.18	95.01.18
MN7658304	94.05.18	95.01.30
MN7662213	94.05.20	95.01.27
MN7662244	94.05.24	95.01.05
MN7672581	94.06.02	95.01.12
MN7684847	94.05.26	95.01.09
MN7717523	94.06.10	94.09.05
MN7739067	94.05.20	95.01.19
MN7746109	94.06.02	94.09.30
MN7746486	94.06.02	95.01.18
MN7759165	94.05.20	95.01.24
MN7779999	94.06.02	94.09.05
MN7781851	94.06.08	94.09.20
MN7809603	94.05.25	95.01.19
MN7812000	94.06.10	95.01.12
MN7878317	94.05.31	95.01.12
MN7896515	94.06.02	95.01.23
MN7932157	94.06.01	95.01.17
MN7961419	94.06.07	95.01.30
MN7967799	94.06.16	95.01.24
MN7990024	94.06.10	95.01.27
MN7992789	94.06.14	95.01.26
MN8085820	94.06.10	95.01.16
MN8088074	94.06.15	95.01.19
MN8106432	94.06.13	95.01.27
MN8117341	94.06.23	95.01.18
MN8119249	94.06.24	94.12.28
MN8195470	94.06.23	95.01.19
MN8211573	94.06.24	94.12.12
MN8212697	94.06.28	95.01.26
MN8244376	94.06.28	95.01.20
MN8252061	94.07.06	95.01.06
MN8255331	94.06.28	95.01.17
MN8275764	94.07.13	95.01.06
MN8349371	94.06.29	95.01.11
MN8360584	94.07.05	95.01.24
MN8360585	94.07.05	95.01.26
MN8386554	94.07.01	95.01.31
MN8396661	94.07.12	95.01.23
MN8406377	94.07.07	95.01.27
MN8434475	94.07.14	95.01.09
MN8463879	94.07.15	94.09.16
MN8467466	94.07.08	95.01.12
MN8480150	94.07.13	94.09.01
MN8510175	94.07.15	95.01.19
MN8510359	94.07.15	94.11.10
MN8581066	94.07.25	95.01.17
MN8591595	94.07.13	94.09.20
MN8592794	94.07.14	95.01.30
MN8599503	94.07.20	95.01.26
MN8603372	94.07.22	95.01.17
MN8608220	94.07.28	94.09.01
MN8646447	94.07.18	95.01.06
MN8657019	94.07.25	94.12.14
MN8662195	94.07.28	94.11.10
MN8677481	94.07.28	95.01.10
MN8686819	94.07.19	95.01.13
MN8690438	94.07.22	95.01.18
MN8729843	94.08.18	95.01.09
MN8761996	94.08.03	94.10.14
MN8799526	94.08.12	95.01.20
MN8832361	94.07.27	95.01.24
MN8844468	94.08.02	94.12.27
MN8859382	94.07.28	95.01.04
MN8870069	94.08.08	95.01.20
MN8871147	94.08.09	94.10.03
MN8876851	94.08.12	94.10.07
MN8908331	94.08.10	95.01.18
MN8917595	94.08.11	95.01.23
MN8929068	94.07.29	95.01.11
MN8930558	94.08.03	95.01.10
MN8934584	94.08.15	95.01.17
MN8938416	94.08.09	95.01.30
MN8945929	94.08.08	94.10.06
MN8962601	94.08.09	94.10.25
MN8983212	94.08.23	95.01.04
MN9014587	93.09.08	95.01.10
MN9017079	92.12.07	95.01.18
MN9020700	93.05.13	95.01.17
MN9026573	93.04.26	95.01.26
MN9029419	93.07.26	95.01.13
MN9054042	94.03.22	94.10.24
MN9068371	93.12.02	94.12.02
MN9074248	93.01.05	94.11.04
MN9075201	92.11.02	95.01.04
MN9076024	93.02.08	94.10.26
MN9082165	94.01.04	95.01.20
MN9083190	93.09.01	94.11.15
MN9083232	93.10.13	94.10.21
MN9089352	93.08.25	94.12.27
MN9092472	93.03.30	94.09.05
MN9093453	93.06.10	94.09.06
MN9103121	93.10.12	95.01.12
MN9104609	93.05.26	95.01.17
MN9111020	93.03.15	94.09.21
MN9117006	93.03.22	94.10.31
MN9124796	94.03.23	95.01.23
MN9128426	94.07.21	94.09.09
MN9128907	93.04.19	94.11.16
MN9131812	93.11.30	95.01.25
MN9135993	93.10.26	94.11.10
MN9136296	93.12.13	94.11.10
MN9139143	94.06.14	94.10.05
MN9142816	94.03.30	94.11.29
MN9145847	94.09.12	95.01.11
MN9149450	94.07.04	95.01.11
MN9154976	94.03.14	95.01.19
MN9165205	94.03.25	94.10.18
MN9170664	94.02.04	94.11.25
MN9172702	94.05.26	95.01.20
MN9174173	94.05.25	95.01.10
MN9176024	94.08.05	94.10.19
MN9177547	94.06.16	94.11.10
MN9177786	94.09.06	95.01.08
MN9179488	94.05.11	94.09.07
MN9180106	94.06.23	94.10.06
MN9186600	94.05.09	95.01.25
MN9186694	94.05.12	95.01.25
MN9195427	94.10.20	94.12.01
MN9220124	94.07.20	94.11.10
MN9220749	94.11.10	94.12.28
MN9220807	94.11.16	94.11.21
MN9225298	94.10.14	95.01.10
MP0000831	94.08.12	95.01.24
MP0006285	94.08.09	95.01.25
MP0007517	94.08.10	95.01.25
MP0007549	94.08.10	95.01.23
MP0012804	94.08.17	95.01.18
MP0049655	94.08.09	94.11.15
MP0073498	94.08.17	94.10.14
MP0077342	94.08.22	95.01.20
MP0081854	94.08.25	94.10.05
MP0094287	94.08.25	94.10.25
MP0148460	94.08.24	94.10.27
MP0174647	94.08.17	95.01.25
MP0177307	94.08.19	94.10.26
MP0226000	94.08.26	95.01.24
MP0226546	94.08.29	95.01.17
MP0227159	94.08.31	95.01.13
MP0240989	94.09.07	94.10.14
MP0247581	94.09.02	95.01.24
MP0247582	94.09.02	95.01.24
MP0247774	94.09.02	95.01.17
MP0260576	94.08.23	95.01.11
MP0270859	94.09.02	95.01.05
MP0271118	94.09.02	95.01.27
MP0298895	94.09.19	94.10.11
MP0305924	94.09.09	95.01.23
MP0313130	94.08.25	95.01.24
MP0320897	94.09.13	95.01.13
MP0321274	94.09.14	95.01.25
MP0328932	94.09.07	95.01.17
MP0347131	94.09.02	95.01.27
MP0355854	94.09.19	95.01.24
MP0359762	94.08.30	95.01.31
MP0392790	94.09.13	95.01.18
MP0405317	94.09.02	95.01.18
MP0418552	94.09.21	95.01.18
MP0435882	94.09.22	95.01.27
MP0435894	94.09.22	95.01.27
MP0435895	94.09.22	95.01.27
MP0435896	94.09.22	95.01.27
MP0439377	94.08.31	95.01.24
MP0453369	94.09.20	95.01.13
MP0453740	94.09.20	94.10.14
MP0455848	94.09.22	94.10.31
MP0458892	94.09.02	94.10.25
MP0467935	94.09.12	94.10.13
MP0480082	94.09.13	95.01.10
MP0503210	94.09.20	95.01.17
MP0505085	94.09.21	95.01.19
MP0508200	94.09.27	95.01.05
MP0520822	94.09.21	95.01.13
MP0524389	94.09.29	94.10.04
MP0529478	94.09.09	94.10.06
MP0529961	94.09.12	95.01.12
MP0555067	94.09.12	95.01.17
MP0583621	94.09.22	95.01.19
MP0593678	94.09.22	95.01.17
MP0595460	94.09.27	95.01.04
MP0617747	94.10.06	95.01.24
MP0629091	94.09.14	95.01.27
MP0629092	94.09.14	95.01.27

MN5087426 93.11.12 95.01.30
MN5099745 93.11.11 95.01.19
MN5100358 93.11.12 95.01.27
MN5101438 93.11.17 95.01.30
MN5110824 93.11.10 95.01.30
MN5125330 93.11.12 95.01.18
MN5128051 93.11.18 95.01.04
MN5130529 93.11.25 95.01.18
MN5152335 93.11.26 95.01.25
MN5152822 93.11.29 95.01.20
MN5162398 93.11.15 95.01.13
MN5168172 93.11.22 95.01.24
MN5171997 93.11.26 95.01.10
MN5171998 93.11.26 95.01.10
MN5184386 93.11.18 94.10.19
MN5194767 93.12.03 95.01.31
MN5194768 93.12.03 95.01.31
MN5202143 93.11.18 95.01.17
MN5213951 93.11.24 95.01.10
MN5215953 93.12.01 95.01.04
MN5220795 93.11.26 95.01.24
MN5242293 93.12.02 95.01.30
MN5259663 93.11.18 95.01.19
MN5264416 93.12.08 95.01.26
MN5271795 93.11.30 95.01.26
MN5293283 93.12.17 95.01.06
MN5306069 93.11.25 95.01.17
MN5317155 93.12.09 95.01.09
MN5317400 93.12.13 95.01.27
MN5318548 93.12.13 95.01.24
MN5332786 93.11.19 95.01.26
MN5332902 93.11.18 95.01.13
MN5339650 93.12.02 95.01.18
MN5340203 93.12.02 95.01.26
MN5340303 93.12.02 95.01.06
MN5342293 93.12.06 95.01.09
MN5342358 93.12.06 95.01.09
MN5353668 93.11.29 95.01.27
MN5364282 93.12.07 95.01.31
MN5370521 93.12.02 95.01.17
MN5371233 93.12.07 95.01.17
MN5372929 93.12.17 94.09.22
MN5376682 93.11.25 95.01.17
MN5380983 93.12.08 95.01.18
MN5385888 93.11.29 95.01.24
MN5395097 93.12.07 95.01.19
MN5395459 93.12.08 95.01.25
MN5399054 93.11.30 95.01.30
MN5403905 93.12.09 95.01.18
MN5404137 93.12.09 95.01.26
MN5408943 93.12.22 95.01.20
MN5420219 93.12.10 95.01.06
MN5431609 93.12.14 95.01.25
MN5436862 93.12.16 95.01.31

MN5437237 93.12.01 95.01.31
MN5441674 93.12.28 95.01.27
MN5463534 93.12.20 95.01.20
MN5477888 93.12.27 95.01.19
MN5480900 93.12.06 94.10.20
MN5482598 93.12.08 95.01.11
MN5498216 93.12.02 95.01.09
MN5502199 93.12.20 95.01.10
MN5514255 93.12.15 95.01.19
MN5519116 94.01.06 95.01.18
MN5533947 93.12.16 95.01.17
MN5546576 93.12.22 95.01.06
MN5554500 94.01.07 95.01.18
MN5569461 93.12.27 95.01.17
MN5576164 93.12.07 95.01.06
MN5581295 93.12.27 95.01.23
MN5589789 93.12.17 95.01.17
MN5598801 93.12.17 95.01.10
MN5599175 93.12.17 95.01.06
MN5599824 93.12.20 95.01.17
MN5604399 94.01.04 95.01.04
MN5604708 94.01.05 95.01.24
MN5621567 94.01.04 95.01.18
MN5624830 93.12.14 95.01.26
MN5626364 93.12.16 95.01.06
MN5631462 93.12.22 95.01.12
MN5639895 94.01.11 95.01.19
MN5641163 94.01.12 95.01.13
MN5648159 93.12.17 94.10.04
MN5661444 93.12.20 95.01.06
MN5663368 94.01.07 95.01.23
MN5669777 94.01.07 95.01.18
MN5670762 94.01.11 95.01.26
MN5687524 93.12.20 95.01.26
MN5689949 94.01.10 95.01.23
MN5696307 94.01.19 95.01.20
MN5703685 94.01.07 95.01.23
MN5709656 94.01.11 95.01.27
MN5724793 94.01.18 95.01.31
MN5726298 93.12.24 95.01.20
MN5726999 93.12.28 95.01.25
MN5759799 94.01.06 95.01.23
MN5764431 94.01.13 95.01.20
MN5766830 94.01.19 95.01.23
MN5774174 94.01.12 95.01.27
MN5781066 93.12.22 95.01.11
MN5785377 94.01.12 95.01.09
MN5785885 94.01.12 95.01.27
MN5815065 94.01.04 95.01.11
MN5816584 94.01.11 95.01.19
MN5823903 94.01.20 95.01.31
MN5824337 94.01.21 95.01.25
MN5858262 94.01.27 95.01.20
MN5858300 94.01.26 95.01.26

MN5859937 94.01.31 95.01.24
MN5866567 94.01.24 95.01.25
MN5879908 94.01.10 95.01.19
MN5882089 94.01.12 95.01.20
MN5883492 94.01.14 95.01.27
MN5884517 94.01.13 95.01.19
MN5900300 94.01.10 95.01.17
MN5909038 94.01.18 95.01.20
MN5910112 94.01.19 95.01.19
MN5911988 94.01.21 95.01.09
MN5917342 94.01.27 95.01.05
MN5932719 94.01.20 95.01.19
MN5941438 94.01.12 95.01.19
MN5947026 94.01.20 95.01.13
MN5964720 94.01.24 95.01.18
MN5965008 94.01.25 95.01.09
MN5983894 94.01.28 95.01.31
MN5988299 94.02.03 95.01.19
MN6010456 94.02.02 95.01.13
MN6017142 94.01.31 95.01.19
MN6017188 94.01.31 95.01.06
MN6020653 94.02.02 95.01.27
MN6022830 94.01.20 95.01.18
MN6036526 94.02.09 95.01.20
MN6037450 94.01.19 94.11.03
MN6061651 94.01.27 95.01.13
MN6073240 94.02.02 95.01.25
MN6078857 94.01.24 95.01.20
MN6082920 94.02.04 95.01.18
MN6095550 94.02.08 95.01.26
MN6100193 94.01.25 95.01.23
MN6104486 94.01.27 95.01.24
MN6109922 94.02.14 94.11.22
MN6110683 94.01.28 95.01.26
MN6122315 94.02.02 95.01.26
MN6151011 94.02.08 95.01.25
MN6151986 94.02.09 95.01.17
MN6182530 94.01.26 95.01.30
MN6182931 94.01.31 95.01.09
MN6205710 94.02.16 95.01.20
MN6211711 94.02.07 95.01.31
MN6214835 94.01.27 95.01.06
MN6221387 94.02.01 95.01.17
MN6230888 94.02.21 95.01.06
MN6242131 94.02.03 95.01.26
MN6244050 94.02.10 95.01.25
MN6250167 94.02.21 95.01.04
MN6255674 94.02.04 95.01.04
MN6268353 94.02.03 95.01.20
MN6269337 94.02.17 95.01.23
MN6281725 94.02.02 95.01.23
MN6282335 94.02.04 95.01.17
MN6290671 94.02.10 94.09.22
MN6339237 94.02.04 95.01.31

MN6353327 94.02.24 95.01.20
MN6369257 94.02.16 94.12.31
MN6375498 94.02.23 94.10.11
MN6408039 94.02.10 95.01.30
MN6412447 94.02.22 95.01.23
MN6417648 94.03.02 95.01.25
MN6421455 94.02.23 95.01.30
MN6439096 94.02.18 95.01.30
MN6458410 94.03.02 95.01.10
MN6463013 94.02.21 94.10.07
MN6476954 94.02.18 95.01.13
MN6477437 94.02.21 95.01.26
MN6504033 94.03.09 95.01.30
MN6524351 94.02.23 95.01.18
MN6579385 94.03.02 95.01.04
MN6585482 94.03.16 94.10.26
MN6615258 94.03.28 95.01.27
MN6623140 94.03.10 95.01.13
MN6635558 94.03.14 95.01.31
MN6637373 94.03.16 95.01.20
MN6642274 94.02.25 95.01.17
MN6659303 94.03.02 95.01.25
MN6693113 94.03.09 95.01.20
MN6726703 94.03.16 95.01.20
MN6737486 94.03.07 94.11.14
MN6762085 94.03.14 95.01.13
MN6795752 94.03.14 95.01.23
MN6798909 94.03.18 95.01.30
MN6800127 94.03.22 95.01.30
MN6809493 94.03.22 95.01.09
MN6818075 94.03.10 94.12.12
MN6828345 94.03.23 95.01.24
MN6844566 94.03.18 95.01.26
MN6855320 94.03.23 95.01.30
MN6856566 94.03.24 95.01.11
MN6860062 94.03.28 94.10.19
MN6866961 94.04.04 95.01.11
MN6882203 94.04.01 95.01.23
MN6892344 94.03.16 95.01.26
MN6901783 94.04.06 94.10.26
MN6909179 94.03.24 94.09.30
MN6946909 94.04.08 95.01.05
MN6957708 94.04.05 95.01.12
MN6960191 94.03.31 94.09.06
MN6973462 94.04.12 95.01.12
MN7004122 94.03.30 94.09.27
MN7020776 94.04.07 95.01.20
MN7036491 94.04.08 95.01.17
MN7042897 94.04.18 95.01.26
MN7045995 94.04.05 95.01.26
MN7070799 94.03.31 95.01.19
MN7095160 94.04.14 95.01.18
MN7101628 94.04.07 94.12.26
MN7153776 94.04.07 94.12.07

MN2690910	93.06.02	95.01.11	MN3336661	93.07.06	95.01.11	MN3907482	93.08.18	95.01.10	MN4509206	93.10.04	95.01.04
MN2703318	93.05.27	95.01.11	MN3359559	93.07.06	95.01.25	MN3909443	93.08.20	94.09.08	MN4510472	93.10.07	95.01.26
MN2717057	93.06.01	95.01.18	MN3380639	93.07.13	95.01.30	MN3923034	93.08.09	95.01.10	MN4532764	93.09.24	95.01.19
MN2720881	93.06.03	95.01.20	MN3382366	93.07.06	95.01.17	MN3930032	93.08.20	95.01.10	MN4541015	93.10.06	95.01.25
MN2721716	93.06.01	95.01.25	MN3448032	93.07.15	95.01.17	MN3931025	93.08.24	94.09.21	MN4590364	93.09.22	95.01.18
MN2737132	93.06.02	95.01.11	MN3459882	93.07.27	94.09.05	MN3947776	93.08.27	95.01.12	MN4600977	93.09.27	95.01.20
MN2746609	93.06.03	95.01.25	MN3461715	93.07.28	95.01.10	MN3954170	93.08.19	95.01.17	MN4616519	93.10.18	95.01.30
MN2752184	93.06.02	95.01.25	MN3464442	93.07.30	95.01.25	MN3954171	93.08.19	95.01.17	MN4621598	93.09.29	95.01.04
MN2761498	93.06.07	95.01.20	MN3478410	93.07.21	95.01.10	MN3956609	93.08.11	95.01.25	MN4627105	93.10.12	95.01.12
MN2765716	93.06.02	94.10.04	MN3486065	93.07.14	95.01.23	MN3976180	93.08.24	95.01.25	MN4641443	93.10.04	95.01.26
MN2774359	93.06.02	95.01.26	MN3487844	93.07.20	94.10.06	MN3983101	93.08.10	95.01.19	MN4649282	93.10.14	95.01.26
MN2775911	93.06.07	95.01.20	MN3493201	93.07.16	95.01.11	MN3986504	93.08.18	95.01.12	MN4666971	93.10.05	95.01.10
MN2814432	93.06.08	95.01.17	MN3497989	93.07.21	95.01.12	MN4002198	93.08.19	94.09.16	MN4714828	93.10.14	95.01.05
MN2815091	93.06.04	95.01.23	MN3509849	93.08.03	95.01.09	MN4007500	93.08.26	95.01.25	MN4727680	93.11.04	95.01.18
MN2885681	93.06.15	95.01.20	MN3517995	93.07.21	95.01.23	MN4055783	93.08.16	95.01.30	MN4760166	93.10.22	95.01.18
MN2902826	93.06.18	95.01.27	MN3527526	93.07.30	95.01.30	MN4058623	93.08.19	95.01.18	MN4769562	93.10.26	94.11.07
MN2903239	93.06.21	95.01.23	MN3543972	93.07.16	95.01.10	MN4063212	93.08.26	95.01.13	MN4776555	93.10.15	95.01.23
MN2909009	93.06.15	95.01.31	MN3549030	93.07.22	95.01.20	MN4066610	93.08.18	95.01.30	MN4783473	93.10.13	95.01.23
MN2911981	93.06.17	95.01.23	MN3559988	93.08.03	95.01.10	MN4075704	93.09.03	95.01.30	MN4792525	93.10.14	95.01.19
MN2912725	93.06.15	95.01.05	MN3571126	93.07.15	95.01.30	MN4087999	93.08.31	95.01.06	MN4792831	93.10.14	95.01.19
MN2915283	93.06.14	94.12.08	MN3577036	93.07.28	95.01.24	MN4135331	93.09.06	95.01.24	MN4803097	93.10.18	95.01.11
MN2948520	93.06.22	95.01.24	MN3597325	93.07.21	95.01.24	MN4179713	93.09.17	95.01.05	MN4806185	93.10.21	95.01.19
MN2972935	93.07.01	95.01.19	MN3614600	93.07.22	95.01.11	MN4194974	93.09.14	95.01.25	MN4811532	93.10.28	95.01.19
MN2982959	93.06.17	95.01.05	MN3616550	93.07.22	95.01.20	MN4199845	93.08.27	95.01.25	MN4817739	93.11.05	95.01.31
MN2993400	93.06.17	95.01.20	MN3625530	93.08.05	95.01.13	MN4211507	93.09.09	94.11.16	MN4839456	93.10.15	95.01.30
MN2996354	93.06.22	95.01.01	MN3625816	93.08.06	95.01.25	MN4220421	93.09.03	95.01.24	MN4863051	93.10.22	95.01.20
MN2996355	93.06.22	95.01.01	MN3643171	93.07.23	95.01.11	MN4242483	93.09.14	95.01.10	MN4866462	93.10.29	95.01.20
MN3000910	93.06.17	95.01.26	MN3652079	93.08.03	95.01.26	MN4242602	93.09.14	95.01.12	MN4866468	93.10.29	95.01.20
MN3009383	93.06.17	95.01.09	MN3661072	93.07.30	95.01.17	MN4253679	93.09.08	95.01.30	MN4892142	93.10.20	95.01.31
MN3018235	93.06.22	95.01.19	MN3704488	93.08.02	95.01.17	MN4266709	93.09.10	94.10.11	MN4892483	93.10.20	95.01.26
MN3018912	93.06.22	95.01.17	MN3706282	93.08.05	95.01.26	MN4273592	93.09.02	94.10.24	MN4897335	93.10.27	95.01.27
MN3021166	93.06.21	95.01.16	MN3713238	93.08.06	95.01.19	MN4279530	93.09.09	94.10.27	MN4902368	93.11.02	95.01.10
MN3023307	93.06.23	95.01.25	MN3716729	93.08.04	95.01.27	MN4298652	93.09.10	95.01.31	MN4925298	93.10.28	94.10.12
MN3059969	93.06.28	95.01.04	MN3734021	93.08.11	95.01.26	MN4310546	93.09.24	95.01.18	MN4951418	93.11.05	95.01.30
MN3093330	93.06.23	95.01.04	MN3737968	93.08.05	95.01.23	MN4311788	93.09.29	94.11.16	MN4953660	93.11.01	94.11.10
MN3095370	93.06.25	95.01.19	MN3742482	93.08.05	95.01.27	MN4333722	93.09.16	95.01.30	MN4965990	93.11.05	95.01.10
MN3096690	93.06.28	95.01.26	MN3752299	93.08.06	95.01.20	MN4335326	93.08.31	95.01.27	MN4968798	93.11.10	95.01.30
MN3129555	93.06.29	95.01.27	MN3757787	93.08.10	95.01.18	MN4339235	93.09.22	95.01.26	MN4972066	93.11.12	95.01.23
MN3129599	93.06.29	95.01.17	MN3771784	93.08.05	95.01.19	MN4339742	93.09.27	94.10.20	MN4980244	93.11.05	95.01.25
MN3135323	93.07.05	95.01.27	MN3795004	93.08.05	95.01.12	MN4349391	93.09.13	95.01.10	MN4981307	93.11.10	95.01.19
MN3167895	93.07.13	95.01.24	MN3796465	93.08.06	95.01.17	MN4352255	93.09.24	95.01.19	MN4994520	93.11.01	95.01.10
MN3209269	93.07.13	95.01.27	MN3799214	93.08.10	95.01.17	MN4374740	93.09.21	94.11.03	MN4994581	93.11.01	95.01.24
MN3227480	93.07.09	95.01.09	MN3802338	93.08.12	95.01.30	MN4381190	93.09.14	95.01.26	MN5008347	93.11.02	95.01.31
MN3233235	93.07.15	94.10.26	MN3806188	93.08.17	95.01.25	MN4448756	93.09.22	95.01.26	MN5017819	93.11.17	95.01.17
MN3260899	93.07.12	95.01.10	MN3807414	93.08.17	95.01.17	MN4449869	93.09.24	95.01.23	MN5018920	93.11.18	94.10.18
MN3273969	93.07.06	95.01.31	MN3825936	93.08.06	95.01.19	MN4460198	93.09.24	95.01.10	MN5021279	93.10.29	95.01.27
MN3274391	93.07.07	94.10.11	MN3831052	93.08.11	95.01.26	MN4468815	93.09.28	95.01.24	MN5022841	93.11.01	94.10.05
MN3274829	93.07.08	95.01.11	MN3836343	93.08.16	95.01.18	MN4482545	93.09.16	95.01.20	MN5045966	93.11.10	94.09.20
MN3299074	93.07.02	95.01.23	MN3865156	93.08.12	95.01.25	MN4483967	93.09.17	94.10.06	MN5051496	93.11.22	94.10.11
MN3314724	93.06.29	95.01.13	MN3868472	93.08.16	95.01.05	MN4484495	93.09.20	95.01.18	MN5054398	93.11.17	95.01.25
MN3317957	93.07.14	95.01.26	MN3887584	93.08.23	95.01.25	MN4484625	93.09.20	95.01.10	MN5058238	93.11.05	95.01.19
MN3321807	93.07.02	95.01.30	MN3889995	93.08.18	95.01.24	MN4487486	93.09.22	95.01.17	MN5064414	93.11.17	95.01.17
MN3328261	93.06.25	95.01.24	MN3898329	93.08.10	95.01.31	MN4506111	93.09.27	95.01.05	MN5077410	93.11.09	95.01.19
MN3332137	93.07.08	95.01.12	MN3900227	93.08.12	95.01.13	MN4507926	93.09.30	95.01.18	MN5083170	93.11.22	95.01.30

MN0530550 92.12.17 95.01.13
MN0547162 92.12.14 95.01.05
MN0547590 92.12.15 95.01.23
MN0549949 93.01.05 95.01.13
MN0554228 92.12.17 95.01.20
MN0556329 92.12.15 95.01.06
MN0575852 92.12.21 95.01.13
MN0577596 92.12.22 95.01.06
MN0603395 93.01.06 95.01.12
MN0605859 92.12.24 95.01.13
MN0625693 92.12.22 95.01.09
MN0626492 92.12.24 95.01.12
MN0628763 92.12.25 95.01.25
MN0635583 92.12.25 95.01.12
MN0635879 92.12.28 95.01.05
MN0653076 92.12.25 95.01.12
MN0676702 92.12.28 95.01.26
MN0684606 93.01.05 95.01.12
MN0693413 93.01.07 95.01.17
MN0707975 93.01.14 94.11.10
MN0710237 93.01.06 95.01.12
MN0715017 93.01.05 95.01.13
MN0724081 93.01.05 95.01.06
MN0733311 93.01.06 95.01.18
MN0737379 93.01.06 95.01.23
MN0746547 93.01.18 95.01.20
MN0771592 93.01.08 95.01.31
MN0779988 93.01.11 95.01.20
MN0786328 93.01.08 95.01.24
MN0791928 93.01.08 95.01.18
MN0799567 93.01.19 95.01.20
MN0803339 93.01.11 95.01.17
MN0804053 93.01.11 95.01.25
MN0805845 93.01.13 95.01.09
MN0816369 93.01.13 95.01.17
MN0816396 93.01.13 95.01.30
MN0819184 93.01.13 95.01.17
MN0819209 93.01.13 95.01.04
MN0823429 93.01.18 95.01.20
MN0828478 93.01.18 95.01.26
MN0828479 93.01.18 95.01.26
MN0828912 93.01.18 95.01.10
MN0834641 93.01.13 95.01.20
MN0844081 93.01.13 95.01.26
MN0868588 93.01.14 95.01.09
MN0873284 93.01.20 95.01.23
MN0876580 93.01.19 95.01.17
MN0879584 93.01.26 95.01.06
MN0879737 93.02.02 95.01.20
MN0894263 93.01.20 95.01.17
MN0894264 93.01.20 95.01.17
MN0894265 93.01.20 95.01.17
MN0894266 93.01.20 95.01.17
MN0901939 93.01.14 95.01.19

MN0908974 93.01.21 95.01.10
MN0910523 93.01.26 95.01.25
MN0911152 93.01.19 95.01.16
MN0911633 93.01.21 95.01.10
MN0934917 93.01.20 95.01.17
MN0949594 93.01.27 95.01.05
MN0959569 93.01.20 95.01.30
MN0961478 93.01.22 95.01.25
MN0965529 93.01.25 95.01.20
MN0970720 93.01.26 95.01.26
MN0973247 93.01.21 95.01.05
MN0983756 93.01.22 95.01.19
MN1020561 93.02.03 95.01.30
MN1025734 93.01.28 95.01.11
MN1026795 93.01.28 95.01.18
MN1027366 93.01.27 94.12.15
MN1030653 93.01.26 95.01.03
MN1041748 93.02.02 95.01.26
MN1044183 93.01.28 95.01.20
MN1045063 93.02.01 95.01.26
MN1047080 93.02.01 95.01.25
MN1048584 93.01.27 95.01.30
MN1049775 93.01.28 95.01.24
MN1063830 93.01.29 95.01.31
MN1069451 93.02.01 95.01.06
MN1078360 93.02.01 95.01.24
MN1092315 93.02.05 95.01.23
MN1096559 93.02.03 95.01.19
MN1102664 93.02.01 95.01.30
MN1110278 93.01.29 94.11.17
MN1135704 93.02.03 95.01.27
MN1144256 93.02.09 95.01.18
MN1164524 93.02.12 95.01.20
MN1181086 93.02.03 95.01.13
MN1191476 93.02.05 95.01.06
MN1191701 93.02.05 95.01.11
MN1191821 93.02.08 95.01.18
MN1226283 93.02.10 95.01.19
MN1245429 93.02.10 94.09.12
MN1250747 93.02.15 95.01.18
MN1258287 93.02.10 95.01.23
MN1287852 93.02.12 95.01.17
MN1313136 93.02.22 95.01.26
MN1333693 93.02.22 95.01.26
MN1358404 93.02.19 95.01.12
MN1358827 93.02.23 95.01.20
MN1377672 93.02.18 95.01.17
MN1378572 93.02.23 95.01.11
MN1387401 93.02.19 95.01.24
MN1401214 93.02.19 95.01.30
MN1408205 93.03.02 95.01.11
MN1412238 93.02.24 95.01.13
MN1418201 93.02.23 94.10.26
MN1428994 93.03.04 95.01.24

MN1433792 93.02.26 95.01.24
MN1434035 93.02.22 95.01.31
MN1437176 93.02.23 95.01.13
MN1461952 93.02.26 95.01.10
MN1463381 93.03.01 95.01.20
MN1473871 93.02.26 95.01.30
MN1490840 93.03.02 95.01.25
MN1560962 93.03.09 95.01.09
MN1564170 93.03.03 94.10.19
MN1596486 93.03.12 95.01.24
MN1599461 93.03.08 95.01.23
MN1610343 93.03.08 95.01.11
MN1611967 93.03.10 95.01.13
MN1613812 93.03.11 95.01.31
MN1628095 93.03.16 95.01.20
MN1649166 93.03.10 95.01.10
MN1650312 93.03.12 95.01.06
MN1658361 93.03.11 95.01.18
MN1659513 93.03.12 95.01.04
MN1663096 93.03.11 94.09.16
MN1663608 93.03.12 95.01.25
MN1663612 93.03.12 95.01.25
MN1694084 93.03.15 95.01.06
MN1698974 93.03.24 95.01.19
MN1716684 93.03.18 95.01.19
MN1720857 93.03.16 95.01.30
MN1746293 93.03.26 95.01.26
MN1747882 93.03.22 95.01.25
MN1766620 93.03.22 95.01.30
MN1766840 93.03.22 95.01.13
MN1768026 93.03.22 95.01.27
MN1770513 93.03.22 94.11.16
MN1791862 93.03.24 95.01.10
MN1805995 93.03.24 94.11.17
MN1860332 93.03.29 94.09.13
MN1864060 93.03.25 95.01.31
MN1870945 93.03.31 95.01.20
MN1890336 93.03.30 95.01.11
MN1898548 93.04.05 95.01.09
MN1907641 93.03.30 95.01.25
MN1907676 93.03.31 95.01.24
MN1908586 93.04.01 95.01.19
MN1909634 93.03.30 95.01.05
MN1917020 93.03.31 95.01.27
MN1919283 93.04.02 95.01.18
MN1922060 93.03.31 95.01.27
MN1939646 93.04.08 95.01.30
MN1974050 93.04.02 95.01.05
MN1985723 93.04.07 95.01.24
MN2009146 93.04.05 95.01.17
MN2019429 93.04.09 95.01.31
MN2022012 93.04.06 95.01.06
MN2045942 93.04.21 95.01.09
MN2047759 93.04.20 95.01.13

MN2052020 93.04.08 95.01.17
MN2057527 93.04.12 95.01.26
MN2057716 93.04.12 95.01.27
MN2058806 93.04.13 95.01.24
MN2081855 93.04.07 95.01.31
MN2089395 93.04.14 95.01.23
MN2097567 93.04.14 95.01.04
MN2098112 93.04.15 95.01.04
MN2099816 93.04.15 95.01.04
MN2125587 93.04.22 95.01.31
MN2133864 93.04.20 95.01.31
MN2133974 93.04.20 95.01.31
MN2143943 93.04.19 95.01.26
MN2153372 93.04.19 95.01.27
MN2179863 93.04.21 95.01.26
MN2188013 93.04.19 95.01.20
MN2189985 93.04.23 95.01.30
MN2190003 93.04.20 95.01.10
MN2192735 93.04.21 95.01.23
MN2193574 93.04.21 95.01.23
MN2237617 93.04.26 95.01.17
MN2252002 93.04.28 95.01.31
MN2257536 93.04.27 95.01.18
MN2267301 93.04.23 94.11.29
MN2309275 93.04.30 95.01.11
MN2309410 93.05.06 95.01.20
MN2332647 93.05.11 95.01.23
MN2334333 93.05.10 95.01.30
MN2344227 93.05.06 95.01.23
MN2349810 93.05.06 95.01.13
MN2352027 93.05.10 95.01.17
MN2373033 93.05.10 95.01.09
MN2373325 93.05.07 95.01.31
MN2393061 93.05.10 95.01.12
MN2449008 93.05.11 95.01.17
MN2462592 93.05.18 95.01.13
MN2468828 93.05.26 95.01.17
MN2477533 93.05.14 95.01.19
MN2479930 93.05.17 95.01.17
MN2494544 93.05.18 95.01.26
MN2499806 93.05.14 95.01.10
MN2502941 93.05.19 95.01.25
MN2505054 93.05.18 95.01.23
MN2518584 93.05.21 95.01.20
MN2530513 93.05.19 95.01.19
MN2541408 93.05.20 95.01.31
MN2554137 93.05.20 94.10.14
MN2555910 93.05.21 95.01.23
MN2570537 93.05.19 95.01.17
MN2581120 93.05.21 94.10.06
MN2585071 93.05.24 95.01.17
MN2594511 93.05.25 95.01.26
MN2673037 93.06.04 95.01.17
MN2683897 93.05.31 95.01.01

MM4102160	92.07.08	95.01.09
MM4109275	92.07.15	95.01.30
MM4115019	92.07.21	95.01.17
MM4115818	92.07.22	95.01.09
MM4126506	92.07.07	95.01.17
MM4130093	92.07.09	95.01.30
MM4148720	92.07.17	95.01.17
MM4152794	92.07.20	95.01.24
MM4160063	92.07.20	95.01.04
MM4166903	92.07.24	95.01.25
MM4177415	92.07.03	95.01.18
MM4185519	92.07.13	95.01.18
MM4194068	92.07.06	95.01.11
MM4205028	92.08.05	95.01.09
MM4227563	92.07.23	95.01.13
MM4229970	92.07.28	95.01.23
MM4236528	92.08.10	95.01.04
MM4240963	92.07.07	95.01.25
MM4257283	92.07.06	95.01.17
MM4261492	92.06.30	95.01.30
MM4268117	92.07.13	95.01.17
MM4269667	92.07.15	95.01.31
MM4269972	92.07.15	95.01.12
MM4276996	92.07.08	95.01.20
MM4281303	92.06.30	95.01.18
MM4285110	92.07.09	95.01.23
MM4325303	92.07.03	95.01.27
MM4330394	92.07.10	95.01.17
MM4349196	92.07.16	95.01.23
MM4376593	92.07.20	94.12.16
MM4378465	92.07.21	95.01.30
MM4388670	92.08.03	95.01.23
MM4392766	92.08.06	95.01.04
MM4392835	92.08.07	95.01.17
MM4413786	92.07.23	95.01.23
MM4414399	92.07.29	95.01.19
MM4418623	92.07.20	95.01.18
MM4425542	92.07.24	94.10.05
MM4430764	92.08.06	95.01.24
MM4437701	92.07.30	95.01.17
MM4450430	92.07.22	95.01.27
MM4450574	92.07.22	95.01.17
MM4467613	92.08.11	94.12.13
MM4480204	92.08.03	95.01.17
MM4483876	92.08.06	95.01.26
MM4493681	92.08.17	94.10.13
MM4494009	92.08.17	95.01.10
MM4508750	92.08.05	95.01.09
MM4510142	92.08.06	94.09.30
MM4518035	92.08.14	95.01.23
MM4519391	92.07.22	95.01.20
MM4566250	92.07.21	95.01.12
MM4566879	92.07.21	95.01.27
MM4573927	92.07.30	94.10.22

MM4582917	92.07.30	94.10.03
MM4583136	92.07.31	95.01.20
MM4584885	92.07.21	95.01.27
MM4589778	92.07.28	95.01.09
MM4596700	92.07.21	95.01.17
MM4602032	92.08.05	95.01.31
MM4602636	92.08.06	95.01.18
MM4609784	92.08.07	95.01.04
MM4617754	92.07.30	95.01.18
MM4617755	92.07.30	95.01.18
MM4644324	92.08.12	94.10.28
MM4651284	92.08.14	95.01.23
MM4679567	92.08.31	95.01.25
MM4682351	92.08.13	95.01.04
MM4684518	92.08.26	95.01.17
MM4687697	92.08.21	95.01.20
MM4705170	92.09.08	95.01.10
MM4709629	92.08.24	95.01.17
MM4710843	92.08.28	95.01.16
MM4721765	92.08.28	95.01.20
MM4729382	92.09.02	95.01.10
MM4744915	92.08.25	95.01.17
MM4746180	92.08.26	95.01.10
MM4772372	92.08.20	95.01.20
MM4777426	92.08.27	95.01.26
MM4783701	92.09.07	94.10.28
MM4791715	92.09.21	95.01.18
MM4793256	92.09.24	95.01.26
MM4804461	92.08.31	95.01.05
MM4830130	92.09.10	95.01.20
MM4834547	92.08.17	95.01.27
MM4843762	92.08.31	95.01.11
MM4849844	92.09.08	95.01.17
MM4852459	92.09.10	95.01.26
MM4857417	92.08.27	95.01.19
MM4898179	92.08.25	95.01.19
MM4922096	92.08.26	95.01.18
MM4930449	92.09.11	95.01.13
MM4948706	92.09.10	95.01.13
MM4949018	92.09.14	95.01.06
MM4994537	92.09.07	95.01.24
MM5000779	92.09.08	95.01.27
MM5036753	92.09.08	95.01.17
MM5037032	92.09.09	94.09.22
MM5038458	92.09.11	95.01.17
MM5042163	92.09.01	95.01.17
MM5057457	92.09.21	95.01.06
MM5062988	92.09.04	95.01.25
MM5064819	92.09.08	95.01.19
MM5073727	92.09.14	95.01.13
MM5105933	92.10.05	95.01.12
MM5117216	92.10.30	95.01.31
MM5124032	92.09.14	95.01.12
MM5137220	92.09.11	95.01.30

MM5167037	92.10.05	95.01.25
MM5168420	92.10.09	95.01.25
MM5179657	92.10.06	95.01.17
MM5197167	92.09.18	95.01.13
MM5203344	92.09.30	95.01.24
MM5206242	92.10.05	95.01.25
MM5210993	92.10.12	95.01.23
MM5237878	92.11.02	95.01.26
MM5244243	92.09.29	95.01.16
MM5246251	92.10.02	95.01.17
MM5261279	92.10.23	95.01.11
MM5262751	92.10.27	95.01.05
MM5270368	92.10.01	95.01.26
MM5270844	92.10.02	95.01.17
MM5285266	92.10.05	95.01.20
MM5297019	92.09.07	95.01.17
MM5343186	92.10.13	95.01.05
MM5345784	92.10.23	95.01.17
MM5402192	92.10.07	95.01.31
MM5405942	92.10.12	95.01.24
MM5425575	92.10.08	95.01.30
MM5427709	92.10.14	95.01.10
MM5439651	92.10.28	95.01.05
MM5440003	92.10.29	95.01.05
MM5443303	92.10.20	95.01.26
MM5448465	92.10.23	95.01.17
MM5559609	92.10.09	95.01.17
MM5576139	92.10.23	95.01.17
MM5603596	92.10.26	95.01.20
MM5678810	92.10.30	95.01.20
MM5692221	92.10.28	95.01.31
MM5703104	92.10.22	95.01.06
MM5704970	92.11.04	95.01.20
MM5726382	92.11.04	95.01.20
MM5726383	92.11.04	95.01.20
MM5731954	92.11.06	95.01.17
MN0019296	92.11.05	95.01.26
MN0022377	92.11.06	95.01.09
MN0025261	92.11.05	95.01.18
MN0031665	92.11.13	95.01.18
MN0039101	92.11.05	95.01.17
MN0048841	92.11.17	95.01.17
MN0053714	93.04.14	95.01.09
MN0058525	92.11.06	95.01.25
MN0059451	92.11.11	95.01.25
MN0062504	92.11.06	94.09.20
MN0075380	92.11.09	95.01.18
MN0083933	92.11.06	95.01.30
MN0085050	92.11.06	94.10.12
MN0089092	92.11.06	95.01.24
MN0094988	92.11.18	95.01.16
MN0097758	92.11.13	95.01.26
MN0134723	92.11.13	95.01.18
MN0136630	92.11.16	95.01.12

MN0139422	92.11.16	95.01.23
MN0143439	92.11.20	94.09.27
MN0154579	92.11.16	95.01.13
MN0155428	92.11.18	95.01.09
MN0171423	92.11.16	95.01.24
MN0174871	92.11.19	95.01.10
MN0179119	92.11.18	95.01.20
MN0180495	92.11.19	95.01.27
MN0180555	92.11.19	95.01.27
MN0195353	92.11.19	95.01.17
MN0197480	92.11.18	95.01.30
MN0226301	92.11.19	95.01.20
MN0230945	92.11.20	95.01.23
MN0235241	92.11.24	95.01.05
MN0235691	92.11.26	95.01.11
MN0246329	92.11.24	95.01.11
MN0250059	92.11.24	95.01.05
MN0256865	92.11.30	95.01.20
MN0266182	92.11.26	95.01.10
MN0277643	92.12.01	95.01.11
MN0279032	92.11.24	95.01.13
MN0283897	92.11.25	95.01.26
MN0291515	92.12.01	95.01.19
MN0296937	92.12.03	95.01.09
MN0321960	92.11.27	95.01.17
MN0333996	92.12.18	95.01.18
MN0335584	92.11.26	94.09.05
MN0355496	92.12.02	95.01.02
MN0358380	92.12.01	95.01.20
MN0362529	92.12.01	95.01.19
MN0365071	92.12.02	95.01.24
MN0369363	92.12.03	95.01.24
MN0369691	92.12.04	95.01.26
MN0374369	92.12.01	95.01.17
MN0375643	92.12.03	95.01.17
MN0376284	92.12.03	95.01.17
MN0384270	92.12.04	95.01.17
MN0384815	92.12.07	95.01.16
MN0395787	92.12.03	95.01.25
MN0396954	92.12.15	95.01.11
MN0403243	92.12.07	95.01.25
MN0424881	92.12.07	95.01.10
MN0425413	92.12.09	95.01.23
MN0428549	92.12.09	94.10.19
MN0436438	92.12.09	95.01.24
MN0436635	92.12.09	95.01.20
MN0439393	92.12.10	95.01.17
MN0452438	92.12.10	94.10.11
MN0466476	92.12.15	95.01.06
MN0492510	92.12.14	95.01.27
MN0505574	92.12.22	95.01.17
MN0517482	92.12.16	95.01.27
MN0519957	92.12.17	95.01.13
MN0525718	92.12.15	95.01.17

MM1944129	92.01.29	95.01.10
MM1946391	92.02.05	95.01.13
MM1951707	92.01.22	95.01.26
MM1960305	92.02.03	94.09.02
MM1960786	92.02.03	95.01.23
MM1967988	92.01.28	95.01.04
MM1978778	92.02.03	95.01.13
MM1991194	92.02.13	95.01.26
MM1996745	92.01.24	95.01.25
MM2000482	92.01.31	95.01.09
MM2000595	92.01.31	95.01.31
MM2002892	92.02.01	95.01.30
MM2007483	92.01.31	95.01.11
MM2026886	92.02.15	95.01.16
MM2038874	92.02.12	95.01.17
MM2040629	92.02.18	95.01.24
MM2057908	92.02.10	95.01.18
MM2062604	92.02.06	95.01.20
MM2067914	92.02.03	95.01.18
MM2068382	92.02.03	95.01.18
MM2070951	92.02.06	94.09.01
MM2084775	92.02.04	94.11.08
MM2105705	92.01.31	95.01.20
MM2107168	92.02.05	95.01.27
MM2108535	92.02.10	95.01.31
MM2117257	92.02.03	95.01.13
MM2131349	92.02.05	95.01.30
MM2131351	92.02.05	95.01.30
MM2153469	92.02.04	95.01.24
MM2159241	92.02.20	95.01.20
MM2202251	92.01.29	95.01.24
MM2206460	92.02.05	95.01.30
MM2206542	92.02.05	95.01.17
MM2208933	92.02.10	95.01.18
MM2209787	92.02.12	94.10.25
MM2224218	92.02.18	95.01.31
MM2226459	92.02.06	95.01.12
MM2241689	92.02.19	95.01.06
MM2260534	92.02.21	95.01.26
MM2291501	92.02.10	95.01.20
MM2292090	92.02.14	95.01.20
MM2301628	92.02.26	94.10.03
MM2336306	92.03.09	95.01.25
MM2354809	92.03.05	95.01.17
MM2363268	92.02.19	95.01.24
MM2386445	92.02.17	95.01.10
MM2401039	92.03.05	95.01.09
MM2405253	92.02.26	95.01.12
MM2410869	92.03.13	95.01.10
MM2429403	92.02.21	95.01.27
MM2433200	92.03.02	95.01.19
MM2445539	92.02.21	95.01.23
MM2453146	92.02.25	95.01.19
MM2455632	92.02.27	94.09.20

MM2459659	92.03.03	95.01.20
MM2461938	92.03.05	95.01.26
MM2470773	92.03.11	95.01.17
MM2495734	92.02.25	95.01.26
MM2495735	92.02.25	95.01.26
MM2502049	92.03.16	95.01.23
MM2514799	92.03.12	95.01.25
MM2533828	92.03.18	95.01.23
MM2536365	92.04.07	95.01.24
MM2554669	92.02.28	95.01.10
MM2562318	92.03.11	95.01.06
MM2584378	92.03.16	95.01.09
MM2585257	92.03.17	95.01.27
MM2600871	92.04.02	95.01.25
MM2601895	92.04.06	94.11.21
MM2611649	92.03.16	95.01.27
MM2612197	92.03.21	95.01.19
MM2614922	92.03.25	95.01.24
MM2615174	92.03.18	95.01.17
MM2618444	92.04.07	95.01.17
MM2621156	92.03.19	95.01.23
MM2621402	92.03.19	95.01.10
MM2622338	92.03.25	95.01.17
MM2627264	92.03.18	94.10.19
MM2627265	92.03.18	94.10.19
MM2627775	92.03.19	95.01.26
MM2638207	92.03.11	95.01.11
MM2640239	92.03.12	95.01.13
MM2649092	92.03.25	95.01.09
MM2652863	92.03.31	95.01.19
MM2699901	92.03.27	95.01.20
MM2700911	92.03.30	95.01.17
MM2705013	92.03.18	95.01.20
MM2755608	92.03.27	95.01.18
MM2759462	92.04.02	95.01.12
MM2766200	92.03.18	95.01.24
MM2766912	92.03.18	95.01.31
MM2769179	92.03.23	95.01.13
MM2792735	92.03.16	95.01.17
MM2796676	92.03.26	95.01.13
MM2803514	92.04.02	95.01.13
MM2805073	92.03.18	95.01.17
MM2821571	92.04.06	95.01.20
MM2822138	92.04.06	95.01.26
MM2827609	92.03.18	95.01.10
MM2829594	92.04.01	95.01.30
MM2838468	92.03.25	95.01.13
MM2858783	92.04.14	95.01.17
MM2860455	92.04.02	95.01.25
MM2866687	92.04.10	95.01.12
MM2872283	92.04.06	95.01.06
MM2874260	92.04.06	95.01.09
MM2878163	92.04.10	94.10.25
MM2882338	92.04.17	94.09.21

MM2914925	92.04.06	95.01.25
MM2928673	92.04.09	95.01.23
MM2948963	92.04.23	95.01.17
MM2971343	92.04.15	95.01.13
MM2999658	92.04.24	95.01.26
MM3019610	92.04.18	95.01.27
MM3023068	92.04.30	95.01.17
MM3026553	92.04.13	95.01.18
MM3037542	92.05.08	95.01.27
MM3049869	92.04.22	95.01.23
MM3051588	92.04.23	95.01.18
MM3087400	92.04.15	95.01.25
MM3095318	92.04.20	95.01.17
MM3101700	92.04.16	95.01.17
MM3119555	92.04.15	95.01.17
MM3124837	92.04.16	95.01.31
MM3137313	92.04.13	95.01.20
MM3147733	92.04.20	95.01.23
MM3190178	92.05.11	95.01.23
MM3206185	92.05.15	95.01.13
MM3222650	92.04.24	95.01.19
MM3244946	92.05.27	95.01.09
MM3254986	92.05.15	95.01.27
MM3293691	92.05.07	95.01.10
MM3299674	92.05.14	95.01.17
MM3305145	92.05.20	95.01.26
MM3305262	92.05.20	95.01.20
MM3305634	92.05.26	94.11.03
MM3317769	92.05.22	95.01.06
MM3323006	92.05.26	95.01.06
MM3325138	92.05.07	95.01.25
MM3331951	92.05.01	95.01.13
MM3340147	92.05.21	95.01.20
MM3354915	92.05.13	95.01.12
MM3360571	92.05.19	95.01.23
MM3361607	92.05.20	95.01.25
MM3366142	92.05.06	95.01.10
MM3383447	92.06.04	95.01.31
MM3396916	92.05.14	95.01.26
MM3413976	92.05.20	95.01.10
MM3418902	92.05.13	95.01.17
MM3419378	92.05.14	95.01.13
MM3423245	92.05.20	95.01.05
MM3425287	92.05.25	94.09.13
MM3447224	92.05.18	95.01.12
MM3449730	92.05.26	94.06.17
MM3464929	92.06.08	95.01.30
MM3495573	92.05.07	95.01.13
MM3508421	92.05.18	95.01.23
MM3511759	92.05.25	95.01.20
MM3531007	92.05.25	95.01.10
MM3541381	92.06.02	95.01.13
MM3544174	92.05.21	95.01.17
MM3544762	92.05.28	95.01.17

MM3553165	92.05.25	95.01.20
MM3572942	92.05.20	95.01.25
MM3591642	92.06.02	95.01.11
MM3594161	92.06.11	95.01.12
MM3595721	92.06.16	94.10.25
MM3635059	92.05.18	95.01.26
MM3641128	92.06.09	95.01.18
MM3654013	92.06.25	95.01.26
MM3667158	92.06.12	95.01.31
MM3678722	92.06.10	95.01.20
MM3693641	92.06.03	95.01.23
MM3695270	92.06.04	95.01.17
MM3702650	92.06.12	95.01.26
MM3705846	92.06.17	95.01.13
MM3709907	92.06.22	95.01.05
MM3729400	92.06.17	95.01.30
MM3739649	92.05.29	95.01.19
MM3750902	92.06.16	95.01.09
MM3763344	92.06.23	94.09.20
MM3773735	92.05.29	95.01.26
MM3774249	92.05.28	95.01.23
MM3774912	92.06.05	95.01.31
MM3779768	92.05.29	95.01.31
MM3779986	92.05.29	95.01.18
MM3784621	92.06.05	95.01.09
MM3785926	92.06.09	95.01.20
MM3793094	92.06.04	95.01.26
MM3797762	92.06.16	95.01.24
MM3818623	92.06.25	95.01.26
MM3841552	92.06.25	95.01.24
MM3842503	92.07.02	95.01.11
MM3845999	92.06.26	95.01.24
MM3854736	92.06.18	95.01.19
MM3862798	92.06.15	95.01.09
MM3900003	92.06.15	95.01.25
MM3908158	92.06.10	95.01.19
MM3924975	92.06.26	95.01.09
MM3935017	92.06.08	95.01.13
MM3973663	92.07.17	95.01.24
MM3979746	92.06.26	95.01.13
MM3984424	92.07.02	95.01.17
MM3985393	92.07.03	95.01.26
MM4015680	92.06.18	95.01.17
MM4023168	92.06.17	95.01.18
MM4034113	92.06.17	95.01.10
MM4034941	92.06.19	94.10.25
MM4036506	92.06.25	95.01.25
MM4044288	92.07.07	95.01.26
MM4053351	92.07.23	95.01.13
MM4061046	92.06.29	95.01.25
MM4070401	92.07.09	94.12.13
MM4084677	92.07.01	95.01.30
MM4095109	92.06.30	94.09.19
MM4096869	92.07.01	95.01.13

MM0623346	91.10.08	95.01.12
MM0633329	91.10.14	95.01.23
MM0657888	91.10.21	95.01.17
MM0659191	91.10.24	95.01.11
MM0668239	91.10.23	95.01.20
MM0671049	91.10.29	95.01.11
MM0677695	91.11.01	95.01.25
MM0681596	91.10.03	95.01.17
MM0682840	91.10.14	95.01.24
MM0689262	91.11.06	95.01.20
MM0693057	91.10.14	95.01.30
MM0696925	91.10.18	95.01.26
MM0707039	91.11.07	95.01.13
MM0708036	91.10.07	95.01.13
MM0712192	91.10.15	95.01.25
MM0723896	91.10.16	95.01.26
MM0726094	91.10.03	95.01.13
MM0730084	91.10.21	95.01.20
MM0733255	91.10.29	95.01.18
MM0736727	91.10.11	95.01.10
MM0741452	91.11.05	95.01.25
MM0742042	91.10.08	95.01.06
MM0748728	91.10.22	95.01.27
MM0749412	91.10.23	95.01.19
MM0753049	91.10.04	95.01.26
MM0756757	91.11.11	95.01.24
MM0770967	91.10.18	95.01.17
MM0776109	91.11.01	95.01.12
MM0776739	91.11.02	95.01.25
MM0780277	91.10.25	95.01.26
MM0783316	91.11.12	95.01.19
MM0785176	91.10.24	95.01.20
MM0802121	91.11.01	95.01.10
MM0807519	91.11.08	95.01.25
MM0815459	91.10.22	95.01.24
MM0824115	91.10.25	95.01.13
MM0829233	91.11.02	95.01.17
MM0854580	91.10.23	95.01.13
MM0857733	91.10.31	95.01.04
MM0857848	91.10.31	95.01.19
MM0860660	91.11.07	95.01.23
MM0866329	91.10.28	95.01.12
MM0866460	91.10.28	95.01.04
MM0869091	91.11.08	95.01.13
MM0871106	91.11.16	95.01.04
MM0872265	91.11.20	95.01.04
MM0885220	91.10.19	95.01.13
MM0904332	91.11.07	95.01.05
MM0917793	91.11.07	95.01.20
MM0925836	91.11.18	94.12.07
MM0932932	91.10.28	95.01.23
MM0939846	91.10.25	95.01.19
MM0940462	91.10.28	94.09.27
MM0941809	91.10.31	95.01.20
MM0945427	91.11.13	95.01.20
MM0964704	91.10.31	95.01.20
MM0965007	91.11.01	95.01.11
MM0975398	91.11.05	95.01.16
MM1000365	91.11.28	94.09.06
MM1015318	91.11.25	95.01.23
MM1017921	91.11.28	95.01.05
MM1024878	91.11.05	95.01.23
MM1030846	91.11.15	95.01.12
MM1031372	91.11.18	95.01.23
MM1034704	91.11.22	95.01.09
MM1045728	91.11.21	95.01.20
MM1047383	91.12.07	95.01.19
MM1066665	91.11.29	94.09.02
MM1103610	91.11.19	95.01.12
MM1103612	91.11.19	95.01.12
MM1109075	91.12.02	95.01.05
MM1109443	91.12.03	95.01.17
MM1124771	91.11.22	95.01.24
MM1130089	91.11.14	95.01.30
MM1136901	91.11.22	95.01.13
MM1143299	91.12.03	95.01.27
MM1144047	91.12.04	95.01.27
MM1158032	91.11.27	95.01.27
MM1172554	91.12.11	95.01.09
MM1172592	91.12.11	95.01.09
MM1173638	91.11.21	95.01.26
MM1192132	91.11.21	95.01.30
MM1199885	91.12.02	95.01.31
MM1204875	91.12.07	95.01.11
MM1213726	91.12.05	95.01.05
MM1217868	91.12.04	95.01.18
MM1225663	91.11.22	94.08.31
MM1226617	91.11.25	95.01.20
MM1234087	91.12.09	95.01.04
MM1237091	91.11.21	95.01.05
MM1251658	91.11.27	95.01.17
MM1255144	91.12.09	95.01.31
MM1257901	91.12.24	95.01.19
MM1258366	91.11.22	95.01.19
MM1258714	91.11.22	95.01.23
MM1263831	91.11.29	95.01.18
MM1264849	91.12.02	95.01.13
MM1265826	91.12.03	95.01.31
MM1269588	91.12.06	94.09.02
MM1270611	91.12.09	95.01.04
MM1278173	91.11.28	95.01.25
MM1280970	91.12.03	95.01.25
MM1285807	91.12.11	95.01.20
MM1286426	91.12.11	95.01.04
MM1288692	91.12.16	95.01.13
MM1297386	91.12.18	95.01.20
MM1322157	91.12.02	95.01.06
MM1332900	91.12.06	95.01.30
MM1341964	91.12.06	95.01.26
MM1344468	91.12.18	95.01.10
MM1350216	91.12.25	95.01.17
MM1359779	91.12.11	95.01.24
MM1363961	91.12.26	95.01.17
MM1368942	91.12.09	95.01.23
MM1374730	91.12.02	95.01.17
MM1375036	91.12.02	95.01.05
MM1375868	91.12.03	95.01.17
MM1385082	91.12.07	95.01.17
MM1388224	91.12.03	95.01.17
MM1389093	91.12.10	95.01.12
MM1391392	91.12.16	95.01.24
MM1394182	91.12.11	95.01.26
MM1397673	91.12.24	95.01.27
MM1399523	92.01.06	95.01.30
MM1404535	91.12.11	95.01.12
MM1416838	92.01.13	95.01.23
MM1417780	92.01.14	95.01.26
MM1422452	91.12.17	95.01.05
MM1428920	92.01.09	95.01.24
MM1432191	92.01.13	95.01.26
MM1450052	91.12.26	95.01.11
MM1461047	91.12.16	95.01.06
MM1482264	91.12.20	95.01.26
MM1485169	91.12.25	95.01.11
MM1491277	92.01.09	95.01.20
MM1493396	91.12.13	95.01.06
MM1493645	91.12.16	95.01.30
MM1498196	91.12.20	95.01.10
MM1498501	91.12.20	95.01.26
MM1498876	91.12.24	95.01.25
MM1505731	92.01.06	95.01.30
MM1507734	92.01.14	95.01.06
MM1515756	92.01.08	95.01.30
MM1518971	91.12.12	95.01.30
MM1519174	91.12.12	95.01.26
MM1519175	91.12.12	95.01.26
MM1524015	91.12.19	95.01.27
MM1529865	91.12.26	95.01.13
MM1536837	91.12.17	95.01.10
MM1541475	91.12.25	95.01.24
MM1547063	91.12.24	95.01.12
MM1547220	91.12.25	95.01.24
MM1547591	91.12.27	95.01.30
MM1555851	91.12.11	95.01.17
MM1559840	91.12.19	95.01.23
MM1564679	92.01.07	95.01.18
MM1568787	91.12.12	95.01.26
MM1576355	91.12.16	95.01.09
MM1581864	92.01.09	95.01.23
MM1582165	92.01.09	95.01.31
MM1593233	92.01.07	95.01.05
MM1608478	91.12.24	95.01.20
MM1631765	92.01.17	95.01.13
MM1634755	92.01.24	95.01.25
MM1638505	92.01.10	95.01.26
MM1642660	92.01.22	95.01.05
MM1644518	91.12.12	94.09.09
MM1658468	92.01.16	95.01.25
MM1675590	92.01.22	95.01.12
MM1678931	92.01.06	95.01.20
MM1684446	92.01.06	95.01.17
MM1685934	92.01.16	95.01.30
MM1692352	91.12.25	95.01.11
MM1695798	92.01.16	95.01.30
MM1711246	92.01.08	94.11.09
MM1713728	92.01.10	95.01.23
MM1715543	92.01.16	95.01.27
MM1720719	92.01.16	95.01.10
MM1728021	92.01.10	95.01.11
MM1728199	92.01.13	95.01.17
MM1732859	92.01.17	95.01.26
MM1737164	92.01.21	95.01.24
MM1745751	92.01.13	95.01.26
MM1747973	92.01.16	94.12.01
MM1752500	92.01.20	95.01.23
MM1755837	92.01.22	95.01.26
MM1771339	92.01.10	95.01.17
MM1784652	92.01.16	95.01.27
MM1791348	92.01.30	95.01.17
MM1804124	92.01.22	95.01.31
MM1815518	92.01.18	95.01.25
MM1828869	92.01.16	95.01.17
MM1831932	92.01.21	95.01.19
MM1832961	92.01.22	95.01.12
MM1836252	92.01.27	95.01.05
MM1839528	92.01.31	94.10.17
MM1843817	92.02.07	95.01.10
MM1851844	92.01.27	95.01.25
MM1863266	92.02.10	95.01.19
MM1864509	92.01.10	95.01.26
MM1868242	92.01.17	95.01.25
MM1876117	92.01.17	95.01.10
MM1884003	92.02.06	95.01.06
MM1896730	92.01.22	95.01.26
MM1897439	92.01.29	95.01.30
MM1900439	92.02.05	95.01.09
MM1902393	92.02.15	95.01.25
MM1903623	92.01.22	95.01.25
MM1904892	92.01.23	95.01.13
MM1910584	92.01.29	95.01.23
MM1918411	92.02.07	95.01.20
MM1927114	92.01.16	95.01.26
MM1930687	92.01.21	95.01.25
MM1933893	92.01.21	95.01.20
MM1938167	92.01.30	95.01.19
MM1939670	92.02.06	95.01.19

ML8085503	91.06.26	95.01.18
ML8103195	91.06.17	94.09.27
ML8104758	91.06.18	95.01.05
ML8108666	91.06.21	95.01.17
ML8113908	91.06.28	95.01.27
ML8127647	91.06.24	95.01.13
ML8139556	91.06.11	95.01.30
ML8154994	91.06.27	95.01.10
ML8159683	91.07.05	95.01.13
ML8163958	91.07.18	95.01.24
ML8173835	91.08.02	95.01.06
ML8186501	91.06.27	95.01.17
ML8188826	91.07.01	95.01.26
ML8226775	91.06.28	95.01.27
ML8236484	91.06.28	95.01.24
ML8245465	91.07.06	94.10.11
ML8246358	91.07.09	95.01.18
ML8250338	91.06.27	95.01.20
ML8253016	91.07.03	95.01.27
ML8258809	91.06.26	95.01.27
ML8270317	91.07.04	95.01.31
ML8281452	91.06.25	95.01.24
ML8287272	91.07.09	95.01.10
ML8289893	91.07.16	95.01.04
ML8298842	91.08.08	95.01.27
ML8305511	91.07.09	95.01.25
ML8326207	91.07.10	94.10.07
ML8326328	91.07.10	95.01.17
ML8332546	91.07.17	95.01.23
ML8336869	91.07.22	95.01.18
ML8336874	91.07.22	94.09.07
ML8341346	91.07.03	95.01.19
ML8344286	91.07.06	95.01.26
ML8349589	91.07.11	94.12.27
ML8366422	91.07.16	95.01.17
ML8384739	91.07.18	95.01.25
ML8385493	91.07.19	95.01.17
ML8399544	91.07.08	95.01.18
ML8425316	91.07.23	95.01.12
ML8426494	91.07.24	95.01.24
ML8432634	91.08.07	95.01.31
ML8441078	91.07.12	95.01.20
ML8491082	91.07.16	95.01.20
ML8492993	91.07.18	95.01.23
ML8521173	91.07.04	95.01.25
ML8532448	91.07.11	95.01.09
ML8538840	91.07.26	95.01.30
ML8541593	91.07.10	95.01.27
ML8544235	91.07.19	94.11.10
ML8544237	91.07.19	94.11.10
ML8554323	91.08.14	95.01.23
ML8564528	91.08.06	94.10.28
ML8576289	91.07.17	95.01.26
ML8578982	91.07.23	94.11.10

ML8578990	91.07.23	94.11.10
ML8585207	91.07.18	95.01.04
ML8590501	91.07.17	95.01.26
ML8594566	91.07.26	95.01.27
ML8597365	91.08.03	95.01.31
ML8604473	91.07.26	95.01.26
ML8605499	91.07.29	95.01.24
ML8613548	91.08.06	95.01.13
ML8619719	91.07.22	95.01.30
ML8621853	91.07.24	95.01.30
ML8641781	91.07.22	95.01.17
ML8643636	91.07.23	95.01.17
ML8643758	91.07.23	94.10.17
ML8643894	91.07.23	94.11.10
ML8646251	91.07.25	95.01.10
ML8646643	91.07.25	95.01.24
ML8666853	91.09.03	95.01.18
ML8666874	91.09.03	95.01.20
ML8678522	91.07.25	95.01.10
ML8691983	91.08.08	95.01.05
ML8703960	91.07.22	95.01.20
ML8713707	91.07.23	95.01.27
ML8717901	91.07.29	95.01.04
ML8719965	91.07.31	95.01.30
ML8727161	91.07.26	95.01.09
ML8730740	91.08.05	95.01.23
ML8735439	91.08.14	95.01.31
ML8741145	91.08.02	95.01.30
ML8744704	91.08.13	95.01.09
ML8766769	91.08.16	95.01.10
ML8768706	91.08.26	95.01.18
ML8769508	91.07.25	95.01.20
ML8772162	91.07.29	95.01.06
ML8780027	91.08.12	95.01.26
ML8788764	91.07.30	94.09.27
ML8797207	91.07.26	95.01.13
ML8799772	91.07.31	95.01.23
ML8805706	91.08.07	95.01.26
ML8807957	91.08.03	95.01.25
ML8814140	91.08.06	95.01.04
ML8823934	91.08.13	95.01.10
ML8866971	91.08.22	95.01.26
ML8867856	91.08.23	95.01.17
ML8875073	91.09.05	95.01.09
ML8887544	91.08.09	95.01.18
ML8904451	91.09.07	95.01.19
ML8911932	91.08.13	95.01.30
ML8930982	91.08.13	95.01.18
ML8940764	91.08.22	94.10.18
ML8950388	91.08.08	95.01.05
ML8961665	91.08.20	95.01.17
ML8961729	91.08.20	95.01.05
ML8964821	91.08.26	95.01.05
ML8966770	91.08.28	94.10.31

ML8969948	91.08.26	95.01.27
ML8997939	91.08.28	95.01.26
ML9000819	90.12.06	94.11.16
ML9018400	90.10.01	95.01.26
ML9034864	90.09.26	94.10.18
ML9049580	91.02.13	94.10.04
ML9053060	91.01.15	95.01.20
ML9063162	90.10.24	95.01.25
ML9069055	91.06.07	94.12.09
ML9083525	91.05.30	94.09.23
ML9092982	92.01.09	94.10.05
ML9095555	91.05.20	95.01.18
ML9098484	91.03.11	94.11.03
ML9099647	91.06.05	95.01.23
ML9107588	91.05.03	95.01.18
ML9107851	91.09.10	94.12.02
ML9114420	91.05.24	95.01.13
ML9123154	91.11.14	94.09.20
ML9126075	91.12.19	94.08.24
ML9128908	92.01.28	95.01.11
ML9137185	92.03.10	94.10.14
ML9142940	92.03.30	95.01.09
ML9154112	91.12.11	94.09.27
ML9156407	91.12.20	95.01.25
ML9156744	92.01.10	95.01.31
ML9158097	92.02.06	95.01.09
ML9160668	91.11.21	94.12.06
ML9161842	92.03.11	95.01.06
ML9180979	92.03.23	95.01.05
ML9181517	92.07.18	95.01.24
ML9181945	92.04.14	95.01.12
ML9183489	92.06.05	95.01.11
ML9184001	92.04.10	94.12.22
ML9210935	92.08.17	95.01.23
ML9218576	92.09.15	95.01.20
ML9218756	92.09.28	95.01.25
ML9220294	92.09.11	94.09.06
ML9220716	92.08.28	95.01.05
ML9222706	92.09.24	94.10.27
ML9228679	92.09.17	95.01.05
MM0015184	91.09.04	95.01.06
MM0016593	91.09.06	95.01.10
MM0024031	91.08.19	95.01.30
MM0058256	91.08.13	95.01.18
MM0059624	91.08.15	95.01.24
MM0077735	91.08.28	94.10.19
MM0085635	91.08.29	95.01.06
MM0124404	91.08.31	95.01.25
MM0126135	91.09.10	95.01.06
MM0131465	91.09.11	95.01.17
MM0138573	91.09.12	95.01.09
MM0146517	91.09.13	94.10.14
MM0163502	91.09.19	95.01.18
MM0166402	91.09.26	95.01.13

MM0170408	91.09.07	95.01.17
MM0172209	91.09.19	95.01.31
MM0174962	91.09.11	95.01.11
MM0175832	91.09.17	95.01.30
MM0182413	91.09.06	95.01.12
MM0183477	91.09.09	95.01.27
MM0197837	91.09.04	95.01.05
MM0202900	91.09.11	95.01.19
MM0209302	91.09.20	95.01.23
MM0213459	91.09.26	95.01.26
MM0223239	91.09.07	94.10.19
MM0229989	91.09.18	95.01.09
MM0232368	91.09.20	94.11.03
MM0244843	91.09.02	95.01.25
MM0262114	91.09.25	95.01.17
MM0278138	91.09.12	95.01.31
MM0282247	91.09.20	95.01.31
MM0301672	91.09.30	95.01.20
MM0304366	91.10.03	95.01.25
MM0327707	91.09.17	95.01.13
MM0341114	91.09.03	95.01.30
MM0345926	91.09.11	95.01.23
MM0349171	91.09.20	95.01.17
MM0378499	91.09.26	95.01.10
MM0381316	91.09.24	95.01.26
MM0387105	91.09.30	95.01.18
MM0393002	91.09.19	95.01.06
MM0417662	91.09.30	95.01.27
MM0427018	91.09.25	95.01.31
MM0432074	91.09.24	95.01.05
MM0434972	91.10.09	95.01.23
MM0439707	91.09.27	95.01.10
MM0440577	91.09.30	95.01.10
MM0465364	91.10.14	95.01.30
MM0472129	91.10.01	95.01.10
MM0476522	91.09.20	95.01.09
MM0483118	91.09.17	95.01.23
MM0486826	91.09.25	95.01.25
MM0490883	91.10.02	95.01.31
MM0499796	91.09.26	95.01.31
MM0502710	91.10.03	94.09.05
MM0559989	91.10.21	94.10.28
MM0563058	91.10.03	95.01.17
MM0567363	91.10.09	95.01.31
MM0567827	91.10.09	95.01.20
MM0588854	91.10.04	95.01.24
MM0591396	91.10.11	95.01.13
MM0592895	91.10.16	95.01.19
MM0595935	91.09.27	95.01.12
MM0598042	91.10.01	95.01.19
MM0601467	91.10.05	95.01.23
MM0603692	91.10.08	95.01.13
MM0605365	91.10.09	95.01.20
MM0617489	91.10.19	95.01.26

ML4811074	91.01.21	95.01.17
ML4813422	91.01.14	95.01.17
ML4814478	91.01.18	95.01.09
ML4816074	91.01.23	95.01.23
ML4818718	91.01.31	95.01.30
ML4819562	91.01.19	95.01.19
ML4839154	91.01.17	95.01.20
ML4846597	91.01.28	95.01.18
ML4850799	91.02.07	94.11.17
ML4865419	91.01.16	95.01.13
ML4892579	91.02.22	95.01.04
ML4898149	91.01.24	95.01.24
ML4901055	91.01.29	95.01.20
ML4904732	91.02.04	95.01.18
ML4911606	91.02.18	95.01.06
ML4912211	91.02.19	95.01.23
ML4923066	91.01.28	95.01.30
ML4933302	91.02.16	95.01.17
ML4936570	91.02.22	95.01.11
ML4942369	91.02.01	95.01.24
ML4953687	91.01.30	95.01.13
ML4961723	91.02.12	95.01.30
ML4964010	91.02.15	95.01.20
ML4964012	91.02.15	95.01.23
ML4974233	91.02.06	95.01.25
ML4993503	91.01.31	95.01.13
ML5002548	91.02.04	95.01.27
ML5010606	91.02.08	95.01.26
ML5038193	91.03.14	95.01.23
ML5038945	91.03.18	95.01.31
ML5046815	91.02.21	95.01.30
ML5049537	91.02.25	95.01.13
ML5052565	91.02.21	95.01.20
ML5083239	91.03.06	95.01.11
ML5083513	91.03.07	95.01.18
ML5099778	91.03.07	95.01.24
ML5099878	91.03.07	95.01.17
ML5107012	91.02.22	95.01.04
ML5107163	91.02.25	95.01.04
ML5114847	91.02.18	95.01.20
ML5116792	91.02.21	95.01.12
ML5122338	91.03.08	95.01.09
ML5126090	91.03.18	95.01.23
ML5134826	91.03.07	95.01.19
ML5136973	91.03.13	95.01.30
ML5140242	91.03.07	95.01.26
ML5153596	91.03.04	95.01.26
ML5155467	91.03.08	95.01.26
ML5158285	91.03.15	94.10.25
ML5159059	91.02.15	95.01.30
ML5160832	91.02.21	95.01.13
ML5165255	91.03.13	95.01.20
ML5171236	91.02.20	95.01.05
ML5176656	91.03.05	95.01.19
ML5180609	91.03.13	95.01.19
ML5186081	91.03.20	95.01.24
ML5192473	91.03.07	95.01.31
ML5197907	91.03.15	95.01.17
ML5230218	91.03.04	95.01.09
ML5237306	91.03.18	95.01.25
ML5240143	91.03.22	95.01.26
ML5241042	91.03.25	95.01.12
ML5261856	91.03.01	95.01.20
ML5263786	91.03.12	95.01.12
ML5275002	91.03.05	95.01.10
ML5280030	91.03.26	95.01.30
ML5294207	91.03.14	95.01.25
ML5308031	91.03.18	94.10.26
ML5310700	91.03.20	95.01.05
ML5311393	91.03.22	95.01.23
ML5325802	91.03.20	95.01.18
ML5329079	91.03.25	95.01.17
ML5337448	91.03.27	95.01.19
ML5346713	91.03.20	95.01.20
ML5360589	91.03.30	95.01.16
ML5416387	91.03.27	95.01.06
ML5445228	91.03.22	95.01.04
ML5487099	91.03.28	95.01.24
ML5509701	91.03.25	95.01.19
ML7002459	92.02.05	95.01.19
ML7008323	91.04.04	95.01.05
ML7026833	91.04.08	95.01.12
ML7037588	91.04.01	95.01.24
ML7039532	91.04.03	95.01.04
ML7042179	91.04.05	95.01.31
ML7052536	91.04.08	95.01.30
ML7060220	91.04.08	95.01.20
ML7075253	91.04.03	95.01.11
ML7079857	91.04.09	95.01.27
ML7094457	91.04.08	95.01.20
ML7102091	91.04.08	95.01.10
ML7107273	91.04.06	95.01.11
ML7107502	91.04.09	95.01.18
ML7108980	91.04.02	95.01.18
ML7110727	91.04.01	95.01.09
ML7114603	91.04.09	95.01.27
ML7118140	91.04.01	95.01.26
ML7142385	91.04.03	95.01.27
ML7146291	91.04.03	95.01.27
ML7146326	91.04.03	95.01.26
ML7153264	91.04.02	95.01.17
ML7156462	91.04.16	95.01.25
ML7158143	91.04.19	95.01.10
ML7159488	91.04.24	95.01.09
ML7182080	91.04.22	94.11.04
ML7195021	91.04.17	95.01.12
ML7196123	91.04.18	95.01.26
ML7204419	91.04.17	95.01.09
ML7207118	91.04.22	95.01.18
ML7210651	91.04.17	95.01.13
ML7211019	91.04.19	95.01.11
ML7216045	91.04.16	95.01.09
ML7219317	91.04.15	95.01.26
ML7221212	91.04.22	95.01.12
ML7234059	91.04.20	95.01.05
ML7245462	91.04.16	95.01.17
ML7255824	91.04.22	95.01.09
ML7257441	91.04.24	95.01.30
ML7265763	91.04.18	95.01.04
ML7265870	91.04.19	95.01.24
ML7284608	91.04.15	95.01.17
ML7286640	91.04.19	95.01.27
ML7314292	91.05.09	95.01.30
ML7319712	91.05.07	95.01.30
ML7327762	91.05.01	95.01.26
ML7341615	91.05.20	95.01.24
ML7356295	91.05.14	94.09.20
ML7359262	91.05.17	95.01.30
ML7368242	91.05.08	95.01.25
ML7368671	91.05.14	95.01.19
ML7372250	91.05.02	95.01.13
ML7374745	91.05.13	95.01.27
ML7377507	91.05.17	95.01.30
ML7382514	91.04.26	95.01.26
ML7400788	91.05.16	95.01.10
ML7413983	91.04.25	95.01.20
ML7413985	91.04.25	95.01.20
ML7454625	91.05.07	95.01.13
ML7456422	91.05.15	95.01.25
ML7457375	91.05.18	95.01.26
ML7457594	91.05.20	95.01.25
ML7468448	91.05.13	95.01.23
ML7468590	91.05.13	95.01.27
ML7487361	91.05.22	95.01.24
ML7488007	91.04.24	95.01.17
ML7508565	91.05.08	95.01.24
ML7510327	91.05.20	95.01.11
ML7512005	91.05.02	95.01.05
ML7516731	91.05.20	95.01.26
ML7537928	91.04.26	94.10.28
ML7538953	91.04.30	95.01.12
ML7554881	91.05.24	95.01.25
ML7557048	91.05.13	95.01.24
ML7561456	91.05.20	95.01.24
ML7567256	91.05.14	95.01.17
ML7579635	91.05.22	95.01.17
ML7580823	91.05.24	95.01.17
ML7590601	91.04.30	95.01.31
ML7601236	91.05.21	95.01.24
ML7618268	91.05.22	95.01.23
ML7633658	91.05.15	95.01.23
ML7639170	91.06.01	95.01.26
ML7651107	91.05.28	95.01.05
ML7658172	91.05.31	95.01.30
ML7671391	91.05.28	95.01.23
ML7680729	91.06.07	95.01.30
ML7693633	91.05.31	95.01.17
ML7698888	91.06.06	95.01.27
ML7711538	91.05.29	95.01.13
ML7726120	91.06.05	95.01.25
ML7728962	91.05.30	95.01.27
ML7736481	91.05.23	95.01.23
ML7754790	91.05.22	94.09.20
ML7766698	91.06.05	95.01.13
ML7766699	91.06.05	95.01.13
ML7771532	91.05.24	95.01.09
ML7784547	91.06.10	95.01.25
ML7787740	91.06.14	95.01.25
ML7794447	91.05.27	95.01.19
ML7794652	91.05.28	95.01.04
ML7798109	91.05.21	95.01.31
ML7800627	91.05.17	95.01.20
ML7801649	91.05.27	95.01.20
ML7801810	91.05.28	95.01.09
ML7810086	91.05.20	95.01.10
ML7825738	91.06.19	95.01.19
ML7826299	91.06.20	95.01.20
ML7837174	91.05.29	95.01.27
ML7850659	91.06.12	95.01.26
ML7860411	91.05.29	95.01.09
ML7868608	91.06.11	95.01.13
ML7903829	91.06.05	95.01.23
ML7903876	91.06.05	95.01.23
ML7905104	91.06.07	95.01.19
ML7908047	91.06.12	94.09.13
ML7925797	91.06.20	95.01.25
ML7929948	91.06.04	95.01.18
ML7938330	91.06.03	95.01.11
ML7949104	91.06.20	95.01.19
ML7951434	91.05.30	95.01.24
ML7957167	91.06.20	95.01.24
ML7963759	91.06.19	95.01.25
ML7975453	91.06.25	95.01.17
ML7983734	91.06.20	95.01.31
ML7984060	91.06.21	95.01.05
ML7984651	91.06.24	95.01.23
ML7987918	91.07.04	95.01.20
ML7989492	91.06.19	95.01.30
ML7999779	91.06.12	95.01.17
ML8002082	91.06.14	95.01.19
ML8017077	91.06.15	95.01.18
ML8019007	91.06.19	95.01.12
ML8038674	91.06.20	95.01.24
ML8039706	91.06.21	95.01.30
ML8040690	91.06.24	95.01.23
ML8068695	91.06.25	95.01.12

よって、同条約は、その第二十五条2の規定に従い、それぞれ、その国名に対応する日に、その国について効力を生じた。

トリニダッド・トバゴ共和国　平成六年五月十九日
大韓民国　平成六年五月二十九日
マラウイ共和国　平成六年七月二十日
南アフリカ共和国　平成六年八月三日
クロアチア共和国　平成六年八月七日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約の批准書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

ポルトガル共和国　平成六年一月二十六日
アイルランド　平成六年二月七日
イタリア共和国　平成六年二月七日
ルクセンブルグ大公国　平成六年二月七日
スペイン　平成六年二月七日
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国　平成六年二月七日
トルコ共和国　平成六年六月二十二日

よって、同条約は、その第二十五条2の規定に従い、それぞれ、その国名に対応する日に、その国について効力を生じた。

ポルトガル共和国　平成六年四月二十六日
アイルランド　平成六年五月八日
イタリア共和国　平成六年五月八日
ルクセンブルグ大公国　平成六年五月八日
スペイン　平成六年五月八日
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国　平成六年五月八日
トルコ共和国　平成六年九月二十日

三　デンマーク王国政府及び欧州経済共同体は、前記の条約の承認書を、それぞれ、平成六年二月六日及び同年二月七日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、その第二十五条2の規定に従い、それぞれ、平成六年五月七日にデンマーク王国について、また、同年五月八日に欧州経済共同体について効力を生じた。

（平成六年六月二十七日付け、同年六月三十日付け及び同年七月二十五日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年二月二十日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百二十三号

次の旅券は紛失の届出があったので旅券法第十八条第一項第五号の規定に基づき、それぞれ左記書類に記載の年月日以降無効となった。

平成七年二月二十日

外務大臣　河野　洋平

旅券番号	発行年月日	失効年月日
MA2005247	92.10.02	94.11.09
MA3002299	93.06.01	94.12.28
MA3002300	93.06.01	94.12.28
MA3002301	93.06.01	94.12.28
MA3002302	93.06.01	94.12.28
MB3009911	93.12.20	95.01.19
MB3010431	94.01.12	94.11.16
MB9309877	94.09.28	94.11.16
MK3310056	89.09.29	94.09.13
MK4315983	89.12.27	94.09.16
MK4541952	90.01.25	94.09.27
MK4549853	90.01.24	95.01.12
MK4585349	90.01.29	94.10.24
MK4700689	90.02.06	94.09.28
MK4785300	90.02.21	95.01.17
MK5006635	90.03.09	94.10.04
MK5083859	90.03.17	94.10.19
MK5088887	90.03.01	94.10.14
MK5172627	90.03.20	94.09.27
MK5286035	90.03.22	95.01.19
MK5334766	90.04.02	95.01.10
ML1095398	90.04.11	94.10.24
ML1103131	90.04.20	95.01.04
ML1195091	90.04.23	95.01.23
ML1272786	90.04.05	95.01.23
ML1314261	90.05.11	95.01.13
ML1354066	90.05.09	95.01.26
ML1379041	90.05.11	94.10.21
ML1444322	90.04.25	95.01.06
ML1487322	90.05.08	94.11.24
ML1548667	90.05.18	95.01.17
ML1556186	90.04.27	94.09.27
ML1576564	90.05.16	95.01.13
ML1760902	90.05.23	95.01.16
ML1778825	90.05.21	95.01.09
ML1824359	90.06.04	94.12.15
ML1880125	90.06.13	95.01.09
ML1893954	90.06.20	95.01.03
ML1941290	90.06.18	94.12.15
ML2212538	90.07.09	95.01.16
ML2251274	90.07.03	94.10.20
ML2403996	90.07.03	95.01.19
ML2416151	90.07.10	95.01.23
ML2427495	90.07.19	95.01.04
ML2503163	90.07.13	95.01.06
ML2548558	90.07.20	95.01.02
ML2723914	90.08.07	95.01.13
ML2763739	90.08.03	95.01.04
ML2791763	90.08.09	95.01.01
ML2834738	90.08.28	94.11.04
ML2900255	90.08.17	95.01.18
ML2950659	90.08.18	95.01.18
ML3489387	90.10.15	94.10.07
ML3614652	90.10.15	95.01.27
ML3614661	90.10.15	95.01.27
ML3623282	90.10.24	95.01.18
ML3635685	90.10.23	94.10.14
ML3637935	90.10.24	95.01.24
ML3648261	90.11.14	95.01.13
ML3664432	90.10.17	95.01.06
ML3727949	90.11.02	94.10.25
ML3760021	90.10.20	94.09.13
ML3853217	90.11.07	95.01.25
ML3893716	90.11.14	95.01.04
ML3912378	90.11.07	94.11.08
ML3912749	90.11.07	95.01.05
ML4108593	90.11.30	95.01.09
ML4179854	90.12.18	95.01.04
ML4210188	90.11.30	95.01.04
ML4254212	90.12.10	95.01.04
ML4275067	90.12.07	95.01.20
ML4356485	91.01.10	95.01.17
ML4366562	91.01.05	94.10.18
ML4397831	91.01.10	95.01.12
ML4485986	91.01.17	95.01.17
ML4486765	90.12.15	94.09.28
ML4513775	91.01.18	95.01.25
ML4516621	90.12.27	95.01.12
ML4528858	91.01.08	94.10.20
ML4533125	91.01.11	94.10.25
ML4536255	91.01.17	95.01.12
ML4592001	91.01.17	95.01.09
ML4605663	91.01.18	95.01.17
ML4619831	90.12.21	95.01.10
ML4620977	90.12.26	95.01.13
ML4650037	91.01.22	95.01.13
ML4654035	90.12.26	95.01.11
ML4672924	91.01.17	95.01.10
ML4677401	91.01.25	95.01.23
ML4698041	91.01.07	95.01.09
ML4699285	91.01.09	95.01.30
ML4701047	91.01.11	95.01.24
ML4701369	91.01.11	95.01.09
ML4704040	91.01.17	95.01.13
ML4711140	91.01.16	95.01.06
ML4714163	91.02.01	95.01.23
ML4717340	91.01.16	95.01.04
ML4724738	91.01.28	95.01.30
ML4734460	91.01.25	95.01.19
ML4752184	91.01.23	95.01.24
ML4766426	91.01.23	95.01.23
ML4766437	91.01.23	95.01.26
ML4783855	91.02.05	95.01.20
ML4794563	91.01.21	95.01.27
ML4796542	91.01.22	94.09.12
ML4796543	91.01.22	94.09.12
ML4796544	91.01.22	94.09.12

	ヴィドゥア・インテルイエクタ	ガーナ
	ヴィドゥア・ラルヴィティコラ	ガーナ
	ヴィドゥア・マクロウラ	ガーナ
	ヴィドゥア・オリエンタリス =487	ガーナ
	ヴィドゥア・ラリコラ	ガーナ
	ヴィドゥア・トゴインスィス	ガーナ
	ヴィドゥア・ウィルソニ	ガーナ
むくどり科	グラクラ・レリギオサ	タイ
爬虫綱		
かめ目		
すっぽん科	トリオニュクス・トリウングイス	ガーナ
よこくびがめ科	ペロメドゥサ・スブルファ	ガーナ
	ペルスィオス・アダンソニイ	ガーナ
	ペルスィオス・カスタネウス	ガーナ
	ペルスィオス・ガボネンスィス =488	ガーナ
	ペルスィオス・ニゲル	ガーナ
へび亜目		
へび科	アトレティウム・スキストスム	インド
	ケルベルス・リュンコプス	インド
	クセノクロフィス・ピスカトル =489	インド
コブラ科	ミクルルス・ディアステマ	ホンデュラス
	ミクルルス・ニグロキンクトゥス	ホンデュラス
くさりへび科	アグキストロドン・ビリネアトゥス	ホンデュラス
	ボトロプス・アスペル	ホンデュラス
	ボトロプス・ナストゥス	ホンデュラス
	ボトロプス・ヌンミフェル	ホンデュラス
	ボトロプス・オフリュオメガス	ホンデュラス
	ボトロプス・スクレゲリイ	ホンデュラス
	クロタルス・ドゥリスス	ホンデュラス
	ヴィペラ・ルセルリイ	インド
植物界		
グネツム科	グネトゥム・モンタヌム #1	ネパール
もくれん科	タラウマ・ホドグソニイ #1	ネパール
けし科	メコノプスィス・レギア #1	ネパール
まき科	ポドカルプス・ネリイフォリウス #1	ネパール
すいせいじゅ科	テトラケントロン・スィネンセ #1	ネパール

○外務省告示第百十七号

コモロ・イスラム連邦共和国政府は、大正十三年一月二十五日にパリで署名された「国際獣疫事務局ヲ巴里ニ創設スル為ノ国際協定」への加入を平成五年十二月二十二日にフランス共和国政府に通告した。

（平成六年二月二十四日付け在本邦フランス大使館口上書）

平成七年二月十七日　　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百十八号

アゼルバイジャン共和国政府は、昭和四十七年十一月十六日にパリで作成された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の批准書を平成五年十二月十六日に国際連合教育科学文化機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第三十三条の規定に従い、平成六年三月十六日にアゼルバイジャン共和国について効力を生ずる。

（平成六年二月二十四日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

平成七年二月十七日　　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百十九号

エストニア共和国政府及びリベリア共和国政府は、昭和四十二年七月十四日にストックホルムで作成された「千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約」の加入書を、それぞれ、平成六年五月二十四日及び同年五月二十七日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第二十一条(3)の規定に従い、平成六年八月二十四日にエストニア共和国について、また、同年八月二十七日にリベリア共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成六年五月二十四日付け及び同年五月二十七日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成七年二月十七日　　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百二十号

エストニア共和国政府、リベリア共和国政府及びスワジランド王国政府は、「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約」の加入書を、それぞれ、平成六年五月二十四日、同年五月二十七日及び同年六月二十日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第六十三条(2)の規定に従い、平成六年八月二十四日にエストニア共和国について、同年八月二十七日にリベリア共和国について、また、同年九月二十日にスワジランド王国について効力を生じた。

（平成六年五月二十四日付け、同年五月二十七日付け及び同年六月二十日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成七年二月十七日　　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百二十一号

平成五年八月六日にモロニで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がコモロ・イスラム連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百八十六年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　一億五千万円

3　贈与の使用期限　平成六年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　原島秀毅在コモロ大使

コモロ側　ムスリム・ベン・ムサ外務・協力大臣

平成七年二月十七日　　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百二十二号

一　次に掲げる各国の政府は、平成元年三月二十二日にバーゼルで作成された「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する バーゼル条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

トリニダッド・トバゴ共和国	平成六年二月十八日
大韓民国	平成六年二月二十八日
マラウイ共和国	平成六年四月二十一日
南アフリカ共和国	平成六年五月五日
クロアチア共和国	平成六年五月九日

科	名	国
かえでちょう科	アマディナ・ファスキアタ	ガーナ
	アマンダヴァ・スブフラヴァ(=469)	ガーナ
	エストリルダ・アストリルド	ガーナ
	エストリルダ・カイルレスケンス	ガーナ
	エストリルダ・メルポダ	ガーナ
	エストリルダ・トログロデュテス	ガーナ
	ラゴノスティクタ・ララ	ガーナ
	ラゴノスティクタ・ルブリカタ	ガーナ
	ラゴノスティクタ・ルフォピクタ	ガーナ
	ラゴノスティクタ・セネガラ	ガーナ
	ラゴノスティクタ・ヴィナケア(=470)	ガーナ
	ロンクラ・ピコロル(=471)	ガーナ
	ロンクラ・カンタンス(=472)	ガーナ
	ロンクラ・ククルラタ(=471)	ガーナ
	ロンクラ・フリンギルロイデス(=471)	ガーナ
	マンディンゴア・ニティドゥラ(=473)	ガーナ
	ネソカリス・カピストラタ	ガーナ
	ニグリタ・ピコロル	ガーナ
	ニグリタ・カニカピルラ	ガーナ
	ニグリタ・フスコノタ	ガーナ
	ニグリタ・ルテイフロンス	ガーナ
	オルテュゴスピザ・アトリコルリス	ガーナ
	パルモプティラ・ルブリフロンス(=474)	ガーナ
	フォリドルニス・ルスティアイ	ガーナ
	ピュレネステス・オストリヌス(=475)	ガーナ
	ピュティリア・ヒュポグランミカ	ガーナ
	ピュティリア・フォイニコプテラ	ガーナ
	スペルモファガ・ハイマティナ	ガーナ
	ウライギントゥス・ベンガルス(=476)	ガーナ
はたおりどり科	アンブリュオスピザ・アルビフロンス	ガーナ

名	国
アナプレクテス・ルブリケプス(=477)	ガーナ
アノマロスピザ・インベルビス	ガーナ
ブバロルニス・アルビロストリス	ガーナ
エウプレクテス・アフェル	ガーナ
エウプレクテス・アルデンス(=478)	ガーナ
エウプレクテス・フランキスカヌス(=479)	ガーナ
エウプレクテス・ホルデアケウス	ガーナ
エウプレクテス・マクロウルス(=480)	ガーナ
マリンプス・カスィニ	ガーナ
マリンプス・マリンピクス	ガーナ
マリンプス・ニテンス	ガーナ
マリンプス・ルブリコルリス	ガーナ
マリンプス・スクタトゥス	ガーナ
パキュファンテス・スペルキリオスス(=481)	ガーナ
パセル・グリセウス	ガーナ
ペトロニア・デンタタ	ガーナ
プロケパセル・スペルキリオスス	ガーナ
プロケウス・アルビヌカ	ガーナ
プロケウス・アウランティウス	ガーナ
プロケウス・ククルラトゥス(=482)	ガーナ
プロケウス・ヘウグリニ	ガーナ
プロケウス・ルテオルス(=483)	ガーナ
プロケウス・メラノケファルス(=484)	ガーナ
プロケウス・ニゲルリムス	ガーナ
プロケウス・ニグリコルリス	ガーナ
プロケウス・ペルゼルニ	ガーナ
プロケウス・プレウスィ	ガーナ
プロケウス・トリコロル	ガーナ
プロケウス・ヴィテルリヌス(=485)	ガーナ
ケレア・エリュトロプス	ガーナ
スポロピペス・フロンタリス	ガーナ
ヴィドゥア・カリュベアタ(=486)	ガーナ

	デンドロキュグナ・アウトゥンナリス	ホンデュラス
	デンドロキュグナ・ビコロル (=458)	ガーナ、ホンデュラス
	デンドロキュグナ・ヴィドゥアタ	ガーナ
	ネタプス・アウリトゥス	ガーナ
	プレクトロプテルス・ガンベンスィス	ガーナ
	プテロネタ・ハルトラウビイ (=459)	ガーナ
わしたか目		
コンドル科	サルコランフス・パパ	ホンデュラス
きじ目		
ほうかんちょう科	クラクス・アルベルティ	コロンビア
	クラクス・ダウベントニ	コロンビア
	クラクス・グロブロサ	コロンビア
	クラクス・ルブラ	コロンビア、コスタ・リカ、グァテマラ、ホンデュラス
	オルタリス・ヴェトゥラ	グァテマラ、ホンデュラス
	パウクスィ・パウクスィ (=460)	コロンビア
	ペネロペ・プルプラスケンス	ホンデュラス
	ペネロピナ・ニグラ	グァテマラ
きじ科	アゲラステス・メレアグリデス	ガーナ
	アグリオカリス・オケルラタ	グァテマラ
	アルボロフィラ・カルルトニイ	マレイシア
	アルボロフィラ・オリエンタリス (=461)	マレイシア
	カロペルディクス・オクレア	マレイシア
	ロフラ・エリュトロフタルマ	マレイシア
	ロフラ・イグニタ	マレイシア
	メラノペルディクス・ニグラ	マレイシア
	ポリュプレクトロン・イノピナトゥム	マレイシア
	リゾテラ・ロンギロストリス	マレイシア
	ロルルス・ロウロウル	マレイシア
	トラゴパン・サテュラ	ネパール
ちどり目		
いしちどり科	ブリヌス・ビストリアトゥス	グァテマラ
はと目		
はと科	コルンバ・グイネア	ガーナ
	コルンバ・イリディトルケス (=462)	ガーナ
	コルンバ・リヴィア	ガーナ

	コルンバ・マイエリ (=463)	モーリシャス
	コルンバ・ウニキンクタ	ガーナ
	オイナ・カペンスィス	ガーナ
	ストレプトペリア・デキピエンス	ガーナ
	ストレプトペリア・ロセオグリセア	ガーナ
	ストレプトペリア・セミトルカタ	ガーナ
	ストレプトペリア・セネガレンスィス	ガーナ
	ストレプトペリア・トゥルトゥル	ガーナ
	ストレプトペリア・ヴィナケア	ガーナ
	トレロン・カルヴァ (=464)	ガーナ
	トレロン・ワアリア	ガーナ
	トゥルトゥル・アピュスィニクス	ガーナ
	トゥルトゥル・アフェル	ガーナ
	トゥルトゥル・ブレメリ (=465)	ガーナ
	トゥルトゥル・テュンパニストリア (=466)	ガーナ
おうむ目		
おうむ科	プスィトタクラ・クラメリ	ガーナ
ほととぎす目		
えぼしどり科	コリュタイオラ・クリスタタ	ガーナ
	クリニフェル・ピスカトル	ガーナ
	ムソファガ・ヴィオラケア	ガーナ
きつつき目		
ごしきどり科	センノルニス・ランファスティヌス	コロンビア
おおはし科	パイルロニウス・パイルロニ	アルゼンティン
	プテログロスス・カスタノティス	アルゼンティン
	ランファストス・ディコロルス	アルゼンティン
	セレニデラ・マクリロストリス	アルゼンティン
すずめ目		
かざりどり科	ケファロプテルス・オルナトゥス	コロンビア
	ケファロプテルス・ペンドゥリゲル	コロンビア
ひたき科	ペプロルニス・ロデリカヌス	モーリシャス
	テルプスィフォネ・ボウルボネンスィス (=467)	モーリシャス
あとり科	セリヌス・カニカピルルス (=468)	ガーナ
	セリヌス・レウコピュギウス	ガーナ
	セリヌス・モザンピクス	ガーナ

	ナスア・ナリカ(=443)	ホンデュラス
	ナスア・ナスア・ソリタリア	ウルグァイ
	ポトス・フラヴス	ホンデュラス
いたち科	エイラ・バルバラ	ホンデュラス
	ガリクティス・ヴィタタ(=444)	コスタ・リカ
	マルテス・フラヴィグラ(=445)	インド
	マルテス・フォイナ・インテルメディア	インド
	メルリヴォラ・カペンスィス	ボツワナ、ガーナ
	ムステラ・アルタイカ	インド
	ムステラ・エルミネア・フェルガナイ	インド
	ムステラ・カティア	インド
	ムステラ・スィビリカ	インド
じゃこうねこ科	アルクティクティス・ビントゥロング	インド
	キヴェティクティス・キヴェタ(=446)	ボツワナ
	パグマ・ラルヴァタ	インド
	パラドクスルス・ヘルマフロディトゥス	インド
	パラドクスルス・イエルドニ	インド
	ヴィヴェルラ・キヴェティナ(=447)	インド
	ヴィヴェルラ・ズィベタ	インド
	ヴィヴェルリクラ・インディカ	インド
マングース科	ヘルペステス・ヤヴァニクス・アウロプン	インド
	クタタ(=448)	
	ヘルペステス・エドワルドスィ	インド
	ヘルペステス・ブラキュウルス・フスカ(=449)	インド
	ヘルペステス・スミティイ	インド
	ヘルペステス・ウルヴァ	インド
	ヘルペステス・ヴィティコルリス	インド
アードウルフ科	プロテレス・クリスタトゥス	ボツワナ
鰭脚亜目		
セイウチ科	オドベヌス・ロスマルス	カナダ
偶蹄目		
まめじか科	ヒュエモスクス・アカティクス	ガーナ
しか科	ケルヴス・エラフス・バルバルス	チュニジア
	マザマ・アメリカナ・ケラスィナ	グァテマラ

	オドコイレウス・ヴィルギニアヌス・マイエンスィス	グァテマラ
うし科	アンティロペ・ケルヴィカプラ	ネパール
	ブバルス・アルネエ(=450)	ネパール
	ダマリスクス・ルナトゥス	ガーナ
	ガゼルラ・クヴィエリ	チュニジア
	ガゼルラ・ドルカス	チュニジア
	ガゼルラ・レプトケロス	チュニジア
	テトラケルス・カドリコルニス	ネパール
	トラゲラフス・エウリュケルス(=451)	ガーナ
	トラゲラフス・スペキイ	ガーナ
鳥綱		
こうのとり目		
さぎ科	アルデア・ゴリアト	ガーナ
	ブブルクス・イビス(=452)	ガーナ
	カスメロディウス・アルブス(=453)	ガーナ
	エグレタ・ガルゼタ	ガーナ
こうのとり科	エフィピオリュンクス・セネガレンスィス	ガーナ
	レプトプティロス・クルメニフェルス	ガーナ
とき科	ボストリュキア・ハゲダス(=454)	ガーナ
	ボストリュキア・ララ(=455)	ガーナ
	トレスキオルニス・アイティオピクス	ガーナ
がんかも目		
がんかも科	アロポケン・アイギュプティアクス	ガーナ
	アナス・アクタ	ガーナ
	アナス・カペンスィス	ガーナ
	アナス・クリュペアタ(=456)	ガーナ
	アナス・クレカ	ガーナ
	アナス・ペネロペ	ガーナ
	アナス・ケルケドゥラ	ガーナ
	アイテュア・ニュロカ(=457)	ガーナ
	カイリナ・モスカタ	ホンデュラス

=471　スペルメステス属と同じ。
=472　エウオディケ・カンタンスともいい、以前はロンクラ・マラパリカ（一部）として含まれていた。
=473　ヒュパルゴス・ニティドゥルスともいう。
=474　以前はパルモプティラ・ウオオドホウセイ（一部）として含まれていた。
=475　ピュレネステス・フロンミ及びピュレネステス・ロトスキルディと同じ。
=476　エストリルダ・ベンガラともいう。
=477　マリンプス・ルブリケプス又はアナプレクテス・メラノティスともいう。
=478　コリウスパセル・アルデンスともいう。
=479　以前はエウペレクテス・オリクス（一部）として含まれていた。
=480　コリウスパセル・マクロウルスともいう。
=481　プロケウス・スペルキリオススともいう。
=482　プロケウス・ニグリケプスと同じ。
=483　スィタグラ・ルテオラともいう。
=484　スィタグラ・メラノケファラともいう。
=485　以前はプロケウス・ヴェラトゥスとして含まれていた。
=486　ヒュポケラ・カリュペアタともいい、ヴィドゥア・アマウロプテリュクス、ヴィドゥア・ケントラリス、ヴィドゥア・ネウマニ、ヴィドゥア・オカヴァンゴインスィス及びヴィドゥア・ウルトラマリナと同じ。
=487　以前はヴィドゥア・パラディサイア（一部）として含まれていた。
=488　ペルスィオス・スプニゲルともいう。
=489　以前はナトリクス属に含まれていた。

3　種に付されている国名は、当該種をこの附属書に掲げるよう提案した締約国の国名である。

4　この附属書に掲げる動物標本は、生きているか死んでいるかを問わず、その個体の部分及び派生物であって容易に識別することができるものも含め条約の規定の適用を受ける。

5　条約第一条(b)(ii)及び(iii)の規定並びに締約国会議決議四・二四及び六・一八に従い、この附属書に掲げる種に付されている符号「#」及び数字は、当該種の個体の部分又は派生物のうち次のとおり特定されているものについて条約が適用されることを示す。

#1　次のものを除くすべての容易に識別することができる個体の部分及び派生物
　a　種子、胞子及び花粉（花粉塊を含む。）
　b　試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの

動物界		
哺乳綱		
翼手目		
へらこうもり科	ヴァンピュロプス・リネアトゥス	ウルグァイ
貧歯目		
ありくい科	タマンドゥア・テトラダクテュラ (=438)	グァテマラ
なまけもの科	コロイプス・ホフマニ	コスタ・リカ
アルマジロ科	カバソウス・ケントラリス	コスタ・リカ
	カバソウス・タトウアイ (=439)	ウルグァイ
齧歯目		
りす科	エピクセルス・エビイ	ガーナ
	マルモタ・カウダタ	インド
	マルモタ・ヒマラヤナ	インド
	スキウルス・デペイ	コスタ・リカ
うろこうりす科	アノマルルス・ベエクロフティ	ガーナ
	アノマルルス・デルビアヌス	ガーナ
	アノマルルス・ペリイ	ガーナ
	イディウルス・マクロティス	ガーナ
やまあらし科	ヒュストリクス・クリスタタ	ガーナ
きのぼりやまあらし科	スフィグルス・メクスィカヌス (=440)	ホンデュラス
	スフィグルス・スピノスス (=440)	ウルグァイ
パカ科	アゴウティ・パカ (=441)	ホンデュラス
アグーチ科	ダスュプロクタ・プンクタタ	ホンデュラス
食肉目		
いぬ科	カニス・アウレウス	インド
	ヴルペス・ベンガレンスィス	インド
	ヴルペス・ヴルペス・グリフィティ	インド
	ヴルペス・ヴルペス・モンタナ	インド
	ヴルペス・ヴルペス・プスィルラ (=442)	インド
あらいぐま科	バサリキュオン・ガビイ	コスタ・リカ
	バサリスクス・スミクラスティ	コスタ・リカ

科		
ウェルウィッチア科		ウェルウィトスキア・ミラビリス（=437）（#1）
フロリダそてつ科	ケラトザミア（spp.） キグア（spp.） エンケファラルトス（spp.） ミクロキュカカス・カロコマ	フロリダそてつ科（spp.）（＊）（#1）
しょうが科		ヘディキウム・フィリピネンセ（#1）
はまびし科		グアイアクム・オフィキナレ（#1） グアイアクム・サンクトゥム（#1）

附属書III

解釈

1　種よりも大きな分類群は、専ら参考又は分類のために記載する。
2　種に付されている符号「＝」及び数字は、当該種が次のとおり解釈されることを示す。

=438　タマンドゥア・メクスィカナと同じ。
=439　カベソウス・ギュンヌルスと同じ。
=440　コインドウ属と同じ。
=441　クニクルス属と同じ。
=442　ヴルペス・ヴルペス・レウコプスと同じ。
=443　ナスア・ナスアと同じ。
=444　ガリクティス・アルラマンディと同じ。
=445　マルテス・グワトキンスィと同じ。
=446　ヴィヴェルラ属と同じ。
=447　以前はヴィヴェルラ・メガスピラとして含まれていた。
=448　以前はヘルペステス・アウロプンクタトゥスとして含まれていた。
=449　以前はヘルペステス・フスクスとして含まれていた。
=450　以前はブバルス・ブバリス（飼育種）として含まれていた。
=451　ボオケルクス・エウリュケルスともいい、タウロトラグス属と同じ。
=452　アルデオラ・イビスともいう。
=453　エグレタ・アルバともいう。
=454　ハゲダスィア・ハゲダスともいう。
=455　ランプリビス・ララともいう。
=456　スパトゥラ・クリュペアタともいう。
=457　ニュロカ・ニュロカともいう。
=458　デンドロキュグナ・フルヴァと同じ。
=459　カイリナ・ハルトラウビイともいう。
=460　クラクス・パウクスィともいう。
=461　以前はアルボロフィラ・ブルネオペクトゥス（一部）として含まれていた。
=462　トゥルトゥロイナ・イリディトルケスともいい、以前はコルンバ・アルヘルビイ（一部）として含まれていた。
=463　ネソイナス・マイエリともいう。
=464　以前はトレロン・アウストラリス（一部）として含まれていた。
=465　カロペリア・ブレメリともいい、カロペリア・プエルラと同じ。
=466　チュンパニストリア・チュンパニストリアともいう。
=467　トキトレア・ボウルボネンスィスともいう。
=468　以前はセリヌス・グラリス（一部）として含まれていた。
=469　エストリルダ・スブフラヴァ又はスポライギントゥス・スブフラヴスともいう。
=470　以前はラゴノスティクタ・ラルヴァタ（一部）として含まれていた。

	アロイ・コンプレスサ(=429) アロイ・デルフィネンスィス アロイ・デスコイングスィイ アロイ・フラギリス アロイ・ハウォルティオイデス(=430) アロイ・ヘレナイ アロイ・ライタ(=431) アロイ・パラルレリフォリア アロイ・パルヴラ アロイ・ピルランスィイ アロイ・ポリュフュルラ アロイ・ラウヒイ アロイ・スザナイ アロイ・トルンクロフティイ アロイ・ヴェルスィコロル アロイ・ヴォスィイ	
せんだん科		スウィエテニア・フミリス(#1) スウィエテニア・マハゴニ(#5)
うつぼかずら科	ネペンテス・カスィアナ ネペンテス・ラヤ	ネペンテス(spp.)(*)(#1)
らん科	カトレイア・トリアナイ(507) デンドロビウム・クルエントゥム(507) ライリア・ヨンゲアナ(507) ライリア・ロバタ(507) パフィオペディルム(spp.)(507) ペリステリア・エラタ(507) フラグミペディウム(spp.)(507) レナンテラ・インスコオティアナ(507) ヴァンダ・コイルレア(507)	らん科(spp.)(*)(=432)(#7)

やし科		クリュサリドカルプス・デキピエンス(#1) ネオデュプスィス・デカリュイ(#1)
まつ科	アビエス・グアテマレンスィス	
まき科	ポドカルプス・パルラトレイ	
すべりひゆ科		アナカンプセロス(spp.)(#1) レウィスィア・コテュレドン(#1) レウィスィア・マグイレイ(#1) レウィスィア・セルラタ(#1) レウィスィア・トウェエディイ(#1)
さくらそう科		キュクラメン(spp.)(#1)
やまもがし科	オロタンヌス・ゼイヘリ プロテア・オドラタ	
ばら科		プルヌス・アフリカナ(#1)
あかね科	バルメア・ストルミアイ	
サラセニア科	サルラケニア・アラバメンスィス・アラバメンスィス(=433) サルラケニア・ヨネスィイ(=434) サルラケニア・オレオフィラ	ダルリングトニア・カリフォルニカ(#1) サルラケニア(spp.)(*)(#1)
スタンゲリア科	スタンゲリア・エリオプス(=435)	
いちい科		タクスス・ワルリキアナ(=436)(#8)
つばき科		カメルリア・クリュサンタ(#1)
じんちょうげ科		アキラリア・マラケンスィス(#1)

科		
	ペディオカクトゥス・スィレリ ペディオカクトゥス・ウィンクレリ ペレキュフォラ (spp.) スクレロカクトゥス・ブレヴィハマトゥス (=421) スクレロカクトゥス・エレクトケントルス (=422) スクレロカクトゥス・グラウクス スクレロカクトゥス・マリポセンスィス (=422) スクレロカクトゥス・メサイーヴェルダイ スクレロカクトゥス・パピュラカントゥス (=423) スクレロカクトゥス・プビスピヌス スクレロカクトゥス・ウリグティアイ ストロンボカクトゥス・ディスキフォルミス トゥルビニカルプス (spp.) (=424) ウェベルマニア (spp.)	
パタナット科		カリュオカル・コスタリケンセ (#1)
ふくろゆきのした科		ケファロトゥス・フォルリクラリス (#1)
きく　科	サウスレア・コストゥス (=425)	
べんけいそう科	ドゥドレイア・ストロニフェラ ドゥドレイア・トラスキアイ	
ひのき　科	フィトズロイア・クプレソイデス ピルゲロデンドロン・ウヴィフェルム	
へご　科		へご科 (spp.)(#1)
そてつ　科	キュカス・ベドメイ	そてつ科 (spp.)(*)(#1)
いわうめ科		スホルティア・ガラキフォリア (#1)
たかわらび科		たかわらび科 (spp.)(#1)
ディディエレア科		ディディエレア科 (spp.)(#1)

科		
やまのいも科		ディオスコレア・デルトイデア (#1)
もうせんごけ科		ディオネア・ムスキプラ (#1)
しゃくなげ科		カルミア・クネアタ (#1)
とうだいぐさ科	エウフォルビア・アンボヴォンベンスィス エウフォルビア・クレメルスィイ エウフォルビア・キュリンドリフォリア (=426) エウフォルビア・デカリュイ エウフォルビア・フランコイスィイ エウフォルビア・モラティイ エウフォルビア・パルヴィキュアトフォラ エウフォルビア・カルトズィティコラ エウフォルビア・トゥレアレンスィス (=427)	エウフォルビア (spp.)(−113)(#1)
フォウキエリア科	フォウキエリア・ファスキクラタ フォウキエリア・プルプスィイ	フォウキエリア・コルンナリス (#1)
くるみ　科		オレオムネア・プテロカルパ (=428)(#1)
まめ　科	ダルベルギア・ニグラ	ペリコプスィス・エラタ (#5) プラテュミスキウム・プレイオスタキュウム (#1) プテロカルプス・サンタリヌス (#6)
ゆり　科	アロイ・アルビダ アロイ・アルビフロラ アロイ・アルフレディイ アロイ・バケリ アロイ・ベルラトゥラ アロイ・カルカイロフィラ	アロイ (spp.)(*)(−114)(#1)

さんごもどき目
さんごもどき科
植物界
りゅうぜつらん科
ひがんばな科
きょうちくとう科
うこぎ科
なんようすぎ科
ががいも科
メギ科
アナナス科

アガヴェ・アリゾニカ
アガヴェ・パルヴィフロラ
ノリナ・インテルラタ
パキュポディウム・アンボンゲンセ
パキュポディウム・バロニイ
パキュポディウム・デカリュイ
アラウカリア・アラウカナ（＊＊）(+217)

さんごもどき科（spp.）(505)
アガヴェ・ヴィクトリアイーレギナイ (#1)
ガラントゥス（spp.）(#1)
ステルンベルギア（spp.）(#1)
パキュポディウム（spp.）（＊）(506)(#1)
ラウヴォルフィア・セルペンティナ(#2)
パナクス・キンケフォリウス(#3)
アラウカリア・アラウカナ（＊）(−112)(#1)
ケロペギア（spp.）(#1)
フレレア・インディカ(#1)
ポドフュルルム・ヘクサンドルム(=412)(#2)
ティルランドスィア・ハルリスィイ(#1)
ティルランドスィア・カンミイ(#1)
ティルランドスィア・カウトスキュイ(#1)
ティルランドスィア・マウリュアナ(#1)
ティルランドスィア・スプレンゲリアナ(#1)

ビブリダ科
サボテン科

アリオカルプス（spp.）
アストロフュトゥム・アステリアス(=413)
アズテキウム・リテリ
コリュファンタ・ウェルデルマニイ
ディスコカクトゥス（spp.）
ディスコカクトゥス・マクドウガルリイ(=414)
エキノケレウス・フェルレイリアヌス変種リンドサイイ(=415)
エキノケレウス・スクモルリイ(=416)
エスコバリア・ミニマ(=417)
エスコバリア・スネエディイ(=417)
マンミルラリア・ペクティニフェラ(=418)
マンミルラリア・ソリスィオイデス
メロカクトゥス・コノイデウス
メロカクトゥス・デイナカントゥス
メロカクトゥス・グラウケスケンス
メロカクトゥス・パウキスピヌス
オブレゴニア・デネグリイ
パキュケレウス・ミリタリス(=419)
ペディオカクトゥス・ブラデュイ(=420)
ペディオカクトゥス・デスパイニイ
ペディオカクトゥス・クノウルトニイ(=420)
ペディオカクトゥス・パラディネイ
ペディオカクトゥス・ペエブレスィアヌス(=420)

ティルランドスィア・スクレイ(#1)
ティルランドスィア・クセログラフィカ(#1)
ビュブリス（spp.）(#1)
サボテン科（spp.）（＊）(#4)

軟体動物門		
二枚貝綱		
異歯目		
しゃこがい科		しゃこがい科（spp.）
いしがい目		
いしがい科	コンラディルラ・カイラタ	キュプロゲニア・アベルティ
	ドロムス・ドロマス (=403)	
	エピオブラスマ・クルティスィ (=404)	
	エピオブラスマ・フロレンティナ (=404)	
	エピオブラスマ・サンプソニ (=404)	
	エピオブラスマ・スルカタ・ペロブリカ (=404)	
	エピオブラスマ・トルロサ・ダベルナクルム (=404)	エピオブラスマ・トルロサ・ランギアナ (=404)
	エピオブラスマ・トルロサ・トルロサ (=404)	
	エピオブラスマ・トゥルギドゥラ (=404)	
	エピオブラスマ・ワルケリ (=404)	
	フスコナイア・クネオルス	フスコナイア・スブロトゥンダ
	フスコナイア・エドガリアナ	ランプスィリス・ブレヴィクラ
	ランプスィリス・ヒギンスィイ	
	ランプスィリス・オルビクラタ・オルビクラタ	
	ランプスィリス・サトゥル	
	ランプスィリス・ヴィレスケンス	レクスィングトニア・ドラベルロイデス

	プレトパスス・キカトリコスス	プレウロペマ・クラヴァ
	プレトパスス・コオペリアヌス	
	プレウロペマ・プレヌム	
	ポタミルス・カパクス (=405)	
	カドルラ・インテルメディア	
	カドルラ・スパルサ	
	トクソラスマ・キュリンドレルラ (=406)	
	ウニオ・ニクリニアナ (=407)	
	ウニオ・タンピコインスィス・テコマテンスィス (=408)	
	ヴィルロサ・トラバリス (=409)	
腹足綱		
柄眼目		
ハワイまいまい科	ハワイまいまい属（spp.）	
なんばんまいまい科		パプスチュラ・プルケルリマ (=410)
パリファンタ科		パリュファンタ（spp.） (+216)
中腹足目		
ソデボラ科		ストロンブス・ギガス
刺胞動物門		
花虫綱		コイノチカリア（spp.） (=411)
		(505)
共莢目		
根生目		
くだ珊瑚科		くだ珊瑚科（spp.） (505)
角珊瑚目		魚珊瑚目（spp.）
石珊瑚目		石珊瑚目（spp.） (503)
ヒドロ虫綱		
あなさんごもどき目		
あなさんごもどき科		あなさんごもどき科（spp.） (505)

		ナヤ・ナヤ オフィオファグス・ハンナ
くさりへび科	ヴィペラ・ウルスィニイ（+215）	ヴィペラ・ワダネリ
両生綱		
さんしょううお目		
とらふさんしょううお科		アンビュストマ・ドゥメリリイ アンビュストマ・メクスィカヌム
おおさんしょううお科	アンドリアス（spp.）（=401）	
無尾目		
ひきがえる科	アテロプス・ヴァリウス・ゼテキ ブフォ・ペリグレネス ブフォ・スペルキリアリス ネクトフリュノイデス（spp.）	ブフォ・レティフォルミス
かめがえる科		レオパトラクス（spp.）
やどくがえる科		デンドロバテス（spp.） フュルロバテス（spp.）
あかがえる科		マンテルラ・アウランティアカ ラナ・ヘクサダクテュラ ラナ・ティゲリナ
ひめがえる科	デュスコフス・アントンギリイ	
魚上綱		
肺魚目		
ケラトダス科		ネオケラトドゥス・フォルステリ
シーラカンス目		
ラティメリア科	ラティメリア・カルンナイ	
ちょうざめ目		
ちょうざめ科	アキペンセル・ブレヴィロストルム アキペンセル・ストゥリオ	アキペンセル・オクスュリュンクス
へらちょうざめ科		ポリュオドン・スパトゥラ
オステオグロッサム目		
オステオグロッサム科	スクレロパゲス・フォルモスス	アラパイマ・ギガス

こい目		
こい科	プロバルブス・ユルリエニ	カイコパルブス・ゲエルトスィ
カトストムス科	カスミステス・クユス	
なまず目		
パンガスィウス科	パンガスィアノドン・ギガス	
すずき目		
にべ科	キュノスキオン・マクドナルディ	
節足動物門		
昆虫綱		
鱗翅目		
あげはちょう科	オルニトプテラ・アレクサンドライ パピリオ・キカイ パピリオ・ホメルス パピリオ・ホスピトン	ブタニティス（spp.） オルニトプテラ（spp.）（＊）（=402） パルナスィウス・アポルロ テイノパルプス（spp.） トロゴノプテラ（spp.）（=402） トロイデス（spp.）（=402）
蛛形綱		
さそり目		
さそり科		パンディヌス・ディクタトル パンディヌス・ガンビエンスィス パンディヌス・インペラトル
真正蜘蛛目		
とりくいぐも科		ブラキュペルマ（spp.）
環形動物門		
ひる綱		
顎蛭目		
ひる科		ヒルド・メディキナリス

	カイマン・ラティロストリス メラノスクス・ニゲル（＊＊）−109	
クロコダイル科	クロコデュルス・アクトゥス クロコデュルス・カタフラクトゥス クロコデュルス・インテルメディウス クロコデュルス・モレレティイ クロコデュルス・ニロティクス（＊＊）−110 クロコデュルス・ノヴァイグイネアイ・ミンドレンスィス=395 クロコデュルス・パルストリス クロコデュルス・ポロスス（＊＊）−111 クロコデュルス・ロンビフェル クロコデュルス・スィアメンスィス オステオライムス・テトラスピス トミストマ・スクレゲリイ	
ガビアル科	ガヴィアリス・ガンゲティクス	
むかしとかげ目 むかしとかげ科	スフェノドン（spp.）	
とかげ亜目 やもり科		キュルトダクテュルス・セルペンスィンスラ フェルスマ（spp.）
きのぼりとかげ科		ウロマステュクス（spp.）
カメレオン科		プラデュポディオン（spp.）=396 カマイレオ（spp.）
たてがみとかげ科	ブラキュロフス（spp.） キュクルラ（spp.） サウロマルス・ヴァリウス	アンブリュリュンタス・クリスタトゥス コノロフス（spp.） イグアナ（spp.） フリュノソマ・コロナトゥム
かなへび科	ガルロティア・スィモニイ	ポダルキス・リルフォルディ
		ポダルキス・ピテュウセンスィス
うろことかげ科		コルデュルス（spp.） プセウドコルデュルス（spp.）
テグとかげ科		クネミドフォルス・ヒュペリュトルス クロコディルルス・ラケルティヌス ドラカイナ（spp.） トゥピナンビス（spp.）
スキンク科		コルキア・ゼブラタ
わにとかげ科		シニサウルス・クロコディルルス
どくとかげ科		ヘロデルマ（spp.）
おおとかげ科	ヴァラヌス・ベンガレンスィス ヴァラヌス・フラヴェスケンス ヴァラヌス・グリセウス ヴァラヌス・コモドインスィス	ヴァラヌス（spp.）（＊）
へび亜目 ボア科	アクラントフィス（spp.） ボア・コンストリクトル・オキデンタリス=397 ボリュエリア・ムルトカリナタ カサレア・ドゥスミエリ エピクラテス・イノルナトゥス エピクラテス・モネンスィス エピクラテス・スブフラヴス ピュトン・モルルス・モルルス=398 サンジニア・マダガスカリエンスィス	ボア科（spp.）（＊）
へび科		クレリア・クレリア=399 キュクラグラス・ギガス=400 エラキストドン・ウェステルマニ プテュアス・ムコスス
コブラ科		ホプロケファルス・ブンガロイデス

やいろちょう科	クスィフォレナ・アトロプルプレア	ルピコラ（spp.）
	ピタ・グルネイイ	ピタ・グアヤナ
	ピタ・コキ	ピタ・ニュンファ =383
くさむらどり科	アトリコルニス・クラモスス	
つばめ科	プセウドケリドン・スィリンタライ	
ひたき科		キュオルニス・ルキイ =384
	ダスュオルニス・プロアドベンティ・リトラリス（p.e.）	
	ダスュオルニス・ロンギロストリス =385	
	ピカタルテス・ギュンノセファルス	
	ピカタルテス・オレアス	
めじろ科	ゾステロプス・アルボグラリス	
みつすい科	リケノストムス・メラノプス・カスィディクス =386	
ほおじろ科		グベルナトリクス・クリスタタ
		パロアリア・カピタタ
		パロアリア・コロナタ
むくどりもどき科	アゲライウス・フラヴス	
あとり科	カルドゥエリス・ククルラタ =387	カルドゥエリス・ヤルレルリイ =387
かえでちょう科		ポイフィラ・キンクタ・キンクタ
むくどり科	レウコプサル・ロトスキルディ	
ふうちょう科		ふうちょう科（spp.）
爬虫綱		
かめ目		
かわがめ科		デルマテミュス・マウィイ
かめ科	パタグル・パスカ	クレンミュス・インスクルプタ
	クレンミュス・ムレンベルギ	
	ゲオクレミュス・ハミルトニイ	

	カクガ・テクタ =388	
	メラノケリュス・トリカリナタ =389	
	モレニア・オケルラタ	
	テルラペネ・コアフイラ	テルラペネ（spp.）（＊）
りくがめ科	ゲオケロネ・ニグラ =390	りくがめ科（spp.）（＊）
	ゲオケロネ・ラディアタ =391	
	ゲオケロネ・イニフォラ =391	
	ゴフェルス・フラヴォマルギナトゥス	
	プサンモバテス・ゲオメトリクス =391	
	テストゥド・クレインマニ	
うみがめ科	うみがめ科（spp.）	
おさがめ科	デルモケリュス・コリアケア	
すっぽん科		リセミュス・プンクタタ
	トリオニュクス・アテル =392	
	トリオニュクス・ガンゲティクス =392	
	トリオニュクス・フルム =392	
	トリオニュクス・ニグリカンス =392	
よこくびがめ科		エリュンノケリュス・マダガスカリエンスィス =393
		ペルトケファルス・ドゥメリリアナ =393
		ポドクネミス（spp.）
へびくびがめ科	プセウデミュドゥラ・ウンプリナ	
わに目		わに目（spp.）（＊）=394
アリゲーター科	アルリガトル・スィネンスィス	
	カイマン・クロコディルス・アパポリエンスィス	

	アラ・グラウコグラリス =371 アラ・マカオ アラ・マラカナ アラ・ミリタリス アラ・ルブロゲニュス アラティンガ・グアロウバ カカトゥア・ゴフィニ カカトゥア・ハイマトゥロピュギア カカトゥア・モルケンスィス キュアノプスィタ・スピクスィイ キュアノランフス・アウリケプス・フォルベスィ キュアノランフス・コオキイ =372 キュアノランフス・ノヴァイゼランディアイ キュクロプスィタ・ディオフタルマ・コクセニ =373 エオス・ヒストリオ ゲオプスィタクス・オキデンタリス（p.e.）=374 ネオフェマ・クリュソガステル オグノリュンクス・イクテロティス ペゾポルス・ワルリクス ピオノプスィタ・ピレアタ プロボスキゲル・アテルリムス プセフォトゥス・クリュソプテリュギウス プセフォトゥス・ディスィミリス =375 プセフォトゥス・プルケルリムス（p.e.） プスィタクラ・エコ =376 ピュルルラ・クルエンタタ リュンコプスィタ（spp.） ストリゴプス・ハプロプティルス	
ほととぎす目 えぼしどり科		ムソファガ・ポルフュレオロフス =377 タウラコ（spp.）

ふくろう目 めんふくろう科	チュト・ソウマグネイ	ふくろう目（spp.）（＊）
ふくろう科	アテネ・ブレウィティ ミミズク・グルネイイ =378 ニノクス・ノヴァイセエランディアイ・ウンドゥラタ =379 ニノクス・スカミピラ・ナタリス	
あまつばめ目 はちどり科	ランフォドン・ドルニイ =380	はちどり科（spp.）（＊）
きぬばねどり目 きぬばねどり科	ファロマクルス・モキノ	
ぶっぽうそう目 さいちょう科	アケロス・ニパレンスィス アケロス・スブルフィコルリス ブケロス・ビコルニス ブケロス・ヴィギル =382	アケロス（spp.）（＊） アノルリヌス（spp.）=381 アントラコケロス（spp.） ブケロス（spp.）（＊） ペネロピデス（spp.）
きつつき目 おおはし科		プテログロスス・アラカリ プテログロスス・ヴィリディス ランファストス・スルフラトゥス ランファストス・トコ ランファストス・トゥカヌス ランファストス・ヴィテルリヌス
きつつき科	カンペフィルス・インペリアリス ドリュオコプス・ヤヴェンスィス・リカルドスィ	
すずめ目 かざりどり科	コティンガ・マクラタ	

クロソプティロン・ヘルマニ (=364)
クロソプティロン・マントクリクム
ロフォフォルス・インペヤヌス
ロフォフォルス・ルユスィイ
ロフォフォルス・スクラテリ
ロフラ・エドワルドスィ
ロフラ・インペリアリス
ロフラ・スウィンホイイ
ポリュプレクトロン・エンファヌム
レイナルディア・オケルラタ (=366)
スュルマティクス・エルリオティ
スュルマティクス・フミアイ
スュルマティクス・ミカド
テトラオガルルス・カスピウス
テトラオガルルス・ティベタヌス
トラゴパン・プリュティイ
トラゴパン・カボティ
トラゴパン・メラノケファルス
テュンパヌクス・クピド・アトワテリ

つる目
みふうずら科
くびわみふうずら科
つる科
グルス・アメリカナ
グルス・カナデンスィス・ネスィオテス
グルス・カナデンスィス・プルラ
グルス・ヤポネンスィス

ガルルス・ソネラティイ
イタギニス・クルエントゥス
パヴォ・ムティクス
ポリュプレクトロン・ビカルカラトゥム
ポリュプレクトロン・ゲルマイニ
ポリュプレクトロン・マラケンセ
ポリュプレクトロン・スクレイエルマケリ (=365)
トゥルニクス・メラノガステル
ペディオノムス・トルクァトゥス
つる科（spp.)(*)

グルス・レウコゲラヌス
グルス・モナカ
グルス・ニグリコルリス
グルス・ヴィピオ

くいな科
ガルリラルルス・スュルヴェストリス (=367)

カグー科
リュノケトス・ユバトゥス

のがん科
アルデオティス・ニグリケプス (=368)
クラミュドティス・ウンドゥラタ
エウポドティス・ベンガレンスィス (=369)

ちどり目
しぎ科
ヌメニウス・ボレアリス
ヌメニウス・テヌイロストリス
トリンガ・グティフェル

かもめ科
ラルス・レリクトゥス

はと目
はと科
カロイナス・ニコバリカ
ドゥクラ・ミンドレンスィス

おうむ目
おうむ科
アマゾナ・アラウスィアカ
アマゾナ・バルバデンスィス
アマゾナ・ブラスィリエンスィス
アマゾナ・グイルディンギイ
アマゾナ・インペリアリス
アマゾナ・レウコケファラ
アマゾナ・プレトレイ
アマゾナ・ロドコリュタ (=370)
アマゾナ・トゥクマナ
アマゾナ・ヴェルスィコロル
アマゾナ・ヴィナケア
アマゾナ・ヴィタタ
アノドリュンクス（spp.)
アラ・アンビグア

ガルリラルルス・アウストラリス・ヘクトリ
のがん科（spp.)(*)
ガルリコルンバ・ルゾニカ
ゴウラ（spp.)
おうむ目（spp.)(*) (−108)

みずなぎどり目		
あほうどり科	ディオメデア・アルバトルス	
ペリカン目		
ペリカン科	ペレカヌス・クリスプス	
かつおどり科	パパスラ・アボティ =354	
ぐんかんどり科	フレガタ・アンドレウスィ	
こうのとり目		
はしびろこう科		バライニケプス・レクス
こうのとり科	キコニア・ボイキアナ =355	キコニア・ニグラ
	ヤビル・ミュクテリア	
	ミュクテリア・キネレア	
とき科	ゲロンティクス・エレミタ	エウドキムス・ルベル
	ニポニア・ニポン	ゲロンティクス・カルヴス
		プラタレア・レウコロディア
フラミンゴ目		
フラミンゴ科		フラミンゴ科（spp.）
がんかも目		
がんかも科	アナス・アウクランディカ =356	アナス・ベルニエリ
		アナス・フォルモサ
	アナス・ライサネンスィス =357	
	アナス・オウスタレティ =358	
	ブランタ・カナデンスィス・レウコパレイア	
	ブランタ・サンドヴィケンスィス	ブランタ・ルフィコルリス
	カイリナ・スクトゥラタ	
		コスコロバ・コスコロバ
		キュグヌス・メラノコリュファ
		デンドロキュグナ・アルボレア
		オクスュウラ・レウコケファラ

	ロドネサ・カリュオフュルラケア（p.e.）	サルキディオルニス・メラノトス
わしたか目		わしたか目(spp.)(＊) −107
コンドル科	ギュンノギュプス・カリフォルニアヌス	
	ヴルトゥル・グリュフス	
わしたか科	アキラ・アダルベルティ =359	
	アキラ・ヘリアカ	
	コンドロヒエラクス・ウンキナトゥス・ウィルソニイ =360	
	ハリアイエトゥス・アルビキルラ	
	ハリアイエトゥス・レウコケファルス	
	ハルピア・ハルピュヤ	
	ピテコファガ・イエフェリュイ	
はやぶさ科	ファルコ・アライア	
	ファルコ・ユゲル	
	ファルコ・ネウトニ +214	
	ファルコ・ペレグリノイデス =361	
	ファルコ・ペレグリヌス	
	ファルコ・プンクタトゥス	
	ファルコ・ルスティコルス	
きじ目		
つかつくり科	マクロケファロン・マレオ	
ほうかんちょう科	クラクス・ブルメンバキイ	
	ミトゥ・ミトゥ・ミトゥ =362	
	オレオファスィス・デルビアヌス	
	ペネロペ・アルビペニス	
	ピピレ・ヤクティンガ =363	
	ピピレ・ピピレ・ピピレ =363	
きじ科	カトレウス・ワルリキイ	アルグスィアヌス・アルグス
	コリヌス・ヴィルギニアヌス・リドグワイイ	
	クロソプティロン・クロソプティロン	

プロングホーン科 うし科	ケルヴス・テルディイ ヒポカメルス（spp.） メガムンティアクス・ヴカンゲンスィス ムンティアクス・クリニフロンス オゾトケロス・ベゾアルティクス プドゥ・プドゥ アンティロカプラ・アメリカナ (+212) アダクス・ナソマクラトゥス ビソン・ビソン・アタバスカイ ボス・ガウルス (=343) ボス・ムトゥス (=344) (501) ボス・サウヴェリ (=345) ブバルス・デプレスィコルニス (=346) ブバルス・ミンドレンスィス (=346) ブバルス・カルレスィ (=346) カプラ・ファルコネリ ケファロフス・イエンティンキ ガゼルラ・ダマ ヒポトラグス・ニゲル・ヴァリアニ	プドゥ・メフィストフィレス アンモトラグス・レルヴィア ブドルカス・タクスィコロル ケファロフス・ドルサリス ケファロフス・モンティコラ ケファロフス・オギルビイ ケファロフス・スュルヴィクルトル ケファロフス・ゼブラ ダマリスクス・ピガルグス・ドルカス (=347) コブス・レケ

鳥綱 だちょう目 だちょう科 レア目 レア科 しぎだちょう目 しぎだちょう科 ペンギン目 ペンギン科 かいつぶり目 かいつぶり科	ナイモルヘドゥス・バイレイイ (=348) ナイモルヘドゥス・カウダトゥス (=348) ナイモルヘドゥス・ゴラル ナイモルヘドゥス・スマトラインスィス (=349) オリュクス・ダンマ (=350) オリュクス・レウコリュクス オヴィス・アンモン・ホドグソニイ オヴィス・オリエンタリス・オフィオン (=351) オヴィス・ヴィグネイ パントロプス・ホドグソニ プセウドリュクス・ンゲティンヘンスィス ルピカプラ・ピュレナイカ・オルナタ (=352) ストルティオ・カメルス (+213) レア・ペナタ (=353) ティナムス・ソリタリウス スフェニスクス・フンボルドティ ポディリュンブス・ギガス	オヴィス・アンモン（＊） オヴィス・カナデンスィス (+212) サイガ・タタリカ レア・アメリカナ スフェニスクス・デメルスス

目・科	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ
	プリオナイルルス・ルビギノスス（＊＊）(+206)(=332)	
	プマ・コンコロル・コリイ(=332)	
	プマ・コンコロル・コンスタリケンスィス(=332)	
	プマ・コンコロル・コウグアル(=332)	
	ウンキア・ウンキア(=334)	
あしか科	アルクトケファルス・トウンセンディ	アルクトケファルス(spp.)（＊）
あざらし科	モナクス（spp.）	ミロウンガ・レオニナ
長鼻目		
ぞう科	エレファス・マクスィムス	
	ロクソドンタ・アフリカナ	
海牛目		
ジュゴン科	ドゥゴング・ドゥゴン（＊＊）(−103)	ドゥゴング・ドゥゴン（＊）(+208)
マナティー科	トリケクス・イヌングイス	トリケクス・セネガレンスィス
	トリケクス・マナトゥス	
奇蹄目		
うま科	エクウス・アフリカヌス(=335)	エクウス・ヘミオヌス（＊）
	エクウス・グレヴュイ	エクウス・キアング(=336)
	エクウス・ヘミオヌス・ヘミオヌス	エクウス・オナゲル（＊）(=336)
	エクウス・オナゲル・クル(=336)	

目・科	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ
	エクウス・プルゼワルスキイ(=337)	エクウス・ゼブラ・ハルトマナイ
	エクウス・ゼブラ・ゼブラ	
ばく科	ばく科（spp.）（＊＊）	タピルス・テルレストリス
さい科	さい科（spp.）（＊＊）	ケラトテリウム・スィムム・スィムン（＊）(+209)(503)
偶蹄目		
いのしし科	バビュロウサ・バビュルサ	
	スス・サルヴァニウス	
ペッカリー科	カタゴヌス・ワグネリ	ペッカリー科（spp.）（＊）(−104)
かば科		ヘクサプロトドン・リベリエンスィス(=338)
		ヒポポタムス・アンフィビウス
らくだ科	ヴィクグナ・ヴィクグナ（＊＊）(−105)	ラマ・グアニコイ
		ヴィクグナ・ヴィクグナ（＊）(+210)(504)
じゃこうじか科	モスクス（spp.）（＊＊）(+211)	モスクス（spp.）（＊）(−106)
しか科	アクシス・ポルキヌス・アナミティクス(=339)	ケルヴス・エラフス・バクトリアヌス
	アクシス・ポルキヌス・カラミアネンスィス(=340)	
	アクシス・ポルキヌス・クリ(=341)	
	ブラストケルス・ディコトムス	
	ダマ・メソポタミカ(=342)	
	ケルヴス・ドゥヴァウケリイ	
	ケルヴス・エラフス・ハングル	

科	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ
		プセウダロペクス・クルパイウス(=322)
		プセウダロペクス・グリセウス(=323)
		プセウダロペクス・ギュムノケルクス(=322)
	スペオトス・ヴェナティクス	ヴルペス・カナ
		ヴルペス・ゼルダ(=324)
くま科	アイルロポダ・メラノレウカ	くま科(spp.)(＊)
	アイルルス・フルゲンス	
	ヘラルクトス・マラヤヌス	
	メルルスス・ウルスィヌス	
	トレマルクトス・オルナトゥス	
	ウルスス・アルクトス(＊＊)(+202)	
	ウルスス・アルクトス・イサベルリヌス	
	ウルスス・ティベタヌス(=325)	
いたち科	アオニュクス・コンギクス(＊＊)(+203)(=326)	コネパトゥス・フンボルドティイ
	エンヒュドラ・ルトリス・ネレイス	
	ロントラ・フェリナ(=327)	
	ロントラ・ロンギカウディス(=328)	
	ロントラ・プロヴォカクス(=327)	
	ルトラ・ルトラ	かわうそ亜科(spp.)(＊)
	ムステラ・ニグリペス	
	プテロヌラ・ブラスィリエンスィス	
じゃこうねこ科		クリュプトプロクタ・フェロクス
		キュノガレ・ベネティイ
		エウプレレス・ゴウドティイ(=329)

科	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ
	プリオノドン・パルディコロル	フォサ・フォサナ
		ヘミガルス・デルビュアヌス
		プリオノドン・リンサンダ
ハイエナ科		パラヒュアイナ・ブルンネア(=330)
ねこ科	アキノニュクス・ユバトゥス(502)	ねこ科(spp.)(＊)
	カラカル・カラカル(＊＊)(+204)(=331)	
	カトプマ・テンミンキ(=332)	
	フェリス・ニグリペス	
	ヘルパイルルス・イアゴウアロウンディ(＊＊)(+205)(=332)	
	レオパルドゥス・パルダリス(=332)	
	レオパルドゥス・ティグリネス(=332)	
	レオパルドゥス・ウィイディイ(=332)	
	リュンクス・パルディネス(=333)	
	オンキフェリス・ゲオフロイイ(=332)	
	オレアイルルス・ヤコビタ(=332)	
	パンテラ・レオ・ペルスィカ	
	パンテラ・オンカ	
	パンテラ・パルドゥス	
	パンテラ・ティグリス	
	パルドフェリス・マルモラタ(=332)	
	プリオナイルルス・ベンガレンスィス・ベンガレンスィス(＊＊)(+206)(=332)	
	プリオナイルルス・プラニケプス(=332)	

おながざる科	ケルコケブス・ガレリトゥス・ガレリトゥス ケルコピテクス・ディアナ (=308) マカカ・スィレヌス マンドリルルス・レウコファイウス (=309) マンドリルルス・スフィンクス (=309) ナサリス・コンコロル (=310) ナサリス・ラルヴァトゥス プレスビュティス・ポテンジアニ プロコロブス・ペナンティイ・キルキイ (=311) プロコロブス・ルフォミトラトゥス (=312) ピュガトリクス (spp.) (=313) センノピテクス・エンテルルス (=314) トラキュピテクス・ゲエイ (=315) トラキュピテクス・ピレアトゥス (=316)	
てながざる科	てながざる科 (spp.)	
ひと科	ゴリルラ・ゴリルラ パン (spp.) ポンゴ・ピュグマイウス	
貧歯目		
ありくい科		ミュルメコファガ・トリダクテュラ
なまけもの科		ブラデュプス・ヴァリエガトゥス (=317)
アルマジロ科	プリオドンテス・マクスィムス (=318)	
有鱗目		
せんざんこう科		マニス (spp.)
うさぎ目		
うさぎ科	カプロラグス・ヒスピドゥス ロメロラグス・ディアジ	

齧歯目		
りす科	キュノミュス・メクスィカヌス	ラトゥファ (spp.)
ねずみ科	レポリルルス・コンディトル プセウドミュス・プライコニス クセロミュス・ミュオイデス ズュゾミュス・ペドゥンクラトゥス	
チンチラ科	キンキルラ (spp.) (501)	
くじら目		くじら目 (spp.)(＊)
かわいるか科	リポテス・ヴェクスィルリフェル プラタニスタ (spp.)	
あかぼうくじら科	ベラルディウス (spp.) ヒュペロオドン (spp.)	
まっこうくじら科	フュセテル・カトドン (=319)	
まいるか科	ソタリア (spp.) ソウサ (spp.)	
ねずみいるか科	ネオフォカイナ・フォカイノイデス フォコイナ・スィヌス	
こくくじら科	エスクリクティウス・ロブストゥス (=320)	
ながすくじら科	バライノプテラ・アクトロストラタ (＊＊) (−101) バライノプテラ・ボレアリス バライノプテラ・エデニ バライノプテラ・ムスクルス バライノプテラ・フュサルス メガプテラ・ノヴァイアングリアイ	
せみくじら科	バライナ・ミュスティケトゥス エウバライナ (spp.) (=321)	
こせみくじら科	カペレア・マルギナタ	
食肉目		
いぬ科	カニス・ルプス (＊＊) (+201)	カニス・ルプス (＊) (−102) ケルドキュオン・トウス (=322) クリュソキュオン・ブラキュウルス クオン・アルピヌス

	附属書 I	附属書 II
動物界		
脊索動物門		
哺乳綱		
単孔目		
はりもぐら科		ザグロスス (spp.)
有袋目		
ふくろねこ科	スミントプスィス・ロンギカウダタ スミントプスィス・プサンモフィラ	
ふくろおおかみ科	チュラキヌス・キュノケファルス (p.e.)	
バンディクート目		
バンディクート科	カイロプス・エカウダトゥス (p.e.) マクロティス・ラゴティス マクロティス・レウクラ ペラメレス・ボウガインヴィレリ	
カンガルー目		
クスクス科		ファランゲル・オリエンタリス スピロクスクス・マクラトゥス =301
ブーラミス科		ブルラミュス・パルヴス
ウォンバット科	ラスィオリヌス・クレフティイ	
カンガルー科	ラゴルケステス・ヒルストゥス ラゴストロフス・ファスキアトゥス オニュコガレア・フライナタ オニュコガレア・ルナタ	デンドロラグス・ベネティアヌス デンドロラグス・イヌストゥス デンドロラグス・ルンホルトズィ デンドロラグス・ウルスィヌス
ねずみカンガルー科	ベトンギア (spp.) カロプリュンヌス・カンペストリス (p.e.)	
翼手目		
オオコウモリ科	アケロドン・ユバトゥス アケロドン・ルキフェル (p.e.) プテロプス・インスラリス プテロプス・マリアヌス プテロプス・モロスィヌス プテロプス・ファイオケファルス プテロプス・ピロスス プテロプス・サモインスィス プテロプス・トンガヌス	アケロドン (spp.) プテロプス (spp.)(＊)
霊長目		霊長目 (spp.)(＊) =302
きつねざる科	きつねざる (spp.)	
いたちきつねざる科	いたちきつねざる科 (spp.) =303	
こびときつねざる科	こびときつねざる科 (spp.)	
いんどり科	いんどり科 (spp.)	
アイアイ科	ダウベントニア・マダガスカリエンスィス	
きぬざる科	カルリミコ・ゴイルディイ カルリトリクス・アウリタ =304 カルリトリクス・フラヴィケプス =304 レオントピテクス (spp.) =305 サグイヌス・ビコロル サグイヌス・ゲオフロイイ =306 サグイヌス・レウコプス サグイヌス・オイディプス	
おまきざる科	アロウアタ・パルリアタ アロウアタ・ピグラ =307 アテレス・ゲオフロイイ・フロンタトゥス アテレス・ゲオフロイイ・パナメンスィス ブラキュテレス・アラクノイデス カカヤオ (spp.) キロポテス・アルビナスス ラゴトリクス・フラヴィカウダ サイミリ・オイルステディイ	

=424 ネオルロイディア属ともいう。

=425 サウスレア・ラパともいう。

=426 エウフォルビア・キュリンドリフォリア（ssp.）トゥベリフェラを含む。

=427 エウフォルビア・カプサインテマリエンスィス変種トゥレアレンスィスともいう。

=428 エンゲルハルディア・プテロカルパともいう。

=429 アロイ・コンプレサ変種ルゴスカモサ及びアロイ・コンプレサ変種スキストフィラを含む。

=430 アロイ・ハウォルティオイデス変種アウランティアカを含む。

=431 アロイ・ライタ変種マニアインスィスを含む。

=432 やくしまらん亜科及びあつもりそう亜科としてやくしまらん科及びあつもりそう科を含む。

=433 サルラケニア・ルブラ・アラバメンスィスともいう。

=434 サルラケニア・ルブラ・ロネスィイともいう。

=435 スタンゲリラ・パラドクサと同じ。

=436 タクスス・バカタ（ssp.）ワルリキアナともいう。

=437 ウェルウィトスキア・パイネスィイと同じ。

10 種又は種よりも大きな分類群に付されている符号（○）及び数字は、次のとおり解釈される。

°501 飼育された標本については、条約の適用を受けない。

°502 生きている標本及びハンティング・トロフィーの毎年の輸出割当個体数は、それぞれの国について次のように与えられる。

ボツワナ　五

ナミビア　一五〇

ジンバブエ　五〇

これらの標本の取引は、第三条の規定の適用を受ける。

°503 適切でかつ受入れ可能な目的地への生きている動物及びハンティング・トロフィーの国際取引を許可することを専らの目的とする。

°504 附属書II（+209参照）に含まれるヴィクーニャの生きている個体群から刈り取られた毛及びペルーに現存する三二四九キログラムの毛の在庫品の国際取引並びにこれらの毛を用いて作られた織物その他の品物の国際取引を認めることを専らの目的とする。この織物の裏側には、この種の関係国間で、かつ「ヴィクーニャの管理及び保護のための協定」の署名国によって採択された標識を付けなければならない。更に、織端には原産国を表す「ヴィクーニャンデス・チリ」又は「ヴィクーニャンデス・ペルー」という表示をつけなければならない。

°505 化石は、条約の適用を受けない。

°506 生長した植物の輸出は、第一〇回締約国会議まで認めない。

°507 試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたものは、条約の適用を受けない。

11 第一条(b)(iii)の規定に従い、附属書IIに掲げる種又は種よりも大きな分類群に付されている符号（#）及び数字は、当該種又は種よりも大きな分類群に属する種の個体の部分又は派生物のうち次のとおり特定されているものについて条約が適用されることを示す。

#1 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物

a 種子、胞子及び花粉（花粉塊を含む。）

b 試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの

#2 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物

a 種子及び花粉

b 試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの

c 化学的派生物

#3 根及びその部分であって容易に識別することができるもの

#4 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物

a 種子及び花粉

b 試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの

c 帰化植物又は人工的に繁殖させた植物の果実並びにその部分及派生物

d 帰化したか又は人工的に繁殖させたオプンティア亜属、オプンティア（spp.）の茎節（パッド）並びにその部分及び派生物

#5 原木、製材品及びベニヤ

#6 丸太、木の切れ端及び未加工の破片

#7 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物

a 種子及び花粉（花粉塊を含む。）

b 試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの

c 人工的に繁殖させた植物の切り花

d 人工的に繁殖させたヴァニルラ属の果実並びにその部分及び派生物

#8 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物

a 種子及び花粉

b 試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの

c 医薬品の完成品

12 附属書Iに掲げる植物の種又は種よりも大きな分類群に注釈が付されていない場合には、これらの一又は二以上の種又は種よりも大きな分類群から人工的に繁殖させた交配種は、人工繁殖であることの証明書を付して取引することができるものとし、また、種子及び花粉（花粉魂を含む。）、切り花並びにこれらの交配種の試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたものは、この条約の適用を受けない。

=380　以前はグラウキス属に含まれていた。

=381　プティロライムスと同じ。

=382　以前はリノプラタス属に含まれていた。

=383　ピタ・プラキュウラ・ニュンファともいう。

=384　ムスキカパ・ルエキ又はニルタヴァ・ルキエともいう。

=385　ダスュオミス・プラキュプテルス・ロンギロストリスともいう。

=386　メリファガ・カスィディクスともいう。

=387　以前はスピヌス属に含まれていた。

=388　以前はカクガ・テクタ・テクタに含まれていた。

=389　ニコリア属及びゲオイミュダ属（一部）と同じ。

=390　ゲオケロネ・エレファントプスともいい、また、テストゥド属ともいう。

=391　テストゥド属ともいう。

=392　アスピデレテス属ともいう。

=393　以前はポドクネミス（spp.）に含まれていた。

=394　アリゲーター科、クロコダイル科及びガビアル科を含む。

=395　クロコデュルス・ミンドレンスィスともいう。

=396　以前はカマイレオ（spp.）に含まれていた。

=397　コンストリクトル・コンストリクトル・オキデンタリスともいう。

=398　ピュトン・モルルス・ピンブラと同じ。

=399　プセウドボア・クロイリアと同じ。

=400　ヒュドロデュナステス・ギガスともいう。

=401　メガロバトラクス属と同じ。

=402　ダブレラによる。

=403　コンコドロムス・ドロマスともいう。

=404　デュスノミア属及びプラギオラ属ともいう。

=405　プロプテラ属と同じ。

=406　カルンクリナ属ともいう。

=407　メガロナイアス・ニクリニアナともいう。

=408　キュルトナイアス・タンピコインスィス・テコマテンスィス及びランプスィリス・タンピコインスィス・テコマテンスィスともいう。

=409　ミクロミュア属と同じ。

=410　パブイナ属と同じ。

=411　ヘリオポラ・コイルレアと共にあおさんご科のみを含める。

=412　ポドフュルルム・エモディ及びスィノポドフュルルム・ヘクサンドルムともいう。

=413　エキノカクトゥス属ともいう。

=414　ロベイラ・アクドウガルリイ又はノパルクソキア・アクドウガルリイともいう。

=415　エキノケレウス・リンドサイイともいう。

=416　ウィルコクスィア・スクモルリイともいう。

=417　コリュファンタ属ともいう。

=418　ソリスィア・ペクティナタともいう。

=419　パケベルギア・ミリタリスともいう。

=420　トウメヤ属ともいう。

=421　アンキストロカクトゥス・トブスキイと同じ。

=422　ネオルロイディア属又はエキノマストゥス属ともいう。

=423　トウメヤ属又はペディオカクトゥス属ともいう。

=336 以前はエクウス・ヘミオヌスに含まれていた。

=337 エクウス・カバルルス・プルゼワルスキイともいう。

=338 コイロプスィス・リベリエンスィスともいう。

=339 ケルヴス・ポルキヌス・アナミティクスともいう。

=340 ケルヴス・ポルキヌス・カラミアネンスィスともいう。

=341 ケルヴス・ポルキヌス・クリイともいう。

=342 ケルヴス・ダマ・メソポタミクスともいう。

=343 ボス・フロンタリスと同じ。

=344 ボス・グルニエンスと同じ。

=345 ノヴィボス属と同じ。

=346 アノア属と同じ。

=347 ダマリスクス・ドルカス・ドルカスともいう。

=348 以前はナイモレドゥス・ゴラルに含まれていた。

=349 カプリコルニス・スマトラインスィスともいう。

=350 オリュクス・タオと同じ。

=351 オヴィス・アリエス・オフィオンと同じ。

=352 ルピカプラ・ルピカプラ・オルナタともいう。

=353 プテロクネミア・ペナタともいう。

=354 スラ・アボティともいう。

=355 キコニア・キコニア・ボイキアナともいう。

=356 アナス・クロロティス及びアナス・ネスィオティスと同じ。

=357 アナス・プラテュリュンコス・ライサネンスィスともいう。

=358 アナス・プラテュリュンコスとアナス・スペルキリオサとの雑種と考えられる。

=359 アクイラ・ヘリアカ・アダルベルティともいう。

=360 コンドロヒエラクス・ウィルソニイともいう。

=361 ファルコ・ペレグリヌス・バビュロニクス及びファルコ・ペレグリヌス・ペレグリノイデスともいう。

=362 クラクス・ミトゥ・ミトゥともいう。

=363 以前はアブルリア属に含まれていた。

=364 以前はクロソプティロン・クロソプティロンに含まれていた。

=365 以前はポリュプレクトロン・マラケンセに含まれていた。

=366 レイナルディア・ニグレスケンスと同じ。

=367 トリコリンナス・スュルヴェストリスともいう。

=368 コリオティス・ニグリケプスともいう。

=369 ホウバロプスィス・ベンガレンスィスともいう。

=370 アマゾナ・ドゥフレスニアナ・ロドコリュタともいう。

=371 アラ・カニンデとの誤った名称でしばしば取引されている。

=372 キュアノランフュス・ノヴァイゼランディアイ・コオキイともいう。

=373 オポプスィタ・ディオフタルマ・コクセニともいう。

=374 ペゾポルス・オキデンタリスともいう。

=375 以前はプセフォトゥス・クリュソプテリュギウスに含まれていた。

=376 プスィタクラ・クラメリ・エコともいう。

=377 以前はガルリレクス属に含まれ、タウラコ・ポルフュレオロフュスともいう。

=378 オトゥス・グルネイイともいう。

=379 ニノクス・ノヴァイセエランディアイ・ロイアナともいう。

+211　アフガニスタン、ブータン、インド、ミャンマー、ネパール及びパキスタンの個体群
+212　メキシコの個体群
+213　アルジェリア、ブルキナ・ファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャード、マリ、モーリタニア、モロッコ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル及びスーダンの個体群
+214　セイシェルの個体群
+215　アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エストニア、グルジア、カザフスタン、キルギスタン、ラトヴィア、リトアニア、モルドヴァ、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びウズベキスタンを除く欧州の個体群
+216　ニュー・ジーランド産のすべての種
+217　チリの個体群

9　種又は種よりも大きな分類群に付されている符号「＝」及び数字は、当該種又は種よりも大きな分類群の名称が次のとおり解釈されることを示す。

＝301　ファランゲル・マクラチュスともいう。
＝302　ツパイ科を含む。
＝303　以前はきつねざる科に含まれていた。
＝304　以前はカルリトリクス・ヤククスとして含まれていた。
＝305　レオンティデウス属と同じ。
＝306　以前はサグイヌス・オイディプスに含まれていた。
＝307　以前はアロウアタ・パルリアタ（ヴィルロサ）として含まれていた。
＝308　ケルコピテクス・ロロワイと同じ。
＝309　以前はパピオ属に含まれていた。
＝310　スィミアス属と同じ。
＝311　コロブス・バディウス・キルキと同じ。
＝312　コロブス・バディウス・ルフォミトラトゥスと同じ。
＝313　リノピテクス属と同じ。
＝314　プレスビュティス・エンテルルスともいう。
＝315　プレスビュティス・ゲエイ及びセンノピテクス・ゲエイともいう。
＝316　プレスビュティス・ピレアタ及びセンノピテタス・ピレアトゥスともいう。
＝317　プラデュプス・ボリヴィエンスィス及びプラデュプス・グリセウスと同じ。
＝318　プリオドンテス・ギガンテウスと同じ。
＝319　フュセテル・マクロセファルスと同じ。
＝320　エスクリクティウス・グラウクスと同じ。
＝321　以前はバライナ属に含まれていた。
＝322　以前はドゥスィキュオン属に含まれていた。
＝323　ドゥスィキュオン・フルヴィペスと同じ。
＝324　フェネクス属と同じ。
＝325　セレナルクトス・ティベタヌスともいう。
＝326　アオニュクス・ミクロドン又はパラオニュクス・ミクロドンともいう。
＝327　以前はルトラ属に含まれていた。
＝328　以前はルトラ属に含まれていた。ルトラ・アネクテンス、ルトラ・エヌドリス、ルトラ・インカルム及びルトラ・プラテンスィスと同じ。
＝329　エウプレレス・マヨルと同じ。
＝330　ヒュアイナ・ブルネアともいう。
＝331　フェリス・カラカル及びリュンクス・カラカルともいう。
＝332　以前はフェリス属に含まれていた。
＝333　フェリス・パルディナ又はフェリス・リュンクス・パルディナともいう。
＝334　以前はパンテラ属に含まれていた。
＝335　エクウス・アスィヌスともいう。

○外務省告示第百十六号

昭和四十八年三月三日にワシントンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」の附属書I及びIIは、同条約第十五条の規定に従い、また、附属書IIIは、同条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成七年二月十六日に効力を生じた。

（平成六年十二月二十一日付け国際連合環境計画事務局通告）

平成七年二月十六日

外務大臣　河野　洋平

附属書I及び附属書II（締約国会議において採択。千九百九十五年二月十六日から有効。）

解釈

1　この附属書I及び附属書IIに記載する名称は、(a)種の名称又は(b)種よりも大きな分類群に属する若しくは種よりも大きな分類群のうちで特定された一部に属するすべての種を意味する名称である。

2　略号「spp.」は、種よりも大きな分類群に属するすべての種を示すために用いる。

3　種よりも大きな分類群であって2の略号「spp.」が付されている分類群以外の分類群は、専ら参考又は分類のために記載する。

4　略号「p.e.」は、絶滅したかもしれない種を示すために用いる。

5　種又は種よりも大きな分類群に付されている一個の星印（＊）は、当該種又は種よりも大きな分類群に属する一又は二以上の地理的に隔離された個体群、亜種又は種が附属書Iに掲げられており、かつ、これらの個体群、亜種又は種が附属書IIから除外されていることを示す。

6　種又は種よりも大きな分類群に付されている二個の星印（＊＊）は、当該種又は種よりも大きな分類群に属する一又は二以上の地理的に隔離された個体群、亜種又は種が附属書IIに掲げられており、かつ、これらの個体群、亜種又は種が附属書Iから除外されていることを示す。

7　種又は種よりも大きな分類群に付されている符号「－」及び数字は、当該種又は種よりも大きな分類群に属する地理的に隔離された個体群、種、種の集団又は科のうち次のとおり特定されているものが附属書から除外されていることを示す。

－101　西グリーンランドの個体群

－102　ブータン、インド、ネパール及びパキスタンの個体群

－103　オーストラリアの個体群

－104　アメリカ合衆国の個体群

－105　チリ・タラパカ地方第一区、パリナコタ県の個体群の一部

　　　ペルーのすべての個体群

－106　アフガニスタン、ブータン、インド、ミャンマー、ネパール及びパキスタンの個体群

－107　コンドル科

－108　メロブスィタクス・ウンドゥラトゥス、ニュンフィクス・ホルランディクス及びプスィタクラ・クラメリ

－109　エクアドルの個体群（ただし、一九九五年及び一九九六年の輸出割当個体数を零とすること並びにその後の毎年の輸出割当個体数については、条約の事務局並びに自然及び天然資源の保存に関する国際同盟（IUCN）の種の保存委員会（SSC）クロコダイル専門家グループが認めるものとすることを条件とする。）

－110　ボツワナ、エティオピア、ケニア、マラウイ、モザンビーク、南アフリカ、タンザニア連合共和国、ザンビア及びジンバブエの個体群並びに次の国の個体群（ただし、それぞれの国名の次に示される毎年の輸出割当個体数を条件とする。）

	一九九五年	一九九六年	一九九七年
マダガスカル	四七〇〇	五二〇〇	五二〇〇
（ランチングによる標本	四五〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇
野生の有害な動植物の標本	二〇〇	二〇〇	二〇〇）
ウガンダ	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇

タンザニア連合共和国は、ランチングによる標本を除くほか、ハンティング・トロフィーについては毎年一〇〇を、野生の標本については一九九五年及び一九九六年には二〇〇、一九九七年については条約の事務局並びに自然及び天然資源の保存に関する国際同盟（IUCN）の種の保存委員会（SSC）クロコダイル専門家グループが認める個体数を限度として輸出を許可する。

－111　オーストラリアの個体群、パプア・ニューギニアの個体群及びインドネシアの個体群

－112　チリの個体群

－113　多肉組織を有しないすべての種

－114　アロイヴェラ（アロイバルバデンスィスともいう。）

8　種又は種よりも大きな分類群に付されている符号「＋」及び数字は、当該種又は種よりも大きな分類群に属する地理的に隔離された個体群、亜種又は種のうち次のとおり特定されたもののみを附属書に掲げていることを示す。

＋201　ブータン、インド、ネパール及びパキスタンの個体群

＋202　ブータン、中国、メキシコ及びモンゴルの個体群

＋203　カメルーン及びナイジェリアの個体群

＋204　アジアの個体群

＋205　中米及び北米の個体群

＋206　バングラデシュ、インド及びタイの個体群

＋207　インドの個体群

＋208　オーストラリアの個体群

＋209　南アフリカの個体群

＋210　チリ・タラパカ地方第一区、パリナコタ県の個体群の一部

　　　ペルーのすべての個体群

交渉の枠内で作成された国際酪農品取極（以下「取極」という。）について、ウルグァイ・ラウンドの多角的貿易交渉の結果作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関協定」という。）附属書四に含めるとの観点から必要となる修正について取極の参加国間で検討が行われ、その結果、平成六年四月十五日に新たな協定として作成された。

二　協定の内容

この協定は、前文、本文八箇条、末文及び乳製品に関する附属書（八箇条及び三の付録から成る。）から成り、その概要は、次のとおりである。

1　前文

酪農の分野における協力の改善等この協定の作成の必要性について述べている。

2　一般規定（第一条から第七条まで）

(1)　この協定は、市場の状況を安定させつつ酪農品の世界貿易の拡大及び一層の自由化を達成すること並びに開発途上国の経済的及び社会的発展を促進することを目的とする。（第一条）

(2)　この協定は、この協定上定義される「酪農品」について適用する。（第二条）

(3)　締約国は、国際酪農品理事会（以下「理事会」という。）が酪農品に係る世界市場の状況を把握するために必要な需給、価格、貿易等に関する情報を理事会に提供する。（第三条）

(4)　理事会は、世界市場の現状及び見通しを検討し、重大な市場の不均衡があるときは、その是正策を各国に提示する。（第四条）

(5)　締約国は、この協定に影響を及ぼす問題について協議を行い、関係締約国間で解決を得ることができなかった問題については、乳製品に関する委員会（以下「委員会」という。）による解決を求めることができる。（第四条）

(6)　締約国は、可能な限度で、酪農品を食糧援助として供与するとともに、当該食糧援助に関して、情報の提供及び意見の交換を行う。（第五条）

(7)　附属書の対象となる産品は、粉乳及びクリームパウダー（ホエイパウダーを除く。）、乳脂並びにチーズとする。（第六条）

(8)　理事会を世界貿易機関の枠内に設置する。理事会は、すべての締約国の代表者で構成するものとし、この協定を実施するために必要なすべての任務を遂行する。（第七条）

(9)　理事会は、附属書の実施に必要な任務を遂行するための委員会を設置する。委員会は、すべての締約国の代表者で構成する。（第七条）

3　最終規定（第八条）

(1)　この協定は、すべての国等が署名その他の方法によって行う受諾のために開放しておく。この協定は、世界貿易機関協定の効力発生の日までに受諾した国については、当該効力発生の日に効力を生ずる。当該効力発生の日の後に受諾する締約国については、その受諾の日に効力を生ずる。

(2)　この協定のいかなる規定も、関税及び貿易に関する一般協定又は世界貿易機関協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

4　乳製品に関する附属書

(1)　この附属書が適用される産品について規定している。（第一条）

(2)　最低輸出価格の対象となる標準産品の仕様について規定している。（第二条）

(3)　標準産品について適用される最低輸出価格を定めるとともに、輸出締約国が標準産品の輸出価格が当該最低輸出価格を下回らないことを確保するために必要な措置をとること等について規定している。（第三条）

(4)　輸入締約国は、最低価格の目的を実現するために協力すること等について規定している。（第六条）

(5)　委員会は、最低価格を遵守することが困難であると認める国から要請がある場合には、関連規定の適用を免除することができることについて規定している。（第七条）

三　我が国との関係

この協定は、酪農の分野における協力の改善が世界貿易の拡大及び自由化の達成に貢献するとの認識に基づいて東京ラウンドの多角的貿易交渉の成果の枠内で作成された取極について、世界貿易機関協定附属書四に含めるとの観点から必要となる修正を施し、新たな協定として作成されたものである。我が国は、取極の運用及びこの協定の作成に積極的に参加してきており、我が国がこの協定を締結することは、従来と同様に、酪農の分野における国際協力を推進し、また、我が国の立場を国際的に反映させる上で有意義であると考えられる。

国際酪農品協定の受諾に関する説明資料

この協定は、酪農の分野における協力の改善が世界貿易の拡大及び自由化の達成に貢献するとの認識に基づいて東京ラウンドの多角的貿易交渉の枠内で作成された国際酪農品取極（以下「取極」という。）について、ウルグァイ・ラウンドの多角的貿易交渉の結果作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書四に含めるとの観点から必要となる修正について取極の参加国間で検討が行われ、その結果、新たな協定として作成されたものである。

この協定は、取極と同様に、酪農品の需給、価格、貿易等に関する情報の交換、市況の検討、輸出締約国による最低価格の遵守、酪農品による食糧援助、協定運用のための国際酪農品理事会の設置等について定めている。

我が国は、取極の運用及びこの協定の作成に積極的に参加してきており、我が国がこの協定を締結することは、従来と同様に、酪農の分野における国際協力を推進し、また、我が国の立場を国際的に反映させる上で有意義であると考えられる。

よって、この協定を受諾することといたしたい。

なお、この受諾は署名によって行うこととし、署名者には、在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部内藤昌平公使を予定している。

第六条　輸入国である締約国の協力

1　第一条に規定する産品を輸入する締約国は、特に次のことを約束する。

(a)　この附属書の最低価格の目的を実現するために協力すること及び第一条に規定する産品が、この附属書に定める最低価格に適正に対応する関税評価額を下回る価格で輸入されることがないことを可能な限度で確保すること。

(b)　協定第三条及びこの附属書の第四条の規定の適用を妨げることなく、第一条に規定する産品で非締約国から輸入されるものに関する情報を提供すること。

(c)　輸入が最低価格に反する価格によって行われることによりこの附属書の運用が損なわれるおそれがある場合には、適当な是正措置を求める提案について好意的に検討すること。

2　1の規定は、飼料用の脱脂粉乳及びバターミルクパウダーの輸入については適用しない。ただし、当該輸入が第三条5に規定する措置及び手続に従うことを条件とする。

第七条　適用免除

1　委員会は、締約国が最低価格を遵守することにより困難に直面する場合には、当該締約国の困難を救済するため第三条の1から5までの規定の適用を免除する権限を有する。委員会は、当該免除に関する要請が行われた日から三箇月以内に当該要請について決定を下す。

2　第三条の1から4までの規定は、例外的な事情の下においては、品質が低下し又は製造上の欠陥があったために通常の輸出品よりも品質が劣っているナチュラルチーズを少量に限って輸出する場合には、適用しない。そのようなチーズを輸出する締約国は、その意思を事前に事務局に通報する。締約国は、また、委員会に対し、この2の規定に基づいて行うチーズのすべての販売につき、個々の取引ごとの数量、価格及び仕向地を明記して、四半期ごとに通報する。

第八条　緊急措置

締約国は、自国の利益がこの附属書に拘束されない国によって著しく損なわれていると認める場合には、委員会の議長に対し、そのような事態に対処するための措置が必要であるかどうかを決定するため、二作業日以内に委員会の緊急会合を招集するよう要求することができる。その会合が二作業日以内に行われず、かつ、当該締約国の商業上の利益が実質的に害されるおそれがある場合には、当該締約国は、その立場を擁護するため一方的な措置をとることができる。もっとも、当該措置をとるに当たっては、当該措置によって影響を受けるおそれのある他の締約国に直ちに通報することを条件とする。議長は、以上の問題について直ちに公式に十分な説明を受けるものとし、また、できる限り速やかに委員会の特別会合を招集する。

付録A　引渡し地点の表

次の表の上欄に掲げる国の引渡し地点については、附属書第二条の規定により、次の表の下欄のとおり指定する。協定第七条2(a)の規定により設置される委員会は、適当な場合には、この付録の内容を修正することができる。

フィンランド	アントワープ、ハンブルグ、ロッテルダム、バーゼル（スイスへのバターの輸出のため）
ノールウェー	アントワープ、ハンブルグ、ロッテルダム
スウェーデン	アントワープ、ハンブルグ、ロッテルダム、バーゼル（スイスへのバターの輸出のため）
ポーランド	アントワープ、ハンブルグ、ロッテルダム

付録B　乳脂肪分の変化に基づく価格変化の一覧表

乳脂肪分（パーセント）	最低価格（一メートル・トン当たりの合衆国ドル）
二未満	一、二〇〇（脱脂粉乳）
二以上三未満	一、二〇二
三以上四未満	一、二〇四
四以上五未満	一、二〇六
五以上六未満	一、二〇八
六以上七未満	一、二一〇
七以上八未満	一、二一二
八以上九未満	一、二一四
九以上一〇未満	一、二一六
一〇以上一一未満	一、二一八
一一以上一二未満	一、二二〇
一二以上一三未満	一、二二二
一三以上一四未満	一、二二四
一四以上一五未満	一、二二六
一五以上一六未満	一、二二八
一六以上一七未満	一、二三〇
一七以上一八未満	一、二三二
一八以上一九未満	一、二三四
一九以上二〇未満	一、二三六
二〇以上二一未満	一、二三八
二一以上二二未満	一、二四〇
二二以上二三未満	一、二四二
二三以上二四未満	一、二四四
二四以上二五未満	一、二四六
二五以上二六未満	一、二四八
二六以上二七未満	一、二五〇（全粉乳）
二七以上二八未満	一、二五二
七九以上八〇未満	一、三三六・二五
八〇以上八二未満	一、三五〇・〇〇（バター）
八二以上八三未満	一、三七七・五〇
八三以上八四未満	一、三九一・二五
八四以上八五未満	一、四〇五・〇〇
八五以上八六未満	一、四一八・七五
八六以上八七未満	一、四三二・五〇
八七以上八八未満	一、四四六・二五
八八以上八九未満	一、四六〇・〇〇
八九以上九〇未満	一、四七三・七五
九〇以上九一未満	一、四八七・五〇
九一以上九二未満	一、五〇一・二五
九二以上九三未満	一、五一五・〇〇
九三以上九四未満	一、五二八・七五
九四以上九五未満	一、五四二・五〇
九五以上九六未満	一、五五六・二五
九六以上九七未満	一、五七〇・〇〇
九七以上九八未満	一、五八三・七五
九八以上九九未満	一、五九七・五〇
九九以上九九・五未満	一、六一一・二五
九九・五以上	一・六二五・〇〇（無水乳脂）

付録C　粉乳に係る加工及び規制に関する措置の登録

次の締約国については、附属書第三条5の規定に従って加工及び規制に関する措置をとることが認められる。協定第七条2(a)の規定により設置される委員会は、適当な場合には、この付録の内容を修正することができる。

オーストラリア
カナダ
欧州共同体
フィンランド
ハンガリー
日本国
ニュー・ジーランド
ノールウェー
ポーランド
スイス

日本国

脱脂粉乳と他の原料とを混合して飼料を製造するために当該脱脂粉乳を免税で輸入しようとする者は、関税定率法第十三条の規定に基づき、当該粉乳が飼料以外の用途に転用されないようにするため、次の措置をとる。

1　製造者は、その製造工場が免税の脱脂粉乳を使用して配合飼料を生産することについて承認を受けるため、税関長に対して申請書を事前に提出する。

2　製造者又はその代理者は、飼料として使用するために脱脂粉乳を輸入する場合には、所要の輸入手続をとるものとし、所轄の税関当局は、当該脱脂粉乳の数量に関する記録を保管する。

3　製造者は、脱脂粉乳を1の承認を受けた製造工場に運送した上で、魚粉、さなぎ粉又はフィシュソリュブル等と混合する。

4　製造者は、配合飼料を製造した後、税関の検査のため、特に製造に使用した脱脂粉乳及びこれに混合した他の原料品の数量を記載した届出書を提出する。税関当局は、輸入時に記録された数量のうちから製造に使用された数量を確認するとともに、製品が製造工場から搬出されるのに先立って当該製品について検査を行う。

1の承認は、製造者が3及び4の規制に違反した場合には取り消されるものとし、免除を受けた関税は、関税定率法の規定に従って徴収される。更に、製造者は、関税法に定める関税は脱を理由として、罰金又は懲役に処せられる。

(我が国以外の加工及び規制に関する措置は省略)

国際酪農品協定の説明書

一　協定の作成経緯

この協定は、酪農の分野における協力の改善が世界貿易の拡大及び自由化の達成に貢献するとの認識に基づいて東京ラウンドの多角的貿易

第三条　最低価格

最低価格の水準及び遵守

1　締約国は、前条に規定する産品の輸出価格がこの附属書に定める最低価格を下回らないことを確保するために必要な措置をとることを約束する。締約国は、当該産品が混入されている商品の形態で輸出される場合には、この附属書に定める価格に関する要件からの逸脱を回避するため、必要な措置をとる。

2(a)　この条において、最低価格の水準は、特に、市場の現状、生産国である締約国における酪農品の価格、この附属書に定める産品ごとの最低価格の間に適当な関係が確保されることの必要性、消費国に対して衡平である価格が確保されることの必要性及び、安定した供給を長期にわたり確保するため、最も競争力を有する生産国が最低限度の報酬を維持することのできることが望ましいことを考慮して定められている。

(b)　1に定める最低価格で協定の効力発生の日に適用されるものは、次のとおりとする。

(i)　前条(a)に規定する脱脂粉乳については、一メートル・トン当たり千二百合衆国ドル

(ii)　前条(b)に規定する全粉乳については、一メートル・トン当たり千二百五十合衆国ドル

(iii)　前条(c)に規定するバターミルクパウダーについては、一メートル・トン当たり千二百合衆国ドル

(iv)　前条(d)に規定する無水乳脂については、一メートル・トン当たり千六百二十五合衆国ドル

(v)　前条(e)に規定するバターについては、一メートル・トン当たり千三百五十合衆国ドル

(vi)　前条(f)に規定するチーズについては、一メートル・トン当たり千五百合衆国ドル

3(a)　委員会は、この附属書の運用の結果及び国際市場の動向の双方を考慮して、この条に定める最低価格の水準を修正することができる。

(b)　委員会は、この条に定める最低価格の水準について、少なくとも年一回検討する。委員会は、この検討を行うに当たっては、特に、妥当かつ必要な限度で、生産国における費用その他の世界市場で関連のある経済的要因、最も競争力を有する生産国が長期にわたり最低限度の報酬を維持することができることの必要性、消費国が安定した持続的供給を受けられるようにすること及び価格について当該消費国が受け入れることのできる水準が確保されることの必要性並びに市場の現状を考慮しなければならず、また、2(b)に定める最低価格の水準と主要な生産国である締約国における酪農品の支持価格の水準との関係を改善することが望ましいことに考慮を払わなければならない。

最低価格の調整

4　実際に輸出される産品が、脂肪分、包装又は販売条件において標準産品と異なる場合には、前条に定める産品についてこの附属書において定められた最低価格を保護するため、当該最低価格を次のとおり調整する。

乳脂肪分

粉乳　第一条(a)に規定する粉乳（バターミルクパウダー（注1）を除く。）の乳脂肪分が前条の(a)及び(b)に規定する標準産品の乳脂肪分と異なる場合には、当該粉乳の最低価格は、乳脂肪分について二パーセントのものの価格を起点とした上で、同条(a)に規定する標準産品について効力を有している最低価格と同条(b)に規定する標準産品について効力を有している最低価格との差を勘案して一パーセントごとに調整する。（注2）

注1　第二条(c)に規定するもの

注2　付録B「乳脂肪分の変化に基づく価格変化の一覧表」参照

乳脂　第一条(b)に規定する乳脂の乳脂肪分が前条の(d)及び(e)に規定する標準産品の乳脂肪分と異なり八十二パーセント以上又は八十パーセント未満である場合には、当該乳脂の最低価格は、乳脂肪分について八十パーセントのものの価格を起点とした上で、同条(d)に規定する標準産品について効力を有している最低価格と同条(e)に規定する標準産品につ　て効力を有している最低価格との差を勘案して八十パーセントを上回るか又は下回るかに応じそれぞれ一パーセントごとに上向き又は下向きに調整する。

包装　産品を輸出する場合に、貿易上通常使用される二十五キログラム又は五十ポンド（チーズについては、二十キログラム又は四十ポンド）以上の正味重量の包装以外の包装によるときは、当該産品の最低価格については、標準産品の包装費用と当該産品の包装費用との差を反映するように調整する。

販売条件　輸出締約国における本船渡し又は輸出締約国の国境渡し（注）以外の条件で販売が行われる場合には、当該販売に係る産品の最低価格は、2(b)に定める本船渡しの最低価格に提供された役務の実際のかつ正当な費用を加算して計算した額とする。販売条件として信用供与を含む場合には、当該信用供与に係る産品の最低価格は、当該輸出締約国における通常の商業上の利子を加算して計算した額とする。

注　第二条参照

飼料用の脱脂粉乳及びバターミルクパウダーの輸出入

5　締約国は、1から4までの規定にかかわらず、以下に定める条件に従うことを条件として、飼料用の脱脂粉乳及びバターミルクパウダーを、当該産品につ　て　の附属書に定める最低価格を下回る価格で輸出し又は輸入することができる。締約国は、この可能性を援用するに当たっては、自国が輸出し又は輸入する脱脂粉乳又はバタ　ルクパウダ　を専ら飼料用として使用することを確保するために適用される輸出国又は仕向国における加工及び規制に関する措置を当該産品に適用する。加工及び規制に関する当該措置は、あらかじめ委員会によって承認されなければならず、また　委員会が作成する登録簿に記録されていなければならない（注）。この5の規定を援用する意思を有する締約国は、その意思を委員会に対して事前に通報するものとし、委員会は、いずれかの締約国の要請がある場合には、市場の状況を検討するために会合する。締約国は、委員会が飼料用の脱脂粉乳及びバターミルクパウダ　の分野における発展を把握し及び当該産品の貿易の動向に関して定期的に予測を行うことができるようにするため、委員会に対し当該産品の取引に関する情報を提供する。

注　付録C「加工及び規制に関する措置の登録簿」参照

輸出国は、登録簿に加工及び規制に関する措置を登録している輸入国に対し、飼料用の脱脂粉乳及びバターミルクパウダーを加工しない状態で船積みすることができると了解される。この場合には、輸出国は、その旨を委員会に通報する。

特別な販売条件

6　締約国は、最低価格に関する規定の対象となっている産品の輸出価格が次条に規定する慣行によって、直接的であるか間接的であるかを問わず、当該最低価格を下回る結果にならないようにすることを自国の法制上可能な範囲で確保することを約束する。

7　1から6までの規定は、協定第五条に定めるところに従　て理事会に対する通報が行われることを条件として、贈与としての輸出又は救済、食糧に関連した開発若しくは福祉を目的とする輸出については適用しない。

第四条　情報の提供

協定第三条の規定の適用を妨げることなく、締約国は　第　条に規定する産品の国際貿易における価格が前条2(b)に定める最低価格に近づいている場合には、委員会が検証する　ことができるようにするため、自国の市場の状況を評価する上で関連のある要素、特に、信用供与又は借款に係る慣行、他の産品との取引上のかかわり合　求償取引又は三角取引、払戻し又は割戻し、排他的契約、包装費及び包装の詳細を委員会に対して通報する。

第五条　輸出国である締約国の義務

輸出国である締約国は　開発途上締約国の通常の必要量であって商業的買入れに係るもの、特に、食糧に関連した開発及び福祉を目的として使用されるものを優先的に供給するため、自国の法制上可能な範囲内で最善の努力を払う。

(c) 決定

理事会は、全会一致の原則によりその決定を行う。理事会に提出された問題について理事会のいずれの構成国も正式に異議を申し立てない場合には、理事会が当該問題について決定を行ったものとみなす。

(d) 他の機関との協力

理事会は、政府機関及び非政府機関との協議又は協力のために適当な措置をとる。

(e) オブザーバーの参加

(i) 理事会は、非締約国政府に対し、オブザーバーとして会合に出席するよう招請することができるものとし、また、オブザーバーの権利及び義務、特に情報の提供に係る権利及び義務に関する規則を定めることができる。

(ii) 理事会は、(d)に規定する機関に対し、オブザーバーとして会合に出席するよう招請することができる。

2 乳製品に関する委員会

(a) 理事会は、附属書の実施に必要な任務を遂行するための乳製品に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、すべての締約国の代表者で構成する。委員会に必要な役務は、事務局が提供する。委員会は、その任務の遂行について理事会に報告を行う。

(b) 市場の状況の検討

理事会は、第三条の規定に基づいて提供される情報の様式を決定するに当たっては、委員会が、附属書の対象である産品の貿易と関連のある他の酪農品の国際貿易における価格の動向を考慮しつつ、附属書の対象産品に関する国際市場の状況及び動向並びに締約国による附属書の適用状況を常時把握することを可能とするために必要な措置をとる。

(c) 通常会合及び特別会合

委員会は、通常四半期に一回会合する。委員会の議長は、自己の発意により又は締約国の要請により、委員会の特別会合を招集することができる。

(d) 決定

委員会は、全会一致の原則によりその決定を行う。委員会に提出された問題についていずれの構成国も正式に異議を申し立てない場合には、委員会が当該問題について決定を行ったものとみなす。

第八条　最終規定

1 受諾

(a) この協定は、すべての国、対外通商関係その他世界貿易機関を設立する協定(以下「世界貿易機関協定」という。)に規定する事項の処理について完全な自治権を有する独立の関税地域及び欧州共同体が署名その他の方法によって行う受諾のために開放しておく。

(b) この協定を受諾する政府(注)は、受諾に際し、附属書に定める産品についての附属書の適用に関して留保を付することができる。附属書のいかなる規定についても、他のすべての締約国の同意なしには、留保を付することができない。

注　この協定の適用上、「政府」には、欧州共同体の権限のある当局を含むものとする。

(c) この協定の受諾は、千九百七十九年四月十二日にジュネーヴで作成され、かつ、千九百八十年一月一日に効力を生じた国際酪農品取極を受諾している締約国については、同取極の廃棄を意味する。その廃棄は、当該締約国について、この協定が効力を生ずる日に効力を生ずる。

2 効力発生

(a) この協定は、世界貿易機関協定の効力発生の日までに受諾した締約国については、当該効力発生の日に効力を生ずる。当該効力発生の日の後にこの協定を受諾する締約国については、この協定は、その受諾の日に効力を生ずる。

(b) この協定の効力発生前に行われた契約の効力は、この協定によって影響を受けない。

3 有効期間

この協定は、三年間効力を有する。この協定の有効期間は、失効の日の少なくとも八十日前までに理事会が別段の決定を行わない限り、更に三年ごとに延長される。

4 改正

この協定において別段の修正を行うことが規定されている場合を除くほか、理事会は、この協定の改正を勧告することができる。その改正は、すべての締約国が受諾した時に効力を生ずる。

5 この協定と附属書及び付録との関係

次のものは、1(b)の規定に従うことを条件として、この協定の不可分の一部を成す。

第六条に規定する附属書

附属書第二条に規定され、かつ、付録Aに掲げられる引渡し地点の表

附属書第三条4に規定され、かつ、付録Bに掲げられる乳脂肪分の変化に基づく価格変化の一覧表

附属書第三条5に規定され、かつ、付録Cに定められる加工及び規制に関する措置の登録

6 この協定と他の協定との関係

この協定のいかなる規定も、関税及び貿易に関する一般協定又は世界貿易機関協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。(注)

注　この6の規定は、世界貿易機関の加盟国又は関税及び貿易に関する一般協定の締約国である締約国の間においてのみ適用する。

7 脱退

(a) 締約国は、この協定から脱退することができる。脱退は、世界貿易機関事務局長が書面による脱退の通告を受領した日から六十日を経過した時に、効力を生ずる。

(b) 締約国は、締約国間で合意される条件に従うことを条件として、附属書に定める産品についての附属書の適用に関する同意を撤回することができる。撤回は、世界貿易機関事務局長が書面による撤回の通告を受領した日から六十日を経過した時に、効力を生ずる。

8 寄託

世界貿易機関協定が効力を生ずるまでの間、この協定の原本は、関税及び貿易に関する一般協定の締約国団の事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、締約国に対し、この協定の認証謄本及び受諾に関する通告書を速やかに送付する。この協定は、英語、フランス語及びスペイン語をひとしく正文とする。世界貿易機関協定が効力を生じたときは、この協定及びこの協定の改正は、世界貿易機関事務局長に寄託する。

9 登録

この協定は、国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成した。

乳製品に関する附属書

第一条　対象産品

1 この附属書は、次の産品について適用する。

(a) 統一システム番号の〇四〇二・一〇から〇四〇二・九九まで及び〇四〇三・一〇から〇四〇三・九〇までに分類されている粉乳及びクリームパウダー

(b) 統一システム番号〇四〇五・〇〇に分類されている乳脂(乳脂肪分が全重量の五十パーセント以上のものに限る。)

(c) 統一システム番号の〇四〇六・一〇から〇四〇六・九〇までに分類されているチーズ(乾燥固形分が全重量の五十パーセント以上のもので、乾燥固形分中の乳脂肪分が全重量の四十五パーセント以上のものに限る。)

2 適用分野

この附属書は、1に定める産品であって締約国の関税地域内で製造され又は再包装されたものの輸出について適用する。

第二条　標準産品

次条の規定に従って定められる最低輸出価格は、次の仕様の標準産品((a)から(f)までのいずれかに該当するもの)について定める。

包装については、貿易上通常使用される包装により、かつ、正味重量が二十五キログラム又は五十ポンド(チーズについては、二十キログラム又は四十ポンド)以上であること。

販売条件については、輸出締約国からの本船渡し又は輸出締約国の国境渡しであり、かつ、書類引換えによる一覧払であること。ただし、付録Aに掲げる締約国については、引渡し地点は、当該付録に定めるとおりとすることができる。

(a) 脱脂粉乳(乳脂防分が全重量の一・五パーセント以下で、水分が全重量の五パーセント以下のものに限る。)

(b) 全粉乳(乳脂防分が全重量の二十六パーセントで、水分が全重量の五パーセント以下のものに限る。)

(c) バターミルクパウダー(注)(乳脂防分が全重量の十一パーセント以下で、水分が全重量の五パーセント以下のものに限る。)

注　バター又は無水乳脂の製造過程から生ずるもの

(d) 無水乳脂(乳脂防分が全重量の九十九・五パーセントのものに限る。)

(e) バター(乳脂防分が全重量の八十パーセントのものに限る。)

(f) チーズ

注　この6に規定する「問題」には、世界貿易機関を設立する協定に附属する多角的貿易協定、特に、輸出入に係る措置に関連する協定の対象となっている問題が含まれることが確認される。

第五条　運用

1　国際食肉理事会

国際食肉理事会を世界貿易機関の枠内に設置する。理事会は、この協定のすべての締約国の代表者で構成するものとし、この協定を実施するために必要なすべての任務を遂行する。理事会に必要な役務は、事務局が提供する。理事会は、その手続規則を定める。理事会は、適当な場合には、作業部会その他の補助機関を設置することができる。

2　通常会合及び特別会合

理事会は、通常適当な場合に（少なくとも年二回）会合する。理事会の議長は、自己の発意により又は締約国の要請により、理事会の特別会合を招集することができる。

3　決定

理事会は、全会一致の原則によりその決定を行う。理事会に提出された問題について理事会のいずれの構成国も正式に異議を申し立てない場合には、理事会が当該問題について決定を行ったものとみなす。

4　他の機関との協力

理事会は、適当な場合には、政府間機関及び非政府機関との協議又は協力のために措置をとる。

5　オブザーバーの参加

(a)　理事会は、非締約国政府に対し、オブザーバーとして会合に出席するよう招請することができるものとし、また、オブザーバーの権利及び義務、特に情報の提供に係る権利及び義務に関する規則を定めることができる。

(b)　理事会は、4に規定する機関に対し、オブザーバーとして会合に出席するよう招請することができる。

第六条　最終規定

1　受諾

(a)　この協定は、すべての国、対外通商関係その他世界貿易機関を設立する協定（以下「世界貿易機関協定」という。）に規定する事項の処理について完全な自治権を有する独立の関税地域及び欧州共同体が署名その他の方法によって行う受諾のために開放しておく。

(b)　留保は、他のすべての締約国の同意なしには付することができない。

(c)　この協定の受諾は、千九百七十九年四月十二日にジュネーヴで作成され、かつ、千九百八十年一月一日に効力を生じた牛肉に関する取極を受諾している締約国については、同取極の廃棄を意味する。その廃棄は、当該締約国について、この協定が効力を生ずる日に効力を生ずる。

2　効力発生

この協定は、世界貿易機関協定の効力発生の日までに受諾した締約国については、当該効力発生の日に効力を生ずる。当該効力発生の日の後にこの協定を受諾する締約国については、この協定は、その受諾の日に効力を生ずる。

3　有効期間

この協定は、三年間効力を有する。この協定の有効期間は、失効の日の少なくとも八十日前までに理事会が別段の決定を行わない限り、更に三年ごとに延長される。

4　改正

この協定において別段の修正を行うことが規定されている場合を除くほか、理事会は、この協定の改正を勧告することができる。その改正は、すべての締約国が受諾した時に効力を生ずる。

5　この協定と他の協定との関係

この協定のいかなる規定は、関税及び貿易に関する一般協定又は世界貿易機関協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。（注）

注　この5の規定は、世界貿易機関の加盟国又は関税及び貿易に関する一般協定の締約国である締約国の間においてのみ適用する。

6　脱退

締約国は、この協定から脱退することができる。脱退は、世界貿易機関事務局長が書面による脱退の通告を受領した日から六十日を経過した時に、効力を生ずる。

7　寄託

世界貿易機関協定が効力を生ずるまでの間、この協定の原本は、関税及び貿易に関する一般協定の締約国団の事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、締約国に対し、この協定の認証謄本及び受諾に関する通告書を速やかに送付する。この協定は、英語、フランス語及びスペイン語をひとしく正文とする。世界貿易機関協定が効力を生じたときは、この協定及びこの協定の改正は、世界貿易機関事務局長に寄託する。

8　登録

この協定は、国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成した。

附属書　対象産品

この協定は、牛肉について適用する。この協定の適用上、「牛肉」とは、関税協力理事会により作成された商品の名称及び分類についての統一システム（以下「統一システム」という。）によって特定された次の産品をいうものとする。（注）

統一システム番号

〇一〇二　牛（生きているものに限る。）
〇一〇二・一〇　純粋種の繁殖用のもの
〇一〇二・九〇　その他のもの
〇二〇一　牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
〇二〇一・一〇　枝肉及び半丸枝肉
〇二〇一・二〇　その他の骨付き肉
〇二〇一・三〇　骨付きでない肉
〇二〇二　牛の肉（冷凍したものに限る。）
〇二〇二・一〇　枝肉及び半丸枝肉
〇二〇二・二〇　その他の骨付き肉
〇二〇二・三〇　骨付きでない肉
〇二〇六　食用のくず肉（牛のもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
〇二〇六・一〇　牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
　牛のもの（冷凍したものに限る。）
〇二〇六・二一　舌
〇二〇六・二二　肝臓
〇二〇六・二九　その他のもの
〇二一〇　肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール
〇二一〇・二〇　牛の肉
〇二一〇・九〇のうち　食用のくず肉（牛のものに限る。）
一六〇二　その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血
一六〇二・五〇　牛のもの

注　統一システムを実施していない締約国については、第二条の規定に関し、次の関税協力理事会品目表を適用する。

関税協力理事会品目分類番号

(a)　〇一・〇二　牛（生きているものに限る。）
(b)　〇二・〇一のうち　牛の肉及び食用のくず肉（生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）
(c)　〇二・〇六のうち　牛の肉及び食用のくず肉（塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限る。）
(d)　一六・〇二のうち　牛の肉又はくず肉のその他の調製品

○外務省告示第百十四号

日本国政府は、平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「国際牛肉協定」に平成七年一月二十七日に署名した。よって、同協定は、その第六条2の規定に従い、同日に日本国について効力を生じた。

なお、同協定の締約国は、平成七年一月二十七日現在次のとおりである。

アルゼンティン共和国、ベルギー王国、ブラジル連邦共和国、カナダ、チャード共和国、デンマーク王国、フィンランド共和国、フランス共和国、ニュー・ジーランド、ノールウェー王国、ルーマニア、スウェーデン王国、スイス連邦、アメリカ合衆国、ウルグァイ東方共和国、欧州共同体

平成七年二月十四日

外務大臣　河野　洋平

（訳文）

国際牛肉協定

この協定の締約国は、

牛肉及び生きている牛に係る国際貿易において一層の自由化、安定化及び拡大が達成されるように国際協力を促進すべきことを確信し、

牛肉及び生きている牛に係る国際貿易において深刻な混乱が発生することを回避することが必要であることを考慮に入れ、

多くの国、特に、一定の先進国及び開発途上国にとって牛肉及び生きている牛の生産及び貿易が経済上重要であることを認識し、

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下「千九百九十四年のガット」という。）の原則及び目的に対する締約国の義務を考慮し、（注）

この協定の実施に当たり、千九百七十三年九月十四日の東京宣言において閣僚により合意された原則及び目的、特に、開発途上国のための特別のかつ一層有利な待遇に関する原則及び目的を実現することを決意して、

ここに、次のとおり協定する。

注　この規定は、世界貿易機関の加盟国である締約国の間においてのみ適用する。

第一条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

1　牛肉及び生きている牛に係る世界貿易に対する障害及び制限（貿易市場の分割化を含む。）の漸進的な撤廃を容易にし、かつ、消費国及び生産国並びに輸入国及び輸出国の双方の利益のために世界貿易の国際的な枠組みを改善することにより、牛肉及び生きている牛に係る国際市場の拡大、一層の自由化及び一層の安定化を促進すること。

2　国際食肉経済の分野における一層の合理化及び資源の一層効率的な分配を達成するため、牛肉及び生きている牛に係る貿易に影響を及ぼすすべての分野において国際協力を更に奨励すること。

3　特に次の措置により牛肉及び生きている牛に係る世界貿易の拡大に開発途上国が参加する可能性を改善することによって、開発途上国がこれらの産品に係る国際貿易から追加的な利益を得るようにすること。

(a)　牛肉及び生きている牛に係る世界貿易を拡大するという意味において価格が長期にわたって安定するようにすること。

(b)　牛肉及び生きている牛の輸出国である開発途上国の所得水準を維持し及び改善すること。

これらの措置は、牛肉及び生きている牛に係る国際市場を長期にわたって安定せしめることにより、追加的な所得をもたらすことを目的としている。

4　競争力を有する生産国の伝統的な立場を考慮に入れ、貿易を競争の原則に基づき更に拡大すること。

第二条　対象産品

この協定は、附属書に掲げる産品並びに第五条の規定により設置される国際食肉理事会（以下「理事会」という。）がこの協定の目的及び趣旨を実現するために追加することのあるその他の産品について適用する。

第三条　情報及び市場の状況の把握

1　締約国は、理事会が食肉に係る世界市場の状況（全般的な状況及び個別の食肉に関する状況の双方を含む。）を把握し及び評価するために必要とされる情報を、理事会に対し定期的かつ迅速に提供する。

2　開発途上締約国は、自国が入手することのできる情報を提供する。当該開発途上締約国の資料収集能力を改善することに資するため、先進締約国（注）及び援助を行うことができる他の開発途上締約国は、当該開発途上締約国による技術援助の要請を受けた場合には、その要請を好意的に検討する。

注　この協定において、「国」には、欧州共同体及び世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域を含むものとする。

3　締約国が理事会の定める様式により1の規定に基づいて提供する情報には、前条に規定する産品の生産（飼養頭数規模の動向を含む。）、消費、価格、在庫及び貿易に関する実績、現状及び見通しに関する資料並びに理事会が必要と認める他の情報、特に、競合する産品についての情報を含める。締約国は、理事会に対し国内施策及び貿易上の措置（二国間及び複数国間の約束を含む。）についての情報であって牛肉に関するものを提供するものとし、また、牛肉及び生きている牛に係る国際貿易に影響を及ぼすと認める国内施策及び貿易上の措置の変更をできる限り速やかに通報する。この3の規定は、締約国に対し、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。

4　世界貿易機関事務局（以下「事務局」という。）は、需給事情について生ずることのある重大な不均衡の兆しを早期に発見することができるようにするため、市場のデータ、特に、飼養頭数、在庫量、と殺頭数並びに国内価格及び国際価格の動向を把握する。事務局は、理事会が生産、消費、輸出及び輸入の見通し並びに世界市場における重要な動向を常に把握することができるようにしておく。事務局は、牛肉及び生きている牛に係る貿易に影響を及ぼすすべての措置（二国間、複数国間及び多数国間の交渉の結果である約束を含む。）の目録を作成し及び常に最新なものとする。

第四条　国際食肉理事会の機能及び締約国間の協力

1　理事会は、次の目的のために会合する。

(a)　前条の規定に従って提供された資料（国内施策及び貿易上の措置に関するものを含む。）並びに事務局が入手する他の情報に基づいて作成する現状及び見通しに関する分析を基礎として、世界的な需給事情及び見通しの評価を行うこと。

(b)　この協定の運用について包括的な検討を行うこと。

(c)　牛肉に係る国際貿易に影響を及ぼすすべての問題に関して定期的に協議を行うための機会を提供すること。

2　理事会は、1(a)に規定する世界的な需給事情の評価を行い又は、前条3の規定に基づくすべての関連情報についての検討を行った後に、国際牛肉市場において重大な不均衡が生じ又は生ずるおそれがあると判断する場合には、開発途上国の事情を特に考慮しつつ、政府（注）による検討に供することを目的として、国際牛肉市場における重大な不均衡又はそのおそれに関する是正策で千九百九十四年のガットの原則及び規則に合致したものを全会一致の原則に従って提示する。

注　この協定の適用上、「政府」には、欧州共同体の権限のある当局を含むものとする。

3　2に規定する是正策は、輸入国及び輸出国により、この協定の目的に即して、特に、牛肉及び生きている牛に係る国際市場の拡大、自由化の促進及び安定に資することにより、世界市況の全般的な改善に貢献するためとられるものとし、2に規定する不均衡又はそのおそれが一時的なものであるか持続的なものであるかに関する理事会の検討結果のいかんにより、短期的、中期的又は長期的な措置となる。

4　2及び3の規定に基づく措置を検討するに当たっては、開発途上国に対する特別のかつ一層有利な待遇（実行可能かつ適当なものに限る。）の付与について妥当な考慮を払う。

5　締約国は、第一条の目的を実現するため、可能な限り最大限の貢献を行うことを約束する。このため並びに千九百九十四年のガットの原則及び規則に即し、締約国は、この協定の目的を達成する可能性、特に、牛肉及び生きている牛に係る世界貿易に対する障害を更に取り除く可能性を検討するため、定期的に1(c)の協議を行う。この協議は、千九百九十四年のガットの原則及び規則に合致した是正策（すべての関係締約国間の利益の均衡が図られている是正策で当該関係締約国が受け入れることができるものに限る。）に関するその後の検討に貢献するようなものであるべきである。

6　締約国は、特に2の目的と同様の目的でこの協定に影響を及ぼす問題（注）を理事会に提起することができる。理事会は、締約国の要請により、この協定に影響を及ぼす問題について検討するために十五日以内に会合する。

(3) 次いで正南へ(2)にいう子午線に沿ってその線と南緯四十度の緯度線との交点に至り、
(4) 次いで正西へ(3)にいう緯度線に沿ってその線と東経百四十度の子午線との交点に至り、
(5) 次いで正南へ(4)にいう子午線に沿ってその線と漁業水域の外縁との交点に至る線

附属書II

A 同年において、漁業水域のうちこの附属書のB、C、D及びEに掲げる区域以外であって領海の幅が測定される基線から海側に十二海里内の区域

B 同年において、次の線の陸側にある区域
(1) 東経百四十五度の子午線と北東オーストラリア沖の漁業水域の外縁との交点から始まり、
(2) 次いで正南へ(1)にいう子午線に沿ってその線と南緯十三度の緯度線との交点に至り、
(3) 次いで南東へ航程線に沿って南緯十五度、東経百四十六度の点に至り、
(4) 次いで南東へ航程線に沿って南緯十七度三十分、東経百四十七度の点に至り、
(5) 次いで南東へ航程線に沿って南緯二十一度、東経百五十二度五十五分の点に至り、
(6) 次いで南東へ航程線に沿って南緯二十四度三十分、東経百五十四度の点に至り、
(7) 次いで東へ南緯二十四度三十分の緯度線に沿ってその線といずれの点をとっても領海の幅が測定される基線の最も近い点から海側に五十海里となる線との交点に至り、
(8) 次いで概ね南へ五十海里となる線に沿ってその線と南緯三十四度の緯度線との交点に至り、
(9) 次いで正東へ南緯三十四度の緯度線と漁業水域の外縁との最初の交点に至り、
(10) 次いで概ね南西へ漁業水域の外縁に沿ってその線と南緯三十九度の緯度線との交点に至り、
(11) 次いで正西へ(10)にいう緯度線に沿ってその線と東経百五十一度の子午線との交点に至り、
(12) 次いで正南へ(11)にいう子午線に沿ってその線と南緯四十度の緯度線との交点に至り、
(13) 次いで正西へ(12)にいう緯度線に沿ってその線と東経百四十度の子午線との交点に至り、
(14) 次いで正南へ(13)にいう子午線に沿ってその線と漁業水域の外縁との交点に至り、
(15) 次いで概ね北西、西、南西、西、北西及び北へ漁業水域の外縁に沿ってその外縁と南緯三十四度の緯度線との交点に至り、
(16) 次いで正東へ(15)にいう緯度線に沿ってその線といずれの点をとっても領海の幅が測定される基線の最も近い点から海側に五十海里となる線との交点に至り、
(17) 次いで概ね北西、北及び北東へ(16)にいう五十海里線に沿ってその線と東経百二十九度の子午線との交点に至り、
(18) 次いで正北へ(17)にいう子午線に沿ってその線と漁業水域の外縁との交点に至り、
(19) 次いで概ね東へ漁業水域の外縁に沿って(1)の点に至る線

C 同年において、次の線で囲まれる区域
(1) 南緯十二度、東経百四十五度の点から始まり、
(2) 次いで正南へ東経百四十五度の子午線に沿ってその線と南緯十三度の緯度線との交点に至り、
(3) 次いで南東へ航程線に沿って南緯十五度、東経百四十六度の点に至り、
(4) 次いで南東へ航程線に沿って南緯十七度三十分、東経百四十七度の点に至り、
(5) 次いで南東へ航程線に沿って南緯二十度二十八分四十九秒、東経百五十二度の点に至り、
(6) 次いで正北へ東経百五十二度の子午線に沿ってその線と南緯十八度の緯度線との交点に至り、
(7) 次いで正西へ(6)の緯度線に沿ってその線と東経百四十九度の子午線との交点に至り、
(8) 次いで正北へ(7)の子午線に沿ってその線と南緯十七度の緯度線との交点に至り、
(9) 次いで北西へ航程線に沿って南緯十四度、東経百四十七度の点に至り、
(10) 次いで北西へ航程線に沿って(1)の点に至る線

D 同年において、その線上のいずれの点をとってもノーフォーク島領土の低潮線の最も近い点から海側に三十五海里となる線内の区域

E 同年において、千九百七十五年の連邦国立公園野生動植物保護法第七条第二項に基づく布告により宣言されたすべての区域（以下の区域を含む。）の境界の内側にある区域
(1) マーメイド・リーフ海洋国立自然保護区
次の線で囲まれる区域
(a) 南緯十六度五十八分、東経百十九度三十二分の点から始まり、
(b) 次いで正東へ南緯十六度五十八分の緯度線に沿ってその線と東経百十九度四十三分の子午線との交点に至り、
(c) 次いで正南へ東経百十九度四十三分の子午線に沿ってその線と南緯十七度十三分の緯度線との交点に至り、
(d) 次いで正西へ南緯十七度十三分の緯度線に沿ってその線と東経百十九度三十二分の子午線との交点に至り、
(e) 次いで正北へ東経百十九度三十二分の子午線に沿って(a)の点に至る線
(2) エリザベス及びミドルトン・リーフス海洋国立公園自然保護区
次の線で囲まれる区域
(a) 南緯二十九度二十一分、東経百五十八度五十九分の点から始まり、
(b) 次いで正東へ南緯二十九度二十一分の緯度線に沿ってその線と東経百五十九度十四分の子午線との交点に至り、
(c) 次いで南西へ測地線に沿って南緯三十度三分、東経百五十九度十分の点に至り、
(d) 次いで正西へ南緯三十度三分の緯度線に沿ってその線と東経百五十八度五十五分の子午線との交点に至り、
(e) 次いで北東へ測地線に沿って(a)の点に至る線
(3) アシュモア・リーフ国立自然保護区
次の線で囲まれる区域
(a) 南緯十二度十分、東経百二十三度の点から始まり、
(b) 次いで正東へ南緯十二度十分の緯度線に沿ってその線と東経百二十三度十四分の子午線との交点に至り、
(c) 次いで南東へ測地線に沿って南緯十二度十三分、東経百二十三度十六分の点に至り、
(d) 次いで正南へ東経百二十三度十六分の子午線に沿ってその線と南緯十二度十六分の緯度線との交点に至り、
(e) 次いで南西へ測地線に沿って南緯十二度二十分、東経百二十三度十分の点に至り、
(f) 次いで北西へ測地線に沿って南緯十二度十九分、東経百二十三度の点に至り、
(g) 次いで北西へ測地線に沿って南緯十二度十四分、東経百二十二度五十三分の点に至り、
(h) 次いで北東へ測地線に沿って南緯十二度十二分、東経百二十二度五十五分の点に至り、
(i) 次いで北東へ測地線に沿って(a)の点に至る線
(4) コリンガ・ヘラルド国立自然保護区
次の線で囲まれる区域
(a) 南緯十七度十一分、東経百五十度五分の点から始まり、
(b) 次いで正西へ南緯十七度十一分の緯度線に沿ってその線と東経百四十九度の子午線との交点に至り、
(c) 次いで正北へ東経百四十九度の子午線に沿ってその線と南緯十六度四十六分の緯度線との交点に至り、
(d) 次いで正東へ南緯十六度四十六分の緯度線に沿ってその線と東経百四十九度四十八分との交点に至り、
(e) 次いで北東へ測地線に沿って南緯十六度二十三分、東経百五十度十二分の点に至り、
(f) 次いで正東へ南緯十六度二十三分の緯度線に沿ってその線と東経百五十度三十分との交点に至り、
(g) 次いで正南へ東経百五十度三十分の子午線に沿ってその線と南緯十六度五十二分の緯度線との交点に至り、
(h) 次いで南西へ測地線に沿って(a)の点に至る線
(5) リフー・リーフ国立自然保護区
次の線で囲まれる区域
(a) 南緯十七度五十四分、東経百五十一度八分の点から始まり、
(b) 次いで正北へ東経百五十一度八分の子午線に沿ってその線と南緯十七度二十一分の緯度線との交点に至り、
(c) 次いで北東へ測地線に沿って南緯十六度五十七分、東経百五十一度五十四分の点に至り、
(d) 次いで正東へ南緯十六度五十七分の緯度線に沿ってその線と東経百五十二度二十分との交点に至り、
(e) 次いで正南へ東経百五十二度二十分の子午線に沿ってその線と南緯十七度二十七分の緯度線との交点に至り、
(f) 次いで南西へ測地線に沿って(a)の点に至る線

二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約」を承継する旨を、それぞれ、その国名に対応する日に世界知的所有権機関の事務局長に通告した。

ウクライナ　平成四年九月二十一日
カザフスタン共和国　平成五年二月十六日
ベラルーシ共和国　平成五年四月十四日
ウズベキスタン共和国　平成五年八月十八日

（平成四年九月二十三日付け、平成五年二月十六日付け、同年四月二十二日付け及び同年八月十八日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成七年二月十三日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百十二号

次に掲げる各国の政府は、「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約」を承継する旨を、それぞれ、その国名に対応する日に世界知的所有権機関の事務局長に通告した。

ウクライナ　平成四年九月二十一日
カザフスタン共和国　平成五年二月十六日
ベラルーシ共和国　平成五年四月十四日
ウズベキスタン共和国　平成五年八月十八日

（平成四年九月二十三日付け、平成五年二月十六日付け、同年四月二十二日付け及び同年八月十八日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成七年二月十三日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百十三号

平成六年十二月二十一日にメルボルンで、日本国のまぐろはえなわ漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の補足協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成七年二月十四日

外務大臣　河野　洋平

（訳文）

日本国のまぐろはえなわ漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の補足協定

日本国政府及びオーストラリア政府は、

千九百七十九年十月十七日にキャンベラで署名された漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（以下「親協定」という。）第二条2の規定に基づき、

オーストラリアの漁業水域（以下「漁業水域」という。）における日本国の漁船（以下「漁船」という。）によるまぐろはえなわ漁業の操業の実施のため及びオーストラリア政府による許可証の発給のための細目手続を定めることを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

オーストラリア政府は、親協定の規定に従い、許可されるすべての漁船につき、かつ、この補足協定の有効期間につき、四百二十二万五千オーストラリア・ドルの料金がオーストラリア政府に支払われることを条件として、漁船（ただし、その隻数は、二百五十隻を超えないものとする。）に許可証を発給する。当該料金は、次の額から成る。

(a) この補足協定の不可分の一部を成すこの補足協定の附属書Iに定める東岸水域につき二百七十万オーストラリア・ドル

(b) この補足協定の附属者Iに定める西岸水域につき二十七万五千オーストラリア・ドル

(c) この補足協定の附属書Iに定めるタスマニア沖水域につき百二十五万オーストラリア・ドル

第二条

オーストラリア政府は、前条にいう漁船に発給される許可証により、当該漁船に対し、すべての種類のまぐろ及びめかじき並びに混獲されるその他のすべてのひれを有する魚類（かじき及び海洋性さめ類を含む。）を漁業水域において次の漁法により採捕することを許可する。

(a) うきはえなわ漁法（ただし、この補足協定の不可分の一部を成すこの補足協定の附属書IIに定める区域を除く。）

(b) 手づり漁法（ただし、北は南緯十二度の緯度線、南は南緯二十二度二十一分三十秒の緯度線及び西はこの補足協定の附属書IIのBに定める線で囲まれるさんご海の区域に限る。）

第三条

日本国政府及びオーストラリア政府は、漁船が前条の規定に従って漁業水域の一区域において魚類の採捕を行うことが許可されていないときに当該区域に当該漁船のはえなわの一部が流れ込むことを防止し得ないことがあり得ることを認める。はえなわの一部が当該区域に流れ込むことを合理的に避けられなかったことがオーストラリア政府によって確認された場合には、このような事例は、この補足協定の違反とはみなされない。

第四条

1　オーストラリア政府は、オーストラリアの関係法令に従うことを条件とし、この補足協定に基づいて許可された漁船がブリスベン、シドニー、ホバート、フリーマントル、オールバニー、ケアンズ、ポート・リンカーン及びポート・ヘッドランドの各港に入港することを許可することを約束する。

2　オーストラリア政府は、これらの港への漁船の入港に関する手続を十分な時間的余裕をもって日本国政府に通報する。

第五条

1　オーストラリア政府は、オーストラリアの関係法令に従い、この補足協定に基づいて許可された漁船の船長に対し許可証を発給する。

2　この補足協定に基づいて許可された漁船の船長に対する許可証の申請がオーストラリアの権限のある当局により受理された場合には、オーストラリア政府は、許可証が当該者に渡されるための正当な手続が完了するまで、その者が許可証を携帯し又は提示することを要請しない。

第六条

1　オーストラリア政府は、両政府間の協議の後に次の事項に関する方法及び条件を決定する。

(a) 漁船及び船長に関する許可証の申請及び発給

(b) 漁船に関する漁獲量及び漁獲努力量についての資料の準備及び報告

(c) 漁船とオーストラリアの権限のある当局との間の通信

2　オーストラリア政府は、1に基づく決定を日本国政府に対して妥当な期間内に通報する。

第七条

日本国政府は、日本国の関係法令に従い、漁業水域における漁船の操業に関し入手可能な最近の経済及び市場の情報をオーストラリア政府に提供する。

第八条

1　日本国政府及びオーストラリア政府は、親協定の第九条の規定に従い、次の事項を目的としてこの補足協定が終了する三箇月前までにキャンベラにおいて協議する。

(a) この補足協定に基づく漁船の操業（いずれか一方の政府によって確認されたいかなる問題も含む。）を再検討すること。

(b) 次の一年間のために補足協定が締結されるに当たっての条件について討議すること。

2　この補足協定の実施に関するいかなる問題についても、いずれか一方の政府の要請があったときは、この補足協定の有効期間中いつでも協議を行う。

第九条

この補足協定は、署名により効力を生じ、千九百九十五年十月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの補足協定に署名した。

千九百九十四年十二月二十一日にメルボルンで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
長谷川和年

オーストラリア政府のために
デビット・ベダル

附属書I

補足協定第一条の適用上、次に定義される「東岸水域」、「西岸水域」及び「タスマニア沖水域」は、補足協定の附属書IIのA、B、D及びEに定める水域を含まないものとする。

A　東岸水域

東経百四十一度の子午線の東側で、かつ、南緯三十四度の緯度線の北側の漁業水域（ロード・ハウ島沖の漁業水域であって南緯三十四度の緯度線の南側の水域及びノーフォーク島周辺の漁業水域を含む。）

B　西岸水域

東経百二十九度の子午線の西側で、かつ、南緯三十四度の緯度線の北側の漁業水域（クリスマス島周辺及びココス・キーリング島周辺の漁業水域を含む。）

C　タスマニア沖水域

次の線の南側の漁業水域

(1) 南緯三十九度の緯度線とオーストラリアの東岸沖の漁業水域の外縁との交点から始まり、

(2) 次いで正西へ(1)にいう緯度線に沿ってその線と東経百五十一度の子午線との交点に至り、

(b) 利子率は、年三パーセントとする。

(c) 支出期間は、関係借款契約の発効の日から五年とする。

(2) (1)にいう借款契約の各々は、基金が当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3) 1にいうDBPに供与される借款IIの元本の償還及び利子の支払は、フィリピン共和国政府によって保証される。

3 (1) 2(1)の規定にもかかわらず、借款IIの一部は、DBPが調達適格国のコンサルタントに対して行う支払で、付表Bに掲げる計画の実施に必要な役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)にいう調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4 フィリピン共和国政府は、3(1)にいう役務が基金の調達のためのガイドライン（国際入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

III

1 I2(1)(c)及びII2(1)(c)にいうそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

2 I3(1)及びII3(1)にいう契約に基づいて行われる生産物又は役務の供給に関連してフィリピン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためフィリピン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

3 (1) フィリピン共和国政府は、基金について、借款I及び借款II並びにそれらから生ずる利子に対して又はそれらに関連してフィリピン共和国において課されるすべての財政課徴金又は租税を免除する。

(2) フィリピン共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社及び国民が借款I及び借款IIに基づいて行われる生産物若しくは役務の供給から取得する所得に対して又はそれに関連してフィリピン共和国において課されるすべての財政課徴金又は租税を自ら又はその実施機関若しくは関係機関を通じて負担する。

4 (1) 両政府は、借款I及び借款IIに基づいて購入される生産物の海上輸送に関し、千九百七十九年五月十日にマニラで署名された日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約に基づいて海運を発展させるために相互の協力を促進する。

(2) 両政府は、借款I及び借款IIに基づいて購入される生産物の海上保険に関し、それぞれの国の関係法令の範囲内で、両国の海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限も課さない。

5 (1) フィリピン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及び基金に対し、付表A及び付表Bに掲げる計画の実施の進捗状況に関する報告を提出する。

(2) 両政府は、(1)にいう報告に基づいて、共同して借款I及び借款IIの実施の進捗状況を必要に応じ随時検討し、それらの円滑かつ効果的な使用を確保するため必要に応じ適当な措置をとる。基金は、その検討に参加するよう招かれる。

6 フィリピン共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a) 借款I及び借款IIが適正にかつ専ら付表A及び付表Bのそれぞれに掲げる計画のために使用されること。

(b) 借款Iに基づいて建設される施設がこの了解に定められる目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

7 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、閣下が前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認されれば幸いであります。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十四年十一月七日にマニラで

フィリピン共和国
駐在日本国特命全権大使　松田慶文

フィリピン共和国外務長官
ロベルト・R・ロムロ閣下

（フィリピン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、閣下の書簡に述べられた了解をフィリピン共和国政府に代わって確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十四年十一月七日にマニラで

フィリピン共和国外務長官
ロベルト・R・ロムロ

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　松田慶文閣下

付表A

		（限度額）
1	ティウィ地熱発電所改修計画	七十億五千六百万円
2	マクバン地熱発電所改修計画	六十六億三千万円
3	カラカ第二石炭火力発電所建設計画（第二期）	五十五億千三百万円
4	ラボ地熱発電計画（第一期）	百七億五千六百万円
5	変電所拡充計画	二十八億九千六百万円
6	発電所環境測定機器整備計画	四億五千七百万円
7	日比友好道路修復計画（第一期）	九十六億二千万円
8	幹線道路橋梁改修計画（第三期）	四十六億千六百万円
9	幹線道路網整備計画（第一期）	百十七億五千四百万円
10	LRT1号線増強計画	九十七億九千五百万円
11	地方都市水道整備計画（第三期）	六十二億千二百万円
	総額	七百五十三億五百万円

付表B

		（限度額）
1	工業・サービス産業拡充計画	二百二十五億円
2	内航海運近代化計画	百五十億円
	総額	三百七十五億円

○外務省告示第百八号

日本国政府は、平成六年三月三十日にロンドンで作成され、同年十月一日に暫定的に効力を生じた「千九百九十四年の国際コーヒー協定」を暫定的に適用する旨の通告を平成六年十二月十三日に国際連合事務総長に行った。これに伴い、日本国政府は、右の暫定的適用の通告の日から同協定を暫定的に適用することとなった。

同協定の概要は、次のとおりである。

(一) この協定の主たる目的は、世界のコーヒー問題に関する国際協力の推進を確保すること、コーヒー問題について及び世界のコーヒーの供給と需要との間の妥当な均衡を達成する方法について政府間協議の場及び適当な場合には交渉の場を提供すること並びに統計の収集、分析及び配布等を通じて、コーヒーの国際貿易の拡大を促進し、世界のコーヒー経済の透明性を高めることである。

(二) 千九百六十二年の国際コーヒー協定により設立された国際コーヒー機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、引き続き存続する。

(三) 機関は、コーヒーの生産、価格、輸出入及び消費等に関する情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動し、コーヒーの消費の増大の可能性に関する研究及び調査の立案を奨励する。

(四) 理事会は、新しい国際コーヒー協定の交渉の可能性を検討することができる。

(五) この協定の有効期間は、原則として、五年間である。

平成七年二月十日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百九号

千九百七十一年十一月二十九日にアビジャンで作成された「アフリカ開発基金を設立する協定」の一部は、その第五十一条の規定に従い、次のように改正され平成六年一月一日に効力を生じた。

（平成五年六月十五日付けアフリカ開発基金事務局書簡）

平成七年二月十日　外務大臣　河野　洋平

第一条1中「「計算単位」とは、純金〇・八一八五六五グラムの価値を有する一計算単位をいう。」を「「計算単位」とは、アフリカ開発銀行が使用している計算単位をいう。」に改める。

○外務省告示第百十号

カザフスタン共和国政府は、「千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約」を承継する旨を平成五年二月十六日に世界知的所有権機関の事務局長に通告した。

（平成五年二月十六日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成七年二月十三日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百十一号

次に掲げる各国の政府は、昭和四十二年七月十四日にストックホルムで作成された「千九百年十

ために当該輸入者と当該供給者との間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物及びそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)にいう調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4

(1) キルギス共和国政府は、キルギス共和国政府の名義でキルギス中央銀行に開設される見返資金勘定に同銀行が借款の円貨による支出の額に等しい額をキルギス通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられたキルギス通貨は、付表に掲げられたセクターの現地通貨の需要に充てるために使用されなければならない。

(2) キルギス共和国政府は、要請に応じ、日本国政府に対し、(1)にいう見返資金の使用についての報告を提出する。

5 キルギス共和国政府は、3(1)にいう生産物又は役務が基金の調達のためのガイドライン（国際入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6 キルギス共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、両国の海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限も課さない。

7 キルギス共和国政府は、基金について、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して課されるキルギス共和国のすべての財政課徴金又は租税を免除する。

8 キルギス共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)にいう生産物又は役務を購入するために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9 両政府は、前記の了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、閣下が前記の了解をキルギス共和国政府に代わって確認されれば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十四年十一月二十九日に東京で

外務大臣に代わる

日本国外務政務次官　柳澤伯夫

キルギス共和国

首相

アバス・J・ジュマグーロフ閣下

付表

セクター

1 エネルギー

2 運　輸

3 通　信

4 社会福祉

5 農　業

（キルギス側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、閣下の書簡に述べられた了解をキルギス共和国政府に代わって確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十四年十一月二十九日に東京で

キルギス共和国

首相

アバス・J・ジュマグーロフ

日本国外務大臣　河野洋平閣下

○外務省告示第百六号

平成六年十二月二十二日にニュー・デリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の昭和五十九年八月七日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになった東ガンダック運河水力発電所計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成四年十二月十八日付けの口上書により平成六年十二月二十六日まで延長された。）が、インド政府と海外経済協力基金との間の合意により、更に平成八年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成七年二月七日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百七号

平成六年十 月七日にマニラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

平成七年二月八日

外務大臣　河野　洋平

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の開発及び安定のための努力を促進することを目的として供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

I

1

(1) 七百五十三億五百万円（七五、三〇五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款I」という。）が、この書簡に附属する付表A（以下「付表A」という。）に掲げる計画の実施のため、各計画につき付表Aに定める配分に応じ、海外経済協力基金（以下「基金」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることになる。

(2) 借款Iは、千九百九十三年六月二十五日に日本国政府により公表された開発途上国への資金協力計画の2(2)に沿って供与されることになる。

2

(1) 借款Iは、フィリピン共和国政府と基金との間で締結される借款契約に基づ て使用に供される。借款Iの条件及び使用に関する手続は、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規制される。

(a) 償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b) 利子率は、年三パーセントとする。

(c) 支出期間は、付表Aの3に掲げる計画については　関係借款契約の発効の日から三年とし、付表Aの5及び6に掲げる計画については　関係借款契約の発効の日から四年とし、付表Aの4に掲げる計画については、関係借款契約の発効の日から五年とし、付表Aの9に掲げる計画については、関係借款契約の発効の日から六年とし、付表Aの1、2及び10に掲げる計画については、関係借款契約の発効の日から七年とし、付表Aの7、8及び11に掲げる計画については、関係借款契約の発効の日から八年とする。

(2) (1)にいう借款契約の各々は、基金が当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3

(1) 借款Iは、フィリピンの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表Aに掲げる計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)にいう調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款Iの一部は、付表Aに掲げる計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 フィリピン共和国政府は、3(1)にいう生産物又は役務が基金の調達のためのガイドライン（国際入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

II

1

(1) 三百七十五億円（三七、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款II」という。）が、この書簡に附属する付表B（以下「付表B」という。）に掲げる計画を実施するため、各計画につき付表Bに定める配分に応じ、海外経済協力基金（以下「基金」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン開発銀行（以下「DBP」という。）に供与されることになる。

(2) 借款IIは、千九百九十三年六月二十五日に日本国政府により公表された開発途上国への資金協力計画の2(2)に沿って供与されることになる。

2

(1) 借款IIは、基金とDBPとの間で締結される借款契約に基づいて、DBPが借入人に対して行う融資に充てるために使用に供される。借款IIの条件及び使用に関する手続は、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規制される。

(a) 償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

千九百九十四年十二月二十一日にニュー・デリーで

インド駐在
日本国特命全権大使　山田中正

インド大蔵省
経済問題担当次官
モンテク・シン・アルワリア閣下

付表

		（限度額）
1	スリサイラム左岸揚水発電所建設計画（第二期）	二百二十五億六千七百万円
2	スリサイラム送電線建設計画（第二期）	九十五億四千六百万円
3	アッサム・ガスタービン発電所送電線建設計画（第三期）	百五十八億二千百万円
4	バクレシュワール火力発電所三号機増設計画	八十六億五千九百万円
5	プルリア揚水発電所建設計画	二百五億二千万円
6	コタグダムA火力発電所近代化計画	五十億九千二百万円
7	国道五号線拡幅・改良計画（第二期）	五十八億三千六百万円
8	国道二十四号線拡幅・改良計画	四十八億二千七百万円
9	マドラス市上下水道整備計画	百七十億九千八百万円
10	ボパール湖保全・管理計画	七十億五千五百万円
11	環境保全推進計画	十五億二千五百万円
12	ラジャスタン州植林開発計画	四十二億二千九百万円
	総額	千二百二十七億六千五百万円

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、閣下の書簡に述べられた了解をインド政府に代わって確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十四年十二月二十一日にニュー・デリーで

インド大蔵省
経済問題担当次官　モンテク・シン・アルワリア

インド駐在
日本国特命全権大使　山田中正閣下

○外務省告示第四号

平成六年十二月十二日にワシントンで、宇宙飛行士訓練計画に係る協力に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成七年二月七日

外務大臣　河野　洋平

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、宇宙飛行士訓練計画に係るアメリカ合衆国航空宇宙局（以下「NASA」という。）と日本国宇宙開発事業団（以下「事業団」という。）との間の協力に関しアメリカ合衆国政府の代表者と日本国政府の代表者との間で行われた最近の討議に言及する光栄を有します。

本長官は、更に、宇宙空間の平和的な探査及び利用の分野において両政府の間に引き続いて存在する相互に有益な関係を考慮し、また、千九百八十八年六月二十日に署名され、延長された科学技術における研究開発のための協力に関するアメリカ合衆国政府と日本国政府との間の協定を考慮して、アメリカ合衆国政府に代わって次の取極を提案する光栄を有します。

1　NASAと事業団との間の協力は、日本人宇宙飛行士の訓練について規定するNASAと事業団との間で合意される実施取決め（搭乗運用技術者訓練取決め。以下「MSTA」という。）の条件に従って実施される。

2　アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、それぞれ、宇宙飛行士訓練計画に係る協力活動に関係する自己の財産（知的所有権を除く。）の損傷若しくは滅失又は前記の協力活動に関係する自己の職員の障害若しくは死亡に関する他方の政府に対する自己のいかなる賠償請求権（自己が代位する請求権を除く。）についても放棄する。ただし、当該損傷、滅失、障害又は死亡が前記の協力活動により引き起こされ、かつ、悪意によるものでない場合に限る。この項の規定は、平和目的の共同宇宙活動について損害賠償責任に関する請求の両政府による広範な相互放棄を両政府が互いに満足する形で設定する別途の合意が両政府の間で効力を生じた場合には、当該合意によって代替される。

3　この取極は、それぞれの国の関係法令に従う。協力のための活動は、利用可能な資金の範囲内で行われる。

4　アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、この取極から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる問題についても、MSTAで定められた協議の仕組みによって当該問題の解決が達成されない場合には、相互に受け入れることのできる解決を図るために協議を行う。

5　この取極は、一方の政府が他方の政府に対して六箇月前に外交上の経路を通じて書面で通告することにより終了させる場合を除くほか、五年間効力を有する。この取極は、両政府間の相互の書面による合意により延長し又は改正することができる。

本長官は、前記の取極が日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力が生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十四年十二月十二日にワシントンで

合衆国国務長官に代わる
エリノア・G・コンスタブル

日本国特命全権大使　栗山尚一閣下

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（米国側書簡）

本使は、更に、前記の取極が日本国政府にとって受諾し得るものであることを日本国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十四年十二月十二日にワシントンで

日本国特命全権大使に代わる橋本　宏

合衆国国務長官
ウォーレン・M・クリストファー閣下

○外務省告示第五号

平成六年十一月二十九日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がキルギス共和国政府との間に行われた。

平成七年二月七日

外務大臣　河野　洋平

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、キルギス共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とキルギス共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1(1)　三十一億二千七百万円（三、一二七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨によるセクター・プログラム借款（以下「借款」という。）が、この書簡に附属する表（以下「付表」という。）に掲げるセクターの開発のため、海外経済協力基金（以下「基金」という。）により、日本国の関係法令に従って、キルギス共和国政府に供与されることになる。

(2)　借款は、千九百九十三年六月二十五日に日本国政府により公表された開発途上国への資金協力計画の2(2)に沿って供与されることになる。

2(1)　借款は、キルギス共和国政府と基金との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規制される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年三パーセントとする。

(c)　支出期間は、借款契約の発効の日から二年とする。

(2)　(1)(c)にいう支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、キルギス共和国内の輸入者が調達適格国の供給者に対して既に行ったか又は行う支払で、生産物（両政府の関係当局間で合意される表に掲げる生産物を除く。）の購入及び当該生産物の購入に付随する役務の購入の

連合事務総長に寄託した。よって、同改正は、その第二条3の規定に従い平成六年二月十日にジョルダン・ハシェミット王国について効力を生じた。

三　次に掲げる各国の政府は、前記の改正の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

ウルグァイ東方共和国　平成五年十一月十六日
ミャンマー連邦　平成五年十一月二十四日
コロンビア共和国　平成五年十二月六日
グレナダ　平成五年十二月七日

よって、同改正は、その第二条3の規定に従い、次のとおりその国名に対応する日に、それぞれの国について効力を生じた。

ウルグァイ東方共和国　平成六年二月十四日
ミャンマー連邦　平成六年二月二十二日
コロンビア共和国　平成六年三月六日
グレナダ　平成六年三月七日

（平成六年三月十五日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年二月七日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百三号

平成六年十二月二十一日にニュー・デリーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

平成七年二月七日
外務大臣　河野　洋平

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インド政府の経済開発努力を促進することを目的として供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

I

1(1)　千二百二十七億六千五百万円（一二二、七六五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款I」という。）が、この書簡に附属する表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画の実施のため、各事業計画につき付表に定める配分に応じ、海外経済協力基金（以下「基金」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることになる。

(2)　付表に掲げる事業計画（ただし、付表の1に掲げる事業計画の一部であって、3(2)にいう契約が既に締結されている部分を除く。）のための借款Iは、千九百九十三年六月二十五日に日本国政府により公表された開発途上国への資金協力計画の2(2)に沿って供与されることになる。

2(1)　借款Iは、インド政府と基金との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款Iの条件及び使用に関する手続は、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規制される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年二・六パーセントとする。

(c)　支出期間は、付表の3に掲げる事業計画については、関係借款契約の発効の日から五年とし、付表の1、2、4、9及び11に掲げる事業計画については、関係借款契約の発効の日から六年とし、付表の6、7、8、10及び12に掲げる事業計画については、関係借款契約の発効の日から七年とし、付表の5に掲げる事業計画については、関係借款契約の発効の日から八年とする。

(2)　(1)にいう借款契約の各々は、基金が当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3(1)　付表の3及び5に掲げる事業計画に係る借款Iは、インドの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行ったか又は行う支払で、当該事業計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　付表の1、2、4、6、7、8、9、10、11及び12に掲げる事業計画に係る借款Iは、インドの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、当該事業計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(3)　(1)及び(2)にいう調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(4)　借款Iの一部は、付表に掲げる事業計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　インド政府は、3(1)及び(2)にいう生産物又は役務が基金の調達のためのガイドライン（国際入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　3(1)及び(2)にいう生産物又は役務の供給に関連してインドにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

6　両政府は、借款Iに基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、それぞれの国の関係法令の範囲内で、両国の海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる直接又は間接の制限も課さない。

II

1(1)　三十億円（三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款II」という。）が、付表の11に掲げる環境保全推進計画に関連して実施される公害防止設備設置計画（以下「計画」という。）の実施のため、基金により、日本国の関係法令に従って、インド産業信用投資公社（以下「ＩＣＩＣＩ」という。）に供与されることになる。

(2)　借款IIは、千九百九十三年六月二十五日に日本国政府により公表された開発途上国への資金協力計画の2(2)に沿って供与されることになる。

2(1)　借款IIは、ＩＣＩＣＩと基金との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款IIの条件及び使用に関する手続は、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規制される。

(a)　借款期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年二・六パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日から五年とする。

(2)　(1)にいう借款契約は、基金が計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3　借款IIの元本の償還及び利子の支払は、インド政府によって保証される。

4　借款IIは、計画に基づきＩＣＩＣＩが借入人に対して行う融資に充てるために使用に供される。

III

1　I2(1)(c)及びII2(1)(c)にいうそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

2　インド政府は、基金について、借款I及び借款II並びにそれらから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課されるすべての財政課徴金又は租税を免除する。

3　インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款I及び借款IIが適正にかつ専ら付表に掲げる事業計画及び計画のために使用されること。

(b)　借款Iに基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

4　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及び基金に対し、付表に掲げる事業計画及び計画の実施の進捗状況に関する情報及び資料を提出する。

5　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、閣下が前記の了解をインド政府に代わって確認されれば幸いであります。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向って敬意を表します。

○外務省告示第九十三号

ラトヴィア共和国政府、スロヴェニア共和国政府及びトリニダッド・トバゴ共和国政府は、「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約」の加入書を、それぞれ、平成五年六月七日、同年十二月一日及び同年十二月十日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第六十三条(2)の規定に従い、平成五年九月七日にラトヴィア共和国について、平成六年三月一日にスロヴェニア共和国について、また、同年三月十日にトリニダッド・トバゴ共和国について効力を生じた。

（平成五年六月七日付け、同年十二月三日付け及び同年十二月十三日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成七年二月七日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第九十四号

チェッコ共和国政府及びスロヴァキア共和国政府は、「千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約」を、それぞれの独立の日である平成五年一月一日から承継する旨を、それぞれ、平成四年十二月十八日及び同年十二月三十日に世界知的所有権機関の事務局長に通告した。

（平成四年十二月二十一日付け及び平成五年一月六日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成七年二月七日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第九十五号

ウズベキスタン共和国政府、ヴィエトナム社会主義共和国政府及びガボン共和国政府は、昭和六十年三月二十二日にウィーンで作成された「オゾン層の保護のためのウィーン条約」の加入書を、それぞれ、平成五年五月十八日、平成六年一月二十六日及び同年二月九日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、その第十七条3の規定に従い、平成五年八月十六日にウズベキスタン共和国について、平成六年四月二十六日にヴィエトナム社会主義共和国について、また、同年五月十日にガボン共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成六年四月十四日付け及び同年四月二十二日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年二月七日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第九十六号

ウズベキスタン共和国政府、ヴィエトナム社会主義共和国政府及びガボン共和国政府は、昭和六十二年九月十六日にモントリオ　ルで作成された「オゾン層を破壊する物質に関するモン　リオル議定書」の加入書を、それぞれ、平成五年五月十八日、平成六年一月二十六日及び同年二月九日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同議定書は、その第十六条3の規定に従い、平成五年八月十六日にウズベキスタン共和国につ　て、平成六年四月二十六日にヴィエトナム社会主義共和国について、また、同年五月十日にガボン共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成六年四月四日付け及び同年四月十九日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年二月七日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第九十七号

一　ウガンダ共和国政府及びパナマ共和国政府は、平成二年六月二十九日にロンドンで採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオ　ル議定書の改正」の批准書を、それぞれ、平成六年　月二十日及び同年二月十日に国際連合事務総長に寄託した。よ　て、同改正は、その第二条3の規定に従い　平成六年四月二十日にウガンダ共和国について、また、同年五月十一日にパナマ共和国につ　て効力を生じた。

二　ヴィエトナム社会主義共和国政府は、前記の改正の加入書を平成六年　月二十六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同改正は、その第二条3の規定に従い平成六年四月二十六日にヴィエトナム社会主義共和国について効力を生じた。

三　マルタ共和国及びマラウイ共和国政府は、前記の改正の受諾書を、それぞれ、平成六年二月四日及び同年二月八日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同改正は、その第二条3の規定に従い　平成六年五月五日にマルタ共和国について、また、同年五月九日にマラウイ共和国について効力を生じた。

（平成六年四月十九日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年二月七日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第九十八号

次に掲げる各国の政府は、昭和三十六年十月二十六日にローマで作成された「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

スイス連邦　平成五年六月二十四日
オランダ王国　平成五年七月七日
ナイジェリア連邦共和国　平成五年七月二十九日
ボリヴィア共和国　平成五年八月二十四日
ジャマイカ　平成五年十月二十七日

よって、同条約は、その第二十五条2の規定に従い、その国名に対応する日に、それぞれその国について効力を生じた。

スイス連邦　平成五年九月二十四日
オランダ王国　平成五年十月七日
ナイジェリア連邦共和国　平成五年十月二十九日
ボリヴィア共和国　平成五年十一月二十四日
ジャマイカ　平成六年一月二十七日

（平成五年十月二十五日付け、同年十月二十八日付け、同年十二月九日付け及び十二月十七日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年二月七日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第九十九号

一　次に掲げる各国の政府は、「千九百六十七年七月十四日にス　ックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。

ボリヴィア共和国　平成五年四月六日
セント・ルシア　平成五年五月二十一日
エストニア共和国　平成五年十一月五日
ブータン王国　平成五年十二月十六日

よって、同条約は、その第十五条(2)の規定に従い、その国名に対応する日に、それぞれの国について効力を生じた。

ボリヴィア共和国　平成五年七月六日
セント・ルシア　平成五年八月二十一日
エストニア共和国　平成六年二月五日
ブータン王国　平成六年三月十六日

二　ウズベキスタン共和国政府は、前記の条約を承継する旨を平成五年五月五日に世界知的所有権機関の事務局長に通告した。

（平成五年四月六日付け、同年五月十日付け、同年五月二十四日付け、同年十一月十日付け及び同年十二月十六日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成七年二月七日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百号

トルクメニスタン政府及びミャンマー連邦政府は、昭和六十年三月二十二日にウィーンで作成された「オゾン層の保護のためのウィーン条約」の加入書を、それぞれ、平成五年十一月十八日及び同年十一月二十四日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、その第十七条3の規定に従い、平成六年二月十六日にトルクメニスタンについて、また、同年二月二十二日にミャンマー連邦について効力を生じた。

（平成六年二月七日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年二月七日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百一号

次に掲げる各国の政府は、昭和六十二年九月十六日にモントリオールで作成された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

トルクメニスタン　平成五年十一月十八日
ミャンマー連邦　平成五年十一月二十四日
コロンビア共和国　平成五年十二月六日

よって、同議定書は、その第十六条(3)の規定に従い、次のとおりその国名に対応する日に、それぞれの国について効力を生じた。

トルクメニスタン　平成六年二月十六日
ミャンマー連邦　平成六年二月二十二日
コロンビア共和国　平成六年三月六日

（平成六年三月十五日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年二月七日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第百二号

一　ハンガリー共和国政府は、平成二年六月二十九日にロンドンで採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正」の承認書を、平成五年十一月九日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同改正は、その第二条3の規定に従い、平成六年二月七日にハンガリー共和国について効力を生じた。

二　ジョルダン・ハシェミット王国政府は、前記の改正の批准書を平成五年十一月十二日に国際

による調達適格国の供給者に対する支払で、両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げる生産物の購入及び当該生産物の購入に付随する役務の購入のために当該輸入者と当該供給者との間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物及びそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)にいう表には、両政府の関係当局間の合意によって修正を加えることができる。

4

(1)　インドネシア共和国政府は、インドネシア共和国政府の名義でインドネシア銀行に開設される見返資金特別勘定（以下「特別勘定」という。）に借款IIの円貨による支出額に等しい額をインドネシア通貨で振り替えるようにするための措置をとる。1にいう各々のセクターについて、副勘定が特別勘定の中に設置される。

(2)　このようにして振り替えられた見返資金は、インドネシア共和国政府により、付表2に掲げる配分に従い円貨の額に等しい額までのインドネシア通貨により、当該セクターの各々の副勘定に配分される。インドネシア共和国政府は、日本国政府に対し、見返資金の配分の進捗状況を遅滞なく報告する。

(3)　配分された見返資金は、各々のセクターの現地通貨の需要に充てるために使用される。インドネシア共和国政府は、基金に対し、見返資金の使用についての通知を提出する。

(4)　付表2に掲げる配分には、両政府の関係当局間の合意によって修正を加えることができる。

III

1　I2(1)(c)及びII2(c)にいうそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

2　I3(1)及びII3(1)にいう調達適格国のそれぞれの範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

3　インドネシア共和国政府は、I3(1)及びII3(1)にいう生産物又は役務が基金の調達のためのガイドライン（国際入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

4　両政府は、借款I及び借款IIに基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、それぞれの国の関係法令の範囲内で、それぞれの国の海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限も課さない。

5

(1)　インドネシア共和国政府は、基金について、借款I及び借款II並びにそれらから生ずる利子に対して又はそれらに関連して課されるインドネシアの財政課徴金又は租税を免除する。

(2)　インドネシア共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社が借款Iに基づいて既に行ったか又は行うことのある生産物又は役務の供給から取得する所得に関するすべてのインドネシアの財政課徴金又は租税を負担する。

(3)　インドネシア共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社が借款Iの対象として取り上げられる計画の実施のために必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関するすべてのインドネシアの関税及び関連する公課を負担する。

6　インドネシア共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(1)　借款I及び借款IIが適正にかつ専らI3(1)及びII3(1)のそれぞれにいう生産物又は役務を購入するために使用されること。

(2)　借款Iに基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

7　両政府は、共同して借款I及び借款IIの実施の進捗状況を随時検討し、借款I及び借款IIの円滑かつ効果的な使用を確保するために必要な措置をとり、また、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、閣下が前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認されれば幸いであります。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十四年十一月二十九日にジャカルタで

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　渡辺泰造

インドネシア共和国
外務大臣　アリ・アラタス閣下

付表1

		(限度額)
1	ビリビリ多目的ダム建設事業計画（第三期）	三十四億八千八百万円
2	小規模灌漑管理事業計画（第二期）	八十一億三千五百万円
3	ワイスカンポン灌漑事業計画（第二期）	百六十二億千万円
4	ルヌン水力発電所及び関連送電線建設事業計画（第三期）	五十四億七千九百万円
5	パンジャルマシン石炭火力発電所建設事業計画	六十四億六千四百万円
6	ブサンガン水力発電所及び関連送電線建設事業計画（調査・設計等のための役務）	三千四百万円
7	南西アーク北仲部（プルイットーグロゴル間）建設事業計画	百九億二百万円
8	ジャワ北幹線（チカンペックーチレボン間）鉄道複線化事業計画	七十二億三千四百万円
9	バリ国際空港整備事業計画（第二期）	百十八億千六百万円
10	ジャカルタ交通管制システム整備事業計画（調査・設計等のための役務）	三億五千万円
11	ジャカルタ首都圏通信網整備事業計画（第二期）	百三十七億六千六百万円
12	電話局外設備保守センター建設事業計画（第二期）	三十八億五千四百万円
13	デンパサール下水道整備事業計画	五十四億円
14	環境モニタリング改善事業計画	二十九億三千五百万円
15	ボゴール農業大学整備拡充事業計画（第二期）	七十七億千六百万円
16	バンドン工科大学整備事業計画（第二期）	七十三億五千三百万円
17	中央統計局コンピューター整備事業計画	三十億二千七百万円
18	ハサンサディキン病院改善事業計画（調査・設計等のための役務）	三億千五百万円
19	保健所強化拡充事業計画	十六億四千四百万円
20	地方基盤整備事業計画	二百十億円
	総　額	千三百七十一億二千二百万円

付表2

	セクター	(限度額)
1	教育	七十一億四千九百万円
2	保健	五十二億八千二百万円
3	社会福祉	八億九千五百万円
4	居住環境	十三億九千三百万円
5	運輸	三十五億七千三百万円
6	水資源及び灌漑	二十五億五千二百万円
	総　額	二百八億四千四百万円

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、閣下の書簡に述べられた了解をインドネシア共和国政府に代わって確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十四年十一月二十九日にジャカルタで

インドネシア共和国
外務大臣　アリ・アラタス

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　渡辺泰造閣下

の書簡の交換がジョルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　大アンマン市環境衛生改善計画を実施するために必要な

(a)　車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与

(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　五億四百万円

3　贈与の使用期限　平成七年三月一日まで

4　署名者

日本側　池田右二在ジョルダン大使

ジョルダン側　ズィヤード・ファリーズ計画大臣

平成七年二月七日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第九十一号

平成六年十二月十二日に東京で、日本国とイスラエル国との間の文化及び教育の交流に関する次の書簡の交換がイスラエル国政府との間に行われた。

平成七年二月七日　外務大臣　河野　洋平

（イスラエル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、イスラエル国と日本国との間の文化及び教育の交流を促進することが両国民の間の相互理解及び友好の一層の増進に役立つであろうとのイスラエル国政府及び日本国政府の共通の確信に基づく次の取極を本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1(1)　両国政府は、次に掲げる形態により、政府機関並びに公の機関及び団体を通じて協力する。

(a)　学者、学生、芸術家、作家、講演者、ジャーナリスト、運動競技者その他文化的又は教育的活動に従事する者の交流

(b)　大学その他の教育機関における修学及び研究のための他方の国の国民に対する奨学金の供与

(c)　講演、演劇、美術展覧会その他の文化的行事の実施

(d)　公の広報資料の配布

(e)　書籍、定期刊行物その他の出版物の交換

(f)　精選された文学作品の翻訳及び出版の奨励

(2)　両国政府は、また、将来合意することがあるその他の形態においても協力することができる。

2　両国政府は、両国政府間の文化及び教育の交流に関する諸問題に関して、外交上の経路を通じて又は設置されている二国間の会議の場において協議する。

3　両国政府は、各種団体及び機関並びに個人の間の文化及び教育の交流をできる限り促進し容易にする。

4　この取極は、それぞれ自国の関係法令の範囲内で実施される。

5　この取極は、二年間効力を有するものとし、その後においても、いずれか一方の政府がこの取極を終了させる意思を通告した日から三箇月の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

本使は、更に、前記の取極が日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下のその旨の返簡が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十四年十二月十二日に東京で

日本国駐在イスラエル国
特命全権大使　アモス・ガノール

日本国外務大臣　河野洋平閣下

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（イスラエル側書簡）

本大臣は、更に、前記の取極が日本国政府にとって受諾し得るものであることを閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がこの返簡の日付の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十四年十二月十二日に東京で

日本国外務大臣　河野洋平

日本国駐在イスラエル国
特命全権大使　アモス・ガノール閣下

○外務省告示第九十二号

平成六年十一月二十九日にジャカルタで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

平成七年二月七日　外務大臣　河野　洋平

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として供与される千九百九十四年の日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府の代表者との間で最近行われた討議に言及するとともに、両政府の間で到達した次の了解を確認する光栄を有します。

I

1(1)　千三百七十一億二千二百万円（一三七、一二二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による事業計画借款（以下「借款I」という。）が、この書簡に附属する付表1（以下「付表1」という。）に掲げる計画を実施するため、各計画につき付表1に定める配分に応じ、海外経済協力基金（以下「基金」という。）により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることになる。

(2)　付表1の1から9、11から17及び19から20に掲げる計画（ただし、付表1の2、13、14、15、16及び20に掲げる計画のコンサルティング・サービス部分を除く。）のための借款Iは、千九百九十三年六月二十五日に日本国政府により公表された開発途上国への資金協力計画の2(2)に沿って供与されることになる。

2(1)　借款Iは、インドネシア共和国政府と基金との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款Iの条件及び使用に関する手続は、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規制される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年二・六パーセントとする。

(c)　支出期間は、付表1の6に掲げる計画については、関係借款契約の発効の日から一年とし、付表1の10及び18に掲げる計画については、関係借款契約の発効の日から三年とし、付表1の20に掲げる計画については、関係借款契約の発効の日から四年とし、付表1の5、7、11、12及び14に掲げる計画については、関係借款契約の発効の日から五年とし、付表1の2、3、17及び19に掲げる計画については、関係借款契約の発効の日から六年とし、付表1の1、4及び9に掲げる計画については、関係借款契約の発効の日から七年とし、付表1の8、13、15及び16に掲げる計画については、関係借款契約の発効の日から八年とする。

(2)　(1)にいう借款契約の各々は、基金が当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3(1)　借款Iは、インドネシアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表1に掲げる計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　借款Iの一部は、付表1に掲げる計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府に対し、付表1に掲げる計画の進捗状況についての報告を提出する。

II

1(1)　二百八億四千四百万円（二〇、八四四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨によるセクター・プログラム借款（以下「借款II」という。）が、この書簡に附属する付表2（以下「付表2」という。）に掲げるセクターの開発のため、基金により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることになる。

(2)　借款IIは、千九百九十三年六月二十五日に日本国政府により公表された開発途上国への資金協力計画の2(2)に沿って供与されることになる。

2　借款IIは、インドネシア共和国政府と基金との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款IIの条件及び使用に関する手続は、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規制される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年二・六パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日から二年とする。

3(1)　借款IIは、インドネシア共和国内の輸入者

おける前記の金銭負担の額に関し、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日本国の会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担の額は、同年度に同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、一億三千六百四万円（一三六、〇四〇、〇〇〇円）を超えないものとする。
本大臣は、更に、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
千九百九十四年十二月六日に東京で
日本国外務大臣　河野洋平
アメリカ合衆国特命全権大使
ウォルター・F・モンデール閣下

（米国側書簡）

（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、アメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
千九百九十四年十二月六日に東京で
アメリカ合衆国特命全権大使
ウォルター・F・モンデール
日本国外務大臣　河野洋平閣下

○外務省告示第八十二号
一　グルジア共和国政府、キルギス共和国政府及びタジキスタン共和国政府は、「千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約」を承継する旨を、それぞれ、グルジア共和国は平成六年一月十八日に、キルギス共和国及びタジキスタン共和国は同年二月十四日に世界知的所有権機関の事務局長に通告した。
二　ブルネイ・ダルサラーム国政府は、「千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約」の加入書を平成六年一月二十一日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第十五条(2)の規定に従い、平成六年四月二十一日にブルネイ・ダルサラーム国について効力を生じた。
（平成六年一月十八日付け、同年一月二十六日付け及び同年二月十四日付け世界知的所有権機関事務局長回章）
平成七年二月七日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第八十三号
一　グルジア共和国政府、キルギス共和国政府及びタジキスタン共和国政府は、昭和四十二年七月十四日にストックホルムで作成された「千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約」を承継する旨を、それぞれ、グルジア共和国は平成六年一月十八日に、タジキスタン共和国及びキルギス共和国は、同年二月十四日に世界知的所有権機関の事務局長に通告した。
二　リトアニア共和国政府は、前記の条約の加入書を平成六年二月二十一日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第二十一条(3)の規定に従い、平成六年五月二十二日にリトアニア共和国について効力を生じた。
（平成六年一月十八日付け、同年二月十四日付け及び同年二月二十二日付け世界知的所有権機関事務局長回章）
平成七年二月七日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第八十四号
一　タジキスタン共和国政府は、昭和五十二年五月十三日にジュネーヴで作成された「千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定」を承継する旨を平成六年二月十四日に世界知的所有権機関の事務局長に通告した。
二　中華人民共和国政府は、前記の条約の加入書を平成六年五月五日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同協定は、その第九条(4)(c)の規定に従い、平成六年八月九日に中華人民共和国について効力を生じた。
（平成六年二月十四日付け及び同年五月九日付け世界知的所有権機関事務局長回章）
平成七年二月七日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第八十五号
次に掲げる各国の政府は、「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約」を承継する旨を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に通告した。
グルジア共和国　平成六年一月十八日
キルギス共和国　平成六年二月十四日
モルドヴァ共和国　平成六年二月十四日
タジキスタン共和国　平成六年二月十四日
（平成六年一月十八日付け及び同年二月十四日付け世界知的所有権機関事務局長回章）
平成七年二月七日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第八十六号
タジキスタン共和国政府は、昭和四十六年三月二十四日にストラスブールで作成された「国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定」を承継する旨を平成六年二月十四日に世界知的所有権機関の事務局長に通告した。
（平成六年二月十四日付け世界知的所有権機関事務局長回章）
平成七年二月七日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第八十七号
タジキスタン共和国政府及びモルドヴァ共和国政府は、昭和五十二年四月二十八日にブダペストで作成された「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」を承継する旨を平成六年二月十四日に世界知的所有権機関の事務局長に通告した。
（平成六年二月十四日付け世界知的所有権機関事務局長回章）
平成七年二月七日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第八十八号
タンザニア連合共和国政府は、昭和四十六年七月二十四日にパリで作成された「千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の加入書を平成六年四月二十五日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第二十九条の規定に従い、平成六年七月二十五日にタンザニア連合共和国について効力を生じた。
（平成六年四月二十五日付け世界知的所有権機関事務局長回章）
平成七年二月七日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第八十九号
平成六年十月二十一日にニュー・デリーで、無償資金協力に関する次の概要の書簡の交換がインド政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　貧困開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易開発会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、インドの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。
2　贈与額　二億三千六百九十九万九千円
3　署名者
日本側　小島誠二在インド臨時代理大使
インド側　ラマ・ムラリ大蔵省経済担当局長
平成七年二月七日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第九十号
平成六年三月二日にアンマンで、大アンマン市環境衛生改善計画のための贈与に関する次の概要

○外務省告示第七十号

平成六年九月二十一日にマプトで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百八十六年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　五億円
3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　小西正樹在モザンビーク大使
モザンビーク側　ジャシント・ソアレス・ヴェローゾ協力大臣

平成七年二月六日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第七十一号

平成六年九月二十一日にマプトで、食糧増産援助に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　十億円
3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　小西正樹在モザンビーク大使
モザンビーク側　ジャシント・ソアレス・ヴェローゾ協力大臣

平成七年二月六日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第七十二号

平成六年十月五日にアクラで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百八十六年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　一億五千万円
3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　小島敏宏在ガーナ大使
ガーナ側　モヘメッド・イブン・チャンバス外務副大臣

平成七年二月六日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第七十三号

平成六年十月五日にアクラで、食糧増産援助に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　四億円
3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　小島敏宏在ガーナ大使
ガーナ側　モヘメッド・イブン・チャンバス外務副大臣

平成七年二月六日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第七十四号

平成六年十二月十四日にラ・パスで、ボリヴィア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がボリヴィア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ボリヴィアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むボリヴィアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。
2　贈与額　十五億円
3　署名者
日　本　側　加藤静也在ボリヴィア大使
ボリヴィア側　アントニオ・アラニバル・キロガ外務・宗務大臣

平成七年二月六日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第七十五号

平成六年九月三十日にアディス・アベバで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がエティオピア政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百八十六年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及びその輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　六億五千万円
3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　浜田泰弘在エティオピア大使
エティオピア側　イスラエル・キダネ・マリアム対外経済協力省次官

平成七年二月六日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第七十六号

平成六年九月三十日にアディス・アベバで、食糧増産援助に関する次の概要の書簡の交換がエティオピア政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　八億五千万円
3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　浜田泰弘在エティオピア大使
エティオピア側　イスラエル・キダネ・マリアム対外経済協力省次官

平成七年二月六日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第七十七号

平成六年九月七日にアディス・アベバで、無償資金協力に関する次の概要の書簡の交換がエティオピア政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易開発会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、エティオピアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。
2　贈与額　五千八百五万九千円
3　署名者
日　本　側　浜田泰弘在エティオピア大使
エティオピア側　アブドゥルメジッド・フセイン対外経済協力大臣

平成七年二月六日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第七十八号

平成六年十二月十九日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成元年十二月七日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったドマイ港開発計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と海外経済協力基金との間の合意により平成八年五月二十五日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成七年二月七日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第七十九号

平成六年十二月十九日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成元年十二月七日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったジャワ北幹線鉄道軌道修復計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と海外経済協力基金との間の合意により平成七年六月二十五日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成七年二月七日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第八十号

平成六年十月十四日にカトマンドゥで、円借款の供与に関する日本国政府とネパール王国政府との間の昭和六十二年七月十四日付けの交換公文に従ってネパール王国政府に供与されることになったウダイプール・セメント工場設立計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がネパール王国政府と海外経済協力基金との間の合意により平成七年十月十四日まで延長される旨の口上書の交換が、ネパール王国政府との間に行われた。

平成七年二月七日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第八十一号

平成六年十二月六日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成七年二月七日

外務大臣　河野　洋平

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に言及する光栄を有します。

同協定第七条2は、日本国政府が、同協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費として、アメリカ合衆国政府に随時円資金を提供すべきことを定めています。

また、同協定附属書G3は、日本の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額については、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべきことを定めています。

よって、本大臣は、日本国の平成六会計年度に

○法務省
大蔵省告示第六号

株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第一項の規定による次の株券に対する指定（平成二年十月二十四日法務省・大蔵省告示第百二号）は、これを取り消す。

平成七年二月十六日

法務大臣　前田　勲男
大蔵大臣　武村　正義

東海株式会社（本店　神奈川県横浜市緑区十日市場町八七二番地十八）

○法務省
大蔵省告示第七号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項（同令第十二条において準用する場合を含む。）の会社並びに社債等登録法施行規則（昭和十七年大蔵省・司法省令第一号）第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件（昭和十七年四月大蔵省・司法省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成七年二月二十日

法務大臣　前田　勲男
大蔵大臣　武村　正義

二中日興信託銀行株式会社の項の次に次のように加える。

株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目
	株式会社沖縄海邦銀行本店
大和インターナショナル信託銀行株式会社	東京都中央区京橋一丁目
	大和インターナショナル信託銀行株式会社本店
東京信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目
	東京信託銀行株式会社本店

住所　長野県小県郡東部町大字県128番地8
崔克子（大田克子）昭和17年11月11日生
李重信（大田重信）昭和40年6月15日生
李光信（大田光信）昭和43年10月23日生
住所　三重県津市大谷町79番地の3
孫美奈子（福井美奈子）昭和38年2月21日生
住所　大分県日田市大字北豆田1671番地の3
金英則（金山英則）昭和33年8月17日生
金大地（金山大地）昭和59年8月27日生
住所　大阪市港区夕凪2丁目18番55—212号
張好江（森田好江）昭和44年4月14日生
住所　大阪市生野区勝山南1丁目9番20号
李紫蘭（宮本紫蘭）昭和34年10月26日生
金定子（宮本定子）昭和32年12月12日生
李聖愛（宮本聖愛）昭和63年3月24日生
李東和（宮本東和）平成元年12月8日生
李侑姫（宮本侑姫）平成3年5月23日生
住所　大阪市北区樋之口1番4—1108号
宋時子　昭和20年10月27日生
金泳實　昭和63年4月28日生
住所　大阪市淀川区十八条3丁目11番17号
金松江　昭和43年1月4日生
住所　大阪市大正区平尾2丁目13番18号
李勝三（平山勝三）昭和37年8月17日生
住所　愛知県愛知郡長久手町大字長湫字根ノ神41番地
朴豊秀（田崎富子）昭和11年4月17日生
住所　愛知県愛知郡長久手町大字長湫字根ノ神41番地
金一寿（田崎宏和）昭和37年2月22日生
崔桂子（田崎桂子）昭和40年7月11日生
金裕貴（田崎裕貴）平成2年8月11日生
住所　名古屋市熱田区大宝2丁目4番1—307号
金連基（荘司豊）昭和30年9月24日生
住所　大阪市生野区巽西2丁目10番2号
金玉姫　昭和14年5月15日生
金俊子　昭和41年8月3日生
住所　大阪市北区長柄西1丁目5番12号
張智子（神崎智子）昭和41年6月22日生
住所　大阪市城東区鴫野西3丁目5番26号
趙明廣（原田明広）昭和38年4月8日生
住所　大阪市城東区今福東3丁目17番13—1101号
趙廣代（樽地広代）昭和42年4月20日生
住所　大阪市城東区中央1丁目2番3—725号
高貞子（原田貞子）昭和12年4月8日生
住所　大阪府東大阪市東鴻池町4丁目2番68号
金清美（西原清美）昭和33年1月22日生
住所　大阪府東大阪市中鴻池町3丁目1番44—831号
金辰徳（金城辰徳）昭和40年1月9日生
住所　大阪府豊中市向丘1丁目7番15—1207号
白美恵（杉奈美恵）昭和44年2月10日生
住所　東京都町田市上小山田町1994番地30
李仁淑（根岸富美子）昭和28年3月19日生
住所　東京都葛飾区東金町7丁目17番4号
林秀道　昭和42年5月15日生
住所　東京都葛飾区東水元2丁目4番2号
林信好（林眞徳）昭和38年1月29日生
住所　東京都足立区足立1丁目6番9号
朴福順（木村順子）昭和39年1月9日生
住所　東京都足立区足立1丁目6番9号
朴直樹（木村直樹）昭和45年9月10日生
住所　東京都渋谷区東1丁目9番8号
ロバート・スチュワート・ヤキロイ　昭和20年7月6日生
住所　東京都世田谷区三軒茶屋1丁目27番3号
洪華玉　昭和34年9月2日生
住所　東京都練馬区三原台2丁目5番15号
劉麗　昭和40年2月12日生
住所　東京都中野区野方3丁目13番16号
李浩江（宮田浩江）昭和36年2月12日生
住所　東京都江東区辰巳1丁目8番46—202号
張冠　昭和49年11月10日生
住所　横浜市鶴見区東寺尾6丁目37番25号
朴信一　昭和32年4月24日生
住所　横浜市神奈川区松見町1丁目43番地2
鄭静子（小林静子）昭和22年4月11日生
住所　横浜市戸塚区汲沢1丁目11番3—303号
李海容（小林百合）昭和49年2月26日生
李海寧（小林靖子）昭和50年9月8日生
李海英（小林雪子）昭和52年12月11日生
住所　川崎市川崎区渡田山王町25番10号
沈勝児　昭和16年12月5日生
朴美智子　昭和18年3月25日生
沈綾子　昭和42年4月5日生
沈昌浩　昭和44年3月1日生
沈智佳子　昭和50年12月26日生
住所　川崎市高津区末長1402番地1
鄭英美（田崎さやか）昭和38年5月2日生
住所　川崎市川崎区渡田1丁目4番9—202号
夏久美子（藤枝久美子）昭和42年6月17日生
住所　川崎市宮前区野川3134番地1
李治子　昭和45年8月17日生
住所　東京都豊島区西池袋3丁目19番5号
徐晨庚　昭和3年3月14日生
徐鉄淑　昭和6年8月5日生
徐敏庸　昭和35年9月11日生
住所　埼玉県草加市谷塚町1901番地2
呉蓮玲　昭和31年11月30日生
住所　東京都杉並区下井草5丁目9番1号
鄭偉信　昭和38年9月20日生
住所　沖縄県那覇市松尾2丁目12番7号
羅金印（西田金一）昭和30年11月15日生
曾富真（西田真佐子）昭和33年3月10日生
羅慶章（西田千恵）昭和57年11月1日生
羅慶淑（西田三恵）昭和59年8月29日生
羅昇揚（西田昌盛）昭和61年12月29日生
住所　沖縄県那覇市松尾2丁目12番28号
羅金城（西田栄作）昭和36年7月5日生
易妥妥（西田妥妥）昭和38年6月20日生
住所　静岡県小笠郡大東町中3650番地
マルガリータ・ヨシコ・カサハラ　昭和30年10月28日生
住所　大阪市北区国分寺1丁目2番31—603号
朴鏡姫　昭和29年9月2日生
曹大煥　昭和55年3月8日生
住所　大阪市北区長柄東1丁目4番23—606号
朴龍源　昭和32年11月1日生
金賜鈴　昭和54年9月30日生
金貴鈴　昭和56年9月5日生
金貴実　昭和58年11月30日生
住所　千葉県銚子市三軒町18番地の11
安鏡姫　昭和44年9月21日生
住所　大阪市阿倍野区阪南町1丁目21番21号
左泉淑　昭和36年1月8日生

○法務省告示第三十三号

戸籍法第百十七条の二第一項の規定により、東京都豊島区長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成七年三月十三日から効力を生ずる。

平成七年二月二十八日

法務大臣　前田　勲男

○法務省告示第三十四号

戸籍法第百十七条の二第一項の規定により、東京都台東区長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成七年三月十三日から効力を生ずる。

平成七年二月二十八日

法務大臣　前田　勲男

住所　兵庫県姫路市手柄2丁目64番地
曹京順（久保田チエ）　昭和33年7月15日生
住所　東京都足立区青井3丁目6番7号
孫錦順　昭和42年8月23日生
韓英順　昭和42年5月29日生
住所　東京都世田谷区野毛2丁目13番13号
徐炳用（青木国夫）　昭和7年5月22日生
慶喜久子（青木喜久子）　昭和13年3月4日生
徐茂雄（青木茂雄）　昭和35年3月5日生
住所　東京都世田谷区中町3丁目23番3号
徐正樹（青木正樹）　昭和36年11月24日生
住所　福岡県中間市蓮ヶ浦4丁目17番25号
金雪夫（鐘村雪夫）　昭和27年7月17日生
住所　北九州市八幡西区友田3丁目1番2―403号
金貴任（北村喜代）　昭和47年11月6日生
住所　京都府宇治市大久保町平盛31番地の1
千軍（松島勇）　昭和40年9月13日生
住所　京都市西京区松室追上ゲ町9番地の8
朴洙完（杉原吉彦）　昭和30年12月22日生
李初枝（杉原初枝）　昭和33年12月12日生
朴秀月（杉原緑美）　昭和58年10月25日生
朴隆文（杉原隆文）　昭和60年12月11日生
住所　京都市右京区常盤一ノ井町13番地
崔勝三　昭和32年2月11日生
李智恵　昭和35年7月22日生
崔祥秀　平成元年5月15日生
崔綾乃　平成2年9月1日生
崔浩都　平成4年2月6日生
住所　京都市左京区田中南西浦町93番地の5
金静子　昭和30年8月11日生
住所　京都市伏見区淀木津町350番地
姜明夏（大野明夏）　昭和34年7月2日生
住所　京都府中郡峰山町字丹波913番地の1
孫賦伊（金田賦伊）　大正8年8月3日生
住所　東京都北区滝野川7丁目34番7号
李小鶴　昭和43年4月16日生
住所　川崎市中原区井田中ノ町174番地
李晴美　昭和38年10月19日生
住所　東京都板橋区板橋1丁目54番3―207号
権笑玲　昭和37年12月3日生
住所　山梨県甲府市貢川本町9番12号
金京愛（古屋京愛）　昭和33年12月6日生
住所　東京都北区浮間4丁目17番18―202号
全彰子　昭和33年5月12日生
住所　東京都荒川区南千住6丁目25番5号
高章治（高野治章）　昭和41年11月13日生

住所　横浜市南区平楽155番地
陳明美　昭和22年12月15日生
謝妙英（陳謝妙英）　昭和26年1月13日生
陳春琪　昭和52年3月20日生
陳宝琪　昭和58年5月10日生
住所　長野市居町90番地1
蔡秀玉（木下秀玉）　昭和28年4月17日生
住所　茨城県水戸市双葉台5丁目24番地
卜長仁（小田倉長仁）　昭和24年5月3日生
么秀芝（小田倉静子）　昭和25年2月10日生
卜春生（小田倉春生）　昭和45年2月16日生
卜春紅（小田倉春美）　昭和48年11月19日生
卜春海（小田倉春海）　昭和53年1月17日生
住所　茨城県水戸市東赤塚4345番地
王忠礼（小田倉忠礼）　昭和20年11月18日生
么秀蘭（小田倉明子）　昭和22年5月24日生
住所　茨城県西茨城郡友部町大字大田町352番地の41
么満秀（小田倉幹雄）　昭和27年10月1日生
李月華（小田倉絹代）　昭和27年5月10日生
么宇臣（小田倉和也）　昭和54年2月1日生
么宇輝（小田倉和彦）　昭和61年12月30日生
住所　大阪府東大阪市西堤本通西3丁目20番地
李成潤（星本正男）　昭和15年4月16日生
黄靖子（星本靖子）　昭和21年7月16日生
李尚憲（星本尚憲）　昭和42年11月18日生
李兼輝（星本兼輝）　昭和44年12月30日生
住所　東京都北区上中里3丁目10番3号
呉桂順　昭和24年8月4日生
住所　岡山市南中央町7番15―301号
丁在洪（森田茂）　昭和30年12月1日生
住所　兵庫県西宮市門戸荘17番53―107号
孫利江（堺利江）　昭和34年8月28日生
住所　京都市中京区壬生下溝町26番地
金和子（熊川和子）　昭和22年7月17日生
黄哲（熊川哲）　昭和48年1月16日生
住所　茨城県水戸市寿町1丁目7番3号
黄勉（熊川勉）　昭和50年7月8日生
住所　大阪府河内長野市南花台5丁目21番6号
申沙紀　平成6年4月20日生
申来未　平成6年4月20日生
住所　川崎市幸区塚越3丁目133番地3
張郁如（木地郁如）　昭和32年5月11日生
住所　横浜市緑区桂台1丁目3番地7
許淑貞（秋葉信子）　昭和41年12月2日生
住所　東京都練馬区豊玉北2丁目16番5―401号
チャウ・ヤット・マン　昭和34年8月27日生
住所　横浜市緑区鴨居2丁目30番19号
呉恵美（千葉恵美）　昭和41年5月6日生

住所　東京都豊島区池袋3丁目26番13号
呉徳勝　昭和45年9月24日生
住所　横浜市港北区大尾町183番地の4
徐瑞実（神田瑞実）　昭和34年10月5日生
住所　神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石343番地
王天生（坂田天生）　昭和37年10月17日生
住所　神戸市須磨区松風町3丁目1番1―402号
王奇生（王奇生）　昭和41年10月4日生
住所　東京都三鷹市大沢3丁目10番30号
黄正必（吉田正必）　昭和18年4月25日生
住所　福岡市城南区別府6丁目24番12号
蔡真全　昭和20年5月25日生
蔡張麗美　昭和23年5月7日生
住所　沖縄県中頭郡西原町字翁長670番地の5
蔡徳仁　昭和49年1月18日生
住所　名古屋市中川区大当郎1丁目2001番地の2
趙顕人　昭和36年1月8日生
住所　東京都中野区本町6丁目41番8号
マリベル・ゴンザレス・コバヤシ（小林マリ、ゴンザレス・エイマリベル）　昭和41年7月20日生
住所　兵庫県尼崎市北城内88番地
阿部杉　大正10年2月17日生
住所　東京都江戸川区平井4丁目31番7―306号
謝入敏　昭和43年12月29日生
住所　愛知県海部郡甚目寺町大字甚目寺字郷中75番地の3
沈祥子（青木祥子）　昭和26年1月13日生
住所　東京都練馬区桜台3丁目34番10―207号
呉建栄　昭和37年2月11日生
住所　大阪府守口市東町1丁目22番18―505号
池成徳　昭和43年4月20日生
住所　大阪府高槻市高槻町8番20号
池道江　昭和40年10月5日生
住所　大阪市生野区中川東1丁目14番19号
朴東實　昭和12年10月29日生
安吉子　昭和16年6月5日生
朴直樹　昭和43年9月3日生
朴英樹　昭和45年5月19日生
住所　東京都杉並区善福寺2丁目22番2号
朴亜由美　昭和49年5月2日生

○法務省告示第三十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成七年二月二十四日

法務大臣　前田　勲男

住所　東京都町田市森野6丁目329番地5
張文玲（高田文玲）　昭和36年2月16日生
住所　東京都立川市富士見町2丁目5番8号
安成鉉（安本健）　昭和39年5月25日生
住所　大阪市天王寺区東上町2番21号
陳福弘　昭和43年10月5日生
住所　神戸市中央区栄町通5丁目1番17―603号
陳兆光　昭和34年6月21日生
梁和恵（林和恵）　昭和37年9月26日生
陳建祥　平成5年1月10日生
住所　大分市大字千歳337番地の12
李鐘剛（木下鐘剛）　昭和21年1月2日生
田占福（木下三恵）　昭和23年4月15日生
李昌樹（木下昌樹）　昭和50年10月1日生
李英樹（木下英樹）　昭和56年10月25日生
住所　東京都世田谷区北沢1丁目29番5号
李祥祐（木下祥祐）　昭和30年4月15日生
住所　山口県萩市大字今古萩町22番地の2
金光重　昭和22年1月6日生
朴美恵子　昭和25年2月4日生
金千佳　昭和46年11月17日生
金千恵　昭和51年6月3日生
住所　宮城県柴田郡川崎町大字前川字本町68番地
曹貞愛（佐藤貞愛）　昭和35年6月17日生
住所　東京都練馬区高野台4丁目3番7―405号
洪文旺　昭和28年7月7日生
住所　京都府城陽市枇杷庄大堀115番地の7
梁英子（村上英子）　昭和33年9月18日生
金麻衣（村上麻衣）　昭和61年9月3日生
住所　奈良県橿原市中曽司町254番地の41
崔京真（光山京和）　昭和26年7月11日生
趙美代子（光山美代子）　昭和30年8月26日生
崔幸江（光山幸江）　昭和55年4月12日生
崔友美（光山友美）　昭和57年2月14日生
崔愛衣子（光山愛衣子）　昭和59年12月1日生
崔和代（光山和代）　平成元年6月11日生
住所　名古屋市中川区山王3丁目17番9号
朴国雄（松岡国雄）　昭和22年3月11日生
金宮子（松岡宮子）　昭和29年2月12日生
朴由夏（松岡由夏）　昭和50年8月4日生
朴雄一（松岡雄一）　昭和53年4月20日生
住所　北海道千歳市緑町1丁目6番地の3
金大雄　昭和23年5月16日生
宮北百合江　昭和24年11月20日生
金潤洙　昭和50年8月18日生
金竜洙　昭和57年4月10日生
住所　長野県小県郡東部町大字滋野736番地50
崔五龍（太田五龍）　昭和24年7月1日生
金敬順（太田敬子）　昭和27年3月19日生
崔勝行（太田勝行）　昭和50年8月16日生
崔龍二（太田龍二）　昭和52年3月14日生

住所 横浜市鶴見区下末吉2丁目9番9号
劉鈞 昭和58年9月22日生
住所 横浜市神奈川区鳥越9番地の3
李欽 昭和28年9月1日生
住所 東京都中野区中野2丁目14番20号
沈坤平 昭和30年11月13日生
住所 千葉県市川市伊勢宿12番8－106号
ネイ・ミョウ・トオイ 昭和42年11月11日生
住所 東京都三鷹市野崎3丁目27番8号
ユー・マウン・トオイ 昭和41年9月20日生
住所 茨城県西茨城郡岩瀬町大字岩瀬783番地
朴徳煥 昭和7年5月5日生
権玉子 昭和16年1月15日生
朴美和 昭和42年5月8日生
朴正鎬 昭和46年7月20日生
住所 茨城県勝田市大字中根3648番地1
朴栄吾 昭和44年5月19日生
住所 東京都豊島区南長崎3丁目9番11号
李安一 昭和35年8月28日生
余文鳳 昭和36年3月4日生
李怡萱 昭和63年7月19日生
李宜蓁 平成元年8月10日生
住所 川崎市多摩区三田5丁目1番地3
金星日 昭和38年1月19日生
住所 神奈川県大和市下和田262番地
フ・チーチュン 昭和33年4月9日生
李恩慶 昭和34年1月20日生
フ・フォンチャオ 平成2年8月24日生
フ・ジャオヤン 平成5年11月2日生
住所 東京都世田谷区千歳台2丁目22番9号
張麗恵 昭和37年10月10日生
住所 京都市西京区松室荒堀町36番地の7
葉麗琴 昭和32年7月25日生
住所 滋賀県大津市柳川1丁目13番11号
曾振球 昭和30年1月21日生
謝淑華 昭和31年12月10日生
曾子玲 昭和57年11月17日生
曾子益 昭和59年12月15日生
住所 神奈川県座間市相模が丘5丁目12番8号
金隆雄 昭和48年12月20日生
住所 神奈川県相模原市相模原2丁目4番12－1006号
夏艶艶 昭和33年5月27日生
住所 横浜市港北区小机町1261番地
王坤全 昭和28年5月10日生
李美燕 昭和34年1月24日生
王麗鏡 昭和57年9月22日生
王曜徳 昭和59年10月19日生
住所 川崎市高津区諏訪1156番地
尹浩子 昭和38年1月11日生
住所 神奈川県逗子市逗子3丁目6番10号
徐知利 昭和38年3月11日生
住所 東京都小金井市本町3丁目8番13号
張正 昭和32年10月6日生
曹玲 昭和34年9月9日生
張明 昭和60年10月29日生
住所 東京都多摩市一ノ宮99番地の1
趙春生 昭和39年2月27日生
住所 東京都八王子市別所2丁目22番地
金政守 昭和27年1月28日生
住所 東京都国分寺市日吉町2丁目27番地1
郭小百合 昭和40年10月12日生
住所 愛知県日進市梅森町上松351番地の3
金辰徳 昭和39年6月15日生
住所 東京都昭島市東町4丁目13番7号
李隆雄 昭和17年8月21日生
金錦順 昭和21年9月14日生
李京子 昭和45年7月9日生
李美幸 昭和46年12月19日生
住所 東京都北区志茂2丁目29番11号
黄国雄 昭和22年2月26日生
沈英英 昭和28年10月11日生
黄丞暉 昭和57年5月30日生
住所 岐阜県美濃加茂市西町7丁目200番地
金吉美 昭和25年11月18日生
黄里沙 昭和48年12月1日生
黄由里 昭和50年7月4日生
住所 岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1182番地の1
黄健一 昭和47年2月4日生
住所 東京都大田区池上5丁目26番12号
ペトローナ・ユサコ・セキ・ハヤシ 昭和38年9月9日生
住所 大阪府八尾市竹渕4丁目45番地
朴順心 昭和22年2月19日生
徐貴雄 昭和50年3月1日生
住所 大阪府河内長野市美加の台3丁目15番13号
李大二 昭和27年9月7日生
韓吉女 昭和34年2月2日生
李和也 昭和56年2月24日生
李真由香 昭和58年6月1日生
李倫希 昭和62年11月17日生
住所 滋賀県彦根市後三条町322番地の4
楊富喜恵 昭和44年3月27日生
住所 大阪市住吉区千躰1丁目2番9号
夏喜植 昭和40年3月16日生
住所 大阪府池田市神田1丁目13番11号
夏国植 昭和44年3月19日生
住所 神戸市中央区北野町4丁目7番18号
鄭琪環 昭和24年7月9日生
鄭礼恩 昭和50年9月28日生
鄭礼先 昭和53年3月5日生
住所 熊本市大江2丁目2番17－3号
劉玉林 昭和28年12月25日生
曹祖娟 昭和29年12月30日生
劉志明 昭和52年4月13日生
劉志国 昭和54年10月18日生
住所 千葉市中央区院内2丁目3番9号
宋泰正 昭和24年10月30日生
石川喜代子 昭和27年9月5日生
宋正巳 昭和48年3月2日生
宋隆行 昭和51年7月27日生
宋和則 昭和59年7月16日生
住所 兵庫県宝塚市鹿塩2丁目11番39号
朱梅信 昭和29年1月19日生
住所 和歌山県那賀郡岩出町大字金池164番地の4
高英次 昭和43年9月7日生
住所 大阪市北区西天満6丁目3番11－1006号
劉萍 昭和35年1月19日生
住所 大阪府守口市菊水通4丁目36番地
李徳禎 昭和34年10月22日生
住所 大阪市住吉区遠里小野2丁目14番3－406号
呉信治 昭和21年9月12日生
住所 大阪府四條畷市岡山2丁目3番28号
慶次東 昭和44年1月13日生
住所 大阪市東成区深江北1丁目15番9号
李在連 昭和12年10月28日生
住所 大阪市淀川区田川北3丁目2番27号
呉久美子 昭和33年2月4日生
尹秀明 昭和60年2月2日生
住所 大阪市淀川区田川北3丁目5番47号
呉根俊 昭和6年12月13日生
呉由美子 昭和35年7月21日生
住所 大阪市東淀川区井高野4丁目3番3号
金富美雄 昭和34年4月11日生
住所 大阪府堺市宿院町東2丁2番22号
曹英鉉 昭和31年6月21日生
住所 東京都千代田区二番町11番地10
張金鳳 大正11年3月17日生
張月琴 昭和24年9月15日生
住所 東京都千代田区二番町11番地10
張月麗 昭和23年6月6日生
住所 東京都品川区東の台2丁目13番2号
メーディ・ベシーリ 昭和13年5月23日生
シャヒーン・ベシーリ 昭和16年7月23日生
アナヒータ・ベシーリ 昭和43年12月25日生
フータン・ベシーリ 昭和47年2月16日生
イルサ・ベシーリ 昭和55年10月31日生

○法務省告示第三十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成七年二月二十三日

法務大臣 前田 勲男

住所 兵庫県西宮市高須1丁目1番15－502号
姜スミ江（濱口スミ江） 昭和27年8月29日生
住所 沖縄県中頭郡勝連町字南風原3143番地の75
鄭亜文（比嘉文子） 昭和21年9月1日生
住所 北海道千歳市信濃1丁目2番9号
丁清美（清水清美） 昭和29年3月3日生
住所 大阪府南河内郡美原町菩提18番地の5
李一善（岩本一善） 昭和38年9月18日生
住所 大阪府東大阪市小若江3丁目19番15号
崔敬玉（山本恵一） 大正12年7月23日生
金貞禮（山本みち子） 昭和7年3月26日生
崔香淑（山本喜代子） 昭和32年12月14日生
崔英淑（山本三佐江） 昭和36年2月17日生
崔棕司（山本兼司） 昭和38年6月19日生
崔哲仁（山本哲三） 昭和44年9月16日生
住所 大阪府枚方市宇山東町7番7号
裴宏仁（松山雅勇） 昭和42年10月14日生
住所 大阪市東淀川区菅原7丁目9番18号
金華子（田中華子） 昭和44年9月8日生
住所 大阪市平野区加美正覚寺1丁目8番4号
徐勝美（南本勝美） 昭和26年4月12日生
住所 大阪市平野区加美北1丁目16番2号
曺東鎬（昌山勝政） 昭和23年8月17日生
張栄子（昌山栄子） 昭和27年2月10日生
曺裕理（昌山裕理） 昭和51年11月3日生
曺隆富（昌山隆富） 昭和53年3月28日生
曺真梨（昌山真梨） 昭和56年10月21日生
住所 大阪市港区弁天5丁目14番1－1506号
金命秦（杉本秦男） 昭和34年6月15日生
住所 東京都三鷹市深大寺2丁目28番5号
ヒロシ・フクモリ・ナガタニ（福盛拓志） 昭和34年7月27日生
住所 新潟県佐渡郡新穂村大字長畝2763番地
金福来（裕あけみ） 昭和36年8月1日生

黄之麗　昭和54年5月20日生
住所　横浜市鶴見区寺谷1丁目8番21号
鄭満佑　大正15年6月20日生
朴寛林　昭和9年9月20日生
鄭福順　昭和32年4月7日生
住所　埼玉県川口市上青木2丁目25番17号
李眞基　昭和14年3月11日生
申玉順　昭和15年2月28日生
李昌植　昭和42年6月26日生
李勝徳　昭和47年1月22日生
住所　沖縄県中頭郡与那城町字西原1040番地4
ルイス・ナカミネ・ヤギ　昭和25年11月5日生
アンジェラ・クリスティナ・ナカミネ・シモハナ　昭和54年7月25日生
住所　名古屋市中川区東春田2丁目224番地
安敏子　昭和26年11月20日生
朴幸子　昭和49年1月20日生
朴眞遠　昭和50年9月15日生
住所　大阪府松原市立部5丁目4番3－701号
張常順　昭和32年11月17日生
趙永秀　昭和36年3月13日生
張静江　昭和62年7月9日生
張安莉　平成元年12月21日生
住所　兵庫県尼崎市永明町22番地の2
李栄徹　昭和21年10月24日生
南節子　昭和26年7月12日生
李耕一　昭和51年9月3日生
李智彦　昭和53年4月3日生
李泰士　昭和55年5月1日生
住所　兵庫県芦屋市岩園町25番13号
崔英子　昭和19年8月14日生
兪太植　昭和45年1月24日生
住所　名古屋市昭和区花見通2丁目14番地
兪將植　昭和47年10月13日生
住所　埼玉県川口市前川4丁目6番9号
張隆一　昭和53年8月30日生
住所　東京都渋谷区広尾4丁目1番11－502号
徐政明　昭和32年11月28日生
住所　大阪府守口市滝井元町3丁目5番12号
辛宇仙　昭和40年5月14日生
住所　大阪府藤井寺市川北3丁目2番4号
夫民平　昭和25年3月16日生
李吉子　昭和25年4月21日生
夫愛　昭和49年9月25日生
夫一成　昭和50年12月1日生
住所　大阪府八尾市南木の本2丁目12番地の6
李成子　昭和17年8月14日生
住所　大阪市天王寺区上本町6丁目7番21－401号
河金寛　昭和23年7月5日生
住所　大阪市住吉区長居西3丁目2番1－302号
崔和子　昭和18年2月15日生
申奈緒美　昭和40年12月17日生
申大祐　昭和47年2月28日生
住所　大阪市城東区関目4丁目14番9－810号
李啓烈　昭和54年11月5日生
李哲烈　昭和57年3月5日生
住所　大阪市東成区大今里1丁目19番8号
崔仁範　昭和30年2月20日生
住所　大阪市平野区平野南3丁目4番27号
姜玉順　昭和9年5月20日生
住所　神奈川県伊勢原市西富岡163番地
黄幸裕　昭和47年11月23日生
住所　名古屋市東区前浪町6番5－208号
卞東奎　昭和4年5月19日生
朴貞順　昭和10年9月5日生
卞在具　昭和33年1月17日生
卞在己　昭和37年3月29日生
住所　大分市大字緒野84番地の5
金英煥　昭和25年4月17日生
住所　千葉県松戸市下矢切304番地の4
趙貞玉　昭和32年3月15日生
住所　東京都葛飾区柴又3丁目17番8－406号
王国榮　昭和29年4月7日生
住所　東京都板橋区徳丸5丁目3番5－207号
ホァン・ビー・クァン　昭和36年4月16日生
住所　東京都新宿区西新宿4丁目9番15号
劉鋼　昭和37年3月23日生
住所　東京都江戸川区東小岩2丁目8番11号
何鉄　昭和30年6月18日生
李淑英　昭和35年3月24日生
何麗　昭和59年7月3日生
何佳　昭和61年6月10日生
住所　東京都江戸川区西葛西4丁目1番3－514号
陳烈　昭和32年8月24日生
李晶　昭和34年4月17日生
陳銥閣　昭和63年11月21日生
陳美那　平成2年9月12日生
住所　京都府宇治市菟道谷下り45番地
金明一　昭和24年1月20日生
金京子　昭和27年5月8日生
金健二　昭和50年6月28日生
住所　東京都江戸川区中葛西3丁目9番3号
朴榮順　大正15年8月21日生
住所　石川県加賀市別所町富士見ヶ丘6の13番地
王少燦　昭和43年7月19日生
住所　千葉県鎌ヶ谷市丸山1丁目6番16－1号
黄仁諾　昭和32年7月5日生
住所　東京都江戸川区北葛西4丁目2番34－504号
厳暉　昭和31年11月24日生
住所　京都市左京区下鴨宮崎町59番地の38
張鳩　昭和19年2月4日生
住所　東京都中野区江原町3丁目32番10号
高聖美　昭和39年4月18日生
住所　北海道札幌郡広島町白樺町2丁目2番地
崔和歌子　昭和25年12月22日生
住所　東京都小平市上水南町3丁目17番41号
張学立　昭和41年11月30日生
住所　東京都杉並区西荻南1丁目21番20号
陳寶玉　昭和29年2月1日生
住所　大阪府八尾市沼1丁目68番地の65
陳婉玲　昭和39年2月24日生
住所　東京都北区豊島1丁目21番11号
鄭陳麗娟　大正13年5月23日生
住所　大阪市東淀川区東淡路2丁目4番4－1009号
サニー・コーエイ・クゲ　昭和48年8月16日生
住所　東京都練馬区富士見台2丁目20番8－203号
黄静如　昭和36年9月20日生
住所　東京都豊島区長崎5丁目9番8号
黄静儀　昭和44年5月12日生
住所　三重県四日市市八田2丁目4番12号
カズヨ・キトヤマ　昭和19年4月2日生
住所　山形県東置賜郡高畠町大字上和田2276番地の43
王英　昭和38年5月28日生
住所　埼玉県所沢市大字上新井1136番地30
潘瑜鵬　昭和34年4月9日生
住所　神戸市北区日の峰3丁目17番地の16
洪紀美代　昭和47年5月2日生
住所　大阪府生野区生野東3丁目9番3号
李洸雨　昭和10年1月10日生
李啓子　昭和46年12月18日生
李信孝　昭和48年10月27日生
住所　岐阜県可児市桜ヶ丘9丁目63番地
黄炯鵬　昭和28年8月8日生
劉芬蘭　昭和29年2月18日生
黄泓翔　昭和55年8月10日生
黄郁雯　昭和60年3月1日生

○法務省告示第三十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成七年二月二十二日

法務大臣　前田　勲男

住所　横浜市鶴見区矢向4丁目11番21号
石岩　昭和27年6月17日生
柏梅　昭和27年7月21日生
石美紗　昭和63年12月19日生
石美帆　平成5年4月27日生
住所　愛知県春日井市勝川町6丁目6番地
南玉英　昭和38年9月14日生
住所　愛知県岡崎市大町字三田田南通27番地12
洪永吉　昭和17年5月1日生
尹富子　昭和23年6月27日生
洪裕之　昭和51年4月27日生
住所　愛知県岡崎市福岡町字毘沙門47番地2
洪康俊　昭和48年5月22日生
住所　滋賀県八日市市小今町193番地の6
鄭和美　昭和39年4月13日生
住所　愛知県豊橋市向山西町2番地の1
金順秦　昭和12年6月4日生
全ヤサ子　昭和18年9月22日生
金杉代　昭和42年5月28日生
住所　仙台市太白区八木山本町2丁目2番地の19
金鳴一　昭和44年7月15日生
住所　愛知県瀬戸市八幡台2丁目7番206号
田久子　昭和37年11月1日生
住所　福岡市東区奈多団地36番205号
蘇方　昭和36年5月26日生
住所　東京都多摩市和田308番地の1
ウィルフレッド・エスゲェラ・メンドーザ　昭和26年12月18日生
住所　東京都板橋区高島平9丁目29番4号
槇洋子　昭和27年7月21日生
住所　名古屋市中川区下之一色町字北起86番地の3
趙顯祐　昭和39年1月5日生
住所　東京都日野市南平7丁目7番地の8
尹剛一　昭和48年1月26日生
住所　東京都立川市曙町3丁目25番23号
徐季福　昭和6年6月22日生
住所　東京都江東区南砂6丁目3番12号
呉小芸　昭和38年7月4日生
住所　横浜市鶴見区岸谷1丁目27番5号
劉鶴　昭和22年2月13日生

住所　三重県鈴鹿市郡山町2008番地の10
金子強　昭和26年1月26日生
金子佑介　昭和59年10月22日生
住所　福島県岩瀬郡鏡石町大字鏡田字大池316番地
植入美子　昭和47年2月21日生
住所　愛知県春日井市如意申町6丁目6番地の7
崔美恵（岩本美恵子）　昭和27年3月1日生
崔恵（岩本恵）　昭和58年7月13日生
住所　愛知県豊川市御油町栗木山232番地
崔恵子（梅田恵子）　昭和39年7月8日生
住所　名古屋市中村区草薙町2丁目109番地
金政治　昭和33年10月10日生
住所　名古屋市天白区高坂町272番地
卓守秀　昭和28年12月7日生
住所　札幌市東区伏古1条3丁目2番20号
鄭京華　昭和37年10月30日生
住所　長崎市白鳥町7番28号
黄室峰　昭和24年10月18日生
黄知美　昭和51年7月12日生
黄添雪　昭和53年7月26日生
住所　福岡市博多区東比恵2丁目22番23号
王英　昭和43年6月9日生
住所　山口県厚狭郡山陽町大字厚狭1768番地の30
河炫洙（河村俊彦）　昭和42年3月6日生
住所　香川県高松市松縄町86番地2
鄭基洪（松原菊雄）　昭和27年1月15日生
佐藤文世（松原文世）　昭和31年11月2日生
鄭守孝（松原守孝）　昭和52年5月17日生
鄭千明（松原千明）　昭和54年7月11日生
鄭祐子（松原祐子）　昭和55年12月26日生
鄭咲依子（松原咲依子）　昭和58年2月2日生
住所　広島市安佐北区亀崎3丁目19番85—301号
鄭敏彦　昭和40年1月13日生
住所　大阪市東成区中本3丁目8番21—102号
李慶洙（山村圭司）　昭和35年6月21日生
住所　大阪府高槻市辻子1丁目24番10—204号
金梨香（渡辺梨香）　昭和41年11月30日生
金幹守（渡辺幹守）　昭和44年8月25日生
金將守（渡辺將守）　昭和47年6月5日生
住所　大阪市中央区谷町7丁目6番24号
金実雄夫（金山実雄夫）　昭和38年7月7日生
住所　大阪府羽曳野市南恵我之荘7丁目9番6号
鄭順子（市野順子）　昭和39年2月24日生
住所　大阪府堺市中安井町2丁2番21号
文順子（姫松順子）　昭和43年5月1日生
住所　大阪市住之江区安立4丁目8番5号
全勝子（松本勝子）　昭和31年1月6日生
住所　大阪市城東区古市1丁目23番23号
李晃正（井ノ口晃正）　昭和42年10月5日生
住所　大阪市生野区小路東1丁目15番14号
金輝滋（山崎輝滋）　昭和40年10月14日生
住所　大阪府東大阪市高井田本通6丁目21番地の1
趙直美（前本直美）　昭和39年4月18日生
住所　大阪市都島区御幸町2丁目12番11—201号
林明淑子　昭和37年3月5日生
住所　大阪府東大阪市衣摺4丁目4番16号
李恵子（山田恵子）　昭和39年1月1日生
李益成（山田益成）　昭和43年3月1日生
李浩成（山田浩成）　昭和44年9月30日生
住所　大阪府八尾市緑ヶ丘5丁目46番地
梁元三（良川元三）　昭和18年2月12日生
住所　大阪府東大阪市善根寺町1丁目3番54号
陳柚圭（福本弘一）　昭和19年1月27日生
住所　大阪府堺市草部1800番地
金洋子（北村洋子）　昭和40年5月11日生
住所　大阪府堺市深井北町52番地の41
金英子（坂本英子）　昭和42年6月12日生
住所　大阪府大阪狭山市西山台4丁目1番2—407号
金理恵（土井理恵）　昭和44年1月29日生
住所　大阪府東大阪市若江南町3丁目4番10号
高茂雄（高山茂雄）　昭和40年3月7日生
住所　大阪府和泉市旭町87番地
安里美（安田里美）　昭和34年11月23日生
住所　大阪府岸和田市神須屋町435番地の7
金大弘（田中大弘）　昭和28年1月30日生
住所　大阪市平野区加美東4丁目10番6—505号
康裕美（安原裕美）　昭和39年11月22日生
住所　大阪市平野区加美東4丁目21番18号
康典子（三村典子）　昭和43年9月21日生
住所　大阪市阿倍野区播磨町3丁目1番7—234号
禹英雄（中村勇夫）　昭和17年11月6日生
住所　大阪府守口市寺方元町2丁目19番地
朴昭弘（石井建作）　昭和22年4月16日生
孫昌子（石井晶子）　昭和26年12月19日生
朴信光（石井希久生）　昭和50年1月16日生
朴美帆（石井美帆）　昭和53年9月5日生
住所　大阪府交野市星田西4丁目10番11号
李光明（松山光明）　昭和29年5月5日生
住所　大阪府枚方市香里園山之手町5番28号
李永守（松山永守）　昭和26年9月1日生
金良子（松山良子）　昭和33年1月23日生
李華奈（松山華奈）　昭和59年2月7日生
李藤王（松山藤王）　昭和60年7月29日生
李佳永（松山佳永）　昭和62年12月10日生
住所　大阪府東大阪市長田1312番地の34
金正吉（山田正吉）　昭和38年9月23日生
住所　大阪府東大阪市大蓮東5丁目11番1号
金恵美子（金島恵美子）　昭和36年8月27日生
住所　和歌山市岩橋1504番地の5
趙家代子（岡田明子）　昭和42年12月14日生
住所　名古屋市千種区東山元町1丁目26番地
金正成（藤田正成）　昭和37年1月25日生
住所　名古屋市港区善南町30番地
成竜出（成本竜出）　昭和28年6月26日生
曹日順（成本月子）　昭和30年5月7日生
成昌泰（成本昌泰）　昭和54年3月15日生
成貴裕（成本貴裕）　昭和55年7月2日生
住所　愛知県豊田市花園町一本木1番地7
金麗周（金井芳秀）　昭和37年10月15日生
住所　神戸市中央区山本通3丁目15番6号
崔慧貞　昭和3年10月18日生
崔錦洲　昭和28年3月26日生
住所　仙台市青葉区中江2丁目14番2—234号
崔子禄　昭和22年12月7日生
呂幸蓮　昭和22年9月13日生
崔毅　昭和48年4月23日生
崔錫剛　昭和51年10月25日生
住所　静岡県島田市道悦5丁目19番14号
金美玉　昭和32年4月14日生
住所　大阪府泉大津市昭和町4番30号
韓由美　昭和48年12月1日生
住所　東京都荒川区西日暮里1丁目23番1号
文宣司　昭和17年11月11日生
金順子　昭和23年9月24日生
文桂子　昭和47年4月11日生
文弘美　昭和49年6月8日生
文由佳　昭和52年11月8日生

○法務省告示第二十八号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成七年二月二十日
法務大臣　前田　勲男
住所　大阪市西成区南津守6丁目3番16号
李廣植　昭和23年1月7日生
権先子　昭和23年8月14日生
李愛　昭和54年10月13日生
李起一　昭和56年5月1日生
李起八　昭和57年8月25日生

○法務省告示第二十九号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成七年二月二十一日
法務大臣　前田　勲男
住所　埼玉県入間市向陽台1丁目1番地20
李秀玉　昭和5年4月5日生
住所　埼玉県日高市大字原宿345番地10
李正美　昭和30年9月19日生
金文江　昭和40年5月24日生
住所　東京都目黒区目黒1丁目19番5—105号
鄭深夫　昭和12年12月27日生
住所　東京都葛飾区宝町2丁目27番7—201号
趙国華　昭和27年4月9日生
李秀英　昭和28年7月13日生
趙暁梅　昭和54年7月18日生
趙智恵子　昭和60年9月20日生
住所　東京都渋谷区広尾5丁目4番11号
王民憲　昭和29年9月11日生
陳麗麗　昭和29年8月28日生
王仲昱　昭和61年1月14日生
住所　愛知県安城市大山町1丁目8番地4
林春美　昭和33年9月26日生
林主輔　平成2年9月11日生
住所　東京都板橋区東山町47番7号
蕭磊　昭和37年6月12日生
住所　東京都江戸川区南葛西1丁目1番26—101号
全昌和　昭和36年1月25日生
住所　大阪府東大阪市西岩田3丁目5番29—1103号
趙英美　昭和26年4月29日生
住所　大阪府東大阪市西岩田3丁目5番29—1418号
趙末子　昭和29年4月3日生
趙真珠　平成元年10月20日生
住所　東京都世田谷区中町3丁目32番18号
陳美媛　昭和22年2月3日生
住所　大阪府東大阪市額田町5番16号
葉俊鵬　昭和34年4月30日生
林碧霞　昭和32年1月11日生
葉子萍　昭和63年4月20日生
葉子綺　平成元年7月14日生
葉振鵬　平成4年7月1日生
住所　千葉市中央区末広3丁目27番6号
劉国江　大正11年10月20日生
住所　滋賀県草津市南笠町156番地の21
馬同生　昭和9年12月7日生
高美蓮　昭和19年6月23日生
住所　東京都練馬区下石神井4丁目30番10—402号
黄文琴　昭和33年5月25日生

鄭良輝（神田良輝）昭和51年10月28日生
住所　東京都葛飾区小菅1丁目27番7－404号
鄭鍾秀（神田秀）昭和26年9月16日生
金京子（神田京子）昭和31年1月1日生
鄭由美（神田由美）昭和55年3月12日生
鄭由貴（神田由貴）昭和58年9月7日生
住所　京都市左京区一乗寺北大丸町34番地
金春子（神田春子）昭和10年6月25日生
住所　京都府宇治市伊勢田町井尻51番地の3
安教受（安本教受）昭和11年1月20日生
徐貴生（安本茂子）昭和14年3月7日生
住所　千葉市美浜区稲毛海岸1丁目1番27棟302号
ビンセント・ロイ・アダムソン　昭和42年8月26日生
住所　岡山市当新田351番地の2
劉麗秀（森藤麗）昭和23年4月18日生
劉光青（森藤光男）昭和53年9月5日生
住所　埼玉県岩槻市大字金重136番地の122
施莉雅（古津莉雅）昭和34年7月6日生
マリアローツス・シービリオネス　昭和51年4月21日生
住所　埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字下栢間307番地89
辛英淑（長澤英子）昭和27年3月18日生
住所　川崎市多摩区長尾1丁目5番5号
江啓明　昭和35年9月22日生
住所　東京都品川区二葉1丁目19番2号
ロリータ・ロントック・ヤマダ（山田ロリータロントック）昭和30年7月19日生
住所　千葉県佐原市片野438番地
郭美麗（田村洋美）昭和26年10月19日生
住所　横浜市南区大岡5丁目23番18号
劉順永　昭和36年7月7日生
住所　神奈川県横須賀市二葉2丁目1番18－903号
李翠華　昭和40年8月6日生
住所　京都府船井郡園部町小山西町油縄手12番地の6
呂月英（高橋英子）昭和32年6月3日生
住所　東京都三鷹市井の頭2丁目14番2号
蔡行真　昭和31年7月24日生
住所　東京都豊島区池袋2丁目58番7号
黄文香（藤原文香）昭和30年6月10日生
住所　横浜市鶴見区鶴見中央4丁目25番8号
盧先威（陳群威）昭和26年1月17日生
陳玉枝　昭和28年12月29日生
盧達祥　昭和47年7月18日生
盧達安　昭和49年8月30日生
盧達康　昭和52年2月17日生
住所　東京都葛飾区水元3丁目2番13－101号
陳成淳（高橋淳）昭和37年6月18日生
住所　山口県吉敷郡小郡町大字上郷1321番地の7
李敏信（国本敏信）昭和34年1月10日生
全敏江（国本敏江）昭和38年11月2日生
李拓也（国本拓也）昭和63年4月2日生
李夏希（国本夏希）平成3年6月8日生
李彩花（国本彩花）平成6年6月3日生
住所　東京都練馬区豊玉上1丁目10番6－503号
馮鈺（西理佳）昭和40年2月17日生
住所　東京都足立区千住柳町20番4号
李玉英（木下睦子）昭和23年5月19日生
住所　沖縄県那覇市前島1丁目11番12号
呉淑静　昭和32年1月18日生
住所　鹿児島県国分市福島3丁目18番7号
商礼子（門倉礼子）昭和43年6月21日生
住所　東京都北区西ケ原4丁目3番16－202号
陳鳳鐘　昭和35年9月25日生
住所　大阪市中央区島之内2丁目7番26号
李甲順（鈴木広子）昭和20年11月1日生
裴壽鎮（鈴木尚美）昭和53年7月6日生
住所　大阪市大正区三軒家東1丁目6番14－1002号
金一敏（南條一敏）昭和37年11月4日生
住所　大阪市中央区上町1丁目3番9号
金猛（南條猛）昭和42年1月27日生
住所　川崎市中原区井田中ノ町410番地
湯魯燕（大門るい）昭和30年12月30日生
住所　東京都新宿区富久町16番9－802号
賈昌彦　昭和37年10月26日生
住所　東京都多摩市鶴牧1丁目9番地の8
丁照幸（高山照幸）昭和43年6月3日生
住所　愛知県瀬戸市三沢町1丁目595番地の2
鄭秀浩（大山秀浩）昭和35年1月1日生
住所　東京都目黒区目黒3丁目11番12号
林晴己（日野晴己）昭和42年3月26日生
住所　岐阜県各務原市蘇原新栄町1丁目84番地
池勝枝（金武勝枝）昭和38年8月13日生
住所　東京都大田区南馬込5丁目11番1号
張力牧　昭和31年9月11日生
毛美華　昭和36年5月9日生
張旭東　昭和63年10月20日生
ハイディ・シャオウェイ・チャング　平成2年3月27日生

○法務省告示第二十二号

不動産登記法第百五十一条ノ二第一項の規定により岐阜地方法務局を同項の登記所に指定する。

この指定は、平成七年二月二十二日から効力を生ずる。

平成七年二月十五日　法務大臣　前田　勲男

○法務省告示第二十三号

不動産登記法第百五十一条ノ二第一項の規定により横浜地方法務局を同項の登記所に指定する。

この指定は、平成七年二月二十三日から効力を生ずる。

平成七年二月十六日　法務大臣　前田　勲男

○法務省告示第二十四号

不動産登記法第百五十一条ノ二第一項の規定により熊本地方法務局熊本南出張所を同項の登記所に指定する。

この指定は、平成七年二月二十三日から効力を生ずる。

平成七年二月十六日　法務大臣　前田　勲男

○法務省告示第二十五号

不動産登記法第百五十一条ノ二第一項の規定により札幌法務局苫小牧支局を同項の登記所に指定する。

この指定は、平成七年二月二十三日から効力を生ずる。

平成七年二月十六日　法務大臣　前田　勲男

○法務省告示第二十六号

不動産登記法第百五十一条ノ二第一項の規定により高松法務局大内出張所を同項の登記所に指定する。

この指定は、平成七年二月二十三日から効力を生ずる。

平成七年二月十六日　法務大臣　前田　勲男

○法務省告示第二十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成七年二月十六日　法務大臣　前田　勲男

住所　福井市門前町第14号20番地
崔静江（藤木静江）昭和36年4月15日生
住所　香川県綾歌郡国分寺町国分360番地1
金景姫（石川景子）昭和31年10月14日生
住所　兵庫県芦屋市若葉町6番1－2411号
高吉範（渡辺吉範）昭和43年12月27日生
住所　横浜市磯子区田中2丁目8番19号
殷健初　昭和17年9月7日生
任娘蓉　昭和15年4月8日生
殷肖姫　昭和43年1月17日生
殷肖妙　昭和44年8月7日生
住所　横浜市中区北方町1丁目51番地11
殷植初　昭和20年9月6日生
謝娘娘　昭和25年12月14日生
殷肖澄　昭和51年12月8日生
殷肖鴻　昭和53年11月5日生
殷肖澤　昭和58年9月22日生
住所　川崎市中原区上小田中1220番地
呉計春　昭和30年12月22日生
住所　横浜市保土ヶ谷区常盤台394番地の12
金愛子（菅原愛子）昭和29年12月16日生
住所　兵庫県赤穂市坂越1744番地
李成美（今中成美）昭和41年2月2日生
住所　福岡市東区多の津3丁目8番29号
金豊（吉田豊）昭和24年1月19日生
呉藤江（吉田藤江）昭和27年4月28日生
金典子（吉田典子）昭和50年10月17日生
金伽代子（吉田伽代子）昭和52年11月20日生
金麻理子（吉田麻理子）昭和56年6月17日生
金聡美（吉田聡美）昭和61年8月13日生
住所　福岡県嘉穂郡穂波町大字津原436番地の1
金康智（金原康智）昭和43年8月29日生
住所　京都府城陽市寺田今堀152番地の29
金洙成（中村勇）昭和21年8月18日生
住所　京都市山科区東野門口町13番地の1
金洙洋（金山光二）昭和31年8月16日生
金貞順（金山貞子）昭和29年8月21日生
金美耶子（金山美耶子）平成元年7月31日生
住所　奈良県生駒郡三郷町立野南2丁目14番9－101号
牟泰浩（岡田泰浩）昭和38年12月30日生
住所　奈良県天理市杉本町272番地の6
丁久枝（松森久枝）昭和36年1月12日生
住所　奈良県北葛城郡上牧町服部台2丁目9番46－8号
田英穂（田沢英穂）昭和39年12月1日生
住所　岐阜市徹明通6丁目17番地の4
朴榮美　昭和41年4月30日生

住所　福岡県太宰府市坂本3丁目1番22号
金勝二（本田勝二）　昭和44年11月13日生
住所　北九州市小倉北区宇佐町2丁目6番1号
金美三子（木下美三子）　昭和35年3月21日生
住所　千葉県市川市宝2丁目6番11―603号
林鴻清（安井清子）　昭和42年7月15日生
住所　奈良県香芝市穴虫3080番地の9
金南浩　昭和37年2月23日生
住所　愛知県西加茂郡三好町大字三好字天王61番地の8
紀明岳　昭和33年11月11日生
林紆吝　昭和34年7月21日生
紀輔　平成元年9月12日生
紀智慶　平成4年9月22日生
住所　埼玉県狭山市大字南入曽394番地の2
周瑞伊　昭和33年11月14日生
住所　神奈川県伊勢原市石田838番地
ジミー・ニシ・ロペス　昭和30年10月23日生
住所　大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目9番6号
河敬淑　昭和30年4月25日生
チョン・ミサト　昭和62年8月10日生
住所　東京都目黒区青葉台4丁目5番5号
ロンバルディ・アンドレア　昭和45年11月6日生
住所　東京都台東区上野桜木2丁目1番9号
陳凱　昭和41年5月6日生

○法務省告示第十七号

山形県東田川郡三川町役場保存の次の一の除籍の全部及び二の除籍の一部が滅失した。

平成七年二月十日　法務大臣　前田　勲男

一　山形県東田川郡三川町大字押切新田字豊秋八十番地　柴田　孝一
同町大字横山字土横百三十七番地　須藤　信雄
同町大字横山字横山百四十四番地の一内二　飯野藤一郎
同町大字横山字横山二百五十四番地　飯野　重雄
二　山形県東田川郡三川町大字青山百七十七番地　小川　二郎
同町大字押切新田字街道表二十二番地　五十嵐喜一郎
同町大字押切新田字街道表百八十七番地　村瀬　哲夫
同町大字押切新田字下川原百五十一番地　成澤石之巻
同町大字押切新田字下川原百四十八番地の一　小林　弘
同町大字押切新田字豊秋十一番地　近藤　金作
同町大字神花字天神堂十七番地　今野作治郎
同町大字神花字天神堂四十二番地　安達　賢五
同町大字助川字北畑五十五番地　三浦作治郎
同町大字善阿弥五十番地　遠藤　芳雄
同町大字堤野字堀田三十七番地　三浦　繁雄
同町大字成田新田甲三十五番地　鈴木　敏夫
同町大字成田新田字内島野二百五番地　工藤　藤一
同町大字横山字横山五十七番地の五　大川　興吉
同町大字横山字横山五十七番地の七　志藤　喜一
同町大字横山字横山七十一番地　上野　政男
同町大字横山字横山百四十二番地の五　荒浪　勝雄

○法務省告示第十八号

熊本県下益城郡小川町役場備付けの次の戸籍が滅失した。

平成七年二月十日　法務大臣　前田　勲男

熊本県下益城郡小川町大字河江三百一番地　園田　博
同町大字河江三百五番地　庄田　正實
同町大字河江三百八番地　齋藤　監二
同町大字河江三百八番地　田中　鶴男
同町大字河江三百八十七番地　寺浦　齊
同町大字河江三百八十八番地　園村　永藏
同町大字河江三百八十八番地　園村　敬一
同町大字河江三百八十八番地　園村　永一
同町大字河江三百八十八番地　園村　敬二
同町大字南小川五百五十六番地　磯野　辰喜
同町大字南小川五百五十六番地　磯野キヨミ
同町大字南小川五百五十六番地　吉川　進
同町大字南小川五百五十六番地　吉川　豊
同町大字南小川五百五十九番地　土井　清
同町大字南小川五百五十九番地　土井　清造
同町大字南小川五百五十九番地　土井　清昭
同町大字南小川五百五十九番地　土井龍太郎

○法務省告示第十九号

京都市南区役所備付けの次の戸籍が滅失した。

平成七年二月十日　法務大臣　前田　勲男

京都府京都市南区八条源町百七番地　大東　舜一

○法務省告示第二十号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第二十四条の二第一項、第二十五条第一項ただし書及び第二十六条第一項ただし書の各規定に基づき、次の登記所を指定し、平成七年二月二十日から施行する。

平成七年二月十三日　法務大臣　前田　勲男

水戸地方法務局那珂湊出張所

○法務省告示第　十　号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成七年二月十三日　法務大臣　前田　勲男

住所　神戸市垂水区桃山台7丁目5番地の32
張偉　昭和23年9月19日生
住所　横浜市中区本牧満坂125番地
徐炳植　昭和8年8月15日生
厲桂蘭　昭和12年7月3日生
徐恵美　昭和40年5月9日生
徐恵莉　昭和42年9月26日生
住所　埼玉県川口市芝新町4番28号
朱建賢（日野健）　昭和37年10月22日生
住所　神戸市須磨区南落合4丁目1番183―304号
金浩一（武村浩一）　昭和37年3月6日生
住所　横浜市保土ヶ谷区星川　丁目1番312号
曹華福　昭和21年6月30日生
曹禄春　昭和51年3月15日生
住所　札幌市北区麻生町　丁目5番5号
曹星児　昭和49年9月13日生
住所　横浜市金沢区寺前　丁目2番30号
程美代（豊田美代）　昭和2年5月15日生
程宗英（豊田たかし）　昭和33年8月22日生
住所　神戸市北区藤原台北町6丁目9番2号
任龍弘（徳山竜弘）　昭和27年2月3日生
丁愛順（徳山愛子）　昭和31年11月19日生
任祐佳利（徳山祐佳利）　昭和55年11月8日生
任剛史（徳山剛史）　昭和58年2月28日生
任武陽（徳山武陽）　平成元年7月21日生
住所　和歌山市小松原5丁目2番18号
李昌南（栗山南子）　昭和24年8月18日生
住所　埼玉県朝霞市北原2丁目2番地の4
梁海順（夏山二美江）　昭和29年3月14日生
曹洸子（夏山洸子）　昭和55年1月11日生
住所　神戸市灘区岩屋北町7丁目1番10号
呉委代子（安田委代子）　昭和39年7月11日生
住所　大阪市西区阿波座　丁目10番7―1001号
張鳳英（津田美智栄）　昭和23年11月24日生
住所　和歌山県有田市初島町浜1541番地の68
劉富暉（川口ゆき）　昭和23年12月1日生
住所　千葉県市川市大洲3丁目15番21号
王世誠（大瀬裕久）　昭和37年8月10日生
住所　横浜市磯子区滝頭3丁目3番20号
兪小玉　昭和23年5月8日生
住所　名古屋市緑区大高町字一色山44番地
朴英美（山下英美）　昭和37年6月30日生
住所　東京都目黒区柿の木坂3丁目9番23号
千徳秀（宇野徳秀）　昭和38年8月12日生
住所　神戸市中央区北野町3丁目5番14号
胡博弘　昭和12年2月23日生
胡清子（劉清子）　昭和17年12月16日生
胡正仁　昭和46年6月23日生
住所　奈良県橿原市見瀬町138番地
辛仁奎（植田仁奎）　昭和28年7月19日生
宋善子（植田善子）　昭和29年5月11日生
辛祐樹（植田祐樹）　昭和55年11月11日生
住所　千葉県浦安市猫実1丁目18番19号
ロウェンナ・メンドーザ・レスエロ　昭和36年5月3日生
住所　東京都中央区勝どき6丁目5番6―806号
武輔平　昭和40年6月19日生
住所　東京都練馬区南田中5丁目25番23―304号
武鋭平（森田鋭治）　昭和45年7月4日生
住所　神戸市中央区中山手通4丁目17番6―301号
王麗華（池田麗華）　昭和31年11月9日生
住所　岡山市平田327番地の16
河英好（河本英好）　昭和16年5月23日生
閔時子（河本時子）　昭和19年8月30日生
河智恵（河本智恵）　昭和44年5月3日生
河友美（河本友美）　昭和48年11月8日生
住所　大阪府和泉市和気町2丁目3番4―911号
孔麗信　昭和30年4月8日生
陳麗虹　昭和37年3月9日生
孔維昱　平成2年5月10日生
孔維音　平成5年7月6日生
住所　横浜市神奈川区西寺尾2丁目6番19号
イマヌエル・イソザキ・アラルコン　昭和23年5月21日生
住所　東京都墨田区立花5丁目4番4号
鄭順相（神田一郎）　大正9年4月26日生
曹真淑（神田よし子）　大正14年3月11日生
住所　東京都墨田区文花2丁目7番2―104号
鄭宗和（神田和夫）　昭和22年5月27日生
呉初美（神田初美）　昭和26年7月6日生
鄭正輝（神田正輝）　昭和49年8月27日生

貴立坤 昭和38年10月24日生

○法務省告示第十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国アリゾナ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格に関する同条の規定による承認をした。

平成七年二月八日

法務大臣 前田 勲男

氏名 マーク・ミルトン・ルービナー
生年月日 千九百四十八年十二月二日
国籍 アメリカ合衆国

○法務省告示第十五号

高松法務局に備えてあった香川県高松市八坂町壱番壱参の土地の登記簿が滅失した。

滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、平成七年二月八日から平成七年五月八日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならない。

平成七年二月八日

法務大臣 前田 勲男

○法務省告示第十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成七年二月九日

法務大臣 前田 勲男

住所 山梨県東八代郡石和町小石和130番地の7
鄭富三（村上富三） 昭和27年7月22日生
崔正子（村上正子） 昭和26年5月8日生
鄭達子（村上達子） 昭和54年3月30日生
鄭尊司（村上尊司） 昭和57年10月12日生
住所 埼玉県大宮市寿能町2丁目195番地の1
呉聖福（名古屋福治） 昭和24年8月16日生
住所 群馬県桐生市梅田町4丁目6861番地2
サペンスック・ケオヤノウ（森島光恵） 昭和48年3月18日生
住所 東京都江戸川区西葛西8丁目15番4－810号
邱寶建 昭和27年1月22日生
林慧 昭和28年6月19日生
邱笑天 昭和54年4月25日生
住所 東京都板橋区坂下2丁目10番3－324号
曾貞心（瀧沢貞子） 昭和28年3月14日生
住所 愛知県豊川市金屋本町2丁目24番地
金由美（内藤由美） 昭和41年2月7日生
住所 北九州市若松区用勺町31番11号
柳吉大（柳正雄） 昭和23年5月26日生
住所 北九州市小倉北区貴船町13番7号
李和敏（木下和敏） 昭和38年4月23日生
住所 大阪府東大阪市御厨南2丁目1番37号
金弓基（清水弓恵） 昭和43年11月24日生
住所 和歌山県那賀郡粉河町大字猪垣12番地の17
李朋子（上利朋子） 昭和45年12月16日生
住所 東京都品川区西大井1丁目4番15－1414号
李洪助（江本洪助） 昭和17年4月14日生
住所 東京都荒川区東日暮里4丁目21番6－401号
洪由美（中村由美） 昭和37年5月16日生
金良子（中村良子） 昭和61年5月28日生
住所 大阪府東大阪市高井田元町2丁目6番6号
李八重子（木村八重子） 昭和40年3月5日生
住所 京都市右京区西院日照町43番地
金政雄（金森政雄） 昭和16年10月9日生
鄭美子（金森美子） 昭和19年8月31日生
金満弘（金森満弘） 昭和45年5月27日生
金満正（金森満正） 昭和47年6月6日生
金満秀（金森満秀） 昭和48年6月10日生
金満紀（金森満紀） 昭和50年8月7日生
住所 東京都大田区多摩川1丁目35番9号
陳三代（泉川三代） 昭和37年3月6日生
住所 神戸市長田区萩乃町3丁目6番14号
李ルミ子（高見由美子） 昭和37年7月23日生
住所 神戸市中央区元本町通5丁目1番5－201号
金業夫（山本業夫） 昭和20年8月5日生
安廣子（山本広子） 昭和24年5月6日生
金智江（山本智江） 昭和48年11月21日生
金由美子（山本由美子） 昭和49年11月25日生
金健一（山本健一） 昭和51年9月25日生
住所 静岡県榛原郡榛原町仁田312番地の1
崔正一（山本正一） 昭和29年3月4日生
住所 大阪府三島郡島本町大字山崎18番地
崔哲平（山本哲平） 昭和55年3月8日生
崔道子（山本道子） 昭和57年6月12日生
住所 三重県鈴鹿市安塚町1350番地の84
文英人（藤本英人） 昭和40年2月14日生
住所 京都市右京区山ノ内赤山町11番地の11
尹昌子（岩永晶子、尹晶子） 昭和15年11月15日生
住所 千葉県柏市逆井1668番地の231
邸秀卿（公文秀卿） 昭和31年2月2日生
住所 大阪府堺市高砂町2丁43番地の2
張明世（時任明世） 昭和27年3月18日生
張劍（藤崎劍） 昭和55年1月16日生
張元明（藤崎元明） 昭和57年5月24日生
住所 愛知県小牧市外堀1丁目201番地
金東旭（水谷辰男） 昭和14年12月28日生
住所 名古屋市北区水草町2丁目60番地の2
朱正智（太田正智） 昭和51年2月24日生
住所 東京都大田区東糀谷町37番2号
李淑炯 昭和23年1月8日生
張宇 昭和52年5月8日生
住所 千葉県浦安市富士見3丁目9番2－403号
陳道欣 昭和19年4月29日生
住所 山形市飯田西3丁目1番14－402号
黄徳臣 昭和39年7月21日生
住所 名古屋市港区名港2丁目9番19号
馬在敏（木村敏吉） 明治43年6月3日生
住所 東京都足立区千住仲町44番1号
周芸華 昭和29年1月3日生
住所 大阪府堺市北花田町2丁38番地
金美子（堀内美子） 昭和37年1月21日生
住所 東京都新宿区大久保1丁目4番7号
李光訓（鹿島光訓） 昭和42年11月26日生
住所 山口県下関市みもすそ川町24番9号
白幸子（中村幸子） 昭和16年6月15日生
住所 愛知県小牧市藤島1丁目6番地
金美枝（舩上美枝） 昭和40年5月23日生
住所 愛知県春日井市田楽町1781番地の3
黄明弘（岡本明弘） 昭和44年7月12日生
住所 東京都目黒区柿の木坂1丁目34番21号
高瑞子（高見瑞子） 昭和33年9月12日生
住所 東京都葛飾区西亀有3丁目18番2－104号
黄莉（橋本莉恵） 昭和43年10月30日生
住所 埼玉県戸田市本町4丁目2番21－605号
郭周一（岩谷周一） 昭和31年8月21日生
住所 京都市南区西九条横町64番地
梁昌秀（良川昌秀） 昭和23年12月14日生
宋光子（良川光子） 昭和24年3月12日生
梁敬美（良川敬美） 昭和48年12月5日生
梁辰明（良川辰明） 昭和51年5月20日生
梁裕治（良川裕治） 昭和54年10月15日生
住所 三重県四日市市日永西1丁目29番39号
秦大眞（橋本二郎） 昭和12年12月7日生
宋順幸（橋本順子） 昭和18年4月22日生
秦龍巳（橋本龍巳） 昭和52年1月26日生
秦和幸（橋本和幸） 昭和53年9月19日生
住所 東京都北区赤羽南1丁目21番3－301号
伊鴻（武藤美雪） 昭和38年12月26日生
住所 東京都中野区中央4丁目1番6号
韓絹子（西原久美子） 昭和29年2月8日生
住所 東京都三鷹市上連雀2丁目18番31号
韓智子（西原智子） 昭和30年8月14日生
住所 東京都杉並区阿佐谷北2丁目29番6号
韓美千子（西原美千子） 昭和32年6月6日生
住所 大阪府東大阪市玉串元町2丁目11番53－1119号
呉元泰（山本元泰） 昭和33年2月19日生
住所 大阪市鶴見区横堤1丁目11番126号
白和雄（白石和雄） 昭和21年12月22日生
宋幸子（白石幸子） 昭和17年9月28日生
白弥生（白石弥生） 昭和44年8月15日生
白善志（白石善志） 昭和46年2月20日生
白善之（白石善之） 昭和56年5月10日生
住所 大阪府大東市中垣内1丁目12番14号
金寿子（鍋倉寿子） 昭和31年9月29日生
住所 大阪府富田林市錦ヶ丘町6番4－904号
金知子（中村知子） 昭和44年2月7日生
住所 大阪府堺市鳳和町1丁34番地
李甲守（池田文子） 昭和10年3月31日生
住所 大阪府東大阪市西石切町5丁目2番16－313号
梁泰恩（梁川泰恩） 昭和37年11月1日生
住所 大阪府東大阪市若江本町4丁目10番4号
洪宗浩（徳山宗浩） 昭和40年8月9日生
住所 大阪府門真市城垣町24番15号
李泰（高山泰） 昭和40年5月28日生
住所 大阪市中央区高津3丁目5番8号
金希蓉（柳希蓉） 昭和42年6月15日生
住所 千葉県習志野市袖ヶ浦1丁目29番1－902号
郭民子（高野民子） 昭和40年4月2日生
住所 三重県四日市市鵜の森2丁目7番21号
曹久美（山室久美） 昭和42年10月7日生
住所 東京都品川区南品川5丁目16番17－503号
朴観穂（城野観穂） 昭和38年5月5日生
住所 福岡市東区香住ヶ丘2丁目16番41号
金満利子（木村満利子） 昭和37年4月14日生
住所 福岡県糟屋郡古賀町千鳥1丁目3番5－105
金祥子（末永祥子） 昭和38年10月22日生

住所　東京都港区三田1丁目3番28号
黄慶順（石井慶恵）昭和27年1月28日生
住所　神奈川県横須賀市上町2丁目46番地16
鄭珣　昭和42年7月29日生
住所　東京都杉並区梅里2丁目19番4号
鄭幼娟　昭和38年6月20日生
住所　埼玉県与野市鈴谷7丁目2番20―104号
鄭紀子（池山紀子）昭和42年9月24日生
住所　東京都新宿区市谷加賀町2丁目3番2号
孫暁明（西原平一）昭和25年9月30日生
住所　岡山県倉敷市福田町広江1482番地の19
安安弘（安田弘）昭和18年4月15日生
高貞子（安田貞子）昭和17年11月17日生
安早苗（安田早苗）昭和45年10月30日生

○法務省告示第十三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成七年二月七日

法務大臣　前田　勲男

住所　横浜市金沢区六浦1丁目21番29号
李永宣（梅原裕宣）昭和26年9月25日生
住所　奈良県香芝市穴虫3131番地の87
李貞善（新井静子）昭和37年3月16日生
住所　神戸市垂水区青山台6丁目1番8―371号
李由香（渡真利由香）昭和44年5月23日生
住所　埼玉県三郷市彦成1丁目105番地
曹徳志（大場洋一）昭和45年11月15日生
住所　東京都世田谷区下馬3丁目40番8号
サワク・マドン（真谷清一）昭和34年11月16日生
住所　大阪市平野区長吉出戸2丁目25番23―403号
宋善章（石山善章）昭和37年10月11日生
住所　神戸市西区持子2丁目67番地
盧昌辰（光山昌辰）昭和41年3月2日生
住所　愛知県半田市岩滑高山町2丁目27番地
金弓子（知念弓子）昭和40年2月7日生
住所　岐阜市今嶺4丁目2番26号
金相鎬（普山相鎬）昭和29年11月25日生
金鎬一（普山鎬一）昭和56年8月22日生
金鎬二（普山鎬二）昭和59年4月18日生
住所　大阪市阿倍野区文の里2丁目10番7号
金辛玉（藤本鈴子）昭和7年2月21日生
文尚俊（藤本尚俊）昭和33年9月3日生
住所　大阪市西成区橘2丁目6番23号
朴占斗（山元良子）大正12年2月27日生
姜三津枝（山元三津枝）昭和18年3月11日生
住所　大阪市西成区橘2丁目6番23号
姜世権（山元世権）昭和22年1月1日生
住所　大阪市中央区森ノ宮中央2丁目9番15号
金泰秀（牧野泰秀）昭和40年8月29日生
金洋子（牧野洋子）昭和45年10月31日生
住所　大阪府堺市神石市之町11番22号
羅京子（谷口京子）昭和29年4月11日生
住所　大阪府高石市千代田5丁目18番16号
李良順（渡辺和子）昭和23年1月11日生
住所　山口県下関市清末中町1丁目7番12号
李鳳基（田中基一）昭和27年7月16日生
住所　徳島県阿南市住吉町中筋138番地5
高信道（須田信道）昭和44年2月24日生
住所　滋賀県甲賀郡石部町大字石部2010番地の1
李辰雄（国本辰雄）昭和27年10月24日生
住所　仙台市若林区新寺2丁目1番1―802号
金美恵（葛岡美恵）昭和37年10月3日生
住所　横浜市鶴見区本町通1丁目11番地
崔千余子（小林千余子）昭和33年2月17日生
住所　東京都立川市若葉町4丁目25番地の1
張根元　昭和37年5月13日生
何慧　昭和38年4月13日生
張慧莉　平成4年3月27日生
住所　静岡県浜松市中沢町7番3号
劉秋鼎　昭和31年9月18日生
陳碧雲　昭和33年11月12日生
劉芝吟　平成2年10月1日生
住所　大阪府高槻市滝之江町2丁目13番25号
陳美恵　昭和38年12月23日生
住所　山梨県中巨摩郡甲西町東南湖242番地8
邱瑞姿（水島姿）昭和36年8月10日生
住所　東京都板橋区栄町32番5―1022号
林雪貞（兼子雪貞）昭和39年8月6日生
住所　東京都北区志茂5丁目2番3号
荘千恵（小池千恵）昭和40年4月6日生
住所　大阪市旭区新森7丁目16番12号
林文質　昭和23年9月10日生
住所　東京都清瀬市元町1丁目3番3―205号
李相光（竹原相光）昭和27年4月1日生
柳静枝（竹原静枝）昭和32年7月19日生
李秀俊（竹原秀俊）昭和57年9月26日生
李明世（竹原明世）昭和60年12月10日生
住所　埼玉県所沢市小手指町4丁目9番地8
許鋼文（伊藤美智子）昭和47年7月5日生
住所　大阪市西区新町3丁目15番11―903号
孫穂松　昭和29年8月8日生
于明珍　昭和29年11月29日生
孫茂鋒　昭和56年8月4日生
孫沙鋒　昭和60年3月20日生
住所　千葉県花見川区花見川1番8棟206号
許世紅　昭和43年4月19日生
住所　東京都文京区千石1丁目5番14号
丁仁守（朝野仁蔵）昭和38年8月16日生
住所　東京都文京区白山2丁目29番6―402号
丁仁福（朝野永一）昭和36年12月10日生
住所　神戸市須磨区西落合4丁目1番243―303号
徐光子（中嶋光子）昭和45年2月18日生
住所　神戸市須磨区行幸町3丁目3番15号
尹敏夫（坂平敏夫）昭和32年2月15日生
住所　名古屋市中川区篠中町94番地
李在豪（岩本宣和）昭和44年11月5日生
住所　名古屋市中川区篠中町94番地
李弥和（岩本弥和）昭和47年9月20日生
住所　名古屋市西区宝地町39番地の9
文恵美子（伊藤恵美子）昭和25年3月30日生
住所　名古屋市西区宝地町39番地の9
文和子（伊藤和子）昭和27年6月25日生
住所　東京都足立区神明2丁目4番3号
閔利全（山村利雄）昭和41年1月22日生
裴賢芝（中須賀佐代）昭和31年10月11日生
閔誠（山村誠）平成2年2月12日生
住所　秋田県平鹿郡大森町袴形字砂間内32番地
呉恵順　昭和37年3月26日生
住所　大阪府守口市梶町4丁目82番6号
慎鋪雙（大塚秀雄）昭和7年2月1日生
住所　大阪市平野区加美北5丁目9番6―206号
朱引祥（富永美歌）昭和38年6月15日生
住所　神戸市西区樫野台1丁目20番地の6
李良文（宮本良文）昭和32年12月28日生
住所　兵庫県西宮市高須町2丁目1番32―825号
金眞智子（松島真智子）昭和36年1月20日生
住所　兵庫県尼崎市富松町3丁目20番34号
高京良（山本京美）昭和39年12月10日生
住所　広島市東区牛田新町2丁目2番6―504号
金泰俊（千原泰俊）昭和36年2月13日生
住所　東京都足立区江北7丁目12番1―404号
富珂（吉沢明美）昭和49年11月10日生
富静（吉沢美穂）昭和54年8月30日生
住所　兵庫県西宮市前浜町3番25―104号
金浩成（金本浩成）昭和36年6月25日生
住所　神戸市須磨区妙法寺字円満林2番地の39
金司（金岡司）昭和32年9月11日生
金永子（金岡永子）昭和32年9月29日生
金渉（金岡渉）昭和61年1月20日生
住所　石川県七尾市万行町2部58番地の8
高徳三（鶴本徳造）昭和28年11月22日生
高大介（鶴本大介）昭和55年2月5日生
高太郎（鶴本太郎）昭和57年6月11日生
高竜大（鶴本竜大）昭和59年4月14日生
住所　石川県七尾市万行町2部72番地の16
金正石（吉本正石）昭和28年2月20日生
高清恵（吉本清恵）昭和31年2月28日生
金優希（吉本優希）昭和59年8月9日生
金優香（吉本優香）昭和61年4月15日生
住所　大阪府藤井寺市沢田1丁目66番地の10
李京子（近藤京子）昭和27年4月18日生
住所　東京都江東区辰巳1丁目10番65―505号
荒木梅子　昭和16年12月28日生
住所　東京都杉並区和田3丁目9番12号
カズト・ヨシオカ（吉岡一人）大正14年12月1日生
住所　大阪府高槻市出丸町4番48号
張兆慧（渋谷兆慧）昭和30年7月1日生
住所　広島市南区東雲本町3丁目7番29―202号
河英俊（河田英俊）昭和39年4月2日生
住所　横浜市港北区勝田町266番地の1
徐瑞江（南勝）昭和32年6月27日生
趙麗（平田麗香）昭和36年11月21日生
徐進（南裕司郎）昭和61年12月11日生
住所　横浜市緑区台村町332番地
朴封洋（手塚洋）昭和40年1月18日生
住所　三重県上野市愛宕町2916番地の4
南秀旺　昭和19年6月16日生
金東南（南波子）昭和24年1月19日生
南佐知恵　昭和50年11月7日生
南公祐　昭和52年5月21日生
住所　石川県金沢市三口新町3丁目21番16号
南香織　昭和48年1月12日生
住所　東京都三鷹市深大寺1丁目15番1号
崔寶行　平成6年5月26日生
住所　東京都世田谷区南烏山6丁目28番10号
鄭泉真　昭和32年10月26日生

○法務省告示第十号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第二十四条の　第　項、第二十五条第一項ただし書及び第二十六条第一項ただし書の各規定に基づき、次の登記所を指定し、平成七年四月一日から施行する。

平成七年二月一日　法務大臣　前田　勲男

東京法務局武蔵野出張所
同　田無出張所
横浜地方法務局藤沢支局
同　厚木支局
同　平塚出張所
浦和地方法務局草加出張所
水戸地方法務局土浦支局
新潟地方法務局長岡支局
名古屋法務局春日井支局
同　岡崎支局
同　小牧出張所
岐阜地方法務局
同　大垣支局
同　羽島出張所
山口地方法務局
同　下関支局
鳥取地方法務局
同　米子支局
松江地方法務局
福岡法務局筑紫支局
佐賀地方法務局
長崎地方法務局佐世保支局
青森地方法務局八戸支局
函館地方法務局
高知地方法務局

○法務省告示第十一号

不動産登記法第百五十一条ノ二第一項の規定により富山地方法務局を同項の登記所に指定する。
この指定は、平成七年二月九日から効力を生ずる。

平成七年二月二日　法務大臣　前田　勲男

○法務省告示第十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成七年二月三日　法務大臣　前田　勲男

住所　東京都新宿区市谷加賀町2丁目5番10号
陳怡燕　昭和38年9月9日生
住所　千葉県香取郡東庄町神田145番地
曾美玉（菅谷洋子）昭和21年5月29日生
住所　東京都江東区亀戸7丁目57番8－201号
徐瑞珠　昭和38年2月12日生
住所　東京都大田区大森北1丁目16番12－906号
呉秀子（中村秀子）昭和15年9月21日生
住所　京都府向日市上植野町東返8番地の10
阮明玉（田中明玉）昭和38年9月22日生
住所　兵庫県高砂市曽根町384番地8
梁君玉（松本貴美子）昭和34年5月6日生
住所　高知市仁井田2164番地7
李玉子（竹村玉子）昭和25年3月17日生
住所　東京都北区岩淵町10番1号
王妙蘭（小山文子）昭和35年3月18日生
住所　東京都昭島市福島町　丁目6番17号
姜福男（川鍋福男）大正15年1月31日生
住所　東京都葛飾区堀切5丁目25番11号
姜正男（杉本康雄）昭和23年3月16日生
姜理恵（杉本理恵）昭和51年4月6日生
姜友理（杉本友理）昭和55年10月28日生
住所　岐阜県郡上郡和良村大字沢797番地の1
スチラ・エリカ・チカミ（大澤エリカ）昭和39年8月24日生
住所　東京都日野市旭が丘6丁目2番地の5
ヘンリー・アレックスサンダー・スチュアート
昭和16年6月7日生
住所　東京都板橋区成増5丁目19番5－211号
蕭秀珍（福田秀珍）昭和27年1月5日生
住所　北海道帯広市西18条南5丁目7番地195
イシドラ・ピカルド・ドウミ（道見小百合）昭和44年5月15日生
住所　長野市三輪9丁目41番15号
矢澤弘子　昭和21年8月22日生
崔早和子（矢澤早和子）昭和43年7月6日生
住所　静岡県伊東市荻499番地の301
河淑子（朋川淑子）昭和28年12月6日生
住所　兵庫県尼崎市尾浜町2丁目8番26号
朴松子（三原松子）昭和32年8月23日生
住所　兵庫県揖保郡御津町朝臣118番地の22
林勝雄　昭和39年8月2日生
住所　東京都練馬区中村北2丁目12番1－509号
李宏蓁（難波蓁子）昭和43年3月26日生
住所　大阪府八尾市竹渕2丁目63番地
李忠一（水田忠一）昭和19年8月3日生
朴春自（水田春子）昭和20年3月1日生
住所　大阪府東大阪市大蓮南2丁目20番4号
朴明（新井明）昭和31年5月18日生

住所　茨城県取手市新取手1丁目46番15号
鄭昌秀（川村昌秀）昭和33年1月17日生
住所　東京都大田区東雪谷6丁目9番1－905号
鄭磊（井上洋）昭和28年5月11日生
侯素燕（井上燕子）昭和31年10月24日生
鄭曄涵（井上曄涵）昭和57年6月1日生
鄭曄洋（井上洋子）昭和61年9月11日生
住所　神戸市西区糀台4丁目13番地の5
金晴美（中川晴美）昭和41年12月24日生
住所　埼玉県入間市大字下藤沢1143番地
エリサ・エイコ・イシカワ（オニザワ・エリサ・エイコ）昭和43年11月29日生
住所　東京都調布市国領町6丁目21番地5
鄭慶子（鈴木慶子）昭和35年4月29日生
住所　東京都品川区北品川2丁目11番8号
林冰（久保冰）昭和35年10月21日生
住所　東京都大田区北馬込2丁目26番10号
李栄姫（上野栄姫）昭和31年5月28日生
住所　東京都足立区竹の塚6丁目7番2－401号
梁燕（野原優美）昭和44年7月4日生
住所　京都府綴喜郡田辺町大字河原小字神谷69番地
崔英花（大倉英花）昭和26年4月13日生
洪敬順（大倉敬子）昭和50年9月25日生
洪鳳善（大倉和枝）昭和52年6月22日生
洪一成（大倉一成）昭和54年9月10日生
住所　北九州市八幡西区西鳴水2丁目1番19号
鄭幸治（清沢幸治）昭和42年9月2日生
住所　北九州市門司区高砂町7番5－301号
鄭博美（清沢博美）昭和44年12月8日生
住所　和歌山県橋本市岸上183番地
朱偉（中岡偉佐子）昭和27年3月22日生
住所　岐阜県土岐市妻木平成町4丁目14番地
鄭哲雯（山崎哲也）昭和31年7月22日生
住所　奈良県北葛城郡當麻町大字長尾316番地の62
金幸治（金森幸治）昭和40年12月13日生
住所　東京都荒川区荒川1丁目31番6号
范暁慧　昭和43年9月26日生
住所　熊本市東町3丁目6番20－7号
任瑞秋（柏木秋子）昭和21年10月30日生
孫喆（柏木哲）昭和53年10月23日生
住所　神戸市北区緑町5丁目14番16号
徐秦月（千田順子）昭和14年6月14日生
千順一（千田順一）昭和36年3月2日生
千浩次（千田浩次）昭和37年7月10日生

住所　三重県津市上浜町4丁目49番地
梁清恵（福田清恵）昭和45年11月6日生
住所　東京都江戸川区一之江町3010番地
康高日（岡本高日）昭和46年8月12日生
住所　東京都江戸川区西篠崎2丁目26番5号
朴孝眞（新井孝万）昭和22年4月8日生
住所　東京都世田谷区赤堤1丁目29番11号
金奈美子（安谷奈美子）昭和39年5月10日生
住所　東京都江戸川区松本1丁目3番13号
金玉龍（服部龍治）昭和36年5月24日生
住所　大分市岩田町1丁目12番1号
李秦相（大上秦相）昭和26年6月5日生
住所　大阪市西成区北津守4丁目10番31号
呉文啓（大村文啓）昭和31年6月21日生
金晴美（大村晴美）昭和36年11月23日生
呉美華（大村美華）昭和61年10月6日生
呉進平（大村進平）昭和63年3月18日生
呉彩華（大村彩華）平成3年11月3日生
住所　大阪府池田市姫室町12番15号
胡彬　昭和38年1月15日生
劉淑英　昭和38年9月6日生
胡盈　平成4年3月2日生
住所　大阪府東大阪市布市町4丁目8番35－607号
徐龍鶴（中山龍三）昭和27年7月18日生
住所　大阪市生野区生野西3丁目14番12号
李元文（白木元文）昭和20年9月23日生
住所　大阪府富田林市若松町4丁目8番2－307号
李美佐枝（松本美佐枝）昭和31年5月5日生
住所　大阪府松原市西大塚2丁目4番17号
高聖子（吉田聖子）昭和36年7月11日生
住所　大阪府羽曳野市高鷲10丁目22番4号
鄭志保（富永志保）昭和44年9月11日生
住所　大阪市東成区大今里西1丁目19番3号
呉允子（坂本允子）昭和35年1月12日生
住所　福岡市東区千早2丁目5番21－8147号
朴理子（山下理子）昭和30年10月4日生
住所　神戸市垂水区神陵台6丁目7番247号
桑栄芳（山本栄）昭和26年5月11日生
鄭鳳華（山本美子）昭和27年3月5日生
桑艶麗（山本艶子）昭和56年6月6日生
住所　佐賀県小城郡三日月町大字長神田1869番地4
鄭敏恵（沢野敏恵）昭和40年4月26日生
住所　愛知県愛知郡長久手町戸田谷118番地
アンドレア・ガブリエラ・タマシロ（玉城明美）昭和42年2月12日生

○環境庁 通商産業省 告示第一号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十四年環境庁、通商産業省告示第一号（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第三条第一項の規定に基づく同項第一号から第三号に掲げる事項）の一部を次のように改正し、平成七年三月二十日から施行する。

平成七年二月十五日

環境庁長官　宮下　創平
通商産業大臣　橋本龍太郎

第1　(5)の次に次のように加える。

(6)　議定書附属書CのグループⅠに属する物質
（ハイドロクロロフルオロカーボン）

期　　　間	消費量
1996年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	6,003
2004年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	3,902
2010年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	2,101
2015年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	600
2020年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	30
2030年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	0

(7)　議定書附属書CのグループⅡに属する物質
（ハイドロブロモフルオロカーボン）

期　　　間	生産量	消費量
1996年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	0	0

(8)　議定書附属書EのグループⅠに属する物質
（臭化メチル）

期　　　間	生産量	消費量
1995年1月1日に始まる12箇月の期間及びその後の各12箇月の期間	3,939	4,275

第2及び第3中「及び指定物質」を削り、「第3の5」を「第3の6」とし、「第3の4」を「第3の5」とし、「第3の3」を「第3の4」とし、「第3の2」の次に次を加える。

3　附属書Cのグループ　に関する物質については、次に掲げる事項を確保するよう適切な配慮を行う。

(a)　より環境に適切な他の代替物質又は代替技術が利用可能でない場合に限って使用すること。

(b)　人命又は人の健康を保護するための極めて限られた場合を除くほか、附属書A、附属書B及び附属書Cに掲げる物質が現在使用されている用途以外の用途に使用しないこと。

(c)　オゾンの破壊を最小限にするように、かつ、他の環境、安全及び経済上の考慮にも適合するように使用の際に選択すること。

た海域（大阪湾(イ)）

8　兵庫県神戸市妙法寺川河口右岸、同地点と同地点から南500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から東5,700mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南東方12,600mの地点（北緯34度32分42秒、東経135度16分54秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南南東方9,000mの地点（北緯34度27分52秒、東経135度18分11秒）を結ぶ線、同地点と大阪府貝塚市近木川河口左岸を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域であって　大阪湾(イ)に係る部分を除いたもの　大阪湾(ロ))

9　和歌山県和歌山市田倉崎と兵庫県淡路島生石鼻を結ぶ線、同島松帆崎と兵庫県明石市朝霧川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、大阪湾(イ)及び大阪湾(ロ)に係る部分を除いたもの（大阪湾(ハ)）

五の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字八六番の一六と八七番の一の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字八六番の一六と八七番の四の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字八六番の一六と八七番の七の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字八六番の二一と八七番の七の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字八六番の二と八七番の七の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字八六番の二と八七番の八の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字八六番の二と八七番の六の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み仙台市宮城野区中野字高松二四一番の一の南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字二四一番の一と二七〇番の二の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字二七〇番の一と二七〇番の二の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み仙台市宮城野区蒲生字町八〇番の四と八〇番の一二の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み仙台市宮城野区中野字高松二七一番の南西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同字二七一番と仙台市宮城野区蒲生字町八八番の一の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字八八番の一と八八番の二の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み七北田川左岸との交点に至り、同所から同所と起点を結ぶ直線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域

○環境庁告示第五号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、水質汚濁に係る環境基準のうち昭和四十六年環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）別表2の2のイに係るものについて水域類型等を次のとおり定めたので告示する。

平成七年二月二十八日　　環境庁長官　宮下　創平

別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）別表2の2のイに掲げる類型をいう。以下同じ。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標をそれぞれ同表の達成期間の欄及び暫定目標の欄に掲げるとおり定める。

別表

公共用水域が該当する全窒素、全燐に係る水質環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間	暫定目標（平成11年度）	備考
千葉港（別記1の水域）	海域IV	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 1.1mg／ℓ	東京湾水域
東京湾(イ)（別記2の水域）	海域IV	直ちに達成		東京湾水域
東京湾(ロ)（別記3の水域）	海域IV	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 1.4mg／ℓ 全燐 0.095mg／ℓ	東京湾水域
東京湾(ハ)（別記4の水域）	海域IV	直ちに達成		東京湾水域
東京湾(ニ)（別記5の水域）	海域III	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0.97mg／ℓ 全燐 0.067mg／ℓ	東京湾水域
東京湾(ホ)（別記6の水域）	海域II	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0.62mg／ℓ 全燐 0.044mg／ℓ	東京湾水域
大阪湾(イ)（別記7の水域）	海域IV	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 1.2mg／ℓ	大阪湾水域
大阪湾(ロ)（別記8の水域）	海域III	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0.68mg／ℓ	大阪湾水域
大阪湾(ハ)（別記9の水域）	海域II	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0.42mg／ℓ 全燐 0.034mg／ℓ	大阪湾水域

(注) 1　千葉港及び大阪湾(イ)の全燐については、引き続き類型IVの基準値が、大阪湾(ロ)の全燐については、引き続き類型IIIの基準値が維持されるように努めるものとする。

2　備考中の東京湾水域及び大阪湾水域とは、それぞれ環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）別表の二のイ及びハに規定されている水域である。

3　別記1から9までに掲げる水域の範囲は、平成7年1月17日における行政区画その他の区域又は陸岸、防波堤その他のものによって表示されたものとする。

（別記）

1　久保田川河口右岸と同地点から北方3,000mの地点（北緯35度28分40秒、東経139度58分33秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北東方13,100mの地点（北緯35度34分17秒、東経140度3分48秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北北西方3,400mの地点（北緯35度36分3秒、東経140度3分12秒）を結ぶ線、同地点と千葉中央地区埋立地北西端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（千葉港）

2　木更津港旧軍用防波堤、同防波堤南端と同港防砂堤東端を結ぶ線、同防砂堤、木更津防波堤、同防波堤西端と千葉県君津地区埋立地北端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（東京湾(イ)）

3　菊田川河口左岸から陸岸に沿って東南東方430mの地点と同地点から南南西方2,200mの地点（北緯35度38分6秒、東経140度0分42秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南西方16,100mの地点（北緯35度30分58秒、東経139度54分36秒）を結ぶ線、同地点と同地点から西南西方16,600mの地点（北緯35度26分36秒、東経139度45分0秒）を結ぶ線、同地点と横浜市金沢区福浦三丁目南東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（東京湾(ロ)）

4　神奈川県横須賀市住友重機械工業追浜造船所敷地南東端と同市箱崎町北端を結ぶ線、同市吾妻崎と同市泊町北西端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（東京湾(ハ)）

5　東京湾第一海堡西端と神奈川県横須賀市旗山崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、千葉港、東京湾(イ)、東京湾(ロ)及び東京湾(ハ)に係る部分を除いたもの（東京湾(ニ)）

6　東京湾第一海堡西端と神奈川県横須賀市旗山崎を結ぶ線、神奈川県三浦市剣崎と千葉県館山市洲崎を結ぶ線及びこれらの線の間にある陸岸により囲まれた海域（東京湾(ホ)）

7　兵庫県神戸港和田岬灯台と同港第一防波堤西端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤東端と同港第一南防波堤北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と同県ポートアイランド埋立地（工事中の区域を含む。）南端を結ぶ線、同港第八防波堤、同防波堤東端と同地点から東北東方9,200mの地点（北緯34度40分8秒、東経135度21分21秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南東1,600mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南方12,200mの地点（北緯34度33分0秒、東経135度23分2秒）を結ぶ線、同地点と大阪府阪南港阪南四区北防波堤基部から同防波堤に沿って300mの地点を結ぶ線、同防波堤、同港阪南六区埋立地南端と同港阪南五区埋立地西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれ

○環境庁告示第一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十二条第一項の規定に基づき、知床国立公園に関する公園計画の一部を変更したので、同法第十三条第三項において準用する同法第十二条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境庁、北海道庁及び関係町役場に備え付けて供覧する。

平成七年二月二十一日

環境庁長官　宮下　創平

一　特別保護地区を次の区域とする。

北海道斜里郡斜里町内国有林清里営林署三三五林班、三三七林班、三四六林班から三七五林班まで及び三八一林班の全部並びに三一〇林班、三一一林班、三一三林班、三一五林班、三一七林班、三二八林班、三三〇林班から三三四林班まで、三三六林班、三三八林班、三四〇林班から三四五林班まで及び三七八林班から三八〇林班までの各一部

北海道斜里郡斜里町大字遠音別の一部

北海道目梨郡羅臼町内国有林標津営林署二四八林班及び二七二林班から二七五林班までの全部並びに二一〇林班、二一四林班、二一七林班、二二一林班、二二二林班、二二五林班、二三一林班、二三三林班から二三五林班まで、二三七林班、二四〇林班、二四二林班、二四三林班、二四五林班から二四七林班まで、二四九林班から二五四林班まで、二五九林班から二六三林班まで、二六五林班から二六七林班まで及び二六九林班から二七一林班までの各一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

二　第二種特別地域を次の区域とする。

北海道斜里郡斜里町内国有林清里営林署三二二林班の全部並びに三二三林班から三二五林班まで、三三一林班、三三二林班、三三四林班、三三六林班及び三三八林班から三四二林班までの各一部

北海道斜里郡斜里町大字遠音別の一部

北海道目梨郡羅臼町内国有林標津営林署二三〇林班、二三一林班及び二三三林班から二三五林班までの各一部

北海道目梨郡羅臼町湯の沢町の一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

三　第三種特別地域を次の区域とする。

北海道斜里郡斜里町内国有林清里営林署三一八林班、三二六林班及び三二九林班の全部並びに三一七林班、三一九林班から三二一林班まで、三二三林班、三二七林班、三二八林班、三三〇林班、三三二林班から三三四林班まで、三三六林班、三三八林班から三四一林班まで、三四三林班から三四五林班まで及び三八〇林班の各一部

北海道斜里郡斜里町大字遠音別の一部

北海道目梨郡羅臼町内国有林標津営林署二五五林班から二五八林班までの全部並びに二二九林班から二三一林班まで、二三五林班、二五二林班から二五四林班まで、二五九林班から二六六林班まで及び二六八林班から二七一林班までの各一部

北海道目梨郡羅臼町昆布浜及び瀬石の全部並びに相泊、北浜及び湯の沢町の各一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

四　乗入れ規制地域を次の区域とする。

北海道斜里郡斜里町内国有林清里営林署三一七林班から三二四林班まで、三二六林班、三二九林班及び三三九林班の全部並びに三一〇林班、三一一林班、三一三林班、三一四林班、三二五林班、三二七林班、三二八林班、三三〇林班から三三四林班まで、三三六林班、三三八林班、三四〇林班から三四五林班まで及び三七八林班から三八〇林班までの各一部

北海道斜里郡斜里町大字遠音別の一部

北海道目梨郡羅臼町内国有林標津営林署二三〇林班、二五五林班から二五八林班まで、二六四林班及び二六八林班の全部並びに二二四林班、二二五林班、二二九林班、二三一林班、二三三林班から二三五林班まで、二五二林班から二五四林班まで、二五九林班から二六三林班まで、二六五林班から二六七林班まで及び二六九林班から二七一林班までの各一部

北海道目梨郡羅臼町相泊、化石浜、崩浜、昆布浜、知床岬、瀬石、滝ノ下及び船泊の全部並びに北浜及び湯の沢町の各一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

（以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）

五　羅臼温泉集団施設地区に次のとおり整備計画区を定める。

中央整備計画区、西部整備計画区、羅臼川河畔整備計画区

○環境庁告示第二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十七条第三項第十号の規定に基づき、知床国立公園の特別地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域を変更し、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境庁、北海道庁及び斜里町役場に備え付けて供覧する。

平成七年二月二十一日

環境庁長官　宮下　創平

一　名称及び変更後の区域

名称	変更後の区域
知床	北海道斜里郡斜里町内国有林清里営林署三一七林班から三二四林班まで、三二六林班、三二九林班及び三三九林班の全部並びに三一〇林班、三一一林班、三一三林班、三一四林班、三二五林班、三二七林班、三二八林班、三三〇林班から三三四林班まで、三三六林班、三三八林班、三四〇林班から三四五林班まで及び三七八林班から三八〇林班までの各一部 北海道斜里郡斜里町大字遠音別の一部 北海道目梨郡羅臼町内国有林標津営林署二三〇林班、二五五林班から二五八林班まで、二六四林班及び二六八林班の全部並びに二二四林班、二二五林班、二二九林班、二三一林班、二三三林班から二三五林班まで、二五二林班から二五四林班まで、二五九林班から二六三林班まで、二六五林班から二六七林班まで及び二六九林班から二七一林班までの各一部 北海道目梨郡羅臼町相泊、化石浜、崩浜、昆布浜、知床岬、瀬石、滝ノ下及び船泊の全部並びに北浜及び湯の沢町の各一部 これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部 （以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）

二　区域を表示した図面（省略）

○環境庁告示第三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十八条第一項の規定に基づき、知床国立公園の特別保護地区の区域を変更し、同条第二項において準用する同法第十条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境庁、北海道庁及び斜里町役場に備え付けて供覧する。

平成七年二月二十一日

環境庁長官　宮下　創平

一　変更後の区域

北海道斜里郡斜里町内国有林清里営林署三三五林班、三三七林班、三四六林班から三七五林班まで及び三八一林班の全部並びに三一〇林班、三一一林班、三一三林班、三一五林班、三一七林班、三二八林班、三三〇林班から三三四林班まで、三三六林班、三三八林班、三四〇林班から三四五林班まで及び三七八林班から三八〇林班までの各一部

北海道斜里郡斜里町大字遠音別の一部

北海道目梨郡羅臼町内国有林標津営林署二四八林班及び二七二林班から二七五林班までの全部並びに二一〇林班、二一四林班、二一七林班、二二一林班、二二二林班、二二五林班、二三一林班、二三三林班から二三五林班まで、二三七林班、二四〇林班、二四二林班、二四三林班、二四五林班から二四七林班まで、二四九林班から二五四林班まで、二五九林班から二六三林班まで、二六五林班から二六七林班まで及び二六九林班から二七一林班までの各一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境庁告示第四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十二条の八第二十六項及び第三十九条の五第二十七項の規定に基づき、国又は地方公共団体において保存をすることが緊急に必要な土地として次の土地を指定し、公示の日から適用する。

平成七年二月二十八日

環境庁長官　宮下　創平

仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区（昭和六十二年三月三十一日環境庁告示第二十三号）の区域内の土地のうち、宮城県仙台市宮城野区地内七北田川右岸と海岸線との交点を起点とし、同所から七北田川右岸護岸工作物を西進し貞山堀東側堤防との交点に至り、同所から同所と七北田川左岸と貞山堀東側堤防との交点を結ぶ直線を北進し同交点に至り、同所から七北田川左岸堤防を東進し仙台市宮城野区蒲生字町八六番の二一と八七番の

○科学技術庁告示第一号

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）第四条の規定に基づき、科学技術庁長官の指定する技術士第一次試験の実施場所を次のように定める。

平成七年二月二十三日

科学技術庁長官　田中眞紀子

技術士法施行規則第四条に規定する科学技術庁長官の指定する場所は、平成七年度においては、那覇市とする。

○防衛施設庁告示第一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が平成七年二月九日次のとおり決定された。

平成七年二月十日

防衛施設庁長官　宝珠山　昇

陸上施設

○一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇四三	キャンプ桑江	沖縄県中頭郡北谷町	民有	土地：約一六、〇〇〇平方メートル 平成六年十二月三十一日

○共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有	土地：約一〇、〇〇〇平方メートル 水域：約六九、〇〇〇平方メートル 工作物：岸壁
			国有	横浜市が埋立用地等として共同使用する。
三〇八七	池子住宅地区及び海軍補助施設	横浜市、逗子市	国有	土地：約三、九〇〇平方メートル
			国有	土地：約一三、〇〇〇平方メートル （工事期間中のみ） 東京電力株式会社が鉄塔等の用地として共同使用する。

○追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇六四	岩手岩手山中演習場	岩手県岩手郡滝沢村	国有	建物：約五〇平方メートル
			国有	工作物：水道等 陸上自衛隊岩手駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
二〇六八	弘前演習場	弘前市	国有	土地：約二、一〇〇平方メートル
			国有	建物：約四、六〇〇平方メートル
			国有	工作物：水道等 陸上自衛隊弘前駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
三〇八四	相模総合補給廠	相模原市	国有	工作物：気送管路等
六〇一七	ギンバル訓練場	沖縄県国頭郡金武町	国有	工作物：雑工作物

海上演習場関係

○新規提供

関防遷訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。

(1)　北緯三三度四五分一〇秒、東経一三一度二四分五二秒
(2)　北緯三三度四一分一二秒、東経一三一度二五分四二秒
(3)　北緯三三度三九分四八秒、東経一三一度一六分一六秒
(4)　北緯三三度四三分四六秒、東経一三一度一五分二六秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三　摘要

本区域は、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成七年二月十五日から同月二十七日までの間提供される。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

にその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間
(ア) 北緯三七度〇五分
　東経一三五度一八分
(イ) 北緯三六度三八分
　東経一三五度三七分
(ウ) 北緯三六度二〇分
　東経一三四度五九分
(エ) 北緯三六度四七分
　東経一三四度四〇分
訓練時間　〇七〇〇から一九〇〇まで
その他　射爆撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛庁告示第三十一号
水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。
平成七年二月十日
防衛庁長官　玉沢徳一郎
期　間　平成七年三月一日から平成七年四月二十八日までの間。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次連結する線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六七メートルまでの間
(ア) 北緯四〇度五〇分
　東経一四二度一一分
(イ) 北緯四〇度五〇分
　東経一四三度〇〇分
(ウ) 北緯四〇度四四分
　東経一四三度〇〇分
(エ) 北緯四〇度二四分
　東経一四二度三三分
(オ) 北緯四〇度二四分
　東経一四二度一四分
訓練時間　〇七〇〇から一八〇〇まで
その他　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛庁告示第三十二号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成七年二月十四日
防衛庁長官　玉沢徳一郎
日　時　平成七年三月一日（予備、同月二日）〇七〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島崎南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯三四度二四分二四秒
　東経一四〇度三四分四一秒
(イ) 北緯三四度〇八分
　東経一四一度〇二分
(ウ) 北緯三三度四四分
　東経一四〇度二三分
(エ) 北緯三四度一三分四八秒
　東経一四〇度一三分三〇秒
実施艦　自衛艦　二隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第三十三号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成七年二月十四日
防衛庁長官　玉沢徳一郎
日　時　平成七年三月一日（予備、同月二日）〇七〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島崎南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯三四度二四分二四秒
　東経一四〇度三四分四一秒
(イ) 北緯三四度三五分
　東経一四〇度一七分
(ウ) 北緯三四度三一分
　東経一四〇度〇八分
(エ) 北緯三四度一三分四八秒
　東経一四〇度一三分三〇秒
実施艦　自衛艦　二隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第三十四号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成七年二月十五日
防衛庁長官　玉沢徳一郎
日　時　平成七年三月六日・七日（予備、同月八日・九日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　九州北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五〇メートルまでの間
(ア) 北緯三四度四三分二〇秒
　東経一三〇度五二分一〇秒
(イ) 北緯三四度〇八分四〇秒
　東経一三〇度二九分一〇秒
(ウ) 北緯三四度一六分四五秒
　東経一三〇度一二分四五秒
(エ) 北緯三四度五一分
　東経一三〇度三五分一五秒
航空機　二機
その他　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛庁告示第三十五号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成七年二月二十日
防衛庁長官　玉沢徳一郎
日　時　平成七年二月二十八日（予備、三月一日）〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア) 北緯三一度四七分
(イ) 北緯三二度二〇分
(ウ) 東経一二八度四六分
(エ) 東経一二九度一〇分
実施艦　自衛艦三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

○防衛庁告示第三十六号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成七年二月二十四日
防衛庁長官　玉沢徳一郎
日　時　平成七年三月六日（予備、同月七日）〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯三二度四八分
　東経一三二度三八分
(イ) 北緯三二度三六分
　東経一三二度三八分
(ウ) 北緯三二度三六分
　東経一三三度〇〇分
(エ) 北緯三二度二八分
　東経一三三度〇〇分
(オ) 北緯三二度四二分
　東経一三三度三〇分
(カ) 北緯三二度四八分
　東経一三三度三〇分
実施艦　自衛艦　六隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第三十七号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成七年二月二十四日
防衛庁長官　玉沢徳一郎
日　時　平成七年三月十五日（予備、同月十六日・十七日）〇七〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島崎南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯三四度二四分二四秒
　東経一四〇度三四分四一秒
(イ) 北緯三四度〇八分
　東経一四一度〇二分
(ウ) 北緯三三度四四分
　東経一四〇度二三分
(エ) 北緯三四度一三分四八秒
　東経一四〇度一三分三〇秒
実施艦　自衛艦　三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第二十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年二月六日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　時　平成七年二月二十二日・二十三日（予備、同月二十四日・二十五日）の毎日〇六三〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分
　　東経一三〇度四八分
(イ)　北緯二五度二六分
　　東経一三一度四二分
(ウ)　北緯二五度一三分
　　東経一三二度三一分
(エ)　北緯二四度〇〇分
　　東経一三三度〇〇分
(オ)　北緯二四度〇〇分
　　東経一三一度二二分四六秒
(カ)　北緯二四度〇七分一八秒
　　東経一三一度一〇分三三秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第二十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年二月十日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

期　間　平成七年三月一日から平成七年四月二十八日までの間。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次連結する線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分
　　東経一四三度〇〇分
(イ)　北緯四一度二〇分
　　東経一四三度〇〇分
(ウ)　北緯四一度二〇分
　　東経一四二度〇八分
(エ)　北緯四一度四五分三〇秒
　　東経一四二度〇五分三〇秒
(オ)　北緯四一度二七分
　　東経一四二度四三分
(カ)　北緯四一度四四分
　　東経一四二度五八分

訓練時間　〇八〇〇から一七〇〇まで

その他　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛庁告示第二十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年二月十日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

期　間　平成七年三月一日から平成七年四月二十八日までの間。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次連結する線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六七メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分
　　東経一四三度二〇分
(イ)　北緯四〇度五三分
　　東経一四三度一四分
(ウ)　北緯四〇度四四分
　　東経一四三度〇〇分
(エ)　北緯四〇度五〇分
　　東経一四三度〇〇分
(オ)　北緯四〇度五〇分
　　東経一四二度一一分
(カ)　北緯四一度一〇分
　　東経一四二度一〇分

訓練時間　〇七〇〇から一八〇〇まで

その他　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛庁告示第二十七号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年二月十日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

期　間　平成七年三月一日から平成七年四月二十八日までの間。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次連結する線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六七メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分
　　東経一三〇度〇二分
(イ)　北緯三四度四六分
　　東経一三〇度三二分
(ウ)　北緯三四度一七分
　　東経一三〇度一三分
(エ)　北緯三四度二五分
　　東経一二九度五六分
(オ)　北緯三四度二九分五九秒
　　東経一二九度五一分五四秒
(カ)　北緯三四度三五分三〇秒
　　東経一二九度四六分

訓練時間　〇七〇〇から一七〇〇まで

その他　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛庁告示第二十八号

海上における空対空射撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

平成七年二月十日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

期　間　平成七年三月一日から平成七年四月二十八日までの間。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次連結する線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートルまでの間

(ア)　北緯三八度〇五分
　　東経一三四度二九分
(イ)　北緯三八度五〇分
　　東経一三六度一〇分
(ウ)　北緯三七度五三分
　　東経一三六度一〇分
(エ)　北緯三七度一二分
　　東経一三六度〇二分
(オ)　北緯三七度〇〇分
　　東経一三五度二八分

訓練時間　〇七〇〇から一九〇〇まで

その他　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛庁告示第二十九号

海上における空対空射撃及び水上標的射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年二月十日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

期　間　平成七年三月一日から平成七年四月二十八日までの間。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　百里沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次連結する線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇三分
　　東経一四一度二一分
(イ)　北緯三六度三八分
　　東経一四一度二一分
(ウ)　北緯三六度四〇分
　　東経一四一度五八分
(エ)　北緯三六度一一分
　　東経一四一度四八分

訓練時間　〇七〇〇から一七〇〇まで

その他　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛庁告示第三十号

水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

平成七年二月十日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

期　間　平成七年三月一日から平成七年四月二十八日までの間。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　若狭湾沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次連結する線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並び

○防衛庁告示第十七号
　水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。
　平成七年二月一日
防衛庁長官　玉沢徳一郎
期　　間　平成七年二月二十日から平成七年三月十日までの間
区　　域　三沢沖海面の次の第一号及び第二号の(ア)から(エ)までの四点を順次連結する線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線並びに第三号の(ア)から(ウ)までの三点を順次連結する線及び(ア)の点と(ウ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で次の各号に示す高度帯
　一　海面から高度四、五七二メートルまで
　　(ア)　北緯四一度三五分
　　　　東経一四二度一五分
　　(イ)　北緯四一度三五分
　　　　東経一四三度三〇分
　　(ウ)　北緯四〇度二五分
　　　　東経一四三度〇三分
　　(エ)　北緯四〇度二五分
　　　　東経一四二度一五分
　二　海面から高度三、〇四八メートルまで
　　(ア)　北緯四一度一五分
　　　　東経一四三度二三分
　　(イ)　北緯四一度一五分
　　　　東経一四三度三〇分
　　(ウ)　北緯四〇度二五分
　　　　東経一四三度三〇分
　　(エ)　北緯四〇度二五分
　　　　東経一四三度〇三分
　三　海面から高度二、七四三メートルまで
　　(ア)　北緯四一度三五分
　　　　東経一四三度三〇分
　　(イ)　北緯四一度一五分
　　　　東経一四三度三〇分
　　(ウ)　北緯四一度一五分
　　　　東経一四三度二三分
訓練時間　〇七〇〇から一八〇〇まで
その他　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛庁告示第十八号
　海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
　平成七年二月六日
防衛庁長官　玉沢徳一郎
日　　時　平成七年二月十三日(予備、同月十四日)〇六三〇から一七〇〇まで
区　　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分、東経一四二度三〇分の地点を中心とする半径十五海里の区域
実施艦　自衛艦二隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　　　　二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第十九号
　海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
　平成七年二月六日
防衛庁長官　玉沢徳一郎
日　　時　平成七年二月十四日(予備、同月十五日)〇六〇〇から一八〇〇まで
区　　域　八丈島南東方の北緯三二度一四分、東経一四四度二七分の地点を中心とする半径二十五海里の区域
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　　　　二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第二十号
　海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
　平成七年二月六日
防衛庁長官　玉沢徳一郎
日　　時　平成七年二月十四日(予備、同月十六日)〇六〇〇から一八〇〇まで
区　　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
　　(ア)　北緯三二度〇一分三〇秒
　　　　東経一三二度三八分
　　(イ)　北緯三二度〇九分
　　　　東経一三三度〇〇分
　　(ウ)　北緯三一度四八分
　　　　東経一三三度〇〇分
　　(エ)　北緯三一度〇二分
　　　　東経一三三度三〇分
　　(オ)　北緯三一度四二分
　　　　東経一三三度三〇分
　　(カ)　北緯三一度一八分
　　　　東経一三二度三八分
実施艦　自衛艦六隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　　　　二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第二十一号
　海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
　平成七年二月六日
防衛庁長官　玉沢徳一郎
日　　時　平成七年二月二十一日（予備、同月二十二日）〇七〇〇から一七〇〇まで
区　　域　野島崎南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
　　(ア)　北緯三四度二四分二四秒
　　　　東経一四〇度三四分四一秒
　　(イ)　北緯三四度三五分
　　　　東経一四〇度一七分
　　(ウ)　北緯三四度三一分
　　　　東経一四〇度〇八分
　　(エ)　北緯三四度一三分四八秒
　　　　東経一四〇度一三分三〇秒
実施艦　自衛艦五隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　　　　二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第二十二号
　海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
　平成七年二月六日
防衛庁長官　玉沢徳一郎
日　　時　平成七年二月二十一日・二十二日(予備、同月二十三日）の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで
区　　域　野島崎南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
　　(ア)　北緯三四度二四分二四秒
　　　　東経一四〇度三四分四一秒
　　(イ)　北緯三四度〇八分
　　　　東経一四一度〇二分
　　(ウ)　北緯三三度四四分
　　　　東経一四〇度二三分
　　(エ)　北緯三四度一三分四八秒
　　　　東経一四〇度一三分三〇秒
実施艦　自衛艦八隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　　　　二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第二十三号
　海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
　平成七年二月六日
防衛庁長官　玉沢徳一郎
日　　時　平成七年二月二十二日・二十三日(予備、同月二十四日・二十五日）の毎日〇六三〇から二〇〇〇まで
区　　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
　　(ア)　北緯二六度二三分
　　　　東経一二八度二〇分
　　(イ)　北緯二七度〇六分
　　　　東経一二九度一〇分
　　(ウ)　北緯二七度〇六分
　　　　東経一三一度〇〇分
　　(エ)　北緯二六度一〇分
　　　　東経一三一度〇〇分
実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船

及び様式（2））（いずれも磁気テープに転写分）から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　兵庫県土木部港湾課の職員及び中央復建コンサルタンツ株式会社の職員

別表

都道府県	甲種港湾
大阪府	阪南港　堺泉北港　大阪港
兵庫県	尼崎西宮芦屋港　神戸港　東播磨港　姫路港
和歌山県	和歌山下津港

○総務庁告示第十九号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年二月二十二日

総務庁長官　山口　鶴男

一　指定統計の名称　事業所統計

調査票の使用目的　労働省が、社会経済の変化に対応した人事労務管理に関する施策の基礎資料として新設事業所の開設時期を把握するため、平成三年事業所統計調査調査票甲（磁気テープに転写分）から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　総務庁統計センター管理部情報処理課及び同部電子計算機室の職員並びに労働大臣官房政策調査部管理課の職員

二　指定統計の名称　工業統計調査

調査票の使用目的　東京都が、長期水需給計画策定の基礎資料として事業所における工業用水の使用等の実態を把握するため、都（島しょを除く。）に係る平成五年工業統計調査工業調査票甲（磁気テープに転写分）から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　東京都総務局総務部情報システム管理課の職員

三　指定統計の名称　工業統計調査

調査票の使用目的　山梨県が、産業廃棄物の発生量等を推計する基礎資料として製造品出荷額等の実態を把握するため、同県に係る平成元年から平成五年までの工業統計調査工業調査票（甲及び乙）（いずれも磁気テープに転写分）から所定の事項を集計する。

調査票の使用者の範囲　山梨県企画県民局統計調査課及び同県環境局廃棄物対策課の職員

四　指定統計の名称　工業統計調査

調査票の使用目的　大阪府が、飲食店等動植物性残渣リサイクルモデル推進事業の基礎資料として事業所における動植物性残渣発生量を推計するため、大阪府堺市に係る平成五年の工業統計調査工業調査票（甲及び乙）から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　大阪府農林水産部流通対策室の職員

建築着工統計	平成6年12月28日から平成7年12月27日まで	建設省建設経済局調査情報課 (財)建設物価調査会総務部資料室（東京都中央区日本橋大伝馬町11－8）	（平成6年11月分） ○着工建築物の都道府県別、12大都市別、都市別の建築主別、用途別、構造別、規模別表 ○着工住宅の都道府県別、市部・郡部・都市別の種類別、工事別、利用関係別、規模別表	建設省建設経済局調査情報課
建設工事統計	平成6年12月10日から平成7年12月9日まで	建設省建設経済局調査情報課	公共工事着工統計調査（平成6年10月分） ○公共工事の施工都道府県別、発注者別、工事規模別、工事種類別の工事件数及び総工事費評価額	建設省建設経済局調査情報課

○総務庁告示第十六号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年二月十七日

総務庁長官　山口　鶴男

指定統計の名称　医療施設統計

調査票の使用目的　厚生省並びに都道府県及び保健所を設置する市区（以下「都道府県等」という。）が、統計表の作成、統計調査の調査対象の選定及び医療施設に関する名簿の作成を行うため、また、都道府県が医療計画見直しの基礎資料とするため、それぞれの管轄区域に係る昭和五十九年、昭和六十二年、平成二年及び平成五年の医療施設静態調査調査票（病院（Ⅰ）、病院（Ⅱ）、一般診療所及び歯科診療所）並びに昭和五十九年　月から平成六年十二月までの医療施設動態調査票（いずれも磁気テープに転写分）から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　厚生省大臣官房統計情報部管理企画課、同部保健社会統計課保健統計室及び同省衛生関係業務担当の職員、都道府県等の衛生関係業務担当及び電子計算機担当の職員並びに厚生省又は都道府県等から集計事務を受託した機関の電子計算機担当の職員

○総務庁告示第十七号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年二月二十日

総務庁長官　山口　鶴男

一　指定統計の名称　全国消費実態調査

調査票の使用目的　建設省が、第七期住宅建設五箇年計画策定の基礎資料として世帯の住居費負担の動向を把握するため、別表に掲げる全国消費実態調査調査票（いずれも磁気テープに転写分）から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　総務庁統計センター管理部情報処理課及び同部電子計算機室の職員、建設省住宅局住宅政策課の職員並びに株式会社野村総合研究所都市・地域計画研究部地域産業研究室の職員

別表

調査票	年次
家計簿甲 家計簿乙 家計簿（単身者世帯用） 耐久財・年収・貯蓄等調査票 耐久財・年収・貯蓄等調査票（単身者世帯用） 普通世帯票 単身者世帯票	昭和五十九年
家計簿 年収・貯蓄・耐久財等調査票 世帯票	平成元年

二　指定統計の名称　工業統計調査

調査票の使用目的　茨城県が、霞ケ浦特定水域高度処理基本計画策定の基礎資料とするため、別表に掲げる市町村に係る平成四年工業統計調査工業調査票（甲及び乙）（いずれも磁気テープに転写分）から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　茨城県総務部情報システム課及び同県土木部都市局下水道課の職員並びに株式会社日水コン下水道本部技術推進部開発課の職員

別表

都道府県	市町村
茨城県	土浦市　石岡市　下館市　龍ケ崎市　下妻市　牛久市　つくば市　茨城町　小川町　美野里町　岩間町　岩瀬町　旭村　鉾田町　大洋村　大野村　鹿島町　神栖町　波崎町　麻生町　牛堀町　潮来町　北浦村　玉造町　江戸崎町　美浦村　阿見町　茎崎町　新利根村　河内村　桜川村　東村　出島村　玉里村　八郷町　千代田町　新治村　明野町　真壁町　大和村　協和町　利根町

○総務庁告示第十八号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年二月二十一日

総務庁長官　山口　鶴男

一　指定統計の名称　患者調査

調査票の使用目的　厚生省並びに都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）が、医療行政の基礎資料として患者の傷病の状況等の実態を把握するため、それぞれの管轄区域に係る別表に掲げる患者調査調査票（いずれも磁気テープに転写分を含む。）から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　厚生省大臣官房統計情報部管理企画課、同部保健社会統計課保健統計室及び同省衛生関係業務担当の職員、都道府県等の衛生関係業務担当及び電子計算機担当の職員並びに厚生省又は都道府県等から集計事務を受託した機関の電子計算機担当の職員

別表

調査票	年次
患者票（病院・一般診療所） 患者票（歯科診療所） 退院患者票（病院・一般診療所）	昭和五十九年及び昭和六十二年
病院（入院）票 病院（外来）・一般診療所票 歯科診療所票 病院・一般診療所退院票	平成二年
病院票 一般診療所票 歯科診療所票 病院退院票 一般診療所退院票	平成五年

二　指定統計の名称　漁業センサス

調査票の使用目的　滋賀県が、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第二十二号）第　条に定める対象地域における漁業対策の推進の基礎資料として漁業の生産構造及び就業構造の実態を把握するため、別表に掲げる市町に係る第九次漁業センサスの内水面漁業経営体調査票及び内水面漁業調査客体名簿から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　滋賀県農林水産部水産課長　浜野徹夫並びに同課職員　古川一及び太田喜之

別表

都道府県	市町
滋賀県	大津市　彦根市　長浜市　近江八幡市　草津市　守山市　中主町　安土町　甲良町　米原町　虎姫町　木之本町　今津町　安曇川町　高島町

三　指定統計の名称　港湾調査

調査票の使用目的　兵庫県が、尼崎西宮芦屋港海上都市基本計画策定の基礎資料として貨物流動の実態を把握するため、別表に掲げる港湾に係る昭和六十　年及び平成四年の港湾調査陸上出入貨物調査票（様式（1）

			一定規模以上の町村とは、都市圏に属する場合人口2万人以上、その他の地域の場合人口3万人以上の町村をいう。人口は、平成5年10月1日現在の行政区域における平成2年国勢調査人口による。	
労働力調査	平成6年12月27日以降	総務庁統計局統計調査部労働力統計課	平成6年11月分 （全国について） ○就業状態、産業、従業上の地位、従業者階級別15歳以上人口 ○農林業・非農林業、従業上の地位、従業者階級、週間就業時間別就業者数 ○産業、経営組織別雇用者数 ○農林業・非農林業、従業上の地位、従業者階級、週間就業時間別転職希望者及び追加就業希望者数 ○年齢階級、世帯主との続柄、主にする仕事を希望しているか否か別完全失業者 ○就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位、従業者階級、世帯主との続柄、年齢階級別15歳以上人口 ○就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位、従業者階級、配偶関係、年齢階級別女子15歳以上人口 ○就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位、従業者階級、世帯の種類別15歳以上人口 ○今月及び前月の就業状態、産業、従業上の地位、従業者階級別15歳以上人口 ○産業、従業上の地位、年齢階級、週間就業時間別就業者数 ○産業、職業、従業上の地位、年齢階級別就業者数 ○就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位、従業者階級、年齢階級別70歳以上人口 ○年齢階級、主にする仕事を希望しているか否か求職理由別完全失業者数 ○世帯主との続柄、主にする仕事を希望しているか否か、求職理由別完全失業者数 ○就業状態、年齢階級・産業・職業、世帯の種類、世帯の家族類型別世帯数 ○世帯総人員、15歳以上人員、就業人員、世帯の種類別世帯数	総務庁統計局
小売物価統計	平成6年12月27日から平成6年11月分報告書（11月調査全国確報、平成6年12月調査東京都区部速報）刊行日まで	総務庁統計局統計調査部経済統計課	（小売物価統計調査について） ○主要品目の都市別小売価格（県庁所在都市及び県庁所在都市以外の人口15万以上の市、平成6年11月分） ○主要品目の東京都区部小売価格（平成6年12月分） ○その他の品目の東京都区部小売価格（平成6年12月分） ○全国統一価格品目の価格（平成6年12月分） ○輸入品の都市別小売価格（県庁所在都市、平成6年11月分）	総務庁統計局
		総務庁統計局統計調査部消費統計課	（消費者物価指数について） ○全国の基本分類指数、商品・サービス分類指数、世帯属性別指数及び地域差指数（平成6年11月分） ○東京都区部の基本分類指数及び商品・サービス分類指数（平成6年12月分） ○都市階級、地方、県庁所在都市別基本分類指数（平成6年11月分）	
家計調査	平成6年12月20日から平成6年10月分の報告書刊行日まで	総務庁統計局統計調査部消費統計課	平成6年10月分（暫定結果） （全国、都市階級、地域、都道府県庁所在都市別について） ○収入と支出 ○品目別購入数量、支出金額等 ○世帯の特性別世帯分布 （全国、都市階級別について） ○収入階級別収入と支出 ○世帯主の職業別収入と支出 ○住居の種類別収入と支出 （全国について） ○世帯人員別収入と支出 ○世帯主の年齢階級別収入と支出 ○世帯主の産業別収入と支出 ○世帯主の勤め先企業規模別収入と支出 ○世帯の類型別収入と支出 ○世帯の特性、品目別購入数量、支出金額等	総務庁統計局
港湾調査	平成6年12月22日以降	運輸省運輸政策局情報管理部統計課 ㈶運輸経済研究センター資料・出版部（東京都港区虎ノ門1丁目6番6号）	（平成5年分調査） ○入港船舶 港湾別総トン数、隻数 ○船舶乗降人員 港湾別乗降人員数 ○海上出入貨物 輸出貨物品種別仕向国別トン数 輸入貨物品種別仕出国別トン数 移出貨物品種別仕向港別トン数 移入貨物品種別仕出港別トン数	運輸省運輸政策局情報管理部統計課

○住宅の建て方（3区分）、調査区の容積率（10区分）、各住宅の延べ面積の合計の敷地面積に対する割合（9区分）別むね数…都道府県

○都市計画の地域区分（18区分）、居住世帯の有無別住宅数及び人が居住する住宅以外の建物数並びに世帯の種類（3区分）別世帯数及び世帯人員…都道府県※、市

○都市計画の地域区分（18区分）、住宅の建て方（4区分）、構造（2区分）、非木造の共同住宅の階数（2区分）、建築の時期（8区分）別住宅数…都道府県※

○都市計画の地域区分（18区分）、住宅の所有の関係（7区分）別住宅数、世帯数、世帯人員、1住宅当たり居住室数、1住宅当たり居住室の畳数、1住宅当たり延べ面積、1人当たり畳数及び1室当たり人員…都道府県※

○都市計画の地域区分（9区分）、住宅の所有の関係（2区分）別住宅数、世帯数、世帯人員、1住宅当たり居住室数、1住宅当たり居住室の畳数、1住宅当たり延べ面積、1人当たり畳数及び1室当たり人員…市

○住宅の建て方（4区分）、設備状況（18区分）別高齢者主世帯が居住する住宅数（75歳以上高齢者主世帯数、エレベーターのある共同住宅数－特掲）…都道府県

○住宅の建て方（4区分）、収納スペース（3区分）・冷暖房設備状況（8区分）別高齢者主世帯が居住する住宅数（エレベーターのある共同住宅数－特掲）…都道府県

○住宅の所有の関係（7区分）、腐朽破損の程度（3区分）別高齢者主世帯が居住する住宅数…都道府県

○世帯の種類（2区分）、住宅の所有の関係（5区分）、世帯の年間収入階級（9区分）別高齢者普通世帯数（75歳以上高齢者普通世帯数－特掲）…都道府県

○世帯の種類（3区分）、住宅の所有の関係（2区分）、居住室数（7区分）別高齢者普通世帯数…都道府県

○世帯の種類（3区分）、住宅の所有の関係（2区分）、居住室の畳数（8区分）別高齢者普通世帯数…都道府県

○住宅の所有の関係（2区分）、延べ面積（6区分）別高齢者主世帯数…都道府県

○住宅の所有の関係（7区分）・建て方（4区分）、最低居住水準・誘導居住水準状況（2区分）別高齢者主世帯数（75歳以上高齢者主世帯数－特掲）…都道府県※、市

○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（5区分）、1か月当たり家賃（9区分）別借家に居住する高齢者主世帯数（75歳以上高齢者主世帯数－特掲）…都道府県

○現在の居住形態（3区分）、家計を主に支える者の従前の居住形態（6区分）別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した高齢者普通世帯数…都道府県

○日照時間（4区分）、最寄りの医療機関までの距離（5区分）・最寄りの公園までの距離（4区分）・最寄りの公民館・集会所までの距離（4区分）・最寄りの交通機関までの距離（12区分）別高齢者主世帯数（75歳以上高齢者主世帯数－特掲）…都道府県

○住宅の所有の関係（2区分）、居住室の畳数（18区分）、最低居住水準による必要畳数（17区分）65歳以上の世帯員のいる主世帯数…都道府県

○居住室の畳数（17区分）、誘導居住水準による必要畳数（16区分）別65歳以上の世帯員のいる主世帯数…都道府県

○家計を主に支える者の従業上の地位（7区分）、世帯人員（7区分）別65歳以上の世帯員のいる普通世帯数及び1世帯当たり居住室数、1世帯当たり居住室の畳数…都道府県

○世帯の種類（2区分）、住宅の所有の関係（7区分）、子の住んでいる場所（13区分）別高齢者普通世帯数（75歳以上高齢者普通世帯数－特掲）…都道府県

○住宅の所有の関係（2区分）、子の住んでいる場所（8区分）別高齢者普通世帯数…市

○世帯の年間収入階級（6区分）、子の住んでいる場所（8区分）別高齢者普通世帯数…都道府県

(33)　都道府県：都道府県、13大都市

都道府県※：都道府県、市部、人口集中地区、13大都市

市：市、13大都市の区、一定規模以上の町村

○現在の居住形態（7区分）・従前の居住期間（4区分）、家計を主に支える者の年齢（6区分）、従前の居住形態（8区分）別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した普通世帯数…都道府県
○現在の居住形態（7区分）、家計を主に支える者の従前の居住形態（8区分）別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した普通世帯数…市
○現在の居住形態（7区分）、居住室数の畳数（8区分）、家計を主に支える者の従前の居住形態（6区分）、居住室の畳数（8区分）別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した普通世帯数（従前の居住形態が持ち家及び借家に住む世帯）…都道府県
○世帯の年間収入階級（5区分）、居住室の畳数（8区分）、家計を主に支える者の従前の居住形態（2区分）、居住室の畳数（8区分）別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した普通世帯数（従前の居住形態が持ち家及び借家に住む世帯）…都道府県
○現在の居住形態（7区分）、世帯の型（8区分）、家計を主に支える者の従前の居住形態（8区分）別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した普通世帯数…都道府県
○世帯の種類（3区分）、住宅の所有の関係（7区分）、家計を主に支える者の従前の居住地別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した普通世帯数…都道府県
○世帯の種類（2区分）、住宅の所有の関係（5区分）、家計を主に支える者の従前の居住地別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した普通世帯数…市
○住宅の所有の関係（6区分）、家計を主に支える者の通勤時間（9区分）別家計を主に支える者が雇用者である普通世帯数（家計を主に支える者が商工・その他の業主である普通世帯数―特掲）…都道府県、市
○住宅の所有の関係（5区分）、1か月当たり家賃（18区分）、家計を主に支える者の通勤時間（9区分）別家計を主に支える者が雇用者である主世帯数…都道府県
○住宅の所有の関係（5区分）、延べ面積（6区分）、家計を主に支える者の通勤時間（9区分）別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した家計を主に支える者が雇用者である主世帯数…都道府県

○住宅の種類（3区分）、建て方（5区分）、建築の時期（8区分）、日照時間（4区分）別住宅数…都道府県※
○住宅の所有の関係（7区分）、建築の時期（8区分）、日照時間（4区分）別住宅数…都道府県※
○住宅の所有の関係（2区分）、日照時間（4区分）別住宅数…市
○住宅の建て方（3区分）、敷地面積（10区分）、建築面積の敷地面積に対する割合（9区分）、日照時間（4区分）別住宅数…都道府県
○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（6区分）、建築の時期（8区分）、敷地に接している道路の状況（11区分）別住宅数…都道府県※
○住宅の種類（3区分）、敷地に接している道路の状況（11区分）別住宅数…市
○住宅の所有の関係（5区分）、最寄りの交通機関までの距離（12区分）別住宅数…都道府県
○住宅の所有の関係（2区分）、最寄りの交通機関までの距離（12区分）別住宅数…市
○敷地の所有の関係（2区分）、敷地の取得の時期（13区分）、最寄りの交通機関までの距離（12区分）別持ち家数…都道府県
○住宅の所有の関係（7区分）、建築の時期（8区分）、幅員6メートル以上の道路までの距離（5区分）別住宅数…都道府県
○住宅の所有の関係（2区分）、幅員6メートル以上の道路までの距離（5区分）別住宅数…市
○住宅の所有の関係（7区分）、建築の時期（8区分）、最寄りの医療機関までの距離（5区分）・最寄りの公園までの距離（4区分）・最寄りの公民館・集会所までの距離（4区分）別住宅数…都道府県
○住宅の所有の関係（5区分）、最寄りの医療機関までの距離（5区分）・最寄りの公園までの距離（4区分）・最寄りの公民館・集会所までの距離（4区分）別住宅数…市
○住宅の所有の関係（9区分）、建築の時期（8区分）、便所が水洗か否か（2区分）、公共下水道（2区分）別住宅数…都道府県
○住宅の建て方（3区分）、調査区の建ぺい率（8区分）、建築面積の敷地面積に対する割合（9区分）別むね数…都道府県

○住宅の建て方（4区分）、建築の時期（8区分）、65歳以上の世帯員の有無（2区分）、高齢者のための設備の工事状況（5区分）別持ち家数…都道府県※

○65歳以上の世帯員の有無（2区分）、高齢者のための設備の工事状況（5区分）別持ち家数…市

○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（6区分）、建築の時期（8区分）別借家数及び1畳当たり家賃（住宅に同居する普通世帯数及び住宅以外の建物に居住する普通世帯数並びに1畳当たり家賃・間代一特掲）…都道府県※

○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（6区分）、建築の時期（3区分）別借家数及び1畳当たり家賃（住宅に同居する普通世帯数及び住宅以外の建物に居住する普通世帯数並びに1畳当たり家賃・間代一特掲）…市

○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（5区分）、家計を主に支える者の入居時期（8区分）・1か月当たり家賃（18区分）別借家数（1か月当たり間代別住宅に同居する普通世帯数一特掲）…都道府県※

○住宅の種類（3区分）、1か月当たり家賃（9区分）別借家数（1か月当たり間代別住宅に同居する普通世帯数一特掲）…市

○住宅の所有の関係（6区分）、主世帯の家計を主に支える者の従業上の地位（3区分）、世帯の年間収入階級（8区分）、1か月当たり家賃（18区分）別借家（専用住宅）数…都道府県

○主世帯の年間収入階級（8区分）、1か月当たり家賃（9区分）別借家（専用住宅）数…市

○住宅の種類（3区分）、建築の時期（2区分）、1畳当たり家賃（18区分）別借家数（1畳当たり間代別住宅に同居する普通世帯数一特掲）…都道府県※

○住宅の所有の関係（5区分）、建て方（4区分）、構造（2区分）別借家（専用住宅）数及び1畳当たり家賃…都道府県

○住宅の所有の関係（6区分）、設備状況（18区分）、1畳当たり家賃（18区分）別借家（専用住宅）数…都道府県

○住宅の所有の関係（6区分）、収納スペース（3区分）・冷暖房設備状況（8区分）、1畳当たり家賃（18区分）別借家（専用住宅）数…都道府県

○住宅の所有の関係（5区分）、居住室の畳数（6区分）、1畳当たり家賃（18区分）別借家数…都道府県

○住宅の所有の関係（5区分）、建築の時期（7区分）、延べ面積（6区分）別非木造の共同住宅（専用住宅）数（6階建以上の建物の住宅数一特掲）…都道府県

○住宅の建て方（6区分）、建築の時期（8区分）、設備状況（18区分）別民営借家（専用住宅）数…都道府県

○住宅の建て方（6区分）、建築の時期（8区分）、収納スペース（3区分）・冷暖房設備状況（8区分）別民営借家（専用住宅）数…都道府県

○住宅の建て方（6区分）、居住室数（7区分）、1か月当たり家賃（18区分）別民営借家（専用住宅）数…都道府県※

○住宅の建て方（6区分）、居住室の畳数（8区分）、1か月当たり家賃（18区分）別民営借家（専用住宅）数…都道府県※

○家計を主に支える者の従業上の地位（3区分）、世帯の年間収入階級（8区分）、世帯の種類（3区分）、住宅の所有の関係（7区分）別普通世帯数、1世帯当たり人員、1世帯当たり居住室数及び1世帯当たり居住室の畳数…都道府県

○世帯の年間収入階級（8区分）、世帯の種類（2区分）、住宅の所有の関係（5区分）別普通世帯数、1世帯当たり人員、1世帯当たり居住室数及び1世帯当たり居住室の畳数…市

○家計を主に支える者の年齢（6区分）、世帯の種類（2区分）、住宅の所有の関係（5区分）別普通世帯数及び1世帯当たり人員…都道府県

○家計を主に支える者の従業上の地位（7区分）、世帯人員（7区分）、居住室数（7区分）別普通世帯数…都道府県

○家計を主に支える者の従業上の地位（7区分）、世帯人員（7区分）、居住室の畳数（8区分）別普通世帯数…都道府県

○現在の居住形態（7区分）、家計を主に支える者の入居時期（8区分）別普通世帯数…都道府県、市

える者の年齢（6区分）、最低居住水準・誘導居住水準状況（2区分）別主世帯数…市

○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（7区分）・住宅の建て方（3区分）、建築の時期（8区分）、最低居住水準・誘導居住水準状況（2区分）別主世帯数…都道府県＊

○住宅の種類（3区分）・住宅の所有の関係（7区分）・建て方（4区分）・世帯人員（7区分）・世帯の年間収入階級（9区分）・家計を主に支える者の従業上の地位（7区分）、最低居住水準・誘導居住水準状況（16区分）別主世帯数…都道府県

○住宅の所有の関係（2区分）、居住室の畳数（18区分）、最低居住水準による必要畳数（17区分）別主世帯数…都道府県

○住宅の所有の関係（2区分）、居住室数（8区分）、最低居住水準による必要居住室数（8区分）別主世帯数…都道府県

○住宅の所有の関係（7区分）・建て方（4区分）、世帯人員（6区分）、最低居住水準・誘導居住水準状況（2区分）別主世帯数…都道府県＊

○世帯の型（20区分）・家計を主に支える者の年齢（11区分）、世帯の年間収入階級（9区分）、最低居住水準・誘導居住水準状況（2区分）別主世帯数…都道府県＊

○住宅の所有の関係（5区分）・建て方（4区分）・世帯人員（6区分）・世帯の型（8区分）・家計を主に支える者の年齢（6区分）、最低居住水準・誘導居住水準状況（2区分）別主世帯数…市

○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（7区分）・住宅の建て方（3区分）、建築の時期（8区分）、最低居住水準・誘導居住水準状況（2区分）別主世帯数…都道府県＊

○住宅の種類（3区分）・住宅の所有の関係（7区分）・建て方（4区分）・世帯人員（7区分）・世帯の年間収入階級（9区分）・家計を主に支える者の従業上の地位（7区分）、最低居住水準・誘導居住水準状況（16区分）別主世帯数…都道府県

○住宅の所有の関係（2区分）、居住室の畳数（18区分）、最低居住水準による必要畳数（17区分）別主世帯数…都道府県

○住宅の所有の関係（2区分）、居住室数（8区分）、最低居住水準による必要居住室数（8区分）別主世帯数…都道府県

○居住室の畳数、最低居住水準による必要畳数（17区分）別主世帯数…都道府県

○居住室の畳数、誘導居住水準による必要畳数（16区分）別主世帯数…都道府県

○住宅の種類（3区分）、建築の時期（5区分）、建て替え・購入・新築等（7区分）別昭和64年・平成元年以降に建築された持ち家数…都道府県＊

○建て替え・購入・新築等（7区分）別昭和64年・平成元年以降に建築された持ち家数…市

○家計を主に支える者の入居時期（9区分）、住宅の建て方（2区分）、建築の時期（11区分）別持ち家と して取得した中古住宅数…都道府県

○昭和64年・平成元年以降の増改築の有無（3区分）、家計を主に支える者の年齢（6区分）別持ち家数（増改築をした場所―特掲）…都道府県＊

○昭和64年・平成元年以降の増改築の有無（3区分）別持ち家数（増改築をした場所―特掲）…市

○昭和64年・平成元年以降の増改築の有無（3区分）、住宅の種類（3区分）、建築の時期（8区分）別持ち家数（増改築をした場所―特掲）…都道府県

○昭和64年・平成元年以降の居住室の増改築の有無（3区分）、増改築により増加した居住室の畳数（7区分）、住宅の種類（3区分）、居住室の畳数（6区分）別持ち家数…都道府県

○昭和64年・平成元年以降の居住室の増改築の有無（3区分）、増改築により増加した居住室の畳数（7区分）別持ち家数及び1住宅当たり居住室の畳数…市

○昭和64年・平成元年以降の居住室の増改築の有無（3区分）、家計を主に支える者の年齢（6区分）、世帯の年間収入階級（9区分）別持ち家数及び1住宅当たり増加畳数…都道府県

○昭和64年・平成元年以降の居住室の増改築の有無（3区分）、増改築により増加した居住室の畳数（7区分）、家計を主に支える者の年齢（6区分）別持ち家数…都道府県

○各住宅の延べ面積の合計の敷地面積に対する割合（9区分）別長屋建住宅のむね数及び1むね当たり敷地面積並びに構造（2区分）、階数（4区分）、各住宅の延べ面積の合計の敷地面積に対する割合（9区分）別共同住宅のむね数及び1むね当たり敷地面積…都道府県※

○各住宅の延べ面積の合計の敷地面積に対する割合（9区分）別長屋建住宅及び共同住宅のむね数並びに1むね当たり敷地面積…市

○構造（2区分）、階数（4区分）、建築面積の敷地面積に対する割合（9区分）別長屋建住宅・共同住宅のむね数及び住宅数…都道府県

○建築面積の敷地面積に対する割合（9区分）別長屋建住宅・共同住宅のむね数及び住宅数…市

○構造（5区分）、階数（4区分）、腐朽破損の程度（3区分）別長屋建住宅・共同住宅のむね数…都道府県

○世帯の種類（3区分）、家計を主に支える者の年齢（11区分）、世帯人員（7区分）、住宅の所有の関係（7区分）別普通世帯数…都道府県

○家計を主に支える者の年齢（6区分）、世帯人員（6区分）別普通世帯数（持ち家に住む普通世帯―特掲）…市

○世帯の種類（3区分）、家族類型（9区分）、家計を主に支える者の年齢（11区分）、住宅の所有の関係（7区分）別普通世帯数…都道府県

○世帯の種類（3区分）、世帯の年間収入階級（9区分）、世帯人員（7区分）、住宅の所有の関係（7区分）別普通世帯数…都道府県

○世帯の種類（2区分）、世帯の型（8区分）、世帯の年間収入階級（9区分）、住宅の所有の関係（5区分）別普通世帯数…都道府県

○世帯の年間収入階級（9区分）、世帯人員（7区分）、居住室数（7区分）別普通世帯数（総数及び雇用者世帯）…都道府県

○世帯の年間収入階級（9区分）、世帯人員（7区分）、居住室の畳数（8区分）別普通世帯数（総数及び雇用者世帯）…都道府県※

○世帯の種類（3区分）、世帯の型（20区分）、住宅の所有の関係（2区分）、居住室数（7区分）別普通世帯数…都道府県

○世帯の種類（3区分）、世帯の型（20区分）、住宅の所有の関係（2区分）、居住室の畳数（8区分）別普通世帯数…都道府県

○世帯の型（20区分）、住宅の所有の関係（2区分）、延べ面積（6区分）別主世帯数…都道府県

○世帯の種類（5区分）、居住室の畳数（13区分）、1人当たり居住室の畳数（14区分）別世帯数…都道府県

○世帯の種類（3区分）、住宅の所有の関係（7区分）・世帯の年間収入階級（9区分）、1人当たり居住室の畳数（14区分）別普通世帯数…都道府県

○住宅の所有の関係（7区分）・世帯の型（20区分）、最低居住水準状況（2区分）別単身赴任者等を復元した主世帯数…都道府県※

○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（6区分）・建て方（4区分）、構造（2区分）・建築の時期（8区分）、居住室の規模（6区分）別居住室数…都道府県※、市

○住宅の種類（2区分）、腐朽破損の程度（3区分）、構造（4区分）、建て方（4区分）、延べ面積（6区分）、設備・台所の形態・冷暖房の状況（15区分）別住宅数…都道府県

○住宅の種類（2区分）、腐朽破損の程度（3区分）、構造（4区分）、建て方（4区分）、1人当たり居住室の畳数（5区分）、設備・台所の形態・冷暖房の状況（15区分）別住宅数…都道府県

○住宅の種類（2区分）、腐朽破損の程度（3区分）、構造（4区分）、建て方（4区分）、1人当たり居住室の畳数（6区分）、設備・台所の形態・冷暖房の状況（15区分）別住宅数…都道府県

○住宅の所有の関係（7区分）・建て方（4区分）、世帯人員（6区分）、最低居住水準・誘導居住水準状況（2区分）別主世帯数…都道府県※

○世帯の型（20区分）・家計を主に支える者の年齢（11区分）、世帯の年間収入階級（9区分）、最低居住水準・誘導居住水準状況（2区分）別主世帯数…都道府県※

○住宅の所有の関係（5区分）・建て方（4区分）・世帯人員（6区分）・世帯の型（8区分）・家計を主に支

（13区分）、収納スペース（3区分）・冷暖房設備状況（8区分）別住宅数（エレベーターのある共同住宅数－特掲）…都道府県※

○収納スペース（3区分）・冷暖房設備状況（8区分）別住宅数…市

○住宅の所有の関係（7区分）、建築の時期（8区分）、収納スペース（3区分）・冷暖房設備状況（8区分）別住宅数…都道府県

○住宅の所有の関係（6区分）、建て方（4区分）、構造（2区分）、収納スペース（3区分）・冷暖房設備状況（8区分）別住宅数…都道府県

○住宅の種類（3区分）・住宅の所有の関係（5区分）・建築の時期（8区分）、建て方（3区分）、駐車設備の状況（4区分）別自動車を持っている主世帯数…都道府県※

○住宅の所有の関係（2区分）、建て方（3区分）、駐車設備の状況（4区分）別自動車を持っている主世帯数…市

○住宅の種類（3区分）・住宅の所有の関係（5区分）、敷地面積（7区分）、建て方（2区分）、庭の状況（5区分）別一戸建及び長屋建の住宅数…都道府県※

○住宅の所有の関係（2区分）・敷地面積（7区分）、庭の状況（5区分）別一戸建及び長屋建の住宅数…市

○住宅の所有の関係（7区分）、建築の時期（8区分）、腐朽破損の程度（3区分）別住宅数…都道府県※

○住宅の建て方（4区分）、構造（5区分）、階数（4区分）、腐朽破損の程度（3区分）別住宅数…都道府県

○住宅の所有の関係（6区分）、建て方（2区分）、敷地面積（11区分）別一戸建及び長屋建の住宅数…都道府県※

○住宅の所有の関係（5区分）・建て方（2区分）、敷地面積（7区分）別一戸建・長屋建の住宅数…市

○住宅の種類（3区分）・敷地面積（11区分）、建築面積（9区分）別一戸建・長屋建の住宅数（一戸建住宅－特掲）…都道府県※

○住宅の所有の関係（6区分）、建て方（2区分）、建築面積（9区分）別一戸建及び長屋建の住宅数…都道府県※

○住宅の所有の関係（5区分）・建て方（2区分）、建築面積（9区分）別一戸建・長屋建の住宅数…市

○住宅の種類（3区分）、延べ面積（14区分）、敷地面積（11区分）別一戸建・長屋建の住宅数（一戸建住宅－特掲）…都道府県※

○住宅の種類（3区分）、建築の時期（11区分）、建築面積の敷地面積に対する割合（9区分）別一戸建・長屋建の住宅数及び1住宅当たり敷地面積…都道府県※

○建築面積の敷地面積に対する割合（9区分）別一戸建・長屋建の住宅数及び1住宅当たり敷地面積…市

○住宅の種類（3区分）、建築の時期（11区分）、延べ面積の敷地面積に対する割合（12区分）別一戸建・長屋建の住宅数及び1住宅当たり敷地面積…都道府県※

○住宅の延べ面積の敷地面積に対する割合（12区分）別一戸建・長屋建の住宅数及び1住宅当たり敷地面積…市

○敷地の所有の関係（2区分）、取得の時期（10区分）、敷地面積（11区分）別一戸建・長屋建の持ち家数（専用住宅数－特掲）…都道府県※

○敷地の取得の時期（10区分）別一戸建・長屋建の持ち家数及び1住宅当たり敷地面積（専用住宅数－特掲）…市

○住宅の種類（3区分）、腐朽破損の程度（3区分）別空き家数並びに住宅の種類（3区分）別一時現在者のみの住宅数及び建築中の住宅数…都道府県※

○建物の用途（3区分）、建て方（4区分）、構造（2区分）、階数（4区分）別むね数…都道府県※

○建物の用途（3区分）、建て方（4区分）、階数（4区分）別むね数…市

○建物の用途（3区分）、階数（4区分）、建築面積（10区分）別長屋建住宅及び共同住宅のむね数…都道府県※

○構造（2区分）、設備専用・共用、1むね内住宅数（5区分）別長屋建住宅及び共同住宅のむね数…都道府県※

○敷地面積（10区分）別長屋建住宅のむね数並びに構造（2区分）、階数（4区分）、敷地面積（10区分）別共同住宅のむね数…都道府県※

○敷地面積（10区分）別長屋建住宅及び共同住宅のむね数…市

住宅統計

平成6年12月26日以降

総務庁統計局統計調査部国勢統計課

愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県及び大分県の国勢統計区設定市区

○社会経済分類（21区分）、男女別15歳以上人口

平成5年住宅統計調査　確報集計都道府県・市区別結果のうち　秋田県、宮崎県、熊本県、愛媛県、奈良県、岩手県、大分県、青森県、岡山県、長崎県、栃木県、岐阜県、鳥取県、山形県、宮城県

○居住世帯の有無（8区分）別住宅数及び建物の種類（5区分）別人が居住する住宅以外の建物数…都道府県※

○居住世帯の有無（5区分）別住宅数及び人が居住する住宅以外の建物数…市

○住宅の種類(3区分)・所有の関係（9区分）別住宅数及び住宅以外の建物の種類(5区分)・所有の関係（2区分）別人が居住する住宅以外の建物数並びに世帯の種類（6区分)別世帯数及び世帯人員…都道府県※

○住宅数、人が居住する住宅以外の建物数並びに世帯の種類(6区分)別世帯数及び世帯人員…市

○住宅の種類（3区分)、住宅の所有の関係（8区分)、建築の時期（13区分）別住宅数…都道府県※

○住宅の種類（3区分)、構造（5区分)、建築の時期（13区分）別住宅数…都道府県※

○住宅の種類(3区分)・構造（3区分)、建築の時期（8区分）別住宅数…市

○住宅の建て方（4区分)、構造（5区分)、階数（4区分)、建築の時期（13区分）別住宅数…都道府県※

○住宅の建て方（4区分)、構造（3区分)、階数（4区分）別住宅数…市

○住宅の所有の関係（5区分)、建て方（4区分)、構造（2区分)、階数（4区分)、建築の時期（8区分）別専用住宅数…都道府県※

○住宅の所有の関係（5区分)、建て方（4区分）別専用住宅数…市

○住宅の種類（3区分)・建築の時期（8区分)、住宅の所有の関係（13区分）別住宅数、世帯数、世帯人員、1住宅当たり居住室数、1住宅当たり居住室の畳数、1人当たり延べ面積、1人当たり居住室の畳数及び1室当たり人員…都道府県※

○住宅の種類（3区分)、建て方（4区分)・住宅の所有の関係（5区分）別住宅数、世帯数、世帯人員、1住宅当たり居住室数、1住宅当たり居住室の畳数、1住宅当たり延べ面積、1人当たり居住室の畳数及び1室当たり人員…都道府県※

○住宅の種類（3区分)、住宅の所有の関係（2区分）別住宅数、世帯数、世帯人員、1住宅当たり居住室数、1住宅当たり居住室の畳数、1住宅当たり延べ面積、1人当たり居住室の畳数及び1室当たり人員…市

○住宅の所有の関係（2区分)、居住室数（10区分)、居住室の畳数（13区分）別住宅数…都道府県※

○住宅の所有の関係（2区分)、居住室数（8区分）別住宅数…市

○住宅の所有の関係（2区分)、居住室の畳数（7区分）別住宅数…市

○住宅の種類（3区分)、住宅の所有の関係（5区分)、建て方（4区分)、構造（2区分)、延べ面積（6区分）別住宅数…都道府県

○住宅の種類（3区分)、専用住宅の所有の関係（8区分)、延べ面積（10区分)、延べ面積（6区分）別住宅数…都道府県

○住宅の種類（3区分)、建て方（4区分)、構造（2区分)、建築の時期（8区分)、延べ面積（6区分）別住宅数…都道府県※

○住宅の種類（3区分)、延べ面積（6区分）別住宅数…市

○住宅の種類（3区分)、専用住宅の所有の関係（2区分)、建築の時期（8区分)、台所の形態（13区分）別住宅数…都道府県

○台所の型（5区分）別住宅数…市

○住宅の種類(3区分)・住宅の所有の関係(8区分)・建て方（4区分)、構造（2区分)・建築の時期（13区分)、設備状況（18区分）別住宅数（エレベーターのある共同住宅数一特掲）…都道府県※

○設備状況（18区分）別住宅数…市

○住宅の所有の関係（7区分)、建築の時期（8区分)、設備状況（18区分）別住宅数…都道府県

○住宅の所有の関係（6区分)、建て方（4区分)、構造（2区分)、設備状況（18区分）別住宅数…都道府県

○住宅の種類(3区分)・住宅の所有の関係(8区分)・建て方（4区分)・構造（2区分)・建築の時期

	化学工業統計速報（平成６年11月分）	〃	
	窯業・建材統計速報（平成６年11月分）	〃	
	ゴム製品統計速報（平成６年11月分）	〃	
	プラスチック製品統計速報（平成６年11月分）	〃	
	機械統計速報（平成６年11月分）	〃	
	繊維統計速報（平成６年11月分）	〃	
	紙・パルプ統計速報（平成６年11月分）	〃	
	雑貨統計速報（平成６年11月分）	〃	
	非鉄金属地金・加工品統計速報（平成６年11月分）	〃	
	石油統計速報（平成６年11月分）	12.26	
	鉱工業生産・出荷・在庫統計速報（平成６年11月分）	12.27	
	繊維統計月報（平成６年10月分）	12.25	
石炭等需給動態統計	エネルギー生産・需給統計月報（平成６年10月分）	〃	資源エネルギー庁
ガス事業生産動態統計	ガス事業統計月報（平成６年９月分）	12.18	
	エネルギー生産・需給統計月報（平成６年10月分）	12.25	通商産業大臣官房調査統計部
石油製品需給動態統計	エネルギー生産・需給統計月報（平成６年10月分）	〃	
商業動態統計調査	商業動態統計月報（平成６年10月分）	12.18	
	〃速報（平成６年10月分）	12. 1	
	大型小売店販売統計速報（平成６年10月分）	12.27	
通商産業省企業活動基本統計	企業活動基本調査報告書		
	第２巻　事業多角化等統計表（平成４年）	12.16	
	第３巻　子会社等統計表（平成４年）	〃	
商業実態基本調査	商業実態基本調査報告書		
	総括編（平成４年）	12.26	
	産業編（平成４年）	〃	
特定サービス産業実態調査	特定サービス産業実態調査報告書		
	物品賃貸業編（平成５年）	12.20	
	情報サービス業編（平成５年）	〃	
	広告業編（平成５年）	〃	
	クレジットカード業編（平成５年）	〃	
	エンジニアリング業編（平成５年）	〃	
	テニス場編（平成５年）	〃	
	機械設計業編（平成５年）	〃	
	遊園地・テーマパーク編（平成５年）	〃	
	ゴルフ練習場編（平成５年）	〃	
	カルチャーセンター編（平成５年）	〃	
繊維流通統計	紙・パルプ統計月報（平成６年10月分）	12.25	
商鉱工業石油等消費統計	石油等消費動態統計速報（平成６年10月分）	12.22	
	〃月報（平成６年10月分）	12.30	
港湾調査	港湾統計月報（平成６年２月分）	12.16	運輸省運輸政策局情報管理部
造船造機統計	造船造機統計月報（平成６年５月分）	12.12	
	〃速報（平成６年10月分）	12.13	
鉄道車両等生産動態統計調査	鉄道車両等生産動態統計調査年報（平成５年度分）	12.14	
	〃月報（平成６年５月分）	〃	
	〃速報（平成６年11月分）	12.22	
	〃月報（平成６年６月分）	12.27	
船員労働統計	船員労働統計季報（平成６年６月分）	〃	
自動車輸送統計	自動車輸送統計速報（平成６年６月分）	12. 7	
	〃年報（平成５年度分）	12.16	
	〃月報（平成６年４月分）	12.27	
内航船舶輸送統計	内航船舶輸送統計速報（平成６年８月分）	12. 5	
	〃月報（平成６年８月分）	12. 8	
毎月勤労統計調査	毎月勤労統計調査月報（全国調査）(平成６年９月分)	12. 6	労働大臣官房政策調査部
	平成６年毎月勤労統計調査特別調査結果速報	12.20	
	毎月勤労統計調査月報（地方調査）(平成６年５月分)	12.21	
	毎月勤労統計調査結果速報（平成６年11月分）	12.28	
建築着工統計	月刊住宅着工統計　平成６年10月分）	12. 1	建設省建設経済局調査情報課
	建設統計月報（平成６年10月分）	12.10	
	建築着工統計調査報告（平成６年11月分）	12.27	
建設工事統計	建設統計月報（平成６年９月分）	12. 9	
	公共工事着工統計調査報告（平成６年10月分）	12.10	

○総務庁告示第十四号

統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第七条第四項の規定に基づき、指定統計調査の結果の公表等に関し報告を受けた事項を次のとおり告示する。

平成七年二月十五日

総務庁長官　山口　鶴男

統計法施行令第７条第１項ただし書に規定する方法による公表に係る事項

指定統計の名称	閲覧の期間	閲覧の場所	公表に係る集計事項		作成機関
国勢調査	平成６年12月13日以降	総務庁統計局統計調査部国勢統計課	平成２年国勢調査集計結果　その３ ○従業地による産業（中分類），年齢（５歳階級），男女別15歳以上就業者数（総数及び雇用者）…全国，都道府県 ○従業地による産業（中分類），男女別15歳以上就業者数（総数及び雇用者）…人口10万以上の市 ○従業地による職業（中分類），年齢（５歳階級），男女別15歳以上就業者数（総数及び雇用者）…全国，都道府県 ○従業地による職業（中分類），男女別15歳以上就業者数（総数及び雇用者）…人口10万以上の市	従業地・通学地	総務庁統計局
国勢調査	平成６年12月13日以降	総務庁統計局統計調査部国勢統計課	平成２年国勢調査　国勢統計区別集計(抽出詳細集計に係る分)による結果のうち北海道，青森県，宮城県，山形県，茨城県，千葉県，神奈川県，新潟県，石川県，岐阜県，静岡県，		

○総務庁告示第十二号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年二月七日

総務庁長官　山口　鶴男

指定統計の名称　商業統計

調査票の使用目的　群馬県が、商業施策の基礎資料として町丁字別等の商業の実態を把握するため、前橋市及び高崎市に係る昭和六十三年及び平成二年の商業統計調査商業調査票（甲及び乙）（いずれも磁気テープに転写分）から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　群馬県企画部統計情報課及び同県商工労働部経営指導課の職員並びに株式会社日本統計センター技術本部営業部営業一課の職員

○総務庁告示第十三号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年二月七日

総務庁長官　山口　鶴男

指定統計の名称　農林業センサス

調査票の使用目的　東北農業試験場が、地域総合研究課題「地域農業構造の解明と稲作経営の展開方向」の研究の一環として行う地域農業構造モデル開発の基礎資料を得るため、山形県遊佐町に係る一九八五年農業センサス及び一九九〇年世界農林業センサスの農家調査票から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　東北農業試験場農村計画部地域計画研究室長　門間敏幸、同室研究員　浅井悟及び磯島昭代並びに同試験場企画連絡室総合研究第一チーム主任研究員　関野幸二

○総務庁告示第十四号

統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第七条第四項の規定に基づき、指定統計調査の結果の公表等に関し報告を受けた事項を次のとおり告示する。

平成七年二月九日　　総務庁長官　山口　鶴男

官報以外の刊行物による公表に係る事項

指定統計の名称	刊行物の名称	発行年月日	作成機関
労働力調査	労働力調査報告（平成6年10月分）	平成6 12.14	総務庁統計局
	〃（速報）(平成6年11月分）	12.27	
小売物価統計	小売物価統計調査報告主要都市（平成6年10月分）	12. 8	
	〃東京都区部（平成6年11月分）	〃	
	消費者物価指数月報（平成6年10月分）	〃	
	〃（速報）全国（平成6年11月分）	12.27	
	〃（〃）東京都区部（平成6年12月分及び年平均）	〃	
家計調査	家計調査報告（速報）(平成6年10月分）	12.20	
	〃（平成6年9月分）	12.26	
法人企業統計	法人企業統計季報（平成6年7～9月期）	12.22	大蔵省財政金融研究所調査統計部
学校基本調査	平成6年度学校基本調査報告書（初等中等教育機関　専修学校・各種学校　編）	12.20	文部省大臣官房調査統計企画課
学校保健統計	平成6年度学校保健統計調査速報	12.19	
人口動態調査	人口動態統計月報（概数）(平成6年7月分）	12. 9	厚生省大臣官房統計情報部
	人口動態統計速報（平成6年10月分）	12.20	
薬事工業生産動態統計調査	薬事工業生産動態統計月報（平成6年2月分）	12. 8	厚生省薬務局
	〃（平成6年3月分）	12.14	
医療施設統計	医療施設動態調査月報(概数)(平成6年7月分)	11.29	厚生省大臣官房統計情報部
牛乳乳製品統計	牛乳乳製品統計（平成6年11月分）	12.27	農林水産省経済局統計情報部
農家経済調査	農家経済収支（平成6年10月分)(併載：農村消費水準指数）	12.22	
作物統計	野菜の生産出荷予想（冬春きゅうり（冬どり）外5品目)(11月20日現在)	12. 8	
	平成6年産かんしょの収穫量	12.16	
	平成6年産水陸稲の収穫量	12.20	
	平成6年産ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、すももの収穫量及び出荷量	〃	
	平成6年産夏作豆類（乾燥子実）の収穫量	12.21	
	平成6年産飼料作物の収穫量	12.22	
養蚕収繭量統計	平成6年初秋蚕及び晩秋蚕収繭量（収繭期）	〃	
製材統計	製材統計（平成6年10月分）	12. 5	
工業統計調査	工業統計速報（平成5年）	12.22	通商産業大臣官房調査統計部
通商産業省生産動態統計	鉄鋼統計確報（平成6年10月分）	12.16	
	化学工業統計確報（平成6年10月分）	〃	
	窯業・建材統計確報（平成6年10月分）	〃	
	ゴム製品統計確報（平成6年10月分）	〃	
	プラスチック製品統計確報（平成6年10月分）	〃	
	機械統計確報（平成6年10月分）	〃	
	繊維統計確報（平成6年10月分）	〃	
	紙・パルプ統計確報（平成6年10月分）	〃	
	雑貨統計確報（平成6年10月分）	〃	
	資源統計確報（平成6年10月分）	〃	
	エネルギー生産・需給統計確報（平成6年10月分）	〃	
	鉱工業生産・出荷・在庫指数確報（平成6年10月分）	〃	
	鉄鋼統計月報（平成6年10月分）	12.25	
	化学工業統計月報（平成6年10月分）	〃	
	窯業・建材統計月報（平成6年10月分）	〃	
	ゴム製品統計月報（平成6年10月分）	〃	
	プラスチック製品統計月報（平成6年10月分）	〃	
	機械統計月報（平成6年10月分）	〃	
	繊維統計月報（平成6年10月分）	〃	
	紙・パルプ統計月報（平成6年10月分）	〃	
	雑貨統計月報（平成6年10月分）	〃	
	資源統計月報（平成6年10月分）	〃	
	エネルギー生産・需給統計月報（平成6年10月分）	〃	
	原材料統計速報（平成6年10月分）	12.16	
	鉄鋼統計速報（平成6年11月分）	12.27	

保有機関の名称	文部省
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	学術情報センター事業部データベース課
ファイル保有目的	学術研究及び図書館業務の支援のための情報検索サービス事業に使用する。
ファイル記録項目	1著者名、2所属機関名、3標題、4掲載誌名、5出版年、6掲載誌巻号、7掲載頁、8データ作成機関
ファイル記録範囲	我が国の学術雑誌に掲載された記事の著者
処理情報の収集方法	学術雑誌目次速報データベース形成事業に参加する国公私立大学、短期大学、高等専門学校及び大学共同利用機関等の分担作成したデータを収集
処理情報の経常的提供先	1公私立の大学、短期大学、高等専門学校の教員及び図書館職員等 2大学院学生等 3その他所長が適当と認めた者
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	学術情報センター管理部総務課 〒112 東京都文京区大塚3—29—1

2　既に公示された内容について平成7年1月4日までに変更のあった個人情報ファイル

国税庁が保有する個人情報ファイルの一部の変更

個人情報ファイルの名称	税理士名簿ファイル
保有機関の名称	平成6年11月1日総務庁告示第81号（以下「告示第81号」という。）と同じ。
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	告示第81号と同じ。
ファイル保有目的	〃
ファイル記録項目	〃
ファイル記録範囲	〃
処理情報の収集方法	〃
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	本人の事務所所在地を所轄する税務署（その名称は、告示第81号と同じ。その所在地は宇都宮税務署については〒320 宇都宮市昭和2—1—7、伊那税務署については〒396 伊那市伊那3545—1、吉野税務署については〒639—31 吉野郡吉野町丹治132、久慈税務署については〒028 久慈市川崎町15—15、豊田税務署については〒471 豊田市平芝町4—44、高梁税務署については〒716 高梁市向町13、鳥取税務署については〒680 鳥取市富安2—89—4鳥取第一地方合同庁舎、臼杵税務署については〒875 臼杵市大字臼杵2—107—637、鹿屋税務署については〒893 鹿屋市西原4—5—1鹿屋合同庁舎、種子島税務署については〒891—31 西之表市大字西之表9786西之表地方合同庁舎に変更され、他の税務署については告示第81号と同じ。）
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等	告示第81号と同じ。
個人情報ファイルの名称	所得税納税者原簿管理ファイル、みなし法人課税選択者ファイル、漢字ファイル、源泉徴収義務者ファイル、債権管理あて名ファイル、延納あて名ファイル、未到来債権管理ファイル、相続税及び贈与税の納税猶予対象者ファイル（2ファイル）、相続税及び贈与税の納税猶予対象特例農地等ファイル（2ファイル）
保有機関の名称	告示第81号と同じ。
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	〃
ファイル保有目的	〃
ファイル記録目的	〃
ファイル記録範囲	〃
処理情報の収集方法	〃
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	本人の納税地を所轄する税務署（税理士名簿ファイルの内容と同じ。）
個人情報ファイルの名称	所得税確定納税額ファイル、消費税ファイル、債権管理ファイル
保有機関の名称	告示第81号と同じ。
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	〃
ファイル保有目的	〃
ファイル記録項目	〃
ファイル記録範囲	〃
処理情報の収集方法	〃
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	本人の納税地を所轄する税務署（税理士名簿ファイルの内容と同じ。）
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等	告示第81号と同じ。

備考

1　「個人情報ファイルの名称」

個人情報ファイルの名称及びファイル記録項目が同一である個人情報ファイルは、まとめて掲載しており、個人情報ファイルの名称の後の（　）内の数字は、この場合の個人情報ファイルの数を示している。

2　「他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等」

法第19条に規定されている「他の法律又はこれに基づく命令の規定により、処理情報の内容の全部若しくは一部が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載されこれらが既に処理情報の本人に交付されているとき、処理情報の内容の全部若しくは一部が公表され若しくは閲覧に供されているとき、又は処理情報の本人が処理情報の内容の全部若しくは一部を知らせるべき旨の請求をすることができるとき」に該当し、開示請求ができない場合について記載している。

○総務庁告示第十一号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年二月三日

総務庁長官　山口　鶴男

一　指定統計の名称　造船造機統計

調査票の使用目的　広島県が、広島県鉱工業生産・出荷・在庫指数を作成する基礎資料として鋼船製造及び鋼船修繕の月別生産量を把握するため、同県に係る平成七年一月から平成八年十二月までの各月分の造船造機統計調査票から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　広島県企画振興部統計課の職員

二　指定統計の名称　造船造機統計

調査票の使用目的　山口県が、山口県鉱工業生産・出荷・在庫指数を作成する基礎資料として鋼船製造の月別生産量を把握するため、同県に係る平成七年　月から平成八年十二月までの各月分の造船造機統計調査票から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　山口県企画部統計課の職員

個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　東京法務局豊島出張所

ファイル保有目的　商号を使用する個人個人に関する登記を行うとともに登記事項の公開に資する。

ファイル記録項目　1商号、2商号譲渡人の債務に関する免責、3営業所、4商号使用者、5営業の種類、6登記記録を起こした事由及び年月日、7登記記録を閉鎖した事由及び年月日、8登記記録を復活した事由及び年月日

ファイル記録範囲　商号を使用する個人商人であって商号の登記をした者

処理情報の収集方法　商業登記法（昭和38年法律第125号）その他登記に関する法令の規定に基づく申請、嘱託又は職権

処理情報の経常的提供先　商業登記法に基づく請求者

他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等　すべてのファイル記録項目の内容について何人でも、商業登記法の規定により、これらを記載した登記事項要約書又は登記事項証明書の交付を請求することができる。

個人情報ファイルの名称　商業登記法第113条の2第1項の未成年者登記簿

保有機関の名称　法務省

個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　東京法務局豊島出張所

ファイル保有目的　法定代理人の営業の許可を得た未成年者に関する登記を行うとともに登記事項の公開に資する。

ファイル記録項目　1未成年者、2営業所、3営業の種類、4登記記録を起こした事由及び年月日、5登記記録を閉鎖した事由及び年月日、6登記記録を復活した事由及び年月日

ファイル記録範囲　法定代理人の営業の許可を得た未成年者であってその登記をした者

処理情報の収集方法　商業登記法（昭和38年法律第125号）その他登記に関する法令の規定に基づく申請、嘱託又は職権

処理情報の経常的提供先　商業登記法に基づく請求者

他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等　すべてのファイル記録項目の内容について何人でも、商業登記法の規定により、これらを記載した登記事項要約書又は登記事項証明書の交付を請求することができる。

個人情報ファイルの名称　商業登記法第113条の2第1項の後見人登記簿

保有機関の名称　法務省

個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　東京法務局豊島出張所

ファイル保有目的　被後見人のために営業を行おうとする後見人に関する登記を行うとともに登記事項の公開に資する。

ファイル記録項目　1後見人、2無能力者、3営業所、4営業の種類、5登記記録を起こした事由及び年月日、6登記記録を閉鎖した事由及び年月日、7登記記録を復活した事由及び年月日

ファイル記録範囲　被後見人のために営業を行おうとする後見人であってその登記をした者

処理情報の収集方法　商業登記法（昭和38年法律第125号）その他登記に関する法令の規定に基づく申請、嘱託又は職権

処理情報の経常的提供先　商業登記法に基づく請求者

他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等　すべてのファイル記録項目の内容について何人でも、商業登記法の規定により、これらを記載した登記事項要約書又は登記事項証明書の交付を請求することができる。

個人情報ファイルの名称　商業登記法第113条の2第1項の支配人登記簿

保有機関の名称　法務省

個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　東京法務局豊島出張所

ファイル保有目的　個人商人の支配人に関する登記を行うとともに登記事項の公開に資する。

ファイル記録項目　1支配人、2営業主、3支配人を置いた営業所、4共同代理に関する規定、5支配人が代理すべき営業、6支配人が使用すべき商号、7登記記録を起こした事由及び年月日、8登記記録を閉鎖した事由及び年月日、9登記記録を復活した事由及び年月日

ファイル記録範囲　個人商人の支配人であってその登記をした者

処理情報の収集方法　商業登記法（昭和38年法律第125号）その他登記に関する法令の規定に基づく申請、嘱託又は職権

処理情報の経常的提供先　商業登記法に基づく請求者

他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等　すべてのファイル記録項目の内容について何人でも、商業登記法の規定により、これらを記載した登記事項要約書又は登記事項証明書の交付を請求することができる。

個人情報ファイルの名称　学籍管理ファイル

保有機関の名称　文部省

個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　名古屋大学学生部、文学部、教育学部、法学部、経済学部、情報文化学部、理学部、医学部、工学部、農学部

ファイル保有目的　学生の基本情報、学籍異動内容及び成績評価を記録し、学籍記録及び学生指導に利用する。

ファイル記録項目　1学籍番号、2氏名、3性別、4生年月日、5本籍、6出身校、7学籍異動内容、8所属、9指導教官、10取得免許、11進路先、12入学試験成績順位

ファイル記録範囲　在学生、卒業生（平成6年度以降）

処理情報の収集方法　本人からの届出、教授会審議結果

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項ただし書への該当　法第13条第1項ただし書に該当するため開示請求ができない。

個人情報ファイルの名称　成績管理ファイル

保有機関の名称　文部省

個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　名古屋大学学生部、文学部、教育学部、法学部、経済学部、情報文化学部、理学部、医学部、工学部、農学部

ファイル保有目的　学生の基本情報及び成績評価を記録し、履修登録・成績処理及び学生指導に利用する。

ファイル記録項目　1学籍番号、2時間割、3整理番号、4単位取得期、5成績評価、6授業科目、7所属、8授業担当教官

ファイル記録範囲　在学生、卒業生（平成6年度以降）

処理情報の収集方法　本人からの届出、教官からの成績報告

法第13条第1項ただし書への該当　法第13条第1項ただし書に該当するため開示請求ができない。

個人情報ファイルの名称　学術雑誌目次速報データベース

○総務庁告示第十号

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和六十三年法律第九十五号）第六条第一項の規定による通知のあった個人情報ファイルについて、同法第八条第一項の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年二月一日

総務庁長官　山口　鶴男

1　行政機関が平成6年10月2日から7年1月4日までの間に保有を開始した個人情報ファイル

個人情報ファイルの名称	古物商及び市場主管理ファイル
保有機関の名称	警察庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全局生活安全企画課
ファイル保有目的	古物商及び市場主に関する許可証の交付、書換等の事務の適正な遂行を確保する。
ファイル記録項目	1管轄警察署、2申請書等の受理警察署、3許可証番号、4許可証の種類、5申請年月日、6許可年月日、7再交付年月日、8廃業年月日、9休業期間、10主たる業務、11営業者氏名、12営業者生年月日、13営業者住所、14営業者本（国）籍、15営業所形態、16営業所名称、17営業所所在地、18取り扱う古物の種類、19主たる取り扱う古物の種類、20管理者等の種類、21管理者等氏名、22管理者等生年月日、23管理者等住所、24管理者等本（国）籍
ファイル記録範囲	古物営業法（昭和24年法律第108号）の規定により古物商又は市場主の許可を受けた者並びに当該許可に係る管理者等（管理者及び法定代理人）
処理情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部からの報告
処理情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	警察庁情報通信局情報管理課 〒100　東京都千代田区霞が関２－１－１
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等	3、4、11から14まで、16から18までの各ファイル記録項目の内容は、古物営業法及び同法施行規則（昭和24年総理府令第7号）の規定により古物商許可証及び古物市場主許可証に記載され、既に営業者に交付されている。 3及び19の各ファイル記録項目の内容は、同法及び同法施行規則の規定により古物商許可表示札又は市場主許可表示札に記載され、営業所又は市場に表示されている。 21及び23の各ファイル記録項目のうち古物商管理者に関する内容は、同法及び同法施行規則の規定により古物商許可証に記載され、既に営業者に交付されている。 21、23及び24の各ファイル記録項目のうち古物商及び市場主の法定代理人に関する内容は、同法及び同法施行規則の規定により古物商許可証及び古物市場主許可証に記載され、既に営業者に交付されている。

個人情報ファイルの名称	行商管理ファイル
保有機関の名称	警察庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全局生活安全企画課
ファイル保有目的	行商に関する許可証の交付　書換等の事務の適正な遂行を確保する。
ファイル記録項目	1管轄警察署、2申請書等の受理警察署、3古物商許可証番号、4古物商氏名・名称、5営業所名称、6営業所所在地、7氏名、8生年月日、9住所、10許可証番号、11申請年月日、12許可年月日、13交付年月日、14再交付年月日、15更新期限年月日、16許可証返納年月日、17本（国）籍
ファイル記録範囲	古物営業法（昭和24年法律第108号）の規定により行商の許可を受けた者
処理情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部からの報告
処理情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	警察庁情報通信局情報管理課 〒100　東京都千代田区霞が関２－１－１
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等	4から10まで、13、15及び17の各ファイル記録項目の内容は、古物営業法及び同法施行規則（昭和24年総理府令第7号）の規定により古物行商許可証に記載され、既に本人に交付されている。

個人情報ファイルの名称	質屋管理ファイル
保有機関の名称	警察庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全局生活安全企画課
ファイル保有目的	質屋に関する許可証の交付、書換等の事務の適正な遂行を確保する。
ファイル記録項目	1管轄警察署、2申請書等の受理警察署、3許可証番号、4申請年月日、5許可年月日、6再交付年月日、7廃業年月日、8休業期間、9主たる業務、10営業者氏名、11営業者生年月日、12営業者住所、13営業者本（国）籍、14営業所形態、15営業所名称、16営業所所在地、17管理者等の種類、18管理者等氏名、19管理者等生年月日、20管理者等住所、21管理者等本（国）籍
ファイル記録範囲	質屋営業法（昭和25年法律第158号）の規定により質屋営業の許可を受けた者及び当該許可に係る管理者等（管理者及び法定代理人）
処理情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部からの報告
処理情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	警察庁情報通信局情報管理課 〒100　東京都千代田区霞が関２－１－１
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等	3、10から13まで、15及び16の各ファイル記録項目の内容は、質屋営業法及び同法施行規則（昭和25年総理府令第25号）の規定により許可証に記載され、既に営業者に交付されている。 3のファイル記録項目の内容は、同法及び同法施行規則の規定により表示札に記載され、営業所に表示されている。 18及び20の各ファイル記録項目のうち管理者に関する内容は、同法及び同法施行規則の規定により許可証に記載され、既に営業者に交付されている。 18、20及び21の各ファイル記録項目のうち法定代理人に関する内容は、同法及び同法施行規則の規定により許可証に記載され、既に営業者に交付されている。

個人情報ファイルの名称	不動産登記法第151条ノ２第１項の登記簿（６ファイル）
保有機関の名称	法務省
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	東京法務局城北出張所、宇都宮地方法務局小山出張所、大阪法務局泉出張所、広島法務局呉支局、仙台法務局迫出張所、松山地方法務局川内出張所
ファイル保有目的	不動産に関する登記を行うとともに登記事項の公開に資する。
ファイル記録項目	1不動産の表示に関する事項、2不動産の所有権に関する事項、3不動産の所有権以外の権利に関する事項
ファイル記録範囲	不動産に関する権利の登記名義人
処理情報の収集方法	不動産登記法（明治32年法律第24号）その他登記に関する法令の規定に基づく申請、嘱託又は職権
処理情報の経常的提供先	不動産登記法に基づく請求者、不動産所在地の市町村長
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等	すべてのファイル記録項目の内容が、不動産登記法の規定により、登記原因を証する書面又は申請書の副本に登記済の旨が記載され、既に本人に還付されている。 すべてのファイル記録項目の内容について何人でも、同法の規定により、これらを記載した登記事項証明書又は登記事項要約書の交付を請求することができる。

個人情報ファイルの名称	商業登記法第113条の２第１項の商号登記簿
保有機関の名称	法務省

○警察庁告示第一号

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律施行令（平成元年政令第二百六十号）第九条第一項第六号の規定に基づき、同号の個人情報ファイル及びそれぞれの個人情報ファイルに係る同号の符号又は記述を次のように指定する。

平成七年二月一日

警察庁長官　國松　孝次

個人情報ファイルの名称	符号又は記述
古物商及び市場主管理ファイル	許可証の種類及び番号
行商管理ファイル	許可証の番号
質屋管理ファイル	許可証の番号

○国家公安委員会告示第一号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の二第五項の規定により平成七年一月二十日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる身体障害者用の車いす等の型式認定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第三条の規定に基づき、告示する。

平成七年二月二日

国家公安委員会委員長　野中　広務

型式認定番号	原動機を用いる車いすの名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K95—1	中山式電動三輪車 N—200	中山式産業株式会社 東京都荒川区南千住６丁目48番20号
交　K95—2	電動カート「壮快」 200型	極東開発工業株式会社 兵庫県西宮市甲子園口６丁目１番45号
交　K95—3	電動カート「壮快」 235型	極東開発工業株式会社 兵庫県西宮市甲子園口６丁目１番45号
交　K95—4	電動カート「壮快」 400型	極東開発工業株式会社 兵庫県西宮市甲子園口６丁目１番45号
交　K95—5	電動カート「壮快」 255／J型	極東開発工業株式会社 兵庫県西宮市甲子園口６丁目１番45号
交　K95—6	電動カート「壮快」 255／T型	極東開発工業株式会社 兵庫県西宮市甲子園口６丁目１番45号

○公正取引委員会告示第一号

当委員会は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第一項の規定に基づき排除命令をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年二月二日

公正取引委員会委員長　小粥　正巳

一　排除命令を受けた事業者の名称及び住所

有限会社オートファッション（代表者　取締役　井筒　敦満）　香川県三豊郡豊中町大字本山甲一八二二番地二

二　排除命令の要旨

(一)　主文の要旨

1　有限会社オートファッションは、一般消費者の誤認を排除するために、別表記載の〇台の中古自動車を　般消費者に販売するに当たり、当該中古自動車の走行距離計を走行距離数のより少ない走行距離計に交換することにより、走行距離数を過少に表示し、平成六年　〇月から同年　二月までの間に同社の展示場に展示しており、これは、中古自動車の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示である旨を速やかに公示しなければならない。

2　有限会社オートファッションは、今後、中古自動車の取引に関し、本件記載事実と同様の表示をすることにより、中古自動車の走行距離数につ　て実際の走行距離数より過少であると　般消費者に誤認される表示をしてはならない。

(二)　事実の要旨

1　有限会社オートファッションは、肩書地に本店を置き、中古自動車の販売業を営む事業者である。

2　有限会社オートファッションは、平成四年四月の会社設立以降、入荷した中古自動車の一部について、その走行距離計を走行距離数のより少ない走行距離計に交換すること（以下「走行距離計の交換」という。）により、走行距離数を過少に表示し、同社の展示場に展示し　般消費者に販売してきたところ、平成六年　〇月から同年一二月までの間に同社の展示場に展示していた中古自動車のうち別表記載の中古自動車　〇台について、　般消費者に販売するに当たり、それぞれ、実走行距離数が同表（A）欄記載の数値以上であったにもかかわらず、走行距離計の交換を行い、同表（B）欄記載の数値のとおりであるかのように走行距離数を過少に表示していた。

(三)　法令の適用

前記事実によれば、有限会社オートファッションは、中古自動車の内容について、実際のものよりも著しく優良であると　般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって、かかる行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

三　不服申立の方法

この命令に不服がある者は、不当景品類及び不当表示防止法第八条第　項及び「不当景品類及び不当表示防止法第六条第三項の規定による排除命令の告示及び同法第八条第　項の規定による審判手続の開始の請求に関する規則」（昭和三七年公正取引委員会規則第三号）第二条で定めるところにより、この告示の日から三〇日以内に、当委員会に対し、当該命令に係る行為について、審判手続の開始を請求することができる。

なお、この排除命令の表示は、「平成六年（排）第一三号」である。

別表

番号	年式及び車種	車台番号	実走行距離数（キロメートル）（A）	表示走行距離数（キロメートル）（B）
一	平成三年式トヨタチェイサー	JZX八一―五〇二六七七八	六六〇〇〇	三三〇七一
二	平成二年式ニッサンスカイライン	HCR三二―〇六九五九六	六九〇〇〇	二九七五三
三	昭和六三年式ニッサンシルビア	S一三―〇一四一三一	八二〇〇〇	五二六四二
四	平成二年式ニッサンインフィニティQ45	HG五〇―〇〇七二〇九	九九〇〇〇	二九九二〇
五	平成三年式ホンダレジェンド	KA七―一〇一一〇六	七九〇〇〇	二九五六一
六	平成元年式ニッサンレパード	GF三一―〇三三五三四	六〇〇〇〇	一九六二七
七	平成二年式トヨタクラウン	LS一三〇―七〇六二七八	八四〇〇〇	三四九七五
八	平成元年式ニッサンセドリック	CY三一―五〇二一七九	五五〇〇〇	三四二四六
九	平成元年式ニッサンスカイライン	FR三二―〇〇二〇六一	四七〇〇〇	二七〇〇四
一〇	平成二年式トヨタクラウン	MS一三七―一一六九〇四	五九〇〇〇	三九八八〇

（注）　別表中の実走行距離数は、千キロメートル未満を切り捨てたものである。

○総理府
　大蔵省告示第一号
　農林水産省

自作農維持資金融通法（昭和三十年法律第百六十五号）附則第四項の規定に基づき、同項の内閣総理大臣、農林水産大臣及び大蔵大臣の定める利率の特例を次のように定め、平成六年六月二十九日総理府・大蔵省・農林水産省告示第二号（自作農維持資金融通法附則第四項の規定に基づき、同項の内閣総理大臣、農林水産大臣及び大蔵大臣の定める利率の特例を定める件）は、廃止する。

平成七年二月十日

内閣総理大臣　村山　富市
大蔵大臣　武村　正義
農林水産大臣　大河原太一郎

自作農維持資金融通法（以下「法」という。）第二条第　項第一号に掲げる資金のうち次の各号に掲げるものの利率については、平成六年六月二十九日総理府・大蔵省・農林水産省告示第一号（自作農維持資金融通法附則第四項の規定に基づき、同項の内閣総理大臣、農林水産大臣及び大蔵大臣の定める利率を定める件）の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

一　災害（平成五年五月下旬から九月上旬までの間の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令（平成五年政令第三百六十号）第一条第一項において指定された天災による災害に限る。）により資金を必要とする農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）第二条第二項に規定する特別被害農業者で同条第五項第一号に掲げる特別被害地域内において農業を営むものに限る。）に対し貸し付けられるもの　年三分（当該貸付けの日から起算して三年を経過する日までの期間に限る。）

二　農業に精進する見込みのある農業者で農業経営の再建整備を図ろうとするものに対する農林漁業金融公庫による自作農維持資金の融通の特例に関する省令（昭和五十四年大蔵省・農林水産省令第一号）又は農業に精進する見込みのある農業者で農業経営の再建整備を図ろうとするものに対する沖縄振興開発金融公庫による自作農維持資金の融通の特例に関する命令（昭和五十四年総理府・大蔵省・農林水産省令第一号）で定める理由により資金を必要とする農業者に対し平成十三年三月三十一日までの間に貸し付けられるもの　年三分五厘

三　農業に精進する見込みのある農業者で農林水産大臣が指定する負債の円滑な支払を図ろうとするものに対する農林漁業金融公庫による自作農維持資金の融通の臨時特例に関する省令（平成元年大蔵省・農林水産省令第一号）又は農業に精進する見込みのある農業者で農林水産大臣が指定する負債の円滑な支払を図ろうとするものに対する沖縄振興開発金融公庫による自作農維持資金の融通の臨時特例に関する命令（平成元年総理府・大蔵省・農林水産省令第一号）で定める理由により資金を必要とする農業者であって、この告示の施行の日から平成十三年三月三十　日までの間に法第五条第　項の規定による認定を受けたものに対し貸し付けられるもの　年三分五厘

附　則

この告示の施行前に農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

告示

○総理府告示第九号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成七年二月十三日

内閣総理大臣　村山　富市

名称	自由民主党本部周辺地域
期間	平成七年二月十七日から平成八年二月十六日まで
地域	東京都千代田区　平河町一丁目（五番及び六番に限る。） 平河町二丁目 紀尾井町（一番から三番までに限る。）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成七年二月一日

人事院総裁　弥富啓之助

人事院規則九―二―二一

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

2　教育職俸給表㈡の備考㈡の人事院規則で定める職員は、前項第一号及び第二号に掲げる者のうちその職務の級が三級である者とする。

第十条第二項を次のように改める。

2　教育職俸給表㈢の備考㈡の人事院規則で定める職員は、前項の職員のうちその職務の級が三級である者とする。

第十条に次の一項を加える。

3　第一項の職員のうち同項第二号に掲げる者については、同項の規定にかかわらず、当分の間、教育職俸給表㈡を適用する。この場合において、その職務の級が三級である者は、同表の備考㈡の人事院規則で定める職員とする。

附　則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成七年二月一日

人事院総裁　弥富啓之助

人事院規則九―八―二四

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第二十三条第七項中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「特別措置法」という。）の適用を受ける職員を」を削り、「四級に」の下に「職員を」を加え、「特別措置法第五条第一項」を「給与法別表第六ロの備考㈡又はハの備考㈡」に改める。

第二十四条第四項中「特別措置法の適用を受ける職員を」を削り、「四級から」の下に「職員を」を加え、「特別措置法第五条第一項」を「給与法別表第六ロの備考㈡又はハの備考㈡」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日に職員を教育職俸給表㈡又は教育職俸給表㈢の職務の級四級に昇格させた場合又は職務の級三級から降格させた場合における改正後の規則九―八第二十三条第七項又は第二十四条第四項の規定の適用については、これらの規定中「給与法別表第六ロの備考㈡又はハの備考㈡」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第八十九号）による改正前の国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条第一項」とする。

人事院は、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づき、人事院規則九―五七（教職調整額の支給方法等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成七年二月一日

人事院総裁　弥富啓之助

人事院規則九―五七―一一

人事院規則九―五七（教職調整額の支給方法等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五七（教職調整額の支給方法等）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「特別措置法」という。」を削る。

第三条を削る。

附　則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

ロ　フレキシブルの運搬容器　最大収容重量

四　前三号に規定するもののほか、運搬容器の外部に行う表示に関し必要な事項は、告示で定める。

第四十五条に次の一項を加える。

4　令第二十九条第五号の規定により、液体の危険物又は危険等級IIの固体の危険物を機械により荷役する構造を有する運搬容器に収納して積載する場合には、当該容器に対する衝撃等を防止するための措置を講じなければならない。ただし、危険等級IIの固体の危険物をフレキシブルの運搬容器、ファイバ板製の運搬容器及び木製の運搬容器以外の運搬容器に収納して積載する場合は、この限りでない。

別表第三の二の次に別表として次の二表を加える。

別表第3の3（第43条関係）

運搬容器（固体用のもの）			危険物の類別及び危険等級の別								
種類		最大容積	第一類 I	第一類 II	第一類 III	第二類 II	第二類 III	第三類 I	第三類 II	第五類 I	第五類 II
金属製		3,000ℓ	○	○	○	○	○	○	○		○
フレキシブル	樹脂クロス製	3,000ℓ		○	○	○	○		○		○
	プラスチックフィルム製	3,000ℓ		○	○	○	○		○		○
	織布製	3,000ℓ		○	○	○	○		○		○
	紙製（多層のもの）	3,000ℓ		○	○	○	○		○		○
硬質プラスチック製		1,500ℓ	○	○	○	○	○		○		○
		3,000ℓ		○	○	○	○		○		○
プラスチック内容器付き		1,500ℓ	○	○	○	○	○		○		○
		3,000ℓ		○	○	○	○		○		○
ファイバ板製		3,000ℓ		○	○	○	○		○		○
木製（ライナー付き）		3,000ℓ		○	○	○	○		○		○

備考

1　○印は、危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物には、当該各欄に掲げる運搬容器がそれぞれ適応するものであることを示す。

2　フレキシブル、ファイバ板製及び木製の運搬容器にあつては、収納及び排出方法が重力によるものに限る。

別表第3の4（第43条関係）

運搬容器（液体用のもの）		危険物の類別及び危険等級の別							
種類	最大容積	第三類 I	第三類 II	第四類 I	第四類 II	第四類 III	第五類 I	第五類 II	第六類 I
金属製	3,000ℓ		○		○	○		○	
硬質プラスチック製	3,000ℓ		○		○	○		○	
プラスチック内容器付き	3,000ℓ		○		○	○		○	

備考　○印は、危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物には、当該各欄に掲げる運搬容器がそれぞれ適応するものであることを示す。

別記様式第四の４中「鋼製タンク・鋼製二重殻タンク・強化プラスチック製二重殻タンク」を「鋼製タンク・強化プラスチック製二重殻タンク　鋼製二重殻タンク・鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」に改め、同様式に備考三として次のように加える。

3　「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」とは、令第13条第２項第２号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに同項第１号ロに掲げる措置を講じたものをいう。

附　則

1　この省令は、平成七年四月一日から施行する。

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十八条第一項中「第十七条第三項」を「第十七条第三項第五号」に改め、同条第二項中「次項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項中「給油取扱所」の下に「(次項に定めるものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第一項の給油取扱所(天然ガスを充てんするための設備を設けるものに限る。)は、屋内給油取扱所以外の給油取扱所にあつては第二十七条の二、屋内給油取扱所にあつては前条の規定に適合しなければならない。

第二十八条の二の三の見出し中「自家用給油取扱所」を「天然ガス充てん設備設置給油取扱所等」に改め、同条第一項中「第二十八条第一項」を「天然ガス充てん設備設置給油取扱所及び第二十八条第一項」に改め、同条第三項中「令第十七条第二項の屋内給油取扱所」を「屋内給油取扱所」に、「第二十八条の二の二」を「前条」に改める。

第三十九条の三第一項中「固体の危険物にあつては別表第三、液体の危険物にあつては別表第三の二の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物についてこれらの表において適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあつては、外装容器)又は自治大臣が貯蔵又は取扱いの安全上これと同等以上であると認めて告示した容器(以下この条において「内装容器等」という。)に適合し、かつ、第四十三条の三に定める収納の基準に適合するようにしなければならない」を「次の各号に掲げる容器の区分に応じ、当該各号の定めるところによるものとする」に改め、同項ただし書中「内装容器等」を「次の各号に定める容器」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次号に掲げる容器以外の容器　固体の危険物にあつては別表第三、液体の危険物にあつては別表第三の二に定める基準に適合する内装容器(内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあつては、外装容器)又は自治大臣が貯蔵若しくは取扱いの安全上この基準に適合する容器と同等以上であると認めて告示したもの(以下この条において「内装容器等」という。)であり、かつ、第四十三条の三第一項に定める収納の基準に適合すること。

二　機械によるつり上げ又は持ち上げを行うためのつり具、フォークリフトポケット等を有する容器(第四十三条において「機械により荷役する構造を有する容器」という。)　第四十三条第一項第二号に規定する運搬容器であり、かつ、第四十三条の三第二項に定める収納の基準に適合すること。

第三十九条の三第二項中「前項」を「前項第一号」に、「は、見やすい箇所に第四十四条第一項各号に定める表示を」を「にあつては第四十四条第一項各号に定める表示を、前項第二号の容器にあつては同条第一項各号及び第六項各号に定める表示を、それぞれ見やすい箇所に」に改める。

第四十三条第一項中「固体の危険物を収納するものにあつては別表第三、液体の危険物を収納するものにあつては別表第三の二の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物についてこれらの表において適応するものとされる運搬容器に適合するものでなければならない」を「次の各号に掲げる容器の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　次号に掲げる容器以外の容器　固体の危険物を収納するものにあつては別表第三、液体の危険物を収納するものにあつては別表第三の二に定める基準に適合すること。ただし、自治大臣が運搬の安全上この基準に適合する運搬容器と同等以上であると認めて告示したものについては、この限りでない。

二　機械により荷役する構造を有する容器　固体の危険物を収納するものにあつては別表第三の三、液体の危険物を収納するものにあつては別表第三の四に定める基準及びイからへまでに定める基準に適合すること。ただし、自治大臣が運搬の安全上これらの基準に適合する運搬容器と同等以上であると認めて告示したものについては、この限りでない。

イ　運搬容器は、腐食等の劣化に対して適切に保護されたものであること。

ロ　運搬容器は、収納する危険物の内圧及び取扱い時又は運搬時の荷重によつて当該容器に生じる応力に対して安全なものであること。

ハ　運搬容器の附属設備には、収納する危険物が当該附属設備から漏れないように措置が講じられていること。

ニ　容器本体が枠で囲まれた運搬容器は、次の要件に適合すること。

(1)　容器本体は、常に枠内に保たれていること。

(2)　容器本体は、枠との接触により損傷を生ずるおそれがないこと。

(3)　運搬容器は、容器本体又は枠の伸縮等により損傷が生じないものであること。

ホ　下部に排出口を有する運搬容器は、次の要件に適合すること。

(1)　排出口には、閉鎖位置に固定できる弁が設けられていること。

(2)　排出のための配管及び弁には、外部からの衝撃による損傷を防止するための措置が講じられていること。

(3)　閉止板等によつて排出口を二重に密閉することができる構造であること。ただし、固体の危険物を収納する運搬容器にあつては、この限りでない。

ヘ　イからホまでに規定するもののほか、運搬容器の構造に関し必要な事項は、告示で定める。

第四十三条第四項中「告示で定める落下試験、気密試験、内圧試験及び積み重ね試験において告示で定める基準に適合しなければならない」を「次の各号に掲げる容器の区分に応じ、当該各号に定める性能を有しなければならない」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　次号に掲げる容器以外の容器　告示で定める落下試験、気密試験、内圧試験及び積み重ね試験において告示で定める基準に適合すること。ただし、収納する危険物の品名、数量、性状等に応じて告示で定める容器にあつては、この限りでない。

二　機械により荷役する構造を有する容器　告示で定める落下試験、気密試験、内圧試験、積み重ね試験、底部持ち上げ試験、頂部つり上げ試験、裂け伝播試験、引き落とし試験及び引き起こし試験において告示で定める基準に適合すること。ただし、収納する危険物の品名、数量、性状等に応じて告示で定める容器にあつては、この限りでない。

第四十三条の三中「自治省令で」を「規定により」に改め、同条本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　令第二十九条第一号の規定により、第四十三条第一項第二号に定める運搬容器(次条及び第四十五条において「機械により荷役する構造を有する運搬容器」という。)への収納は、前項(第三号を除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　次に掲げる要件に適合する運搬容器に収納すること。

イ　腐食、損傷等異常がないこと。

ロ　金属製の運搬容器、硬質プラスチック製の運搬容器又はプラスチック内容器付きの運搬容器にあつては、次に掲げる試験及び点検において、漏れ等異常がないこと。

(1)　二年六月以内の間に行われた気密試験(液体の危険物又は〇・一重量キログラム毎平方センチメートル以上の圧力を加えて収納し、若しくは排出する固体の危険物を収納する運搬容器に限る。)

(2)　二年六月以内の間に行われた運搬容器の外部の点検及び附属設備の機能点検並びに五年以内の間に行われた運搬容器の内部の点検

二　複数の閉鎖装置が連続して設けられている運搬容器に危険物を収納する場合は、容器本体に近い閉鎖装置を先に閉鎖すること。

三　ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を運搬容器に収納し、又は排出するときは、当該災害の発生を防止するための措置を講ずること。

四　温度変化等により液状になる固体の危険物は、液状となつた当該危険物が漏れない運搬容器に収納すること。

五　液体の危険物を収納する場合には、五十五度の温度における蒸気圧が一・三重量キログラム毎平方センチメートル以下のものを収納すること。

六　硬質プラスチック製の運搬容器又はプラスチック内容器付きの運搬容器に液体の危険物を収納する場合には、当該運搬容器は製造されてから五年以内のものとすること。

七　前各号に規定するもののほか、運搬容器への収納に関し必要な事項は、告示で定める。

第四十四条に次の一項を加える。

6　機械により荷役する構造を有する運搬容器の外部に行う表示は、第一項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一　運搬容器の製造年月及び製造者の名称

二　積み重ね試験荷重

三　運搬容器の種類に応じ、次に掲げる重量

イ　フレキシブル以外の運搬容器　最大総重量(最大収容重量の危険物を収納した場合の運搬容器の全重量をいう。)

掲げる給油取扱所（第二十六条及び第四十条の三の七において「航空機給油取扱所」という。）」に改める。

第二十六条の二第一項中「船舶給油取扱所（令第十七条第三項に規定する船舶給油取扱所をいう。以下同じ。）」を「令第十七条第三項第二号に掲げる給油取扱所（以下この条及び第四十条の三の八において「船舶給油取扱所」という。）」に改める。

第二十七条第一項中「鉄道給油取扱所（令第十七条第三項に規定する鉄道給油取扱所をいう。以下同じ。）」を「令第十七条第三項第三号に掲げる給油取扱所（以下この条及び第四十条の三の九において「鉄道給油取扱所」という。）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（天然ガス充てん設備設置屋外給油取扱所の基準の特例）

第二十七条の二　令第十七条第三項第四号に掲げる給油取扱所（以下この条、次条及び第二十八条の二の三において「天然ガス充てん設備設置給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2　天然ガス充てん設備設置給油取扱所については、令第十七条第一項第九号、第十号、第十二号及び第十五号の規定は、適用しない。

3　天然ガス充てん設備設置給油取扱所には、給油又はこれに付帯する業務のための次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けてはならない。この場合において、第一号の二から第三号までの用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが出入りするものを除く。）の床面積の合計は、三百平方メートルを超えてはならない。

一　給油、灯油の詰替え又は天然ガスの充てんのための作業場

一の二　給油取扱所の業務を行うための事務所

二　給油、灯油の詰替え、自動車等の点検・整備若しくは洗浄又は天然ガスの充てんのために給油取扱所に出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場

三　自動車等の点検・整備を行う作業場

四　自動車等の洗浄を行う作業場

五　給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所

4　前項の天然ガス充てん設備設置給油取扱所に設ける建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口（自動車等の出入口で前項第一号、第三号及び第四号の用途に供する部分に設けるものを除く。）に甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。この場合において、当該建築物の前項第五号の用途に供する部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画され、かつ、給油取扱所の敷地内に面する側の壁に出入口がない構造としなければならない。

5　前項の建築物のうち、事務所その他火気を使用するもの（第三項第三号及び第四号の用途に供する部分を除く。）は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない第二十五条の四第五項各号に掲げる構造としなければならない。

6　天然ガス充てん設備設置給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該設備は、第二号及び第三号に定めるところにより設けなければならない。

一　自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器並びに天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第二条第二十号の天然ガススタンドをいう。以下この項及び次項において同じ。）及び防火設備（同規則第十二条第二十一号の防消火設備のうち防火設備をいう。以下この項及び次項において同じ。）

二　自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器の位置、構造又は設備の基準は、それぞれ次のとおりとすること。

イ　自動車等の洗浄を行う設備　第二十五条の五第二項第一号に定める基準

ロ　自動車等の点検・整備を行う設備　第二十五条の五第二項第二号に定める基準

ハ　混合燃料油調合器　第二十五条の五第二項第三号に定める基準

三　天然ガススタンドの圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管並びに防火設備の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、それぞれ次のとおりとすること。

イ　圧縮機

(1)　位置は、給油空地及び注油空地（以下この号において「給油空地等」という。）以外の場所であること。

(2)　ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に、圧縮機の運転を自動的に停止させる装置を設けること。

(3)　吐出側直近部分の配管に逆止弁を設けること。

ロ　貯蔵設備

位置は、イ(1)の圧縮機の位置の例によるほか、貯蔵設備が安全弁を有するガス容器である場合にあつては、火災の際生ずる熱の影響を受けるおそれがない場所であること。

ハ　ディスペンサー

(1)　位置は、イ(1)の圧縮機の位置の例によるほか、給油空地等においてガスの充てんを行うことができない場所であること。

(2)　充てんホースは、自動車等のガスの充てん口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とし、かつ、著しい引張力が加わつた場合に当該充てんホースの破断によるガスの漏れを防止する措置が講じられたものであること。

(3)　自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ニ　ガス配管

(1)　給油空地等に設置する場合には、地盤面下に埋設すること。

(2)　給油空地等以外の場所に設置する場合には、自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。ただし、自動車等の衝突を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。

(3)　漏れたガスが滞留するおそれのある場所に設置する場合には、接続部を溶接とすること。ただし、当該接続部の周囲にガスの漏れを検知することができる設備を設けた場合は、この限りでない。

(4)　ガス導管から圧縮機へのガスの供給及び貯蔵設備からディスペンサーへのガスの供給を緊急に停止することができる装置を設けること。この場合において、当該装置の起動装置は、火災その他の災害に際し、すみやかに操作することができる箇所に設けること。

ホ　防火設備のポンプ機器

(1)　位置は、イ(1)の圧縮機の位置の例によること。

(2)　起動装置は、火災その他の災害に際し、すみやかに操作することができる箇所に設けること。

7　第三項から前項までに定めるもののほか、天然ガス充てん設備設置給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

一　防火設備から放出された水が、給油空地、注油空地及び専用タンクの注入口付近に達することを防止するための措置を講ずること。

二　簡易タンク又は専用タンクの注入口から漏れた危険物が、圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー、ガス配管（地盤面下に埋設されたものを除く。）及び防火設備が設置されている部分に達することを防止するための措置を講ずること。

三　固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、灯油用固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクには、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

四　簡易タンクを設ける場合には、天然ガススタンドのガス設備から火災が発生した場合に当該タンクへの延焼を防止するための措置を講ずること。

（天然ガス充てん設備設置屋内給油取扱所の基準の特例）

第二十七条の三　令第十七条第三項第四号に掲げる給油取扱所に係る令第十七条第三項の規定による同条第二項に掲げる基準の特例は、前条第三項、第六項及び第七項の規定の例によるほか、この条の定めるところによる。

2　天然ガス充てん設備設置屋内給油取扱所については、令第十七条第二項においてその例によるものとされる同条第一項第九号及び第十五号並びに同条第二項第七号及び第九号ただし書の規定は、適用しない。

3　建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の窓及び出入口（自動車等の出入口で前条第三項第一号、第三号及び第四号の用途に供する部分に設けるものを除く。）には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けなければならない。

4　令第十七条第二項第一号の建築物は、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有しないものでなければならない。

○自治省令第一号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき平成六年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成七年二月六日

自治大臣　野中　広務

地方団体に対して交付すべき平成六年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令

平成六年の三陸はるか沖地震により被害を受けた青森県八戸市並びに平成七年の兵庫県南部地震により被害を受けた大阪府並びに兵庫県並びに大阪府大阪市、豊中市、池田市、吹田市及び箕面市並びに兵庫県神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名郡津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町及び東浦町並びに三原郡緑町、西淡町、三原町及び南淡町については、当該被害の程度を考慮して自治大臣が定める額を平成七年二月において交付し、同年三月において交付すべき額から当該額を控除した額を同月において交付する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○自治省令第二号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第八条の二第四項第三号、第十三条第一項第七号、第二項及び第三項、第十七条第三項、第二十六条第一項第二号及び第十一号、第二十七条第三項第一号、第二十八条第二号並びに第二十九条第一号、第二号及び第五号の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十四日

自治大臣　野中　広務

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二の九を第六条の二の十とし、第六条の二の八の次に次の一条を加える。

（タンクコンテナの表示）

第六条の二の九　令第八条の二第四項第三号の自治省令で定める表示は、国際海上危険物規程（IMDGコード）に従つて次に掲げる事項が記されたものとする。

一　最初の試験に関する事項で、次に掲げるもの

イ　水圧試験の実施年月日

ロ　水圧試験の試験圧力

ハ　水圧試験の立会者による証明

二　最近の定期試験に関する事項で、次に掲げるもの（最初の試験を実施した日から五年以上経過しているタンクに限る。）

イ　圧力試験の実施年月

ロ　圧力試験の試験圧力

ハ　圧力試験の実施者の刻印

三　タンクの最大常用圧力

第二十四条第一項中「又は地下貯蔵タンクに令第十三条第二項第一号イに掲げる措置を講じたもの（第一号、第二号及び次項において「鋼製二重殻タンク」という。）」を削り、同項第一号中「（鋼製二重殻タンク及び地下貯蔵タンクに令第十三条第二項第一号ロに掲げる措置を講じたもの（第三号及び次項第二号において「強化プラスチック製二重殻タンク」という。）の地下貯蔵タンクを除く。）」を削り、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第二項第四号」に、「地下貯蔵タンク又は鋼製二重殻タンク」を「令第十三条第二項第二号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンク又は同号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに同項第一号イに掲げる措置を講じたもの（第二号及び第三号において「鋼製二重殻タンク」という。）」に改め、同項第二号を削り、同項第一号中「鋼製二重殻タンク」を「タンク室以外の場所に設置された鋼製二重殻タンク」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　令第十三条第二項第二号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに同項第一号ロに掲げる措置を講じたものの地下貯蔵タンクの外面は、第二十四条の二の二第三項第二号の規定により強化プラスチックを被覆した部分にあつては前項第一号イに掲げる方法により、それ以外の部分にあつては同号ホに掲げる方法により保護すること。

第二十四条第二項に次の一号を加える。

三　タンク室に設置された鋼製二重殻タンクの外面は、前項第一号イからホまでに掲げるいずれかの方法により保護すること。

第二十四条第三項中「第十三条第三項第一号」を「第十三条第三項」に改める。

第二十四条の二の二第三項中「当該タンクの底部から危険物の最高液面を超える部分までの外側に厚さ二ミリメートル以上のガラス繊維等を強化材とした強化プラスチックを間げきを有するように」を「次の各号に掲げる地下貯蔵タンクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより」に改め、同項に次の各号を加える。

一　令第十三条第二項第二号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンク　当該タンクの底部から危険物の最高液面を超える部分までの外側に厚さ二ミリメートル以上のガラス繊維等を強化材とした強化プラスチックを間げきを有するように被覆すること。

二　令第十三条第二項第二号ロに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンク　当該タンクの外側にイに掲げる樹脂及びロに掲げる強化材で造られた強化プラスチックを間げきを有するように被覆すること。

イ　日本工業規格K六九一九「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」に適合する樹脂又はこれと同等以上の品質を有するビニルエステル樹脂

ロ　日本工業規格R三四一一「ガラスチョップドストランドマット」、日本工業規格R三四一二「ガラスロービング」、日本工業規格R三四一三「ガラス糸」、日本工業規格R三四一五「ガラステープ」、日本工業規格R三四一六「処理ガラスクロス」又は日本工業規格R三四一七「ガラスロービングクロス」に適合するガラス繊維

第二十四条の二の六を第二十四条の二の八とし、第二十四条の二の三から第二十四条の二の五までを二条ずつ繰り下げ、第二十四条の二の二の次に次の二条を加える。

（強化プラスチックの材質）

第二十四条の二の三　令第十三条第二項第二号ロの自治省令で定める強化プラスチックは、次の表の上欄に掲げる貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める樹脂及び強化材で造られたものとする。

貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類	樹脂		強化材
	危険物と接する部分	その他の部分	
自動車ガソリン（日本工業規格K二二〇二「自動車ガソリン」に規定するものをいう。）	日本工業規格K六九一九「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」（UP－CM、UP－CE又はUP－CEEに係る規格に限る。）に適合する樹脂又はこれと同等以上の耐薬品性を有するビニルエステル樹脂	前条第三項第二号イに掲げる樹脂	前条第三項第二号ロに掲げる強化材

（強化プラスチック製二重殻タンクの安全な構造）

第二十四条の二の四　令第十三条第二項第三号の規定により、同項第二号ロに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに同項第一号ロに掲げる措置を講じたもの（第一号において「強化プラスチック製二重殻タンク」という。）は、次に掲げる荷重が作用した場合において、変形が当該地下貯蔵タンク直径の三パーセント以下であり、かつ、曲げ応力度比（曲げ応力を許容曲げ応力で除したものをいう。）の絶対値と軸方向応力度比（引張応力又は圧縮応力を許容軸方向応力で除したものをいう。）の絶対値の和が一以下である構造としなければならない。この場合において、許容応力を算定する際の安全率は、四以上の値とする。

一　強化プラスチック製二重殻タンクの頂部が水面から〇・五メートル下にある場合に当該タンクに作用する圧力

二　タンクの種類に応じ、次に掲げる圧力の内水圧

イ　圧力タンク以外のタンク　〇・七重量キログラム毎平方センチメートル

ロ　圧力タンク　最大常用圧力の一・五倍の圧力

第二十四条の六第一項中「航空機給油取扱所（令第十七条第三項に規定する航空機給油取扱所をいう。以下同じ。）」を「令第十七条第三項第一号に

○建設省令第三号

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第二条第一項、第三条第四号及び第六号から第八号まで、第十三条第一項並びに第十八条第二項並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令（平成五年政令第二百五十五号）第一条第二号の規定に基づき、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十六日

建設大臣　野坂　浩賢

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「額）とし、」を「額）。」に改める。

第二条第一項中「行わなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第二項第五号中「の状況」を削る。

第七条第一項第二号中「都道府県知事が定める」を「当該都道府県知事が定める」に改める。

第九条第一項中「法第三条第四号」を「法第三条第四号イ又はロ」に改め、同条第四項中「前項第五号」を「前項第六号」に改める。

第十一条中「賃貸住宅の戸数」を「住宅の戸数」に、「都道府県知事が別に」を「当該都道府県知事が別に」に、「前二条の」を「前二条に」に改める。

第十四条中「選定」を「選定方法」に改める。

第十五条第一号中「者である」を「者であり、かつ、当該賃貸住宅の管理を自ら行う」に改める。

第十六条中「状況」を「実態」に改める。

第十九条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同条第七号中「電気室、」を削り、「管理室」を「管理事務所」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「通路並びに」を削り、同号の次に次の一号を加える。

五　通路

第二十条第一項第五号中「当該住宅」を「当該特定優良賃貸住宅」に改める。

第二十五条第二号中「応じて必要な場合」を「より必要があると認められる場合に」に改める。

第二十六条第一号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第三号中「地方公共団体の長が定める」を「当該地方公共団体の長が定める」に改め、同条第四号中「地方公共団体の長が定める額」を「当該地方公共団体の長が定める額」に改める。

第二十七条第三項第一号中「基づく」を「規定する」に改め、同条第四項中「前項第四号」を「前項第五号」に改める。

第二十九条中「地方公共団体は」の下に「、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者については」を加え、「地方公共団体の長」を「当該地方公共団体の長」に改め、「、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者に限って」を削る。

第三十二条を次のように改める。

（大都市の特例）

第三十二条　この省令中都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、当該指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この省令中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

附則に次の二項を加える。

（阪神・淡路大震災に係る入居者の資格の特例）

3　阪神・淡路大震災の発生した日から起算して三年を経過する日までの間は、第十八条各号に掲げる者が建設し、若しくは賃貸する住宅又は地方公共団体が賃貸する住宅の入居者の資格については、阪神・淡路大震災により相当数の住宅が滅失した市町村で滅出した住宅の戸数その他の住宅の被害の程度について被災市街地復興特別措置法施行規則（平成七年建設省令第二号）第十四条に規定する基準に適合するものの区域内において当該震災により滅失した住宅に居住していた者及び当該市町村の区域内において実施される都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十五項に規定する都市計画事業又は被災市街地復興特別措置法施行規則第十五条に規定する事業の実施に伴い移転が必要となった者（次項において「被災居住者等」という。）が第七条第二号に掲げる者に該当しない場合であっても、賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるものでその所得が五十六万六千円以下で当該都道府県知事が定める額以下のものである場合には、これを同号に掲げる者とみなして、第七条及び第九条第一項の規定を適用する。

4　阪神・淡路大震災の発生した日から起算して三年を経過する日までの間は、地方公共団体が建設する賃貸住宅の入居者の資格については、被災居住者等が第二十六条第三号に掲げる者に該当しない場合であっても、賃貸住宅に入居させることが適当である者として当該地方公共団体の長が認めるものでその所得が五十六万六千円以下で当該地方公共団体の長が定める額以下のものである場合には、これを同号に掲げる者とみなして、第二十六条及び第二十七条第一項の規定を適用する。

別記様式5の項第一号中「[illegible]」を「[illegible]」に改める。

別添中「[illegible]」を「[illegible]」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第二（第八条関係）

復興共同住宅区換地申出書

年　月　日

殿

申出人　住所
　　　　氏名　　　　　　㊞

被災市街地復興特別措置法第１２条第１項の規定により、下記の宅地についての換地を復興共同住宅区内に定めるべき旨の申出をします。

記

所在及び地番	地目	地積

建設を予定する共同住宅の概要

共同住宅の概要	全体棟数	棟	全体戸数	戸
	住棟番号	階数	戸数	構造
資金計画	概算事業費	円		
	うち自己資金	円		

備考
1　「構造」欄には、耐火構造又は準耐火構造の別を記載すること。
2　「自己資金」欄は、建築主が個人の場合にのみ記載すること。

別記様式第三（第十条関係）

復興共同住宅区宅地共有化申出書

年　月　日

殿

申出人　住所
　　　　氏名　　　　　　㊞
　　　　住所
　　　　氏名　　　　　　㊞

被災市街地復興特別措置法第１３条第１項の規定により、下記の宅地について換地を定めないで復興共同住宅区内の土地の共有持分を与えるように定めるべき旨の申出をします。

記

所有者の氏名	所在及び地番	地目	地積	換地処分後の共有持分

備考
1　「地積」欄の最下段に地積の合計を記載すること。
2　「換地処分後の共有持分」欄は、従前の宅地の価額の割合と異なる割合を定めることを希望する場合にのみ記載すること。

建設を予定する共同住宅の概要

共同住宅の概要	全体棟数	棟	全体戸数	戸
	住棟番号	階数	戸数	構造
資金計画	概算事業費	円		
	うち自己資金	円		

備考
1　「構造」欄には、耐火構造又は準耐火構造の別を記載すること。
2　「自己資金」欄は、建築主が個人の場合にのみ記載すること。

（復興共同住宅区内に換地を定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物）

第九条　法第十二条第二項第一号の建設省令で定める工作物は、仮設の工作物とする。

（宅地の共有化の申出）

第十条　法第十三条第一項の規定による申出は、別記様式第三の申出書を提出してするものとする。

2　前項の申出書には、法第十三条第一項ただし書の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（復興共同住宅区内の土地の共有持分を与えるように定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物）

第十一条　法第十三条第三項第一号の建設省令で定める工作物は、仮設の工作物とする。

（登記所への届出事項）

第十二条　施行者が法第十五条第七項の規定により登記所に届け出なければならない事項は、次に掲げるものとする。

一　法第十五条第二項又は第三項の規定により換地計画において与えるように定められた住宅等の所在の郡、市、区、町村、字及び地番並びに家屋番号

二　換地処分の予定時期

（換地計画で法第十七条第一項の規定による保留地を定める場合の認可申請手続）

第十三条　法第十七条第一項の規定により、換地計画において、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めようとする場合において、土地区画整理法第八十六条第一項後段（地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。）又は第九十七条第一項（地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。）の認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第十七条第一項後段の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（住宅の被害の程度についての基準）

第十四条　法第二十一条の住宅の被害の程度について建設省令で定める基準は、当該市町村の区域内における法第五条第一項第一号の災害により滅失した住宅の戸数が百戸以上又はその区域内にある住宅の戸数の一割以上であり、かつ、当該市町村の区域を包括する都道府県及び当該都道府県に隣接する都道府県の区域内における同号の災害により滅失した住宅の戸数がおおむね四千戸（当該市町村の区域内における同号の災害により滅失した住宅の戸数が二百戸以上である場合にあってはおおむね二千戸、当該市町村の区域内における同号の災害により滅失した住宅の戸数が四百戸以上又はその区域内にある住宅の戸数の二割以上である場合にあってはおおむね千二百戸）以上であることとする。

（市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業）

第十五条　法第二十一条の建設省令で定める市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業は、次に掲げるものとする。

一　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業

二　住宅地区改良法による住宅地区改良事業

三　法第二条第五号に規定する公営住宅等の建設に関する事業

四　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）による賃貸住宅の建設の事業その他国又は地方公共団体の補助を受けて実施される賃貸住宅の建設の事業で当該賃貸住宅の戸数が五十戸以上であるもの

五　国又は地方公共団体の補助を受けて実施される住宅市街地の開発整備に関する事業（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）で当該事業に係る施行地区の面積が二千平方メートル以上であるもの

（法第二十二条第二項の建設省令で定める戸数）

第十六条　法第二十二条第二項の建設省令で定める戸数は、百戸とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、法の施行の日から施行する。

（建設省組織規程の一部改正）

2　建設省組織規程（昭和五十九年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第二項中「第六十八条第十号及び第十二号から第十四号」を「第六十八条第十一号及び第十三号から第十五号」に改める。

別記様式第一（第二条関係）

被災市街地復興推進地域内建築行為等許可申請書

年　月　日

殿

申請者　住所

氏名　㊞

被災市街地復興特別措置法（以下「法」という。）第7条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

（一）　土地の形質の変更

区域に含まれる地域の名称	
区域の面積	
土地の形質の変更の内容等	

（二）　建築物の新築、改築又は増築

建築物の敷地の所在及び地番	
建築物の用途及び構造等	
新築、改築又は増築の別	
敷地面積、建築面積及び延べ面積	

備考

1　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　「土地の形質の変更の内容等」欄には、当該土地の形質の変更の具体的内容及び当該土地の形質の変更が法第7条第2項第1号イ、ロ又はハに該当する場合にあっては、その旨を記載すること。

3　「建築物の用途及び構造等」欄には、当該建築物が自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別及び当該建築物の構造並びに当該建築物の新築、改築又は増築が法第7条第2項第2号イ、ロ又はハに該当する場合にあっては、その旨を記載すること。

○建設省令第二号

被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）において準用する場合を含む。）及び都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）並びに被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）の規定に基づき、被災市街地復興特別措置法施行規則を次のように定める。

平成七年二月二十六日

建設大臣　野坂　浩賢

被災市街地復興特別措置法施行規則

（認可申請書の添付書類）

第一条　被災市街地復興特別措置法（以下「法」という。）第六条第三項の規定により被災市街地復興土地区画整理事業を施行しようとする都道府県、地方住宅供給公社、住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団は、土地区画整理法第五十二条第一項若しくは第七十一条の二第一項又は住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第四十一条第一項（地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。）の認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第六条第三項の規定による協議の上であることを証する書類を添付しなければならない。

2　法第六条第五項の規定により市街地再開発事業を施行しようとする都道府県、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は地方住宅供給公社は、都市再開発法第五十一条第一項又は第五十八条第一項の認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第六条第五項の規定による協議の上であることを証する書類を添付しなければならない。

（建築行為等の許可の申請）

第二条　法第七条第一項の規定による許可の申請は、別記様式第一の申請書を提出してするものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、都道府県知事が、これらの図書を得ることができない正当な理由があると認める場合においては、この限りでない。

一　土地の形質の変更にあっては、次に掲げる図書

イ　当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ　設計図で縮尺千分の一以上のもの（法第七条第二項第一号イに該当する行為に限る。）

二　建築物の新築、改築又は増築にあっては、次に掲げる図書

イ　敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

ロ　二面以上の建築物の断面図で縮尺二百分の一以上のもの（法第七条第二項第二号ロ又はハに該当する行為に限る。）

3　前項第一号ロの設計図は、土地の形質の変更後における公共の用に供する施設の位置及び形状を、当該土地の形質の変更により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものでなければならない。

（市街地開発事業に準ずる事業）

第三条　法第七条第三項第八号の建設省令で定める事業は、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）による住宅地区改良事業とし、同号の建設省令で定める公告、告示等は、住宅地区改良法第八条第一項に規定する告示とする。

（法第七条第六項の規定による公告の内容等の掲示）

第四条　都道府県知事は、法第七条第六項の規定による公告をしたときは、その公告の内容その他必要な事項を、当該公告の日から十日間当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示しなければならない。

（土地の買取りの申出の相手方の公告）

第五条　法第八条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について都道府県知事の定める方法で行うものとする。

一　当該被災市街地復興推進地域の名称

二　土地の買取りの申出の相手方の名称及び住所

三　当該相手方に対し申出をすべき土地の区域

2　前項第三号の土地の区域の表示は、土地に関し権利を有する者が自己の権利に係る土地が当該区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならない。

（復興共同住宅区を定める場合の地方公共団体施行及び行政庁施行に関する認可申請手続）

第六条　土地区画整理法第五十二条第一項、第五十五条第十二項、第六十六条第一項又は第六十九条第十二項の認可を申請しようとする者は、法第十一条第一項の規定により事業計画において復興共同住宅区を定めようとするときは、認可申請書に、土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）第三条の二各号に掲げる事項のほか、復興共同住宅区の位置及び面積を記載しなければならない。

（復興共同住宅区に関する図書）

第七条　復興共同住宅区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2　前項の設計説明書には復興共同住宅区の面積を記載し、前項の設計図は縮尺千二百分の一以上とするものとする。

3　第一項の設計図及び土地区画整理法施行規則第六条第一項の設計図は、併せて一葉の図面とするものとする。

（復興共同住宅区への換地の申出）

第八条　法第十二条第一項の規定による申出は、別記様式第二の申出書を提出してするものとする。

2　前項の申出書には、法第十二条第一項ただし書の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（技能検定に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前に旧規則別表第十一の四、別表第十二、別表第十三、別表第十三の三又は別表第十三の四の検定職種の欄に掲げる電気めっきに係る技能検定に合格した者は、新規則の適用については、それぞれ、新規則別表第十一の四、別表第十二、別表第十三、別表第十三の三又は別表第十三の四の検定職種の欄に掲げるめっきに係る技能検定に合格した者とみなす。

2　この省令の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる電気めっきに係る技能検定において学科試験に合格した者は、新規則第六十五条第二項及び第三項、第六十八条の二並びに別表第十四の適用については、それぞれ、新規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げるめっきに係る技能検定において学科試験の試験科目のうち、電気めっき作業法を選択して学科試験に合格した者とみなす。

3　この省令の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる電気めっきに係る技能検定において実技試験に合格した者は、新規則第六十五条第二項及び第三項、第六十八条の二並びに別表第十四の適用については、それぞれ、新規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げるめっきに係る技能検定において実技試験の試験科目のうち、電気めっき作業を選択して実技試験に合格した者とみなす。

○労働省令第七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十四日

労働大臣　浜本　万三

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「豊能郡の区域内に所在する事業所の事業主」の下に「（労働大臣の定める基準に従って、相当程度、当該事業主から委託を受けて製造、修理その他の行為を業として行う事業主であると、当該事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長が認定する事業主を含む。）」を、「）内に所在する事業所の事業主」の下に「（労働大臣の定める基準に従って、相当程度、当該事業主から委託を受けて製造、修理その他の行為を業として行う事業主であると、当該事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長が認定する事業主（以下この項において「下請事業主」という。）を含む。）」を、「又は指定地域」と「の下に」、「事業所において」とあるのは「事業所（下請事業主の事業所であって指定地域外に所在するものを含む。）において」と」を加え、「指定地域の区域内に所在する事業所の事業主」を「指定地域内に所在する事業所の事業主（指定地域外に所在する事業所に係る下請事業主を含む。）」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（平成七年労働省令第七号）の施行の日から平成七年三月三十一日までの間における前項の規定の適用については、同項中「であると、当該事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長が認定する事業主を」とあるのは「（以下この項において「下請事業主」という。）又は主として、下請事業主から委託を受けて製造、修理その他の行為を業として行う事業主（中小企業事業主に限る。）であると、当該事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長が認定する事業主を」と、「であると、当該事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長が認定する事業主（」を「（以下この項において「下請事業主」という。）又は主として、下請事業主から委託を受けて製造、修理その他の行為を業として行う事業主（次号イ(5)に規定する中小企業の事業主に限る。）であると、当該事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長が認定する事業主（」と、「下請事業主」とあるのは「認定下請事業主」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表第十三の四鋳造の項の前に次のように加える。

さく井	一　井戸一般 二　主なさく井施工の方法 三　さく井工事用材料の種類及び用途 四　安全衛生に関する基礎的な知識	さく井作業

別表第十三の四電気めっきの項を次のように改める。

めっき	一　物理に関する基礎的な知識 二　めっき皮膜の種類 三　主なめっき作業の方法 四　安全衛生に関する基礎的な知識	めっき処理

別表十三の四めっきの項の次に次のように加える。

アルミニウム陽極酸化処理	一　電気及び電気化学に関する基礎的な知識 二　陽極酸化処理一般 三　主な陽極酸化処理作業の方法 四　陽極酸化処理用材料の種類 五　陽極酸化皮膜の試験方法 六　安全衛生に関する基礎的な知識	陽極酸化処理

別表第十三の四石材施工の項の次に次のように加える。

ハム・ソーセージ・ベーコン製造	一　主な食肉及び食肉製品の基礎知識 二　主なハム・ソーセージ・ベーコン製造の方法 三　原料肉の種類 四　化学に関する基礎理論 五　安全衛生に関する基礎的な知識	原料肉の品質の判定

別表第十三の四ウェルポイント施工の項の次に次のように加える。

表装	一　主な表装の方法 二　表装作業に使用する材料の種類 三　安全衛生に関する基礎的な知識	下地調整及び仕上げ加工

別表第十三の四塗装の項の次に次のように加える。

工業包装	一　主な包装の方法 二　包装の材料及び容器の種類 三　主な製函及び梱包作業の方法 四　安全衛生に関する基礎的な知識	組立て

別表第十三の五製麺の項学科試験の欄第五号中「計量の安全の確保」を「適正な計量の実施」に改める。

別表第十四工場板金の項の次に次のように加える。

めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業法	溶融亜鉛めっき作業

別表第十四の三電気めっきの項中「電気めっき」を「めっき」に改める。
別表第十五電気めっきの項中「電気めっき」を「めっき」に改める。
別表第十六機械検査の項の次に次のように加える。

電子機器組立て	三級電子機器技能士

別表第十六プラスチック成形の項の次に次のように加える。

とび	三級とび技能士

別表第十六テクニカルイラストレーションの項の次に次のように加える。

舞台機構調整	三級舞台機構調整技能士

別表第十七鋳造の項の前に次のように加える。

さく井	基礎一級さく井技能士	基礎二級さく井技能士

別表第十七電気めっきの項中「電気めっき」を「めっき」に改め、同項の次に次のように加える。

アルミニウム陽極酸化処理	基礎一級陽極酸化技能士	基礎二級陽極酸化技能士

別表第十七石材施工の項の次に次のように加える。

ハム・ソーセージ・ベーコン製造	基礎一級ハム・ソーセージ・ベーコン製造技能士	基礎二級ハム・ソーセージ・ベーコン製造技能士

別表第十七ウェルポイント施工の項の次に次のように加える。

表装	基礎一級表装技能士	基礎二級表装技能士

別表第十七塗装の項の次に次のように加える。

工業包装	基礎一級工業包装技能士	基礎二級工業包装技能士

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成七年四月一日から施行する。

（訓練基準に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に電気めっき科に係る短期課程の普通職業訓練を受けている者に対して改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）別表第五に定める基準（以下この項において「新基準」という。）によるめっき科に係る訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けた改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）別表第五に定める基準による訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、新基準による当該訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

2　この省令の施行の際現に電気めっき科に係る短期課程の普通職業訓練を受けている者に対する短期課程の普通職業訓練に関する基準については、なお、従前の例によることができる。

	五　製図 日本工業規格に定める図示法及び電気用図記号 六　安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識	

別表第十三の二プラスチック成形の項の次に次のように加える。

とび	一　施工法 仮設の建設物の組立て及び解体の方法 躯体工事の方法 重量物の運搬方法 建設物の解体の方法 とび工事に使用する器工具の種類、用途及び使用方法 建設工事に使用する機械及び設備の種類及び用途 二　材料 とび工事用材料の種類及び用途 建築用材料の種類及び用途 三　関係法規 建築基準法関係法令のうちとび工事に関する部分 四　安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識	とび作業 とび作業の段取り 仮設の建設物等の組立て及び解体 建設工事に使用する材料の運搬

別表第十三の二テクニカルイラストレーションの項の次に次のように加える。

舞台機構調整	一　舞台一般 催物の種類 劇場の種類 舞台の種類 舞台用語 二　音響機構調整法 音響の基礎知識 音源の基礎知識 音響機器の機能及び用途 音場の構成法 音響機器の故障の種類及び応急措置 三　電気 電気工学及び電子工学の基礎理論 電気機器及び電気計器の使用方法 四　関係法規 興行場法関係法令及び消防法関係法令のうち舞台機構調整に関する部分 五　安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識	音響機構調整作業 音響プランの理解 音の弁別 音響機器及び附属機器の配置、接続及び操作 音響機器及び附属機器の点検及び調整

別表第十三の三鋳造の項の前に次のように加える。

さく井	一　井戸一般 二　さく井施工の方法 三　さく井工事用材料の種類及び用途 四　揚水試験 五　地質柱状図 六　安全衛生に関する基礎的な知識	さく井作業

別表第十三の三電気めっきの項を次のように改める。

めっき	一　物理及び化学に関する基礎的な知識 二　めっき皮膜の種類及び性質 三　めっき作業の方法 四　安全衛生に関する基礎的な知識	めっき処理及びめっき液の測定

別表第十三の三めっきの項の次に次のように加える。

アルミニウム陽極酸化処理	一　電気及び電気化学に関する基礎的な知識 二　陽極酸化処理一般 三　陽極酸化処理作業の方法 四　陽極酸化処理用材料の種類及び用途 五　陽極酸化皮膜の試験方法及び処理液の測定方法 六　安全衛生に関する基礎的な知識	陽極酸化処理及び陽極酸化皮膜の試験

別表第十三の二　石材施工の項の次に次のように加える。

ハム・ソーセージ・ベーコン製造	一　食肉及び食肉製品の基礎知識 二　ハム・ソーセージ・ベーコン製造の方法 三　原料肉の種類及び性質 四　化学に関する基礎理論 五　安全衛生に関する基礎的な知識	原料肉の品質の判定及び原料肉の処理

別表第十三の三ウェルポイント施工の項の次に次のように加える。

表装	一　表装の方法 二　表装作業に使用する材料の種類、性質及び用途 三　安全衛生に関する基礎的な知識	材料の選定、下地調整及び仕上げ加工

別表第十三の三塗装の項の次に次のように加える。

工業包装	一　包装の方法 二　包装の材料及び容器の種類及び用途 三　製函及び梱包作業の方法 四　安全衛生に関する基礎的な知識	平打ち及び組立て

	めっき皮膜の除去及び再生方法 めっき素材としての金属材料の種類、性質及び用途 めっき材料の性質及び用途	

別表第十二パン製造の項学科試験の欄第五号中「（昭和二十六年法律第二百七号）」を「（平成四年法律第五十一号）」に、「計量の安全の確保」を「適正な計量の実施」に改め、同表菓子製造の項学科試験の欄第三号中「（菓子製造に関する部分に限る。）」を「のうち菓子製造に関する部分」に改め、「（昭和二十六年法律第二百七号）」を削り、「（計量法の安全の確保に関する部分に限る。）」を「のうち適正な計量の実施に関する部分」に改める。

別表第十三電気めっきの項を次のように改める。

めっき	一　めっき一般 めっきの基礎知識 公害防止及び資源の再利用の方法 二　品質管理 品質管理の方法 三　安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識 四　前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目 イ　電気めっき作業法 電気の基礎理論 電気化学の基礎理論 電気めっきに関する日本工業規格 めっき皮膜の種類、性質及び用途 作業工程 研摩 前処理 めっき浴の種類、組成及び使用方法 めっき浴の調製及び管理 後処理 めっき液及び処理液の測定及び分析の方法 ジグの設計及び製作の方法 機械及び設備の機能及び使用方法 めっき皮膜の試験方法 めっき皮膜のはく離方法 腐食及び防食法 金属の着色及び染色の方法 めっき素地としての金属材料の種類、性質及び用途 めっき素地としての非金属材料の種類、性質及び用途 めっき素地材の前加工 めっき材料の性質及び用途 ロ　溶融亜鉛めっき作業法 物理の基礎理論 化学の基礎理論 溶融亜鉛めっきに関する日本工業規格 めっき皮膜の性質及び用途 入荷検査 前処理 めっき浴の調整及び管理 めっき作業 後処理 ジグの設計及び製作の方法 機械及び設備の機能及び使用方法 めっき皮膜の試験方法 めっき皮膜の除去及び再生方法 めっき素材としての金属材料の種類、性質及び用途 めっき材料の性質及び用途	次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目 一　電気めっき作業 研摩 めっき液及び処理液の調合及び調整 めっき液の測定及び分析 電気めっき処理 二　溶融亜鉛めっき作業 前処理液の調合及び調整 前処理液の測定及び分析 溶融亜鉛めっき処理

別表第十三パン製造の項学科試験の欄第五号中「計量の安全の確保」を「適正な計量の実施」に、同表菓子製造の項学科試験の欄第三号中「（菓子製造に関する部分に限る。）」を「のうち菓子製造に関する部分」に、「（計量の安全の確保に関する部分に限る。）」を「のうち適正な計量の実施に関する部分」に改める。

別表第十三の二機械検査の項の次に次のように加える。

電子機器組立て	一　電子機器 電子機器用部品の種類、性質及び用途 電子機器の種類及び用途 二　電子及び電気 電子とその作用 電気及び磁気の作用 電子回路 電気回路 三　組立て法 電子機器の組立ての方法 電子機器の組立てに使用する器工具の種類及び使用方法 手仕上げ 電子機器の計測 工作測定の方法 品質管理 四　材料 半導体材料、導電材料、抵抗材料、磁気材料及び絶縁材料の種類、性質及び用途	電子機器組立て作業 作業の段取り 電子機器の組立て 電子回路の点検

二条に規定する額の総額に乗ずべき第二種特別加入保険料率として適用し、同日前の期間に係る同条に規定する額の総額に乗ずべき第二種特別加入保険料率については、なお従前の例による。

12　新規則第二十三条の三の規定による第三種特別加入保険料率は、施行日以後の期間に係る新規則第二十三条の二に規定する額の総額に乗ずべき第三種特別加入保険料率として適用し、同日前の期間に係る同条に規定する額の総額に乗ずべき第三種特別加入保険料率については、なお従前の例による。

13　新規則第六十条の規定による労働保険事務処理委託等届は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

○労働省令第六号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第六十二条第三項、第六十三条第一号及び第三号、第六十五条並びに第六十六条第　項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十一日

労働大臣　浜本　万三

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第　号の電気めっき科の項を次のように改める。

めっき科	めっき一般 品質管理 安全衛生 次の科目のうち必要とするもの 電気めっき作業法 溶融亜鉛めっき作業法	一二〇	一七

別表第五第二号の電気めっき科の項を次のように改める。

めっき科	めっき一般 品質管理 安全衛生 次の科目のうち必要とするもの 電気めっき作業法 溶融亜鉛めっき作業法	一二〇	一七

別表第十一の二中「別表第十一の二（第四十五条の二、第六十四条の二、第六十四条の四関係）」を「別表第十一の二（第四十五条の二、第六十四条の二、第六十四条の六関係）」に改め、同表「電気めっき　アルミニウム陽極酸化処理」の項中「電気めっき」を「めっき」に改める。

別表第十一の四電気めっきの項中「電気めっき」を「めっき」に改める。

別表第十二電気めっきの項を次のように改める。

めっき	一　めっき一般 めっきの基礎知識 表面処理の方法及び性質 公害防止及び資源の再利用の方法 二　品質管理 品質管理の方法 三　安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識 四　前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目 イ　電気めっき作業法 電気の基礎理論 電気化学の基礎理論 電気めっきに関する日本工業規格 めっき皮膜の種類、性質及び用途 作業工程 研摩 前処理 めっき浴の種類、組成及び使用方法 めっき浴の調製及び管理 後処理 めっき液及び処理液の測定及び分析の方法 ジグの設計及び製作の方法 機械及び設備の機能及び使用方法 めっき皮膜の試験方法 めっき皮膜のはく離方法 腐食及び防食法 金属の着色及び染色の方法 めっき素地としての金属材料の種類、性質及び用途 めっき素地としての非金属材料の種類、性質及び用途 めっき素地材の前加工 めっき材料の性質及び用途 ロ　溶融亜鉛めっき作業法 物理の基礎理論 化学の基礎理論 溶融亜鉛めっきに関する日本工業規格 めっき皮膜の性質及び用途 入荷検査 前処理 めっき浴の調整及び管理 めっき作業 後処理 ジグの設計及び製作の方法 機械及び設備の機能及び使用方法 めっき皮膜の試験方法	次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目 一　電気めっき作業 研摩 めっき液及び処理液の調合及び調整 めっき液の測定及び分析 電気めっき処理 めっき皮膜の試験 二　溶融亜鉛めっき作業 前処理液の調合及び調整 前処理液の測定及び分析 溶融亜鉛めっき処理 めっき皮膜の試験

分の 24」に「印刷又は製本業 | 1000分の 7」を「印刷又は製本業 | 1000分の 6」に「1000分の 9 / 1000分の 20 / 1000分の 27 / 1000分の 9 / 1000分の 11 / 1000分の 18 / 1000分の 21 / 1000分の 22 / 1000分の 16 / 1000分の 13 / 1000分の 11」を「1000分の 8 / 1000分の 19 / 1000分の 26 / 1000分の 8 / 1000分の 10 / 1000分の 15 / 1000分の 20 / 1000分の 17 / 1000分の 14 / 1000分の 11 / 1000分の 10」に、「1000分の 23」を「1000分の 22」に、「1000分の 8 / 1000分の 12」を「1000分の 7 / 1000分の 11」に、「1000分の 19 / 1000分の 29 / 1000分の 53」を「1000分の 15 / 1000分の 26 / 1000分の 47」に改める。

別表第二中「道路新設事業 | 24%」を「道路新設事業 | 22%」に、「鉄道又は軌道新設事業 | 22%」を「鉄道又は軌道新設事業 | 23%」に、「17%」を「18%」に改める。

別表第四中「16,000円 | 5,840,000円」を「20,000円 | 7,300,000円 / 18,000円 | 6,570,000円 / 16,000円 | 5,840,000円」に改める。

別表第五中「1000分の 25」を「1000分の 23」に改める。

様式第十七号(1)から(3)中「委託 / 委託変更 / 委託解除」を「委託 / 委託解除」に、「⑤委託又は委託変更の事務内容等」を「⑤委託の事務内容等」に、「(イ)委託（委託変更）年月日」を「(イ)委託年月日」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この省令は、平成七年四月一日から施行する。

2　改正後の労働者災害補償保険法施行規則第四十三条の規定は、平成七年度の予算から適用する。

（経過措置）

3　改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二十一条第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る労働者災害補償保険法第二十八条第一項の規定により同法の規定による保険給付を受けることができることとされた者（以下「第一種特別加入者」という。）の保険料算定基礎額について適用し、同日前の期間に係る第一種特別加入者の保険料算定基礎額については、なお従前の例による。

4　施行日前に労働者災害補償保険に係る保険関係が成立している事業であって事業の期間が予定されているものに係る第一種特別加入者の保険料算定基礎額については、新規則第二十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　新規則第二十二条の規定は、施行日以後の期間に係る第二種特別加入者の保険料算定基礎額について適用し、同日前の期間に係る第二種特別加入者の保険料算定基礎額については、なお従前の例による。

6　新規則第二十三条の二の規定は、施行日以後の期間に係る第三種特別加入者の保険料算定基礎額について適用し、同日前の期間に係る第三種特別加入者の保険料算定基礎額については、なお従前の例による。

7　新規則別表第一の規定による労災保険率は、施行日以後に使用するすべての労働者に係る賃金総額に乗ずべき一般保険料率（第四項に規定する事業についての一般保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率及び同日以後の期間に係る新規則第二十一条第一項に規定する額の総額に乗ずべき第一種特別加入保険料率（第四項に規定する事業についての第一種特別加入保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率として適用し、同日前に使用するすべての労働者に係る賃金総額に乗ずべき一般保険料率の基礎となる労災保険率及び同日前の期間に係る第一種特別加入者の保険料算定基礎額に乗ずべき第一種特別加入保険料率の基礎となる労災保険率については、なお従前の例による。

8　第四項に規定する事業に係る労災保険率（第一種特別加入保険料率の基礎となる場合を含む。）については、新規則別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9　第四項に規定する事業についての労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第一項に規定する請負金額に乗ずべき率は、新規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10　この省令の施行の際現に労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下この項において「法」という。）第七条の規定により一の事業とみなされている事業のうち請負による建設の事業（道路新設事業、鉄道又は軌道新設事業、既設建築物設備工事業であって、規則第十三条の規定により賃金総額を算定するものに限る。）であって、平成七年度に使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額が平成六年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額の百分の五十以上百分の二百以下であるものについての法第十五条第一項の規定による平成七年度の一般保険料に係る概算保険料の額の算定に際し用いる当該事業に係る平成六年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額の算定に当たり当該事業に係る請負金額に乗ずべき率は、改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第二の規定にかかわらず、新規則別表第二に掲げる率とする。

11　新規則別表第五の規定による第二種特別加入保険料率は、施行日以後の期間に係る新規則第二十

○労働省令第五号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十一条及び第五十条並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十七年法律第八十四号）第十一条第三項、第十二条第二項、第十三条、第十四条第一項、第十四条の二第一項、第四十四条及び第四十五条の二の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月十日

労働大臣　浜本　万三

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「百十五分の十五」を「百十八の十八」に改める。

第四十六条の二十第一項中「及び一万六千円」を「、一万六千円、一万八千円及び二万円」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「された者」の下に「（以下「第一種特別加入者」という。）」を加え、「（有期事業にあつては、当該額にその者が労災保険法第二十八条第一項第一号の規定により当該事業に使用される労働者とみなされるに至つた日からその者が労災保険法第二十八条第二項の政府の承認又は同条第三項の規定による承認の取消しがあつたときは、当該承認又は承認の取消しがあつた日）までの期間の年数（この年数に一年未満の端数が生じたときは、これを一年とする。）を乗じて得た額）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、保険年度の中途に新たに第一種特別加入者となつた者又は労災保険法第二十七条第一号及び第二号に掲げる者に該当しなくなつた者（労災保険法第二十八条第二項の政府の承認又は同条第三項の規定による承認の取消しがあつた者を含む。）の法第十三条の労働省令で定める額は、労災則第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に応ずる別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。）に当該者が当該保険年度中に第一種特別加入者とされた期間の月数（その月数に一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を乗じて得た額とする。

第二十一条に次の一項を加える。

2　有期事業については、第一種特別加入者の法第十三条の労働省令で定める額は、前項の規定にかかわらず、労災則第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に応ずる別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。）に当該者が労災保険法第二十八条第一項第一号の規定により当該事業に使用される労働者とみなされるに至つた日から当該者が労災保険法第二十七条第一号及び第二号に掲げる者に該当しなくなつた日（当該日前に労災保険法第二十八条第二項の政府の承認又は同条第三項の規定による承認の取消しがあつたときは、当該承認又は承認の取消しがあつた日）までの期間の月数（その月数に一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を乗じて得た額とする。

第二十二条中「労災保険法第二十九条第一項の規定により労災保険の適用を受けることができることとされた者」を「第二種特別加入者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、保険年度の中途に新たに第二種特別加入者となつた者又は労災保険法第二十七条第三号から第五号までに掲げる者に該当しなくなつた者（労災保険法第二十九条第三項又は第四項の規定により保険関係が消滅した団体の構成員である者を含む。）の法第十四条第一項の労働省令で定める額は、労災則第四十六条の二十四において準用する労災則第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に応ずる別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。）に当該者が当該保険年度中に第二種特別加入者とされた期間の月数（その月数に一月未満の端数があるときは、それを一月とする。）を乗じて得た額とする。

第二十三条の二に次のただし書を加える。

ただし、保険年度の中途に新たに第三種特別加入者となつた者又は労災保険法第三十条第二項で準用する労災保険法第二十七条第六号及び第七号に掲げる者に該当しなくなつた者（労災保険法第三十条第二項で準用する労災保険法第二十八条第二項の政府の承認又は労災保険法第三十条第二項で準用する労災保険法第二十八条第三項の承認の取消しがあつた者を含む。）の法第十四条の二第一項の労働省令で定める額は、労災則第四十六条の二十五の三において準用する労災則第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に応ずる別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。）に当該者が当該保険年度中に第三種特別加入者とされた期間の月数（その月数に一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を乗じて得た額とする。

第二十三条の三中「千分の十」を「千分の八」に改める。

第六十条中「委託を受けて処理する労働保険事務の内容に変更があつたときも、同様とする。」を削る。

別表第一中「1000分の142」を「1000分の137」に、「1000分の67」を「1000分の61」に、

「
1000分の 99
1000分の 66
1000分の111

」を「

1000分の 94
1000分の 60
1000分の106

」に、「

1000分の 40
1000分の149
1000分の 49
1000分の 29
1000分の 68
1000分の 32
1000分の 25
1000分の 34
1000分の 38

」を「

1000分の 36
1000分の144
1000分の 43
1000分の 24
1000分の 52
1000分の 25
1000分の 19
1000分の 28
1000分の 30

」に、「1000分の 26」を「1000

注1　写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦30ミリメートル、横24ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものを、写真欄に2枚（同一のものとする。）はること。試験に合格して資格者証の交付を受けようとする場合の申請書に添えるものであつて、当該試験の申請書の受験整理票にはつたもの又は指定試験機関に提出したものと同一のものであるときは、一枚だけはること。

2　氏名の欄は、枠内左詰めとし、姓と名の間に空欄を1枠設けること。

（記載例）

フリガナ	ユウセイ　タロウ														
氏　名	郵	政		太	郎										

3　生年月日は次により記載すること。

(1)　年号は、明治M、大正はT、昭和はSと記入すること。

(2)　年月日のいずれかの数字が1桁の場合は、当該1桁の数字の前に0を付して2桁にして記入すること。

（記載例）　昭和30年1月7日の場合

			年		月		日
生年月日	S	3	0	0	1	0	7

4　申請資格の欄は、該当する資格の記号1つを○で囲むこと。（アナログ・デジタル総合種は「総合種」とする。）

5　申請の区分の欄は、該当する区分の記号1つを○で囲み、必要事項を記入すること。

6　既取得資格の欄は、申請資格がアナログ・デジタル総合種である場合に限り、該当する記号を○で囲み、必要事項を記入すること。

7　添付書類の欄は、該当する事項の数字を○で囲むこと。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一号　免除する試験科目（第８条関係）

科目合格している試験科目 ＼ 免除する試験科目		アナログ第一種 電気通信技術の基礎	アナログ第一種 端末設備の接続のための技術	アナログ第一種 端末設備の接続に関する法規	アナログ第二種 電気通信技術の基礎	アナログ第二種 端末設備の接続のための技術	アナログ第二種 端末設備の接続に関する法規	アナログ第三種 電気通信技術の基礎	アナログ第三種 端末設備の接続のための技術	アナログ第三種 端末設備の接続に関する法規	デジタル第一種 電気通信技術の基礎	デジタル第一種 端末設備の接続のための技術	デジタル第一種 端末設備の接続に関する法規	デジタル第二種 電気通信技術の基礎	デジタル第二種 端末設備の接続のための技術	デジタル第二種 端末設備の接続に関する法規	アナログ・デジタル総合種 電気通信技術の基礎	アナログ・デジタル総合種 端末設備の接続のための技術	アナログ・デジタル総合種 端末設備の接続に関する法規
アナログ第一種	電気通信技術の基礎	○			○			○			○			○			○		
	端末設備の接続のための技術		○			○			○										
	端末設備の接続に関する法規			○			○			○									
アナログ第二種	電気通信技術の基礎	○			○			○			○			○			○		
	端末設備の接続のための技術					○			○										
	端末設備の接続に関する法規						○			○									
アナログ第三種	電気通信技術の基礎							○											
	端末設備の接続のための技術								○										
	端末設備の接続に関する法規									○									
デジタル第一種	電気通信技術の基礎	○			○			○			○			○			○		
	端末設備の接続のための技術								○			○			○				
	端末設備の接続に関する法規									○			○			○			
デジタル第二種	電気通信技術の基礎	○			○			○			○			○			○		
	端末設備の接続のための技術								○						○				
	端末設備の接続に関する法規									○						○			
アナログ・デジタル総合種	電気通信技術の基礎	○			○			○			○			○			○		
	端末設備の接続のための技術		○			○			○			○			○			○	
	端末設備の接続に関する法規			○			○			○			○			○			○

注１　免除する試験科目は、○印を付したものとする。
　２　アナログ第一種及びデジタル第一種の「端末設備の接続のための技術」に合格している者については、アナログ・デジタル総合種の「端末設備の接続のための技術」を免除することとし、アナログ第一種及びデジタル第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している者については、アナログ・デジタル総合種の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。

別表第二号　免除する試験科目（第９条関係）

交付を受けている資格者証の種類	受験する種別	免除する試験科目
アナログ第一種	デジタル第一種 デジタル第二種 アナログ・デジタル総合種	電気通信技術の基礎
アナログ第二種	アナログ第一種 デジタル第一種 デジタル第二種 アナログ・デジタル総合種	
デジタル第一種	アナログ第一種 アナログ第二種 アナログ・デジタル総合種	
デジタル第二種	アナログ第一種 アナログ第二種 デジタル第一種 アナログ・デジタル総合種	

別表第四号を次のように改める。

別表第四号　免除する試験科目（第10条関係）

受験する種別	実務経歴	免除する試験科目 電気通信技術の基礎	免除する試験科目 端末設備の接続のための技術
アナログ第一種	端末設備又は自営電気通信設備の接続の工事に２年以上	○	
	アナログ伝送路設備に端末設備を接続するための工事（電気通信回線の数が51以上のものに限る。）に３年以上	○	○
アナログ第二種	端末設備又は自営電気通信設備の接続の工事に２年以上	○	
	アナログ伝送路設備に端末設備を接続するための工事（電気通信回線の数が２以上のものに限る。）に３年以上	○	○
アナログ第三種	端末設備又は自営電気通信設備の接続の工事に１年以上	○	
	端末設備又は自営電気通信設備の接続の工事に２年以上	○	○
デジタル第一種	端末設備又は自営電気通信設備の接続の工事に２年以上	○	
	デジタル伝送路設備（パケット交換方式により信号を伝送するものに限る。）に端末設備を接続するための工事に３年以上	○	○
デジタル第二種	端末設備又は自営電気通信設備の接続の工事に２年以上	○	
	デジタル伝送路設備に端末設備を接続するための工事に３年以上	○	○
アナログ・デジタル総合種	端末設備又は自営電気通信設備の接続の工事に２年以上	○	
	アナログ伝送路設備に端末設備を接続するための工事（電気通信回線の数が51以上のものに限る。）及びデジタル伝送路設備（パケット交換方式により信号を伝送するものに限る。）に端末設備を接続するための工事にそれぞれ３年以上	○	○

注１　免除する試験科目は、○印を付したものとする。
　２　電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者については、端末設備の接続のための技術の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間は、それぞれの２分の１の期間とする。

七年三月三十一日までの間に平成七年の兵庫県南部地震による災害により災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助が行われている市町村の区域内に住所又は居所を有する被災者を受取人（法人又は団体を除く。）として指定し、請求した郵便為替規則（昭和二十三年逓信省令第三十一号）第四十一条第一項第三号に掲げる取扱いとする。

2　前項に規定する取扱いにおいては、郵便為替規則第四十五条の二、第四十五条の三及び第四十九条の二に規定する取扱いをしない。

第二条　前条第一項に規定する料金を免除する取扱郵便局その他必要な事項は、これを公示する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○郵政省令第九号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十一日

郵政大臣　大出　俊

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項を次のように改める。

2　法第三条の五に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）は、次に掲げる事項のいずれかを目的とするものでなければならない。

一　国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供すること

二　暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○郵政省令第十号

郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第三十一条の二の規定に基づき、阪神・淡路大震災に伴う郵便貯金規則の特例を定める省令を次のように定める。

平成七年二月二十二日

郵政大臣　大出　俊

阪神・淡路大震災に伴う郵便貯金規則の特例を定める省令

（特定郵便貯金の期間内払渡し）

第一条　阪神・淡路大震災に伴う郵便貯金法施行令及び平成四年八月十七日から平成六年二月二十八日までの間に預入される特定の預金者に係る定期郵便貯金の利率決定における市場金利の勘案方法に関する郵便貯金法施行令の特例を定める政令の特例を定める政令（平成七年政令第三十号。以下「令」という。）第一条に規定する特定郵便貯金（令第二条に規定する者が平成七年一月十六日以前に第一回目の積立分を預入した積立郵便貯金又は同日以前に預入した定額郵便貯金若しくは定期郵便貯金を含む。以下単に「特定郵便貯金」という。）について、平成七年四月二十八日までの間に、令第一条に規定する期間内払渡し（以下「期間内払渡し」という。）を受けようとする預金者は、払戻金の払渡しを受けようとする郵便局に、同条に規定する対象市町村の区域（以下「対象市町村の区域」という。）内に住所若しくは居所を有していること若しくは阪神・淡路大震災が発生した時に対象市町村の区域内に住所若しくは居所を有していたことを認めるに足りる書類を提出するか、又はその事実を詳しく申し述べなければならない。

2　前項の場合において、特定郵便貯金であることを確認したときは、郵便局は、郵便貯金規則（昭和二十三年逓信省令第十七号。以下「規則」という。）第八十三条第二項、第九十二条第二項又は第百条の三第二項の規定により預金者に返付する通帳又は貯金証書に、特定郵便貯金の期間内払渡しである旨を表示する。

3　特定郵便貯金の期間内払渡しについて、払戻金の即時払の取扱いをする場合において、利子を元金とともに払い渡すときは、その利子の一部について貯金原簿を保管する沖縄郵政管理事務所又は貯金事務センターにおいて発行する払戻証書と引き換えに払戻金を払い渡す方法による払渡し（以下「払戻証書による払渡し」という。）をする。

4　前項に規定する払戻証書による払渡しについては、規則第五十三条第三項及び第四項、第六十条から第六十四条まで並びに第六十六条の二から第六十八条までの規定を準用する。

（令の施行前に払い渡した特定郵便貯金の取扱い）

第二条　特定郵便貯金について平成七年一月十七日からこの省令の施行の日の前日までの間に期間内払渡しを受けた預金者は、郵便局に、当該払渡しを受けたことを認めるに足りる書類、及び払渡しを受けた時若しくは阪神・淡路大震災が発生した時に対象市町村の区域内に住所若しくは居所を有していたことを認めるに足りる書類を提出するか、又はその事実を詳しく申し述べなければならない。

2　前項の場合において、特定郵便貯金であることを確認したときは、郵便局は、払い渡されていない利子について払戻証書による払渡しをする。

3　前項に規定する払戻証書による払渡しについては、規則第五十三条第三項及び第四項、第六十条から第六十四条まで並びに第六十六条の二から第六十八条までの規定を準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○郵政省令第十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を施行するため、工事担任者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十八日

郵政大臣　大出　俊

工事担任者規則の一部を改正する省令

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中デジタル第二種の項の次に次のように加える。

アナログ・デジタル総合種	アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事

第七条に次の一号を加える。

六　アナログ・デジタル総合種

イ　電気通信技術の基礎

(1)　電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎

(2)　電気通信の基礎

ロ　端末設備の接続のための技術

(1)　端末設備の技術

(2)　接続工事の技術

(3)　トラヒック理論

(4)　事業用電気通信設備の概要

(5)　端末設備に用いる電力設備の概要

(6)　データ通信の技術

(7)　パケット交換方式の技術

ハ　端末設備の接続に関する法規

(1)　法及びこれに基づく命令

(2)　有線電気通信法及びこれに基づく命令

第三十七条第二項中「前項の」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項に規定するアナログ第一種及びデジタル第一種の資格者証の交付を受けている者の申請については、この限りでない。

第三十七条に次の一項を加える。

3　アナログ第一種の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は第四章に規定する認定を受け、かつ、デジタル第一種の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は第四章に規定する認定を受けた者は、アナログ・デジタル総合種の資格者証の交付を申請することができる。

第四十五条第一号中「又はデジタル第一種工事担任者」を「、デジタル第一種工事担任者又はアナログ・デジタル総合種工事担任者」に改める。

別表第一号及び別表第二号を次のように改める。

○郵政省令第四号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二日

郵政大臣　大出　俊

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号一(1)ウ(ウ)を次のように改める。

(ウ)　一般放送事業者の放送

A(A)　県域放送

(B)　コミュニティ放送

B　外国語放送

別表第一号の（注）中十八を十九とし、十五から十七までを一ずつ繰り下げ、十四の次に次のように加える。

十五　この表において、「外国語放送」とは、外国語による放送を通じて国際交流に資する放送をいう。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○郵政省令第五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二日

郵政大臣　大出　俊

放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令

放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中(19)を(20)とし、(15)から(18)までを一ずつ繰り下げ、(14)の次に次のように加える。

(15)　外国語放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第一号（注）十四の外国語放送をいう。）を行う放送局にあっては、国際交流の増進を目的として、外国語による放送を通じて日本人が海外の文化、産業その他の事情を理解すること及び本邦に居住又は滞在する多くの国籍の外国人が我が国の文化、産業その他の事情を理解することに資するものであること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○郵政省令第六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月三日

郵政大臣　大出　俊

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三の二の表二の項電波の型式の欄中「F二D」を「F一D、F　D」に改める。

別表第一号の四第1の表18の項適用の条件の欄を次のように改める。

当該部分の全部について削る場合又は改める場合若しくは追加する場合に限る。ただし、次に掲げる場合を除く。 1　副搬送波周波数、最高変調周波数又は偏移周波数に変更を来すこととなる場合 2　通信路実装数（電話通信路以外の通信路の数にあっては、電話通信路に換算した数とする。）が増加することとなる場合（多重無線設備（時分割多重方式のみを使用するもの及びヘテロダイン中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものに限る。）を除く。）

別表第二号第　項(3)イ中「であって、演奏所に係るもの以外のもの」を削る。

別表第二号第　項(1)中　に取り替える工事」の下に「又は技術基準適合証明設備の追加の工事」を加え、同項(4)中「との取替えの工事」の下に「又は検定合格機器たる送信装置の機器の追加の工事」を加え、同(4)に次のように加える。

オ　空中線電力〇　ワット以下の送信設備で四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数を使用する標準テレビジョン放送、標準テレビジョン音声多重放送又は標準テレビジョン文字多重放送を行う無線局に係るものであって　空中線電力の指定の変更を伴わないもの

別表第二号第二項(5)中「真空管、半導体又は集積回路の取替えの工事（電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更に伴うもの及び発振又は変調の方式に変更を来すこととなるものを除く。）」を「電子管、半導体製品（集積回路及び記憶部品を含む。）の取替えの工事（電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更に伴うものを除く。）」に改め、同項(9)イ中「増設」の下に「（新たに付設する場合を含む。）」を加え、同項(11)に次のように加える。

ウ　標準テレビジョン放送、標準テレビジョン音声多重放送若しくは標準テレビジョン文字多重放送を行う無線局又は超短波放送、超短波音声多重放送若しくは超短波文字多重放送を行う無線局であって、空中線の利得値から給電線の損失値を減じた値の当該変更の工事による増減が一デシベルを超えないもの

別表第二号第二項(13)中「（放送局及び無線航行陸上局の送信設備のものを除く。）の変更の工事」を「の変更の工事（放送局及び無線航行陸上局の送信設備のものにあっては郵政大臣又は地方電気通信監理局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したものに限る。）」に改める。

別表第五号中「日本工業規格B列5番」を「日本工業規格A列4番」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局に備え付けておかなければならない無線検査簿については、改正後の別表第五号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○郵政省令第七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線局定期検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月三日

郵政大臣　大出　俊

無線局定期検査規則の一部を改正する省令

無線局定期検査規則（昭和六十一年郵政省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十　無線標定陸上局（四二六・〇MHz、一〇・五二五GHz、一三・四一二五GHz又は二四・二GHzの電波を使用するものに限る。）

第四条の次に次の一条を加える。

（定期検査の省略）

第四条の二　郵政大臣は、免許人から無線局に関する管理の状況を記載した書類を添えて申出があった場合その他の郵政大臣が別に告示する場合は、法第七十三条第二項の規定により定期検査を省略する。

第五条ただし書を次のように改める。

ただし、国が開設する無線局は、この限りでない。

別表第一号一を次のように改める。

一　固定局　五年

別表第一号二を次のように改める。

二　削除

別表第一号三(1)中「演奏所を有するもの」の下に「（コミュニティ放送を行うものを除く。）」を加える。

別表第一号四(2)中「（漁業の指導監督用のものを除く。）をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、(3)中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　漁業用海岸局であって、二六・一七五MHzを超える周波数のみを使用するもの　三年

別表第一号二十三中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)中「相手方とするもの」の下に「（移動するものを除く。）」を加え、(4)を(2)とし、(5)中「(1)から(4)まで」を「(1)及び(2)」に改め、(5)を(3)とする。

別表第一号二十三の四中「一年」を「五年」に改める。

附　則

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

○郵政省令第八号

郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）第二十四条の規定に基づき、平成七年の兵庫県南部地震による被災者を受取人に指定する郵便為替の料金の免除に関する省令を次のように定める。

平成七年二月六日

郵政大臣　大出　俊

平成七年の兵庫県南部地震による被災者を受取人に指定する郵便為替の料金の免除に関する省令

第一条　郵便為替法第二十四条の規定による郵便為替の料金を免除する取扱いは、差出人（法人又は団体を除く。）が平成七年二月六日から平成

（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）

第十二条　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「第四十七条」を「第四十七条の二第一項及び第二項」に改める。

第十七条第二号中「第四十七条」を「第四十七条の二第一項及び第二項」に改め、同条第五号中「かじ取装置、制動装置」を「制動装置、走行装置」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成六年法律第八十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則（以下「新施行規則」という。）第三十七条の規定は、平成七年六月一日から施行し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日から適用する。

一　自動車検査証の有効期間の満了する日が平成七年七月一日から同年七月三十一日までである自動車であって道路運送車両法施行規則第四十四条第一項ただし書の規定により継続検査を受けるもの　当該継続検査の日

二　前号に掲げる自動車以外の自動車　平成七年七月一日以後に初めて受ける検査の日

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に道路運送車両法（以下「法」という。）第七十八条第一項の規定による認証を受けて小型自動車分解整備事業（対象とする自動車に三輪以上の小型自動車が含まれるものに限る。）を経営している者であって道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十二年運輸省令第二十七号）附則第二項の規定により法第八十条第一項第二号の規定による基準（事業場の規模に関するものに限る。）については なお従前の例によることとされたものが、この省令の施行後に法第七十八条第一項の規定による普通自動車分解整備事業（普通自動車（車両総重量が八トン以上のもの、乗車定員が十一人以上のもの、貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するものを除く。以下同じ。）を対象とするものに限る。）の認証を受けるときは、法第八十条第一項第二号の規定による基準（事業場の規模に関するものに限る。）の適用については、新施行規則第五十七条第一項第一号及び別表第四の規定による基準に適合するものとみなす。

3　この省令の施行の際現に改正前の道路運送車両法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第六十七条第六項の規定により型式認定番号標が表示された作業機械等又は旧施行規則第五十七条第一項第四号の規定により地方運輸局長が自動車の分解整備用として適当であると認定した作業機械等は、新施行規則第五十七条第一項第四号の運輸大臣が定める技術上の基準に適合したものであって運輸大臣の定める者の行う検査に合格したもの又は地方運輸局長が自動車の分解整備用として適当であると定めたものとみなす。

4　この省令の施行の際現に法第七十八条第一項の規定による認証を受けて自動車分解整備事業を経営している者及び法第七十九条第一項の規定により自動車分解整備事業の認証を申請している者であって次の表の上欄に掲げる作業機械等を備えているものは、法第八十条第一項第二号の規定による基準（事業場の作業機械等に関するものに限る。）の適用については、この省令の施行後最初に当該作業機械等を変更するまでの間は、同表下欄に掲げる作業機械等を備えている者とみなす。

ボルト・メータ又はアンペア・メータ	サーキット・テスタ
バッテリ・テスタ	充電器
バキューム・ゲージ	ハンディ・バキューム・ポンプ
ダイヤル・ゲージ付トースカン	ダイヤル・ゲージ

5　旧施行規則第十号様式による申請書については、新施行規則第十号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

6　この省令の施行の際現に普通自動車分解整備事業者（対象とする自動車に普通自動車が含まれるものに限る。）が法第八十九条第一項の規定により掲げている標識については、新施行規則第二十号様式にかかわらず、施行日から一年間は、なおこれを使用することができる。

7　この省令の施行の際現に旧施行規則第六十七条第六項の規定により型式認定番号標が表示された自動車検査用機械器具又は改正前の指定自動車整備事業規則（以下「旧指定事業規則」という。）第二条第二項の規定により地方運輸局長が自動車の検査用として適当であると認定した自動車検査用機械器具は、第三条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則（以下「新指定事業規則」という。）第二条第二項の運輸大臣が定める技術上の基準に適合するものであって運輸大臣の定める者の行う検査に合格したもの又は地方運輸局長が自動車の検査用として適当であると定めたものとみなす。

8　旧指定事業規則第一号様式による保安基準適合証については、新指定事業規則第一号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

9　この省令の施行の際現に指定自動車整備事業者（対象とする自動車に普通自動車が含まれるものに限る。）が法第九十四条の九において準用する法第八十九条第一項の規定により掲げている標識については、新指定事業規則第五号様式にかかわらず、施行日から一年間は、なおこれを使用することができる。

10　第九条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第一号様式から第三号様式までによる申請書等については、第九条の規定による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

11　この省令の施行の際現に旧施行規則第六十七条第六項の規定により型式認定番号標が表示された自動車検査用機械器具又は改正前の軽自動車検査協会に関する省令第十三条第二項の規定により運輸大臣が軽自動車の検査用として適当であると認定した自動車検査用機械器具は、第十条の規定による改正後の軽自動車検査協会に関する省令第十三条第二項の運輸大臣が定める技術上の基準に適合するものであって運輸大臣の定める者の行う検査に合格したもの又は運輸大臣が軽自動車の検査用として適当であると定めたものとみなす。

12　第十一条の規定による改正前の道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令第四号様式による申請書については、第十一条の規定による改正後の道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令第四号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

第五号様式の三（限定自動車検査証）（第一条関係）

年 月 日

押出し スタンプ

車両番号	
車台番号	

限定自動車検査証（その1）

初度検査年	車名	型式	原動機の型式	自動車の種別	用途	自家用事業用の別	車体の形状

			乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
使用者	ふりがな 氏名又は名称		人	kg	kg	kg
			長さ	幅	高さ	燃料の種類
	住所		cm	cm	cm	
所有者	ふりがな 氏名又は名称		総排気量又は定格出力	前前軸重	後後軸重	
			l kW	kg	kg	
	住所		自動車型式指定番号	類別区分番号		
使用の本拠の位置						

有効期間の満了する日	備考
年 月 日	

短辺

長辺

（日本工業規格B列6番）

年 月 日

限定自動車検査証（その2）

保安基準に適合しない部分	車両番号
	車台番号
	備考

短辺

長辺

（日本工業規格B列6番）

第四号様式を次のように改める。

第四号様式〔自動車検査証再交付申請書／限定自動車検査証再交付申請書〕（第一条関係）

短辺

自動車検査証再交付申請書
限定自動車検査証再交付申請書

殿

年　月　日

申請者の氏名又は名称　㊞

住所

車両番号	
車台番号	
再交付を受ける理由	
備考	

長辺　　（日本工業規格B列6番）

注 (1) 申請書の名称のうち不要の文字を抹消すること。
(2) 備考欄には当該自動車検査証又は限定自動車検査証の有効期間を記載すること。
(3) 新規検査の結果交付を受けた限定自動車検査証の再交付にあっては、車両番号の欄の記入は不要とする。
(4) 自動車検査証の再交付又は継続検査若しくは分解整備検査の結果交付を受けた限定自動車検査証の再交付にあっては、車台番号の欄の記入は不要とする。

第五号様式の次に次の二様式を加える。

第五号様式の二（自動車検査証返納証明書）（第一条関係）

年　月　日

押出しスタンプ

自動車検査証返納証明書

車両番号	
車台番号	

初度検査年	車名	型式	原動機の型式	自動車の種別	用途	自家用事業用の別	車体の形状

使用者	ふりがな 氏名又は名称		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
			人	kg	kg	kg
	住所		長さ	幅	高さ	燃料の種類
			cm	cm	cm	
所有者	ふりがな 氏名又は名称		総排気量又は定格出力	前前軸重	後後軸重	
			l kW	kg	kg	
	住所		自動車型式指定番号	類別区分番号		
使用の本拠の位置						

返納年月日	備考
年　月　日	

短辺　長辺　（日本工業規格B列6番）
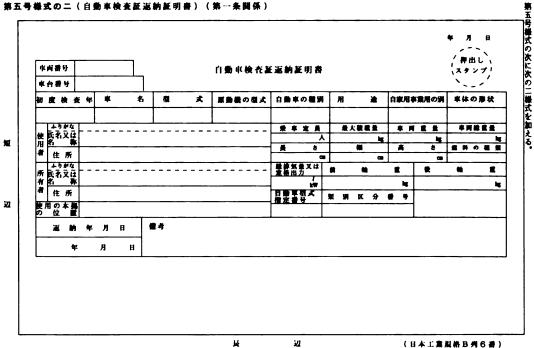
（軽自動車検査協会に関する省令の一部改正）

第十条　軽自動車検査協会に関する省令（昭和四十七年運輸省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号中「及び自動車予備検査証」を「、自動車予備検査証及び限定自動車検査証」に改める。

第十三条第二項中「その型式が道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十七条第一項の自動車整備検査用機械器具の型式認定を受けたもの（その型式が同条第八項第一号に該当することを事由とする同項の型式認定の取消しを受けたものを除く。）」を「道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第五十七条第一項第四号の運輸大臣が定める技術上の基準に適合するものであつて運輸大臣の定める者の行う検査に合格したものであること」に、「認定した」を「定めた」に改める。

（道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正）

第十一条　道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（昭和四十八年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中

四　自動車検査証の再交付の申請書	第四号様式

を

四　自動車検査証返納証明書の交付の申請書	第三号様式の二
五　自動車検査証又は限定自動車検査証（予備検査の結果交付されたものを除く。）の再交付の申請書	第四号様式

に改める。

第一条に次の二項を加える。

3　検査対象軽自動車に係る自動車検査証返納証明書の様式は、様式省令第三条の規定にかかわらず、第五号様式の二とする。

4　検査対象軽自動車に係る限定自動車検査証（予備検査の結果交付されるものを除く。）の様式は、様式省令第三条の規定にかかわらず、**第五号様式の三とする。**

第三号様式の次に次の**一様式を加える。**

第三号様式の二（自動車検査証返納証明書交付申請書）（第一条関係）

年　月　日

自動車検査証返納証明書交付申請書

殿

車両番号	
車台番号	

初度検査年	車名	型式	原動機の型式	自動車の種別	用途	自家用事業用の別	車体の形状

			乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
使用者	ふりがな 氏名又は名称		人	kg	kg	kg
			長さ	幅	高さ	燃料の種類
	住所		cm	cm	cm	
所有者	ふりがな 氏名又は名称		総排気量又は定格出力	前前軸重	後後軸重	
			l / kW	kg	kg	
	住所		自動車型式指定番号	類別区分番号		
使用の本拠の位置						

返納年月日	備考
年　月　日	

申請者の氏名又は名称及び住所　㊞	

短辺

長辺

（日本工業規格B列6番）

第十七号様式の次に次の一様式を加える。

第十八号様式（限定自動車検査証）（第三条関係）

番号

限定自動車検査証（その1）　年　月　日　地方運輸局陸運支局長

自動車登録番号又は車両番号／自動車予備検査証番号	登録年月日／交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
	年　月　日	年　月				

車名	型式	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
		人	kg	kg	kg

車台番号	原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号
		cm	cm	cm	kW / l			

所有者の氏名又は名称		前前軸重 kg
所有者の住所		前後軸重 kg
使用者の氏名又は名称		後前軸重 kg
使用者の住所		後後軸重 kg
使用の本拠の位置／自動車の所在する位置		

有効期間の満了する日		備考
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		

短辺

長辺　（日本工業規格B列5番）

限定自動車検査証（その2）　年　月　日

登録番号又は車両番号		原動機の型式		車台番号	

保安基準に適合しない部分

［備考欄］

短辺

長辺　（日本工業規格B列5番）

第十六号様式を第十七号様式とし、第十五号様式の次に次の一様式を加える。

第十六号様式（自動車検査証返納証明書）（第三条関係）

番　号

自 動 車 検 査 証 返 納 証 明 書　　年　月　日　　地 方 運 輸 局 陸 運 支 局 長

自動車登録番号又は車両番号／自動車予備検査証番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別/[illegible]	車体の形状
	年　月　日	年　月				

車名	型式	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
		人	kg	kg	kg

車台番号	原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号
		cm	cm	cm	kW / l			

		軸重
所有者の氏名又は名称		前前軸重 kg
所有者の住所		前後軸重 kg
使用者の氏名又は名称		後前軸重 kg
使用者の住所		後後軸重 kg
使用の本拠の位置 自動車の所在する位置		

有効期間の満了する日		備考
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		

短辺

長辺

（日本工業規格B列5番）

第二号様式　（新規　変更　移転　更正　登録申請書／新規予備検査申請書／自動車検査証　自動車予備検査証記入申請書／自動車検査証交付申請書）　（第二条関係）

第一号様式（新規　変更　移転　更正　登録申請書／新規　予備検査申請書／自動車検査証　自動車予備検査証記入申請書／自動車検査証　自動車登録番号標交付申請書）（第二条関係）

第五号様式及び第六号様式を削る。

第七号様式備考(1)を次のように改める。

(1) 指定自動車整備事業者の標識は、図示の例により、上段に標章及び指定を行った地方運輸局長名を、中段に「指定自動車整備事業」の文字を、下段に対象とする自動車の種類をそれぞれ表示すること。この場合において、対象とする自動車の種類は、次の区分により表示すること。

普通自動車（大型）	（普通自動車のうち車両総重量が８トン以上のもの、最大積載量が５トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものを対象とする場合に限る。）
普通自動車（中型）	（普通自動車のうち最大積載量が２トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであつて、普通自動車（大型）以外のものを対象とする場合に限る。）
普通自動車（小型）	（普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供するものであつて、普通自動車（大型）及び普通自動車（中型）以外のものを対象とする場合に限る。）
普通自動車（乗用）	（普通自動車のうち普通自動車（大型）、普通自動車（中型）及び普通自動車（小型）以外のものを対象とする場合に限る。）
小型四輪自動車	
小型三輪自動車	
小型二輪自動車	
軽自動車	
大型特殊自動車	

第七号様式を第五号様式とする。

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第四条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第六項中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第六号中「第四十七条」を「第四十七条の二」に、「取りはずし」を「取り外し」に改める。

第三十条第二項中「同令第四十条の　第　項」を「法第六十九条第四項」に改める。

第三十一条第　項中「道路運送車両法施行規則第四十条の二第一項」を「法第六十九条第四項」に、「同令」を「道路運送車両法施行規則」に改める。

第三十一条の　第　項中「新規検査等（法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車に係る新規検査又は予備検査及び継続検査、臨時検査、分解整備検査又は構造等変更検査（以下「継続検査等」という。）を含む。）」を「新規検査若しくは予備検査（法第七十五条第　項の規定によりその型式について指定を受けた自動車にあつては同条第四項の検査、道路運送車両法施行規則第六十二条の四第一項の規定によりその型式について認定を受けた　酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車にあつては同条第三項の検査を含む。以下本条中同じ。）、継続検査、臨時検査、分解整備検査又は構造等変更検査（本条の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定自動車検査証の提出がある場合にあつては、本条の規定に適合するかどうかを検査する必要がある部分を整備した場合に限る。）」に改め、同条第二項中「完成検査等（法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車に係る新規検査又は予備検査及び継続検査等（初めて運行の用に供しようとするときに完成検査等を受けない自動車に係るものを除く。）を含む。）」を「新規検査、予備検査、継続検査、臨時検査、分解整備検査又は構造等変更検査（初めて運行の用に供しようとするときに法第七十五条第四項の検査（道路運送車両法施行規則第六十二条の四第　項の規定によりその型式について認定を受けた　酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車にあつては同条第三項の検査、運輸大臣が指定する自動車にあつては新規検査又は予備検査）を受けない自動車に係るものを除く。）（本条の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定自動車検査証の提出がある場合にあつては、本条の規定に適合するかどうかを検査する必要がある部分を整備した場合に限る。）」に改め、同条第六項中「**継続検査等**」を「**継続検査、臨時検査、**分解整備検査又は構造等変**更検査**」に改める。

第五十八条第三十五項及び第三十九項中「まつ消登録」を「抹消登録」に、「同令第四十条の二第一項」を「法第六十九条第四項」に改め、同条第四十一項、第四十二項及び第四十八項中「同令第四十条の二第　項」を「法第六十九条第四項」に改める。

（優良自動車整備事業者認定規則の一部改正）

第五条　優良自動車整備事業者認定規則（昭和二十六年運輸省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

（自動車型式指定規則の一部改正）

第六条　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第七号中「点検整備方式」の下に「（自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）第七条の技術上の情報を含む。第五条の二において同じ。）」を加える。

第九条第二項中「自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）第三条第六号」を「自動車点検基準第三条第二項第五号」に改める。

第六号様式中「（第十四条関係）」を「（第十三条関係）」に改める。

（自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則の一部改正）

第七条　自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則（昭和二十七年運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第九条中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「**一般職の職員の給与に関する法律**」に改める。

（旅客自動車運送事業等運輸規則の一部改正）

第八条　旅客自動車運送事業等運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「第四十七条」を「第四十七条の二第一項及び第二項」に、「運行前点検」を「日常点検」に改め、同項第八号中「かじ取装置、制動装置」を「制動装置、走行装置」に改める。

第五十条第一項第一号中「運行前点検」を「日常点検」に改める。

（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正）

第九条　自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表二の項中「第四十三条の二」を「第四十三条の四」に改め、同項の表三の項中「、分解整備検査又は自動車検査証若しくは自動車予備検査証」を「若しくは分解整備検査の申請書、自動車検査証返納証明書の交付の申請書又は自動車検査証、自動車予備検査証若しくは限定自動車検査証」に改め、同条第三項の表二の項中「第五十四条又は」を削る。

第三条の表中

五	自動車予備検査証	第十六号様式

を

五	自動車検査証返納証明書	第十六号様式
六	自動車予備検査証	第十七号様式
七	限定自動車検査証	第十八号様式

に改める。

第四条及び第六条中「及び自動車予備検査証」を「、自動車検査証返納証明書、**自動車予備検査**証及び限定自動車検査証」に改める。

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

第一号様式（保安基準適合証、限定保安基準適合証）（第九条関係）

保安基準適合証
限定保安基準適合証

年　月　日交付

番号

<table>
<tr><td colspan="2">指定自動車整備事業者の
氏名又は名称
事業場の名称及び所在地</td><td colspan="4">印</td></tr>
<tr><td colspan="6">次の自動車
次の自動車の整備に係る部分　が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。

検査の年月日　　年　月　日

自動車検査員の氏名　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">自動車登録番号又は
車両番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車台番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>氏名又は名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">乗車定員</td><td>人</td><td>最大積載量</td><td colspan="2">kg</td></tr>
<tr><td colspan="2">用途</td><td></td><td>車両総重量</td><td colspan="2">kg</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険期間</td><td colspan="4">年　月　日から　年　月　日まで</td></tr>
</table>

注１．保安基準適合証の有効期間は、検査の日から１５日間とする。
　２．限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

長辺

短辺（日本工業規格Ａ列６番）

備考(1)　不要の文字を抹消すること。
(2)　法第１６条第１項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車並びに法第６９条第４項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の場合は、「自動車登録番号又は車両番号」欄及び「保険期間」欄に記載しないこと。
(3)　法第７１条の２第１項の規定による限定自動車検査証の交付を受けた自動車の場合は、「乗車定員」欄、「最大積載量」欄、「用途」欄、「車両総重量」欄及び「保険期間」欄に記載しないこと。
(4)　使用者が未定である場合は、「使用者」欄に所有者の「氏名又は名称」及び「住所」を記載すること。

	(6) 燃料装置 (7) 車枠及び車体 (8) 連結装置 (9) 物品積載装置 (10) 内圧容器及びその附属装置
四　装置に関する検査（その3）	次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 (1) 原動機 (2) 電気装置 (3) 乗車装置 (4) 前面ガラスその他の窓ガラス (5) 騒音防止装置 (6) ばい煙等の発散防止装置 (7) 灯火装置及び反射器 (8) 警報装置 (9) 指示装置 (10) 視野を確保する装置 (11) 走行距離計その他の計器 (12) 防火装置 (13) 運行記録計 (14) 速度表示装置

別表第三（第六条関係）

点検箇所		点検内容
かじ取り装置	ギヤ・ボックス	機能
	ナックル又はかじ取り車輪	旋回動作
緩衝装置	シャシばね又はショック・アブソーバ	緩衝能力
動力伝達装置	トランスミッション又はトランスファ	変速機構又は動力分配機構の機能
	プロペラ・シャフト又はドライブ・シャフト	回転時の状態
原動機		運転状態

別表第四（第六条関係）

点検箇所		点検内容
かじ取り装置	ギヤ・ボックス	機能
	ナックル又はかじ取り車輪	旋回動作
走行装置	リム、サイド・リング又はホイール・ディスク	損傷
緩衝装置	シャシばね又はショック・アブソーバ	緩衝能力
動力伝達装置	トランスミッション又はトランスファ	変速機構又は動力分配機構の機能
原動機		運転状態

別表第五（第六条関係）

点検箇所		点検内容
走行装置	リム又はホイール・ディスク	損傷
緩衝装置	シャシばね又はショック・アブソーバ	緩衝能力
動力伝達装置	トランスミッション	変速機構の機能
原動機		運転状態

別表第六（第六条関係）

点検箇所		点検内容
かじ取り装置	ギヤ・ボックス	機能
	ナックル又はかじ取り車輪	旋回動作
制動装置	倍力装置	機能
走行装置	リム又はホイール・ディスク	損傷
緩衝装置	シャシばね又はショック・アブソーバ	緩衝能力
動力伝達装置	クラッチ、トランスミッション又はトランスファ	断続機構、変速機構又は動力分配機構の機能
	プロペラ・シャフト又はドライブ・シャフト	回転時の状態
原動機		運転状態

第1号様式を次のように改める。

ヘ　無段変速装置、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有するため、イに掲げる点検のみによつては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、当該特殊な構造及び装置に関してその判断のために必要な点検

四　法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車にあつては、次に掲げる点検

イ　自動車点検基準別表第六に定めるすべての点検

ロ　主として砂利道等舗装されていない道路において運行する等使用の状況が特殊であるため、イに掲げる点検のみによつては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、別表第六に掲げる点検のうち、その判断のために必要な点検

ハ　無段変速装置、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有するため、イに掲げる点検のみによつては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、当該特殊な構造及び装置に関してその判断のために必要な点検

2　指定自動車整備事業者は、前項各号ロ又はハに定める点検を行おうとするときは、あらかじめ、依頼者に必要と認められる点検の内容を説明し、了解を得なければならない。

第七条第一項中「第九十四条の五第一項」の下に「及び法第九十四条の五の二第一項」を、「保安基準適合標章」の下に「又は限定保安基準適合証」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「及び第十九号から第二十一号まで」を「、第二十号及び第二十一号」に、「前項の証明」を「法第九十四条の五第一項の証明（法第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）」に改める。

第八条を次のように改める。

（検査等の基準）

第八条　法第九十四条の五第二項前段の運輸省令で定める基準（法第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）は、別表第二に定めるものとする。

2　法第九十四条の五第二項後段の運輸省令で定める技術上の基準は、第六条の点検に別表第二の一の項及び二の項に定める方法に準じて行う点検を加えたものとする。

3　自動車検査員が、前項の基準により法第九十四条の五第一項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、その後実施された整備が当該部分の保安基準に適合している状態に影響を及ぼすものでなかつた場合に限り、同条第二項後段の規定により検査において保安基準に適合するものとみなす。

第九条第二項中「保安基準適合証」の下に「及び限定保安基準適合証」を加える。

第十条中「及び保安基準適合標章」を「、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証」に改める。

第十条の二を次のように改める。

（指定整備記録簿の様式）

第十条の二　指定整備記録簿の様式は、普通自動車、三輪以上の小型自動車、検査対象軽自動車及び大型特殊自動車にあつては第三号様式、二輪の小型自動車にあつては第四号様式とする。

第十五条中「第七号様式」を「第五号様式」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の五表を加える。

別表第二（検査の基準）（第八条関係）

<table>
<tr><th></th><th>検査の実施の方法</th></tr>
<tr><td>一　構造に関する検査</td><td>次に掲げる事項が当該自動車検査証、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の記載事項と同一であるかどうかを視認により検査するものとする。
(1)　長さ、幅及び高さ
(2)　車両重量及び車両総重量</td></tr>
<tr><td>二　装置に関する検査（その1）</td><td>次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(9)及び(10)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)及び(6)から(8)までに掲げる事項については、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。
<table>
<tr><td>(1)　かじ取り車輪の整列状態</td><td>サイドスリップ・テスタ</td></tr>
<tr><td>(2)　制動装置の性能及び制動能力</td><td>ブレーキ・テスタ</td></tr>
<tr><td>(3)　自動車が発する騒音の大きさ</td><td>音量計</td></tr>
<tr><td>(4)　自動車から排出される一酸化炭素の濃度</td><td>一酸化炭素測定器</td></tr>
<tr><td>(5)　自動車から排出される炭化水素の濃度</td><td>炭化水素測定器</td></tr>
<tr><td>(6)　自動車から排出される黒煙の汚染度</td><td>黒煙測定器</td></tr>
<tr><td>(7)　前照灯の明るさ及び主光軸の向き</td><td>前照灯試験機</td></tr>
<tr><td>(8)　警音器の音の大きさ</td><td>音量計</td></tr>
<tr><td>(9)　速度計の指度の誤差</td><td>速度計試験機</td></tr>
<tr><td>(10)　速度表示灯の表示の誤差</td><td>速度計試験機</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>三　装置に関する検査（その2）</td><td>次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて検査するものとする。この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。
(1)　動力伝達装置
(2)　走行装置
(3)　操縦装置
(4)　制動装置
(5)　緩衝装置</td></tr>
</table>

別表第7（劣化又は摩耗により生ずる状態）（第五条関係）

装置	劣化又は摩耗により生ずる状態
かじ取り装置	1　ハンドルの操作具合の不良
	2　ギヤ・ボックスの油漏れ
	3　ロッド類又はアーム類の緩み、がた又は損傷
	4　ロッド類又はアーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂又は損傷
	5　かじ取り車輪のホイール・アライメントの不良
	6　パワー・ステアリング装置のベルトの緩み又は損傷
	7　パワー・ステアリング装置の油漏れ
	8　フロント・フォークの損傷
	9　フロント・フォークのステアリング・ステムの取付状態の不良
	10　フロント・フォークのステアリング・ステムの軸受部のがた
制動装置	1　主制動装置のきき具合の不良
	2　駐車ブレーキのきき具合の不良
	3　ロッド類又はケーブル類の緩み、がた又は損傷
	4　ホース又はパイプの漏れ、損傷又は取付状態の不良
	5　マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ又はディスク・キャリパの液漏れ
走行装置	1　フロント・ホイール・ベアリングのがた
	2　リヤ・ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	1　スプリングの損傷（エア・スプリングのエア漏れを含む。）
	2　緩衝装置の取付部又は連結部の緩み、がた又は損傷
	3　ショック・アブソーバの油漏れ又は損傷
動力伝達装置	1　トランスミッション又はトランスファの油漏れ
	2　プロペラ・シャフト又はドライブ・シャフトの連結部の緩み
	3　プロペラ・シャフト又はドライブ・シャフトの自在継手部のダスト・ブーツの亀裂又は損傷
	4　デファレンシャルの油漏れ
	5　チェーンの緩み
	6　スプロケットの取付状態の不良又は摩耗
原動機	1　排気の状態の不良
	2　潤滑装置の油漏れ
	3　燃料装置の燃料漏れ
	4　冷却装置のファン・ベルトの緩み又は損傷
	5　冷却装置の水漏れ
その他	1　一酸化炭素等発散防止装置の触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み又は損傷
	2　熱害防止装置の遮熱板の取付けの緩み又は損傷
	3　エグゾースト・パイプ又はマフラの取付けの緩み又は損傷
	4　マフラの機能の不良

第一号様式から第四号様式までを削る。

（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第三条　指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「別表」を「別表第一」に、「足る」を「足りる」に改め、同項第六号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとする。

第二条第二項中「その型式が道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十七条第一項の自動車整備検査用機械器具の型式認定を受けたもの（その型式が同条第八項第一号に該当することを事由とする同項の型式認定の取消しを受けたものを除く。）」を「道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第五十七条第一項第四号の運輸大臣が定める技術上の基準に適合するものであつて運輸大臣の定める者の行う検査に合格したものであること」に、「認定した」を「定めた」に、「別表」を「別表第一」に改める。

第六条を次のように改める。

（点検の基準）

第六条　法第九十四条の五第一項の運輸省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一　法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車にあつては、次に掲げる点検

イ　自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）別表第三に定めるすべての点検

ロ　主として砂利道等舗装されていない道路において運行する等使用の状況が特殊であるため、イに掲げる点検のみによつては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、別表第三に掲げる点検のうち、その判断のために必要な点検

ハ　無段変速装置、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有するため、イに掲げる点検のみによつては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、当該特殊な構造及び装置に関してその判断のために必要な点検

二　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）にあつては、次に掲げる点検

イ　自動車点検基準別表第四に定めるすべての点検

ロ　主として砂利道等舗装されていない道路において運行する等使用の状況が特殊であるため、イに掲げる点検のみによつては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、別表第四に掲げる点検のうち、その判断のために必要な点検

ハ　無段変速装置、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有するため、イに掲げる点検のみによつては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、当該特殊な構造及び装置に関してその判断のために必要な点検

三　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）にあつては、次に掲げる点検

イ　自動車点検基準別表第五に定めるすべての点検

ロ　主として砂利道等舗装されていない道路において運行する等使用の状況が特殊であるため、イに掲げる点検のみによつては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、別表第五に掲げる点検のうち、その判断のために必要な点検

装置	項目	1年ごと	2年ごと
かじ取り装置	かじ取り車輪		※　ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	1　油漏れ及び油量 ※2　取付けの緩み
制動装置	ブレーキ・ペダル	1　遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2　ブレーキのきき具合	
	駐車ブレーキ・レバー	1　引きしろ 2　ブレーキのきき具合	
	ロッド及びケーブル類		※　緩み、がた及び損傷
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	液漏れ	機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	※1　ドラムとライニングとのすき間 ※2　シューの摺動部分及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
	ブレーキ・ディスク及びパッド	※1　ディスクとパッドとのすき間 ※2　パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷
走行装置	ホイール	1　タイヤの溝の深さ及び異状な摩耗 ※2　ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	※1　フロント・ホイール・ベアリングのがた ※2　リヤ・ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	取付部及び連結部		緩み、がた及び損傷
	ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷
動力伝達装置	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間	
	トランスミッション及びトランスファ	油漏れ及び油量	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	※　連結部の緩み	自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	デファレンシャル		※　油漏れ及び油量
電気装置	点火装置	1　点火プラグの状態 2　点火時期 3　ディストリビュータのキャップの状態	
	バッテリ	ターミナル部の接続状態	
	電気配線		接続部の緩み及び損傷
原動機	本体	1　排気の状態 ※2　エア・クリーナ・エレメントの状態	
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置		1　燃料漏れ 2　リンク機構の状態 3　スロットル・バルブ及びチョーク・バルブの状態
	冷却装置	1　ファン・ベルトの緩み及び損傷 2　水漏れ	
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		1　メターリング・バルブの状態 2　配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		1　配管等の損傷 2　チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3　チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1　触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2　二次空気供給装置の機能 3　排気ガス再循環装置の機能 4　減速時排気ガス減少装置の機能 5　配管の損傷及び取付状態
	熱害防止装置		遮熱板の取付けの緩み及び損傷
エグゾースト・パイプ及びマフラ		取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
車枠及び車体			緩み及び損傷

（注）①　法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあつては、最初の2年目の点検に係る技術上の基準は1年ごとの欄に掲げるものとし、最初の3年目の点検に係る技術上の基準は2年ごとの欄に掲げるものとする。

②　※印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行つた日以降の走行距離が年間当たり5千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。

別表第四の次に次の二表を加える。

別表第5（二輪自動車の定期点検基準）（第二条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期		6 月 ご と	12 月 ご と（6月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
かじ取り装置	ハンドル		操作具合
	フロント・フォーク		1 損傷 2 ステアリング・ステムの取付状態 3 ステアリング・ステムの軸受部のがた
制動装置	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	1 遊び 2 ブレーキのきき具合	
	ロッド及びケーブル類		緩み、がた及び損傷
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	リザーバ・タンク		液量
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ		機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	1 シューの摺動部分及びライニングの摩耗 2 ドラムの摩耗及び損傷
	ブレーキ・ディスク及びパッド		1 ディスクとパッドとのすき間 2 パッドの摩耗 3 ディスクの摩耗及び損傷
走行装置	ホイール	1 タイヤの空気圧 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	1 タイヤの亀裂及び損傷 2 タイヤの溝の深さ及び異状な摩耗 3 フロント・ホイール・ベアリングのがた 4 リヤ・ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	サスペンション・アーム		連結部のがた及びアームの損傷
	ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷
動力伝達装置	クラッチ	1 クラッチ・レバーの遊び 2 作用	
	トランスミッション	油漏れ及び油量	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	連結部の緩み	1 スプライン部のがた 2 自在継手部のがた
	チェーン及びスプロケット	チェーンの緩み	スプロケットの取付状態及び摩耗
電気装置	点火装置	1 点火プラグの状態 2 点火時期	
	バッテリ	液量	1 液の比重 2 ターミナル部の接続状態
	電気配線		接続部の緩み及び損傷
原動機	本体	1 排気の状態 2 エア・クリーナ・エレメントの状態	1 かかり具合及び異音 2 低速及び加速の状態
	潤滑装置	1 油漏れ 2 油の汚れ及び量	
	燃料装置		1 燃料漏れ 2 キャブレータのリンク機構の状態 3 スロットル・バルブ及びチョーク・バルブの状態
	冷却装置	水量	水漏れ
灯火装置及び方向指示器		作用	
警音器及び施錠装置			作用
計器			作用
エグゾースト・パイプ及びマフラ			1 取付けの緩み及び損傷 2 マフラの機能
フレーム			緩み及び損傷
その他			シャシ各部の給油脂状態

別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）（第二条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期		1 年 ご と	2 年 ご と（1年ごとの点検に次の点検を加えたもの）
かじ取り	ハンドル		操作具合
	ギヤ・ボックス		取付けの緩み
	ロッド及びアーム類		1 緩み、がた及び損傷 2 ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷

達装置	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	連結部の緩み	1　自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷 2　スプライン部のがた 3　自在継手部のがた 4　センタ・ベアリングのがた
	デファレンシャル	油漏れ及び油量	
電気装置	点火装置	（※1）1　点火プラグの状態 （※1）2　点火時期	（※1）1　ディストリビュータのキャップの状態 （※1）2　進角装置（進角機構を含む。）の機能
	バッテリ	液量	1　液の比重 2　ターミナル部の接続状態
	電気配線		接続部の緩み及び損傷
原動機	本体	1　排気の状態 2　エア・クリーナ・エレメントの状態 （※2）3　エア・クリーナの油の汚れ及び量	1　かかり具合及び異音 2　低速及び加速の状態 3　弁すき間
	潤滑装置	1　油漏れ 2　油の汚れ及び量	
	燃料装置	（※1）　燃料漏れ	1　燃料漏れ （※1）2　リンク機構の状態 （※1）3　スロットル・バルブ及びチョーク・バルブの状態 4　燃料フィルタの詰まり 5　噴射ノズルの噴射圧力及び噴霧状態 6　噴射時期及び噴射量
	冷却装置	1　水量 2　ファン・ベルトの緩み及び損傷	1　水漏れ 2　ラジエータ・キャップの機能
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		（※1）1　メターリング・バルブの状態 （※1）2　配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		（※1）1　配管等の損傷 （※1）2　チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 （※1）3　チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		（※1）1　触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 （※1）2　二次空気供給装置の機能 （※1）3　排気ガス再循環装置の機能 （※1）4　減速時排気ガス減少装置の機能 （※1）5　配管の損傷及び取付状態
	熱害防止装置		（※1）　遮熱板の取付けの緩み及び損傷
灯火装置及び方向指示器		作用	
警音器、窓ふき器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置			作用
計器			作用
エグゾースト・パイプ及びマフラ			1　取付けの緩み及び損傷 2　マフラの機能
エア・コンプレッサ		エア・タンクの凝水	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの機能
車枠及び車体			（※1）1　ドア・ロックの機能 2　緩み及び損傷
座席			（※3）　座席ベルトの状態
その他		シャシ各部の給油脂状態	

（注）①　（※1）印の点検は、大型特殊自動車にあつては、行わなくてもよい。

②　（※2）印の点検は、大型特殊自動車に限る。

③　（※3）印の点検は、道路運送法施行規則第52条の規定により受けた許可に係る自動車に限る。

座席			※ 座席ベルトの状態
開扉発車防止装置			機能
その他	シャシ各部の給油脂状態		

（注） ※印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。

別表第4（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第二条関係）

点検箇所		6月ごと	12月ごと（6月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
かじ取り装置	ハンドル		操作具合
	ギヤ・ボックス		取付けの緩み
	ロッド及びアーム類		1 緩み、がた及び損傷 2 ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	ナックル		連結部のがた
	かじ取り車輪		（※1） ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	1 油漏れ及び油量 2 取付けの緩み
制動装置	ブレーキ・ペダル	（※1）1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 （※1）2 ブレーキのきき具合	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキのきき具合
	駐車ブレーキ・レバー	（※1）1 引きしろ （※1）2 ブレーキのきき具合	1 引きしろ 2 ブレーキのきき具合
	ロッド及びケーブル類		緩み、がた及び損傷
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	リザーバ・タンク		液量
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ		機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ及びリレー・バルブ		機能
	倍力装置		1 エア・クリーナの詰まり 2 機能
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	1 シューの摺動部分及びライニングの摩耗 2 ドラムの摩耗及び損傷
	ブレーキ・ディスク及びパッド		1 ディスクとパッドとのすき間 2 パッドの摩耗 3 ディスクの摩耗及び損傷
	センタ・ブレーキ・ドラム及びライニング		1 ドラムの取付けの緩み 2 ドラムとライニングとのすき間 3 ライニングの摩耗 4 ドラムの摩耗及び損傷
	二重安全ブレーキ機構		機能
走行装置	ホイール	1 タイヤの空気圧 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	1 タイヤの亀裂及び損傷 2 タイヤの溝の深さ及び異状な摩耗 3 フロント・ホイール・ベアリングのがた 4 リヤ・ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	リーフ・サスペンション		1 スプリングの損傷 2 スプリング取付部の緩み及び損傷 3 スプリングの連結部のがた
	コイル・サスペンション		取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷
動力伝	クラッチ	1 ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間 2 作用	液量
	トランスミッション及びトランスファ	油漏れ及び油量	

置				のねじれ及び亀裂
	デファレンシャル	油漏れ及び油量		
電気装置	点火装置		1　点火プラグの状態 2　点火時期	1　ディストリビュータのキャップの状態 2　進角装置（進角機構を含む。）の機能
	バッテリ	液量	ターミナル部の接続状態	液の比重
	電気配線		接続部の緩み及び損傷	
原動機	本体	エア・クリーナ・エレメントの状態	1　かかり具合及び異音 2　低速及び加速の状態 3　排気の状態	1　シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付状態 2　圧縮圧力 3　弁すき間
	潤滑装置	1　油漏れ 2　油の汚れ及び量		
	燃料装置	燃料漏れ	1　燃料フィルタの詰まり 2　噴射ノズルの噴射圧力及び噴霧状態	1　リンク機構の状態 2　スロットル・バルブ及びチョーク・バルブの状態 3　噴射時期及び噴射量 4　供給ポンプの機能
	冷却装置	1　水量 2　ファン・ベルトの緩み及び損傷	水漏れ	ラジエータ・キャップの機能
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置			1　メターリング・バルブの状態 2　配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置			1　配管等の損傷 2　チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3　チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置			1　触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2　二次空気供給装置の機能 3　排気ガス再循環装置の機能 4　減速時排気ガス減少装置の機能 5　配管の損傷及び取付状態
	熱害防止装置			遮熱板の取付けの緩み及び損傷
灯火装置及び方向指示器		作用		
警音器、窓ふき器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置				作用
計器				作用
エグゾースト・パイプ及びマフラ			取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
エア・コンプレッサ		エア・タンクの凝水		コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの機能
高圧ガスを燃料とする燃料装置等			1　導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 2　ベーパライザのタール	1　ガス容器取付部の緩み及び損傷 2　座席のある車室との間の気密
車枠及び車体		非常口の扉の機能	緩み及び損傷	ドア・ロックの機能
連結装置				1　カプラの機能及び損傷 2　キング・ピンの亀裂及び損傷 3　ピントル・フック及びルネット・アイの損傷

制動装置	レバー	2　ブレーキのきき具合		
	ロッド及びケーブル類		緩み、がた及び損傷	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態		
	リザーバ・タンク		液量	
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ			機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク		機能
	ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ及びリレー・バルブ			機能
	倍力装置		エア・クリーナの詰まり	1　油密及び気密 2　チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能
	ブレーキ・カム			摩耗
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	シューの摺動部分及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
	バック・プレート			バック・プレートの状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド		1　ディスクとパッドとのすき間 2　パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷
	センタ・ブレーキ・ドラム及びライニング		1　ドラムの取付けの緩み 2　ドラムとライニングとのすき間	1　ライニングの摩耗 2　ドラムの摩耗及び損傷
	二重安全ブレーキ機構			機能
走行装置	ホイール	1　タイヤの空気圧 2　ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	1　タイヤの亀裂及び損傷 2　タイヤの溝の深さ及び異状な摩耗 3　リム、サイド・リング及びホイール・ディスクの損傷 4　フロント・ホイール・ベアリングのがた	リヤ・ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	リーフ・サスペンション		1　スプリングの損傷 2　スプリング取付部（ブラケット部を除く。）の緩み及び損傷	1　ブラケットの取付けの緩み及び損傷 2　スプリングの連結部のがた 3　リーフのずれ
	コイル・サスペンション		スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	エア・サスペンション		1　エア漏れ 2　ベローズの損傷 3　取付部及び連結部の緩み及び損傷	1　ベローズの高さ 2　レベリング・バルブの機能
	ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷	
動力伝達装置	クラッチ	1　ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間 2　作用	液量	
	トランスミッション及びトランスファ	油漏れ及び油量		
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト		1　連結部の緩み 2　自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷	1　スプライン部のがた 2　自在継手部のがた 3　センタ・ベアリングのがた 4　アクスル・シャフト

別表第1（事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準）（第一条関係）

点検箇所	点検内容
1　ブレーキ	1　ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること。 2　ブレーキの液量が適当であること。 3　空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4　ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5　駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2　タイヤ	1　タイヤの空気圧が適当であること。 2　亀裂及び損傷がないこと。 3　異状な摩耗がないこと。 ※4　溝の深さが十分であること。
3　バッテリ	※　液量が適当であること。
4　原動機	※1　冷却水の量が適当であること。 ※2　ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 ※3　エンジン・オイルの量が適当であること。 ※4　原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 ※5　低速及び加速の状態が適当であること。
5　灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6　ウインド・ウォッシャ及びワイパー	※1　ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 ※2　ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7　エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8　運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

（注）　※印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

別表第2（自家用乗用自動車等の日常点検基準）（第一条関係）

点検箇所	点検内容
1　ブレーキ	1　ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること。 2　ブレーキの液量が適当であること。 3　駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2　タイヤ	1　タイヤの空気圧が適当であること。 2　亀裂及び損傷がないこと。 3　異状な摩耗がないこと。 4　溝の深さが十分であること。
3　バッテリ	液量が適当であること。
4　原動機	1　冷却水の量が適当であること。 2　エンジン・オイルの量が適当であること。 3　原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 4　低速及び加速の状態が適当であること。
5　灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6　ウインド・ウォッシャ及びワイパー	1　ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 2　ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7　運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

別表第　（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期		1月ごと	3月ごと（1月ごとの点検に次の点検を加えたもの）	12月ごと（3月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
かじ取り装置	ハンドル			操作具合
	ギヤ・ボックス			1　油漏れ 2　取付けの緩み
	ロッド及びアーム類		1　緩み、がた及び損傷 2　ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷	
	ナックル		連結部のがた	
	かじ取り車輪			ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	油漏れ及び油量	取付けの緩み
	ブレーキ・ペダル	1　遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2　ブレーキのきき具合		
	駐車ブレーキ・	1　引きしろ		

第二十号様式備考(1)を次のように改める。

(1)　自動車分解整備事業者の種類は、図示の例により、上段に自動車分解整備事業者の種類及び認証を行つた地方運輸局長名を、中段に自動車分解整備事業の種類を、下段に分解整備の対象とする自動車の種類をそれぞれ表示すること。この場合において、対象とする自動車の種類は、次の区分により表示すること。

普通自動車（大型）　（普通自動車のうち車両総重量が８トン以上のもの、最大積載量が５トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものを対象とする場合に限る。）

普通自動車（中型）　（普通自動車のうち最大積載量が２トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであつて、普通自動車（大型）以外のものを対象とする場合に限る。）

普通自動車（小型）　（普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供するものであつて、普通自動車（大型）及び普通自動車（中型）以外のものを対象とする場合に限る。）

普通自動車（乗用）　（普通自動車のうち普通自動車（大型）、普通自動車（中型）及び普通自動車（小型）以外のものを対象とする場合に限る。）

小型四輪自動車

小型三輪自動車

小型二輪自動車

軽自動車

大型特殊自動車

第二十号様式の　から第二十号様式の五までを削る。

第二十三号様式を削り、第二十四号様式を第二十三号様式とする。

（自動車点検基準の　部改正）

第二条　自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条から第三条までを次のように改める。

（日常点検基準）

第一条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第四十七条の二第一項の運輸省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　法第四十八条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車　別表第一

二　法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車　別表第二

（定期点検基準）

第二条　法第四十八条第一項の運輸省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車　別表第三

二　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）　別表第四

三　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）　別表第五

四　法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車　別表第六

第三条　法第四十八条第一項第一号の運輸省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

一　乗車定員十一人以上の自家用自動車

二　乗車定員十人以下で車両総重量八トン以上の自家用自動車

三　次に掲げる自動車であつて、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五十二条の規定により受けた許可に係る自家用自動車（前二号に掲げるものを除く。）

イ　貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車

ロ　専ら幼児の運送を目的とする普通自動車及び小型自動車

ハ　二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。）

ニ　人の運送の用に供する三輪自動車

ホ　散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車

ヘ　大型特殊自動車

ト　検査対象外軽自動車

2　法第四十八条第一項第三号の運輸省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

一　道路運送法施行規則第五十二条の規定により受けた許可に係る自家用自動車（前項各号に掲げるものを除く。）

二　専ら幼児の運送を目的とする自家用普通自動車及び小型自動車

三　自家用小型二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）

四　自家用三輪自動車

五　広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車、小型自動車及び軽自動車

六　自家用大型特殊自動車

七　自家用検査対象外軽自動車

3　法第四十八条第一項第三号の運輸省令で定める自動車は、次に掲げる検査対象軽自動車（道路運送法施行規則第五十二条の規定により受けた許可に係るものを除く。）とする。

一　貨物の運送の用に供する検査対象軽自動車

二　広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する検査対象軽自動車（人の運送の用に供する三輪のものを除く。）

第四条第二項を削り、同条第三項中「第二条第二項第一号及び同項第二号」を「第二条第一号から第三号まで」に、「同項第三号」を「同条第四号」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条を次のように改める。

（点検等の勧告に係る基準）

第五条　法第五十四条第四項の運輸省令で定める劣化又は摩耗により生ずる状態（法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）は、別表第七に掲げるとおりとする。

2　法第五十四条第四項の運輸省令で定める点検（法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車　別表第三に定める十二月ごとに行う点検

二　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）　別表第四に定める十二月ごとに行う点検

三　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）　別表第五に定める十二月ごとに行う点検

四　法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車　別表第六に定める二年ごとに行う点検

第六条を削る。

第七条第二号中「運行前点検」を「日常点検」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（自動車の点検及び整備に関する情報）

第七条　法第五十七条の二の運輸省令で定める技術上の情報は、点検（法第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。）の箇所、時期及び実施の方法並びに当該点検の結果必要となる整備の実施の方法とする。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

第十号様式を次のように改める。

第十号様式（検査標章　臨時検査合格標章　自動車予備検査証再交付申請書　限定自動車検査証　軽自動車届出済証）（第四十一条、第四十二条、第四十三条の三、第六十三条の七関係）

検査標章
臨時検査合格標章
自動車予備検査証　再交付申請書
限定自動車検査証
軽自動車届出済証

殿

年　月　日

住　所

申請者の氏名又は名称　印

自動車登録番号又は車両番号 自動車予備検査証番号 車台番号	
再交付を受ける理由	
備考	

短辺

長辺

（日本工業規格A列5番）

注 (1) 不要の文字を抹消すること。
(2) 車台番号を記載するのは、限定自動車検査証の再交付を申請する場合に限る。
(3) 検査標章又は臨時検査合格標章の再交付を申請する場合にあつては当該自動車が運転者室及び前面ガラスを有するかどうかの別を備考欄に記載すること。
(4) 限定自動車検査証の再交付を申請する場合にあつては当該限定自動車検査証の有効期間を備考欄に記載すること。
(5) 軽自動車検査協会に申請する申請書にあつては、その大きさは、日本工業規格B列6番型とする。

第十三号様式の三を第十三号様式の四とし、第十三号様式の二を第十三号様式の三とし、第十三号様式の次に次の一様式を加える。

第十三号様式の二（限定自動車検査証）（第四十三条関係）

限定自動車検査証（その1）

年　月　日

[illegible]

備考

短辺

長辺

（日本工業規格B列6番）

限定自動車検査証（その2）

年　月　日

[illegible]

短辺

長辺

（日本工業規格B列6番）

別表第四（第五十七条関係）

		屋内作業場					車両置場	
		車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場			
		間口	奥行	作業場	間口	奥行	間口	奥行
普通自動車分解整備事業	対象とする自動車に普通自動車（車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。）が含まれるもの	5メートル以上	13メートル以上	12平方メートル以上	5メートル以上	13メートル以上	3．5メートル以上	11メートル以上
	対象とする自動車に大型特殊自動車又は普通自動車（最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。）が含まれるもの	5メートル以上	10メートル以上	12平方メートル以上	5メートル以上	10メートル以上	3．5メートル以上	8メートル以上
	対象とする自動車に普通自動車（貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供するものに限り、上二欄に掲げるものを除く。）が含まれるもの	4．5メートル以上	8メートル以上	10平方メートル以上	4．5メートル以上	8メートル以上	3メートル以上	6メートル以上
	その他のもの	4メートル以上	8メートル以上	8平方メートル以上	4メートル以上	8メートル以上	3メートル以上	5．5メートル以上
小型自動車分解整備事業	対象とする自動車に三輪以上の小型自動車が含まれるもの							
	対象とする自動車が二輪の小型自動車及び軽自動車であるもの	3．5メートル以上	5メートル以上	6．5平方メートル以上	3．5メートル以上	5メートル以上	2．5メートル以上	3．5メートル以上
	対象とする自動車が二輪の小型自動車であるもの	3メートル以上	3．5メートル以上	4平方メートル以上	3メートル以上	3．5メートル以上	2メートル以上	2．5メートル以上
軽自動車分解整備事業		3．5メートル以上	5メートル以上	6．5平方メートル以上	3．5メートル以上	5メートル以上	2．5メートル以上	3．5メートル以上

別表第五を次のように改める。

別表第五（第五十七条関係）

作業機械	(1) プレス (2) エア・コンプレッサ (3) チェーン・ブロック (4) ジャッキ (5) バイス (6) 充電器	小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。
作業計器	(1) ノギス (2) トルク・レンチ	
点検計器及び点検装置	(1) サーキット・テスタ (2) 比重計 (3) コンプレッション・ゲージ (4) ハンディ・バキューム・ポンプ (5) エンジン・タコ・テスタ (6) ドエル・テスタ (7) タイミング・ライト (8) ノズル・テスタ (9) シックネス・ゲージ (10) ダイヤル・ゲージ (11) トーイン・ゲージ (12) キャンバ・キャスタ・ゲージ (13) ターニング・ラジアス・ゲージ (14) タイヤ・ゲージ (15) 亀裂点検装置 (16) 検車装置 (17) 一酸化炭素測定器 (18) 炭化水素測定器	1　普通自動車分解整備事業で対象とする自動車が大型特殊自動車であるものにあつては、第11号から第14号まで、第17号及び第18号（カタピラを有しない大型特殊自動車であるものにあつては、第17号及び第18号に限る。）に掲げるものを除く。 2　小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が三輪の小型自動車及び二輪の小型自動車であるもの並びに三輪の小型自動車であるものにあつては、第11号から第13号までに掲げるものを、二輪の小型自動車であるものにあつては、第11号から第13号まで及び第15号から第18号までに掲げるものを除く。 3　ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては、第6号、第7号、第17号及び第18号に掲げるものを、軽油を燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては、第8号に掲げるものを除く。
工具	(1) ホイール・プーラ (2) ベアリング・レース・プーラ (3) グリース・ガン (4) 部品洗浄槽	小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第1号及び第2号に掲げるものを除く。

(構造等に関する事項)

第四十三条の二　法第七十一条の二第一項の運輸省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　車名及び型式

二　普通自動車、小型自動車、検査対象軽自動車又は大型特殊自動車の別

三　長さ、幅及び高さ

四　車体の形状

五　原動機の型式

六　燃料の種類

七　原動機の総排気量又は定格出力

八　自家用又は事業用

九　用途

十　けん引自動車にあつては、けん引重量又は第五輪荷重

十一　被けん引自動車にあつては、けん引自動車の車名及び型式

十二　乗車定員又は最大積載量

十三　車両重量及び車両総重量

十四　空車状態における軸重

十五　タンク自動車であつて爆発性液体又は高圧ガスを運送するものにあつては、積載物品名

(限定自動車検査証の再交付の申請書)

第四十三条の三　法第七十一条の二第七項において準用する法第七十条の規定による限定自動車検査証(検査対象軽自動車に係るものであつて、予備検査の結果交付されたものに限る。)の再交付の申請書は、第十号様式による。

第四十四条第一項中「継続検査を行ない」を「継続検査又は分解整備検査を行い」に改め、同条第二項中「自動車予備検査証」の下に「又は限定自動車検査証」を加える。

第四十五条第一項の表中

五　検査対象軽自動車の車両番号標	第十三号様式の二
六　二輪の小型自動車の車両番号標	第十三号様式の三

を

五　予備検査の結果交付される限定自動車検査証で検査対象軽自動車に係るもの	第十三号様式の二
六　検査対象軽自動車の車両番号標	第十三号様式の三
七　二輪の小型自動車の車両番号標	第十三号様式の四

に改める。

第四十五条の二中「及び自動車予備検査証」を「、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証及び限定自動車検査証」に改める。

第五十二条の見出し中「自動車検査証」を「自動車検査証等」に改め、同条中「当該自動車検査証」の下に「又は限定自動車検査証」を加える。

第五十七条第一項第四号中「その型式が第六十七条第一項の自動車整備検査用機械器具の型式認定を受けたもの(その型式が同条第八項第一号に該当することを事由とする同項の型式認定の取消しを受けたものを除く。)」を「運輸大臣が定める技術上の基準に適合するものであつて運輸大臣の定める者の行う検査に合格したものであること」に、「認定した」を「定めた」に改める。

第六十二条の二の二を削り、第六十二条の二の三を第六十二条の二の二とし、第六十二条の二の四を第六十二条の二の三とする。

第六十七条を次のように改める。

(原動機付自転車用原動機の型式認定)

第六十七条　原動機付自転車用原動機の製作を業とする者は、その製作する原動機の型式について運輸大臣の型式認定を受けることができる。

2　前項の型式認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　原動機付自転車用原動機の名称及び型式

三　原動機付自転車用原動機の主要諸元

四　原動機付自転車用原動機の構造に関する図面

3　第一項の型式認定は、当該原動機の総排気量又は定格出力が第一条に規定する範囲内にあるかどうかを判定することによつて行う。

4　運輸大臣は、第一項の型式認定をしたときは、当該型式認定に係る型式認定番号を指定する。

5　第一項の型式認定を受けた者は、当該型式の原動機に第二十三号様式による型式認定番号標及び総排気量又は定格出力を表示しなければならない。

6　運輸大臣は、次に掲げる場合は、第一項の型式認定を取り消すことができる。

一　当該原動機付自転車用原動機の構造、性能及び使用方法に著しい変更があつたと認められたとき。

二　第七十条第一項第十号の規定による届出(同号ハに係るものに限る。)があつたとき。

三　第一項の型式認定を受けた者が、前項の規定に違反したとき又は虚偽の型式認定番号標を表示したとき。

四　第一項の型式認定を受けた者が、第七十条第一項の規定に違反したとき。

第六十九条中「、第七号又は第八号(自動車検査証又は自動車予備検査証」を「又は第七号から第九号まで(同号にあつては、自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証」に、「第九号又は第十一号」を「第十号又は第十二号」に、「第十号」を「第十一号」に改める。

第七十条第一項第十号を削り、同項第十一号中「第六十七条第八項」を「第六十七条第一項」に改め、同号ハ中「又は販売」を削り、同号を同項第十号とし、同条第二項中「及び第十一号」を削る。

別表第二新規検査及び予備検査の項第一号中「まつ消登録証明書」を「抹消登録証明書」に改め、「提示がある自動車」の下に「(八に掲げるものを除く。)」を加え、同項第二号の表中「かじ取車輪」を「かじ取り車輪」に、「サイドスリップ・テスタ」を「サイドスリップ・テスタ」に改め、同項第三号中「き裂」を「亀裂」に、「ゆるみ」を「緩み」に、「車わく」を「車枠」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　限定自動車検査証の提出がある自動車の検査

限定自動車検査証の提出がある自動車(九に掲げるものを除く。)については、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分について、一から四までに掲げる方法により検査するほか、当該限定自動車検査証を審査することにより検査するものとする。

別表第二新規検査及び予備検査の項に次の二号を加える。

八　抹消登録証明書の提示又は自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示及び保安基準適合証の提出がある自動車の検査

抹消登録証明書の提示又は自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示及び保安基準適合証の提出がある自動車については、当該抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書及び保安基準適合証を審査することにより検査するものとする。

九　限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車の検査

限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車については、当該限定自動車検査証及び限定保安基準適合証を審査することにより検査するものとする。

別表第二継続検査及び分解整備検査の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　限定自動車検査証の提出がある自動車の検査

限定自動車検査証の提出がある自動車(五に掲げるものを除く。)については、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分について、一及び二に掲げる方法により検査するほか、当該限定自動車検査証を審査することにより検査するものとする。

別表第二継続検査及び分解整備検査の項に次の一号を加える。

五　限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車の検査

限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車については、当該限定自動車検査証及び限定保安基準適合証を審査することにより検査するものとする。

別表第四を次のように改める。

○運輸省令第五号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基づき、鉄道車両等生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月十三日

運輸大臣　亀井　静香

鉄道車両等生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

鉄道車両等生産動態統計調査規則（昭和二十九年運輸省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「自己の使用に供するためにのみこれらの製造を行う」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　自己の使用に供するためにのみ鉄道車両の改造又は修理のみを行う事業所

二　自己の使用に供するためにのみ鉄道車両部品、鉄道信号保安装置又は索道搬器運行装置の製造のみを行う事業所

第十二条及び第十三条を削り、第十四条を第十二条とし、第十五条を第十三条とする。

附　則

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

○運輸省令第六号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基づき、内航船舶輸送統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月十三日

運輸大臣　亀井　静香

内航船舶輸送統計調査規則の一部を改正する省令

内航船舶輸送統計調査規則（昭和三十八年運輸省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

附　則

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

○運輸省令第七号

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第十一条第四号の規定に基づき、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十七日

運輸大臣　亀井　静香

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令

自動車損害賠償保障法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の三各号を次のように改める。

一　道路運送車両法第五十八条第一項の自動車（第三号の自動車を除く。）については、同法の規定による自動車検査証の有効期間に一月を加えた期間

二　令第九条第十四号の二の小型特殊自動車、検査対象外軽自動車又は原動機付自転車については、締結しようとする責任保険の契約の保険期間に一月を加えた期間

三　令第九条第十六号の商品自動車については、六月

附　則

この省令は、平成七年三月一日から施行する。

○運輸省令第八号

道路運送車両法の一部を改正する法律（平成六年法律第八十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）を実施するため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十八日

運輸大臣　亀井　静香

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「道路運送車両の整備」を「道路運送車両の点検及び整備」に、「第六十二条の二の三」を「第六十二条の二の二」に、「第六十二条の二の四」を「第六十二条の二の三」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（法第七条第三項第三号の運輸省令で定める自動車）

第二条の二　法第七条第三項第三号の運輸省令で定める自動車は、次の各号に掲げる自動車とする。

一　乗車定員十一人以上の普通自動車及び小型自動車

二　専ら幼児の運送を目的とする普通自動車及び小型自動車

三　三輪の小型自動車

四　広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車

五　大型特殊自動車

第三条中「第四十九条第二項」を「第六十四条第一項」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号から第四号までの規定中「取りはずして行なう」を「取り外して行う」に改め、同条第五号中「取りはずし、」を「取り外し、」に、「取りはずして行なう」を「取り外して行う」に改め、同条第六号中「取りはずして行なう」を「取り外して行う」に改め、同条第七号中「牽引自動車又は被牽引自動車」を「けん引自動車又は被けん引自動車」に、「取りはずして行なう」を「取り外して行う」に改める。

「第五章　道路運送車両の整備」を「第五章　道路運送車両の点検及び整備」に改める。

第三十二条第一号中「第四十七条」を「第四十七条の二第一項及び第二項」に、「運行前点検」を「日常点検」に改める。

第三十六条第四項中「第四十条の二第二項」を「法第六十九条第四項」に改め、同条第五項中「第四十条の二第一項」を「法第六十九条第四項」に改める。

第三十七条中「次の各号に」を「次に」に改め、第四号を削る。

第三十七条の二の次に次の一条を加える。

（限定自動車検査証の提出）

第三十七条の二の二　継続検査、臨時検査又は分解整備検査を受けようとする者は、限定自動車検査証の交付を受けている場合にあつては、当該限定自動車検査証を提出しなければならない。

第三十八条中第七項を第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　法第六十七条第一項の規定により運輸大臣が行う自動車検査証の記入の申請をする者は、限定自動車検査証の交付を受けている場合にあつては、当該限定自動車検査証を提出しなければならない。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（限定自動車検査証の返納）

第三十九条の二　限定自動車検査証の交付を受けている自動車の使用者（予備検査の結果交付を受けた自動車にあつては、所有者）は、当該自動車について法第六十九条第一項各号に掲げる事由があつたときは、当該限定自動車検査証を返納しなければならない。

第四十条の二を削る。

第四十一条の二第一項中「自動車検査証」の下に「又は限定自動車検査証」を加える。

第四十三条の四第一号中「被牽引自動車」を「被けん引自動車」に改め、同条を第四十三条の六とし、第四十三条の三を第四十三条の五とし、第四十三条の二を第四十三条の四とし、第四十三条の次に次の二条を加える。

第九条の二中「又は供給所に設置するガス又は」を「若しくは供給所に設置するガス若しくは」に改め、「ガス工作物」の下に「又は移動式ガス発生設備」を加える。

第九条の三中「又は供給所」を「若しくは供給所」に、「又は液化ガスを」を「若しくは液化ガスを」に、「）は」を「）又は移動式ガス発生設備は」に改め、「八メートル」の下に「（移動式ガス発生設備に係る場合は二メートル）」を加える。

第十二条中「（液化石油ガスを原料とする特定ガス発生設備にあつては、十八キログラム毎平方センチメートル以上）」を削る。

第十六条中「ガス発生設備」の下に「（移動式ガス発生設備を除く。）」を加え、同条中「および」を「及び」に改め、同条に次の一項を加える。

2　移動式ガス発生設備にあつては、告示で定める事項が測定できる措置を講じなければならない。

第十七条中「ガス発生設備」の下に「（移動式ガス発生設備を除く。）」を加える。

第十七条の二第一項中「又は供給所」を「、供給所又は移動式ガス発生設備が使用される場所」に改め、同条第二項中「又は供給所」を「、供給所又は移動式ガス発生設備」に、「しや断」を「遮断」に改める。

第二章第二節の節名中「特定ガス発生設備」の下に「及び移動式ガス発生設備」を加える。

第二十条中「特定ガス発生設備」の下に「及び移動式ガス発生設備」を加え、「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改める。

第三十一条を削り、第三十二条を第三十一条とし、第二章中同条の次に次の一節を加える。

第四節　移動式ガス発生設備

（構造及び設置）

第三十二条　移動式ガス発生設備は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　告示で定めるところにより緊急時に迅速かつ安全にガスの発生を停止することができる装置を有すること。

二　設置の場所が発火性又は引火性のものから離れていること。

三　大容量移動式ガス発生設備による供給を行う場合にあつては、他の移動式ガス発生設備に対し五メートル以上の距離を有すること。

四　設置時において転倒しないような措置を講ずること。

五　車両上で使用するときは、当該車両のエンジンを停止するとともに、車止めを設けること等により当該車両を固定すること。

六　告示で定める基準に適合するガスを供給するものであること。

2　第二十四条から第二十六条までの規定は、移動式ガス発生設備に準用する。

第五十四条を削り、第五十四条の二を第五十四条とする。

第七十一条第二項中「及び硬質塩化ビニル管」を削る。

第七十二条第二項第二号中「第八項」を「第十一項」に改める。

第七十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、ポリエチレン管を使用している場合にあつては、この限りでない。

第七十三条第二項に次の一号を加える。

三　ポリエチレン管を使用している場合

第七十三条第三項に次の一号を加える。

三　ポリエチレン管を使用している場合

第七十四条に次の一項を加える。

6　導管（腐食のおそれがないもの又は塗覆装若しくはこれと同等以上の措置が講じられたものを除く。）は、建物の床下に設置してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一　ガスが滞留するおそれがない場所に導管を設置する場合

二　告示で定める漏えい検知装置が告示で定める方法により設置されている場合であつて、当該漏えい検知装置が漏えいを検知することができる部分に導管を設置する場合

三　自動ガス遮断装置が告示で定める方法により設置されている場合であつて当該自動ガス遮断装置が漏えいを検知することができる部分に導管を設置する場合

四　ガス漏れ警報器が告示で定める方法により設置されている場合であつて当該ガス漏れ警報器が漏えいを検知することができる部分に導管を設置する場合

第七十七条第二号中「こえる」を「超える」に改め、同条第三号ロ中「フランジ接合」の下に「、融着」を加える。

第七十九条（見出しを含む。）中「しや断」を「遮断」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第六十五条から第六十七条までの規定は、整圧器に取り付けるガス加温装置（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第一条にいうボイラー及び圧力容器に該当するものを除く。）のガスを通ずる配管に準用する。

第八十一条中「三年」を「六年」に改め、同条の次に次の一章を加える。

第九章　昇圧供給装置

（材料）

第八十二条　昇圧供給装置のガスを通ずる部分の材料は耐食性を有するものでなければならない。

（構造）

第八十三条　昇圧供給装置の構造は次の各号に掲げるとおりとする。

一　耐圧部分が使用圧力及び使用温度において十分な強度を有するものであること。

二　内部の変更が容易にできない構造であること。

（昇圧限界）

第八十四条　昇圧供給装置の圧縮できるガスの量は、標準状態において毎時十二・五立方メートル未満でなければならない。

（安全装置）

第八十五条　昇圧供給装置には、告示で定める過充てん防止装置を設けるとともに、告示で定める安全装置を講じなければならない。

（設置）

第八十六条　昇圧供給装置は、屋外（向かいあう二方の壁面がない建造物内その他ガスの滞留する恐れのない建造物内を含む。以下本条において同じ。）に設置し、屋外で天然ガス自動車に充てんしなければならない。ただし、十分な能力を備えた換気設備を有する屋外以外の場所においてガス漏れ警報器が告示で定める方法により設けられている場合はこの限りでない。

（固定）

第八十七条　昇圧供給装置は、容易に移動し又は転倒しないよう地盤又は建造物に固定しなければならない。

（点検）

第八十八条　昇圧供給装置は、告示で定めるところにより設置の日以後一年に一回以上点検を行い、異常が認められなかつたものでなければ使用してはならない。

附　則

この省令は、平成七年三月一日から施行する。ただし、第七十四条の改正規定は、平成八年一月一日より施行する。

一　当該熱量変更計画に係る熱量変更費用の見積額の二分の一に相当する金額(以下「累積限度額」という。)に当該事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額

二　当該事業年度終了の日における当該熱量変更計画に係る累積限度額から前事業年度から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更引当金の金額（前事業年度終了の日までに次条第一項から第三項までの規定により取り崩すこととされた金額がある場合には、その金額を控除した金額）を控除した金額

（取崩し）

第四条　指定一般ガス事業者は、当該熱量変更計画に係る熱量変更費用を最初に支出した日以後に終了する各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更引当金の金額がある場合には、当該ガス熱量変更引当金の金額については、次の各号に掲げる金額のうち最も多い金額（当該金額が当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更引当金の金額を超える場合には、当該ガス熱量変更引当金の金額）に相当する金額を取り崩さなければならない。

一　当該事業年度及び当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度において支出された当該熱量変更計画に係る熱量変更費用の額の合計額の二分の一に相当する金額に当該事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額

二　当該事業年度が当該熱量変更計画に係る熱量変更完了予定日の翌日から四年を経過する日を含む事業年度である場合における前事業年度から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更引当金の金額

2　指定一般ガス事業者が地方公共団体であるときは、前項の規定にかかわらず、当該熱量変更計画に係る熱量変更費用を最初に支出した日以後に終了する各事業年度において、当該事業年度に支出した熱量変更費用の金額（当該金額が当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更引当金の金額を超える場合には、当該ガス熱量変更引当金の金額）に相当する金額を取り崩さなければならない。

3　指定一般ガス事業者は、当該事業年度終了の日における当該熱量変更計画に係るガス熱量変更引当金の金額が当該熱量変更計画に係る累積限度額を超えるときは、当該超える金額を取り崩さなければならない。

4　指定一般ガス事業者は、前条の規定により積み立てられた当該熱量変更計画に係るガス熱量変更引当金について、前三項の規定により取り崩すとき又は特別の理由がある場合において通商産業大臣の承認を受けたときを除き、当該引当金を取り崩してはならない。

附　則

1　この省令は、平成七年三月一日から施行し、平成七年三月一日以降に終了する事業年度から適用する。

2　この省令の施行前に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十六条の二に規定するガス熱量変更準備金を積み立てた一般ガス事業者については、第一条第三号に規定する熱量変更費用は、同号の規定にかかわらず、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十二条の十一第三項に規定する通商産業大臣が認定した金額とする。

○通商産業省令第六号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基づき、ガス事業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十七日

通商産業大臣　橋本龍太郎

ガス事業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

ガス事業生産動態統計調査規則（昭和二十六年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公益事業である」を削る。

第二条中「又は毎年十二月三十一日」を削る。

第三条中「第六項」を「第九項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四条中各号列記以外の部分中「第四号」を「第三号」に、「および」を「及び」に、「第五号ロならびに第六号」を「第四号ロ並びに第五号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三号を削り、同条中第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第二項中「記名なつ印」を「記名」に改める。

第六条第四項を削り、同条第五項中「任期中でも」を削り、同項を同条第四項とする。

附　則

この省令は、平成七年三月一日から施行する。

○通商産業省令第七号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十八条第一項（第三十七条の七第一項、第三十七条の十及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十七日

通商産業大臣　橋本龍太郎

ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

ガス工作物の技術上の基準を定める省令（昭和四十五年通商産業省令第九十八号）の一部を次のように改める。

目次中「特定ガス発生設備以外」を「特定ガス発生設備及び移動式ガス発生設備以外」に、「第三節　特定ガス発生設備（第二十七条―第三十二条）」を「第三節　特定ガス発生設備（第二十七条―第三十一条）
第四節　移動式ガス発生設備（第三十二条）」に、「第八章　整圧器（第七十九条―第八十一条）」を「第八章　整圧器（第七十九条―第八十一条）
第九章　昇圧供給装置（第八十二条―第八十八条）」に改める。

第一条に次の一項を加える。

2　この省令において「大容量移動式ガス発生設備」とは、移動式ガス発生設備であつて保有能力が液化ガスの場合百キログラム、圧縮ガスの場合三十立方メートルを超えるものをいう。

第二条第四項中「（昭和二十六年法律第二百四号）」を削り、同条に次の二項を加える。

5　第四十二条の規定は、一般ガス事業者又は大口ガス事業者が大口ガス事業の用に供するガス工作物には適用しない。

6　第六十四条の規定は、中圧以上のガスの圧力により行う大口供給の用に供する製造所には適用しない。

第四条の二中「温度が零度であつて、圧力が一気圧の」を「標準」に改める。

第六条中「および」を「及び」に改め、同条に次の一項を加える。

2　移動式ガス発生設備を設置する場合には、公衆がみだりに立ち入らないようにさく、塀等を設け、かつ、大容量移動式ガス発生設備による供給を行う場合にあつては、当該大容量移動式ガス発生設備に近づくことを禁止する旨の表示をしなければならない。

第八条第一項中「および」を「（移動式ガス発生設備に属するものを除く。）及び」に改め、同条第二項中「増熱器」の下に「（移動式ガス発生設備に属するものを除く。）」を加え、「告示で定める製造所」を「ガス事業法施行規則第一条第三項で定める製造所」に改める。

第八条の三中「又は」を「若しくは」に改め、「ガス工作物」の下に「又は大容量移動式ガス発生設備」を加える。

⑤　営業外費用及び資金運用に係る収益以外の営業外収益のうち、その他の営業外収益及び費用については、①から④までの配賦をした後の(2)に掲げる収益及び費用の各項目の金額比によって配賦すること。

(2)　(1)①から⑤までの配賦をした収益及び費用、事業税、資金運用に係る営業外収益、特別損益並びに法人税については、次の基準によって大口需要部門及び小口需要部門に配賦すること。

収益及び費用	
従量費用	年間ガス販売量比
製造固定費	
ＬＮＧ受入	年間ガス販売量比
ＬＮＧ貯蔵	ピーク期ガス販売量比
ＬＮＧ気化	最大流量比
その他	ピーク月（又はピーク日）ガス販売量比
供給需要費	
高圧	最大流量比
中圧	最大流量比
低圧	最大流量比
需要家費用	
供給管・メーター	最大流量比
業務用関連費用	対象需要家延調定件数比
需要家共通	延調定件数比
事業税	ガス売上高比
資金運用に係る営業外収益	売上高比
特別損益	発生の主たる要因
法人税	利益比

様式

部門別収支計算書

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

項目＼部門	小口需要部門	大口需要部門	その他部門	合計
営業収益（ガス売上高）	千円	千円	千円	千円
営業費用				
営業利益				
その他収益				
その他費用				
当期利益				

備考　小口需要部門、大口需要部門及びその他部門には、次の各号に規定する事項を記載すること。

1　小口需要部門には、一般ガス事業に係る収益、費用及び利益のうち、大口供給に係るものを除いた額。

2　大口需要部門には、ガス事業に係る収益、費用及び利益のうち、大口供給に係るものの額。

3　その他部門には、上記1及び2以外の事業に係る収益、費用及び利益の額。

附　則

この省令は、平成七年三月一日から施行する。ただし、改正後の第十五条の規定は、この省令の施行の日以後最初に開始する事業年度から適用する。

○通商産業省令第五号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十七条の規定を実施するためガス熱量変更引当金に関する省令を次のように定める。

平成七年二月二十七日　　　通商産業大臣　橋本龍太郎

ガス熱量変更引当金に関する省令

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「熱量変更計画」とは、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十五条第一項に規定するガスの供給計画（同条第二項の規定による変更があったときは、変更後の供給計画）に定められたガスの熱量の変更（供給するガス（一二A又は一三Aのガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第二十五条第三項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するものを除く。）を一三Aのガスグループに属するもの（その熱量が一万キロカロリー毎立方メートル以上のものに限る。）に転換するものに限る。以下「熱量変更」という。）の計画をいう。

二　「適用事業年度」とは、熱量変更計画に係る熱量変更に着手する日（当該着手する日から当該熱量変更計画に係る熱量変更が完了する日（以下「熱量変更完了予定日」という。）までの期間が二年を超える場合には、当該熱量変更完了予定日の一年前の日。）前五年以内に終了する各事業年度をいう。

三　「熱量変更費用」とは、熱量変更に要する費用として熱量変更計画に記載された費用のうち、ガス熱量変更引当金の積立てを開始する事業年度後の事業年度において支出されると見込まれる費用をいう。

（指定）

第二条　通商産業大臣（供給区域が一の通商産業局又は中部通商産業局公益事業北陸支局の管轄区域内のみにある者（当該供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）については、その供給区域を管轄する通商産業局長又は中部通商産業局公益事業北陸支局長。第四条において同じ。）は、熱量変更計画を届け出た一般ガス事業者であって、ガス熱量変更引当金を積み立てることが適当であると認めるものを指定することができる。

（積立て）

第三条　前条の指定を受けた者（以下「指定一般ガス事業者」という。）は、適用事業年度において、熱量変更計画ごとに、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をガス熱量変更引当金として積み立てなければならない。

別表第１の注第三号中「第五号」を「第二十五号」に改める。

別表第１の注に次の１号を加える。

8 ガス熱量変更引当金引当並びにガス熱量変更引当金取崩しについては、熱量変更計画ごとにその額を区分すること。

別表第三の様式第１の負債の部の表の III を次のように改める。

III 引当金		
1 ガス熱量変更引当金（ガス事業法第27条）	×××	
2 （何）引当金	×××	
引当金合計		××××

別表第三の様式第二の表中

「特別損益の部

(1) 特別利益		
1 前期損益修正益	×××	
2 固定資産売却益	×××	
3 その他特別利益	×××	××××
(2) 特別損失		
1 前期損益修正損	×××	
2 固定資産売却損	×××	
3 その他特別損失	×××	××××」

を

「特別損益の部

(1) 特別利益		
1 前期損益修正益	×××	
2 固定資産売却益	×××	
3 ガス熱量変更引当金取崩し	×××	
4 その他特別利益	×××	××××
(2) 特別損失		
1 前期損益修正損	×××	
2 固定資産売却損	×××	
3 ガス熱量変更引当金引当	×××	
4 その他特別損失	×××	××××
（税引前当期利益）		××××
法人税		××××
当期利益（当期損失）		××××
前期繰越利益（前期繰越損失）	×××	
（何）積立金取崩し	×××	
中間配当額	×××	
利益準備金積立額	×××	
当期未処分利益（当期未処理損失）		××××」

に改める。

別表第三の次に次の１表を加える。

別表第４（第15条関係）

部門別収支配賦基準

1 ガス事業に係る収益及び費用のうち、大口需要部門又は小口需要部門の収益及び費用として特定できるものは、それぞれの部門に直接配賦すること。

2 ガス事業に係る収益及び費用のうち、大口需要部門及び小口需要部門の双方に係る収益及び費用については、原則として次の方法によつて配賦を行うこと。

(1) 事業税を除く営業費及び営業外費用並びに受取利息及び受取配当金その他の資金運用に係る収益以外の営業外収益については、①から⑤までの方法によつて(2)に掲げる収益及び費用の各項目に配賦すること。

① 事業税を除く営業費及び営業外費用並びに資金運用に係る収益以外の営業外収益のうち、(2)に掲げる収益及び費用の各項目に特定できるものは直接配賦すること。

② 事業税を除く営業費のうち,(2)に掲げる収益及び費用の各項目に特定できないものであつて、以下に掲げるものは、次の基準によつて配賦すること。

製造費	
原材料費	((2)に掲げる収益及び費用の各項目に特定が可能)
労務費	人員比又は作業量比
修繕費	帳簿原価比
電力料	電力使用量比
水道料	水道使用量比
消耗品費	人員比
固定資産除却費	固定資産価額比
減価償却費	固定資産価額比
その他製造費	人員比
供給販売費	
労務費	人員比又は作業量比
修繕費	帳簿原価比
消耗品費	人員比
固定資産除却費	固定資産価額比
租税課金（事業税を除く）	
固定資産税	導管延長比及び固定資産価額比
道路占用料	導管延長比
その他	人員比又は固定資産価額比
減価償却費	固定資産価額比
その他供給販売費	人員比

③ 事業税を除く営業費のうち、一般管理費については、①及び②の配賦をした後の(2)に掲げる収益及び費用の各項目の金額比によつて配賦すること。

④ 営業外費用及び資金運用に係る収益以外の営業外収益のうち、(2)に掲げる収益及び費用の各項目に特定できないものであつて、以下に掲げるものは、次の基準によつて配賦すること。

導管関連費用	導管延長比
導管関連収益	導管延長比
資金調達に係る費用	固定資産価額比

様式第十九中「様式第19（第19条関係）」を「様式第20（第21条関係）」に改め、同様式を様式第二十とする。

様式第十八中「様式第18（第19条関係）」を「様式第19（第21条関係）」に、「様式第16の２」を「様式第17」に改め、同様式を様式第十九とする。

様式第十七中「様式第17（第19条関係）」を「様式第18（第21条関係）」に改め、同様式を様式第十八とする。

様式第十六の二中「様式第16の２（第19条関係）」を「様式第17（第21条関係）」に改め、同様式を様式第十七とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、ガス事業法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十二号）の施行の日（平成七年三月一日）から施行する。ただし、附則第八項の規定は、平成七年二月二十八日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後のガス事業法施行規則（以下「改正後の省令」という。）第三条第一項第一号に規定する要件に該当するガスの供給であってこの省令の施行の際現にガス事業法の一部を改正する法律による改正前のガス事業法（以下「旧法」という。）第二条第六項に規定するガス事業者以外の者が、旧法第三条に規定する許可を受けること及び旧法第二十五条の届出をすることを要せずに行っているもの又は旧法第二十五条の届出をして行っているものを受けている者については、当該供給に関する限り、当分の間、改正後の省令第四条に規定する者とみなす。

3　この省令の施行の際現に旧法第十七条第一項の認可を受けている供給規程については、改正後の省令第十八条第八号の規定にかかわらず、平成七年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

4　改正後の省令第二十一条第三項第三号の様式については、平成七年三月三十一日までは、なお従前の例による。

5　法第四十条の二第一項の規定による周知及び同条第二項の規定による調査については、改正後の省令第百六条及び第百七条の規定にかかわらず、平成七年八月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

6　改正後の省令第百十条第一項の表第十一号の様式については、平成七年六月三十日までは、なお従前の例による。

7　改正後の省令第百十一条第一項の規定の適用については、この省令の施行の日から三年以内に開始する事業年度に限り、同項の表第六号中「九十日」とあるのは「百二十日」とする。

8　ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成五年通商産業省令第六号）を次のように改める。

附則第一項中「平成七年四月一日」を「平成七年二月二十八日」に、「平成七年七月一日」を「平成七年二月二十八日」に改める。

附則に次の二項を加える。

3　この省令による改正後のガス事業法施行規則（以下「改正後の省令」という。）第十九条第二項第三号の様式については、平成七年三月三十一日までは、なお従前の例による。

4　改正後の省令第八十七条第一項の表第十一号の様式については、平成七年六月三十日までは、なお従前の例による。

○通商産業省令第四号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十六条（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ガス事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十七日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

ガス事業会計規則の一部を改正する省令

ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「通商産業局」という。）」を削り、「六十万個」を「百万個」に、「（以下「通商産業局長」という。）」を「。次条及び第十五条において同じ。」に改める。

第二条第二項中「第十五条」を「第十六条」に改め、同条第四項中「（供給区域が一の通商産業局の管轄区域内のみにある者（当該供給区域内におけるガスメーターの取付数が六十万個を超えるものを除く。）については、その供給区域を管轄する通商産業局長）」を削る。

第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（部門別収支区分）

第十五条　大口供給を行う一般ガス事業者は、別表第四の様式により部門別収支計算書を作成しなければならない。

2　大口供給を行う一般ガス事業者は、当該一般ガス事業者が行うすべての事業に係る収益及び費用について、別表第四に掲げる基準及びその他の適正な基準であって、あらかじめ通商産業大臣に届け出たもの（以下「部門別収支配賦基準」という。）により、同表様式の表の部門の欄に掲げるそれぞれの部門に配賦しなければならない。

3　大口供給を行う一般ガス事業者は、部門別収支計算書が部門別収支配賦基準に基づいて適正に作成されていることについての職業的に資格のある会計監査人による証明書を得なければならない。ただし、当該事業者が地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十五条第一項の監査委員による証明書に代えることができる。

別表第一の負債のIIIの表を次のように改める。

III　引当金

款	項	備考
ガス熱量変更引当金 （同）引当金		固定負債及び流動負債に属さないもの

別表第一の費用の表中

「特別損失　前期損益修正損
固定資産売却損
その他特別損失」を

「特別損失　前期損益修正損
固定資産売却損
ガス熱量変更引当金引当
その他特別損失」に

改める。

別表第一の収益の表中

「特別利益　前期損益修正益
固定資産売却益
その他特別利益」を

「特別利益　前期損益修正益
固定資産売却益
ガス熱量変更引当金取崩し
その他特別利益」に

改める。

様式第二十九中「様式第29(第40条関係)」を「様式第30（第42条関係）」に、「および」を「及び」に、「第38条」を「第40条」に、「行なわれた」を「行われた」に改め、同様式を様式第三十とする。

様式第二十八中「様式第28（第39条関係）」を「様式第29（第41条関係）」に改め、同様式を様式第二十九とする。

様式第二十七中「様式第27（第36条、第75条関係）」を「様式第28（第38条、第92条関係）」に、「および」を「及び」に、「第36条（第75条）」を「第38条（第92条）」に、「または」を「又は」に改め、同様式を様式第二十八とする。

様式第二十六中「様式第26（第34条関係）」を「様式第27（第36条関係）」に改め、同様式を様式第二十七とする。

様式第二十五中「様式第25（第31条関係）」を「様式第26（第33条関係）」に改め、同様式を様式第二十六とする。

様式第二十四中「様式第24（第29条関係）」を「様式第25（第31条関係）」に改め、同様式を様式第二十五とする。

様式第二十三中「様式第23（第28条関係）」を「様式第24（第30条関係）」に改め、同様式を様式第二十四とする。

様式第二十から様式第二十二までを削り、様式第二十一から様式第二十三までとして次のように加える。

様式第21（第22条関係）

供給契約認可申請書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

ガス事業法第22条第1項の規定により次のとおりガスを供給すべきことを定める契約の認可を受けたいので申請します。

供給の相手方	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	住所	
供給する場所（都道府県郡市区町村字番地及び事業場名を記載すること。）		
料金		
ガスの種類及び熱量		
供給量		
供給期間		
その他の供給条件		

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第22（第23条関係）

大口供給許可申請書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

ガス事業法第23条第1項の規定により次のとおり供給区域以外の地域におけるガス供給の許可を受けたいので申請します。

供給の相手方	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	住所	
供給する場所（都道府県郡市区町村字番地及び事業場であるときは、事業場名を記載すること。）		
供給開始予定年月日		
料金		
ガスの種類及び熱量（熱量は温度零度及び圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態の乾燥したガス一立方メートル中で測定される総熱量を記載すること。）		
供給量		
その他の供給条件		

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第23（第24条関係）

特定供給許可申請書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

ガス事業法第24条第1項の規定により次のとおり供給区域以外の地域におけるガス供給の許可を受けたいので申請します。

供給の相手方	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	住所	
供給する場所（都道府県郡市区町村字番地及び事業場であるときは、事業場名を記載すること。）		
料金		
ガスの種類及び熱量		
供給量		
供給期間		
その他の供給条件		
供給の相手方との関係		

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

供給する場所（都道府県郡市区町村字番地及び事業場であるときは、事業場名を記載すること。）	
供給開始予定年月日	
供給の相手方との関係	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A　とすること

様式第四十六中「様式第46（第66条関係）」を「様式第47（第83条関係）」に改め、同様式を様式第四十七とする。

様式第四十五中「様式第45(第64条関係)」を「様式第46（第81条関係）」に「および」を「及び」に、「日本工業規格B　を「日本工業規格A４」に改め　同様式を様式第四十六とする。

様式第四十四中「様式第44(第60条関係)」を「様式第45（第77条関係）」に「および　を「及び」に、「日本工業規格B　を「日本工業規格A４」に改め　同様式を様式第四十四とする。

様式第四十三中「様式第43（第59条関係）」を「様式第44（第76条関係）」に改め、同様式を様式第四十四とする。

様式第四十二中「様式第42（第57条、第59条、第64条、第65条、第66条、第69条関係）」を「様式第43(第74条、第76条、第81条、第82条、第83条、第86条関係)」に改め、同様式を様式第四十三とする。

様式第四十　中「様式第41（第57条、第59条、第60条関係）」を「様式第42（第74条、第76条、第77条関係）」に改め、同様式を様式第四十二とする。

様式第四十中「様式第40（第57条関係）」を「様式第41（第74条関係）」に「および」を「及び」に、「日本工業規格B４」を「日本工業規格A４」に改め、同様式を様式第四十一とする。

様式第三十九を削り、様式第三十八中「様式第38（第52条関係）」を「様式第39（第54条関係）」に、「および　を「及び」に、「第52条」を「第54条」に改め、同様式を様式第三十九とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第40（第58条関係）

指定試験機関指定申請書

年　　月　　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）㊞

ガス事業法第34条第３項の規定により、指定試験機関の指定を受けたいので、別紙の書類を添付して申請します。

名称及び住所	名　称	
	住　所	
試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地	名　称	
	所在地	
試験事務を開始しようとする日	年　　月　　日	

備考　用紙の大きさは　日本工業規格A　とする　と

様式第三十七中「様式第37（第51条関係）」を「様式第38（第53条関係）」に「第51条」を「第53条」に改め、同様式を様式第三十八とする。

様式第三十六を次のように改め、同様式を様式第三十七とする。

様式第37（第52条関係）

ガス主任技術者資格認定申請書

収入印紙（消印をしないこと。）

※受付年月日	年　月　日
※資格認定の結果	

年　　月　　日

殿

氏名　　　　㊞

ガス事業法第32条第３項第２号の規定により次のとおり認定を受けたいので申請します。

認定を受けようとする資格の種類	種	※整理番号	番
ふりがな		生年月日	年　月　日
氏名			
本籍			
現住所	（郵便番号　　）	電話	（　）局　番
勤務先		電話	（　）局　番

備考　1　※印の欄には、記載しないこと。
2　本籍の欄には、都道府県名のみ記載すること。
3　勤務先の欄には、会社名のみ記載すること。
4　用紙の大きさは、日本工業規格A４とすること。

様式第三十五中「様式第35（第47条関係）」を「様式第36（第52条関係）」に改め、同様式裏面の備考第2項ロ中「液化ガス用ボンベ並びに」の下に「昇圧供給装置（天然ガス自動車にガスを高圧にして充てんする装置であつて、導ガス器（天然ガス自動車に充てんするためのガスを高圧で蓄える容器をいう。）を備えないものに限る。）並びに」を加え、「並びに当該貯槽」を「、当該貯槽」に改める。

同様式裏面の備考第2項ハ中「及びロ」を「、ロ及び　」に、「あつて」を「あつて」に改め、ハをニとし　の次に次のように加え、同様式を様式第三十六とする。

最高使用圧力が高圧の移動式ガス発生設備又は小型若しくはユニット型冷凍設備

様式第三十四中「様式第34（第46条関係）」を「様式第35（第48条関係）」に改め、同様式を様式第三十五とする。

様式第三十三中「様式第33(第45条関係)」を「様式第34（第47条関係）」に「および」を「及び」に、「第44条」を「第46条」に改め、同様式を様式第三十四とする。

様式第三十二中「様式第32（第43条関係）」を「様式第33（第45条関係）」に改め、同様式を様式第三十三とする。

様式第三十一中「様式第31（第43条関係）」を「様式第32（第45条関係）」に改め、同様式を様式第三十二とする。

様式第三十中「様式第30（第41条関係）」を「様式第31（第43条関係）」に改め、同様式を様式第三十一とする。

様式第五十一を削り、様式第五十中「様式第50（第87条関係）」を「様式第55（第111条関係）」に、「および」を「及び」に「こえる」を「超える」に「日本工業規格Ｂ４」を「日本工業規格Ａ４」に改め、同様式を様式第五十五とする。

様式第四十九中「様式第49（第87条関係）」を「様式第54（第111条関係）」に「および」を「及び」に「または」を「又は」に「日本工業規格Ｂ４」を「日本工業規格Ａ４」に改め、同様式を様式第五十四とする。

様式第四十八中「様式第48（第87条関係）」を「様式第53（第111条関係）」に改め、同様式を様式第五十三とする。

様式第四十七中「様式第47（第82条関係）」を「様式第52（第105条関係）」に「および」を「及び」に「または」を「又は」に「日本工業規格Ｂ４」を「日本工業規格Ａ４」に改め、同様式を様式第五十二とし、同様式の前に様式第四十八から様式第五十一までとして次の様式を加える。

様式第48（第97条関係）

大口供給届出書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

ガス事業法第37条の８第１項の規定により次のとおり供給区域以外の地域におけるガス供給を行うので届け出ます。

項目		
供給の相手方	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	住所	
供給する場所（都道府県郡市区町村字番地及び事業場であるときは、事業場名を記載すること。）		
供給開始予定年月日		
ガスの種類及び熱量（熱量は温度零度及び圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態の乾燥したガス一立方メートル中で測定される総熱量を記載すること。）		
供給量		
その他の供給条件		

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第49（第98条関係）

大口供給許可申請書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

ガス事業法第37条の９第１項の規定により次のとおり一般ガス事業者の供給区域内の地域におけるガス供給の許可を受けたいので申請します。

項目		
供給の相手方	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	住所	
供給する場所（都道府県郡市区町村字番地及び事業場であるときは、事業場名を記載すること。）		
供給開始予定年月日		
ガスの種類及び熱量（熱量は温度零度及び圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態の乾燥したガス一立方メートル中で測定される総熱量を記載すること。）		
供給量		
その他の供給条件		

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第50（第100条関係）

卸供給条件認可申請書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

ガス事業法第37条の11第１項の規定により次のとおりガスの料金その他の供給条件の認可を受けたいので申請します。

項目		
供給の相手方	事業者名	
	事業場名	
供給する場所（都道府県郡市区町村字番地及び事業場であるときは、事業場名を記載すること。）		
料金		
ガスの種類及び熱量		
供給量		
供給期間		
その他の供給条件		

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第51（第102条関係）

ガス供給届出書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

ガス事業法第37条の12の規定により次のとおり供給区域においてガス供給を行うので届け出ます。

項目		
供給の相手方	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	住所	

2　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又は指定検定機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第59条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四　第27条の6（第37条の10において準用する場合を含む。）又は第47条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第59条の2　次の各号の一に掲げる違反があった場合には、その違反行為をした指定試験機関又は指定検定機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

四　第四十七条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者。

様式第六十四中「様式第64（第88条関係）」を「様式第70（第112条関係）」に改め、同様式を様式第七十とする。

様式第六十三中「様式第63（第87条関係）」を「様式第69（第111条関係）」に改め、同様式を様式第六十九とする。

様式第六十二中「様式第62（第87条関係）」を「様式第68（第111条関係）」に改め、同様式を様式第六十八とする。

様式第六十一中「様式第61（第87条関係）」を「様式第67（第111条関係）」に「に定める」を「のうち」に改め、同様式を様式第六十七とする。

様式第六十中「様式第60（第87条関係）」を「様式第66（第111条関係）」に、

規則第84条第1号の表の上欄のイに係る	調査台数	ガス湯沸器				
		ガスふろがま				
	通知台数	ガス湯沸器				
		ガスふろがま				
規則第84条第1号の表の上欄のロに係る	調査台数					
	通知台数					
規則第84条第1号の表の上欄のハに係る	調査台数					
	通知台数					

を

規則第107条第1号の表のイに係る	調査台数	ガス湯沸器				
		ガスふろがま				
	通知台数	ガス湯沸器				
		ガスふろがま				
規則第107条第1号の表のロに係る	調査台数					
	通知台数					

に

改め、同様式を様式第六十六とする。

様式第五十九中「様式第59（第87条関係）」を「様式第65（第111条関係）」に改め、同様式を様式第六十五とし、同様式の前に次の様式を加える。

様式第64（第111条関係）

昇圧供給装置設置報告書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

ガス事業法第46条第1項の規定により次のとおり報告いたします。

年　分

前年末設置台数　（台）	
本年設置台数　（台）	
本年廃止台数　（台）	
本年増減台数　（台）	
本年末設置台数　（台）	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第五十八中「様式第58（第87条関係）」を「様式第63（第111条関係）」に「および」を「及び」に「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改め、同様式を様式第六十三とする。

様式第五十七中「様式第57（第87条関係）」を「様式第62（第111条関係）」に改め、同様式を様式第六十二とする。

様式第五十六中「様式第56（第87条関係）」を「様式第61（第111条関係）」に改め、同様式を様式第六十一とする。

様式第五十五中「様式第55（第87条関係）」を「様式第60（第111条関係）」に改め、同様式を様式第六十とする。

様式第五十四中「様式第54（第87条関係）」を「様式第59（第111条関係）」に改め、同様式を様式第五十九とする。

様式第五十三中「様式第53（第87条関係）」を「様式第58（第111条関係）」に改め、同様式を様式第五十八とし、同様式の前に次の様式を加える。

様式第57（第111条関係）

大口供給に係るガスの供給実績報告書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

ガス事業法第46条第1項の規定により次のとおり大口供給に係る至近3年間のガスの年間供給量の実績を報告します。

需要家名	年間供給量			契約期間
	年　月～　年　月	年　月～　年　月	年　月～　年　月	

備考　1　年間供給量は、契約期間の1年間ごとの供給量とすること。

2　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第五十二中「様式第52（第87条関係）」を「様式第56（第111条関係）」に「および」を「及び」に「日本工業規格B4」を「日本工業規格A4」に改め、同様式を様式第五十六とする。

		2　振動規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する昇圧供給装置の設置若しくは改造であつて昇圧供給能力の変更を伴うもの（1に掲げるものを除く。）又はこれらに係る振動防止設備の改造若しくは廃止であつて、振動防止の能力の減少を伴うもの（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置する場合又は当該地域内に設置するものに係る場合に限る。）

別表第二中「第二十八条、第二十一条関係」を「第二十条、第三十三条関係」に改める。

別表第三製造所の項一の上欄中「特定ガス発生設備」の下に「及び移動式ガス発生設備」を加える。

別表第三ガスホルダーを有する供給所の項三を次のように改める。

三　整圧器 （一）整圧器	1　形式、整圧能力並びに入口及び出口の圧力の調整可能範囲 2　整圧器及び整圧器の短絡管の主要寸法 3　整圧器のガス遮断装置の種類及び取付箇所 4　不純物を除去する装置の種類	1　最高使用圧力が高圧の整圧器の短絡管に係る次の事項 (1)　構造図 (2)　強度計算書 2　出口の圧力が調整可能範囲を超えた場合の保護装置に関する説明書
（二）ガス加温用の設備	1　ばい煙発生施設に該当するボイラーに係る次の事項 製造所の項五（四）の中欄に準ずるもの 2　ばい煙発生施設に該当するガス加温装置に係る次の事項 (1)　種類 (2)　伝熱面積及び燃焼能力 (3)　燃料の種類並びに燃料中の硫黄分、窒素分及び灰分 (4)　排出ガス量、出口における排出ガスの温度及び速度並びにばい煙量及びばい煙濃度 (5)　最高使用圧力が高圧の配管であつて、その内径が百五十ミリメートル以上のものの最高使用圧力、主要寸法及び材料	1　ばい煙発生施設に該当するボイラーに係る次の事項 製造所の項五（四）の下欄に準ずるもの 2　ばい煙発生施設に該当するガス加温装置に係る次の書類 (1)　構造図 (2)　ばい煙に関する説明書 (3)　最高使用圧力が高圧の配管であつて、その内径が百五十ミリメートル以上のものの強度計算書

別表第三ガスホルダーを有しない供給所の項二を次のように改める。

二　整圧器	ガスホルダーを有する供給所内の項三の中欄に準ずるもの	ガスホルダーを有する供給所の項三の下欄に準ずるもの

別表第三導管の項の下欄中9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、5の前に次のように加える。

4　埋設される導管の耐震性に関する説明書

別表第三整圧器の項中「有しない」を「有する」に、「項二」を「項三」に改め、同項の次に次の一項を加える。

昇圧供給装置	1　昇圧供給装置の位置（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。） 2　圧縮能力及び出口の圧力 3　原動機の種類及び圧力	1　騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する昇圧供給装置（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）に係る騒音に関する説明書 2　振動規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する昇圧供給装置（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）に係る振動に関する説明書

様式第一中「様式第1（第4条関係）」を「様式第1（第6条関係）」に、「および」を「及び」に、「附記」を「付記」に、「日本工業規格B4」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第二中「様式第2（第4条、第6条、第7条関係）」を「様式第2（第6条、第8条、第9条関係）」に、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「または」を「又は」に、「日本工業規格B4」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第三中「様式第3（第4条、第6条、第11条、第12条、第14条、第17条、第20条関係）」を「様式第3（第6条、第8条、第13条、第14条、第16条、第19条、第22条関係）」に、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「日本工業規格B4」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第四中「様式第4（第5条関係）」を「様式第4（第7条関係）」に改める。

様式第五中「様式第5（第6条関係）」を「様式第5（第8条関係）」に、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A　」に改める。

様式第六中「様式第6（第7条関係）」を「様式第6（第9条関係）」に改める。

様式第七中「様式第7（第9条関係）」を「様式第7（第11条関係）」に改める。

様式第八中「様式第8（第11条関係）」を「様式第8（第13条関係）」に、「および」を「及び」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A　」に改める。

様式第九中「様式第9（第12条、第65条関係）」を「様式第9（第14条、第82条関係）」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第十中「様式第10（第13条関係）」を「様式第10（第15条関係）」に改める。

様式第十一中「様式第11（第14条関係）」を「様式第11（第16条関係）」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第十二中「様式第12（第15条関係）」を「様式第12（第17条関係）」に改める。

様式第十三中「様式第13（第17条、第69条関係）」を「様式第13（第19条、第86条関係）」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第十四中「様式第14（第17条、第69条関係）」を「様式第14（第19条、第86条関係）」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A　」に改める。

様式第十五中「様式第15（第18条関係）」を「様式第15（第20条関係）」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第十六中「様式第16（第19条関係）」を「様式第16（第21条関係）」に改める。

様式第六十五中「様式第65（第89条関係）」を「様式第71（第114条関係）」に、同様式（裏面）を次のように改め、同様式を様式第七十　とする。

> ガス事業法抜すい
>
> 第47条　通商産業大臣又は通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

別表第一製造所の項二（二）5(2)の中欄1中「設置」を「液化ガス用ポンプの設置（下欄に掲げるものを除く。）」に、同欄2中「改造」を「液化ガス用ポンプの改造（下欄に掲げるものを除く。）」に改め、同項二（二）5(2)の下欄を次のように改める。

1　不活性の液化ガス用ポンプの設置
2　改造であって、次に掲げるもの
(1)　最高使用圧力の変更を伴うもの
(2)　ケーシングの強度に影響を及ぼすもの

別表第一製造所の項二（二）5(3)の中欄1中「または」を「又は」に改め、「設置」の下に「（下欄に掲げるものを除く。）」を加え、同欄2中「改造（」の下に「下欄に掲げるもの及び」を加え、「または」を「又は」に改め、同欄3中「または」を「又は」に改め、「改造」の下に「（下欄に掲げるものを除く。）」を加え、「および」を「及び」に改め、同項二（二）5(3)の下欄を次のように改める。

1　不活性ガス若しくは空気を通ずる熱交換器であって最高使用圧力が高圧のもの又は不活性の液化ガス用熱交換器の設置
2　不活性ガス、不活性の液化ガス又は空気を通ずる熱交換器の最高使用圧力の変更を伴う改造（変更後の最高使用圧力が中圧又は低圧となるものを除く。）
3　不活性ガス若しくは空気を通ずる熱交換器であって最高使用圧力が高圧のもの又は不活性の液化ガス用熱交換器の改造であって、次に掲げるもの
(1)　耐圧部分及び液化ガスが通ずる部分の強度に影響を及ぼすもの
(2)　安全弁に係るもの

別表第一製造所の項二（二）5(8)の中欄1中「又は空気圧縮機」を削り、「設置」の下に「（下欄に掲げるものを除く。）」を加え、同欄2中「改造」の下に「（下欄に掲げるものを除く。）」を加え、同欄3中「又は空気圧縮機」を削り、「改造」の下に「（下欄に掲げるものを除く。）」を加え、同項二（二）5(8)の下欄4中「1」を「4」に改め、同欄中4を7とし、3を6とし、2を5とし、1を4とし、4の前に次のように加える。

1　最高使用圧力が高圧の不活性ガス用ガス圧縮機又は空気圧縮機の設置
2　最高使用圧力の変更を伴う改造（不活性ガス又は空気を通ずるものに限る。）であって、変更後の最高使用圧力が高圧となるもの
3　最高使用圧力が高圧の不活性ガス用ガス圧縮機又は空気圧縮機の改造であって、耐圧部分の強度に影響を及ぼすもの

別表第一製造所の項二（二）5⑫の中欄1中「設置」の下に「（下欄に掲げるものを除く。）」を加え、同欄2中「改造」の下に「（下欄に掲げるものを除く。）」を加え、「または」を「又は」に改め、同項二（二）5⑫の下欄を次のように改める。

1　小型（冷凍能力（高圧ガス取締法第五条第三項の通商産業省令で定める基準に従って算定した一日の冷凍能力をいう。以下同じ。）が冷凍するためのガスがフロンガスの場合にあっては二十トン未満、その他のガスの場合にあっては三トン未満のもの。以下同じ。）又はユニット型の冷凍設備の設置
2　小型又はユニット型の冷凍設備の改造であって、次に掲げるもの
(1)　最高使用圧力又は最低使用温度の変更を伴うもの
(2)　耐圧部分又は冷媒ガスが通ずる部分の強度に影響を及ぼすもの

別表第一製造所の項二（二）5⒀の中欄1中「または」を「又は」に改め、「設置」の下に「（下欄に掲げるものを除く。）」を加え、同欄2中「または」を「又は」に改め、「改造（」の下に「下欄に掲げるもの及び」を加え、同欄3中「または」を「又は」に改め、「改造」の下に「（下欄に掲げるものを除く。）」を加え、同項二（二）5⒀の下欄を次のように改める。

1　不活性ガス若しくは空気を通ずる容器であって最高使用圧力が高圧のもの又は不活性の液化ガス用容器の設置
2　不活性ガス、不活性の液化ガス又は空気を通ずる容器の改造であって、最高使用圧力の変更を伴うもの（変更後の最高使用圧力が中圧又は低圧となるものを除く。）
3　不活性ガス若しくは空気を通ずる容器であって最高使用圧力が高圧のもの又は不活性の液化ガス用容器の改造で、次に掲げるもの
(1)　耐圧部分及び液化ガスを貯蔵する部分の強度に影響を及ぼすもの
(2)　安全弁に係るもの

別表第一ガスホルダーを有する供給所の項二（三）を次のように改める。

（三）　整圧器 1　整圧器	1　最高使用圧力が高圧の整圧器の設置 2　最高使用圧力の変更を伴う改造であって、変更後の最高使用圧力が高圧となるもの 3　最高使用圧力が高圧の整圧器の改造であって、次に掲げるもの (1)　整圧能力の変更を伴うもの (2)　耐圧部分の強度に影響を及ぼすもの (3)　安全弁に係るもの	1　最高使用圧力が七キログラム毎平方センチメートル以上の中圧の整圧器の設置 2　最高使用圧力が七キログラム毎平方センチメートル以上の中圧の整圧器の改造であって、整圧能力の変更を伴うもの（中欄に掲げるものを除く。） 3　最高使用圧力が七キログラム毎平方センチメートル以上の整圧器の廃止
2　ガス加温用の設備	1　ばい煙発生設備に該当するボイラーの設置 2　ばい煙発生設備に該当するボイラーの改造であってばい煙量又はばい煙濃度の増加を伴うもの	1　ばい煙発生施設に該当するボイラーの改造（中欄に掲げるものを除く。）であって伝熱面積、排出ガス量、排出ガスの温度若しくは速度又はばい煙量若しくはばい煙濃度の変更を伴うもの 2　ばい煙発生施設に該当するガス加温装置の設置 3　ばい煙発生施設に該当するガス加温装置の改造であって、伝熱面積、排出ガス量、排出ガスの温度若しくは速度又はばい煙濃度の変更を伴うもの

別表第一ガスホルダーを有しない供給所の項二（二）を次のように改める。

（二）　整圧器	ガスホルダーを有する供給所の項二（三）の中欄に準ずるもの	ガスホルダーを有する供給所の項二（三）の下欄に準ずるもの

別表第一整圧器の項を次のように改める。

整圧器	ガスホルダーを有する供給所の項二（三）の中欄に準ずるもの	ガスホルダーを有する供給所の項二（三）の下欄に準ずるもの

別表第一整圧器の項の次に次の一項を加える。

昇圧供給装置		1　騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する昇圧供給装置の設置又はこれらに係る騒音防止の設備の改造若しくは廃止であって、騒音防止能力の減少を伴うもの（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置する場合又は当該地域内に設置するものに係る場合に限る。）

第二十条中「様式第二十」を「様式第二十一」に、「当事者」を「申請者」に、「ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（供給区域外への供給の許可申請）

第二十三条　法第二十三条第一項の許可を受けようとする者は、様式第二十二の大口供給許可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　供給を必要とする理由を記載した書類
二　供給の相手方との契約書の写し
三　料金その他供給条件に関する説明書
四　供給地点の位置及び供給するために設置する導管の位置を明示した縮尺二万五千分の一以上の地形図
五　その供給の開始の日以後三年内の日を含む毎事業年度におけるその事業の収支見積書
六　申請者の供給区域におけるガスの需給状況に関する説明書
七　供給するために設備を設置する場合には、その概要並びに所要資金の額及び調達方法を記載した書類

第十九条第一項中「及びプロピレン」を「、プロピレン及びブチレン」に改め、「燃焼性を」の下に「、ガスの使用者に対し専用の導管により大口供給を行う場合にあつては熱量及び燃焼性を」を加え、同項第一号中「ガスホルダー（他のガスホルダーからガスを受け入れてその成分に変更を加えることなくガスを送出するためのものを除く。以下この号及び第三号において同じ。）」を「製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場」に、「ガスホルダーがない場合その他ガスホルダーの出口において測定することが適切でない場合において」を「当該出口における測定が困難な場合において」に、「第七条」を「第八条」に改め、「以下この項」の下に「及び次項」を加え、同項第二号中「自記圧力計」を「圧力値を自動的に記録する圧力計」に改め、同項第三号中「ガスホルダー」を「製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場」に改め、同条第三項を第四項とし、同条第二項第一号中「様式第十六の二」を「様式第十七」に、「前項」を「第一項」に、「様式第十七」を「様式第十八」に改め、同項第二号中「自記圧力計の用紙の様式」を「圧力計の記録方法」に改め、同項第三号中「様式第十八」を「様式第十九」に改め、同項第四号中「前項」を「第一項」に、「附されている」を「付されている」に、「様式第十九」を「様式第二十」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第二十一条とする。

2　前項の規定にかかわらず、移動式ガス発生設備における熱量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、熱量及び燃焼性が測定されたガス若しくは液化ガスを用いてその成分に変更を加えることなく供給する場合又は液化石油ガスを原料として特定容器においてガスを発生させ、これをその成分に変更を加えることなく供給する場合にあつては、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

一　熱量、燃焼性にあつては、容器に充てんしたガス又は液化ガスを原料として発生させたガスをその成分に変更を加えることなく供給する場合については、充てん終了から供給開始までの間に当該容器ごとに一回、それ以外の場合については、供給開始後毎日一回、移動式ガス発生設備の出口において告示で定める方法により測定すること。ただし、ガスの熱量、燃焼速度又はウォッベ指数がそのガスを製造するガス発生設備の種類及び型式並びにその運転方法に照らして一定範囲にあることが明らかであるとして通商産業大臣の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行う場合にあつては、熱量、燃焼速度又はウォッベ指数について測定することを要しない。

二　圧力にあつては、常時、移動式ガス発生設備の出口において、圧力値を自動的に記録する圧力計を使用して測定すること。ただし、一の使用者にガスを供給するためのものにあつてはこの限りでない。

第十八条中「第十六条」を「第十八条」に改め、同条を第二十条とし、第十七条を第十九条とする。

第十六条中「第十九条」を「第二十一条」に改め、同条を第十八条とし、第十五条を第十七条とし、第十一条から第十四条までを二条ずつ繰り下げる。

第十条中「第五条」を「第七条」に改め、同条を第十二条とし、第九条を第十一条とする。

第八条第一号中「特定ガス発生設備」の下に「及び移動式ガス発生設備」を加え、同条に次の一号を加え、同条を第十条とする。

四　移動式ガス発生設備の保管の場所、種類及び能力別の数の変更

第七条を第九条とし、第六条第一項中「ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「添附」を「添付」に、「行なう」を「行う」に、「第四条」を「第六条」に改め、同条を第八条とし、第五条を第七条とし、第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（大口供給）

第三条　法第二条第五項の通商産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも適合することとする。

一　一の供給地点について供給を約した年間のガス供給量が、熱量一一、〇〇〇キロカロリーのガスを常温及び常圧で二百万立方メートル以上供給するものに相当する量であること。
二　当該ガスの供給に係る契約において、実際に年間に供給したガスの量が正当な理由なく前号に定める量に達しなかつた場合には、ガスの使用者が大口基準未達補償料をガスの供給者に支払う旨を約していること。
三　第一号のガスの供給を三年以上行つている場合にあつて、ガスの使用者が至近の三年において、連続して実際に供給したガスの量が正当な理由なく同号に定める量に達しなかつたものでないこと。

2　二年以上継続するガスの供給を約した場合の一年目のガス供給量に対する前項第一号の適用については、二年目以降に供給することを約した年間のガス供給量が同号に適合する場合に限り、同号中「年間のガス供給量」とあるのは、「一年目の後半六月間のガス供給量を二倍したもの」とすることができる。

3　第一項第二号の大口基準未達補償料は、二百万立方メートルのガスの量から実際の年間ガス供給量を減じたものに、年間のガス料金総額を実際の年間ガス供給量で除したものを掛けて得られる金額以上でなければならない。

4　第二項の規定により第一項第一号を読み替えて適用した場合の前項の適用については、「実際の年間ガス供給量」とあるのは「実際の一年目の後半六月間のガス供給量を二倍したもの」と、「年間のガス料金総額」とあるのは「当該一年目の後半六月間のガス料金総額を二倍したもの」とする。

第四条　法第二条第六項の通商産業省令で定める者は、資本関係、人的関係、生産工程等において密接な関係を有する者とする。

別表第一中「第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十一条、第八十条関係」を「第二十九条、第三十条、第三十二条、第三十三条、第百三条関係」に改める。

別表第一製造所の項二（一）中「ならびに」を「（移動式ガス発生設備を除く。以下同じ。）並びに」に、「および」を「及び」に改め、同項二（二）5(1)の中欄1中「設置」を「液化ガス用貯槽の設置（下欄に掲げるものを除く。）」に改め、同欄2中「改造」を「液化ガス用貯槽の改造（下欄に掲げるものを除く。）」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同項二（二）5(1)の下欄を次のように改める。

1　不活性の液化ガス用貯槽の設置
2　不活性の液化ガス用貯槽の改造であつて、次に掲げるもの
(1)　最高使用圧力又は最低使用温度の変更を伴うもの
(2)　耐圧部分及び液化ガスを貯蔵する部分の強度に影響を及ぼすもの
(3)　安全弁に係るもの
3　位置の変更

（試験員の要件）
第六十六条　法第三十六条の十第二項の通商産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。
一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校においてガスに係る理学若しくは工学に関する学科を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はあつた者
二　ガス工作物検査官の職にあり、又はあつた者
三　甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて、ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に二年以上従事した経験を有するもの
四　乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて、ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に四年以上従事した経験を有するもの
五　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると通商産業大臣が認める者
（試験員の選任又は変更の届出）
第六十七条　法第三十六条の十第三項前段の規定による届出をしようとする指定試験機関は、同条第一項の試験員の氏名、略歴、担当する試験の科目及び選任の理由を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。
2　指定試験機関は、試験員の氏名について変更が生じたとき、試験員の担当する試験の科目を変更したとき、又は試験員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。
（試験結果の報告）
第六十八条　指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、当該試験の種類ごとに合格者の氏名、生年月日、住所、本籍地及び合格通知書の番号を記載した合格者一覧を添えて、通商産業大臣に提出しなければならない。
（帳簿の記載事項）
第六十九条　法第三十六条の十四に規定する帳簿に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一　合格者の氏名
二　合格者の生年月日
三　合格者の住所
四　合格者の本籍地
五　合格通知書の番号
六　合格した試験の種類
（帳簿の保存）
第七十条　法第三十六条の十四の通商産業省令で定める帳簿の保存は、試験事務を廃止するまでとする。
（試験事務の引継等）
第七十一条　指定試験機関は、法第三十六条の十五第二項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。
一　試験事務を通商産業大臣に引き継ぐこと。
二　試験事務に関する帳簿及び書類を通商産業大臣に引き継ぐこと。
三　その他通商産業大臣が必要と認める事項
（公示）
第七十二条　通商産業大臣は、次の表に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第三十四条第三項の指定をしたとき。	一　指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地 二　行うことのできる試験事務の範囲 三　指定をした年月日
法第三十六条の六の許可をしたとき。	一　試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地 二　休止し、又は廃止する試験事務の範囲 三　試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止する年月日 四　試験事務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつてはその期間
法第三十六条の十三の規定により指定を取り消したとき、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地 二　指定を取消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　試験事務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた試験事務の範囲及びその期間
法第三十六条の十五第一項の規定により通商産業大臣が試験事務の全部又は一部を自ら行うこととするとき。	一　試験事務の全部又は一部を行うこととした年月日 二　行うこととする試験事務の範囲及びその期間
法第三十六条の十五第一項の規定により通商産業大臣が自ら行つていた試験事務の全部又は一部を行わないこととするとき。	一　試験事務の全部又は一部を行わないこととした年月日 二　行わないこととした試験事務の範囲

第二十六条第一項中「第二十五条の二」を「第二十五条」に、「および」を「及び」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。
（大口供給に係る事業計画の届出）
第二十八条　法第二十五条の二第一項の規定による大口供給に係る事業計画の作成及び届出に当たつて、同項の通商産業省令で定める当該事業計画に記載する事項は、次のとおりとする。
一　大口供給に係る収支見込計算書
二　大口供給に係る需要見通しに関する次の事項
イ　供給区域内における需要見通し、件数及び新規需要の概要
ロ　供給区域外における需要見通し、件数及び件名別概要
三　大口供給に係る設備投資計画に関する次の事項
イ　供給区域内における当該年度取得予定の専用設備の概要
ロ　供給区域外における当該年度取得予定の専用設備の概要
2　法第二十五条の二第二項の規定による大口供給に係る事業計画の変更の届出をしようとする者は、変更した事項を記載した大口供給に係る事業計画変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。
第二十五条第一項中「第二十五条の二」を「第二十五条」に、「第三号」を「第四号」に、「および」を「及び」に、「第四号」を「第五号」に、「または」を「又は」に改め、同項第三号の表中「特定ガス発生設備」の下に「及び移動式ガス発生設備」を加え、同項第五号ト(イ)中「事業区域」の下に「（供給区域のうちガスの供給が連続する導管により行われている地区をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第二十六条とする。
第二十四条第一項中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改め、同条第三項中「屋内式ガス瞬間湯沸器の項」を「適用すべきガスグループ欄」に改め、同条を第二十五条とする。
第二十二条及び第二十三条を削り、第二十一条の見出しを削り、同条中「第二十三条」を「第二十四条」に、「様式第二十一」を「様式第二十三」に、「ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に改め、同条を第二十四条とする。

三　丙種ガス主任技術者免状	ハ　最高使用圧力が高圧の移動式ガス発生設備又は小型若しくはユニット型冷凍設備 ニ　イ、ロ及びハ以外のものであつて、特定ガス工作物及び当該特定ガス工作物に該当するもの
	特定ガス工作物及び当該特定ガス工作物に係るガス工作物の工事、維持及び運用

（実務の経験）
第五十一条　法第三十二条第三項第一号の通商産業省令で定める実務の経験は、甲種ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者にあつては製造又は供給の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務に通算して一年以上従事したこととし、乙種ガス主任技術者免状及び丙種ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者にあつては実務の経験を要しないこととする。

2　前項に規定する経験は、その一部を通商産業大臣が指定する者が行う講習を終了することをもつて代えることができる。

（知識及び技能の認定）
第五十二条　法第三十二条第三項第二号の規定による通商産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第三十七のガス主任技術者資格認定申請書に次の書類を添えて通商産業大臣に提出しなければならない。

一　ガス工作物の工事、維持又は運用に関する知識及び技能に関する説明書
二　履歴書

（免状の交付の手続）
第五十三条　ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者は、様式第三十八のガス主任技術者免状交付申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。この場合においてその者が法第三十二条第三項第一号に該当する者であるときは、ガス主任技術者免状交付申請書に第五十一条第一項の経験を有することを証する書類を添付しなければならない。

（免状の再交付の手続）
第五十四条　ガス主任技術者免状の記載事項に変更を生じ、又はガス主任技術者免状を汚し、損じ、若しくは失つてその再交付を受けようとする者は、様式第三十九のガス主任技術者免状再交付申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2　前項のガス主任技術者免状交付申請書には、記載事項に変更を生じ、汚し、若しくは損じたガス主任技術者免状又はガス主任技術者免状を失つたことを証する書類を添付しなければならない。

（ガス主任技術者試験の実施細目）
第五十五条　ガス主任技術者試験は、次に掲げる科目の範囲内で、筆記試験によつて行う。

一　ガス事業関係法令（保安に関するものに限る。）
二　ガスに関する物理及び化学理論
三　ガス工作物の工事、維持及び運用に関する技術
四　ガス工作物の構造及び機能
五　ガスの成分分析及び熱量等の測定
六　ガス器具の構造及び機能

第五十六条　前条に規定するもののほか、ガス主任技術者試験を行う場所及び期日、ガス主任技術者試験受験願書の提出期限その他ガス主任技術者試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、告示する。

第五十七条　ガス主任技術者試験に合格した者の受験番号は、官報に公示する。

第三款　指定試験機関

（指定試験機関の指定の申請）
第五十八条　法三十四条第三項の規定による指定を受けようとする者は、様式第四十の申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
二　申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
三　申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
四　役員の指名及び略歴を記載した書面

（指定試験機関の名称等の変更の届出）
第五十九条　指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一　変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地
二　変更しようとする日
三　変更の理由

第六十条　指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一　新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
二　新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする日
三　新設又は廃止の理由

（試験事務規程の認可の申請）
第六十一条　指定試験機関は、法第三十六条の五第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、当該認可に係る試験事務規程を添えて、書面により、申請しなければならない。

（試験事務規程の記載事項）
第六十二条　法第三十六条の五第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　試験の実施の方法に関する事項
二　手数料の収納の方法に関する事項
三　合格通知書の交付及び再交付に関する事項
四　試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
五　試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
六　その他試験事務の実施に関し必要な事項

（試験事務規程の変更の認可の申請）
第六十三条　指定試験機関は、法第三十六条の五第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項
二　変更しようとする日
三　変更の理由

（試験事務の休廃止の許可の申請）
第六十四条　指定試験機関は、法第三十六条の六の許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする試験事務に関する業務の範囲
二　試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする日及び試験事務に関する業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
三　試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする理由

（役員の選任及び解任の認可の申請）
第六十五条　指定試験機関は、法第三十六条の八の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一　選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴
二　選任又は解任の理由

2　法第二十九条の通商産業省令で定める数量は、標準状態における乾燥したガス一立方メートルにつき、硫黄全量にあつては、〇・五グラム、硫化水素にあつては、〇・〇二グラム、アンモニアにあつては、〇・二グラムとする。

（保安規程）

第四十四条　法第三十条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。

一　ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

二　ガス主任技術者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。

三　ガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。

四　ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第八号に掲げるものを除く。）。

五　ガス工作物の運転又は操作に関すること。

六　導管の工事の方法に関すること。

七　導管の工事現場の責任者の条件その他導管の工事現場における保安監督体制に関すること。

八　導管の周囲においてガス工作物の工事以外の工事が行われる場合における当該導管の維持及び運用に関する保安に関すること。

九　災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。

十　ガス工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての記録に関すること。

十一　ガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者であつて保安規程に違反した者に対する措置に関すること。

十二　その他ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項

2　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内にガス工作物を設置する一般ガス事業者（同法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。）にあつては、前項に掲げる事項のほか、次の事項について保安規程に定めるものとする。

一　大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）の伝達に関すること。

二　警戒宣言が発せられた場合における防災に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

三　警戒宣言が発せられた場合における保安要員の確保に関すること。

四　警戒宣言が発せられた場合におけるガス工作物の巡視、点検及び検査並びに運転又は操作に関すること。

五　警戒宣言が発せられた場合における防災に関する設備及び資材の確保、点検及び整備に関すること。

六　警戒宣言が発せられた場合に地震防災に関し採るべき措置に係る教育、訓練及び広報に関すること。

七　その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関すること。

3　大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内においてガス工作物を設置している一般ガス事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第三十条第二項の規定による届出をしなければならない。

第四十五条　法第三十条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十二の保安規程届出書を提出しなければならない。

2　法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十三の保安規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（ガス主任技術者の選任等）

第四十六条　法第三十一条第一項の規定によるガス主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

一　製造所（特定ガス工作物に係るもの（以下「特定製造所」という。）を除く。次号において同じ。）、ガスホルダーを有する事業場であつて、供給所及び導管を管理する事業場であつて、そこに設置されたすべてのガス工作物が第五十条の表第二号下欄に掲げるガス工作物に該当するもの	甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者
二　製造所、ガスホルダーを有する供給所及び導管を管理する事業場であつて、前号以外のもの	甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者
三　一の供給地点群に係る特定製造所	甲種ガス主任技術者免状、乙種ガス主任技術者免状又は丙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者

2　一般ガス事業者は、前項の表第一号及び第二号に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任については、選任に係る事業場に駐在しない者をガス主任技術者に選任し、又はガス主任技術者に二以上の事業場のガス主任技術者を兼ねさせてはならない。ただし、特別の理由により通商産業大臣（監督に係るガス工作物が一の通商産業局の管轄区域内のみにある場合は、その設置の場所を管轄する通商産業局長。以下次条において同じ。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

3　一般ガス事業者は、第一項の表第三号に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任については、通商産業大臣が告示で定める範囲内において、他の供給地点群に係る特定製造所のガス主任技術者を兼ねさせることができる。

第四十七条　前条第二項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、様式第三十四のガス主任技術者特例選任承認申請書に次の書類を添えて通商産業大臣に提出しなければならない。

一　特例選任を必要とする理由を記載した書類

二　ガス主任技術者の執務に関する説明書

三　特例選任に係る事業場の保安措置に関する説明書

第四十八条　法第三十一条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十五のガス主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。

（ガス主任技術者免状の様式）

第四十九条　法第三十二条第一項に規定するガス主任技術者免状は、様式第三十六によるものとする。

（免状の種類による監督の範囲）

第五十条　法第三十二条第二項の通商産業省令で定めるガス工作物の工事、維持及び運用の範囲は、次の上欄に掲げるガス主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

ガス主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲
一　甲種ガス主任技術者免状	ガス工作物の工事、維持及び運用
二　乙種ガス主任技術者免状	次に掲げるものの工事、維持及び運用 イ　最高使用圧力が中圧及び低圧のガス工作物 ロ　最高使用圧力が高圧の液化ガス用貯槽（液化石油ガスを貯蔵するものに限る。）、当該貯槽に係るガス圧縮機及び液化ガス用ポンプ並びに昇圧供給装置（天然ガス自動車にガスを高圧にして充てんする装置であつて、蓄ガス器（天然ガス自動車に充てんするためのガスを高圧で蓄える容器をいう。）を備えないものに限る。）並びにそれらに係る配管

（工事計画の事前届出）

第三十二条　法第二十七条の三第一項の通商産業省令で定める場合は、ガス工作物の設置又は変更の工事であつて別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものをしようとする場合（ガス工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときを除く。）以外の場合とする。

2　法第二十七条の三第一項の通商産業省令で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更とする。

第三十三条　法第二十七条の三第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十六の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号の書類を添付することを要しない。

一　工事計画書

二　当該ガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類

三　工事工程表

四　変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

2　前項第一号の工事計画書には、届出に係るガス工作物の種類に応じて、別表第二の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

3　別表第一の下欄に掲げる工事の計画を分割して法第二十七条の三第一項前段の規定による届出をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならない。

（添付書類の省略）

第三十四条　法第二十七条の二第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第二十七条の三第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、通商産業大臣（令第八条の表第七号の権限に係るガス工作物に係る場合は、当該権限を行使する通商産業局長。以下第三十七条において同じ。）がその認可の申請又は届出に係るガス工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第三十条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

（使用前検査）

第三十五条　法第二十七条の四第一項の通商産業省令で定める工事の工程は、次のとおりとする。

一　最高使用圧力が高圧のガス発生設備（特定ガス発生設備及び移動式ガス発生設備を除く。）及びガス精製設備、最高使用圧力が高圧又は中圧のガスホルダー並びに液化ガス用貯槽及び冷凍設備に係る工事

イ　工事の計画に係るすべての工事が完了するまでの工程において耐圧試験をしなければならないものであるときは、耐圧試験ができる状態となつた時

ロ　工事の計画に係るすべての工事が完了した時

二　導管に係る工事

イ　地中に導管を据え付けようとする時

ロ　工事の計画に係るすべての工事が完了した時

三　前各号に掲げる工事以外の工事　工事の計画に係るすべての工事が完了した時

第三十六条　法第二十七条の四第一項の検査を受けようとする者は、様式第二十七の使用前検査申請書を提出しなければならない。

第三十七条　法第二十七条の四第一項ただし書の通商産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　ガス工作物を試験のために使用する場合（そのガス工作物に係るガスを使用者に供給する場合にあつては、当該ガス工作物の使用の方法を変更するごとにガスの熱量等を測定して供給する場合に限る。）

二　前号に掲げる場合のほか、ガス工作物の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにおいて、その使用の期間及び方法について通商産業大臣の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき

三　ガス工作物の設置の場所の状況又は工事の内容により、通商産業大臣が支障がないと認めて検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

第三十八条　前条第二号の規定による承認を受けようとする者は、様式第二十八のガス工作物一部使用承認申請書を提出しなければならない。

（定期検査）

第三十九条　法第二十七条の六の通商産業省令で定めるガス工作物は、次のとおりとする。

一　次に掲げるガス工作物（不活性ガス、不活性の液化ガス又は空気を通ずるものを除く。）であつて、最高使用圧力が高圧のもの

イ　ガス発生設備（移動式ガス発生設備、特定ガス発生設備及び液化石油ガスを気化してガスを発生させる設備（気化したガスの出口部分の最高使用圧力が高圧であるもの以外のものに限る。）を除く。）、ガス精製設備、ガスホルダー、排送機、圧送機、熱交換器、ガス圧縮機、導管及び整圧器

ロ　熱量調整装置に属する容器又は付臭剤を収納する容器

二　冷凍設備（小型又はユニット型のものを除く。）

第四十条　法第二十七条の六の通商産業省令で定める時期は、ガス工作物の種類、運転時間等に応じ、告示に定める時期とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号において通商産業大臣（一の通商産業局の管轄区域内のみにあるガス工作物に係る場合は、当該ガス工作物の設置の場所を管轄する通商産業局長。以下この条において同じ。）が定める時期とする。

一　使用の状況（計画を含む。）から検査を行うことが適当であると認めて通商産業大臣が検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

二　災害その他非常の場合において、この条に規定する時期に検査を受けることが著しく困難であると認めて通商産業大臣が検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

第四十一条　法第二十七条の六の検査を受ける者は、様式第二十九の定期検査申請書を提出しなければならない。

第四十二条　第四十条ただし書の規定による承認を受けようとする者は、様式第三十の定期検査時期変更承認申請書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

第二款　保安

（成分の検査方法）

第四十三条　法第二十九条の規定によるガスの成分の検査は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。ただし、ガス中の硫黄全量、硫化水素及びアンモニアの成分が原料の種類に照らして一定数量以下であることが明らかであるとして通商産業大臣（令第八条の表第一号の権限に係る者に係る場合は、当該権限を行使する通商産業局長。以下この項において同じ。）の承認を受けた者がその承認を受けたところに従つてガスの製造を行う場合及びガスの使用者に対し専用の導管により大口供給を行う場合にあつては、検査することを要しない。

一　ガス（天然ガス又はプロパン、ブタン、プロピレン若しくはブチレンを主成分とするガス及びこれらを原料として製造したガス並びにこれらに空気を混入したガスを除く。）の硫黄全量、硫化水素及びアンモニアについて毎週一回、製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口（当該出口における測定が困難な場合において通商産業大臣が指定したときは、その指定する場所）において、日本工業規格JISK二三〇一（一九九二）「燃料ガス及び天然ガス一分析・試験方法」に規定する方法により検査するものとする。

二　一般ガス事業者が前号の検査をしたガスの成分の量を記録する方法は、様式第三十一により記録するものとし、その記録の保存の期間は、一年間とする。

2　法第三十八条において準用する法第二十七条の三第一項の通商産業省令で定めるものは、工作物の設置又は変更の工事であつて、別表第一導管の項一の中欄2及び下欄に掲げるものとする。

3　法第三十八条において準用する法第二十七条の三第一項の通商産業省令で定める軽微な変更は、前項に規定する変更の工事を伴う変更以外の変更とする。

4　第三十三条の規定は、法第三十八条において準用する法第二十七条の三第一項の規定による届出をしようとする者に準用する。

（ガス主任技術者の選任）

第百四条　法第三十八条において準用する法第三十一条第一項の規定によるガス主任技術者の選任は、連続して延長が五百メートルを超える導管であつて最高使用圧力が五十グラム毎平方センチメートル以上のものを構外に有する事業場及び連続して延長が五百メートルを超える導管であつて最高使用圧力が五十グラム毎平方センチメートル未満であるものを構外に有する事業場であつてその導管により他の場所に一日につき標準状態において一万立方メートル以上のガスを送出する能力を有するものごとに甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者のうちから行うものとする。

2　第四十六条第二項の規定は、準用事業者に準用する。

3　第四十八条の規定は、法第三十八条において準用する法第三十一条第二項の規定による届出をしようとする者に準用する。

（事業開始等の届出）

第百五条　法第三十九条の規定による届出をしようとする者は、様式第五十二の準用事業開始（廃止）届出書を提出しなければならない。

第七十九条中「第四十六条」を「第四十八条」に改め、第三章中同条を第九十六条とし、第七十八条を第九十五条とする。

第七十七条中「第四十三条」を「第四十五条」に改め、同条を第九十四条とし、第七十六条を第九十三条とする。

第七十五条中「様式第二十七」を「様式第二十八」に改め、同条を第九十二条とし、第七十四条を第九十一条とする。

第七十三条中「第三十四条」を「第三十六条」に改め、同条を第九十条とし、第七十二条を第八十九条とする。

第七十一条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「第十九条」を「第二十一条」に改め、同条を第八十八条とする。

第七十条中「第十八条」を「第二十条」に改め、同条を第八十七条とする。

第六十九条第一項第二号及び第二項第四号中「様式第四十二」を「様式第四十三」に改め、同条を第八十六条とし、第六十八条を第八十五条とする。

第六十七条中「第十五条」を「第十七条」に改め、同条を第八十四条とする。

第六十六条（見出しを含む。）中「および」を「及び」に、「様式第四十六」を「様式第四十七」に、「添附」を「添付」に、「または」を「又は」に、「様式第四十二」を「様式第四十三」に改め、同条を第八十三条とする。

第六十五条中「様式第四十二」を「様式第四十三」に、「または」を「又は」に、「ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に改め、同条を第八十二条とする。

第六十四条（見出しを含む。）中「および」を「及び」に、「様式第四十五」を「様式第四十六」に、「ならびに」を「並びに」に、「様式第四十二」を「様式第四十三」に、「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「第五十七条」を「第七十四条」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条を第八十一条とする。

第六十三条中「第五条」を「第七条」に改め、同条を第八十条とする。

第六十二条中「第九条」を「第十一条」に改め、同条を第七十九条とする。

第六十一条中「および下欄」を削り、同条を第七十八条とする。

第六十条中「様式第四十四」を「様式第四十五」に、「添附」を「添付」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「様式第四十一」を「様式第四十二」に改め、同条を第七十七条とする。

第五十九条中「および」を「及び」に、「様式第四十三」を「様式第四十四」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、供給地点の分割又は統合による供給地点数の増加又は減少であつてその増加又は減少の数が七十未満である場合には第三号から第七号までの書類を、工作物、設備資金及び運転資金の額又は事業収支に及ぼす影響が軽微な場合には第五号から第七号までの書類を、それぞれ添付することを要しない。

第五十九条第二号中「または」を「又は」に改め、同条第四号中「第五十七条」を「第七十四条」に改め、同条第五号中「様式第四十一」を「様式第四十二」に改め、同条第六号中「ならびに」を「並びに」に改め、同条第七号中「様式第四十二」を「様式第四十三」に改め、同条第八号中「第五十七条」を「第七十四条」に改め、同条を第七十六条とする。

第五十八条中「第五条」を「第七条」に改め、同条を第七十五条とする。

第五十七条第一項中「様式第四十」を「様式第四十一」に改め、同条第二項中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「または」を「又は」に、「様式第四十一」を「様式第四十二」に、「様式第四十二」を「様式第四十三」に改め、同条を第七十四条とし、第五十六条を第七十三条とする。

第二章第三節を次のように改める。

第三節　ガス工作物

第一款　工事計画及び検査

（工事計画の認可等）

第二十九条　法第二十七条の二第一項の通商産業省令で定めるガス工作物の設置又は変更の工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げるもの及びこれ以外のものであつて急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）内において行う同法第七条第一項各号に掲げる行為（当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百六号）第二条第一号から第八号までに掲げるものを除く。）に係るもの（以下「制限工事」という。）とする。

2　法第二十七条の二第二項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更は、別表第一の中欄又は下欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更とする。

3　法第二十七条の二第五項ただし書の通商産業省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画書の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

第三十条　法第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、様式第二十四の工事計画（変更）認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その申請が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号の書類を添付することを要しない。

一　工事計画書

二　当該ガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類

三　工事工程表

四　変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

2　前項第一号の工事計画書には、申請に係るガス工作物の種類に応じて、別表第二の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事（廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

3　別表第一の中欄に掲げる工事の計画を分割して法第二十七条の二第一項の認可の申請をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその申請をしなければならない。

第三十一条　法第二十七条の二第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十五の工事計画軽微変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

消費機器の種類	周知の頻度
(1) 次条第一号の表の上欄イのガス湯沸器（屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が一〇、〇〇〇キロカロリー毎時以下のものに限る。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び毎年度一回以上
(2) 次条第一号の表の上欄イのガスふろがま（浴室内に設置された自然排気式のものであつて排気筒に排気扇が接続されていないものに限る。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び毎年度一回以上
(3) (1)及び(2)に掲げるものを除き、次条第一号の表の上欄イのガス湯沸器及びガスふろがま（屋内に設置された自然排気式のものに限る。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び三年度毎に一回以上

ハ　ガスメーターコックを閉止するときに、前号イ及びホの事項を記載した書面を当該ガスメーターコックに取り付ける。ただし、当該ガスメーターコックの開栓の予定がないことが明らかな場合は、この限りでない。

ニ　法第四十条の二第三項の通知を行つた消費機器を新たに使用しようとする者に対し、ガスの使用の申込みを受け付けたときに、前号への事項を記載した書面を配布する。

三　ガス事業者は、前号に規定する方法によるほか、通商産業大臣の定める方法により、その供給区域又は供給地点のガスの使用者に第一号の事項を周知させ、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に努めなければならない。

四　ガス事業者は、毎年度経過後遅滞なく、前二号の規定により、その年度に行つた周知に関する状況を供給区域又は供給地点を管轄する通商産業局長に届け出なければならない。

第八十三条第一項第五号から第七号まで及び同条第二項から第四項までを削り、同条を第百六条とする。

第四章を次のように改める。

第四章　一般ガス事業及び簡易ガス事業以外のガス供給等の事業

第一節　一般ガス事業者以外の者による大口ガス事業

（大口供給の届出）

第九十七条　法第三十七条の八第一項の通商産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　供給する場所

二　供給開始予定時期

三　ガスの種類及び熱量

四　ガスの年間供給量

2　法第三十七条の八第一項の届出をしようとする者は、様式第四十八の大口供給届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　供給を必要とする理由を記載した書類

二　供給の相手方との契約書の写し

三　供給するために設備を設置する場合には、その設備の概要

四　供給地点の位置及び供給するために設置する導管の位置を明示した縮尺二万五千分の一以上の地形図

（大口供給の許可申請）

第九十八条　法第三十七条の九第一項の許可を受けようとする者は、様式第四十九の大口供給許可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　供給を必要とする理由を記載した書類

二　供給の相手方との契約書の写し

三　供給するために設備を設置する場合には、その設備の概要

四　供給地点の位置及び供給するために設置する導管の位置を明示した縮尺二万五千分の一以上の地形図

（準用）

第九十九条　第二十九条から第四十二条まで及び第四十四条から第四十八条までの規定は、大口ガス事業者に関し準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十九条	法第二十七条の二	法第三十七条の十において準用する法第二十七条の二
第三十条から第三十六条まで、第三十九条から第四十一条まで、第四十五条、第四十六条及び第四十八条	法	法第三十七条の十において準用する法
第三十七条	法第二十七条の四	法第三十七条の十において準用する法第二十七条の四
第三十八条	前条	第九十九条において準用する第三十七条
第四十二条	第四十条	第九十九条において準用する第四十条
第四十四条	法第三十条	法第三十七条の十において準用する法第三十条
第四十七条	前条	第九十九条において準用する第四十六条

第二節　ガス事業以外のガスの供給等の事業

（卸供給事業者の供給の認可申請）

第百条　法第三十七条の十一第一項の認可を受けようとする者は、様式第五十の卸供給条件認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　供給の相手方との契約書の写し

二　料金その他の供給条件に関する説明書

第百一条　法第三十七条の十一第一項ただし書の通商産業省令で定める数量は、供給の相手方の事業区域ごとに、供給の相手方が供給するガスの熱量と等しい熱量のガスに換算して年間七万立方メートルとする。

2　法第三十七条の十一第一項ただし書の通商産業省令で定める要件は、当該供給を受ける一般ガス事業者が当該供給を受けた地点からそのガスを大口供給の用のみに供する導管によりガスの使用者に供給することとする。

（一般ガス事業者以外の者の供給の届出）

第百二条　法第三十七条の十二の届出を行おうとする者は、様式第五十一のガス供給届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　供給の相手方との契約書の写し

二　供給地点の位置及び供給するために設置する導管の位置を明示した図面

（工事計画の事前届出）

第百三条　法第三十八条において準用する法第二十七条の三第一項の通商産業省令で定める場合は、工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときとする。

十一　毎四半期の燃焼性の測定結果（移動式ガス発生設備に係るものを除く。）	様式第六十一	当該四半期経過後三十日以内
十二　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）に該当するガス工作物の排出口から大気中に排出されるばい煙量及びばい煙濃度の測定結果	様式第六十二	毎四半期経過後三十日以内（当該ガス工作物において発生し排出口から大気中に排出されるガス量が、標準状態の量に換算して四万立方メートル毎時に満たないものであって、当該ガス中に含まれる硫黄酸化物の量が、標準状態の量に換算して十立方メートル毎時に満たないものにあっては、毎半期経過後三十日以内）
十三　毎年末における主要な導管の設置の状況	様式第六十三	当該年の翌年二月末日まで
十四　昇圧供給装置の設置の状況	様式第六十四	当該年の翌年二月末日まで
十五　毎年のガス事故	様式第六十五	当該年の翌年二月末日まで
十六　毎年の消費機器の調査結果	様式第六十六	当該年の翌年二月末日まで
十七　毎四半期の新たにガス工作物が設置された建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物及び特定大規模建物並びに建物内中圧設備の件数	様式第六十七	当該四半期経過後三十日以内
十八　毎事業年度末における資産の額	様式第五十八	当該事業年度経過後九十日以内
十九　毎事業年度の収支計算	様式第五十九	当該事業年度経過後九十日以内
二十　毎年のガス事故	様式第六十八	当該年の翌年二月末日まで
二十一　毎年の消費機器の調査結果	様式第六十六	当該年の翌年二月末日まで
二十二　毎年の新たにガス工作物が設置された建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物及び特定大規模建物並びに建物内中圧設備の件数	様式第六十七	当該年の翌年二月末日まで

第八十七条第四項中「様式第六十三」を「様式第六十九」に、「第四条」を「第二条」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の表中「第十一号」を「第十二号」に、「第十三号」を「第十五号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　大口ガス事業者は、毎事業年度における大口供給に係る至近三年間のガスの年間供給量の実績についての様式第五十七の報告書を当該事業年度経過後九十日以内に通商産業大臣（法第三十七条の八第一項の届出に関するもの及び法第三十七条の九第一項の許可に関するものであって令第八条の表第一号に規定する者に関するものについては、供給地点又は供給区域を管轄する通商産業局長）に提出しなければならない。

第八十七条第二項の表中「第七条」を「第八条」に、「前項」を「第一項」に、「第六号」を「第七号」に、「第九号」を「第十号」に改め、「第十三号まで」の下に「並びに第十五号」を加え、「第七号」を「第八号」に、「第八号」を「第九号」に、「第十四号」を「第十六号」に、「第十五号」を「第十七号」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第十三号」を「第十五号」に、「第十号」を「第十一号」に、「第十二号」を「第十三号」に、「第十六号」を「第十八号」に、「第二十号」を「第二十二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第百十一条とする。

2　前項の表第六号の報告書には、ガス事業会計規則第十五条第三項に規定する証明書を添付しなければならない。

第八十六条を第百十条とし、第八十五条の二を第百九条とし、第八十五条を第百八条とする。

第八十四条の各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、大口供給を行う場合は、調査を要しない。

第八十四条第一号の表中イを次のように改め、同表ロ（一）中「告示で定めるガスを使用する建物ごとの区分（以下「建物区分」という。）に定める」を「建物区分のうち」に改め、同表中ハを削る。

イ　ガス湯沸器及びガスふろがま（不完全燃焼する状態に至った場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるもの及び密閉燃焼式のものであって特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第六条に規定する表示が付されているものその他これと同等の安全性を有すると通商産業大臣が認めたものを除く。）並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇	1　屋内に設置されている燃焼器に係るものにあっては、次条第一号、第二号イ(1)から(4)まで及びロ(1)（イ(1)及び(4)に係る部分に限る。）、第三号ハ、第五号並びに第六号ロ及びヘに掲げる基準に関する事項 2　屋外に設置されている燃焼器に係るものであって排気筒又は給排気部が屋内に設置する部分を有するものにあっては、次条第六号の二イ及びロ（第二号イ(4)(1)（屋内に設置されている部分に限る。）に係る部分に限る。）並びにハ（第六号イ（屋内に設置されている部分に限る。）からハまでに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項

第八十四条第二号中「、その通知の日から一月を経過した日以後五月以内に、再び調査を行わなければならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。」を「は、イ及びロに掲げる措置を行わなければならない。」に改め、同号にイ及びロとして次のように加え、同条を第百七条とする。

イ　毎年度一回以上、当該消費機器の技術上の基準に適合するようにするために採るべき措置及びその措置を採らなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること。ただし、その所有者又は占有者が技術上の基準に適合するようにするために採るべき措置を採った場合は、この限りでない。

ロ　その通知の日から一月を経過した日以後五月以内に、再び調査を行うこと。ただし、前号に規定する調査を行う以前から当該消費機器についてイの通知をしている場合であってイのただし書に規定する場合に該当しないときは、この限りでない。

第八十三条第一項中「通商産業省令で定める事項は、次のとおりとする」を「規定による周知は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。ただし、大口供給を行う場合は、周知を要しない」に改め、同項第一号から第四号までを次のように改める。

一　ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な周知事項は、次のとおりとする。

イ　消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項

ロ　消費機器の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項

ハ　消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項

ニ　ガス漏れを感知した場合その他供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるガスの使用者の採るべき緊急の措置及びガス事業者に対する連絡に関する事項

ホ　ガスを新たに使用しようとする場合におけるガス事業者への連絡に関する事項

ヘ　消費機器が第百八条に定める技術上の基準に適合するようにするために採るべき措置及びその措置を採らなかった場合に生ずべき結果に関する事項

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項

二　ガス事業者は、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、次に定めるところにより前号に掲げる事項を周知させなければならない。

イ　その供給区域又は供給地点のガスの使用者に対し、三年度毎に一回（告示で定めるガスを使用する建物ごとの区分（以下「建物区分」という。）のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物にあっては毎年度一回）以上前号イからニまで及びトの事項を記載した書面を配布する。ガスの使用の申込みを受け付けたときも、同様とする。ただし、ロに掲げる場合はこの限りでない。

ロ　次の表の上欄に掲げる消費機器の使用者については、下欄に掲げる頻度で、消費機器の種類毎に前号ハ及びトの事項を記載した書面を配布する。

第一条に次の一項を加える。

3　令第八条の表第七号(一)の通商産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　告示で定めるコンビナート地域内にある製造所であつて、最高使用圧力が高圧のガス発生設備を有するもの

二　最高使用圧力が高圧のガス発生設備又は液化ガスを原料とする最高使用圧力が中圧若しくは低圧のガス発生設備を有する製造所であつて、当該ガス発生設備の出口（液化ガスを原料とする最高使用圧力が中圧又は低圧のガス発生設備にあつては、当該ガス発生設備の入口）における一日のガス発生量（標準状態における体積をいう。）の合計が百万立方メートル以上であるもの

第二条を次のように改める。

（申請書等の提出部数等）

第二条　ガス事業者は、法又はこの省令の規定により、申請書、報告書又は届出書を通商産業大臣又は通商産業局長に提出するときは、正本一通を提出しなければならない。ただし、法第三条、法第二十三条第一項の許可及び法第十七条第一項の認可に係る申請書並びに法第三十七条の八第一項の届出に係る書類については、正本一通及び写し二通を提出することとする。

2　通商産業大臣に対し次の表の上欄に掲げる申請又は届出をする者は、その申請又は届出に係る書類の写しをそれぞれ同表の中欄に掲げる通商産業局長に、同表の下欄に掲げる部数を提出しなければならない。

一　法第三条の許可の申請	供給区域を管轄する通商産業局長	三部
二　法第六条第二項第三号の事項の変更に係る第八条第一項の許可の申請		一部
三　法第十条第一項又は第二項の認可の申請		一部
四　法第十三条第一項の許可又は第二項の認可の申請		一部
五　法第十七条第一項の認可の申請		三部
六　法第二十五条第一項又は第二項の届出		一部
七　法第六条第二項第四号の事項の変更に係る第八条第一項の許可の申請	ガス工作物の設置の場所を管轄する通商産業局長	一部
八　法第八条第二項の届出		一部
九　法第二十七条の二第一項又は第二項の認可の申請		一部
十　法第二十七条の二第四項又は第五項の届出		一部
十一　法第二十七条の三第一項の届出		一部
十二　法第二十二条第一項の認可（ガスの供給を受ける者が一般ガス事業者である場合に限る。）の申請	ガスの供給を受ける者の供給区域を管轄する通商産業局長	一部

第九十一条を第百十七条とし、第九十条の二を第百十六条とし、第九十条を第百十五条とし、第八十九条中「様式第六十五」を「様式七十一」に改め、同条を第百十四条とする。

第八十八条の二第一項中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第百十三条とする。

第八十八条第一項の表中「四十八時間以内」を「二十四時間以内可能な限り速やかに」に、「第十号」を「第十二号」に改め、同表第一号事故の欄中「ガス工作物の」を「ガス工作物（ガス栓を除く。以下同じ。）の」に、「を操作することにより人を死亡させた事故」を「の操作により人が死亡した事故」に改め、同表第十一号事故の欄中「消費機器」の下に「又はガス栓」を加え、「発生した死亡又は中毒」を「人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となつた」に改め、同号を同表第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　消費機器又はガス栓から漏洩したガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故（前号に掲げるものを除く。）			

第八十八条第一項の表第十号中「地震」の下に「その他の自然災害」を加え、同号を同表第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　ガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより、一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した事故（第一号から前号までに掲げるものを除く。）	詳報	事故が発生した日から起算して三十日以内	所轄通商産業局長

第八十八条第一項の表第九号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同表第十一号とする。

第八十八条第一項の表第八号中「第六号」を「第八号」に改め、同号を同表第十号とし、同表第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同表第四号中「人を負傷させ、又は中毒させた」を「人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となつた」に改め、同号を同表第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　工事中のガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又は工事中のガス工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となつた事故（第二号に掲げるものを除く。）			

第八十八条第一項の表中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。

二　工事中のガス工作物の欠陥、損壊、若しくは破壊又は工事中のガス工作物の操作により人が死亡した事故			

第八十八条第二項中「第十号」を「第十三号」に、「第四条」を「第二条」に改め、同条を第百十二条とする。

同条第四項中「様式第六十四」を「様式第七十」に改め、同条を第百十二条とする。

第八十七条第一項の表以外の部分中「第十五号」を「第十七号」に、「同表第十六号から第二十号」を「同表第十八号から第二十二号」に改め、同項の表を次のように改める。

一　ガスの供給の設備を管理する事業場の設置又は変更	様式第五十三	当該設置又は変更後二十日以内
二　財務計算に関する諸表	ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）別表第三の様式	毎事業年度経過後九十日以内
三　毎事業年度のガス及びガスの製造に伴う副産物の売上原価	様式第五十四	当該事業年度経過後九十日以内
四　毎年二月、八月及び十月のガスの売上高	様式第五十五	当該月の翌月末日まで
五　毎事業年度の原料費	様式第五十六	当該事業年度経過後九十日以内
六　部門別収支計算	ガス事業会計規則別表第四の様式	毎事業年度経過後九十日以内（ただし、一般ガス事業者が地方公共団体である場合は、決算について地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第四項の規定による議会の認定を経た後三日以内）
七　毎事業年度における大口供給に係る至近三年間のガスの年間供給量の実績	様式第五十七	当該事業年度経過後九十日以内
八　特定ガス発生設備に係るものに関する毎事業年度末における資産の額	様式第五十八	当該事業年度経過後九十日以内
九　特定ガス発生設備に係るものに関する毎事業年度の収支計算	様式第五十九	当該事業年度経過後九十日以内
十　毎年二月の圧力の測定結果	様式第六十	当該年の三月末日まで

○通商産業省令第一号

石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）第十六条の規定に基づき、石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十四日

通商産業大臣　橋本龍太郎

石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行規則の一部を改正する省令

石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行規則（昭和二十七年通商産業省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の表イ中「三十万七千四百五十五円」を「四十万七千四十円」に、「二百七万七千五百六十円」を「二百五十八万千七百六十六円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行規則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

○通商産業省令第二号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替管理令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十七日

通商産業大臣臨時代理

国務大臣　前田　勲男

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替管理令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替管理令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十六号イ中「又は第二号イからチまでのいずれかに該当するもの」を「、第二号イに該当する貨物」に、「三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機」を「運搬することができるロケット」に、「」に使用することができるもの」を「」又は同号ロに該当する貨物に使用することができるもの（プリプレグであって、ガラス転移点が一四五度以下のものを除く。）」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○通商産業省令第三号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十七日

通商産業大臣　橋本龍太郎

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一条第二項中第四号を第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　「熱量」とは、温度零度及び圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態（以下「標準状態」という。）の乾燥したガス一立方メートル中で測定される総熱量をいう。

第一条第二項に次の一号を加える。

六　「移動式ガス発生設備」とは、熱量変更の実施時、導管等の工事時及び災害その他の非常時等の場合に、ガス事業者が、既に供給しているそのガスの使用者に対し、ガスを一時的に供給するための移動可能なガス発生設備であって、その保有能力（保有できるガスの質量又は標準状態における体積をいう。以下同じ。）が、液化ガスの場合千キログラム未満、圧縮ガスの場合三百立方メートル未満であるものをいう。

に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に、「大阪営林局」を「秋田営林局、大阪営林局」に改め、同項を同条第六項とする。

第五百二十七条の二第一項中「及び大阪営林局」を「、大阪営林局及び熊本営林局」に改める。

第五百三十条の見出し中「森林施業調整官」の下に「、測定技術指導官」を加え、同条第一項中「及び森林施業調整官」を「、森林施業調整官及び測定技術指導官」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　測定技術指導官は、国有林野の境界確定及び境界の保護に関する専門技術上の事項についての企画、調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第五百三十一条を次のように改める。

第五百三十一条　削除

第五百三十八条第一項中「及び」の下に「森林技術センターのほか、」を加え、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　指導計画課及び治山課においては、前二項の規定にかかわらず、前条第一項第一号から第六号まで、第九号、第二十三号及び第二十四号に掲げる事務のうち、国有林野を利用して行う技術の開発、指導及び普及に関する事務は、つかさどらないものとする。

5　森林技術センターにおいては、国有林野を利用して行う技術の開発、指導及び普及に関する事務をつかさどる。

第五百三十八条の二第一項中「及び」の下に「森林技術センターのほか、」を加え、同条第四項中「国有林野事業における技術開発に関する事項のうち名古屋営林支局長が指定する事項又は」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　計画課、指導普及課及び治山課においては、前二項の規定にかかわらず、第五百三十七条第一項第一号から第六号まで、第九号、第二十三号及び第二十四号に掲げる事務のうち、国有林野を利用して行う技術の開発、指導及び普及に関する事務は、つかさどらないものとする。

5　森林技術センターにおいては、国有林野を利用して行う技術の開発、指導及び普及に関する事務をつかさどる。

第五百三十九条の次に次の一条を加える。

（治山技術専門官及び鑑定管理官）

第五百三十九条の二　名古屋営林支局の業務部に治山技術専門官及び鑑定管理官を置く。

2　治山技術専門官は、治山事業に関する専門技術上の事項についての企画、調査及び指導に関する事務を行う。

3　鑑定管理官は、国有林野その他国有林野事業特別会計に属する国有財産の鑑定評価についての審査、指導及び連絡調整に関する事務を行う。

第五百四十条の見出し中「森林施業調整官」の下に「、測定技術指導官」を加え、同条第一項中「及び森林施業調整官」を「、森林施業調整官及び測定技術指導官」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　測定技術指導官は、国有林野の境界確定及び境界の保護に関する専門技術上の事項についての企画、調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第五百四十条の二を次のように改める。

第五百四十条の二　削除

第五百四十三条第二項中「江差営林署」を「檜山営林署」に、「一関営林署」を「水沢営林署」に改め、「鷹巣営林署」の下に「、能代営林署」を加え、「、米沢営林署」を削り、「倉吉営林署」を「田辺営林署」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　屋久島営林署においては、第一項の規定にかかわらず、次の二課及び屋久島森林環境保全センターを置く。

総務課

業務課

第五百四十五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　屋久島営林署業務課の所掌事務については、第一項の規定にかかわらず、第五百四十六条に掲げる事務は、つかさどらないものとする。

第五百四十六条を次のように改める。

（屋久島森林環境保全センターの事務）

第五百四十六条　屋久島森林環境保全センターにおいては、前条第一項第二号から第四号に掲げる事務のほか、次の事務をつかさどる。

一　自然遺産の保護に関する企画、調査、連絡調整及び指導を行うこと。

二　原生的な森林生態系からなる自然環境を利用して行う森林及び林業に関する知識の普及に関すること。

第五百四十八条第一項中「江差営林署」を「檜山営林署」に、「一関営林署」を「水沢営林署」に改め、「鷹巣営林署」の下に「、能代営林署」を加え、「、米沢営林署」を削り、「倉吉営林署」を「田辺営林署」に改める。

附　則

この省令は、平成七年三月一日から施行する。

（蚕糸砂糖類価格安定事業団法施行規則の一部改正）

第二条　蚕糸砂糖類価格安定事業団法施行規則（昭和五十六年農林水産省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ハ中「買換え」の下に「並びに輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻し」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（業務の認可の申請）

第四条　事業団は、法第二十八条第三項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　業務の内容

二　業務を行うことを必要とする理由

三　業務の収支の見込み

四　事業を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

（生糸検査規則の一部改正）

第三条　生糸検査規則（昭和四十八年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第九号の次に次の一号を加える。

十　蚕糸砂糖類価格安定事業団が繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）第十二条の十一に規定する輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しを行うとき。

附　則

この省令は、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第九号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第百十九号）及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第三十一号）の施行に伴い、並びに畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）を実施するため、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十四日

農林水産大臣　大河原太一郎

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則（昭和四十年農林省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

第九条の次に次の四条を加える。

（契約に基づく畜産振興事業団への売渡しを要しない場合）

第九条の二　法第十四条第二項の農林水産省令で定める場合は、指定乳製品等（法第三条第一項第二号の指定乳製品等をいう。以下同じ。）で法第十四条第二項に規定するものについて、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十条の二において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第二十条の三第一項の規定により関税の徴収が行われない場合とする。

（加算額の減額）

第九条の三　法第十四条の四第二項の規定により、同条第一項の規定により加算する額（次項において「加算額」という。）につき減額することができる額は、同条第一項の農林水産大臣が定めて告示する金額に変質による価値の減少に基づき当該指定乳製品等の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。）が低下した割合を乗じて得た額に、当該指定乳製品等の数量を乗じて得た額とする。

2　法第十四条の四第二項の規定により加算額の減額を受けようとする者は、法第十四条第三項の申込書の提出の際に、変質の原因及び程度並びに減額を受けようとする額及びその計算の基礎を記載した申請書を畜産振興事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。

（契約に基づき売り渡される指定乳製品等の買入れの価額）

第九条の四　法第十四条第二項の規定による契約に基づく売渡しに係る指定乳製品等についての法第十四条の五において準用する法第十四条の二の規定による事業団の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告がされた価額に、消費税の額に相当する金額を加えて得た額とする。

（準用）

第九条の五　第九条の三の規定は、法第十四条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の事業団への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第九条の三第一項中「同条第一項」とあるのは「法第十四条の五において準用する法第十四条の四第一項」と、「告示する金額」とあるのは「告示する金額（消費税の額に相当する金額を除く。）」と、「、当該指定乳製品等の数量を乗じて得た額」とあるのは「当該指定乳製品等の数量を乗じて得た額に、消費税の額に相当する金額を加えて得た額」と、同条第二項中「法第十四条第三項の申込書の提出の際」とあるのは、「当該指定乳製品等の売渡しの前」と読み替えるものとする。

第十一条中「畜産振興事業団（以下「事業団」という。）」を「事業団」に改め、「（法第三条第一項第二号の指定乳製品等をいう。以下同じ。）」を削る。

第十四条中「同号ロ中「原料乳」とあるのは「加工原料乳」と、同号ハ」を「同号ロ及びハ」に、「第七条第一項」を「第七条」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条　法の規定により事業団の業務が行われる場合には、規則第十二条第一号及び第二号中「指定乳製品及び指定食肉その他の食肉」とあるのは、「指定食肉その他の食肉」とする。

2　法の規定により事業団の業務が行われる場合には、畜産物の価格安定等に関する法律第四十七条第一項の農林水産省令で定める事項は、前項の規定により読み替えられた規則第十二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一　加工原料乳についての生産者補給交付金の交付に関する事項

二　指定乳製品等の輸入に関する事項

三　事業団以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻しに関する事項

四　指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡しに関する事項（前号の事項に該当するものを除く。）

五　前号の買入れ、交換及び売渡しに伴う指定乳製品等の保管に関する事項

附　則

この省令は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第十号

農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）第三十三条第三項及び第三十四条第二項並びに農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）第百七十一条の規定に基づき、農林水産省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十七日

農林水産大臣　大河原太一郎

農林水産省組織規程の一部を改正する省令

農林水産省組織規程（昭和六十年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

第五百二十五条第一項中「及び企画官」を「のほか、森林技術センター」に改め、同条第三項中「第一号」の下に「、第三号」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　計画課、指導普及課及び治山課においては、第二項の規定にかかわらず、前条第一項第一号から第六号まで及び第九号から第十一号までに掲げる事務のうち国有林野を利用して行う技術の開発、指導及び普及に関する事務は、つかさどらないものとする。

第五百二十五条第四項の次に次の一項を加える。

5　森林技術センターにおいては、国有林野を利用して行う技術の開発、指導及び普及に関する事務をつかさどる。

第五百二十五条の次に次の二条を加える。

（治山技術専門官）

第五百二十五条の二　森林管理部に治山技術専門官を置く。

2　治山技術専門官は、治山事業に関する専門技術上の事項についての企画、調査及び指導に関する事務を行う。

（企画官及び自然遺産保全調整官）

第五百二十五条の三　北海道営林局、青森営林局、前橋営林局、大阪営林局及び熊本営林局の森林管理部に企画官を、青森営林局、秋田営林局及び熊本営林局の森林管理部に自然遺産保全調整官を置く。

2　企画官は、国有林野事業における技術開発に関する事項のうち当該営林局の局長がそれぞれ指定する事項についての企画、調査及び指導に関する事務を行う。

3　自然遺産保全調整官は、国有林野に係る森林施業に関し自然遺産の保護との調整を要する事項についての企画、調査、連絡調整及び指導を行う。

第五百二十六条第四項を削る。

第五百二十七条第四項を削り、同条中第五項を第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第五項」を「第四項」に、「東京営林局」を「北海道営林局、青森営林局、前橋営林局及び東京営林局」

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第八号

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律（平成六年法律第百十五号）並びに繭糸価格安定法施行令及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第三十二号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係農林水産省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成七年二月二十四日

農林水産大臣　大河原太一郎

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係農林水産省令の整備等に関する省令

（繭糸価格安定法施行規則の一部改正）

第一条　繭糸価格安定法施行規則（昭和二十七年農林省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業団」を「蚕糸砂糖類価格安定事業団（以下「事業団」という。）」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

第十三条の見出し中「輸入生糸」を「輸入によって保有する生糸」に改め、同条中「法第十二条の十二第一項」を「第十二条の十第一項」に、「輸入生糸」を「輸入によって保有する生糸」に改める。

第十四条の見出し中「輸入生糸」を「輸入によって保有する生糸」に改め、同条中「輸入生糸」を「輸入によって保有する生糸」に、「法第十二条の十一第一号」を「法第十二条の九第一号」に改める。

第十五条の見出し中「輸入生糸」を「輸入によって保有する生糸」に改め、同条中「輸入生糸」を「輸入によって保有する生糸」に、「法第十二条の十一第三号」を「法第十二条の九第三号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十五条の二　法第十二条の十五第一項の規定による認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする者は、別記様式第一号による認定書発給申請書二通を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の認定の申請を受けた場合において、当該認定の申請が法第十二条の十五第二項各号のすべてに該当すると認めるときは、当該申請に係る同項の申請書二通のうち一通に、認定をする旨を記入し、これを当該認定の申請をした者に交付するものとする。

3　農林水産大臣は、第一項の認定の申請を受けた場合において、当該認定の申請が法第十二条の十五第二項各号のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、その旨を当該認定の申請をした者に通知するものとする。

4　農林水産大臣は、第一項の認定の申請をした者に対し必要な書類の提出を求め、又はその者から必要な事項について説明を求めることができる。

第十五条の三　法第十二条の十五第三号の農林水産省令で定める基準は、同条第一項の認定が不当に差別的でないこととする。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号（第15条の2関係）

繭糸価格安定法第12条の15第1項に基づく輸入認定書発給申請書

平成　年　月　日

農林水産大臣　　殿

申請者　住所
氏名又は名称及び代表者氏名　㊞

下記の生糸の輸入につき、繭糸価格安定法第12条の15第1項の規定に基づく輸入認定書の発給を受けたく、同法同条に基づき申請します。

記

生糸の輸入数量（単位：俵）	生糸の輸入時期

認　定　書

番　号
年月日

上記申請に係る生糸の輸入を繭糸価格安定法第12条の15第1項の規定に基づき認定する。

農林水産大臣　印

（用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とし，用紙の質は日本工業規格Ｐ3101印刷用紙Ａ４で連量55kgのものとする。）

出走すべき馬の頭数	馬番号	枠番号
		1 2 3 4 5 6 7 8 9
出走すべき馬が十一頭であるとき	1 2 3 4 5 6 7 (8 9) (10 11)	1 2 3 4 5 6 7 8 9
	1 2 3 4 5 6 7 8 (9 10 11)	1 2 3 4 5 6 7 8 9
出走すべき馬が十二頭であるとき	1 2 3 4 5 6 (7 8) (9 10) (11 12)	1 2 3 4 5 6 7 8 9
	1 2 3 4 5 6 7 (8 9) (10 11 12)	1 2 3 4 5 6 7 8 9
	1 2 3 4 5 6 7 8 (9 10 11 12)	1 2 3 4 5 6 7 8 9
出走すべき馬が十三頭であるとき	1 2 3 4 5 (6 7) (8 9) (10 11) (12 13)	1 2 3 4 5 6 7 8 9
	1 2 3 4 5 6 (7 8) (9 10) (11 12 13)	1 2 3 4 5 6 7 8 9
	1 2 3 4 5 6 7 (8 9 10) (11 12 13)	1 2 3 4 5 6 7 8 9
	1 2 3 4 5 6 7 8 (9 10 11 12 13)	1 2 3 4 5 6 7 8 9
出走すべき馬が十四頭であるとき	1 2 3 4 (5 6) (7 8) (9 10) (11 12) (13 14)	1 2 3 4 5 6 7 8 9
	1 2 3 4 5 (6 7) (8 9) (10 11) (12 13 14)	1 2 3 4 5 6 7 8 9
	1 2 3 4 5 6 (7 8) (9 10 11) (12 13 14)	1 2 3 4 5 6 7 8 9
	1 2 3 4 5 6 7 (8 9 10) (11 12 13 14)	1 2 3 4 5 6 7 8 9
	1 2 3 4 5 6 7 8 (9 10 11 12 13 14)	1 2 3 4 5 6 7 8 9
出走すべき馬が十五頭以上であるとき	右に準ずる。	

（備考）
一　出走すべき馬が十頭以上である場合において、複数の馬番号をどの枠番号にくくり込むかは、任意とする。
二　出走すべき馬が十一頭以上である場合においては、二以上の枠番号の付け方のうち、いずれかによるものとする。

付録第五（第一条の四、第七条の十一関係）

出走すべき馬の頭数	馬番号	枠番号
出走すべき馬が三頭であるとき	1 2 3	1 2 3
出走すべき馬が四頭であるとき	1 2 3 4	1 2 3 4
出走すべき馬が五頭であるとき	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
出走すべき馬が六頭であるとき	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6
出走すべき馬が七頭であるとき	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7
出走すべき馬が八頭であるとき	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7 8
出走すべき馬が九頭であるとき	1 2 3 4 5 6 7 8 9	1 2 3 4 5 6 7 8 9
出走すべき馬が十頭であるとき	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
出走すべき馬が十一頭であるとき	1 2 3 4 5 6 7 8 9 (10 11)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
出走すべき馬が十二頭であるとき	1 2 3 4 5 6 7 8 (9 10) (11 12)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 (10 11 12)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
出走すべき馬が十三頭であるとき	1 2 3 4 5 6 7 (8 9) (10 11) (12 13)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
	1 2 3 4 5 6 7 8 (9 10) (11 12 13)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 (10 11 12 13)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
出走すべき馬が十四頭であるとき	1 2 3 4 5 6 (7 8) (9 10) (11 12) (13 14)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
	1 2 3 4 5 6 7 (8 9) (10 11) (12 13 14)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
	1 2 3 4 5 6 7 8 (9 10 11) (12 13 14)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 (10 11 12 13 14)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
出走すべき馬が十五頭であるとき	1 2 3 4 5 (6 7) (8 9) (10 11) (12 13) (14 15)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
	1 2 3 4 5 6 (7 8) (9 10) (11 12) (13 14 15)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
	1 2 3 4 5 6 7 (8 9) (10 11 12) (13 14 15)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
	1 2 3 4 5 6 7 8 (9 10 11) (12 13 14 15)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 (10 11 12 13 14 15)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
出走すべき馬が十六頭以上であるとき	右に準ずる。	

（備考）
一　出走すべき馬が十一頭以上である場合において、複数の馬番号をどの枠番号にくくり込むかは、任意とする。
二　出走すべき馬が十二頭以上である場合においては、二以上の枠番号の付け方のうち、いずれかによるものとする。

（借入金の認可申請）

第十七条　機構は、研究開発業務に係る機構法第三十七条の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由
二　借入金の額
三　借入先
四　借入金の利率
五　借入金の償還の方法及び期限
六　利息の支払の方法及び期限
七　その他必要な事項

2　機構が機構法第三十七条の規定による認可を受けて行った短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、償還することができないときは、同条の規定による認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　機構が機構法第三十七条の規定による認可を受けて借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（重要な財産）

第十八条　機構法第三十九条の農林水産省令で定める重要な財産は、次に掲げるものとする。

一　特許権及び実用新案権
二　その他農林水産大臣が指定する財産

2　機構法第三十九条の農林水産省令で定める場合は、六月以内の期間を限って前項の財産を貸し付ける場合とする。

（重要な財産の処分等の認可申請）

第十九条　機構は、機構法第三十九条の規定により認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとする財産の内容及び評価額
二　貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供することを必要とする理由
三　相手方の氏名又は名称及び住所
四　当該財産が所有権以外の権利の目的となっているときは、その種類
五　貸し付け、譲り渡し、又は交換しようとするときは、その条件
六　担保に供しようとするときは、その担保に係る権利の種類
七　その他参考となるべき事項

（会計規程）

第二十条　機構は、研究開発業務に係る財務及び会計に関し、機構法、農業技術研究開発法及びこの省令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2　前項の会計規程は、機構の業務の能率的な運営と予算の適正な実施に役立つように定めなければならない。

3　機構は、第一項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4　機構は、第一項の会計規程を制定し、又は改廃したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく、農林水産大臣に届け出なければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第七号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三条、第六条（同法第二十二条において準用する場合を含む。）及び第二十条の規定に基づき、競馬法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月十六日

農林水産大臣　大河原太一郎

競馬法施行規則の一部を改正する省令

競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　雑則（第十二条―第十五条）」を「第三章　雑則（第十二条―第十六条）」に改める。

第一条の四第七項中「付録第一の例」を「付録第一から付録第三までのいずれかの例」に、「付録第三」を「付録第三から付録第五までのいずれか」に改める。

第一条の六第一項に次のただし書を加える。

ただし、農林水産大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

第一条の六第二項を削り、同条第三項中「二分の一」を「四分の三」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第七条の十一第一項中「付録第三（）」を「付録第三から付録第五までのいずれか（）」に、「付録第三まで」を「付録第五まで」に、「第一条の六第三項」を「第一条の六第二項」に改める。

第七条の十二中「により」の下に「枠番号連勝単式勝馬投票法又は」を加える。

第七条の十三中「用いる」の下に「枠番号連勝単式勝馬投票法又は」を加える。

附則に次の三項を加える。

9　競馬会は、平成七年の兵庫県南部地震に係る被害等により競馬の開催日を変更する場合（当該競馬の売得金の一部をもって、平成七年の兵庫県南部地震に係る被害地域に存する競馬場の周辺地域の住民の利便に供する施設の整備等に必要な資金を拠出する場合及び既に当該資金に拠出した経費に充当する場合であって、農林水産大臣の承認を受けた場合に限る。）は、第一条の二第二項第二号の規定にかかわらず、当該開催日を同号の日取り以外の日取り（平成七年十二月三十一日までの間となる場合に限る。）に変更することができる。

10　都道府県又は指定市町村は、平成七年の兵庫県南部地震に係る被害等により競馬の開催日を変更する場合（当該競馬の売得金の一部をもって、平成七年の兵庫県南部地震による災害の復旧のための施策を行うのに必要な経費の財源に充てる場合であって、農林水産大臣の承認を受けた場合に限る。）は、第七条の三第二項第三号の規定にかかわらず、当該開催日を同号に規定する日取り以外の日取り（平成八年三月三十一日までの間となる場合に限る。）に変更することができる。

11　都道府県又は指定市町村は、特別競馬のほか、平成八年三月三十一日までの間に限り、平成七年の兵庫県南部地震による災害の復旧のための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるため又は当該施策を行うのに必要な資金を拠出するため、農林水産大臣の承認を受けて競馬（以下「兵庫県南部地震災害復旧競馬」という。）を開催することができる。この場合において、当該承認を受けた都道府県の区域（当該承認を受けた者が指定市町村である場合にあっては、当該指定市町村の区域を包括する都道府県の区域）の年間開催回数については、当該承認に係る回数が別表第二の下欄に掲げる回数に追加されたものとみなす。

12　附則第六項から第八項までの規定は、兵庫県南部地震災害復旧競馬について準用する。この場合において、附則第六項中「前項」とあるのは「附則第十一項」と、「特別競馬」とあるのは「兵庫県南部地震災害復旧競馬」と、「三回」とあるのは「二回」と、附則第七項中「附則第五項」とあるのは「附則第十一項」と、「特別競馬」とあるのは「兵庫県南部地震災害復旧競馬」と、附則第八項中「附則第五項」とあるのは、「附則第十一項」と、同項第一号中「特別競馬の対象となる事業」とあるのは、「兵庫県南部地震災害復旧競馬の売得金の一部をもって行うこととなる平成七年の兵庫県南部地震による災害の復旧のための施策」と、同項第二号、第三号及び第四号中「特別競馬」とあるのは、「兵庫県南部地震災害復旧競馬」と読み替えるものとする。

付録第二中「付録第二（第七条の十一関係）」を「付録第二（第一条の四、第七条の十一関係）」に改める。

付録第三の次に付録第四及び付録第五として次のように加える。

付録第四（第一条の四、第七条の十一関係）

出走すべき馬		番号
出走すべき馬が三頭であるとき	馬番号	1 2 3
	枠番号	1 2 3
出走すべき馬が四頭であるとき	馬番号	1 2 3 4
	枠番号	1 2 3 4
出走すべき馬が五頭であるとき	馬番号	1 2 3 4 5
	枠番号	1 2 3 4 5
出走すべき馬が六頭であるとき	馬番号	1 2 3 4 5 6
	枠番号	1 2 3 4 5 6
出走すべき馬が七頭であるとき	馬番号	1 2 3 4 5 6 7
	枠番号	1 2 3 4 5 6 7
出走すべき馬が八頭であるとき	馬番号	1 2 3 4 5 6 7 8
	枠番号	1 2 3 4 5 6 7 8
出走すべき馬が九頭であるとき	馬番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9
	枠番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9
出走すべき馬が十頭であるとき	馬番号	1 2 3 4 5 6 7 8 {9 10}

○農林水産省令第五号

生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）第三十条第二項の規定に基づき、生物系特定産業技術研究推進機構の研究開発業務に関する業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。

平成七年二月十五日

農林水産大臣　大河原太一郎

生物系特定産業技術研究推進機構の研究開発業務に関する業務方法書に記載すべき事項を定める省令

生物系特定産業技術研究推進機構法第三十条第二項の規定により研究開発業務に関する業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法（平成七年法律第五号。以下「法」という。）第三条第一号に規定する研究開発に関する事項

二　法第三条第二号に規定する成果の普及に関する事項

三　その他必要な事項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六号

生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）第三十九条及び第四十一条の規定に基づき、生物系特定産業技術研究推進機構の研究開発業務に係る財務及び会計に関する省令を次のように定める。

平成七年二月十五日

農林水産大臣　大河原太一郎

生物系特定産業技術研究推進機構の研究開発業務に係る財務及び会計に関する省令

（通則）

第一条　生物系特定産業技術研究推進機構（以下「機構」という。）の行う農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法（平成七年法律第五号。以下「農業技術研究開発法」という。）第三条に規定する業務（以下「研究開発業務」という。）に係る財務及び会計については、この省令の定めるところによる。

（経理原則）

第二条　機構は、研究開発業務に関する事業の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（予算の内容）

第三条　研究開発業務に係る勘定の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第四条　予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次の事項に関する規定を設けるものとする。

一　翌事業年度以降にわたる債務を負担する行為については、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由

二　第七条第二項の規定による経費の指定

三　第八条第一項ただし書の規定による経費の指定

四　借入金の借入限度額

五　その他予算の実施に関し必要な事項

（収入支出予算）

第五条　収入支出予算は、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。

（予備費）

第六条　機構は、予見することができない事由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2　機構は、予備費を使用したときは、直ちに、その旨を農林水産大臣に通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類をもってするものとする。

（予算の流用等）

第七条　機構は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第五条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

2　機構は、予算総則で指定する経費の金額については、農林水産大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

3　機構は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

（予算の繰越し）

第八条　機構は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。

2　機構は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに、繰越しを必要とする支出予算の経費の金額及びその理由を明らかにした書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

3　機構は、第一項の規定により繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

4　前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の事項を記載しなければならない。

一　繰越しに係る経費の支出予算現額

二　前号の支出予算現額のうち支出決定済額

三　第一号の支出予算現額のうち翌事業年度への繰越額

四　第一号の支出予算現額のうち不用額

（事業計画）

第九条　研究開発業務に係る生物系特定産業技術研究推進機構法（以下「機構法」という。）第三十三条の事業計画には、農業技術研究開発法第三条各号に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。

（資金計画）

第十条　研究開発業務に係る機構法第三十三条の資金計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。

一　資金の調達方法

二　資金の使途

三　その他必要な事項

（予算、事業計画及び資金計画の認可申請書の添付書類）

第十一条　機構は、機構法第三十三条の規定による認可を申請する場合には、認可申請書に次の書類を添付しなければならない。ただし、その申請が変更の認可に係る場合には、第一号及び第二号の書類に代えて変更理由書を添付するものとする。

一　前前事業年度の貸借対照表及び損益計算書

二　前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三　当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

四　その他当該予算、事業計画又は資金計画の参考となる書類

（収入支出等の報告）

第十二条　機構は、事業年度の各四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、翌事業年度以降にわたる債務を負担する行為については事項ごとにその負担した債務の金額及びその行為に基づいて支出すべき年限を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に農林水産大臣に報告しなければならない。

（事業報告書）

第十三条　研究開発業務に係る機構法第三十四条第二項の事業報告書には、第九条の事業計画及び第十条の資金計画の実施の結果を記載しなければならない。

（決算報告書）

第十四条　研究開発業務に係る機構法第三十四条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2　前項の決算報告書には、第四条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

（収入支出決算書）

第十五条　前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　収入

イ　収入予算額

ロ　収入決定済額

ハ　収入予算額と収入決定済額との差額

二　支出

イ　支出予算額

ロ　前事業年度からの繰越額

ハ　予備費の使用の金額及びその理由

ニ　流用の金額及びその理由

ホ　支出予算現額

ヘ　支出決定済額

ト　翌事業年度への繰越額

チ　不用額

（債務に関する計算書）

第十六条　第十四条第一項の債務に関する計算書には、翌事業年度以降にわたる債務を負担する行為については、事項ごとにその負担した債務の金額及びその行為に基づいて支出すべき年限を記載しなければならない。

○農林水産省令第三号

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第二条第一項、第四条第一項及び第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第七条第四項、第八条、第九条、第十二条第二項、第十三条第一項及び第二項並びに第二十一条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成七年二月十五日

農林水産大臣　大河原太一郎

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則

（青年の年齢）

第一条　青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項の農林水産省令で定める範囲の年齢は、十八歳以上三十歳（都道府県知事が、当該都道府県の農業の実情に照らし特に必要があると認めるときは、四十歳以下で都道府県知事が定める年齢）未満とする。

（就農計画の認定申請手続）

第二条　法第四条第一項の就農計画は、農林水産大臣の定める様式により作成するものとする。

（就農計画の認定基準）

第三条　法第四条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　就農計画が就農促進方針に照らし適切なものであること。

二　就農計画の達成される見込みが確実であること。

三　法第四条第二項第二号及び第三号に掲げる事項が同項第一号の目標を達成するため適切なものであること。

（就農支援資金の限度額）

第四条　法第二条第二項に規定する就農支援資金（以下「就農支援資金」という。）のうち青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二十一号。次項において「令」という。）第一条の表第一号に掲げる資金についての法第七条第四項の一認定就農者ごとの限度額は、次の表の上欄に掲げる研修ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

研修	就農支援資金の限度額
一　農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十四条第一項第五号の農業者研修教育施設その他の研修教育施設による研修	月額五万円
二　効率的かつ安定的な農業経営を営む者その他農林水産大臣が定める者による研修	月額十五万円

2　就農支援資金のうち令第一条の表第二号に掲げる資金についての法第七条第四項の一認定就農者ごとの限度額は、百五十万円とする。

（担保又は保証人）

第五条　都道府県青年農業者育成センター（以下「センター」という。）が行う就農支援資金の貸付けについては、センターは、就農支援資金の貸付けを受ける者に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。

2　前項の保証人は、就農支援資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（就農の基準）

第六条　法第八条の農林水産省令で定めるところにより就農した場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第二十二条第一項の農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を取得した場合

二　農業経営の開始に必要な施設、機械又は資材を購入し、設置し又は賃借した場合

三　農作業を開始した場合

（延長された償還期間等の変更）

第七条　センターは、農林水産大臣が定める基準に基づき、法第八条の規定により就農支援資金の償還期間（据置期間を含む。）又は据置期間を延長された認定就農者が、同条の農林水産大臣が指定する地域において農業経営者又は農業従事者でなくなり、当該農林水産大臣が指定する地域以外の地域において農業経営者又は農業従事者となった場合には、その延長された償還期間（据置期間を含む。）又は据置期間を変更することができる。

（一時償還）

第八条　センターは、法第九条の規定により一時償還を請求するときは、期限を指定するものとする。

（業務規程の記載事項）

第九条　法第十一条第　項の業務規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　就農支援資金の使途、償還期間、据置期間、就農支援資金の限度額、償還の方法、担保又は保証人に関する事項等就農支援資金の貸付けに関する業務の方法

二　業務委託の基準

（事業計画の認可等）

第十条　センタ　は、法第十三条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一　事業計画書

二　収支予算書

三　前事業年度の予定貸借対照表

四　当該事業年度の予定貸借対照表

五　前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2　前項第　号の事業計画書には、法第六条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならな、。

3　第　項第二号の収支予算書は、法第十四条の規定により区分した経理ごとに勘定を設け、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。

（事業計画等の変更の認可の申請）

第十　条　センタ　は、法第十三条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならな　　この場合において　収支予算書の変更が前条第　項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（事業報告書等の提出）

第十二条　センタ　は、法第十三条第二項の規定による事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の提出をしようとするときは、毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。

（農業改良資金助成法の特例）

第十三条　法第二十一条第三項の一認定就農者ごとの限度額は、二千三百万円とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四号

農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第四条の規定に基づき、農業改良資金助成法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月十五日

農林水産大臣　大河原太一郎

農業改良資金助成法施行規則の一部を改正する省令

農業改良資金助成法施行規則（昭和三十九年農林省令第十九号）の　部を次のように改正する。

第四条中「第二条第四項」を「第二条第五項に改め、同条の表第　号を次のように改める。

一　農林水産大臣が定める基準に基づき、青年農業者その他の農業を担うべき者が、能率的な農業の技術又は経営方法を習得するのに必要な資金（新たに就農しようとする青年が研修を受けるのに必要な資金を除く。）	二百万円

第四条の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条を第五条とする。

第三条第　項中「第一　条第三項」を「第二条第四項」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「第二条第　項」を「第二条第三項」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（特定地域新部門導入資金の貸付限度額）

第二条　法第二条第二項に規定する特定地域新部門導入資金（次項にお　て「特定地域新部門導入資金」という。）のうち令第　条の　の表第　号に掲げる資金についての法第四条に規定する貸付金の一農業者等ごとの限度額は、二百万円とする。

2　特定地域新部門導入資金のうち令第一条の二の表第二号に掲げる資金についての法第四条に規定する貸付金の　農業者等ごとの限度額は、千三百万円とする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行前に貸し付けられた改正前の第四条の表第二号の資金及びこの省令の施行後平成七年九月三十日以前に貸し付けられる改正前の第四条の表第二号の資金については、なお従前の例による。

第三十七条第六項 第三十八条第二項	都道府県知事	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）
第三十九条の三第一項 第三十九条の五	都道府県である場合は直接、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設所在地の都道府県知事	中核市である場合は直接、市町村（中核市を除く。）その他の者である場合は当該学校又は施設所在地の中核市の市長

（児童福祉施設最低基準の一部改正）

第十一条　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長とする。以下同じ。）」及び「又は指定都市」を削り、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、前項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

3　地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（助産施設、母子寮又は保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市の市長とする。）」と、「都道府県」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」と読み替えるものとする。

第三十八条第二項第二号中「都道府県知事」の下に「（指定都市にあつては、市長とする。以下同じ。）」を加える。

（精神薄弱者福祉法施行規則の一部改正）

第十二条　精神薄弱者福祉法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「）第五条」を「。以下「令」という。）第五条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（中核市の特例）

第十一条　令第五条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）又は中核市の市長その他の機関が精神薄弱者の福祉に関する事務を処理し又は行う場合においては、第四条、第六条第二項及び第七条中「都道府県知事」とあるのは、「中核市の市長」と読み替えるものとする。

（母子及び寡婦福祉法施行規則の一部改正）

第十三条　母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「指定都市」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」に改める。

第十四条中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に、「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に、「同項」を「第一項」に、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と」に改め、「及び第八条第二項」を削り、「第十条第一項」を「第八条第二項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第十条第一項」に改め、「並びに第十一条第一項及び第二項」を削り、「同条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「及び第二項中」の下に「「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（中核市の特例）

第十五条　令第三十六条第二項の規定により中核市又は中核市の長その他の機関若しくは職員が母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務を処理し、又は行う場合においては、第三条第二項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第四条（第九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第八条第二項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第十条第一項中「都道府県」とあるのは「中核市」と、第十一条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第十二条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、「都道府県」とあるのは「中核市」と読み替えるものとする。

別記様式（裏面）中「指定都市の市長」を「指定都市等の市長」に改める。

（母子保健法施行規則の一部改正）

第十四条　母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「いう。）」の下に「又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加える。

第十四条第二項中「指定都市」の下に「、中核市」を加える。

附　則

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

○厚生省令第六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）を実施するため、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十八日

厚生大臣　井出　正一

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の三第二項中「修業年限、」を「厚生大臣の定める」に、「及び単位数並びに」を「並びにその単位数及び」に改め、同条第三項中「修業教科目及び単位数並びに」を「前項の厚生大臣の定める修業教科目以外の修業教科目並びにその単位数及び」に、「学生の定員に関する事項を除く。）若しくは」を「入所資格並びに単位の算定方法に関する事項に限る。）又は」に改め、「又は学校若しくは施設の長」を削る。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際この省令による改正前の児童福祉法施行規則第三十九条の三第二項（同令第三十九条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、厚生大臣に第三十九条の三第一項第四号に掲げる事項（修業年限、厚生大臣の定める修業教科目以外の修業教科目並びにその単位数及び履修方法に限る。）の変更の承認を申請している者については、この省令による改正後の児童福祉法施行規則第三十九条の三第三項（同令第三十九条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、当該変更のあつた日から起算して一月以内に、厚生大臣に届け出たものとみなす。

（老人福祉法施行規則の一部改正）

第九条　老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第七条」を「第七条第一項」に、「、第三条の二、第四条」を「及び第三条の二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第四条第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、同条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、同条第四項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（中核市の特例）

第二十四条　老人福祉法施行令第七条第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）又は中核市の長その他の機関若しくは職員が老人福祉に関する事務を処理し、又は行う場合においては、第一条の七第二項及び第一条の八中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第一条の十第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第三条第一項及び第三条の二中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第四条第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、同条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、同条第四項及び第五条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と読み替えるものとする。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第十条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二中「第十八条の三」を「第十八条の三第一項」に改め、同条の表上欄中

「第九条
第十条
第十一条
第十二条
第十四条
第十五条
第十六条
第十七条
第十八条

を

「第九条第一項
第十条第一項
第十一条
第十二条
第十四条
第十五条
第十六条
第十七条
第十八条第一項」

に、

第三十七条	都道府県知事
	市町村
第三十八条	都道府県知事

を

第三十七条第二項	都道府県知事
第三十七条第四項	都道府県知事
第三十七条第五項	市町村
第三十七条第六項 第三十八条第二項	都道府県知事

指定都市の市長
指定都市以外の市町村
指定都市の市長

を

指定都市の市長
指定都市の市長
指定都市以外の市町村
指定都市の市長

に、「第三十九条の三
第三十九条の五」を「第三十九条の三第一項
第三十九条の五　　　　」に改め、本則中同条の次に次の一条を加える。

第五十条の三　令第十八条の三第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）又は中核市の市長その他の機関が児童福祉に関する事務を処理し又は行う場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第七条第一項 第八条第一項及び第二項	都道府県知事	中核市の市長
第八条第三項	都道府県は、	中核市は、
	都道府県知事	中核市の市長
第九条第一項 第十条第一項 第十一条 第十二条 第十四条 第十五条 第十六条 第十七条 第十八条第一項	都道府県知事	中核市の市長
第十八条第二項において準用する第八条第三項	都道府県	中核市
	都道府県知事	中核市の市長
第三十六条の二第二項 第三十六条の三	都道府県知事	都道府県知事（都道府県以外の者が行う児童居宅介護等事業及び児童デイサービス事業については、中核市の市長）
第三十七条第二項	都道府県知事	都道府県知事（助産施設、母子寮及び保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市の市長）
第三十七条第四項 第三十七条第五項	都道府県知事	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）
	市町村	市町村（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）

第二十六条の六　令第九条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の市長が食品衛生に関する事務を行う場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第五条第八項	都道府県知事	中核市の市長
第二十条第一項	都道府県知事の許可を要するものについては、その営業所所在地を管轄する保健所長（保健所を設置する市又は特別区にあつては保健所長及び市長又は区長）を経て都道府県知事に、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の許可を要するものについては、その営業所所在地を管轄する保健所長を経て市長又は区長	その営業所所在地を管轄する保健所長を経て中核市の市長
第二十一条	都道府県知事の許可を受けたものは、その営業所所在地を管轄する保健所長（保健所を設置する市又は特別区にあつては保健所長及び市長又は区長）を経て都道府県知事に、保健所を設置する市又は特別区の市長又は特別区の区長の許可を受けたものは、その営業所所在地を管轄する保健所長を経て市長又は区長	その営業所所在地を管轄する保健所長を経て中核市の市長
第二十五条の三	都道府県知事	中核市の市長

様式第一号の備考の4中「指定都市市長」を「指定都市等市長」に改める。

様式第十五号中「指定都市市長」を「指定都市等市長」に改める。

別表第七監視又は指導にあたつて重視すべき事項の欄第十二号中「指定都市」の下に「又は中核市」を加え、「且つ」を「かつ」に改め、同欄第十三号中「指定都市」の下に「又は中核市」を加え、「且つ」を「かつ」に、「屎尿」を「し尿」に、「とまつたり」を「止まつたり」に、「虞」を「おそれ」に改める。

（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正）

第五条　乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第八項中「指定都市」の下に「又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を加え、「組み合せ」を「組合せ」に改める。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第六条　身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「いう。）の区域」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域」を、「が指定都市」の下に「又は中核市」を加え、同条第二項中「指定都市」の下に「又は中核市」を加える。

第十一条中「指定都市」の下に「若しくは中核市」を加える。

第二十四条中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

（中核市の特例）

第二十五条　令第十一条第二項の規定により、中核市又は中核市の市長その他の機関が身体障害者の福祉に関する事務を処理し又は行う場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三条 第四条第一項 第四条の二 第五条第一項 第六条第一項 第十二条第二項 第十二条の三 第十二条の四 第十二条の五 第十三条の三 第十三条の四 第十三条の六 第十三条の七 第十三条の八 第十三条の九 第十三条の十第一項 第十三条の十第三項 第二十条の二第二項 第二十条の三	都道府県知事	中核市の市長
第二十二条	市町村	中核市以外の市町村
	都道府県知事	中核市の市長
第二十二条の三	市町村	中核市以外の市町村
	都道府県知事	中核市の市長

（生活保護法施行規則の一部改正）

第七条　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条を削る。

第二十三条の二中「第十条の二」を「第十条の二第一項」に、「第七条、第十条、第十二条」を「第六条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十条から第十二条まで」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

（中核市の特例）

第二十四条　生活保護法施行令第十条の二第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の市長が生活保護に関する事務を行う場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十条から第十二条まで及び第十四条から第十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。

様式第三号(裏面)の注意事項の1.中「指定都市市長」を「指定都市等市長」に、同様式（裏面）の注意事項の3.中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

様式第五号（裏面）の注意事項の1.、様式第六号（裏面）の注意事項の1.、様式第七号（裏面）の注意事項の1.、様式第八号(裏面）の注意事項の1.及び様式第九号（裏面）の注意事項の1.中「指定都市市長」を「指定都市等市長」に改める。

（民生委員及び児童委員表彰規則の一部改正）

第八条　民生委員及び児童委員表彰規則（昭和三十五年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「いう。）」の下に「若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を、「（指定都市の区域」の下に「及び中核市の区域」を、「又は指定都市の区域」の下に「若しくは中核市の区域」を加える。

○厚生省令第五号

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成六年政令第二百九十八号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、国民生活基礎調査規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十七日

厚生大臣　井出　正一

国民生活基礎調査規則等の一部を改正する省令

（国民生活基礎調査規則の一部改正）

第一条　国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第三号中「指定都市」の下に「又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を加える。

（伝染病予防法施行規則の一部改正）

第二条　伝染病予防法施行規則（大正十一年内務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同条の表中

第二十九条	都道府県衛生吏員及検疫委員	指定都市衛生吏員及検疫委員
	市町村長及予防委員	予防委員
	都道府県知事	指定都市ノ市長

を

第二十九条第一項	都道府県衛生吏員及検疫委員	指定都市衛生吏員及検疫委員
第二十九条第二項	市町村長及予防委員	予防委員
	都道府県衛生吏員及検疫委員	指定都市衛生吏員及検疫委員
第二十九条第三項	都道府県知事	指定都市ノ市長

に、「第三十一条」を「第三十一条第二項」に、

第四十九条	都道府県知事	指定都市ノ市長
	決定シ市町村長ニ通知スヘシ	決定スヘシ

を

第四十九条第一項	都道府県知事	指定都市ノ市長
第四十九条第二項	都道府県知事	指定都市ノ市長
	決定シ市町村長ニ通知スヘシ	決定スヘシ

に改め、同条の次に次の一条を加える。

（中核市）

第五十二条　令第十三条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の市長又は吏員が伝染病の予防に関する事務を行う場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第六条 第七条	都道府県知事	中核市ノ市長
第二十九条第一項	都道府県衛生吏員及検疫委員	中核市衛生吏員及検疫委員
第二十九条第二項	市町村長及予防委員	予防委員
	都道府県衛生吏員及検疫委員	中核市衛生吏員及検疫委員
第二十九条第三項	都道府県知事	中核市ノ市長
第三十一条第二項	都道府県知事	中核市ノ市長
第三十五条	都道府県ノ吏員	中核市ノ吏員
	都道府県知事	中核市ノ市長
第三十六条 第三十七条	都道府県知事	中核市ノ市長
第三十八条	都道府県衛生吏員及検疫委員	中核市衛生吏員及検疫委員
	市町村長及予防委員	予防委員
第三十九条	都道府県知事	中核市ノ市長
第四十九条第一項	都道府県知事	中核市ノ市長
第四十九条第二項	都道府県知事	中核市ノ市長
	決定シ市町村長ニ通知スヘシ	決定スヘシ
第五十条第一項	市町村長都道府県知事ヨリ手当金額決定ノ通知ヲ受ケタルトキハ	中核市ノ市長前条第二項ノ決定ヲ為シタルトキハ

（結核予防法施行規則の一部改正）

第三条　結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（中核市）

第三十四条　令第九条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の市長が結核予防に関する事務を行う場合においては、第二十五条、第二十六条、第二十八条及び第二十九条中「都道府県知事」とあるのは、「中核市の市長」と読み替えるものとする。

（食品衛生法施行規則の一部改正）

第四条　食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の五中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同条の表中「第五条第四項」を「第五条第八項」に改め、本則中同条の次に次の一条を加える。

附　則

1　この省令は、平成七年四月一日から施行する。

2　平成七年六月三十日までの間に交付する母子健康手帳の様式については、この省令による改正後の母子保健法施行規則第七条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○厚生省令第四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十一条（同法第二十三条において準用する場合を含む。）及び第五十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十三日

厚生大臣　井出　正一

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一項を加える。

2　厚生大臣又は都道府県知事は、前項の台帳の全部又は一部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

第二十条に次の一項を加える。

2　厚生大臣又は都道府県知事は、前項の台帳の全部又は一部を磁気ディスクをもつて調製することができる。

第二十六条の四中「第二十条各号」を「第二十条第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　厚生大臣又は都道府県知事は、前項の台帳の全部又は一部を磁気ディスクをもつて調製することができる。

第五十六条の二中「第一条の六第二号」を「第一条の五第二号」に改める。

第七十二条の次に次の四条を加える。

（フレキシブルディスクによる手続）

第七十三条　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類（医薬品（薬局製造医薬品を除く。）、医薬部外品又は化粧品に係るものに限る。）については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者、届出者又は申出者の氏名及び住所並びに申請、届出又は申出の趣旨及びその年月日を記載した書類（次項において「フレキシブルディスク等」という。）をもつてこれらの書類に代えることができる。

第十四条第一項	様式第八による申請書
第十七条（第二十七条において準用する場合を含む。）	様式第十による申請書
第十九条（第二十七条において準用する場合を含む。）	様式第十一による申請書
第二十一条の六第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）	様式第十一の四による届書
第二十二条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）	様式第十二による申請書
第二十五条第一項	様式第十三による申請書
第二十五条第二項	様式第十三の二による申請書
第二十六条第二項	様式第六による届書
第二十六条の二の五第二項	様式第十三の二の二による申出書
第二十六条の三第一項	様式第十三の二の三による申請書
第二十六条の六第一項	様式第十三の三による申請書
第二十六条の七第二項	様式第十三の四による届書
第二十六条の十第二項	様式第十三の四による届書
第二十六条の十三において準用する第十九条	様式第十三の五による申請書
第二十六条の十四第一項	様式第八による申請書
第二十六条の十六第一項	様式第十三による申請書
第二十六条の十七第二項	様式第六による届書
第二十八条において準用する第四条第二項	様式第三による申請書
第二十八条において準用する第五条第二項	様式第四による申請書
第二十八条において準用する第七条	様式第十四による申請書
第二十八条において準用する第十三条	様式第七による届書
第六十六条第二項	様式第三十二による届書
第六十六条第三項	様式第六による届書

2　前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類に代えてフレキシブルディスク等が提出される場合においては、当該フレキシブルディスク等は当該書類とみなす。

（フレキシブルディスクの構造）

第七十四条　前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第七十五条　第七十三条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号（昭和六十三年）又は日本工業規格X六二二五号（平成二年）に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号（平成二年）に規定する方式

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第七十六条　第七十三条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号（昭和六十二年）に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　申請者、届出者又は申出者の氏名

二　申請年月日、届出年月日又は申出年月日

様式第八(二)中「収入印紙」を削り、「厚生大臣」を「都道府県知事」に改め、同様式の（注意）の4を削り、同様式の（注意）中5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とする。

様式第十三(二)中「収入印紙」を削り、「厚生大臣」を「都道府県知事」に改め、同様式の（注意）の4を削り、同様式の（注意）中5を4とし、6を5とし、7を6とする。

様式第十三の二(一)の（注意）の1中「様式」を「用紙」に改める。

様式第十三の二(二)中「収入印紙」を削り、「厚生大臣」を「都道府県知事」に改め、同様式の（注意）の1中「様式」を「用紙」に改め、同様式の（注意）の4を削り、同様式の（注意）中5を4とし、6を5とする。

附　則

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

様式第三号に次のとおり加える。

その他の予防接種

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D	メーカー/ロット Manufacturer/Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks

このページは保護者自身で記入してください。

今までにかかった主な病気
Record of Childhood Illnesses

病名 Illnesses	年月日 Y/M/D	備考（症状・合併症など） Remarks
麻しん（はしか） Measles		
水痘（水ぼうそう） Chickenpox		
おたふくかぜ Mumps		
風しん（三日はしか） Rubella		
伝染性紅斑（りんご病） Erythema Infectiosum		
手足口病 Hand-foot-mouth disease		

○厚生省令第三号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月十三日

厚生大臣　井出　正一

母子保健法施行規則の一部を改正する省令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第三号四十四ページから四十六ページまでを次のように改める。

予防接種の記録
Immunization Record

ツベルクリン反応検査 TB Skin Test						BCG		
実施年月日 Y/M/D	注射部位	[illegible] Physician	反応 (mm)	判定 Result	[illegible] Physician	接種年月日 Y/M/D	ロット Lot.No.	[illegible] Physician
	左 右 上中下							
	左 右 上中下							

百日せき・ジフテリア・破傷風混合(DPT)
Diphtheria·Pertussis·Tetanus combined

時期		ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D	メーカー/ロット Manufacturer/Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
第1期初回	1回					
	2回					
	3回					
第1期追加						

○薬剤などのアレルギー記入欄

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D	メーカー/ロット Manufacturer/Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
ポリオ (Oral Polio Vaccine)				
麻しん（はしか） Measles				
風しん（三日ばしか） Rubella				

日本脳炎
Japanese Encephalitis

時期		接種年月日 Y/M/D	メーカー/ロット Manufacturer/Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
第1期初回	1回				
	2回				
第1期追加					

○厚生省令第二号

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律（平成六年法律第九十七号）の施行に伴い、並びに狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条第一項、第四項及び第五項並びに狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第四条の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月六日

厚生大臣　井出　正一

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第四条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

第三条第一項第一号中「住所及び氏名又は名称」を「氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）」に改め、同項第八号を削り、同項第九号中「前六号の外」を「前五号のほか」に改め、同号を同項第八号とし、同条第二項及び第三項を削る。

第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条の二中「鑑札は、」の下に「登録年度及び登録番号を記載した」を加え、同条を第五条とする。

第七条から第九条までを次のように改める。

（変更の届出事項）

第七条　法第四条第四項に規定する厚生省令で定める事項は、犬の所有者の氏名及び住所とする。

（犬の死亡の届出）

第八条　法第四条第四項の規定により犬の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　死亡した犬の死亡の当時における所有者の氏名及び住所

二　登録年度及び登録番号

三　死亡の年月日

2　前項の届出書には、鑑札及び注射済票を添付しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（登録事項の変更の届出）

第九条　法第四条第四項又は第五項の規定により登録事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　所有者の氏名及び住所

二　登録年度及び登録番号

三　変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

第十条中「第二条第一項」を「第二条の二第二項」に改める。

第十三条第二項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改める。

第十六条中「種類、生年月日、毛色、性別、名及び体格、その犬の所有者の住所及び氏名又は名称並びにその犬の所在地」を「所有者の氏名及び住所、登録年度及び登録番号並びにその犬の体格」に改める。

第十八条中「「都道府県」又は」を削り、「定める市」の下に「（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区」を加え、「「市」若しくは」及び「「区」若しくは」を削る。

別記様式第三中「相当堅固な材料を用いた板とし、首輪に付着できるように穴をあける。」を「相当堅固な材料を用いた板とし、首輪に付着できるように穴をあける。保健所を設置する市又は特別区にあっては、「都道府県名」とあるのは「市又は区名」とする。」に改める。

別記様式第五中「毎年三月二日から同月三十一日までの間に実施する狂犬病予防注射の注射済票については、翌年度の様式によるものとする。」を「毎年三月二日から同月三十一日までの間に実施する狂犬病予防注射の注射済票については、翌年度の様式によるものとする。保健所を設置する市又は特別区にあっては、「都道府県名」とあるのは「市又は区名」とする。」に改める。

別記様式第六中「青色地に白字で記した腕章とする。」を「青色地に白字で記した腕章とする。保健所を設置する市又は特別区にあっては、「都道府県名」とあるのは「市又は区名」とする。」に改める。

附　則

1　この省令は、平成七年四月一日から施行する。

2　保健所法施行規則等の一部を改正する省令（平成六年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第五条から第九条までの規定」を「第六条」に改め、「定める市」、「「市」若しくは」及び「「区」若しくは」を削り、「「市」又は「市長」」を「「市長」」と、第十二条第二項及び第十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区については、「市長」又は「区長」」と、別記様式第三及び別記様式第六中「市又は特別区」とあるのは「市」と、「市又は区名」とあるのは「市名」」に改める。

○文部省令第一号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十四条の規定に基づき、幼稚園設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月八日

文部大臣　与謝野　馨

幼稚園設置基準の一部を改正する省令

幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「四十人」を「三十五人」に改める。

第八条第一項中「平屋建」を「二階建以下」に、「特別の事情があるため園舎を二階建以上とする場合にあつては」を「園舎を二階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を三階建以上とする場合にあつては」に、「耐火構造」を「耐火建築物」に改める。

第九条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第十条第一項中「次の」を「学級数及び幼児数に応じ、教育上及び保健衛生上必要な種類及び数の」に改め、各号を削り、同条第二項中「学級数及び幼児数に応じ、必要な種類及び数を備えなければならない」を「常に改善し、補充しなければならない」に改める。

第十二条中「、机及び腰掛」を削る。

附則第三項中「別表第二及び第三」を「別表第一及び第二」に改める。

別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、別表第三を別表第二とする。

附　則

1　この省令は、平成七年四月一日から施行する。

2　この省令施行の際現に存する幼稚園については、改正後の第三条の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

別紙様式第２号

根拠法令：船会社の事業収支の報告に関する省令
主務官庁：大蔵省

運航事業収支報告書（外国運航業者本邦内支店・代理店分）
（平成　　年　　月分）

大　蔵　大　臣　殿
（日本銀行経由）

報告日付

名称及び
代表者の氏名　　　　（記名押印）

担当者（電話）

（単位　百万円）

	項　目	内国支払手段
収入	（１）貨物運賃	
	（イ）輸出貨物運賃	
	（ロ）輸入貨物運賃	
	（ハ）第三国間貨物運賃	
	（２）旅客運賃	
	（３）用船料	
	（イ）裸用船用船料	
	（ロ）貨物船用船料（裸用船以外）	
	（ハ）旅客船用船料（裸用船以外）	
	（４）その他の収入	
	うち手数料等収入	
支出	（１）運航費	
	（イ）燃料費	
	（ロ）その他輸送関連	
	うち公的手数料等	
	（２）船費	
	（イ）船員費	
	うち邦人船員給料	
	（ロ）船舶保険料	
	（ハ）船舶修繕費	
	（ニ）船舶消耗品費	
	（ホ）その他	
	（３）用船料	
	（イ）裸用船用船料	
	（ロ）貨物船用船料（裸用船以外）	
	（ハ）旅客船用船料（裸用船以外）	
	（４）その他の支出	
	うち一般管理費	

（注）収入又は支出には、内国支払手段によるもののみ記載することとし、非居住者円勘定を通ずる受払いを含まない。
（日本工業規格Ａ４）

附　則

この省令は、平成八年一月一日から施行する。ただし、平成七年十二月分の報告については、なお従前の例による。

○大蔵省運輸省令第一号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十四条第一項（同法第三十三条において準用する場合を含む。）及び外国為替管理令（昭和五十五年政令第二百六十号）第二十六条の規定に基づき、並びに同令の規定を実施するため、船会社の事業収支の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月十三日

大蔵大臣　武村　正義

運輸大臣　亀井　静香

船会社の事業収支の報告に関する省令の一部を改正する省令

船会社の事業収支の報告に関する省令（昭和五十五年大蔵省運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号及び第二号を次のように改める。

別紙様式第１号

根拠法令：船会社の事業収支の報告に関する省令
主務官庁：大蔵省・運輸省

大蔵大臣殿
運輸大臣殿
（日本銀行経由）

運航事業収支報告書（本邦運航事業者分）
（平成　　年　　月分）

報告日付 ＿＿＿＿
名称及び代表者の氏名 ＿＿＿＿（記名押印）
担当者（電話） ＿＿＿＿

項	目	内国支払手段（単位：百万円）	対外支払手段（単位：千米ドル）
収入	（1）貨物運賃		
	（イ）輸出貨物運賃		
	（ロ）輸入貨物運賃		
	（ハ）第三国間貨物運賃		
	（2）旅客運賃		
	（3）用船料		
	（イ）裸用船用船料		
	（ロ）貨物船用船料（裸用船以外）		
	（ハ）旅客船用船料（裸用船以外）		
	（4）その他の収入		
	うち手数料等収入		
支出	（1）運航費		
	（イ）燃料費		
	（ロ）その他輸送関連		
	うち公的手数料等		
	（2）船費		
	（イ）船員費		
	うち外国人船員給料		
	（ロ）船舶保険料		
	（ハ）船舶修繕費		
	（ニ）船舶消耗品費		
	（ホ）その他		
	（3）用船料		
	（イ）裸用船用船料		
	（ロ）貨物船用船料（裸用船以外）		
	（ハ）旅客船用船料（裸用船以外）		
	（4）その他の支出		
	うち一般管理費		

（注）対外支払手段による収入又は支出には、非居住者円勘定を通ずる受払いを含む。
（日本工業規格Ａ４）

○大蔵省・農林水産省令第一号

自作農維持資金融通法（昭和三十年法律第百六十五号）第二条第　項第二号の規定に基づき、農業に精進する見込みのある農業者で農林水産大臣が指定する負債の円滑な支払を図ろうとするものに対する農林漁業金融公庫による自作農維持資金の融通の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月十日

大蔵大臣　武村　正義
農林水産大臣　大河原太一郎

農業に精進する見込みのある農業者で農林水産大臣が指定する負債の円滑な支払を図ろうとするものに対する農林漁業金融公庫による自作農維持資金の融通の臨時特例に関する省令の　部を改正する省令

農業に精進する見込みのある農業者で農林水産大臣が指定する負債の円滑な支払を図ろうとするものに対する農林漁業金融公庫による自作農維持資金の融通の臨時特例に関する省令（平成元年大蔵省　農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成十六年一月三十一日」を「平成十八年三月三十　日」に、「平成十一年一月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十七日

大蔵大臣 武村 正義

国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令

国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令(昭和四十五年大蔵省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「出資する」を「出資し又は拠出する」に改め、「第十条第二項」の下に「又は第十条の二第二項」を、「国際復興開発銀行通貨代用国庫債券」の下に「又は国際復興開発銀行地球環境基金拠出国庫債券」を加える。

第四条の見出し中「出資」を「出資等」に改め、同条中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二第一項」を加え、「出資する」を「出資し又は拠出する」に、「出資のつどこれを行なうに」を「出資し又は拠出する都度」に改める。

第八条第一項中「第十条第四項」の下に「(同法第十条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「第十条第五項」の下に「(同法第十条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

2　管理資産の経理の概況(4)
　　主な資産の内容

平成　年　月　日

　Ⅰ　管理資産残高
　　　元本相当部分
　　　利息相当部分
　Ⅱ　証券所有者への利息支払基金の残高
　Ⅲ　証券所有者への元本償還基金の残高

3　発行者及び関係法人情報
(1)　発行者の状況(5)
　(イ)　発行者の概況
　(ロ)　事業及び営業の状況
　(ハ)　設備の状況
　(ニ)　経理の状況
　(ホ)　その他(6)
(2)　原保有者その他関係法人の概況
　(イ)　名称、資本の額及び事業の内容
　(ロ)　関係業務の概要
　(ハ)　資本関係
　(ニ)　その他(7)

（記載上の注意）
(1)　一般的事項
　a　記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
　b　記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
　c　本邦通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。
　d　法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
　e　この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
　f　半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
(2)　損失及び延滞の状況
　半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の記載上の注意(8)に準じて記載すること。
(3)　収益状況の推移
　半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第五号の二様式の記載上の注意(9)に準じて記載すること。
(4)　管理資産の経理の概況
　半期報告書の提出日の直近日現在における当該信託財産の経理の概況について第五号の二様式の記載上の注意に準じて記載すること。
(5)　発行者の状況
　「(イ)　発行者の概況」から「(ニ)　経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する省令第十号様式「第一部　企業情報」の「第2　会社の概況」から「第5　経理の状況」までに準じて記載すること。
(6)　その他
　半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
(7)　その他
　半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

第十二号様式記載上の注意(3)中「当該会社」を「当該法人」に改める。

（企業内容等の開示に関する省令の一部改正）
第三条　企業内容等の開示に関する省令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。
　第一条第一号中「次に掲げるもの」の下に「（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）」を加え、同条同号ニ中「（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）」を削る。

附　則
1　この省令は、公布の日から施行する。
2　この省令の施行の日前に発行された社債券及びコマーシャル・ペーパー並びに募集決議があった社債券については、なお従前の例によることができる。ただし、これらについてこの省令の施行日以後に企業内容等の開示に関する省令第一条第十一号に規定する売出しを行う場合は、この限りでない。

○大蔵省令第二号
　平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成七年法律第八号）第一条の規定に基づき、平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行規則を次のように定める。
　平成七年二月十五日
大蔵大臣　武村　正義
　平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行規則
　平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成七年法律第八号。以下「法」という。）第一条に規定する大蔵省令で定める損失又は費用は、次の各号に掲げる農地の区分に応じ当該各号に定める損失又は費用で、同条の規定の適用がないものとしたならば所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により平成六年分の同法第二条第一項第三十五号に規定する農業所得の金額の計算上、必要経費に算入されるべきものとする。
一　法第一条の農地を米穀（飼料の用に供するものを除く。）以外の作物の生産若しくは栽培の用に供し、又は畜舎その他の農業生産に必要な施設の敷地、山林若しくは養魚池の用に供した場合における当該農地　次に掲げる損失又は費用
　イ　当該農地に係るけい畔、水利施設その他所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産又は同項第二十号に規定する繰延資産に係る資産の取壊し又は除却による損失
　ロ　イに規定する取壊し又は除却に付随する費用
　ハ　当該米穀以外の作物の生産又は栽培をしたことに伴い特別に支出する費用
二　法第一条の農地で前号に掲げるもの以外のもの　当該農地に係る公租公課、農薬費、雇人費、減価償却費その他当該農地の維持又は管理に要する費用

附　則
この省令は、公布の日から施行する。

○大蔵省令第三号
　国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び第二項並びに国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十条の二第三項において準用する同法第十条第六項の規定に基づき、国際復興開発銀行への加盟に伴う

3 収入金（又は損失金）の処理

平成 年 月 日

新たに管理資産に組み入れる債権等への再投資
証券所有者への利息支払（又は基金への積立）
証券所有者への償還（又は基金への積立）
その他

4 監査等の概要

第3 証券事務の概要

第4 発行者及び関係法人情報

(1) 発行者の状況
(イ) 設立準拠法
(ロ) 監督官庁の概要
(ハ) 発行者の概況
(ニ) 事業の概況
(ホ) 営業の状況
(ヘ) 設備の状況
(ト) 経理の状況
(チ) その他(4)

(2) 原保有者その他関係法人の概況
(イ) 設立準拠法
(ロ) 監督官庁の概要
(ハ) 名称、資本の額及び事業の内容
(ニ) 関係業務の概要
(ホ) 資本関係
(ヘ) 経理の概況
(ト) その他(5)

第5 参考情報(6)

（記載上の注意）

(1) 一般的事項
a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
c 本邦通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。
d 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
e この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
f 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 損失及び延滞の状況
有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の記載上の注意(35)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移
有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の記載上の注意(36)に準じて記載すること。

(4) その他
a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内）において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
b 上記以外については、第五号の二様式の記載上の注意(40)に準じて記載すること。

(5) その他
a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内）において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
b 上記以外については、第五号の二様式の記載上の注意(50)に準じて記載すること。

(6) 参考情報
当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

第九号様式記載上の注意(3)中「当該会社」を「当該法人」に改める。
第十一号様式記載上の注意(4)中「当該会社」を「当該法人」に改める。
第十一号様式の次に次の一様式を加える。

第十一号の二様式

半 期 報 告 書 (1)

（第 期中） 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

大 蔵 大 臣 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名
代 表 者 の 役 職 氏 名
本 店 の 所 在 の 場 所
代理人の氏名又は名称 ㊞
署 名
代理人の住所又は所在地
事 務 連 絡 者 氏 名
連絡場所
電話番号
半期報告書の写しを縦覧に供する場所
名 称 所 在 地

（本書面の枚数 表紙共 枚）

（日本工業規格 A4 210×297ミリメートル）

1 管理資産を構成する債権等の状況
(イ) 管理資産を構成する債権等の管理の概況
(ロ) 損失及び延滞の状況(2)
(ハ) 収益状況の推移(3)

(48) 基本関係
他の関係法人との資本関係を記載すること。
(49) 経理の概況
最近２事業年度における主な資産、負債及び損益について、その概況を記載すること。
(50) その他
a 当該関係業務につき、当該関係法人の不履行があった場合又は当該関係法人が倒産した場合等の取扱い等につき契約において定めがある場合には、その内容を記載すること。
b 関係法人について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、営業譲渡及び営業譲受その他の重要事項について記載すること
c 関係法人について、管理資産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
(51) 資産流動化証券の様式
当該資産流動化証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

第八号様式記載上の注意(4)中「当該会社」を「当該法人」に改める。
第八号様式の次に次の１様式を加える。

第八号の二様式

有価証券報告書 (1)
計算期間　自　平成　年　月　日
（第　期）　至　平成　年　月　日

大蔵大臣殿

平成　年　月　日提出

発行者名
代表者の役職氏名
本店の所在の場所
代理人の氏名又は名称　㊞
署名
代理人の住所又は所在地
事務連絡者氏名
連絡場所
電話番号
有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所
名称　所在地

（本書面の枚数　表紙共　枚）
（日本工業規格　Ａ４　210×297ミリメートル）

第１　管理資産の状況
1 概況
(イ) 管理資産に係る法制度の概要
(ロ) 管理資産の基本的性格
(ハ) 管理資産の沿革
(ニ) 管理資産の関係法人
2 管理資産を構成する債権等の概要
(イ) 管理資産を構成する債権等に係る法制度の概要
(ロ) 管理資産を構成する債権等の原保有者の事業の概要
(ハ) 管理資産を構成する債権等の内容
(ニ) 管理資産を構成する債権等の回収方法
3 管理及び運営の仕組み
(イ) 資産管理等の概要
a 管理資産の管理
b 管理報酬等
c その他
(ロ) 信用補完等
(ハ) 情報開示の概要
(ニ) 利害関係人との取引制限
4 証券所有者の権利行使等
(イ) 証券所有者の権利
(ロ) 証券の上場等に関する事項
(ハ) 課税上の取扱い
(ニ) 為替管理上の取扱い
(ホ) 本邦における代理人
(ヘ) 裁判管轄等
5 管理資産を構成する債権等の状況
(イ) 管理資産を構成する債権等の管理の概況
(ロ) 損失及び延滞の状況(2)
(ハ) 収益状況の推移(3)
第２　管理資産の経理状況
1 主な資産の内容

平成　年　月　日

Ⅰ 管理資産残高
元本相当部分
利息相当部分
Ⅱ 証券所有者への利息支払基金の残高
Ⅲ 証券所有者への元本償還基金の残高

2 主な損益の内容
（第　期）　自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日

Ⅰ 総収入
管理資産の回収額
うち元本返済相当部分
利息相当部分
その他の手数料収入
管理資産の再譲渡に伴う収入
その他
Ⅱ 総費用
管理報酬
信用補完手数料
その他の手数料
管理資産の貸倒償却額
うち元本相当部分
利息相当部分
Ⅲ 収入金（又は損失金）　（Ⅰ－Ⅱ）

(26) 情報開示の概要
特別目的法人の設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主に対する開示（公告を含む。）及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。

(27) 利害関係人との取引制限
当該届出に係る資産流動化証券の発行者及び関係法人の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及びその内容を記載すること。

(28) 証券所有者の権利
a　証券所有者に対する利息金額及び償還金額の計算方法等について記載すること。
b　利息受領権、償還金の受領権、当該資産流動化証券の買戻し請求権、信用補完措置に対する権利その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）、他の債権者との優先劣後関係及び権利行使の手続について記載すること。

(29) 証券の上場等に関する事項
当該届出に係る資産流動化証券が証券取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは証券会社等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該証券取引所又は当該金融機関若しくは証券会社等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。

(30) 課税上の取扱い
利息金、売却代金等について課税上の取扱いについて記載すること。

(31) 為替管理上の取扱い
利息金、償還金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

(32) 本邦における代理人
本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該資産流動化証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。

(33) 裁判管轄等
当該届出に係る資産流動化証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

(34) 管理資産を構成する債権等の管理の概況
当該資産流動化証券の管理資産を構成する債権等について、当該債権等の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに管理資産を構成する債権等の残高及びその総資産残高に対する割合を記載すること。

(35) 損失及び延滞の状況
a　有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに管理資産を構成する債権等に係る減損失の金額（元本及び利息の債却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産金額に対する割合の推移を記載すること。
b　管理資産を構成する債権等のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。
c　有価証券届出書提出日が管理資産譲受日後1計算期間が経過する日前である場合には、管理資産を構成することとなった原保有者の財産たる債権等の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。

(36) 収益状況の推移
有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに管理資産を構成する債権等から発生する利息・手数料等の収益の額、当該管理資産を構成する債権等に係る元本金額の当該各期間における期末残高及び両者の比率の推移について記載すること。

(37) 管理資産の経理状況
a　「1　主な資産の内容」、「2　主な損益の内容」及び「3　収入金（又は損失金）の処理」の様式は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載することができる。
b　最近2計算期間について記載すること。
c　当該届出に係る証券所有者以外に、当該管理資産に関し他の種類の証券を有している者がいる場合には、証券所有者の持分に応じて配分された後の経理状況についても記載すること。

(38) 収入金（又は損失金）の処理
a　「証券所有者への利息支払（又は基金への積立）」の金額が、契約等においてあらかじめ定められた金額に満たない場合には、その旨及び金額を注記すること。
b　証券所有者への利息支払基金又は償還基金への積立がされている場合には、当該計算期間において当該基金から証券所有者へ支払われた利息又は元本の償還金の金額を注記すること。

(39) 監査等の概要
当該届出に係る資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれに相当する者を含む。）の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士等による報告書を添付すること。

(40) 証券事務の概要
当該資産流動化証券に関し、次の事項を記載すること。
a　名義書換えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人（名称及び住所）及び手数料
b　証券所有者に対する特典
c　資産流動化証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容
d　その他資産流動化証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(41) その他
当該有価証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(42) 発行者の状況
「(1)　発行者の概況」から「(5)　経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する省令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第七号様式「第二部　企業情報」の「第2　会社の概況」から「第6　経理の状況」までに準じて記載すること。

(43) 監督官庁の概要
監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(44) その他
a　発行者について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、営業譲渡及び営業譲受その他の重要事項について記載すること。
b　管理資産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。管理資産の管理業務以外の業務につき、管理資産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
c　発行者について、管理資産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(45) 原保有者その他関係法人の概況
原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等について記載すること。

(46) 名称、資本の額及び事業の内容
資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(47) 関係業務の概要
管理資産との関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。

(6) 募集（売出）資産流動化証券の金額
　a　当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
　b　「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。
(7) 資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
　a　記名・無記名の別等を記載すること。
　b　当該資産流動化証券を組成する仕組みの概要（発行者、原保有者（管理資産を構成する債権等を直接又は間接に発行者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。）をいう。以下同じ。）、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等との関係及びその間の資金の流れ等）について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
　c　管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態等について、概略を簡潔に記載すること。
　d　当該資産流動化証券の仕組み等に、元本の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因が存在している場合には、その内容及び対応策について記載すること。
(8) 発行（売出）価額の総額
　「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。
(9) 発行（売出）価格
　「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
(10) 引受け等の概要
　元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定時期を注記すること。
(11) 保管に関する事項
　資産流動化証券の保管に関する事項を記載すること。
(12) その他
　a　申込みの方法その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
　b　当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該資産流動化証券の発行が行われる場合には、有価証券届出書提出日現在における発行予定数、発行価額の総額の予定額について記載すること。
(13) 手取金の使途
　発行者及び原保有者が取得する手取金についてその使途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等）を記載すること。
(14) 管理資産に係る法制度の概要
　原保有者から発行者への資産移転の法的効果、発行者の義務・責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。
(15) 管理資産の基本的性格
　当該管理資産を構成する債権等の種類及び構成比並びに当該管理資産を構成する債権等に係る債務者の特質等について記載すること。
(16) 管理資産の沿革
　設定経緯、基本的性格の変更、当該資産流動化証券の証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。
(17) 管理資産の関係法人
　原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。
(18) 管理資産を構成する債権等に係る法制度の概要
　a　管理資産を構成する債権等に適用される法律のうち、当該債権等の発生、破産・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称並びに主な内容を記載すること。
　b　保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても管理資産を構成する債権等と同様の記載を行うこと。以下、管理資産を構成する債権等に係る記載について同じ。
(19) 管理資産を構成する債権等の原保有者の事業の概要
　原保有者が管理資産を構成する債権等に関係する事業を行っている場合には、当該事業の概要及び当該事業に影響を与える社会・経済背景等について記載すること。
(20) 管理資産を構成する債権等の内容
　a　管理資産を構成する債権等について、債権等の種類、その発生原因、元本の償還期間、元本返済の方法及び利子支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。
　b　管理資産を構成する債権等に担保又は保証が付されている場合にはその内容を記載すること。
　c　管理資産を構成する債権等が債権以外の資産である場合には、当該債権以外の資産の管理、運用及び処分の内容等について具体的に記載すること。
(21) 管理資産を構成する債権等の回収方法
　管理資産を構成する債権等に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続（担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。）について記載すること。
(22) 管理資産の管理
　a　原保有者が譲渡する管理資産を構成する債権等について、一定の要件を満たすものに限定している場合には当該要件の内容を記載すること。
　b　当該届出に係る資産流動化証券の所有者（以下「証券所有者」という。）以外に、当該管理資産に関し他の種類の証券（証券に係る管理資産が同一であり、かつ、元本の償還若しくは利息の支払又は元本の償還期限が異なる他の証券をいう。以下同じ。）を有している者がいる場合には、当該管理資産を構成する債権等に係る元本及び利息の回収額の配分方法並びに債務不履行による当該管理資産を構成する債権等の償却額の配分方法を記載すること。
　c　当該届出に係る資産流動化証券の管理資産を構成する債権等に係る元本及び利息につき回収したものに係る処理の方法（新たに管理資産に組み入れる債権等へ再投資をする場合には当該投資の対象及び時期等、証券所有者に償還する場合にはその時期、方法及び当該金額の計算方法等）を記載すること。
　d　処分又は償還条件等について定款等に定めがあるときは、その内容を記載すること。
　e　その他元本の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因が存在している場合には、その内容及び対応策について記載すること。
(23) 管理報酬等
　a　管理資産から支払われる報酬及び手数料のうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法及び支払時期を記載すること。
　b　当該届出に係る証券所有者以外に、当該管理資産に関し他の種類の証券を有している者がいる場合には、上記の管理報酬等の負担の配分方法について記載すること。
(24) その他
　定款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
(25) 信用補完等
　当該届出に係る資産流動化証券の元本の償還等について信用補完及び流動性補完がなされている場合には、その内容を記載すること。

b 管理報酬等(23)

c その他(24)

(ロ) 信用補完等(25)

(ハ) 情報開示の概要(26)

(ニ) 利害関係人との取引制限(27)

4 証券所有者の権利行使等

(イ) 証券所有者の権利(28)

(ロ) 証券の上場等に関する事項(29)

(ハ) 課税上の取扱い(30)

(ニ) 為替管理上の取扱い(31)

(ホ) 本邦における代理人(32)

(ヘ) 裁判管轄等(33)

5 管理資産を構成する債権等の状況

(イ) 管理資産を構成する債権等の管理の概況(34)

(ロ) 損失及び延滞の状況(35)

(ハ) 収益状況の推移(36)

第2 管理資産の経理状況(37)

1 主な資産の内容

平成　年　月　日

I 管理資産残高

元本相当部分

利息相当部分

II 証券所有者への利息支払基金の残高

III 証券所有者への元本償還基金の残高

2 主な損益の内容

（第　期）　自 平成　年　月　日

至 平成　年　月　日

I 総収入

管理資産の回収額

うち元本返済相当部分

利息相当部分

その他の手数料収入

管理資産の再譲渡に伴う収入

その他

II 総費用

管理報酬

信用補完手数料

その他の手数料

管理資産の貸倒償却額

うち元本相当部分

利息相当部分

III 収入金（又は損失金）　（I－II）

3 収入金（又は損失金）の処理(38)

平成　年　月　日

新たに管理資産に組み入れる債権等への再投資

証券所有者への利息支払（又は基金への積立）

証券所有者への償還（又は基金への積立）

その他

4 監査等の概要(39)

第3 証券事務の概要(40)

第4 その他(41)

第三部 発行者及び関係法人情報

第1 発行者の状況(42)

(イ) 設立準拠法

(ロ) 監督官庁の概要(43)

(ハ) 発行者の概況

(ニ) 事業の概況

(ホ) 営業の状況

(ヘ) 設備の状況

(ト) 経理の状況

(チ) その他(44)

第2 原保有者その他関係法人の概況(45)

(イ) 設立準拠法

(ロ) 監督官庁の概要

(ハ) 名称、資本の額及び事業の内容(46)

(ニ) 関係業務の概要(47)

(ホ) 資本関係(48)

(ヘ) 経理の概況(49)

(ト) その他(50)

第四部 特別情報

資産流動化証券の様式(51)

（記載上の注意）

(1) 一般的事項

a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

c 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。

d 法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

e この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。

(4) 署名

代理人が法人である場合には、その代表者が署名すること。

(5) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で大蔵大臣から指示又は連絡を受ける者の氏名を記載すること。

(2)　原保有者その他関係法人の概況
　(イ)　設立準拠法
　(ロ)　監督官庁の概要
　(ハ)　名称、資本の額及び事業の内容
　(ニ)　関係業務の概要
　(ホ)　資本関係
　(ヘ)　その他
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
　a　記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
　b　本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
　c　法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
　d　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
　e　有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
(2)　最近における募集（売出し）の状況
　有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し（法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、資産流動化証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

第五号様式記載上の注意(1)中「本邦通貨建て」を「本邦通貨以外の通貨建て」に改め「f」を「e」に改める。

第五号様式の次に次の1様式を加える。

第五号の二様式

有　価　証　券　届　出　書　(1)

大　蔵　大　臣　殿

平成　　年　　月　　日提出

発　　行　　者　　名
代表者の役職氏名(2)
本店の所在の場所
代理人の氏名又は名称(3)　　　　㊞
署　　名(4)
代理人の住所又は所在地
事務連絡者氏名(5)
連絡場所
電話番号
届出の対象とした募集又は売出し
募集（売出）資産流動化証券の名称
募集（売出）資産流動化証券の金額(6)
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所
名　　称　　　　　　所　在　地

（本書面の枚数　表紙共　　枚）
（日本工業規格　A4　210×297ミリメートル）

第一部　証券情報
　1　社債
　　(イ)　銘柄
　　(ロ)　資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等(7)
　　(ハ)　券面総額
　　(ニ)　各社債の金額
　　(ホ)　発行（売出）価額の総額(8)
　　(ヘ)　発行（売出）価格(9)
　　(ト)　利率
　　(チ)　利払日及び利息支払の方法
　　(リ)　償還期限及び償還の方法
　　(ヌ)　募集の方法
　　(ル)　申込証拠金
　　(ヲ)　申込期間及び申込取扱場所
　　(ワ)　払込期日及び払込取扱場所
　　(カ)　引受け等の概要(10)
　　(ヨ)　社債管理会社又は社債の管理会社
　　(タ)　登録機関に関する事項
　　(レ)　保管に関する事項(11)
　　(ソ)　その他(12)
　2　コマーシャル・ペーパー
　　(イ)　資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等(7)
　　(ロ)　振出日及び振出地
　　(ハ)　券面総額
　　(ニ)　発行（売出）価額の総額(8)
　　(ホ)　発行（売出）価格(9)
　　(ヘ)　発行限度額及び発行限度額残高
　　(ト)　支払期日及び支払場所
　　(チ)　バックアップラインの設定
　　(リ)　保管に関する事項(11)
　　(ヌ)　その他(12)
　3　売出しに係る資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称
　4　手取金の使途(13)
第二部　管理資産情報
　第1　管理資産の状況
　　1　概況
　　　(イ)　管理資産に係る法制度の概要(14)
　　　(ロ)　管理資産の基本的性格(15)
　　　(ハ)　管理資産の沿革(16)
　　　(ニ)　管理資産の関係法人(17)
　　2　管理資産を構成する債権等の概要
　　　(イ)　管理資産を構成する債権等に係る法制度の概要(18)
　　　(ロ)　管理資産を構成する債権等の原保有者の事業の概要(19)
　　　(ハ)　管理資産を構成する債権等の内容(20)
　　　(ニ)　管理資産を構成する債権等の回収方法(21)
　　3　管理及び運営の仕組み
　　　(イ)　資産管理等の概要
　　　　a　管理資産の管理(22)

第二号の二様式

有価証券通知書(1)
（特定有価証券の内容等の開示に関する省令第　条に基づく有価証券通知書）

平成　年　月　日提出

大蔵大臣殿

発行者名
代表者の役職氏名
署名
本店の所在の場所
事務連絡者氏名
連絡場所
電話番号

（本書面の枚数　表紙共　枚）

（日本工業規格　A4　210×297ミリメートル）

1　募集（売出）要項
(1)　社債
(イ)　銘柄
(ロ)　資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
(ハ)　券面総額
(ニ)　各社債の金額
(ホ)　発行（売出）価額の総額
(ヘ)　発行（売出）価格
(ト)　利率
(チ)　利払日及び利息支払の方法
(リ)　償還期限及び償還の方法
(ヌ)　募集の方法
(ル)　申込証拠金
(ヲ)　申込期間及び申込取扱場所
(ワ)　払込期日及び払込取扱場所
(カ)　引受け等の概要
(ヨ)　社債管理会社又は社債の管理会社
(タ)　登録機関に関する事項
(レ)　保管に関する事項
(ソ)　その他
(2)　コマーシャル・ペーパー
(イ)　資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
(ロ)　振出日及び振出地
(ハ)　券面総額
(ニ)　発行（売出）価額の総額
(ホ)　発行（売出）価格
(ヘ)　発行限度額及び発行限度額残高
(ト)　支払期日及び支払場所
(チ)　バックアップラインの設定
(リ)　保管に関する事項
(ヌ)　その他
(3)　売出しに係る資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称
(4)　手取金の使途
2　最近における募集（売出し）の状況(2)
(1)　社債
(イ)　銘柄
(ロ)　資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
(ハ)　券面総額
(ニ)　各社債の金額
(ホ)　発行（売出）価額の総額
(ヘ)　発行（売出）価格
(ト)　利率
(チ)　利払日及び利息支払の方法
(リ)　償還期限及び償還の方法
(ヌ)　申込期間
(ル)　払込期日
(ヲ)　社債管理会社又は社債の管理会社
(2)　コマーシャル・ペーパー
(イ)　資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
(ロ)　振出日及び振出地
(ハ)　券面総額
(ニ)　発行（売出）価額の総額
(ホ)　発行（売出）価格
(ヘ)　発行限度額及び発行限度額残高
(ト)　支払期日
3　管理資産の状況
(イ)　管理資産に係る法制度の概要
(ロ)　管理資産の基本的性格
(ハ)　管理資産の沿革
(ニ)　管理資産の関係法人
(ホ)　管理資産を構成する債権等に係る法制度の概要
(ヘ)　管理資産を構成する債権等の原保有者の事業の概要
(ト)　管理資産を構成する債権等の内容
(チ)　管理資産を構成する債権等の回収方法
(リ)　管理資産を構成する債権等の状況
a　管理資産を構成する債権等の管理の概況
b　損失及び延滞の状況
c　収益状況の推移
4　発行者及び関係法人の状況
(1)　発行者の状況
(イ)　設立準拠法
(ロ)　監督官庁の概要
(ハ)　発行者の概況
(ニ)　事業の概況
(ホ)　営業の状況
(ヘ)　設備の状況
(ト)　経理の状況
(チ)　その他

○大蔵省令第一号

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四条第五項、第五条第一項及び第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十三条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第四項（第二十七条において準用する第二十四条第一項及び第二項、第二十四条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第二項（第二十七条において準用する第二十四条の五第一項、第二十四条の五第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）並びに証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第三条の四第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、証券取引法施行令第三条の四第三号に掲げる特定有価証券を定める省令等の一部を改正する省令を次のように改める。

平成七年二月一日

大蔵大臣　武村　正義

証券取引法施行令第三条の四第三号に掲げる特定有価証券を定める省令等の一部を改正する省令

（証券取引法施行令第三条の四第三号に掲げる特定有価証券を定める省令の一部改正）

第一条　証券取引法施行令第三条の四第三号に掲げる特定有価証券を定める省令（平成五年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

「証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、同項第六号に掲げるものの性質を有するものであって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする」を「次の各号に掲げるものとする」に改める。

第一号を次のように改める。

一　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、同項第六号に掲げるものの性質を有するものであって、次に掲げる要件をいずれも満たすもの。

イ　当該有価証券の発行者が、当該有価証券を取得する者から受け入れた資金を、有価証券に対する投資として運用することを目的とすること。

ロ　当該有価証券について、発行者が、当該有価証券の所有者の求めに応じて直接又は間接に買いもどしを行うこと。

第二号を次のように改める。

二　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、同項第四号又は第八号に掲げるものの性質を有するものであって、次に掲げる要件をいずれも満たすもの。

イ　当該有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人（以下「特別目的法人」という。）に直接又は間接に所有者から譲渡される金銭債権その他の資産（以下「譲渡資産」という。）が存在すること。

ロ　特別目的法人が当該有価証券を発行し、当該有価証券（当該有価証券の借換のために発行されるものを含む。）上の債務の履行について譲渡資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭を当てること。

（特定有価証券の内容等の開示に関する省令の一部改正）

第二条　特定有価証券の内容等の開示に関する省令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

「関係会社」を「関係法人」に改める。

第一条第二号中「(平成五年大蔵省令第十五号) に規定する」を「(平成五年大蔵省令第十五号。以下「特定有価証券省令」という。)第一号に掲げる」に改める。

第一条第五号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条同号の次に次の一号を加える。

五の二　資産流動化証券　特定有価証券省令第二号に掲げる有価証券をいう。

第一条第六号中「第三号」の下に「、第五号」を加える。

第一条中第九号の次に次の一号を加える。

九の二　管理資産　資産流動化証券の発行者が当該資産流動化証券に係る債務の履行のために管理、運用又は処分を行う資産をいう。

第一条第二十三号中「第二条第十一号」を「第二条第十一項」に改める。

第五条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　資産流動化証券　第二号の二様式

第十条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　資産流動化証券　第五号の二様式

第十一条中「発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売出しをする必要がある場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、発行価格又は売出価格及び申込証拠金とする」を「次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする」に改め、同条に次の各号を加える。

一　資産流動化証券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ト　引受金額及び引受けの条件

チ　社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

リ　社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

二　資産流動化証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

三　資産流動化証券以外の特定有価証券につき、発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売出しをする必要がある場合

イ　発行価格又は売出価格

ロ　申込証拠金

第十二条第一項第一号ハ中「会社又はファンド若しくは信託財産に関し業務上密接な関係を有する会社」を「法人又はファンド、信託財産若しくは管理資産に関し業務上密接な関係を有する法人」に改める。

第十五条中「第五号様式第三部」の下に「、第五号の二様式第四部」を加える。

第十六条第一項第二号中「又は信託財産」を「、信託財産又は管理資産」に改める。

第二十二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　資産流動化証券　第八号の二様式

第二十三条第一号中「会社型外国投資信託証券」の下に「及び資産流動化証券」を加える。

第二十七条第一項第一号中「発行会社」を「発行者」に、「提出会社及び当該会社」を「の提出者及び当該提出者」に、「外国会社」を「外国法人」に改め、同条同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　資産流動化証券の発行者

イ　定款

ロ　第一号ロからニまでに掲げる書類

第二十八条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　資産流動化証券　第十一号の二様式

第二十九条第二項第三号中「又は利子若しくは配当の分配方針」を「若しくは利子若しくは配当の分配方針又は当該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況」に改める。

第二号様式の次に次の一様式を加える。

省令

○法務省令第六号

法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)第八条第五項及び商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月十三日

法務大臣　前田　勲男

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(昭和二十四年法務府令第十二号)の一部を次のように改正する。

別表水戸地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項中

「ひたちなか市の内

青葉町　石川町　市毛

稲田　後野一丁目二丁目　枝川　大平自一丁目至四丁目　表町

春日町　勝倉　勝田泉町　勝田中央　勝田中

原町　勝田本町　金上　上野二丁目　共栄町

高野　小砂町一丁目二丁目　後台　笹野町自一丁目至三丁目

佐和　外野一丁目二丁目　大成町　高場　武田　田彦

足崎　津田　堂端一丁目二丁目　長砂　中根　長堀

町自一丁目至三丁目　西大島自一丁目至三丁目　はしかべ一丁目二丁目

東石川　東石川自一丁目至三丁目　東大島自一丁目至四丁目

堀口　前浜　松戸町自一丁目至三丁目　馬渡　三反田

元町

」を削り、同地方法務局の款那珂湊出張所の項中「那珂湊」を「ひたちなか」に、「ひたちなか市(水戸地方法務局の管轄に属する地域を除く)」を「ひたちなか市」に改める。

第二条　登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、平成七年二月二十日から施行する。

○法務省令第七号

法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)第八条第五項、不動産登記法(明治三十　年法律第二十四号)第九条及び商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年二月二十日

法務大臣　前田　勲男

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(昭和二十四年法務府令第十二号)の一部を次のように改正する。

別表大分地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項中「大分市(鶴崎出張所、植田出張所及び大南出張所の管轄に属する地域を除く)」を「大分市(鶴崎出張所及び植田出張所の管轄に属する地域を除く)」に、「挟間町」を「大

挟間町

野郡の内

犬飼町　千歳村」

に改め、同地方法務局の款中大南出張所の項を削る。

別表熊本地方法務局の部同地方法務局の款熊本南出張所の項中「川尻町」を「川尻自一丁目至六丁目」に、「野田町」を「野田自一丁目至三丁目」に、「元三町」を「元三町　元三町自一丁目至五丁目」に、「八幡町」を「八幡町　八幡自一丁目至十一丁目」に改める。

第二条　登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「並びに同地方法務局大南出張所管内大分市に属する地域内」を削り、第二項中「大分地方法務局大南出張所管内大分県大野郡千歳村」を「大分地方法務局管内大分県大野郡犬飼町及び千歳村」に改める。

附　則

この省令は、平成七年二月二十七日から施行する。

府令・省令

○総理府・大蔵省・農林水産省令第一号

自作農維持資金融通法（昭和三十年法律第百六十五号）第二条第　項第一号の規定に基づき、農業に精進する見込みのある農業者で農林水産大臣が指定する負債の円滑な支払を図ろうとするものに対する沖縄振興開発金融公庫による自作農維持資金の融通の臨時特例に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成七年二月十日

内閣総理大臣　村山　富市
大蔵大臣　武村　正義
農林水産大臣　大河原太一郎

農業に精進する見込みのある農業者で農林水産大臣が指定する負債の円滑な支払を図ろうとするものに対する沖縄振興開発金融公庫による自作農維持資金の融通の臨時特例に関する命令の一部を改正する命令

農業に精進する見込みのある農業者で農林水産大臣が指定する負債の円滑な支払を図ろうとするものに対する沖縄振興開発金融公庫による自作農維持資金の融通の臨時特例に関する命令（平成元年総理府・大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成十六年　月三十一日」を「平成十八年三月三十　日」に、「平成十一年一月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

府　令

○総理府令第　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成七年二月八日

内閣総理大臣　村山　富市

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する総理府令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第五号中イを削り、ロをイとし、同号に次のように加える。

ロ　ウルスス・ティベタヌス（異名セレナルクトス・ティベタヌス。アジアクロクマ）

第五条第二項第六号ニ中「エスクリクティウス・ロブストゥス（」の下に「異名エスクリクティウス・グラウクス。」を加え、同号リを同号ヌとし、同号チを同号リとし、同号ト中「バラエナ属（」を「エウバラエナ属（異名バラエナ属。」に改め、同号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ト　バラエナ・ミュスティケトゥス（ホッキョククジラ）

附　則

この府令は、平成七年二月十六日から施行する。

（地域振興整備公団法施行令の一部改正）
第七条　地域振興整備公団法施行令の一部を次のように改正する。
第十七条第一項に次の一号を加える。
二十一　被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条
（日本鉄道建設公団法施行令の一部改正）
第八条　日本鉄道建設公団法施行令（昭和三十九年政令第二十三号）の一部を次のように改正する。
第十条第一項に次の一号を加える。
二十五　被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条
（宅地建物取引業法施行令の一部改正）
第九条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。
第二条の五第六号の三の次に次の一号を加える。
六の四　被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第七条第一項の許可
第三条第六号の三の次に次の一号を加える。
六の四　被災市街地復興特別措置法第七条第一項の許可
（地方住宅供給公社法施行令の一部改正）
第十条　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項に次の一号を加える。
二十　被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条
（環境事業団法施行令の一部改正）
第十一条　環境事業団法施行令（昭和四十年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項に次の一号を加える。
十五　被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条
（都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正）
第十二条　都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。
第五条の次に次の一条を加える。
（法第一条第一項第三号ホの政令で定める都市）
第五条の二　法第一条第一項第三号ホの政令で定める都市は、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市並びに兵庫県津名郡津名町、淡路町及び北淡町とする。
第十二条中「法第一条第一項第一号」を「法第一条第一項第三号の土地（同号ホに掲げる土地に限る。）に係る貸付金にあつては年四・一五パーセント、その他の土地にあつては年三・一五パーセント」、同項第一号」に改め、「とし」を削り、「を除く」を「及び同号ホに掲げる土地を除く」に改める。
（新東京国際空港公団法施行令の一部改正）
第十三条　新東京国際空港公団法施行令（昭和四十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項に次の一号を加える。
十八　被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条
（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正）
第十四条　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。
第十一条第一項に次の一号を加える。
十三　被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条
（都市計画法施行令の一部改正）
第十五条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。
第四条の四の次に次の一条を加える。
（被災市街地復興推進地域について都市計画に定める事項）
第四条の五　法第十条の四第二項の政令で定める事項は、区域の面積とする。
第四十六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四　被災市街地復興推進地域
（都市再開発法施行令の一部改正）
第十六条　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。
第一条の二の次に次の一条を加える。
（法第二条の二第四項第二号ロの政令で定める都市）
第一条の二の二　法第二条の二第四項第二号ロの政令で定める都市は、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市及び宝塚市とする。
（地方道路公社法施行令の一部改正）
第十七条　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。
第十条第一項に次の一号を加える。
十八　被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条
（本州四国連絡橋公団法施行令の一部改正）
第十八条　本州四国連絡橋公団法施行令（昭和四十五年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項に次の一号を加える。
二十三　被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条
（日本下水道事業団法施行令の一部改正）
第十九条　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項に次の一号を加える。
二十二　被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条
（住宅・都市整備公団法施行令の一部改正）
第二十条　住宅・都市整備公団法施行令の一部を次のように改正する。
第二十八条第一項に次の一号を加える。
二十六　被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条
（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）
第二十一条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。
第六条第九号の次に次の一号を加える。
九の二　被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第七条第一項の許可
附則第七条中「第五十一号を第五十二号」を「第五十二号を第五十三号」に、「第五十一号」に改める。
（建設省組織令の一部改正）
第二十二条　建設省組織令（昭和二十七年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。
第五条中第五十一号を第五十二号とし、第三十三号から第五十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の一号を加える。
三十三　被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）の施行に関する事務のうち、住宅・都市整備公団及び地方住宅供給公社の行う宅地の造成及び管理に係るものに関すること。
第六条第一項中第二十六号を第二十七号とし、第十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。
十三　被災市街地復興特別措置法の施行に関すること（建設経済局及び住宅局の所掌に属するものを除く。）。
第六条第二項中「前項第二十号及び第二十一号」を「前項第二十一号及び第二十二号」に、「同項第二十三号」を「同項第二十四号」に改める。
第九条中第十九号を第二十号とし、第五号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。
五　被災市街地復興特別措置法の施行に関する事務のうち、住宅・都市整備公団及び地方住宅供給公社の行う住宅の建設及び管理に係るものに関すること。
第三十条第十九号中「第六十八条第八号」を「第六十八条第九号」に改める。
第三十四条第八号中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改める。
第三十五条中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。
十三　被災市街地復興特別措置法の施行に関すること（第三十八条第六号、第六十八条第七号及び第七十三条に規定するものを除く。）。
第三十六条第十号中「第三十八条第十号」を「第三十八条第九号」に改める。
第三十八条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。
六　被災市街地復興特別措置法の施行に関する事務のうち、被災市街地復興土地区画整理事業に関すること。
第六十八条中第十四号を第十五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。
七　被災市街地復興特別措置法の施行に関する事務のうち、地方住宅供給公社の行う住宅の建設及び管理に係るものに関すること。
第七十三条中「除く。）」の下に「並びに被災市街地復興特別措置法の施行に関する事務のうち住宅・都市整備公団の行う住宅の建設及び管理に係るものに関するもの」を加える。

内閣総理大臣　村山　富市
大蔵大臣　武村　正義
運輸大臣　亀井　静香
建設大臣　野坂　浩賢

組織に関する法律（平成七年法律第十二号）第五条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

阪神・淡路復興対策本部の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　村山　富市

都市再開発法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月二十六日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第三十五号

都市再開発法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、都市再開発法等の一部を改正する法律（平成七年法律第十三号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再開発法等の一部を改正する法律第一条のうち都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条の二第一項、第三条及び第七条の二第一項の改正規定の施行期日は、平成七年二月二十七日とする。

建設大臣　野坂　浩賢

内閣総理大臣　村山　富市

被災市街地復興特別措置法施行令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月二十六日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第三十六号

被災市街地復興特別措置法施行令

内閣は、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二条第五号、第七条第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号ロ及び第二号ロ、第八条第一項、第十七条第一項第二号及び第三項並びに第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公営住宅等を建設する公法上の法人）

第一条　被災市街地復興特別措置法（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める公法上の法人は、雇用促進事業団及び日本勤労者住宅協会とする。

（被災市街地復興推進地域内における都道府県知事の許可を要しない行為）

第二条　法第七条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う土地の形質の変更

二　既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）の新築、改築又は増築

三　既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更

四　現に農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更又は物置、作業小屋その他これらに類する建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）の新築、改築若しくは増築（新築若しくは改築に係る部分の床面積又は増築後の床面積の合計が九十平方メートル以下であるものに限る。）

第三条　法第七条第一項第三号の政令で定める行為は、国、都道府県若しくは市町村（都の特別区を含む。）又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

（法第七条第二項第一号ロの政令で定める規模等）

第四条　法第七条第二項第一号ロ及び第二号ロ(4)の政令で定める規模は、三百平方メートルとする。

（被災市街地復興推進地域内における土地の買取りの申出の相手方となる者）

第五条　法第八条第一項の政令で定める者は、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社及び土地開発公社とする。

（縦覧手続等を省略することができる被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の修正又は変更）

第六条　被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の修正又は変更のうち、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第七十一条の三第十項（同条第十五項において準用する場合を含む。）若しくは住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第四十一条第十項（同条第十五項及び地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）第二十一条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める軽微な修正又は土地区画整理法第三十九条第二項、第五十五条第十三項若しくは第七十一条の三第十五項若しくは住宅・都市整備公団法第四十一条第十五項（地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める軽微な変更は、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第四条第一項（住宅・都市整備公団法施行令（昭和五十六年政令第二百六十七号）第十六条（地域振興整備公団法施行令（昭和三十七年政令第二百六十一号）第四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定するもののほか、法第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による申出が少なかったことに伴う復興共同住宅区の縮小で、縮小された面積の合計が当初事業計画において定めようとし、又は定めた復興共同住宅区の面積からその十分の一以上を減ずることとならないものとする。

（保留地において居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を設置する者）

第七条　法第十七条第一項第二号の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

（地方公共団体等が建設する住宅等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）

第八条　法第十七条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を被災市街地復興土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法第百三条第四項（地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。）の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の被災市街地復興土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

（建設省令への委任）

第九条　この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、建設省令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日から施行する。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第二条　土地区画整理法施行令の一部を次のように改正する。

第六十七条の三（見出しを含む。）中「第三条の二第二項」を「第三条の二第二項第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第三条の二第二項第二号の政令で定める都市）

第六十七条の四　法第三条の二第二項第二号の政令で定める都市は、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市及び宝塚市とする。

（日本道路公団法施行令の一部改正）

第三条　日本道路公団法施行令（昭和三十二年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の一号を加える。

十九　被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条

（首都高速道路公団法施行令の一部改正）

第四条　首都高速道路公団法施行令（昭和三十四年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の一号を加える。

十八　被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条

（阪神高速道路公団法施行令の一部改正）

第五条　阪神高速道路公団法施行令（昭和三十七年政令第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の一号を加える。

十八　被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条

（水資源開発公団法施行令の一部改正）

第六条　水資源開発公団法施行令（昭和三十七年政令第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項に次の一号を加える。

二十四　被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条

り提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

一　金銭

二　国債及び地方債

三　事業団が指定する社債（特別の法律により法人が発行する債券を含む。）

四　事業団が確実と認める保証人の保証

2　前項第二号及び第三号に掲げる担保の価額は、事業団の定めるところによる。

第八条を削る。

第九条第一項中「畜産振興事業団（以下「事業団」という。）」を「事業団」に改め、同条第二項中「指定乳製品にあっては、」を「法第十六条第一号に掲げる場合に該当して売り渡される指定乳製品にあっては」に、「前条」を「第十条」に、「第二条の乳製品にあっては、」を「その他の指定乳製品等にあっては」に改め、同条を第八条とする。

第十条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（売渡しの基準となる価格の算定に係る割合）

第十条　法第十六条第一号の政令で定める割合は、百分の四とする。

第十一条中「前条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十二条第二項中「の業務、同項第二号の業務並びに同号」を「から第二号の二までの業務並びに同項第二号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第百十九号）の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

（沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

2　沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条　削除

農林水産大臣　大河原太一郎

内閣総理大臣　村山　富市

繭糸価格安定法施行令及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月二十四日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第三十二号

繭糸価格安定法施行令及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法施行令の一部を改正する政令

内閣は、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律（平成六年法律第百十五号）の施行に伴い、並びに繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）第十二条の十一第一項及び第四項、第十二条の十三第三項並びに第十二条の十四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（繭糸価格安定法施行令の一部改正）

第一条　繭糸価格安定法施行令（昭和二十七年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条を削り、第九条（見出しを含む。）中「輸入生糸」を「輸入によって保有する生糸」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の四条を加える。

（事業団への売渡しを要しない者）

第九条　法第十二条の十一第一項の政令で定める者は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条、第十五条第一項、第十六条第一項又は第十九条の二第一項の規定によりその関税が免除される生糸を輸入する者とする。

（事業団の承諾）

第十条　事業団は、法第十二条の十一第二項の規定による売渡申込書の提出を受けたときは、遅滞なく（法第十二条の十三第三項の規定により担保を提供させることが必要であると認めてその旨を当該売渡申込書を提出した者に通知した場合には、当該通知に係る担保の提供があった後遅滞なく）、当該申込みに対し承諾しなければならない。

（担保の提供）

第十一条　法第十二条の十三第三項の規定により提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

一　金銭

二　国債及び地方債

三　事業団が指定する社債（特別の法律により法人が発行する債券を含む。）

四　事業団が確実と認める保証人の保証

2　前項第二号及び第三号に掲げる担保の価額は、事業団の定めるところによる。

（適用期間）

第十二条　法第十二条の十四第二項の政令で定める期間は、毎月の一日から末日までとする。

（蚕糸砂糖類価格安定事業団法施行令の一部改正）

第二条　蚕糸砂糖類価格安定事業団法施行令（昭和五十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改める。

附　則

この政令は、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

農林水産大臣　大河原太一郎

内閣総理大臣　村山　富市

阪神・淡路復興委員会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月二十四日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第三十三号

阪神・淡路復興委員会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

阪神・淡路復興委員会令（平成七年政令第二十四号）を次のように改正する。

第五条中「内閣総理大臣官房内政審議室において」を「総理府阪神・淡路復興対策本部の事務局において内閣総理大臣官房内政審議室及び」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　村山　富市

阪神・淡路復興対策本部組織令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月二十四日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第三十四号

阪神・淡路復興対策本部組織令

内閣は、阪神・淡路大震災復興の基本方針及び

令（昭和四十六年政令第二百九十八号）（以下「読み替えて適用される平成五年政令第百八十九号による改正前の郵便貯金法施行令」という。）第二条の五第三項、郵便貯金法施行令の一部を改正する政令（平成六年政令第三百二十七号。以下「平成六年政令第三百二十七号」という。）附則第二項並びに郵便貯金法施行令（以下「令」という。）第三条第二項、第四条第二項及び第五条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特定郵便貯金の区分に応じ、当該各号に定める利率とする。

一　積立郵便貯金で平成四年政令第一号による改正前の令第二条第一項第二号、平成四年政令第百五十一号による改正前の同号又は平成四年政令第百九十八号による改正前の同号の規定の適用があったもの　それぞれこれらの規定の例による利率

二　積立郵便貯金で平成六年政令第三百二十七号による改正前の令第三条第一項の規定の適用があったもの　当該規定の例により郵政大臣が定めた利率

三　積立郵便貯金で令第三条第一項の規定の適用があるもの　当該規定に基づき郵政大臣が定めた利率

四　定額郵便貯金で令第四条第一項の規定の適用があるもの　当該規定に基づき据置期間を経過した時に払渡しをする場合における当該貯金の利率として郵政大臣が定めた利率

五　定期郵便貯金で平成四年政令第一号による改正前の令第二条の三第一項、平成四年政令第百五十一号による改正前の同項、平成四年政令第百九十八号による改正前の同項、平成四年政令第二百七十九号による改正前の令第二条の五第一項、平成五年政令第二十四号による改正前の同項又は平成五年政令第百八十九号による改正前の同項若しくは令第二条の六第一項の規定の適用があったもの　それぞれこれらの規定の例により郵政大臣が定めた利率

六　定期郵便貯金で読み替えて適用される平成五年政令第百八十九号による改正前の郵便貯金法施行令第二条の五第一項又は令第五条第一項の規定の適用があるもの　それぞれこれらの規定に基づき郵政大臣が定めた利率

（期間内払渡しをする時までに住所等を移転した預金者に対する適用）

第二条　阪神・淡路大震災が発生した時に対象市町村の区域内に住所又は居所を有していた預金者であって、期間内払渡しをする時までに対象市町村の区域以外の区域に住所又は居所を移転した者については、対象市町村の区域内に住所又は居所を有するものとみなして、前条の規定を適用する。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、平成七年一月十七日から適用する。

別表（第一条関係）

大阪府	大阪市　豊中市　池田市　吹田市　箕面市
兵庫県	神戸市　尼崎市　明石市　西宮市　洲本市　芦屋市　伊丹市　宝塚市　三木市　川西市　津名郡津名町　同郡淡路町　同郡北淡町　同郡一宮町　同郡五色町　同郡東浦町　三原郡緑町　同郡西淡町　同郡三原町　同郡南淡町

郵政大臣　大出　俊
内閣総理大臣　村山　富市

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月二十四日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第三十一号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第三条第一項第二号、第十四条第一項第二号、第二項及び第五項、第十四条の三第三項、第十六条並びに畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（畜産振興事業団の輸入等に係るその他の乳製品）

第二条　法第三条第一項第二号の政令で定める乳製品は、次に掲げるもののうち、指定乳製品以外のものとする。

一　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第〇四・〇二項に掲げるもの（第〇四〇二・九一号又は第〇四〇二・九九号の一の㈠に掲げるものを除く。）

二　関税定率法別表第〇四〇三・九〇号の一に掲げるもの（バターミルクパウダーその他の固形状のものに限る。）

三　関税定率法別表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるもの

四　関税定率法別表第〇四・〇五項に掲げるもの

第六条の見出しを「（畜産振興事業団への売渡しを要しない場合）」に改め、同条中「第十四条ただし書」を「第十四条第一項第二号」に改め、同条第一号中「（明治四十三年法律第五十四号）」を削り、「若しくは第十六条第一項」を「、第十六条第一項若しくは第十九条の二第一項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の六第三項において準用する関税定率法第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入するとき（法第十四条第二項に規定する場合を除く。）。

第六条第三号から第五号までを削り、同条の次に次の三条を加える。

（政令で定める用途）

第六条の二　法第十四条第二項の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる指定乳製品等について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする。

指定乳製品等	用途
すべての指定乳製品等	国際的な規模で開催される見本市（博覧会、共進会その他これに類するものを含む。）における販売
バター及びバターオイル並びに脱脂粉乳	沖縄県の区域内における還元乳の製造 沖縄県の区域内の乳児その他の農林水産大臣が指定する者の飲用に供するための調製粉乳の製造
バター及びバターオイル	本邦と外国との間を往来する航空機用
脱脂粉乳	小学校、中学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第六十九条第一項に規定する児童福祉施設の児童の給食用 関税暫定措置法施行令第六十九条第二項に規定する配合飼料の製造
ホエイ及び調製ホエイ	関税暫定措置法施行令第一条に規定する配合飼料の製造
調製ホエイ	乳児その他の農林水産大臣が指定する者の飲用に供するための調製粉乳の製造

（畜産振興事業団の承諾）

第六条の三　畜産振興事業団（以下「事業団」という。）は、法第十四条第三項の規定による申込書の提出を受けたときは、遅滞なく（法第十四条の三第三項の規定により担保を提供させることが必要であると認めてその旨を当該申込書を提出した者に通知した場合には、当該通知に係る担保の提供があった後遅滞なく）、当該申込みに対し承諾しなければならない。

（担保の提供）

第六条の四　法第十四条の三第三項（法第十四条の五において準用する場合を含む。）の規定によ

支障が生じている部分の延べ面積（同号において「損傷面積」という。）

三　当該保税蔵置場等の阪神・淡路大震災による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度

四　当該保税蔵置場等の損傷についての復旧の見通し

五　その他参考となるべき事項

5　税関長は、前項の規定による書面の提出があった場合において、その許可等に係る手数料の軽減又は免除を受けようとする保税蔵置場等が指定地域に所在しており、かつ、阪神・淡路大震災により損傷したため業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、申請者が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百条第三号又は関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十三条第八項の規定により納付すべき手数料として税関関係手数料令第四条第一項、第五条第一項又は第八条第一項第二号の規定により計算される額のうち、次の各号に掲げる保税蔵置場等の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、又は免除するものとする。

一　阪神・淡路大震災により損傷したため業務の全部についてその遂行に支障が生じていると認める保税蔵置場等　全額

二　阪神・淡路大震災により損傷したため業務の一部についてその遂行に支障が生じていると認める保税蔵置場等　当該保税蔵置場等の許可等に係る納付すべき手数料の額と、基準面積から損傷面積を控除して得た面積を当該保税蔵置場等の延べ面積とみなして税関関係手数料令第四条第一項各号又は第五条第一項各号に掲げる延べ面積の区分に応じ手数料を納付するとした場合の当該手数料の額との差額

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（雑損控除の特例の適用に係る法附則第二条の更正の請求があった場合の徴収猶予の特例等）

第二条　平成六年分の所得税について法附則第二条の規定により国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第一項の更正の請求をした者が、同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正（当該更正の請求に基づき、法第三条第一項の規定を適用する場合に限る。）を受けた場合において、当該更正の請求に係る国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書（以下「更正請求書」という。）の提出前に平成七年に支払を受けるべき第一条第一項第二号から第四号までに規定する給与等、公的年金等又は報酬等につき災害減免令第四条第一項若しくは第三項（これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該更正に係る同法第二十八条第一項に規定する更正通知書の送達があった日において現に当該申請書に係る災害減免法第三条第二項から第五項までの規定による徴収の猶予を受けているときは、当該徴収の猶予に係る第八条第一項各号に掲げる期間又は限度額については、当該更正通知書の送達があった日において、当該各号に定める事実が生じたものとみなす。

2　第八条第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

3　平成六年分の所得税について法附則第二条の規定による更正請求書（法第三条第一項の規定の適用を受けようとするものに限る。）の提出をした者は、その提出の日以後に、同項の阪神・淡路大震災による損失の金額が平成七年に生じたものとして災害減免令第四条第一項若しくは第三項（これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第五条（災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を提出することはできない。

（災害減免法第二条の特例の適用に係る法附則第二条の更正の請求があった場合の徴収猶予の特例等）

第三条　平成六年分の所得税について法附則第二条の規定により国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をした者が、同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正（当該更正の請求に基づき、法第七条第一項の規定を適用する場合に限る。）を受けた場合において、当該更正の請求に係る更正請求書の提出前に平成七年に支払を受けるべき第一条第一項第二号から第四号までに規定する給与等、公的年金等又は報酬等につき災害減免令第四条第一項若しくは第三項（これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該更正に係る国税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知書の送達があった日において現に当該申請書に係る災害減免法第三条第二項から第五項までの規定による徴収の猶予を受けているときは、当該徴収の猶予に係る第八条第一項各号に掲げる期間又は限度額については、当該更正通知書の送達があった日において、当該各号に定める事実が生じたものとみなす。

2　第八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

3　平成六年分の所得税について法附則第二条の規定による更正請求書（法第七条第一項の規定の適用を受けようとするものに限る。）の提出をした者は、その提出の日以後に、同項の阪神・淡路大震災による被害を平成七年に受けたものとして災害減免令第四条第一項若しくは第三項（これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第五条（災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を提出することはできない。

大蔵大臣　武村　正義
内閣総理大臣　村山　富市

阪神・淡路大震災に伴う郵便貯金法施行令及び平成四年八月十七日から平成六年二月二十八日までの間に預入される特定の預金者に係る定期郵便貯金の利率決定における市場金利の勘案方法に関する郵便貯金法施行令の特例を定める政令の特例を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月二十二日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第三十号

阪神・淡路大震災に伴う郵便貯金法施行令及び平成四年八月十七日から平成六年二月二十八日までの間に預入される特定の預金者に係る定期郵便貯金の利率決定における市場金利の勘案方法に関する郵便貯金法施行令の特例を定める政令の特例を定める政令

内閣は、郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（期間内払渡しをする場合における積立郵便貯金等の利率の特例）

第一条　阪神・淡路大震災が発生した別表に掲げる市町村の区域（以下「対象市町村の区域」という。）内に住所又は居所を有する預金者が平成七年一月十六日以前に第一回目の積立分を預入した積立郵便貯金又は同日以前に預入した定額郵便貯金若しくは定期郵便貯金（以下「特定郵便貯金」と総称する。）について、同年四月二十八日までの間に、積立郵便貯金若しくは定額郵便貯金にあっては据置期間内の、定期郵便貯金にあっては預入期間内の払渡し（以下「期間内払渡し」という。）をする場合における特定郵便貯金の利率は、郵便貯金法施行令の一部を改正する政令（平成四年政令第一号。以下「平成四年政令第一号」という。）附則第二項及び第四項、郵便貯金法施行令の一部を改正する政令（平成四年政令第百五十一号。以下「平成四年政令第百五十一号」という。）附則第二項及び第四項、郵便貯金法施行令の一部を改正する政令（平成四年政令第百九十八号。以下「平成四年政令第百九十八号」という。）附則第二項及び第四項、郵便貯金法施行令の一部を改正する政令（平成四年政令第二百七十九号。以下「平成四年政令第二百七十九号」という。）附則第三項、郵便貯金法施行令及び平成四年八月十七日から平成五年八月十六日までの間に預入される特定の預金者に係る定期郵便貯金の利率決定における市場金利の勘案方法に関する郵便貯金法施行令の特例を定める政令の一部を改正する政令（平成五年政令第二十四号。以下「平成五年政令第二十四号」という。）附則第三項、郵便貯金法施行令の一部を改正する政令（平成五年政令第百八十九号。以下「平成五年政令第百八十九号」という。）附則第二項、平成五年政令第百八十九号附則第三項の規定によりなお効力を有することとされ、平成四年八月十七日から平成六年二月二十八日までの間に預入される特定の預金者に係る定期郵便貯金の利率決定における市場金利の勘案方法に関する郵便貯金法施行令の特例を定める政令（平成四年政令第二百八十号）第一条の規定により読み替えて適用される平成五年政令第百八十九号による改正前の郵便貯金法施行

収の猶予に係る前条第一項各号に掲げる期間又は限度額については、当該確定申告書の提出の日において、当該各号に定める事実が生じたものとみなす。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

3 平成六年分の所得税について法第七条第一項の規定の適用を受けようとする災害減免令第二条第一項に規定する確定申告書を提出した者は、その提出の日以後に、法第七条第一項の阪神・淡路大震災による被害を平成七年に受けたものとして災害減免令第四条第一項若しくは第三項（これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第五条（災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を提出することはできない。

第四章　関税法等の特例

（申請等の期限の延長）

第十条 法第八条第一項の規定により同項に規定する申請等（以下この条において「申請等」という。）に関する期限が同項に規定する指定日の翌日まで延長された者は、当該延長をされる前の期限後にその申請等をする場合においては、当該申請等に関する期限が同項の規定により延長された期限に該当する旨を記載した書面に、その者が阪神・淡路大震災の発生の時に同項に規定する指定地域（以下この章において「指定地域」という。）に住所又は居所を有し、かつ、当該震災の被災者であることを証する書類を添付して、これを当該申請等をすべき税関長に提出しなければならない。

2 法第八条第三項の規定により同項に規定する延長された申請等に関する期限の延長を求めようとする者は、同項に規定する理由のやんだ後相当の期間内に、当該理由を記載した書面に、その者が阪神・淡路大震災の発生の時に指定地域に住所又は居所を有し、かつ、当該震災の被災者であることを証する書類を添付して、これを当該申請等をすべき税関長に提出しなければならない。

3 税関長は、前項の規定による書面（同項の規定により添付すべき書類を含む。）の提出があった場合において、その提出をした者が法第八条第三項に規定する理由により同条第一項の規定により延長された申請等に関する期限までにその申請等をすることができないと認めるときは、期日を指定して当該延長された期限を延長するものとする。

4 法第八条第四項の規定により同項に規定する申請等に関する期限の延長を求めようとする者は、同項に規定する理由のやんだ後相当の期間内に、当該理由を記載した書面を、当該申請等をすべき税関長に提出しなければならない。

5 税関長は、前項の規定による書面の提出があった場合において、その提出をした者が法第八条第四項に規定する理由によりその者に係る申請等に関する期限までにその申請等をすることができないと認めるときは、期日を指定して当該期限を延長するものとする。

（手数料の還付、軽減又は免除）

第十一条 法第九条第一項の規定により同項に規定する手数料の額に相当する金額の還付を受けようとする者は、法の施行の日から二月を経過する日までに、同項の還付を受けたい旨を記載した書面に、次に掲げる書類を添付して、これを当該手数料を納付した税関長に提出しなければならない。

一 還付を受けようとする金額に相当する額の法第九条第一項に規定する手数料を納付したことを証する書類

二 還付を受けようとする金額に相当する額の法第九条第一項に規定する手数料を納付した原因となった同項に規定する許可等に係る貨物が同項第一号又は第二号に掲げる貨物に該当することを証する書類

2 法第九条第二項の規定により同項に規定する手数料の免除を受けようとする者は、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第十七条、第二十八条（同令第三十条において準用する場合を含む。）、第六十二条（同令第六十五条において準用する場合を含む。）又は第八十七条第三項に規定する申請書の提出の際に、法第九条第二項の免除を受けたい旨を記載した書面及び免除を受けようとする当該手数料に係る貨物が同条第一項第一号又は第二号に掲げる貨物に該当することを証する書類を併せて提出しなければならない。

第十二条 法第十条第一項の規定により同項に規定する手数料の額に相当する金額の還付を受けようとする者は、法の施行の日から二月を経過する日までに、同項の還付を受けたい旨、その額に相当する金額の還付を受けようとする当該手数料に係る証明書類の交付された年月日及びその証明書類に係る税関の事務の内容を記載した書面に、当該証明書類が同項第一号、第二号又は第三号に該当することを証する書類を添付して、これを当該手数料を納付した税関長に提出しなければならない。

2 法第十条第二項の規定により同項に規定する手数料の免除を受けようとする者は、関税法施行令第八十八条第一項に規定する申請書の提出の際に、法第十条第二項の免除を受けたい旨を記載した書面及び免除を受けようとする当該手数料に係る証明書類が同条第一項第一号、第二号又は第三号に該当することを証する書類を併せて提出しなければならない。

第十三条 法第十一条の規定により同条に規定する手数料の額に相当する金額の還付を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）は、法の施行の日から二月を経過する日までに、その許可等（同条に規定する許可又は承認をいう。以下この条において同じ。）に係る手数料に相当する額の還付を受けようとする法第十一条に規定する保税蔵置場等（以下この条において「保税蔵置場等」という。）に関する次に掲げる事項を記載した書面に、その額に相当する金額の還付を受けようとする当該手数料を納付したことを証する書類及び第四号に掲げる事項を証する書類がある場合には当該書類を添付して、これを当該手数料を納付した税関長に提出しなければならない。

一 当該保税蔵置場等の名称及び所在地

二 当該保税蔵置場等の許可等に係る平成七年一月分以後の月分の手数料の納付額

三 当該保税蔵置場等の延べ面積（次項において「基準面積」という。）のうち阪神・淡路大震災により損傷したため業務の遂行に支障が生じている部分の延べ面積(同項において「損傷面積」という。)

四 当該保税蔵置場等の阪神・淡路大震災による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度

五 その他参考となるべき事項

2 税関長は、前項の規定による書面（同項の規定により添付すべき書類を含む。以下この項において同じ。）の提出があった場合において、その許可等に係る手数料に相当する額の還付を受けようとする保税蔵置場等が指定地域に所在しており、かつ、阪神・淡路大震災により損傷したため業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、当該保税蔵置場等の許可等に係る手数料（その納付期限が当該書面の提出の日において到来しているものに限る。）の納付額と、基準面積から損傷面積を控除して得た面積を当該保税蔵置場等の延べ面積とみなして税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）第四条第一項各号又は第五条第一項各号（同令第八条第一項第二号において準用する場合を含む。第五項第二号において同じ。）に掲げる延べ面積の区分に応じ手数料を納付するとした場合の当該手数料の額との差額に相当する金額を還付するものとする。この場合において、手数料の納付額に平成七年一月分の手数料の額が含まれているときは、同月分については、同月十七日から同月三十一日までの期間に相当する分として日割により計算した額に相当する金額を還付するものとする。

3 税関長は、前項の規定により還付する金額がある場合において、その還付を受けることとなる申請者の申出があるときは、その金額をその還付の対象となる月分の翌月分以後の月分において当該申請者が納付すべき手数料の額から控除するものとする。

4 法第十一条の規定により同条に規定する手数料の軽減又は免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、当該軽減又は免除を受けようとする月分の手数料の納付期限の十日前までに、その許可等に係る手数料の軽減又は免除を受けようとする保税蔵置場等に関する次に掲げる事項を記載した書面に、第三号に掲げる事項を証する書類がある場合には当該書類を添付して、これを当該手数料を納付すべき税関長に提出しなければならない。

一 当該保税蔵置場等の名称及び所在地

二 当該保税蔵置場等の延べ面積（次項第二号において「基準面積」という。）のうち阪神・淡路大震災により損傷したため業務の遂行に

において、同条第二項中「法第七十二条第一項」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第三条第一項」と読み替えるものとする。

3　居住者が平成六年分の所得税について法第三条第一項の規定の適用を受けた場合において、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十二条第一項の規定により控除された金額に係る法第三条第一項に規定する阪神・淡路大震災により生じた損失の金額のうちにその者と生計を一にする第一項に規定する親族の有する同条第一項に規定する資産について生じた損失の金額（以下この項において「親族の資産に係る損失の金額」という。）があるときは、当該親族の資産に係る損失の金額は、当該親族の平成七年分の所得税に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号。以下「災害減免法」という。）の規定の適用については、平成七年において生じなかったものとみなす。

（雑損控除の特例の対象となる雑損失の範囲等）

第三条　法第三条第一項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、所得税法施行令第二百六条第一項第一号から第三号までに掲げる支出のうち法第三条第二項に規定する確定申告書の提出の日の前日までにしたものとする。

2　法第三条第一項の規定により所得税法第七十二条第一項の規定が適用される場合における所得税法施行令第二百六条第二項の規定の適用については、同項中「その年においてした前項第一号から第三号までに掲げる」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成七年政令第二十九号）第三条第一項に規定する」とする。

3　所得税法施行令第二百六条第三項の規定は、法第三条第一項に規定する資産について生じた同項に規定する損失の金額を計算する場合について準用する。

（棚卸資産の損失に含まれるやむを得ない支出の範囲等）

第四条　法第四条第一項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、所得税法施行令第二百三条各号に掲げる費用の支出のうち法第四条第六項に規定する確定申告書の提出の日の前日までにしたものとする。

2　居住者が平成六年分の所得税について法第四条第一項の規定の適用を受ける場合において、同項の規定によりその者の同年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する損失の金額のうちに保険金、損害賠償金、見舞金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額があるときは、当該補てんされる部分の金額は、その者の同年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入するものとする。

（固定資産に準ずる資産の範囲等）

第五条　法第四条第二項に規定する政令で定める資産は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に係る繰延資産（所得税法第二条第一項第二十号に規定する繰延資産をいう。）のうちまだ必要経費に算入されていない部分とする。

2　法第四条第二項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、所得税法施行令第二百三条各号に掲げる費用の支出のうち法第四条第六項に規定する確定申告書の提出の日の前日までにしたものとする。

3　所得税法施行令第百四十二条及び第百四十三条の規定は、法第四条第二項から第四項までに規定する資産について生じたこれらの規定に規定する損失の金額を計算する場合について準用する。この場合において、同令第百四十二条第三号中「当該損失の生じた日の属する年分」とあるのは、「平成六年分」と読み替えるものとする。

（山林等の損失に含まれるやむを得ない支出の範囲）

第六条　法第四条第三項及び第四項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、所得税法施行令第二百三条各号に掲げる費用の支出のうち法第四条第六項に規定する確定申告書の提出の日の前日までにしたものとする。

（非居住者への適用）

第七条　第二条から前条までの規定は、非居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。）に課する所得税の課税標準及び所得税の額を計算する場合について準用する。

（平成六年分の所得税について雑損控除の特例の適用があった場合の徴収猶予の特例等）

第八条　平成六年分の所得税について法第三条第一項の規定の適用を受けようとする者が、同条第二項に規定する確定申告書の提出前に平成七年において、当該確定申告書の提出前に平成七年に支払を受けるべき給与等、公的年金等又は報酬等につき災害減免令第四条第一項若しくは第三項（これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該確定申告書の提出の日において現に当該申請書に係る災害減免法第三条第二項から第五項までの規定による徴収の猶予を受けているときは、当該徴収の猶予に係る次の各号に掲げる期間又は限度額については、当該確定申告書の提出の日において、当該各号に定める事実が生じたものとみなす。

一　災害減免令第四条第二項（災害減免令第六条又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の通知に係る所得税法第百八十三条、第二百三条の二又は第二百四条第一項の規定による徴収を猶予すべき期間　当該期間の終了

二　災害減免令第四条第三項（災害減免令第六条において準用する場合を含む。）の証票に記載された所得税法第百八十三条の規定による徴収を猶予すべき期間　当該期間の終了

三　災害減免令第十条第二項の通知に係る同項に規定する徴収猶予限度額　その者に支払われた給与等（日雇給与（災害減免令第四条第一項に規定する日雇給与をいう。第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）、公的年金等又は報酬等の金額が当該徴収猶予限度額に達したこと。

四　災害減免令第十条第二項の証票に記載された同項に規定する徴収猶予期間　当該期間の終了

2　税務署長は、前項の規定により同項第一号又は第三号に定める事実が生じたものとみなされた者があるときは、その者について所得税法第百八十三条、第二百三条の二又は第二百四条第一項の規定による徴収を猶予すべき理由がなくなった旨を、当該徴収を猶予していた給与等、公的年金等又は報酬等の支払者に通知するものとする。

3　第一項の確定申告書の提出をする者が災害減免法第三条第二項又は第五項の規定による徴収の猶予を受けている日雇給与を受ける者であるときは、当該日雇給与を受ける者は、第一項の規定により同項第二号又は第四号に定める事実が生じたものとみなされるこれらの規定に規定する徴収を猶予すべき期間又は徴収猶予期間が記載されているこれらの規定に規定する証票を、税務署長に返還しなければならない。

4　第一項の規定により同項各号に定める事実が生じたものとみなされた者について平成七年に災害減免令第九条第二項に規定する繰越雑損失の金額がある場合において、その者が当該繰越雑損失の金額を基として災害減免令第十条第一項の申請書を提出したときは、その者に係る災害減免令第九条第二項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「この号の規定」とあるのは、「この号及び第三条の二第一項から第五項まで又は第八条第一項の規定」とする。

5　平成六年分の所得税について法第三条第二項に規定する確定申告書を提出した者は、その提出の日以後に、同条第一項の阪神・淡路大震災による損失の金額が平成七年に生じたものとして災害減免令第四条第一項若しくは第三項（これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第五条（災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を提出することはできない。

第三章　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の特例

（平成六年分の所得税について災害被害者に対する所得税の減免の特例の適用があった場合の徴収猶予の特例等）

第九条　平成六年分の所得税について法第七条第一項の規定の適用を受けようとする者が、災害減免令第二条第一項に規定する確定申告書を提出する場合において、当該確定申告書の提出前に平成七年に支払を受けるべき給与等、公的年金等又は報酬等につき災害減免令第四条第一項若しくは第三項（これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該確定申告書の提出の日において現に当該申請書に係る災害減免法第三条第二項から第五項までの規定による徴収の猶予を受けているときは、当該徴

の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新令第一条に規定する災害（以下「災害」という。）により被害を受けた者について適用し、施行日前の災害により被害を受けた者については、なお従前の例による。

（施行日前に災害により被害を受けた給与所得者等に係る徴収猶予及び還付の特例）

第三条　平成七年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受け、かつ、改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（以下「旧令」という。）第三条の二第二項、第四項又は第五項の規定の適用を受けている同条第一項に規定する被災給与所得者等（以下「被災給与所得者等」という。）のうち当該災害のあった日において計算した平成七年分の旧令第一条に規定する合計所得金額の見積額（以下「災害時の合計所得金額の見積額」という。）が五百万円以下である者については、その者の申請により、施行日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新令第三条の二第一項に規定する給与等（以下「給与等」という。）又は同項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十三条又は第二百三条の二の規定による徴収（既に旧令第三条の二第二項、第四項又は第五項の規定により猶予されたものを除く。）を猶予し、かつ、平成七年一月一日から施行日の前日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等に係る同法第百八十三条又は第二百三条の二の規定により徴収された税額（既に旧令第三条の二第四項の規定により還付された税額を除く。）に相当する金額を還付する。

2　平成七年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受け、かつ、旧令第三条の二第五項の規定の適用を受けている被災給与所得者等のうち災害時の合計所得金額の見積額が五百万円を超え六百万円以下である者については、その者の申請により、その者が当該災害のあった日から六月を経過する日の前日までの間に支払を受けるべき給与等又は公的年金等に係る所得税法第百八十三条又は第二百三条の二の規定による徴収（既に旧令第三条の二第五項の規定により猶予されたものを除く。）を猶予する。

3　平成七年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受け、かつ、旧令第八条第一項（第一号を除く。）の規定の適用を受けている同項に規定する者のうち災害時の合計所得金額の見積額が五百万円以下である者については、その者の申請により、施行日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新令第八条第三項に規定する報酬等（以下「報酬等」という。）に係る所得税法第二百四条第一項の規定による徴収（既に旧令第八条第一項（第一号を除く。）の規定により猶予されたものを除く。）を猶予する。

4　平成七年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受け、かつ、旧令第八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けている同項に規定する者のうち災害時の合計所得金額の見積額が五百万円を超え六百万円以下である者については、その者の申請により、その者が当該災害のあった日から六月を経過する日の前日までの間に支払を受けるべき報酬等に係る所得税法第二百四条第一項の規定による徴収（既に旧令第八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により猶予されたものを除く。）を猶予する。

5　平成七年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受けた者が次の各号に掲げる者に該当するときは、その者の申請により、当該各号に掲げる給与等、公的年金等又は報酬等に係る所得税法第百八十三条、第二百三条の二又は第二百四条第一項の規定による徴収を猶予する。

一　災害時の合計所得金額の見積額が六百万円を超え七百五十万円以下である被災給与所得者等　施行日から六月を経過する日の前日までの間に支払を受けるべき給与等又は公的年金等

二　災害時の合計所得金額の見積額が七百五十万円を超え千万円以下である被災給与所得者等　施行日から三月を経過する日の前日までの間に支払を受けるべき給与等又は公的年金等

三　災害時の合計所得金額の見積額が六百万円を超え七百五十万円以下である報酬等の支払を受ける者　施行日から六月を経過する日の前日までの間に支払を受けるべき報酬等

四　災害時の合計所得金額の見積額が七百五十万円を超え千万円以下である報酬等の支払を受ける者　施行日から三月を経過する日の前日までの間に支払を受けるべき報酬等

6　新令第四条の規定は第一項若しくは第二項又は前項第一号若しくは第二号の規定による徴収の猶予について、新令第五条及び第七条の規定は第一項の規定による還付について、それぞれ準用する。

7　新令第八条第三項並びに同条第四項において準用する新令第四条第二項及び第四項の規定は、第三項若しくは第四項又は第五項第三号若しくは第四号の規定による徴収の猶予について準用する。

大蔵大臣　武村　正義
内閣総理大臣　村山　富市

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月二十日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二十九号

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令

内閣は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第三条第一項、第四条第一項から第四項まで、第六条、第七条第二項、第八条第二項から第四項まで及び第九条から第十一条までの規定に基づき、この政令を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　第二章及び第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　居住者、確定申告書、不動産所得、事業所得若しくは山林所得又は事業所得の金額　それぞれ阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項各号に規定する居住者、確定申告書、不動産所得、事業所得若しくは山林所得又は事業所得の金額をいう。

二　給与等　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号。以下「災害減免令」という。）第三条の二第一項に規定する給与等をいう。

三　公的年金等　災害減免令第三条の二第一項に規定する公的年金等をいう。

四　報酬等　災害減免令第八条第三項に規定する報酬等をいう。

2　第四章において、「証明書類」又は「製造工場」とは、法第二条第二項第三号又は第七号に規定する証明書類又は製造工場をいう。

第二章　所得税法の特例

（雑損控除の特例の適用を認められる親族の範囲等）

第二条　法第三条第一項に規定する政令で定める親族は、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族で平成六年分の所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百五条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の五第二十四項（同令第十九条第十項において準用する場合を含む。）、第二十条第四項（同令第二十一条第十項において準用する場合を含む。）又は第二十五条の八第十一項（同令第二十五条の十一第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えられた所得税法施行令第二百五条第一項に規定する合計額をいう。）が三十五万円以下であるものとする。この場合において、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族に該当するかどうかの判定は、平成七年一月十七日の現況による。

2　所得税法施行令第二百五条第二項の規定は、前項に規定する親族と生計を一にする居住者が二人以上ある場合について準用する。この場合

木挽町、元柳町、中島新町、水主町、吉島町、吉島羽衣町、白島北町、白島中町、白島東中町、白島九軒町、白島西中町、西白島町、東白島町、基町、猿楽町、細工町、横町、鳥屋町、大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、大手町四丁目、大手町五丁目、大手町六丁目、大手町七丁目、大手町八丁目、大手町九丁目、塩屋町、尾道町、紙屋町、研屋町、革屋町、立町、東魚屋町、八丁堀、上流川町、幟町、上柳町、鉄砲町、橋本町、石見屋町、胡町、東胡町、山口町、下柳町、銀山町、弥生町、薬研堀町、斜屋町、下流川町、堀川町、三川町、平田屋町、播磨屋町、西魚屋町、中町、鉄砲屋町、袋町、下中町、新川場町、小町、雑魚場町、国泰寺町、竹屋町、田中町、平塚町、鶴見町、宝町、富士見町、昭和町、平野町、南竹屋町、東千田町、千田町一丁目、千田町二丁目、千田町三丁目、台屋町、京橋町、的場町、金屋町、比治山町、稲荷町、松川町、土手町、桐木町、段原大畑町、段原町、段原東浦町、比治山本町、皆実町一丁目、二葉の里、大須賀町、松原町及び猿猴橋町

二 長崎市のうち、西北郷、東北郷、家野郷、西郷、家野町、大橋町、岡町、橋口町、山里町、坂本町、本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原町、松山町、駒場町、城山町、浜口町、竹ノ久保町、稲佐町二丁目、稲佐町三丁目、旭町一丁目、岩川町、目覚町、浦上町、茂里町、銭座町、井樋ノ口町、船蔵町、宝町、寿町、幸町、福富町、玉浪町、梁瀬町、高砂町、御船蔵町、御船町、八千代町、瀬崎町及び浜平町

別表第三（附則第二条関係）

一 広島県山県郡安野村のうち、島木及び段原

二 広島県佐伯郡水内村のうち、津伏、小原、井手ヶ原、矢流、草谷、古持、森、下井谷、門出口、木藤及び恵下

三 広島県佐伯郡河内村のうち、魚切、中郷、下城、上小深川及び下小深川

四 広島県佐伯郡石内村

五 広島県佐伯郡八幡村のうち、利松、口和田及び高井

六 広島県安佐郡久地村のうち、宇賀、高山、本郷下、本郷中、三国、魚切、本郷上、小野原中、名原、小野原上、境原及び幸ノ神

七 広島県安佐郡日浦村のうち、毛木二

八 広島県安佐郡戸山村

九 広島県安佐郡安村のうち、長楽寺及び高取

十 広島県安佐郡伴村

十一 長崎県西彼杵郡福田村のうち、柿泊郷、中浦郷、手熊郷及び上浦郷

十二 長崎県西彼杵郡式見村のうち、向郷、木場郷及び牧野郷

十三 長崎県西彼杵郡三重村のうち、鮎ノ内、白髪及び遠木場

十四 長崎県西彼杵郡時津村

十五 長崎県西彼杵郡長与村（高田郷及び吉無田郷を除く。）

十六 長崎県西彼杵郡矢上村のうち、現川名、田川内、薩摩城、中尾及び矢筈

十七 長崎県西彼杵郡日見村のうち、河内名

十八 長崎県西彼杵郡茂木町のうち、田手原名、木場名及び田上名

内閣総理大臣 村山 富市
大蔵大臣 武村 正義
厚生大臣 井出 正一
建設大臣 野坂 浩賢
自治大臣 野中 広務

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成七年二月二十日

内閣総理大臣 村山 富市

政令第二十七号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第四条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の次に次の二条を加える。

（阪神・淡路大震災に係る雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等）

第四条の二 法附則第四条の二第一項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第七条の十三の三第一項第一号から第三号までに掲げる支出のうち法附則第四条の二第二項に規定する申告書の提出の日の前日までにしたものとする。

2 法附則第四条の二第一項の規定により法第三十四条第一項の規定が適用される場合における第七条の十三の三第二項の規定の適用については、同項中「前年中における前項第一号から第三号までに掲げる支出」とあるのは、「附則第四条の二第一項に規定する支出」とする。

3 前二項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「第七条の十三の三第一項第一号」とあるのは「第四十八条の七第一項において準用する第七条の十三の三第一項第一号」と、「附則第四条の二第二項」とあるのは「附則第四条の二第三項において準用する同条第二項」と、前項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三百十四条の二第一項」と、「第七条の十三の三第二項」とあるのは「第四十八条の七第一項において準用する第七条の十三の三第二項」と、「「附則第四条の二第一項」とあるのは「「附則第四条の二第三項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

第四条の三 所得割の納税義務者が法附則第四条の二第一項の規定の適用を受けた場合において、法第三十四条第一項の規定の適用により控除された金額に係る法附則第四条の二第一項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちにその者と生計を一にする第七条の十三第一項に規定する親族の有する法附則第四条の二第一項に規定する資産について受けた損失の金額（以下本項において「親族の資産に係る損失の金額」という。）があるときは、当該親族の資産に係る損失の金額は、当該親族の平成八年度以後の年度分の個人の道府県民税に関する規定の適用については、平成七年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、同項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三百十四条の二第一項」と、「附則第四条の二第一項に規定する」とあるのは「附則第四条の二第三項において準用する同条第一項に規定する」と、「第七条の十三第一項」とあるのは「第四十八条の七第一項において準用する第七条の十三第一項」と読み替えるものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 村山 富市
大蔵大臣 武村 正義
自治大臣 野中 広務

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成七年二月二十日

内閣総理大臣 村山 富市

政令第二十八号

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条及び第三条第二項から第四項までの規定に基づき、この政令を制定する。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「六百万円」を「千万円」に改める。

第三条の二第一項中「三百万円」を「五百万円」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「三百万円を超え四百五十万円」を「五百万円を超え七百五十万円」に改め、同条第五項中「四百五十万円を超え六百万円」を「七百五十万円を超え千万円」に改める。

第八条第一項中「三百万円」を「五百万円」に、「四百五十万円」を「七百五十万円」に、「六百万円」を「千万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（以下「新令」という。）第三条の二及び第八条

する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)」に改める。

(公営住宅法施行令の一部改正)

第十二条　公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第四条の七第四号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第八条第一項」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十一条第一項」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第十三条　防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条の六第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)」に改める。

(船員保険法施行令の一部改正)

第十四条　船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の四中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)」に改める。

(国家公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第十五条　国家公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三の二第二項及び第八項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)」に改め、同条第九項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)」に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に」に改める。

(国民健康保険法施行令の一部改正)

第十六条　国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

十四　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)(同法第十八条の規定に係る部分を除く。)

第二十九条の二第三項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に改める。

(国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部改正)

第十七条　国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項第二号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第二条」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第一条」に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第十八条　地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第二項及び第八項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)」に改め、同条第九項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)」に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に」に改める。

(公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部改正)

第十九条　公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十四号を次のように改める。

十四　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正))

第二十条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和五十年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十条中「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第二十一条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和六十年政令第三百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二号中「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)」に改める。

(老人保健法施行令の一部改正)

第二十二条　老人保健法施行令(昭和五十七年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十一号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

十六　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)(同法第十八条の規定に係る部分を除く。)

(所得税法施行令の一部改正)

第二十三条　所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第八条第一項」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十一条第一項」に改める。

第三十条の三第二十号中「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)第二条第一項」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十四条第一項」に、「第三条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第四条の二第一項」を「第二十六条第一項」に、「第五条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第五条の二第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

(地方税法施行令の一部改正)

第二十四条　地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第八条第一項」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十一条第一項」に改める。

(厚生省組織令の一部改正)

第二十五条　厚生省組織令(昭和二十七年政令第三百八十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号を次のように改める。

二　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)の施行に関すること。

第三十三条第五号を次のように改める。

五　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関すること。

別表第一(第一条関係)

一　広島県安佐郡祇園町
二　広島県安芸郡戸坂村のうち、狐爪木
三　広島県安芸郡中山村のうち、中、落久保、北平原、西平原及び寄田
四　広島県安芸郡府中町のうち、茂陰北
五　長崎県西彼杵郡福田村のうち、大浦郷、小浦郷、本村郷、小江郷及び小江原郷
六　長崎県西彼杵郡長与村のうち、高田郷及び吉無田郷

別表第二(第一条関係)

一　広島市のうち、楠木町一丁目、楠木町二丁目、楠木町三丁目、三篠本町一丁目、三篠本町二丁目、横川町一丁目、横川町二丁目、横川町三丁目、打越町、山手町、南三篠町、福島町、中広町、上天満町、天満町、西天満町、東観音町一丁目、東観音町二丁目、西観音町一丁目、西観音町二丁目、観音本町、南観音町、広瀬北町、寺町、空鞘町、西引御堂町、広瀬元町、鷹匠町、綿町、横堀町、北榎町、新市町、榎町、西九軒町、西大工町、十日市町、左官町、鍛冶屋町、油屋町、猫屋町、塚本町、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、堺町四丁目、西地方町、西新町、小網町、河原町、舟入町、舟入仲町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、中島本町、材木町、天神町、

し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第八条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4　部会長は、その部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、その部会に属する委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

6　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（専門の事項の調査）

第九条　審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、学識経験のある者のうちから厚生大臣が委嘱する者に、当該専門の事項に関する調査を行わせることができる。

（庶務）

第十条　審議会の庶務は、厚生省保健医療局企画課において処理する。

（運営）

第十一条　第六条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

（政令で定める機関）

第十二条　法第十二条第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者

二　老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者

2　前項の規定は、法第十九条第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものについて準用する。

（医療に関する審査機関）

第十三条　法第十五条第三項及び第二十条第一項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合に設置される医療に関する審査機関とする。

（交付金）

第十四条　法第四十三条第一項の規定により毎年度国が都道府県並びに広島市及び長崎市に交付する交付金の額は、次に掲げる額（広島市及び長崎市にあっては、第六号に掲げる額を除く。）の合計額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

一　法第二条第二項の規定により都道府県知事が行う被爆者健康手帳の交付に要する費用の額

二　法第七条の規定により都道府県知事が行う健康診断に要する費用の額

三　法第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第三十二条の規定により都道府県知事が行う医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料の支給に要する費用の額

四　法第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項及び第二十八条第二項の規定により都道府県知事に対して行われた認定の申請の件数を基準として厚生大臣の定める方式によって算定した認定の事務の処理に要する費用の額

五　法第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第三十二条の規定により都道府県知事が行う医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料の支給の件数を基準として厚生大臣の定める方式によって算定した医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料の支給の事務の処理に要する費用の額

六　第十六条第一項の規定により都道府県知事が行う医療費及び一般疾病医療費の支給の事務の処理に要する費用の額

七　第十六条第一項の規定により都道府県知事が行う特別葬祭給付金の支給を受ける権利の認定の事務の処理に要する費用の額

（国庫の負担）

第十五条　法第四十三条第二項の規定により毎年度国が都道府県並びに広島市及び長崎市に対して負担する額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

一　法第三十一条の規定により都道府県知事が行う介護手当の支給に要する費用の額の十分の八に相当する額

二　法第三十一条の規定により都道府県知事が行う介護手当の支給の件数を基準として厚生大臣の定める方式によって算定した介護手当の支給の事務の処理に要する費用の額の二分の一に相当する額

（権限の委任）

第十六条　法第五十一条の規定により、法第十七条第一項及び第三項（法第二十一条において準用する場合を含む。）並びに第十八条第一項に規定する厚生大臣の権限は、都道府県知事に委任し、法第三十三条第三項に規定する厚生大臣の権限は、都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長に委任する。

2　法第十七条第三項（法第二十一条において準用する場合を含む。）に規定する権限は、前項の規定にかかわらず、厚生大臣も行使することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（法附則第十七条の政令で定める区域）

第二条　法附則第十七条の政令で定める区域は、広島市又は長崎市に原子爆弾が投下された当時の別表第三に掲げる区域とする。

（法附則第十九条の政令で定める経過措置）

第三条　法の施行の際現に法附則第三条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十二条第四項又は第十四条の四第二項の規定により委託を受けている者は、それぞれ、法第十五条第四項又は第二十条第二項の規定により委託を受けた者とみなす。

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令等の廃止）

第四条　次に掲げる政令は、廃止する。

一　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第七十五号）

二　原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行令（昭和四十三年政令第二百七十三号）

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置）

第五条　施行日前に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令（以下「旧原爆医療法施行令」という。）第二条の規定により備えられた被爆者健康手帳交付台帳は、第二条の規定により備えられた被爆者健康手帳交付台帳とみなす。

第六条　この政令の施行前に旧原爆医療法施行令第三条第一項の規定によりされた届出は、第三条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第七条　この政令の施行の際現に旧原爆医療法施行令第四条の規定による被爆者健康手帳の再交付の申請をしている者に係る当該申請は、第四条の規定による被爆者健康手帳の再交付の申請とみなす。

第八条　この政令の施行の際現に旧原爆医療法施行令第六条第一項の規定により置かれた会長である者は、第六条第一項の規定により置かれた会長とみなす。

第九条　この政令の施行の際現に旧原爆医療法施行令第八条第一項の規定により置かれている部会は、第八条第一項の規定により置かれた部会とみなす。

2　この政令の施行の際現に旧原爆医療法施行令第八条第二項の規定により指名された委員である者は、第八条第二項の規定により指名された委員とみなす。

3　この政令の施行の際現に旧原爆医療法施行令第八条第三項の規定により置かれた部会長である者は、第八条第三項の規定により置かれた部会長とみなす。

第十条　この政令の施行の際現に旧原爆医療法施行令第八条の二の規定により厚生大臣が委嘱している者に係る当該委嘱は、第九条の規定により厚生大臣がした委嘱とみなす。

（健康保険法施行令の一部改正）

第十一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第七十九条中「原子爆弾被爆者の医療等に関

[illegible]

[illegible]

2　前項の規定の適用を受けた農業生産法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなった日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　指定期間内に前項の特例勘定として経理した金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この項において「特例勘定残額」という。）の全部又は一部に相当する金額をもって固定資産の取得又は改良に充てた場合　当該取得又は改良に充てた金額に相当する金額

二　指定期間内に特例勘定残額を前号の場合以外の場合に取り崩した場合　当該取り崩した金額

三　指定期間を経過する日において、特例勘定残額を有している場合　当該特例勘定残額

四　指定期間内に解散した場合において、特例勘定残額を有しているとき。　当該特例勘定残額

5　指定期間内の各事業年度[illegible]において、特例勘定残額[illegible]の金額

3　前条第二項及び第三項の規定は、法第二条第二項において準用する同条第一項の規定又は[illegible]損金の額に算入する場合について準用する。

4　前条第四項及び第五項の規定は、法第二条第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けた農業生産法人について準用する。

5　第一項の特例勘定を設けている農業生産法人が合併により消滅した場合には、その合併の日において当該特例勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、前三項の規定の適用については、これを当該合併法人に係る第一項の特例勘定とみなす。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　武村　正義

内閣総理大臣　村山　富市

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月十七日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二十六号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第一条第一号及び第二号、第二条第三項、第五条、第十二条第一項、第十五条第三項、第十九条第一項、第二十条第一項、第四十三条第一項及び第二項、第五十一条並びに附則第十七条及び第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（被爆者の範囲）

第一条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）第一条第一号の政令で定める区域は、広島市又は長崎市に原子爆弾が投下された当時の別表第一に掲げる区域とする。

2　法第一条第二号の政令で定める期間は、広島市に投下された原子爆弾については昭和二十年八月二十日までとし、長崎市に投下された原子爆弾については同年同月二十三日までとする。

3　法第一条第三号の政令で定める区域は、原子爆弾が投下された当時の別表第二に掲げる区域とする。

（被爆者健康手帳交付台帳）

第二条　都道府県知事（広島市又は長崎市にあっては、当該市の長とする。次条、第四条、第十四条（第六号を除く。）及び第十五条において同じ。）は、被爆者健康手帳交付台帳を備え、これに被爆者健康手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

（居住地の変更）

第三条　被爆者健康手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）を移したときは、三十日以内に、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2　都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3　第一項の規定の適用については、広島市及び長崎市の区域は、それぞれ広島県及び長崎県の区域外とし、一の都道府県の区域とみなす。

（被爆者健康手帳の再交付）

第四条　都道府県知事は、被爆者健康手帳を破り、汚し、又は失った者から被爆者健康手帳の再交付の申請があったときは、被爆者健康手帳を交付しなければならない。

（省令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、被爆者健康手帳について必要な事項は、厚生省令で定める。

（会長）

第六条　原子爆弾被爆者医療審議会（以下「審議会」という。）に、委員の互選による会長を置く。

2　会長は、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

（会議）

第七条　審議会は、会長が招集する。

2　審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決

第三条中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条の表第一号を次のように改める。

一　農林水産大臣が定める基準に基づき、青年農業者その他の農業を担うべき者が、能率的な農業の技術又は経営方法を習得するのに必要な資金（新たに就農しようとする青年が研修を受けるのに必要な資金を除く。）	五年以内	三年以内

第三条の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条の次に次の一条を加える。

（市町村の指定の基準）

第三条の二　法第三条第二項第二号の政令で定める基準は、特定地域新部門導入資金の貸付けの事業に係る事務を適正に執行する見込みがあると認められることとする。

第四条中「第十条」の下に「（法第二十三条において準用する場合を含む。）」を加える。

第六条中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　指定市町村が法第二十三条において読み替えて準用する法第十九条第一項の規定により、同項の農業協同組合に委託することができる事務は、法第三条第二項の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務とする。

第六条の二第一項中「十一年」を「十三年」に、「四年」を「六年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県貸付金の償還方法等）

第六条の三　都道府県が法第三条第二項の規定により貸し付ける資金（第三項において「都道府県貸付金」という。）の償還期間は、十三年（六年以内の据置期間を含む。）以内とする。

2　指定市町村が法第二十三条において準用する法第十条の規定により償還金の支払を猶予したときは、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十一条の六第一項の規定の適用については、同項第五号に該当するものとみなす。

3　都道府県が、指定市町村に対し、地方自治法施行令第百七十一条の六第一項の規定により都道府県貸付金の償還期限を延長したときは、国の債権の管理等に関する法律第二十四条第一項の規定の適用については、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における政府貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

第七条中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の第三条の表第二号の資金は、この政令の施行後においても平成七年九月三十日までの間は、貸し付けることができる。

3　この政令の施行前に貸し付けられた改正前の第三条の表第二号の資金及びこの政令の施行後前項に規定する日以前に貸し付けられる改正前の第三条の表第二号の資金については、なお従前の例による。

4　この政令の施行前に貸し付けられた農業改良資金助成法第二十条第一項の政府貸付金の償還期間については、なお従前の例による。

（青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令の一部改正）

5　青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第三条の表第三号」を「第三条の表第二号」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

6　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の二の二第二項第二号中「生産方式改善資金」の下に「又は特定地域新部門導入資金」を加える。

農林水産大臣　大河原太一郎
自治大臣　野中　広務
内閣総理大臣　村山　富市

総理府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成七年二月十五日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二十三号

総理府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

総理府本府組織令（昭和二十七年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項の表に次のように加える。

阪神・淡路復興委員会	内閣総理大臣の諮問に応じて、平成七年の兵庫県南部地震による災害に関し、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる復興のための施策に関し総合調整を要する事項を調査審議し、及び当該諮問に関連する事項について、内閣総理大臣に意見を述べること。

附則に次の一項を加える。

4　第十八条第一項の表に掲げる審議会等のうち、阪神・淡路復興委員会は、平成八年二月十四日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　村山　富市

阪神・淡路復興委員会令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成七年二月十五日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二十四号

阪神・淡路復興委員会令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条　阪神・淡路復興委員会（以下「委員会」という。）は、委員七人をもって組織する。

2　委員会に、特別の事項について国家的見地から意見を述べさせるため必要があるときは、特別顧問を置くことができる。

（委員及び特別顧問）

第二条　委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　特別顧問は、委員会の調査審議事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員及び特別顧問は、非常勤とする。

（委員長）

第三条　委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は、会務を総理する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（資料の提出等の要求）

第四条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第五条　委員会の庶務は、内閣総理大臣官房内政審議室において国土庁大都市圏整備局の協力を得て処理する。

（雑則）

第六条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　村山　富市

平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成七年二月十五日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二十五号

平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令

内閣は、平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関す

五五パーセント」に改め、同条第五号中「四・七〇パーセント」を「四・六〇パーセント」に改め、同条第六号中「四・七五パーセント」を「四・六五パーセント」に改める。

第二条第四号中「四・一五パーセント」を「四・〇五パーセント」に改め、同条第五号中「四・二〇パーセント」を「四・一〇パーセント」に改める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

大蔵大臣　武村　正義

内閣総理大臣　村山　富市

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月十五日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二十一号

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令

内閣は、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第二条第二項、第七条第二項及び第三項、第十一条第一項、第十七条第二項、第十八条第三項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（就農支援資金の種類、償還期間及び据置期間）

第一条　青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める資金は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る法第七条第二項の政令で定める期間及び同条第三項の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

就農支援資金の種類	償還期間	据置期間
一　法第二条第二項の認定就農者が同項の認定就農計画に従って就農するのに必要な能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修で農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金	十二年以内	四年以内
二　法第二条第二項の認定就農者が同項の認定就農計画に従って就農するのに必要な移転その他の事前の活動であって農林水産大臣が定める基準に適合するものを行うのに必要な資金	十二年以内	四年以内

（事務の委託）

第二条　都道府県青年農業者育成センター（次条において「センター」という。）が法第十一条第一項の規定により同項の農業協同組合連合会に委託することができる事務は、法第六条第一号の就農支援資金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務とする。

（償還方法）

第三条　都道府県が法第十七条第一項の規定により貸し付ける資金（第三項において「都道府県の貸付金」という。）の償還期間は、二十一年（十年以内の据置期間を含む。）以内とする。

2　法第十八条第二項の国の貸付金の償還期間は、二十一年（十年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、農林水産大臣の定める半年賦償還の方法によるものとする。

3　都道府県が、センターに対し、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十一条の六第一項の規定により都道府県の貸付金の償還期限を延長したときは、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十四条第一項の規定の適用については、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

（農業改良資金助成法の特例）

第四条　法第二十一条第一項の政令で定める種類の資金は、農業改良資金助成法施行令（昭和三十一年政令第百三十一号）第三条の表第三号に掲げる資金とする。

2　前項に規定する資金に係る法第二十一条第一項の政令で定める期間は、十二年以内とする。

3　第一項に規定する資金に係る法第二十一条第二項の政令で定める期間は、五年以内とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　大河原太一郎

内閣総理大臣　村山　富市

農業改良資金助成法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月十五日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二十二号

農業改良資金助成法施行令の一部を改正する政令

内閣は、農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第二条第二項及び第五項、第三条第二項第二号、第五条第一項及び第二項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十条第二項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）並びに第二十三条において準用する第十条及び第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

農業改良資金助成法施行令（昭和三十一年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同条を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（特定地域新部門導入資金の種類、償還期間及び据置期間）

第一条の二　法第二条第二項の政令で定める資金は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る法第五条第一項（法第二十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間及び同条第二項（法第二十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

特定地域新部門導入資金の種類	償還期間	据置期間
一　農林水産大臣が定める基準に基づき、農業者が、法第二条第二項の農林水産大臣が指定する地域において新たな農業部門の経営（当該農業部門に関連する農畜産物の加工の事業の経営を含む。以下同じ。）を開始する場合に、当該経営に必要な調査又は能率的な農業の技術（農畜産物の加工の技術を含む。）若しくは経営方法の習得を行うのに必要な資金	五年以内	三年以内
二　農林水産大臣が定める基準に基づき、農業者が、法第二条第二項の農林水産大臣が指定する地域において新たな農業部門の経営を開始する場合に、当該経営に必要な施設、機械若しくは資材を購入し若しくは設置し、排水改良、土壌改良その他作付条件の整備を行い、苗木の新植を行い、又は家畜を購入し若しくは育成するのに必要な資金	十二年以内	五年以内

第二条中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

中華人民共和国の個体群
アジアの個体群以外の個体群
インドの個体群以外の個体群
南米の個体群

を

カラカル・カラカル（異名フェリス・カラカル又はリュンクス・カラカル。カラカル）	アジアの個体群以外の個体群
ヘルパイルルス・ヤゴウアロウンディ（異名フェリス・ヤゴウアロウンディ。ジャガランディ）	中米及び北米の個体群以外の個体群
プリオナイルルス・ベンガレンスィス・ベンガレンスィス（異名フェリス・ベンガレンスィス・ベンガレンスィス。ベンガルヤマネコ）	バングラデシュ、インド及びタイの個体群以外の個体群
プリオナイルルス・ルビギノスス（異名フェリス・ルビギノスス。サビイロネコ）	インドの個体群以外の個体群

に改め、ドゥゴング・ドゥゴン（ジュゴン）の項の次に次のように加える。

ケラトテリウム・スィムム・スィムム（ミナミシロサイ）	南アフリカの個体群

別表第五のストルティオ・カメルス（ダチョウ）の項の次に次のように加える。

ファルコ・ネウトニ（マダガスカルチョウゲンボウ）	セイシェルの個体群以外の個体群
メラノスクス・ニゲル（クロカイマン）	エクアドルの個体群

別表第五のクロコデュルス・ニロティクス（ナイルワニ）の項中「、ソマリア」を削り、同表のヴィペラ・ウルスィニイ（ノハラクサリヘビ）の項中「キルギスタン」を「キリギス」に改め、同表のスクレロパゲス・フォルモスス（アジアアロワナ）の項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成七年二月十六日から施行する。ただし、別表第一の表二の改正規定及び別表第三の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の別表第二の表二の第一の一の(三)のきつねざる科の項に規定するその他の属の個体であって、昭和五十五年十一月四日から昭和六十年七月三十一日までの間に本邦内で取得され、又は本邦に輸入されたものは、改正後の別表第二の表二の第一の一の(五)の規定の適用については、昭和五十五年十一月四日前に本邦内で取得され、又は本邦に輸入された個体とみなす。

3　この政令の施行前に輸入された南米の個体群以外の個体群に属するキンキルラ属（チンチラ属）全種、ソマリアの個体群に属するクロコデュルス・ニロティクス（ナイルワニ）及びインドネシアの個体群に属するスクレロパゲス・フォルモスス（アジアアロワナ）の個体に関する譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り、陳列、登録及び登録票については、なお従前の例による。

4　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によるものとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　村山　富市
農林水産大臣　大河原太一郎

平成七年の兵庫県南部地震についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成七年二月八日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第十九号

平成七年の兵庫県南部地震についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成七年の兵庫県南部地震についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成七年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「、第四条」を「から第六条まで」に、「第二十四条第一項、第三項及び第四項並びに」を「第二十四条及び」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　村山　富市
大蔵大臣　武村　正義
農林水産大臣　大河原太一郎
自治大臣　野中　広務

資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成七年二月十五日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二十号

資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第四条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令（昭和六十二年政令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「四・六五パーセント」を「四・

きょうちくとう科	パキュポディウム・アムボンゲンセ	平成七年二月一六日
	パキュポディウム・バロニイ	平成二年一月一八日
	パキュポディウム・デカリュイ	平成二年一月一八日

別表第二の表二の第二のサボテン科の項中「コリュファンタ・ミニマ（異名エスコバリア・ミニマ）　昭和五八年七月二九日
コリュファンタ・スネエディイ（異名エスコバリア・スネエディイ）　昭和五八年七月二九日」を削り、「エキノケレウス・スクモルリイ（異名ウィルコクスィア・スクモルリイ）　昭和五八年七月二九日」を「エキノケレウス・スクモルリイ（異名ウィルコクスィア・スクモルリイ）　昭和五八年七月二九日
エスコバリア・ミニマ（異名コリュファンタ・ミニマ）　昭和五八年七月二九日
エスコバリア・スネエディイ（異名コリュファンタ・スネエディイ）　昭和五八年七月二九日」に改め、「レウクテンベルギア・プリンキピス（光山）　昭和五八年七月二九日」、「マンミルラリア・プルモサ（白星）　昭和五八年七月二九日」及び「ペディオカクトゥス・パピュラカントゥス（異名トウメヤ・パピュラカントゥス又はスクレロカクトゥス・パピュラカントゥス）　昭和五八年七月二九日」を削り、「スクレロカクトゥス・プレヴィハマティクス（異名アンキストロカクトゥス・トプスキイ又はスクレロカクトゥス・トプスキイ）」を「スクレロカクトゥス・プレヴィハマトゥス（異名アンキストロカクトゥス・トプスキイ）」に改め、「スクレロカクトゥス・メサエーヴェルダエ　昭和五八年七月二九日」を「スクレロカクトゥス・メサエーヴェルダエ　昭和五八年七月二九日
スクレロカクトゥス・パピュラカントゥス（異名トウメヤ・パピュラカントゥス又はペディオカクトゥス・パピュラカントゥス）　昭和五八年七月二九日」に改め、同表の第二のとうだいぐさ科の項中「エウフォルビア・キュリンドリフォリア　平成二年一月一八日」を「エウフォルビア・クレメルスィイ　平成七年二月一六日
エウフォルビア・キュリンドリフォリア（異名エウフォルビア・トゥベリフェラ）　平成二年一月一八日」に改め、「エウフォルビア・プリムリフォリア　平成二年一月一八日」を削り、「エウフォルビア・トゥレアレンスィス」の下に「（異名エウフォルビア・カプサインテマリエンスィス変種トゥレアレンスィス）」を加え、同表の第二のゆり科の項を次のように改める。

ゆり科	アロエ・アルビダ	昭和五五年一一月四日
	アロエ・アルビフロラ（雪女王）	平成七年二月一六日
	アロエ・アルフレディイ	平成七年二月一六日
	アロエ・バケリ	平成七年二月一六日
	アロエ・ベルラトゥラ	平成七年二月一六日
	アロエ・カルカイロフィラ	平成七年二月一六日
	アロエ・コンプレサ（異名アロエ・コンプレサ変種ルゴスクアモサ又はアロエ・コンプレサ変種スキストフィラ）	平成七年二月一六日
	アロエ・デルフィネンスィス	平成七年二月一六日
	アロエ・デスコイングスィイ	平成七年二月一六日
	アロエ・フラギリス	平成七年二月一六日
	アロエ・ハウォルティオイデス（異名アロエ・ハウォルティオイデス変種アウランティアカ。羽生錦）	平成七年二月一六日
	アロエ・ヘレナエ	平成七年二月一六日
	アロエ・ラエタ（異名アロエ・ラエタ変種マニアエンスィス）	平成七年二月一六日
	アロエ・パラルレリフォリア	平成七年二月一六日
	アロエ・パルヴラ	平成七年二月一六日
	アロエ・ピルランスィイ	昭和五五年一一月四日
	アロエ・ポリュフュルラ	昭和五五年一一月四日
	アロエ・ラウヒイ	平成七年二月一六日
	アロエ・スザンナエ	平成七年二月一六日
	アロエ・トルンクロフティイ	昭和五五年一一月四日
	アロエ・ヴェルスィコロル	平成七年二月一六日
	アロエ・ヴォスィイ	昭和五五年一一月四日

別表第二の表二の第二のらん科の項中「カトレイア・スキンネリ　昭和五五年一一月四日」を削り、「ディディキエア・クンニンガミイ（カニンガミーヒトツボクロモドキ）　昭和五五年一一月四日」を「デンドロビウム・クルエントゥム　平成七年二月一六日」に改め、「リュカステ・スキンネリ変種アルバ（異名リュカステ・ヴィルギナリス変種アルバ）　昭和五五年一一月四日」を削る。

別表第三のらん科の項の次に次のように加える。

はなしのぶ科	ポレモニウム・キウスィアヌム（ハナシノブ）

別表第五中キンキルラ属（チンチラ属）全種の項を削り、「

フェリス・ベンガレンスィス・ベンガレンスィス（ベンカルヤマネコ）
フェリス・カラカル（異名リュンクス・カラカル又はカラカル・カラカル。カラカル）
フェリス・ルビギノサ（サビイロネコ）
フェリス・ヤゴウアロウンディ（ジャガランディ）

五五年一一月四日」を「プセウドリュクス・ンゲティンヘンスィス（ベトナムレイヨウ） 平成七年二月一六日
ルピカプラ・ピュレナイカ・オルナタ（異名ルピカプラ・ルピカプラ・オルナタ。イタリアシャモア） 昭和五五年一一月四日」に改め、同表の第一の二の（二）のレア科の項中「プテロクネミア・ペンナタ（」を「レア・ペンナタ（異名プテロクネミア・ペンナタ。」に改め、同表の第一の二の（八）のがんかも科の項中「アナス・アウクランディカ・ネスィオティス（コバシチャイロガモ） 昭和五五年一一月四日」を「アナス・アウクランディカ（異名アナス・クロロティス又はアナス・ネスィオティス。チャイロガモ） アナス・ネスィオティス（コバシチャイロガモ）の個体については昭和五五年一一月四日、その他の種の個体については平成七年二月一六日」に改め、同表の第一の二の（九）のわしたか科の項中「コンドロヒエラクス・ウンキナトゥス・ウィルソニイ（」の下に「異名コンドロヒエラクス・ウィルソニイ。」を加え、同表の第一の二の（九）のはやぶさ科の項中「ファルコ・ネウトニ・アルダブラヌス（アルダブラチョウゲンボウ」を「ファルコ・ネウトニ（マダガスカルチョウゲンボウ」に改め、「ファルコ・ペレグリノイデス（異名」の下に「ファルコ・ペレグリヌス・バビュロニクス又は」を加え、同表の第一の二の（一〇）のきじ科の項中「ロフォフォルス属（ニジキジ属）全種 昭和五五年一一月四日」を「ロフォフォルス・インペヤヌス（ニジキジ） 昭和五五年一一月四日
ロフォフォルス・ルイスィイ（カラニジキジ） 昭和五五年一一月四日
ロフォフォルス・スクラテリ（オジロニジキジ） 昭和五五年一一月四日」に改め、同表の二の（一一）のカグー科の項中「リュノケトス・ユバタ（異名リュノケトス・ユバトゥス。」を「リュノケトス・ユバトゥス（」に改め、同表の第一の二の（一三）のおうむ科の項中「オグノリュンクス・イクテロティス（キミミインコ） 昭和五八年七月二九日」を「エオス・ヒストリオ（ヤクシャインコ） 平成七年二月一六日
オグノリュンクス・イクテロティス（キミミインコ） 昭和五八年七月二九日」に改め、「プスィタクラ・エコ（」の下に「異名プスィタクラ・クラメリ・エコ。」を加え、「プスィタクス・エリタクス・プリンケプス（オオガタコイネズミヨウム） 昭和五五年一一月四日」を削り、同表の第一の二の（一五）のはちどり科の項中「グラウキス・ドルニイ（異名ランフォドン・ドルニイ」を「ランフォドン・ドルニイ（異名グラウキス・ドルニイ」に改め、同表の第一の二の（一九）のひたき科の項中「ダスュオルニス・ロンギロストリス（」の下に「異名ダスュオルニス・ブラキュプテルス・ロンギロストリス。」を加え、「ピカタルテス属（ハゲチメドリ属）全種 昭和五五年一一月四日」を「ピカタルテス・ギュンノケファルス（ハゲチメドリ） 昭和五五年一一月四日
ピカタルテス・オレアス（ズアカハゲチメドリ） 昭和五五年一一月四日」に改め、同項の次に次のように加える。

むくどりもどき科	アゲライウス・フラヴュス（キバラムクドリモドキ）	平成七年二月一六日

別表第二の表二の第一の三の（一）のかめ科の項中「カクガ・テクタ・テクタ」を「カクガ・テクタ」に改め、同表の第一の三の（一）のりくがめ科の項中「ゲオケロネ・エレファントプス（異名テストゥド・エレファントプス」を「ゲオケロネ・ニグラ（異名ゲオケロネ・エレファントプス又はテストゥド・ニグラ」に、「プサンモバテス・ゲオメトリクス（異名テストゥド・ゲオメトリクス。チズガメ） 昭和五五年一一月四日」を「プサンモバテス・ゲオメトリクス（異名テストゥド・ゲオメトリクス。チズガメ） 昭和五五年一一月四日
テストゥド・クレインマンニ（エジプトリクガメ） 平成七年二月一六日」に改め、同表の第一の三の（一）のすっぽん科の項中「リセミュス・プンクタタ・プンクタタ（ハコスッポン） 昭和五五年一一月四日」を削り、「トリオニュクス・アテル（」の下に「異名アスピデレテス・アテル。」を、「トリオニュクス・ガンゲティクス（」の下に「異名アスピデレテス・ガンゲティクス。」を、「トリオニュクス・フルム（」の下に「異名アスピデレテス・フルム。」を、「トリオニュクス・ニグリカンス（」の下に「異名アスピデレテス・ニグリカンス。」を加え、同表の第一の三の（二）のクロコダイル科の項中「クロコデュルス・ノヴァエグイネアエ・ミンドレンスィス（」の下に「異名クロコデュルス・ミンドレンスィス。」を加え、同表の第一の三の（三）のむかしとかげ科の項中「スフェノドン・プンクタトゥス（ムカシトカゲ） 昭和五五年一一月四日」を「スフェノドン属（ムカシトカゲ属）全種 スフェノドン・プンクタトゥス（ムカシトカゲ）の個体については昭和五五年一一月四日、その他の種の個体については平成七年二月一六日」に改め、同表の第一の三の（五）のボア科の項中「ピュトン・モルルス・モルルス（」の下に「異名ピュトン・モルルス・ピンブラ。」を加え、同表の第一の四の（二）のひきがえる科の項中「アテロプス・ヴァリウス・ゼテキ（ツエテクマガイドクガエル） 昭和五八年七月二九日」を「アテロプス・ヴァリウス・ゼテキ（ツエテクマガイドクガエル） 昭和五八年七月二九日
ブフォ・ペリグレネス（オレンジヒキガエル） 平成七年二月一六日」に改め、同表の第一の五の（一）中「シーラカンス科」を「ラティメリア科」に改め、同表の第一の五の（五）中「シルベイ科」を「パンガシウス科」に改め、同表の第一の七のいしがい科の項中「ドロムス・ドロマス（」の下に「異名コンコドロムス・ドロマス。」を、「デュスノミア・クルティスィ」の下に「又はプラギオラ・フロレンティナ」を、「デュスノミア・フロレンティナ」の下に「又はプラギオラ・サンプソニ」を、「デュスノミア・サンプソニ」の下に「又はプラギオラ・スルカタ・ペロブリクア」を、「デュスノミア・スルカタ・ペロブリクア」の下に「又はプラギオラ・トルロサ・グベルナクルム」を、「デュスノミア・トルロサ・グベルナクルム」の下に「又はプラギオラ・トルロサ・トルロサ」を、「デュスノミア・トルロサ・トルロサ」の下に「又はプラギオラ・トゥルギドゥラ」を、「デュスノミア・トゥルギドゥラ」の下に「又はプラギオラ・ワルケリ」を加え、「ランプスィリス・ヒギンスィ」を「ランプスィリス・ヒギンスィイ」に、「ランプスィリス・サトゥラ」を「ランプスィリス・サトゥル」に改め、「ウニオ・ニクリニアナ」の下に「（異名メガロナイアス・ニクリニアナ）」を、「ウニオ・タンピコエンスィス・テコマテンスィス（」の下に「異名キュルトナイアス・タンピコエンスィス・テコマテンスィス又はランプスィリス・タンピコエンスィス・テコマテンスィス。」を加え、同表の第二のきょうちくとう科の項を次のように改める。

（二）バンディクート目

バンディクート科	カエロプス・エカウダトゥス（ブタアシバンディクート）	昭和五五年一一月四日
	マクロティス・ラゴティス（ミミナガバンディクート）	昭和五五年一一月四日
	マクロティス・レウクラ（チビミミナガバンディクート）	昭和五五年一一月四日
	ペラメレス・ボウガインヴィルレ（チビオビバンディクート）	昭和五五年一一月四日

（三）カンガルー目

ウォンバット科	ラスィオリヌス・クレフティイ（クレフトウォンバット）	昭和五五年一一月四日
カンガルー科	ラゴルケステス・ヒルストゥス（コシアカウサギワラビー）	昭和五五年一一月四日
	ラゴストロフス・ファスキアトゥス（シマウサギワラビー）	昭和五五年一一月四日
	オニュコガレア・フラエナタ（タヅナツメオワラビー）	昭和五五年一一月四日
	オニュコガレア・ルナタ（ミカヅキツメオワラビー）	昭和五五年一一月四日
ねずみカンガルー科	ベトンギア属（フサオネズミカンガルー属）全種	昭和五五年一一月四日
	カロプリュンヌス・カンペストリス（サバクネズミカンガルー）	昭和五五年一一月四日

別表第二の表二の第一の一の（一三）のうま科の項中「エクウス・アフリカヌス（」の下に「異名エクウス・アスィヌス。」を加え、「エクウス・ヘミオヌス・クル（」を「エクウス・オナゲル・クル（異名エクウス・ヘミオヌス・クル。」に改め、「エクウス・プルゼワルスキイ（」の下に「異名エクウス・カバルルス・プルゼワルスキイ。」を加え、同表の第一の一の（一四）のらくだ科の項の次に次のように加える。

じゃこうじか科	モスクス属（ジャコウジカ属）全種	平成元年四月一日

別表第二の表二の第一の一の（一四）のしか科の項を次のように改める。

しか科	アクスィス・ポルキヌス・アンナミティクス（異名ケルヴス・ポルキヌス・アンナミティクス。ベトナムホッグジカ）	昭和五五年一一月四日
	アクスィス・ポルキヌス・カラミアネンスィス（異名ケルヴス・ポルキヌス・カラミアネンスィス。カラミアンホッグジカ）	昭和五五年一一月四日
	アクスィス・ポルキヌス・クリ（異名ケルヴス・ポルキヌス・クリイ。バウエアンホッグジカ）	昭和五五年一一月四日
	ブラストケルス・ディコトムス（ヌマジカ）	昭和五五年一一月四日
	ケルヴス・ドゥヴァウケリイ（バラシンガジカ）	昭和五五年一一月四日
	ケルヴス・エラフス・ハングル（カシミールアカシカ）	昭和五五年一一月四日
	ケルヴス・エルディイ（エルドシカ）	昭和五五年一一月四日
	ダマ・メソポタミカ（異名ケルヴス・ダマ・メソポタミクス。ペルシャダマジカ）	昭和五五年一一月四日
	ヒポカメルス属（ゲマルジカ属）全種	昭和五五年一一月四日
	メガムンティアクス・ヴクアンゲンスィス（オオホエジカ）	平成七年二月一六日
	ムンティアクス・クリニフロンス（マエガミホエジカ）	昭和六〇年八月一日
	オゾトケロス・ベゾアルティクス（パンパスジカ）	昭和五五年一一月四日
	プドゥ・プドゥ（プーズー）	昭和五五年一一月四日

別表第二の表二の第一の一の（一四）のしか科の項の次に次のように加える。

ブロングホーン科	アンティロカプラ・アメリカナ（ブロングホーン）	アンティロカプラ・アメリカナ・ペニンスラリス（カリフォルニアブロングホーン）及びアンティロカプラ・アメリカナ・ソノリエンスィス（ソノラブロングホーン）の個体については昭和五五年一一月四日、その他の個体については平成四年六月一日

別表第二の表二の第一の一の（一四）のうし科の項中

「

アンティロカプラ・アメリカナ（ブロングホーン）	アンティロカプラ・アメリカナ・ペニンスラリス（カリフォルニアブロングホーン）及びアンティロカプラ・アメリカナ・ソノリエンスィス（ソノラブロングホーン）の個体については昭和五五年一一月四日、その他の個体については平成四年六月一日

」及び「

カプリコルニス・スマトラエンスィス（スマトラカモシカ）	昭和五五年一一月四日

」を削り、「

ネモルヘエドゥス・ゴラル（ゴーラル）	昭和五五年一一月四日

」を「

ナエモルヘドゥス・バイレイイ（アカゴーラル）	昭和五五年一一月四日
ナエモルヘドゥス・カウダトゥス（オナガゴーラル）	昭和五五年一一月四日
ナエモルヘドゥス・ゴラル（ゴーラル）	昭和五五年一一月四日
ナエモルヘドゥス・スマトラエンスィス（異名カプリコルニス・スマトラエンスィス。スマトラカモシカ）	昭和五五年一一月四日

」に、「オヴィス・アンモン・ホドグソニ」を「オヴィス・アンモン・ホドグソニイ」に、「

ルピカプラ・ルピカプラ・オルナタ（イタリアシャモア）	昭和

ラ）｜昭和五五年一一月四日
｜昭和六一年一月一日」を

「
せみくじら科	パラエナ・ミュスティケトゥス（ホッキョククジラ）	昭和五五年一一月四日
	エウバラエナ属（異名バラエナ属。セミクジラ属）全種	昭和五五年一一月四日
こせみくじら科	カペレア・マルギナタ（コセミクジラ）	昭和六一年一月一日

」に改め、同表の第一の一中（八）を（九）とし、（七）を（八）とし、（六）を（七）とし、（五）を削り、（四）を（六）とし、同表の第一の一の（三）のきつねざる科の項を次のように改める。

きつねざる科	きつねざる科全種	昭和五五年一一月四日

別表第二の表二の第一の一の（三）のきつねざる科の項の次に次のように加える。

いたちきつねざる科	いたちきつねざる科全種	昭和五五年一一月四日

別表第二の表二の第一の一の（三）のきぬざる科の項中「

カルリトリクス・ヤククス・アウリタ（ミミナガコモンマーモセット）	昭和五五年一一月四日
カルリトリクス・ヤククス・フラヴィケプス（キクガシラコモンマーモセット）	昭和五五年一一月四日

」を「

カルリミコ・ゴエルディイ（ゲルディモンキー）	昭和五五年一一月四日
カルリトリクス・アウリタ（ミミナガコモンマーモセット）	昭和五五年一一月四日
カルリトリクス・フラヴィケプス（キクガシラコモンマーモセット）	昭和五五年一一月四日

」に、「

サグイヌス・レウコプス（シロテタマリン）	昭和五五年一一月四日
サグイヌス・オエディプス（異名サグイヌス・ゲオフロイイ。ワタボウシタマリン）	昭和五五年一一月四日

」を「

サグイヌス・ゲオフロイイ（ジョフロワタマリン）	昭和五五年一一月四日
サグイヌス・レウコプス（シロテタマリン）	昭和五五年一一月四日
サグイヌス・オエディプス（ワタボウシタマリン）	昭和五五年一一月四日

」に改め、同表の第一の一の（三）のゲルディモンキー科の項を削り、同表の第一の一の（三）のおまきざる科の項中「

アロウアタ・パルリアタ（マントホエザル）	昭和五五年一一月四日

」を「

アロウアタ・パルリアタ（マントホエザル）	昭和五五年一一月四日
アロウアタ・ピグラ（メキシコクロホエザル）	昭和五五年一一月四日

」に改め、同表の第一の一の（三）のおながざる科の項を次のように改める。

おながざる科	ケルコケブズ・ガレリトゥス・ガレリトゥス（ボウシマンガベイ）	昭和五五年一一月四日
	ケルコピテクス・ディアナ（異名ケルコピテクス・ロロワイ。ダイアナモンキー）	昭和五六年六月六日
	マカカ・スィレヌス（シシオザル）	昭和五五年一一月四日
	マンドリルルス・レウコファエウス（異名パピオ・レウコファエウス。ドリル）	昭和五六年六月六日
	マンドリルルス・スフィンクス（異名パピオ・スフィンクス。マンドリル）	昭和五六年六月六日
	ナサリス・コンコロル（異名スィミアス・コンコロル。メンタウェーコバナテングザル）	昭和五五年一一月四日
	ナサリス・ラルバトゥス（テングザル）	昭和五五年一一月四日
	プレスビュティス・ポテンジアニ（オナガラングール）	昭和五五年一一月四日
	プロコロブス・ペンナンティイ・キルキイ（異名コロブス・バディウス・キルキイ。ザンピアアカコロブス）	昭和五五年一一月四日
	プロコロブス・ルフォミトラトゥス（異名コロブス・バディウス・ルフォミトラトゥス。アカコロブス）	昭和五五年一一月四日
	ピュガトリクス属（異名リノピテクス属。ドゥクモンキー属）全種	ピュガトリクス・ネマイウス（アカアシドゥクモンキー）の個体については昭和五五年一一月四日、その他の種の個体については昭和六〇年八月一日
	セムノピテクス・エンテルルス（異名プレスビュティス・エンテルルス。ハヌマンラングール）	昭和五五年一一月四日
	トラキュピテクス・ゲエイ（異名プレスビュティス・ゲエイ又はセムノピテクス・ゲエイ。ゴールデンラングール）	昭和五五年一一月四日
	トラキュピテクス・ピレアトゥス（異名プレスビュティス・ピレアタ又はセムノピテクス・ピュレアトゥス。ボウシラングール）	昭和五五年一一月四日

別表第二の表二の第一の一の（三）のしょうじょう科の項を次のように改める。

ひと科	ゴリルラ・ゴリルラ（ゴリラ）	昭和五五年一一月四日
	パン属（チンパンジー属）全種	昭和五五年一一月四日
	ポンゴ・ピュグマエウス（オランウータン）	昭和五五年一一月四日

別表第二の表二の第一の一の（三）を同表の第一の一の（五）とし、同表の第一の一の（二）のおおこうもり科の項中「

プテロプス・インスラリス（ムナジロオオコウモリ）	平成二年一月一八日

」を「

アケロドン・ユバトゥス（フィリピンオオコウモリ）	平成七年二月一六日
アケロドン・ルキフェル（パナイオオコウモリ）	平成七年二月一六日
プテロプス・インスラリス（ムナジロオオコウモリ）	平成二年一月一八日

」に改め、同表の第一の一の（二）を同表の第一の一の（四）とし、同表の第一の一の（一）のバンディクート科の項、みみながバンディクート科の項、ウォンバット科の項及びカンガルー科の項を削り、同表の第一の一の（一）の次に次のように加える。

クトス・イサベルリヌス（ヒマラヤヒグマ）	昭和五五年一一月四日
ベタヌス（異名セレナルクトス・ティベタヌス。 マ）	昭和五五年一一月四日

に改め、同表の第一の一の（九）のいたち科の項中「ルトラ・フェリナ（」を「ロントラ・フェリナ（異名ルトラ・フェリナ。」に、「ルトラ・ロンギカウディス」を「ロントラ・ロンギカウディス」に、「ルトラ・インカルム又は」を「ルトラ・インカルム、ルトラ・ロンギカウディス又は」に、

「ルトラ・ルトラ（カワウソ）	昭和五五年一一月四日
ルトラ・プロヴォカクス（チリカワウソ）	昭和五五年一一月四日」

を

「ロントラ・プロヴォカクス（異名ルトラ・プロヴォカクス。チリカワウソ）	昭和五五年一一月四日
ルトラ・ルトラ（カワウソ）	昭和五五年一一月四日」

に改め、同表の第一の一の（九）のハイエナ科の項を削り、同表の第一の一の（九）のねこ科の項を次のように改める。

ねこ科	アキノニュクス・ユバトゥス（チーター）	昭和五五年一一月四日
	カラカル・カラカル（異名フェリス・カラカル又はリュンクス・カラカル。カラカル）	昭和五五年一一月四日
	カトプマ・テンミンキ（異名フェリス・テンミンキ。アジアゴールデンキャット）	昭和五五年一一月四日
	フェリス・ニグリペス（クロアシネコ）	昭和五五年一一月四日
	ヘルパイルルス・ヤゴウアロウンディ（異名フェリス・ヤゴウアロウンディ。ジャガランディ）	昭和五五年一一月四日
	レオパルドゥス・パルダリス（異名フェリス・パルダリス。オセロット）	レオパルドゥス・パルダリス・メアルンスィ（異名フェリス・パルダリス・メアルンスィ。コスタリカオセロット）及びレオパルドゥス・パルダリス・ミティス（異名フェリス・パルダリス・ミティス。ミティスオセロット）の個体については、昭和五五年一一月四日、その他の種の個体については平成二年一月一八日
	レオパルドゥス・ティグリヌス（異名フェリス・ティグリヌス。ジャガーネコ）	レオパルドゥス・ティグリヌス・オンキルラ（異名フェリス・ティグリヌス・オンキルラ。コスタリカジャガーネコ）の個体については、昭和五五年一一月四日、その他の種の個体については平成二年一月一八日
	レオパルドゥス・ウィエディイ（異名フェリス・ウィエディイ。マーゲイ）	レオパルドゥス・ウィエディイ・ニカラグアエ（異名フェリス・ウィエディイ・ニカラグアエ。ニカラグアマーゲイ）及びレオパルドゥス・ウィエディイ・サルヴィニア（異名フェリス・ウィエディイ・サルヴィニア。グァテマラマーゲイ）の個体については昭和五五年一一月四日、その他の種の個体については平成二年一月一八日
	リュンクス・パルディヌス（異名フェリス・パルディナ又はフェリス・リュンクス・パルディナ。スペインオオヤマネコ）	平成二年一月一八日
	ネオフェリス・ネブロサ（ウンピョウ）	昭和五五年一一月四日
	オンキフェリス・ゲオフロイイ（異名フェリス・ゲオフロイイ。ジョフロワネコ）	平成四年六月一一日
	オレアイルルス・ヤコビタ（異名フェリス・ヤコビタ。アンデスネコ）	昭和五五年一一月四日
	パンテラ・レオ・ペルスィカ（インドライオン）	昭和五五年一一月四日
	パンテラ・オンカ（ジャガー）	昭和五五年一一月四日
	パンテラ・パルドゥス（ヒョウ）	昭和五五年一一月四日
	パンテラ・ティグリス（トラ）	パンテラ・ティグリス・アルタイカ（シベリアトラ）の個体については昭和六二年一〇月二二日、その他の種の個体については昭和五五年一一月四日
	パルドフェリス・マルモラタ（異名フェリス・マルモラタ。マーブルキャット）	昭和五五年一一月四日
	プリオナイルルス・ベンガレンスィス・ベンガレンスィス（異名フェリス・ベンガレンスィス・ベンガレンスィス。ベンガルヤマネコ）	昭和五五年一一月四日
	プリオナイルルス・プラニケプス（異名フェリス・プラニケプス。マレーヤマネコ）	昭和五五年一一月四日
	プリオナイルルス・ルビギノスス（異名フェリス・ルビギノスス。サビイロネコ）	昭和五五年一一月四日
	プマ・コンコロル・コリュイ（異名フェリス・コンコロル・コリュイ。フロリダピューマ）	昭和五五年一一月四日
	プマ・コンコロル・コスタリケンスィス（異名フェリス・コンコロル・コスタリケンスィス。コスタリカピューマ）	昭和五五年一一月四日
	プマ・コンコロル・コウグアル（異名フェリス・コンコロル・コウグアル。ペンシルバニアピューマ）	昭和五五年一一月四日
	ウンキア・ウンキア（異名パンテラ・ウンキア。ユキヒョウ）	昭和五五年一一月四日

別表第一の表一の第一の一の（九）のねこ科の項の次に次のように加える。

あしか科	アルクトケファルス・トウンセンディ（グァダルーペオットセイ）	昭和五五年一一月四日
あざらし科	モナクス属（モンクアザラシ属）全種	昭和五五年一一月四日

別表第一の表一の第一の一の（九）を同表の第一の一の（一〇）とし、同表の第一の一の（八）のこくくじら科の項中「エスクリクティウス・ロブストゥス（」の下に「異名エスクリクティウス・グラウクス。」を加え、同表の第一の一の（八）中

「せみくじら科	バラエナ属（セミクジラ属）全種 カペレア・マルギナタ（コセミクジ

緑町 原町	西淡町 南淡町	三

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　前田　勲男
建設大臣　野坂　浩賢
内閣総理大臣　村山　富市

住宅金融公庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月八日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第十七号

住宅金融公庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）附則第十四項の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第十七項の表に次のように加える。

平成六年度	三百八十九億円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　武村　正義
建設大臣　野坂　浩賢
内閣総理大臣　村山　富市

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月八日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第十八号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項から第五項まで、第二十条第一項及び第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表二の第一の三を同表の第一の五とし、同表の第一の二のこい科の項中「タナキア・タナゴ（ミヤコタナゴ）」を「アケイログナトゥス・ロンギビンニス（イタセンパラ）
タナキア・タナゴ（ミヤコタナゴ）」に改め、同表の第一の二を同表の第一の四とし、同表の第一の一の次に次のように加える。

二　爬虫綱 とかげ目	
へび科	オピストトロピス・キクザトイ（キクザトサワヘビ）
三　両生綱 さんしょううお目	
さんしょううお科	ヒュノビウス・アベイ（アベサンショウウオ）

別表第一の表二の第二のらん科の項の次に次のように加える。

はなしのぶ科	ポレモニウム・キウスィアヌム（ハナシノブ）

別表第二の表一の（一一）のおうむ科の項中「ペゾポルス・オキデンタリス（異名ゲオプスィタクス・オキデンタリス）」を「ゲオプスィタクス・オキデンタリス（異名ペゾポルス・オキデンタリス）」に改める。

別表第二の表二の第一の一の（一〇）を削り、同表の第一の一の（九）のくま科の項中「アイルロポダ・メラノレウカ（ジャイアントパンダ）　昭和六〇年八月一日」を「アイルロポダ・メラノレウカ（ジャイアントパンダ）　昭和六〇年八月一日
アイルルス・フルゲンス（レッサーパンダ）　平成七年二月一六日」に改め、「セレナルクトス・ティベタヌス（異名ウルスス・ティベタヌス。アジアクロクマ）　昭和五五年一一月四日」を削り、「ウルスス・アルクトス・イサベルリヌス（ヒマラヤヒグマ）　昭和五五年一一月四日」を「ウルスス・アル
ウルスス・ティ
アジアクロク

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成六年の三陸はるか沖地震による災害で、青森県八戸市の区域に係るもの	法第十二条、第十三条及び第十五条に規定する措置

（法第十五条第一項の政令で定める利率）

第二条　前条の激甚災害についての法第十五条第一項の政令で定める利率は、年四・七五パーセントとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　村山　富市
大蔵大臣　武村　正義
通商産業大臣　橋本龍太郎

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月三日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第十五号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第四項、第十一条の二第一項及び第三十六条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「製造所等」の下に「（容量が指定数量以上の液体危険物タンクを有しない製造所及び一般取扱所を除く。）」を加え、同条第二項中「液体危険物タンク」の下に「（製造所又は一般取扱所に係る工事にあつては、容量が指定数量以上の液体危険物タンク）」を加え、同条第四項に次の一号を加える。

三　液体危険物タンクの設置又は変更の工事で、当該液体危険物タンクについて国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準（水圧試験に関する部分に限る。）に適合している旨の自治省令で定める表示がされているもの　前項第四号の規定

第十三条第一項第七号中「（地下貯蔵タンクに次項第一号イに掲げる措置を講じたものにあつては、その外面）」を削り、同項第十三号ただし書を削り、同条第二項中「タンク室以外の場所に」を削り、「第六号まで」を「第五号まで、第六号（水圧試験に係る部分に限る。）」に改め、「第十二号まで」の下に「並びに当該地下貯蔵タンクをタンク室以外の場所に設置する場合にあつては同項第一号ロからニまで、当該地下貯蔵タンクを地盤面下に設けられたタンク室に設置する場合にあつては同項第二号及び第十四号」を加え、各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、同項第一号ロ中「当該タンク」とあるのは「地下貯蔵タンクに次項第一号イ又はロに掲げる措置を講じたもの（以下この項において「二重殻タンク」という。）」と、同号ハ及びニ中「当該タンク」とあるのは「二重殻タンク」と、同項第二号中「地下貯蔵タンク」とあるのは「二重殻タンク」と、「当該タンク」とあるのは「当該二重殻タンク」と、同項第三号及び第四号中「地下貯蔵タンク」とあるのは「二重殻タンク」とする。

第十三条第二項第一号イ中「地下貯蔵タンク」の下に「（次号イに掲げる材料で造つたものに限る。）」を加え、同項第三号を削り、同項第二号中「地下貯蔵タンクの」を「第二号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクの」に、「前号イ」を「第一号イ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　地下貯蔵タンクは、次のいずれかの材料で気密に造ること。

イ　厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板

ロ　貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて自治省令で定める強化プラスチック

三　前号ロに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに第一号ロに掲げる措置を講じたものは、自治省令で定めるところにより、当該措置を講じたものに作用する荷重に対して安全な構造とすること。

第十三条第三項中「第一項第三号」を「第一項第一号ロからニまで、第三号」に、「次のとおり」を「地下貯蔵タンクの外面を自治省令で定めるところにより保護すること」に改め、同項各号を削る。

第十七条第三項を次のように改める。

3　次に掲げる給油取扱所については、自治省令で、前二項に掲げる基準の特例を定めることができる。

一　飛行場で航空機に給油する給油取扱所

二　船舶に給油する給油取扱所

三　鉄道又は軌道によつて運行する車両に給油する給油取扱所

四　天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該天然ガスを充てんするための設備を設ける給油取扱所（次号に掲げるものを除く。）

五　自治省令で定める自家用の給油取扱所

第二十七条第六項第一号中「航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所」を「第十七条第三項第一号から第三号までに掲げるもの」に改め、同項第一号の二中「航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所」を「第十七条第三項第一号から第三号までに掲げる給油取扱所」に改める。

附　則

1　この政令は、平成七年四月一日から施行する。

2　この政令の施行の際現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所の構造及び設備で、この政令の施行の際現に存するもののうち、改正後の危険物の規制に関する政令（以下「新令」という。）第十三条第二項（新令第九条第一項第二十号ハ（新令第十九条第一項において準用する場合を含む。）又は新令第十七条第一項第六号イ若しくは第二項第二号においてその例による場合を含む。）においてその例によるものとされる新令第十三条第一項第二号から第四号までに定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

自治大臣　野中　広務
内閣総理大臣　村山　富市

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月六日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第十六号

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令

内閣は、罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第二十五条の二及び第二十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害として次の表の上欄に掲げる災害を定め、当該災害について同条の規定を適用する地区として同表の下欄に掲げる地区を定める。

災害	地区
平成七年の兵庫県南部地震に係る震災及びこれに伴って起こった火災	大阪府のうち 大阪市　堺市　岸和田市　豊中市　池田市　吹田市　高槻市　茨木市　泉佐野市　大東市　箕面市 兵庫県のうち 神戸市　尼崎市　明石市　西宮市　洲本市　芦屋市　伊丹市　宝塚市　三木市　川西市 加古郡のうち 播磨町 津名郡のうち 津名町　淡路町　北淡町　一宮町　五色町　東浦町 三原郡のうち

地方公共団体手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成七年二月一日

内閣総理大臣 村山富市

政令第十三号

地方公共団体手数料令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条第二項、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第十六条第一項、温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第十二条第二項、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項、製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第五条の二第一項、輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）第五条及び電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体手数料令（昭和三十年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号の四及び第三号の五中「二千八百円」を「三千二百円」に改め、同項第三号の六中「千四百円」を「千六百円」に改め、同項第三号の七中「書換え又は再交付」を「書換え」に改め、「又は再交付手数料」を削り、「七百円」を「八百円」に改め、同項第三号の八中「千四百円」を「千六百円」に改め、同号を同項第三号の九とし、同項第三号の七の次に次の一号を加える。

三の八 教育職員免許法第十五条の規定に基づく免許状の再交付	教育職員の免許状の再交付手数料	千円

第一条第一項第四号中「九万八千円」を「十一万円」に改め、同項第五号中「九万二千円」を「十万円」に改め、同項第六号中「二万九千円」を「三万四千円」に改め、同項第七号中「三千四百円」を「三千九百円」に改め、同項第八号中「二千五百円」を「二千九百円」に改め、同項第九号中「二千円」を「二千三百円」に改め、同項第十号中「二千百円」を「二千七百円」に改め、同項第十一号中「二千百円」を「二千四百円」に改め、同項第十六号中「四千七百円」を「五千五百円」に改め、同項第十七号中「二千五百円」を「二千九百円」に改め、同項第十八号中「二千九百円」を「三千三百円」に改め、同項第十九号中「四千七百円」を「五千五百円」に改め、同項第二十三号中「二千五百円」を「二千九百円」に改め、同項第二十四号中「二千九百円」を「三千三百円」に改め、同項第二十六号中「一万九千円」を「二万二千円」に改め、同項第二十六号の二中「六千二百円」を「七千二百円」に改め、同項第二十七号中「一万九千円」を「二万二千円」に改め、同項第二十九号中「四千七百円」を「五千五百円」に改め、同項第三十号中「一万四千円」を「一万六千円」に改め、同項第三十一号及び第三十一号の二中「二千二百円」を「二千五百円」に改め、同項第三十二号中「二千五百円」を「二千九百円」に改め、同項第三十三号中「二千九百円」を「三千三百円」に改め、同項第三十三号の二中「一万四千円」を「一万六千円」に改め、同項第三十四号中「四千七百円」を「五千五百円」に改め、同項第三十六号中「二千五百円」を「二千九百円」に改め、同項第三十七号中「二千九百円」を「三千三百円」に改め、同項第四十二号、第四十九号、第五十号、第五十一号及び第五十三号中「九千円」を「九千四百円」に改め、同項第七十一号の三中「四千七百円」を「五千五百円」に改め、同項第七十一号の四中「七千七百円」を「九千百円」に改め、同項第七十一号の五中「二千四百円」を「二千七百円」に改め、同項第七十一号の六中「三千円」を「三千四百円」に改め、同項第九十号中「二千九百円」を「三千四百円」に改め、同項第九十二号中「三千五百円」を「四千百円」に改め、同項第九十三号中「三千百円」を「三千七百円」に改め、同項第百二号中「二万八千円」を「三万千円」に改め、同項第百三号中「二千四百円」を「二千八百円」に改め、同項第百七号中「四千七百円」を「五千五百円」に改め、同項第百八号中「五千五百円」を「六千四百円」に改め、同項第百九号中「二千四百円」を「二千八百円」に改め、同項第百十号中「四千七百円」を「五千五百円」に改め、同項第百十一号中「三千六百円」を「四千二百円」に改め、同項第百十二号中「四千七百円」を「五千五百円」に改め、同項第百十四号中「二千九百円」を「三千四百円」に改め、同項第百十五号中「三千五百円」を「四千百円」に改め、同項第百十六号中「三千七百円」を「四千三百円」に改め、同項第百十七号及び第百十八号中「二千九百円」を「三千四百円」に改め、同項第百十九号及び第百二十号中「三千五百円」を「四千百円」に改め、同項第百二十　号中　一万五千円」を　万八千円」に改め、同項第百二十二号中「九千五百円」を「　万千円」に改め、同項第百二十三号中「二万五千円」を「二万八千円」に改め、同項第百二十四号中　九千五百円」を　万千円」に改め、同項第百二十四号の二及び第百二十五号中「六千円」を　六千九百円」に改め、同項第百　十六号中「千七百円」を「二千円」に改め、同項第百二十七号中「二千四百円」を「二千八百円」に改め、同項第百二十八号中「千七百円」を「二千円」に改め、同項第百二十九号中「二千四百円」を「二千八百円」に改め、同項第百二十九号の二中「千七百円」を「二千円」に改め、同項第百二十九号の三中「二千四百円」を「二千八百円」に改め、同項第百二十九号の四中「千七百円」を「二千三百円」に改め、同項第百二十九号の五中「二千八百円」を「三千九百円」に改め、同項第百三十一号中「七千円」を「八千五百円」に改め、同項第百五十八号中「三千二百円」を「三千五百円」に、「四千三百円」を「四千八百円」に改め、同項第百五十九号中「八百円」を「九百三十円」に改め、同項第百五十九号の　中「二千三百円」を「二千六百円」に改め　同項第百五十九号の三中「千六百円」を「千八百円」に改め、同項第百五十九号の四中「八百円」を「九百八十円」に改め、同項第百五十九号の五中「八百円」を「九百四十円」に改め、同項第百六十号中　千六百円」を「二千九百円」に改め、同項第百七十二号中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同項第百七十二号の八の次に次の三号を加える。

百七十二の九 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第三項の規定に基づく電気工事士免状の交付	電気工事士免状交付手数料	第一種電気工事士免状にあつては五千四百円、第二種電気工事士免状にあつては四千七百円
百七十二の十 電気工事士法第四条第七項の規定に基づく電気工事士免状の再交付	電気工事士免状再交付手数料	二千二百円
百七十二の十一 電気工事士法第四条第七項の規定に基づく電気工事士免状の書換え	電気工事士免状書換え手数料	千百円

第　条第　項第百八十八号の四中「二万八千円」を「三万　千円」に改め　同項第百八十八号の五中「二万二千円」を「二　万六千円」に改め、同項第百八十八号の六中「五百八十円」を「六百六十円」に改め　同項第百八十八号の七中「三百六十円」を「四百二十円」に改め、同項第二百七号中「面積が」の下に「〇・　クタール未満のときは八万四千円、　を加え、同項第二百八号の三中「第五条の九第四項　を「第六条第四項」に、「四千四百円」を「五千百円」に改める。

附　則

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第　項第百七十二号の八の次に三号を加える改正規定及び次項の規定は平成七年四月一日から、同条第　項第百五十八号から第百六十号までの改正規定は同月十六日から施行する。

2 電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の表中第　号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、第九号を第五号とする。

内閣総理大臣 村山富市
文部大臣 与謝野馨
厚生大臣 井出正一
農林水産大臣 大河原太一郎
通商産業大臣 橋本龍太郎
自治大臣 野中広務

平成六年の三陸はるか沖地震による青森県八戸市の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成七年二月一日

内閣総理大臣 村山富市

政令第十四号

平成六年の三陸はるか沖地震による青森県八戸市の区域に係る災害につ　ての激甚災害の指定及び　れに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第　項及び第二項並びに第十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

2　前項の規定により公社の業務が行われる場合には、公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十三条第一項に規定する業務」とする。

第五章　雑則

（監視区域の指定）

第二十四条　都道府県知事又は指定都市の長は、被災市街地復興推進地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の二第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

（政令への委任）

第二十五条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（経過措置）

第二十六条　この法律の規定に基づき政令又は建設省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は建設省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第六章　罰則

第二十七条　第七条第五項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物を移転せず、若しくは除却しなかった者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（中核市に関する経過措置）

第二条　地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法第二編第十二章の改正規定が施行されるまでの間においては、第九条の見出し中「大都市等」とあるのは「大都市」と、同条中「（以下この条及び第二十四条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）」とあるのは「（以下この条及び第二十四条において「指定都市」という。）」と、「指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の」とあり、及び「指定都市等の」とあるのは「指定都市の」とする。

（土地区画整理法の一部改正）

第三条　土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「人口の集中の特に著しい政令で定める大都市の既に市街地を形成している区域及びこれに接続して既に市街地を形成している」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　人口の集中の特に著しい政令で定める大都市の既に市街地を形成している区域及びこれに接続して既に市街地を形成している区域

二　大規模な災害を受けた都市で政令で定めるものの区域のうち、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域の区域

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第四条　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「掲げる土地」の下に「（イからニまでに掲げる土地にあっては政令で定める高度利用地区の区域その他の区域内にあるものに限り、ホに掲げる土地にあっては被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるものに限る。）」を加え、「における政令で定める高度利用地区の区域その他の区域内」を削り、同号に次のように加える。

ホ　大規模な災害を受けた都市で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地

第二条第一項中「定めるもの」の下に「及び同号ホに掲げる土地」を加える。

（都市計画法の一部改正）

第五条　都市計画法の一部を次のように改正する。

第十条の三の次に次の一条を加える。

（被災市街地復興推進地域）

第十条の四　都市計画には、当該都市計画区域について必要があるときは、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。

2　被災市街地復興推進地域については、名称、位置及び区域その他政令で定める事項のほか、別に法律で定める事項を都市計画に定めるものとする。

3　被災市街地復興推進地域内における建築物の建築その他の行為に関する制限については、別に法律で定める。

第十三条第一項中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「第五号前段」を「第六号前段」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　被災市街地復興推進地域は、大規模な火災、震災その他の災害により相当数の建築物が滅失した市街地の計画的な整備改善を推進して、その緊急かつ健全な復興を図る必要があると認められる土地の区域について定めること。

第十三条第三項中「促進区域」の下に「、被災市街地復興推進地域」を加える。

第十四条第二項中「遊休土地転換利用促進地区の区域」の下に「、被災市街地復興推進地域の区域」を加える。

第二十一条第一項中「第十三条第一項第十三号」を「第十三条第一項第十四号」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第六条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二条の二第四項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「次条第一項の政令で定める大都市の既に市街地を形成している区域及びこれに接続して既に市街地を形成している」を「次のイ又はロに掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　次条第一項の政令で定める大都市の既に市街地を形成している区域及びこれに接続して既に市街地を形成している区域

ロ　大規模な災害を受けた都市で政令で定めるものの区域のうち、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域の区域

（建設省設置法の一部改正）

第七条　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）」を「、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）」に改める。

建設大臣　野坂　浩賢

内閣総理大臣　村山　富市

（施行地区外における住宅の建設等）

第十六条　施行者は、土地区画整理法第二条第一項の事業として、施行地区外において、前条第二項又は第三項の規定により住宅等を与えられるべき旨の申出をした者のために必要な住宅等の建設又は取得（住宅又は住宅の用途に供する建築物を建設するために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを含む。）を行うことができる。この場合においては、同法第二条第四項中「土地区画整理事業を施行する土地」とあるのは、「土地区画整理事業を施行する土地（被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第十六条第一項前段に規定する住宅等の建設又は取得を行う土地を除く。）」とする。

2　前項の場合における同項前段に規定する住宅等の建設又は取得に関する事業についての土地区画整理法第百七条第二項から第四項までの規定（地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。）の適用については、土地区画整理法第百七条第二項及び第三項中「土地及び建物」とあり、及び同条第四項中「土地及びその土地に存する建物」とあるのは、「土地及び建物並びに被災市街地復興特別措置法第十六条第一項の規定により施行者が建設又は取得をした住宅等」とする。

3　施行者が第一項の規定により施行地区外において住宅等の建設又は取得を行う場合においては、当該住宅等の建設又は取得に関する事業については、土地区画整理法第七十二条、第七十三条、第七十九条、第八十一条及び第八十二条の規定は、適用しない。

（公営住宅等及び居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設の用地）

第十七条　土地区画整理法第三条第三項若しくは第四項、第三条の二第一項若しくは第二項、第三条の三第一項若しくは第二項又は第三条の四の規定により施行する被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画においては、次に掲げる施設の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

一　公営住宅等

二　第五条第一項第一号に規定する災害を受けた市街地に居住する者の共同の福祉又は利便のため必要な施設で国、地方公共団体その他政令で定める者が設置するもの（土地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設を除く。）

2　土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第百四条第十一項中「第三条第一項から第三項まで」とあるのは「第三条第三項、第三条の二第一項若しくは第二項、第三条の三第一項若しくは第二項」と、同法第百八条第一項中「又は第三条の四」とあるのは「、第三条の二第一項若しくは第二項、第三条の三第一項若しくは第二項又は第三条の四」と読み替えるものとする。

3　施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

（土地区画整理法の準用等）

第十八条　土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、第十二条から前条までの規定による処分及び決定について準用する。

2　被災市街地復興土地区画整理事業に関する土地区画整理法第百二十三条から第百二十六条まで、第百二十七条の二、第百二十九条及び第百四十四条の規定の適用については、第十二条から前条までの規定は、同法の規定とみなす。

（被災市街地復興推進地域内における第二種市街地再開発事業の施行区域の特例）

第十九条　被災市街地復興推進地域内の土地の区域については、当該区域が都市再開発法第三条の二第二号イ又はロに掲げる条件に該当しないものであっても、これを同号に掲げる条件に該当する土地の区域とみなして、同法の規定を適用する。

（都市計画施設の区域内における建築の規制の特例）

第二十条　被災市街地復興推進地域内の都市計画施設の区域内において行われる建築物の建築についての都市計画法第五十五条第一項の規定の適用については、同項中「区域内の土地でその指定したものの区域」とあるのは、「区域」とする。

第四章　住宅の供給等に関する特例

（公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例）

第二十一条　第五条第一項第一号の災害により相当数の住宅が滅失した市町村で滅失した住宅の戸数その他の住宅の被害の程度について建設省令で定める基準に適合するもの（以下「住宅被災市町村」という。）の区域内において当該災害により滅失した住宅に居住していた者及び住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業その他建設省令で定める市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害の発生した日から起算して三年を経過する日までの間は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十七条第三号（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第十七条各号（住宅地区改良法第二十九条において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなす。

（住宅・都市整備公団法の特例）

第二十二条　住宅・都市整備公団（以下この条において「公団」という。）は、住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号。以下この条において「公団法」という。）第二十九条第一項から第三項までに規定する業務のほか、住宅被災市町村の復興に必要な住宅の供給等を図るため、当該住宅被災市町村の区域内において、委託に基づき、同条第二項第一号から第六号まで及び第八号の業務を行うことができる。

2　公団が、公団法第二十九条第一項第四号又は第十五号の業務を行う場合において、その業務が被災市街地復興土地区画整理事業、被災市街地復興推進地域内において行われる市街地再開発事業又は住宅被災市町村の区域内において行われる建設省令で定める戸数以上の住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設に係る公団法第三十四条第一項各号に掲げる工事であるときは、当該工事に係る施設の管理者の同意を得て、その管理者に代わって、当該工事を施行することができる。この場合には、公団法第三十四条第二項から第五項まで及び第三十五条から第三十九条までの規定を準用する。

3　前二項の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第六十二条第二項及び第六十三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）」と、公団法第六十五条第四項中「第三十五条第五項」とあるのは「第三十五条第五項（被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）」と、公団法第六十八条中「第六十三条第一項」とあるのは「第六十三条第一項（被災市街地復興特別措置法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公団法第六十九条第三号中「附則第十七条に規定する業務」とあるのは「附則第十七条に規定する業務並びに被災市街地復興特別措置法第二十二条第一項に規定する業務」と、公団法第六十九条第六号中「第六十二条第二項」とあるのは「第六十二条第二項（被災市街地復興特別措置法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

（地方住宅供給公社法の特例）

第二十三条　地方住宅供給公社（次項において「公社」という。）は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号。次項において「公社法」という。）第二十一条に規定する業務のほか、住宅被災市町村の復興に必要な住宅の供給等を図るため、当該住宅被災市町村の区域内において、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理並びに市街地において自ら又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

2　施行者は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を復興共同住宅区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

一　建築物（住宅を除く。）その他の工作物（容易に移転し、又は除却することができるもので建設省令で定めるものを除く。）が存しないこと。

二　地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（共同住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。）が存しないこと。

3　施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

4　施行者は、第二項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

5　施行者が土地区画整理組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項の規定による申出は、土地区画整理法第十四条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

（宅地の共有化）

第十三条　第十一条第一項の規定により事業計画において復興共同住宅区が定められたときは、施行地区内の宅地でその地積が指定規模に満たないものの所有者は、前条第一項の期間内に、施行者に対し、換地計画において当該宅地について換地を定めないで復興共同住宅区内の土地の共有持分を与えるように定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、当該申出に係る宅地に他人の権利（建築物その他の工作物を使用し、又は収益することができる権利に限る。）の目的となっている建築物その他の工作物が存するときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。

2　前項の規定による申出は、建設省令で定めるところにより、当該宅地の地積の合計が指定規模となるように、数人共同してしなければならない。

3　施行者は、第一項の規定による申出があった場合において、当該申出の手続が前項の規定に違反しておらず、かつ、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該申出に係る各宅地を、換地計画において換地を定めないで復興共同住宅区内の土地の共有持分を与えるように定められるべき宅地として指定し、当該申出の手続が同項の規定に違反していると認めるとき、又は当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。前条第三項及び第四項の規定は、この場合について準用する。

一　建築物（住宅を除く。）その他の工作物（容易に移転し、又は除却することができるもので建設省令で定めるものを除く。）が存しないこと。

二　地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（地役権を除く。）が存しないこと。

4　前条第五項の規定は、第一項の規定による申出について準用する。

（復興共同住宅区への換地等）

第十四条　第十二条第二項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を復興共同住宅区内に定めなければならない。

2　前条第三項の規定により指定された宅地については、換地計画において、換地を定めないで、復興共同住宅区内の土地の共有持分を与えるように定めなければならない。

3　前項の規定により換地を定めないで復興共同住宅区内の土地の共有持分を与える場合における清算については、土地区画整理法第九十四条（地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）第二十一条の二において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。）中「又はその宅地について存する権利の目的である宅地若しくはその部分及び換地若しくは換地について定める権利の目的となるべき宅地若しくはその部分又は第九十一条第三項の規定により共有となるべきものとして定める土地」とあるのは、「及び被災市街地復興特別措置法第十四条第二項の規定により数人の共有となるべきものとして定める土地」とする。

4　第二項の規定により換地計画において復興共同住宅区内の土地の共有持分が与えられるように定められた宅地の所有者は、土地区画整理法第百三条第四項（地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。次条第五項及び第十七条第三項において同じ。）の規定による公告があった日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。土地区画整理法第百四条第六項後段の規定は、この場合について準用する。

（清算金に代わる住宅等の給付）

第十五条　施行者（土地区画整理法第三条第三項若しくは第四項、第三条の二第一項若しくは第二項、第三条の三第一項若しくは第二項又は第三条の四の規定による施行者に限る。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）は、施行地区内の宅地の所有者がその宅地の一部について換地を定めないことについて同法第九十条（地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定による申出又は同意をした場合において、その者が当該申出又は同意に併せて、当該宅地について交付されるべき清算金に代えて、当該宅地についての換地に施行者が建設する住宅（自己の居住の用に供するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を与えられるべき旨を申し出たときは、換地計画において、当該宅地について換地を定めるほか、当該住宅を与えるように定めることができる。ただし、当該宅地について所有権以外の権利（地役権を除く。）又は処分の制限があるときは、この限りでない。

2　施行者は、施行地区内の宅地の所有者がその宅地の全部について換地を定めないことについて土地区画整理法第九十条の規定による申出又は同意をした場合において、その者が当該申出又は同意に併せて、当該宅地について交付されるべき清算金に代えて、次条第一項の規定により施行者が建設又は取得をする住宅等（住宅及びその敷地又は建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的たる建築物の部分で住宅の用途に供するもの（同条第四項に規定する共用部分の共有持分を含む。）及びその建築物の敷地に関する権利をいう。以下この条及び次条において同じ。）を与えられるべき旨を申し出たときは、換地計画において、当該宅地について当該住宅等を与えるように定めることができる。ただし、当該宅地について先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記若しくは処分の制限の登記に係る権利（次項において「先取特権等」という。）があるときは、この限りでない。

3　施行者は、土地区画整理法第九十条の規定により換地を定めない宅地又はその部分について借地権を有する者がある場合において、その者が同条後段の規定による同意に併せて、当該借地権について交付されるべき清算金に代えて、次条第一項の規定により施行者が建設又は取得をする住宅等を与えられるべき旨を申し出たときは、換地計画において、当該借地権について当該住宅等を与えるように定めることができる。ただし、当該借地権について先取特権等があるときは、この限りでない。

4　前三項の規定により住宅又は住宅等を与える場合における清算については、土地区画整理法第九十四条後段中「前条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分」とあるのは「被災市街地復興特別措置法第十五条第一項から第三項までの規定により住宅又は住宅及びその敷地若しくは建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的たる建築物の部分で住宅の用途に供するもの（同条第四項に規定する共用部分の共有持分を含む。）及びその建築物の敷地に関する権利」と、「当該建築物の一部及びその建築物の存する土地」とあるのは「当該住宅又は建築物の部分で住宅の用途に供するもの及び当該住宅又は建築物の敷地」とする。

5　第一項から第三項までの規定により換地計画において住宅又は住宅等が与えられるように定められた宅地の所有者又は借地権者は、土地区画整理法第百三条第四項の公告があった日の翌日において、換地計画に定められたところにより、その住宅又は住宅等を取得するものとする。

6　土地区画整理法第百八条第二項の規定は、前項の規定により住宅又は住宅等を取得させる場合について準用する。

7　施行者は、第二項又は第三項の規定により住宅等を与えるように定める換地計画を定め、又は変更したときは、当該住宅等の所在地を管轄する登記所に、建設省令で定める事項を届け出なければならない。

一　都市計画法第四条第五項に規定する都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての同法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示（以下この号から第五号までにおいて単に「告示」という。）　当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域

二　都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示　当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第十二条の五第二項に規定する地区整備計画が定められた区域

三　都市計画法第十二条の六第二項第二号に掲げる事項が定められた同法第十二条の四第一項第二号に掲げる住宅地高度利用地区計画に関する都市計画についての告示　当該告示に係る住宅地高度利用地区計画の区域のうち、同法第十二条の六第二項第三号に規定する住宅地高度利用地区整備計画が定められた区域

四　都市再開発法第七条の八の二第二項第二号に掲げる事項が定められた都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる再開発地区計画に関する都市計画についての告示　当該告示に係る再開発地区計画の区域のうち、都市再開発法第七条の八の二第二項第三号に規定する再開発地区整備計画が定められた区域

五　都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道整備計画に関する都市計画についての告示　当該告示に係る沿道整備計画の区域

六　土地区画整理法第七十六条第一項第一号又は第二号に掲げる公告　当該公告に係る同法第二条第四項に規定する施行地区

七　都市再開発法第六十条第二項第一号に掲げる公告　当該公告に係る同法第二条第三号に規定する施行地区

八　市街地開発事業に準ずる事業として建設省令で定めるものの実施に必要とされる認可その他の処分についての公告、告示等で建設省令で定めるもの　当該公告、告示等に係る区域

4　第一項の許可には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

5　都道府県知事は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。

6　前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7　前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（土地の買取り等）

第八条　都道府県、市町村その他政令で定める者は、都道府県知事に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3　都道府県知事（前項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、被災市街地復興推進地域内の土地の所有者から、前条第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を生ずることとなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があったときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

一　前条第二項第二号ロ(1)から(3)までに掲げる要件に該当する建築物の新築、改築又は増築

二　前号に規定する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更

4　前項の申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

5　第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

6　第三項の規定により土地を買い取った者は、当該土地が公営住宅等、公共の用に供する施設その他被災市街地復興推進地域の住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設の用に供されるように努めなければならない。

（大都市等の特例）

第九条　前二条の規定又はこれらの規定に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第二十四条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、前二条の規定又はこれらの規定に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

第三章　市街地開発事業等に関する特例

（被災市街地復興土地区画整理事業）

第十条　被災市街地復興推進地域内の都市計画法第十二条第二項の規定により土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域の土地についての土地区画整理事業（以下「被災市街地復興土地区画整理事業」という。）については、土地区画整理法及び次条から第十八条までに定めるところによる。

（復興共同住宅区）

第十一条　住宅不足の著しい被災市街地復興推進地域において施行される被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、当該被災市街地復興推進地域の復興に必要な共同住宅の用に供すべき土地の区域（以下「復興共同住宅区」という。）を定めることができる。

2　復興共同住宅区は、土地の利用上共同住宅が集団的に建設されることが望ましい位置に定め、その面積は、共同住宅の用に供される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。

（復興共同住宅区への換地の申出等）

第十二条　前条第一項の規定により事業計画において復興共同住宅区が定められたときは、施行地区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下この条、次条及び第十五条から第十七条までにおいて同じ。）内の宅地（同法第二条第六項に規定する宅地をいう。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）でその地積が共同住宅を建設するのに必要な地積の換地を定めることができるものとして規準、規約、定款又は施行規程で定める規模（次条において「指定規模」という。）のものの所有者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める公告があった日から起算して六十日以内に、被災市街地復興土地区画整理事業を施行する者（以下この条、次条及び第十五条から第十七条までにおいて「施行者」という。）に対し、建設省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を復興共同住宅区内に定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、当該申出に係る宅地について共同住宅の所有を目的とする借地権を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。

一　事業計画が定められた場合　土地区画整理法第七十六条第一項各号に掲げる公告又は住宅・都市整備公団若しくは地域振興整備公団が施行する土地区画整理事業の事業計画の認可の公告（事業計画の変更についての認可の公告を除く。）

二　事業計画の変更により新たに復興共同住宅区が定められた場合　当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

三　事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い復興共同住宅区の面積が拡張された場合　当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

二　土地区画整理事業　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。

三　市街地再開発事業　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。

四　借地権　借地借家法（平成三年法律第九十号）第二条第一号に規定する借地権をいう。

五　公営住宅等　地方公共団体、住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社その他公法上の法人で政令で定めるものが自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で建設する住宅をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、大規模な火災、震災その他の災害が発生した場合において、これらの災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、建築物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事業の実施等による当該市街地の整備改善及び公営住宅等の供給に関する事業の実施等による当該市街地の復興に必要な住宅の供給のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、同項の災害を受けた市街地の整備改善に関する事業及び当該市街地の復興に必要な住宅の供給に関する事業を促進するため、これらの事業を実施する者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

（施策における配慮）

第四条　国及び地方公共団体は、この法律に規定する大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るための施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに住民の生活の安定及び福祉の向上並びに地域経済の活性化に配慮するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第二章　被災市街地復興推進地域

（被災市街地復興推進地域に関する都市計画）

第五条　都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

一　大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。

二　公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。

三　当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

2　被災市街地復興推進地域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の四第二項に定める事項のほか、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針（以下「緊急復興方針」という。）及び第七条の規定による制限が行われる期間の満了の日を定めるものとする。

3　前項の日は、第一項第一号の災害の発生した日から起算して二年以内の日としなければならない。

（市町村の責務等）

第六条　市町村は、被災市街地復興推進地域における市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、緊急復興方針に従い、できる限り速やかに、都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行、市街地の緊急かつ健全な復興に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2　被災市街地復興推進地域内の都市計画法第十二条第二項の規定により土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域の土地については、市町村が当該土地区画整理事業を施行するものとする。ただし、当該土地について土地区画整理法第三条第一項、第二項又は第四項の規定により土地区画整理事業が施行される場合は、この限りでない。

3　前項本文の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、当該土地区画整理事業を施行することができる。当該土地区画整理事業が住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社が施行することのできるものであるときは、これらの者についても、同様とする。

4　被災市街地復興推進地域内の都市計画法第十二条第二項の規定により市街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域の土地については、市町村が当該市街地再開発事業を施行するものとする。ただし、当該土地について都市再開発法第二条の二第一項又は第二項の規定により第一種市街地再開発事業が施行される場合は、この限りでない。

5　前項本文の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、当該市街地再開発事業を施行することができる。当該市街地再開発事業が住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は地方住宅供給公社が施行することのできるものであるときは、これらの者についても、同様とする。

6　被災市街地復興推進地域のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共の用に供する施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしい相当規模の一団の土地（国又は地方公共団体の所有する土地で公共の用に供する施設の用に供されているものを除く。）について所有権又は借地権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者は、その全員の合意により、当該被災市街地復興推進地域の緊急復興方針に定められた内容に従ってその土地の区域における建築物及び建築敷地の整備並びに公共の用に供する施設の整備に関する事項を内容とする協定を締結した場合においては、当該協定に基づく計画的な土地利用を促進するために必要な措置を講ずべきことを市町村に対し要請することができる。

（建築行為等の制限等）

第七条　被災市街地復興推進地域内において、第五条第二項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二　非常災害（第五条第一項第一号の災害を含む。）のため必要な応急措置として行う行為

三　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　都道府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。

一　土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

イ　被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する〇・五ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発事業の施行その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの

ロ　次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ　次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第二号に該当する土地の形質の変更

二　建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ　前項の許可（前号ハに掲げる行為についての許可を除く。）を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

ロ　自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

(1)　階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

(2)　主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(3)　容易に移転し、又は除却することができること。

(4)　敷地の規模が政令で定める規模未満であること。

ハ　次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築

3　第一項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。

第七十三条第二項中「写」を「写し」に改め、「当該建築協定区域」の下に「及び建築協定区域隣接地」を加える。

第七十四条第一項中「土地の所有者等」の下に「(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)」を加え、「又は協定違反があつた場合の措置」を「、協定違反があつた場合の措置又は建築協定区域隣接地」に改める。

第七十四条の二第一項中「建築協定区域内の土地」の下に「(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)」を、「なつていた土地」の下に「(同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地)」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項に規定する土地」を「建築協定区域内の土地」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「有していた者」の下に「又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　建築協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。)の公告があつた日が終了した時において当該建築協定区域から除かれるものとする。

第七十五条中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改める。

第七十五条の二第一項中「所有者」の下に「(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「所有していた」を「所有し、又は借地権を有していた」に改め、「当該建築協定区域内の土地」の下に「(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)」を、「なつた者(」の下に「当該建築協定について第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　建築協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地の所有者等は、建築協定の認可等の公告のあつた日以後いつでも、当該土地に係る土地の所有者等の全員の合意により、特定行政庁に対して書面でその意思を表示することによつて、建築協定に加わることができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権の目的となつている土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

3　建築協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地の所有者等で前項の意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示があつた時以後、建築協定区域の一部となるものとする。

第七十六条の二中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、「及び」の下に「第二項並びに」を加える。

第七十六条の三第五項を同条第六項とし、同条第四項中「一年」を「三年」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第七十条第三項」を「第七十条第四項」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の建築協定書においては、同項に規定するもののほか、建築協定区域隣接地を定めることができる。

第八十六条第一項中「第八項」を「第十項」に、「、第二項若しくは第六項」を「から第四項まで若しくは第六項」に改める。

別表第三(ろ)欄中「から第三項まで」を「、第四項及び第五項」に改める。

附　則

(施行期日)

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(一人建築協定に関する経過措置)

2　この法律の施行前に第三条の規定による改正前の建築基準法(以下「旧法」という。)第七十六条の三第三項において準用する旧法第七十三条第二項の規定による認可の公告のあった建築協定についての第三条の規定による改正後の建築基準法(以下「新法」という。)第七十六条の三第五項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「一年」とする。

(建築基準法の規定による処分又は手続に関する経過措置)

3　この法律の施行前に旧法の規定によりされた許可、申請等の処分又は手続は、それぞれ新法の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

5　民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第六項中「第十二条の五第九項」を「第十二条の五第十項」に改める。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正)

6　高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第五十二条第八項第一号」を「第五十二条第十項第一号」に改める。

建設大臣　野坂　浩賢
内閣総理大臣　村山　富市

被災市街地復興特別措置法をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月二十六日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第十四号

被災市街地復興特別措置法

目次

第一章　総則

(目的)

第一条　この法律は、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域及び被災市街地復興推進地域内における市街地の計画的な整備改善並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な事項を定める等特別の措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　市街地開発事業　都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。

第十四条第二項中「この項」の下に「及び第三十三条第一項」を加える。

第二十三条第七項中「第十二条の五第七項」を「第十二条の五第八項」に改める。

第三十三条第一項第五号中「、当該土地について地区整備計画又は集落地区整備計画」を「当該土地についての地区整備計画又は集落地区整備計画が定められているものに限り、住宅地高度利用地区計画又は再開発地区計画にあつては第十二条の六第二項第二号に規定する施設の配置及び規模若しくは当該土地についての住宅地高度利用地区整備計画が定められているもの又は都市再開発法第七条の八の二第二項第二号に規定する施設の配置及び規模若しくは当該土地についての再開発地区整備計画」に改める。

第五十三条第一項第四号中「第十二条の五第七項」を「第十二条の五第八項」に改める。

第五十八条の二第一項中「住宅地高度利用地区計画の区域」の下に「（第十二条の六第二項第二号に規定する施設の配置及び規模が定められている住宅地高度利用地区計画の区域並びに住宅地高度利用地区整備計画が定められている区域に限る。）」を加える。

（建築基準法の一部改正）

第三条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第二号中「第十二条の五第七項」を「第十二条の五第八項」に改める。

第五十二条第一項中「この項」の下に「及び第八項ただし書」を加え、同条第二項中「及び第八項」を「、第八項及び第十項」に改め、同条第九項中「前三項」を「第六項、第七項又は前項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域又は第一項各号列記以外の部分の規定に基づき特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て指定する区域内で、前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限（道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。）がある場合において、当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線（以下この項及び次項において「壁面線等」という。）を越えない建築物（ひさしその他の建築物の部分で政令で定めるものを除く。）については、当該前面道路の境界線は、当該壁面線等にあるものとみなして、第一項から第五項までの規定を適用することができる。ただし、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、当該前面道路の幅員のメートルの数値に十分の六を乗じたもの以下でなければならない。

9　前項の場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線等との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

第五十六条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内における前面道路の幅員が十二メートル以上である建築物に対する別表第三の規定の適用については、同表(に)欄中「一・二五」とあるのは、「一・二五（前面道路の反対側の境界線からの水平距離が前面道路の幅員に一・二五を乗じて得たもの以上の区域内においては、一・五）」とする。

4　前項に規定する建築物で前面道路の境界線から後退したものに対する同項の規定の適用については、同項中「前面道路の反対側の境界線」とあるのは「前面道路の反対側の境界線から当該建築物の後退距離（当該建築物（地盤面下の部分その他政令で定める部分を除く。）から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものをいう。以下この表において同じ。）に相当する距離だけ外側の線」と、「前面道路の幅員に」とあるのは「、前面道路の幅員に、当該建築物の後退距離に二を乗じて得たものを加えたものに」とすることができる。

第五十七条第二項及び第五十九条第四項中「第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

第六十八条の三の見出しを「（地区計画の区域内における制限の特例）」に改め、同条に次の二項を加える。

4　次に掲げる条件に該当する地区計画の区域内にある建築物で、当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する第五十二条第一項の規定の適用については、同項中「数値以下であり、かつ、当該建築物の前面道路（前面道路が二以上あるときは、その幅員の最大のもの。以下この項及び第八項ただし書において同じ。）の幅員が十二メートル未満である場合においては、当該前面道路の幅員のメートルの数値に、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域又は特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て指定する区域内にある建築物にあつては十分の四を、その他の建築物にあつては十分の六を乗じたもの以下」とあるのは、「数値以下」とする。

一　地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ　建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度

ロ　建築物の敷地面積の最低限度

ハ　壁面の位置の制限（道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）

ニ　建築物の高さの最高限度

ホ　都市計画法第十二条の五第七項後段の規定による壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物の設置の制限

二　前条第一項の規定に基づく条例で、前号ロからニまでに掲げる事項に関する制限が定められている区域であること。

5　前項第一号ロからホまでに掲げる事項が定められており、かつ、前条第一項の規定に基づく条例で前項第一号ロからニまでに掲げる事項に関する制限が定められている地区計画の区域内にある建築物で、当該地区計画の内容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十六条の規定は、適用しない。

第六十八条の八中「第八項及び第九項」を「第十項及び第十一項」に改める。

第六十九条中「有する者（」の下に「土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。次条第三項、第七十四条の二第一項及び第二項並びに第七十五条の二第一項、第二項及び第五項において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。」を加える。

第七十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項ただし書中「当該建築協定区域内」の下に「の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の建築協定書においては、同項に規定するもののほか、前条の条例で定める区域内の土地のうち、建築協定区域に隣接した土地であつて、建築協定区域の一部とすることにより建築物の利用の増進及び土地の環境の改善に資するものとして建築協定区域の土地となることを当該建築協定区域内の土地の所有者等が希望するもの（以下「建築協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

第七十一条中「第三項」を「第四項」に改める。

第七十三条第一項を次のように改める。

特定行政庁は、当該建築協定の認可の申請が、次に掲げる条件に該当するときは、当該建築協定を認可しなければならない。

一　建築協定の目的となつている土地又は建築物の利用を不当に制限するものでないこと。

二　第六十九条の目的に合致するものであること。

三　建築協定において建築協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の建築協定区域隣接地について建設省令で定める基準に適合するものであること。

（阪神・淡路復興対策本部の設置）

第四条　総理府に、阪神・淡路復興対策本部（以下「本部」という。）を置く。

2　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　阪神・淡路地域についての関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる復興のための施策に関する総合調整に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

（阪神・淡路復興対策本部の組織）

第五条　本部の長は、阪神・淡路復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3　本部に、阪神・淡路復興対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

4　副本部長は、本部長の職務を助ける。

5　本部に、阪神・淡路復興対策本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

6　本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

7　本部に、本部の事務を処理させるため、事務局を置く。

8　事務局に、事務局長その他の職員を置く。

9　事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

10　前各項に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、施行の日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

（総理府設置法の一部改正）

第三条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十六条」に、「第十六条・第十七条」を「第十七条・第十八条」に、「第十八条」を「第十九条」に改める。

第四章中第十八条を第十九条とし、第三章中第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第二章第二節中第十五条の次に次の一条を加える。

（阪神・淡路復興対策本部）

第十六条　本府に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

2　阪神・淡路復興対策本部の組織及び所掌事務については、阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（平成七年法律第十二号）の定めるところによる。

内閣総理大臣　村山　富市

都市再開発法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成七年二月二十六日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第十三号

都市再開発法等の一部を改正する法律

（都市再開発法の一部改正）

第一条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「高度利用地区内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者又は高度利用地区内」を「都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区の区域内の宅地若しくは第七条の八の二第一項の規定による再開発地区計画の区域（同条第二項第三号に規定する再開発地区整備計画が定められている区域のうち、当該再開発地区整備計画において同法第八条第二項第二号ホに規定する高度利用地区について定めるべき事項が定められており、かつ、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、これらの事項に関する制限が定められているものに限る。）内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者又はこれら」に改める。

第三条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区」の下に「又は第二条の二第一項に規定する再開発地区計画の区域」を加え、同条第二号中「（昭和二十五年法律第二百一号）」を削り、「であること」の下に「又は当該区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの敷地面積の合計が、当該区域内のすべての宅地の面積の合計のおおむね三分の一以下であること」を加え、同号ホ中「高度利用地区」の下に「又は再開発地区計画」を加える。

第七条の二第一項中「高度利用地区」の下に「又は再開発地区計画」を加える。

第七条の八の二第六項中「その他」の下に「第二項第二号に規定する施設の配置及び規模又は」を、「当該区域の全部又は一部について」の下に「同号に規定する施設の配置及び規模又は」を加える。

第七条の八の三第一項中「区域」の下に「（前条第二項第二号に規定する施設の配置及び規模が定められている再開発地区計画の区域並びに再開発地区整備計画が定められている区域に限る。）」を加える。

第百九条の二第一項及び第百十八条の二十五第一項中「第十二条の五第五項」を「第十二条の五第八項」に改める。

第百四十二条の三、第百四十三条、第百四十三条の二、第百四十四条、第百四十五条の二及び第百四十六条中「十万円」を「二十万円」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第二条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第八号中「一ヘクタール以上の」を削る。

第十二条の五第二項中「及び第七項」を「及び第八項」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　地区整備計画においては、当該地区整備計画の区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備することが合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるときは、壁面の位置の制限（道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）及び建築物の高さの最高限度を定めるものとする。この場合においては、壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物の設置の制限（当該区域において連続的に有効な空地を確保するため必要なものに限る。）をも定めなければならない。

第十二条の六第一項第四号中「区域が」の下に「用途地域が定められている区域内にあり、かつ、その大部分が」を加え、同条第五項中「その他」の下に「第二項第二号に規定する施設の配置及び規模又は」を、「当該区域の全部又は一部について」の下に「同号に規定する施設の配置及び規模又は」を加える。

に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

大蔵大臣 武村 正義
内閣総理大臣 村山 富市

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成七年二月二十日

内閣総理大臣 村山 富市

法律第十一号

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、阪神・淡路大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の国税関係法律の特例を定めるものとする。

（定義）

第二条 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書をいう。

三 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得 それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得をいう。

四 事業所得の金額 所得税法第二十七条第二項に規定する事業所得の金額をいう。

2 第四章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 救援品 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第一項第三号に規定する救じゅつのために寄贈された給与品をいう。

二 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域（同法第三十条第二号の規定により税関長が指定した場所を含む。）をいう。

三 証明書類 関税法第百二条第一項に規定する証明書類をいう。

四 保税蔵置場 関税法第四十二条第一項に規定する保税蔵置場をいう。

五 保税工場 関税法第五十六条第一項に規定する保税工場をいう。

六 保税展示場 関税法第六十二条の二第一項に規定する保税展示場をいう。

七 製造工場 関税定率法第十三条第一項に規定する製造工場をいう。

第二章 所得税法の特例

（雑損控除の特例）

第三条 居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する所得税法第七十二条第一項に規定する資産について阪神・淡路大震災により生じた損失の金額（当該震災に関連するその居住者によるやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）については、その居住者の選択により、平成六年において生じた同項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その居住者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、同年において生じなかったものとみなす。

2 前項の規定は、平成六年分の確定申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合には、適用しない。ただし、当該申告書の提出がなかったこと又は当該記載がなかったことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等）

第四条 居住者の有する棚卸資産（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。）について阪神・淡路大震災により生じた損失の金額（当該震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含む。）については、その者の選択により、平成六年において生じたものとして、その者の同年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。この場合において、当該事業所得の金額の計算上必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、同年において生じなかったものとみなす。

2 居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産（所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産をいう。）その他これに準ずる資産で政令で定めるものについて阪神・淡路大震災により生じた損失の金額（当該震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）については、その者の選択により、平成六年において生じた同法第五十一条第一項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、同年において生じなかったものとみなす。

3 居住者の有する山林について阪神・淡路大震災により生じた損失の金額（当該震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）については、その者の選択により、平成六年において生じた所得税法第五十一条第三項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、同年において生じなかったものとみなす。

4 居住者の不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され、又はこれらの所得の基因となる所得税法第五十一条第四項に規定する資産について阪神・淡路大震災により生じた損失の金額（当該震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額及び第二項又は前条第一項に規定する資産に係る損失の金額を除く。）については、その者の選択により、平成六年において生じた同法第五十一条第四項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された金額に係る当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、同年において生じなかったものとみなす。

5 前各項の規定は、平成六年分の所得税について所得税法第百四十条第一項の規定の適用を受ける場合には、適用しないものとし、同項の規定は、前各項の規定を適用することにより同年において同法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額が生じることとなる場合における同年分の所得税については、適用しない。

6 第一項から第四項までの規定は、平成六年分の確定申告書にこれらの規定の適用を受けようとする旨及びこれらの規定により必要経費に算入される金額の記載がない場合には、適用しない。ただし、当該申告書の提出がなかったこと又は当該記載がなかったことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（非居住者への適用）

第五条 前二条の規定は、非居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。）に課する所得税の課税標準及び所得税の額を計算する場合について準用する。

（政令への委任）

第六条 前三条に定めるもののほか、この章の規定の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の特例

（災害被害者に対する所得税の減免の特例等）

第七条 阪神・淡路大震災により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者については、その者の選択により、当該被害を平成六年において受けたものとして、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条の規定を適用することができる。この場合において、平成六年分の所得税について同条の規定の適用を受けた者に係る平成七年分の所得税についての同条の規定の適用については、当該震災による被害を同年において受けなかったものとみなす。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定において決算上の剰余を生じた場合には、漁船再保険及漁業共済保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）第三条ノ五第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　武村　正義
農林水産大臣　大河原太一郎
内閣総理大臣　村山　富市

平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月十五日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第八号

平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

（所得税の特例）

第一条　個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成六年度の水田営農活性化助成補助金の交付を受けた場合には、当該個人の平成六年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となった農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

（法人税の特例）

第二条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成六年度の水田営農活性化助成補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田営農活性化助成補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　武村　正義
内閣総理大臣　村山　富市

地方税法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月二十日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第九号

地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の次に次の一条を加える。

（阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例）

第四条の二　道府県は、所得割の納税義務者の選択により、阪神・淡路大震災により第三十四条第一項第一号に規定する資産について受けた損失の金額（阪神・淡路大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）については、平成六年において生じた同号に規定する損失の金額として、第三十二条第九項及び第三十四条第一項の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成八年度以後の年度分の個人の道府県民税に関する規定の適用については、平成七年において生じなかったものとみなす。

2　前項の規定は、平成七年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

3　前二項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第三十四条第一項第一号」とあるのは「第三百十四条の二第一項第一号」と、「第三十二条第九項及び第三十四条第一項」とあるのは「第三百十三条第九項及び第三百十四条の二第一項」と、前項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百十七条の二第一項」と、「第四十五条の三第一項」とあるのは「第三百十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

4　前三項に定めるもののほか、本条の規定の適用がある場合における道府県民税及び市町村民税の所得割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　武村　正義
自治大臣　野中　広務
内閣総理大臣　村山　富市

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月二十日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第十号

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「六百万円」を「千万円」に、「三百万円」を「五百万円」に、「四百五十万円」を「七百五十万円」に改める。

第三条第二項から第四項までの規定中「六百万円」を「千万円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（以下「新法」という。）第二条の規定は、平成六年分以後の所得税について適用し、平成五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3　新法第三条の規定は、平成七年分以後の所得税について適用し、平成六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4　この法律の施行の日前に平成六年分又は平成七年分の所得税につき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書を提出した者及び同日前に平成六年分又は平成七年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に所得税法第二条第一項第三十九号に規定する修正申告書の提出又は国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があった場合には、その申告又は更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から起算して一年を経過する日までに、税務署長

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月十五日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第五号

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、最近における農業を取り巻く国際経済環境の変化にかんがみ緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発を促進するため、生物系特定産業技術研究推進機構（以下「機構」という。）に当該研究開発の業務を行わせることにより民間の研究開発能力を活用するための特別の措置を講じ、もって農業に関する技術の向上を通じて、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ることを目的とする。

（基本方針）

第二条　農林水産大臣は、農業に関する技術の研究開発の動向を勘案して、機構に行わせる次条第一号及び第二号に掲げる業務について、その計画的かつ効率的な実施のための基本方針を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（機構の行う農業に関する技術の研究開発等の業務）

第三条　機構は、生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号。以下「機構法」という。）第二十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、前条の規定に基づいて農林水産大臣が定める基本方針に従って、次の業務を行う。

一　緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発であって、民間の研究開発能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができるもの（農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第十六条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を除く。）を行うこと。

二　前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（出資）

第四条　機構は、前条に規定する業務に必要な資金に充てるため必要があるときは、農林水産大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

2　政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

（業務の委託）

第五条　機構は、農林水産大臣の認可を受けて定める基準に従って　第三条第　号に掲げる業務の一部を委託することができる。

（特別の勘定）

第六条　機構は、第三条に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（機構法の特例）

第七条　第三条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第七条第　項中「第二十九条第二項に規定する業務」とあるのは「第二十九条第一項に規定する業務及び農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法（平成七年法律第五号。以下「農業技術研究開発法」という。）第三条に規定する業務」と、機構法第四十　条中　の法律」とあるのは「この法律及び農業技術研究開発法」と、機構法第四十一条第二項及び第四十二条第　項中「又は農業機械化促進法」とあるのは「、農業機械化促進法又は農業技術研究開発法」と、機構法第四十四条第二項中「及び農業機械化促進業務に係る出資」とあるのは「、農業機械化促進業務に係る出資及び農業技術研究開発法第三条に規定する業務（以下「研究開発業務」という。）に係る出資」と、機構法第四十五条第　項中「農業機械化促進業務に係る各出資者に対し　とあるのは「農業機械化促進業務に係る各出資者に対し、研究開発業務に係る勘定に属する額に相当する額を研究開発業務に係る各出資者に対し」と、同条第　項中「農業機械化促進業務」とあるのは「農業機械化促進業務又は研究開発業務」と、機構法第四十六条第二項第二号中　定めようとするとき」とあるのは　定めようとするとき又は農業技術研究開発法第　条の規定により基本方針を定めようとするとき」と、同項第三号中「第三十九条」とあるのは「第三十九条又は農業技術研究開発法第四条第　項」と、機構法第四十七条第　項第六号中「農業機械化促進業務」とあるのは「農業機械化促進業務及び研究開発業務」と、機構法第五十条第　号中　の法律」とあるのは「この法律又は農業技術研究開発法」と、同条第三号中「第二十九条第一項及び第二項」とあるのは「第二十九条第　項及び第二項並びに農業技術研究開発法第三条」とする。

（農林水産省の試験研究機関の協力等）

第八条　機構（第五条の規定により業務の委託を受けた者を含む。）は、第三条第　号に掲げる業務に関し、農林水産省の試験研究機関又は都道府県に対して、必要な助言及び協力を求めることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の廃止）

2　この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

（罰則に関する経過措置）

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

農林水産大臣　大河原太一郎
内閣総理大臣　村山　富市

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月十五日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第六号

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の次に次の一条を加える。

（銀行への拠出）

第二条の三　前条の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、地球環境の保全を支援するため銀行に設けられる基金に充てるため拠出することができる。

第三条第　項中「前二条」を「第二条及び第二条の二」に改める。

第四条を次のように改める。

（拠出の方法）

第四条　政府は、銀行に対して、一般会計の負担において外国通貨又は本邦通貨で、第二条の三の規定による拠出をすることができる。

第十条の二第四項中「第十条の二」を「第十条の三」に改め、同条を第十条の三とし、第十条の次に次の一条を加える。

（国債による銀行への拠出等）

第十条の二　政府は、第四条の規定により拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができる。

2　前項の規定により拠出するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3　前条第三項から第七項までの規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「出資した」とあるのは、「拠出した」と読み替えるものとする。

第十三条第二項中「第十条の二第二項」を「第十条の三第二項」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　武村　正義
内閣総理大臣　村山　富市

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月十五日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第七号

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

1　政府は、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるため、平成六年度において、一般会計から、九十二億二千四百七十八万六千円を限り、同特別会計の漁業共済保険勘定に繰り入れることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正）

2　青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

大蔵大臣　武村　正義
農林水産大臣　大河原太一郎
内閣総理大臣　村山　富市

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月十五日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第四号

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　農地保有合理化法人（第七条―第十一条）」を「第二節　農地保有合理化法人（第七条―第十一条）第三節　農地保有合理化支援法人（第十一条の二―第十一条の八）」に、「第三十七条」を「第三十八条」に改める。

第二章第二節の次に次の一節を加える。

第三節　農地保有合理化支援法人

（指定）

第十一条の二　農林水産大臣は、農地保有合理化法人の行う業務を支援することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を行う者として指定することができる。

2　農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「農地保有合理化支援法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　農地保有合理化支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4　農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第十一条の三　農地保有合理化支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　農地保有合理化法人が農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業（以下「農地保有合理化事業等」という。）の実施のために必要な資金を借り入れることにより金融機関に対して負担する債務を保証すること。

二　農地保有合理化法人に対し、農地保有合理化事業等の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。

三　農地保有合理化法人に対し、農地保有合理化事業等の実施のための助成を行うこと。

四　農地保有合理化事業に関する啓発普及を行うこと。

五　農地保有合理化事業に関する調査研究を行い、及び農地保有合理化事業に従事する者の研修を行うこと。

六　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第十一条の四　農地保有合理化支援法人は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（業務規程の認可）

第十一条の五　農地保有合理化支援法人は、第十一条の三第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

3　農林水産大臣は、第一項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4　業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

（事業計画等）

第十一条の六　農地保有合理化支援法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　農地保有合理化支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第十一条の七　農地保有合理化支援法人は、債務保証業務を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（準用）

第十一条の八　第九条、第十条第一項及び第十一条の規定は、農地保有合理化支援法人について準用する。この場合において、第九条、第十条第一項及び第十一条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第九条及び第十条第一項中「農地保有合理化事業」とあるのは「第十一条の三に規定する業務」と、第十一条中「承認」とあるのは「指定」と、同条第一項中「第七条第一項」とあるのは「次条第一項」と、同項第一号中「第五条第二項第四号ロ又は第六条第三項に規定する法人でなくなつたとき」とあるのは「第十一条の三に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとき」と、同条第二項中「公告」とあるのは「公示」と読み替えるものとする。

第十三条第一項中「旨の申出」の下に「又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出」を加え、「その」を「それらの」に改め、「勧奨して」の下に「認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二　承認市町村の農業委員会は、前条第一項の農用地の所有者からの申出の内容が当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、同条第二項の規定による当該農用地についての農地保有合理化法人を含めた調整においても認定農業者に対する利用権の設定等が困難な場合であつて、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地保有合理化法人による買入れが特に必要であると認めるときは、承認市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる。

2　承認市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、前条第二項の調整に係る農地保有合理化法人が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。

3　前項の規定による通知は、前条第一項の申出があつた日から起算して三週間以内に、これを行うものとする。

4　第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る農用地の買入れの協議を拒んではならない。

5　第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間（その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間）は、当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地保有合理化法人以外の者に譲り渡してはならない。

6　第二項の規定による通知に係る農用地を同項の協議により買い入れた農地保有合理化法人は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう当該農用地を優先的に認定農業者に売り渡し、又は貸し付けるものとする。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（過料）

第三十八条　第十三条の二第五項の規定に違反して、同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

農林水産大臣　大河原太一郎
内閣総理大臣　村山　富市

（農業改良資金助成法の特例）

第二十一条　農業改良資金助成法第二条第四項の青年農業者等育成確保資金のうち政令で定める種類の資金であって、認定就農者が認定就農計画に従って就農するのに必要なものの償還期間は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

2　前項の資金の据置期間は、農業改良資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、必要と認められる種類の資金につき五年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

3　第一項の資金の一認定就農者ごとの限度額は、農業改良資金助成法第四条の規定にかかわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

（農用地の利用関係の調整）

第二十二条　農業委員会は、耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（次項において「農用地」という。）について、所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあっせんを行うに当たっては、認定就農者が認定就農計画に従って就農できるよう努めるものとする。

2　都道府県農業会議は、認定就農者の円滑な就農に資するため、広域の見地から農用地の利用関係の調整を行う必要があると認められる場合には、関係農業委員会に対し、就農に必要な農用地に関する資料及び情報の提供を行うよう努めるものとする。

（援助）

第二十三条　国及び都道府県は、認定就農計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を行うように努めるものとする。

（協力）

第二十四条　センター、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会及び都道府県の区域を事業実施地域とする農地保有合理化法人は、青年の就農促進を図るため、必要な情報を交換して、相互に協力するよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正）

第二条　農業経営基盤強化措置特別会計法（昭和二十一年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び農業改良資金助成法」を「、農業改良資金助成法」に改め、「貸付け」の下に「及び青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第十八条第一項の規定による貸付け」を加える。

第二条第一項中「同じ。）」の下に「、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第三項の規定による償還金」を加え、「同法第三条」を「農業改良資金助成法第三条」に改め、「対する貸付金」の下に「、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第　項の規定による都道府県に対する貸付金」を加え、同条第二項中「都道府県に」を「同法第三条の規定による都道府県に」に、「同法第三条」を「同条」に改め、同項の次に次の　項を加える。

第一項に規定する青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第三項の規定による償還金の額に相当する金額は、第一項に規定する同法第十八条第　項の規定による都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし　都道府県が行う同法第十七条第　項に規定する事業の実施状況に照らして当該必要がないと認められるに至ったときは、その必要がないと認められる範囲内の金額については　の限りでな、。

（農業改良資金助成法の　部改正）

第三条　農業改良資金助成法の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「必要な資金」の下に「（青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第二条第二項の就農支援資金を除く。）」を加える。

大蔵大臣　武村　正義
農林水産大臣　大河原太一郎
内閣総理大臣　村山　富市

農業改良資金助成法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成七年二月十五日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第三号

農業改良資金助成法の一部を改正する法律

農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行い」の下に「、特定の地域において新たな農業部門の経営を開始し」を、「生産方式改善資金」の下に「、特定地域新部門導入資金（当該資金の貸付けを行う市町村に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）」を加える。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律において「特定地域新部門導入資金」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにお　て農業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる作物若しくは家畜又は栽培管理方法若しくは飼養管理方法を導入し　新たな農業部門の経営（当該農業部門に関連する農畜産物の加工の事業の経営を含む。以下同じ。）を開始するのに必要な資金で政令で定めるものを、う。

第三条中「生産方式改善資金」の下に「、特定地域新部門導入資金」を、「貸付け」の下に「（次項の規定により指定された市町村の区域内の農業者等に対する特定地域新部門導入資金の貸付けを除く。）」を加え、同条に次の　項を加える。

2　政府は、前項に規定する場合のほか、都道府県が　次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する市町村を、その申請によ　この法律の定めるところにより農業者等に対する特定地域新部門導入資金の貸付けの事業を自ら行う市町村として指定し、当該市町村に対し　当該事業に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県の行う事業に必要な資金の一部を貸し付ける。とができる。

一　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第四条第　項の基盤整備計画その他これに準ずる計画で農業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる作物若しくは家畜又は栽培管理方法若しくは飼養管理方法の導入について定めたものを作成していること。

二　その他政令で定める基準に適合すること。

第四条中「前条」を「前条第　項」に改め、「百分の九十）」とし」の下に「、特定地域新部門導入資金」を加える。

第五条第一項中「のそれぞれの種類ごとに、」を「にあっては」に、「政令で」を「、特定地域新部門導入資金にあっては十二年を超えない範囲内で、それぞれ、その種類ごとに政令で」に改め、同条第二項中「据置期間は」の下に「、生産方式改善資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金にあっては」を、「範囲内で」の下に「、特定地域新部門導入資金にあっては、必要と認められる種類の貸付金につき五年を超えない範囲内で　それぞれ」を加える。

第六条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第七条中「第三条」を「第三条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第八条中第四項を第五項とし、同条第三項中「行なう」を「行う　に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　特定地域新部門導入資金の貸付けは、その申請者が申請に係る特定地域新部門導入資金をもって作物若しくは家畜又は栽培管理方法若しくは飼養管理方法を導入し　新たな農業部門の経営を開始することにより当該申請者の経営を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該作物若しくは当該家畜又は当該栽培管理方法若しくは当該飼養管理方法を導入することが必要であると認められる場合に限り、行うものとする。

第十八条第二項中「貸付金の」を「貸付金及び都道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金（以下　の項にお　て「貸付金等」という。）の」に、「含む。）及び」を「含む。）並びに」に、「貸付金、」を「貸付金等、」に改める。

第十九条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第二十二条第一項及び第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第二十三条　第四条から第七条までの規定は指定市町村（第三条第　項の規定により指定された市町村を　う。以下同じ。）が行う第三条第二項の特定地域新部門導入資金の貸付けについて、第九条から第十　条まで及び第十九条の規定は指定市町村につ　て、第二十条第二項の規定は都道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金について準用する。この場合において、第六条第　項中「都道府県は」とあるのは「指定市町村は」と、第十九条第　項中「第三条第一項」とあるのは　第三条第二項」と、同項及び同条第　項中「農業協同組合連合会」とあるのは「農業協同組合」と読み替えるものとする。

三　第一号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の就農時においてとるべき措置に関する事項

四　その他農林水産省令で定める事項

3　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その就農計画が就農促進方針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4　認定就農者は、認定就農計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

5　第三項の規定は、前項の規定による認定就農計画の変更の認定について準用する。

（法人の指定）

第五条　都道府県知事は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限って、都道府県青年農業者育成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4　都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第六条　センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一　就農支援資金の貸付けを行うこと。

二　新たに就農しようとする青年に対し、農業の技術又は経営方法の習得に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

三　青年農業者が共同して行う農業の技術に関する研究その他の自主的な活動に対する援助を行うこと。

四　青年農業者と農業に関連する事業を行う者、消費者等との交流を促進すること。

五　青年の就農促進に関する調査及び啓発活動を行うこと。

六　前各号に掲げるもののほか、青年農業者の育成を図るために必要な業務を行うこと。

（就農支援資金の利率、償還期間等）

第七条　前条第一号の就農支援資金は、無利子とする。

2　前条第一号の就農支援資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

3　前条第一号の就農支援資金の据置期間は、必要と認められる種類の資金につき四年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

4　前条第一号の就農支援資金の一認定就農者ごとの限度額は、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

（就農支援資金の償還期間の特例）

第八条　センターは、認定就農者が地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて、農林水産省令で定めるところにより就農した場合には、就農支援資金について、その償還期間（据置期間を含む。）を八年を超えない範囲内で、その据置期間を五年を超えない範囲内で、それぞれ延長することができる。

（一時償還）

第九条　センターは、就農支援資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、前二条の規定にかかわらず、当該貸付けを受けた者に対し、農林水産省令で定めるところにより、就農支援資金の全部又は一部につき、一時償還を請求するものとする。

一　認定就農計画に係る研修の終了後就農しなかったとき。

二　就農支援資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

三　償還金の支払を怠ったとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

（違約金）

第十条　センターは、就農支援資金の貸付けを受けた認定就農者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年十二・五パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

（事務の委託）

第十一条　センターは、政令で定めるところにより、その行う第六条第一号に掲げる業務（以下「貸付業務」という。）に係る事務の一部（貸付けの決定を除く。）を農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会に委託することができる。

2　前項の農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十条の規定にかかわらず、同項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

（業務規程）

第十二条　センターは、貸付業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（次項において「業務規程」という。）を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

（事業計画等）

第十三条　センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　センターは、毎事業年度終了後、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

（区分経理）

第十四条　センターは、貸付業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（監督等）

第十五条　都道府県知事は、第六条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

2　都道府県知事は、センターが第六条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、センターに対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3　都道府県知事は、センターが前項の規定による命令に違反したときは、第五条第一項の指定を取り消すことができる。

4　都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5　第三項の規定により第五条第一項の指定を取り消した場合における貸付業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

（負担金についての必要経費算入の特例等）

第十六条　センターが行う第六条第二号から第五号までに掲げる業務に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、必要経費算入の特例及び損金算入の特例の適用があるものとする。

（都道府県の貸付け）

第十七条　都道府県は、センターが貸付業務を行うときは、センターに対し、当該業務に必要な資金を貸し付けることができる。

2　都道府県が前項の規定により貸し付ける資金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

（国の貸付け）

第十八条　国は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業（以下「貸付事業」という。）を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

2　国が前項の規定により貸し付ける資金（以下この条において「国の貸付金」という。）の額は、各年度において、都道府県が行う貸付事業の貸付財源として必要な資金の額に三分の二を乗じて得た額から、前年度までの国の貸付金の額を基礎として農林水産大臣が算定する額を控除して得た額以内の額とする。

3　国の貸付金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

（都道府県の特別会計）

第十九条　前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて貸付事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第十八条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

（一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理）

第二十条　都道府県は、第十八条第三項の規定により国からの借入金を償還したときは、当該償還金の額に対応する一般会計からの繰入金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

法律

地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月十五日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第一号

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第二号中「六兆七千百三十五億二千八十二万九千円」を「七兆四千三百二十五億六千八十二万九千円」に改める。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）

第二条　交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「六兆七千百三十五億二千八十二万九千円」を「七兆四千三百二十五億六千八十二万九千円」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	控除額
平成七年度	四千百九十二億四千万円
平成八年度	四千二百六十五億円
平成九年度	四千六百九十三億円
平成十年度	五千百十九億円
平成十一年度	五千五百九十四億円
平成十二年度	七千六百七十一億三千八百万円
平成十三年度	八千六百十七億八千二百八十二万九千円
平成十四年度	千九百二億円
平成十五年度	二千九十五億円
平成十六年度	二千三百二十四億円
平成十七年度	二千五百五十九億円
平成十八年度	二千八百十億円
平成十九年度	三千九十一億円
平成二十年度	三千三百九十五億円
平成二十一年度	三千七百二十五億六千万円
平成二十二年度	五十九億円
平成二十三年度	六十一億円
平成二十四年度	六十五億円
平成二十五年度	六十七億円
平成二十六年度	六百四十六億円
平成二十七年度	六百七十五億円
平成二十八年度	七百五億円
平成二十九年度	七百三十七億円
平成三十年度	七百七十億円
平成三十一年度	八百五億円
平成三十二年度	八百四十一億円
平成三十三年度	八百七十八億円
平成三十四年度	九百十八億円
平成三十五年度	九百六十億円
平成三十六年度	千四百七十七億円
平成三十七年度	千五百四十四億円

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　武村　正義
自治大臣　野中　広務
内閣総理大臣　村山　富市

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法をここに公布する。

御名　御璽

平成七年二月十五日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第二号

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ　就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより　青年の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、「青年」とは、農林水産省令で定める範囲の年齢の者をいう。

2　この法律において「就農支援資金」とは、第四条第一項の認定を受けた者（以下「認定就農者」という。）が同項の認定に係る就農計画（同条第四項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。）に従って就農するのに必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金で政令で定めるものをいう。

（就農促進方針）

第三条　都道府県知事は、当該都道府県における青年の就農促進に関する方針（以下「就農促進方針」という。）を定めるものとする。

2　就農促進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　青年の就農促進に関する基本的な方向

二　就農支援資金の貸付けその他の青年の就農促進を図るための措置に関する事項

三　青年の就農促進に関する業務を行う団体及び機関の相互の連携に関する事項

3　都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、就農促進方針を変更するものとする。

4　都道府県知事は、就農促進方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（就農計画）

第四条　新たに就農しようとする青年は、農林水産省令で定めるところにより、就農計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　前項の就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　就農時における農業経営又は農業従事の態様に関する目標

二　前号の目標を達成するために必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に関する事項

◇被災市街地復興特別措置法施行令（政令第三六号）（建設省）

1　被災市街地復興特別措置法（以下「法」という。）第二条第五号の公営住宅等を建設する公法上の法人は、雇用促進事業団及び日本勤労者住宅協会とすることとした。（第一条関係）

2　被災市街地復興推進地域内において都道府県知事の許可を要しない行為は、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う土地の形質の変更等とすることとした。（第二条及び第三条関係）

3　被災市街地復興推進地域内において都道府県知事が許可しなければならない土地の形質の変更等の規模は、三〇〇平方メートルとすることとした。（第四条関係）

4　被災市街地復興推進地域内における土地の買取りの申出の相手方となる者は、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社及び土地開発公社とすることとした。（第五条関係）

5　被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の修正又は変更のうち縦覧手続等を省略することができるものを定めることとした。（第六条関係）

6　保留地において居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を設置する者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とすることとした。（第七条関係）

7　法第一七条第三項の規定により地方公共団体等が建設する住宅等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額として交付すべき額は、従前の宅地等の価額に比例して当該宅地に関する権利者に交付することとした。（第八条関係）

8　この政令は、被災市街地復興特別措置法の施行の日（二月二六日）から施行することとした。

施行令（政令第二五号）（大蔵省）

1　平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、農業生産法人が圧縮記帳の特例の適用を受ける場合の手続の細目として、次につき規定を設けることとした。

㈠　圧縮記帳の経理の方法等（第一条関係）

㈡　水田営農活性化助成補助金の交付を受けた日の属する事業年度内に固定資産の取得又は改良をしなかった場合の特別勘定の設定及びその処理の方法等（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（政令第二六号）（厚生省）

1　被爆者の要件たる区域等を定めることとした。（第一条関係）

2　都道府県知事（広島市又は長崎市にあっては、当該市の長とする。）は、被爆者健康手帳交付台帳を備え、これに被爆者健康手帳の交付に関する事項を記載しなければならないこととした。（第二条関係）

3　その他被爆者健康手帳について必要な事項を定めることとした。

4　原子爆弾被爆者医療審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。（第八条関係）

5　その他原子爆弾被爆者医療審議会の組織及び運営について必要な事項を定めることとした。

6　都道府県並びに広島市及び長崎市に対する交付金及び国庫負担金の額の算定について必要な事項を定めることとした。（第一四条及び第一五条関係）

7　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行令を廃止することとした。

8　その他所要の規定を整備するとともに、関係政令について所要の改正を行うこととした。

9　この政令は、平成七年七月一日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第二七号）（自治省）

1　阪神・淡路大震災に係る雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等を定めることとした。（附則第四条の二関係）

2　1に係る資産の所有者である親族の平成八年度以後の年度分の個人住民税に関する規定の適用については、当該資産に係る損失の金額は、平成七年において生じなかったものとみなすこととした。（附則第四条の三関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第二八号）（大蔵省）

1　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正により、所得税の軽減免除を受けることができる災害被害者の所得限度額が引き上げられたことに伴い、給与等、公的年金等又は報酬等に対する源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けることができる所得限度額をそれぞれ引き上げることとした。（第一条、第三条の二及び第八条関係）

2　その他所要の規定の整備を図ることとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（政令第二九号）（大蔵省）

1　雑損控除の特例の適用を認められる親族の範囲等を定めることとした。（第二条関係）

2　雑損控除の特例の対象となる雑損失の範囲等を定めることとした。（第三条関係）

3　棚卸資産、山林等の損失の金額に含まれるやむを得ない支出の範囲等を定めることとした。（第四条及び第六条関係）

4　不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産に準ずる資産の範囲等を定めることとした。（第五条関係）

5　平成六年分の所得税について雑損控除の特例の適用があった場合における平成七年の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による徴収猶予の特例等を定めることとした。（第八条関係）

6　平成六年分の所得税について災害被害者に対する軽減免除の特例の適用があった場合における平成七年の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による徴収猶予の特例等を定めることとした。（第九条関係）

7　被災者に係る関税の納期限の延長の手続等を定めることとした。（第一〇条関係）

8　被災者に対する救援物資等を執務時間外に通関する際の臨時開庁手数料等の免除の手続等を定めることとした。（第一一条～第一三条関係）

9　その他所要の規定を定めることとした。

10　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇阪神・淡路大震災に伴う郵便貯金法施行令及び平成四年八月十七日から平成六年二月二十八日までの間に預入される特定の預金者に係る定期郵便貯金の利率決定における市場金利の勘案方法に関する郵便貯金法施行令の特例を定める政令の特例を定める政令（政令第三〇号）（郵政省）

1　阪神・淡路大震災が発生した市町村の区域内に住所又は居所を有する預金者が平成七年一月一六日以前に第一回目の積立分を預入した積立郵便貯金又は同日以前に預入した定額郵便貯金若しくは定期郵便貯金について、同年四月二八日までの間に、当該貯金の据置期間又は預入期間内に払渡しをする場合における当該貯金の利率の特例を定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとし、平成七年一月一七日から適用することとした。

◇加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部を改正する政令（政令第三一号）（農林水産省）

1　畜産振興事業団（以下「事業団」という。）の輸入等の対象となる指定乳製品等の範囲を改めることとした。（第二条関係）

2　輸入に係る指定乳製品等を事業団に売り渡す必要がない場合として、関税定率法等の規定によりその関税が免除される指定乳製品等を輸入する場合及び関税割当てを受けて指定乳製品等を輸入する場合（一定の場合を除く。）を定めることとした。（第六条関係）

3　特定の用途に供されるものとして関税割当てを受けて指定乳製品等を輸入する場合に、当該特定の用途以外の用途への使用の際の事業団への売渡しを確保する契約を事業団と締結しなければならない当該特定の用途として、指定乳製品等の種類ごとに飼料用、学校給食用等の用途を定めることとした。（第六条の二関係）

4　この政令は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年四月一日）から施行することとした。

◇繭糸価格安定法施行令及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法施行令の一部を改正する政令（政令第三二号）（農林水産省）

1　輸入に係る生糸を事業団に売り渡す必要がない者として、関税定率法の規定によりその関税が免除される生糸を輸入する者を定めることとした。（第八条関係）

2　輸入に係る生糸の売渡しの申込みに対する事業団の承諾等について所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年四月一日）から施行することとした。

◇阪神・淡路復興委員会令の一部を改正する政令（政令第三三号）（総理府本府）

1　阪神・淡路復興対策本部の事務局が内閣総理大臣官房内政審議室及び国土庁大都市圏整備局の協力を得て阪神・淡路復興委員会の庶務を処理することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇阪神・淡路復興対策本部組織令（政令第三四号）（総理府本府）

1　阪神・淡路復興対策本部の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇都市再開発法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三五号）（建設省）

都市再開発法等の一部を改正する法律（平成七年法律第一三号）第一条のうち都市再開発法第二条の二第一項、第三条及び第七条の二第一項の改正規定の施行期日は、平成七年二月二七日とすることとした。

◇地方公共団体手数料令の一部を改正する政令（政令第一三号）（自治省）

1　教育職員検定、栄養士の免許、クリーニング所の検査等に係る手数料等の最高限度額を引き上げるほか、電気工事士免状交付手数料等を規定するとともに、関係政令の規定の整備等を行うこととした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。ただし、電気工事士免状に関する改正規定等の規定は平成七年四月一日から、狩猟免許等に関する改正規定は同月一六日から施行することとした。

◇平成六年の三陸はるか沖地震による青森県八戸市の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第一四号）（国土庁）

1　平成六年の三陸はるか沖地震による青森県八戸市の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

㈡　中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例

㈢　中小企業者に対する資金の融通に関する特例

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五号）（自治省）

1　製造所及び一般取扱所の容量が指定数量未満の液体危険物タンク並びに国際的な危険物の海上運送に関する基準に適合し、その旨が表示されている液体危険物タンクについて完成検査前検査を要しないこととした。（第八条の二関係）

2　強化プラスチックで造った地下貯蔵タンクに強化プラスチックを被覆し、かつ、危険物の漏れを検知するための設備を設けたものに係る技術上の基準を新設することとした。（第一三条関係）

3　天然ガス充てん設備を設ける給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について特例を定めることとした。（第一七条関係）

4　その他所要の規定の整備を図ることとした。

5　この政令は、平成七年四月　日から施行することとするとともに、製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する経過措置を定めることとした。

◇罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令（政令第　六号）（建設省）

1　平成七年の兵庫県南部地震に係る震災及びこれに伴って起こった火災を罹災都市借地借家臨時処理法第二五条の二の災害とし　神戸市、西宮市、豊中市等を同条の規定を適用する地区とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇住宅金融公庫法施行令の一部を改正する政令（政令第　七号）（建設省）

1　平成六年度の住宅金融公庫の特別損失は、三八九億円とすることとした。（附則第一九項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八号）（環境庁）

1　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種としてオピストトロピス　キクザトイ（キクザ　サワヘビ）等を、同条第五項の政令で定める特定国内希少野生動植物種としてポレモニウム・キウスィアヌム（ハナシノブ）を追加することとした。（第一条第一項及び別表第　関係）

2　法第四条第四項の政令で定める国際希少野生動植物種としてアケロドン・ユバトゥス（フィリピンオオコウモリ）等を追加し、マニス・テンミンキイ（サバンナセンザンコウ　等を削除するとともに、所要の種名の変更等を行うこととした。（第一条第二項及び別表第二関係）

3　法第二〇条第一項の政令で定める個体の登録の要件としてケラトテリウム・スィムム・スィムム（ミナミシロサイ）等に関するものを追加するとともに、キンチラ属（チンチラ属）全種等に関するものを削除することとした。（第四条及び別表第二の表二関係）

4　この政令は、平成七年二月一六日から施行することとした。ただし、1の指定については、平成七年四月一日から施行する　こととした。

◇平成七年の兵庫県南部地震についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一九号）（国土庁）

1　平成七年の兵庫県南部地震による激甚災害に対し適用すべき措置として、次に掲げる措置を追加指定する　こととした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令の一部を改正する政令（政令第二〇号）（大蔵省）

1　資金運用部預託金に付する利子の利率について、約定期間七年以上のものにつき年四・七五パ　セン　から年四・六五パーセントに引き下げる等の改正を行うこととした。（第一条関係）

2　約定期間満了前に払戻しを行った資金運用部預託金に付する利子の利率について、預託されていた期間が五年以上のものにつき年四・二〇パーセントから年四・一〇パーセントに引き下げる等の改正を行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（政令第二一号）（農林水産省）

1　就農支援資金の種類、償還期間及び据置期間を定めることとした。（第一条関係）

2　農業改良資金助成法の特例対象となる資金の種類、償還期間及び据置期間を定めることとした。（第四条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇農業改良資金助成法施行令の一部を改正する政令（政令第　二号）（農林水産省）

1　特定地域新部門導入資金の種類、償還期間及び据置期間を定めることとした。（第一条の二関係）

2　青年農業者等育成確保資金の種類を整備することとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇総理府本府組織令の一部を改正する政令（政令第　三号）（総理府本府）

1　総理府本府に　阪神　淡路復興委員会を設置してその所掌事務を定めるとともに、同委員会は平成八年二月一四日まで置かれるものとすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇阪神・淡路復興委員会令（政令第二四号）（総理府本府）

1　阪神・淡路復興委員会（以下「委員会」という。）は委員七人をも　て組織することとした。（第　条第　項関係）

2　特別の事項について国家的見地から意見を述べさせるため、特別顧問を置くことができることとした。（第一条第二項関係）

3　委員は、学識経験のある者のうちから、特別顧問は、委員会の調査審議事項に関して優れた識見を有する者のうちから、それぞれ内閣総理大臣が任命することとした。（第二条関係）

4　その他委員会の運営等に関する所要の規定を置くこととした。

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

その他被災市街地復興推進地域の住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設の用に供されるように努めなければならないこととした。(第八条関係)

10　住宅不足の著しい被災市街地復興推進地域において施行される被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画においては、当該被災市街地復興推進地域の復興に必要な共同住宅の用に供すべき土地の区域(以下「復興共同住宅区」という。)を定めることができることとし、換地計画においては、宅地の所有者の申出に基づき、その宅地の換地を復興共同住宅区内に定め、又は一定規模以下の宅地について共有化することができることとした。(第一一条〜第一四条関係)

11　被災市街地復興土地区画整理事業の施行者(以下「施行者」という。)は、施行地区内の宅地の所有者が、その宅地の一部について換地を定めず、当該宅地について交付されるべき清算金に代えて当該宅地についての換地に施行者が建設する住宅(自己の居住の用に供するものに限る。)を与えられるべき旨を申し出たときは、換地計画において、換地のほか、当該宅地について住宅を与えるように定めることができることとした。(第一五条第一項関係)

12　施行者は、施行地区内の宅地所有者が、その宅地の全部について換地を定めず、当該宅地について交付されるべき清算金に代えて施行地区外に施行者が建設又は取得をする住宅等を与えるべき旨を申し出たときは、換地計画において、当該宅地について当該住宅等を与えるように定めることができることとした。(第一五条第二項関係)

13　施行者は、土地区画整理事業として、施行地区外において、12により住宅等を与えられるべき旨の申出をした者のために必要な住宅等の建設又は取得(住宅又は住宅の用途に供する建築物を建設するために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを含む。)を行うことができることとした。(第一六条関係)

14　被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画においては、施行地区内の宅地について所有権その他の使用収益権を有するすべての者の同意を得た上で、公営住宅等及び居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設の用に供するため、一定の土地を保留地として定めることができることとし、その処分金は、これらの者に交付することとした。(第一七条関係)

15　被災市街地復興推進地域内の土地の区域については、当該区域が都市再開発法第三条の二第二号イ又はロに掲げる条件に該当しないものであっても、これを同号に掲げる条件に該当する土地の区域とみなして、同法の規定を適用することとした。(第一九条関係)

16　大規模な災害により相当数の住宅が滅失した市町村で滅失した住宅の戸数その他の住宅の被害の程度について建設省令で定める基準に適合するもの(以下「住宅被災市町村」という。)の区域内において当該災害により滅失した住宅に居住していた者及び住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第四条第一五項に規定する都市計画事業その他建設省令で定める市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害の発生した日から起算して三年を経過する日までの間は、公営住宅法第一七条第三号(住宅地区改良法第二九条において準用する場合を含む。)に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第一七条各号(住宅地区改良法第二九条において準用する場合を含む。)に掲げる条件を具備する者とみなすこととした。(第二一条関係)

17　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（法律第一二号）（国土庁）

1　この法律は、阪神・淡路大震災による著しい被害を受けた地域（以下「阪神・淡路地域」という。）の復興についての基本理念を明らかにし、阪神・淡路復興対策本部の設置等を定めることにより、阪神・淡路地域の復興を迅速に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　阪神・淡路地域の復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、阪神・淡路地域における生活の再建及び経済の復興を緊急に図るとともに、地震等の災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを緊急に推進し、もって活力ある関西圏の再生を実現することを基本理念として行うものとすることとした。（第二条関係）

3　国は、基本理念にのっとり、別に法律で定める措置その他の措置を講ずるものとすることとした。（第三条関係）

4　総理府に、阪神・淡路復興対策本部を置き、関係行政機関の復興施策に関する総合調整等を行うこととした。（第四条関係）

5　本部の長は、阪神・淡路復興対策本部長とし、内閣総理大臣をもって充てることとし、その他本部の組織に関し必要な事項を定めることとした。（第五条関係）

6　この法律は、公布の日から施行し、施行の日から起算して五年を経過した日に、その効力を失うこととした。

◇都市再開発法等の一部を改正する法律（法律第一三号）（建設省）

一　都市再開発法の改正関係

1　個人施行の施行地区、市街地再開発事業の施行区域及び市街地再開発促進区域に関する要件に、再開発地区計画の区域（再開発地区整備計画が定められている区域のうち、当該再開発地区整備計画において高度利用地区について都市計画に定めるべき事項が定められており、かつ、建築基準法第六八条の二第一項の規定に基づく条例で、これらの事項に関する制限が定められているものに限る。）を加えることとした。（第二条の二関係）

2　個人施行の施行地区、市街地再開発事業の施行区域及び市街地再開発促進区域に関する耐火建築物の要件に、耐火建築物の敷地面積の合計が、当該区域内のすべての宅地の面積の合計のおおむね三分の一以下であることを加えることとした。（第三条関係）

3　再開発地区計画を都市計画に定める際、当該再開発地区計画の区域の全部又は一部について当面建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共施設の整備に関する事業が行われる見込みがないときその他第七条の八の二第二項第一号に規定する施設の配置及び規模を定めることができない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について同号に規定する施設の配置及び規模を定めることを要しないこととした。（第七条の八の二関係）

4　土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の行為を行おうとする者が行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等を市町村長に届け出なければならない再開発地区計画の区域は、第七条の八の二第二項第二号に規定する施設の配置及び規模が定められている再開発地区計画の区域並びに再開発地区整備計画が定められている区域に限ることとした。（第七条の八の三関係）

二　都市計画法の改正関係

1　団地の住宅施設の面積要件を撤廃することとした。（第一一条関係）

2　地区整備計画においては、当該地区整備計画の区域の特性に応じた高さ、配列、形態等を備えた建築物を整備することが合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるときは、壁面の位置の制限（道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）及び建築物の高さの最高限度を定めることとし、この場合においては、壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物の設置の制限（当該区域において連続的に有効な空地を確保するため必要なものに限る。）をも定めなければならないこととした。（第一二条の五関係）

三　建築基準法の改正関係

1　第一種住居地域等内で、前面道路の境界線から後退して壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合において、当該壁面線等を越えない建築物については、当該前面道路の境界線は当該壁面線等にあるものとみなして、前面道路幅員による容積率制限を適用することができることとした。（第五二条関係）

2　第一種住居地域等内における前面道路の幅員が一二メートル以上である建築物については、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が前面道路の幅員に一・二五を乗じて得たもの以上の区域内においては、建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に一・五を乗じて得たもの以下でなければならないこととした。（第五六条関係）

四　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇被災市街地復興特別措置法（法律第一四号）（建設省）

1　この法律は、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地（以下「被災市街地」という。）についてその緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域及び同地域内における市街地の計画的な整備改善並びに被災市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な事項を定める等特別の措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　国及び地方公共団体は、被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の施行その他当該市街地の整備改善及び被災市街地の復興に必要な住宅の供給のため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第三条関係）

3　国及び地方公共団体は、被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るための施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに住民の生活の安定及び福祉の向上並びに地域経済の活性化に配慮するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めなければならないこととした。（第四条関係）

4　都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができることとした。（第五条第一項関係）

㈠　大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。

㈡　公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。

㈢　当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物又は公共施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

5　被災市街地復興推進地域に関する都市計画においては、名称、位置及び区域その他政令で定める事項のほか、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針（以下「緊急復興方針」という。）及び7による建築行為等の制限が行われる期間の満了の日を定めるものとし、期間満了の日は、災害の発生した日から起算して二年以内の日としなければならないこととした。（第五条第二項及び第三項関係）

6　市町村は、被災市街地復興推進地域における市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、緊急復興方針に従いできる限り速やかに、地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講じなければならないこと等とした。（第六条関係）

7　被災市街地復興推進地域内において、当該地域に関する都市計画に定められた日までに、通常の管理行為等一定の行為以外の土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととした。（第七条第一項関係）

8　都道府県知事は、7に違反した者等に対し、土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができることとした。（第七条第五項関係）

9　都道府県知事、都道府県、市町村等で買取りの相手方として申し出たものは、被災市街地復興推進地域内の土地の所有者から、木造二階建の住宅の新築等について7の許可がなされないため当該土地を買い取るべき旨の申出があったときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとし、土地を買い取った者は、当該土地が公営住宅等、公共の用に供する施設

した。（第一三条の二第四項関係）

8　6の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があった日から起算して三週間を経過するまでの間（その期間内に協議が成立しないことが明らかになったときは、その時までの間）は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地保有合理化法人以外の者に譲り渡してはならないこととした。（第一三条の二第五項関係）

9　6の規定による通知に係る農用地を協議により買い入れた農地保有合理化法人は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう当該農用地を優先的に認定農業者に売り渡し、又は貸し付けるものとすることとした。（第一三条の二第六項関係）

10　8の規定に違反して農用地を譲り渡した者に関する過料について規定することとした。（第三八条関係）

11　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法（法律第五号）（農林水産省）

1　この法律は、最近における農業を取り巻く国際経済環境の変化にかんがみ緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発を促進するため、生物系特定産業技術研究推進機構（以下「機構」という。）に当該研究開発の業務を行わせることにより民間の研究開発能力を活用するための特別の措置を講じ、もって農業に関する技術の向上を通じて、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

2　農林水産大臣は、機構に行わせる3の㈠及び㈡に掲げる業務について、基本方針を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならないこととした。（第二条関係）

3　機構は、生物系特定産業技術研究推進機構法（以下「機構法」という。）に規定する業務のほか、2に基づいて農林水産大臣が定める基本方針に従って、次の業務を行うこととした。（第三条関係）

㈠　農業に関する技術の研究開発であって、民間の研究開発能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができるものを行うこと。

㈡　㈠に掲げる業務に係る成果を普及すること。

㈢　㈠及び㈡に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4　機構は、農林水産大臣の認可を受けて定める基準に従って、3の㈠に掲げる業務の一部を委託することができることとした。（第五条関係）

5　機構（4の規定により業務の委託を受けた者を含む。）は、3の㈠に掲げる業務に関し、農林水産省の試験研究機関又は都道府県に対して、必要な助言及び協力を求めることができることとした。（第八条関係）

6　この法律は、公布の日から施行することとした。

7　この法律は、平成一二年三月三一日までに廃止するものとすることとした。

◇国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第六号）（大蔵省）

1　政府は、国際復興開発銀行（以下「銀行」という。）に対し、予算で定める金額の範囲内において、地球環境の保全を支援するため銀行に設けられる基金に充てるため拠出することができることとした。（第二条の三関係）

2　政府は、銀行に対して、一般会計の負担において外国通貨又は本邦通貨で、拠出をすることができることとした。（第四条関係）

3　政府は、本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができることとした。（第一〇条の二関係）

4　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（法律第七号）（大蔵省）

1　漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるため、平成六年度において、一般会計から九二億二、四七八万六、〇〇〇円を限り、同勘定に繰り入れることができることとした。（第一項関係）

2　1による一般会計からの繰入金については、後日、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定において決算上の剰余を生じた場合には、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならないこととした。（第二項関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（法律第八号）（大蔵省）

1　平成六年度に政府等から交付される水田営農活性化助成補助金について、税制上次の軽減措置を講ずることとした。

㈠　個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。（第一条関係）

㈡　農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。（第二条関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇地方税法の一部を改正する法律（法律第九号）（自治省）

1　阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図るため、阪神・淡路大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成六年において生じた損失の金額として、平成七年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとした。（附則第四条の二関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（法律第一〇号）（大蔵省）

1　所得税の軽減免除又は徴収猶予等の適用対象となる者の所得限度額を一、〇〇〇万円（現行六〇〇万円）に引き上げた上、所得税の軽減免除をする場合の所得限度額を次のとおり引き上げることとした。（第二条及び第三条関係）

	改正前	改正後
全額免除される限度額	三〇〇万円	五〇〇万円
二分の一軽減される限度額	四〇〇万円	七〇〇万円
四分の一軽減される限度額	六〇〇万円	一、〇〇〇万円

2　この法律は、公布の日から施行することとし、平成六年分の所得税から適用することとした。

◇阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（法律第一一号）（大蔵省）

1　阪神・淡路大震災による住宅家財等の損失については、平成六年分の総所得金額等から雑損控除として控除できる所得税法の特例を定めることとした。（第三条関係）

2　阪神・淡路大震災による事業用資産等の損失については、平成六年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができる所得税法の特例を定めることとした。（第四条関係）

3　阪神・淡路大震災により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者については、平成六年に被害を受けたものとして所得税の減免を受けることができる災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の特例を定めることとした。（第七条関係）

4　阪神・淡路大震災の被災者に係る関税の納期限を延長する等の関税法等の特例を定めることとした。（第八条関係）

5　阪神・淡路大震災の被災者に対する救援物資等を執務時間外に通関する際の臨時開庁手数料等を免除する等の関税法等の特例を定めることとした。（第九条～第一一条関係）

6　その他所要の規定を設けることとした。

7　この法律は、公布の日から施行することとした。

法令のあらまし

◇地方交付税法等の一部を改正する法律（法律第一号）（自治省）

1　補正予算により平成六年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが減額されることに伴い、同特別会計における借入金を七、一九〇億四、〇〇〇万円増額することとした。

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（法律第二号）（農林水産省）

1　この法律は、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　「就農支援資金」とは、5の認定を受けた者（以下「認定就農者」という。）が認定に係る就農計画（以下「認定就農計画」という。）に従って就農するのに必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金をいうこと等とした。（第二条関係）

3　都道府県知事は、青年の就農促進に関する方針（以下「就農促進方針」という。）を定めるものとすることとした。

4　就農促進方針においては、青年の就農促進に関する基本的な方向、青年の就農促進を図るための措置に関する事項、青年の就農促進に関する業務を行う団体及び機関の相互の連携に関する事項を定めるものとすることとした。（第三条関係）

5　新たに就農しようとする青年は、就農計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該就農計画が適当である旨の認定を受けることができることとした。（第四条関係）

6　都道府県知事は、7に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる民法第三四条の法人を、その申請により、都道府県に一を限って、都道府県青年農業者育成センター（以下「センタ　と　う。」として指定することができることとした。（第五条関係）

7　センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとすることとした。（第六条関係）

㈠　就農支援資金の貸付けを行うこと。

㈡　新たに就農しようとする青年に対し、農業の技術又は経営方法の習得に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

㈢　青年農業者が共同して行う農業の技術に関する研究その他の自主的な活動に対する援助を行うこと。

㈣　青年農業者と農業に関連する事業を行う者、消費者等との交流を促進すること。

㈤　青年の就農促進に関する調査及び啓発活動を行うこと。

8　7の㈠によりセンターが貸し付ける就農支援資金は無利子とし、その償還期間（据置期間を含む。9において同じ。）は、　年を超えない範囲内で、その据置期間は、四年を超えない範囲内で、それぞれ政令で定める期間とすることとした。（第七条関係）

9　センター　認定就農者が地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において就農した場合には　就農支援資金について、その償還期間を八年を超えない範囲内で、その据置期間を五年を超えな　範囲内で、それぞれ延長することができることとした。（第八条関係）

10　センターが行う7の㈡から㈤までの業務に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には　租税特別措置法で定めるところにより、必要経費算入の特例及び損金算入の特例の適用があるものとすることとした。（第一六条関係）

11　農業改良資金助成法第二条第四項の青年農業者等育成確保資金のうち、認定就農者が認定就農計画に従って就農するのに必要なものについては、同法の規定にかかわらず　その償還期間は一二年を超えない範囲内で　その据置期間は五年を超えない範囲内で、政令で定める期間とするとともに、貸付限度額の特例を設けることとした。（第二一条関係）

12　農業委員会は、農用地について、所有権の移転等のあっせんを行うに当たっては、認定就農者が認定就農計画に従って就農できるよう努めるものとすることとした。（第二二条関係）

13　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇農業改良資金助成法の　部を改正する法律（法律第三号）（農林水産省）

1　農業改良資金の貸付金の種類として、特定地域新部門導入資金を加えることとした。（第一条関係）

2　特定地域新部門導入資金は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において農業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる作物若しくは家畜又は栽培管理方法若し　は飼養管理方法を導入し、新たな農業部門の経営（当該農業部門に関連する農畜産物の加工の事業の経営を含む。）を開始するのに必要な資金で政令で定めることとした。（第二条第二項関係）

3　特定地域新部門導入資金は、無利子とし、その償還期間及び据置期間は、それぞれ一二年以内及び五年以内で政令で定める期間とすることとした。（第五条第　項及び第二項関係）

4　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇農業経営基盤強化促進法の　部を改正する法律（法律第四号）（農林水産省）

1　農林水産大臣は　農地保有合理化法人の行う業務を支援することを目的として設立された民法第三四条の法人であって、2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、当該業務を行う者（以下「農地保有合理化支援法人」という。）として指定することができることとした。（第一一条の二関係）

2　農地保有合理化支援法人は、次に掲げる業務を行うものとすることとした。（第一一条の三関係）

㈠　農地保有合理化法人が農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業（以下「農地保有合理化事業等」という。）の実施のために必要な資金を借り入れることにより金融機関に対して負担する債務を保証すること。

㈡　農地保有合理化法人に対し、農地保有合理化事業等の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。

㈢　農地保有合理化法人に対し、農地保有合理化事業等の実施のための助成を行うこと。

㈣　農地保有合理化事業に関する啓発普及を行うこと。

㈤　農地保有合理化事業に関する調査研究を行い　及び農地保有合理化事業に従事する者の研修を行うこと。

3　農林水産大臣の認可を受けて　2の㈠に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の　部を金融機関に委託することができることとするとともに　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず　当該委託を受け、当該業務を行うことができることとした。（第一一条の四関係）

4　承認市町村の農業委員会は、認定農業者から申出があった場合に加えて　農用地の所有者から利用権の設定等についてあっ　せんを受けた旨の申出があった場合には、その申出の内容を勘案して認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする　とした。（第一三条関係）

5　承認市町村の農業委員会は、一の農用地の所有者からの申出の内容が当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、当該農用地についての農地保有合理化法人を含めた調整において認定農業者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、　当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地保有合理化法人による買入れが特に必要であると認めるときは、承認市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができることとした。（第一三条の二第一項関係）

6　承認市町村の長は、5の規定による要請を受けた場合におい　、基本構想の達成に資する見地からみて　当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、農地保有合理化法人が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとすることとした。（第一三条の　第二項関係）

7　6の規定による通知を受けた農用地の所有者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る農用地の買入れの協議を拒んではならないこととした。